

独立行政法人評価年報

平成 20 年度版

政策評価・独立行政法人評価委員会

はじめに

本書は、平成 20 年度末時点で 100 を数える独立行政法人について、平成 20 年度中に行われた業務実績評価等の当委員会の活動及び政府の取組を整理して、一覽的に国民の皆さまにお示ししようとするものです。

独立行政法人に対しては引き続き国民の厳しい目が向けられ、当委員会としても厳格な評価の取組が求められています。平成 20 年度は、当委員会が平成 20 年 7 月に策定した「平成 19 年度業務実績評価の取組について」等に基づき、各府省の評価委員会の評価結果について横断的な視点から二次評価を実施し、政府全体の評価の厳格性・信頼性を確保するとともに、評価の質の向上を期しています。その際、平成 19 年 12 月に策定された「独立行政法人整理合理化計画」で厳しくチェックすることが求められている契約の適正化・給与水準の適正化についての評価にも重点的に取り組みました。また、平成 21 年 3 月には、平成 21 年度以降に二次評価を行う際の指針となる「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」及び「平成 20 年度業務実績評価の具体的取組について」や、当委員会での業績勘案率に係る議論の蓄積を整理した「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針の補足説明」を取りまとめました。

独立行政法人が行う事業及び事務は、国民生活及び社会経済等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものです。また、独立行政法人は国民の信頼が得られるよう業務を効果的かつ効率的に実施することが求められています。更に、独立行政法人の経営の質の向上を図るために、業務の運営状況を国民に対し透明化するとともに、その評価に関する情報をより多くの方々に提供することは、大変有益であると考えております。

本書では、第 1 部で、独立行政法人制度の動向、法人数・役職員数、予算・財務等の状況をまとめ、独立行政法人制度全体を概観し、第 2 部で、上述の平成 20 年度に行われた業務実績評価等の結果について読者の見やすさに配慮しつつ整理するとともに、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務実績評価に関してもその概要を取りまとめております。さらに、巻末には、独立行政法人に関する各種の基礎的な資料を掲載しております。

本書が各位のお役に立つことを期待するとともに、当委員会の活動、独立行政法人制度の的確な運用について、各位の御理解と御協力をお願いいたします。

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員長 岡 素之

目 次

第1部 独立行政法人の状況	1
第1節 独立行政法人の制度等	3
1 独立行政法人とは	3
2 独立行政法人制度の経緯	4
(1) 中央省庁等改革に伴う独立行政法人への移行	4
(2) 特殊法人等改革に伴う独立行政法人への移行	4
(3) その他の独立行政法人	5
3 独立行政法人制度の特徴	6
(1) 業務の効率性・質の向上	6
(2) 法人の自律的な業務運営の確保	7
(3) 業務の透明性の確保	7
第2節 法人数の状況	8
1 法人数の推移	8
2 主務省別の法人数	10
第3節 役職員の状況	11
1 職員の状況	11
(1) 職員数の状況	11
(2) 独立行政法人の職員規模	11
(3) 職員の給与水準	12
2 役員の状況	13
(1) 役員数	13
(2) 役員の報酬の状況	15
(3) 役員の退職手当の状況	16
3 総人件費の状況	18
第4節 財務・会計の状況	20
1 独立行政法人の会計制度等	20
(1) 独立行政法人の会計処理の原則	20
(2) 独立行政法人の財務諸表等	20
(3) 独立行政法人の財務諸表等に係る監査	21
2 各種データ	21
(1) 資本金	21
(2) 予算	22
(3) 決算	27
(4) 運営費交付金の収益化基準の採用状況	28
(5) セグメント情報等	28
(6) 財政状態及び損益	30
(7) 運営費交付金債務	31
(8) 目的積立金	31

(9) 行政サービス実施コスト	32
第2部 独立行政法人評価の状況	35
第1節 独立行政法人評価制度等の概要	37
1 独立行政法人評価制度の概要	37
(1) 業務実績評価	37
(2) 中期目標期間終了時の見直し等	37
2 評価委員会の構成	40
(1) 府省評価委員会等の構成	40
(2) 政策評価・独立行政法人評価委員会の構成	42
第2節 平成20年度における業務実績評価の状況	44
1 府省評価委員会による業務実績評価の状況	44
(1) 評価活動の概要	44
(2) 評価基準等	44
(3) 評価結果の反映状況等	53
2 政策評価・独立行政法人評価委員会による業務実績評価の状況	60
(1) 取組方針等	60
(2) 評価活動の概要	61
(3) 平成21年度以降の当面の視点等の決定	64
(4) 独立行政法人の業務運営への反映状況	65
3 業務実績評価結果の概要	67
【本概要の見方】	67
① 内閣府	69
国立公文書館	70
国民生活センター	72
北方領土問題対策協会	74
沖縄科学技術研究基盤整備機構	76
② 総務省	79
情報通信研究機構	80
統計センター	84
平和祈念事業特別基金	86
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	88
③ 外務省	91
国際協力機構	92
国際交流基金	94
④ 財務省	97
酒類総合研究所	98
造幣局	100
国立印刷局	104
通関情報処理センター	108
日本万国博覧会記念機構	110

農林漁業信用基金	112
奄美群島振興開発基金	114
住宅金融支援機構	116
⑤ 文部科学省	119
国立特別支援教育総合研究所	120
大学入試センター	122
国立青少年教育振興機構	124
国立女性教育会館	126
国立国語研究所	128
国立科学博物館	130
物質・材料研究機構	132
防災科学技術研究所	134
放射線医学総合研究所	136
国立美術館	138
国立文化財機構	140
教員研修センター	142
科学技術振興機構	144
日本学術振興会	146
理化学研究所	148
宇宙航空研究開発機構	150
日本スポーツ振興センター	152
日本芸術文化振興会	154
日本学生支援機構	156
海洋研究開発機構	158
国立高等専門学校機構	160
大学評価・学位授与機構	162
国立大学財務・経営センター	164
メディア教育開発センター	166
日本原子力研究開発機構	168
日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)	170
⑥ 厚生労働省	173
国立健康・栄養研究所	174
労働安全衛生総合研究所	176
勤労者退職金共済機構	178
高齢・障害者雇用支援機構	180
福祉医療機構	182
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	184
労働政策研究・研修機構	186
雇用・能力開発機構	188
労働者健康福祉機構	190
国立病院機構	192

医薬品医療機器総合機構	194
医薬基盤研究所	196
年金・健康保険福祉施設整理機構	198
年金積立金管理運用	200
⑦ 農林水産省	203
農林水産消費安全技術センター	204
種苗管理センター	208
家畜改良センター	210
水産大学校	212
農業・食品産業技術総合研究機構	214
農業生物資源研究所	216
農業環境技術研究所	218
国際農林水産業研究センター	220
森林総合研究所	222
水産総合研究センター	224
農畜産業振興機構	226
農業者年金基金	228
農林漁業信用基金	230
緑資源機構	232
⑧ 経済産業省	235
経済産業研究所	236
工業所有権情報・研修館	238
日本貿易保険	240
産業技術総合研究所	242
製品評価技術基盤機構	244
新エネルギー・産業技術総合開発機構	246
日本貿易振興機構	248
原子力安全基盤機構	250
情報処理推進機構	254
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	256
中小企業基盤整備機構	260
⑨ 国土交通省	263
土木研究所	264
建築研究所	266
交通安全環境研究所	268
海上技術安全研究所	270
港湾空港技術研究所	272
電子航法研究所	274
航海訓練所	276
海技教育機構	278
航空大学校	280

自動車検査	282
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	284
国際観光振興機構	286
水資源機構	288
自動車事故対策機構	290
空港周辺整備機構	292
海上災害防止センター	294
都市再生機構	296
奄美群島振興開発基金	298
日本高速道路保有・債務返済機構	300
住宅金融支援機構	302
⑩ 環境省	305
国立環境研究所	306
環境再生保全機構	308
⑪ 防衛省	311
駐留軍等労働者労務管理機構	312
⑫ 法務省	315
日本司法支援センター	316
⑬ 国立大学法人・大学共同利用機関法人	319
(参考1)独立行政法人の業務実績に関する二次評価結果—契約の適正化に係るもの— (H21.1.7) (報道資料)	322
(参考2)政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見 (H20.11.26) (個別意見)の別紙2	327
第3節 平成20年度における中期目標期間終了時の見直しの状況	337
1 見直しをめぐる状況	337
2 新中期目標等への反映	337
資料編	339
資料1 独立行政法人関係法令	341
資料1-1 独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号)	341
資料1-2 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令 (平成12年政令第316号)	351
資料2 独立行政法人一覧	354
別添 独立行政法人国立病院機構 病院一覧	355
資料3 国立大学法人等の一覧	358
資料4 独立行政法人の常勤職員数の推移	360
資料5 独立行政法人の役職員の給与水準(平成20年度)	362
資料5-1 職員の給与水準	362
資料5-2 独立行政法人による平成22年度対国家公務員指数の推計値等一覧	365
資料5-3 役員報酬の支給状況	376
資料5-4 役員の退職手当の支給状況	382

資料5-5 総人件費改革の取組	384
資料5-6 給与、報酬等支給総額	388
(参考1)最広義人件費	390
(参考2)最広義人件費の内訳	392
資料6 独立行政法人の役員の状況	394
資料7 独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況	396
資料8 今後の業績勘案率の取組	398
資料8-1 役員退職金に係る業績勘案率に関する方針の補足説明	398
資料8-2 業績勘案率に係る基本的なチェックの手順	400
資料9 財務諸表等に関する会計監査人等による監査の実施状況	402
資料10 独立行政法人の資本金	404
資料11 独立行政法人の予算(収入)	406
資料11-1 独立行政法人の平成17年度計画における予算額(収入)	406
資料11-2 独立行政法人の平成18年度計画における予算額(収入)	408
資料11-3 独立行政法人の平成19年度計画における予算額(収入)	410
資料11-4 独立行政法人の平成20年度計画における予算額(収入)	412
資料11-5 独立行政法人の平成21年度計画における予算額(収入)	414
資料12 独立行政法人の予算(支出)	416
資料12-1 独立行政法人の平成17年度計画における予算額(支出)	416
資料12-2 独立行政法人の平成18年度計画における予算額(支出)	418
資料12-3 独立行政法人の平成19年度計画における予算額(支出)	420
資料12-4 独立行政法人の平成20年度計画における予算額(支出)	422
資料12-5 独立行政法人の平成21年度計画における予算額(支出)	424
資料13 平成21年度独立行政法人に対する財政支出	426
資料14 独立行政法人の決算(収入)	428
資料14-1 独立行政法人の平成15年度決算(収入)	428
資料14-2 独立行政法人の平成16年度決算(収入)	430
資料14-3 独立行政法人の平成17年度決算(収入)	432
資料14-4 独立行政法人の平成18年度決算(収入)	434
資料14-5 独立行政法人の平成19年度決算(収入)	436
資料15 独立行政法人の決算(支出)	438
資料15-1 独立行政法人の平成15年度決算(支出)	438
資料15-2 独立行政法人の平成16年度決算(支出)	440
資料15-3 独立行政法人の平成17年度決算(支出)	442
資料15-4 独立行政法人の平成18年度決算(支出)	444
資料15-5 独立行政法人の平成19年度決算(支出)	446
資料16 運営費交付金の収益化基準の採用状況(平成19年度)	448
資料17 法定勘定区分又はセグメント区分の状況(平成19年度)	450
資料18 独立行政法人の財政状態及び損益	452
資料18-1 資産、負債及び純資産の状況(平成19年度)	452
資料18-2 当期総利益(損失)の状況(平成19年度)	454

資料 19	運営費交付金債務の状況	456
資料 20	目的積立金及び利益剰余金等の状況	462
資料 21	行政サービス実施コストの状況(平成 19 年度)	464
資料 22	府省独立行政法人評価委員会 委員会名簿 (平成 21 年4月1日現在)	466
資料 23	中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて (平成 15 年 8 月 1 日閣議決定)	482
資料 24	独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の 取組方針 (平成 19 年7月 11 日 政策評価・独立行政法人評価委員会)	483
資料 25	独立行政法人整理合理化計画	484
	資料 25-1 独立行政法人整理合理化計画のポイント	484
	資料 25-2 独立行政法人整理合理化計画(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)	488
資料 26	平成 19 年度業務実績評価の取組について (平成 20 年7月 14 日 政策評価・ 独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会)	520
資料 27	入札・契約の適正化に係る評価における関心事項(平成 20 年9月5日 政策評価・ 独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会 随意契約等評価臨時検 討チーム)	520
資料 28	独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点 (平成 21 年3月 30 日 政策評価・独立行政法人評価委員会)	521
資料 29	平成 20 年度業務実績評価の具体的取組について (平成 21 年3月 30 日 政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価 分科会)	522

第 1 部 独立行政法人の状況

第1節 独立行政法人の制度等

(独立行政法人とは)

- ①公共性の高い事務・事業のうち、
 - ②国が直接実施する必要はないが、
 - ③民間の主体にゆだねると実施されないおそれのあるもの
- を実施する法人。

(特徴)

- ・業務の効率性・質の向上
- ・法人の自律的な業務運営の確保
- ・業務の透明性の確保

(根拠法令)

- ・独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(資料1-1「独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)」参照)
- ・各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律等

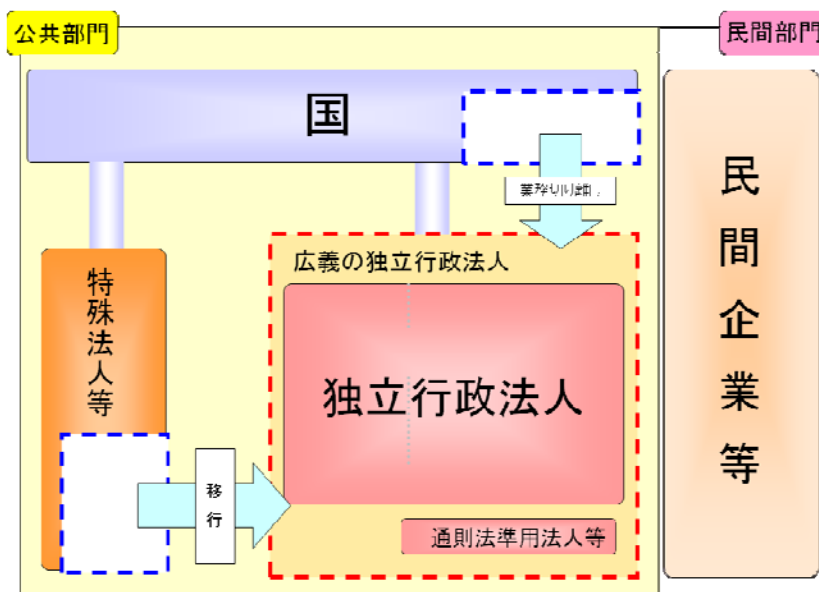
1 独立行政法人とは

独立行政法人は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないが民間の主体にゆだねると実施されないおそれのあるもの等を実施する、国とは別の法人格を有する法人である。平成13年に導入されたこの法人制度は、具体的には、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)等に定められている。

独立行政法人は、平成13年1月の中央省庁等改革の実施に合わせ、主として国の機関から分離されたいわゆる「先行独法」と、特殊法人等から新たに独立行政法人化されたいわゆる「移行独法」などに分類される。

なお、通則法を準用する法人等として、日本司法支援センター、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)がある。

図表1. 独立行政法人とは



2 独立行政法人制度の経緯

(1) 中央省庁等改革に伴う独立行政法人への移行

独立行政法人制度は、中央省庁等改革の柱の一つとして、行政改革会議最終報告(平成9年 12月3日)において導入が提言された制度である。その後、中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)に制度の基本的な考え方が規定され、「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)により、89の国の事務・事業について独立行政法人化の方針等が決定された。

これらを踏まえ、平成11年7月、独立行政法人の運営の基本、監督、職員の身分その他の制度の基本となる共通の事項を定めた通則法が制定され、以降、これを踏まえて関係法令の整備も進められた。

他方、平成11年12月に、独立行政法人の設立根拠となる法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めた国立公文書館法の一部を改正する法律(平成11年法律第161号)等59の個別の独立行政法人の設置について定める法律(以下、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律を「個別法」という。)が制定され、続いて、平成12年5月に、独立行政法人教員研修センター法が制定された。

さらに、平成12年12月1日に閣議決定された「行政改革大綱」により、個別法の制定まで至っていなかった国の事務・事業についての独立行政法人への具体的な移行方針が定められた。

このような過程を経て、まず、独立行政法人国立公文書館(以下、個別の独立行政法人名については、正式名称から「独立行政法人」の文字を省略する。)等57の独立行政法人が、平成13年4月に設立された。

(2) 特殊法人等改革に伴う独立行政法人への移行

中央省庁等改革においては、特殊法人等の改革も行われており、その中で、国の行政機関が行ってきた事務・事業についての独立行政法人化とは別に、特殊法人等の独立行政法人化も進められた。

まず、平成9年12月の行政改革会議最終報告において、特殊法人等の事務・事業の「徹底的な見直しをまず実施し、なお維持・継続すべきと判断された業務については、独立行政法人化の可否についての検討を視野に入れるとともに、特殊な法人として存置すべきと判断された法人についても、独立行政法人制度のねらいとするところが生かされるよう、適切な運営が図られなければならない」との考え方が示された。これを受けて、平成12年12月の「行政改革大綱」において、特殊法人等については、個別の事業の見直し結果を踏まえ、法人ごとに「当該見直し後の事業を担う実施主体としてふさわしい組織形態を決定する」とし、特に、「廃止又は民営化される法人以外の法人について、その事業及び組織運営の実態を踏まえつつ、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づく独立行政法人への移行を検討する」との方針が決定され、この方針に沿って特殊法人等改革基本法(平成13年法律第58号)が制定され、特殊法人等改革を進める機関として、内閣に特殊法人等改革推進本部が設置された。そして、各特殊法人等の個別事業についての徹底した見直し及び同見直しを踏まえた組織形態の見直しが進められ、平成13年12月に、「特殊法人等整理合理化計画」として、廃止・民営化を行うことのできない特殊法人等の事務・事業の大部分が独立行政法人に移行することが閣議決定された。

特殊法人等改革推進本部は、平成14年10月に、特殊法人等整理合理化計画に従い設立又は統合する独立行政法人(以下「新独立行政法人」という。)の役職員は原則として非公務員とすること

などを内容とする「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」を決定し、これを受け、同本部事務局は、15年4月に、新独立行政法人に関する「独立行政法人の中期目標等の策定指針」を各府省に通知した。

このような経緯を経て、特殊法人等整理合理化計画の対象特殊法人等のうち、平成15年度には26特殊法人及び15認可法人等が、16年度には9特殊法人及び9認可法人等が独立行政法人に移行した。また、17年度には道路関係四公団民営化関係4法に基づき、6つの高速道路株式会社とともに日本高速道路保有・債務返済機構が設立されたほか、2特殊法人が独立行政法人に移行した。さらに18年度及び19年度にはそれぞれ1特殊法人が独立行政法人に移行した。

(3) その他の独立行政法人

(1)及び(2)のほか、平成14年度に2法人、15年度に4法人、16年度に5法人、17年度に3法人、19年度に1法人の独立行政法人が設立された。

なお、平成17年12月に閣議決定された「行政改革の重要方針」により、国の特別会計は「事業の必要性は認められるとしても国自体が担う必要性の薄いものは民間にゆだねるものとし、必ずしも国が直接行う必要性の薄いものは独立行政法人化するものとする。」こととされた。これを受けて、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)が制定され、国有林野事業特別会計等8つの特別会計について、当該特別会計において経理される事務・事業の一部について、独立行政法人化すること等を定めている。

また、平成20年4月には、各府省独立行政法人評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会を廃止し、新たに総務省に独立行政法人評価委員会を設置して、独立行政法人の評価機能を一元化すること、内閣によるガバナンスを強化すること等を内容とする独立行政法人通則法の一部を改正する法律案が第169回通常国会に提出されたが、平成21年7月に未審議のまま廃案となった。

図表2. 独立行政法人制度の経緯

平成9年	12月	「行政改革会議最終報告」において独立行政法人制度の導入を提言
10年	6月	中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)成立。独立行政法人制度の創設が盛り込まれる。
11年	4月	「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)において、独立行政法人制度の骨格及び89の事務・事業の独立行政法人化の方針を決定
	7月	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)成立。独立行政法人の運営の基本、その他制度の基本となる共通の事項を定める 独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成11年法律第104号)成立。独立行政法人制度の導入に伴い、国家公務員法(昭和22年法律第120号)、その他関係法律の規定を整備し、経過措置を規定
	12月	国立公文書館法の一部を改正する法律(平成11年法律第161号)等59法人のいわゆる個別法成立(「独立行政法人教員研修センター法」(平成12年法律第88号)は平成12年5月成立) 独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第220号)成立
12年	6月	独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成12年政令第316号)制定
	12月	「行政改革大綱」(平成12年12月1日閣議決定)において平成13年4月の独立行政法人移行及び今後の独立行政法人移行の方針を明示
13年	1月	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)施行
	4月	国立公文書館等57独立行政法人が発足
	12月	「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)により、特殊法人等の事務・事業の大部分を独立行政法人に移行することを明示
14年	10月	「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」(平成14年10月18日特殊法人等改革推進本部決定)において、新独立行政法人の役員は原則として非公務員とすることや、主務大臣は明確かつ具体的な中期目標を設定すること等とされた
15年	4月	「独立行政法人の中期目標等の策定指針」(平成15年4月18日特殊法人等改革推進本部事務局)において、各主務大臣及び各法人が中期目標及び中期計画を策定するに当たり指針とすべき事項を提示
	10月	特殊法人等から移行した独立行政法人の設立が始まる
17年	12月	「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において、国の特別会計は、「事業の必要性は認められるとしても国自体が担う必要性の薄いものは民間にゆだねるものとし、必ずしも国が直接行う必要性の薄いものは独立行政法人化するものとする。」こととされた。
18年	6月	簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)成立。特別会計において経理される事務及び事業の一部について独立行政法人化すること等を規定
19年	12月	「独立行政法人等整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)により、独立行政法人の徹底的な縮減等を決定

(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

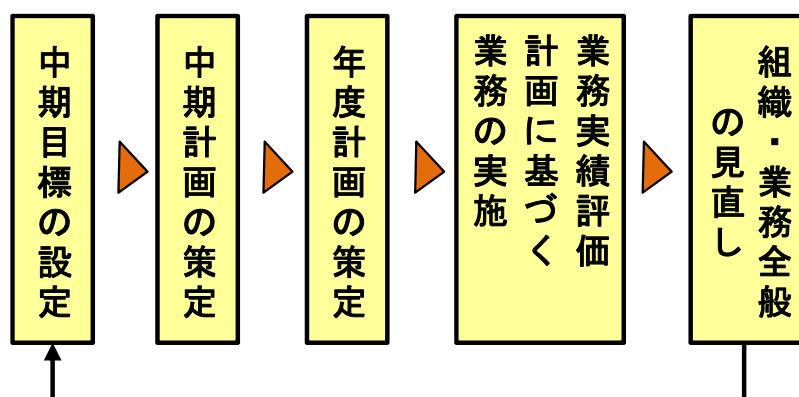
3 独立行政法人制度の特徴

(1) 業務の効率性・質の向上

ア 中期的な目標管理と第三者による事後評価、業務・組織全般の定期的見直し

主務大臣は、3年以上5年以下の期間において各独立行政法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を定め、各独立行政法人はこの中期目標に基づき中期計画及び年度計画を策定し、これらの計画に基づき、適正かつ効率的に業務を運営する。そして、毎年度及び中期目標期間の業務実績について第三者機関による評価(独立行政法人の主務省に置かれる独立行政法人評価委員会(以下「府省評価委員会」という。))による一次評価及び総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会による二次評価)が行われる。さらに、中期目標期間終了時には主務大臣による法人の組織・業務全般にわたる見直しが行われる。

図表3. 目標管理と第三者による事後評価及び見直し



イ 企業的な経営手法による財務運営

独立行政法人は、企業会計原則を基本とした会計処理を行い、会計監査人（公認会計士又は監査法人）による監査（一部の小規模な独立行政法人を除く。）を受けるとともに、業務の遂行状況の適格な把握及び業績の適正な評価に資するため、国民等に対し有用な財務情報を提供することとしている。

(2) 法人の自律的な業務運営の確保

独立行政法人の長は役員（理事）を任免する権限を有し、民間人登用を含めた適材適所の役員人事を行うことが可能である。

また、法令等により組織の名称・数及び組織ごとの定員が定められている国の行政機関とは異なり、法人自らの判断により、業務の繁閑や行政ニーズの動向に応じて効率的かつ効果的な組織編成・人員配置を行うことが可能となっている。また、役職員の給与等については、法人の業績や役職員個人の業績等が反映される仕組みを導入している。なお、独立行政法人には、法人の目的や業務の性質に応じ、役職員に国家公務員の身分を与える「特定独立行政法人」と、それ以外の独立行政法人（以下「非特定独立行政法人」という。）があり、前者については、人事管理に関し、国家公務員に係る法制の適用がある。

さらに、国の一般的な予算管理においては、毎年度事前に予算査定を受け、原則として、他の費目への移用・流用や次年度への繰越しができない等の仕組みとなっている。これに対し、独立行政法人制度においては、例えば、国から交付される運営費交付金については、予定された用途以外の用途に充てることも可能であり、また、経営努力により生じた剰余金については、主務大臣の承認を受けて中期計画で定められた用途の範囲内で取り崩して使用することができるなど、効率的かつ効果的な財政運営が可能となっている。

(3) 業務の透明性の確保

独立行政法人制度においては、法人の組織・業務運営等の透明性が重視されており、中期目標、中期計画、年度計画、事業報告書、財務諸表、監事及び会計監査人の監査結果、府省評価委員会の評価結果等については、すべて公表が義務付けられ、官報等への公告及び閲覧による公表のほか、ホームページへの掲載などの積極的な公表が求められている。

第2節 法人数の状況

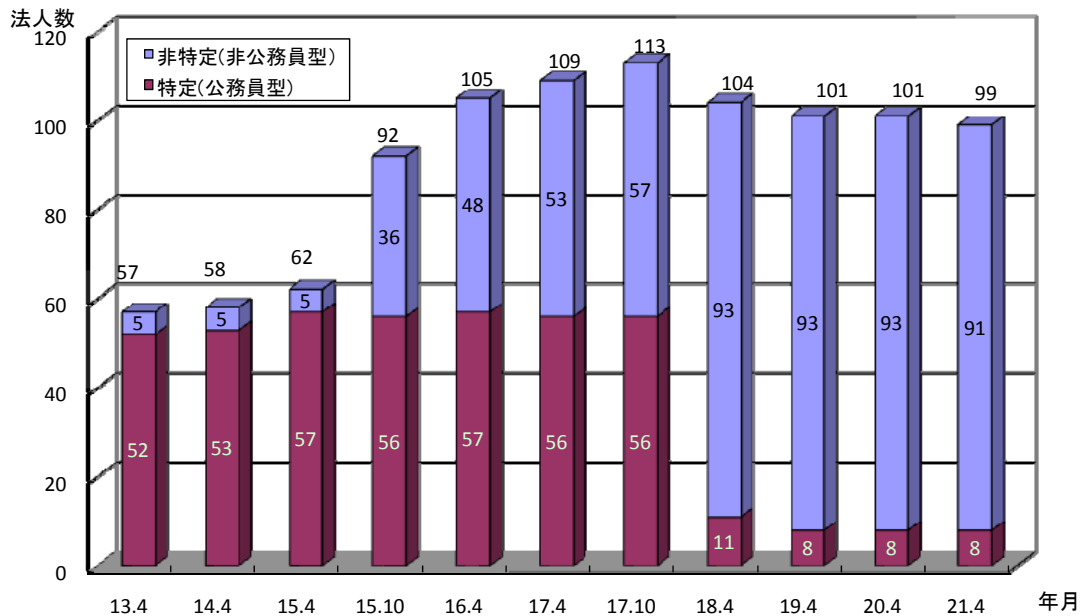
1 法人数の推移

中央省庁等改革の柱の一つとして国の組織の一部を分離することにより平成13年4月に57法人でスタートした独立行政法人は、「特殊法人等整理合理化計画」に基づき15年10月以降、特殊法人等が独立行政法人に移行したこと等により、17年10月に113法人を数えるまでに達したが、その後の統廃合等により、平成21年4月現在、99法人となっている(図表4及び図表5参照)。

これらのうち、役員及び職員が国家公務員の身分を有する特定独立行政法人は、当初52法人であったが、組織・業務全般の見直しの中で非公務員化を推進した結果、平成21年4月現在、8法人(全体の8.1%)となっている(資料2「独立行政法人一覧」参照)。

なお、国立大学法人については、通則法を一部準用している国立大学法人法(平成15年法律第112号)に基づき設立されている国立大学法人が86法人、大学共同利用機関法人が4法人ある(平成21年4月現在)(資料3「国立大学法人等の一覧」参照)。

図表4. 法人数の推移



- (注) 1. 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 「非特定」は非特定独立行政法人を、「特定」は特定独立行政法人を示す。

図表5. 法人数の推移(明細)

年 月	設 立	統合・廃止・名称変更等 (独立行政法人該当分のみ)	法人数
平成13年4月	(57法人) 【内閣府】国立公文書館 【総務省】通信総合研究所、消防研究所 【財務省】酒類総合研究所 【文部科学省】国立特殊教育総合研究所、大学入試センター、国立オリンピック記念青少年総合センター、国立女性教育会館、国立青年の家、国立少年自然の家、国立国語研究所、国立科学博物館、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、航空宇宙技術研究所、放射線医学総合研究所、国立美術館、国立博物館、文化財研究所、教員研修センター 【厚生労働省】国立健康・栄養研究所、産業安全研究所、産業医学総合研究所 【農林水産省】農林水産消費技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、肥飼料検査所、農薬検査所、農業者大学校、林木育種センター、さけ・ます資源管理センター、水産大学校、農業技術研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、農業工学研究所、食品総合研究所、国際農林水産業研究センター、森林総合研究所、水産総合研究センター 【経済産業省】経済産業研究所、工業所有権総合情報館、日本貿易保険、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構 【国土交通省】土木研究所、建築研究所、交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所、北海道開発土木研究所、海技大学校、航海訓練所、海員学校、航空大学校 【環境省】国立環境研究所		57
～14年4月	(1法人)【内閣府】駐留軍等労働者労務管理機構		58
～14年7月	(1法人)【国土交通省】自動車検査		
～15年4月	(3法人)【総務省】統計センター 【財務省】造幣局、国立印刷局		62
～15年10月	(30法人。主に「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月閣議決定)に係るもの。) 【内閣府】国民生活センター、北方領土問題対策協会 【総務省】平和祈念事業特別基金【外務省】国際協力機構、国際交流基金 【財務省】通関情報処理センター、日本万国博覧会記念機構 【文部科学省】科学技術振興機構、日本学術振興会、理化学研究所、日本スポーツ振興センター、日本芸術文化振興会 【厚生労働省】勤労者退職金共済機構、高齢・障害者雇用支援機構、福祉医療機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、労働政策研究・研修機構 【農林水産省】農畜産業振興機構、農業者年金基金、農林漁業信用基金、緑資源機構 【経済産業省】新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本貿易振興機構、原子力安全基盤機構 【国土交通省】鉄道建設・運輸施設整備支援機構、国際観光振興機構、水資源機構、自動車事故対策機構、空港周辺整備機構、海上災害防止センター	(独立行政法人の数に増減なし) 【文部科学省】 ○航空宇宙技術研究所→宇宙航空研究開発機構 【農林水産省】 ○農業技術研究機構→農業・生物系特定産業技術研究機構	92
～16年1月	(1法人)【経済産業省】情報処理推進機構		
～16年2月	(1法人)【経済産業省】石油天然ガス・金属鉱物資源機構		
～16年3月	(1法人)【厚生労働省】雇用・能力開発機構		
～16年4月	(10法人)【文部科学省】日本学生支援機構、海洋研究開発機構、国立高等専門学校機構、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、メディア教育開発センター 【厚生労働省】労働者健康福祉機構、国立病院機構、医薬品医療機器総合機構 【環境省】環境再生保全機構	(独立行政法人の数に増減なし) 【総務省】 ○通信総合研究所→情報通信研究機構	105
～16年7月	(2法人)【経済産業省】中小企業基盤整備機構 【国土交通省】都市再生機構		
～16年10月	(1法人)【国土交通省】奄美群島振興開発基金	(独立行政法人の数に増減なし) 【経済産業省】 ○工業所有権総合情報館→工業所有権情報・研修館(名称変更)	
～17年4月	(1法人)【厚生労働省】医薬基盤研究所		109
～17年9月	(1法人)【内閣府】沖縄科学技術研究基盤整備機構		
～17年10月	(3法人) 【文部科学省】日本原子力研究開発機構 【厚生労働省】年金・健康保険福祉施設整理機構 【国土交通省】日本高速道路保有・債務返済機構		
～18年4月	(1法人) 【厚生労働省】年金積立金管理運用	(14法人→4法人) 【総務省】○消防研究所(廃止)	113

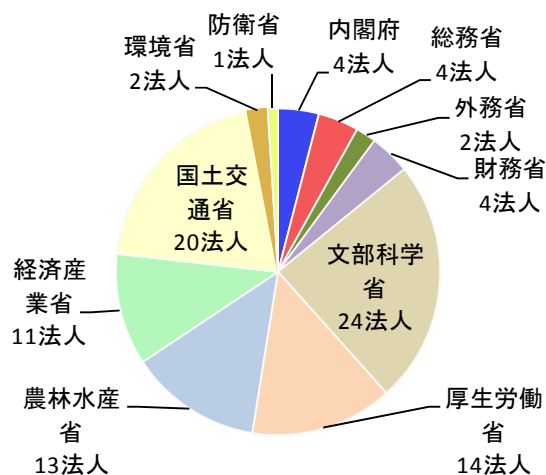
		【文部科学省】 ○国立オリンピック記念青少年センター、国立青年の家、国立少年自然の家→国立青少年教育振興機構 【厚生労働省】 ○産業安全研究所、産業医学総合研究所→労働安全衛生総合研究所 【農林水産省】 ○農業者大学校(廃止。なお、一部業務は農業・食品産業技術総合研究機構に移行) ○さけ・ます資源管理センター→水産総合研究センターへ統合 ○農業・生物系特定産業技術研究機構、農業工学研究所、農業食品研究所→農業・食品産業技術総合研究機構 【国土交通省】 ○北海道開発土木研究所→土木研究所へ統合 ○海技大学校、海員学校→海技教育機構	104
～19年4月	(1法人) 【国土交通省】 住宅金融支援機構	(6法人→2法人) 【内閣府】 ○駐留軍等労働者労務管理機構(防衛省に所管変更) 【文部科学省】 ○国立博物館、文化財研究所→国立文化財機構 ○国立特殊教育総合研究所→国立特別支援教育総合研究所(名称変更) 【農林水産省】 ○農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、農薬検査所→農林水産消費安全技術センター ○林木育種センター→森林総合研究所へ統合	101
～19年10月	(1法人) 【総務省】 郵便貯金・簡易生命保険管理機構		
～20年4月		(1法人減) 【農林水産省】 ○緑資源機構(廃止。なお、一部の業務は森林総合研究所及び国際農林水産業研究センターに承継)	101
～20年10月		(1法人減) 【財務省】 通関情報処理センター(特殊会社化)	
～21年4月		(1法人減) 【文部科学省】 メディア教育開発センター(廃止)	99

(注)政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 主務省別の法人数

平成21年4月現在、独立行政法人は99法人設置されており、当該法人を所管している府省は11府省となっている。主務省別に独立行政法人の設置状況をみると、最も多いのは文部科学省の24法人であり、次が国土交通省の20法人となっている(図表6参照)。

図表6. 主務省別の法人数(平成21年4月1日現在)



(注)1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

- 2 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省に記載している。
- 3 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省に記載している。
- 4 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省に記載している。

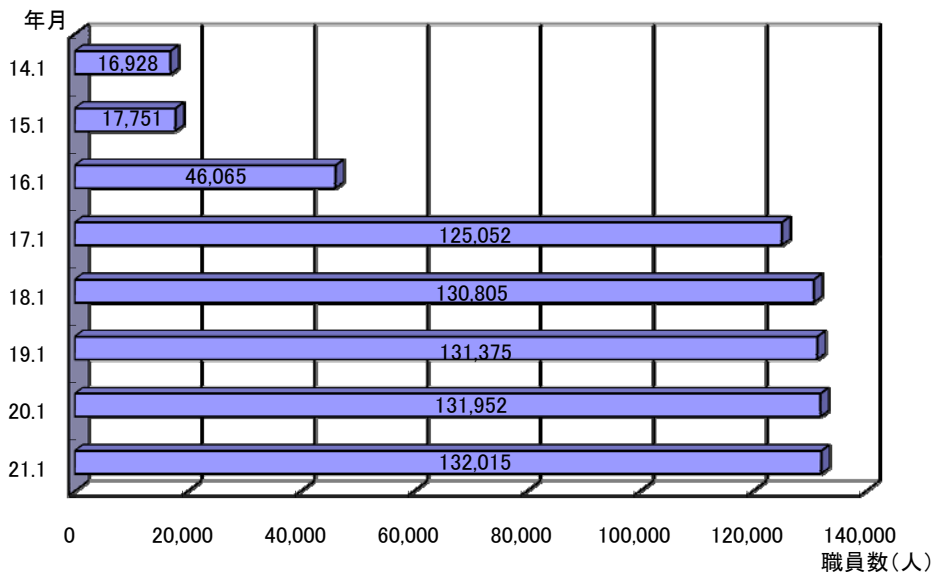
第3節 役職員の状況

1 職員の状況

(1) 職員数の状況

平成21年1月1日現在における独立行政法人の常勤職員数(任期付きの常勤職員数を含む。)は計132,015人となっており、20年1月1日現在の131,952人に比べ63人増加している(図表7参照)。法人別の増減状況を見ると、国立病院機構が前年度比570人増となっている一方、科学技術振興機構が前年度比387人減などとなっている(資料4「独立行政法人の常勤職員数の推移」参照)。

図表7. 独立行政法人の常勤職員数の推移



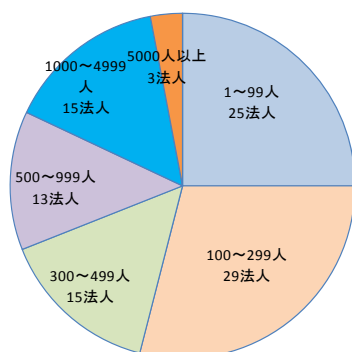
(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

(2) 独立行政法人の職員規模

平成21年1月1日現在における独立行政法人100法人について、常勤職員数(任期付きの常勤職員数を含む。)の規模別にみると、職員数100人未満の法人が25法人、100人以上300人未満の法人が29法人あり、300人未満の法人は合計で54法人となり全体の54%を占めている(図表8参照)。

また、職員数が最も多い法人は国立病院機構(50,043人)であり、次が労働者健康福祉機構(13,763人)となっている。一方、職員数が最も少ない法人は平和祈念事業特別基金(16人)となっている(資料4「独立行政法人の常勤職員数の推移」参照)。

図表8. 独立行政法人の常勤職員規模別法人数(平成21年1月1日現在)



(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

(3) 職員の給与水準

独立行政法人制度は、各法人が自律的に業務運営を行うことを基本としていることから、職員の給与については、通則法に基づき、各法人が定めることとなっている(図表9参照)。

図表9. 通則法が定める独立行政法人の職員給与等に関する考慮事項

	特定独立行政法人 (通則法第57条第1項及び第3項)	非特定独立行政法人 (通則法第63条第1項及び第3項)
給与	<ul style="list-style-type: none"> 職務の内容と責任 職員が発揮した能率 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の勤務成績
給与の支給基準	<ul style="list-style-type: none"> 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける国家公務員の給与 民間企業の従業員の給与 当該特定独立行政法人の業務の実績 中期計画の第30条第2項第3号の人件費の見積り その他の事情 	<ul style="list-style-type: none"> 当該独立行政法人の業務の実績 社会一般の情勢

また、法人運営の透明性を確保し、国民に対する説明責任を果たしていく観点から、法人の役職員の給与等の支給基準を公表することとされ、平成20年度分については、各主務大臣及び各法人がホームページにおいて公表するとともに、総務省行政管理局において当該公表内容を取りまとめたものを21年7月27日に公表している。

それによれば、各法人の常勤職員について、平成20年度の対国家公務員指数(年齢勘案)は、平均で事務・技術職員が107.0、研究職員が100.8、病院医師が116.8、病院看護師が95.6となっている(図表10及び資料5-1「職員の給与水準」参照)。

図表10. 職員の給与水準

	対象法人数	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平成20年度年間平均給与(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)	対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)
事務・技術職員	101	34,557	43.4	7,306	107.0	105.1
研究職員	42	9,069	45.0	9,040	100.8	106.5
病院医師	4	4,839	46.3	13,129	116.8	110.2
病院看護師	4	29,332	37.4	5,024	95.6	95.6

(注)「独立行政法人の役職員の給与水準(平成20年度)」(平成21年7月27日総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

(参考)

<p>「特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について」(平成14年10月18日特殊法人等改革推進本部決定)(概要)</p> <p>法人の役職員の給与等の水準についても、主務大臣が国家公務員及び他の法人と比較ができる形で分かりやすく公表する</p>
<p>「独立行政法人の役員報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成15年9月9日策定、20年3月18日最終改定)(概要)</p> <p>① 役員報酬等の支給状況、 ② 職員給与の支給状況等(雇用形態別・職種別・年齢別の分布状況等)と給与水準の国家公務員との比較、 ③ 総人件費(給与、報酬等支給総額等) などについて、各主務大臣及び各法人が徹底的な情報開示を行う</p>
<p>「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成20年11月14日閣議決定)(概要)</p> <p>独立行政法人の役職員の給与については、改定に当たって国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準とするよう要請するとともに、中期目標に従った人件費削減や国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与の見直しの取組状況を的確に把握する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。</p>

2 役員状況

(1) 役員数

独立行政法人の役員については、法人の長1人及び監事を置くことが義務付けられるとともに、必要に応じて他の役員(以下「理事等」という。)を置くことができることとされている(通則法第18条第1項及び第2項)。

なお、法人の長の名称、理事等の名称及び定数、監事の定数は、個別法で定めることとしている(通則法第18条第3項)。

ア 役員規模別法人数の状況

平成21年1月1日現在における独立行政法人100法人において実際に任命されている役員の数をみると、法人の長100人、理事等334人、監事205人であり、役員数の規模別にみると、法人の長及び理事各1人の法人が28法人(28.0%)あり、最も多くなっている(図表11参照)。法人の長及び理事等の数が最も多い法人は、国立病院機構の15人(理事長及び副理事長各1人、理事13人)となっており、当該法人は、職員数も最多となっている。また、法人の長及び理事等の数が最も少ない法人は、航空大学校(理事長1人のみ)であるが、個別法上は、別に理事1人を置くことができることとされている(資料6「独立行政法人の役員状況」参照)。

なお、監事の数、年金積立金管理運用では1人、農業・食品産業技術総合研究機構、森林総合研究所、中小企業基盤整備機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、都市再生機構、住宅金融支援機構の6法人においては3人であるが、その他の法人においては2人となっている。

図表11. 法人の長及び理事等の数の合計別に見た独立行政法人の状況(平成21年1月1日現在)

法人の長及び理事等の合計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計
法人数	1	28	22	15	9	6	7	3	3	2	1	2	0	0	1	100

(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

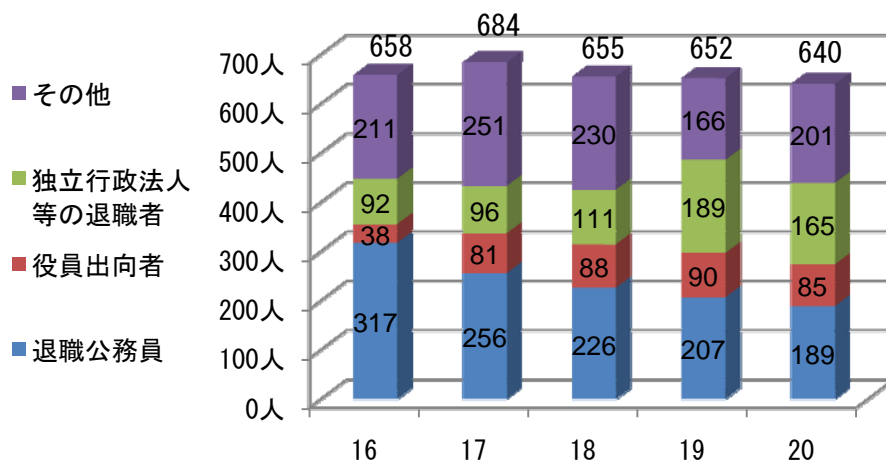
さらに、これら100法人の役員について勤務形態における常勤・非常勤の内訳をみると、法人の長については100人全員が常勤、理事等については334人のうち非常勤が25人(7.5%)、監事については205人のうち非常勤が110人(53.7%)となっている。

イ 役員に占める退職公務員等の状況

役員については、「公務員制度改革大綱」(平成 13 年 12 月 25 日閣議決定)等に基づき、退職公務員及び独立行政法人等の退職者の役員への就任状況が公表されている。

平成 20 年 10 月 1 日現在の 100 法人の役員就任の形態別状況をみると、役員 640 人(非常勤を含む。)のうち退職公務員が就任している者が 189 (29.5%) 人、国から出向している者が 85 人 (13.3%)、独立行政法人等の退職者が就任している者が 165 人 (25.8%)となっている(図表 12 及び資料 7「独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況」参照)。

図表 12. 役員に占める退職公務員等の状況(平成 20 年 10 月 1 日現在)



(注) 1 「独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表について」(平成 20 年 12 月 25 日行政改革推進本部事務局、内閣官房及び総務省)による。

2 「独立行政法人等の退職者」は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)の対象となる法人の退職者である。なお、当該法人の退職者及び法人の合併により合併前の法人の役員から退職せず合併後の法人の役員に就いたものを含む。

3 「退職公務員」は、本府省の課長・企画官相当職以上並びに施設等機関、特別の機関その他の附属機関及び地方支分部局の本府省課長・企画官相当職以上で退職した者(①国立大学・国立高等専門学校の学長その他の教官等②退職後 10 年以上民間会社等の役職員歴のある者③退職後 5 年以上当該法人等の職員歴のある者及び役員出向者を除く。)である。

同様に、平成 20 年 10 月 1 日現在の独立行政法人 100 法人の子会社等の役員への就任状況をみると、退職公務員又は独立行政法人の退職者が役員に就いている子会社等の数は 106 法人、役員 1,228 人のうち退職公務員から就任している者が 120 人、独立行政法人等の退職者から就任している者が 253 人となっている。また、常勤の子会社等の役員 392 人のうち退職公務員の占める割合は 14.5%となっている(図表 13 及び資料 7「独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況」参照)。

図表 13. 独立行政法人の子会社への退職公務員

(単位：法人、人)

年 度	退職公務員・独立行政法人 の退職者が役員に就いて いる子会社等の数	役員数	うち退職公務員数	
			うち退職公務員数	うち当該法人の退 職者数
平成 14	1	24	2	0
平成 15	64	1,317	111	55[19]
平成 16	94	1,601	143	190[31]
平成 17	120	1,727	142	245[32]
平成 18	115	1,550	146	246[28]
平成 19	105	1,315	124	256[24]
平成 20	106	1,228	120	253[22]

- (注) 1 「独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表について」(平成 20 年 12 月 25 日行政改革推進本部事務局、内閣官房及び総務省)による。
- 2 「子会社等」とは、子会社(他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。)を支配している場合における当該他の会社等をいう。法人及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、法人の子会社とみなす。)及び一定規模以上の委託先(売上高に占める法人の発注に係る額が3分の2以上である委託先)をいう。
- 3 「退職公務員」とは、本府省の課長・企画官相当職以上並びに施設等機関、特別の機関その他の附属機関及び地方支分部局の本府省課長・企画官相当職以上で退職した者及び地方支分部局のこれに相当する職以上で退職した公務員をいう。
- 4 退職公務員が法人役職員に就任し、退職した後、子会社等の役員に就任した場合は、双方の欄に記載するとともに、「うち当該法人の退職者数」の欄に [] 内書きで計上している。

(2) 役員の報酬の状況

独立行政法人の役員の報酬については、各法人において支給の基準を定めることとされており(通則法第 52 条第 2 項及び第 62 条)、当該支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該法人の業務の実績等を考慮して定められなければならないとされ(通則法第 52 条第 3 項及び第 62 条)、職員の給与水準と同様に主務大臣及び各法人が国家公務員及び他の法人と比較できる形で公表することとされている。

総務省行政管理局は、平成 21 年 7 月 27 日に、20 年度における独立行政法人の役員の報酬等の水準について、職員の給与水準と併せて取りまとめの上、公表している。これによると、各法人の常勤役員の報酬(平均)については、法人の長が 1,861 万円、理事が 1,550 万円、監事が 1,357 万円となっている(図表 14 及び資料 5-3「役員報酬の支給状況」参照)。

なお、各法人の役員報酬の業績反映の方法や改定状況については、各主務大臣及び各法人が公表している。

図表14. 常勤役員の報酬の支給状況(平成20年度)

○独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成20年度)[概要](抜粋)

・常勤役員の報酬の支給状況
 常勤役員の報酬支給総額は、全体で▲36,300千円の減少。法人の長及び監事の報酬が増加しているのは、19年度において就退任の影響により期末手当等の額が減少したこと等によるもの。19、20年度に就退任があった法人を除いた場合、支給総額は、法人の長については▲19,690千円の減少、監事については▲7,245千円の減少となっている。

		19年度	20年度	対前年度差	対前年度比
		(千円)	(千円)	(千円)	(%)
平均	法人の長	18,325	18,605	280	1.5
	理事	15,506	15,495	▲11	▲0.1
	監事	13,517	13,574	57	0.4
支給総額	法人の長	1,869,127	1,879,153	10,026	0.5
	理事	4,961,762	4,896,437	▲65,325	▲1.3
	監事	1,297,664	1,316,663	18,999	1.5
	計	8,128,553	8,092,253	▲36,300	▲0.4

(注) 年度途中に設立又は廃止された法人は除いている。

(注) 「独立行政法人の役職員の給与水準(平成20年度)」(平成21年7月27日総務省行政管理局)による。

(3) 役員の退職手当の状況

独立行政法人の役員の退職手当についても、報酬と同様に、通則法第52条及び第62条により、各法人において支給の基準を定めることとされており、当該支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該法人の業務の実績等を考慮して定められなければならないとされている。

一方、公務員を一度退職して退職金を得た後、更に独立行政法人の役員に就任し、退職後相当の退職金を得ることについて批判があることから、役員の退職金を国家公務員並みに引き下げた上で業績を反映した仕組みとなるよう、「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」(平成15年12月19日閣議決定)において、支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額額の100分の12.5を基準とし、これに府省評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請された(図表15参照)。

図表15. 独立行政法人の役員の退職手当に関する閣議決定

○「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」(平成15年12月19日閣議決定)(抜粋)

1 独立行政法人

(1) 各府省は、所管の独立行政法人に対し、役員の退職金の支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額額の12.5/100を基準とし、これに各府省の独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請する。

(2) 独立行政法人評価委員会は、上記(1)の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。この場合、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人評価委員会に対し、意見を述べる事ができる。

独立行政法人評価委員会は、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、速やかに各主務大臣に通知する。主務大臣は、通知があったときは、内閣官房長官に報告する。

(3) 独立行政法人及び主務大臣は、各役員の退職金の支給額について、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成15年9月16日閣議決定)の4に基づき、決定に至った事由とともに公表する。

○「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成20年11月14日閣議決定)(抜粋)

3(3) 独立行政法人の役職員の給与については、改定に当たって国家公務員の給与水準を十分考慮して適正な給与水準とするよう要請するとともに、中期目標に従った人件費削減や国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与の見直しの取組状況を的確に把握する。独立行政法人及び主務大臣は、総務大臣が定める様式により、役職員の給与等の水準を毎年度公表する。

これを受けて、各法人は、いずれも上記の閣議決定の趣旨を踏まえた役員の退職手当に関する規程の改正・制定を行っている。

また、役員の退職手当の業績勘案率に関する規定についても、上記の閣議決定「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」を踏まえ、すべての法人において、府省評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定することとしている。

上記の閣議決定「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」においては、役員の退職手当の業績勘案率の決定に当たって、府省評価委員会は、あらかじめ政策評価・独立行政法人評価委員会に通知することとされ、政策評価・独立行政法人評価委員会は、必要な場合、府省評価委員会に対して意見を述べることもできるとされている。

これを受けて、政策評価・独立行政法人評価委員会は、役員の退職手当の業績勘案率について、平成16年3月12日の本委員会及び6月28日の独立行政法人評価分科会においてその基本的な考え方を審議し、「業績勘案率に関する検討の際の着眼点」として整理(16年7月1日)した後、7月23日の独立行政法人評価分科会において、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」を決定した。この中で、役員退職金に係る府省評価委員会からの業績勘案率の通知に対し、政策評価・独立行政法人評価委員会として意見を述べる際の分科会の検討に当たっては、①業績勘案率は、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並みとするという今般の退職金の見直しの趣旨にかんがみ、1.0を基本とする、②府省評価委員会からの通知が1.0を超える場合など厳格な検討が求められる場合には、政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会としては、算定に当たっての客観性の確保、法人の業績又は担当業務の実績の反映重視を基本とすることとしている。

また、政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会は、平成21年3月30日には、それまでの500余件の事例の審議における意見等を踏まえて、業績勘案率に関する考え方や検討の手順を改めて確認し、より実務に役立つように、上述の「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」の補足説明等として取りまとめ、各府省評価委員会に通知している。(資料8-1「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針の補足説明」及び資料8-2「業績勘案率に係る基本的なチェックの手順」参照)。

業績勘案率の決定によって退職手当支給額の全額が確定し、平成20年度中にその支払いを受けた常勤役員は、法人の長が19人、理事が57人、監事(常勤)が12人の計88人で、その支給総額は、法人の長が1億3,095万円、理事が2億1,769万円、監事が3,652万円となっている(図表16及び資料5-4「役員の退職手当の支給状況」参照)。

図表16. 常勤役員の退職手当の支給状況(平成20年度)

	法人の長	理事	監事
退職常勤役員の数	19人	57人	12人
退職手当(確定額)の支給総額	13,095万円	21,769万円	3,652万円

(注)1 「独立行政法人の役職員の給与水準(平成20年度)」(平成21年7月27日総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 「理事」には副理事長等を含む。

3 総人件費の状況

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年6月2日法律第47号)に基づき、各法人は、総人件費改革の一環として、平成18年度以降、5年間で5%以上の人件費の削減を基本として取り組んでいる。

各法人は、人件費又は人員の削減のいずれかを選択して取組を行っており、総人件費改革3年目にあたる平成20年度における法人全体の取組状況は、総務省行政管理局が21年7月27日に取りまとめた、「独立行政法人の役職員の給与水準(平成20年度)」において公表されている(図表17参照)。

それによると、まず総人件費改革の取組については、基準となる平成17年度実績に比して人件費の削減を行う83法人においては全体として2.9%減少、人員の削減を行う17法人においては全体として9.1%減少となっている。

また、人件費の状況については、平成20年度の最広義人件費は、前年度と比較して169億円減少し、1兆3,269億円となった(図表17及び資料5-5「総人件費改革の取組」参照)。

図表17. 総人件費改革の取組と状況

1. 総人件費改革の取組

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年6月2日法律第 47 号)に基づき、各法人は、総人件費改革の一環として、平成 18 年度以降5年間で5%以上の人件費の削減を基本として取り組んでいる。

各法人は、人件費又は人員の削減のいずれかを選択して取組を行っており、総人件費改革3年目にあたる平成 20 年度における法人全体の取組状況をみると、基準となる平成 17 年度実績に比して人件費の削減を行う 83 法人においては全体として▲2.9% (「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)により、削減対象の人件費から控除することとされている人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いて算出した削減率)、人員数の削減を行う 17 法人においては全体として▲9.1%減少となっている。

(1) 人件費の削減を行う法人

法人数	基準となる金額	平成 20 年度 実績	進捗状況(基準に対する増▲減)	
	平成 17 年度		金額	増▲減比(補正值)
83	(億円) 8,290	(億円) 8,109	(億円) ▲ 181	(%) ▲ 2.9

(2) 人員の削減を行う法人

法人数	基準となる人数	平成 20 年度 実績	進捗状況(基準に対する増▲減)	
	平成 17 年度		人数	増▲減比
17	(人) 16,407	(人) 14,909	(人) ▲ 1,498	(%) ▲ 9.1

(注)1 平成 21 年3月 31 日現在の法人における取組状況の集計である。

2 沖縄科学技術研究基盤整備機構及び日本司法支援センターについては、体制整備の途上であるため、総人件費改革の対象とされていない。

3 増▲減比(補正值)とは、「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)により、削減対象の人件費から控除することとされている人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いて算出した削減率である。

なお、人事院勧告を踏まえた給与改定分は、行政職(一)職員の年間平均給与の増減率を使用し、平成 18 年度は0%、平成 19 年度は+0.7%、平成 20 年度は0%となっている。

2. 人件費の状況

平成 20 年度の最広義人件費は、前年度と比較して▲169 億円減少となった。

	平成19年度 (103法人)	平成20年度 (102法人)	構成比	対前年度差
	(億円)	(億円)		
給与、報酬等	9,644	9,529	71.8%	▲ 115
退職手当支給	1,005	894	6.7%	▲ 111
非常勤役職員	1,106	1,198	9.0%	92
福利厚生費	1,683	1,647	12.4%	▲ 36
最広義人件費	13,438	13,269	100%	▲ 169

(注)1 「給与、報酬等支給総額」とは、常勤役職員に支給された報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額であり、総人件費改革の対象経費である。

2 「退職手当支給額」とは、常勤役職員に支給された退職手当の支給額である。

3 「非常勤役職員等給与」とは、非常勤役職員、臨時職員等に支給された給与、諸手当、退職手当支給額の合計額である。

4 「福利厚生費」とは、すべての役員及び職員(非常勤職員等を含む。)に係る法定福利費と法定外福利費の合計額である。

5 「最広義人件費」とは、注1から注4における各人件費の合計額である。ただし、四捨五入の関係で、合計は一致しない。

(注)「独立行政法人の役職員の給与水準(平成 20 年度)」(平成 21 年7月 27 日総務省行政管理局)による。

第4節 財務・会計の状況

1 独立行政法人の会計制度等

(1) 独立行政法人の会計処理の原則

独立行政法人の会計については、原則として企業会計原則によることとされている(通則法第37条)。ここで、企業会計原則は株式会社等の営利企業を直接の適用対象としているため、公共的な性格を有し利益獲得を主たる目的としないなど営利企業とは異なる特殊性を有する独立行政法人にそのまま適用することは、本来伝達されるべき会計情報が伝達されないなどの事態を生じかねない。

このため、独立行政法人の会計については、企業会計原則を原則としつつ、上記の特殊性を考慮した「独立行政法人会計基準」(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会決定。最終改定平成19年11月19日)に基づいて処理されている。

(2) 独立行政法人の財務諸表等

独立行政法人は、毎事業年度、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書)を作成し、当該事業年度の終了後3か月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない(通則法第38条第1項)。

また、独立行政法人が財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び決算報告書並びに監事の意見(会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見)を付けなければならないこととされている(通則法第38条第2項)。

図表18. 独立行政法人の財務諸表等

種 類		概 要	
財 務 諸 表	貸借対照表	独立行政法人の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日現在の資産、負債及び純資産の状況を示したもの。	
	損益計算書	独立行政法人の運営状況を明らかにするため、一会計期間に属する収益、費用の状況を示したもの。	
	利益の処分又は損失の処理に関する書類	独立行政法人の当期末処分利益の処分又は当期末処理損失の処理の内容を明らかにするもの。	
	その他主務省令で定める書類	キャッシュ・フロー計算書	当該事業年度の独立行政法人のキャッシュ・フローの状況を活動区分別に示したもの。
		行政サービス実施コスト計算書	納税者である国民の行政サービスに対する評価・判断に資するため、独立行政法人の業務運営に関して最終的に国民の負担に帰せられるコスト情報(行政サービス実施コスト)を一元的に集約して表示するもの。
附属明細書		上記の書類に係る明細書	
事業報告書		財務情報や定性的情報などを用いて独立行政法人の事業報告を行うもの。	
決算報告書		独立行政法人の決算(予算執行の状況)を明らかにするもの。	

(注)1. 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2. 財務諸表については、「独立行政法人会計基準」において独立行政法人の財務諸表の体系と整理されているものを記載。

さらに、移行独法の中には、民間企業等に対する出資を業務とする法人もあることから、独立行政法人とその出資先を公的な資金が供給されている一つの会計主体としてとらえ、公的な主体である独立行政法人の説明責任を果たすため、一定の関係にある法人を有する独立行政法人は財務諸表とともに連結財務諸表を作成することとされている。

(3) 独立行政法人の財務諸表等に係る監査

個別法により長期借入金又は債券発行をすることができる法人、100 億円以上の資本金を有する法人及び負債の部に計上した金額の合計額が 200 億円以上に達している法人については、監事による監査のほか、会計監査人(公認会計士又は監査法人)による監査を受けることが義務付けられている(通則法第 39 条及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第 2 条)(資料 1-1「独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)」及び資料 1-2「独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成 12 年政令第 316 号)」参照)。

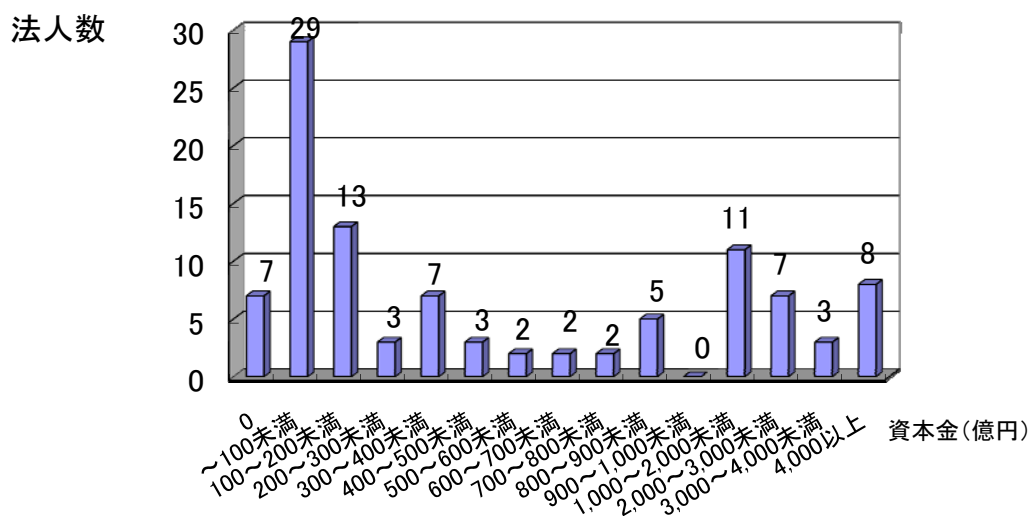
この結果、平成 19 年度は 102 法人のうち 78 法人において、通則法第 39 条の規定に基づく会計監査が実施されているほか、7 法人において、法人の任意により公認会計士又は監査法人による通則法第 39 条に準じた監査が行われている(資料 9「財務諸表等に関する会計監査人等による監査の実施状況」参照)。

2 各種データ

(1) 資本金

平成 19 年度末日現在における資本金規模別の法人数の状況をみると、資本金 1,000 億円未満の法人は 102 法人のうち 73 法人(資本金を有しない 7 法人を含む)となっており、資本金が 1,000 億円以上の法人は 29 法人となっている(図表 19 及び資料 10「独立行政法人の資本金」参照)。

図表 19. 資本金規模別の独立行政法人数(平成 19 年度末現在)



(注)各独立行政法人の貸借対照表(法人単位)に基づき政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

なお、平成 19 年度末現在の資本金上位 5 法人は図表 20 のとおりである(資料 10「独立行政法人の資本金」参照)。

図表 20. 資本金 上位 5 法人(平成 19 年度末現在)

法人名	金額
日本高速道路保有・債務返済機構	4兆7,281億円
福祉医療機構	3兆5,742億円
中小企業基盤整備機構	1兆955億円
都市再生機構	9,485億円
日本原子力研究開発機構	8,086億円

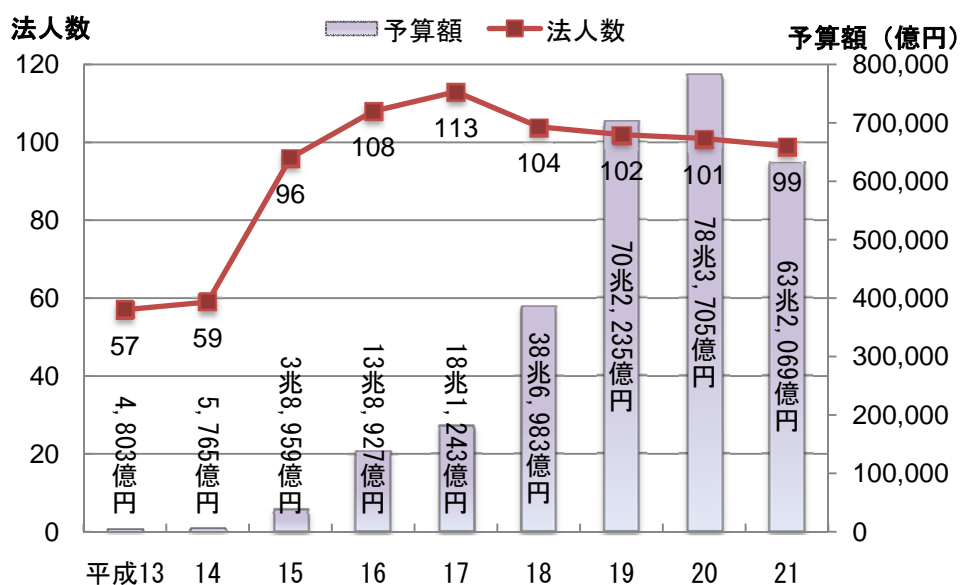
(注)1. 各法人の貸借対照表(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 億円未満は四捨五入。

(2) 予算

ア 予算総額

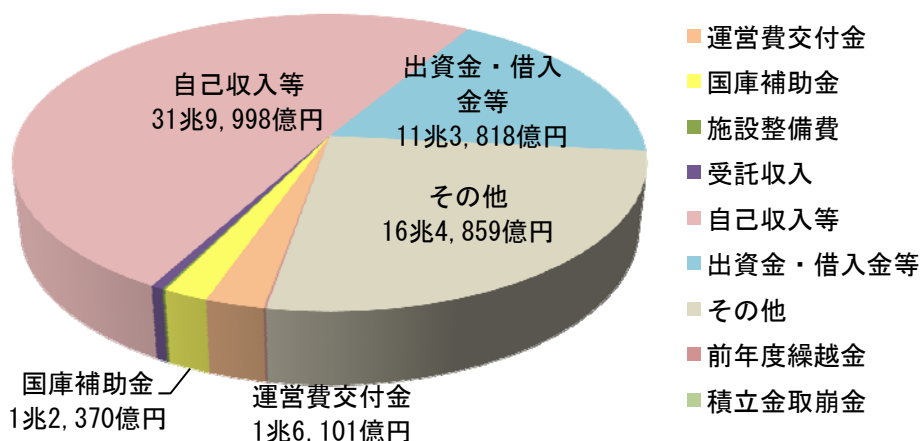
独立行政法人全体における当初予算(収入)(自己収入等によるもの及び過年度からの繰越分で当該年度予算に組み込まれたものを含む。)の推移をみると、平成 21 年度は、99 法人で 63 兆 2,069 億円となっている。ここで、20 年度と 21 年度を比較すると、予算額は 15 兆 1,636 億円減少しているが、これは、1兆円以上予算が増加した法人がない一方、年金積立金管理運用に係る予算が 11 兆 6,674 億円、郵便貯金・簡易生命保険管理機構に係る予算が 2兆 50 億円減少したこと等によるものである(図表 21 及び資料 11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。

図表21.独立行政法人全体の当初予算(収入)の推移(総額)



(注) 1. 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。

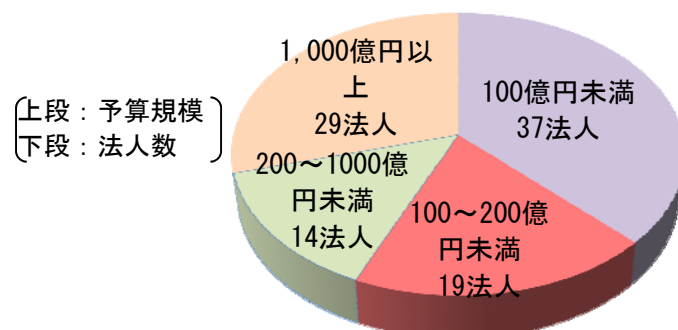
図表22. 平成 21 年度の独立行政法人全体の当初予算(収入)の内訳(項目別)



(注) 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

平成 21 年度の当初予算(収入)の状況を規模別にみると、99 法人のうち 37 法人(37.4%)が予算規模が 100 億円未満となっている一方、予算規模が 1,000 億円以上の法人は 29 法人(29.3%)となっている。

図表 23. 予算規模別の独立行政法人の状況(平成 21 年度)



(注)各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

なお、当初予算(収入)の上位及び下位5法人は下記のとおりとなっている(資料 11-5「独立行政法人の平成 21 年度計画における予算額(収入)」参照)。

図表 24. 予算規模上位・下位の5法人(平成 21 年度)

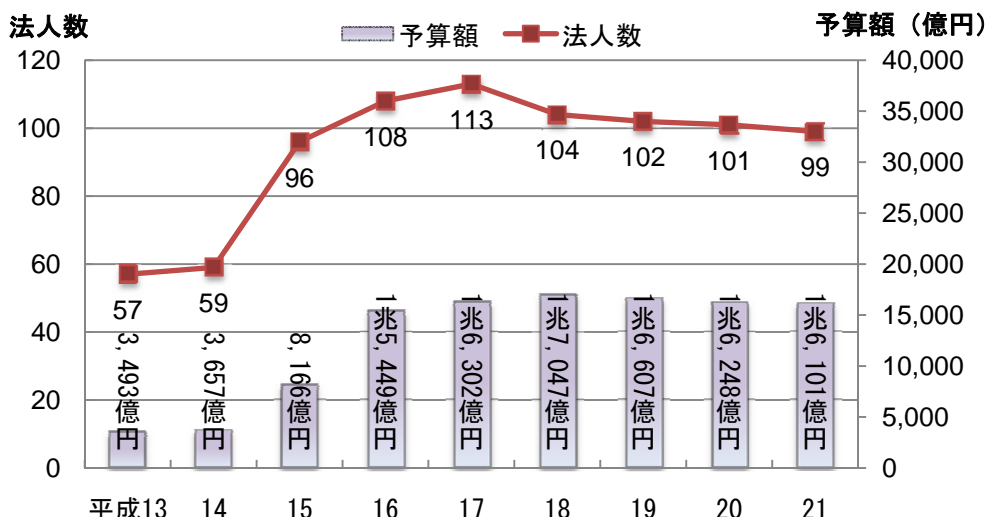
法人名	金額	法人名	金額
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	23兆9,305億円	国立国語研究所(注3)	5億円
住宅金融支援機構	10兆5,020億円	国立健康・栄養研究所	9億円
年金積立金管理運用	8兆9,678億円	北方領土問題対策協会	10億円
日本高速道路保有・債務返済機構	4兆0,272億円	国立女性教育会館	10億円
都市再生機構	2兆2,281億円	酒類総合研究所	12億円

- (注) 1. 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2. 億円未満は四捨五入。
 3. 平成 21 年 10 月 1 日をもって大学共同利用機関法人人間文化研究機構に移管のため、平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日までの予算を計上。

イ 運営費交付金

多くの独立行政法人に対しては、法人の業務運営の財源に充てるため、毎年、国から運営費交付金が交付されている。当初予算(収入)における運営費交付金(過年度からの繰越しで当該年度の予算に組み込まれたものを含む。)の総額の推移をみると、図表25のとおり、平成21年度は99法人で1兆6,101億円と、20年度の1兆6,248億円と比較して147億円減少している(資料11「独立行政法人の予算(収入)」参照。また、独立行政法人に対する国の財政支出については、資料13「平成20年度独立行政法人に対する財政支出」を参照)。

図表25. 独立行政法人全体の運営費交付金の推移



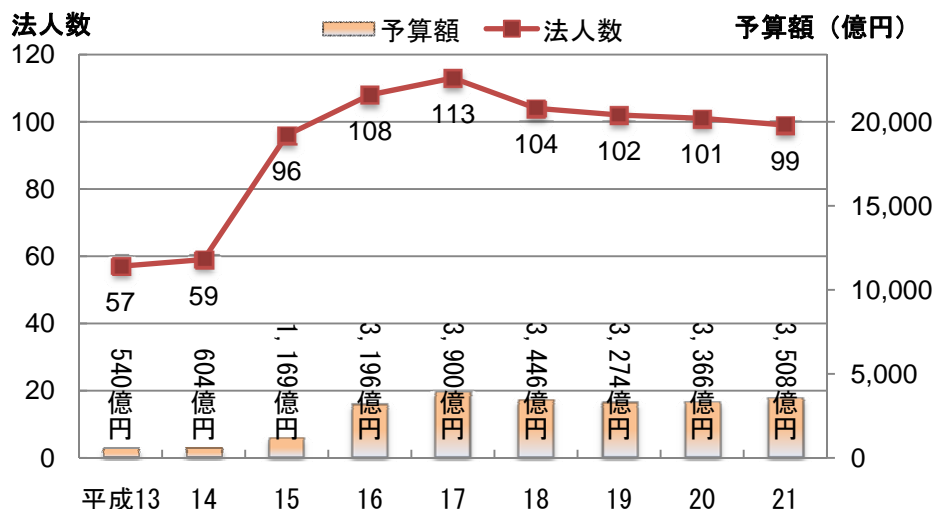
(注)1. 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。

ウ 自己収入等(受託収入含む)

i 受託収入

独立行政法人の当初予算における国、特殊法人、民間等から委託を受けた研究等の受託収入の推移については図表26となっており、平成21年度は99法人で3,508億円と、20年度の3,366億円と比較して142億円増加している(資料11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。

図表26. 独立行政法人全体の受託収入の推移



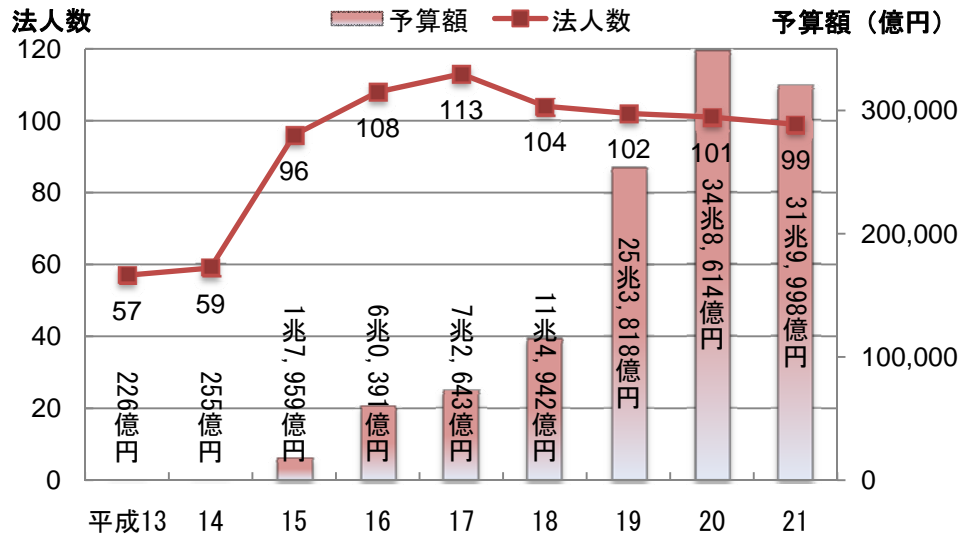
(注)1. 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。

ii 受託収入を除く自己収入等

独立行政法人の当初予算における受託収入を除く自己収入等の推移をみると図表 27 となっており、平成 21 年度は 99 法人で 31 兆 9,998 億円と、20 年度の 34 兆 8,614 億円と比較して 2 兆 8,616 億円減少している(資料 11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。

この理由は、郵便貯金・簡易生命保険管理機構の自己収入等に係る予算が 1 兆 9,243 億円減少したこと等による。

図表 27. 独立行政法人全体の自己収入等の推移



(注) 1. 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。

なお、各独立行政法人の平成 21 年度計画予算において見込んでいる自己収入等の多い上位 5 法人は下記のとおりである(資料 11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。

図表 28. 自己収入等に係る収入予算 上位 5 法人(平成 21 年度収入当初予算)

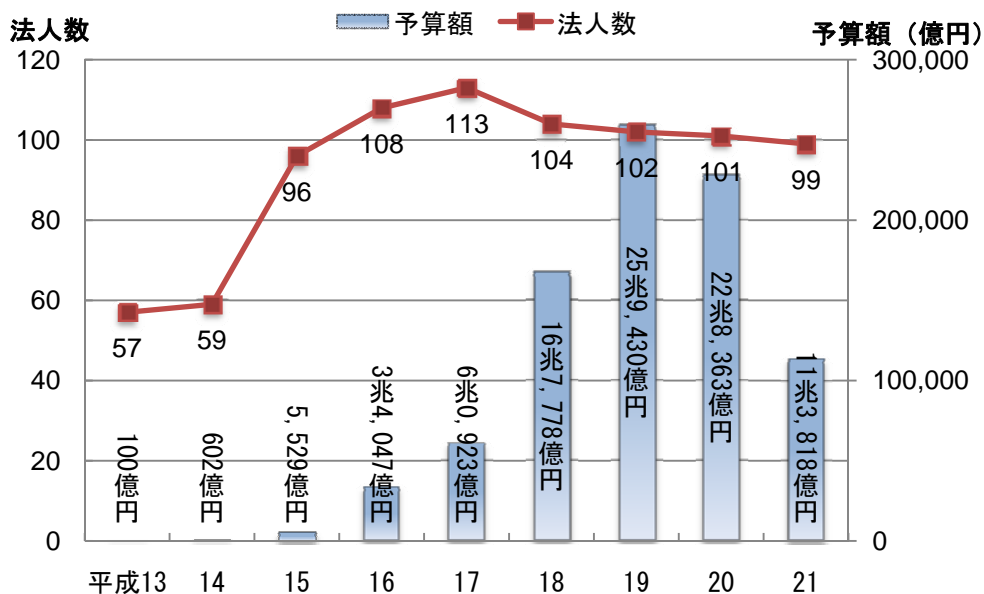
法人名	金額
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	19兆 214億円
年金積立金管理運用	3兆8,566億円
日本高速道路保有・債務返済機構	1兆5,911億円
住宅金融支援機構	1兆5,007億円
都市再生機構	1兆1,670億円

(注) 1. 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 億円未満は四捨五入。

エ 出資金・借入金等

独立行政法人の当初予算における出資金及び借入金等の状況の推移をみると、図表 29 となっており、平成 21 年度は 99 法人で 11 兆 3,818 億円と、20 年度の 22 兆 8,363 億円と比較して 11 兆 4,545 億円減少している(資料 11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。この理由は、年金積立金管理運用の出資金・借入金等に係る予算が 10 兆 6,764 億円減少したこと等による。

図表 29. 独立行政法人全体の出資金・借入金等の推移



(注) 1. 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。

なお、各独立行政法人の 21 年度計画予算において見込んでいる出資金及び借入金等の多い上位 5 法人は下記のとおりである(資料 11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。

図表 30. 出資金・借入金等に係る収入予算 上位 5 法人(平成 21 年度収入当初予算)

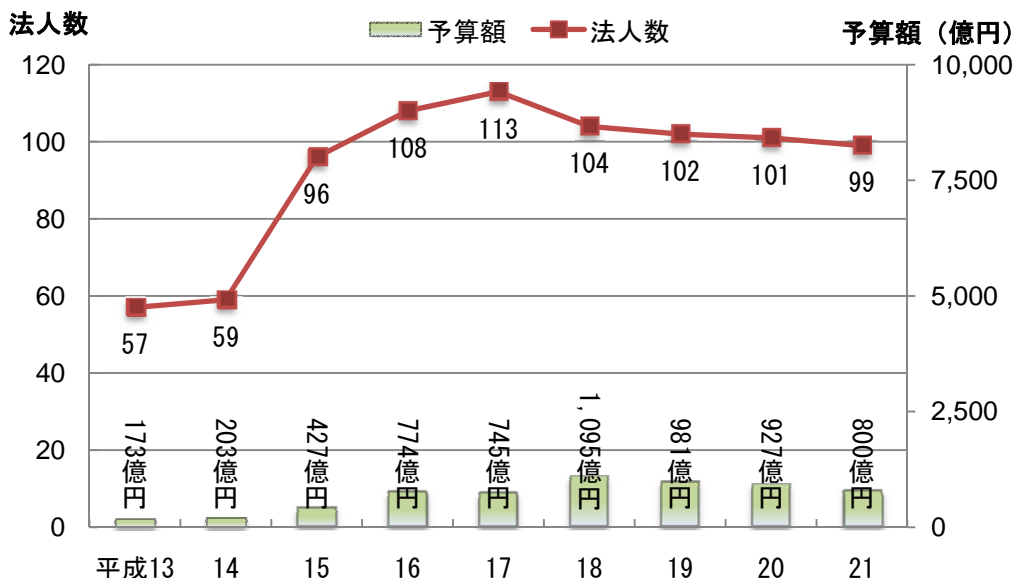
法人名	金額
住宅金融支援機構	4兆3,291億円
日本高速道路保有・債務返済機構	2兆4,317億円
日本学生支援機構	1兆1,651億円
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	1兆1,190億円
都市再生機構	9,745億円

(注) 1. 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 億円未満は四捨五入。

オ 施設整備費

独立行政法人に対して、国は、法人が施設の整備に必要な財源として、施設整備費の補助を行っている。独立行政法人の当初予算における施設整備費補助金の総額の推移をみると、図表 31 となっており、平成 21 年度は 99 法人で 800 億円と 20 年度の 927 億円と比較して 127 億円減少している(資料 11「独立行政法人の予算(収入)」参照)。

図表31. 独立行政法人全体の施設整備費の推移



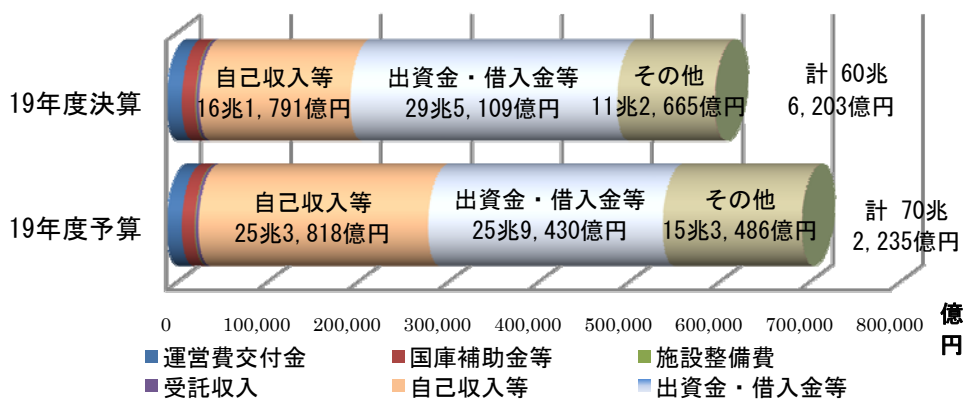
(注) 1. 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 四捨五入の関係で、金額の合計とは一致しない。

(3) 決算

平成19年度までに設立された102法人の19年度決算の総額は、収入で60兆6,203億円、支出で71兆2,922億円となっており、収入について予算額(70兆2,235億円)と比較すると、決算額が予算額よりも9兆6,032億円(予算額の13.7%)少ない(資料14-5「独立行政法人の平成19年度決算(収入)」及び資料15-5「独立行政法人の平成19年度決算(支出)」参照)。

また、収入決算額の内訳をみると、運営費交付金が1兆6,608億円、国庫補助金等が1兆4,950億円、施設整備費補助金が1,011億円、国や特殊法人等からの受託収入が3,358億円、自己収入等が16兆1,791億円、出資金・借入金等が29兆5,109億円、その他が11兆2,665億円、前年度繰越金が676億円及び積立金取崩金が35億円となっており、平成19年度当初予算と比べ、自己収入等が9兆2,027億円減少、出資金・借入金等が3兆5,679億円増加している(資料11-3「独立行政法人の平成19年度計画における予算額(収入)」及び資料14-5「独立行政法人の平成19年度決算(収入)」参照)。

図表32. 独立行政法人の収入に係る予算及び決算額の対比(平成19年度)



(注) 1. 各法人の年度計画及び決算報告書に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 億円未満は四捨五入。

(4) 運営費交付金の収益化基準の採用状況

独立行政法人特有の制度である運営費交付金は、独立行政法人に対して国から負託された業務の財源であり、業務がなされるまでは交付金の交付をもって収益と認識することは適当ではないことから、独立行政法人が運営費交付金を受領したときは、相当額を運営費交付金債務として整理し、中期目標の期間中、業務の進行に応じて収益化を行うものとされている。

また、この収益化の方法については、

- i) 業務の達成度に応じて収益化を行う方法(業務達成型)、
 - ii) 一定の期間の経過を業務の進行とみなし収益化を行う方法(期間進行型)、
 - iii) 業務のための支出額を限度として収益化する方法(費用進行型)
- の3つの考え方が示されている。

平成19年度末日現在の102法人のうち、運営費交付金が交付されていない16法人を除く86法人について運営費交付金の収益化の方法をみると、69法人が費用進行型の方法のみを採用しており、残りの17法人については、業務内容等に応じて、i) 業務達成型の方法のみを採用しているものが2法人、ii) 期間進行型の方法のみを採用しているものが1法人、iii) 業務達成型と期間進行型の方法を使い分けているものが7法人、iv) 期間進行型と費用進行型の方法を使い分けているものが1法人、v) 三つの方法すべてを使い分けているものが6法人となっている(資料16「運営費交付金の収益化基準の採用状況(平成19年度)」参照)。

なお、平成19年11月の「独立行政法人会計基準」の改定により、運営費交付金の収益化基準のうち成果進行型が業務達成型へと名称が改められるとともに、費用進行型を採用する場合、当該方法を採用した理由を財務諸表において「重要な会計方針」として注記しなければならないこととされた。

(5) セグメント情報等

ア 勘定別財務諸表

独立行政法人においては、個別法により区分して経理することが求められる場合、法人全体の財務諸表に加えて、区分した経理単位(以下「勘定」という。)ごとの財務諸表を作成することとされている。

平成19年度末日現在、102法人のうち40法人(39.2%)において法定勘定が設けられており、勘定数が最も多い6法人は図表33のとおりである(資料17「法定勘定区分又はセグメント区分の状況(平成19年度)」参照)。

図表33. 勘定数が最も多い6法人

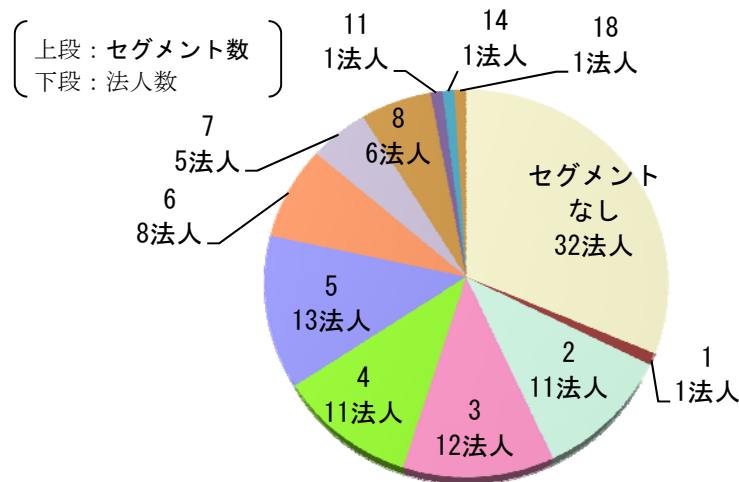
法人名	勘定数
福祉医療機構	14
農畜産業振興機構	8
中小企業基盤整備機構	8
新エネルギー・産業技術総合開発機構	7
情報通信研究機構	6
医薬品医療機器総合機構	6

(注)各法人の財務諸表等に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

イ セグメント情報

独立行政法人は、勘定別に財務諸表を作成するほか、附属明細書においてセグメント情報を開示することが求められている。各法人の平成 19 年度の附属明細書によれば、同年度末日現在の 102 法人のうち、31.4%に当たる 32 法人は法定勘定区分以外のセグメントを有していない一方、68.6%に当たる 70 法人が法定勘定区分に加えて複数のセグメントを有している(資料 17「法定勘定区分又はセグメント区分の状況(平成 19 年度)」参照)。

図表34. セグメント区分の実施状況(平成 19 年度)



(注) 各法人の附属明細書に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

ここで、セグメントの区分については、運営費交付金に基づく収益以外の収益の性質や複数の業務を統合した法人における業務の区分を参考としつつ当該法人の業務内容等に応じて、各法人において個々に定めることとされている。

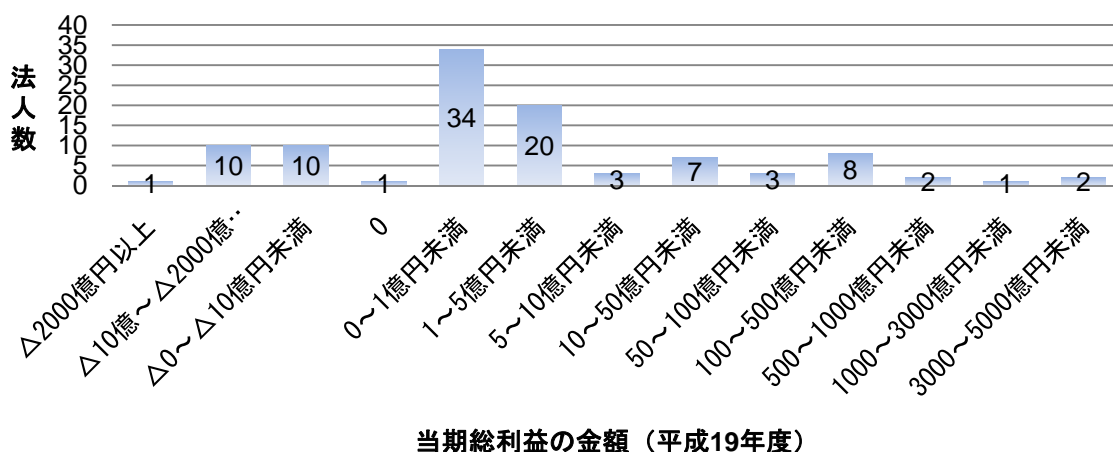
この点、セグメント情報の開示を行っている 70 法人のうち、事業の種類別にセグメントの設定を行っている法人が 65 法人、また、施設の区分別に設定を行っている法人が 2 法人、事業と施設の別を組み合わせ設定を行っている法人が 3 法人となっている(資料 17「法定勘定区分又はセグメント区分の状況(平成 19 年度)」参照)。

(6) 財政状態及び損益

平成19年度までに設立された102法人について、貸借対照表に計上された財政状態の状況を見ると、全体で資産が418兆円、負債が393兆円、純資産が25兆円となっている(資料18-1「資産、負債及び純資産の状況(平成19年度)」参照)。

次に、損益計算書上に計上された損益の状況をみると、80法人が合計で1兆2,753億円の利益を計上し、1法人が損益ゼロ、さらに21法人が合計で6兆2,266億円の損失を計上している(資料18-2「当期総利益(損失)の状況(平成19年度)」参照)。この理由は、年金積立金管理運用の当期総損失が5兆6,455億円計上されたこと等による。

図表35. 当期総利益(又は損失)の状況(平成19年度)



(注) 各法人の損益計算書(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

なお、平成19年度における各法人の当期総利益又は損失が最も多い5法人は下記のとおりである(資料18-2「当期総利益(損失)の状況(平成19年度)」参照)。

図表36. 当期総利益又は損失が最も多い5法人(平成19年度)

(当期総利益最多5法人)		(当期総損失最多5法人)	
法人名	金額	法人名	金額
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	4,602億円	年金積立金管理運用	5兆6,455億円
日本高速道路保有・債務返済機構	4,001億円	中小企業基盤整備機構	1,712億円
福祉医療機構	1,068億円	住宅金融支援機構	1,569億円
都市再生機構	741億円	勤労者退職金共済機構	1,536億円
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	686億円	日本貿易保険	837億円

(注)1. 各法人の損益計算書に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2. 億円未満は四捨五入。

(7) 運営費交付金債務

独立採算制を前提としない独立行政法人に対しては、国の予算において所要の財源措置を行うものとされ(通則法第46条)、平成19年度においては、運営費交付金として85法人に対して総額1兆6,607億円が交付されている。

また、平成19年度末現在、運営費交付金債務を計上している法人は62法人でその金額合計は861億円となっている。なお、運営費交付金債務の計上額が最も多い5法人は下記のようにになっている(資料19「運営費交付金債務の状況」参照)。

図表37. 運営費交付金債務残高 上位5法人(平成19年度末現在)

法人名	金額
日本原子力研究開発機構	203億円
国際協力機構	69億円
科学技術振興機構	61億円
情報通信研究機構	49億円
産業技術総合研究所	48億円

- (注)1. 各法人の附属明細書(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 億円未満は四捨五入。

(8) 目的積立金

独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、法人の経営努力により生じた額として主務大臣の承認する金額(以下「目的積立金」という。)について、翌年度以降、中期計画の「剰余金の使途」の項目で定めておいた使途に充てることとされており(通則法第44条第3項)、その額は、法人における経営努力を示す指標の一つとしても位置付けられる。

なお、19年度末現在、下記の8法人が目的積立金を有している(資料20「目的積立金及び利益剰余金等の状況」参照)。

図表38. 目的積立金残高を計上している法人(平成19年度末現在)

法人名	金額
住宅金融支援機構	3,495.1億円
国立病院機構	77.4億円
産業技術総合研究所	3.6億円
日本芸術文化振興会	2.7億円
国立高等専門学校機構	1.5億円
土木研究所	0.5億円
放射線医学総合研究所	0.1億円
物質・材料研究機構	0.1億円

- (注)1. 各法人の貸借対照表(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 百万円以下は四捨五入。

また、平成19年度までに設立された102法人の当期総利益又は損失の総額として4兆9,514億円の損失が計上されているが、このうち利益処分により目的積立金として主務大臣の承認を受けようとするのは、7法人で総額4.1億円となっており、うち額の多い上位5法人は下記のとおりである(資料20「目的積立金及び利益剰余金等の状況」参照)。

図表39. 平成19年度利益処分における目的積立金の申請額 上位5法人

法人名	金額
産業技術総合研究所	2.08億円
国立高等専門学校機構	1.18億円
科学技術振興機構	0.38億円
物質・材料研究機構	0.32億円
放射線医学総合研究所	0.04億円

(注)1. 各法人の利益処分に関する書類に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 百万円未満は四捨五入。

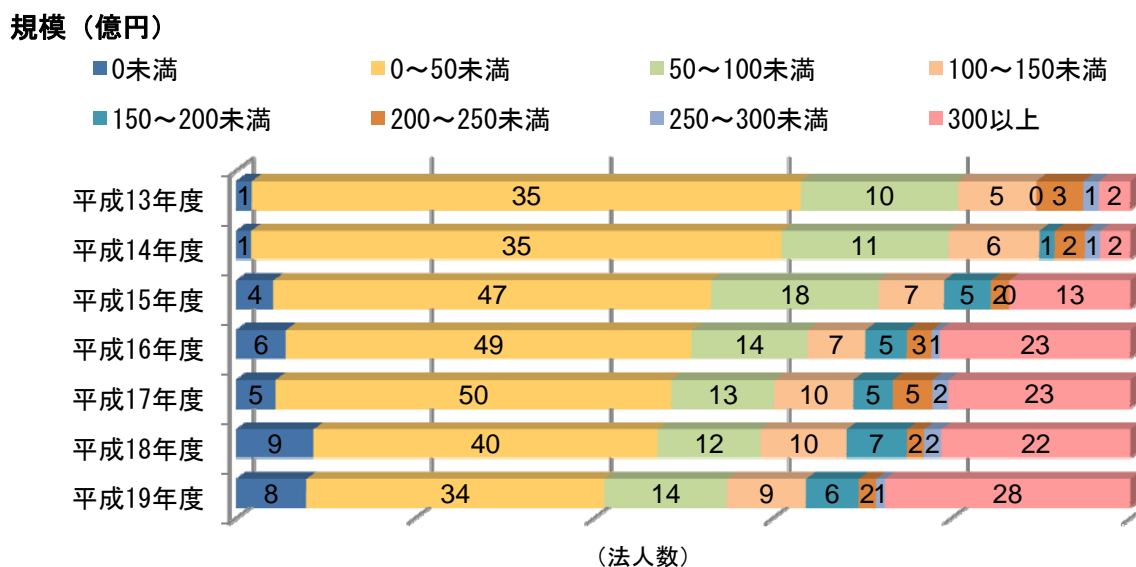
(9) 行政サービス実施コスト

独立行政法人においては、法人の業務運営に関して、納税者たる国民の負担に帰せられるコストを明らかにすることを目的として、主務省令に基づき、「行政サービス実施コスト計算書」を財務諸表の一つとして作成することとされている。同計算書は、「業務費用」、「損益外減価償却相当額」、「損益外減損損失相当額」、「引当外賞与見積額」、「引当外退職手当増加見積額」及び「機会費用」(国有財産の無償使用及び国の出資等を行っていないならば、本来国の収入となったと考えられる国民負担額)で構成されており、これらから算出される行政サービス実施コストには、実質的に国民負担に帰するコストが網羅的に含まれることから、法人の評価に当たって、これを用いることにより、法人の業務によりもたらされるベネフィットとの比較検討を行うことが可能となる。

まず、平成19年度までに設立された102法人について、19年度の行政サービス実施コストの状況をみると、業務費用が7兆8,145億円、損益外減価償却相当額が2,704億円、損益外減損損失相当額が123億円、引当外賞与見積額が△5億円、引当外退職手当増加見積額が△90億円、機会費用が2,985億円、法人税及び国庫納付額の控除が△126億円となっており、合計では8兆3,737億円となっている(資料21「行政サービス実施コストの状況(平成19年度)」参照)。

次に、19年度において行政サービス実施コストの規模別の法人数をみると、同コストが0億円以上50億円未満の法人数が最も多く、34法人となっている(図表40及び資料21「行政サービス実施コストの状況(平成19年度)」参照)。

図表40. 行政サービス実施コスト規模別の法人数 (平成13～19年度)



(注) 各法人の行政サービス実施コスト計算書(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

なお、平成19年度における各法人の行政サービス実施コストについて、上位及び下位の5法人は下記のとおりである(資料21「行政サービス実施コストの状況(平成19年度)」参照)。

図表41. 行政サービス実施コストが最多・最少の5法人(平成19年度)

(最多5法人)		(最少5法人)	
法人名	金額	法人名	金額
年金積立金管理運用	5兆6,455億円	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	△3,704億円
住宅金融支援機構	2,579億円	日本高速道路保有・債務返済機構	△3,248億円
宇宙航空研究開発機構	2,376億円	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	△102億円
新エネルギー・産業技術総合開発機構	2,261億円	国立印刷局	△84億円
日本原子力研究開発機構	2,178億円	日本スポーツ振興センター	△28億円

(注)1. 各法人の行政サービス実施コスト計算書(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 億円未満は四捨五入。

第2部 独立行政法人評価の状況

第1節 独立行政法人評価制度等の概要

1 独立行政法人評価制度の概要

(1) 業務実績評価

ア 意義

独立行政法人制度においては、主務大臣の指示する中期目標の下で法人の運営における自主性・自律性を発揮させる一方、その業務の実績について事後的に評価を行うこととされている。評価の結果は、法人の業務運営の改善のみならず、役職員の人事、処遇等にも反映させることとしており、これらの仕組みを通じ、業務運営の効率化と国民に対して提供するサービスの向上等、国民の求める成果の実現を図ることが求められている。

このように、事後評価が独立行政法人制度の不可欠な要素となっていることから、独立行政法人の業務の実績の評価は、中立・公正な立場から客観的に実施されることが重要である。このため、各府省に第三者評価機関である府省評価委員会を設置して評価を行うとともに、さらに総務省に全政府レベルの第三者評価機関である政策評価・独立行政法人評価委員会を設置し、独立行政法人の評価の客観的かつ厳正な実施を確保する仕組みとされている(府省独立行政法人評価委員会の詳細については、資料 22「府省独立行政法人評価委員会 委員名簿」を参照)。

イ 府省評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会の役割

独立行政法人の各事業年度における業務実績の評価に当たっては、i) 府省評価委員会は、「当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定」(通則法第 32 条第2項)を行い、その評価結果を法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知するとともに、必要に応じ、業務運営の改善等についての勧告をすることができる(同条第3項)。ii) 政策評価・独立行政法人評価委員会は、府省評価委員会から通知された評価結果について評価を行い、「必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる」(同条第5項)こととされている(図表 42「業績評価及び見直しのスキーム」参照)。

また、独立行政法人の中期目標期間における業務実績に関する評価に当たっても、府省評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会が各事業年度における業務実績に関する評価等と同様に評価等を行うこととされている(通則法第 34 条)。

(2) 中期目標期間終了時の見直し等

ア 意義

独立行政法人については、各独立行政法人の中期目標期間の終了時において、主務大臣がその組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずることとされており、このような定期的見直しは、独立行政法人制度の事後チェックシステムの中核をなすものである。

また、この見直しの仕組みは、社会経済情勢等の変化に対応し、独立行政法人が担う必要性が乏しくなった事務及び事業の廃止、民営化等を的確に行うとともに、時宜に応じた独立行政法人の組織形態や業務の改善を行うこと等により、独立行政法人及びその制度の機動的・弾力的な運営が確保されることを狙いとするものである。

さらに、この見直しは、国民のニーズからかけ離れた独立行政法人の組織及び業務の存続や自己増殖を防ぎ、従来、特殊法人等について指摘されてきた、必要性の乏しい業務の拡張、存在意

義の低下した法人の存続等の問題点を克服するためにも欠くことのできないものである。

イ 主務大臣、府省評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会の役割

通則法においては、独立行政法人の中期目標期間の終了時の見直しについて、主務大臣、府省評価委員会及び政策評価・独立行政法人評価委員会それぞれの所掌事務が、次のように定められている。

(i) 主務大臣の検討

独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、「当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずる」(通則法第 35 条第 1 項)こととされている。

(ii) 府省評価委員会の評価

主務大臣の検討に当たり、府省評価委員会の意見を聴くことが義務付けられている(同条第 2 項)。

(iii) 政策評価・独立行政法人評価委員会の評価

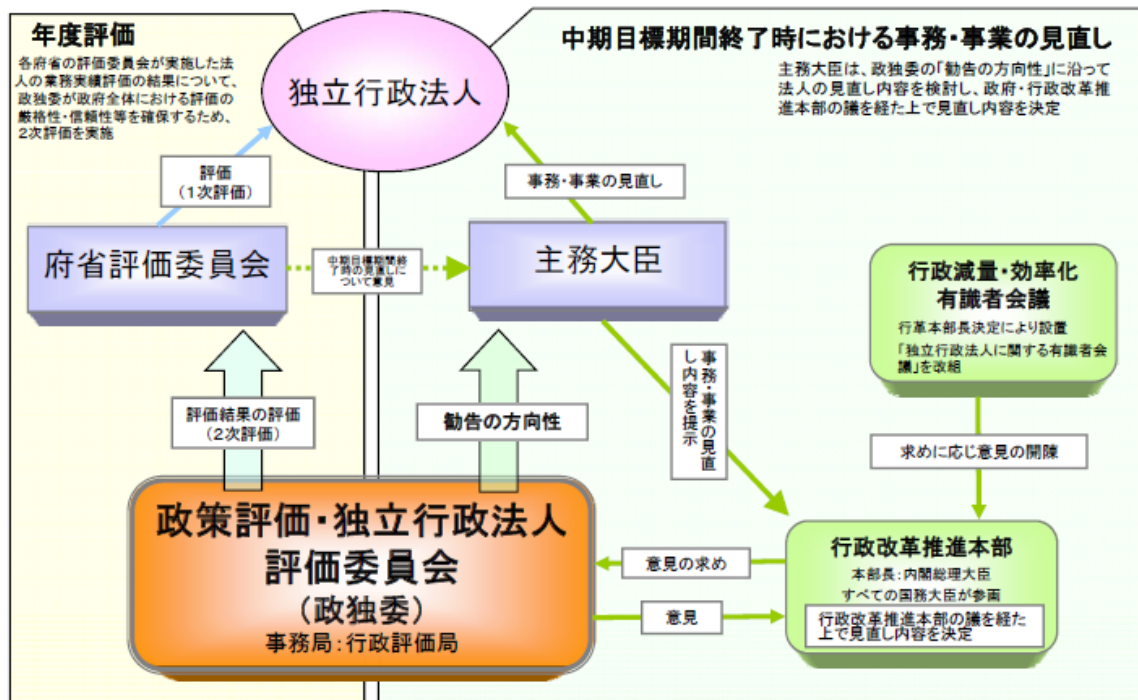
政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、「当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる」(同条第 3 項)こととされている。

ウ 見直しの仕組み

通則法第 35 条の定める中期目標期間の終了時の見直しに当たっては、平成 15 年 8 月 1 日に閣議決定された「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」に基づき、次の手順で行われることとされている(図表 42 及び資料 23「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて(平成 15 年 8 月 1 日閣議決定)」参照)。

- ① 主務大臣は、基準第 2(事務及び事業の改廃に係る具体的措置)及び基準第 3(組織形態の見直しに係る具体的措置)に掲げる具体的措置を盛り込んだ法人の組織・業務全般の見直しについての当初案(以下「見直し当初案」という。)を作成し、その実現に向けて当該法人に係る国の予算要求を行う。
- ② 政策評価・独立行政法人評価委員会は、見直し内容が中期目標期間の開始年度に係る予算に反映できるよう、早期に主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性等の指摘(以下「勧告の方向性」という。)を行う。
- ③ 主務大臣は、予算編成過程において、政策評価・独立行政法人評価委員会による勧告の方向性等の指摘が最大限活かされるように見直し内容を検討し、概算要求を行った見直し当初案に対して所要の修正を加えた上、予算概算決定の時までに行政改革推進本部に説明し、その議を経た上で見直し案を決定する。
- ④ 見直し案の決定に際し、行政改革推進本部は政策評価・独立行政法人評価委員会の意見を聴く。

図表42. 業務実績評価及び見直しのスキーム



2 評価委員会の構成

(1) 府省評価委員会等の構成

平成 21 年 4 月現在、府省評価委員会は独立行政法人を所管する 11 府省に設置されており、99 の独立行政法人と通則法が準用される日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)を対象として、通則法に基づく評価等の事務を行っている。府省評価委員会別の対象法人数は、最大が文部科学省で 26 法人(他府省と共管の法人を含む。)、次に国土交通省が 20 法人(他府省と共管の法人を含む。)となっている。また、綜合法律支援法(平成 16 年法律第 74 号)に基づく日本司法支援センターの評価等のため、法務省に日本司法支援センター評価委員会が、国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)に基づく国立大学法人及び大学共同利用機関法人の評価等のため、文部科学省に国立大学法人評価委員会が設置されている。

これらの委員会の委員の構成等をみると、4 人ないし 29 人の委員が任命されており、委員会によっては、委員に加えて臨時委員や専門委員を任命している。さらに、法務省及び防衛省を除く府省評価委員会においては、当該委員会に、単独の法人又は業務の性格等の類似する複数の法人単位に分科会や部会を設置し、機能的な評価を行っている(図表 43 及び資料 22「府省独立行政法人評価委員会 委員会名簿」参照)。

図表 43. 府省評価委員会の構成 (平成 21 年 4 月現在)

委員会					委員会に置かれる 分科会・部会							
名称	委員数				対象 法人 数	名称	委員数				評価の対象となる独立行政法人等	
	委員	臨時 委員	専門 委員	計			委員	臨時 委員	専門 委員	計	法人 数	名称
内閣府 独立行政法人 評価委員会	14	-	-	14	4	国立公文書館分科会	5	-	-	5	1	国立公文書館
						国民生活センター分科会	5	-	-	5	1	国民生活センター
						沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会	5	-	-	5	1	沖縄科学技術研究基盤整備機構(文部科学省と共管)
						北方領土問題対策協会分科会	5	-	-	5	1	北方領土問題対策協会(農林水産省と共管)
総務省 独立行政法人 評価委員会	14	-	36	50	5	平和祈念事業特別基金分科会	3	-	4	7	1	平和祈念事業特別基金
						情報通信・宇宙開発分科会	6	-	19	25	2	情報通信研究機構(財務省と共管)、宇宙航空研究開発機構(文部科学省と共管)
						郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会	3	-	5	8	1	郵便貯金・簡易生命保険管理機構
						統計センター分科会	2	-	8	10	1	統計センター
外務省 独立行政法人 評価委員会	15	-	-	15	2	国際交流基金分科会	9	-	-	9	1	国際交流基金
						国際協力機構分科会	10	-	-	10	1	国際協力機構
財務省 独立行政法人 評価委員会	17	27	-	44	10	農林漁業信用基金分科会	2	3	-	5	1	農林漁業信用基金(主務省は農林水産省及び財務省)
						住宅金融支援機構分科会	2	3	-	5	1	住宅金融支援機構(主務省は国土交通省及び財務省)
						造幣局分科会	2	5	-	7	1	造幣局
						国立印刷局分科会	2	5	-	7	1	国立印刷局
						日本万国博覧会記念機構分科会	2	5	-	7	1	日本万国博覧会記念機構
						酒類総合研究所分科会	2	5	-	7	1	酒類総合研究所
						情報通信研究機構部会	2	1	-	3	1	情報通信研究機構(総務省と共管)
						中小企業基盤整備機構部会	2	1	-	3	1	中小企業基盤整備機構(経済産業省と共管)
						奄美群島振興開発基金部会	1	1	-	2	1	奄美群島振興開発基金(主務省は国土交通省及び財務省)
農業・食品産業技術総合研究機構部会	2	1	-	3	1	農業・食品産業技術総合研究機構(農林水産省と共管)						

委員会					委員会に置かれる 分科会・部会							
名称	委員数				対象 法人数	名称	委員数				評価の対象となる独立行政法人等	
	委員	臨時 委員	専門 委員	計			委員	臨時 委員	専門 委員	計	法人 数	名称
文部科学省 独立行政法人 評価委員会	26	-	-	26	26	初等中等教育分科会	2	10	-	12	2	国立特別支援教育総合研究所、教員研修センター
						高等教育分科会	5	25	-	30	7	大学入試センター、大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター、沖縄科学技術研究基盤整備機構(内閣府と共管)、日本学生支援機構、国立高等専門学校機構、日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)
						社会教育分科会	3	11	-	14	2	国立女性教育会館、国立科学博物館
						スポーツ・青少年分科会	2	10	-	12	2	国立青少年教育振興機構、日本スポーツ振興センター
						科学技術・学術分科会	9	54	-	63	9	物質・材料研究機構、放射線医学総合研究所、理化学研究所、防災科学技術研究所、宇宙航空研究開発機構(総務省と共管)、日本学術振興会、科学技術振興機構、海洋研究開発機構、日本原子力研究開発機構(経済産業省と共管)
						文化分科会	6	16	-	22	4	国立国語研究所、国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会
厚生労働省 独立行政法人 評価委員会	29	-	-	29	16	調査研究部会	6	4	-	10	3	国立健康・栄養研究所、労働安全衛生総合研究所、医薬基盤研究所
						国立病院部会	6	3	-	9	1	国立病院機構
						労働部会	6	5	-	11	5	勤労者退職金共済機構、高齢・障害者雇用支援機構、労働政策研究・研修機構、雇用・能力開発機構、労働者健康福祉機構
						医療・福祉部会	5	4	-	9	3	福祉医療機構、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、医薬品医療機器総合機構
						水資源部会	2	1	-	3	1	水資源機構(国土交通省、農林水産省、経済産業省と共管)
						年金部会	4	3	-	7	3	農業者年金基金(農林水産省と共管)、年金・健康保険福祉施設整理機構、年金積立金管理運用
農林水産省 独立行政法人 評価委員会	26	-	35	61	16	農業分科会	10	-	14	24	7	農林水産消費安全技術センター、種苗管理センター、家畜改良センター、農畜産業振興機構、農業者年金基金(厚生労働省と共管)、農林漁業信用基金(主務省は農林水産省及び財務省)、水資源機構(国土交通省、厚生労働省、経済産業省と共管)
						農業技術分科会	6	-	9	15	5	農業・食品産業技術総合研究機構(財務省と共管)、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター、土木研究所(国土交通省と共管)
						林野分科会	5	-	7	12	1	森林総合研究所
						水産分科会	5	-	6	11	3	水産大学校、水産総合研究センター、北方領土問題対策協会(内閣府と共管)
経済産業省 独立行政法人 評価委員会	20	1	-	21	13	経済産業研究所分科会	1	2	-	3	1	経済産業研究所
						工業所有権情報・研修館分科会	1	3	-	4	1	工業所有権情報・研修館
						通商・貿易分科会	2	8	1	11	2	日本貿易保険、日本貿易振興機構
						産業技術分科会	5	15	-	20	3	産業技術総合研究所、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本原子力研究開発機構(文部科学省と共管)
						技術基盤分科会	2	9	-	11	2	製品評価技術基盤機構、原子力安全基盤機構
						情報処理推進機構分科会	1	4	-	5	1	情報処理推進機構
						資源分科会	2	7	-	9	2	石油天然ガス・金属鉱物資源機構、水資源機構(国土交通省、厚生労働省、農林水産省と共管)
						中小企業基盤整備機構分科会	1	5	-	6	1	中小企業基盤整備機構(財務省と共管)

委員会					委員会に置かれる 分科会・部会							
名称	委員数				対象 法人 数	名称	委員数				法人 数	評価の対象となる独立行政法人等 名称
	委員	臨時 委員	専門 委員	計			委員	臨時 委員	専門 委員	計		
国土交通省 独立行政法人 評価委員会	29	65	-	94	20	土木研究所分科会	6	6	-	12	1	土木研究所(農林水産省と共管)
						建築研究所分科会	5	3	-	8	1	建築研究所
						交通関係研究所分科会	3	6	-	9	3	交通安全環境研究所、海上技術安全 研究所、電子航法研究所
						港湾空港技術研究所分科 会	3	3	-	6	1	港湾空港技術研究所
						教育機関分科会	4	8	-	12	3	航海訓練所、航空大学校、海技教育 機構
						自動車検査分科会	3	4	-	7	1	自動車検査
						水資源機構分科会	2	4	-	6	1	水資源機構(厚生労働省、農林水産 省、経済産業省と共管)
						鉄道建設・運輸施設整備支 援機構分科会	4	4	-	8	1	鉄道建設・運輸施設整備支援機構
						国際観光振興機構分科会	3	5	-	8	1	国際観光振興機構
						自動車事故対策機構分科 会	3	4	-	7	1	自動車事故対策機構
						空港周辺整備機構分科会	3	5	-	8	1	空港周辺整備機構
						海上災害防止センター分科 会	4	4	-	8	1	海上災害防止センター
						都市再生機構分科会	3	5	-	8	1	都市再生機構
						奄美群島振興開発基金分 科会	3	4	-	7	1	奄美群島振興開発基金(主務省は国 土交通省及び財務省)
日本高速道路保有・債務返 済機構分科会	4	4	-	8	1	日本高速道路保有・債務返済機構						
住宅金融支援機構分科会	3	5	-	8	1	住宅金融支援機構(主務省は国土交 通省及び財務省)						
環境省独立行政法人評価委 員会	7	7	-	14	2	国立環境研究所部会	4	6	-	10	1	国立環境研究所
						環境再生保全機構部会	5	3	-	8	1	環境再生保全機構
防衛省独立行政法人評価委 員会	4	-	-	4	1						1	駐留軍等労働者労務管理機構
日本司法支援センター評価委 員会	10	-	-	10	1						1	日本司法支援センター
国立大学法人 評価委員会	17	3	-	20	90	国立大学法人分科会	11	2	-	13	86	国立大学法人
						大学共同利用機関法人分 科会	5	1	8	14	4	大学共同利用機関法人

(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

(2) 政策評価・独立行政法人評価委員会の構成

政策評価・独立行政法人評価委員会には、政策評価分科会及び独立行政法人評価分科会が置かれており、独立行政法人等(日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)、国立大学法人及び大学共同利用機関法人を含む。)の評価に関する事項については、政策評価・独立行政法人評価委員会及び独立行政法人評価分科会が担っている。政策評価・独立行政法人評価委員会は、委員長及び6人の委員で構成されており、独立行政法人評価分科会は、委員長、委員4人(うち分科会長1人)及び臨時委員22人で構成されている(平成21年6月26日現在)。

独立行政法人評価分科会には、府省評価委員会等が行った業務実績に係る評価結果の点検作業等や中期目標期間終了時の事務・事業の見直しに係る検討作業を迅速、効率的かつ効果的に行うため、独立行政法人評価分科会の構成委員及び臨時委員で構成するワーキング・グループが置かれている。ワーキング・グループには、府省別の5つのワーキング・グループ並びに国立大学法人及び大学共同利用機関法人について検討を行う「国立大学法人等評価ワーキング・グループ」がある。

また、財務内容の改善及び業務運営の効率化に関する評価について、横断的な視点からの意見・

指摘事項の原案の作成作業及び財務内容に関する評価の実効性の向上のために必要と考えられる方策の検討を行うため、「財務内容の改善等についての評価方法の在り方に関する研究会」(以下「財務研究会」という。)が置かれている。

図表44. 政策評価・独立行政法人評価委員会名簿

[平成 21 年6月 26 日現在]

委員長	おかもとゆき 岡 素之	住友商事(株)代表取締役会長
【政策評価分科会】		【独立行政法人評価分科会】
分科会長	かねもと よしつぐ 金本 良嗣	東京大学大学院経済学研究科・公共政策大学院教授
委員	ふじい まりこ 藤井 真理子	東京大学先端科学技術研究センター教授
	もりいずみ ようこ 森 泉 陽子	神奈川大学経済学部教授
委員	とみた としき 富田 俊基	中央大学法学部教授
	かしたに たかお 樫谷 隆夫	日本公認会計士協会常務理事
	くろだ れいこ 黒田 玲子	東京大学大学院総合文化研究科教授
	もりいずみ ようこ 森 泉 陽子	神奈川大学経済学部教授
臨時委員	あおやま あきひさ 青山 彰久	読売新聞東京本社編集委員
	うえだ たかゆき 上田 孝行	東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授
	うしお ようこ 牛尾 陽子	(株)藤崎快適生活研究所専務取締役所長
	おおむら あきと 大村 昭人	帝京大学医療技術学部長 医学部名誉教授
	こみね たかお 小峰 隆夫	法政大学大学院政策創造研究科教授
	さいとう まこと 齊藤 誠	一橋大学大学院経済学研究科教授
	さとう もとひろ 佐藤 主光	一橋大学経済学研究科准教授
	しみず ゆうすけ 清水 雄輔	(株)キッツ最高顧問
	しらいし さゆり 白石 小百合	横浜市立大学国際総合科学部教授
	たかぎ ゆうぞう 高木 勇三	公認会計士
	たかはし のぶこ 高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	たちばな ひろし 立花 宏	(社)日本経済団体連合会参与
	たなか つねまさ 田中 常雅	東京商工会議所人口問題委員会副委員長 東京商工会議所大田支部会長
	たなべ くにあき 田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	たにふじ えつし 谷藤 悦史	早稲田大学政治経済学術院副学術院長 早稲田大学現代政治経済研究所所長・教授
	ながい りょうぞう 永井 良三	東京大学大学院医学系研究科循環器内科教授
	なかいずみ たくや 中 泉 拓也	関東学院大学経済学部准教授
	なかがわ まさゆき 中川 雅之	日本大学経済学部教授
	もりた あきら 森田 朗	東京大学公共政策大学院・法学政治学研究科教授
	よしの なおゆき 吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授
専門委員	おおたけ ふみ お 大竹 文雄	大阪大学社会経済研究所教授
	きむら ようこ 木村 陽子	地方財政審議会委員
委員	あがた こういちろう 縣 公一郎	早稲田大学大学院公共経営研究科長
	あさば たかし 浅羽 隆史	白鷗大学法学部教授
	あそぬま もとひろ 阿曾沼 元博	国際医療福祉大学国際医療福祉総合研究所教授
	あらはり けん 荒張 健	公認会計士
	いなつぐ ひろあき 稲継 裕昭	早稲田大学大学院公共経営研究科教授
	うめさと よしまさ 梅里 良正	日本大学医学部准教授
	おかもと よしあき 岡本 義朗	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)政策研究事業本部主席研究員
	かじかわ とおる 梶川 融	太陽ASG有限責任監査法人総括代表社員(CEO)
	かわの まさお 河野 正男	中央大学経済学部教授
	かわむら きゆり 河村 小百合	(株)日本総合研究所調査部主任研究員
	きむら たくまる 木村 琢磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授
	くろかわ ゆきはる 黒川 行治	慶應義塾大学商学部教授
	くろだ としじ 黒田 壽二	金沢工業大学学園長・総長
	すずき ゆたか 鈴木 豊	青山学院大学大学院教授 会計プロフェッション研究科長
	たかぎ よしこ 高木 佳子	弁護士
	たぶち ゆきこ 田渕 雪子	(株)三菱総合研究所主席研究員
	たまい かつや 玉井 克哉	東京大学先端科学技術研究センター教授
	のぐち きくみ 野口 貴公美	中央大学法学部教授
	まつだ みゆき 松田 美幸	学校法人麻生塾法人本部ディレクター
	みやもと こうじ 宮本 幸始	東京電力(株)常任監査役
	やまもと きよし 山本 清	国立大学財務・経営センター研究部教授 東京大学大学院教育学研究科教授
	やまや きよし 山谷 清志	同志社大学政策学部教授

第2節 平成20年度における業務実績評価の状況

平成20年度においては、国立公文書館等102の独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団の助成業務について、通則法に基づく評価制度発足後7回目の業務実績の評価が実施された。また、87の国立大学法人と4つの大学共同利用機関法人について、国立大学法人法に基づく4回目の業務実績の評価が実施された。さらに、日本司法支援センターについて、綜合法律支援法に基づく2回目の業務実績の評価が実施された。

1 府省評価委員会による業務実績評価の状況

(1) 評価活動の概要

府省評価委員会では、平成20年6月末までに、平成19年度の業務の実績についての評価の対象となった103法人から19年度の業務実績報告書の提出を受け、また、これに加えて19年度末に中期目標期間が終了した29法人から当該中期目標期間の業務実績報告書の提出を受け、いずれも府省評価委員会で定めたそれぞれの評価基準に基づき審議を行い、ほぼ8月下旬までに評価結果を取りまとめ、これを各法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知した。また、日本司法支援センター評価委員会及び国立大学法人評価委員会においても、6月末までに19年度の業務実績報告書の提出を受け、これらの委員会で定めた評価基準に基づき審議を行い、それぞれ8月下旬、10月上旬に評価結果を各法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知した。これらの審議の内容や評価の結果については、各府省のホームページ等において公表されている(法人ごとの評価の結果の概要は、第2部第2節3「業務実績評価結果の概要」を参照)。

なお、平成19年度及び20年度に中期目標期間が終了する35の独立行政法人を所管する9つの府省においては、これらの独立行政法人の中期目標期間終了時における主務大臣の検討に当たり、当該府省に置かれている府省評価委員会の意見を聴いている。

(2) 評価基準等

独立行政法人の業務実績の評価については、「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)により、府省評価委員会が設定する「客観的な評価(例えば、中期目標の達成度合に応じた数段階評価)基準による」こととされている。

府省評価委員会では、同方針及び通則法における評価に関する諸規定を踏まえ、所管する法人ごと又は所管するすべての法人に共通の具体的な評価の方針・方法、評価の観点等を定めた評価基準を策定している。また、日本司法支援センター評価委員会及び国立大学法人評価委員会においても、同様の評価基準を策定している。

各評価基準の内容については、法人の業務の性格等により異なる点があるものの、基本的な考え方は類似している。各評価基準は、まず、各事業年度における業務実績の評価基準と中期目標の期間における業務実績の評価基準とに区分されている。また、独立行政法人等の業務実績の評価については、それぞれに評価対象等が定められており、各事業年度における業務実績の評価の場合、中期計画に定めた項目ごとの業務の進捗状況等を評価するいわゆる「項目別評価」と、項目別評価等を勘案して法人の業務全体を総合的に評価するいわゆる「総合評価」とに区別されているものが多い。さらに、項目別評価については、業務の達成状況に応じて数段階の評定の中から評定を付する段階別の評価方法を採用するものが多いが、総合評価については、数段階の評定の中から評定を付する評価方法を採用するもの(「順調」、「要努力」や「相当程度の実践的な努力が認められる」などの評価方法を採用するものを含む。)と記述式により評価結果を記述するものとに分かれている(図表45参照)。

なお、中期目標の期間における業務の実績についての評価基準についても、おおむね各事業年度における業務の実績の評価と同様としている場合が多い。

図表45. 各府省評価委員会の年度評価に係る評価基準(手法)の概要

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
内閣府独立 行政法人評 価委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 年度計画の項目等に即し4段階評価。 • 委員の協議により、特に優れた業務実績を挙げていると判断された場合には、A+評価を行うことが可能。 <ul style="list-style-type: none"> ▫ 定量的な指標が設定されている評価項目の場合 <ul style="list-style-type: none"> A: 中期計画の達成に向け業務が順調に実施されている。 B: 中期計画の達成に向け業務がおおむね順調に実施されている。 C: 中期計画の達成に向け業務が順調に実施されているとはいえない。 D: 中期計画の達成に向け業務がほとんど実施されていない。 ▫ 委員の協議により評価するとされている評価項目の場合 <ul style="list-style-type: none"> A: 満足のいく実施状況 B: ほぼ満足のいく実施状況 C: やや満足のいかない実施状況 D: 満足のいかない実施状況 • 各項目の自己評価がC又はDの場合には、業務運営の改善措置を明示。 	<p>記述式</p> <ul style="list-style-type: none"> • 項目別評価結果等を総合し、当該事業年度における実績全体について、自主改善努力等中期計画及び年度計画に掲げられていない事項も含めて行う。 • 必要に応じ、業務運営の改善その他勧告すべき内容を記述する。
総務省独立 行政法人評 価委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 個々の項目ごとに実施状況を中期目標、中期計画に照らし、 <ul style="list-style-type: none"> A A : 中期目標を大幅に上回って達成 A : 中期目標を十分達成 B : 中期目標を概ね達成 C : 中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある D : 中期目標を下回っており大幅な改善が必要 	<ul style="list-style-type: none"> • 独立行政法人の任務達成に向けた、事業の実施、財務、人事に係るマネージメント等について、それぞれの観点から評価。 • 項目別の評価の結果等を総合し、独立行政法人全体について評価。
外務省独立 行政法人評 価委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 中期計画に定められた項目ごとに評定項目を設定し、次の5段階評定を行うことを基本とする。 <ul style="list-style-type: none"> S : 中期計画の実施状況が当事業年度において極めて順調である。 A : 中期計画の実施状況が当事業年度において順調である。 B : 中期計画の実施状況が当事業年度においておおむね順調である。 C : 中期計画の実施状況が当事業年度においてやや順調でない。 D : 中期計画の実施状況が当事業年度において順調でなく、業務運営の改善等が必要である。 	<p>記述式</p> <ul style="list-style-type: none"> • 項目別評定の結果を踏まえ、法人の業務全体について、総合的な観点から、その実績を記述式により評価する。
財務省独立 行政法人評 価委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 中期計画に定められた項目ごとに、以下の5段階評価を基本とする。 <ul style="list-style-type: none"> A+ : 中期計画の実施状況が当該事業年度において極めて順調。 A : 中期計画の実施状況が当該事業年度において順調。 B : 中期計画の実施状況が当該事業年度においておおむね順調。 C : 中期計画の実施状況が当該事業年度においてやや順調でない。 D : 中期計画の実施状況が当該事業年度において順調でなく、業務運営の改善等が必要。 • 評価は、5段階を基本とするが、法人の業務の特性や評価項目の性質に応じ、段階の追加・簡素化、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 • 客観的な評価基準の設定が困難な項目については、委員の協議により評価。 • 評価に併せ、改善すべき事項、目標設定の妥当性、法 	<p>記述式</p> <ul style="list-style-type: none"> • 項目別評価の結果を踏まえ、法人の業務全体について、総合的な観点から、その実績を記述式により評価する。 • 当該評価を下すに至った理由を付記するとともに、必要に応じ、指摘事項についても記述する。

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	人の業務の特性や評定項目の性質に応じて評価に際して留意した事項等があれば付記する。	
<p>文部科学省 独立行政法人 評価委員会</p>	<p>● 中期計画の個々の事項ごとに、当該事業年度における中期計画の実施状況について段階的評定を行う。段階的評定の区分及び定量的な評価を行う際の各段階別評定の達成度の目安については次の考え方とする。</p> <p>S: 特に優れた実績を上げている。(客観的基準は事前に設けず、法人の業務の特性に応じて評定を付す。)</p> <p>A: 中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が100パーセント以上)</p> <p>B: 中期計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期目標を達成し得ると判断される。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70パーセント以上100パーセント未満)</p> <p>C: 中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70パーセント未満)</p> <p>F: 評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。(客観的基準は事前に設けず、業務改善の勧告が必要と判断された場合に限りFの評定を付す。)</p> <p>● 各法人の項目別評価の結果を俯瞰するため、各法人でほぼ共通となっている、項目別評価の大項目について、次の考え方を基本とし、段階的評定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置 □ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置 □ 財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置 <p>● 客観的な評価基準の設定が困難な項目については、委員の協議により評価。</p> <p>● 評定に併せ、改善すべき項目、目標設定の妥当性等の留意事項を記述する。</p>	<p>記述式</p> <p>● 項目別評価を総括するものとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 評価結果の総括 □ 評価を通じて得られた法人の今後の課題(評価結果に至った原因分析について明確に記載。また、独立行政法人の制度・運用上の隘路があれば、積極的に記載) □ 評価結果を踏まえ今後の法人が進むべき方向性 □ 特記事項(総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の2次評価や中期目標期間終了時の見直し作業についての対応等)について記述する。
<p>厚生労働省 独立行政法人 評価委員会</p>	<p>● 中期計画の個別項目ごとの進捗状況に応じ、以下の判定基準に基づく5段階評価とし、原則としてその理由を付記するものとする。</p> <p>S: 中期計画を大幅に上回っている。</p> <p>A: 中期計画を上回っている。</p> <p>B: 中期計画に概ね合致している。</p> <p>C: 中期計画をやや下回っている。</p> <p>D: 中期計画を下回っており、大幅な改善が必要。</p>	<p>記述式</p> <p>● 国民の視点に立って、独立行政法人の社会に対する中長期的な役割に配慮しつつ、次のような観点から中期計画の達成度について評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が国民生活の保障及び向上並びに経済の発展にどの程度寄与するものであったか。 □ 法人が効率性、有効性等の観点から適正に業務を実施したかどうか。
<p>農林水産省 独立行政法人 評価委員会</p>	<p>各法人に統一的な評定区分はなく、法人別に基準が定められている(下記参照)。ただし、いずれも、小項目を集計して中項目の評定を行い、中項目を集計して大項目の評定を行う。</p> <p>○ 農林水産消費安全技術センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小項目に単年度において達成すべき数値目標が定められている場合 <ul style="list-style-type: none"> □ 中期目標又は中期計画上「以上」又は「少なくとも」とされている場合 <ul style="list-style-type: none"> s : 数値の達成度合が100%以上であって特に優れた成果が得られた a : 数値の達成度合が100%以上 b : 数値の達成度合が70%以上100%未満 c : 数値の達成度合が70%未満 d : 数値の達成度合が70%未満であり、その要 	<p>各法人に統一的な評定区分はなく、法人別に基準が定められている(下記参照)。</p> <p>● 総合評価は、中項目の評価結果について、S評価とされた中項目を3点、A評価とされた中項目を2点、B評価とされた中項目を1点、C評価とされた中項目を0点、D評価とされた中項目を-1点とし、その集計に当たっては、中項目の項目数に2を乗じて得た数を基準とし、原則として、次の3段階評価で行うものとする。</p> <p>A : 中項目の合計数値の割合が基準となる数値の90%以上</p>

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>因は法人の著しく不適切な業務運営にあった</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 上記以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> s : 数値の達成度合が 100%以上であって特に優れた成果が得られた a : 数値の達成度合が 90%以上 b : 数値の達成度合が 50%以上 90%未満 c : 数値の達成度合が 50%未満 d : 数値の達成度合が 50%未満であり、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった • 小項目に単年度において達成すべき定性的な目標が定められている場合 <ul style="list-style-type: none"> □ 段階的な評価を行うことが適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> s : 設定した指標が達成され特に優れた成果が得られた a : 設定した指標が達成された b : 設定した指標が概ね達成された c : 設定した指標が達成されなかった d : 設定した指標が達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった □ 段階的な評価を行うことが不適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> s : 設定した指標が達成され特に優れた成果が得られた a : 設定した指標が達成された c : 設定した指標が達成されなかった d : 設定した指標が達成されず、その要因は法人の著しく不適切な業務運営にあった <hr/> <p>○ 種苗管理センター</p> <ul style="list-style-type: none"> • 定量的に定められている項目の評価 <p>中期計画等で定量的な数値が設定されている場合は、原則としてその数値を中期目標の期間（5年間）で除して得られた数値（年度ごとの目標値が設定されている場合は、その数値）を目標値として、次の考え方をベースに基準を策定し、評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 「～以上」等の記述となっている項目 <ul style="list-style-type: none"> S : 目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A : 目標値に対して、100%以上の達成度合 B : 目標値に対して、90%以上～100%未満の達成度合 C : 目標値に対して、90%未満の達成度合 D : 目標値に対して、90%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった □ 「～程度」等の記述となっている項目 <ul style="list-style-type: none"> S : 目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた A : 目標値に対して、90%以上の達成度合 B : 目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合 C : 目標値に対して、80%未満の達成度合 D : 目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった • 定性的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> S : 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた A : 順調に進んでいる B : 概ね順調に進んでいる C : 不十分又は問題あり D : 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった 	<p>B : 中項目の合計数値の割合が基準となる数値の 50%以上 90%未満</p> <p>C : 中項目の合計数値の割合が基準となる数値の 50%未満</p> <ul style="list-style-type: none"> • ただし、上記評価の結果、A評価となった場合には、業務の実績及び達成度合等を総合的に勘案し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価となった場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> • 各項目ごとの評価を踏まえつつ、当該評価を行うに至った経緯や特殊事情、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績その他の特筆すべき事項をも総合的に勘案して、評価を行うものとする。

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>※評価項目によっては、S A B C Dの基準の表現が若干異なる。</p> <p>○家畜改良センター</p> <ul style="list-style-type: none"> • 定量的指標の場合 <ul style="list-style-type: none"> □ 例：「〇〇程度」と目標が設定されている場合 <ul style="list-style-type: none"> S：数値の達成度が90%以上であって、特に優れた成果が得られた A：数値の達成度が90%以上 B：数値の達成度が50%以上90%未満 C：数値の達成度が50%未満 D：数値の達成度が50%未満であって、その要因が法人の不適切な業務運営にあった □ 定性的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> S：計画を大きく上回り、優れた成果が得られた A：計画どおり順調に実施された B：概ね計画どおり順調に実施された C：計画どおり実施されなかった D：計画どおり実施されず、その要因が法人の不適切な業務運営にあった <p>○農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター</p> <ul style="list-style-type: none"> S：計画を大幅に上回る業績が挙げている A：計画に対して業務が順調に進捗している B：計画に対して業務の進捗がやや遅れている C：計画に対して業務の進捗が遅れている D：計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている <p>○森林総合研究所</p> <ul style="list-style-type: none"> s：中期計画を大幅に上回り業務が進捗している（達成割合が120%以上） a：中期計画に対して業務が順調に進捗している（達成割合が90%以上120%未満） b：中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている（達成割合が60%以上90%未満） c：中期計画に対して業務の進捗が遅れている（達成割合が30%以上60%未満） d：中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている（達成割合が30%未満） <p>○水産大学校及び水産総合研究センター</p> <ul style="list-style-type: none"> S：計画を大きく上回って業務が進捗している A：計画に対して業務が順調に進捗している B：計画に対して業務の進捗がやや遅れている C：計画に対して業務の進捗が遅れている D：計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている □ 定量的評価指標が設定されている場合 <ul style="list-style-type: none"> S：数値の達成度合いが120%以上 A：数値の達成度合いが80%以上120%未満 B：数値の達成度合いが60%以上80%未満 C：数値の達成度合いが30%以上60%未満 D：数値の達成度合いが30%未満 <p>○農畜産業振興機構</p> <ul style="list-style-type: none"> • 定量的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> □ 数値目標が「以上」又は「少なくとも」等と定められている場合 <ul style="list-style-type: none"> a：数値の達成度合いが100%以上 b：数値の達成度合いが70%以上100%未満 c：数値の達成度合いが70%未満 □ 数値目標が上記以外の方法により設定されている場合、達成度の範囲は異なっている。 • 定性的に定められている項目の評価 	<p>• 項目別評価の結果を踏まえつつ、当該評価を行うに至った経緯や特殊事情、中期目標等に記載されている事項以外の業績、S評価の有無・内容、それぞれの項目の機関としての業務に占める重要性等の特筆すべき事項等も総合的に勘案して、原則として、次の3段階評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> A：計画どおり実施された又は計画を上回り実施された B：概ね計画どおり実施された C：計画どおり実施されなかった <p>• 上記の評価の結果、A評価となった場合は、各大項目の達成状況及びその要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合は、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</p> <p>• 機関の総合評価は、各評価単位の評価結果と研究機関としての使命を踏まえた特筆すべき業績（学術的・社会的インパクトの大きい）等を総合的に勘案して行うとともに、当該評価を下すに至った理由を記述し、併せて必要に応じ、業務内容の改善に関する勧告を記述するものとする。</p> <p>• 総合評価は、全ての評価単位を対象として、達成割合を算出し、その結果を基本として評価を行うこととする。</p> <p>• なお、S評定又はD評定と判断した場合には、評価シートに判断した理由等を明記する。</p> <p>• 各大項目の評価結果及び次に掲げる事項等を総合的に勘案して、5段階で評価を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① S評価の有無・内容 ② 財務諸表の内容 ③ 業務運営の効率化への取組状況 ④ 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績 ⑤ 災害対策等緊急的業務への対応状況 <p>• 中項目の評価結果について集計し、3段階評価を行う。ただし、必要に応じ、A評価をS評価に、C評価をD評価にすることができる。</p>

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<ul style="list-style-type: none"> □ 段階的な評価を行うことが適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> a : 設定した指標が達成された b : 設定した指標が概ね達成された c : 設定した指標が達成されなかった □ 段階的な評価を行うことが不適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> a : 設定した指標が達成された c : 設定した指標が達成されなかった • ただし、a 評価の小項目について、達成率等により s 評価とすることができる。また、c 評価とした場合、必要に応じ d 評価とすることができる。 <hr/> <p>○農業者年金基金</p> <ul style="list-style-type: none"> • 定量的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> □ 数値目標が「以上」又は「少なくとも」とされている場合 <ul style="list-style-type: none"> a : 数値の達成度合が 100%以上 b : 数値の達成度合が 70%以上 100%未満 c : 数値の達成度合が 70%未満 □ 上記以外の場合 <ul style="list-style-type: none"> a : 数値の達成度合が 90%以上 b : 数値の達成度合が 50%以上 90%未満 c : 数値の達成度合が 50%未満 • 定性的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> □ 段階的な評価を行うことが適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> a : 設定した指標が達成された b : 設定した指標が概ね達成された c : 設定した指標が達成されなかった • ただし、a 評価の小項目について、達成状況等により s 評価とすることができる。また、c 評価とした場合、必要に応じ d 評価とすることができる。 <hr/> <p>○農林漁業信用基金</p> <ul style="list-style-type: none"> • 定量的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> □ 数値目標が「以上」又は「少なくとも」等と定められている場合 <ul style="list-style-type: none"> A : 数値の達成度合が 100%以上 B : 数値の達成度合が 70%以上 100%未満 C : 数値の達成度合が 70%未満 数値目標が上記以外の方法により設定されている場合、達成度の範囲は異なっている。 • 定性的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> □ 段階的な評価を行うことが適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> A : 設定した指標が達成された B : 設定した指標がおおむね達成された C : 設定した指標が達成されなかった □ 段階的な評価を行うことが不適切な場合 <ul style="list-style-type: none"> A : 設定した指標が達成された C : 設定した指標が達成されなかった • 必要に応じ、A 評価を S 評価に、C 評価を D 評価にすることができる。 <hr/> <p>○緑資源機構</p> <ul style="list-style-type: none"> a : 中期計画に対して概ね順調に推移している (達成割合が 90%以上) b : 中期計画に対して一部遅れが見られるものの、中期目標期間において達成が可能な範囲にある (達成割合が 50%以上 90%未満) c : 中期計画に対して顕著な遅れが見られる (達成割合が 50%未満) • ただし、a 評価の小項目について、達成率等により a + 評価とすることができる。また、c 評価とした場合、必要に応じ d 評価とすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> • 大項目の評価結果について集計し、3 段階評価を行う。ただし、必要に応じ、A 評価を S 評価に、C 評価を D 評価にすることができる。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> • 中項目の評価結果について集計し、特筆すべき業績等を総合的に勘案して 3 段階評価を行う。 • ただし、必要に応じ、A 評価を S 評価に、C 評価を D 評価にすることができる。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> • 各大項目の評価結果について、達成割合を算出し、評価を行う。 • 機構の業務の実績の評価が、適正に、かつ、国民に解りやすい形で行われるべきであることに留意することとしている。
<p>経済産業省 独立行政法人 評価委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 委員会における年度評価は、次の①～③の3項目を評価項目の基本とし、必要に応じ④を追加する。 ① 業務運営の効率化に関する事項 ② 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 ③ 財務内容の改善に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> • 委員会は、各評価項目に以下の評価比率を配分し、各評点を合算して総合評価を行う。(②については、分割して算定した評点をまとめずに直接合算を行う。) ① 業務運営の効率化に関する事項：20%

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>④ その他業務運営に関する重要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会は、法人横断的な評価を実施する。以下の項目については、毎年実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ①業務の効率的な実施の観点から、一般競争入札の範囲の再検討等、適正な契約形態の選択が行われているか。契約に関する情報公開は適切に実施されているか。 ②役職員の給与等の水準は適正か。 ③資産(出資を含む)は有効に活用されているか。 ④欠損金、剰余金の適正化に向けた努力が行われているか。 ⑤リスク管理債権の適正化に向けた努力が行われているか。 各項目の評価は、次の5段階評価を行うこととする。評価に当たっては、標準的に達成された場合をBとすることを基本とし、評価項目ごとにBとなる基準を予め明示するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> AA:法人の実績について、質・量の両面において中期計画を超えた極めて優れたパフォーマンスを実現。 A:法人の実績について、質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現。 B:法人の実績について、質・量の両面において概ね中期計画を達成。 C:法人の実績について、質・量のどちらか一方において中期計画に未達、もしくは、法人の業務運営に当たって問題となる事象が発生。 D:法人の実績について、質・量の両面において中期計画に大幅に未達、もしくは、法人の業務運営に当たって重大な問題となる事象が発生。 	<p>② 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項: 50～60%</p> <p>③ 財務内容の改善に関する事項:20%</p> <p>④ その他業務運営に関する事項:0～10%</p> <ul style="list-style-type: none"> 評点は、AA=5、A=4、B=3、C=2、D=1とし、それぞれの評価比率を掛け合わせて合算し、以下の通り総合評価を算出する。合算された評点をXとすると、 <ul style="list-style-type: none"> AA:4.5<X≤5.0 A :3.5<X≤4.5 B :2.5<X≤3.5 C :1.5<X≤2.5 D :1.0≤X≤1.5 委員会は、必要があると認めるときは、法人に対し、業務運営の改善その他の勧告を行う。
国土交通省独立行政法人評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> 年度業務実績報告の各項目ごとに中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況について検討し、段階的評価を行う。評価の段階数については、5段階を基本とし、各法人の業務の特性を踏まえて設定しうるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 5点:中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。 4点:中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。 3点:中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。 2点:中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。 1点:中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。 各項目ごとに、中期計画の実施状況の認定結果及びその理由を明記するとともに、必要な場合には意見を付記することとする。特に、5点をつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを明確に記述するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務運営評価による評定を踏まえ、中期計画の達成に向けた実施状況を全般的に評価する。 個別項目の認定結果から、当該年度の業務の実施状況全体について以下のとおり判断することを原則とする。但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で、これを行うことができる。 <ul style="list-style-type: none"> (各項目の合計点数) / (項目数に3を乗じた数)が <ul style="list-style-type: none"> □ 120%以上である場合:「極めて順調」 □ 100%以上 120%未満である場合:「順調」 □ 80%以上 100%未満である場合:「概ね順調」 □ 80%未満である場合:「要努力」 法人の業務全体について、業務運営評価による評定を踏まえ、総合的な視点から、法人の業務の実績、業務の改善に向けた課題・改善点、業務運営に対する意見等を記述式により評価することにより、当該法人の評価の要点、法人の業務実績の全体像が明確になるようにする。 なお、中期計画に掲げられている事項以外で特記すべき法人の自主的な努力があれば、当該事項も含めて総合的に評価する。
環境省独立行政法人評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> 中期目標に定められている事項別に、当該事業年度における実施状況の評価する。具体的には、評価項目ごとに掲げる「評価の方法、視点等」を考慮して行い、この評価項目ごとの評価を踏まえて、当該事項全体の評価を行うものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動全般、業務運営(財務、人事等)など法人の業務全体について、左記の事項別評価の結果を踏まえ総合評価を行う。 事項別評価の結果を単に平均化するのではなく、法人の目的等に照らし、法人全体と

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<ul style="list-style-type: none"> 各事業年度に係る業務の実績に関する評価は、以下の評価基準に基づいて行う。 (注)評価に当たっては、その理由、根拠等を附すものとする。 S: 中期目標の達成に向け、特に優れた成果をあげている。 A: 中期目標の達成に向け、適切に成果をあげている。 B: 中期目標の達成に向け、概ね適切に成果をあげている。 C: 中期目標の達成に向け、業務の進捗がやや遅れており、改善すべき点がある。 D: 中期目標の達成に向け、大幅な改善が必要である。 国立環境研究所の研究業務は、研究所において実施する外部専門家の研究評価結果も積極的に活用。 	<p>しての業務を総合的に判断しつつ行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標、中期計画に掲げられた事項のみならず、独自の取組等も考慮。 総合評価は、左記の評価基準により実施し、併せてその判断の理由、根拠等を記載する。 総合評価を実施するに当たっては、業務運営の改善に関する事項の検討を行う。
防衛省独立行政法人評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> 年度計画の項目等に即し4段階評価。 委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 <ul style="list-style-type: none"> 定量的な指標が設定されている場合 <ul style="list-style-type: none"> A: 中期計画の達成に向け業務が順調に実施されている。 B: 中期計画の達成に向け業務がおおむね順調に実施されている。 C: 中期計画の達成に向け業務が順調に実施されているとはいえない。 D: 中期計画の達成に向け業務がほとんど実施されていない。 委員の協議により評価される場合 <ul style="list-style-type: none"> A: 満足のいく実施状況 B: ほぼ満足のいく実施状況 C: やや満足のいかない実施状況 D: 満足のいかない実施状況 各項目の自己評価がC又はDの場合には、業務運営の改善措置を明示。 	<p><u>記述式</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 項目別評価結果等を総合し、当該事業年度における実績全体について、自主改善努力等中期計画及び年度計画に掲げられていない事項も含めて行う。 必要に応じ、業務運営の改善その他勧告すべき内容を記述する。
日本司法支援センター評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画に定められた各項目ごとに、以下の3段階評価。 なお、評価項目に複数の指標がある場合には、指標ごとの評価を総合して当該項目の評価。 A: 当該事業年度における中期計画の実施状況に照らし、中期目標を達成することが見込まれる状況。 B: 当該事業年度における中期計画の実施状況に照らし、工夫や努力により中期目標を達成することが見込まれる状況。 C: 当該事業年度における中期計画の実施状況に照らし、中期目標の達成は困難で業務の改善が必要。 評価は、実績報告書、法人が自ら行った自己評価等の資料を参考に、独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である特性を勘案し、委員の協議により客観的に実施。 	<p><u>記述式</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 項目別評価結果等を勘案し、当該事業年度における法人の実績全体について評価。 自主改善努力等、中期計画及び年度計画に掲げられていない事項があれば、必要に応じてこれらの事項を含め評価。
国立大学法人評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> 「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報提供」、「その他業務運営」の4項目については、以下の5種類により進捗状況を示す。なお、これらの水準は、基本的には各国立大学法人等の設定した中期計画に対するものであり、各法人間の相対比較をする趣旨ではないことに留意することが必要。 <ul style="list-style-type: none"> 特筆すべき進捗状況にある 順調に進んでいる おおむね順調に進んでいる やや遅れている 重大な改善事項がある 「教育研究等の質の向上」については、事業の外形的・ 	<ul style="list-style-type: none"> 当該事業年度における中期計画の進捗状況全体について、記述式により評価。 なお、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の年度評価の基本的な考え方は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 業務運営・財務内容等の経営面を中心に、当該事業年度における中期計画の実施状況を調査・分析し、業務の実績全体について総合的に評価。 教育研究の状況については、その特性に配慮し、中期目標期間終了時の評価において、国立大学法人評価委員会(独)大学評価・学位授与機構に対

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	客観的な進捗状況を確認し、特筆すべき点や遅れている点を示す。	し評価の実施を要請し、当該評価の結果を尊重して行う。

(注) 各府省評価委員会の公表資料に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

(3) 評価結果の反映状況等

ア 独立行政法人の業務運営への反映状況

独立行政法人の効率的・効果的な運営、国民に対して提供するサービスの向上等、国民の求める成果の実現を図るためには、まずもって府省評価委員会が行う評価結果の法人の業務運営への着実な反映が重要である。

平成18年度業務実績に関して府省評価委員会が行った評価結果の反映状況をみると、例えば、効率的な業務運営による費用の削減、意志決定の迅速化、自己収入の拡大、業務体制の見直し、他機関との連携・協力等に反映されてきている。

図表46. 府省評価委員会の評価結果の反映状況

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
内閣府	国立公文書館	「移管の申出がなかったファイルについて、移管のための更なる努力を期待する」との指摘を踏まえ、平成19年度の移管協議において申出のなかったファイルについては、各府省の行政文書ファイル管理簿中、廃棄文書又は延長文書の中から移管基準に照らし、移管対象文書として該当すると見られる文書について追加協議を実施し、積極的に移管の促進を要請した結果、平成18年度572ファイルの追加から平成19年度は858ファイルと増加した。
	国民生活センター	「今後、更なる情報交流を進め、中核的機関としての役割を高められたい」との指摘を踏まえ、平成19年度は合計2,830件(国会206件、内閣府143件、経済産業省1,427件、その他省庁1,054件)の依頼があり、全てに回答。死亡・重篤事故に係る危害情報については、死亡事故136件、重篤事故441件について提供を実施。PIO-NET情報を関係各省と共有するため、3月末までに10省庁・1独立行政法人にPIO-NET端末を設置した。
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	「代表研究者委員会(COPI)と業務運営委員会(MACO)の活用等により、組織内のコミュニケーションの円滑化に努める必要がある」との指摘を踏まえ、COPI及びMACOの活用による組織内のコミュニケーションの改善を引き続き実施。例えばワークショップやライブラリー・コミッティ等のように特定の事項については、COPIの下に分科会を設けることで組織内のコミュニケーションの更なる改善を行った。これらの分科会からの提言により、意思決定及び実施が迅速に行えるようになった。
財務省	酒類総合研究所	酒類及び酒類業に関する講習業務について、より一層の受講者ニーズを反映させた講習の実施を指摘されたことを踏まえ、19年度は新たに清酒官能評価講習を実施し、清酒専門評価者の認定を行った。
	国立印刷局	守秘義務を有する製品に係る秘密漏洩防止の管理状況について、十分な対応であるとは言えない点もあるとの指摘を踏まえ、「国立印刷局コンプライアンス・マニュアル」や「国立印刷局情報セキュリティハンドブック」を作成し、全職員に配布するとともに、各種研修を実施した。
	通関情報処理センター	民間の貿易関連システムや諸外国の通関システムとの連携に出来るだけ対応して欲しいと指摘されたことを踏まえ、民間の貿易関連業務との接続を実現し、また、諸外国の通関システムとの連携に向けて、国際連携システムの開発を進めている。 システム障害に対する対応について、システムの安定的な運営のため、総合点検や業務繁忙期の特別点検など必要な点検を引き続き実施すべきとの指摘に対し、これらに継続的に取り組んでいる。
	奄美群島振興開発基金	「民間銀行からの電子化情報の入手につき引き続き努力が必要」と指摘されたことを踏まえ、地元金融機関から保証付融資の情報を毎月電子ファイルで報告を受けていたのに加え、地元金融機関以外の民間金融機関についても、電子ファイルにより報告を受けるとし、電算入力事務にかかる一層の省力化及び期中管理事務の強化に努めた。
文部科学省	日本スポーツ振興センター	「スポーツ振興くじの売上額及び投票勘定の繰越欠損金の残高が目標値を達成されておらず、業務の改善が必要であり、今般の売上回復を確実なものにする」とともに、一層の経費節減に努め、スポーツ振興投票等業務の財務内容の健全化に取り組むことが急務である」と指摘されたことを踏まえ、本業務の効率的な実施等による経費節減及び、2008年シーズン(平成20年)2月からは「BIG100」の販売を開始するなど、売上向上効果が期待できるあらゆる事項への取り組みによる収益の確保を図り、財務内容を大幅に改善した。

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
	日本学生支援機構	「奨学金貸与事業に係る滞納分回収率や、新規返還者に係る返還率が低下しており、対策を講じる必要がある」と指摘されたことを踏まえ、滞納分の回収については、延滞者の返還を促進するため、コンビニ等を活用した収納方式を導入するための準備を行い、平成20年10月から導入の運びとなった。また、新規返還者に対しては、各学校と連携して返還説明会を実施し、返還の重要性とその手続きについて機構職員から直接説明を行い、返還意識の徹底を図った。
	国立女性教育会館	「海外の関係機関等と協定を締結したり共通の課題について共同研究やシンポジウム等を行うことにより、知見の交流を行い、アジア太平洋地域の男女共同参画の推進に貢献してほしい」との意見を踏まえ、韓国の協定締結機関の協力による国際フォーラムの開催や、地球規模の課題である人身取引に関して、海外の関係機関の協力を得て調査研究を行うとともに、女性のエンパワーメントに資するセミナーを実施する等アジア太平洋地域の男女共同参画の推進に努めた。
	宇宙航空研究開発機構	「陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)データのより迅速な観測・提供、国民への情報発信を充実させることを期待する」との意見を踏まえ、平成19年7月に発生した新潟県中越沖地震等、国内外からの50件の緊急観測要請に対応し、「だいち」による迅速な観測・データ提供を実施するとともに、防災関連省庁と「だいち」による防災利用実証実験を進めている。
	理化学研究所	「厳しい国家財政の中、理研の使命を達成するには、研究者がすばらしい研究を行うだけでは困難であり、国民にその意味を十分に理解してもらい、国民の支持を得ることが必要である」と指摘されたことを踏まえ、プレスリリースの解説をホームページに掲載するほか、理研ニュース、Annual Report 等の出版物、科学講演会・展示会等など各種情報発信により最新の研究成果をわかりやすく紹介するように努めるとともに、効果的な広報活動を行うための国民へのアンケート調査・理解度調査のあり方について検討を開始した。
厚生労働省	労働者健康福祉機構	<p>「今後予定されている病院の再編についても順調な取組を期待する」との指摘を踏まえ、労災病院の再編計画により廃止・統合することとされた病院については、すべて作業を完了した。</p> <p>「今後は、制度の内容について検討し、より提供するサービス及び業務の質の向上につながる制度を策定することが期待される」との指摘を踏まえ、急激な医療環境の変化に対応するため自らの内部環境(強み、弱み)、外部環境(機会、脅威)を総合的に把握する手法としての「SWOT分析」を改めて全労災病院において実施し、より提供するサービス及び業務の質の向上につながる成功要因を見出し、BSCにおけるビジョンの実現へつなげていくこととした。</p> <p>「今後も、労災疾病に係る研究開発の成果を社会的資源として生かすため、更なる努力と積極的な貢献を期待することに加え、勤労者の新しいニーズに対応した研究成果を蓄積することを期待する」との指摘を踏まえ、勤労者の新しいニーズに対応した研究としては、「勤労者のメンタルヘルス分野」において、勤労者の仕事による疲労蓄積度を脳血液量により客観的に評価する研究、また「業務の過重負荷による脳・心臓疾患(過労死)分野」において、メタボリックシンドロームに対する労働環境からのアプローチを検討する研究を行った。</p>
	福祉医療機構	「心身障害者扶養保険責任準備金に対応する資金の積立不足により繰越欠損金が発生している。当該欠損金の解消に向け、国において制度の見直しを行うことを期待する。」との指摘があったところであるが、平成20年4月から制度改正されることとなり、この制度改正により、繰越欠損金が解消される見通しとなった。
	労働政策研究・研修機構	「労働政策フォーラムは適切に実施されているが、参加者アンケートで「大変有益である」との回答の割合が比較的少ないことが今後の課題である。」との指摘を踏まえ、第1回フォーラム参加者のうち、大学等の就職支援担当者及び企業の採用担当者(計122名)に対するフォローアップアンケート調査を実施(平成20年2月)し、今後参加者にとって一層満足度の高いフォーラムを企画する上での参考とするとともに、いずれの回も各テーマの内容に沿ったきめ細かな案内を行った。なお、平成19年度のフォーラム参加人数は延べ1515人・平均216人/回(前年度延べ1400人・平均200人/回)に達するとともに、参加者に対するアンケートでは、「大変有益」および「有益」と答えた割合が91.0%(前年度実績:90.5%)と年度計画(80%以上)を大きく上回る評価を得た。
	雇用能力開発機構	雇用開発業務(相談等業務)の満足度調査について、「アンケート手法等については改善の余地があることから、利用者の意見等をより的確に把握できるようにするとともに、当該アンケート調査結果を分析して業務の質の向上に反映さ

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
		<p>せるべきである」との指摘を踏まえ、相談、セミナー、講習、研修等の終了後のアンケート調査結果を、各都道府県センターの雇用管理ケース会議等において分析して課題を検討し、例えば、労務関係等の抽象的な内容について、具体的な事例を紹介したり、事例紹介した事業所の参加により活発な意見交換につなげるなどの業務の改善を図り、業務の質の向上に反映させた。</p> <p>在職者訓練について、「アンケート調査の実施に当たっては、マイナス評価の回答も含め、受講者及び事業主の意見をよりの確に把握できるようにするとともに、当該調査結果を分析して業務の質の向上に反映できるようにするべきである」との指摘を踏まえ、アンケート調査結果及び習得度測定の結果を分析し、カリキュラムの見直しなど業務の質の向上に反映させた。</p> <p>情報提供について、「今後は、ホームページの中で利用されている情報の内容や、それぞれへのアクセス件数についても更に分析する必要がある」との指摘を踏まえ、アクセス件数について分析した結果、約6割が職業訓練や助成金制度等の内容紹介、約2割が教育訓練機関・コース情報等のデータベースへのアクセスとなっていることが分かった。</p>
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	平成 18 年度から報告期限が定められた任意調査について、18 年度においては、13 案件の報告遅延が認められたが、厳格な進行管理が必要であると指摘されたことを踏まえ、19 年度においては、厳格な進行管理に努めた結果、報告の遅延はなかった。
	種苗管理センター	栽培試験の結果報告等について、迅速な実施が望ましいと指摘されたことを踏まえ、作業分担の明確化等の取組を進めた結果、平成 19 年度は栽培試験終了から結果報告書提出の平均期間を 3.1 か月（18 年度は平均 4. 2 か月）とした。
	家畜改良センター	コンプライアンス委員会の設置が必要であると指摘されたことを踏まえ、平成 19 年度に検討した結果、20 年 4 月にコンプライアンス委員会を設置した。
	水産大学校	経費節減、外部資金獲得の成果は評価できるが、更に一層経費節減と効率的運営へ努力を望みたい。特に知的財産の取得増加を期待すると指摘されたことを踏まえ、一層の経費節減に努めるとともに、前年度を上回る件数の外部資金を獲得した。また、知的財産についても、新たに2件の特許出願を行ったほか、2件が特許登録された。
	農業・食品産業技術総合研究機構	外部機関との連携強化や人事交流の実績を拡大することを期待するとの意見を踏まえ、東京リエゾンオフィスや産学官連携本部を設置し、マッチングに取り組んだ結果、共同研究等3件の契約に成功した。また、平成 19 年度中に新たに4件の連携大学院の協定書を取り交わした。
	農業生物資源研究所	重点化の方向性を明確にして取り組むことを要請するとの意見を踏まえ、平成 20 年度は、重要研究と位置付けているイネ、ダイズ、カイコ、ブタのゲノム研究に重点的に予算配分を行った。
	農業環境技術研究所	普及に移しうる成果の件数の目標達成に向けた取り組みを期待すると指摘されたことを踏まえ、普及に移しうる成果を挙げた研究件数が、平成 18 年度の5件から 19 年度は9件となり、目標をやや上回った。
	国際農林水産業研究センター	受託収入について、計画額を下回っていると指摘されたことを踏まえ、外部資金獲得の取り組みを強化した結果、平成 19 年度計画予算額 197,477 千円に対し、実績は 315,036 千円となった。
	森林総合研究所	日本の森林研究の中央機関として、長期的視野にたった研究が戦略的に推進されることを望むという意見を踏まえ、中長期的な研究戦略ロードマップ「2050年の森」を策定し、研究戦略の礎にするとともに、HP 等で広く広報し、研究所の研究推進方向を明確にした。
	水産総合研究センター	調査船の運用についてスリム化を推進すべきと指摘されたことを踏まえ、平成 19 年度に中型船 1 隻の削減を行った。また、調査船の効率的な運用について引き続き検討している。
	農畜産業振興機構	地方出先機関の見直しについて検討されたいと指摘されたことを踏まえ、検討した結果、地方事務所及び出張所を 10 か所から 3 か所に再編合理化した。
	農業者年金基金	業務運営の効率化の観点から、連絡事務所の必要性について検討されたいと指摘されたことを踏まえ検討した結果、九州連絡事務所については平成 20 年度末、北海道連絡事務所については平成 22 年度末をもって廃止することを決定した。

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
	農林漁業信用基金	今後も適切な経費の削減に取り組むことにより、中期計画が着実に達成されることを期待するとの意見を踏まえ、人員削減等による人件費の削減(平成17年度決算対比で101百万円(8.3%)削減)等により経費の削減に取り組んだ。
	緑資源機構	談合は評定項目外の問題であるが、業務運営の一環であることは間違いなく、改善を要するとの意見を踏まえ、平成19年度においては、外部有識者からなる「入札談合再発防止対策等委員会」を設置して、事件の事実関係の調査や再発防止対策の検討を行い、その実施を図った。
経済産業省	経済産業研究所	競争的資金獲得について、予算計画が未達成であり更なる改善の余地があると指摘されたことを踏まえ、組織を上げての努力をおこなった結果、予算計画における目標額を上回る額を獲得している。
	産業技術総合研究所	地域センターについては一層の選別充実化を望むとの指摘を受けて、北海道センターにおいて完全密閉型遺伝子組み換え植物工場を設置し、医薬品製造技術等の研究開発に成果を挙げた。
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	組織内教育では習得できない分野に関しては、外部からの人材の登用が望まれるとの指摘を受けて、新たに、超微細加工技術、MEMS技術、ナノテクの3分野の専門家をプログラマナーとして採用し、技術領域を拡充した。
	日本貿易振興機構	国民・社会ニーズに応えたジェトロの事業を着実に実施しながら、自己収入を増やしていくことが望ましいとの意見を踏まえ、受益者負担単価の見直しや会員数の拡大努力等を通じ、単年度比で自己収入が着実に増加するなど、拡大に向けた取組が行われている。
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	備蓄コストの低減について契約等の見直しにより効率化を検討しており、適切と考えられる。ただし、安全性の確保については常に考慮が必要であるとの意見を踏まえ、総合防災訓練、テロ対策を踏まえた国民保護法訓練、災害対応訓練等、各種安全防災訓練を実施した。
国土交通省	土木研究所	つくば中央研究所と寒地土木研究所の円滑な運営、統合メリットが十分に発揮されるよう、充実した連携システムの整備、具体的・強力な取り組みが必要と指摘されたことを踏まえ、水災害・リスクマネジメント国際センターにおいては、技術面のみならず、社会、経済、制度、文化等の側面を含む分野横断的な戦略に基づき、世界の水関連災害の防止、軽減のための研究・研修・情報ネットワーク活動に取り組んでおり、また、寒地土木研究所と連携し、アジアにおける洪水被害軽減ワークショップを開催するなど、統合のメリットが十分に発揮されるよう努めている。
	建築研究所	二酸化炭素排出抑制対策等の環境問題に関する研究の推進に更に努められたいとの意見を踏まえ、平成19年度より3カ年の計画で、重点研究開発課題として「二酸化炭素排出抑制に資する新エネルギー技術の住宅・建築・都市への適用に関する研究」ほか2件の環境問題に関する研究課題を立ち上げ、環境問題に関する研究の推進に努めた。
	交通安全環境研究所	大量の受託業務をこなすマンパワーの確保と育成について、長期的な戦略の策定が求められるとの意見を踏まえ、平成19年度については人材確保と技術・技能伝承を体系的に行うべく、外部人材採用等の措置を講じ、20年度以降については独立行政法人整理合理化計画において4研究所の統合の方針が示されたことから、長期的な人材戦略の策定は統合後の組織・体制の検討の中で議論していくこととした。
	海上技術安全研究所	熟練した技能を有する船員の確保が政策課題となっており、そのための対応が急がれている中で、早急な対応を期待したいとの意見を踏まえ、中期目標に示された「海事産業における熟練技能を有する人材の減少の対応に必要な基盤技術の開発のための研究」において継続的に取り組むこととした。
	港湾空港技術研究所	所全体の事務事業の簡素化を進める中で、研究者の事務的業務量の負担を軽減するような取り組みを期待するとの意見を踏まえ、電子決済システムによる業務範囲の拡大など、研究者の負担軽減と事務系職員の負担軽減をともに達成できるように配慮した。
	電子航法研究所	システム開発は特定の個人に依存することが多いが、システムのメンテナンスは職場全体で管理する配慮が必要と指摘されたことを踏まえ、予算管理システム・資産管理システムの運用保守については、管理部門において組織的に実施しており、日々の更新データのバックアップ、システムの機能不全などに適宜対応した。
	航海訓練所	海運業界との情報交換を通して、教育の質の改善に結びつく成果が生まれることを期待したいとの意見を踏まえ、平成19年度、鹿児島において内航海運会社を対象とした練習船視察会を実施し、練習船実習を視察頂くと共に情報交換を

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
		行った。今後とも、視察会などを積極的に計画・実施し情報交換を行うことにより、海運企業の意見等を収集し、これらを教育訓練に反映するように努めることとした。
	海技教育機構	海上技術コースの就職率が目標を下回っている、広報活動について努力は認められるが結果に結びついていないと指摘されたことを踏まえ、平成19年度は就職情報サイトの活用、船社訪問、船員就業フェアへの積極的な参加等により、それぞれの課程で目標値を上回った。20年度も引き続き就職率の向上に努めるとともに、本部に入試対策室を設け、各校がそれぞれ実施していた入試制度について見直し、入試制度の統一、水産高校指定校推薦制度の創設等種々の取り組みを実施し、19及び20年度定員を全体として確保した。今後も少子化、若者の海離れの中で、更に広報活動に工夫をこらし船員の確保育成に努めることとした。
	航空大学校	教育コストの分析・評価について平成18年度計画では「分析を行う」とあるが、18年度に行われたことが「分析を開始している」となっているのは、計画より遅れているということではないかと指摘されたことを踏まえ、19年度からは、さらに詳細な分析ができるよう、各校ごとに分けて整理した。
	自動車検査	検査コース閉鎖時間の短縮は重要な課題であり一層重点的に取り組むべき、事故発生原因別の目標を立てて再発防止対策に取り組むべきと指摘されたことを踏まえ、平成19年度は、「オートマチック車による損傷等事故防止」等の発生原因を重点事項として盛り込んだ「安全衛生実施計画」を策定し、職員に周知することにより意識改革を図り、また、事故速報を發出して事故防止意識の向上を図った。20年度においても、発生原因を重点項目に定めた「平成20年度安全衛生実施計画」を策定するとともに、責任区分毎による削減計画を定めて事故防止に努めることにより、コース閉鎖時間の短縮に取り組むこととした。
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	技術開発が10年単位の長期にわたること、職員の年齢構成から技術伝承が大きな問題になっていることに鑑み、技術力の持続的向上を第一に、優秀な人材は積極的に確保すべきと指摘されたことを踏まえ、平成19年度においても、職員の年齢構成においてひずみとなっている30代から40代までの職員について積極的に社会人採用を実施し、常勤嘱託制度によるシニア世代の活用についても引き続き実施した。 あわせて、鉄道建設を行っている鉄道会社等に機構から若手、中堅技術者を派遣して、職員の技術力の向上を図るとともに、鉄道会社からも職員を受け入れ、機構の培った鉄道建設に係るノウハウや技術力の普及に努めた。また、鉄道技術に限らず、専門分野を超えた幅広い見識を身につけるため、都市行政等に関する知識習得を目的として鉄道建設の若手技術者の東京都への派遣を実施した。
	国際観光振興機構	次期中期目標・中期計画策定に向けては、「i」案内所の数だけを目標とするのではなく、プライオリティの高い場所への設置等について検討すべきと指摘されたことを踏まえ、外国人観光客の導線といった視点から国内における望ましい設置箇所・エリアについて、地方自治体・地方運輸局等を個別に訪問し、箇所選定の働きかけを行った。
	水資源機構	今後談合疑惑などを招くことがないように、コンプライアンスの徹底に取り組まれないと指摘されたことを踏まえ、外部有識者参画の下、入札談合調査等委員会を設置し、一般競争入札の拡大や、入札談合等不正行為に係るペナルティの強化、事件に関与した企業への再就職の自粛、全職員を対象とする法令遵守に関する説明会、倫理懇談会の倫理委員会への格上げ等の再発防止策を平成19年6月15日に取りまとめ実施した。
	自動車事故対策機構	重度後遺障害者や交通遺児などが漏れることなく機構が行う被害者救済対策が受けられるよう、的確な情報提供や周知・宣伝等を行うことにより、機構の認知度の向上に努める必要があると指摘されたことを踏まえ、市区町村、警察署、病院関係機関、業界団体と連携を図り、パンフレット及びポスターの配布・掲示依頼を行うとともに、市町村の広報誌に掲載すること等によってPRに努めた。 また、平成19年10月から自動車事故の被害者等に対し、機構の各種援護制度の情報提供とともに、全国の自動車事故に起因する法律・金銭・介護など悩み事に対応して各種相談機関の相談窓口を総合的に照会する「交通事故被害者ホットライン」を開設し運用を開始した。
	空港周辺整備機構	事業費のコスト縮減については、他動的に事業費が決定されるという側面があり、機構の努力による達成評価を適切に評価ができるような目標・計画を工夫する必要があると指摘されたことを踏まえ、機構によるコスト縮減策として、再開

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
		発整備事業については、民間活力活用型的手法により借受者の提案を積極的に取り入れた(大阪1件、福岡4件)。また、平成 20 年度計画においては、事業費のコスト縮減について、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進することとした。
	海上災害防止センター	防災措置業務等やむを得ない場合を除き、随意契約の適切な見直しを実施すべきであると指摘されたことを踏まえ、平成 19 年 12 月に「随意契約見直し計画」を制定し、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札への移行を図った。
	都市再生機構	財政体質の強化は今後の経営の安定化のための基本となる事柄であることから、引き続き繰越欠損金の解消、有利子負債の削減、資金調達手法の多様化、減損会計導入による適正な資産評価等に取り組むべき、また、ニュータウン用地などを市況の良い時に売却し、欠損金の前倒しでの削減に一層努めるべきと指摘されたことを踏まえ、平成 19 年度も、繰越欠損金の早期解消を目指し、経営改善に向けた取組を着実に実施した。特にニュータウン用地の供給・処分の計画を上回る実績をはじめとするバランスシートの改善により、有利子負債は前年度末比で概ね 7,800 億円程度削減し、機構設立時から2兆円以上削減した。 また、年度計画(806 億円)には届かないものの、741 億円の純利益を計上し、繰越欠損金(機構設立時 7,288 億円)も、概ね6割の 4,200 億円台にまで順調に解消した。 なお、18 年度の減損会計導入に続き、19 年度は販売用不動産等について低価法を適用し、時価が簿価を下回った場合に、簿価を時価まで切り下げる会計処理とした。
	奄美群島振興開発基金	リスク管理債権は昨年度より減少しているものの、リスク管理債権割合、回収率等については計画未達成となっていることから、奄美群島内の事業者等の実情にも十分留意しつつ、引き続き、これらの取組を進め、財務の健全化に努める必要があると指摘されたことを踏まえ、平成 19 年度においては、更なる期中管理の強化を図るため、審査から管理まで一貫した期中管理全般を業務課で所管することとし、管理課は特別管理債権について集中管理を行うなど債権管理体制の見直し等を行っており、リスク管理債権の減少等の効果もあったことから、収支においては 18 年度に引き続き若干の利益を計上した。 また、20 年度においては、保証及び融資の利用者にかかる経営及び再生支援を行うための「事業者再生支援委員会」を活用し、事業者の経営維持・安定、事業再生を積極的に支援するほか、引き続き中小企業信用情報データベースの活用等による審査の厳格化、期中管理の強化等による新規延滞債権発生の抑制、効果的な法的措置の促進、督促の励行等管理・回収の強化による回収金の増額の取組を行うなど更なる財務の健全化に努めることとした。
	日本高速道路保有・債務返済機構	組織について、業務実態や社会経済情勢の変化に的確に対応するため、継続的に点検を行い、機動的に見直しを図る必要があると指摘されたことを受けて、平成 19 年度中に次のとおり見直しを図った。 ・ 経理・資金業務を経理部に集約(関西業務部資金課の廃止) ・ 機構保有資産に係る資産管理体制の整備・強化(経理課、管理課の体制強化) ・ 総務部担当部長の減
環境省	環境再生保全機構	地球環境基金業務の助成事業について、第三者による事後評価を成果報告に活用すべきとの指摘を受けて、事後評価結果を取りまとめ、評価対象団体に伝え、ホームページで公表した。
法務省	日本司法支援センター	利用者のニーズ調査については、より客観的・効果的な調査方法の検討が望まれるとの意見を踏まえ、コールセンターのオペレーター等のサービス提供者が情報提供直後にその場で満足度を聞く方式から、ウェブによるアンケート調査方式へ変更した。

イ 独立行政法人の役員報酬及び人事への反映の公表状況

独立行政法人の毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後の業務実績に対する府省評価委員会の評価結果については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成 13 年 12 月 19 日閣議決定)

及び「公務員制度改革大綱」(平成13年12月25日閣議決定)において、「独立行政法人通則法の定めるところに従い、報酬(役員給与・退職金の大幅カットを含む。)や役員人事(解任を含む。)に反映させる。」とされている。さらに、その反映状況については、「独立行政法人の業務の実績についての評価結果の役員報酬、人事への反映について」(平成14年5月31日内閣官房行政改革推進事務局事務連絡)により、各法人は毎年度公表することとされている。

評価結果の役員報酬への反映状況については、平成21年7月までに全ての府省で、その所管する法人のホームページ等において、役職員の報酬・給与等の公表の一環として、「平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方」欄により公表されているところである。

評価結果の役員人事への反映状況については、平成21年7月現在、内閣府、総務省、文部科学省、国土交通省、環境省及び防衛省の各府省又はその所管する法人において公表されている。

図表47. 評価結果の役員報酬等への反映に関する閣議決定

<p>○「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)(抜粋)</p> <p>Ⅲ 特殊法人等の改革のために講ずべき措置その他の必要な事項</p> <p>3 独立行政法人</p> <p>(2) 組織及び運営の基本</p> <p>ハ 役員給与等の支給基準を定め、外部有識者からなる評価委員会の評価を受けるという独立行政法人制度を通じて、毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後に業務の実績について評価を行う。その評価結果については、独立行政法人通則法の定めるところに従い、報酬(役員給与・退職金の大幅カットを含む。)や役員人事(解任を含む。)に反映させる。</p> <p>○「公務員制度改革大綱」(平成13年12月25日閣議決定)(抜粋)</p> <p>Ⅱ 新たな公務員制度の概要</p> <p>3 適正な再就職ルールの確立</p> <p>(2) 特殊法人等への再就職に係るルール</p> <p>③ 独立行政法人</p> <p>イ 役員給与等の支給基準を定め、外部有識者からなる評価委員会の評価を受けるという独立行政法人制度を通じて、毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後に業務の実績について評価を行う。その評価結果については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)の定めるところに従い、報酬(役員給与・退職金の大幅カットを含む。)や役員人事(解任を含む。)に反映させる。</p>

ウ 独立行政法人の予算等への反映の公表状況

独立行政法人の業務実績に対する評価の予算等への反映状況については、平成14年7月9日の閣議後の閣僚懇談会において、小泉内閣総理大臣(当時)から、独立行政法人の業務実績の評価の結果を、予算等に速やかに反映させるとともに、その反映状況を国民に分かりやすい形で、積極的に公表するよう指示等が行われた。

これを踏まえた取組例としては、平成21年7月現在、内閣府、総務省、文部科学省、国土交通省及び環境省の各府省又はその所管する法人が、平成19年度業務実績評価の結果を踏まえて、平成20年度及び21年度の予算等に反映させた事例を公表したところである。

2 政策評価・独立行政法人評価委員会による業務実績評価の状況

(1) 取組方針等

政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成 13 年度業務実績の評価に併せて、「平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第2次意見～独立行政法人評価の厳格性・信頼性の向上のために～」(平成 14 年 12 月 26 日政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「第2次意見」という。)を取りまとめた。この第2次意見は、府省評価委員会がそれぞれの基準に基づいて評価を行うことのメリットを確保しつつ、政府全体として、評価の厳格性・信頼性を向上させるため、重要な事項について、適切な評価活動を確保することを狙いとしており、言わば共通の「評価活動準則」に当たるものとして機能することを期待している。政策評価・独立行政法人評価委員会は、府省評価委員会においてこの意見の具体化に向け積極的かつ適切な対応が行われ、次回以降の評価において逐次反映されることを要望するとともに、今後、この意見に沿う評価の推進に努めることとしている。

さらに、政策評価・独立行政法人評価委員会は、第2次意見のうち、「予算、収支計画及び資金計画の実施状況等の評価について」及び「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況の評価について」に掲げた事項について、「平成 14 年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項(報告)」「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係」(平成 15 年 7 月 31 日財務内容の改善等についての評価方法の在り方に関する研究会)を取りまとめ、政策評価・独立行政法人評価委員会として特に関心を持つべき事項を整理し、各府省及び府省評価委員会に送付した。

平成 15 年 10 月以降、特殊法人等改革等に伴い、振興助成・融資業務、公共用物・施設の設置・運営業務等を行う法人が新たに多数設置されてきている状況を踏まえ、独立行政法人評価分科会では、平成 15 年度業務実績に関する評価結果についての2次評価を行うに先立ち、具体的な評価の在り方等について、法人の業務類型に着目し、横断的に検討・整理を行うため、専門家である委員により横断的研究を進めることとした。このため、平成 16 年 2 月以降、財務研究会(財務研究会については、第2部第1節2(2)「政策評価・独立行政法人評価委員会の構成」参照。)に加えて、新たに、「研究開発関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」、「教育・指導・訓練関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」、「公共用物・施設設置運営関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」、「振興助成・融資関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」をそれぞれ開催し、平成 16 年 6 月 30 日、研究会報告書を取りまとめた。また、財務研究会においては、特殊法人等から移行した主要な独立行政法人について、平成 15 年度の財務諸表等の分析・検討を行うとともに、過去の年度評価意見等を踏まえ、重点的にみるべき事項の検討作業を進め、その結果を「平成 16 年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項(「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係)」として、平成 17 年 7 月 11 日に、独立行政法人評価分科会に報告した。

平成 19 年 7 月 11 日には、業務実績評価について、これらの第2次意見、研究会報告書及び「平成 16 年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項」を基本としつつ、中期目標期間終了時の事務・事業の見直しを視野に入れた評価や業務運営の一層の効率化等に資する評価に重点を置くこととすること等を当面の基本的な取組方針とする「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」(以下「当面の取組方針」という。)を決定、公表した。(資料 24「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」(平成 19 年 7 月 11 日政策評価・独立行政法人評価委員会決定)参照)。

平成 20 年度においては、7 月 14 日に「平成 19 年度業務実績評価の取組について」を独立行政

法人評価分科会で決定し、基本的には当面の取組方針に基づき評価を行うこと、評価に際して「独立行政法人整理合理化計画」(資料 25「独立行政法人整理合理化計画」参照)等の政府における新たな取組に的確に対応すること等の方向性を示すとともに、既往の勧告の方向性指摘事項等について当面の作業において着目することとした。(資料 26「平成 19 年度業務実績評価の取組について」(平成 20 年7月 14 日独立行政法人評価分科会決定)参照)。また、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成 19 年8月 10 日閣議決定)において、国における随意契約の見直しの取組を踏まえ、各独立行政法人は「随意契約見直し計画」を策定することとされたこと、「随意契約の適正化の一層の推進について」(平成 19 年 11 月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議)において、独立行政法人における入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて、府省評価委員会は厳正に評価することとされたこと等から、独立行政法人評価分科会に随意契約等評価臨時検討チームを設置し、「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」を 20 年9月5日に取りまとめ、府省評価委員会等に通知している(資料 27「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」(平成 20 年9月5日独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チーム)参照)。

(2) 評価活動の概要

平成 20 年8月下旬ないし 10 月上旬、府省評価委員会等から政策評価・独立行政法人評価委員会に対して平成 19 年度の評価結果が通知されたことを受けて、政策評価・独立行政法人評価委員会は、府省評価委員会等の評価結果の点検作業等を迅速、効率的かつ効果的に行うため、ワーキング・グループにおいて集中して検討を行うとともに、その検討状況を節目節目で独立行政法人評価分科会に報告して意見を求め、取りまとめ作業にフィードバックしていくこととした(分科会及びワーキング・グループにおける審議状況については、図表 48 及び図表 49 を参照)。

政策評価・独立行政法人評価委員会は、上記のワーキング・グループが独立行政法人評価分科会の所属委員の意見を集約しつつ整理した作業結果を踏まえ、府省評価委員会等における各独立行政法人等の評価結果について個別に意見(以下「個別意見」という。)を述べる必要があると認められたものや各主務大臣の所管する独立行政法人等に共通して意見(以下「共通意見」という。)を述べる必要があると認められたものについて、政策評価・独立行政法人評価委員会の意見として各府省評価委員会等に通知した。(各府省評価委員会等に対する個別意見は第2部第2節3「業務実績評価結果の概要」を参照。)

当該意見の検討に当たっては、i)「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)等既往の政府方針において取り組むこととされている事項、勧告の方向性等において政策評価・独立行政法人評価委員会が過去に指摘した事項、財務内容等の改善のために着目すべき事項等についての適切な評価が行われているか、ii) 評定・評価の基準の明確性、評価の結論に至る理由・根拠の明確性等の観点から評価結果が国民に分かりやすいものになっているかに重点を置いて、府省評価委員会等の評価結果の二次評価を行った(平成 20 年 11 月 26 日通知)。

また、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成 19 年8月 10 日閣議決定)において、国における随意契約の見直しの取組を踏まえ、各独立行政法人は「随意契約見直し計画」を策定することとされたこと、「随意契約の適正化の一層の推進について」(平成 19 年 11 月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議)において、独立行政法人における入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて、府省評価委員会は厳正に評価することとされたこと等から、入札・契約等に係る各府省評価委員会等の評価結果について、通常の毎年度の業務実績の評価とは分けて重点的に二次評価を行った(平成 21 年1月7日通知。随意契約の適正化に係る二次評価意

見の概要については第2部第2節3「業務実績評価結果の概要」の参考1を参照)。

図表48. 独立行政法人評価分科会における審議の状況

開催年月日	委員会・分科会別	審議内容
平成 20 年 7 月 14 日	独立行政法人 評価分科会	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度業務実績評価の取組について 役員の退職金に係る業績勘案率について
9 月 5 日	独立行政法人 評価分科会	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度業務実績評価の具体的取組について 入札・契約の適正化に係る評価における関心事項 今後の業績勘案率の取組について
10 月 28 日	独立行政法人 評価分科会	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度業務実績評価について 役員の退職金に係る業績勘案率について
11 月 26 日	独立行政法人 評価分科会	<ul style="list-style-type: none"> 役員の退職金に係る業績勘案率について 平成 19 年度業務実績評価意見(案)について
	政策評価・独立 行政法人評価 委員会	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度業務実績評価意見(案)について 独立行政法人評価における評定区分・評定基準に関する論点について 政策評価の重要対象分野について
平成 21 年 1 月 7 日	独立行政法人 評価分科会	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果(契約の適正化に係るもの)について
	政策評価・独立 行政法人評価 委員会	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果(契約の適正化に係るもの)について
2 月 24 日	独立行政法人 評価分科会	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度末に中期目標期間が終了する法人の新中期目標(案)等について 役員の退職金に係る業績勘案率について 今後の業績勘案率の取組について 独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点について
3 月 30 日	独立行政法人 評価分科会	<ul style="list-style-type: none"> 役員の退職金に係る業績勘案率について 今後の業績勘案率の取組について 独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点等について 平成 21 年度における独立行政法人評価のスケジュールについて
	政策評価・独立 行政法人評価 委員会	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点について

図表49.平成 20 年度に開催されたワーキング・グループにおける審議の状況

名称 ()は開催数	構成委員	対象法人	開催日	
第1ワーキング・グループ (7回)	高木臨時委員 田淵臨時委員 山本臨時委員 山谷臨時委員	総務省所管4法人 外務省所管2法人 農林水産省所管 14 法人	6月27日 9月9日※ 9月12日※ 10月3日	10月21日◎ 11月11日 2月17日
第2ワーキング・グループ (10回)	稲継臨時委員 岡本臨時委員 黒川臨時委員 松田臨時委員 森泉委員	財務省所管8法人 経済産業省所管 11 法人 環境省所管2法人	6月26日 8月7日 9月3日※ 9月19日※ 10月6日	10月9日 10月23日 11月10日 12月5日◎ 2月19日
第3ワーキング・グループ (8回)	浅羽臨時委員 河野臨時委員 黒田(壽)臨時委員 黒田(玲)委員 宮本臨時委員	文部科学省所管 26 法人	6月30日 7月28日 9月29日※ 10月10日	10月20日 10月31日◎ 11月7日 2月18日
第4ワーキング・グループ (10回)	樫谷委員 河村臨時委員 鈴木臨時委員 高橋臨時委員 玉井臨時委員	国土交通省所管 20 法人	6月26日 8月26日 9月16日※ 9月17日※ 9月29日※	10月6日◎ 10月16日 10月23日 11月7日 2月16日
第5ワーキング・グループ (7回)	縣臨時委員 阿曾沼臨時委員 梅里臨時委員 梶川臨時委員 櫻井臨時委員	内閣府所管4法人 厚生労働省所管 14 法人 防衛省所管1法人	7月2日 9月30日※ 10月1日※ 10月15日◎	10月22日 11月10日 2月18日
国立大学法人等 評価ワーキング・グループ (9回)	浅羽臨時委員 樫谷委員 河野臨時委員 黒田(壽)臨時委員 黒田(玲)委員 宮本臨時委員 森泉委員	国立大学法人及び大学 共同利用機関法人	6月30日 7月28日 10月10日 10月20日 11月13日	12月15日 1月16日 3月4日 3月26日
随意契約等評価 臨時検討チーム	梶川臨時委員 樫谷委員 河野臨時委員 黒川臨時委員 山本臨時委員	平成 19 年度業務実績評 価対象全法人	11月21日 12月8日	

- (注) 1. 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2. 開催日のうち、※は委員による現地視察を実施したもの、◎は各府省独立行政法人評価委員会との意見交換会を実施したものである。
 3. この他、平成 20 年 7 月 8 日、平成 21 年 3 月 13 日に、ワーキング・グループ主査懇談会を実施している。

(3) 平成 21 年度以降の当面の視点等の決定

平成 21 年 3 月 30 日には、政策評価・独立行政法人評価委員会は、当面の取組方針策定後の独法をめぐる状況の変化、同委員会における議論及び独立行政法人制度施行後 7 年間の業務実績評価の運用状況を踏まえ、業務実績評価における当面の視点として、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」を決定し、これを受けて同委員会独立行政法人評価分科会は、平成 20 年度業務実績評価にあたって特に留意すべき事項等を定めた、「平成 20 年度業務実績評価の具体的取組について」を決定した。(資料 28「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(平成 21 年 3 月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会決定)及び資料 29「平成 20 年度業務実績評価の具体的取組について」(平成 21 年 3 月 30 日独立行政法人評価分科会決定)参照)。「平成 20 年度業務実績評価の具体的取組について」における個別的な視点の中では、法人の資金運用、福利厚生費、契約手続きの執行体制・審査体制等の評価について、重点的に取り組むこととしている。

(4) 独立行政法人の業務運営への反映状況

政策評価・独立行政法人評価委員会は、上記の府省評価委員会の業務実績に関する評価結果についてそれぞれ評価を行い、必要な意見を述べてきた。平成 18 年度業務実績評価について、政策評価・独立行政法人評価委員会が各府省評価委員会に通知した意見は、例えば、評価方法の改善、評価の視点の見直し、評価書の記述方法、評価対象の拡充等に反映されてきている。

図表50. 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見の反映状況

所管府省	法人名	政策評価・独立行政法人評価委員会の意見の反映の概要
財務省	日本万国博覧会記念機構	<p>「今後の評価に当たっては、一般競争入札における競争性の確保の観点から、その適正な実施について厳格な評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、平成 19 年度の一般競争入札 52 件についての詳細な資料の提出と説明を求めた。また、平成 19 年度契約のうち落札率 95%以上のもの 16 件について、その理由等を検討し特段の問題はないものと判断した。</p> <p>「今後の評価に当たっては、安全確保について個別の評価項目を設けるなど、安全確保に向けた取組状況が的確に反映されるとともに、国民に分かりやすい形で評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、公園内の安全確保について、個別に評価項目を設け評価を実施した。</p>
文部科学省	国立科学博物館	<p>「展示公開及びサービスの状況については、過去最高の入館者数を獲得したことなどから、S 評定(特に優れた実績を上げている。)とされているが、評価結果においては、平成 17 年度及び 18 年度の実績のみが言及されている。今後の評価に当たっては、評価結果において少なくとも直近5年間の入館者数の経年変化等を明らかにした上で、国民に分かりやすい形で展示公開及びサービスの状況についての評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、平成 19 年度の業務実績の項目別評価表については、入館者数の推移については、直近5年間の入館者数を記載し、国民に分かりやすい形で展示公開及びサービスの状況についての評価を実施するよう心がけた。</p>
	日本スポーツ振興センター	<p>「国立代々木競技場の運営・提供業務については、稼働日数が中期計画の目標を上回ったことからA評定(中期計画どおり、又は中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、又は中期目標を上回るペースで実績を上げている。)とされており、今後も自己収入の増加につながるように、稼働日数の確保を期待するとされている。しかし、第一体育館の稼働日数の内訳をみると、スポーツの振興以外の目的での利用が66.3%を占めていることから、今後は、こうした利用に供することが本来目的での利用に支障を来たさないか否かを踏まえた上で評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、19年度の評価においては、「優先順位を付けて本来目的での利用に支障を来たさないよう配慮した上で、全体的に稼働目標を確保したことは評価される。」と評価している。</p>
厚生労働省	雇用能力開発機構	<p>「当期総利益を計上していながら、発生要因について業務実績報告書等に記載されていない。コストの適正化の観点から発生要因を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、剰余金等を保有する必要性、その効果的な運用方法等についての評価を行うべき」との指摘を踏まえ、勘定ごとに利益の発生要因を分析し、目的積立金を申請していない理由等を明らかにした上で評価を行った。</p>

農林水産省	家畜改良センター	個々の研修の性質に応じた適正な受入人数に係る目標を実績等を踏まえて設定した上で評価を行うべきとの指摘を踏まえ、中央畜産技術研修、技術研修会、個別研修それぞれの努力目標を設定した上で評価が行われている。
経済産業省	産業技術総合研究所	「研究従事者等の安全確保及び周辺環境の保全是業務運営における最重要事項であることを踏まえ、安全確保対策の実施状況について十分精査した上で評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、平成19年度評価においては、安全性に関わるコンプライアンス違反の事例等への対応状況を記載した上で、内部統制の整備等を促すなどの取組が行われている。
国土交通省	水資源機構	「徳山ダム建設事業における不適切事案の発生、水門設備工事における談合事件に旧水資源開発公団の元役職員が関与した事件の発生について、発生原因と再発防止のための取組状況を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、再発防止対策が的確に機能しているか評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、入札談合防止のための職員の綱紀の保持、コンプライアンスの実効性確保のための経営トップの率先関与、契約の透明性、公正性の一層の確保、入札談合等不正行為に係るペナルティの強化、全職員を対象としたコンプライアンスの強化、再就職の見直し、倫理懇談会の格上げ、倫理行動指針(仮称)の策定検討などを実施している。
	自動車事故対策機構	「療護センターにおける業務について、4箇所の療護センターすべての医療機器の受託件数のみではなく、療護センターごとの医療機器の活用状況、当該機器の必要性も含め厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、療護センターごとの医療機器の活用実績について把握するとともに、機器の有効活用を図る観点から、特に実績の上がらない機器について、有効活用の推進を各療護センターに要請した。
環境省	国立環境研究所	「中期目標に掲げられている「環境政策立案への貢献」を達成するための指標である「各種会議への参加職員数」は、単なるアウトプット指標であり、中期目標の達成状況を示す指標としては必ずしも最適なものとは言えない。今後の評価においては、本法人の任務・役割に照らし、中期目標を達成するためにより適切な指標を設定させた上で、国民に分かりやすい形で評価を行うべきである。」という指摘を受けて、当該項目について具体的にどのような会議に出席したか及びどのような貢献をしたかを踏まえて評価を行った。
法務省	日本司法支援センター	コンプライアンス体制の整備状況等についての評価を行うべきと指摘されたことを踏まえ、平成19年度評価において、コンプライアンス体制について評価を行い、規程の作成や監査の実施に努めていることを認めつつ、今後も積極的に監査を進めることが期待されると評価している。

3 業務実績評価結果の概要

【本概要の見方】

本概要は、独立行政法人等に対する府省評価委員会の評価の結果と、当該評価結果に対する政策評価・独立行政法人評価委員会の意見等を、平成 19 年度の業務実績に対する評価を中心に法人ごとに簡潔に整理したものである。

本概要における記載事項は、以下のとおり整理している。

なお、国立大学法人評価委員会及び日本司法支援センター評価委員会の評価結果の概要と、当該評価結果に対する政策評価・独立行政法人評価委員会の意見等についても、独立行政法人に準じ記載している。

- ① 「法人名」:平成 19 年度末における法人名を記載しており、法人名の右に記載している〈特定〉は同年度において特定独立行政法人であったことを、〈非特定〉は同年度において非特定独立行政法人であったことを示している。
括弧内は、平成 19 年度において法人の長に就いていた者の氏名を記載している。
- ② 「目的」及び「主要業務」:各独立行政法人等の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めた個別法において規定された法人の目的及び業務のうち主要なものを記載している。
- ③ 「委員会名」、「分科会名」:平成 19 年度における業務の実績の評価を行った委員会及び分科会(部会)並びにその長の氏名を記載している。
- ④ 「ホームページ」:法人のウェブサイトのトップページ及び府省評価委員会による平成 19 年度における業務の実績の評価結果が掲示されているウェブサイトの URL をそれぞれ「法人」及び「評価結果」に記載している。
- ⑤ 「中期目標期間」:平成 19 年度を含む中期目標期間を記載している。

(「1. 府省評価委員会による評価結果」)

- ⑥ 表中の斜線は、当該年度において評価項目としていないものを示している。
- ⑦ 表中の「-」(〈総合評価〉を除く。)は、当該年度において評価項目としているが評価対象とすべき実績がないものを示している。
- ⑧ 平成 19 年度を含む過去最大 5 事業年度の評価結果について記載している。また、当該期間において中期目標期間が終了している法人については、当該中期目標期間の業務の実績の評価についても併せて記載している。
- ⑨ 「評価項目」は、原則として、府省評価委員会が定める評価項目の上位 2 段階目までを記載しており、本表に記載している期間中において評価項目の変更がある場合には、変更前、変更後の項目をいずれも記載している。なお、項番は、府省評価委員会の定めるものとは必ずしも一致するものではない。
- ⑩ 表中の各欄には、府省評価委員会が定める評価方法に基づく評価結果(評定)を記載している。
- ⑪ 「評価項目」に記載している評価項目単位で評定が付されていない場合には、当該評価項目単位より下位の複数の評価項目の評定とそれらの数を記載している(例:a×2, b×1)。

(「2. 府省評価委員会による平成 19 年度評価結果(H20.〇.〇)(主なものの要約)」)

- ⑫ 「(1)総合評価」は、府省評価委員会における総合評価において評定を付している法人については(総合評価に至った理由)を、評定を付していない法人については(総合評価の内容)を、府省評価委員会が平成 20 年度に行った 19 年度の法人の業務実績評価結果の総合評価結果の内容を要約し記載している。
- ⑬ 「(2)項目別評価」の「1との関連」は、「1. 府省評価委員会による評価結果」に付している項番に対応している。
- ⑭ 「(2)項目別評価」の「独立行政法人の業務実績」は、「1との関連」に記載した評価項目に係る法人の主な業務実績を要約し記載している。
- ⑮ 「(2)項目別評価」の「府省評価委員会による評価結果等」は、府省評価委員会が平成 20 年度に行った 19 年度の法人の業務実績評価の結果のうち、「独立行政法人の業務実績」に対応する主なものの内容を要約し記載している。

(「3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見」(H20.11.26、H21.1.7)(個別意見))

- ⑯ 府省評価委員会が平成 20 年度に行った 19 年度の法人の業務実績評価を受け政策評価・独立行政法人評価委員会が取りまとめた意見のうち、当該法人に対するものを記載している。
- ⑰ 個別意見中の「別紙2」については、本概要の末尾に掲載している。

① 内 閣 府

人 名	独立行政法人国立公文書館(平成13年4月1日設立)〈特定〉 (館長:菊池 光興)
目 的	国の機関から内閣総理大臣が移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること等の事業を行うことにより、国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用を図ることを目的とする。
主要業務	1 移管を受けた歴史資料として重要な公文書等を保存し、及び一般の利用に供すること。2 国立公文書館又は国の機関の保管に係る歴史資料として重要な公文書等(以下「歴史資料として重要な公文書等」という。)の保存及び利用に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。3 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する専門的技術的助言を行うこと。4 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する調査研究を行うこと。5 歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関する研修を行うこと。6 上記1から5の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:大森 彌)
分科会名	国立公文書館分科会(分科会長:外園 豊基)
ホームページ	法 人 :http://www.archives.go.jp/ 評価結果:http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/kbindex.html
中期目標期間	5年間(平成17年4月1日～平成22年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	第1期中期目標期間	H17年度	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 4. 府省評価委員会は、中期目標期間の業務の実績について評定を付さない取り扱いをしているため、第1期中期目標期間には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A		-				
(1) 民間委託の促進	A×3	A×3	-				
(2) 業務執行体制の見直し	A	A	-				
(3) 受け入れた歴史公文書等の処理状況		A	-				
(4) 業務の効率化				A×2	A×2	A×2	
(5) 業務・システム最適化計画				A	A	A	
(6) 総人件費改革に関する措置					A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 体制整備の検討				A	A	A	
(2) 歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置	A×35	A×37	-	A×40	A×40	A×47	
(3) アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供	A×8	A×9	-	A×13	A×10 B×1	A×12	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	-	A	A	A	
4.短期借入金の限度額							
5.重要な財産の譲渡等							
6.剰余金の使途	A	A	-	A	A	A	
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 施設・設備に関する計画							
(2) 人事に関する計画	A	A	-	A	A	A	
(3) 中期目標期間を超える債務負担						A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 独立行政法人国立公文書館の業務の実績について、平成17年度からスタートした第Ⅱ期中期目標の3年度目の実施状況について調査・分析し、総合的に評価を行ったところ、各取組みは計画的かつ着実に実施されており、目標値を達成するとともに目標を上回る成果を挙げたものも多く見られ、業務は順調に実施されている。館長以下役職員は、「パブリック・アーカイブズビジョン」の基本理念の実現を目指し、自主的、主体的な努力の成果が認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
体制整備の検討	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 館の機能強化及び業務の多様化に対処するため、企画専門官1名を配置。 修復に当たる職員の退職に伴い、業務の円滑な執行体制を確保するため、必要な技能を有している者を新たに職員として採用。など 	<ul style="list-style-type: none"> 館の機能強化及び業務の多様化に対処するため、新たに企画専門官1名を配置し、また、業務の円滑な執行体制確保のため、修復に当たる職員の退職に伴い、必要な技能を有する者を新たに職員として採用したことは評価できる。
歴史公文書等の受入れ、保存、利用その	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年12月26日付けで内閣総理大臣から館長に対し、各府省等から申出のあつ 	<ul style="list-style-type: none"> 「平成18年度公文書等移管計画」等に従い、5,517ファイル、広報資料432件を受け

<p>他の措置(受入のための適切な措置)</p>	<p>た行政文書 5,779 ファイル及び広報資料 376 件の意見照会があり、申出のあった行政文書等は移管を受けることが適当である旨、また、申出のなかった行政文書等については、別途意見を申し述べる旨 12 月 27 日付で回答。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度の移管事務の遂行過程で把握された問題点等を踏まえ、次年度以降の改善方策を検討し、内閣府と協議。 <p>など</p>	<p>入れるとともに、平成 20 年度以降に移管予定の文書についても積極的に前倒し受入れを行ったことは評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 司法機関との移管協議では、引き続き、「移管の定め」の早期締結に向け最高裁と協議が行われた。今後、できるだけ速やかな合意、文書の移管に期待したい。 <p>など</p>
<p>歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置(保存のための適切な措置)</p>	<p>2(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 受け入れた歴史的公文書等のすべてについて、くん蒸、簿冊ラベルの作成・貼付作業と表紙等の軽修復を行い、書庫に排架し、一連の作業を終了。 書庫の温湿度管理(定温 22℃・定湿度 55%前後)、火災対策、光対策を図った。書庫及び閲覧室等の温湿度計測を実施し、問題ないことを確認した。本館 1 階展示ケースについて、飛散防止フィルムを張り替え。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 受け入れた歴史公文書等すべてについて、くん蒸、軽修復といった一連の作業を終了するとともに、書庫の温湿度管理(定温 22℃・定湿度 55%前後)、火災対策なども適切に行われている。また、保存対策方針に基づき、修復作業、マイクロフィルム化といった媒体変換措置について、計画的に目標値を上回る実績を挙げたことは評価できる。 「公文書等の適切な管理、保存及び利用に関する懇談会」(第2次報告書)の提言を踏まえ、電子媒体の公文書等としての効率的な管理・保存について、内閣府と一体となってメタデータ及び長期保存フォーマットの在り方等について実証実験などを行うとともに、マクロ評価選別に関する基礎的調査研究を継続したことは評価できる。
<p>アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供(アジア歴史資料データベース構築)</p>	<p>2(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> アジア歴史資料の整備に係る3機関担当者会議を平成 19 年度には4回開催し、積み残し分の早期提供に加え、本来のデータ提供時期の前倒しを要請した。その結果、公文書館から 46.0 万画像、外交史料館から 56.6 万画像、防衛研究所図書館から 205.5 万画像、合計約 308 万画像(18 年度積残し分を含む。)を年度内に入手。 入手した 308 万画像については、難読語が当初予想より多く、新しい目録仕様への対応に時間を要したものの、1 年以内の公開を目指しての目録データの作成及び画像変換の作業を行い、年度内に 105 万画像を公開。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年度に3機関(館、外務省外交史料館、防衛省防衛研究所図書館)から受け入れた 177 万画像については、すべて所要の作業を終了し、1 年以内の公開目標を達成した。 データベース構築計画に基づき、3機関から、合計約 308 万画像(18 年度積残し分含む。)を年度内に受け入れ、そのうち、年度内に 105 万画像について前倒しをして公開を行った。なお、平成 19 年度末時点での累計公開画像数は、目標を上回る 1,535 万画像に達しており、評価できる。
<p>アジア歴史資料のデータベースの構築及び情報提供(アジア歴史資料センターの広報)</p>	<p>2(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新聞系の2サイトでバナー広告を計画どおり3回実施。 夏休みの宿題等をテーマに新しくタイアップ広告を2回実施。 日英中韓の4か国語対応アジア歴史紹介DVDを6,000部作成し、在外公館及び国際会議等で配布。 ポスターを2,000部作成し、大学等関係機関1,800個所に配布。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 広報効果の高い Yahoo(日本語)及び Google(日・英両方)において、スポンサーサイト広告等を通年で実施するとともに、検証、改訂、効果測定を行い効果的なアクセス誘導に努めた。 日英中韓の4か国語対応アジア歴史資料センター紹介DVDの作成配布、ポスター、中・韓版リーフレットといった啓発宣伝用品の作成・配布を多角的に組み合わせて展開した。また、アジア歴史資料センターサイト上の既存の特別展の充実・改善(英語版作成を含む)に加え、新たに年表検索ソフトを使用した特別展「条約と御署名原本に見る近代日本史」の作成、公表を行った。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人国民生活センター(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:中名生 隆)
目的	国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うことを目的とする。
主要業務	1 国民に対して国民生活の改善に関する情報を提供すること。2 国民生活に関する国民からの苦情、問合せ等に対して必要な情報を提供すること。3 上記1及び2に掲げる業務に類する業務を行う行政庁、団体等の依頼に応じて国民生活に関する情報を提供すること。4 国民生活の実情及び動向に関する総合的な調査研究を行うこと。5 国民生活に関する情報を収集すること。6 上記1から5の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:大森 彌)
分科会名	国民生活センター分科会(分科会長:山本 豊)
ホームページ	法人: http://www.kokusen.go.jp/ 評価結果: http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/ksindex.html
中期目標期間	4年6か月(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 4. 府省評価委員会は、中期目標期間の業務の実績について評定を付さない取り扱いをしているため、第1期中期目標期間には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 一般管理費の執行及び業務経費の執行	A	A	A	A	A	-	
(2) 最適化計画の策定	A	A	A	A	A	-	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 消費生活情報の収集	A×3	A×7	A×7 B×1	A×6	A×9	-	
(2) 国民への情報提供	A×7	A×7	A×7	A×7	A×7	-	
(3) 苦情相談	A×4 B×1	A×7 C×1	A×7 B×1	A×8	A×7	-	
(4) 関連機関への情報提供	A×5	A×7	A×9	A×8	A×8	-	
(5) 研修	A×8	A×7 B×2	A×9	A×9	A×9	-	
(6) 商品テスト	A×6	A×6	A×6	A×5 B×1	A×6	-	
(7) 調査研究	A	A	A×2	A×2	A×2	-	
3.予算	A	A	A	A	A	-	
4.短期借入金の限度額							
5.重要な財産の処分等に関する計画							
6.剰余金の使途							
7.その他内閣府令で定める業務運営に関する事項							
(1) 施設・設備に関する計画				A	A	-	
(2) 人事に関する計画	A	A	A×2	A×3	A×2	-	
(3) 中期目標期間を超える債務負担			A	A	A	-	
(4) 積立金の処分に関する事項							

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 中期目標の達成に向けて順調に計画を実施している。
- 国民生活センターが発信する重要性の高いテーマは、テレビ、ラジオ及び新聞等のメディアに数多く取り上げられ、消費者被害の未然防止・拡大防止に寄与している。
- PIO-NET等に収集された情報を基に調査・分析を行い、死亡・重篤事故情報等、問題性、緊急性の高い情報については、迅速かつ的確に関係省庁及び事業者団体等へ要望や情報提供を行った。PIO-NET 端末を各行政機関等に配備し、ネットワークを強化することにより情報の共有に寄与した。今後とも、関係省庁や地方センターとの連携を強化するよう努められたい。
- 商品テスト、調査研究においては、テスト期間が大幅に短縮されたことにより、事業者団体、行政機関に迅速に改善点を指摘することができ、適切な対応を促した。今後とも、PIO-NET等に寄せられる苦情相談を積極的に活用し、問題性、緊急性の高い消費者問題を見極めつつ、内容を分析し、消費者に分かりやすい形で情報提供を行うことにより、消費者被害の未然防止・拡大防止に努められたい。
- 職員の給与水準については、前年度に比べて、国家公務員の給与水準に近づいたと認められるが、今後とも国民の理解が得られるものとなるよう努められたい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
国民への情報提供 (報道機関等を通じた 情報提供)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度においては、目標の 20 テーマを大幅に上回る 33 テーマの情報提供を実施。また、被害の未然防止拡大防止のため、関係事業者(団体)及び関係行政機関へ必要な要望及び情報提供を実施。 情報提供・要望を行ったテーマ <ul style="list-style-type: none"> ・パケット料金にご注意！予想以上に高額になることも ・大学生の間に広がる未公開株のトラブル ・死亡事故2件発生 こんにやく入りゼリーの事故 ・ペット購入時のトラブルの実態と問題点 ・怪しい「出資」の被害が続出！ ・『民事訴訟通告書』で架空請求！ 連絡すると高額な料金を要求！！ ・絶対に目を離さないで！！ 浴槽用浮き輪で乳幼児の溺死も！ ・移動販売等での物干し竿購入に関するトラブルに注意！ ・NOVAへの苦情が急増し、未だ解決されないケースも多数 ・2006 年度のPIO-NETにみる消費生活相談の概要、危害情報システムにみる危害・危険情報 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度においては、目標の 20 テーマを大幅に上回る33テーマの情報提供を行った。 消費者問題が多様化し業務量が增大する中で、報道機関への情報提供とそれに伴う関係事業者及び関係行政機関への要望や情報提供の数が増大したことは、被害の未然防止や拡大防止に大いに貢献するものである。その結果として、報道機関で取り上げられた回数も増大しており、消費者へ注意喚起を促す上で、センター一丸となって努力している。 ホームページのアクセス件数が中期目標の期首年度に比べ期末年度には 20%以上増加させるという目標に達しなかったが、トップページのアクセス件数、総ページビュー件数の何れも前年度より増加しており、内容の充実も図っていることは認められる。消費者にとってアクセスしやすく内容の充実と分かりやすさを旨とする更なる試みを求めたい。 中期目標を達成し得なかった要因を分析し、次期中期目標以降、ホームページの見せ方を更に工夫すること等、国民にとって一層魅力的なホームページの構築に努められたい。
商品テスト(原因究明 テスト)	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度においては、目標の 45 件を上回る 53 件の原因究明テストを実施。 銀イオン除菌の水洗トイレ用芳香洗剤の銀濃度(除菌効果があるような濃度の銀が含まれておらず、公正取引委員会により排除命令)。 テーブルタップから発煙(電気ヒーター(1200W)を使用するとスイッチ部の発熱で樹脂が変形・変色することから事故の未然防止・拡大防止のため公表)。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原因究明テストの実施件数、期間短縮が何れも目標値を大幅に上回ったことは高く評価できる。 問題提起型テストは、目標を上回る数で実施され、何れも国民の生命や安全に関わる内容であり、その結果が速やかに公表されマスコミを通じて情報提供されたことは、国民の利益に資することと認められる。
調査研究	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度に実施した調査研究のテーマは、「消費生活相談の視点からみた消費者契約法のあり方」、「学童保育の実態と課題に関する調査研究」。 テーマ毎に研究会も設け、問題点等の検討を行ったうえで提言をまとめ、行政や業界への要望や情報提供を行った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度の2テーマについて、行政や業界への要望や情報提供を行い、高い評価を得ているものと認められる。 評価の方法を、4段階評価法から5段階評価法に改めたことは、他の評価項目の評価方法と平仄が合い改善されたと認められる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 内部統制について、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「整理合理化計画Ⅲ-2-1(1)-①「業務遂行体制の在り方」をも踏まえ、コンプライアンス体制の整備状況(倫理行動規程の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価の実施など)等についての評価を行うべきである。」との指摘を行ったところであるが、平成 19 年度の評価結果をみると、監事は監査計画に基づき監査を実施し、本法人の業務運営状況についての的確に把握していると評価がされているものの、コンプライアンス体制の整備状況の評価は行われていない。今後の評価に当たっては、コンプライアンス体制の整備状況の評価を行うべきである。
- 本法人の平成 19 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 119.2(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。これについては、評価結果において「前年度に比べて、国家公務員の給与水準に近づいたと認められるが、今後とも国民の理解が得られるものとなるよう努められたい」と記載されている。しかしながら、同年度の役員の報酬等及び職員の給与の水準に関する情報の公表における本法人自身の説明によると、給与水準が高い理由として、①職員の勤務地や学歴構成、②管理職割合の高さが挙げられているものの、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-ア(ア)、(イ)、(ウ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人北方領土問題対策協会(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:井上 達夫)
目的	北方領土問題等についての国民世論の啓発並びに調査及び研究を行うとともに、北方地域に生活の本拠を有していた者に対し援護を行うことにより、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進を図ること及び北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律に基づき、北方地域旧漁業権者等その他の者に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通することにより、これらの者の事業の経営と生活の安定を図ることを目的とする。
主要業務	1 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について、定期刊行物その他の印刷物の発行、講演会、講習会、展示会等の開催その他の方法により、国民世論の啓発を行うこと。2 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題について調査研究を行うこと。3 昭和20年8月15日において北方地域に生活の本拠を有していた者に対し必要な援護を行うこと。4 1から3に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。5 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律第4条に規定する業務(貸付業務)を行うこと。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:大森 彌)
分科会名	北方領土問題対策協会分科会(分科会長:上野 俊彦)
ホームページ	法人: http://www.hoppou.go.jp/ 評価結果: http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/hindex.html
中期目標期間	4年6か月(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 一般管理費の削減状況			A	A	A	-	
(2) 業務経費の削減状況	A	A	A	A	A	-	
(3) 能力向上の内容・方法			A	A		-	
(4) 役職員の給与水準見直し				A	A	-	
(5) 主たる事務所の移転					A	-	
(6) 随意契約の適正化					A	-	
2.国民に対して提供するサービス その他業務の質の向上							
(1) 国民世論の啓発に関する事項	A×4	A×4	A×16	A×16	A×14	-	
(2) 北方領土問題等に関する調査研究	A	A	A×2	A×1 B×1	A	-	
(3) 元島民等に対する必要な援護等に関する事項	A×2	A×3	A×8 B×1	A×9	A×10	-	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	-	
4.短期借入金の限度額							
(1) 一般業務勘定							
(2) 貸付業務勘定		A	A	A	A	-	
5.重要な財産の譲渡等	A	A	A	A	A	-	
6.剰余金の使途			A	A	A	-	
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 施設及び設備に関する計画							
(2) 人事に関する計画	A	A	A×2	A	A	-	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 長期化を余儀なくされている日露間の領土返還交渉と、元島民の高齢化・減少が進むという厳しい外部環境の中にあつて、全体として計画に即した着実な取組が行われている。
- 中核となる事業についての取組、とくに世論啓発や交流事業、北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務については、その実績を高く評価する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
国民世論の啓発に関する事項	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 支援実績 県民大会 34回 研修会・講演会 16回 キャラバン・署名活動 127回 パネル展 33回 北連協等が行う啓発活動 10回 	<ul style="list-style-type: none"> 北方領土返還要求運動の推進については、北方領土返還要求運動都道府県民会議等が実施する事業に対する支援や啓発施設の展示資料の充実等、地道な努力が認められる。 青少年や教育関係者に対する啓発については、北方領土問題青少年・教育指導者研修会等の実施や、北方領土問題教育者会

	<ul style="list-style-type: none"> 2月「北方領土返還運動全国強調月間」は、県民会議等の支援事業が集中することから、前年12月には、予め県民会議等から事業計画案を提出させ、事前に事業内容を詳細に把握した上で審査することにより、適正な額を支援。 県民会議等の開催する県民大会、研修会等の要請に応じて実施する講師派遣を19年度47回の計画に対し、48回の講師派遣を実施。 青少年・教育指導者現地研修会では、前年度のアンケートの指摘・先生方の要望を踏まえ、四島訪問経験者の先生にプレゼンテーションを行ってもらうとともに、元島民数名に講話だけでなく夕食交流会に参加してもらい懇談を実施。 北方領土ゼミナールでは、本ゼミナール既参加学生に報告をしてもらい参考に供してもらうとともに、事前に資料を送付し勉強してもらうのはもちろんのこと、学生研究会が作成した問題集の試行テストを兼ねて、この問題集を活用して研修会参加学生の学習成果を図るためのテストを実施。 毎月更新される行事予定は、必ず各月の1日には更新しており、北方館だよりについても毎月執筆して月の第1週迄に更新するなど各コンテンツを速やかに更新。 北方四島在住ロシア人との対話集会では、少人数で忌憚のない意見交換を目的として3島混成の5グループに分けて実施し、自由で活発な対話が行われ、相互理解の増進を図る上で、非常に有益であった。 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>議の設立等が予定通り実施された。研修会や会議が活発に行われていることは将来の世代が関心を継続していくためにも望ましいものであると認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネット等を活用した情報の提供については、なお一層広く関心を引きつけ有益なものとなるよう、更なる充実を期待したい。 北方四島との交流事業は、協会における中核的な活動の一つとして定着してきたと考えられ、相互の理解が深まる効果があるものと認められる。ただし、北方四島居住ロシア人の受入事業について、その有効性を評価するために当該ロシア人のアンケート調査等を実施すること、日本語研修について、目的を明確化しつつ、北方四島の返還に結びつか効果を検証することも必要と思われる。
<p>北方領土問題等に関する調査研究(研究会の開催)</p>	<p>2(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「組織・業務の見直し」を踏まえ、これまで恒常的に開催した研究会は廃止し、毎年開催してきた国際シンポジウムについては、必要に応じて開催することとした。なお、都道府県民会議が開催する県民大会・研修会等へ講師として派遣する有識者に対し、意見・情報交換の場として「平成19年度北方領土問題研究会」を開催。また、有識者の北方領土問題等に関する主な調査研究・報告論文等の内容について、北対協ホームページにおいて公表。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究の見直しにより、必要に応じた調査研究の実施に関与することとなったものと思われるが、従前の研究会と平成19年度北方領土問題研究会との相違をより明確化すべきと思われる。調査研究の成果をホームページによって市民の間で共有することができるようにしたことは望ましい施策である。交流事業を通じて、島民の意識の変化、四島のインフラの変化等についての更なる調査が促進されることを期待したい。
<p>元島民等に対する必要な援護等に関する事項</p>	<p>2(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> 17年度末に対しリスク管理債権額は約8百万円減少し118百万円となり、目標を達成。 平成17年度末に対し、更生・生活資金のリスク管理債権額は22.9%縮減し、目標を大幅に達成。 修学資金について、平成19年度から成人に達した就学者の全員について、連帯債務契約を締結し、債権保全を強化した。目標の80%を上回る高い連帯債務契約率を実現。 平成19年度末の住宅改良資金のリスク管理債権額は4,150千円縮減し、目標を大幅に達成。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化による元島民の減少が進む中で、元島民等の団体が行う返還要求運動等に対する支援や元島民等による自由訪問等、後継者を含めた元島民等に対する支援が着実に行われたと認められる。また、北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務について、リスク管理債権が、督促等により平成18年に比べて7.69%減少していることは評価できる。なお、リスク管理債権の縮減のため、計画的でより積極的な回収管理体制を整備することが望まれる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 内部統制について、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「整理合理化計画Ⅲ-2-(1)-①「業務遂行体制の在り方」をも踏まえ、コンプライアンス体制の整備状況(倫理行動規程の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価の実施など)等についての評価を行うべきである。」との指摘を行ったところであるが、平成19年度の評価結果をみると、監事は監査計画に基づき監査を実施し、本法人の業務運営状況についての的確に把握していると評価がされているものの、コンプライアンス体制の整備状況等については言及されていない。今後の評価に当たっては、当該取組に関する評価についても言及すべきである。

法人名	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構(平成17年9月1日設立)〈非特定〉 (理事長:シドニー・ブレナー)
目的	沖縄を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する研究開発等を推進することにより、沖縄における科学技術に関する研究開発の基盤の整備を図り、もって沖縄の自立的発展及び世界の科学技術の発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 国際的に卓越した科学技術に関する研究開発、その成果の普及・活用の促進。2 研究者の交流を促進するための業務を行うこと。3 科学技術の研究開発を行う者への施設や設備の提供。4 国際的に卓越した科学技術研究者の養成。5 大学院大学の設置の準備。
委員会名	内閣府独立行政法人評価委員会(委員長:大森 彌)
分科会名	沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会(分科会長:平澤 冷)
ホームページ	法人: http://www.oist.jp/j/index.html 評価結果: http://www8.cao.go.jp/hyouka/dokuritsu/oindex.html
中期目標期間	3年7か月間(平成17年9月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	-	-	-	1. A、B、C、D の4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>				
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上				
(1) 研究活動	A×3	A×2 B×1	A×3	
(2) 研究成果の普及	A×3	A×2	A+×1 A×2	
(3) 研究者養成活動	A×2	A×2	A	
(4) 大学院大学設置準備活動	B	B	A	
(5) 施設整備	A×2	A	A	
2.業務運営の効率化				
(1) 組織運営及び財務管理	A×3	A×9 B×1	A×12 B×1	
(2) 活動評価	A	A	-	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	A			
5.重要な財産の譲渡等				
6.剰余金の使途				
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項				
(1) 施設・設備に関する計画	A	A	-	
(2) 人事に関する計画	A	A	A	
(3) 積立金の処分に関する事項				
8.整理合理化計画等に基づく措置			A×3	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 質の高い国際ワークショップの実施等、研究・教育活動の充実が図られるとともに、設立準備にかかる検討や施設整備が着実に進められる等、中期目標の達成と世界最高水準の大学院大学の実現に向けて、全体を通して年度計画に則した取組が進められたものと評価できる。
- また、事務組織の改編、入札・契約の適切性の確保、コンプライアンス体制の強化等、独立行政法人としての適切かつ効率的な業務の実施を確保するための取組についても着実に実施されている。
- 独立行政法人整理合理化計画に盛り込まれた取組については、対応状況の一覧表により報告を受け、順次、実施されていることが確認された。引き続き、同計画に基づく取組を着実に進めていくことが期待される。
- 今後、世界最高水準の大学院大学を設立するという目的を達成するためには、個別の項目に関して指摘した内容のほか、特に以下の点に留意して取組を進めることが重要と考えられ、次期中期目標・中期計画の作成に当たって十分考慮されることを期待する。
 - 世界最高水準の研究教育を実現するためには、これを支える経営面においても世界基準に適合した質的改善を図ることが重要である。
 - 研究者の支援については、今後、研究体制の更なる拡充が図られる中、研究室の迅速な立ち上げ、国際的なワークショップ等の開催、共同研究の推進等による内外の機関とのネットワークの構築、研究機材の円滑な調達の支援、特許の申請等による知的財産権の保護・管理、内外の競争的研究資金の申請の支援等、必要となる業務が一層多様化・高度化するものと考えられる。このため、既存支援スタッフの意識改革の他、例えば総務・人事等の部門とは別に、研究支援業務を統括する高いレベルの職を新たに設ける等、機能強化に努める必要がある。
 - 大学院大学構想の実現と継続的発展のためには、研究者や近隣住民以外にも広く人々の関心を得ることが重要である。例えば、沖縄を訪れる観光客等にキャンパスの広報スペースを公開するなど、地の利も活かして積極的なPR方法を検討していくことが考えられる。
 - 独立行政法人整理合理化計画を踏まえ、監事監査の充実を含め、予算管理の改善、業務運営の適切性・効率性の確保等、必要な措置の強化について引き続き検討する必要がある。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等															
研究活動	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 新たな研究の方向性について検討を行うアドバイザーグループが、霊長類脳神経科学(NHP)、ハイパフォーマンス・コンピューティング(HPC)、環境科学の3分野で設けられた。 NHP に関しては既に取組が行われており、以下のアドバイザーグループが、広い範囲に渡る実験研究分野の可能性の検討、実験スペースの最適な設計、及び当該分野における新たな代表研究者の採用プロセスの開始に関わった。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後新たに展開される霊長類脳神経科学研究分野についての検討が開始され、アドバイザーグループが設けられる等、幅広い検討を行うための取組が適切に行われた。 もう一つの今後の研究分野として、20 年1月の運営委員会において、環境科学を主題とする案の検討が支持され、運営委員会メンバーの参画も得る形で、20 年6月のワークショップが準備された。20 年度の検討に向けた具体的な進捗が得られたものとして評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>															
研究成果の普及	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度に正式なワークショップ・セミナー委員会を立ち上げ、構成を最適にすべくワークショップの計画について慎重にレビューを行い、外国人参加比率を上げるために海外からの研究者の招聘に努めた。海外からの参加者の招聘に係る費用の増加により、全体の招待者数はいくらか減少。 <p>○国際ワークショップ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催回数</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> <tr> <td>(うち主催数)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td>(うち共済数)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>参加者数 (うち外国人数)</td> <td style="text-align: center;">312(104)</td> <td style="text-align: center;">251(183)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">など</p>		平成18年度	平成19年度	開催回数	8	7	(うち主催数)	-	6	(うち共済数)	-	1	参加者数 (うち外国人数)	312(104)	251(183)	<ul style="list-style-type: none"> 国際ワークショップ・セミナーの開催は、研究成果の発表を通じ機構の質の高さを内外の研究者に示し、また大学院大学構想の認知度を向上させる機会であると同時に、内外研究教育機関との連携を深め関連機関からの参加者を得ることにより、特に当該分野の国際的な研究者ネットワークを充実させ、質の高い研究者の採用活動に資するものと考えられる。また、この間の採用活動においてそのような期待に応える顕著な成果が得られている。 セミナーに関しては開催回数が増加しており、研究体制の拡充に伴い、活動が積極化しているものと評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
	平成18年度	平成19年度																
開催回数	8	7																
(うち主催数)	-	6																
(うち共済数)	-	1																
参加者数 (うち外国人数)	312(104)	251(183)																
大学院大学設置準備活動	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 機構の事務組織改編の一環として、平成 19 年 10 月に「企画部」を設置し、大学院大学の設立準備に重点的に取り組む体制を整備した。また内部の検討会である「大学院大学設立準備グループ」を平成 19 年9月に設けることにより、内部の関係部局との連携調整機能を強化し、内閣府をはじめとする関係省庁への連携体制も強化。 海外の大学院に関する調査においては、学長及び主な役員に関する予備的な調査として、学長の報酬や手当等の待遇についても調査項目に含め、情報を収集。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 企画部や大学院大学設立準備グループが設置されるなど、大学院大学設置のための準備活動を具体的に進めるための体制が整備され、その結果として、研究教育分野、組織体制、教員の人事制度等の検討が進められたことは大きな前進である。 設立準備グループの活動概要及び海外機関の調査概要を見ると、様々な項目について網羅的に検討・調査が行われており、また、運営委員会における検討や次期中期計画に盛り込まれる準備活動に関する計画にも反映されるものとされていることから、計画的かつ適切に実施されたものと判断できる。 <p style="text-align: right;">など</p>															
組織運営業務の効率化	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 研究活動の予算及び執行状況に係わる効果的管理の観点から、予算内訳書、及び予算差引簿における各費目毎の表示がされるよう、新たな区分システムの導入と財務データシステムの改良を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 予算管理の改善に向けた取組が行われていることは評価できるものの、現地視察の結果として、改良後のシステムについても、経理業務の効率性の向上を図るとともに予算の執行状況の把握を容易にする観点から更なる改善を要する点が多いと考えられる。このことから、ほぼ満足のいく実施状況(B評価)と判断した。 															

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人については、平成 18 年度及び 19 年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「評価の前提となる法人の業務の内容及び進捗状況等基本状況を具体的に記述するよう改善を要請すべき」等の指摘を行っているところである。19 年度の評価結果を見ると、施設整備については、「年度計画の記載どおりに着実に実施されている」としてA評定(満足のいく実施状況)とされている。一方、19 年度の決算報告書においては、19 年度の施設整備予算約 44.2 億円のうち、不用額約 2.0 億円を除いた約 23 億円は次年度に繰り越されており、このことと施設整備の進捗との関連性について評価結果において言及されていないことから、評定理由がわかりにくいものとなっている。今後の評価に当たっては、各年度の業務が着実に進捗し、十分な成果を上げているかという観点からのより厳格な評価を行うとともに、評定理由をより分かりやすく説明すべきである。

② 総務省

法人名	独立行政法人情報通信研究機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:宮原 秀夫)
目的	情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を総合的に行うことにより、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進並びに電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進に資することを目的とする。
主要業務	1 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発。2 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であって、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るもの。3 周波数標準値を設定し、標準電波を発射し、及び標準時を通報すること。4 電波の伝わり方について、観測を行い、予報及び異常に関する警報を送信し、並びにその他の通報をすること。5 無線設備の機器の試験及び較正を行うこと。6 業務に関連して必要な技術の調査、研究及び開発を行うこと。7 高度通信・放送研究開発を行うために必要な相当の規模の施設及び設備を整備してこれを高度通信・放送研究開発を行う者の共用に供すること。8 高度通信・放送研究開発のうち、その成果を用いた役務の提供又は役務の提供の方式の改善により新たな通信・放送事業分野の開拓に資するものの実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。9 海外から高度通信・放送研究開発に関する研究者を招へいすること。10 情報の円滑な流通の促進に寄与する通信・放送事業分野に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応じること。11 基盤技術研究円滑化法等に規定する業務を行うこと。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会(委員長:堀部 政男)
分科会名	情報通信・宇宙開発分科会(分科会長:森永 規彦)
ホームページ	法人: http://www.nict.go.jp/index-J.html 評価結果: http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080829_6.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	*	*	*	*	*	
<項目別評価>						
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上						
(1)研究開発業務等	AA×5 A×8	AA×7 A×6	AA×5 A×8			
(2)電波関連業務	A×3	A×3	AA×2 A×1			
(3)(1)及び(2)に係る「成果の普及」に関する事項	A	A	A			
(4)共同利用施設整備業務	A	A	A			
(5)助成金交付業務	A	A	A			
(6)海外研究者招へい業務	A	A	A			
(7)通信・放送事業分野の情報提供等業務	AA	AA	AA			
(8)(1)～(7)に関するその他の事項	A	A	A			
(9)基盤技術研究促進業務	A	A	A			
(10)通信・放送事業分野の事業振興等業務	A	A	A			
(11)通信・放送承継業務	A	A	A			
(12)戦略的な研究開発並びにその成果の発信及び普及				AA	A	
(13)研究開発計画				AA×5 A×12	AA×4 A×10 B×3	
(14)高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援				A	AA	
(15)利便性の高い情報通信サービスの浸透支援				A	AA	
2. 業務運営の効率化						
(1)共通事項	A	AA	A			
(2)業務事項	B	A	A			
(3)組織体制の最適化				A	B	
(4)業務運営の効率化				A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画						
(1)予算計画						
(2)収支計画						
(3)資金計画	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額						
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画						
6. 剰余金の使途						
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A				
(1)施設及び設備に関する計画			A			
(2)人事に関する計画				A	A	
(3)積立金の処分に関する事項						
(4)その他研究機構の業務の運営に関し必要な						

1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。
2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
* H19年度:(H18年度に導入された)新しい仕組みを着実に運用し、全体的に所期の目標を十分に上回る成果が得られたものと評価できる。
H18年度:中期目標・中期計画のうち当該年度における計画目標を総体的にみて期待されるレベルを上回って達成したと認められる。
H17年度:業務の実績は、総合的に見て、当該年度の目標を十分に達成したと評価できる。
H16年度:業務の実績は、中期計画に沿って初年度として策定された当該年度の計画目標を、総体的にみて期待されるレベルを上回るレベルで達成したものと認定する。
3. 法人は平成16年4月1日に(独)通信総合研究所と認可法人通信・放

事項						送機構との統合により設立されている。紙面の都合上、統合前の法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
----	--	--	--	--	--	--

2. 府省評価委員会による平成 19 年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(当該年度又は中期目標の期間における中期計画の達成度)

- (H18 年度に導入された)新しい仕組みを着実に運用し、全体的に所期の目標を十分上回る成果が得られたものと評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
戦略的な研究開発並びにその成果の発信及び普及	1(12)	<ul style="list-style-type: none"> • 世界的に研究開発の機運が高まっている新世代ネットワークの研究開発を重点的及び効果的に推進するため、新世代ネットワーク研究センター、新世代ワイヤレス研究センター、連携研究部門を中心に、機構内横断的な「新世代ネットワーク研究開発戦略本部」を創設した。当該本部の要員として、大学、企業の研究員を受入れ、より緊密な外部との連携が実施できる体制とした。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 情報通信技術の進歩は速く、グローバルな競争も激しさを増している。このような環境のもと研究開発体制の改革、成果の発信・公開、標準化活動の強化、人材獲得・活用のための施策は、日本の経済的発展、社会の進歩にとって極めて重要である。
最先端の研究開発テストベッドネットワークの構築	1(13)	<ul style="list-style-type: none"> • H16年より継続して最先端の光テストベッド(JGN2)を構築・運用。175件の研究プロジェクト、257件のイベント利用。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • この4年間のJGN2で、618研究機関・1,820名の参加、利用実績が250あまりと多くの研究成果と国際的なコラボレーションを成し遂げた。日本のアクティビティを世界に発信するに十分な成果であり、世界の有数のテストベッドの一つに認められるように育った関係者の努力に敬意を表する。
新機能・極限技術に関する研究開発	1(13)	<ul style="list-style-type: none"> • 超伝導単一光子検出素子の試作及び通信波長帯における単一光子検出の実験に関しては、厚さ4nm極薄窒化ニオブ(NbN)超伝導薄膜を用いた単一光子検出素子を作成。また、1.55μm通信波長帯においてフィールド100km圏で量子鍵配送(QKD)実験を行い、単一光子検出素子としての有効性を実証。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • NICTの研究成果が、どれほどのインパクトを他の研究や社会に対し与えるのか明確にすべき。独立行政法人としてのミッションをより明確にしないと有効性を確認できない。研究成果そのものが、どのように活用されるのか道筋を明らかにして欲しい。
利便性の高い情報通信サービスの浸透支援	1(15)	<ul style="list-style-type: none"> • 外部有識者からなる評価委員会を公募(3回)ごとに開催し、交付選定基準に基づく公正な採択を行った。応募状況(応募件数)及び採択結果(助成決定件数、助成額の合計額、助成対象事業名及び対象者名)についてウェブページにおいて情報公開するとともに、不採択案件申請者に対し明確な理由を通知。また、助成先の決定に当たっては、助成後の事業化率70%以上を目標として、事業性が見込まれる案件の採択に努めるとともに、助成金交付後も企業化報告を求め、アンケート調査を行うなど事業化状況の把握に努めた。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 中期目標で設定した課題をよく達成している。 • 情報通信ベンチャー企業支援については、ベンチャーであるから当然 100%成功するとは限らないので、少数の人数で果敢な挑戦をしているベンチャーへの管理過剰にならないように、効率的な管理方法をさらに工夫して欲しい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の業務実績報告書によれば、自ら行う各研究開発課題については、外部評価委員会による評価を実施し、その結果を踏まえた内部評価を実施するという評価システムを運用することにより次年度の実行予算等の資源配分を決定したことが示されている。これに対し、貴委員会の評価結果においては、中期目標で示された評価結果の活用や不断の見直しとの関係について特段の言及を行っていない。中期目標で示された目標との関係をどのように考えているか明確でなければ、A評定とすることについての説明が十分であると言えない。今後の評価に当たっては、中期目標を十分に踏まえた評価を行うべきである。
- 評価項目「高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援」及び「利便性の高い情報通信サービスの浸透支援」について、平成18年度の評価結果においては両評価項目ともにA評定(中期目標を十分達成)とされており、19年度の評価結果においては、両評価項目ともにAA評定(中期目標を大幅に上回って達成)とされている。しかしながら、業務実績について大幅な進展があった状況は示されていない。例えば、助成金の交付については、事業終了後3年間以上経過した案件の通算の事業化率が、18年度は36%であったものが、19年度においても36%となっている。また、情報通信ベンチャー支援センターに係るアクセス件数も

3.4%増にとどまっている。したがって、18年度評価においてA評定であったものを19年度の評価において最上級の評定とする説明が十分になされているとは言い難い。今後の評価においては、最上級の評定を付すに当たって評価項目についていかに十分な成果を上げたかを説明すべきである。さらに、中期目標期間の初年度である18年度に目標を達成している状況を踏まえ、目標の妥当性についても検証を行うべきである。

- 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国民の視点に立って給与水準の適切性について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で106.2(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。その理由として、同年度の役員の報酬等及び職員の給与の水準の関する情報の公開(以下「給与水準等公表」という。)における本法人自身の説明によると、職員の勤務地が挙げられている。しかしながら、この法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(イ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。また、上記以外にも、別紙2(1-(1)-ウ-(イ))の状況がみられるので、これも踏まえた評価に取り組まれない。

法人名	独立行政法人統計センター(平成15年4月1日設立)〈特定〉 (理事長:中川 良一)
目的	国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行うことにより、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的とする。
主要業務	1 国勢調査等の製表を行うこと。2 国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて統計調査の製表を行うこと。3 統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理を行うこと。4 業務に必要な技術の研究を行うこと。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会(委員長:堀部 政男)
分科会名	統計センター分科会(分科会長:堀部 政男)
ホームページ	法人: http://www.nstac.go.jp/index.html 評価結果: http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080829_6.html
中期目標期間	5年間(平成15年4月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 * 総務省独立行政法人評価委員会統計センター分科会は、総合評価自体について評定を付さない取扱いとされているため、「-」と記載している。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化							
(1)業務運営の高度化・効率化	AA	A	AA	AA	AA	AA	
(2)効率的な人員の活用	AA	A	A	A	A	A	
(3)業務・システムの最適化				A	A	A	
(4)製表業務の民間開放に向けた取組					A	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表	AA×2 A×5 B×4	AA×3 A×6 B×1	AA×2 A×7	AA×3 A×6	AA×4 A×7	AA×3 A×10	
(2)受託製表	A×14	A×11 B×1	A×11 B×1	A×11	A×11 B×1	A×15 B×1	
(3)統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理	A	B	A	A	A	A	
(4)技術の研究	A	A	A	A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5. 重要な財産の処分等に関する計画	-	-	-	-	-	-	
6. 剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7. その他の業務運営							
(1)施設及び設備に関する計画	-	-	-	-	-	-	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)その他	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1)総合評価

(中期計画全体の評価)

- 項目別評価を総合すると、平成19年度は、国勢調査を始めとする各種統計調査の製表業務が基準に基づき進められ、要求された品質で製表結果等が期限までに提供されたことにより、国民に対する政府統計データの迅速かつ多角的な提供に大きく貢献したと認められる。
- また、製表業務に関する文書検索システムの導入、イントラネットの充実、家計調査の新たな製表システムの開発・移行、市販の汎用ソフト・ツールを活用したサマリーシステムの適用統計調査の拡大など ICT を活用した基盤整備が積極的に進められている。
- さらに、社会生活基本調査における符号格付事務への自動格付システムの導入、就業構造基本調査における一部事務の民間事業者への委託、並びに労働力調査における職員の専門性向上及び品質管理向上等に伴い、投入量が大幅に削減されるなど、製表を始めとする業務運営も効率的に行われていると認められる。
- 以上のことから、第1期中期目標期間の最終年度である平成19年度においては、中期計画を十分達成したものと認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等																
業務運営の高度化・効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 業務の効率化により、年度計画の目標である常勤職員 11 人削減を実現(年度末常勤職員数は 890 人)。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 「行政改革の重要方針」を踏まえ、総人件費改革に取り組み、更なる業務の効率化により、目標どおり常勤職員 11 名削減し、国家公務員の純減目標に準じた人員削減の取組を計画的かつ着実に実施していることは高く評価できる。 など 																
社会生活基本調査	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 生活時間行動分類の符号格付事務への自動格付システムの導入、データチェック審査事務のPC化及び結果表審査事務の見直しにより各事務の効率化が図られ、対従来比 2,379 人日(42%)の減少。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 過年度の研究成果である生活時間行動分類の符号格付事務への自動格付システムの導入、データチェック審査事務のPC化及び結果表審査事務の見直しにより各事務の効率化が図られ、業務全体の投入量は予定より大幅に減少しており、効率的な業務運営が行われていると認められる。 など 																
労働力調査	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 業務の繁閑に即応した人員配置、職員の専門性の向上及び品質管理向上による研修の縮小により事務の効率化が図られ、対前年度比 831 人日(14%)の減少。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 業務の繁閑に即応した人員配置、職員の専門性の向上などにより、事務の効率化が図られ、業務全体の投入量は、前年度に比べて大幅に減少しているとともに、経常調査全体の投入量について対前年度比約4%削減を実現し、経常調査の投入量を前年度以下とするという平成 19 年度年度計画の目標の達成に大きく寄与するなど、効率的な業務運営が行われている。 など 																
公害等調整委員会事務局委託業務(公害苦情業務)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 公害苦情調査の実施状況 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">提出状況</th> <th rowspan="2">満足度</th> </tr> <tr> <th>予定</th> <th>実績</th> <th>期限</th> <th>適合度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 18 年度調査</td> <td>19.10</td> <td>19.10.25</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">など</p>	区分	提出状況				満足度	予定	実績	期限	適合度	平成 18 年度調査	19.10	19.10.25	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> 公害等調整委員会事務局から提示された製表基準書に基づき製表業務が行われ、同局から調査票データの提出の遅れがあったものの、定められた期限までに製表結果が提出されている。統計センターに委託した製表業務に対する同局の満足度についても、「満足できる」という状況である。 投入量が予定よりも減少(対従来比-28 人日(-9%))しており、効率的な業務運営が行われていると認められる。 など
区分	提出状況				満足度														
	予定	実績	期限	適合度															
平成 18 年度調査	19.10	19.10.25	○	○	○														

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

• 該当なし

法人名	独立行政法人平和祈念事業特別基金(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:青木 健)
目的	今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者等の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うことを目的とする。
主要業務	1 関係者の労苦に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。2 関係者の労苦に関する調査研究を行うこと。3 関係者の労苦に関し、出版物その他の記録を作成し、及び頒布し、並びに講演会その他の催しを実施し、及び援助し、並びにこれに参加すること。4 関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業(平成19年度より「特別記念事業」を実施)を行うこと。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会(委員長:堀部 政男)
分科会名	平和祈念事業特別基金分科会(分科会長:亀井 昭宏)
ホームページ	法人: http://www.heiwa.go.jp/ 評価結果: http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080829_6.html
中期目標期間	4年6か月間(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	*	*	*	*	*	*	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 *第1期中期目標期間:目標を十分達成 H19:目標を概ね達成 H18:目標を十分達成 H17:目標を十分達成 H16:目標を十分達成 H15:目標を十分達成
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化							
(1)業務経費の削減	AA	AA	AA	AA	A	A	
(2)外部委託の推進	A	A	A	A	A	A	
(3)組織運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)資料の収集、保管及び展示	AA×2 A×1	AA×2 A×1	AA×3	AA×2 A×1	A×2 B×1	A×1 B×2	
(2)調査研究	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1	AA×1 A×1	A×2	A×3	
(3)記録の作成・頒布、講演会等の実施等	AA×3 A×1	AA×2 A×2	AA×2 A×2	AA×3 A×1	A×2 B×2	A×2 B×2	
(4)書状等の贈呈事業	AA×2 A×1	AA×1 A×2	AA×2 A×1	A×3	A×1 B×1	A×2 B×1	
(5)特別記念事業等					A×1 B×2	A×1 B×2	
(6)その他の重点事項	A×2 B×3	A×3 B×2	A×4 B×1	A×4 B×1	AA×1 A×3 B×1 D×1	AA×1 A×3 B×1	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5. 重要な財産の処分等に関する計画	-	-	-	-	-	-	
6. 剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1)施設及び設備に関する計画	-	-	-	-	-	-	
(2)人事に関する計画	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(3)その他業務運営に関する事項	A×3	A×3	A×3	A×3	A×3	A×3	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1)総合評価

(中期計画全体の評価)

- 関係者の労苦についてはその理解を深め、後世に継承する事業である資料の収集、展示館の充実(リニューアルを実施)、特別企画展、地方展、フォーラム、高校生平和祈念ビデオ制作コンクール、戦争体験の労苦を語り継ぐ集いなどを実施し成果を上げている。書状等贈呈事業については、受付は終了しているものの、未処理分の着実な処理を進めることが必要である。新規事業である特別記念事業については、事業当初には処理体制の不備もあったが、処理体制を充実したこと、更には、書状等贈呈事業(旧事業)の贈呈者に関するお知らせを発送できるよう準備を行うなど事業の改善を図ってきたことも評価できる。なお、本事業の申請期間が2年間であることを踏まえ、今後とも関係機関と緊密な連絡を図り、関係者への周知を図り、着実に実施されることを期待したい。
- このほか、ホームページの内容を充実させ情報発信に努め、特別記念事業の開始に当たり、申請書をダウンロードできるようにするなど利用者の利便性を向上させたり、組織をフラット化・スタッフ制にして業務量の増加の中でも効率的かつ弾力的に業務を運営したことは評価できる。
- なお、経費総額については、目標を上回る削減を行っているが、人件費については、目標を達成していないことから、今後一層の努力が必要である。
- 以上のことから、項目別評価を総合すると「目標を概ね達成した」と認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
資料の展示	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 「事務所移転に伴い、集客効果の見込めるフロアに移す」という中期計画に基づき、平成19年9月～10月の2か月間で、平和祈念展示資料館を新宿住友ビル31階から48階のレストラン街へ移転させた。移転階がレストラン街ということもあり、これまでの資料館の天井の高さと比べ50cm低くなったことから、来館者が快適に見学できるよう圧迫感を排除するため天井を黒く塗り、照明器具を事務用蛍光灯からスポットライトに変えるなどを工夫。また、移転前より展示面積が小さくなったことから、ハンガーウォールの活用などにより壁面展示面積の確保を図るとともに展示ケース等をよりコンパクトなものに変更したことにより、平成19年11月のリニューアル後も展示容量(実物資料231点、グラフィック類199点)、「チャレンジ・クイズ」、「ジオラマ」、「特設展示コーナー」、「ビデオブース」、「体験コーナー」の展示装置等をそのまま移転。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平和祈念展示資料館資料館を集客効果の見込めるフロアに移し、リニューアルした資料館を来館者を考慮した施設としたこと、展示ボリューム、展示機能を損なうことなく資料館を移転させ、かつ、来館者ホスピタリティーの向上を図ったことは、特に評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
ホームページの充実	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 特別企画展や平和祈念フォーラムの開催案内などは、常に最新の情報を盛り込んだ内容に更新するとともにホームページ上から催事への参加申し込みが出来るシステム及び特別記念事業の申請書をダウンロードできるシステムを活用するなどして、法人情報の正確かつ迅速な伝達及び利用者の利便性の向上に努めた。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 19年度は、ホームページの内容を充実させ情報発信に努めるとともに、特別記念事業の開始に当たり、申請書をダウンロードできるようにするなど利用者の利便性を向上したこと、また、総務省メールマガジンの活用などにより、目標値を大きく上回る約148万件超のアクセスがあったことから、目標45万件以上に対し「目標を大幅に上回った」と認められる。
関係資料館とのネットワーク化	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 19年度は関係資料館会議を開催していないが、各関係資料館のパンフレット等を法人の資料館に常備し、来館者の要望に応じてパンフレット等を渡している。また、各資料館に対して特別記念事業のポスターの掲出、請求書の設置を依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> 19年度は、展示資料館が住友ビル31階から48階に移転したこと、法人の廃止に向けての資料等の整理等があり、関係資料館会議を開催していないが、今後法人が廃止されるまでの間に、関係資料館との更なる連携強化を図り、より一層協力体制の確立等を期待する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の総人件費改革については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「削減に向けた取組状況や効果について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。給与水準等公表によると、平成17年度の基準値196,690千円に対し19年度197,891千円(0.1%の減少(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。))となっており、取組開始から2年を経過した時点で2%以上の削減に至っていないが、この削減状況が法人の具体的な削減計画上予定されたものであるとの事情はみられない。しかしながら、業務実績報告書においては、「平成17年度に対して今期最終事業年度までに2%以上削減する目標に対し、1.6%の減(人勧分を除く)」と給与水準公表における基準値及び実績値と異なる説明がされており、これを前提とした評価が行われているが、公表値を前提とした法人の取組状況については評価結果において明らかにされていない。今後の評価に当たっては、取組開始から経過年数に応じた達成状況を踏まえ、公表値を前提とした法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。

法人名	郵便貯金・簡易生命保険管理機構(平成19年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:平井 正夫)
目的	日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資すること
主要業務	1 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号。以下「整備法」という。)附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法(昭和22年法律第144号。以下この号及び第28条第1項第1号において「旧郵便貯金法」という。)の規定、整備法附則第5条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律(平成17年法律第78号)附則第7条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の規定により郵便貯金の業務を行う。2 整備法附則第16条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和24年法律第68号。以下この号及び第16条第1項において「旧簡易生命保険法」という。)の規定、整備法附則第17条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項各号に定める法律の規定及び整備法附則第18条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定により簡易生命保険の業務を行う。3 1及び2の業務に附帯する業務を行う。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会(委員長:堀部 政男)
分科会名	郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会(分科会長:下和田 功)
ホームページ	法人: http://www.yuchokampo.go.jp/index.html 評価結果: http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080829_6_bt3.pdf
中期目標期間	4年6か月間(平成19年10月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	備考
<総合評価>	—	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。
<項目別評価>		2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
1.業務運営の効率化		※ 総務省独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会は、総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、「—」と記載している。
(1)組織運営の効率化	AA	
(2)業務経費の削減	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上		
(1)資産の確実かつ安定的な運用	A	
(2)業務の質の確保、標準処理期間の設定	A	
(3)監督方針の策定、確認等	B	
(4)業務の実施状況の継続的な分析	A	
(5)照会等に対する迅速かつ的確な対応	B	
(6)情報の公表等	A	
(7)預金者等への周知	A	
3.財務内容の改善に関する事項		
(1)予算、収支計画及び資金計画	A	
(2)短期借入金の限度額	—	
(3)重要な財産の処分等に関する計画	—	
4.その他業務運営に関する重要事項		
(1)施設及び整備に関する計画		
(2)適切な労働環境の確保	A	
(3)機構が保有する個人情報の保護	A	
(4)災害等の不測の事態の発生への対処	A	
(5)その他	C	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 業務の効率化については、柔軟な配置換えによって円滑な業務運営を図り、更に、人件費は予算の87%、物件費は85%に収まっており、超過勤務時間数も減少傾向にある。
- 郵便貯金資産及び簡易生命保険資産の運用については、運用計画を遵守し、ゆうちょ銀行に対する預金、預金者・保険契約者への貸付等を実施することにより、確実かつ安定的な運用に努めている。
- 提供するサービスの質の確保については、重点確認項目を盛り込んだ監督方針を定め、各項目について、随時の確認、定期的な確認、実地監査によって確認・分析・改善策の指摘等を行った。一方で、「現金過不足」や「役職員による犯罪」をはじめ、「顧客情報の漏洩」「顧客からの苦情・申告」などの基本的監督項目に関する具体的な数値が記載されていないため、その件数、内容、解決困難な例、再発防止策、教訓、など、今後の業務の質を高める糧となる情報が「実績」には盛り込まれておらず明確にすべきと思われる。
- 業務の実施状況の継続的な分析については、民営化後の2ヶ月目、6ヶ月目の2回の利用者ウェブ調査を行い提供サービスへの意見を調査している。その結果を機構内での研修に生かす他、直截的服務提供者である委託先、再委託先へも伝えており目標を達成したと言える。
- 財務内容については、最小限の業務費用で、効率的に業務運営されており、また、継承されている債権・債務を民営化会社との間での適切な契約において有効に委託管理をしている。

- その他、組織編成及び人員配置の実情に即した見直し、評価者等との対話に基づき評価を行う人事評価規定の制定等を行い、また、年度末の常勤職員数についても 40 人以内となっており、労務課題に対しては、関係規程の整備、マニュアルの配布、相談員・窓口の設置等、問題発生を未然に防ぐための管理体制を整備している。
- 以上のことから、項目別評価を総合すると「目標を十分に達成」したものと認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織運営の効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成 19 年 10 月の新設時に総務部、貯金部、保険部の3部体制で業務を開始し、平成 19 年 12 月に、業務の処理状況に応じて調整を行うため、総務部と保険部との間で1名の配置換えを行い、保険部における業務の円滑を図った。 • 平成 20 年3月には、総務部職員1名を内部監査担当に充てるなど機動的な人員配置を行った。また、差押関係事務等の想定外の業務等への対応のため、派遣職員等を活用し、柔軟かつ機動的な人員配置を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> • 比較的少人数で業務に従事しており、効率的な組織運営は不可欠である。この中で、平成 19 年 10 月に業務を開始したばかりではあるが、さっそう柔軟な配置換えによって円滑な業務運営を図ったことは評価される。また、管理機構として管理監督機能が重視される状況にあって、内部監査担当に1名充当したこと、また想定外業務への対応に派遣職員を機動的に活用したことも適切である。
照会等に対する迅速かつ的確な対応	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> • 郵便貯金の預金者及び簡易生命保険の契約者等からの照会等に対応するため、電話対応の基本等を盛り込んだお客様応答マニュアルを定めたほか、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務における実際の応対事例を分類した「お客様応対事例集」を作成し、お客様からのご意見・照会等の際に活用し、迅速かつ的確に対応した。 • 郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務においては、中期計画において実施すべき事項を具体的に盛り込んだ年度計画を定めるとともに、委託先及び再委託先に対する監督項目等を規定した監督方針を定め、確認・指導等を行うことにより、委託先及び再委託先が郵便貯金の預金者及び簡易生命保険の契約者等から受け付ける照会等に対して、迅速かつ的確に対応することを求めた。 	<ul style="list-style-type: none"> • 機構が直接受け付ける郵便貯金の預金者及び簡易生命保険の契約者等からの照会等に関する応答マニュアルの作成は、迅速・適正な対応へ向けた適正な措置と思われる。ただ、重大な苦情など、照会等に伴う苦情・申告数がどれほど寄せられているか不明確である。また、その内容も紹介されておらず、せっかく策定された応答マニュアルがどのような役割を發揮しているのかわからない。従って苦情・申告内容が「改善された」とされても、どう改善したのか、不透明なままでは、達成目標に達したのか判断はできかねる。今後は、件数、内容、改善措置、再発防止策など、具体的事実に基づく実施結果としてまとめて欲しい。
その他(環境に配慮した物品及びサービスの調達の推進)	4(5)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成 19 年度における環境に配慮した特定調達物品の調達目標を 100%とする「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定し、機構のホームページにおいて公表した。調達に当たり、納入業者、契約業者に環境物品の仕様を提示し、仕様を満たす製品が販売されていない等のため入手できないものを除き環境に配慮した物品等を調達し、調達点数ベースで 99%、調達対象品目ベース 61 品目中 50 品目 82%で調達を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> • 環境に配慮したグリーン調達やリユース・リサイクルの推進は今後も重要な取り組みとなる。調達目標を 100%とする「方針」を掲げ、それを機構内のホームページで公開したのは評価できる。しかし、調達できなかった物品の、未調達の理由を見ると、納入業者や契約業者が「仕様を満たす製品を販売していなかったため」としており、機構内に蔓延する受身の調達感覚が垣間見える。これでは、グリーン調達の帰趨は取扱業者次第となり、であるなら今後も 100%達成は難しい。全調達点数ベースで 98.5%の達成となっているが、初年度であることから敢えて厳しい評価とした。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人は、平成 19 年 10 月に設立された新しい法人であるが、半年間で多額(郵便貯金勘定約 12.1 億円、簡易生命保険勘定約 90.3 億円)の利益剰余金が発生しており、貴委員会の審議によりその発生原因の大宗は、本法人が時効取得した貯金や保険金であることが明らかになっている。今後の評価に当たっては、本法人の利益剰余金に係る発生原因の特殊性を踏まえ、業務運営の適切性や当該剰余金のうち時効で取得した資金についての今後の管理の在り方についても、検証を促すような評価を行うべきである。
- 本法人の平成 19 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 115.9(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、職員の勤務地が挙げられている。しかしながら、評価結果において、この法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。また、本法人については、地域を勘案した国家公務員指数は 102.2 となっており職員の勤務地のみで給与水準の高さが説明できないにもかかわらず、他の理由について法人から明確な説明がなされていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-1)-ア-ア(7)、(イ)を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。また、上記以外にも、別紙2(1-1)-ウ-イ)の状況がみられるので、これも踏まえた評価に取り組まれない。

③ 外 務 省

法人名	独立行政法人国際協力機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:緒方 貞子)
目的	開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進及び開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力の促進に資することを目的とする。
主要業務	1 国際約束に基づく開発途上国への技術協力(研修員受入、専門家派遣等)。2 国際約束に基づく無償資金協力の実施の促進(調査等)。3 開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の推進。4 移住者に対する支援、指導等。5 技術協力等のための人材の養成及び確保。6 緊急援助のための機材・物資の備蓄・供与。7 国際緊急援助隊の派遣。
委員会名	外務省独立行政法人評価委員会(委員長:南 直哉)
分科会名	国際協力機構分科会(分科会長:井口 武雄)
ホームページ	法人: http://www.jica.go.jp/ 評価結果: http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/dgh/kikou_19/index.html
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. 外務省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の機動性の向上	A	S	A	A	S	A	
(2)業務運営全体の効率化	B	A	A	A	A	A	
(3)施設、設備の効率的利用	B	A	A	S	S		
(4)改正機構法の施行に向けた準備						A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)総論	B	A	A	A	A	A	
(2)技術協力	B	A	A	A	A	A	
(3)無償資金協力の実施促進	A	A	A	A	A	A	
(4)国民等の協力活動	A	A	A	A	A	A	
(5)海外移住	A	A	A	A	A	A	
(6)災害援助等協力事業	A	S	S	S	S	A	
(7)人材育成確保	A	A	A	S	S	A	
(8)附帯業務	B	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	B	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5.重要資産の譲渡等	A	A	A	A	A	A	
6.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7.その他業務運営に関する事項	-	-	-	-	-	-	
(1)施設・整備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項						A	
(4)その他必要な事項	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1)総合評価

(全般的評価)

- 総じて、独立行政法人国際協力機構(JICA)の平成19年度業務実績については、第2期中期計画の初年度として、第1期に実施された改革努力を踏まえた改善に精力的に取り組むとともに、20年10月1日の「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」の施行による組織、業務の統合に向けた準備を着実に進めたことは評価できる。
- (今後の業務において特に考慮すべき事項)
 - 20年10月の新JICA発足を念頭に置き、今後は以下の諸点について特に考慮していく必要がある。
 - 統合・簡素化された業務の流れが着実に運用され、期待どおりに成果を上げているかをモニタリングし、新たな課題を洗い出し、その解決に向けて対応していくことが重要である。
 - 効率化が事業の質の低下につながらないよう、成果管理・モニタリングを適切に行い、効率性と事業の質のバランスの追及に努めるべきである。
 - 「随意契約見直し計画」を確実に実行し、その状況を不断にチェックするとともに、業務の目的や性質を踏まえ、競争性及び透明性を確保しつつ、適切な契約方式で実施を採用すべきである。
 - ODA事業に対してより広く国民の理解を得るべく、開発途上国の需要に合致した援助及びその結果について、対外的にわかりやすく発信していくべきである。民間、NGO、大学、地域社会など多様な主体の参画を得るとともに、より効率的な実施に取り組むことが求められる。
 - 国民がODA事業と贈収賄や無駄の観念とを結びつけるようなことがあってはならないとの危機感を有しており、新JICA及び

外務省に対しては、ODA 事業に対する信頼を損なうことのないよう、納税者の視点に立って、被援助国政府自身による適切な対策措置を求める働きかけを含め、真摯に対応していくことを強く求めたい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営全体の効率化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 専門家派遣、研修員受入等の事務手続きを見直し、各種システムの導入によるプロセスの簡素化・電子化を進め、効率化を図った。 「独立行政法人整理合理化計画」を受けて「随意契約見直し計画」策定、公表し、計画に従って、国の基準に合わせた規程改正を含め、一般競争入札等競争性のある契約への移行を着実に実施(19年度における競争性のない随意契約は、1,990件、187億円となり、件数は前年度比90億円減)。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後は「随意契約見直し計画」を確実に実行し、その状況について、引き続き監事による監査も含め不断にチェックするとともに、業務の目的や性質により、競争性及び透明性を確保しつつ、適切な契約方式で実施すべきである。また、現地再委託を含む契約事務において、業務委託先や調達業者等による不適切な経理処理及び不正行為の発生防止に十分留意する。
改正機構法の施行に向けた準備	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 国際協力銀行との間で連絡会、検討会等を設置し、関係機関との調整、合意(基本方針)形成等を着実に進め、組織・業務の統合に向けた準備を推進。 技術協力、有償資金協力及び無償資金協力それぞれの特性に配慮しつつも、統合・簡素化された業務フローの確立を目指し、3援助手法の相乗効果に向け、援助手法毎に行ってきた案件発掘・形成のための調査業務を「協力準備調査(仮称)」という枠組に統合することとした。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年10月1日の「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」の施行による組織、業務の統合に向け、準備を着実に進めた。 統合後に組織、制度及び業務の流れが期待どおりに着実に運用され、成果をあげているかをモニタリングし、新たな課題の洗い出しと解決に向けて対応していくことが重要である。統合効果の発揮のためにもできる限り早期に本部事務所を統合することが望ましい。
情報公開、広報	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 国民に向けたわかりやすい広報活動の一環として、ホームページは、内容面・視覚面・扱い易さといった点でさらなる改善、工夫を行った(アクセス数は対前年度比13%増)。 積極的な取材協力などの結果、機構の事業関係者やプロジェクトなどがマスメディアに取り上げられた件数は19年度83件と大きく増加。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今後はこうした発信・広報のねらいを明確にした上で、JICAにおいてその成果を確認、検証するとともに、JICA事業が広く理解されるよう今後も対外的な説明に努められたい。
研修員受入事業	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 今期中期計画における、第三者の参加を得た客観的な評価システムの確立及び研修案件の改廃・新設への評価結果の反映(相手国要望案件への割当率が9割に向上)、国内・海外で実施することが妥当な研修案件の基準の整理、研修終了後のフォローアップ活動の充実、青年招へい事業への技術協力への絞り込み(全日程中技術プログラムが占める割合が79%に向上)等、今期中期目標期間初年度である19年度中に制度の導入や見直し等を実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 前期中期目標期間の取組成果を基にさらなる改善を図るべく目標を設定し、今期中期目標期間初年度である19年度中に制度の導入や見直し等を前倒して実施した。 今後は、開発途上国の人材育成という目的の達成及び効率的な事業実施の観点から、これらの制度の実施状況をモニタリングし、その結果を業務の更なる改善に的確にフィードバックしていくことが重要である。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 海外移住の見直しについては、平成19年度以降の期間について外務大臣が定めた新しい中期目標の中で「その際、政府が、事業の目的とその達成状況等を検証し、必要性を判断し、役割を終えたと判断されるものについては廃止する。」とされ、法人が定めた中期計画の中では「政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性の判断を踏まえ、重点化を図る。」とされている。しかしながら、新しい中期目標の期間の初年度である平成19年度の業務実績報告及びその評価結果においては、事業とその工夫についての実績や今後の取組準備についての記述はみられるものの、いかなる判断を踏まえて重点化が行われたかは明確となっておらず、A評定(中期計画の実施状況が当該事業年度において順調である)の根拠が十分に説明されていない。今後の評価に当たっては、貴委員会の評価が、政府が行うとされる検証及び判断の材料等となるべきであることを踏まえ、重点化を行う上での考え方をより明確にさせた上で、可能な限り事業実施の効果を踏まえて評価し、その結果を明らかにすべきである。
- 本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で128.5(事務・技術職員)と国家公務員の水準を大きく上回っている。その理由として、同年度の役員の報酬等及び職員の給与水準に関する情報の公表における本法人自身の説明によると、①職員の勤務地や学歴構成、②管理職割合の高さ、③その他法人固有の事情(業務内容の特殊性等)が挙げられている。しかしながら、「ラスパイレス指数の低下に向け、努力を継続する必要がある」と記載されているものの、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(7)、(イ)、(ウ)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。また、上記以外にも、別紙2(1-(1)-ウ-(7))の状況がみられるので、これも踏まえた評価に取り組まれたい。

法人名	独立行政法人国際交流基金(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:小倉 和夫)
目的	国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うことにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 国際文化交流の目的をもって行う人物の派遣及び招へい。2 海外における日本研究に対する援助及びあっせん並びに日本語の普及。3 国際文化交流を目的とする催しの実施、援助及びあっせん並びにこれへの参加。4 日本文化を海外に紹介するための資料その他国際文化交流に必要な資料の作成、収集、交換及び頒布。5 国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与(基金が寄附を受けた物品の贈与に限る)。6 国際文化交流を行うために必要な調査及び研究。7 1～6の業務に附帯する業務。
委員会名	外務省独立行政法人評価委員会(委員長:南 直哉)
分科会名	国際交流基金分科会(分科会長:建島 哲)
ホームページ	法人: http://www.jpf.go.jp/j/ 評価結果: http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/dgh/kikin_19/index.html
中期目標期間	5年(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	備考
＜総合評価＞	—	—	—	—	—	—	1. 外務省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1. 業務運営の効率化に関する事項	—	—	—	—	—	—	
(1) 業務の合理化と経費節減	B	A	A	A	A	A	
(2) 組織運営における機動性、効率性の向上	A	A	A	A	A	A	
(3) 業績評価の実施	B	B	A	A	A	B	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	—	—	—	—	—	—	
(1) 国際文化交流に係る外交政策を踏まえた事業の実施	B	A	A	A	A	A	
(2) 効果的な事業の実施	A	A	A	A	A		
(3) 国民に対して提供するサービスの強化	A	A	A	A	A	A	
(項目別評定)							
(4) 文化芸術交流の促進	A	A	A	A	A	A	
(5) 海外における日本語教育、学習の支援	A	A	A	A	A	A	
(6) 海外日本研究及び知的交流の促進	—	A	A	A	A	A	
(7) 国際交流情報の収集・提供及び国際文化交流担い手への支援等	—	A	A	A	A	A	
(8) その他	—	A	A	A	A	A	
(9) アジア大洋州地域	—	A	A	A	A		
(10) 米州地域	—	A	A	A	A		
(11) 欧州・中東・アフリカ地域	—	A	A	A	A		
3. 予算、収支計画及び資金計画	B	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5. 重要な財産の処分	—	—	—	—	—	A	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7. その他省令で定める業務運営に関する事項	—	—	—	—	—	—	
(1) 人事管理の為の取り組み	A	A	A	A	A	A	
(2) 施設・設備の改修、運営	A	A	A	B	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 平成19年度の業務実績全体を俯瞰すれば、主要な中期的数値目標の達成に向けて1年目として順調な効率化・経費節減を行っているとともに、各事業分野ごとに中期計画に沿って総じて順調に事業を行ったと評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化 業績評価の実施	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 国際交流基金は、次の方法により自己評価を実施。 ①事業担当部署によりプログラム評価を実施し、その結果を外部専門家に評価を依頼。 	<ul style="list-style-type: none"> 外部専門評価者の評価が行われ、プログラム単体については自己評価指標なども整理され、おおむね順調である。 他方、成果指向の評価には、外部専門評価者

		<p>②①の結果も踏まえて、外部有識者からなる「国際交流基金評価に関する有識者委員会」に諮り、基金の自己評価内容等について意見を求め、妥当性を点検。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外務省評価委員会より、外部専門家の評価に一層の客観性が求められるとの指摘があったことも踏まえ、平成19年度は以下の措置を講じた。 <ul style="list-style-type: none"> ①一つのプログラムにつき原則2名(従来1名)の外部専門家に依頼 ②外部専門家の評価結果がA以外の場合は理由を公表 「評価に関する有識者委員会」の役割を見直し、基金の自己評価の点検のみならず、評価の業務への反映、業務改善についての助言機能も重要視した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>の評価の切り口が統一されていない、事業目的と目標の明確化が基金事業部内で確立され外部評価者にも共有されているかの確認が必要、自己評価プロセスの開示による評価結果への信頼性の確保が必要、等の課題もある。また、事業対象国毎の課題に関する評価も含めて、評価体系、評価指標の精査について継続的な研究及び取り組みが必要であろう。(B)</p>
<p>国民に対して提供するサービスの質の向上</p> <p>日本語能力試験の実施</p>	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度から海外の現地試験実施経費をやむを得ない場合を除き、原則として受験料収入で賄うこととし、基金の現地経費負担額は前年度比59%削減。 また、現地の収支が黒字となり余剰金が発生した場合は、基金に還元を求めており19年度は220百万円(18年度は124百万円)の還元。 海外において日本語試験を48カ国・134都市で実施し(平成18年度は45カ国・124都市)、374,335名(314,909名)が受験。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本語能力試験については、費用効率を高めつつ、受験者の顕著な増加を達成しており、費用対効果の点でも極めて良い成績である。(S)
<p>国民に対して提供するサービスの質の向上</p> <p>知的交流の促進</p>	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画による重点化方針に基づき、米国(事業実績額が知的交流事業全体に占める割合56.6%)、中国(同21.3%)、韓国(同1.3%)に重点化して実施。 有識者の派遣、招へい等の人物交流を行う知的交流フェローシップのうち派遣事業については、外部有識者から「独自性が低い」「工夫がなされていない」などの意見。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 知的交流事業については、今後も外交方針に応じた重点化、(米・中・韓以外も含めて)地域・国ごとのバランス配分に留意した事業の実施が求められる。 また、2名の外部専門評価者がB評価を行った「知的交流フェローシップ(アジア太平洋州)」は見直しが必要と思われる。 なお、知的交流分野をはじめ助成事業については、社会の広範な理解を得られる事業を行うことの重要性を認識し、適切な助成対象者の選択等、事前事後を含めた各段階の審査及び助成金管理に十分注意すべきである。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

〔個別意見〕

- 貴委員会は、本法人の「海外日本研究及び知的交流の促進」の項目に係る評価結果において、A評定(中期計画の実施状況が当該事業年度において順調)と評価し、「知的交流分野をはじめ助成事業については、社会の広範な理解を得られる事業を行うことの重要性を認識し、適切な助成対象者の選択等、事前事後を含め各段階の審査及び助成金管理に十分注意すべきである。」とコメントしている。これは、この項目において評価されている助成金事業について、書類審査の適切性の問題を指摘される可能性があったものの、調査中で事実が明確になっていないためであると説明されているが、このことを踏まえて、なおA評定としていることについての説明が十分でない。今後の評価に当たっては、このように未確定な問題があった場合に、未確定な部分を区別し、留保した評価であることを明確にするなど、評価に至った理由の説明を工夫する必要がある。
- 本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で124.2(事務・技術職員)と国家公務員の水準を大きく上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の勤務地や学歴構成、②管理職割合の高さ、③その他法人固有の事情(国際業務の特殊性等)が挙げられている。しかしながら、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-ア(ア)、(イ)、(ウ)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。
- 本法人の総人件費改革の取組については、平成17年度の基準値2,221,219千円に対し19年度2,201,146千円(1.6%の減少(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。))となっており、取組開始から2年を経過した時点で2%以上の削減に至っていないが、この削減状況が法人の具体的な削減計画(予定されたものであるとの事情はみられない。しかしながら、法人の取組の適切性についての検証状況及び今後の削減に向けた展望が、評価結果において明らかにされていない。今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。(別紙2(2-イ)参照)

④ 財 務 省

法人名	独立行政法人酒類総合研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:平松 順一)
目的	酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることを目的とする。
主要業務	1 酒類の高度な分析及び鑑定(これらに伴う手法の開発を含む。)を行うこと。2 酒類の品質に関する評価を行うこと。3 酒類及び酒類業の研究及び調査を行うこと。4 酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。5 酒類及び酒類業に関する講習を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	酒類総合研究所分科会(委員長:奥村 洋彦)
ホームページ	法人: http://www.nrib.go.jp/index.html 評価結果: http://www.nrib.go.jp/gui/houteikoukai.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	
<項目別評価>							
1 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	B	2. 短期借入金については、なし又は計画額以内の借入の場合に「○」と評価。 3. 重要財産の処分については、未実施の場合に「○」と評価。 4. 剰余金の使途は、実績なし又は中期計画に沿った使用の場合に「○」と評価。 5. 施設・設備の整備については、未実施の場合に「A」又は「○」と評価。 6. ※については、中期目標期間のみの評価項目。 7. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いをしているため、総合評価には「—」を記入。 8. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
(1) 物件費の経費節減	A	A	A	A	—	—	
(2) 業務運営	A	A	A	A	A×2	A×1 C×1	
(3) 環境整備・職員の資質向上					A	A	
(4) 施設・機器等の効率的使用及び業務・システムの最適化	A	A	B	B	A	A	
(5) 事務の効率的処理	A	A	A	A			
2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1) 酒類の高度な分析及び鑑定	A	A	A	A	A	A	
(2) 酒類の品質の評価	A	B	A	A	A	A	
(3) 酒類及び酒類業に関する研究及び調査	A+×3, A×13, B×1	A+×3, A×11, B×3	A+×3, A×12, B×2	A+×2, A×14, B×1	A+×1, A×12, B×1	A+×2, A×11, B×1	
(4) 研究・調査の成果の公表及び活性化	A×3	A+×1, A×2	A+×1, A×2	A+×1, A×2	A×2, B×1	A×2, B×1	
(5) 成果の普及	A	A	B	A	A:2	A:2	
(6) 酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供	A	A	A	A	A	A	
(7) 酒類・酒類業に関する講習等	A×2	A×1, B×1	A×2	A×2	A×2	A×2	
(8) その他の附帯業務	A	A	A	A	A	A	
3 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A		A	A	
財務内容の改善:※				A			
(1) 運営費交付金・自己収入:※				A			
(2) 借入金の抑制:※				○			
4 短期借入金	○	○	○		○	○	
5 重要な財産の処分(譲渡等)	○	○	○		○	○	
6 剰余金の使途	○	○	○		○	○	
7 その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1) 施設・設備の整備	A	A	○				
(2) 人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3) 情報の公開と保護					A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総括評価シートの全体評価)

- 平成19事業年度の業務の実績は、第1期中期目標期間終了時の見直しに対する取組みがなされるとともに、第2期中期目標に照らして順調であると認められる。
- 研究業務については、前年度までに展開してきた独創的で高水準の研究活動を活かしつつ、本年度は新規の取組にも意欲的に挑戦し、多くの研究で新発見の内容を公表しており、一定の成果をあげた点が高く評価できる。
- 研究以外の業務については、酒類業界の発展と社会的要請に対して十分に貢献し、国民に対しても情報提供による基礎的な研究・調査と企業や消費者との橋渡し、ネットワーク作りにおいても、進展が認められた。
- 予算については、的確に運営されているとともに、一般競争入札の増大等が評価できる。
- 業務の全般において、平成18年度の業務実績評価で指摘された事項が適切に反映されており、様々な面での改善が見られ、その努力は評価できる。内部管理面において不適切な点があり、コンプライアンス体制の一層の整備が求められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 1課6部門体制による業務の遂行 裁量労働制と研究員手当の導入 理事長裁量枠予算(56百万円) 	<ul style="list-style-type: none"> 部門制が適切に運営され効果を上げているほか、特別研究プロジェクトチームの開催等が着実に実施されている。裁量労働制や運営会議の機能定着に努め、研究員のインセンティブも強化された。一方で遺伝子組換え酵母の不適切な処理があった点は改善を要する。
職場環境の整備・職員の資質向上	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 定期健康診断(年2回)、健康相談(年10回)、安全衛生に関する所内講習会の開催 外部研修への職員派遣:4件、外部講師によるセミナーの開催等 顕著な業績に対する理事長表彰(3名) 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の健康管理に配慮しており、安全衛生上の問題も生じていない。 職員の資質向上については、研修や理事長表彰により勤労意欲の向上に注力しており、これまでの努力が一層進められている。
施設・機器等の効率的使用及び業務・システムの最適化	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 研究施設・機器等の貸与実績:7件 会議室等の貸与:8件 ITリテラシー研修の実施(19年11月) 業務・システムに係る最適化計画の策定(20年3月) 	<ul style="list-style-type: none"> 研究施設、機器等の効率的な使用については、有効な活用が認められる 業務・システムの最適化については、研修の充実など一定の成果が認められるほか、最適化計画を策定した点が評価できる。
酒類の高度な分析及び鑑定	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 発ガン性物質の分析(国税庁):166点、受託分析(民間):81件、浮ひょうの校正:668点(うち国税庁578) 	<ul style="list-style-type: none"> 着実に分析・鑑定業務が行われている。 新たにEU向け輸出ワインの分析及び証明書の発行業務を開始するなど引き続き国税庁と連携した業務が実施された点が評価できる。
酒類の品質評価	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 鑑評会開催:3回、審査員派遣:17件、品質評価基準の作成等支援:3件 鑑評会の業界団体との共催化 	<ul style="list-style-type: none"> 鑑評会については、業界団体ともに新たに公開き酒会を開催し、来場者アンケートで満足者が70~90%に達した。前回の経験を活かして改善に取り組んだ点が評価できる。
酒類及び酒類業に関する研究及び調査	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 特別研究:4件(麹菌培養応答システムの解析及び麹菌総合データベースシステムの開発等) 基盤研究:10件(酒類の成分に関する研究、酒類の飲酒生理に関する研究等) 	<ul style="list-style-type: none"> 第1期中期目標期間終了時の見直しを踏まえて、基礎的・基盤的研究への重点化が図られており、多くの分野において、年度計画に沿った良好な進捗をみせている。
成果の普及	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 講演会及び講習会への講師派遣:46件 遺伝子資源の分与:217株 広報誌の発行:2回、34,000部 見学者:1,686人、満足度:4.1点/5点 	<ul style="list-style-type: none"> 酒類業界、消費者ともに刊行物の発行等を通じてわかりやすい形で情報提供しており、評価できる。
酒類及び酒類業に関する情報の収集、整理及び提供	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 日本酒ラベルの用語事典の追加配付要請があり累計発行総部数107,335部、情報誌の発行:1回、17,000部 教養講座:4回開催、参加者175人 	<ul style="list-style-type: none"> 日本酒ラベルの用語辞典が引き続き広く活用されている。 情報誌(お酒のはなし)は、追加配布要請に応え、書籍として取りまとめて発行した。
酒類及び酒類業に関する講習等	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> 清酒製造技術講習:2回、31人 酒類醸造講習:2回、21人 清酒官能評価講習:2回、24人 酒類流通業者への研修15回、479人 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者の満足度も高く、業界のニーズに応えているほか、新たに清酒官能評価講習を実施し、清酒専門評価者の認定を行うなど努力が認められる。
予算、収支及び資金計画	3	<ul style="list-style-type: none"> 収入実績(予算):13.1億円(12.9億円) 支出実績(予算):12.4億円(12.9億円) 	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画に沿って、収入面、支出面とも効率化の努力がうかがわれ、適正に運営され、財務上の収支の健全性も確保されている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成17年11月14日)における当委員会からの指摘事項を踏まえ、本法人の現行中期目標では、「鑑評会は、酒総研の後援又は業界団体との共催により実施する。なお、鑑評会の共催の場合は、収支相償の考え方に基づいて実施する。」とされており、評価結果において、鑑評会の共催化等の実施状況等については明らかになっている。しかしながら、「収支相償の考え方」については、その内容や根拠等が明らかになっておらず、また、収支相償の達成状況についても評価結果で触れられていない。今後の評価に当たっては、「収支相償の考え方」の具体的内容を明らかにするとともに、その達成状況についても明らかにした上で評価を行うべきである。
- 本法人の予算運営について、平成19年度実績は、一般管理費及び業務経費の削減と人件費の削減は中期目標を達成しているものの、自己収入実績額は減収の主要因としている講習会未実施の理由を勘案しても18年度と比較して減少している状況が見られる。しかしながら、貴委員会の評価結果においては、前年度比で減少している点について十分な説明を行わないまま評価を行っている。今後の評価に当たっては、自己収入の確保に対する法人の取組とその結果分析を踏まえた評価を行うべきである。
- 本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で111.5(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。その理由として、同年度の役員の報酬等及び職員の給与の水準に関する情報の公表(以下「給与水準等公表」という。)における本法人自身の説明によると、法人固有の事情(①定型的、補助的業務の委託等による役付職員割合の高さ、②調査対象者が少ないこと)が挙げられている。しかしながら、評価結果において、②についての言及はなされているが、①に関して、法人の説明の合理性の検証状況が明らかにされていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。また、上記以外にも、別紙2(1-(1)-ウ-(ア)、1-(1)-ウ-(イ))の状況がみられるので、これらも踏まえた評価に取り組まなければならない。

法人名	独立行政法人造幣局(平成15年4月1日設立)〈特定〉 (理事長:西原 篤夫)
目的	貨幣の製造等を行うとともに、貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与することを目的とする。またこのほか、勲章、褒章、記章及び金属工芸品の製造等並びに貴金属の品位の証明等であつて、公共上の見地から必要とされるものを行うことを目的とする。
主要業務	1 貨幣の製造、販売及び鋳つぶしを行うこと。2 貨幣回収準備資金に関する法律(平成14年法律第42号)第2条の規定により設置された貨幣回収準備資金に属する地金の保管を行うこと。3 貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと。4 勲章、褒章、賜杯、記章及び極印の製造を行うこと。5 公共上の見地から必要な金属工芸品の製造及び販売を行うこと。6 貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鉱物の分析を行うこと。7 1から6の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。8 1から7に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	造幣局分科会(分科会長:奥村 洋彦)
ホームページ	法人: http://www.mint.go.jp/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/doku2.htm#03
中期目標期間	5年間(平成15年4月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A ⁺ 、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱い(記述式による評価)をしているため、「—」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1) 組織の再編等	A	A	A	A	A	A	
(2) 業務処理・製造工程の効率化	A	A	A	A	A	A	
(3) 人材の有効な活用	A	A	A	A	A	A	
(4) 内部管理体制の強化	B	B	A	B	A	A	
(5) 経費の削減	A ⁺	A ⁺	A ⁺	A	A	A	
2. 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1) 貨幣の製造等	A ⁺ ×1 A×4	A ⁺ ×1 A×4	A ⁺ ×2 A×3	A ⁺ ×1 A×4	A×5	A ⁺ ×1 A×4	
(2) 勲章等の製造等	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 C×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A ⁺	A ⁺	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5. 重要な財産の譲渡等	○	—	—	○	—	○	
6. 剰余金の使途	—	○	○	○	○	○	
7. その他業務運営に関する事項							
(1) 人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2) 施設、設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3) 職場環境の整備に関する計画	B	A	B	B	A	B	
(4) 環境保全に関する計画	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成19事業年度は、第1期中期目標期間の最終年に当たるが、独立行政法人への移行に伴い導入した事業部の組織やスタッフ制の一層の定着が図られるとともに、本支局における共通業務の本局への集約化を推進するなど、機動的・効率的な組織体制構築への取組みを強め、意思決定の迅速化が図られている。独立行政法人化により採用した内部管理予算制度、標準原価制度など民間企業的な経営手法が適正に運用され、業務改善提案件数の著増にも見られるようにコスト意識も浸透している。また、人員の削減を伴いつつ自動化機器の積極的な活用による製造工程の効率化を行っていること、造幣事業全体として認証を取得しているISO-9001(品質マネジメントシステム)及びISO-14001(環境マネジメントシステム)について、認証を確実に維持するよう努めるとともに業務運営への十分な活用を図っていることなど、順調に業務運営が行われており、当該年度の実勢を踏まえると中期目標は十分に達成できたものと評価できる。
- 人員については、計画的な削減を行った結果、平成17年度末人員に対して平成19年度末では7.4%の削減となり、6.5%を削減するとして中期計画の目標を達成した。業務運営の効率化の進捗状況を測定するための指標である固定的な経費についても、内部管理予算制度の積極的な活用等による経費削減に努めたことなどにより、平成19年度は161億円となったことで、中期目標期間中の平均額が平成15年度実績額188億円と比較して約7.3%の削減となり、5%以上削減するとして中期計画の目標を大きく上回った。また、公共調達に適正化への取組みとして、随意契約によることのできる基準額の引下げ、契約に係わる情報の公表、真にやむを得ないもの以外の一般競争入札への移行といった見直しを行った。

- 基幹業務である貨幣と勲章の製造については、品質面、数量面ともに引き続き適正に製造されている。予防保全に重点をおいた日常点検や各課職員による自主保全活動の取組みが定着してきており、製造機械の故障件数も減少している。また、製造工程においては、自動化機器を積極的に導入する一方で、技術の維持・伝承と職員の技術向上のための研修を実施するなど、人材の育成にも力を入れている。これまでの造幣局の高度な貨幣製造技術が海外からも評価され、初めて外国の法定通貨であるニュージーランドの銀貨幣を製造し、これを組み込んだ貨幣セットの販売も行った。貨幣セット販売は、新技術を用いた製品の開発、代金支払方法の多様化への取組みなどを通じ、引き続き順調である。貨幣の販売業務についてはこれまで一部外部委託を行ってきたが、公共サービス改革基本方針(19.12.24 閣議決定)に沿って、事務・事業の質の維持や、効率性等の観点を踏まえつつ、今後、さらに検討が進められることを期待する。なお、地方自治法施行60周年を記念し、平成20年度から都道府県ごとの図柄により、記念貨幣を順次製造することとなった。今後、デザイン力についても、記念貨幣の検討などを行う中で、新機軸も含め更なる向上が図られることを期待したい。
- 品位証明事業は、貴金属取引の安定に寄与するという公共的な役割を担っているものである。平成19年度については、「貴金属の品位証明業務に係るアクションプログラム」による手数料体系の見直し等により受託数量は下げ止まり傾向、受託金額は前年度比増と、収支改善努力の成果が出始めている。なお、採算性の確保の観点も考慮しつつ、引き続き努力を期待したい。
- 財政面においても安定的な業績を維持しており、経常収支比率も114.6%と中期計画に掲げる目標(100%以上)を上回っており、順調な業務運営が行われている。また、棚卸資産回転率は、中期計画の目標を下回ったものの、これは予想外の地金価格の高騰によるものであり在庫数量ベースでは成果を上げている。
- 職場環境については、障害が残る災害の発生はなく、職場環境整備計画の効果的な実施によって、職員の安全と健康の確保に努めている。特に近年求められているメンタルヘルスケアの課題に対応した施策も積極的に実施している。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
経費の削減	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度末の人員数:1,033人(17年度計画における期末人員(1,115人)に対して7.4%の削減) 固定的経費:161億円(第1中期目標期間中の平均174億円) 	<ul style="list-style-type: none"> 人員の削減は、中期計画(17年度末比6.5%削減)を上回る7.4%の削減を実現。 固定的な経費の削減は、19年度実績は161億円となり、中期計画の目標(15年度実績(188億円)と比較し5%以上削減)を上回った。
貨幣の製造等	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 生産管理システム及びERPシステムを活用し、製造予定及び実績等の評価により生産管理を徹底し、製造計画(合計1,120,080千枚)を確実に達成。 貨幣製造計画に変更(4、10、12、3月)が生じた際にも、効率的な作業計画を迅速に策定し、対処。 故障件数12件(前年度15件)、故障停止時間86時間(前年度67時間) 500円ニッケル黄銅貨の仕損率:0.6%(前年度0.5%) 	<ul style="list-style-type: none"> 貨幣の製造については、高品質で純正画一な貨幣の確実な製造を行っており、財務大臣の定める貨幣製造計画を順調に達成。故障件数は中期目標期間中の最少となったこと、仕損率が中期計画の目標を達成したことは評価できる。
貨幣の製造等	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 貨幣セット等販売実績:757,102セット(年度計画:854,000セット) 戦後初めて外国の法定通貨であるニュージーランドの銀貨幣を製造。この銀貨幣を組み込んだ「日本・ニュージーランド友好2007ブルーフ貨幣セット」及び銀貨幣単体の「ニュージーランド1ドル銀貨幣アオラキ/マウント・クック」を販売。 アンケート調査(顧客満足度):4.3(5段階評価) 	<ul style="list-style-type: none"> 国民のニーズに対応した貨幣セットの販売努力のほか、戦後初めて外国の法定通貨であるニュージーランド銀貨幣を製造し、これを組み込んだ貨幣セットを販売。 マーケティング調査などを活用し、新たな貨幣セットの開発や、プラスチックケースに新たな工夫をするなど、顧客のニーズを先取りする形の貨幣の販売は高く評価できる。 貨幣の販売業務についてはこれまで一部外部委託を行ってきたが、公共サービス改革基本方針(19.12.24 閣議決定)に沿って、事務・事業の維持や、効率性等の観点を踏まえつつ、今後、更に検討が進められることを期待。
勲章等の製造等	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 勲章製造請負契約に基づく勲章の製造(27,436個)、納期内に納品。 本局装金課の技能職員数:90人(19年度期初)(15年度期初97人) 顧客ニーズに即した金属工芸品の多様化・高品質化の製品として、フォトイメージ加工技術を極印製作に用いた「坂本龍馬肖像メダル」等を製造・販売。同製品は3,488個販売(販売予定数量3,000個)。 受注・販売実績 勲章類:27,436個(計画28,731個) 銀盃類:1,288個(計画1,358個) 一般工芸品:90,147個(計画47,478個) 	<ul style="list-style-type: none"> 勲章の製造は内閣府との契約どおり確実に行われ、工程においては、マシニングセンタ、七宝自動盛付機等の自動機械の導入で効率化が促進。 金属工芸品については、新しい技術の導入や、海外への販売促進を積極的に行うなど、積極的な業務運営を行っており評価できる。
勲章類の製造等	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 貴金属の品位証明業務実績 	<ul style="list-style-type: none"> 貴金属の品位証明業務については、アクシ

		<p>受託実績:294,301 個(年度計画 30 万個)</p> <ul style="list-style-type: none"> 貴金属の品位証明業務に係るアクションプログラムに基づき、30%程度の手数料引上げ、大口割引制度導入を実施。 	<p>ョンプログラムにより、大口割引制度の導入等を行い、受託数量は下げ止まり傾向、受託金額は平成3年以来となる前年度比増と、一定の成果を上げつつある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国において流通する貴金属製品の品質確保、取引の安定に寄与するものであり、公的機関である造幣局において維持すべき事業であるが、「採算性の確保の観点も考慮」という中期計画に照らし、収支改善に向けた取組の継続が求められる。
予算、収支計画、資金計画	3	<ul style="list-style-type: none"> 経常収支比率:114.6%(目標 100%以上) 棚卸資産回転率:2.32 回(中期目標期間中の平均 2.69 回)(目標 2.86 回(15 年度実績)を上回る。) 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な部門別管理、月次管理の徹底の結果、経常収支比率は中期計画の目標(100%以上)を大きく上回って 114.6%となり、健全な財政運営が行われている。棚卸資産回転率は中期計画を下回っているが、これは地金相場の高騰が大きく影響したものであり、数量ベースでは棚卸資産の圧縮努力が見て取れる。
剰余金の使途	6	<ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年度末目的積立金残額(1,414,815,336 円)に対し、1,414,810,839 円を活用。 目的積立金の使途:工業用水・上水設備棟新築その他整備工事、ERPシステム更新、広島支局構内通路等整備工事 	<ul style="list-style-type: none"> 目的積立金については、施設・設備の更新だけでなく、職場環境の整備に資する目的等に適切に支出されている。
人事に関する計画	7(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 20 年度期初人員:1,050 人(19 年度期初人員 1,081 人) 	<ul style="list-style-type: none"> 常勤職員の削減(31 名)を続ける中、人員の配置についての経営努力を重ね中長期的な視点に立った人的資源の有効活用を図る視点から、年齢構成や技能伝承も考慮している点が評価される。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 貴金属の品位証明業務については、第1期中期計画において「最近の受注動向を受けて業務運営方法を見直す等、経費削減を図るとともに採算性確保の観点も考慮しつつ、適切な手数料体系を構築します」とされていること等を踏まえ、本法人において、平成 19 年1月に「貴金属の品位証明業務に係るアクションプログラム」を策定し業務改善を図っており、20 年度の収支相償に向けて着実に収支は改善している。貴委員会においては、当該アクションプログラムにより、「人員の削減、手数料の引き上げ、大口割引制度の導入等を行い、受託数量は下げ止まり傾向、受託金額は平成3年以来となる前年度比増と、一定の成果を上げつつある」こと等を総合的に勘案し、B評定(中期目標をおおむね達成できる状況)としている。しかしながら、当該業務については、第1期中期目標期間の最終年度である 19 年度のみならず、当該中期目標期間全体においても損失が発生していること、貴委員会として「採算性の確保の観点も考慮」という中期計画に照らし、収支改善に向けた取組の継続が求められる」と意見を述べていることを踏まえる必要がある。今後の評価に当たっては、貴金属の品位証明業務に係る評価結果において、収支面に留意しつつ、貴委員会が評定に至る理由を明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人国立印刷局(平成15年4月1日設立)＜特定＞ (理事長:仁尾 徹)
目的	銀行券の製造を行うとともに、銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与することを目的とする。またこのほか、官報の編集、印刷及び普及を行い、並びに法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷、刊行及び普及を行うこと等により公共上の見地から行われることが適当な情報の提供を図るとともに、国債証券、印紙、郵便切手その他の公共上の見地から必要な証券及び印刷物の製造を行うこと等によりその確実な提供を図ることを目的とする。
主要業務	1 銀行券の製造を行うこと。2 銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと。3 官報の編集、印刷及び普及を行うこと。4 法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷若しくは作成、刊行又は普及を行うこと。5 国債証券、印紙、郵便切手、旅券その他の公共上の見地から必要な印刷物の製造又は印刷を行うこと。6 1から5の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。7 1から6に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	国立印刷局分科会(分科会長:奥村 洋彦)
ホームページ	法人: http://www.npb.go.jp/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/doku2.htm
中期目標期間	5年間(平成15年4月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A ⁺ 、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱い(記述式による評価)をしているため、「—」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	B	A	B	A	B	B	
(1) 効率的かつ効果的な業務運営の確立	B	A	A	A	B	B	
(2) 内部管理体制の強化	A	C	C	B	B	B	
(3) 業務運営の効率化に関する指標	A	A	A	A	A	A	
2. 業務の質の向上	A	A	B	B	B	B	
(1) 銀行券の製造等	A×3	A×2 B×1	A×2 C×1	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1	
(2) 官報、法令全書等の提供	A	A	A	A	A	A	
3. 予算、収支計画、資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5. 重要な財産の譲渡等	—	○	—	○	○	○	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7. その他業務運営に関する事項							
(1) 人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2) 施設、設備に関する計画	A	A	A	A	B	A	
(3) 職場環境の整備に関する計画	B	B	A	B	A	B	
(4) 環境保全に関する計画	A	B	A ⁺	A	A	A	
(5) 印刷局病院	A	A	B	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成19事業年度は、独立行政法人移行後5年目であり、第1期中期計画期間の最終年に当たるが、これまでの期間で達成してきた計画を更に着実に進めている。中でも業務の効率化や内部管理体制の強化、安定した操業体制の確立へ向けての設備投資など進展の見られた年度であった。国立印刷局の当該事業年度の実績を踏まえると中期目標を概ね達成することができたと評価できる。
- 組織運営においては、組織体制の再編、製造工程・業務処理の効率化、人材の効果的な活用などでの経営努力が見られ、その成果も確認し得る。特に、人員や固定的経費の削減は、中期計画を上回るペースで進められ、業務運営効率化の努力が成果を生み出しつつある点は評価できる。他方、調達手続の適正化に向けた取組みについては、一般競争入札の割合を高める努力は見られるものの、平成19年12月以前においては、やや随意契約の割合が高かったこともあり、なお是正改善が望まれる。
- 内部管理体制については、製品の数量管理、秘密漏洩防止に関わる管理、情報セキュリティ確保に関わる管理のいずれにおいても問題は発生していない点については評価できる。他方、自動車保管場所標章の取引について、公正取引委員会から「独占禁止法違反につながるおそれがある」として「注意」を受けたことに関して、コンプライアンスの強化・徹底を図る必要がある。

- 基幹業務である銀行券製造についてみると、高品質かつ均質な状態で納期どおり製造・納品し、研究開発業務においては、偽造抵抗力の強化や認識容易性の向上に関する研究課題、製造の効率化に関する課題等に取り組み、認証技術に関する各種機関との共同研究の実施、学会誌への論文発表、特許出願など活発に行った。その他の主要業務である官報においては、電子入稿率の向上と、入稿から発行までの期日短縮が進み、紙媒体ではない電子的手段による提供でも利便性を高めアクセス件数も増大した。また、ICチップ内蔵の新型旅券の製造・納品も円滑に行われている。
- 職場環境については、労働災害面で、安全点検の実施、安全教育の強化など労働安全の保持に努めた結果、「障害が残る災害」ならびに「休業4日以上」の労働災害が共にゼロとなった。
- 財務面においては、給与構造改革の取組みや人員の削減による人件費の削減、製造費用の削減に努めた結果、経常収支率114%と目標の100%以上を大きく上回り、また機械装備回転率も3.2回と目標の2.7回以上を上回っている。売上数量が低下する中で、コスト削減に努めた成果が窺える。
- 病院事業については、小田原健康管理センターは19年度末で廃止し、東京病院は他の機関への移譲に向けた取組みを行うなど抜本的対策を進めている。東京病院の収支改善に向けた経営努力をアクションプログラムに沿って展開し、一部で成果を収めている。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率的かつ効果的な業務運営の確立	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 銀行券製造部門全体の人員を削減する中、製造工程ごとの稼働体制や検査装置の導入による配置人員の見直しなど、製造体制を効率化。証券部門においては、製版部門における作業編成や配置人員の見直しを行うなど、製造体制を効率化。国立印刷局全体の人員は、平成19年度期首と平成20年度期首との比較で129人の削減。 • 生産系システム(統合業務システム)については、情報製品は平成18年4月、銀行券は平成19年4月から運用を開始。 • 入札及び契約の適正化を図るための措置を徹底するとともに、随意契約の低減に向けた取組を強化。 • 随意契約件数(不落・不調随意契約、企画競争及び公募による契約並びに国の少額随意契約限度額以下の契約を除く。):635件(前年度(1,110件)比△43%)。 • 大手町敷地について、都市再生本部等の協力の下、東京都、地権者等と連携した連鎖型再開発事業の検討を行ったが、参加する事業者がなかったことから、当該敷地単独による再開発事業の検討を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> • 組織体制については、人員削減・再配置、印刷局病院の経営刷新、小田原健康管理センターの廃止などに代表される業務運営の効率化努力が成果を生み出しつつある面は評価できる。 • 生産系システム(統合業務システム)については、当初計画に対しかなりの遅れが生じ全面稼働まで4年という長期の歳月を要したこともあり、今後早期にシステムの稼働を軌道に乗せ、管理運用状況の把握を一層きめ細かく進めていくことが望まれる。 • 調達手続の適正化に向けた取組みについては、一般競争入札の割合を高める努力は見られるものの、平成19年12月以前においては、やや随意契約の割合が高かったこともあり、なお是正改善が望まれる。 • 保有資産については、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)に沿った検討が進められている。
内部管理体制の強化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 役職員のコンプライアンス意識の浸透・徹底のための啓蒙活動の推進、セキュリティ管理・情報管理などを徹底。 • 官報営業及び製造に従事する職員に対し、一定の株式等取引を行わないよう指示。 	<ul style="list-style-type: none"> • 内部管理体制については、製品の数量管理、秘密漏洩防止に関わる管理、情報セキュリティ確保に関わる管理のいずれにおいても問題は発生していない点については評価できる。また、監事との意見交換からも内部管理体制の強化について進展があると認められる。 • 昨年までの事故の発生に対して対策を集中して実施したように思われる。今年は秘密漏洩防止やインサイダー情報の管理などについて、規則整備など具体的な施策(ハンドブックの作成と指導等)を実行し、中期目標へ向けて一歩前進した。
業務運営の効率化に関する指標	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> • 勤務実績を給与に反映させるため、管理職員に対する奨励手当の査定原資を一層増額することにより、勤務実績の反映拡大を平成19年12月期の奨励手当から実施。 • 人員数:4,834人(H20年度期首)(対前年度比△2.6%) • 固定的な経費:577億円(対前年度比△2.7%) 	<ul style="list-style-type: none"> • 人件費改革は、製造工程ごとの稼働体制や検査機器導入による配置人員の見直しなどにより製造部門の効率化が進み、平成19年度中に人員を129人(年度当初比△2.6%)削減、また、奨励手当に勤務実績を反映させるよう給与構造を改善するなど一層進展した。固定的経費は人件費の削減等により、前年度比2.7%減少した。この結果、人員及び固定的経費の削減は、中期計画の目標を大きく上回って達成し、良好な成果をあげている。
銀行券の製造等	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 印刷部門等の二交替勤務体制による機械稼働及び製紙部門の長期連続操業などにより、財務大臣の定める製造計画(33億枚)を達成。 • 平成18年度に品質管理・保証体制の構築に向けて設置した品質管理体制の改革に関する対策室を中心に、引き続き品質管理・保証を強化。 	<ul style="list-style-type: none"> • 財務大臣の定める製造計画どおり、年間33億枚という大量の銀行券を高品質かつ均質な状態で製造し、遅れることなく納品した。この間、土、日等を含む長期連続操業体制維持のための人員配置や、品質管理・保証体制強化のための検査装置の導入に積極的に取り組み、高品質・均質な銀行券の製造体制の整備・確保に努めた。
官報、法令全書	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 電子入稿率:96%(裁判所公告)、70%(法令 	<ul style="list-style-type: none"> • 官報については、電子入稿率の向上と、入稿から

等の提供		<p>等の公文)、70%(会社及び特殊法人等の公告)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 官報訂正記事件数:30件(年度計画31件以下/10万件) 官報サイトアクセス件数:750万件 クレーム件数:6件(前年度5件) 	<p>発行までの期日短縮が進み、また、紙媒体ではない電子的手段による提供でも利便性を高めアクセス件数も増大した。ICチップ内蔵の新型旅券の製造・納品も円滑に行われている。なお、官報の訂正記事件数は年度計画を下回っているものの、今後とも件数自体を減らすべく確認体制の強化が望まれる。</p>
予算、収支計画、資金計画	3	<ul style="list-style-type: none"> 経常収支率:114%(目標100%以上) 機械装備回転率:3.2回(目標2.7回以上) 当期純利益:12,424百万円 	<ul style="list-style-type: none"> 人件費並びにその他経費の削減を引き続き推進して採算性を向上させ、経常収支率は中期計画の目標(100%以上)を上回って114%、機械装備回転率も年度計画の目標(2.7回以上)を上回る3.2回と成果をあげている。セキュリティ製品事業及び情報製品事業部門別の営業収支率はそれぞれ109%、128%と前年を上回る収支改善が図られている。
重要な財産の譲渡等	5	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度から手続を行っている土地24件のうち17件を譲渡(売却価格4,968百万円)。 小田原健康管理センターの移譲先の公募を行ったが、応募者がなかったことから、同センターを廃止(H20.3.31) 	<ul style="list-style-type: none"> 業務の効率化により出先機関等の土地で不用となったものについて、適切な手続で売却が進められている。
印刷局病院	7(5)	<ul style="list-style-type: none"> 東京病院:平成18年度から3年間でキャッシュ・フローベースでプラスを目標とするアクションプランの実施。病棟の看護体制を3病棟制(132床)。 小田原健康管理センター:平成20年3月31日をもって廃止。 医業損益:△639百万円(対前年度116百万円改善) 	<ul style="list-style-type: none"> 小田原健康管理センターを19年度末で廃止し、東京病院は他の機関への移譲に向けた取組みを行うなど抜本的対策を進めている。東京病院の収支改善に向けたアクションプログラムは一部で成果を進めているが、収支均衡面では更なる対策が必要である。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人通関情報処理センター(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:菊池 武久)
目的	国際貨物業務を迅速かつ的確に処理するため、これに必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行うことを目的とする。
主要業務	1 国際貨物業務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること。2 国際貨物業務を電子情報処理組織により処理するために必要なプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。3 国際貨物業務に先行し、又は後続する業務その他の国際貨物業務に関連する業務(関連業務)を行う者の使用に係る電子計算機に関連業務を処理するために必要な情報を送信し、又は当該電子計算機から国際貨物業務を処理するために必要な情報を受信するため上記1の電子計算機その他の機器を使用し、及び管理すること(国際貨物業務は、税関手続に係るものに限る。)。4 上記3の送信又は受信のために必要なプログラム、データ、ファイル等を作成し、及び保管すること。5 1から4に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	通関情報処理センター分科会(分科会長:黒川 和美)
ホームページ	法人: http://www.nacccs.jp/ (特殊会社となった現在のものであるが、独立行政法人時の公表資料等も本ホームページにおいて公表されている。) 評価結果: http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/top.htm
中期目標期間	5年間(平成15年10月1日～平成20年9月30日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については○×の2段階評価。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>						
1. 業務運営の効率化	A	A	A	S	A	
(1)組織の再編等	A×2	A×2	A×2	A×3	S×1 A×2	
(2)業務の効率的処理	A×2 B×1	A×3	A×3	A×3	A×3	
(3)予算の効果的・効率的な執行	A×4	S×1 A×3	A×4	S×3 A×1	S×2 A×2	
(4)主たる事務所の移転	○	A	A	—	—	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	
(1)システムの安定的な運営	A×4	S×1 A×3	A×4	S×1 A×3	A×4	
(2)システムの機能の向上	A×5	A×5	A×1 B×2	A×3	A×3	
(3)利用者サービスの向上	S×2 A×2 B×1	S×1 A×4	A×5	A×5	A×5	
(4)システムの利用促進	B	A	A	A	S	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	
(1)予算(中期計画の予算)	A	A	A	A	A	
(2)収支計画	A	A	A	A	A	
(3)資金計画	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	○	A	—	—	—	
5. 重要な財産の譲渡等	—	—	—	—	—	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	
7. その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	
(1)人事に関する計画	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3	A×3	
(2)施設及び設備に関する計画	—	—	—	—	—	
(3)情報セキュリティの強化等	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	A×2	
(4)次期システムの開発に関する計画	A	A	A	A	A	
(5)利用料金の設定	A	A	A	A	A	
(6)積極的な情報提供	S	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 中期計画の達成に向け適切に実施している。特に、予算の効果的、効率的な執行については、一般管理費、業務経費などの削減率が中期計画を上回る成果を上げていることは評価できる。また、監事による監査を行うなど随意契約全般の見直しを実施し、契約の適正化に取り組んでいることは評価できる。次期NACCSについては、利用者説明会の開催などにより参加事業者は着実に増加しており、参加促進の努力は高く評価できる。
- 今後においては、次の点を考慮されることを期待する。
 - システムの安定的な運営のため、総合点検や業務繁忙期の特別点検など必要な点検を引き続き実施されたい。

- ・国際物流の迅速化などに寄与するため、民間の貿易関連システムや諸外国の通関システムとの連携に出来るだけ幅広く対応して頂きたい。
- ・次期 NACCS の利用料金については、調達コストの低減や利用者の意見も踏まえ、出来るだけ安く、多くの利用者が参加できるような料金設定に頂きたい。
- ・ホームページを活用した積極的な情報提供に取り組まれており、この状況を維持して頂きたい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
予算の効果的・効率的執行	1 (3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般管理費(人件費を含む。):中期目標期間中 13%削減を目標→17.0%削減を達成 ・ 業務経費(既契約債務等を除く。):中期目標期間中 8%削減を目標→19.3%削減を達成 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務経費(既契約債務及び利用者負担支出を除く。)の削減は中期計画を大幅に上回っており、中期計画の達成に向け優れた実績をあげている。 ・ 予算の効率的・効果的な執行のため、監事による監査を行うなど随意契約全般の見直しを実施し、契約の適正化に取り組んでいることは評価できる。
システムの安定的な運営	2 (1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ システム稼働率 99.992% ・ ハードウェアの保守体制及びソフトウェアのリリース時のチェック体制等について、点検・検証を実施 ・ オペレーション業務及びその関連業務について、点検・検証等を実施 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期計画の達成に向け適切に実施している。ほぼ 100%のシステム稼働率を維持し、障害発生時の対応の改善に努めている。 ・ システムの安定的な運営のため、総合点検や業務繁忙期の特別点検など必要な点検を引き続き実施されたい。
利用者サービスの向上	2 (3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 問い合わせに対する回答状況の実態調査を実施し、その結果を業務へ反映 ・ ヘルプデスク業務の見直しに向けたシステム開発等を実施 ・ 新規利用申込から利用開始までの標準日数の維持 ・ 利用者との定期会議の開催、及びその内容の業務運営への反映 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期計画の達成に向け適切に実施している。 ・ 利用者からの問い合わせに対し、可能な限り即答を行うなど迅速に対応し、利用申込みから利用開始までの標準日数を維持、利用者との定期会議を開催し、利用者のニーズの把握に努めていることは評価できる。 ・ また、アンケートを実施し、寄せられた意見を利用者サービスに反映させていることは評価できる。
システムの利用促進	2 (4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ システム未参加事業所への戸別訪問、各種会合等での参加促進 ・ 18年度末比672事業所の増加 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者説明会などの積極的な開催により、システム参加事業者数は着実に増加しており、参加促進の努力は高く評価でき、中期計画の達成に向け優れた実績を上げている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26 及び H21.1.7) (個別意見)

- ・ 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成 19 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 114.1(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。これについては、評価結果において「給与水準の見直しを行うなど中期計画の達成に向け適切に実施している」と記載されている。しかしながら、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、給与水準が高い理由として、①職員の勤務地、②その他法人固有の事情(税関等の業務に精通した人材を出自者によって確保している、情報通信業の平均給与等を勘案している)が挙げられているものの、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア(ア)、(イ)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。また、上記以外にも、別紙2(1-(1)-ウ(イ))の状況がみられるので、これも踏まえた評価に取り組まされたい。
- ・ 本法人については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「一般競争入札において落札率が100%となっている事例が指摘されている。今後の評価に当たっては、一般競争入札における競争性の確保の観点から、その適正な実施について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。しかしながら、平成 19 年度の評価結果を見る限りにおいては、当該指摘を踏まえた評価が行われたことが明らかとなっていない。本法人は、平成 20 年1月に特殊会社に移行しているが、当該会社の経営の効率化の観点からは、入札の適正実施や契約の適正化の重要性はより高まっていると考える。ちなみに、「電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律」の衆議院財務金融委員会及び参議院財政金融委員会の付帯決議においては、「特殊会社後においても業務の公共性にかんがみ、経営内容や調達状況についての情報公開、一般競争入札を基本とする透明性の高い調達手続について、現状を下回ることのないよう措置するとともに、天引き問題を惹起することのないよう努めること。」とされている。貴委員会においては、当委員会からの一般競争入札の適正な実施についての評価が不十分であったとの指摘を踏まえ十分な評価を行うとともに、移行後の特殊会社において定款に基づき設置されている経営計画等を検討する第三者委員会において一般競争入札の適正な実施についての評価が行われるよう努めるべきである。

法人名	独立行政法人日本万国博覧会記念機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:中井 昭夫)
目的	人類の進歩と調和を主題として開催された日本万国博覧会の跡地を一体として保有し、これを緑に包まれた文化公園として整備し、その適切な運営を行うとともに、日本万国博覧会記念基金を設けてこれを管理する等の事業を行うことにより、日本万国博覧会の成功を記念すること。
主要業務	1 日本万国博覧会の跡地を緑地として整備し、これに各種の文化的施設を設置するとともに、これらの施設を運営すること。 2 日本万国博覧会記念基金を管理し、及び運用すること並びにその運用により生ずる利子その他の運用利益金の一部をもって日本万国博覧会の成功を記念するにふさわしい文化的活動又は国際相互理解の促進に資する活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
委員会名	財務省独立行政評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	日本万国博覧会記念機構分科会(分科会長:橋本 介三)
ホームページ	法人: http://www.expo70.or.jp/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/top.htm
中期目標期間	4年6か月間(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第一期中期目標期間	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. S,A,B,C,Dの5段階評価。 2. 「2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上」の評価について、H15年度は公園事業、基金事業ごとに評価を実施。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を付している。 4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)業務の効率的処理	A×6 B×1	A×7	A×7	A×7	A×7	A×7	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上	公:A 基:B	A	A	A	B	A	
(1)利用者に対するサービスの向上	A×3 B×1	A×3 B×1	A×4	A×3 B×1	A×4 B×1	A×4 B×1	
(2)環境保全への積極的な貢献	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(3)環境保全に関する計画の策定	B	A	A	A	A	A	
(4)地域社会への積極的な貢献	A×2 B×1	A×3	A×3	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3	
(5)効果的な助成金の交付	B×2	A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	
(6)助成金交付の選定手続き等における客観性及び透明性の確保	B×3	A×3	A×3	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1	
(7)基金の管理及び運用における客観性及び透明性の確保	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5.重要な財産の譲渡・処分	-	-	-	-	-	-	
6.剰余金の使途	-	-	-	A	-	A	
7.その他業務運営に関する事項	A	A	A	B	A	A	
(1)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)公園整備等に関する計画	A	A	A	B	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 万博記念公園での活動に関する広報活動が充実し、季節の定番ニュースとしてマスコミで定着しつつあるように思われる。民間発想の導入でも、従来からの取組みに加え、大学や民間教育関連会社との連携した取組みも行われており、公園緑地における民間的発想の導入のモデルであると評価できる。
- 総費用、一般管理費、人件費については、年度計画における目標値を達成している。給与水準の適正化については、若年層の本給引き上げを行わない等の取組みを実施しているが、給与水準そのものは対国家公務員112.6と依然として高い水準にあり、今後とも適切に見直す必要がある。
- 競争的な契約の拡大については着実に行われている。また、随意契約の透明性、競争性の向上の観点から「企画競争実施委員会」が設置されており、適切な審査等が行われたものと認められる。一般競争入札52件について、詳細な資料提出と説明を求めた。また、落札率95%以上のもの16件については、その理由等を検討し特段の問題はないものと判断した。
- 公園事業については、利用者のニーズに的確に対応している外、民間発想の活用等により、入園者数及びスポーツ施設等の利用件数は目標を上回る実績を上げている。基金事業については、社会への浸透のための更なる取組みが求められるが、環境への重点化等により、的確に実施したものと認められる。
- 公園内の安全確保については、個別に評価項目を設けて評価を実施。安全確保の取組み等が有効に働き、常に利用者や業務受託者の安全が確保できるよう一層の徹底が求められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
経費の削減	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年度比で、総費用は28.8%、一般管理費は22.4%の削減となり、中期計画の最終目標(それぞれ20%以上削減)を達成。 給与水準は、国の給与構造改革に準じた見直しに加え、19年度は人事院勧告に準じた若年層の本給引き上げを行わなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 総費用、一般管理費、及び人件費ともに削減目標を達成。 給与水準については、平均給与額は見直しの効果が現れているが、対国家公務員指数は依然として高いので、今後とも適切に見直す必要。
競争的な契約の拡大	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 公園の整備・管理業務における競争的契約の実績割合は、全体で83.6%で、中期計画の目標(80%以上)を上回った。 「企画競争実施委員会」を設置し、公募及び企画競争事案について審査。 「随意契約見直し計画」を策定。 	<ul style="list-style-type: none"> 競争的契約の割合は中期計画の目標を超えており、「企画競争実施委員会」の設置が行われている。 随意契約見直し計画において、今後とも随意契約によらざるを得ないとした4件は現状ではやむを得ないと認められる。
入園者数増加に向けた努力	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 入園者数は1,583,692人となり、年度計画の1,298,519人を上回った。スポーツ施設等の利用件数は12,154件で、年度計画の10,885件を上回った。 再入園者数は1,483,919人で、中期計画目標の100万人を上回った。 	<ul style="list-style-type: none"> ニーズに対応した企画立案、広報活動が充実した結果、入園者数、スポーツ施設等の利用件数が目標値を上回っている。再入園者数は目標の150%近くを達成している。
公園内の安全確保	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> エキスポランドの事故を教訓に、「安全管理体制検討会」を設置し、「万博記念公園安全管理対応指針」を取りまとめ、同指針に基づき、「万博記念公園安全管理連絡会議」を発足させ、安全管理に関する注意喚起と情報交換等を行った。 AEDの使用講習会、工事施工業者への安全教育を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> これらの対策が有効に働き、つねにお客様や働く人の安全が確保できるように今後も一層の徹底が望まれる。
助成の対象	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 「万博公園賑わい創出支援事業」の助成限度額を3,000万円から5,000万円に引き上げ。 基金事業のあり方について検討し、一般の助成事業における「環境」への重点化等を図ることとした。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境への重点化、賑わい創出支援の一層の推進等、助成の独自性を高めようとする動きが評価できる。
申請者の利便性の向上	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 20年度助成事業の申請においても、申請書の押印や一部書類の添付を不要とした。 助成事業の成果等の把握のため、実地調査を実施。 19年度助成事業から、助成事業の事後評価を本格的に実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 事後評価制度がスタートしたことは評価。また、該当しない申請件数の減少等の形で基金事業の周知が進んでいる。 今後、事後評価の取組が事前評価へのフィードバックや助成成果広報に生かされることを期待。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 貴委員会では、園内の災害対応マニュアルや訓練の実施の必要性について、平成17年度の評価結果及び18年度の評価結果に引き続き、19年度の評価結果においても指摘しているところである。このような状態に対して、貴委員会においては、3年間同様の指摘を行っていることについてその考えを明らかにした上で、可能な範囲の対応を促す必要がある。
- 本法人では、平成19年度に公園内の遊園地において死傷事故を含む複数の安全に係る事案が発生したところであり、公園内の安全対策の必要性が明らかになったところである。これに関して、事故を受けて講じた安全対策については業務実績報告書及び評価結果においても言及されているところだが、個別の事故において原因の検証がなされ、かつ、それを説明している内容とはなっていない。事故の重大性にかんがみると、そのような記述がされるべきと思料される。今後、同様の安全に係る重大な事案が生じた場合には、その原因を分析した上で、講じた措置の適切性について検証すべきである。
- 本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で112.6(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、法人固有の事情(旧認可法人の給与体系が基になっていること等)が挙げられている。しかしながら、この法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(7)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。また、上記以外にも、別紙2(1-(1)-ウ-(7))の状況がみられるので、これも踏まえた評価に取り組まれない。

法人名	独立行政法人農林漁業信用基金(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:堤 芳夫)
目的	農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。このほか、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、及び漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的とする。
主要業務	1 農業信用基金協会等が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等についての保険を行うこと。2 農業共済団体等の保険金又は共済金の支払に必要な資金を貸し付けること。3 林業者等が融資機関に対して負担する債務の保証を行うこと。4 漁業信用基金協会等が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。5 漁業共済団体等の共済金又は再共済金の支払に必要な資金の貸付け等を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	農林漁業信用基金分科会(分科会長:首藤 恵)
ホームページ	法人: http://www.affcf.com/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/top.htm
中期目標期間	4年6か月間(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第一期中期 目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. A ⁺ 、A、B、C、Dの5段階評価。ただし、2段階評価が適当な項目については○×による評価。 2. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	B	B	B	B	B	
(1) 事業費の削減・効率化	A	B	B	B	A	A	
(2) 業務運営体制の効率化	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	
(3) 経費支出の抑制	A	A	A	A	A	A	
(4) 内部監査の充実	B	B	B	A	B	A	
(5) 評価・点検の実施	B	B	B	B	B	B	
(6) 情報処理システムの効率的な開発・運用	A	B	B	B	B	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	B	B	B	B	B	B	
(1) 事務処理の迅速化	A×1 B×2	A×3	A×2 B×1	A×3	A×2 B×1	A×3	
(2) 利用者に対する積極的な情報提供及び利用者の意見の反映	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	
(3) 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定	A×1 B×4	A×1 B×3	A×2 B×2	A×2 B×2	A×1 B×3	A×4 B×1	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	B	B	B	B	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5. 重要な財産の譲渡等の計画	—	—	—	—	—	—	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7. 施設及び設備に関する計画	B	A	—	—	—	A	
8. 人事に関する計画	B	B	A	A	B	B	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成19事業年度の実績を踏まえると、中期目標はおおむね達成できる状況である。
- 低金利と厳しい業務環境の中で、事業費の削減、職員の削減などの経費の節減にとどまらず、職員の能力向上やサービスの質向上に努力していることを評価する。
- 事業費削減の大きな部分は需要の減少という外部環境の変化に起因するものであり、このような外部環境の変化を踏まえた適切な対応が望まれる。
- 利用者の開拓、金融手法の高度化等を通じて、より一層の収支の改善が望まれる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
事業費の削減・効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 事業費(農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。):中期目標期間中5%以上削減を目標→平成14年度予算対比30.6%削減(決算対比1.1%)を達成。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 事業費は平成14年度比30.6%の削減となっており、5%以上削減の目標を達成したことを評価。ただし、需要減少という外部要因によるところが大きく、効率化によるとは直ちに判定できないことに留意。
経費支出の抑制	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費:中期目標期間中13%以上削減を目標→予算対比27.1%削減(決算対比15.1%)を達成。 随意契約見直し計画を策定し、計画の進捗管理等のために契約審査会を設置。 人件費を17年度決算比8.3%削減(目標2%)。 	<ul style="list-style-type: none"> 支出削減努力を行っており、削減目標を達成していると評価。引き続き一層の業務改善努力を期待。
事務処理の迅速化	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との事前協議を徹底(大口保険、保証引き受け案件、大口保険金請求予定案件のすべてに事前協議を実施等)。 	<ul style="list-style-type: none"> 基金協会等関係機関との事前協議や情報提供の努力を評価。
適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 農林信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務において、それぞれ保険料率及び保証料率算定委員会にて検討を行い、保証料率、保証料率の改定を行うこととした。 	<ul style="list-style-type: none"> リスク水準に応じた保険料率・保証料率区分の見直しが行われたことを評価。今後の動向に注目したい。
予算、収支計画及び資金計画	3	<ul style="list-style-type: none"> 林業信用保証業務における代位弁済率:2.85%(中期目標2.98%以下)、農業信用保険業務における事故率:0.12%(目標0.13%以下)、漁業信用保険業務の事故率:1.51%(目標1.15%以下)。 求償権回収金収入:5,041百万円(年度目標5,449百万円)。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会経済環境の激変を考慮すると、貸付業務の縮小、代位弁済率の上昇等はやむを得ないと考えられる。 財務健全性を確保するための今後のさらなる見直しに期待。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で118.0(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、職員の勤務地及び学歴構成が挙げられている。しかしながら、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア(ア)、(イ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。また、上記以外にも、別紙2(1-(1)-ウ(イ))の状況がみられるので、これも踏まえた評価に取り組まれない。

法人名	独立行政法人奄美群島振興開発基金(平成16年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:川島 健勇)
目的	奄美群島振興開発計画に基づく事業に伴う必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。
主要業務	1 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証を行うこと。2 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付けを行うこと。3 奄美群島において振興開発計画に基づく事業(奄美群島における産業の振興開発のために必要な事業として政令で定めるものに限る。)を行う事業者に対する事業資金の貸付けを行うこと。4 1～3の業務に付帯する業務を行うこと。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	奄美群島振興開発基金部会(部会長:横山 彰)
ホームページ	法人: http://www.amami.go.jp/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/doku2.htm
中期目標期間	4年6か月間(平成16年10月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	備考
＜総合評価＞	—	—	—	—	1. A ⁺ 、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱いをしているため、「—」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞					
1. 業務運営の効率化	A	A	B	A	
(1)業務運営体制の効率化	A	A	B	A	
(2)一般管理費の削減	A	A ⁺	B	A	
2. 業務の質の向上	A	B	B	A	
(1)保証業務	A×2	A×2	A×1 B×1	A×1 B×1	
(2)融資業務	A×1 B×1	A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	
(3)保証業務、融資業務共通事項	B×2	B×2	A×1 B×1	A×1 B×1	
3. 予算、収支計画及び資金計画	B	C	C	C	
(1)財務内容の改善①(保証業務)	B	C	C	C	
(2)財務内容の改善②(融資業務)	B	C	C	C	
(3)財務内容の改善③(余裕金の運用)	B	A	B	B	
(4)予算、収支計画及び資金計画	B	C	B	C	
4. 短期借入金の限度額	○	○	—	—	
5. 重要な財産の譲渡等の計画	—	—	—	—	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	
7. 施設及び設備に関する計画	—	—	—	—	
8. 人事に関する計画	B	A	B	B	
9. その他業務運営に関する事項	A	A			

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 全体として順調に年度計画を達成している。 リスク管理債権に関する年度計画については計画を大幅に下回っており、新規リスク管理債権の発生に課題が大きい。余裕金平均残高の増加傾向は財務の効率性の観点から問題がある。 利益計画においては、計画の未達の要因分析を行い、現実的な目標設定を行うことを検討されたい。経営指導や事業再生についてもさらに取り組みたい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営体制の効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 債権管理体制の強化のため、期中管理を管理課から審査業務を行う業務課へ移管。 引き続き、地元金融機関から保証付融資の報告を電子ファイルにて入手し、入力事務の改善等に活用。地元以外の金融機関からも入手することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> 各指標とも達成されている。
一般管理費の削減	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費は対15年度計画比18.3%削減(年度計画目標12%)。 物件費は同比18.0%削減。(年度計画目標9.5%) 随意契約や企画競争・公募契約案件については、電気、電話、監査契約等で、やむをえない契約のみである。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費(人件費、物件費)の削減率など年度計画を順調に達成している。

適切な保証条件の設定	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 一般保証の保証料率の見直しを実施。制度保証については県信用保証協会と同様の運用を行うこととした。 「小規模企業活力応援資金」の創設等、保証メニューの改定等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 保証料率の見直しなど、適切な保証条件の設定に努めた。 制度保証についても県信用保証協会と同様の運用を行うこととしたことも適切で、各指標とも達成されている。
適切な貸付条件の設定	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 利用者のリスクに見合った貸付金利体系の検討を行い、リスク区分に応じた段階的な金利設定を実施。 事業者のニーズに応じた融資メニューの重点化について検討を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者のリスクに見合った貸付管理体系の検討を行い、段階的な金利設定を行うなど各指標とも達成している。
財務内容の改善① (保証業務)	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 求償権回収率は3.8%。昨年度比1.4ポイント減で、年度計画11.5%を下回った。リスク管理債権割合は41.8%。昨年度比2.4ポイントの増で、年度計画の26.4%を上回った。 	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理債権割合、求償権回収率とも、年度計画を大幅に未達。特に、新規リスク管理債権の発生に課題が大きい。
財務内容の改善② (融資業務)	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理債権回収率は9.2%。昨年度比2.0ポイント増で、年度計画10.9%を下回った。リスク管理債権割合は44.5%。昨年度比0.3ポイント減で、計画40.8%を上回った。 	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理債権割合、求償権回収率とも、年度計画に未達。特に、新規リスク管理債権の発生に課題が大きい。
人事に関する計画	8	<ul style="list-style-type: none"> 事業の進捗状況に関する情報を共有し、組織全体での目標管理を行った。 リスク管理債権の抑制に努めるため、分掌事務、人員配置の見直しを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 概ね順調であるが、それ自体は目的ではないので、目標管理と業績の関連についての分析と反映に努められたい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構(平成19年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:島田 精一)
目的	一般の金融機関による住宅の建設等に必要資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、国民の住生活を取り巻く環境の変化に対応した良質な住宅の建設等に必要資金の調達等に関する情報の提供その他の援助の業務を行うほか、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 住宅の建設、購入に必要な資金の貸付けに係る金融機関の貸付債権の譲受け。2 1の貸付債権で、その貸付債権について信託法第三条第一号に掲げる方法等による信託をし、当該信託の受益権を譲渡すること等を予定した貸付けに係るものうち、住宅融資保険法第三条に規定する保険関係が成立した貸付けに係るものを担保とする債券等に係る債務の保証。3 住宅融資保険法による保険。4 住宅の建設、購入等をしようとする者等に対する必要資金の調達等に関する情報の提供、相談その他の援助。5 災害復興建築物の建設、購入等に必要資金の貸付け。6 災害予防代替建築物の建設、購入等に必要資金等の貸付け。7 合理的土地利用建築物の建設等に必要資金等の貸付け。8 子どもを育成する家庭、高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する賃貸住宅等の建設に必要な資金等の貸付け。9 高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する住宅とすることを主たる目的とする住宅の改良に必要な資金等の貸付け。10 機構が1の業務により譲り受ける貸付債権に係る貸付けを受けた者等とあらかじめ契約を締結することによりその者が死亡した場合に支払われる生命保険の保険金等の当該貸付けに係る債務の弁済への充当。11 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条の規定による貸付け。12 勤労者財産形成促進法第十条第一項の規定による貸付け。13 独立行政法人雇用・能力開発機構法第十二条第一項の規定による委託に基づく勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務の一部。14 1から13の業務に附帯する業務。
委員会名	財務省独立行政法人評価委員会(委員長:奥村 洋彦)
分科会名	住宅金融支援機構分科会(分科会長:川口 有一郎)
ホームページ	法人: http://www.jhf.go.jp/ 評価結果: http://www.mof.go.jp/singikai/dokuritsu/doku2.htm
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	備考
<総合評価>	—	1. A ⁺ 、A、B、C、Dの5段階評価を基本。 2. 業務の特性や評価項目の性質に応じて、段階を追加・簡素化し、又は適切な評価の文言を用いることも可能。 3. 実施の有無、計画の遵守・違反など2段階評価が適当な項目については「○×」により行う。 4. 府省評価委員会は、総合評価自体に評定を付さない取扱いをしているため、「—」を記入している。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>		
1. 業務運営の効率化	A	
(1)組織運営の効率化	B	
(2)一般管理費等の削減	A×2	
(3)業務・システム最適化	A	
(4)入札及び契約の適正化	B	
(5)業務の点検	B	
(6)積極的な情報公開	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	B	
(1)証券化支援業務	A×3 B×5	
(2)住宅融資保険業務	A×1 B×2	
(3)住情報提供業務	A×2 B×1	
(4)住宅資金融通業務	A×2 B×1 C×1	
(5)団体信用生命保険等業務	B	
3. 予算、収支計画及び資金計画	B	
(1)収支改善	B	
(2)繰越損失金の低減		
(3)リスク管理の徹底	A×1 B×4	
(4)予算、収支計画及び資金計画	—	
4. 短期借入金の限度額	○	
5. 重要な財産の譲渡等の計画	○	
6. 剰余金の使途	—	
7. その他業務運営に関する事項	A	
(1)施設及び設備に関する計画	—	
(2)人事に関する計画	A	
(3)積立金の使途	—	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- ・ 繰越欠損金の低減、収支改善については、一定の努力が見られるが、さらなる改善努力が求められる。
- ・ リスク管理債権比率等、一部に目標達成が厳しい状況のものもあり、引き続き、計画達成に向け一層の取組を図られたい。
- ・ 証券化支援業務の運営も順調ではなく、コア事業とも言える業務が依然として十分な事業量に達していないことは重要な問題であり、しっかりと分析する必要がある。
- ・ 融資決定における金融機関との連携の向上については、顧客満足を達成するようプロセス改善、協力体制の構築に一層努める必要があるが、民間金融機関のモラルハザード防止のためのモニタリングなど、より一層のリスク管理体制の強化も望まれる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務委託による効率化及び組織体制の合理化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費:18年度決算比7.9%削減。 ・ 債権回収会社へ債権管理回収業務等を委託(43,427件委託)。 ・ 債権回収会社の選定にあたって、企画競争方式で透明性の高い選定を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般管理費等の削減状況は良好。 ・ 債権回収について、任意売却の方法の改善等、コストを削減していくことも必要。
証券化支援業務(総論)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関20機関に対し、審査体制等のヒアリング実施。 ・ 住宅ローンの貸出状況やフラット35の利用者調査等の調査を実施。 ・ フラット35利用促進のため、機構支店を通じて情報提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積極的な取組自体は評価できるが、機構の本業であるにも関わらず想定より利用が低迷している。今後、一層の啓蒙及び有識者との連携強化が必要。
付保割合に応じた付保基準の設定等	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料率のモニタリングシステムの開発を完了。モニタリング結果は平成20年度保険料率の設定の参考等とした。 ・ 金融機関ごとの融資基準の調査結果を踏まえ、付保基準の強化を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 付保割合に応じた付保の基準及び保険料率の設定の具体化が課題。 ・ 保険会計の考え方に基づく財務諸表の作成が必要ではないか。
融資決定までの標準処理期間の設定、その期間内に8割以上を処理	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ マンション共用部分改良融資:91.4%(標準処理期間13日) ・ 子育て世帯向け賃貸住宅及び高齢者世帯向け賃貸住宅融資:68.8%(同45日) ・ 高齢者住宅改良融資:51.6%(同14日) ・ 財形住宅融資:73.1%(同14日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数値目標の達成率が5分の2となっており、不足書類をなるべく発生させないよう必要書類の確認について金融機関とのより密な連携が必要。
収支計画、繰越欠損金の低減	3(1) 3(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証券化支援事業:当期総損失33億円、繰越損失金165億円。 ・ 住宅融資保険事業:当期総利益3億円、繰越損失金47億円。 ・ 財形住宅貸付事業:当期総利益60億円、繰越利益金316億円。 ・ 住宅貸付事業等:当期総利益94億円、繰越利益金3,766億円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証券化支援事業について、本業部分での収益力の弱さを計画的に強化していく必要がある。既往債権債権管理業務については、単年度収支の改善を図られたい。 ・ 繰越欠損金の努力に一層の努力が必要。
リスク管理債権比率の削減・抑制(既往債権管理業務、証券化支援業務、賃貸住宅支援業務)	3(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既往債権管理業務に係るリスク管理債権残高:平成18年度比3.0%削減。 ・ 証券化支援勘定に係るリスク管理債権比率:0.34%(18年度実績0.17%) ・ 賃貸住宅融資に係るリスク管理債権比率:0.02%(18年度実績0.00%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延滞債権は増加もしくは高止まりしていると考えられる。リスク管理債権の一層の削減が必要であり、一層の適切なリスク管理に取り組まれたい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- ・ 目的積立金について、平成19年度の評価結果をみると、財形住宅資金貸付勘定において当期総利益が約59.9億円、住宅資金貸付等勘定において約94.0億円の当期総利益を計上しながら目的積立金を申請していない理由等が業務実績報告書等で明らかにされていない。今後、財務内容の改善等に関する評価を行うに当たっては、当期総利益を計上しながら目的積立金を申請していない理由を明らかにさせるべきである。
 - ・ 本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で128.6(事務・技術職員)と国家公務員の水準を大きく上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の勤務地や学歴構成、②その他法人固有の事情(業務の専門性)が挙げられている。しかしながら、評価結果において、これら法人の説明に対する評価委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-ア(7)、(イ)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。
- また、上記以外にも、別紙2(1-(1)-ウ-イ)の状況がみられるので、これも踏まえた評価に取り組まれたい。

⑤ 文 部 科 学 省

法人名	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:小田 豊)
目的	特別支援教育に関する研究のうち主として実的な研究を総合的に行い、及び特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 特別支援教育に関する研究のうち主として実的な研究を総合的に行うこと。2 特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと。3 1に掲げる研究の成果の普及その他特別支援教育に関する研究の促進を行うこと。4 特別支援教育に関する図書その他の資料及び情報を収集し、整理し、保存し、及び提供すること。5 特別支援教育に関する相談に応じ、助言、指導及び援助を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:渡邊 正太郎)
分科会名	初等中等教育分科会(分科会長:宮崎 英憲)
ホームページ	法人: http://www.nise.go.jp/ (国立特別支援教育総合研究所) 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/08090201/002.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. H17年度までは、A ⁺ 、A、B、C、C ⁻ の5段階評価 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上					A	A	
(1)研究事業	B	A	A	A	A	A	
(2)研修事業	A	A	A	A	A	A	
(3)教育相談活動	B	B	B	B	A	B	
(4)情報普及活動	A	A	A	A	A	A	
(5)国際交流活動	A	A	A	A	A	A	
(6)筑波大付属久里浜養護学校との協力	B	A	A	A			
2.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画					A	A	
4.外部資金導入の推進					A	A	
5.会計処理システムによる財務管理や会計処理の実施					A	A	
6.剰余金の使途					—	—	
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項					A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 平成19年度の計画を着実に実行しており、特別支援教育のナショナルセンターとしての使命を十分に果たしている。
- 特別支援教育元年にふさわしい、教育現場の喫緊の課題に対応した質の高い研究・研修が展開されている。
- 業務運営については、中期計画どおりに効率化が図られており、評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等																
研究事業	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育のナショナルセンターとして推進する事業領域に係る研究については、中期計画の類型に基づき、特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究、教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際研究、国内外の障害のある子どもの教育に関する制度・システム等についての研究、障害のある子どもの教育内容・方法等に関する研究について、プロジェクト研究4課題、課題別研究14課題を実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育のナショナルセンターとして、今日的課題に正面から取り組んだ研究を行っており、高く評価できる。 各部門の研究は、それぞれの特色を生かした内容であり高く評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>																
研修事業	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 「特別支援教育研究研修員制度」は、受入研究課題13課題について、各課題ごとに1～2名を募集し、5課題に、計8名の特別支援教育研究研修員の推薦を受け、関係の教育委員会と調整を図り、審査の上、全員を受入れ。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育研究研修員制度は、研修員の満足度も高く、今後の実施に期待が持てる。ただし、研修員の受入数が目標を下回っており、制度の啓発活動及びニーズの把握に努めてほしい。 <p style="text-align: right;">など</p>																
教育相談活動	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度計画で限定して実施することとした三つの教育相談の内訳については下表を参照。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>臨末 研究</th> <th>低発生 等困難</th> <th>国外</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>28</td> <td>13</td> <td>10</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>延回数</td> <td>431</td> <td>34</td> <td>11</td> <td>476</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 来所した保護者等の満足度;全ての項目において96%以上。 <p style="text-align: right;">など</p>		臨末 研究	低発生 等困難	国外	計	相談件数	28	13	10	51	延回数	431	34	11	476	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育のナショナルセンターとしての役割に鑑み、教育相談の対象を3つに限定し、役割を明確化した点は評価できる。 各都道府県のセンター等への個別の教育相談の引き継ぎについて、目標は達成されている。 計画通りに進められていると認められるが、研究機関として、研究と相談の相乗作用を認めるまでには至っていない。 地域支援体制に関わる共同研究は、異なる職種の関係機関が一体となってサービスに当たる方向性を示すものとして期待したい。 <p style="text-align: right;">など</p>	
	臨末 研究	低発生 等困難	国外	計															
相談件数	28	13	10	51															
延回数	431	34	11	476															
情報普及活動	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> データベースへのアクセス件数は、693,483件であり、目標である年間500,000件を上回った。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>アクセス件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成13年度</td> <td>350,481件</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>393,512件</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>416,287件</td> </tr> <tr> <td>平成16年度</td> <td>495,670件</td> </tr> <tr> <td>平成17年度</td> <td>482,720件</td> </tr> <tr> <td>平成18年度</td> <td>553,871件</td> </tr> <tr> <td>平成19年度</td> <td>693,483件</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">など</p>		アクセス件数	平成13年度	350,481件	平成14年度	393,512件	平成15年度	416,287件	平成16年度	495,670件	平成17年度	482,720件	平成18年度	553,871件	平成19年度	693,483件	<ul style="list-style-type: none"> メルマガの発信や研究成果等をHP上に公開する等、積極的に情報提供を展開していることは高く評価できる。引き続き、メルマガの登録者の増加に向けた取組をお願いしたい。 図書・資料等の収集・蓄積については、数値目標を着実に達成されており、高く評価できる。
	アクセス件数																		
平成13年度	350,481件																		
平成14年度	393,512件																		
平成15年度	416,287件																		
平成16年度	495,670件																		
平成17年度	482,720件																		
平成18年度	553,871件																		
平成19年度	693,483件																		
業務運営の効率化	2	<ul style="list-style-type: none"> 19年度予算において、対前年度一般管理費人件費5,424千円、業務経費人件費1,778千円の削減となり、その予算の範囲内で執行。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 経費の削減・業務効率化の取組や事務手続の簡素化の推進により、業務運営の効率化を着実に進めている。 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、人件費削減の取組を行っている。 <p style="text-align: right;">など</p>																

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人大学入試センター(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:吉本 高志)
目的	大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学の入学者の選抜の改善を図り、もって大学及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)における教育の振興に資することを目的とする。
主要業務	1 大学に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として大学が共同して実施することとする試験に関し、問題の作成及び採点その他一括して処理することが適当な業務を行うこと。2 大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査及び研究を行うこと。3 大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供を行うこと。4 1から3に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:渡邊 正太郎)
分科会名	高等教育分科会(分科会長:奥野 信宏)
ホームページ	法人: http://www.dnc.ac.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyoka/d_kekka/08090201/002.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期 目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. H17年度までは、A ⁺ 、A、B、Cの4段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化					A	A	
(1)組織の整備状況と業務の効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)管理運営業務の効率化状況	A	A	A	A	A	B	
2.国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上					A	A	
(1)センター試験の円滑で適切な実施状況	A	A	A	A	A	A	
(2)調査研究の充実による各大学の入学者選抜方法の改善への貢献の状況	A	A	A	A	A	A	
(3)進路指導や進路選択に資するための適切な情報提供状況	A	B	B	B	A	A	
(4)管理・運営に関する情報及び事業等の情報等の積極的な公開状況	A	A	A	A	A	A	
3.財務内容の改善とその他主務省令で定める業務運営に関する事項等					A	A	
(1)施設・設備に関する計画の策定	—	—	—	—	A	A	
(2)人事に関する計画の策定・実施状況等	B	B	B	B	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 英語リスニングテストやセンター試験を利用する大学数の増加など、業務の増加と多様化が進む中、適切かつ安定的な業務運営が継続的に実施されていることは評価できる。
- 英語リスニングテストについては、実施面での改善が格段に前進していると認められ、概ね円滑に実施できたことを高く評価したい。
- 入学者選抜方法改善をめざして実施されている各大学入学担当者との情報交換と交流に加えて、ひろく関係者にむけて情報を発信していくことを期待。
- 試験問題の作成から試験の実施にいたる過程での情報管理や危機管理などについて、一層の注意を払うことが望まれる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織の整備状況と業務の効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度においては、管理部を総務企画部に、総務課人事係を人事・人材係に改称するなどの整備を行うとともに、引き続き国立大学等との間で人事交流を実施し、業務の効率的な実施に努力。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事務組織については、センター業務全体の最適化計画を策定するなど企画立案機能を一層強化するため業務・システム最適化推進室を総務企画部の下に設置し、職員の一層の資質向上に努めるため総務課人事係を人事・人材係に改めるなど、着実に事務組織の整備がなされているものと判断できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
管理運営業務の効率化状況	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度の効率化を達成するには、平成17年度から一般管理費6%、業務経費2%の削減を行うことが必要となる。一般管理費については、16.83%の減で目標達成。業務経費については、0.46%の減となり目標未達成。業務経費の削減が達成できなかったのは、平成19年12月に急遽試験問題の一部差し替えの事案が生じたことから、試験問題の印刷、運搬及び警備等の経費が発生283,590,455円の支出のため。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 定常的な管理運営業務等の効率化が図られていることは評価できるが、更なるリスク管理の徹底が望まれる。 <p style="text-align: right;">など</p>
センター試験の円滑で適切な実施状況	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度センター試験については、大学との緊密な連携のもと、リスニングテストも含めておおむね円滑に試験を実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度センター試験の実施について、特に、英語リスニングテストについては、実施業務における適切な改善が重ねられ、円滑に実施されたことは評価したい。 <p style="text-align: right;">など</p>
調査研究の充実による各大学の入学者選抜方法の改善への貢献の状況	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 各大学の入学者選抜方法の改善に貢献するため、年度計画に基づく調査研究を計画通りに遂行。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大学入学者選抜の改善に係る調査研究により、全般的には、各大学の行う入学者選抜に貢献しており、計画どおりの調査研究が適正に行われていると判断できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
進路指導や進路選択に資するための適切な情報提供状況	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> インターネットを利用したハートシステムによる大学進学情報の提供等を実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大学進学情報を検索できるハートシステムは、現在、全国の大学の協力を得て、個々の大学教育研究など、最新の大学情報を収集・整理しているが、その位置づけ、役割及び特徴などを利用者に一層明確に伝える方策について検討されることが期待される。 <p style="text-align: right;">など</p>
管理・運営に関する情報及び事業等の情報等の積極的な公開状況	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> ホームページや広報資料等を利用して、センターの管理・運営に関する情報及び事業等に関する情報の積極的な公開を実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 管理・運営や財務情報など、事業等に関する情報が積極的に公開されていると判断できる。特にウェブ上において、英語のリスニングテストで用いられるICプレイヤーの模擬体験ができることは評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
財務内容の改善とその他主務省令で定める業務運営に関する事項等	3	<ul style="list-style-type: none"> 職員の給与については、一般職の職員の給与に関する法律の適用に準じて改正を行った。また、非常勤監事の給与については、業務内容や他の独立行政法人の非常勤役員の給与等を考慮して見直しを行い、平成19年に改定。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総人件費改革への対応については、平成17年度比で人件費を3.1%削減するなど、着実に実施されていると判断できる。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- インターネットを活用したハートシステムによる進学情報提供事業について、利用件数が年々減少していることから、その効果を明確にさせた上で評価を行うべきである。
- 平成19年度末で利益剰余金が1億円以上計上されているが、利益剰余金の発生要因が業務実績報告書等で明らかにされていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人国立青少年教育振興機構(平成18年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:松下 俱子)
目的	青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修、青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力の促進、青少年教育に関する団体に対する助成金の交付等を行うことにより、青少年教育の振興及び健全な青少年の育成を図ることを目的とする。
主要業務	1 青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修(以下この項において「青少年教育指導者等研修」という。)及び青少年の団体宿泊訓練その他の青少年に対する研修(以下この項において「青少年研修」という。)のための施設を設置すること。2 前号の施設において青少年教育指導者等研修及び青少年研修を行うこと。3 第一号の施設を青少年教育指導者等研修及び青少年研修のための利用に供すること。4 青少年教育指導者等研修及び青少年研修に関し、指導及び助言を行うこと。5 青少年教育に関する施設及び団体相互間の連絡及び協力を促進すること。6 青少年教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。7 青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う次に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。イ 青少年のうちおおむね十八歳以下の者(以下この号において「子ども」という。)の自然体験活動、社会奉仕体験活動その他の体験活動の振興を図る活動。ロ 子どもを対象とする読書会の開催その他の子どもの読書活動の振興を図る活動。ハ インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供することができる子ども向けの教材の開発。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:渡邊 正太郎)
分科会名	スポーツ・青少年分科会(分科会長:加賀谷 淳子)
ホームページ	法人: http://www.niye.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyoka/d_kekka/08090201/002.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	—	—	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 4. 法人は平成18年4月に「(独)国立オリンピック記念青少年総合センター」、「(独)国立青年の家」と「(独)国立少年自然の家」の3法人が統合している。紙面の都合上、統合前の3法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
<項目別評価>			
1.業務運営の効率化	B	A	
(1)青少年をめぐる諸課題への総合的・効率的な対応状況	B	A	
(2)企画立案機能の強化状況	B	A	
(3)業務の効率化状況	A	A	
(4)施設の効率的な利用の促進状況	B	B	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	
(1)企画事業の実施状況	A	A	
(2)研修支援事業の実施状況	A	A	
(3)連絡・協力の促進に関する取組み状況	A	A	
(4)調査研究事業の実施状況	B	A	
(5)助成業務の実施状況	A	A	
(6)附帯業務の実施状況	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	
(1)収入の確保等の状況	A	A	
4.短期借入金の限度額	—	—	
(1)短期借入金の借入状況	—	—	
5.重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	—	—	
(1)重要財産の処分等の状況	—	—	
6.剰余金の使途	—	—	
(1)剰余金の使用等の状況	—	—	
7.その他省令で定める業務運営に関する事項	A	A	
(1)施設・設備の整備状況	A	A	
(2)人事管理の状況	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 昨年の評価委員会における指摘を踏まえ、速やかに実践するとともに、高等教育機関と連携した事業を行い職員の資質向上を図ったことは評価できる。
- 今後は、今日的ニーズを踏まえた先導的・モデル的なプログラムを開発するため、高等教育機関等の他機関や地域との連携をさらに推進するとともに、指導者養成や国際的な事業のさらなる充実、耐震性の確保等安心安全な施設整備を行うなど、ナショナルセンターとして総合的に対応することを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
青少年をめぐる諸課題への総合的・効率的な対応状況	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施において、旧青少年教育3法人が有していた指導方法、開発した教育プログラムや教材・教具、事業運営のノウハウなど、知的資源を融合し、その活用を図るとともに、統一テーマや重点テーマを策定し、全国的・一体的な事業展開を推進。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 旧青少年3法人が有していた指導方法やプログラム等の資源の融合が図られており評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
企画立案機能の強化状況	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査のうち書面監査の手続や内部監査の監査項目に対応したチェックリストを整備して、内部監査業務の実務上の充実を推進。平成19年度の内部監査については、監事及び会計監査人と連携を図りつつ、5教育拠点及び機構本部において実地監査を実施。また、旅費の調査、随意契約見直し計画の状況について書面監査を行い、実地監査以外の監査業務の拡充を推進。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 内部統制については、内部監査業務の充実等が図られており、今後は民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、その向上に努めることを期待する。 <p style="text-align: right;">など</p>
施設の効率的な利用の促進状況	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 総利用者数 4,765,889 人 宿泊室の稼働率は全体で 58.6% (宿泊室稼働率最低施設は沖縄で 34.9%) <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な利用の促進を図るため、特色有るプログラムや閑散期プログラムを活用した事業の実施、利用団体へ出向いてのPR活動等、様々な取組が行われるとともに、利用者サービスの向上を図るための取組等により、宿泊室稼働率は向上しているものの、自然災害等による受入れ中止もあり、利用者数については基準を下回っているため、B評価とする。 <p style="text-align: right;">など</p>
企画事業の実施状況	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度に実施された企画事業は計244事業、参加者合計は延べ13,301人、満足度は97.6%。 南山大学との共同事業で、各教育拠点がラボラトリー方式の体験学習を基盤に教育拠点の特色を活かした体験活動プログラムを開発するとともに、学校教育現場の教員を育成・支援するプログラムの企画力と実践的指導力をつけるため、三回シリーズで研修会を実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 企画事業については、先導的・モデル的な事業等に重点化が図られており、事業の参加者の満足度も高く、評価できる。 南山大学との共同事業は、職員の資質向上を図り現場の実践に資するものであり、効果が期待できることから、計画的に推進するとともに、各施設の特色あるプログラム開発に活かすことができるよう期待する。 <p style="text-align: right;">など</p>
連絡・協力の促進に関する取組み状況	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 青少年教育施設・団体を対象にした連絡・協力の促進を目的とする連絡協力促進事業を21事業実施し、延べ2,368人が参加。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 青少年教育施設や学校等の団体相互間の連絡協力の促進を図るため、昨年を上回る事業数が行われ、多くの人が参加しており、評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
人事管理の状況	7(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度に策定した「人員削減計画」を基に、平成19年度においては、組織の見直しにより3教育拠点(中央、淡路及び吉備)について、次長制に移行したのをはじめ、平成18年度中の人事異動等による不補充を含め、平成19年度当初及び年度途中の人事異動等による削減を実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人員削減計画により職員数の抑制が図られており評価できる。引き続き計画的な人事を行うことを期待する。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 現在27ある青少年交流の家及び青少年自然の家については、整理合理化計画において、「青少年教育上の役割を踏まえつつ、現在地に立地することが必要不可欠かどうかを十分吟味するとともに、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性を考慮の上で、青少年教育事業の実施状況や稼働率等を基に有用性・有効性等を総合的に検証し、その結果を踏まえ平成22年度までに、施設の廃止・統合、共同利用等の必要な整理合理化を行う。」こととされていることを踏まえ、今後の評価に当たっては、個々の施設の有用性・有効性等の検証についても評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人国立女性教育会館(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:神田 道子)
目的	女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査及び研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、もって男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的とする。
主要業務	1 女性教育指導者等に対する研修のための施設を設置すること。2 1に掲げる施設において女性教育指導者等に対する研修を行うこと。3 1に掲げる施設を女性教育指導者等に対する研修のための利用に供すること。4 女性教育指導者等に対する研修に関し、指導及び助言を行うこと。5 女性教育に関する専門的な調査及び研究を行うこと。6 女性教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:渡邊 正太郎)
分科会名	社会教育分科会(分科会長:山本 恒夫)
ホームページ	法人: http://www.nwec.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/08090201/002.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	—	—	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>			
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	A	A	
1 基幹的指導者に対する研修の実施	A	A	
2 基幹的指導者に対する研修に資する調査研究の実施等	A	A	
3 喫緊の課題に関する調査研究の実施等	A	A	
4 喫緊の課題を担当する指導者に対する研修の実施	A	A	
5 課題解決に関する研究者や行政関係者・女性団体等指導者の交流機会の提供	A	A	
6 男女共同参画等に関する基礎研究の成果の提供	A	A	
7 男女共同参画等に関する基本的かつ全国的な資料・情報の収集、ポータルとデータベースの構築・提供	S	S	
8 女性アーカイブの構築	A	A	
9 利用者への学習情報提供	A	A	
10 利用者の拡大への努力	A	A	
11 女性関連施設等男女共同参画等に関する全国の関係機関等との連携協力体制の充実	A	A	
12 男女共同参画等に関する国際協力・連携に資する研修の実施	A	A	
13 海外の研究者等との交流・女性関連施設等との連携等、相互の研究成果の交換・活用	A	A	
14 地球規模の課題に資する調査研究の実施等	A	A	
II. 業務運営の効率化に関する事項	A	A	
1 広報の充実	S	A	
2 運営及び業務の効率化	A	A	
3 外部資金の導入	A	A	
4 自己点検・評価等による業務の改善	A	A	
III. 財務内容の改善に関する事項	A	A	
1 予算・収支計画及び資金計画	A	A	
2 施設・設備の計画的整備	A	A	
3 関係機関・団体との人事交流等	A	A	

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	1. A、B、Cの3段階評価(「A」及び「C」評定の中で年度計画の1.5倍、または0.5程度の成果をあげていると評価される項目は、それぞれ「A A」、「CC」とすることができる。) 2. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>					
I. 業務運営の効率化	—	—	—	—	
◎毎事業年度につき1%の業務の効率化	B	B	B	B	
1 関係機関との共催事業の開催	A	B	A	A	
2 学習プログラムの共同開発	A	A	A	A	
3 女性、家庭・家族に関するデータベースの共同構築	A×2	A	A	A	
4 外部委託の推進	A×2	A	A	A	
5 事務、事業、組織、施設管理等の見直しによる業務運営の効率化	A×3	A×1 B×2	A×1 B×2	A×2 B×1	
II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	—	—	—	—	
1 研修事業の充実	A×10 B×1	A×4 B×2	A×6	A×6	
2 交流事業の充実	A×4	A×3	A×3	A×3	

3 調査研究事業の充実	A×10 B×3	A×5 B×1	A×5	A×6
4 情報事業の充実	A×8 B×6	A×1 B×4	A×5	A×4 B×1
5 受け入れ事業の充実	A×4 B×2	A×1 B×4	A×4 B×1	A×3 B×2
6 広報活動の充実	A×1 B×2	B×2	A×1 B×1	A×1 B×1
Ⅲ.財務内容の改善に関する事項	—	—	—	—
1 自己収入の増加	A	A	A	A
2 固定的経費の節減	A	A	A	A
Ⅳ.その他業務運営に関する事項	—	—	—	—
1 施設・設備に関する計画	A	A	A	A
2 人事に関する計画	B×2	B	B	B

2. 府省評価委員会による平成 19 年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 国立女性教育会館においては、男女共同参画及び女性教育に関する基幹的指導者の育成、喫緊の課題への対応、情報等の提供、利用者への理解の促進、関係機関等との連携協力、国際貢献等に着実に取り組んでおり、第二期中期目標期間の二年度として順調に成果があがっているものと評価できる。
- 引き続き中期目標の達成に向けた取組により、男女共同参画社会の形成の促進に大きな役割を果たすことを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
基幹的指導者に対する研修の実施	I.1	<ul style="list-style-type: none"> 参加したプログラムに対する評価では、参加者の9割以上が有用であったと回答。 など	<ul style="list-style-type: none"> 適切にフォローアップ調査が行われたことで、参加者の満足度を把握することができ、効果的な事業が行われていたと判断される。今後は、少数ではあるものの高い満足度を得られていない参加者がいる現状に対する原因分析等を行うことが必要である。 など
男女共同参画等に関する基本的かつ全国的な資料・情報の収集、ポータルとデータベースの構築・提供	I.7	<ul style="list-style-type: none"> データベース化件数について年度計画の40万件を大幅に上回る約43万件を達成。 など	<ul style="list-style-type: none"> データベース化件数やアクセス数等が目標数値を上回るとともに、有用度も高く評価され、利用の利便性についても、資料収集委員会などの設置により、適切な対応がなされていると評価できる。 など
広報の充実	II.1	<ul style="list-style-type: none"> 戦略的な広報を行い会館の利用を促進するための広報実施計画を策定・実施。 など	<ul style="list-style-type: none"> 携帯サイトでの情報発信などにより潜在的利用者に届く情報発信の検討が求められる。 広報をする意味、意識を全職員に十分浸透させるため、広報計画を認識させるとともにあらゆる事業、業務に広報マインドが生かされるような研修や組織内啓発が必要である。 など
施設・設備の計画的整備	IV.1	<ul style="list-style-type: none"> 施設の有効利用計画に基づき①食堂厨房の改修工事、②大会議室のアスベスト除去工事、③女性アーカイブセンターの整備工事を実施。 など	<ul style="list-style-type: none"> 施設有効利用計画に基づいた整備工事が実施されている。 業者選定等のサービスというソフト面の改善も含めて利用者の利便性を図るべき。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 内部統制について、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「整理合理化計画Ⅲ-2-(1)-①「業務遂行体制の在り方」をも踏まえ、コンプライアンス体制の整備状況(倫理行動規程の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価の実施など)等についての評価を行うべきである。」との指摘を行ったところであるが、平成 19 年度の評価結果をみると、コンプライアンス体制の整備状況の評価が行われていない。今後の評価に当たっては、コンプライアンス体制の整備状況の評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人国立国語研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (所長:杉戸 清樹)
目的	国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究並びにこれに基づく資料の作成及びその公表等を行うことにより、国語の改善及び外国人に対する日本語教育の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査及び研究を行うこと。2 1に掲げる調査及び研究に基づく資料の作成並びにその公表を行うこと。3 国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:渡邊 正太郎)
分科会名	文化分科会(分科会長:船山 信子)
ホームページ	法人: http://www.kokken.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/08090201/002.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	—	—	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>			
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	
(1)国語の記録・保存及び国語の実態把握と問題点・課題等の提示による国語政策への貢献	A	A	
(2)日本語教育機関等に対する情報の提供	A	A	
(3)国民に対する効果的かつ効率的な情報発信	A	A	
(4)内外関係機関との連携協力	A	A	
2.業務運営の効率化	A	A	
3.財務内容の改善に関する事項・その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項	A	A	

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	1. A、B、Cの3段階評価(必要に応じて、A+及びC-の2段階を追加)。 2. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>					
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	
(1)現行組織の見直し有機的な連携等を図るための研究体制の構築等	A	A	A	A	
(2)研究所の効率的、効果的運営	A	A	A	A	
(3)業務の効率化	A	A	B	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	—	—	—	—	
(1)国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査等	A	A	A	A	
(2)資料の作成、公表並びに関係する情報及び資料の整理・提供	A	A	A	A	
(3)外国人に対する日本語教育に従事する者等に対する研修	A	A	B	A	
(4)附帯する業務	A	A	A	A	
3.資金計画、その他	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- ・本研究所の基盤研究である大規模データベース(コーパス)の構築は、極めて高く評価される事業であり、今後、各方面での貢献が大いに期待される。
- ・国民の言語行動の経年変化を把握する調査や、「常用漢字表の見直し」の基礎資料作成、「病院の言葉」の調査研究などが着実に進められている。
- ・研究成果の情報発信は、インターネット、フォーラムなど様々な形で積極的に展開されており、国語に関する関心、疑問に適切に対応している。
- ・日本語教育研究の重点項目を「生活のための日本語」に置き、学習項目の整理、用例用法辞書の開発などが着実に進められた。
- ・外部資金を積極的に導入し、科学研究費補助金等について前年度を超える実績を上げたほか、民間との連携も積極的に行われた。
- ・経費削減や、随意契約の見直し、人件費削減等の業務効率化についても、適切に行われている。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
国語の記録・保存及び国語の実態把握と問題点・課題等の提示による国語政策への貢献	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 「大規模汎用日本語データベースの構築とその活用に関する調査研究」は、文部科学省特定領域研究「日本語コーパス」が採択されたことにより、より充実した研究体制・研究環境の下でコーパスを構築。 「国民の言語行動・言語意識・言語能力に関する調査研究」は、敬語・敬意表現に関する経年調査、全国規模の「ことば」情報の収集・分析等を実施。 前年度まで行ってきた「外来語言い換え提案」の理念と方法を継承発展させ、病院で使われている分かりにくい医療用語について分かりやすくする提案を行うために、「病院の言葉」委員会を設立し、調査・分析、成果の公表等を実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国語研究の基盤となる大規模汎用日本語データベースの構築が着実に実行されており、今後、各方面の国語研究に貢献することが大いに期待される。 国民の言語行動を中・長期的に把握するための敬語・敬意表現の経年調査や方言の収集・分析、さらには、「外来語言い換え」の実績を継承した「病院の言葉」の研究などが積極的に展開された。 <p style="text-align: right;">など</p>
日本語教育機関等に対する情報の提供	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 国内外の移民等に対する自国語教育内容の比較対照、国内刊行の初級総合教科書(12種)の分析等から外国人が日本で生活する上で遭遇するコミュニケーション場面のリストを作成。海外言語教育政策、コミュニケーション能力、調査手法の検討を行った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日本語教育研究の重点項目を「生活言語としての日本語」に置き、コミュニケーションの場面で役立つ日本語の視点に立って、学習項目の整理、用例用法辞書の開発などが着実に進められた。 <p style="text-align: right;">など</p>
国民に対する効果的かつ効率的な情報発信	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 公開研究発表会(1回、参加者150人)、「ことば」フォーラム(東京、福岡)を実施。 『日本語科学』21号・22号、『日本語教育論集』第24号、広報誌「国語研の窓」を刊行。 ホームページ運用(アクセス件数5,945千件)、電話質問への対応(1,928件)。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 研究成果等について、インターネットを始め、刊行物、広報紙、フォーラムの開催など多様な媒体を活用し、着実かつ信頼できる情報発信が行われている。 <p style="text-align: right;">など</p>
内外関係機関との連携協力	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 招へい研究員はイタリアより1名招へい。海外研究員は依頼せず、事業内容と形態について見直しを行い20年度以降の計画を策定。在外研究員はコロンビア大(アメリカ)に1名派遣。 中国・韓国を中心とする海外、国内関係機関との連携協力を実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国内外の研究機関との連携協力については、海外研究員の委嘱を行うことなどにより、さらに充実させることが期待されるが、全般的に積極的かつ継続的に行われており、専門研究機関としての役割を果たしている。 <p style="text-align: right;">など</p>
業務運営の効率化	2	<ul style="list-style-type: none"> 経費の削減等の実績 (ア) 一般管理費削減率 9.8% (イ) 業務経費削減率 16.3% <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 経費削減は、省エネルギー、ペーパーレス化などきめ細かい取り組みにより、目標を上回る成果が見られた。業務運営にあたっては、各部門の進捗状況を把握する委員会を定期的に開催するなど、職員の意識向上に努めた結果、研究所あげでの効率化の効果があがっている。 <p style="text-align: right;">など</p>
財務内容の改善に関する事項・その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項	3	<ul style="list-style-type: none"> 18年度比6,058万円増の16,781万円(21件)の科学研究費補助金を獲得。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 外部資金の積極的導入という方針の下、前年度実績を上回る額を確保しており、資金獲得は高いレベルにある。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人国立科学博物館(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (館長:佐々木 正峰)
目的	博物館を設置して、自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究並びにこれらに関する資料の収集、保管及び公衆への供覧等を行うことにより、自然科学及び社会教育の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 博物館を設置すること。2 自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究を行うこと。3 自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これらの業務に関連する調査及び研究を行うこと。4 1から3に掲げる業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。5 1に掲げる博物館を自然科学の振興を目的とする事業の利用に供すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:渡邊 正太郎)
分科会名	社会教育分科会(分科会長:山本 恒夫)
ホームページ	法人: http://www.kahaku.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyoka/d_kekka/08090201/002.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	
<項目別評価>							
1.国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上					A	A	1. 平成17年度まではA、B、Cの3段階評価。 2. 平成18年度以降はS、A、B、C、Fの5段階評価 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 5. H18年度以降の評価項目については、上位3段階目までを記載、H14～17年度及び第1期中期目標期間については中期計画の項目でまとめて記載した。
(1)社会的有用性の高い自然史・科学技術史体系の構築					A	A	
(1-1)自然史、科学技術史研究の状況					S	A	
(1-2)研究者等の人材育成の状況					A	A	
(1-3)国際的な共同研究、交流の状況					A	A	
(2)ナショナルコレクションの体系的構築と継承					A	A	
(2-1)標本資料の収集・保管状況					A	A	
(2-2)標本資料情報の発信状況					A	S	
(2-3)標本資料等に関するナショナルセンター機能の状況					A	S	
(3)人々の科学リテラシーの向上					A	A	
(3-1)展示公開及びサービスの状況					S	S	
(3-2)学習支援事業の実施状況					A	S	
(3-3)日本全体を視野に入れた活動の状況					A	A	
(3-4)知の社会還元を担う人材育成の状況					A	A	
(4)博物館の整備・公開	A×2	A×2	A×2	A×2			
(5)自然科学等に関する資料の収集、保管、公衆への供覧	A×3 B×1	A×3 B×1	A×3 B×1	A×3 B×1			
(6)自然科学等の研究の推進	A×6	A×6	A×6	A×7			
(7)教育及び普及	A×8	A×8	A×8	A×9			
(8)研修事業の充実	A	A	A	A			
(9)科学系博物館のナショナルセンター機能の充実	A×5	A×5	A×5	A×7			
2.業務運営の効率化					A	A	
(1)業務運営・組織の状況					A	A	
(2)経費の削減と財源の多様化の状況					S	A	
(3)経費の削減率	B	B	B	B			
(4)経費の節減努力状況	A	A	A	A			
(5)組織運営の改善状況	A	A	A	A			
3.財務内容の改善に関する事項					A	A	
(1)外部資金等の積極的導入と管理業務の効率化					A	A	
(2)自己収入の増加				A			
(3)固定的経費の節減				A			
4.その他業務運営に関する事項					A	A	
(1)施設・設備の状況					A	A	
(2)人事管理の状況					A	A	
(3)施設整備の推進				A			

2. 府省評価委員会による平成 19 年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 卓越した企画力による特別展、企画展の開催等により入館者が着実に増加するとともに、体系的な標本資料の収集・公開・保管や活発な標本資料情報の発信、多彩な学習支援プログラムの開発が行われ、大きな成果を上げている。一方で、ナショナル・ミュージアムとしての役割をより一層果たすとともに、入館者の満足度の向上等、質的向上を含めた体制整備を進めることが望まれる。業務の効率化については、経費削減が順調に進んでおり、高く評価できるが、今後とも質の低下を招かないよう十分な配慮が必要である。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
ナショナルコレクションの体系的構築と継承	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 科学博物館の所蔵する様々な分類群や分野の標本資料の情報をデータベースとして公開をし、研究者の他、児童生徒や一般の方々の学習資源としての活用等広く利用に供用。 大学や博物館等の機関で保管が困難となった標本資料の受入について、当館が中心となって安全網を形成することを検討。本年度は一部の大学や博物館から標本を受け入れるとともに、他省庁機関の標本保全についても検討を開始。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> web を使った標本資料情報の発信が質・量ともに充実し、日本全国へ広く成果が発信されていることは高く評価できる。 標本のデータベース化、電子媒体による情報発信等は格段に整備され、利用拡大にもつながっている。 国内での主導的立場の確立、海外に対しての日本の貢献の拠点という両面で、ナショナルセンターとして着実に活動している。 <p style="text-align: right;">など</p>
人々の科学リテラシーの向上	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 入館者数の増加 19 年度実績約 190 万人 中期目標期間累計:約366万人 (中期目標5年間で 600 万人中 61.2%達成) 研究部等の研究者が指導者となって、当館ならではの高度な専門性を活かした独自性のある学習支援活動を展開。また、学習支援活動においては随時アンケートを実施し、利用者の期待等の把握に努力。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 入館者数、特別展・企画展など、前年度の高水準実績をさらに上回る成果を挙げている。科学博物館への社会からの高い評価であると捉えてよいだろう。しかし、入館者数の拡大がもたらす可能性のあるマイナス面についても引き続き十分な注意を向けていく必要がある。 中期計画の 61.2%を2か年で達成しており、高い水準で推移している。 国民のニーズに正面から取り組み、多彩で具体的なプログラムが開発・実施され、科学博物館の知的・人的・物的な力を発揮して社会に貢献しており、高く評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
業務運営の効率化	2	<ul style="list-style-type: none"> 博物館の入館者を対象として満足度調査を実施。 分野横断的、組織的な研究等を強化するため、研究部の室の廃止とグループ制の導入、筑波実験植物園の研究組織の植物研究部との統合等、組織の改編を実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> CS調査等の結果を活用し、顧客満足の向上につなげていく仕組みを強化していくことが望まれる。 筑波実験植物園の研究組織と植物研究部との統合は分野横断的なグループ制導入として今日最も重要である。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26) (個別意見)

- 平成 19 年度に交付された運営費交付金約 32.2 億円のうち、年度末の運営費交付金債務残高が約 6.8 億円(交付額の約 21.3%)となっており、財務諸表においてその発生要因は明らかにさせているものの、業務運営に与える影響について業務実績報告書等で明らかにされていない。今後の評価に当たっては、運営費交付金の執行状況が業務運営に与える影響についても業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人物質・材料研究機構(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:岸 輝雄)
目的	物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、物質・材料科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 物質・材料科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。3 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。4 物質・材料科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:渡邊 正太郎)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法人: http://www.nims.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyokua/d_kekka/08090201/002.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. H17年度までは、S、A、B、Fの4段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上					A	A	
(1)重点研究開発領域における基礎的研究及び基盤的研究開発	S×2 A×5	S×2 A×5	S×2 A×5	S×3 A×4	S×1 A×8	S×1 A×7 B×1	
(2)研究成果の普及及び成果の利用	S×2 A×3	S×2 A×3	S×1 A×4	S×2 A×3	A×3	A×3	
(3)中核的機関としての活動	A×4	A×4	A×4	A×4	S×2 A×5	S×2 A×6	
(4)その他	A×5	A×5	A×5	A×5	A×2	A×2	
2. 業務運営の効率化					A	A	
(1)機構の体制及び運営	S×3 A×5 B×1	S×3 A×6	S×2 A×7	S×2 A×7	A×7	A×7	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5. 重要資産の処分、担保に供しようとするときの計画	—	—	—	—	—	—	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7. その他主務省令で定める事項							
(1)施設・設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)国際的研究環境の整備に関する計画					A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 第2期中期目標が始まって2年目であるが、第1期に比べて、全体として落ち着いた研究環境になり、量を高いレベルで維持しつつ、質への追求が順調に進行している。 世界トップレベル研究拠点(国際ナノアーキテクトニクス:MANA)に採択され、名実共に世界的な材料研究のトップ拠点としての基盤を整備中。 今後とも材料科学技術分野の国家戦略の立案とともに、基本戦略に沿った材料研究の重点的な実行が重要である。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
重点研究開発領域における基礎的研究及び基盤的研究開発	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 分子薄膜への超高密度記録の研究、近接走査マルチプローブ装置の本格利用(カーボンナノチューブ、生体材料への応用)研究、ナノイオン伝導体の創製と物性評価に関する研究、ナノ構造の新しいスピントラップ法の開発研究、超伝導ナノ構造体による磁束制御に関する研究、結晶として組織化された超伝導ナノシステム特性のデバイス応用研究、ダイヤモンドの超伝導に関する研究などを実施。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 機構が最も得意とする計測、加工、造形等の技術開発、シミュレーションなどの基盤が有効に生かされており、成果が確実に出ています。 <p>など</p>
研究成果の普及及び成果の利用	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 研究成果の誌上発表は、和文誌79件、欧文誌1,081件。また、学協会等における口頭発表 	<ul style="list-style-type: none"> 査読論文発表数は前年比減少し、1,160件であったが中期計画の目標値を上回っている。

		<p>表は、国内学会 1,895 件、国際学会 1,503 件の合計 3,398 件。</p> <ul style="list-style-type: none"> 第7回 NIMS フォーラムの開催(来場者数 463 名) <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> NIMSフォーラムやNIMSイブニングセミナー等の活動も評価できる。 <p>など</p>
中核的機関としての活動	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 強磁場施設等の大型設備について、「共同研究による施設及び設備の共用に関する規程」に基づき、広く外部の材料関係研究との共用を促進。特に、強磁場施設については、外部研究機関との共同研究の形態で 94 件(前事業年度 91 件)の共用を実施。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 強磁場施設の利用は中期計画をはるかに上回る件数である。 現在、29カ国の140機関と国際共同研究が進んでおり、極めて高い活動状況にあると認識しており、国際的な拠点の構築がなされている。 <p>など</p>
機構の体制及び運営	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 本事業年度は、更なる業務コストの低減や効率化等の検討を総合的に進めるため、入札限度額の引き下げを行い、競争契約の拡大を推進し、契約の透明性の確保、経費の効率的な運用を図ることをはじめとした業務の効率化を実施。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 業務運営の基本方針の下、具体的な運営が行われ、進捗している。 年度計画で定めた既存事業および受託事業の業務効率化は、外部委託によって効率化が推進されてきている。 <p>など</p>
人事に関する計画	7(2)	<ul style="list-style-type: none"> 人事に関しては、業務の効率化に寄与するシステムの導入などを行い、業務量の低減を推進。平成 19 年度には、役職員の給与支給の際の給与明細書付き給与袋について、オンライン電子給与明細システムを構築。給与の明細を所内イントラ上に表示し、当該給与袋に係る事務経費、給与袋配布の業務等が省力化され、業務量と経費の削減を実施。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人員については、アウトソーシング化や業務量を低減するシステムの導入などにより、計画通り効率化が推進されている。 職員の処遇については、前年度に引き続いて成果主義による昇給制度が予定通り実施されている。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 内部統制について、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「整理合理化計画Ⅲ－2－(1)－①「業務遂行体制の在り方」をも踏まえ、コンプライアンス体制の整備状況(倫理行動規程の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価の実施など)等についての評価を行うべきである。」との指摘を行ったところであるが、平成19年度の評価結果をみると、コンプライアンス体制の整備状況の評価が行われていない。今後の評価に当たっては、コンプライアンス体制の整備状況の評価を行うべきである。
- 平成19年度末で利益剰余金が1億円以上計上されているが、利益剰余金の発生要因が業務実績報告書等で明らかにされていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人防災科学技術研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:岡田 義光)
目的	防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に行うことにより、防災科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。3 研究所の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。4 防災科学技術に関する内外の情報及び資料を収集し、整理し、保管し、及び提供すること。5 防災科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:渡邊 正太郎)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法人: http://www.bosai.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyoka/d_kekka/08090201/002.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. H17年度までは、S、A、B、Fの4段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上					A	A	
(1)防災科学技術の水準向上を目指した研究開発の推進	S×2 A×14 B×2	S×5 A×13	S×7 A×8 B×3	S×5 A×12 B×3	A×9 B×3	S×1 A×10 B×1	
(2)災害に強い社会の実現に資する成果の普及及び活用の促進	S×2 A×1	S×2 A×1	S×2 A×1	S×2 A×1	S×1 A×1	S×1 A×1	
(3)中核機関として積極的貢献を果たすための内外関係機関との連携協力	A	A	A	A	A	A	
(4)内外の情報の収集・整理・保管・提供	A	A	S	A			
(5)内外の研究者及び技術者の養成及び資質の向上	A	A	A	A			
(6)要請に応じて職員を派遣して行う研究開発協力	A	A	A	A			
(7)研究交流の推進	A	A	A	A			
(8)災害発生等の際に必要な業務	A	A	A	A			
2.業務運営の効率化					A	A	
(1)組織の編成及び運営	A	A	A	A	A	A	
(2)業務の効率化	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5.重要資産の処分、担保に供しようとするときの計画	—	—	—	—	A	A	
6.剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
7.その他主務省令で定める事項					A	A	
(1)施設・設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)能力発揮の環境整備に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(4)情報公開					A	A	
(5)中期目標期間を超える債務負担					—	—	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 世界最大の実大三次元震動破壊実験施設や全国に展開している地震観測網等を活用した研究課題編成と業務運営は、法人としての存在意義を際立たせている。
- 中期計画2年目になるが、防災という明確な目標設定の下に各テーマについて精力的に研究が行われており、法人全体として順調に業務が行われている。業務の質は向上し、運営の効率化も着実に進んでいる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
防災科学技術の水準向上を目指した研究開発の推進	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 大地震の発生モデルに関して、昨年度の本評価委員会の評価を踏まえ、人工地震探査、電磁探査等に注力し、プレート境界のアスペリティ性状に関する新しいモデルを提唱、内陸地震発生地域周辺の構造的特徴に関する極めて重要な発見、深部低周波微動等のスローイベントのためのSPAシステムにおける精度の飛躍的改善。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> システム開発、稠密地震観測によるデータ取得、基盤的地震観測網の安定運用など年度計画を上回るものであり、全体として高く評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
災害に強い社会の実現に資する成果の普及及び活用の促進	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 「災害リスク情報の活用に関する研究」や実大三次元震動破壊実験施設を利用した「高層建物の室内安全と機能に関する実験研究」など、地方公共団体との共同研究を精力的に実施。さらに、新規事業として、地方自治体との共催による地方公共団体職員を対象にした防災セミナーを開催。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国等の委員会への情報提供は、中越沖地震が発生したこともあり、326件と、数値目標(100件以上)を大きく上回っており、タイムリーに多くの情報を提供している。特に、地震調査研究推進本部に対して、135件の定期資料を提出し、地震活動の把握・検討に活用され、確率論的地震動予測地図の高度化において中心的な役割を果たしたことは高く評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
中核機関として積極的貢献を果たすための内外関係機関との連携協力	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 施設及び設備の共用については、実大三次元震動破壊実験施設12件(うち平成19年度実施6件)、大型耐震実験施設17件(うち平成19年度実施9件)、大型降雨実験施設15件(うち平成19年度実施9件)、雪氷防災実験施設55件(うち平成19年度実施29件)。 関係機関との連携協力については、研修生受入れ30名、職員派遣33件、招聘研究者等32名、防災意識向上のための講師派遣153件。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設及び設備の共用については、実大三次元震動破壊実験施設、大型耐震実験施設、大型降雨実験施設、雪氷防災実験施設のいずれも目標のペースを上回っており評価できる。また、関係機関との連携協力として実施している研修生受入れ、職員派遣、招聘研究者等、防災意識向上のための講師派遣のいずれも目標を上回っており、評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
組織の編成及び運営	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 内部統制・ガバナンス強化として監査・コンプライアンス室を新設し、従来の監査業務に加え、研究費の不正使用などの法令違反を監視。 随意契約の厳格化に伴う入札業務量の増大に対処するため、契約課を新設し、契約事務の適正化を推進。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 組織の運営については、政府の方針等に的確に対応するために組織の改編を行うなど、理事長のリーダーシップにより必要な内部統制・ガバナンスの強化が図られている。 自然災害の防災に関する総合的研究を一貫して実施する唯一の機関として、その使命を果たしており、効果的・効率的な組織の編成・運営が行われているとして評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
予算、収支計画及び資金計画	3	<ul style="list-style-type: none"> 収入の部では、前年度で終了した大型の受託事業による収入が大幅減となる一方、E-ディフェンスの施設貸与収入は昨年度の倍近くに増大。また、補正予算による多額の施設整備費補助金収入を取得。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 計画と実施状況に差異が生じているが、これは、補正予算の繰り越し等があったためである。目的積立金の計上には至らないものの、当期純利益(19百万円)を確保している。保有資産については、適切に活用されており、平成19年度に廃止した平塚実験場についても譲渡に努めている。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 平成19年度末で利益剰余金が1億円以上計上されているが、利益剰余金の発生要因が業務実績報告書等で明らかにされていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人放射線医学総合研究所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:米倉 義晴)
目的	放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発等の業務を総合的に行うことにより、放射線に係る医学に関する科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。3 研究所の施設及び設備を科学技術に関する研究開発を行う者の共用に供すること。4 放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究者を養成し、及びその資質の向上を図ること。5 放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:渡邊 正太郎)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法人: http://www.nirs.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyoka/d_kekka/08090201/002.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期 目標期間	H18年度	H19年度	備考
＜総合評価＞	—	—	—	—	—	—	
＜項目別評価＞							
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上					A	S	1. H17年度までは、S、A、B、Fの4段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
(1)放射線に関する研究開発等	S×1 A×13 B×2	S×1 A×13 B×1	S×1 A×14	S×1 A×14 B×1	S×4 A×21 B×4	S×5 A×21 B×3	
(2)研究成果の普及及び成果の活用の促進	A×2	A×2	A×2	A×2	A	A	
(3)研究活動関連サービス	A×5	A×5	S×1 A×4	A×5	A×4	S×1 A×3	
2. 業務運営の効率化	A×2 B×1	A×3	A×3	A×3	A	B	
(1)一般管理費の削減、業務の効率化					A	A	
(2)人件費削減					A	A	
(3)給与構造改革					A	A	
(4)研究組織の体制のあり方					A	C	
(5)企画調整機能・資源配分機能の強化、組織運営・マネジメントの強化					A	C	
(6)効果的な評価の実施					A	B	
(7)管理業務の効率化					A	C	
(8)国際対応機能					B	A	
(9)緊急被ばく医療業務の効率化・適正化					A	A	
(10)研究病院の活用と効率的運営					A	A	
(11)技術基盤の整備・発展					A	A	
(12)人事制度					B	B	
(13)内部監査体制の充実強化					A	C	
3.財務内容の改善に関する事項	A×1 B×3	A×2 B×1	A×3	A×3	A	B	
(1)外部研究資金の獲得					A	A	
(2)自己収入の充実					A	A	
(3)経費の効率化					A	C	
(4)資産の活用状況					A	A	
4.予算、収支計画等					A	B	
(1)予算、収支計画、資金計画					A	C	
(2)短期借入金の限度額					—	A	
(3)剰余金の使途					A	A	
5.その他業務運営に関する事項	A×3	A×3	A×3	A×3	A	B	
(1)施設、設備の長期計画					S	C	
(2)人員について					A	A	
(3)人事について					B	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 放射線医学総合研究所は、放射線の人体影響とその予防、放射線の医学的応用という使命に向かって、着実に優れた業績を挙げつつある。
- 重粒子線によるがん治療は、治療患者数を大幅に増加し、骨軟部腫瘍など難治性腫瘍に優れた成績を挙げた。分子イメージングの研究は、アルツハイマー病の研究で大きな進展をみた。
- 業務運営の効率化、財務内容の改善等に関しては、全体としては計画に沿った対応がなされており、病院経営の効率化、外部資金の獲得、随意契約の見直し、国際対応機能の強化に関して改善が見られた。
- 研究費の不適切な使用や法令上の手続きについての問題が判明したことから、関係する業務体制の改善が必要である。
- 人事制度に関しては、裁量労働制の早期導入に向けて検討すべきである。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
放射線に関する研究開発等	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 固定標的における3D スキャニング実験を継続しポート設計に反映。また、呼吸同期模擬標的を製作し、呼吸同期スキャニング実験を実施。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 呼吸同期三次元スキャニング等の要素技術の開発は計画以上に進捗しており、非常に評価できる。 <p>など</p>
研究活動関連サービス	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の緊急被ばく医療体制構築を効率的に実施するために、他機関から2名の医師を、また日本原子力研究開発機構から保健物理の専門家1名を受入。 緊急被ばく医療ダイヤルの24時間対応システムを放医研ホームページのトップページに掲載し、対応の迅速化を実施。連絡窓口を緊急被ばく医療ダイヤルに一本化して、組織的に24時間対応を実施。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 放医研の使命である緊急被ばく医療体制とし、その全国的なネットワークを整備した。これらの業務を中心として、幅広く社会の必要に対応している。 <p>など</p>
研究組織の体制のあり方	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 2部、3室、5センターの体制で継続的に業務を遂行、管理部門内及び研究部門との間で連携が図れなかったところがあり、法令違反等の事態が発生。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理上の手続き等法令に定められた手続きの不備、研究費の不適切な使用等の問題があったため、研究組織の体制の改善が必要である。 <p>など</p>
内部監査体制の充実強化	2(13)	<ul style="list-style-type: none"> 科学研究費補助金交付申請要領、国家公務員共済組合法、個人情報保護規程に基づく内部監査等を実施。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査を行う組織はあるが、研究費の不適切な使用等に対して、十分な内部監査が行われるべき。 <p>など</p>
経費の効率化	3(3)	<ul style="list-style-type: none"> 効率的な事業運営のため、運営費交付金を充当して行う業務については、随意契約削減の一環として随契基準の厳格適用の実施や更なる予定価格の適正化を追求するため新たな予定価格積算手法を試験的に導入。また、入札案件の増大等独法を取り巻く情勢を踏まえ、より一層の契約事務の効率化を図るために複数年契約制度の導入を決定し、事業費の効率化を推進。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約を大幅に減らすことが出来た。しかし、研究費の不適切な使用等の問題があり、経費の効率的な運用を行っているとは言えない。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の総人件費改革の取組については、役員の報酬等及び職員の給与水準に関する情報の公表(以下「給与水準等公表」という。)によると、平成17年度の基準値3,699,484千円に対し19年度3,860,629千円(3.7%の増加(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。))となっており、取組開始から2年を経過した時点で2%以上の削減に至っていないが、この削減状況が法人の具体的な削減計画に予定されたものであるとの事情はみられない。しかしながら、法人の取組の適切性についての検証状況及び今後の削減に向けた展望が評価結果において明らかにされていない。今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。(別紙2(2-イ参照))
- 平成19年度末で利益剰余金が1億円以上計上されているが、利益剰余金の発生要因が業務実績報告書等で明らかにされていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人国立美術館(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:辻村 哲夫)
目的	美術館を設置して、美術(映画を含む。)に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、芸術その他の文化の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 美術館を設置すること。2 美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。3 2に掲げる業務に関連する調査及び研究を行うこと。4 2に掲げる業務に関連する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。5 2に掲げる業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:渡邊 正太郎)
分科会名	文化分科会(分科会長:船山 信子)
ホームページ	法人: http://www.artmuseums.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/08090201/002.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	
<項目別評価>							
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	【東】 A×11 【F】 A×9 B×2 【京】 A×11 【西】 A×10 B×1 【国】 A×9 B×3	【東】 A×12 B×1 【F】 A×12 B×1 【京】 B×1 【西】 A×10 B×4 【西】 A×11 B×2 【国】 A×13 B×2 【新】B	【東】 A×11 B×2 【F】 A×12 B×1 【京】 B×1 【西】 B×3 A×11 B×2 【国】 A×11 B×2 【新】A	【東】 S×2 A×11 B×1 【F】 S×1 A×11 B×1 【京】 S×1 A×10 B×2 【西】 S×4 A×7 B×1 C×1 【国】 A×11 B×2 C×1 【新】B	A	A	1. H17年度までは、A、B、Cの3段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 5. H17年度以前の第1期中期目標期間は、各館毎の評価のみで、全体評価は行っていない。 なお、【】で示した各館の名称は、次のとおり。
(1)美術振興の中核拠点としての多彩な活動の展開					A	A	
(2)ナショナルコレクションの形成・継承					A	A	
(3)ナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化					B	A	【東】東京国立近代美術館 【F】東京国立近代美術館フィルムセンター 【京】京都国立近代美術館 【西】国立西洋美術館 【国】国立国際美術館 【新】国立新美術館
2.業務運営の効率化	【東】A 【F】A 【京】A 【西】A 【国】A	【東】A 【F】A 【京】A 【西】A 【国】A	【東】B 【F】B 【京】A 【西】B 【国】B	【東】A 【F】A 【京】A 【西】A 【国】A	A	A	
(1)業務の効率化の状況					A	A	
3.財務、人事、施設整備に関する目標					A	A	
(1)財務の状況					A	A	
(2)短期借入金の限度額					A	A	
(3)重要な財産の処分等に関する計画					A	A	
(4)剰余金の使途					A	A	
(5)人事の状況					A	A	
(6)施設整備の状況					A	A	
(7)関連公益法人					A	A	

2. 府省評価委員会による平成 19 年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 芸術文化の創造と発展、国民の美的感性の育成を使命とした美術振興の中心的拠点として、日本という国の文化基盤を形成する極めて重要な役割を十分に遂行し、業務運営の効率化、収支面でもほぼ良好な実績をあげたと認められる。
- 国立新美術館は第2年度を迎え、職員の努力及び立地の適性等を活かした特筆に値する活動を展開したことは評価できるが、今後は、国立新美術館と既存の他の4館との役割及び機能分担などの多様な課題に対し、各館の特徴を活かして、具体的なかつ積極的に取り組むことを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
美術振興の中核拠点としての多彩な活動の展開	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 所蔵作品展 入館者数:815,042人(目標数:707,000人) • 企画展 入館者数:3,354,198人(目標数:2,302,000人) • 企画展は、利用者のニーズにこたえ、以下の観点に留意して実施。 イ 国際的視野に立ち、海外の主要美術館と連携し、固たる評価を得ている世界の美術を紹介するとともに、我が国の作家や芸術的動向を海外に紹介する展覧会等に積極的に取り組む。 ロ 展覧会テーマの設定やその提示方法等について新しい方向性を示すことに努める。 ハ メディアアート、アニメ、建築など我が国が世界から注目される新しい領域の芸術表現を積極的に取り上げ、最先端の現代美術への関心を促す。 ニ 過去の埋もれていた作家・作品・動向の発見や再評価に努める。 ホ その他 	<ul style="list-style-type: none"> • 常設展の充実化は平成 18 年度より顕著であり、その努力が「目に見える形」で実を結んだものと認められ、「上質で、魅力溢れる常設展」として、小テーマ展や広報など、取り組んだ各館の努力は評価できる。とはいえ、国立美術館全体としては、より一層の改善の取り組みを期待したい。 • 我が国の作家や芸術家の動向を海外に紹介する目標の達成具合や展示目的・入館者目標の設定根拠を明確にすることを望む。 • 企画展について、各館ともに、国際性・テーマ性・館独自の作家評価など、それぞれ特色のある充実した内容となっており、「競演」ともいえる活況を呈している。 • 国立新美術館の企画展と、4館個々の企画展との整合性や特性について、検討する時期を迎えており、よりよい事業活動につなげるためには、企画展の企画のみならず、各館の学芸員との協働や人材活用などの再検討が必要であると考えます。
ナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> • 小・中学校の授業で利用できる美術作品鑑賞補助教材(解説シート、作品画像(DVD)、ティーチャーズガイドなど)のパイロット版を制作し、関係者に配布。 • 東京国立近代美術館(本館・工芸館)、京都国立近代美術館、国立西洋美術館及び国立国際美術館の所蔵作品65点による鑑賞教材(アートカード)を制作。 • 美術館活動を担う中核的人材の育成 インターンシップ受入数:41人 博物館実習受入数:19人 	<ul style="list-style-type: none"> • 指導者研修及び教材・プログラムの開発については、昨年よりやや進展がみられる。また、インターンシップも定着し、展覧会における他館との共同開催を通じて、人材育成に努めていると見受けられる。 • 学芸員制度、鑑賞教育者育成、コンピュータリテラシー、人的ネットワークなど、課題も多く、今後の日本における高度な美術館職員・学芸員を養成するためには、法人として明確な目標を策定し、計画を定め、曖昧な評価の指標を改善する必要があると考えます。
業務の効率化の状況	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 講堂及び会議室について、館の事業に差し支えない範囲で、外部へ貸出。講堂については、利用促進を図るため、館のホームページに利用案内を掲載するとともに、各種団体を訪問して講堂の設備や貸出料金等の説明を行うなどのきめ細やかな対応を実施。また、フィルムセンターの小ホールについても、可能な限り外部への貸出を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> • 施設の貸出については、ホームページに利用案内を掲載するなどの取り組みは認められるものの、本来業務に支障のない限りにおいて、より一層の利用推進が期待される。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の総人件費改革の取組については、給与水準等公表によると、平成17年度の基準値1,016,475千円に対し19年度1,023,416千円(0.0%増加(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。))となっており、取組開始から2年を経過した時点で2%以上の削減に至っていないが、この削減状況が法人の具体的な削減計画に予定されたものであるとの事情はみられない。しかしながら、法人の取組の適切性についての検証状況及び今後の削減に向けた展望が評価結果において明らかにされていない。今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。(別紙2(2-イ)参照)
- 平成19年度末で利益剰余金が1億円以上計上されているが、利益剰余金の発生要因が業務実績報告書等で明らかにされていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人国立文化財機構(平成19年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:佐々木 丞平)
目的	博物館を設置して有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、文化財に関する調査及び研究等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的とする。
主要業務	1 博物館を設置すること。2 有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。3 前号の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。4 第一号の博物館を文化財の保存又は活用を目的とする事業の利用に供すること。5 文化財に関する調査及び研究を行うこと。6 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。7 文化財に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。8 第二号、第三号及び前三号の業務に関し、地方公共団体並びに博物館、文化財に関する調査及び研究を行う研究所その他これらに類する施設(次号において「地方公共団体等」という。)の職員に対する研修を行うこと。9 第二号、第三号及び第五号から第七号までの業務に関し、地方公共団体等の求めに応じて援助及び助言を行うこと。10 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:渡邊 正太郎)
分科会名	文化分科会(分科会長:船山 信子)
ホームページ	法人: http://www.nich.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/08090201/002.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	備考
<総合評価>	—	
<項目別評価>		
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	1. S、A、B、C、Fの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 4. 法人は平成19年4月に(独)国立博物館と(独)文化財研究所との統合により発足している。紙面の都合上、統合前の両法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
(1)日本の歴史・伝統文化等の保存と承継の中心拠点としての収蔵品の整備等	A	
(2)文化財を活用した日本の歴史・伝統文化の国内外への発信	A	
(3)我が国における博物館のナショナルセンターとして博物館活動全体の活性化に寄与	A	
(4)文化財に関する調査及び研究の推進	A	
(5)文化財の保存・修復に関する国際協力の推進	S	
(6)情報発信機能の強化	A	
(7)地方公共団体への協力等による文化財保護の質的向上	A	
2.業務運営の効率化	A	
3.財務・人事	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 厳しい財政事情の中にあつて、4国立博物館、2文化財研究所のそれぞれが、最大限の力を発揮し大きな成果を上げていることを高く評価する。
- 国民にもっとも見える場としての展覧会では成果が出ており、また、研究成果の公表、子どもや市民への美術教育・啓発活動などの分野で努力と工夫が見られる。保存科学的分野では、高松塚・キトラ古墳に関わる本年度の困難な事業が無事に遂行されるとともに、他の事業においても十分な成果が上げられていることを評価する。さらに、文化財に関する高度な調査研究の成果を十分に生かして、我が国の文化財の保存活用についてのナショナルセンターとして地方公共団体、博物館、美術館等に対する支援を積極的に行うとともに、文化財の保存・修復に関する国際協力などアジアにおける我が国のナショナルセンター機能の強化という点にも積極的に取り組んでいると評価される。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
文化財を活用した日本の歴史・伝統文化の国内外への発信	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 19年度国立博物館入場者数合計 355万7,664人 ※18年度364万5,003人(約8万8千人、2.4%減) • 平常展(入場者数97万1,995人) ※18年度114万7,784人(約17万6千人、15.3%減) • 特別展(入場者数258万5,669人) ※18年度249万7,219人(約8万8千人、3.5%増) <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 特別展においては全般的に入場者が多く目標入館者数を大きく上回っており定量的評価の観点からは評価できるが、入場者多数の結果として、観覧者が展示物の全体から深く文化を考えるための十分な広さが確保できなくなっていた面もある。 • 平常展については質の高い収蔵品を中心に充実が図られているが、展示方法はもっと工夫できる余地もあり今後期待したい。 • 入館者については若者、特に高校生に的を絞ったキャンペーンを全館挙げて取り組み、マスコミなどを巻き込み広く国民運動化していくといった創意工夫が必要である。 <p style="text-align: right;">など</p>
文化財の保存・修復に関する国際協力の	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> • 文化財保存施策に関する情報の収集分析: 北欧の文化財保存施策についての調査を 	<ul style="list-style-type: none"> • 文化財の保存・修復の国際協力とは、国家間や機関間の公式な協力体制のほか、研

推進		<p>実施し、情報を収集し、分析。</p> <ul style="list-style-type: none"> アジア各国の専門家を招へいしてアジアの文化財について考えるラウンドテーブル形式の国際会議を1回、国内外の専門家を講師とする一般公開の国内専門家向け研究会を1回、計2回開催。 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>究者同士の個人レベルの信頼関係が欠かせない。このことを十分認識し確実に実践している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際協力の研究成果をワークショップで公開するなど、我が国で普及に努めていることも評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
地方公共団体への協力等による文化財保護の質的向上	1(7)	<ul style="list-style-type: none"> 協力・助言の積極的な実施 文化財公開施設の調査・支援 無形文化遺産の保存・伝承・活用等 文化財の修復・整備 文化財の発掘調査・史跡整備等の助言 研修実施 博物館・美術館の保存担当学芸員研修 文化財担当者を対象とした埋蔵文化財担当者研修 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体からの多種多様な要請に対し、着実に指導助言を行っていることは評価できる。 地方公共団体の財政難や担当者の配置転換などの課題がある中で専門性を持った文化財機構からの助言は大いに役立つものであるため今後も継続して実施すること期待する。 組織統合により国立博物館の収蔵品の保存修復を発注する際のノウハウについても例示するなど、ナショナルセンターとしての役割のレベルアップを期待する。 <p style="text-align: right;">など</p>
業務運営の効率化	2	<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス体制の維持 競争的資金による公的研究費の管理体制(不正防止計画管理部署の設置、監査体制の整備、検収窓口の設置等)について規則を整備。 随意契約見直し計画の制定、実施及び随意契約情報、競争契約情報の公開。 内部統制の整備 パワハラに関する規則等が未整備であったので、ハラスメント全般に関する規則として19年度に制定。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス体制及び内部統制については、従来から整備に努めていたと考えられる。19年度においてもパワーハラスメント全般に関する規則を整備する等、その充実を図っているが、実行プランが全般的に不完全である。 統合作業に追われ年度計画予算の移し替え作業を行わなかったことについては財務に関する内部統制を徹底すべきである。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 平成19年度末で利益剰余金が1億円以上計上されているが、利益剰余金の発生要因が業務実績報告書等で明らかにされていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人教員研修センター(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:遠藤 純一郎)
目的	校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修等を行うことにより、その資質の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 校長、教員その他の学校教育関係職員に対する研修を行うこと。2 学校教育関係職員に対する研修に関し、指導、助言及び援助を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:渡邊 正太郎)
分科会名	初等中等教育分科会(分科会長:宮崎 英憲)
ホームページ	法人: http://www.nctd.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/08090201/002.htm
中期目標期間	4年間(平成19年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	第1期中期目標期間	評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	第2期中期目標期間	評価項目	H19年度	備考
<総合評価>	—	—	<総合評価>	—	—	—	—	<総合評価>	—	1.H17年度までは、A ⁺ 、A、B、C、C ⁻ の5段階評価。 2.H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3.なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4.府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>			<項目別評価>					<項目別評価>		
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上			1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	
(1)研修事業の実施	A	A	(1)学校教育関係職員に対する研修の実施状況	A	A	A	A	(1)学校教育関係職員に対する研修の実施状況	A	
(2)研修の有効性に関するアンケートにおける評価	A	A	(2)学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導・助言・援助の実施状況	A ⁺	A ⁺	S	S	(2)学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導・助言・援助の実施状況	A	
(3)研修内容の活用に関するアンケートの実施と研修内容等の充実	A	A	(3)都道府県教育委員会等が独自に実施する研修に関するニーズ等の情報の把握・蓄積と活用	A ⁺	A	A	A	(3)都道府県教育委員会等が独自に実施する研修に関する内容・方法等の情報の収集・蓄積と活用	A	
(4)受講者の研修環境の改善	A	A								
(5)都道府県等の研修事業に対する指導・助言・援助の実施	A	A								
2. 業務運営の効率化			2. 業務運営の効率化	A	A	A	A	2. 業務運営の効率化	A	
(1)研修事業の見直し	A	A	(1)経費等の縮減・効率化の達成状況	A	A	A	A	(1)経費等の縮減・効率化の達成状況及び契約の見直し状況	A	
(2)外部機関との協力の拡大	A	A	(2)組織体制の見直しに対する取組状況	A	A	A	A			
(3)自己点検評価システムの確立	A	A						(2)業務運営の点検・評価の実施状況	A	
(4)毎年度1%業務の効率化	B	B								
(5)外部委託による合理化	A	A	(3)業務運営の点検・評価の実施状況	A	A	A	A			
(6)人員の適正配置	A	A								
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	3. 予算、収支計画及び資金計画	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	4. 短期借入金の限度額	—	
5. 重要な財産の処分等に関する計画	—	—	5. 重要な財産の処分等に関する計画	—	—	—	—	5. 重要な財産の処分等に関する計画	—	
6. 剰余金の使途	—	—	6. 剰余金の使途	—	—	—	—	6. 剰余金の使途	—	
7. その他主務省令で定めた業務運営に関する事項			7. その他主務省令で定めた業務運営に関する事項	A	A	A	A	7. その他主務省令で定めた業務運営に関する事項	A	
(1)施設・設備に関する計画	A	A	(1)用地購入、施設・設備に関する計画	A	A	A	A	(1)施設・設備の整備に関する計画	A	
(2)人事に関する計画方針	B	A	(2)適正配置等による人員の抑制と人件費の削減状況等	A	A	A	A	(2)適正配置等による人員の抑制と人件費の削減状況等	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 年度計画を着実に実行し、設定した目標を達成している。
- 研修生を派遣する教育委員会の厳しい財政事情等の教員をとりまく困難な状況に配慮した、非宿泊型研修の導入などの工夫や、質を高める努力を行っている。
- 業務運営においても、経費や人員の削減に努め、成果を上げている。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等												
学校教育関係職員に対する研修の実施状況	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 受講者の参加率等について <table border="1" data-bbox="416 461 935 647"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>(参考) 18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施した研修</td> <td>20研修</td> <td>21研修</td> </tr> <tr> <td>うち参加率が85%以上</td> <td>18研修</td> <td>19研修</td> </tr> <tr> <td>参加率85%以上の研修比率</td> <td>90.0%</td> <td>90.5%</td> </tr> </tbody> </table> • 参加率が受講者数の85%を下回った研修については、非宿泊型研修の本格実施、開催時期等の見直しを実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	区分	(参考) 18年度	19年度	実施した研修	20研修	21研修	うち参加率が85%以上	18研修	19研修	参加率85%以上の研修比率	90.0%	90.5%	<ul style="list-style-type: none"> • 9割を超える研修において参加率が85%以上となっており、また、参加率が目標を下回った研修だけでなく達した研修についても非宿泊型研修の導入等実施時期や方法等の見直しを進め、より参加しやすくするための工夫をこらしていることは評価できる。 • 参加率が低かった研修については、実施方法や実施時期など、参加率向上のための更なる工夫が必要である。 <p style="text-align: right;">など</p>
区分	(参考) 18年度	19年度													
実施した研修	20研修	21研修													
うち参加率が85%以上	18研修	19研修													
参加率85%以上の研修比率	90.0%	90.5%													
学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導・助言・援助の実施状況	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> • デジタルコンテンツ教材の開発・提供(DVD、インターネット)を実施。 • 教員研修センターが実施している研修の講義内容等をインターネットなどで配信。 • 「10年経験者研修」、「今日的な教育上の重要課題に関する研修」(教育課題研修)について、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会に参考例として提示するためのモデルカリキュラムを大学と教育委員会の連携のもとで開発・提供。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 多彩な研修教材や支援情報等の開発・提供が一段と活発に行われているとともに、教員研修のモデルプログラム開発や実践的調査研究、手引き等の作成、配布等が、相当な工夫をもって実施されており、ナショナルセンターとしての機能を発揮していることは高く評価できる。 • 多面的な指導・助言及び援助の方法・形態を試行することにより、届ける研修、双方向型の研修を模索する姿勢が明確に表れており高く評価される。 <p style="text-align: right;">など</p>												
経費等の縮減・効率化の達成状況及び契約の見直し状況	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 年度計画予算に対する執行は、一般管理費については対前年度比3%以上、業務経費についても2%以上の削減目標を達成。 • 「随意契約見直し計画」による契約の点検・見直し、公表を実施。 • 調達関係情報の開示により競争性、契約業務の透明性の確保に努めた。 (参考)競争性のない随意契約の件数 平成18年度 19年度 59件(契約の39.8%) → 55件(同37.7%) <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 計画にある一般管理費3%以上、業務経費2%以上の目標を上回る縮減率で目標を十二分に達成しており、すぐれた努力が見られる。 • 契約の点検・見直しを行い、一般競争入札の拡大を図るとともに、契約に係る情報公開に努めるなど、業務実績の効率化に積極的に取り組んでいると認められる。 • 経費の縮減・効率化を図りながら、研修事業の質の向上に積極的に取り組んでいることは評価される。 <p style="text-align: right;">など</p>												
適正配置等による人員の抑制と人件費の削減状況等	7(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 事業部に「グループ制」を導入し、特定の係への職員の配置を行わないことで研修事業の実施にあたって、柔軟かつ、きめ細かな対応ができるよう見直しの実施。また、職員について、事業推進指導室を併任組織とすることで人員を削減しつつ、2名の主任指導主事を増員し、研修事業に関する企画・立案業務の体制強化を図るなど、適切な人員配置に努力。 • 平成19年度削減目標(対前年度予算額の1.0756%以上)に対し2.61%の削減を達成。 • 平成19年度実施の国家公務員の給与制度の改正に準拠して、地域手当改定等を実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • グループ制の導入、配置見直し(人員削減をしながらの2名の主任指導主事増員)、新たな人事交流機関の拡大により、質の高い人材の確保と体制強化を図りながら、人員の抑制と人件費の削減目標を達成していることは評価できる。 • また、各種の研修を通じて職員の専門性を高め、意識の向上を図ることにもよく努力していると認められる。 <p style="text-align: right;">など</p>												

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人科学技術振興機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:北澤 宏一)
目的	新技術の創出に資することとなる科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発を行うこと。2 企業化が著しく困難な新技術について企業等に委託して企業化開発を行うこと。3 1及び2に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。4 新技術の企業化開発について企業等にあっせんすること。5 内外の科学技術情報を収集し、整理し、保管し、提供し、及び閲覧させること。6 科学技術に関する研究開発に係る交流に関し、研究者の交流を促進するための業務等を行うこと。7 5及び6に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関し、必要な人的及び技術的援助を行い、並びに資材及び設備を提供すること(大学における研究に係るものを除く。)。8 科学技術に関し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:渡邊 正太郎)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法人: http://www.jst.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/08090201/002.htm
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	第1期中期 目標期間	H19年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. H17年度までは、S、A、B、Fの4段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1. 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上				A	A	A	
(1)新技術の創出に資する研究	A×4	S×2 A×4	S×1 A×5	S×2 A×4	S×2 A×4	S×2 A×4	
(2)新技術の企業化開発	A×5	A×5	A×5	A×5	A×5	A×4	
(3)科学技術情報の流通促進	A×5 B×1	A×4 B×2	A×6	S×1 A×5	A×6	A×2	
(4)科学技術に関する研究開発 に係る交流支援	A×6	A×6	A×5	A×4	A×6	A×4	
(5)科学技術に関する知識の普及、 国民の関心・理解の増進	A×4	S×1 A×2 B×1	S×1 A×3	S×1 A×3	S×1 A×3	A×3	
(6)関係行政機関の委託等による 事業の推進	A	A	A	A	A	A	
2. 業務運営の効率化						A	
(1)組織の編成及び運営	A	A	A	A	A	S	
(2)事業費及び一般管理費の効率化	A	B	A	A	A	A	
(3)人件費の抑制				A	A	A	
(4)業務・システムの最適化				A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A		A	
4. 短期借入金の限度額	-	-	-	-	A	-	
5. 重要な財産の譲渡等	-	-	-	-		-	
6. 剰余金の使途	-	-	-	A		-	
7. その他主務省令で定める業務 運営に関する事項	-	-	-	-	A		
(1)施設及び設備に関する計画	-	-	-	-	-	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A		
(3)中期目標期間を超える債務 負担	-	-	-	-	-		

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 第2期中期目標期間の初年度として、新技術の創出に資する研究、新技術の企業化開発、科学技術情報の流通促進、研究開発に係る交流・支援、科学技術理解増進など各事業が順調に進捗しており、第1期から継続して、我が国の科学技術力の強化に大きく貢献している。
- 特に、戦略的な基礎研究の推進においては、ヒト人工多能性幹細胞(iPS細胞)や新高温超伝導物質に関して、世界的にも高く評価される基礎研究成果が得られた。また、科学技術・研究開発の国際比較調査に積極的に取り組み、関係者及び一般に紹介して我が国の現状に関する理解を深めるのに貢献した。さらに、iPS細胞研究について、迅速で柔軟性のある研究加速体制の支援を実施するなど、理事長のリーダーシップの下、機動的・弾力的に法人運営を行った。
- 今後は、我が国全体の研究開発力を強化する上で、第3期科学技術基本計画の実施において中核的な役割を担う機関とし

て、他の研究機関との戦略の共有、効果的な役割分担などさらに一歩踏み込み、科学技術システム改革を先導し、引き続き、イノベーションの創出に資する研究成果を得ることが期待される。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
戦略的な基礎研究の推進	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度の研究論文発表件数は 5,896 件(平成 18 年度:6,152 件)、口頭発表件数は 16,674 件(平成 18 年度:18,359 件)。 国際的な科学賞の受賞数は 71 件、招待講演数は 858 件。 終了後1年を経過した研究領域の成果展開調査で、中期計画で目標として掲げた8割以上(13 領域中 12 領域)の研究領域で成果展開。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> iPS 細胞の樹立に成功、新系統(鉄イオンを含む層状化合物)の高温超伝導物質の発見をはじめとして、世界的に見ても大きなインパクトを与えた成果が数多く得られた。 中期計画の実施状況について、特に優れた実績を上げていると評価できる。 <p>など</p>
科学技術に関する文献情報の提供	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 文献データベースの利用件数は 27,709,683 件(前年度比 111%)。 19 年度当期損益は計画値△953 百万円に対し実績△778 百万円。 外部有識者・専門家からなる科学技術情報事業委員会を設置し、事業評価の体制を構築。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> データベース作成対象分野の精査など、20 年度以降の提供事業売上への増加及び経費の効率的削減について更なる検討を行うことが重要。 繰越欠損金の解消を加速させるため、21 年度単年度黒字化達成後、公益性を考慮しつつ 30 年度までの新たな改善計画を策定する必要。 <p>など</p>
戦略的な国際科学技術協力の推進	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 中国、仏、韓国、デンマーク、スイスとの間で新分野における共同公募を実施するため、当該国対応機関との間で今後の協力に係る覚書を新たに5件締結(18 年度新規覚書締結実績:2 件、17 年度までの覚書等締結実績:6件)。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 相手国対応機関から本事業の評価を聴取する機会をより多く設けることが重要。 欧州委員会の第7次研究枠組計画(FP7)への参画など、新たな国際科学技術協力の仕組み作りを検討し、JST として戦略的に国際協働を強化していくことが重要。 <p>など</p>
日本科学未来館の整備・運営	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> 来館者数(79.5 万人)、ボランティア活動時間(68,003 時間)、メディア取材件数(2,439 件) カンボジア王国国民議会議長やスイス連邦副大統領などアジアを中心として世界各国のVIP等が視察訪問。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 積極的に全国の科学館と連携し、優れた展示やそのノウハウを普及していくことが期待される。 来館者数の増加を図るとともに、引き続き質の向上にも取り組むことが重要。 <p>など</p>
組織の編成及び運営	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 新たに随意契約見直しタスクフォース、国際課題対応事業準備室、理科教育支援センター等を創設。 「係」の設置規程を廃止し、各課職員の業務負担を所属長の裁量で柔軟に設定。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 世界的に注目を浴びた iPS 細胞の研究への適時的確かつ効果的な支援や、理事長を議長とする「経営戦略会議」の新設によるトップマネジメントの強化など、特に優れた実績を上げている。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 文献情報提供事業は、当期損益については「経営改善計画」の中で示された「今後5年間の財務見通し」を上回っているが、経常収益については下回っている。同事業については、遅くとも平成 21 年度までに単年度黒字を達成することとされており、民間も含め他の機関が有するデータベースと重複するものや収益性が乏しいものを廃止するとの視点にも留意しつつ、経営改善に向けた収益性の改善や経費の削減に係る取組について、引き続き評価を行うべきである。
- 本法人の平成 19 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 122.3(事務・技術職員)と国家公務員の水準を大きく上回っている。これについては、評価結果において「人件費については、職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)が減少しているものの、引き続き、国家公務員の給与水準に比べて高くなっているため、国民に対して納得が得られる説明を行うとともに、今後ともその要因について十分に分析、検証を行い、所要の措置を講ずるべきである。」と記載されている。しかしながら、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、給与水準が高い理由として、①職員の勤務地や学歴構成、②管理職割合の高さ、③その他法人固有の事情(最先端の研究開発動向に通じた専門能力の高い高学歴な職員の比率が高いこと)が挙げられているものの、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(7)、(i)、(ウ)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人日本学術振興会(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:小野 元之)
目的	学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 学術の研究に関し、必要な助成を行うこと。2 優秀な学術の研究者を養成するため、研究者に研究を奨励するための資金を支給すること。3 海外への研究者の派遣、外国人研究者の受入れその他学術に関する国際交流を促進するための業務を行うこと。4 学術の応用に関する研究を行うこと。5 学術の応用に関する研究に関し、学界と産業界との協力を促進するために必要な援助を行うこと。6 学術の振興のための方策に関する調査及び研究を行うこと。7 4及び6に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。8 学術の振興のために国が行う助成に必要な審査及び評価を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:渡邊 正太郎)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法人: http://www.jsps.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/08090201/002.htm
中期目標期間	4年6か月間(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. H17年度まではS、A、B、Fの4段階評価。 2. H18年度からはS、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化				A	A	A	
(1)業務運営の効率化	A	A	A	S	S		
(2)職員の能力に応じた人員配置	B	A	A	A	A		
(3)省エネルギー、廃棄物削減に向けた取組	A	A	A	A	A	A	
(4)情報インフラの整備	A	A×2	A×2	A×2	A×2		
(5)外部委託の促進	A	A	A	A	A		
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務				A	A	A	
(1)総合的事項	S×2 A×8 B×2	S×2 A×8 B×2	S×2 A×9 B×1	S×3 A×8 B×1	S×3 A×8 B×1	S	
(2)学術研究の助成	A×4 B×1	S×1 A×4 B×1	S×2 A×4	S×2 A×4	S×1 A×5	S	
(3)研究者養成のための資金の支給	A×9	S×1 A×5	S×1 A×5	S×2 A×5	A×9	A	
(4)学術に関する国際交流の促進	A×17	A×20	A×16	A×18	A×19	A	
(5)学術の応用に関する研究の実施	A×2	A×2	A×2	A	A	A	
(6)学術の社会的連携・協力の推進	A×4	A	A	A	A	A	
(7)国の助成事業に関する審査・評価の実施	A	A	A×2	A×2	A×5	A	
(8)調査・研究の実施	A	A	A	A	A	A	
(9)情報提供及び成果の活用	A	A	A×2	A×2	A×2	A	
(10)前各号に付帯する業務	A×4	A×3	A×3	A×3	A×4	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A		
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—		
5. 重要な財産の処分等に関する計画	—	—	—	—	—	A	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	—		
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1)施設・整備に関する計画	—	—	—	—	—	A	
(2)人事に関する計画	A×3	A	A	A	A		

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 第1期中期目標期間の最終年度にあたり、各事業とも中期計画・年度計画が着実に実施されており、我が国の学術振興を担う唯一のファンディングエージェンシーとしての役割を十分に果たしていると言える。
- 特に、各種公募事業の電子化や外部委託による業務の効率化を図りつつ、学術システム研究センターの機能を活用するなどにより、研究者のニーズを踏まえた業務運営を実施し、また若手研究者の国際研鑽機会の充実を図るべく若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラムを新たに開始したことは評価できる。
- 以上のことから、平成19年度については、中期計画の各項目を達成していると判断する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等																		
業務運営の効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 各課への予算配分に当たって効率的な執行を指示するほか、随時執行状況を周知し、常に事業実施にあたって予算を意識させた。この結果、平成19年度においては、一般管理費について18年度予算に対して8.6%の削減を図ったほか、その他の事業費について、平成18年度予算に対して3.2%(運営費交付金を財源とする事業については3.2%)の削減を達成。 人件費についても、管理職手当の見直しや管理職ポストの削減により、平成18年度予算に対して1.7%の削減を達成。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費(人件費を含む)について、平成14年度を基準とした中期目標期間中の削減目標(13%)を18年度末に達成(13.6%)し、19年度末には18.3%と目標を大幅に上回った。これらの法人の努力は高く評価できる。 その他の事業費についても18年度予算額に対して3.2%の削減を図っており、着実に効率化が図られている。 「行政改革の重要方針」に基づく総人件費の削減については、17年度の実績額(734,615千円)を基準として、19年度実績額(720,458千円)については、2.6%の削減が図られている。 <p style="text-align: right;">など</p>																		
総合的事項	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 科研費審査委員約5,000名及び特別研究員等審査会の審査委員約1,800名のピアレビューに基づいて公平で公正な審査・評価業務を実施。 学術システム研究センターにおいて、研究員113名で業務を実施し、「研究費の助成」、「若手研究者の養成」、「学術の国際交流」について意見具申、助言を行うとともに、各事業の審査・評価業務に参画。 業務用データベース量 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>H19年度末</th> <th>H18年度末</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>36万9千件</td> <td>32万7千件</td> <td>10.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">など</p>	H19年度末	H18年度末	増減率	36万9千件	32万7千件	10.0%	<ul style="list-style-type: none"> 我が国の学術振興を担う唯一のファンディングエージェンシーとして、それぞれの立場の研究者からの意見をPDCAサイクルに適切に反映することが可能となる他機関に類を見ない先進的な取組は高く評価できる。 募集要項等については、28公募事業全てについて電子的に入手可能としている(100%)。また、他機関に先立って電子申請等が進められており、高く評価できる(28事業中19事業、前年度に比べ6%の進捗し67%を実現)。 <p style="text-align: right;">など</p>												
H19年度末	H18年度末	増減率																			
36万9千件	32万7千件	10.0%																			
学術研究の助成	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度交付実績 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>研究種目</th> <th>交付件数(件)</th> <th>交付額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>科学研究費</td> <td>33,077</td> <td>110,333,718</td> </tr> <tr> <td>研究成果公開促進費</td> <td>444</td> <td>1,614,630</td> </tr> <tr> <td>特別研究員奨励費</td> <td>5,860</td> <td>5,449,560</td> </tr> <tr> <td>学術創成研究費</td> <td>97</td> <td>9,439,430</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>39,478</td> <td>126,837,338</td> </tr> </tbody> </table> ※繰り越した補助事業(899件1,668,285千円)を含む <p style="text-align: right;">など</p>	研究種目	交付件数(件)	交付額(千円)	科学研究費	33,077	110,333,718	研究成果公開促進費	444	1,614,630	特別研究員奨励費	5,860	5,449,560	学術創成研究費	97	9,439,430	計	39,478	126,837,338	<ul style="list-style-type: none"> 公募要領説明会及び大学等機関説明会が合わせて62件開催され、研究者・事務担当者が正しく事業の内容を理解できるように多方面からの説明に努めている。 新規応募課題は対前年度約2,700件増の88,000件であったが、約3ヶ月の期間に迅速かつ効率的に審査が実施された。 昨年度からの基盤研究に加え、若手研究、萌芽研究の応募書類受付の完全電子化により、応募者の記入ミス減少や法人側における応募書類の整理作業の省略など、業務の効率化が非常に進展し、高く評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
研究種目	交付件数(件)	交付額(千円)																			
科学研究費	33,077	110,333,718																			
研究成果公開促進費	444	1,614,630																			
特別研究員奨励費	5,860	5,449,560																			
学術創成研究費	97	9,439,430																			
計	39,478	126,837,338																			
研究者養成のための資金の支給	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度の支援対象者、延べ4,950名に対し、円滑に資金を支給。 平成20年度採用の特別研究員及び海外特別研究員について、書面審査、合議審査及び面接審査により選考を行い、12,024名の申請者に対し、2,634名の採用を内定した(内定率21.9%)。また、審査方針をHP等において公開。 特別研究員に支給する研究奨励金と、(独)日本学生支援機構の奨学金との重複受給を防止するため、同機構と調整し、チェック体制を整備。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特別研究員等企画委員会等が合計12回開催された。同委員会の意見や学術システム研究センターの作業部会における検討を踏まえ、選考・審査体制の見直しを行い、公正で透明な審査が実施されている。 選考・審査体制の見直し、申請資格等の改訂、男女共同参画推進のための採用中断・延長の取扱いの運用及び特別研究員(RPD)の実施など、政府施策・社会情勢等、時流に合わせた制度の改善、充実に積極的に取り組んでいる。 <p style="text-align: right;">など</p>																		

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で119.0(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の勤務地や学歴構成、②管理職割合の高さ、③その他法人固有の事情(住居手当の受給者割合の高さ等)が挙げられている。しかしながら、評価結果において、②についての言及はなされているが、①及び③に関して、法人の説明の合理性の検証状況が明らかになされていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(イ)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人理化学研究所(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:野依 良治)
目的	科学技術(人文科学のみに係るものを除く)に関する試験及び研究等の業務を総合的に行うことにより、科学技術の水準の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 科学技術に関する試験及び研究を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。3 研究所の施設及び設備を科学技術に関する試験、研究及び開発を行う者の共用に供すること。4 科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:渡邊 正太郎)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法人: http://www.riken.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/08090201/002.htm
中期目標期間	4年6か月間(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. H17年度まではS、A、B、Fの4段階評価。 2. H18年度からはS、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1. 国民に対して提供するサービスその他の質の向上に関する事項				A	A	A	
(1)科学技術に関する試験及び研究	S×3 A×14 B×1	S×4 A×12 B×1	S×4 A×12 B×1	S×4 A×14	S×8 A×11	S×5 A×10	
(2)成果の普及・活用の促進	A×5	A×4	A×5	A×4 B×1	S×1 A×4	S×1 A×4	
(3)施設及び設備の共用	A	A	A	A	A	A	
(4)研究者及び技術者の養成、及びその資質の向上	A	A	A	A	A	A	
(5)特定先端大型研究施設の共用の促進に関する業務	A	A	A	A	A	A	
(6)評価	S	S	S	S	S	S	
(7)情報公開	A	A	A	A	A	A	
2. 業務運営の効率化				A	A	A	
(1)研究資源配分の効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)研究資源活用の効率化	A×3 B×4	A×4 B×3	A×6 B×1	A×8	A×7 B×1	A×2	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	A	
5. 重要な財産の使途	—	—	—	—	—	A	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	A	A	
7. その他							
(1)施設・設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 世界をリードする多くの研究成果を挙げていることは高く評価される。これらに理事長の強いリーダーシップが大きく機能していることは注目に値する。期待以上の成果が得られているものも数多くあった。
- 管理・運営についても努力の成果が現れてきており、引き続き努めてもらいたい。国際的な評価委員会RACの評価の下、組織の構成と運営方式を柔軟に行い、次期に向けた目標を設定しつつあることも大いに評価される。
- 第1期中期目標期間の最終年にあたり、多くの部署で目標の達成に向けて一層の努力がされ、存在感のある理研の確立に寄与した。特に、バイオリソースセンターが多くのリソースの寄託を受け、iPS細胞の多くの研究機関への提供に貢献したり、SPring-8の産業利用が進むなど、日本全体の研究を支える活動が定着してきた。
- 国内外の大学や研究所と連携を拡充しつつあり、国際的理研ブランドを標榜する理研として戦略的な取組を進めている。
- 外国からの寄付金を呼び込むためのホームページ(英語版)の充実や、海外での理研ブランドの確認方法等について検討が求められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
科学技術に関する試験及び研究	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 「脳を知る」、「脳を守る」、「脳を創る」、「脳を育む」領域を推進。 食料問題や環境問題などの地球規模の問題解決と物質生産機能向上に資するため、植物共通の基礎的メカニズムの解明とその応用技術開発を実施。 発生生物学の新たな展開やそれらを基にした医療応用(特に再生医療分野)への学術基盤の確立に貢献するために、「発生のしくみの領域」、「再生のしくみの領域」、「医療への応用の領域」の3領域を実施。 遺伝子多型と、病気に対するかかりやすさや薬剤に対する反応の強弱の関連を明らかにして、生活習慣を中心とする病気の予防や治療の方策を個々の人、病気の特성에対応したテーラーメイド医療により実現するための基礎を構築。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 理研が行う研究の質は、国内では比類なきレベルにあると評価でき、中期目標を十分に達成する水準に達していると評価する。 野依イニシヤチブの成果は、年とともに顕著になっており、世界を代表する基礎・応用研究機関としての評価も高まっている。この成果を民間企業、臨床医学などに発展させるプロジェクトも着実な成果を重ねており、国民への貢献は十分と評価する。 X線自由電子レーザー、次世代スーパーコンピュータ、RIBFなどの大型施設・装置の構築が目白押しだが、予算が巨額ゆえにそれらを開発することだけが目的化しないよう、また理研本来のSmall Scaleの基礎研究を予算的、人的に圧迫しないよう配慮すべき。 <p style="text-align: right;">など</p>
評価	1(6)	<ul style="list-style-type: none"> 第6回RAC(平成18年6月開催)報告書を研究所HPで公開するとともに、冊子として印刷し関連部署等に配布。また、第7回RAC(平成21年4月開催予定)の準備のため、ノーベル賞学者、国立大学学長経験者など各分野の世界的レベルの研究者の中からRAC委員の選考を実施。 国の大綱的指針に基づき、実施する全ての研究課題等について事前、事後評価を実施した他、5年以上の研究課題等については、3年程度を目安として中間評価を実施。平成19年度の評価実績は37件。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> アドバイザー・カウンシル(AC)及び課題等評価を適切に実施し、その結果を予算要求、研究運営の改善、研究計画の見直し等に活用することにより、十分に年度目標を達成した。 平成18年度のRAC提言に対する対応方針(案)を迅速に策定し、その結果を次期中期計画に反映させる等、有効に活用したことは高く評価される。 <p style="text-align: right;">など</p>
研究資源活用の効率化	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> スケールメリットを活かした消耗品等の一括購入の推進や競争性を確保した契約等をさらに進めることにより、調達経費を2%以上軽減することを目指し、平成19年度においては、警備業務(横浜)等27件を随意契約から競争契約に移行し、その内8件について前年度比で2%以上軽減するなどの取組を行った結果、約16百万円の経費を削減。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 調達経費の削減に向けて随時購入から単価契約への移行(4件)、スケールメリットを活かした一括購入(2件)、随意契約から一般競争入札への移行などの取組(27件)を実施し、一定の効果を出している。 理研全体の調達コストの大幅な削減について、一定の取り組みはなされているが、もっと積極的に取り組むべき。理研全体での消耗品購入体制の見直しなどについての検討は必要だと思われる。 <p style="text-align: right;">など</p>
「行政改革の重要方針」に基づく対応	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度末において、17年度に比較して9.9%の常勤役員数を削減(今後、次世代スパコン、X線自由電子レーザー等の国家基幹技術等に関するプロジェクト推進要員を確保する必要性から一時的な削減)。 役員の給与月額については、平成18年4月から国家公務員の給与構造改革における指定職の改定に準じ、本給月額の平均△6.6%のマイナス改定を実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一時的な人員削減とはいえ、19年度計画を上回る削減率を達成したことは評価される。 人件費は平均して削減すればよいというものではなく、結果として、いかに配分するかが重要。成果を挙げた人、頑張った人に厚く配分していくような人事評価システムの構築を併せて検討されなければならない。 理研の給与水準の在り方について、更に検討すべき。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で122.4(事務・技術職員)と国家公務員の水準を大きく上回っている。これについては、評価結果において「理研の給与水準のあり方について、更に検討するべき」と記載されている。しかしながら、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、給与水準が高い理由として、①職員の学歴構成、②管理職割合の高さ、③その他法人固有の事情(法人の運営体制の特殊性、福利厚生面での比較等)が挙げられているものの、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-アア(ア)、(イ)、(ウ)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人宇宙航空研究開発機構(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:立川 敬二)
目的	大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究、宇宙科学技術に関する基礎研究及び宇宙に関する基盤的研究開発並びに人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用並びにこれらに関連する業務を、平和の目的に限り、総合的かつ計画的に行うとともに、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務を総合的に行うことにより、大学等における学術研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上並びに宇宙の開発及び利用の促進を図ることを目的とする。
主要業務	1 大学との共同その他の方法による宇宙科学に関する学術研究を行うこと。2 宇宙科学技術及び航空科学技術に関する基礎研究並びに宇宙及び航空に関する基盤的研究開発を行うこと。3 人工衛星等の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発を行うこと。4 人工衛星等の打上げ、追跡及び運用並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発を行うこと。5 1から4に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。6 機構の施設及び設備を学術研究、科学技術に関する研究開発並びに宇宙の開発及び利用を行う者の利用に供すること。7 宇宙科学並びに宇宙科学技術及び航空科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。8 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:渡邊 正太郎)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法人: http://www.jaxa.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/08090201/002.htm
中期目標期間	4年6か月間(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置				A			1. H17年度までは、S、A、B、Fの4段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 ※「外部委託の推進」と合わせて評価
(1)3機関統合による総合力の発揮と効率化	A×2 B×1	S×1 A×1 B×1	S×1 A×2	A×3	S×1 A×2	S	
(2)大学、関係機関、産業界との連携強化	「産学官による研究開発の実施」及び「大学共同利用システム」と合わせて評価						
(3)柔軟かつ効率的な組織運営	A	A	A	A	A	A	
(4)業務・人員の合理化・効率化	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3	A×4	A×4	A×4	
(5)評価と自己改革	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務				A			
(1)自律的宇宙開発利用活動のための技術基盤維持・強化	A×8 B×4 F×1	A×11 B×2	S×2 A×10 F×1	S×1 A×12	S×2 A×11	S×2 A×10 B×1	
(2)宇宙開発利用による社会経済への貢献	A×6 B×4 F×2	S×1 A×10	S×2 A×9	A×10	S×3 A×7	S×3 A×8	
(3)国際宇宙ステーション事業の推進による国際的地位の確保と持続的発展	A×5 B×2	A×7	A×7	A×5 B×2	S×1 A×5	S×1 A×6	
(4)宇宙科学研究	S×2 A×14 B×1 F×1	S×3 A×13 B×1	S×2 A×13 B×2	S×2 A×13 C×1	S×4 A×11 C×1	A×7 B×1	
(5)社会的要請に応える航空科学技術の研究開発	A×6 B×1	S×1 A×6	A×7	S×1 A×6	S×2 A×5	S×2 A×4	
(6)基礎的・先端的技術の強化	S×1 A×6 B×1	A×8	S×1 A×7	S×2 A×6	S×3 A×5	S×2 A×5	
(7)大学院教育	A	A	A	A	A	A	
(8)人材の育成及び交流	A	A	A	A	A	A	
(9)産業界、関係機関及び大学との連携・協力の推進	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A	
(10)成果の普及・活用及び理解増進	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A	
(11)国際協力の推進	A	A	A	A	S	S	
(12)打上げ等の安全確保	A	A	A	A	A	A	
(13)リスク管理	B	A	A	A	A	A	
3.予算	A	A	A	A	A		
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	A	
5.重要な資産を処分し、又は担保に供しようとするときは、その計画	-	-	-	-	-		

6.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項				A		
(1)施設・設備に関する事項	A	A	A	A	A	A
(2)安全・信頼性に関する事項	B	A	A	A	A	A
(3)国際約束の誠実な履行	「国際協力の推進」と合わせて評価					
(4)人事に関する計画	B※	B※	A※	A※	A※	
(5)中期目標期間を超える債務負担	-	-	-	-	-	
(6)積立金の使途	-	-	-	-	-	

2. 府省評価委員会による平成 19 年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 中期計画の最終年度において、H-IIA ロケットによる月周回衛星「かぐや」等による世界レベルでの学術的貢献など数多くの成果が得られ、日本の宇宙開発の姿を国民に印象つけた。また業務運営においても、ミッション別に組織を整理するなどの組織改革、経費・人員の合理化・効率化が進められ、我が国の宇宙開発を担う体制が順調に確立されてきたと評価できる。
- 今後は、プロジェクトの効果・成果の検証やリスク管理の徹底等を通じて、更なる業務の効率化と質の向上が図られることが期待される。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
3機関統合による総合力の発揮と効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成 18 年度に引き続き、宇宙基幹システム本部、総合技術研究本部及び宇宙科学研究本部の研究者・技術者が一体となり、ロケットの信頼性向上等に取り組み、官民役割分担に基づく官民共働の体制の下、H-IIA ロケット2機の打上げに成功。 • 上記の結果、H-IIA ロケットは7号機から 14 号機まで8機連続の打上げ成功となり、海外の主要ロケットと比肩する約 93%(13 機/14 機)の成功率まで上昇。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ロケットに関わる研究者・技術者が一体となってロケットの信頼性向上等に取り組み、また、官民の役割分担に基づく共働体制の下、確実な実機製作及び打上げが行われている。 • 第1期中期目標期間の最終年度に当たり、組織の再編・統合により運営業務、研究開発の効率化・活性化を図り、組織の総合力を発揮し、与えられたミッションをよく遂げている点は高く評価される。 <p style="text-align: right;">など</p>
自律的宇宙開発利用活動のための技術基盤維持・強化	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 追跡局設備の老朽化設備の更新及び衛星ミッションに対応した設備の改修・維持を計画的に実施し、運用の一元化及び効率化を図り、運用経費を 10%圧縮。また、国内局のアンテナ4基を停止。 • 月周回軌道への投入後において、統合した追跡ネットワークで対応したことにより、世界で初めて月の裏側の実測データに基づく精度の高い重力場モデル構築を達成。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 統合した国内外の追跡局のネットワークにより、世界で初めて月裏側の実測データに基づく精度の高い重力場モデル構築に貢献するなど、追跡管制に大きな成果があった。 • 前年度より運用時間が大幅に増加したが、ネットワークの一元的運用体制により効率化を図り、18 年度に 10%削減した運用費を維持しており、平成 19 年度に実施すべき中期計画を超えて特に優れた実績を上げたものと考えられる。 <p style="text-align: right;">など</p>
宇宙科学研究	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> • 宇宙実験用供試体の開発および「きぼう」での実験運用準備を実施し、物質科学関連で5つ、生命科学関連で4つの供試体開発を完了。 • 科学利用2テーマの打上げ射場準備作業、運用に向けた詳細プランニング、運用シミュレーションを実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 国内外において研究発表を約 1,570 件、論文発表を約 400 件行い、9件の学術賞をするなどの成果を得ており、平成 19 年度に実施すべき中期計画を達成したのと考えられる。 • 宇宙実験プロジェクト及び船外実験プラットフォーム搭載プロジェクトは計画通り進行しているなど、平成 19 年度に実施すべき中期計画を達成したのと考えられる。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の平成 19 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 123.4(事務・技術職員)と国家公務員の水準を大きく上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の学歴構成、②管理職割合の高さ、③その他法人固有の事情(特殊法人時代の給与水準の高さ等)が挙げられている。しかしながら、評価結果において、①についての言及はなされているが、②及び③に関して、法人の説明の合理性の検証状況が明らかにされていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(ウ)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人日本スポーツ振興センター(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:雨宮 忠(～平成19年9月30日)、小野 清子(平成19年10月1日～))
目的	スポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のために必要な援助、学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付その他スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行い、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
主要業務	1 国立競技場の運営及びスポーツの普及・振興に関する業務。2 国際競技力向上のための研究・支援業務。3 スポーツ振興のための助成業務。4 スポーツ振興投票業務。5 災害共済給付業務、健康安全普及業務及び特例業務。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:渡邊 正太郎)
分科会名	スポーツ・青少年分科会(分科会長:加賀谷 淳子)
ホームページ	法人: http://www.naash.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/08090201/002.htm
中期目標期間	4年6か月間(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. H17年度までは、A ⁺ 、A、B、C、C ⁻ の5段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化				A	A	A	
(1)経費の抑制	A	A	A	A	A	A	
(2)組織及び定員配置の見直し	A	A	A	A	A	A	
(3)業務運営の点検・評価の実施	A	A	A	A	A	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上				A	A	A	
(1)スポーツ施設の運営・提供	A	A	A	A	A	A	
(2)国際競技力向上のための研究・支援事業	A	A ⁺	A	A	A	A	
(3)スポーツ振興のための助成	B	B	B	B	B	B	
(4)災害共済業務	A	A	A	A	A	A	
(5)スポーツおよび児童生徒等の健康の保持増進	A	A	A	A	A	A	
(6)学校給食用物資の取扱い	A	A	A			A	
(7)一般勘定の積立金の使途	A	A	A	A	A		
(8)NTC中核拠点施設の供用開始に向けた準備等				A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画				B	A	A	
(1)スポーツ振興投票等業務に係る財務内容の健全化等				C	A	A	
(2)自己収入の確保及び予算の効率的な執行	A	B	B	B	B	B	
(3)資金の運用及び管理	A	A	A	A	A	A	
(4)予算							
(5)収支計画	A	B	B	B	A		
(6)資金計画							
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	—		
5. 重要な財産の譲渡・担保	—	—	—	B	—		
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	—		
7. その他業務運営に関する事項				A	A	A	
(1)施設整備・管理の実施	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)その他の業務運営	A	A	A	A	A		
(4)中期目標期間を超える債務負担	—	—	B	B	A		

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 外部委託の推進や、随意契約の見直し等により、経費の削減が図られており、業務運営の効率化が達成されている。
- 国立代々木体育館においては、利用者の健康に重大な影響を及ぼすアスベスト除去工事を完了し、さらにその工事に伴う稼働日数の減少を最小限に留めており、大規模スポーツ施設全体として、利用者の安全に配慮しつつ、効果的・効率的な施設利用を図っている。
- 国立スポーツ科学センターは、平成20年1月に供用開始されたナショナルトレーニングセンターを一体的に運営することにより、国際競技力向上のためのより高度な研究・支援体制を整備するとともに、特に北京オリンピック大会に向けた科学・医学・情報の各側面からの総合的な支援事業を効果的に実施している。
- スポーツ振興くじの売上が大幅に回復し、中期計画よりも早いペースで財務内容を改善するとともに、前年度を大きく上回る助成財源を確保できた。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等																									
スポーツ施設の運営・提供	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 大規模スポーツ施設の稼働日数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>実稼働 日数</th> <th>競技 会利 用</th> <th>競技 会以 外利 用</th> <th>目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上競技場</td> <td>169日</td> <td>130日</td> <td>39日</td> <td>115日</td> </tr> <tr> <td>ラグビー場</td> <td>82日</td> <td>70日</td> <td>12日</td> <td>75日</td> </tr> <tr> <td>第一体育館</td> <td>148日</td> <td>46日</td> <td>102日</td> <td>175日</td> </tr> <tr> <td>第二体育館</td> <td>279日</td> <td>240日</td> <td>39日</td> <td>285日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 陸上競技場、ラグビー競技場は国立霞ヶ丘競技場、第一体育館、第二体育館は国立代々木競技場の施設である。 ※ 第一体育館については、アスベスト除去工事により約5か月間の休業が生じた。</p> <p>など</p>	事項	実稼働 日数	競技 会利 用	競技 会以 外利 用	目標	陸上競技場	169日	130日	39日	115日	ラグビー場	82日	70日	12日	75日	第一体育館	148日	46日	102日	175日	第二体育館	279日	240日	39日	285日	<ul style="list-style-type: none"> 優先順位を付けて本来目的での利用に支障を来さないよう配慮した上で、全体的に稼働目標を確保したことは評価される。国立代々木体育館においては、アスベスト除去工事の影響で稼働率が伸び悩んでいるが、稼働後の努力は評価できる。 <p>など</p>
事項	実稼働 日数	競技 会利 用	競技 会以 外利 用	目標																								
陸上競技場	169日	130日	39日	115日																								
ラグビー場	82日	70日	12日	75日																								
第一体育館	148日	46日	102日	175日																								
第二体育館	279日	240日	39日	285日																								
スポーツおよび児童生徒等の健康の保持増進	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 学校安全に関する研究校及び交通安全教育推進地域を委嘱し、実践研究を行い、その成果を第43回学校安全研究大会において発表。 望ましい食習慣の形成や学校給食を円滑に実施するための効果的な情報を学校給食関係者に提供。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 実践的な研究の実施や学校管理下における災害に関する統計・分析資料の作成を行うとともにその普及に努めたことは評価できる。 食に関する情報の提供等については、実践的な研究の委嘱、研修会の開催、各種刊行物等の発行などを計画どおりに実施したことは評価できる。 <p>など</p>																									
スポーツ振興投票等業務に係る財務内容の健全化等	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 物流、コンタクトセンター、広告宣伝及び会員制度運営の管理コストの低コスト化を進めるなど、各経費について、コスト構造の抜本的な見直しを実施。 平成19年度の売上額は、売上目標額221億円を大きく上回る約637億円となったため、収益のうち、15億円を助成金に、7億円を国庫納付金に充当。 平成20年3月に予定していた平成19年度の借入金償還4億円を平成19年9月末に繰り上げて償還したことに加え、平成20年度以降償還予定分のうち、134億円の償還財源を確保したため、平成19年度末の繰越欠損金残高は、目標額238億円を大きく下回る95.5億円。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ振興くじの売上げが、中期計画の売上目標額を大幅に上回ったことは評価できる。今後とも、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(平成19年12月21日政策評価・独立行政法人評価委員会)の指摘を踏まえ、売上向上等に最大限努力し、財務内容の健全化のための取り組みを進めて繰越欠損金をできる限り早期に解消するとともに、スポーツ振興に対する助成の確保に努めることを期待する。 																									

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 平成19年度末で利益剰余金が1億円以上計上されている(一般勘定及び免責特約勘定)が、利益剰余金の発生要因が業務実績報告書等で明らかにされていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。
- スポーツ振興投票業務については、助成財源を確保することが本来の目的であることにかんがみ、売上高のみならず、経費の適切性・効率性についても検証した上で、助成財源の確保状況について評価を行うべきである。
- 災害共済給付勘定において、平成19年度末で繰越欠損金が約22.3億円計上されているが、繰越欠損金の発生要因が明らかにされていない。一方、評価結果において、「予算(人件費の見積を含む)、収支計画及び資金計画」の評定はA評定(中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。)と評価されているが、繰越欠損金については言及されていない。今後の評価に当たっては、繰越欠損金の発生要因を明らかにさせた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。
- 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で111.3(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の勤務地や学歴構成、②その他法人固有の事情(特殊法人時代の給与水準、住宅手当の受給者割合の高さ等)が挙げられている。しかしながら、評価結果において、①についての言及はなされているが、②に関して、法人の説明の合理性の検証状況が明らかにされていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-エ)を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人日本芸術文化振興会(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:津田 和明)
目的	芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 次に掲げる活動に対し資金の支給その他必要な援助を行うこと。イ 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動、ロ 文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する活動で地域の文化の振興を目的とするもの、ハ イ及びロに掲げるもののほか、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の養成その他の文化の振興又は普及を図るための活動、2 劇場施設(伝統芸能の公開又は現代舞台芸術の公演のための施設をいう。)を設置し、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行うこと。3 その設置する施設において、伝統芸能の伝承者を養成し、及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を行うこと。4 伝統芸能及び現代舞台芸術に関して調査研究を行い、並びに資料を収集し、及び利用に供すること。5 2の劇場施設を伝統芸能の保存若しくは振興又は現代舞台芸術の振興若しくは普及を目的とする事業の利用に供すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:渡邊 正太郎)
分科会名	文化分科会(分科会長:船山 信子)
ホームページ	法人: http://www.ntj.jac.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyoka/d_kekka/08090201/002.htm
中期目標期間	4年6か月間(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. H17年度までは、A ⁺ 、A、B、C、C ⁻ の5段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	/	/	/	A	A	A	
(1)業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)外部評価の実施、職員の意識改革	A×3	A	A	A	A	A	
2. 国民に対して提供するサービス、その他業務の質の向上	/	/	/	A	A	A	
(1)芸術文化活動に対する支援	A	A	A	A	A	A	
(2)伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演	A	A	A	A	A	A	
(3)伝統芸能伝承者養成・現代舞台芸術実演家研修	A	A	A	A	A	A	
(4)調査研究・資料の収集活用	A	A	A	A	A	A	
(5)劇場施設の利用	A	B	B	B	B	B	
(6)附帯する業務	A	A	A	A	A	A	
3. 予算・収支計画及び資金計画	/	/	/	A	A	A	
(1)予算・収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	/	/	/	A	A	A	
(1)人事に関する事項	/	A	A	A	A	A	
(2)施設及び設備に関する計画	/	A	A	A	A	A	
(3)その他振興会の業務運営に関し必要な事項(運営委託)	/	A	A	A	B	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 法人の効率的な管理・運営における定量的成果が顕著であり、着実な成果があがっていると認められ、全体として概ね良好である。
- 現代舞台芸術に関しては、創造的かつ効果的な企画・制作の面について、長期的展望に立った明確なビジョンを示すことが望まれる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等																																																												
芸術文化活動に対する支援	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 19年度助成金の交付実績 舞台芸術振興事業:440,600千円(81件) 芸術文化振興基金:1,769,800千円(789件) 助成活動対象等に対する調査 ① 会計調査:65件(調査活動件数:167件) ② 公演等調査:231件 合計:296件(目標:180件、調査活動件数合計:398件) <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 文化庁支援事業と振興会助成事業の統合、一元化に向け、対象事業の再整理と明確なメニュー化が望まれる。 助成が適正かつ効果的に使用されていることを確認するため、引き続き、全体の1/3以上の調査件数の確保が必要であると考える。 <p style="text-align: right;">など</p>																																																												
伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 公演実績(伝統芸能) <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>公演数</th> <th>回数</th> <th>入場者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歌舞伎</td> <td>4公演</td> <td>99回</td> <td>90,622人</td> </tr> <tr> <td>文楽</td> <td>8公演</td> <td>321回</td> <td>140,162人</td> </tr> <tr> <td>舞踊等</td> <td>20公演</td> <td>31回</td> <td>17,462人</td> </tr> <tr> <td>大衆芸能</td> <td>67公演</td> <td>313回</td> <td>54,653人</td> </tr> <tr> <td>能楽</td> <td>50公演</td> <td>52回</td> <td>30,870人</td> </tr> <tr> <td>組踊等</td> <td>30公演</td> <td>39回</td> <td>14,625人</td> </tr> <tr> <td>青少年等鑑賞教室</td> <td>6公演</td> <td>173回</td> <td>150,204人</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 公演実績(現代舞台芸術) <table border="1"> <thead> <tr> <th>分野</th> <th>公演数</th> <th>回数</th> <th>入場者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オペラ</td> <td>10公演</td> <td>50回</td> <td>74,562人</td> </tr> <tr> <td>バレエ</td> <td>5公演</td> <td>26回</td> <td>36,517人</td> </tr> <tr> <td>現代舞踊</td> <td>5公演</td> <td>21回</td> <td>5,201人</td> </tr> <tr> <td>演劇</td> <td>8公演</td> <td>121回</td> <td>40,312人</td> </tr> <tr> <td>その他(ガラ)</td> <td>2公演</td> <td>4回</td> <td>5,519人</td> </tr> <tr> <td>青少年等鑑賞教室</td> <td>2公演</td> <td>12回</td> <td>14,778人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">など</p> 	分野	公演数	回数	入場者数	歌舞伎	4公演	99回	90,622人	文楽	8公演	321回	140,162人	舞踊等	20公演	31回	17,462人	大衆芸能	67公演	313回	54,653人	能楽	50公演	52回	30,870人	組踊等	30公演	39回	14,625人	青少年等鑑賞教室	6公演	173回	150,204人	分野	公演数	回数	入場者数	オペラ	10公演	50回	74,562人	バレエ	5公演	26回	36,517人	現代舞踊	5公演	21回	5,201人	演劇	8公演	121回	40,312人	その他(ガラ)	2公演	4回	5,519人	青少年等鑑賞教室	2公演	12回	14,778人	<p>(伝統芸能)</p> <ul style="list-style-type: none"> 伝統芸能のナショナルシアターとしての国立劇場の役割を踏まえた企画意図に沿った公演の制作実施が行われ、効果が上がっている。 全体としての入場者数の減少傾向が見られるが、集客率の高い公演について公演回数を増やすなど、一層の集客努力が望まれる。 <p>(現代舞台芸術)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新国立劇場の役割を踏まえた公演が制作・実施されたが、企画・集客等について一層の努力が望まれる。 <p style="text-align: right;">など</p>
分野	公演数	回数	入場者数																																																												
歌舞伎	4公演	99回	90,622人																																																												
文楽	8公演	321回	140,162人																																																												
舞踊等	20公演	31回	17,462人																																																												
大衆芸能	67公演	313回	54,653人																																																												
能楽	50公演	52回	30,870人																																																												
組踊等	30公演	39回	14,625人																																																												
青少年等鑑賞教室	6公演	173回	150,204人																																																												
分野	公演数	回数	入場者数																																																												
オペラ	10公演	50回	74,562人																																																												
バレエ	5公演	26回	36,517人																																																												
現代舞踊	5公演	21回	5,201人																																																												
演劇	8公演	121回	40,312人																																																												
その他(ガラ)	2公演	4回	5,519人																																																												
青少年等鑑賞教室	2公演	12回	14,778人																																																												
伝統芸能伝承者養成・現代舞台芸術実演家研修	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 養成研修の実施状況(伝統芸能) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度計画</th> <th>研修実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歌舞伎</td> <td>14名程度</td> <td>13名</td> </tr> <tr> <td>大衆芸能</td> <td>3名程度</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>能楽</td> <td>3名</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>文楽</td> <td>2名程度</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>組踊</td> <td>10名</td> <td>10名</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 養成研修の実施状況(現代舞台芸術) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度計画</th> <th>研修実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オペラ</td> <td>15名</td> <td>15名</td> </tr> <tr> <td>バレエ</td> <td>6名</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>演劇</td> <td>45名</td> <td>44名</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">など</p> 	区分	年度計画	研修実績	歌舞伎	14名程度	13名	大衆芸能	3名程度	2名	能楽	3名	2名	文楽	2名程度	3名	組踊	10名	10名	区分	年度計画	研修実績	オペラ	15名	15名	バレエ	6名	6名	演劇	45名	44名	<p>(伝統芸能)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立劇場の役割を踏まえた事業目的に沿って、着実な成果があがっているものと認められる。 寄席囃子については、前期中期目標期間中にすでに休止されており、次期募集に関しては、さらに関係者と協議・検討を重ね、適切な対応をしていくことが期待される。 <p>(現代舞台芸術)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新国立劇場の役割を踏まえた事業目的に沿って、着実な成果があがっているものと認められる。また、三部門が出揃って順調に推移している。 <p style="text-align: right;">など</p>																														
区分	年度計画	研修実績																																																													
歌舞伎	14名程度	13名																																																													
大衆芸能	3名程度	2名																																																													
能楽	3名	2名																																																													
文楽	2名程度	3名																																																													
組踊	10名	10名																																																													
区分	年度計画	研修実績																																																													
オペラ	15名	15名																																																													
バレエ	6名	6名																																																													
演劇	45名	44名																																																													
その他振興会の業務運営に関し必要な事項(運営委託)	4(3)	<ul style="list-style-type: none"> 国立劇場おきなわ運営委託(財団法人国立劇場おきなわ運営財団) 19年4月1日付けで19年4月1日から20年3月31日までの組踊等沖縄伝統芸能に係る業務及び劇場の管理運営に関する業務委託契約を締結。 新国立劇場運営委託(財団法人新国立劇場運営財団) 19年4月1日付けで19年4月1日から20年3月31日までの現代舞台芸術に係る業務及び劇場の管理運営に関する業務委託契約を締結。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特定の関連公益法人へ運営を委託している国立劇場おきなわ及び新国立劇場については、その委託費の大半が国費に由来するものであることに鑑み、日本芸術文化振興会が説明責任をはたす為に、相手先の運営状況を確認する方途として、財団の管理運営に関する事項について、把握できるように契約内容を改善すべきである。 																																																												

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 平成19年度末で利益剰余金が1億円以上計上されているが、利益剰余金の発生要因が業務実績報告書等で明らかにされていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人日本学生支援機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:北原 保雄)
目的	教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与その他必要な援助を行うこと。2 外国人留学生、我が国に留学を志願する外国人及び外国に派遣される留学生に対し、学資の支給その他必要な援助を行うこと。3 外国人留学生の寄宿舎その他の留学生交流の推進を図るための事業の拠点となる施設の設定及び運営を行うこと。4 我が国に留学を志願する外国人に対し、大学等において教育を受けるために必要な学習の達成の程度を判定することを目的とする試験を行うこと。5 外国人留学生に対し、日本語教育を行うこと。6 外国人留学生の寄宿舎を設置する者又はその設置する施設を外国人留学生の居住の用に供する者に対する助成金の支給を行うこと。7 留学生交流の推進を目的とする催しの実施、情報及び資料の収集、整理及び提供その他留学生交流の推進を図るための事業を行うこと。8 大学等が学生等に対して行う修学、進路選択、心身の健康その他の事項に関する相談及び指導に係る業務に関し、大学等の教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うとともに、当該業務に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。9 学生等の修学の環境を整備するための方策に関する調査及び研究を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:渡邊 正太郎)
分科会名	高等教育分科会(分科会長:奥野 信宏)
ホームページ	法人: http://www.jasso.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/08090201/002.htm
中期目標期間	5年間(平成16年4月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	1. H17年度までは、A ⁺ 、A、B、Cの4段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>					
1. 業務運営の効率化			A	A	
(1)業務の効率化	A×2	A×2	A×3	A×2 B×1	
(2)組織の効率化	A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	A×2	
(3)評価	A×3	A×3	A×3	A×3	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上			A	A	
(1)共通的事業	A×3	A×3	A×3	A×3	
(2)学資の貸与その他援助	A×4 B×2	A×6	S×1 A×5	A×5 B×1	
(3)留学生への学資の支給その他の援助	A×4 B×1	A×5	A×5	A×5	
(4)留学生寄宿舎等の設置及び運営等	A×1 B×2	A×2 B×1	A×3	A×3	
(5)日本留学試験の実施	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	
(6)日本語予備教育の実施	A×2	A×2	A×2	A×1 B×1	
(7)留学生交流推進事業	A×1 B×2	A×1 B×2	A×2 B×1	A×2 B×1	
(8)大学等が学生等に対して行う相談・指導業務に関する研修及び情報提供	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	
(9)学生等の修学環境の整備方策に関する調査及び研究	A×3	A×3	A×3	A×3	
(10)その他付帯業務状況	A×3	A×3	S×1 A×2	A×3	
3. 予算、収支計画及び資金計画			A	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	A	
5. 重要な財産の処分等に関する計画	—	—	—	—	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	
7. その他業務運営に関する重要事項			A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	B	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A×3	A×3	A×3	A×3	

2. 府省評価委員会による平成 19 年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 日本学生支援機構は、我が国における学生支援の中核機関(ナショナルセンター)として、その一層の改善・充実に努め、サービス利用者からも概ね良好な評価を得たものと認められる。
- 全体としては計画に沿った対応がなされており、人件費の削減、外部委託の推進や、独立行政法人整理合理化計画において指摘された随意契約見直し計画の着実な実施、給与水準の適正化など、業務運営の一層の効率化等を図るとともに、それぞれの事業部門におけるサービス向上のために積極的に取り組んでいるものと認められる。
- 一方、学資金貸与事業の一部において適切な事務処理がなされていないことが判明したこと等が判明したことから、機構全体で必要な業務体制等の改善措置が直ちに講じられる必要がある。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
外部委託等の推進	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 奨学金の回収業務に係る民間委託の推進のあり方について、平成19年10月に設置された「奨学金の返還促進に関する有識者会議」において検討。 広島国際交流会館の管理運営業務について、市場化テスト評価委員会及び官民競争入札等監理委員会の審議を経て実施要項を定め、これに基づき受託者を選定。 大阪第二国際交流会館について市場化テストの実施に向けて実施要項作成の準備を推進。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月閣議決定)を踏まえつつ、指摘事項の検討を行うなどの取組が行われており、評価できる。 年度計画に基づき、広島国際交流会館の市場化テストが実施され、大阪第二国際交流会館の市場化テストの実施に向けた検討が進められており、評価できる。今後は、市場化テスト実施後の検証結果等を踏まえ、更なる対象範囲等の拡大を検討する必要がある。 <p style="text-align: right;">など</p>
学資の貸与その他 援助	2(2)	<p>○ 法的処理の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 督促を重ねても返還に応じない延滞1年以上のものうち35,165件に対して「支払督促申立予告」を実施し、入金等の応答がないもの2,857件に対して「支払督促申立」を実施。 支払督促申立後、異議申立のないもの等785件に対して「仮執行宣言付支払督促申立」を行い、債務名義を取得したものうち23件に対して「強制執行予告」を実施。 さらに、平成18年度に強制執行予告を行ったものうち1件に対して「強制執行申立」を実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法的措置の実施件数は前年を上回っており、また、解決率が改善したことは評価できる。なお、対象を増加させていく必要がある。 今後は、「支払督促申立予告」の実施が「特に必要と認められる者」の選定方法を工夫するなどより効果が見込まれる者に対する法的措置を徹底するなど、法的措置の早期化等に係る取組の一層の充実を図る必要がある。 <p style="text-align: right;">など</p>
留学生寄宿舎等の 設置及び運営等	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 全国国際交流会館入居者へのアンケート結果肯定的な評価95%(平成19年:回収率86%) 肯定的な評価95%(平成18年:回収率84%) 入居者の意見を常時聞くため、意見箱等を設置し、意見を聴取。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用の入居者から昨年と同様95%の利用満足度が得られていることは評価できる。また、入居者の意見を聴取する体制の整備が行われており、評価できる。なお、利用者のニーズに対する迅速な対応が必要である。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 平成19年度末で利益剰余金が1億円以上計上されているが、利益剰余金の発生要因が業務実績報告書等で明らかにされていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。
- 奨学金貸与事業において財団法人日本国際教育支援協会が実施する機関保証業務については、本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成18年11月27日)において、保証機関へ延滞債権のリスクを安易に移転することにより保証機関の収支の健全性が阻害されることのないよう、債務保証の収支、代位弁済・回収状況等を把握し、機関保証の妥当性を毎年度検証するものとされている。平成19年度においては、保証機関の健全性確保のための状況把握及び妥当性を検証する仕組みの検討の状況が業務実績報告書等に記載され、他機関の検証制度の調査や「機関保証制度検証委員会」の設置に向けた取組について評価が行われている。今後の評価に当たっては、16年度の制度開始時に加入した4年制大学の新規返還者が発生することを踏まえ、毎年度機関保証の妥当性の検証について評価を行うべきである。
- 国際交流会館については、平成19年度において、市場化テストの実施状況、入居率や施設の稼働率の状況等について評価が行われている。今後は、本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成18年11月27日)において、現存する施設についても、管理運営業務に係る一般競争入札の導入による民間委託、市場化テストの活用等による経費の削減に努めるとともに、老朽化した施設から順次廃止する等との指摘を踏まえ、次期中期目標・中期計画以降の中長期的な方針及び取組状況について評価を行うべきである。
- 目的積立金について、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「当期総利益を計上しながら目的積立金を申請していない法人について、利益の発生要因を分析し目的積立金を申請していない理由等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。」との指摘を行ったところであるが、平成19年度の評価結果をみると、約52.4億円の当期総利益を計上しながら目的積立金を申請していない理由等が業務実績報告書等で明らかにされていない。今後、財務内容の改善等に関する評価を行うに当たっては、当期総利益を計上しながら目的積立金を申請していない理由を業務実績報告書等で明らかにさせるべきである。

法人名	独立行政法人海洋研究開発機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:加藤 康宏)
目的	平和と福祉の理念に基づき、海洋に関する基盤的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等の業務を総合的に行うことにより、海洋科学技術の水準の向上を図るとともに、学術研究の発展に資することを目的とする。
主要業務	1 海洋に関する基盤的研究開発を行うこと。2 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。3 大学及び大学共同利用機関における海洋に関する学術研究に関し、船舶の運航その他の協力をを行うこと。4 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者の利用に供すること。5 海洋科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。6 海洋科学技術に関する内外の情報及び資料を収集し、整理し、保管し、及び提供すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:渡邊 正太郎)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法人: http://www.jamstec.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyoka/d_kekka/08090201/002.htm
中期目標期間	5年間(平成16年4月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	1. H17年度までは、S、A、B、Fの4段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>					
1. 国民に対して提供するサービス、その他質の向上			A	A	
(1)海洋科学技術に関する基盤的研究開発	S×1 A×8 B×1	S×1 A×9	A×6 B×1	S×1 A×7	
(2)研究開発成果の普及及び成果活用の促進	S×2 A×1	S×1 A×2	A	A	
(3)学術研究に関する船舶の運航等の協力	S	A			
(4)科学技術に関する研究開発または学術研究を行うものへの施設・設備の供用	A×3	A×3	A	A	
(5)研究者及び技術者の養成と資質の向上	A	A			
(6)情報及び資料の収集・整理・保管・提供	A	A	A	A	
(7)評価の実施	S	A			
(8)情報公開	A	A			
2. 業務の効率化					
(1)組織の編成および運営	A×2	A×2	A	B	
(2)業務の効率化	B	B			
3. 予算、収支計画及び資本計画	A	A	B	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	
5. 貴重な財産の処分又は担保の計画	—	—	—	—	
6. 余剰金の使途	—	—	—	—	
7. その他の業務運営					
(1)施設・設備に関する計画	A	A			
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	
(3)能力発揮の環境整備に関する事項	A	B			

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 中期目標期間の4年度目を終了し、各事業ともに着実な進捗をみせている状況である。各センターにおける研究開発については、概ね当初計画通りの成果をあげているとともに、海洋機構でしかなしえない、その特徴を活かした優れた研究を実施している。しかしながら、これら研究により得られた成果を社会面、産業面にどうつなげていくかが課題であり、中長期的な視点に立ち検討することが必要である。
- 事業運営、業務の効率化などについては、中期計画の最終年に向けて組織の改変や、効率化の目標の達成など一層の努力が必要である。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
共同研究及び研究協力の推進	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 共同研究に関しては、平成 19 年度共同研究を 60 件実施、うち、平成 19 年度新規課題は 19 件実施。 機構の研究開発に関する交流を推進するため、引き続き国内の大学・研究機関との連携を進め、新たに4件の機関連携協定を締結。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 共同研究及び研究協力の推進に関しては、内外の研究機関との連携を引き続き取り組んでいると評価する。 など
外部資金による研究の推進	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度は 174 件の外部資金を獲得(科学研究費補助金を含む)(平成 18 年度:169 件)。 競争的研究資金だけでなく、その他の受託研究、民間助成金などへも積極的に応募。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 外部資金による研究開発の推進に関しては、科学研究費補助金を中心とした外部研究資金の獲得が順調に伸びており、評価できる。 など
科学技術に関する研究開発または学術研究を行うものへの施設・設備の供用	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年度に引き続き、外部資金を導入した海外試験掘削を実施。オーストラリア海域において、傾斜掘りを含む2孔のライザー孔と6孔のライザー孔上部孔(ライザーレス掘削区間)を掘削し、国際運用に向けた経験・知見の蓄積、乗組員の技術習熟や稼働率の向上という成果を取得。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 原油高騰などの悪条件の中、運航の工夫などにより航海日数を確保し、研究を計画通りに推進したことを評価する。 掘削技術の「日本化」については、運航をノルウェーの会社から日本の企業へ転換するなどの取組があり、評価できる。 など
人事に関する計画	7(2)	<ul style="list-style-type: none"> 新たな人事制度に基づく評価制度により、平成 19 年度の人事評価を実施。また、評価制度の刷新に伴い、当該評価に応じて職員の昇給を行う評価昇給制度を新たに導入し、評価に応じた公平な資源の配分を実現。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 新人事評価制度の導入や職場環境の安全確保、職員への法令遵守教育など、より良い職場環境の整備、業務運営がなされているが、新人事評価制度については、職場の活力に関わる重要な問題であるため、研究者や職員のためのものとなっているか、職員へのアンケートなど検証を必要とする。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 平成 19 年度末で繰越欠損金が約 3.5 億円計上されているが、繰越欠損金の発生要因及び解消に向けた取組状況が明らかにされていない。一方、評価結果において、「予算(人件費の見積を含む)、収支計画及び資金計画」の評定はA評定(中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。)と評価されているが、繰越欠損金については言及されていない。今後の評価に当たっては、繰越欠損金の発生要因及び解消に向けた取組状況を明らかにさせた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。
- 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成 19 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 116.4(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の学歴構成、②管理職割合の高さが挙げられている。しかしながら、評価結果において、①についての言及はなされているが、②に関して、法人の説明の合理性の検証状況が明らかにされていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア(ウ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人国立高等専門学校機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:河野 伊一郎)
目的	国立高等専門学校を設置すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする。
主要業務	1 国立高等専門学校を設置し、これを運営すること。2 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談、寄宿舎における生活指導その他の援助を行うこと。3 機構以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の機構以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。4 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:渡邊 正太郎)
分科会名	高等教育分科会(分科会長:奥野 信宏)
ホームページ	法人: http://www.kosen-k.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/08090201/002.htm
中期目標期間	5年間(平成16年4月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	1. H17年度までは、S、A、B、Fの4段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>					
1. 業務運営の効率化			A	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項			A	A	
(1)教育に関する事項	S×6 A×37 B×2	S×2 A×3 B×2	A	A	
(2)研究に関する事項	A×5	A	A	S	
(3)社会との連携、国際交流等に関する事項	A×6	A	S	A	
(4)管理運営に関する事項	A×6	A	A	A	
(5)その他	A	A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画		A	A	A	
(1)収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現					
(2)予算					
(3)収支計画					
(4)資金計画	A×3				
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	
5. 重要な財産の処分	—	A	A	—	
6. 余剰金の使途	—	A	A	A	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項					
(1)施設・設備に関する計画	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A×2	A	A	A	
(3)設備に関する災害復旧に関する計画	A	A	A	—	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 学習到達度試験や卒業生による授業評価・学校評価など、教育の質の向上に向けた優れた取組を実施している。
- 技術科学大学との教員人事交流や寄附講座の設置など意欲的な取組を積極的に実施。
- 業務の効率化について、収入業務及び全ての支払業務の一元化を実施するなど、スケールメリットを生かした効率化を着実に達成している。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度1%の効率化については、平成16年度:1.4%、平成17年度:1.1%、平成18年度:1.1%、平成19年度:1.2%。 各学校で行っている各種業務について、55校が一つの法人にまとまったスケールメリットを生かし、事務の簡素化・効率化を行うため、企画委員会の下に設置した業務改善委員会における検討結果に基づき、各種業務の一元化を計画的に実施。 機構本部事務局には、業務の一元化(集中処理)を行う体制として管理課を置き、各学校事務部については3課から2課へ移行。また、引き続き業務改善委員会において、一層の事務の簡素化・効率化のための検討を実施。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 55高専が1法人になったスケールメリットを活かし、機構本部において平成19年度より共済業務、人事給与業務、支払業務等の業務一元化を実施し、効率的な業務運営がなされていることを評価する。 支払業務においては、多岐に亘る重複分の名寄せシステムの導入及び支払回数を集約化する方法により、支払事務の効率化、振り込み手数料の減少などが図られた。 業務の効率化は目標である1%削減率を超えて1.2%が達成されており、さらにスケールメリットを活かして管理運営費の2%削減し、戦略的・計画的に配分を行ったことは評価できる。 <p>など</p>
研究に関する事項	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 高専機構主催の「教育教員研究集会」、「全国高専テクノフォーラム」で高専間及び産業界との情報交換を実施。 外部資金の獲得については、科学研究費補助金獲得のためのガイダンス開催及び外部資金情報メールマガジンの発行を引き続き実施。 国立高専初となる寄附講座を設置し、積極的な産学連携・地域連携を推進。 長岡、豊橋両技科大と協同して文部科学省の公募事業に応募することにより、組織的な関係及び知的財産の管理・活用をより効果的に進める方策について検討を実施。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 機構として「教育教員研究集会」「全国高専テクノフォーラム」での情報交換や、学部資金獲得のためのガイダンス実施、メールマガジンによる情報発信などにより外部資金獲得に努めており、その成果も着実にあげている点を高く評価する。高専初の寄附講座を設置したことは特に高く評価する。 研究成果の知的資産化に関して、教職員の啓発や、発明の特許性や市場調査などの共通部分について機構本部が先導的な役割を果たし、スケールメリットを評価、活用、管理に生かしている点が優れている。また、高専機構と両技術科学大学が組織的な協力をを行い、知的財産の管理・活用を進める方策について検討を進めたことは高く評価できる。 <p>など</p>
社会との連携、国際交流等に関する事項	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> JICAにおける海外技術協力プロジェクトを民間コンサルティング会社と共同企業体を結成して受注し、トルコへ教員を3名派遣してトルコにおける技術教育体制等の整備を進めるなど、積極的な国際交流を推進。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> トルコへ教員3名を派遣し、トルコにおける技術教育体制の整備に協力するなど、積極的に海外技術協力を推進した点を評価する。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 平成19年度末で利益剰余金が1億円以上計上されているが、利益剰余金の発生要因が業務実績報告書等で明らかにされていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人大学評価・学位授与機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (機構長:木村 孟)
目的	大学等の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、学校教育法第百四条第四項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする。
主要業務	1. 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。2. 学校教育法第百四条第四項の規定により、学位を授与すること。3. 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。4. 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する情報及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:渡邊 正太郎)
分科会名	高等教育分科会(分科会長:奥野 信宏)
ホームページ	法人: http://www.niad.ac.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/08090201/002.htm
中期目標期間	5年間(平成16年4月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	1. H17年度まではA ⁺ 、A、B、C、C ⁻ の5段階評価。 2. H18年度からはS、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評定自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>					
1. 業務運営の効率化			A	A	
(1)業務の効率化	A	A	A	A	
2. 国民に対して提供するサービス、その他の質の向上			A	A	
(1)大学等の教育研究活動等の総合的状況についての評価	A	A	A	A	
(2)学位授与	A ⁺	A ⁺	A	A	
(3)調査及び研究	A	A	A	A	
(4)情報の収集、整理、提供	B	B	A	A	
(5)その他の業務	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3	A×3	
(6)業務運営	A×2	A×2	A×2	S×1 A×1	
3～6. 財務内容の改善			A	A	
(1)財務内容の改善に関する事項等	A	A	A	A	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項			A	A	
(1)人事に関する計画	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 業務改善及び次期中期計画の策定に資することを目的として、「外部検証委員会」を設置し、平成16年度から平成18年度までの業務実績や自己点検・評価結果に基づき、中期計画の項目毎に機構の業務全般について検証を実施している。
- 年度計画を着実に実行するとともに、評価事業、学位授与事業について、着実に改善が図られている。また、平成20年度に実施する国立大学法人等の教育研究評価の準備が着実に実施されている。
- 認証評価事業は、多数の大学等を対象に、多数の評価委員などを組織化して遂行する難度の高い業務にもかかわらず、効率的・効果的に行われている。
- 学位授与事業は、ユーザー利便性の向上が図られており、調査・研究については各分野の専門家により研究が進められている。

(2)項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
大学等の教育研究活動等の総合的状況についての評価	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 大学、短期大学及び高等専門学校の各機関別認証評価委員会の下に、評価部会及び財務専門部会等を設置し、また、法科大学院認証評価委員会の下に、評価部会及び運営連絡会議を設置。評価担当者については、各関係団体等に対して広く候補者の推薦依頼を行い、適切な評価担当者を任命するなど、評価体制の整備を推進。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度においては、評価体制の整備を図り、38大学、2短期大学、20高等専門学校、9法科大学院を対象に、これまでにない膨大な業務を組織的に遂行できたことは評価できる。また、被評価大学などからの意見申立てに対し、透明性を確保した形で実施したことは適切であった。 認証評価の申請を促すため、事前に実施した意向調査の状況を踏まえつつ、機構への申請について検討している大学を訪問し、詳細な内容を説明するなどの取組を行って

			いることは評価できる。 など
学位授与	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度においても、短期大学・高等専門学校卒業生等の単位積み上げ型の学習者に対して、4 月期と 10 月期の 2 回、学位授与申請を受け付け、厳正な審査を行った上で、2,574 人に対して規則どおり申請後 6 月以内に学士の学位を授与。 また、いわゆる省庁大学校の修了者 1,165 人に対しても厳正な審査を行った上で、学士については 1,018 人に対して規則どおり申請後 1 月以内に、修士及び博士については、修士 129 人、博士 18 人に対して規則に定められた審査期間内に学位を授与。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学士に関する学位授与申請者が増加傾向にある中で、サービス内容の向上を柔軟に進めていることは評価できる。特に、申請者本人でなく、在籍機関を通じて学位記を受け取る仕組みで申請者の満足感を増加させたこと、認定専攻科負担軽減措置、電子申請システム構築、障害者への対応、不合格者へのフィードバック等々、きめ細かい対応は、国民の学習意欲向上に貢献するものと期待される。 <p>など</p>
情報の収集、整理、提供	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年 7 月上旬より、各国立大学法人及び大学共同利用機関法人の協力の下、情報の収集を実施。収集したデータを機構において集計し、国立大学法人等の教育研究評価における自己評価の根拠資料として活用し、実績報告書の作成に資するよう、整理・分析を行い、12 月から各国立大学法人等に提供を実施。また、収集したデータについて、機構の評価担当者が客観的な基礎資料として活用できるよう、整理・分析方法及びその提供方法の検討を実施。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 17・18 年度の試行的構築をもとに 19 年度において、大学情報データベース構築を行い、かつ、各国立法人等から情報の提供を受け、整理・分析した情報を各国立大学法人にフィードバックできたことは評価できる。これにより、今後の教育研究活動評価の作業の効率化、評価の統一性などに寄与することが期待される。 <p>など</p>
その他主務省令で定める業務運営に関する事項	7	<ul style="list-style-type: none"> 2 部 10 課体制（管理部 4 課、評価事業部 6 課）から役員直轄の企画監査課を新設した上で、2 部 7 課体制（管理部 3 課、評価事業部 4 課）に組織を改組。また、研究部においては、研究部門を廃止。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 業務繁忙化の中で、職員増加を抑制している。ただし、人事交流における他機関依存が過度となると、プロパー職員の専門能力養成の阻害要因となることに留意が必要である。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見 (H20.11.26) (個別意見)

- 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成 19 年度における給与水準は、対国家公務員指数（年齢勘案）で 102.8（事務・技術職員）と国家公務員の水準を上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の勤務地や学歴構成、②その他法人固有の事情（異動保障受給比率が高いこと）が挙げられている。しかしながら、評価結果において、②についての言及はなされているが、①に関して法人の説明の合理性の検証状況が明らかにされていない。今後の評価に当たっては、別紙 2（1-（1）-ア-（イ））を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものになっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。また、上記以外にも、別紙 2（1-（1）-ウ-（イ））の状況がみられるので、これも踏まえた評価に取り組またい。

法人名	独立行政法人国立大学財務・経営センター(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:遠藤 昭雄)
目的	国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究、その職員の研修その他の業務を行うことにより、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学、大学共同利用機関及び国立高等専門学校における教育研究の振興に資することを目的とする。
主要業務	1 国立大学法人等の財産の適切かつ有効な活用について国立大学法人等に対する協力及び専門的、技術的助言を行うこと。 2 国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付け(施設費貸付事業)を行うこと。3 国立大学法人等に対し、文部科学大臣の定めるところにより、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付(施設費交付事業)を行うこと。4 国立大学法人等における奨学を目的とする寄附金で特定の国立大学法人等に係るもの以外のもの受入れ及び当該寄附金に相当する金額の配分に関する業務を行うこと。5 高等教育に係る財政並びに国立大学法人等の財務及び経営に関する調査及び研究を行うこと。6 国立大学法人等における財務及び経営の改善に関し、その職員の研修、情報提供その他の業務を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:渡邊 正太郎)
分科会名	高等教育分科会(分科会長:奥野 信宏)
ホームページ	法人: http://www.zam.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/08090201/002.htm
中期目標期間	5年間(平成16年4月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	1. H17年度まではA ⁺ 、A、B、C、C ⁻ の5段階評価。 2. H18年度からはS、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評定自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>					
1. 業務運営の効率化			A	A	
(1)業務内容の精査、組織の見直し状況	A	A	A	A	
(2)業務内容の見直し、外部委託の推進等による効率化	A	A	A	A	
(3)事務情報化の推進、事務処理の効率化	A	A	A	A	
(4)業務の効率化	A ⁺	A	A	S	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上			A	A	
(1)国立大学法人等の財産管理等に関する協力・助言	A	A	A	A	
(2)施設費貸付事業及び施設費交付事業	A	A	A	A	
(3)寄附金の受け入れ及び配分	B	B	B	B	
(4)高等教育財政及び国立大学法人等の財務・経営に関する調査研究	A	A	A	A	
(5)セミナー・研修事業の開催	A	A	A	—	
(6)国立大学法人等の財務・経営の改善に資する情報提供	A	A ⁺	A	A	
(7)財務・経営の改善に関する協力・助言	A	A	A	A	
(8)大学共同利用施設の管理運営	B	A	A	A	
(9)国立大学法人財務・経営情報システムの構築		B	A	A	
(10)旧特定学校財産の管理処分	A	A	A	A	
(11)承継債務の確実な徴収及び償還	A	A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画			A	A	
4. 短期借入金の限度額	—	—	—	—	
5. 重要な財産を譲渡・担保する計画	—	—	—	—	
6. 剰余金の使途	—	—	—	—	
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項			A	A	

2. 府省評価委員会による平成 19 年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 国立大学財務・経営センターは、国立大学法人等における教育研究の振興に資するため、国立大学法人等における施設整備に必要な資金の貸付・交付や財務・経営に関する調査研究などの業務活動について、中期目標の達成に向け、年度計画に従い着実に実施している。
- また、平成 18 年度の事務及び事業の見直しにより、平成19年度から融資等業務に特化された中で、融資等業務に密接に関連する財務・経営の改善に関する情報提供及び協力・助言業務の整備により、国立大学法人等の財務・経営の改善を図るといふセンター本来の役割を十分に果たしている。
- なお、少人数のスタッフにも関わらず、活発な調査研究が実施されており、今後の国立大学財政の本格的な改革に繋がる大きな成果が期待される。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
国立大学法人等の財産管理に関する協力・助言	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 国立大学法人等から財産管理等に係る 30 件の相談があり、当センターで培ってきたこれまでのノウハウの蓄積等により当該相談に適切に対応。 • 大学に不動産が寄付された際に付された条件が法律上どの程度有効であるかなど、30 件の相談のうち 17 件の高度、かつ、専門的な内容の相談を受け付けており、弁護士などの専門家を活用するなどして当該相談に適切に対応。 • 処分促進方策調査協力者会議の開催及び助言等については廃止済。 	<ul style="list-style-type: none"> • 協力・助言が順調に実施されており、相談内容も本格化してきている。 <p style="text-align: right;">など</p>
施設費貸付事業及び施設費交付事業	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 34 国立大学法人(91 事業)に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として、69,124 百万円の貸付を実施。 • 90 国立大学法人等(91事業)に対し、施設整備等に必要な資金として、8,316 百万円を交付。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 国立大学法人の資金需要に応じ、円滑な施設費貸付事業が適切に実施されたと評価できる。 • 施設整備計画に基づき施設費は適切に交付されていると評価できる。 <p style="text-align: right;">など</p>
寄付金の受け入れ及び配分	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> • センターの業務に理解の深い企業等を訪問の結果、寄付への理解を得られた2社と昨年度に引き続き調整を実施、結果として、本年度の受入れは未達成。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 努力は認められるが、結果に結びついていない。 • 直接国立大学への寄付になり、センターへの寄付は難しいとは言え、達成できなかったという評価にせざるを得ない。 <p style="text-align: right;">など</p>
業務の効率化	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> • 一般管理費については、消耗品費の削減、備品の長期利用、随意契約から一般競争への移行等を行ったことにより、一般管理費の決算額において、8.9%の効率化を達成。 • 事業費については、ペーパーレス化の推進、消耗品費の削減、随意契約から一般競争への移行等により、事業費の決算額において、1.8%の効率化を達成。 	<ul style="list-style-type: none"> • 目標値を上回る効率化を達成している。 • 一般管理費の大幅な削減、事業費の削減は評価に値する。特に随意契約の見直しは、ようやく独立法人化されたメリットが出てきた感がある。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26) (個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人メディア教育開発センター(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:清水 康敬)
目的	大学、短期大学及び高等専門学校における多様なメディアを高度に利用して行う教育の内容、方法等の研究及び開発並びにその成果の普及等を行うことにより、大学等における教育の発展に資することを目的としている。
主要業務	1 大学等における多様なメディアを高度に利用して行う教育の内容、方法等の研究及び開発を行うこと。2 前号に掲げる業務に係わる成果を普及し、及びその活用を促進すること。3 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:渡邊 正太郎)
分科会名	高等教育分科会(分科会長:奥野 信宏)
ホームページ	法人: http://www.nime.ac.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/08090201/002.htm
中期目標期間	5年間(平成16年4月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	1. H17年度までは、A ⁺ 、A、B、C、C ⁻ の5段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>					
1. 業務運営の効率化			S	A	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上			A	A	
(1) 大学等における多様なメディアを高度に利用して行う教育に関する研究及び開発とその成果の公表状況	A	A	A	A	
(2) メディアを高度に利用した教育活動に対する支援	B	A	A	A	
(3) 大学院における教育その他その大学における教育への協力	A	A	A	A	
(4) その他、付帯する事項	A	A	A	A	
3. 予算、収支計画、資金計画			A	A	
(1) 自己収入の確保予算の効率的な執行状況	A	A	A	A	
(2) 組織及び体制の改善による適切性	A ⁺	A ⁺	S	A	
4. その他業務運営に関する事項			A	A	
(1) 施設設備の整備・活用等の状況	A	A	A	A	
(2) 人事に関する事項の達成状況	A	A	A	A	
(3) 安全管理に関する状況	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- IT新改革戦略の目標達成のため、大学支援チームの編成・広報活動の強化やオンライン学習大学ネットワークの設立により大学等への実践的支援を強めている。
- NIME-gladの充実により学習資源の流通化・共有化を促進するとともに、新たに韓国のICT教育推進機関との連携を実現し国際連携の拡大を図った。
- 随意契約については基準の見直しを行い、一般競争入札の範囲を国と同一基準とし、公共調達に適正化に努めた。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 「IT新改革戦略」の実現のため、新たに3部門(①学習教材開発部門、②授業改善部門、③授業運用部門)のチームを発足させ、①導入段階、②推進段階、③発展段階と大学等の実情に応じた、支援チームによる訪問支援を開始。 関係機関との連携により大学におけるeラーニングを活性化させることを目的として、平成19年11月に「オンライン学習大学ネットワーク(UPO-NET)」を発足させた。当初の参加校は107大学であったが、現在は150大学(140%)にまで拡大。 センターのミッションに即した機動的、円滑な事業展開を図るため、プロジェクトと特定事業の構成員について、各プロジェクト等の目的に応じ、組織を超えて柔軟かつ機動的に必要な教職員を参画。 独立行政法人整理合理化計画を踏まえ、一層の人員規模の縮小に着手することとし、関係機 	<ul style="list-style-type: none"> 理事長のリーダーシップのもと、アウトカムを見据えて活動を重点化し、新たに「大学支援チーム」「オンライン学習大学ネットワーク」など、実践的支援を開始したことは評価できる。IT新改革戦略の目標を達成するためには、支援する大学等の対象を明確にし、全教授、全職員が高い達成動機を持ち続けるマネジメントが期待される。 法人の整理合理化計画を意識した人事と組織変更が行われている。 人員削減の努力をしていることは認めるが、一層の削減合理化が必要ではないか。職員の能力向上の諸施策の努力は認められる。 各経費の削減を行うとともに、随意契約については、国と同一基準へ拡大し、国の方針に沿う対応をおこなった。

		<p>関との協議を行うことにより、平成20年度当初に大幅な人員削減を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 職員の能力向上のため、外部で実施される派遣研修に積極的に職員を派遣。また、自己点検評価を、対象を事務系全常勤職員に拡大して実施。 • スタジオ運行业務の委託契約について、随意契約から一般競争入札に変更。 • 随意契約に係る情報公開については、国における取り組みを踏まえ、随意契約の公表に関する取扱要項を定め、公表の対象となる随意契約の内容、理由等についてホームページ上に公表しているとともに、平成19年度より一般競争入札の範囲を国と同一基準に拡大。 <p>など</p> 	<p>スタジオ運行业務契約の一般競争入札方式へ移行したことも評価できる。</p> <p>など</p>
メディアを高度に利用した教育活動に対する支援状況	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 大学等のニーズを踏まえ、学習資源の流通・共有化基盤として、学習者等に対する大学等のメディアを利用した教育情報の提供システム(NIME-glad)の検索機能向上や利便性の向上に努め、アクセス件数増加。 • 高等教育政策に資する国内の大学等のICT活用教育に関する実態把握のための調査実施、成果の大学等への普及促進。 • 大学等のニーズに応じたテーマのセミナーを開催することにより参加人数の大幅な増加(対前年度比69%増)。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ICT活用教育の推進の為、コンテンツの充実、NIME-gladの機能拡充、海外との連携を含め大学等のニーズに応じたセミナーを多数開催し参加人数の大幅増(前年比69%増)が図れた事は大きな成果と評価できる。 <p>など</p>
人件費の節減	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 「行政改革の重要方針」に基づき、また、センター中期計画における削減計画を実施するため、平成22年度までに5名の人員削減を行うこととし、19年度当初における常勤職員数を18年度当初と比較して1名減とし、年度途中における異動者5名のうち4名については不補充。 <p>さらに、平成21年4月における放送大学学園との統合に備え、19年度から20年度は組織体制の大幅な合理化を実施することとし、各人事交流機関と協議の上、20年度当初に19年度当初より17名減員。</p> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 人件費について平成17年度に比べて△1.3%とした。 <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 目的積立金について、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「当期総利益を計上しながら目的積立金を申請していない法人について、利益の発生要因を分析し目的積立金を申請していない理由等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。」との指摘を行ったところであるが、平成19年度の評価結果をみると、約11百万円の当期総利益を計上しながら目的積立金を申請していない理由等が業務実績報告書等で明らかにされていない。今後、財務内容の改善等に関する評価を行うに当たっては、当期総利益を計上しながら目的積立金を申請していない理由を業務実績報告書等で明らかにさせるべきである。
- 本法人の総人件費改革の取組については、給与水準等公表によると、平成17年度の基準値772,489千円に対し19年度767,502千円(1.3%の減少(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。))となっており、取組開始から2年を経過した時点で2%以上の削減に至っていないが、この削減状況が法人の具体的な削減計画に予定されたものであるとの事情はみられない。しかしながら、法人の取組の適切性についての検証状況及び今後の削減に向けた展望が、評価結果において明らかにされていない。今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。

法人名	独立行政法人日本原子力研究開発機構(平成17年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:岡崎 俊雄)
目的	原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理に関する技術及び高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術の開発を総合的、計画的かつ効率的に行うとともに、これらの成果の普及等を行い、もって人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資する原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 原子力に関する基礎的研究を行うこと。2 原子力に関する応用の研究を行うこと。3 核燃料サイクルを技術的に確立するために必要な業務で次に掲げるものを行うこと。イ 高速増殖炉の開発(実証炉を建設することにより行うものを除く。)及びこれに必要な研究。ロ イに掲げる業務に必要な核燃料物質の開発及びこれに必要な研究。ハ 核燃料物質の再処理に関する技術の開発及びこれに必要な研究。ニ ハに掲げる業務に伴い発生する高レベル放射性廃棄物の処理及び処分に関する技術の開発及びこれに必要な研究。4 前三号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。5 機構の施設及び設備を科学技術に関する研究及び開発並びに原子力の開発及び利用を行う者の利用に供すること。6 原子力に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。7 原子力に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。8 第一号から第三号までに掲げる業務として行うもののほか、関係行政機関又は地方公共団体の長が必要と認めて依頼した場合に、原子力に関する試験及び研究、調査、分析又は鑑定を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:渡邊 正太郎)
分科会名	科学技術・学術分科会(分科会長:門永 宗之助)
ホームページ	法人: http://www.jaea.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyoka/d_kekka/08090201/002.htm
中期目標期間	4年6か月間(平成17年10月1日～平成22年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	—	—	—	1. H17年度はS、A、B、Fの4段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>				
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上		A	A	
(1)エネルギーの安定供給と地球環境問題の同時解決を目指した研究開発	S×1 A×6 B×1	S×2 A×6	S×1 A×7	
(2)量子ビーム利用のための研究開発	S×1 A×2	S×1 A×2	S×2 A×1	
(3)原子力の研究、開発及び利用の安全の確保と核不拡散	A×3	A×3	S×1 A×2	
(4)自らの原子力施設の廃止措置及び放射性廃棄物の処理・処分に係る技術開発	A	A	A	
(5)原子力の研究、開発及び利用に係る共通的科学技術基盤の高度化	A×2	A×2	S×1 A×1	
(6)産学官との連携の強化と社会からの要請への対応	A×9	A×9	A×9	
2. 業務運営の効率化		A	A	
(1)柔軟かつ効率的な組織運営	A	A	A	
(2)統合による融合相乗効果	A	A	A	
(3)産業界、大学、関係機関との連携強化による効率化	A	A	A	
(4)業務・人員の合理化・効率化	A	A	A	
(5)評価による業務の効率的推進	A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画		A	A	
(1)予算				
(2)収支計画	A	A	A	
(3)資金計画				
(4)財務の内容に関する事項	A	A	A	
4. 短期借入金 の限度額	—	—	—	
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	—	—	—	
6. 剰余金の使途	—	—	—	
7. その他業務の運営に関する事項		A	A	
(1)安全確保の徹底と信頼性の管理に関する事業	A	A	B	
(2)施設・設備に関する事項	A	A	A	
(3)放射性廃棄物の処理・処分並びに原子力施設の廃棄措置に関する事項	A	B	A	
(4)人事に関する計画	A	A	A	
(5)中期目標期間を超える債務負担	—	—	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 19年度の業務実績は全般的に計画どおり進んでおり、中期目標及び計画を十分に達成し得る可能性が高いと判断される。
- ITER計画を進めるに当たり国際的に先導する研究開発成果を創出したこと、量子ビーム技術開発及び先端基礎研究において革新的な成果を得たこと、核不拡散に関する新たな測定法を開発し国際原子力機関の分析法として認証されたことは高く評価できる。
- 原子力科学研究所において汚染等の不適切な事例が発生した結果責任は評価のマイナス要因であるが、汚染発覚後は速やかに対策を講じ、職員の創意工夫で業務に対する影響を最小限に抑えたことは評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
高速増殖炉サイクルの実用化研究開発	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 年度計画に基づき、主概念(「ナトリウム(Na)冷却高速増殖炉(MOX燃料)」、「先進湿式法再処理」、「簡素化ペレット法燃料製造」の組み合わせ)を中心とした要素技術開発とそれらの成果を踏まえた設計研究を着実に推進。 • 高速増殖炉サイクル技術を世界標準技術とすべく、米国エネルギー省及び仏原子力庁と研究協力の覚書を締結し、研究開発を効率的に推進。 など 	<ul style="list-style-type: none"> • 「常陽」におけるトラブルにより試料部を取り出すことができず、照射後試験は未着手であることが懸念材料ではあるが、平成19年度実施分については、中期計画通りに履行し、中期目標の達成に向けて順調に実績を上げている。 • 海外の機関と積極的な連携を図り、FBRサイクルに係る国際共同研究の実現に向けた共同文書に同意しFBR国際標準の一つとなる可能性を高めるなど成果を上げつつある。 など
核融合エネルギーを取り出す技術システムの研究開発	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 年度計画に基づき、ITER建設の共同実施やBA計画の具体化に向けた支援・協力活動を実施するとともに、我が国が分担する超伝導コイル、遠隔保守機器、加熱装置、計測装置等の調達に必要な研究開発においては、いずれも要求性能を満足する成果を得て調達準備を推進。 • 核融合工学分野においては、ITERの目標性能を上回るジャイロトロン高周波加熱装置の定常発振の成功、世界に先駆けたトロイダル磁場コイル用超伝導体の製作技術基盤の構築等、高い技術開発成果を輩出し、我が国の技術的な主導性を高く示すなど、我が国の技術基盤の向上に貢献するとともに、ITER協定参加極に対する国際的イニシアチブの確保をより強化。 など 	<ul style="list-style-type: none"> • ITERの目標性能を上回るジャイロトロン高周波加熱装置の定常発振の成功、世界に先駆けたトロイダル磁場コイル用超伝導体の製作技術基盤の構築等、世界を先導する成果がでており、機構が進める核融合炉工学の研究開発において、特に優れた成果を上げていると評価される。今後はITER関連設備の製作の「もの作り」においても世界をリードするとともに、ITER機構職員数についても国際的な取り決めにおいて確保した権利を十分に行使できるよう、人材の派遣に関して国内実施機関としての原子力機構の更なる努力を期待する。 など
安全確保の徹底と信頼性の管理に関する事業	7(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 年度計画に基づき、「平成19年度安全衛生基本方針」に基づく安全活動や、核物質管理を実施。安全に係る品質保証活動については19年度のマネジメントレビューを20年度品質方針に反映するなど、継続的改善を実施。 など 	<ul style="list-style-type: none"> • 原子力科学研究所の非管理区域において汚染が生じていたこと及びその事実を長期間発見できなかったこと、原子力施設に係る許認可手続きの不備等の不適切な事例が発生していた事実を踏まえると、一層の安全確保・法令遵守の徹底・強化を図ることが必要である。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 高速増殖原型炉「もんじゅ」については、平成7年12月に発生した2次主冷却系ナトリウム漏えい事故を契機に現在もなお停止状態にある。平成19年度の評価結果においては、「中期計画通りに履行し、中期目標の達成に向けて順調に実績を上げている。引き続き、もんじゅの本格運転再開に向けた準備、信頼性向上に向けた着実な取組を期待する。」等として、評定がA(中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。)とされている。今後の評価に当たっては、現在もなお停止状態にあり、毎年度多額の経費を要していることも踏まえ、より厳格に評価を行うべきである。
- 本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で119.7(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。これについては、評価結果において「役職員の給与水準の適正化の観点から、人事院勧告に基づく期末手当の引上げの抑制等を行ったことにより、機構の給与水準の指数は着実に低下しており、今後とも適切な取組が行われることを期待する。」と記載されている。しかしながら、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、給与水準が高い理由として、①管理職割合の高さ、②その他法人固有の事情(人材確保及び類似業種の給与水準、人員構成、原子力研究開発の特殊性等)が挙げられているものの、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(7)、(ウ)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

法人名	日本私立学校振興・共済事業団(平成10年1月1日設立) (理事長:鳥居 泰彦) ※平成15年10月1日より、助成業務について独立行政法人同様に評価を実施。
目的	私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行うとともに、私立学校教職員共済法の規定による共済制度を運営し、もって私立学校教育の振興に資することを目的とする。
主要業務	1 私立学校の教育に必要な経費に対する国の補助金で政令で定めるものの交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、補助金を交付すること。2 学校法人又は準学校法人に対し、その設置する私立学校又は職業に必要な技術の教授を目的とする私立の専修学校若しくは各種学校で政令で定めるものの施設の整備その他経営のため必要な資金を貸し付け、及び私立学校教育に関連してその振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その事業について必要な資金を貸し付けること。3 私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う学校法人、準学校法人その他の者に対し、その事業について助成金を交付すること。4 私立学校教育の振興のための寄付金を募集し、管理し、及び学校法人、準学校法人その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う者に対し、その配布を行うこと。5 私立学校の教育条件及び経営に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、並びに関係者の依頼に応じてその成果の提供その他の指導を行うこと。
委員会名	文部科学省独立行政法人評価委員会(委員長:渡邊 正太郎)
分科会名	高等教育分科会(分科会長:奥野 信宏)
ホームページ	法人: http://www.shigaku.go.jp/ 評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/d_kekka/08090201/002.htm
中期中期目標期間	4年6か月間(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. H17年度までは、A、B、Cの3段階評価。 2. H18年度からは、S、A、B、C、Fの5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、「総合評価」には「—」を付している。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化に関する事項				A	A	A	
(1)共通事項	A	A	A	A	A	A	
(2)補助事業	A	A	A	A	A	A	
(3)貸付事業	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(4)受配者指定寄付金事業	A	A	A	A	A	S	
(5)学術研究振興基金事業	A	A	A	A	A	A	
(6)教育条件・経営情報支援事業	A×2 B×1	A×3	A×4	A×4	A×4	A×4	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項				A	A	A	
3. 財務内容の改善に関する事項				A	A	A	
(1)適切な財務内容の実現等	A	A	A	B	B	B	
(2)財務内容の管理・運営の適正化	A	A	A	A	A	A	
(3)人件費改革に向けた取組				A	A	A	
(4)期間全体にかかる予算	B	A					
(5)期間全体にかかる収支計画	A	A	B	A	A	A	
(6)期間全体にかかる資金計画	A	A					
4. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A×3 B×1	A×3 B×1	A×3 B×1	A×5	A×5	A×5	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 平成19年度の業務実績については、平成18年度評価の際の指摘を踏まえたものとなっており、積極的に業務の改善に取り組んでいると窺える。
- 理事長のリーダーシップのもと、各事業を確実に実施しており、今後更なる事業の充実が期待される。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等												
貸付事業	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> ホームページや「月報私学」に「償還の案内」を掲載するとともに、払込期日の案内、未償還法人等への督促を迅速に行い、貸付金の回収率は、98.86%(平成18年度 99.41%)。 新規滞納の発生を抑制するため平成18年度末貸付残高のある法人1,500法人について、債務者区分に基づく信用格付けの推移を確認。また、平成18年度新規貸付法人96法人のうち、75法人について事業実施状況調査を実施し、経営状況・融資の成果の確認を実施。その結果、新規貸付法人について滞納無発生。 平成19年度末総貸付残高に対するリスク管理債権の割合は、2.07%。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 貸付金の回収率は平成18年度に比べ低下したものの、未収の法人数は僅かではあるが減少しており、評価できる。 延滞債権の回収努力を十分に行っていることは評価できる。引き続き、貸付先法人のモニタリングや、延滞債権の滞納解消及び回収に努めるなど、更なるリスク管理機能の強化を図りたい。 リスク管理債権の割合について年度計画を達成しており、評価できる。 												
受配者指定寄付金事業	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 寄付金の配付申請から寄付金の配付までの1件当たりの平均処理期間は24.64日となり、平成14年度の平均処理期間30日に比して、17.86%の短縮。 なお、配布平均処理期間の短縮割合(14年度比)については下記のとおり。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1件当たりの処理期間の短縮状況</td> <td>3.6%</td> <td>3.0%</td> <td>4.5%</td> <td>5.3%</td> <td>17.9%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	1件当たりの処理期間の短縮状況	3.6%	3.0%	4.5%	5.3%	17.9%	<ul style="list-style-type: none"> 受配者指定寄付金の配布申請数が平成15年度に比して約2.4倍に増加する中、1件当たりの平均処理期間について短縮(効率化)を果たしており、評価できる。
年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度										
1件当たりの処理期間の短縮状況	3.6%	3.0%	4.5%	5.3%	17.9%										
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	2	<ul style="list-style-type: none"> 政策金融としての質的向上への対応として、平成18年度に整備した融資業務工程の見直しを適宜実施し、与信審査の円滑化及び効率化を推進。また、与信審査の厳格化の一環として、不動産担保マニュアル(「不動産担保取り扱いの手引き」)の整備を実施。 平成19年度に借入の希望がある既設の学校法人(60法人)を対象とした融資相談会を実施したほか、文部科学省と共催で施設の耐震化のための相談会(全国で計190法人が参加)を実施し、耐震化事業に当たっての補助制度について文部科学省が説明し、融資制度について事業団が説明と利用案内を実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 不動産担保マニュアルの整備を行うなど、更なる与信審査の厳格化を図ったことは評価できる。 融資相談会等の貸付需要の掘り起こしのための取組みについては、貸付事業が私学事業団の核となる事業であることに鑑み、引き続き、積極的に努められたい。 <p style="text-align: right;">など</p>												

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 平成19年度末で利益剰余金が1億円以上計上されているが、利益剰余金の発生要因が業務実績報告書等で明らかにされていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

⑥ 厚生労働省

法人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:渡邊 昌)
目的	国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。
主要業務	1 国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究を行うこと。2 国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究を行うこと。3 食品について栄養生理学上の試験を行うこと。4 1から3に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	調査研究部会(部会長:田村 昌三)
ホームページ	法人: http://www.nih.go.jp/eiken/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/cyosa07.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A×3	S×1 A×2	S×1 A×2	A×3			
(2) 効率的な研究施設及び研究設備の利用	A	A	A	B			
(3) 運営体制の改善に関する事項					A	A	
(4) 研究・業務組織の最適化に関する事項					A	B	
(5) 職員の人事の適正化に関する事項					A	A	
(6) 事務等の効率化・合理化に関する事項					B	A	
(7) 評価の充実に関する事項					A	B	
(8) 業務運営全体での効率化					A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 社会的ニーズの把握	A	A	A	A			
(2) 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施	A×7	S×1 A×5 B×1	A×7	A×7			
(3) 外部評価の実施及び評価結果の公表	A	A	A	A			
(4) 成果の積極的な普及及び活用	S×1 A×3	S×2 A×2	S×1 A×3	A×4			
(5) 国内外の健康・栄養関係機関等との協力の推進	A×2	A×2	A×2	A×2			
(6) 研究に関する事項					S×2 A×5 B×1	S×1 A×6 B×1	
(7) 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項					A×2 B×2	A×1 B×3	
(8) 情報発信の推進に関する事項					B	A	
3.財務内容の改善							
(1) 運営費交付金以外の収入の確保	A	A	A	A			
(2) 予算、収支計画及び資金計画	A	A	B	A			
(3) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項					A	A	
(4) 経費の抑制に関する事項					A	B	
4.その他業務運営に関する事項							
(1) 施設及び設備に関する計画	B	A	B	B			
(2) 職員の人事に関する計画	B	A	A	A			
(3) セキュリティの確保					B	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体として当研究所の目的に沿い、適正に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。
 - ① 健康食品の安全性については、国民の関心が非常に高いことから、この領域における研究の一層の進展及び迅速でわかりやすい情報提供が望まれること。
 - ② 食育については、地域・大学等で研究や取り組みが進んでいることから、研究所として取り組むべき課題や関わり方について明確にする必要があること。
 - ③ 民間企業等との連携において、公共性を欠かない連携のあり方について工夫する必要があること。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究に関する事項 (重点調査研究に関する事項(「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究))	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> • 「健康食品の安全性・有効性情報」に関して、ニーズ把握及びデータベースの追加・更新に努めた。具体的には、国内外の安全性情報・被害関連情報の提供(週 1-2回)、最新の医学中央雑誌及び Natural Standard(健康食品に関する国際的情報源)等からの素材情報の追加、ビタミンとミネラルに関する最新情報への更新等を行うとともに、ネット会員(約 3,600名)へ更新情報を定期的に(月1回)メールで通知。 • 専門職(薬剤師、栄養士)及び消費者を対象として健康食品に関する意識調査を実施した。また、ネット会員とネット上での情報・意見交換を行うとともに、メールや電話による健康食品に関する問い合わせについても的確な対応に努力。 • 健康食品データベースの一層の充実を図るため、業界団体等との連絡会議を開催し、協力体制を整えた。なお、「健康食品の安全性・有効性情報」サイトへのアクセス数は、約 5,800件/日。 	<ul style="list-style-type: none"> • 国民の関心が高まっている健康食品のヒトに対する影響の評価手法及びリスクコミュニケーションに資するデータベースの充実など、中期計画を上回る研究成果を上げていると評価するが、さらに国民への迅速でわかりやすい情報提供を検討すべき。
研究に関する事項 (研究水準及び研究成果等に関する事項)	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> • 査読付き学術雑誌への原著論文の掲載は、英文誌 96報、和文誌 22報の計 118法(2.6報/特別研究員移譲の研究員一人あたり)。 • 国内外の学会における発表は、国際学会(国内での開催を含む)77回、国内学会 250回の計 327回(7.3回/特別研究員以上の研究員一人あたり)。これらのうち、特別講演、シンポジウム等の招待講演は、国際学会 31回、国内学会 105回。 • 優れた研究成果を国際的な場で積極的に発信するために、所内公募により5件の海外渡航旅費の付与を行い、海外の主要な学会等で研究成果を発表。 	<ul style="list-style-type: none"> • 国内外の質の高い学術誌等へ掲載や学会等における招待講演など、積極的な発表が行われており、中期計画を大きく上回る実績を上げており、高く評価する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所(平成18年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:荒記 俊一)
目的	事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うこと。2 上記1の業務に附随する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	調査研究部会(部会長:田村 昌三)
ホームページ	法人: http://www.jniosh.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/cyosa07.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 (なお、「A:中期目標を上回っている。B:中期目標をおおむね達成している。”) 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は平成18年4月に(独)産業安全研究所と(独)産業医学総合研究所との統合により設立されている。紙面の都合上、統合前の両法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>			
1.業務運営の効率化			
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A×3	A×3	
(2) 効率的な研究施設及び研究設備の利用	A	B	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上			
(1) 労働現場のニーズの把握	A	A	
(2) 労働現場のニーズに沿った研究の実施	A×2	A×2	
(3) 学際的な研究の推進	A	A	
(4) 研究項目の重点化	A	A	
(5) 研究評価の実施及び評価結果の公表	A	A	
(6) 成果の積極的な普及・活用	S×3 A×2	S×2 A×2 B×1	
(7) 労働災害の原因の調査等の実施	S	A	
(8) 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進	S×1 A×2	S×1 A×2	
(9) 公正で的確な業務の運営	A	A	
3.財務内容の改善に関する事項			
(1) 運営費交付金以外の収入の確保	A	B	
(2) 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施	A	A	
4.その他主務省令で定める業務運営に関する事項			
(1) 人事に関する計画	A	A	
(2) 施設・設備に関する計画	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度の業務実績については、研究成果が国の基準等に反映されたこと、国際学術雑誌等に掲載された労働安全衛生に関する研究成果についてインターネットを通じて発信したこと、行政からの労働災害の原因調査等の依頼に著実に対応したことなど多くの社会的貢献を行ったことなどから、研究所の目的である「職場における労働者の安全及び健康の確保」に資するものであり、高い水準で業務を実施したと評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率的な研究施設及び研究設備の利用	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 理事長・理事・監事室を実務部門と隣接させることにより相互間のコミュニケーションを改善。 研究施設・設備の共同利用・有償貸与を一層促進するため、共同利用や貸与の可能な施設・設備を研究所ホームページで公開。また、各種講演会・交流会等で積極的に広報し15課題の共同研究(共同研究協定書に基づくもの及び競争的資金要求時に他機関と共同して申請したものに限定)を実施して施設の共同利用を進めたほか、平成19年度には2件の施設の有償貸与を実施。 など	<ul style="list-style-type: none"> 本部棟の設置、外部貸与対象施設・機器を大幅に設定するなど効率的な研究施設・設備の利用に努めているが、施設の貸与件数が伸びておらず、総合的には、概ね中期計画にそった実績と言える。
成果の積極的な普及・活用(学会発表等の促進)	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度の論文発表等は333報、講演・口頭発表等は369回であり、いずれも平成19年度計画に掲げた数値目標の約2.0倍、1.1倍。 	<ul style="list-style-type: none"> 論文発表数は年度計画目標数(170報)の2倍の340報となり、中期計画を大幅に上回る実績を達成した。さらに、国際的に知名度の高い学術団体から個人賞を3編受賞するな

		<ul style="list-style-type: none"> 論文発表等の内訳は、原著論文 82 編、原著論文に準ずる学会発表の出版物 81 編、総説論文 35 編、著書 30 編、行政報告書等 41 編、その他の専門家向け出版物 64 編。 など 	<p>ど、論文の質的な向上も図られており、中期計画を大幅に上回るものとして評価できる。</p>
成果の積極的な普及・活用(インターネット等による研究成果情報の発信)	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 統合研究所のホームページを作成し、平成 18 年度の研究成果データベースを公開。 研究所が発行している国際学術雑誌「Industrial Health」(年6回発行)の全論文を研究所ホームページにて公開し、研究成果を広く提供・紹介。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 国際学術雑誌「Industrial Health」の年発行回数を4回から6回へ増やしたことで、和文学術雑誌「労働安全衛生研究」を創刊したことは、関係領域の研究の発展にも寄与する実績であり、高く評価する。さらにこれら雑誌の全論文を研究所ホームページで公開するなど組織的に取り組んでおり、中期計画を大幅に上回るものとして評価できる。
運営費交付金以外の収入の確保	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省科学研究費補助金 10 件(うち研究代表者7件)、厚生労働省科学研究費補助金 16 件(うち研究代表者8件)、その他環境省1件(研究代表者)の合計 27 件 78,823 千円の競争的研究資金を獲得した。また、5件 18,627 千円の受託研究を獲得。 その他、施設貸与2件 148 千円著作権料3件 688 千円、特許実施料1件 218 千円等の自己収入を獲得。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 外部資金のうち競争的資金の新規獲得件数が増加しているものの、受託研究、特許実施の実績が減少しており、概ね中期計画にそった実績と評価する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26) (個別意見)

- 経費削減の取組については、業務実績報告書において、平成 19 年度から始まった「高圧設備の長時間使用に対応した疲労強度評価手法に関する研究」での光熱水量の増加が見込まれたが、人工環境室を清瀬地区に集約し施設経費の永続的な節減を図るなどの経費節減努力により、今年度の光熱水量の増加を対前年度 8.8%の増加に抑えることができたとしており、評価結果においては施設の統合等による施設経費の節減などに努めていると評価している。しかしながら、その前提となる上記研究での光熱水量の増加量及び増加額や人工環境室の統合等による経費節減額が明らかにされていないことから、経費節減額等を明らかにさせた上で評価すべきである。
- 「インターネット等による調査及び研究成果情報の発信」については、中期計画において、①公表論文の概要等を研究所のホームページにおいて公開、②年報等を発行し産業界等への研究成果の広報を図る、③研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等の発行及び研究成果の一般誌等への積極的な寄稿、が中期目標を達成するためにとるべき事項として定められているものの、具体的な数値目標が定められていない。平成 19 年度の評価結果においては、上記のとおり具体的な数値目標が定められていないこと、また、18 年度(A評定)と比較しても一般誌等への寄稿件数及び研究所ホームページへのアクセス件数が減少していることからS評定(中期計画を大幅に上回っている)とする理由が不明確であり、評価の考え方、理由、根拠等を明らかにさせた上で評価すべきである。
- 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成 19 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 114.4(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。これについては、評価結果において「役職員の報酬・給与等の状況は妥当であり、適切と認められる。一部に、この法人に限ったことではないが役員報酬が高いとの意見もあった。なお、給与水準の対国家公務員指数については、適正な水準まで引き下げる必要がある。」と記載されている。しかしながら、同年度の役員の報酬等及び職員の給与の水準に関する情報の公表(以下「給与水準等公表」という。)における本法人自身の説明によると、給与水準が高い理由として、①職員の学歴構成、②その他法人固有の事情(国からの出向者の異動保障)が挙げられているものの、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(7)、(イ)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。また、上記以外にも、別紙2(1-(1)-ウ-(7))の状況がみられるので、これも踏まえた評価に取り組まれない。
- 本法人の総人件費改革の取組については、給与水準等公表によると、平成 17 年度の基準値 1,053,105 千円に対し 19 年度 1,043,773 千円(1.6%の減少(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。))となっており、取組開始から2年を経過した時点で2%以上の削減に至っていないが、この削減状況が法人の具体的な削減計画に予定されたものであるとの事情はみられない。しかしながら、法人の取組の適切性についての検証状況及び今後の削減に向けた展望が、評価結果において明らかにされていない。今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。(別紙2(2-イ)参照)

法人名	独立行政法人勤労者退職金共済機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:樋爪 龍太郎)
目的	中小企業退職金共済法の規定による中小企業の従業員に係る退職金共済制度を運営することを目的とする。
主要業務	1 退職金共済契約及び特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業を行うこと。2 上記1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	労働部会(部会長:井原 哲夫)
ホームページ	法人: http://www.taisyokukin.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou07.html
中期目標期間	4年6か月間(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A×3 B×1	A×1 B×3	A×2 B×2	A×2 B×2	A×2 B×2	A×2 B×2	
(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減	A	A	B	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) サービスの向上	A×1 B×2	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3	A×3	A×2 B×1	
(2) 加入促進対策の効果的実施	B	A	A	A	A	A	
3.財務内容の改善							
(1) 累積欠損金の処理	A	A	A	B	B	A	
(2) 健全な資産運用等	A	B	A	B	B	B	
4.その他業務運営に関する事項							
(1) 積極的な情報の収集及び活用	B	B	B	B	B	B	
(2) 建設業退職金共済事業の適正化	B	A	A	A	A	A	
(3) 中期計画の定期的な進行管理	B	B	A	B	B	B	
5.予算、収支計画及び資金計画	B	A	A	A	A	A	
6.短期借入金の限度額							
7.職員の人事に関する計画	B	B	B	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体として適正に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。
 - ① 加入促進については、制度の安定的な運営のため、第2期中期計画の達成に向けて平成20年度以降もさらに効果的な取組が求められるが、特に、3年連続で加入者が目標に達しなかった建設業退職金共済事業(以下「建退共事業」という。)や、5年連続で加入者が目標に達しなかった林業退職金共済事業(以下「林退共事業」という。)については、その産業における事業活動の低迷等業界固有の問題はあるものの、より一層の効果的かつ積極的な取組が求められる。
 - ② 制度が長期的に安定したものとなり、事業主が安心して加入できるものとなるためには、計画的に累積欠損金を解消していくことが重要である。累積欠損金は一般の中小企業退職金共済事業(以下「中退共事業」という。)及び林退共事業において、「累積欠損金解消計画」における年度ごとの解消目安額を上回る利益が確保できなかったが、引き続き「累積欠損金解消計画」に沿った着実な解消が重要である。
 - ③ 中退共事業における退職金未請求者、特定業種退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者に対しては、被共済者への直接の要請等を実施することにより、より一層の縮減を図ることが求められる。
 - ④ 「退職金共済業務に係る業務・システム最適化計画」の実施と併せた4事業本部一体となったさらなる事務処理期間短縮方策の検討、区分経理を前提とした効率的かつ柔軟な資産運用体制の構築、競争契約の導入による経費削減などの業務運営のより一層の効率化に努める必要がある。
 - ⑤ 職員の研修の充実や人事評価結果の活用など効率的かつ柔軟な組織・人員体制の確立を積極的に進めているところであるが、今後もより高い成果を得るために体制やその運用について不断の見直しを引き続き行うとともに、それを具体的な成果につなげるのが重要である。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
サービスの向上(意思決定・業務処理の迅速化)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 退職金支給の事務処理に関して他の事業よりも長期間を要している清退共事業、林退共事業について他事業と同程度の期間で処理すべきではないかとの厚生労働省独立行政法人評価委員会での議論を踏まえ、清退共事業、林退共事業について次期中期目標期間中に処理期間を現行の 	<ul style="list-style-type: none"> 各事業において退職金の給付審査業務についての目標日数を達成したほか、清退共事業、林退共事業について、さらに処理期間を短縮するための枠組みを構築するなど、中期計画を上回る達成が見られた。

		39 日から建退共事業と同じく 30 日に短縮するため、19 年度に策定した業務・システム最適化計画において必要な枠組み案を構築。 など	
累積欠損金の処理	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 中退共事業については、収益の改善及び経費節減の取組を行ったが、平成 19 年度においては、金銭信託の大幅な評価損の影響を受けて当期損失が 141,267 百万円となり、この結果、19 年度末の累積欠損金は 156,381 百万円に増大。しかしながら、「累積欠損金解消計画」を策定した 17 年度以降 19 年度までの3年間での累積解消額は 71,957 百万円（「累積欠損金解消計画」における年度ごとの解消目安額は 180 億円(18,000 百万円)であり、この約4年分に相当。）。 林退共事業については、収益の改善及び経費節減に取組み、平成 19 年度末において累積欠損金は 1,357 百万円となり、18 年度末の累積欠損金 1,396 百万円と比べ 39 百万円減少。また、「累積欠損金解消計画」を策定した 17 年度以降 19 年度までの3年間での累積解消額は 293 百万円（「累積欠損金解消計画」における年度ごとの解消目安額は 92 百万円であり、この約3年分に相当。）。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 累積欠損金解消計画で定める単年度の解消目安額は達成できなかったが、環境悪化を考慮すれば概ね計画通りと評価される。
健全な資産運用等	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> 資産運用については、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた資産運用の基本方針に基づき安全かつ効率を基本として実施。また、各事業本部においては、基本ポートフォリオの検証を行い、現行基本ポートフォリオを継続することを確認。 外部の専門家で構成する資産運用評価委員会を4回開催し、資産運用評価のあり方について審議するとともに、事業本部ごとに 18 年度の運用結果について報告を行い、運用の基本方針に沿った資産運用が行われているかを中心に評価を受けた。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中退共給付経理の当期損失が 1,413 億円となっているが、ベンチマーク同等のパフォーマンスとなっており、概ね計画通りと評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見 (H20.11.26) (個別意見)

- 一般の中小企業退職金共済事業、清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業における退職金等未請求者及び退職金共済手帳長期未更新者縮減対策については、退職金等未請求者及び退職金共済手帳長期未更新者に対する取組を重点的に行ったとして、「内部進行管理の充実」の項目においてA評価(中期計画を上回っている)としているが、この取組による具体的な効果については言及されていない。今後の評価に当たっては、退職金等未請求者及び退職金共済手帳長期未更新者に対する取組による具体的な効果を明らかにした上で評価すべきである。
- 建設業退職金共済事業における退職金共済手帳長期未更新者縮減対策については、各種の改善策が実行され、手帳更新・退職金請求の実績件数が前年より改善しているとして、「建設業退職金共済事業の適正化」の項目においてA評価(中期計画を上回っている)としているが、退職金共済手帳長期未更新者に対する取組による具体的な効果については言及されていない。今後の評価に当たっては、退職金共済手帳長期未更新者に対する取組による具体的な効果を明らかにした上で評価すべきである。
- 建設業退職金共済事業勘定及び清酒製造業退職金共済事業勘定の利益剰余金(平成 18 年度末にそれぞれ約 982.5 億円、約 10.7 億円、19 年度末にそれぞれ約 858.8 億円、約 10.4 億円)について、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「利益剰余金の発生要因等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行ったところであるが、平成 19 年度の評価結果をみると、発生要因等が明らかにされていない。今後の評価にあたっては、利益剰余金の発生要因等を明らかにさせた上で業務運営の適切性の評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:戸苺 利和)
目的	高齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務等を行うことにより、高齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 高齢者等の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること。2 高齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと。3 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと。4 障害者職業センターの設置及び運営を行うこと。5 障害者職業能力開発校のうち職業能力開発促進法に規定されたものの運営を行うこと。6 納付金関係業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	労働部会(部会長:井原 哲夫)
ホームページ	法人: http://www.jeed.or.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iiin/roudou07.html
中期目標期間	4年6か月間(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	B	A	A	S	A	
(1) 効果的な業務運営体制の確立	/	/	/	/	/	/	
(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等	/	/	/	/	/	/	
(3) 障害者雇用納付金を財源に行う調査研究、講習及び啓発の事業規模の配慮	/	/	/	/	/	/	
(4) 給付金及び助成金業務の効率化	/	/	/	/	/	/	
(5) 業務・システムの最適化	/	/	/	/	/	/	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 関係者ニーズ等の把握	/	/	/	/	/	/	
(2) 業務評価の実施及び公表に関する業務内容の充実等	A	A	A	A	A	A	
(3) 高齢者等や障害者の雇用情報等の提供	/	/	/	/	/	/	
(4) 高齢者等の雇用の機会の増大に資する事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること	B	B	A	A	A	B	
(5) 高齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと	A×1 B×2	A×2 B×1	A×1 B×2	A×3	A×3	A×2 B×1	
(6) 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと	A	A	A	A	A	A	
(7) 障害者職業センターの設置運営業務の実施	A×2 B×1	A×2 B×1	A×3	S×1 A×2	A×3	A×3	
(8) 障害者職業能力開発校の運営業務の実施	A	A	A	A	A	A	
(9) 納付金関係業務等の実施	B×5	A×1 B×4	A×4 B×1	A×5	A×3 B×2	A×1 B×4	
(10) 障害者となった労働者の雇用を継続する事業主に対する助成金の支給	B	B	/	/	/	/	
(11) 障害者の技能に関する競技大会の開催	B	A	A	A	S	A	
3.財務内容の改善							
(1) 予算、収支計画及び資金計画	B	B	A	B	A	A	
(2) 人事に関する計画	B	B	A	B	A	B	
(3) 施設・設備に関する計画	B	B	A	B	A	B	

2. 府省評価委員会による平成 19 年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 適切に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。
 - ① 今後の数値目標の設定に当たっては、これまでの達成状況等を踏まえつつ、より適正な指標・水準の設定に努めるとともに、成果内容等を的確に把握するため更なる工夫・改善を図る必要がある。
 - ② 高齢者や障害者の雇用支援がますます重要になるのに伴い業務が増大する中、給与以外の面で職員のモチベーションを維持・向上させるための取組を推進する必要がある。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者等又は障害者の雇用の促進及びその職業の安定に係る事業を行う法人への業務の委託について、高齢・障害両都道府県協会の統合メリットを高め、業務をより一層の効果的かつ効率的に実施及びサービスの充実を図るため、組織体制の見直し及び職員の適正配置を平成 22 年度までに実施することを内容とする工程表を策定し、平成 20 年度から実施(事務局次長の廃止(東京・大阪・愛知・兵庫を除く)、専任職員 47 名削減、高齢期雇用就業支援コーナー相談員等 130 名削減、都道府県間の業務実績に応じた職員の適正配置、高齢者関係業務と障害者関係業務の統合(給付金・助成金業務と相談支援業務への部課の編成)) <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 業務運営の効率化については、整理合理化計画の前倒し実施や、管理部門の圧縮等を通じた都道府県協会への委託業務の合理化・効率化を推進するとともに、一般競争入札の拡大や、給与水準の見直し等を行い、業務運営の効率化に積極的に取組み、一般管理費、業務経費及び人件費のすべてにおいて目標を上回る節減が達成できていることなどから、中期計画を大幅に上回っていると評価できる。今後とも業務運営の効率化を推進する必要があるが、業務の遂行に必要な体制が確保されるよう配慮されたい。
納付金関係業務等の実施(障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金の支給に関する業務の適切な実施)	2(9)	<ul style="list-style-type: none"> • 納付金制度の改正に対応した新システムを平成 19 年4月から稼動。新システムを活用することにより、より迅速で効率的かつ適正な審査決定等を行うことができた。また事業主からの直接又は都道府県協会を経由した照会等に対して、速やかで的確な助言、指導を実施。また、より安全で確実な審査システムとするため、システム監査の結果に基づき、システムのセキュリティ対策を講じた。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 障害者雇用納付金の徴収等については、前年度同様に納付金の収納率等について高水準の数値目標が達成されているが、今後ともその水準維持に努める必要があり、中期計画に概ね合致していると評価する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の平成 19 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 114.6(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の勤務地や学歴構成、②管理職割合の高さ、③その他法人固有の事情(人材確保等のため、類似の非特定独立行政法人(旧特殊法人)等の給与水準を勘案してきたこと)が挙げられている。しかしながら、評価結果において、①及び③についての言及はなされているが、②に関して法人の説明の合理性の検証状況が明らかにされていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(ウ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人福祉医療機構(平成15年10月1日設立)<非特定> (理事長:山口 剛彦)
目的	社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ること。 また、厚生年金保険制度、船員保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とする。
主要業務	1 社会福祉事業施設及び医療関係施設等の設置等に必要資金を融通する貸付事業。2 社会福祉事業施設の設置者等及び病院等の開設者に対する経営の診断又は指導事業。3 社会福祉振興事業者に対する助成事業。4 社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修事業。5 社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定による退職手当共済事業。6 道府県等が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する心身障害者扶養保険事業。7 福祉・保健・医療に関する情報提供等を行う福祉保健医療情報サービス事業。8 厚生年金保険法、船員保険法又は国民年金法に基づく年金受給者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付事業。9 労働者災害補償保険法に基づく年金受給者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付事業。10 その他前記に附帯する事業。11 承継年金住宅融資等債権管理回収業務。12 承継教育資金貸付けあっせん業務。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	医療・福祉部会(部会長:上野谷 加代子)
ホームページ	法人: http://www.wam.go.jp/wam/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iryoo07.html
中期目標期間	4年6か月間(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.法人全体の業務運営の改善							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A×3	A	A	A	A	A	
(2) 業務管理の充実	A×3	A	A	A	B	A	
(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減	A	A	A	A	A	A	
(4) 利用者に対するサービスの向上							
(5) 業務・システムの最適化の実施							
2.事業毎の業務運営の改善に関する事項							
(1) 福祉医療貸付事業	A×2	A B	A×2	A×2	A×2	A×2	
(2) 福祉医療経営指導事業	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(3) 長寿・子育て・障害者基金事業	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(4) 退職手当共済事業	B	B	A	A	A	A	
(5) 心身障害者扶養保険事業	B	B	B	B	A	B	
(6) 福祉保健医療情報サービス事業(WAN NET 事業)	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	A×2	
(7) 年金担保貸付事業	A×1 B×1	A×2	S×1 A×1	A×2	A×2	A×2	
(8) 労災年金担保貸付事業		A×2	S×1 B×1	A×2	A×2	A×2	
(9) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務							
(10) 承継教育資金貸付けあっせん業務				A	A	A	
3.財務内容の改善							
(1) 運営費交付金以外の収入の確保							
(2) 貸付原資についての自己資金調達 の拡大		A	A	A	A	A	
(3) 貸付事業におけるリスク管理の徹底							
4.その他業務運営							
(1) 人事に関する事項		A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 19 年度評価結果(H20.8.18)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体としては福祉医療機構の設立目的である「社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ること」及び「厚生年金保険制度、船員保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと」に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できる。
- なお、福祉医療機構の多岐にわたる業務内容について積極的に周知に努めるとともに、今後とも時代の状況に的確に対応して業務を展開していくことを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務管理の充実	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度末リスク管理債権比率は、度重なる診療報酬や介護報酬の引下げの影響等により、医療・介護施設を取り巻く経営環境が年々厳しくなる中、2.02%となり概ね中期目標を達成。 平成 18 年度に実施したシステムの監査及び刷新可能性調査を踏まえ、平成 19 年 4 月より業務・システム最適化計画の策定に着手し、12 月 27 日に業務・システム最適化(案)を取りまとめた。さらに、ホームページを通じてユーザ意見募集を行い、当該意見を踏まえ、業務・システム最適化計画を決定し、平成 20 年 2 月 28 日にホームページに公表した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> リスク管理債権比率は 2.02 %で、平均の 1.56%から 2.0%を下回っているが、他の金融機関と比べると低く、診療報酬が厳しく減少している中でこの数値は一定の評価に値する。また、「業務・システム最適化計画」を計画どおりに平成 20 年 2 月に策定・公表し、中期目標を達成していることも評価できる。
心身障害者扶養保険事業	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 国に設置された心身障害者扶養保険検討委員会において事業見直しの検討が進められたことから、検討に必要な資料の作成及び情報提供を行った。結果、平成 20 年 4 月 1 日より制度改正が実施されることとなり、心身障害者扶養保険責任準備金に対応する資金の積立不足により発生していた繰越欠損金が、平成 20 年度の決算以降解消する見通しとなり、制度の安定化を図ることができた。 扶養共済制度の改正については、道府県・指定都市における条例改正を推進するため、既加入者等に対する質疑集や改正リーフレットを作成・配布する等、積極的に支援。併せて、平成 19 年 11 月に「心身障害者扶養保険事務担当者地区別打合せ会」で、制度改正についての周知。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 繰越欠損金が解消する見通しとなり、制度の安定化を図ることができたことは朗報である。また、当該改正内容について、道府県・指定都市に対する指導等を適切に運営していると判断でき、評価に値する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26) (個別意見)

- 心身障害者扶養保険事業については、繰越欠損金が制度改正により今後解消される見通しとなったことや、道府県・指定都市に対する指導等を適切に運営していることとしてA評定(中期計画を上回っている)としている。しかしながら、①繰越欠損金の解消については、法人の努力ではなく、国と地方公共団体による財政支援によるものであること、②道府県・指定都市に対する指導等の実施についても、地方公共団体との事務担当者会議を年2回開催したことや改正内容のパンフレットを作成し各都道府県に送付して周知させたこと等であることから、A評定とするだけの理由が明らかでない。今後の評価に当たっては、評価の考え方、理由、根拠等について明らかにした上で、評価すべきである。
- 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成 19 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 119.5(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の勤務地構成、②管理職割合の高さ、③その他法人固有の事情(民間における金融部門における給与実態を勘案していること)が挙げられている。しかしながら、評価結果において、②及び③についての言及はなされているが、①に関して、法人の説明の合理性が検証されているか明らかにされていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-1)ア-イ)を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から厳格なチェックを行うべきである。

法人名	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:遠藤 浩)
目的	重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること。
主要業務	1 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設を設置し、及び運営すること。2 知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、研究及び情報の提供を行うこと。3 障害者支援施設において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うこと。4 知的障害者の支援に関し、障害者支援施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。5 上記1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	医療福祉部会(部会長:上野谷 加代子)
ホームページ	法人: http://www.nozomi.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iry07.html
中期目標期間	4年6か月間(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さないため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A×1 B×2	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 B×1	A×2 C×1	A×2 B×1	
(2) 効率的な施設・設備の利用	A	B	B	A	B	B	
(3) 合理化の推進	A	B	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 自立支援のための取組み	A	A	A	A	A	A	
(2) 調査・研究	B×3	A×1 B×2	B×3	A×2 B×1	A×1 B×2	B×3	
(3) 養成・研修	B	B	A	A	B	B	
(4) 援助・助言	B	B	B	A	A	B	
(5) その他の業務	A	B	B	A	B	B	
(6) サービス提供に対する第三者評価の実施及び評価結果の公表	B	C	A	A	B	B	
(7) 業務の電子化	B	B	B	A	B	B	
3.財務内容の改善							
(1) 自己収入比率							
(2) 経費節減を見込んだ予算	B	B	B	A	B	B	
4.その他業務運営							
(1) 人員の適正配置							
(2) 人事評価システム	A	A	A	A	A	A	
(3) 施設整備、改修			B	A	B	B	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.18)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成19年度の業務実績については、全体としてはのぞみの園の設立目的である「重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること」に資するものであり、中期目標の達成に向けて努力をしたものと評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率的な業務運営体制の確立(内部進行管理の充実)	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 事故防止対策委員会を定期的に開催し、事故報告書やヒヤリハット報告書をもとに発生原因の分析、事故防止策などを検討。 毎年度7月を事故防止月間とし、重点的に防止対策を実施。 組織的に事故防止対策を取り組んできたが、施設利用者1人の所在不明が発生。こうした事故の発生を踏まえ、法人として、支援に当たる職員の一人ひとりに支援方法の再確認を促すとともに、総合施設の全職員を対象としたリスク管理研修会の開催、定点の通行確認を目的として防犯カメラを設置するなどの緊急措置を講じた。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 内部進行管理の充実については、平成19年度当初施設利用者の所在不明事故が発生し、現時点においても未解決となっているが、のぞみの園が施設を運営する上で、施設利用者の生命と安全を守ることが最も尊重されるべきものであるにも関わらず、このような深刻な事故が起こってしまったことについて、極めて遺憾と言わざるをえない。のぞみの園においては、当該利用者の所在確認に引き続き努力するとともに、二度とこのような事故が起こらないよう、管理監督する立場である役員、並びに幹部職員はもとより法人職員の一人ひとりに対して、「施設利用者の安全を守り、生命を尊重する」という基本の

			徹底と支援方法等の再点検を行うなど、再発防止に向けた最大限の対策を講じる必要がある。 など
調査・研究	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 研究成果については、学会、研修会、講演会等、機会ある毎に積極的に発表するようしており、さらに、ニュースレターの配布、ホームページへの掲載等、その普及に努めた。また、調査研究の内容を一覧できる研究紀要を19年度分から新たに発刊することとし、19年度においてその編さん作業を行ったが、こうした報告書の発行を通じて一層の普及・活用を促進。 調査研究内容については、学会や各種の研修会等で講演したほか、ニュースレター(6月、10月、1月、3月に発行)や機関紙等を通じて発表。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 調査・研究成果の積極的な普及・活用については、ホームページ上での研究結果の公表やニュースレターへの掲載、研究紀要の発行、並びに講演会や学会での発表などにより行っているが、学会や研修会等の機会の一層の活用など、さらに広く周知していくことを希望する。
サービス提供に対する第三者評価の実施及び評価結果の公表	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 有識者、保護者、地域代表等から構成する「のぞみの園第三者評価委員会」を20年2月に開催。評価委員会においては、中期目標期間中の業務実績の報告を行うとともに、前回委員会開催以降に講じた利用者支援に関する取組を報告し、意見等を聴取。 	<ul style="list-style-type: none"> のぞみの園における業務運営や施設利用者に対する支援の状況について、第三者評価委員会に対し報告し、意見等を受けるなど、概ね計画どおり実施している。
財務内容の改善に関する事項	3(1) (2)	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省の平成19年度障害者保健福祉推進事業(障害者自立支援調査研究プロジェクト)に係る「行動援護従業者養成研修演習プログラム開発事業」について、助成(国庫補助金15,000千円)を受け入れ、19年度の収入及び支出に計上した。 群馬県の小規模グループホーム等運営費支援事業費補助金(210千円)を受け入れ、19年度の収入及び支出に計上した。なお、上記補助金を19年度の実施計画等に計上するにあたり、予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画の所要額の変更を行うとともに、独立行政法人通則法第31条第1項後段の規定に基づき、厚生労働大臣あて19年度計画を変更。 	<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金以外の収入(自己収入)の確保については、地方自治体からの受託事業の拡大、施設利用者や地域の知的障害者等に対する診療収入の増加等の収入増に向けた努力が見受けられ、概ね計画どおり進展している。
業務の電子化	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> 業務の効率化を図るため、法人内の連絡事項はグループウェアを利用する等一層のペーパーレス化や共通文書の電子化に努めた。 当法人の規定や方針、関係法令等の「例規集」をグループウェアに搭載し共有化。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 業務の電子化については、着実に取組を進めている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人労働政策研究・研修機構(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:稲上 毅)
目的	内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究等並びにその成果の普及を行うとともに、その成果を活用して厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うことにより、我が国の労働政策の立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与し、もって労働者の福祉の増進と経済の発展に資することを目的とする。
主要業務	1 内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究を行うこと。2 内外の労働に関する事情及び労働政策についての情報及び資料を収集し、及び整理すること。3 上記調査及び研究業務の促進のため、労働に関する問題についての研究者及び有識者を海外から招へいし、及び海外に派遣すること。4 上記1から3に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。5 厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うこと。6 上記1から5に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	労働部会(部会長:井原 哲夫)
ホームページ	法人: http://www.jil.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou07.html
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	B	
(1)労働政策研究	/	/	/	/	/	A×4 B×1	
(2)労働政策についての総合的な調査研究	A×3 B×2	A×5	A×5	A×5	A×5	/	
(3)労働事情・労働政策に関する情報の収集・整理	A×2	A×2	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	
(4)研究者・有識者の海外からの招へい・海外派遣	A	A	A	B	B	B	
(5)労働政策研究等の成果の普及・政策提言	/	/	/	/	/	A×2	
(6)調査研究結果等の成果の普及・政策提言	A×3 B×2	A×4 B×1	A×5	A×5	A×5	/	
(7)労働行政担当職員その他の関係者に対する研修	/	/	/	/	/	A	
(8)労働関係事務担当職員その他の関係者に対する研修	A	B	A	A	A	/	
(9)その他の事業	B	B	A	A	B	A	
3.予算、収支計画及び資金計画							
4.短期借入金の限度額	B	B	A	B	B		
5.剰余金の使途						B	
6.その他業務運営に関する重要事項	/	/	/	/	/	/	
6.人事に関する計画	A	A	A	B	A	/	
7.人事に関する計画	/	/	/	/	/	B	
7.施設・設備に関する計画	B	B	B	B	B	/	
8.施設・設備に関する計画	/	/	/	/	/	B	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 平成19年度の業務実績については、個別項目に関する評価結果に見られるように、中期目標・中期計画に沿った取組が行われ、中期計画に掲げられた目標値の達成、利用者からの高い有益度及び満足度が確保されていることから、引き続き適正な業務運営が行われていると評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	2	<ul style="list-style-type: none"> 理事長のリーダーシップの下で的確な業務運営を行い、質の高い事業成果を確保するため、前年度に引き続き、理事長主催の経営会議において内部評価等を行うとともに、時宜を見て理事長自ら全役員に向けて訓示を行うなど内部統制の維持、強化に努めた。また、外部の学識経験者で構成する「総合 	<ul style="list-style-type: none"> 業績評価システムによる評価や業務運営等に関する意見・評価の把握については、中期計画どおり適切に実施されている。

		<p>評価諮問会議」等による外部評価を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 機構の業務運営及び事業成果に対する有識者等の意見及び評価を積極的に把握し、これら意見を業務運営の改善に反映。 <p>など</p>	
<p>予算、収支計画及び資金計画、短期借入金の限度額、剰余金の使途、その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>3,4,5,6</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 予算の執行に際しては、年度途中において業務の進行状況と予算執行状況を把握し、適宜見直しを実施。 • 「独法整理合理化計画」及び政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘等に基づき、19年度から、コンプライアンス委員会の機能強化の一環として、コンプライアンスの推進状況及びコンプライアンス研修の実施状況も含めて年1回以上の評価、点検を行うこととし、19年度は2回(新規)実施。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 中期計画に基づく予算を作成し、着実に執行している。
<p>人事に関する計画</p>	<p>7</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 平成16年度から18年度に実施した給与水準の独自の見直しを継続して実施するとともに、19年度においても人事院勧告を踏まえた給与改定を実施。 • 平成18年度末(第1期末)の常勤職員数は134人、当年度末の常勤職員数は129人であり、平成19年度計画のとおり。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 人員の抑制・給与水準の見直しについては、中期計画どおり適切に実施されている。また、優秀な人材の確保等についても、任期付研究員・非常勤研究員を活用するなど、中期計画どおり適切に実施している。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で118.9(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の勤務地や学歴構成、②その他法人固有の事情(機構の出向職員におけるI種試験相当採用者の在職割合が高いこと)が挙げられている。しかしながら、評価結果において、①についての言及はなされているが、②に関して、法人の説明の合理性の検証状況が明らかにされていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-エ)を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人雇用・能力開発機構(平成16年3月1日設立)〈非特定〉 (理事長:丸山 誠)
目的	労働者の有する能力の有効な発揮及び職業生活の充実を図るため、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行うとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことにより、良好な雇用の機会の創出その他の雇用開発、職業能力の開発及び向上並びに勤労者の生活の安定を図り、もって労働者の雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 公共職業訓練を実施する公共職業能力開発施設の設置・運営。2 企業の雇用管理改善に関する相談・講習・研修、助成金の支給。3 勤労者の計画的な財産形成促進のための勤労者財産形成融資。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	労働部会(部会長:井原 哲夫)
ホームページ	法人: http://www.ehdo.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou07.html
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 組織体制、経費削減		A	A	A	A		
(2) 助成金等の支給	B	B	B	B	B		
(3) 職業能力開発業務	B×4	B	B	B	B		
1.業務の改善に関する事項							
(1) 雇用開発業務について						A×1 B×1	
(2) 職業能力開発業務について						A×4 B×5	
(3) 勤労者財産形成促進業務について						B	
(4) 助成金の支給、融資等の業務							
(5) 上記に個別に掲げる業務以外の業務						A	
2.国民に対して提供するサービスの質の向上							
(1) 業績評価の実施及び公表による業務内容の充実		B	B	B	B		
(2) 雇用開発業務(相談、講習等)	B	B	A	A	A		
(3) 雇用開発業務関係助成金等		B	B	B	B		
(4) 連携及び人材ニーズ把握		B	B	B	B		
(5) 在職者訓練		A	A	A	A		
(6) 離職者訓練		B	A	A	A		
(7) 学卒者訓練		A	A	A	A		
(8) 新分野展開・指導員育成		B	B	B	B		
(9) 若年者対策、キャリア・コンサルティング		B	A	A	A		
(10) 調査・研究		B	B	B	B		
(11) 職業能力開発関係助成金等		B	B	B	B		
(12) 財形業務	B×2	B	B	B	B		
(13) 情報提供、福祉施設の譲渡等の業務、特例業務	B	B	B	B	B		
2.組織・業務実施体制等の改善に関する事項							
(1) 組織人員体制について						B	
(2) 業績評価の実施による業務内容の充実について						B	
(3) 経費削減等について						A	
(4) 情報提供について							
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1) 予算、収支計画、資金計画、短期借入金、剰余金	B×2	B	B	B	B		
3.財務内容の改善に関する事項							
(1) 財形融資の債権管理							
(2) 雇用促進融資の債権管理、雇用促進住宅の譲渡・廃止						B	
4.その他業務運営に関する重要事項							
(1) 人事、施設・設備	B	B	B	B	B		

4.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 人員に関する事項							
(2) 施設・設備に関する事項							A
(3) 積立金の処分に関する事項							

2. 府省評価委員会による平成 19 年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

<p>(総合評価の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 全般として適切に業務を実施してきたと評価できるが、今後は、以下の点に留意する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ① サービスの質の向上として各種業務に係るアンケート調査を実施し、目標としての満足度等はすべてこれを上回っているが、最上位の評価(「大変役に立った」等)の比率が低いものも見られ、更なる業務改善の取組を進める必要がある。 ② 経費の削減について、一般管理費及び業務経費の削減や常勤職員数の削減等目標を上回る取組が進められており、評価できるが、人件費の削減や随意契約の割合の縮減等、一層の取組を進める必要がある。
--

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
雇用開発業務について(助成金の支給、貸付等の業務について)	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 支給要件に合致しているかの確認のため可能な限り直接事業所訪問を行い、疑義のあるものについては、すべて直接事業所を訪問し確認。 雇用保険二事業助成金に係る支給要件の確認にあたって、都道府県労働局と雇用保険関係データの照会(OCR照会)を行い、不正受給を防止。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 雇用開発業務(助成金の支給、貸付等の業務)については、不正受給防止対策に積極的に取り組んでおり、また、説明会参加者の理解度は目標(80%)を達成しているが、大変理解できたとする者の割合に努力の余地がある。全体としては、中期目標を概ね達成したと言える。
職業能力開発業務について(関係機関等との連携、効果的な職業訓練の実施について)	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 就職促進能力開発協議会を開催(47 都道府県で延べ 103 回)。 企業等のニーズに応えた訓練コースを設定し、訓練を実施。PDCAサイクルによる訓練コースの見直しにより、効果的な訓練の実施に努めた。キャリア・コンサルティングを実施し、適正な訓練コースの選定ができるよう支援を実施。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関等との連携や効果的な訓練の実施については、就職促進能力開発協議会の開催等により、地域ニーズを的確に把握し続けた努力が見られ、また、訓練コースの見直しを進めている。全体としては、中期計画を概ね達成したと言える。
勤労者財産形成促進業務について	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 勤労者財産形成促進業務の周知、利用者の利便や申請内容の適正化等を図るため、パンフレットの作成、パンフレット等の配布による周知、ホームページでの公開(アクセス数:104,528 件)等の措置を講じた。 長期借入金に係る業務について、外部委託契約(随意契約)の見直しを行い、ソフトウェア開発等を実施。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 勤労者財産形成促進業務については、適切な融資業務の実施、制度の積極的な周知に取り組んでいる。制度説明会参加者の理解度としては 87.9%の者が評価(目標:80%)しているものの、「大変理解できた」とする者の割合に努力の余地が見られる。全体としては、中期計画を概ね達成したと言える。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

<ul style="list-style-type: none"> 本法人については、整理合理化計画に基づき、年内を目途に存廃を含めその在り方について結論が出される予定となっている。今後の評価に当たっては、中期計画の達成状況のみならず、当該結論に至った経緯・理由を十分踏まえた上で、評価を行うべきである。 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成 19 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 109.8(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。これについては、評価結果において「給与水準の適正化に向けた取組を適切に進めている。今後とも、早期にラスパイレズ指数が適正な水準になるよう取組を着実に進めていくことが望まれる。」と記載されている。しかしながら、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、給与水準が高い理由として、①職員の学歴構成、②管理職割合の高さ、③その他法人固有の事情(従前は、職員の年齢や経験年数により昇格・昇給させていたこと等)が挙げられているものの、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(ア)、(イ)、(ウ)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:伊藤 庄平)
目的	療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 療養施設の設置及び運営を行うこと。2 健康診断施設の設置及び運営を行うこと。3 労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	労働部会(部会長:井原 哲夫)
ホームページ	法人: http://www.rofuku.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou07.html
中期目標期間	5年間(平成16年4月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>					
1.業務運営の効率化					
(1) 機構の組織・運営体制の見直し	A	A	A	A	
(2) 一般管理費、事業費等の効率化					
(3) 労災病院の再編による効率化	A	A	S	A	
(4) 休養施設及び労災保険会館の運営業務の廃止					
2.国民に対して提供するサービス その他業務の質の向上					
(1) 業績評価の実施、事業実績の公表等	B	A	A	A	
(2) 療養施設の運営業務	A×4 B×2	S×1 A×5	S×2 A×4	S×2 A×4	
(3) 健康診断施設の運営業務	A	A	B	A	
(4) 産業保険関係者に対して研修又は相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務	A×2	A×2	A×2	A×2	
(5) 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務	B	A	A	B	
(6) 未払賃金の立替払業務	A	A	A	A	
(7) リハビリテーション施設の運営業務	B	A	A	A	
(8) 納骨堂の運営業務	B	A	B	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	B	
4.短期借入金の限度額					
5.重要な財産の譲渡等	B	B	B	B	
6.剰余金の使途					
7.その他業務運営に関する事項					
(1) 人事に関する計画					
(2) 施設・設備に関する計画	B	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 19 年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成 19 年度の業務実績については、機構の設立目的に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。
 - ① 労災病院事業については、労災病院グループが勤労者医療の中核的な役割を果たす医療機関であるとともに、地域医療の中核的医療機関である場合が多いことから、地域の医療機関等に積極的に労災疾病等に関する研究成果の普及を図るとともに、地域の実情を踏まえつつ、地域医療連携を強化し、事業を進めることが必要である。
 - ② 労災病院の財務内容については、前年度に比べ損益改善にペースダウンが見られたところであり、中期目標達成に向けて、収支改善に向けたフォローアップを逐次実施するとともに、予算管理の徹底を図るなど、収入確保・支出削減について、これまで以上の改善と工夫を行うことが必要である。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
療養施設の運営業務 (労災病院に係る研究・開発及びその結果の普及の推進)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 全国の労災病院の中皮腫 221 例、アスベストばく露による肺がん 135 例、良性石綿胸水 49 例の自験症例についての病態を検討し、我が国におけるこれらアスベスト関連疾患の最終的な臨床像を明らかにした。 アスベスト関連疾患の診断治療に役立つ、呼吸器専門医向けのハンドブックを作成・発行。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> アスベストやメンタルヘルス等の労災疾病等 13 分野全ての分野において、研究成果を取りまとめ、その成果を普及するため、国内 86、国外 17 の学会発表を行うなど、中期目標を上回る実績をあげた。また、労災疾病等 13 分野のホームページアクセス件数も 130,638 件と着実に数字を伸ばし、中期目標を大幅に上回る実績をあげている。
療養施設の運営業務 (勤労者医療の地域支援の推進)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療連携室において、労災指定医療機関等に対してFAX等による直接予約システムを導入するとともに、地域連携バスの導入など労災指定医療機関との医療連携に取り組んだ結果、49.8%の紹介率を確保。 医師に対して、ニーズ調査(医療情報の提供、医療水準、診療時間帯等のアンケート調査)を実施し、この調査結果に基づき労災指定医及び産業医等からの示された意見、要望を地域医療連携室へフィードバックして業務改善に反映。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療支援病院の承認取得に努めるなど、地域における勤労者医療の中核病院として地域連携を着実に進めるとともに、患者紹介率を 49.8%確保するなど各項目で中期計画を大幅に上回る実績をあげている。
予算、収支計画及び資金計画	3	<ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年度の診療報酬マイナス改定(△3.16%)の影響がより強く残る中、医療の質の向上と安全の確保及び効率化を図りつつ、全労災病院に対して収入確保対策の助言・指導等を行い、上位施設基準の取得、地域医療支援病院の取得等により診療単価のアップを図るとともに、個室料金の改定等による室料差額収入の増など収入の確保に努めた。 高度な手術等の増加により材料費の増加が見込まれる中で、契約努力による薬品値引率のアップ(対前年比 0.9 ポイントアップ)、効率的な医療の推進に伴う院外処方拡大により、医療材料費を3億円削減。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年度の診療報酬マイナス改定や経済環境の悪化にともなう資金運用環境のマイナス圧力に加え、診療体制の整備・強化を行うなど、経常損益の中でやむを得ない面のあるコスト増が見られるほか、当期損益については増改築工事終了に伴う固定資産除去損の増加等の一時的要因により5億円の悪化となったが、今年度実施した医療体制整備等を基礎に経営強化が図られ、その効果が今後現れることが期待される。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の総人件費改革の取組については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「削減に向けた取組状況や効果について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の給与水準等公表によると、平成 17 年度の基準値 101,685,384 千円に対し 19 年度 103,947,108 千円(1.5%の増加(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。))となっており、取組開始から2年を経過した時点で2%以上の削減に至っていないが、この削減状況が法人の具体的な削減計画より予定されたものであるとの事情はみられない。しかしながら、法人の取組の適切性についての検証状況及び今後の削減に向けた展望が、評価結果において明らかにされていない。今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。(別紙2(二)参照)

法人名	独立行政法人国立病院機構(平成16年4月1日設立)〈特定〉 (理事長:矢崎 義雄)
目的	医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 医療を提供すること。2 医療に関する調査及び研究を行うこと。3 医療に関する技術者の研修を行うこと。4 1～3に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	国立病院部会(部会長:猿田 享男)
ホームページ	法人: http://www.hosp.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/kokuritsu07.html
中期目標期間	5年間(平成16年4月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>					
1. 国民に対して提供するサービスの質の向上					
(1) 診療事業	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	
(2) 臨床研究事業	A	S	S	S	
(3) 教育研修事業	A	A	A	A	
(4) 災害等における活動	S	A	A	A	
2. 業務運営の効率化					
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A	A	A	A	
(2) 業務運営の見直しや効率化による収支改善	A×4	A×4	S×1 A×3	S×1 A×3	
3. 財務内容の改善に関する事項					
(1) 経営の改善	S	S	S	S	
(2) 固定負債割合の改善					
4. 短期借入金の限度額	A	S	S	S	
5. 重要な財産の譲渡等					
6. 剰余金の使途					
7. その他業務運営に関する事項					
(1) 人事に関する計画	A	A	A	A	
(2) 医療機器・施設設備に関する事項	A				
(3) 再編成業務の実施	A				
(4) 機構が承継する債務の償還	A				

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.20)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体としては国立病院機構の設立目的に沿って適正に業務を実施したと評価できる。
- 医療政策における役割等も踏まえ、全国146病院のネットワークを活用して、今後も積極的に我が国の医療の向上に貢献してゆく姿勢を期待したい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等				
診療事業	1(1)	<p>【クリティカルパス実施件数】</p> <table border="1"> <tr> <td>平成18年度</td> <td>平成19年度</td> </tr> <tr> <td>193,456件</td> <td>226,845件</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 全ての病院において医療相談窓口を設置し、患者が相談しやすい環境を整備しており、プライバシーの保護にも考慮し、窓口の個室化を推進することにより127病院が個室化。 診療中の心理的、経済的諸問題などについて、相談に応じ解決への支援を行う医療ソーシャルワーカー(MSW)を配置しており、平成19年度においては、MSWを28名増員することにより、患者の立場に立ったよりきめ細やかな対応を行える相談体制の更なる充実 	平成18年度	平成19年度	193,456件	226,845件	<ul style="list-style-type: none"> インフォームド・コンセントの促進として全病院に医療相談窓口を設置、123病院にセカンドオピニオン窓口設置、クリティカルパスの促進及び活用、患者満足度調査の実施及び実施結果を踏まえたサービスの改善等の様々な取組を評価する。 医療ソーシャルワーカーの増員によるきめ細やかな相談体制の充実も評価する。
平成18年度	平成19年度						
193,456件	226,845件						

		化。 【MSW 配置状況】 <table border="1"> <tr> <td>平成 18 年度</td> <td>平成 19 年度</td> </tr> <tr> <td>98 病院 164 名</td> <td>109 病院 192 名</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">など</p>	平成 18 年度	平成 19 年度	98 病院 164 名	109 病院 192 名	
平成 18 年度	平成 19 年度						
98 病院 164 名	109 病院 192 名						
臨床研究事業	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 16 年度より開始した5課題の患者登録が終了し一部課題については成果を発表。平成 17 年度開始の4課題においては、患者登録が終了。平成 18 年度課題の6課題については順調に患者登録が進捗している。平成 19 年度課題として3課題の研究を選定。 研究費の配分方法については、予算の範囲内で一律に配分する方法から、研究費の実経費に即した額を算出するための積算基準を策定することで公正性を確保し、さらに選定審査の際の評価を研究費に反映させることで、研究者の意欲を高め、高い水準の研究成果を期待できるようになった。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> EBM推進のためのエビデンスづくりとして、全国ネットワークを活用した大規模臨床研究が順調に進展している。臨床研究センターの評価としては実施症例数等による活動状況を評価するとともに活動に応じた研究費の配分により研究活動の推進を図っている。このほか、治験の推進のための治験コーディネーターの配置、本部からの専門職員の支援、治験に係る業務手順書の作成等により順調に進展している。その他、高度先端医療技術の開発等については、特許出願件数も増加している。これらについて高く評価する。 				
業務運営の見直しや効率化による収支改善	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 各病院のみの利用では十分な稼働が見込めない医療機器について、広報活動等を積極的に実施し、他の医療機関との共同利用を促進した。平成 15 年度実施に対し 28,704 件 (101.5%) と利用数が増加し、地域における有効利用が大幅に進んだ。 不要となる病床等を整理・集約し病床稼働を効率化。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高額医療機器の共同利用数は中期計画を大幅に上回る実績となっている。病床の効率的な利用については、状況・必要性等に応じて、整理・集約を図る一方で、当該人員について、病院内の他病棟での活用による上位基準取得等、効果的・効率的な活用が図られた点は高く評価する。 				
経営の改善	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 経常収支 28,923 百万円、経常収支率 103.8%の黒字となった。平成 16 年度の経常収支 196 百万円、平成 17 年度の経常収支 3,564 百万円、平成 18 年度の経常収支 8,975 百万円の黒字に対し、4期連続で黒字となるとともに昨年の経常収支を上回り大幅に経営改善。 中期的な個別病院毎の経営改善計画(再生プラン)を策定し、そのうち、南横浜病院を除き、過去債務の利払額を超える改善が見込まれる 58 病院について平成 20 年3月末に本部が承認。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大幅な経営改善は高く評価する。個別病院毎の再生プランの策定も非常に重要であり、今後の目標達成に向けた更なる努力を注視していきたい。 				
固定負債割合の改善	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> 建築整備における建築コストを引き下げることにより、必要な整備内容を確保しつつ整備総額を縮減。 各病院の平成 18 年度の決算状況を踏まえた投資枠を設定し、投資の回収や効果についても十分に検証を行い、必要かつ無駄のない投資を実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 固定負債割合の改善は、中期計画を大幅に上回る実績であり高く評価する。 				

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見 (H20.11.26) (個別意見)

- 本法人の総人件費改革の取組については、給与水準等公表によると、平成 17 年度の基準値 304,525,998 千円に対し 19 年度 312,968,784 千円 (2.1%の増加(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。))となっており、取組開始から2年を経過した時点で2%以上の削減に至っていないが、この削減状況が法人の具体的な削減計画に予定されたものであるとの事情はみられない。しかしながら、法人の取組の適切性についての検証状況及び今後の削減に向けた展望が、評価結果において明らかにされていない。今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。(別紙2(2-イ)参照)

法人名	独立行政法人医薬品医療機器総合機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:近藤 達也)
目的	医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、医薬品や医療機器等の品質、有効性及び安全性について治験前から承認までを一貫した体制で指導・審査し、市販後における安全性に関する情報の収集、分析、提供を行い、国民保健の向上に資することを目的とする。
主要業務	1 健康被害救済業務(①医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による疾病や障害等の健康被害を受けた方に対する医療費、障害年金、遺族年金等の給付を行うこと。②スモン患者への健康管理手当等の給付、HIV感染者、発症者への受託給付、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」に基づく給付金の支給等を行うこと。)2 審査関連業務(①薬事法に基づく医薬品や医療機器などの承認審査を行うこと。②治験などに関する指導および助言を行うこと。③承認申請や再審査・再評価の確認申請の添付資料についてのGCP、GLP等の基準への適合性の調査を行うこと。④GMP/QMS調査による製造設備、工程、品質管理の調査を行うこと。⑤薬事法に基づく再審査・再評価の確認を行うこと。)3 安全対策業務(① 医薬品や医療機器などの品質、有効性及び安全性に関する情報の収集・解析および情報の収集・解析及び情報提供を行うこと。②消費者などからの医薬品及び医療機器についての相談を行うこと。③医薬品や医療機器などの安全性向上のための製造業者等への指導および助言を行うこと。④医薬品や医療機器などの基準作成に関する調査を行うこと。)
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	医療・福祉部会(部会長:上野谷 加代子)
ホームページ	法人: http://www.pmda.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iryo07.html
中期目標期間	5年間(平成16年4月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準」を参照。 3. 法人は平成17年4月に研究開発振興業務を(独)医薬基盤研究所に移管している。紙面の都合上、移管後の両法人の評価項目は記載せず、移管前の評価結果のみを記載している。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>					
1.法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項					
(1) 効率的かつ機動的な業務運営	A×2	A×2	A×2	A×2	
(2) 業務運営の効率化に伴う経費削減等	A×2	A×2	A×2	A×1 B×1	
(3) 国民に対するサービスの向上	A	A	B	A	
2.部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項					
(1) 健康被害救済給付業務	A×3 C×1	A×3 B×1	S×1 A×3	A×4	
(2) 審査等業務及び安全対策業務	A×7 B×1 C×1	A×8 B×1	A×8 B×1	A×7 B×2	
(3) 研究開発振興業務	A×3 B×1				
3.財務内容の改善					
(1) 経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成、当該予算による運営	A	B	A	A	
4.その他業務運営に関する重要事項					
(1) 人事に関する事項	A	A	A	A	
(2) セキュリティーの確保					

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.18)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成18年度に設置された「情報システム管理等対策本部」の下で、業務・システム最適化計画の策定及び公表を行った。研修業務及び国際業務の充実を図るため、研修・国際課を研修課と国際課にそれぞれ分離した。また、内部監査の強化を図るため、監査室を1名増員するなど、業務全般にわたる戦略立案機能、リスク管理及びチェック機能などの業務管理体制を強化するとともに、理事長の判断を迅速に業務運営に反映する組織体制の構築を図るため、平成18年度に引き続き、理事長が業務の進捗状況を直接把握し、必要な指示を行う場の設置及び機構の全般の連絡調整の強化を行うことにより、トップマネジメントによる組織体制の確立のための取組が進められた。さらに、学識経験者等による審議機関である「運営評議会」等を定期的に開催するなど、効率的かつ機動的な業務運営や、業務の公正性、透明性の確保等のための取組が着実に進展し、有効に機能しており、計画に照らし十分な成果を上げている。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
健康被害救済給付業務(制度に関する情報提供の拡充及び見直し)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 健康被害救済制度を医師や患者等にとって分かりやすく解説した冊子を作成し配布するとともに、ホームページに冊子(PDF形式)及び冊子を要約した動画を配信しより使いやすくした。 ホームページの掲載内容をより充実し、広報活動を強化することにより、アクセス件数は63,843件(対平成15年度比79%増)となった。さらに、インターネットによる広報を5ヶ月間実施した結果、健康被害救済制度の概要を記載した広報専用ページに101,720件のアクセス件数があり、制度の周知に寄与。 など 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページに支給事例や業務統計が公表されており、ホームページアクセス件数も15年度比79%増、相談件数も36%増と目標(15年度比20%増)を上回っている。救済制度広報については、冊子だけではなく、ホームページを利用した広報にも注力し、内容についても充実させ、普及についても着実に進んでいる。
審査等業務及び安全対策業務(先端的な医薬品・医療機器に対するアクセスの迅速化、情報管理及び危機管理体制の強化)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 新医薬品の平成19年度の承認状況についてみると、平成16年4月以降申請分に係る12ヶ月の目標達成率は60%(73件中44件)だった。また、優先審査の品目については、平成16年4月以降申請分に係る6ヶ月の目標達成率は、65%(20件中13件)であった。 データマイニング手法を安全対策業務の支援ツールとして導入することに加えて、シグナル検出結果の効率的な活用に向けて、安全対策業務プロセス全般をサポートする業務支援システムの開発に着手。また、平成18年度までの実施状況について、平成19年6月に医薬品医療機器情報提供ホームページにて公表。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 新医薬品(平成16年4月以降の申請分)の審査事務処理期間12ヶ月を70%確保する目標に対し、60%と目標を下回ったものの、承認件数は、18年度の49件から73件と大幅に増加している。優先審査品目(平成16年4月以降の申請分)については、審査事務処理期間6ヶ月を50%確保する目標に対し、65%と目標を達成している。 データマイニング手法の導入に向けての取り組みは作業支援システムの開発に着手するなど、着実に進展している。抗がん剤併用療法実態把握調査の最終解析等、ホームページ上で公表され、ネットワーク医療機関にとってメリットのある副作用情報等の提供が行われている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の総人件費改革の取組については、本法人の給与水準等公表によると、平成17年度の基準値545,454千円に対し19年度609,545千円(11.1%増加(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。))となっている。この状況が法人の具体的な削減計画に予定されたものであるとの事情はみられない。しかしながら、業務実績報告書においては、「新給与制度の導入等により、平成19年度における人件費については、約3.3%の削減(対平成17年度一人当たり人件費)が図られた」と給与水準公表における基準値及び実績値と異なる説明がされており、これを前提とした評価が行われているが、公表値を前提とした法人の取組の検証状況については評価結果において明らかにされていない。今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、公表値を前提とした法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。(別紙2(2-ア)参照) ※ただし、本法人の基準値及び実績値は、平成17年度及び19年度の非審査人員に係る実績額(総人件費から審査経理区分の人件費を除いた額をいう。)であり、審査人員について3年間でおおむね倍増とされたことを踏まえ、同機構の中期計画において常勤職員について582人まで増加することとしており、21年度における人件費の実績額の確定後に、基準値の補正を行うこととされている。

法人名	独立行政法人医薬基盤研究所(平成17年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:山西 弘一)
目的	医薬品技術及び医療機器等技術に関し、共通的・普遍的な研究開発、試験研究用生物資源の研究開発、研究開発の振興等の業務を行うことにより、医薬品及び医療機器等の開発のための基盤の整備を図り、もって国民保健の向上に資することを目的とする。
主要業務	1 基盤的技術研究(医薬品等の開発に資する共通的技術の開発)。2 生物資源研究(研究に必要な生物資源の供給及び研究開発)。3 研究開発振興(研究の委託、資金の提供、成果の普及)。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	調査研究部会(部会長:田村 昌三)
ホームページ	法人: http://www.nibio.go.jp/index.shtml 評価結果: http://www-bm.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/cyosa07.html
中期目標期間	5年間(平成17年4月1日～平成22年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>				
1.業務運営の効率化				
(1) 機動かつ効率的な業務運営	A	A	A	
(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上				
(1) 全体的事項	A×3	A×3	S×1 A×2	
(2) 基盤的技術研究	A×2 B×2	A×3 B×1	S×2 A×2	
(3) 生物資源研究	A×3	A×3	A×3	
(4) 研究開発振興	A×4	A×3 B×1	A×4	
3.財務内容の改善				
(1) 予算、収支計画及び資金計画	B	B	B	
4.その他業務運営に関する重要事項				
(1) 人事に関する事項				
(2) セキュリティーの確保	B	B	A	
(3) 施設及び設備				

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体としては、研究所の目的である画期的な医薬品等の開発支援に資するものであり、適切に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。
 - 繰越欠損金については、そのほとんどが承継業務の出資事業において独立行政法人医薬品医療機器総合機構から承継したものであり、また、実用化研究支援事業においては、産業投資特別会計から出資金を受け入れ、それを委託費として支出しているが、医薬品の研究開発は長期間を要し、研究終了後の研究成果の実用化による製品販売収入等により収益の回収を行うことから、研究開発期間中は研究委託費が損益計算上損失として計上されることにより生じるものである。研究振興勘定に関しては収益可能性の高い案件の採択に努めるとともに、承継勘定に関しては研究成果の事業化・収益化を促すなど、繰越欠損金の回収や新規発生を最小化のために努力を行っていること認められるが、今後も研究成果の事業化・収益化促進のための方策を強化し、繰越欠損金の拡大の阻止にとどまらず、解消の具体的プランを策定するよう努める必要がある。
 - 機動かつ効率的な業務運営に関しては、理事長のトップマネジメントにより、研究テーマに応じた人員配置が行われたこと、LANシステムを活用して管理部門と研究部門の意思疎通がより円滑に行われるように努めたことは評価できる。なお、地理的に離れた位置にある大阪本所、霊長類医科学研究センター、薬用植物資源研究センター・研究部の一体化に一層努め、研究所が最大の機能を発揮できるよう、更なる工夫が必要である。
 - 当年度末の運営費交付金債務残高のうち、国庫納付すべき額を除く673,925千円は新規プロジェクト用資金であるため、中期計画期間の残余の期間において計画どおり事業が実施され成果が得られるように努力する必要がある。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
全体的事項	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> ホームページのデザインを変更し、メニューバーを上部へ移し、メニューバーに触れると下層メニューが見えるようにすることにより、下層情報へ到達するまでのクリック回数を減らして、閲覧者の利便性向上を図るとともに、iPS細胞関連情報のページ及びNMR棟施設専用ページのパナーを作成し、情報 	<ul style="list-style-type: none"> 査読付き論文の発表数が中期計画を大きく上回り、質的にも高い水準にあること、ホームページ・セミナー・研究所一般公開の開催や企画の充実により研究成果の一般の人々への公開に努め、ホームページへのアクセス数の増大など、その成果が認められること、研究成果の活用促進を図っていることな

		へ速やかに到達できるようにした。また、当研究所の研究活動を閲覧者にわかりやすく広報するため、医薬基盤研究所の紹介DVDをホームページ上に掲載。平成19年度中のホームページのアクセス数は、約142万ページ(18年度:約86万ページ)。 など	どから、数値的にも内容的にも中期計画を大幅に上回る実績を上げたと評価する。
予算、収支計画及び資金計画	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 18年度と比べて、厚生労働科学研究費補助金において大型の指定研究費が減額されているため、科学研究費補助金の獲得額は減少しているが、競争的研究資金の獲得件数は増加。また、民間企業等との共同研究の拡大に努めた結果、共同研究費が大幅に増加。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画に沿って一般管理費、事業費の削減が図られ、概ね中期目標が達成できていると評価できる。科学研究費の獲得額が減少しているが、共同研究費・受託研究費等を含めた外部資金の獲得金額では伸びており、全体としては中期計画を概ね達成したと言える。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で104.2(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の勤務地や学歴構成、②管理職割合の高さ、③その他法人固有の事情(研究所の出向者の構成(ほとんどが本府省及び管区機関からの出向者))が挙げられている。しかしながら、評価結果において、③についての言及はなされているが、①、②に関して法人の説明の合理性の検証状況が明らかにされていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア(イ)、ウ)を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。
- 本法人の総人件費改革の取組については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「削減に向けた取組状況や効果について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の給与水準等公表によると、平成17年度の基準値653,499千円に対し19年度673,992千円(2.4%増加(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。))となっており、取組開始から2年を経過した時点で2%以上の削減に至っていないが、この削減状況が法人の具体的な削減計画上予定されたものであるとの事情はみられない。しかしながら、法人の取組の適切性についての検証状況及び今後の削減に向けた展望が評価結果において明らかにされていない。今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。(別紙2(2-イ)参照)

法人名	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(平成17年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:水島 藤一郎)
目的	厚生年金保険法第79条又は国民年金法第74条の施設及び健康保険法第150条第1項又は第2項の事業(政府が管掌する健康保険に係るものに限る。)の用に供する施設であって厚生労働大臣が定めるもの(以下「年金福祉施設等」と総称する。)の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び政府が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的とする。
主要業務	1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うこと。2 年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うまでの間、年金福祉施設等の運営及び管理を行うこと。3 上記に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	年金部会(部会長:山口 修)
ホームページ	法人: http://www.rfo.go.jp/index.html 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/nenkin07.html
中期目標期間	5年間(平成17年10月1日～平成22年9月30日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	-	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>				
1. 効果的な業務運営体制の確立				
(1) 効率的な業務運営体制の確立	S	S	S	
(2) 業務管理の充実	A	S	S	
(3) 業務運営の効率化に伴う経費節減	A	S	S	
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	S	
(1) 年金福祉施設等の譲渡又は廃止	A	S	S	
(2) 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全	S	A	A	
(3) 買受需要の把握及び開拓	A	S	A	
(4) 情報の提供	A	A	A	
3. 財務内容の改善	A	S	S	
4. その他業務運営				
(1) 人事に関する計画	A	A	A	
(2) 国庫納付金の納付	A	A	A	
(3) 外部有識者からなる機関	A	A	A	
(4) 機構の保有する個人情報の保護	A	A	A	
(5) 厚生年金病院に係る整理合理化計画を踏まえた対応				
(6) 終身利用老人ホームの譲渡				

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.26)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 施設整理機構の設立期間の半分を経過したことによる平成19年度の業務実績については、施設整理機構の設立目的に沿って、適切に業務を実施したと評価できる。また、施設譲渡の過程で発生する様々なリスクに対する対応を初めとして、施設整理機構の業務運営において、トップマネジメント機能が有効に発揮されており、引き続き指導力を発揮した積極的な取組を大いに期待したい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率的な業務運営体制の確立	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 譲渡価格・雇用・公共性の観点から慎重な対応が必要と考えられるホール付大型会館の処理方針を確立すること及び今後の検討課題である事業価値が高い施設の一括売却の方針を確立するための組織として企画部戦略マーケティング部を設置した。この結果、大型会館の処理方針については概ね確定。 増加する施設譲渡業務に伴い、入札参加者の資格について、より適正に対処するため、企画部に上席調査役を設置。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設譲渡に関して民間的、専門的な工夫をさまざまに行っており、そのための組織人員の見直し、外部機関の活用が図られている。また、委託業務の拡大やインセンティブ方式の導入など新たな施策を複数実施し、売却収入予算費22%増という結果を出したことは評価できる。また、専門的知見を有する人材確保の面でも実務上のニーズに即して適切に対応しており、中期計画を大幅に上回ったと言える。
業務管理の充実	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 施設内の通行権、温泉権等について調査を 	<ul style="list-style-type: none"> 悉皆調査により施設の実態を正確に把握

		<p>行い、重要情報として開示すべきものを整理して譲渡に支障を来たすことのないようにした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の進捗に関しては、幹部会(2回/月開催、構成員:理事長、理事、審議役、部長および総務課長)および役員会(1回/月開催、構成員:理事長、理事、監事<オブザーバー>)に主たる業務の進捗状況を定期的に報告するほか、日常管理として理事長が主宰する原則毎朝開催の業務打ち合わせ会(参加者:理事長、審議役、施設部・業務推進部・管理部・企画部所属員全員、総務課長等)においても適宜状況報告及び進捗管理を行っている。計画進捗のために何らかの方策が必要な事項に関しては、適宜関係者で打合せを行い方針を決定し対処。 <p>など</p> 	<p>し、問題点を解消することを通じ施設価値の引き上げを図っている。また、状況報告・把握を迅速に行うための対策、リスク管理についても、新たな組織の設置等の工夫により、適切に行われている。全体としては、中期計画を大幅に上回ったと言える。</p>
業務運営の効率化に伴う経費節減	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費(人件費を除く。)については、必要最小限の経費の執行に努め、更に、少額の契約(消耗品等)であっても複数社による見積り合わせを行うなど経費の節減を図り、平成17年度との比較で22%節減。(対前年度比13%減) 業務経費については、予算7,893百万円に対し実績1,600百万円と6,294百万円を節減。これは、施設としての売却が図れたことから施設解体費用45億円が、又、甚大な災害が発生しなかったことから災害復旧費用4億円が各々不要になったこと、売却手数料6億円が翌年度に繰り延べとなったことが主な要因である。また、経費の執行にあたっては、一般競争入札、企画競争など、業務の特性に応じた方法により業務経費の効率的な執行に努めた。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費は前年、前々年に比して節減できており、業務経費についても事業継続を前提とした売却を図っているため、施設の解体費用等を使用しなかったことが経費の大幅な削減につながっている。全体としては、中期計画を大きく上回ったと言える。
年金福祉施設等の譲渡又は廃止	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 特に20年4月から始まる「特定健康検査・特定保健指導」を見据え機能維持条件を付した健康管理センターの譲渡を本格化し、医療機関・健診機関を始めとした買受候補先に精力的にマーケティングを行い入札を行った。その結果、売却額は売却原価比283%、出資価格比187%となった。 買受先の確保の段階において、事業継続を前提として買受を検討している者に対しては委託先公益法人等の従業員の再雇用を依頼。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当機構に課せられた使命である高い価格での譲渡に関して、売却価格計画比154億円、原価比219億円のプラスと大幅なプラスを出しているだけでなく、事業継続及び雇用継続についても高い継続率となっており、中期目標を大幅に上回った期待以上の大きな成果をあげている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の総人件費改革の取組については、給与水準等公表によると、平成17年度の基準値36人に対し19年度39人(8.3%の増加)となっており、取組開始から2年を経過した時点で2%以上の削減に至っていないが、この削減状況が法人の具体的な削減計画に予定されたものであるとの事情はみられない。しかしながら、業務実績報告書においては、「総人件費改革における当機構の基準人員数(定員)は、41名である。」と給与水準等公表における基準値及び実績値と異なる説明がされており、これを前提とした評価が行われているが、公表値を前提とした法人の取組の検証状況については評価結果において明らかにされていない。今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、公表値を前提とした法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、法人の中期計画で示す平成21年度末までに4%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。(別紙2(2-ア)参照)

法人名	年金積立金管理運用独立行政法人(平成18年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:川瀬 隆弘)
目的	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立金の管理及び運用を行うとともに、その収益を国庫に納付することにより、厚生年金保険事業及び国民年金事業の運営の安定に資することを目的とする。
主要業務	1 年金積立金の管理及び運用を行うこと。2 前記1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:井原 哲夫)
分科会名	年金部会(部会長:山口 修)
ホームページ	法人: http://www.gpif.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/nenkin07.html
中期目標期間	4年間(平成18年4月1日～平成22年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	-	-	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>			
1. 業務運営の効率化			
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A	A	
(2) 業務運営能力の向上	A	A	
(3) 業務管理の充実	A	A	
(4) 事務の効率的な処理	A	A	
(5) 業務運営の効率化に伴う経費節減	A	A	
2. 業務の質の向上			
(1) 受託者責任の徹底	A×2	A×2	
(2) 情報公開の徹底	A	A	
3. 財務内容の改善	A	A	
4. その他業務運営に関する重要事項			
(1) 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針	A×4	A×4	
(2) 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項	A×2	A×2	
(3) 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項	S×1 A×2	A×2 B×1	
(4) その他	A×1 B×1	A×1 B×1	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.26)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 業務運営体制の見直し及び改善が行われ、業務が適切に運営されていると評価することができる。また、年金積立金の管理及び運用に関する事項については、全体としては管理運用法人の設立目的に沿って適切に業務を実施したと評価できる。年金積立金の運用については、長期的には年金財政の目標とされているリターンは確保できており、単年度においても外国株式などについて課題が残されたものの、ベンチマーク並の収益率は達成できている。今後も長期的に年金積立金の安全かつ効率的な運用が実施されていくことを大いに期待したい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営能力の向上	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 職員の採用に当たっては、資金の管理及び運用に係る経験や専門的知識を有する資質の高い優秀な人材をより広く求めるため、ホームページによる募集に加えて、新聞求人広告、転職情報サイト等を活用し、民間の運用実務経験者等を募集。また、実務経験者等を募集するに際し、金融機関や運用機関における実務経験があることを応募要件とするとともに、採用予定者の選考等の審議を行う「職員採用委員会」において、管理運用法人の業務運営能力の向上に寄与する資質の高い優秀な人材の採用に努めた。これらの結果、多様な運用実務経験及び資格等を有する者を採用又は採用決定。 職員の資質の向上等を図るため、資金運用等の分野に係る専門的かつ実務的な研修 	<ul style="list-style-type: none"> 人材の専門性の高度化を進めるための対策については、中途採用について、積極的に外部の有能な人材確保に努める等、人件費の制約がある中で最大限の努力を行っている」と評価する。また、人事評価制度を創設し、報酬に結びつける等の報酬体系の見直しを行ったことは職員のインセンティブの向上に資すると考えられ評価に値する。さらに、職員の専門性向上のための職員研修については、専門実務研修や、大学院への入学補助制度等の活用が図られていると認められる。

		計画を策定し、平成19事業年度の研修を次のとおり実施。 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>18年度</td> <td>19年度</td> </tr> <tr> <td>研修回数(合計)</td> <td>62回</td> <td>85回</td> </tr> <tr> <td>参加延べ人数</td> <td>561名</td> <td>552名</td> </tr> </table> など		18年度	19年度	研修回数(合計)	62回	85回	参加延べ人数	561名	552名	
	18年度	19年度										
研修回数(合計)	62回	85回										
参加延べ人数	561名	552名										
業務管理の充実	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画及び年度計画の達成状況に係る内部手続きの簡素化を図ることにより、各四半期終了後速やかに進捗・達成状況を経営管理会議に報告することとし、次期四半期以降の目標見直しの早期化等、事業運営が効率的になるように努めた。 法令遵守及び受託者責任等の徹底を図るとともに、コンプライアンスの推進を行うことを目的とした「コンプライアンス委員会」(幹部職員と法務に関する有識者である第三者で構成)を平成19年10月に開催。また、コンプライアンス推進のための対応策として、役職員の服務規律の概要をまとめた「コンプライアンスハンドブック」を作成した。さらに、臨時職員・派遣職員を含む全役職員を対象としたコンプライアンス研修を平成19年11月に実施。 など	<ul style="list-style-type: none"> 業務管理の充実については、国内債券における国債型パッシブ運用を開始し、目標設定と実績管理が適切になされている。また、法令遵守の推進のためのコンプライアンス委員会の開催やコンプライアンス・ハンドブックの作成・配布など、職員の意識改革への取り組みがなされており、着実に内部管理体制を構築していると評価する。 									
年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項	4(3)	<ul style="list-style-type: none"> 運用受託機関に対する資金の配分及び回収については、市場への影響を配慮し、1日当たり配分額の上限基準を設定し、その基準に基づき資金配分を実施。また、NOMURA-BPI 国債をベンチマークとする国内債券パッシブ運用の開始に当たり、当該ファンドに対する資金の配分について、市場への影響を配慮した1日当たりの配分上限額を新たに定めた。また、リバランスを行うに当たっては、平成19事業年度においては、寄託金等の新規資金が相当程度あったことから資産の売却・回収は行わず新規資金の配分を通じて実施。 株主議決権行使に係る方針の提出を求めた。また、提出されていた議決権行使に係る方針について、変更があった延べ54社については、変更後の方針の提出を受けた。 など	<ul style="list-style-type: none"> 株主議決権行使については、運用受託機関にガイドラインの策定及びその遵守を行わせるなどの取り組みを行っており、企業経営等に与える影響に配慮を行いつつ、必要な対応を行っている認められるが、今般の株式市場の環境変化に伴い、対応のあり方についても引き続き検討を行っていただきたい。 									

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 年金積立金の運用については、中期計画において、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとされており、評価結果ではA評定(中期計画を上回っている)とされている。しかしながら、外国債券については、中期計画において目標とされているベンチマークを上回った収益率となっているものの、国内債券、国内株式及び短期資産は、おおむね、ベンチマーク並の収益率、また、外国株式はベンチマークを下回る収益率となっており、A評定とする考え方、理由、根拠等が明らかとなっていない。今後の評価に当たっては、より厳格な評価を行うとともに、評価の考え方、理由、根拠等を明らかにした上で評価すべきである。

⑦ 農 林 水 産 省

法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター(平成19年4月1日設立)〈特定〉 (理事長:山口 勇)
目的	一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 農林水産物、飲食料品(酒類を除く。以下同じ。)及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析並びにこれらに関する情報の提供を行うこと。2 1に掲げるもののほか、農林水産物、飲食料品及び油脂の消費の改善に関する技術上の情報の収集、整理及び提供を行うこと。3 日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査を行うこと。4 日本農林規格による農林物資の格付(格付の表示を含む。)に関する技術上の調査及び指導を行うこと。5 3に規定する農林物資の品質管理及び品質に関する表示に関する技術上の調査及び指導を行うこと。6 4及び5に掲げるもののほか、3に規定する農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習を行うこと。7 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査を行うこと。8 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務を行うこと。9 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導を行うこと。10 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する調査を行うこと。11 1～10の業務に附帯する業務を行うこと。 ○ 上記の業務のほか、次の業務を行う。 1 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第19条の9第2項第6号の規定による検査並びに第20条の2第1項及び第2項の規定による立入検査。2 肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条の2第1項の規定による立入検査、質問及び収去並びに同法第33条の3第2項の規定による立入検査及び質問。3 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第13条の2第1項の規定による集取及び立入検査並びに同法第15条の3第2項の規定による立入検査。4 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第57条第1項の規定による立入検査、質問及び収去。5 地力増進法(昭和59年法律第34号)第17条第1項の規定による立入検査。6 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)第32条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業分科会(分科会長:松本 聡)
ホームページ	法人: http://www.famic.go.jp/ 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h19/index.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	備考
<総合評価>	A	1. A、B、Cの3段階評価。 (必要に応じて、A評価とした場合には要因を分析しS評価に、C評価とした場合には要因を分析しD評価にすることができる。) 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は、平成19年4月に(独)農林水産消費安全技術センター、(独)農薬検査所及び(独)肥飼料検査所が統合したものである。紙面の都合上、統合前の3法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
<項目別評価>		
1.業務運営の効率化	A	
(1)組織体制の強化	A	
(2)業務運営能力の向上	A	
(3)外部委託による業務の効率化	A	
(4)分析機器等に関する効率化	A	
(5)業務運営の効率化による経費の抑制	A	
(6)人件費の削減	A	
(7)生産段階における安全性等の確保に関する業務	A	
(8)農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務	A	
(9)情報提供業務	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	
(1)食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組	S	
(2)情報提供業務の一元化及び提供内容の充実	A	
(3)窓口業務の全国における実施	A	
(4)検査・分析能力の継続的向上	A	
(5)肥料関係業務	A	
(6)農薬関係業務	A	
(7)飼料及び飼料添加物関係業務	A	
(8)土壤改良資材関係業務	A	
(9)食品表示監視業務	A	
(10)登録認定機関、認定事業者に対する指導・監督業務	A	
(11)JAS規格及び品質表示基準の見直し等に係る業務	A	
(12)農林物資の格付業務	A	
(13)国際規格に係る業務	A	
(14)農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務	A	
(15)依頼検査	A	
(16)緊急時の要請に関する業務	A	
(17)リスク管理に資するための有害物質の分析業務	A	
(18)カルタヘナ担保法関係業務	-	
(19)国際協力業務	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	
(1)経費(業務経費及び一般管理費)節減に係る取組	A	
(2)法人運営における資金の配分状況	A	

(3)自己収入の増額に係る取組	A
4.短期借入金の限度額	-
5.重要な財産を譲渡し、又は担保にしようとするときは、その計画	-
6.剰余金の使途	-
7.その他業務運営に関する事項	A
(1)施設及び設備に関する計画	A
(2)職員の人事に関する計画	A
(3)積立金の処分に関する事項	A

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

<p>(総合評価に至った理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人からの自己評価等の資料の提出や業務実績等に関するヒアリングをもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、S評価となった「食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組」並びに業務実績がなく評価の対象外とした「カルタヘナ担保法関係業務」、「法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み」、「重要な財産の譲渡又は担保に関する計画」及び「剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果」を除く中項目がA評価となった。併せて「平成19年度業務実績評価の取組について(平成20年7月14日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会)」を踏まえ、「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針(平成19年7月11日政・独委)」及び「独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)」並びに「平成18年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見(平成20年1月31日政・独委)」を踏まえた評価を行った。その結果、法人の業務実績、達成度合及び対応状況等を総合的に勘案して、総合評価はA評価とする。
--

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関与)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織体制の強化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 次のとおり組織運営及び組織体制の整備を行うことにより、検査等業務の効率的かつ効果的な推進及び緊急時や繁忙時における機動的で柔軟な業務運営に努めた。 <ul style="list-style-type: none"> ○ マネジメントレビューを実施するとともに、その結果に基づき、センターの現状の課題である統合メリットの一層の発揮、中期目標・中期計画の確実な進捗管理及び独立行政法人整理合理化計画への対応等について、理事長から本部の部長及び各地域センター所長に対して指示。 ○ 本部の各部及び各地域センターにおいて、一般管理部門及び企画部門を除くすべての部署にスタッフ制を導入。 ○ 各分野の専門家からなるプロジェクトチームを次のとおり2件設置し、各部門で蓄積された専門的知見を最大限に活用。 牛挽肉加工品緊急調査プロジェクトチーム 前作に使用された農薬の残留分析プロジェクトチーム など 	<ul style="list-style-type: none"> 各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 一般管理部門の要員の削減、検査等業務に従事する要員の全体に占める割合の向上の実績は年度計画を上回るものであるが、各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。
食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> センター全体として取り組むべき課題を選定するとともに、プロジェクトチームを設置し、調査分析等を次のとおり効率的かつ効果的に実施。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 牛挽肉加工品緊急調査プロジェクトチーム <ul style="list-style-type: none"> 牛挽肉加工製品及びその表示についての国民の信頼を早急に回復することを目的として、食品検査部門及び飼料検査部門によるプロジェクトチームを設置し、飼料検査部門が特許を有するDNA検査用試薬(プライマー)を含む肉骨粉の動物種を判別する分析技術を食品の肉種鑑別に利用するなどの両部門の連携のもと迅速に効率的かつ効果的な検査を実施。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 小項目のうち1項目がS評価であったが、各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 S評価としたプロジェクトチームの設置については、飼料検査部門の有する分析技術を食品に応用するなど、統合メリットを活用して取り組むことにより、消費者の信頼の確保に貢献しているものと評価できること、その他の小項目の達成状況等を総合的に勘案した結果、S評価とする。
自己収入の増額にかかる取組	3(3)	<ul style="list-style-type: none"> 自己収入(JAS法に基づく格付業務及び飼料安全法に基づく特定飼料の検定業務に係る収入等を除く。)について、講師派遣の要請に積極的に対応する等の自己収入の増額のための取組を行った結果、平成19年度予算額を上回る自己収入(9,086,496円)を得た。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 小項目の評価結果から評価はA評価であった。 小項目の達成状況やその他の要因を踏まえ、達成状況や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26) (個別意見)

- 中期目標において、統合メリットを發揮し、国民に対して提供するサービスの質の向上に努めることが示されており、その取組の一つとして肥料取締法、農薬取締法、飼料安全法等の法令に基づく届出等の窓口業務及び消費者等からの食品表示等に関する相談窓口を全国の地方組織に設置することとしている。評価結果においては、職員研修の実施、ホームページ等を活用した周知及び窓口業務に係る規程類の作成等が計画どおりに行われたことをもってA評定が付されているが、そのような高い評定を行う場合は、単に取組を行ったことだけでなく、その結果優れた成果が得られたことについて説明される必要がある。今後の評価に当たっては、取組が実施されたことに伴うアウトカムにも配慮した評価を行うべきである。
- 中期目標において、統合によるメリットを發揮させるため、肥飼料、農薬及び食品それぞれの検査部門が持つ検査等業務に関する知見やノウハウを結集し、検査等職員や分析機器の機動的かつ重点的な投入を行い、食の安全と消費者の信頼の確保に資するという観点から取組を行うことが示されており、その取組の一つとして、業務実績報告書において食品検査部門及び肥飼料検査部門の連携による牛挽肉加工品緊急調査プロジェクトチーム等2チームを設置し、調査分析等を効率的かつ効果的に実施したことについて記載されている。これに対し、貴委員会はS評定(効率的かつ効果的に実施し、特に優れた成果が得られた)としており、当該評定を付した根拠として、「牛挽肉加工製品及びその表示についての国民の信頼を早急に回復することを目的として、食品検査部門及び肥料検査部門によるプロジェクトチームを設置し、飼料検査部門が特許を有するDNA検査用試薬(プライマー)を含む肉骨粉の動物種を判別する分析技術を食品の肉種鑑別に利用するなど、両部門の連携のもと迅速に効率的かつ効果的に検査を実施したことは高く評価できる。」としているが、この例をもって特に優れた成果が得られたことになるのかが明確でない。今後の評価に当たっては、評定のレベルに合った優良な事例を明らかにするなど最上級の評定を付す根拠について明確にすべきである。

法人名	独立行政法人種苗管理センター(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:野村 文昭)
目的	農林水産植物の品種登録に係る栽培試験、農作物の種苗の検査、ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、適正な農林水産植物の品種登録の実施及び優良な種苗の流通の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験を行うこと。2 農作物(飼料作物を除く。)の種苗の検査を行うこと。3 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。4 1～3に掲げる業務に係る技術に関する調査及び研究を行うこと。5 1～4に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。6 種苗法の規定による集取を行うこと。7 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定による立入り、質問、検査及び回収を行うこと。これらの業務のほか、これらの業務に支障のない範囲内で、農作物に関する技術上の試験及び研究の素材となる植物の保存及び増殖を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業分科会(分科会長:松本 聡)
ホームページ	法人: http://www.ncss.go.jp/index.html 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h19/index.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価 なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)栽培試験の効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)種苗検査担当者の業務運営能力の向上	A	A	A	A			
(3)種苗検査業務の効率化					A	A	
(4)種苗生産の効率化	A	A	A	A	A	A	
(5)調査研究業務の効率化	A	A	A	A	A	A	
(6)付帯業務の重点的な実施	A	A	A	A	A	A	
(7)種苗検査担当者の業務運営能力の向上	A	A	A	A			
(8)植物遺伝資源の保存及び増殖の効率化	B	A	B	B	A	A	
(9)業務運営一般の効率化	A	A	A	A	A	A	
2.業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)栽培試験業務の質の向上	A	S	A	A	A	A	
(2)種苗検査業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(3)種苗生産業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(4)調査研究業務の質の向上	B	B	B	B	A	A	
(5)付帯業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(6)指定種苗の集取業務の質の向上							
(7)指定種苗の集取及び立入検査等の業務の質の向上	A	A	A	A			
(8)遺伝資源業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(1)経費節減に係る取組	A	A	A	A	A	A	
(2)法人運営における資金の配分状況	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の借入に至った理由等	A	-	-	A	-	-	
5.重要な財産の処分等に関する計画	A	A	-	A	A	A	
6.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評価に至った理由)

- 平成19年度事業は、大項目について全てがA評価となったこと、整理合理化計画での指摘事項へも的確に対応がなされていること等を総合的に勘案し、中期計画の達成に向けて順調に行われている(A)ものと判断する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 培養系母本をもとに北海道中央農場、十勝農場、婦恋農場において急速増殖技術の実証試験を引き続き行うとともに、実証試験の結果を踏まえ、北海道中央農場及び婦恋農場において網室生産に代わり、移行可能な全ての品種(49品種及び11品種)についてミニチューバー生産に移行。 独立行政法人整理合理化計画に即し、マイクロチューバー等を用いた原原種を利用する原種生産道県・団体及び原原種を生産する企業等からなる協議会での協議結果等を踏まえ、平成20年度から、新たに民間企業において生産意欲のある加工用新品種(アンドーバー)について原原種生産の元だね部分の生産を民間企業に移行するとともに、種苗管理センターは民間企業からの依頼に応じて、隔離ほ場での増殖部分の協力を実施する方針を決定。 沖縄農場における19年春植原原種用基本種生産の全てについて、茎節苗に代わり増殖率の高い側枝苗による増殖に移行した。また、19年夏植原原種用基本種生産の一部についても側枝苗による増殖に移行。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ばれいしょ原原種生産において、北海道中央農場及び婦恋農場の移行可能な全ての品種をミニチューバー(培養系母本をもとにした急速増殖技術)生産に移行し、迅速化・効率化を果たしたことは評価される。なお、同技術を進めるに当たっては、培養変異やコストについて留意されたい。 ばれいしょ原原種生産の民間等への部分的な移行について、民間企業の元だね生産への参入に向けて関係者が協議し、平成20年度から一部品種の元だね生産部分を民間に移行する方針を決定するなど、着実に進められている。 さとうきび増産プロジェクト基本方針に即し側枝苗による増産体制の整備を進めていることは評価されるが、他方、県の需要量の急減によりさとうきび原原種の単位当たり生産コストが14%上昇しており、今後の需要動向を踏まえ改善策を講じる必要がある。
農林水産植物の品種登録に係る栽培試験	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 栽培試験結果報告の迅速化のため、進行管理の徹底、実施農場における確実な報告書の検定の実施、出願点数の多い種類の作業分担の明確化等の取組を進め、栽培試験終了後から栽培試験結果報告書提出までの平均提出期間を3.1か月(前年度4.2か月)とした。 農林水産省からの要請に基づき、栽培試験方法等の検討を行い、10種類の植物について栽培を開始。 新規植物の審査基準案の平均作成期間は7か月となり、前年度(8か月)より1か月短縮。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 栽培試験結果の報告期間の短縮については、前年度に比べ1.1か月短縮され評価されるものの、目標達成には至らなかった。その理由として、多くの品種を担当する農場での報告書の作成に時間を要していることがあげられるが、センター全体の事務支援体制の確立等により解決できると期待する。 栽培試験対象作物の種類の拡大について、10種類拡大し、目標の2種類程度を大幅に上回ったことは栽培試験体制の強化に資するものであり、S評価と判断した。 新規植物の審査基準案の平均作成期間を7か月に短縮し、目標の1.5年以内を大幅に上回る達成状況となるとともに、前年度の8か月よりもさらに短縮されたことは、品種登録期間の短縮につながるものであり、S評価と判断した。
予算、収支計画及び資金計画	3	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度は支出の節減にあたり次の事項に積極的に取り組んだ。 削減については一般競争契約を原則として本所で対応可能な契約については全て本所で実施することにより効率化を図った。 水道光熱費及び通信運搬費については継続した節減目標をたて、全農場へ情報提供し節減意識を高め効率化を図った。 施設整備補助金による工事3件については全て自主施工とし、施設の構造及び配置等について専門家の意見を取り入れて、より効率的な施設を設置した。 工事と物品類について分けることができるものについては、分割し一般競争することにより経費の節減を図った。 業務移転した知覧農場、ばれいしょ生産附带業務を終了した八岳農場をはじめ各農場の遊休機械の機能等を調査し、他農場に管理換えすることにより効率的に利用した。 	<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金は効率的に使われており、経費節減の取組として、一般競争を原則とする契約の実施、一括又はブロック契約による効率的な執行に努めている。また、競争入札及び随意契約等の執行状況については、監事による定期監査において執行状況についてのチェックを受けるとともに、ホームページで公表しており、入札及び契約を適正に実施している。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人家畜改良センター(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:矢野 秀雄)
目的	家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な種苗の供給の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 家畜、家さんの改良及び増殖並びに飼養管理の改善を行うこと。2 種畜、種きん、種卵、家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の配布並びに種畜の貸付けを行うこと。3 飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。4 飼料作物の種苗の検査を行うこと。5 前各号の業務に関する調査及び研究、講習並びに指導を行うこと。6 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。7 家畜改良増殖法の規定による立入り、質問、検査及び収去。8 種苗法の規定による集取。9 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定による立入り、質問、検査及び収去。10 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第20条の政令で定める事務
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業分科会(分科会長:松本 聡)
ホームページ	法人: http://www.nlbc.go.jp/ 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h19/index.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期 目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. 原則としてS、A、B、C、Dの5段階評価。中項目以上は下位の評価単位を集計。 2. なお、詳細な評価手法は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)業務対象の重点化	A	A	A	A	A	A	
(2)業務運営の効率化及び組織体制の合理化(H17までは「業務運営の効率化」)	A	A	A	A	A	A	
(3)経費の縮減	-	-	-	-	A	A	
(4)組織体制の整備	A	A	A	A	-	-	
(5)他機関との連携	A	A	A	A	-	-	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)家畜改良及び飼養管理の改善等	A	A	A	A	A	A	
(2)飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び供給	A	A	A	A	A	A	
(3)飼料作物の種苗の検査	A	A	A	A	A	A	
(4)調査研究	A	A	A	A	A	A	
(5)講習及び指導	A	A	A	A	A	A	
(6)センターの資源を活用した外部支援	-	-	-	-	A	A	
(7)家畜改良増殖法に基づく検査等	A	A	A	A	A	A	
(8)牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく事務	A	A	A	S	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5.剰余金の使途	-	A	-	A	-	A	
6.その他省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成 19 年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 個別に評価を行う最下位項目についてはS評価 1 項目、A評価 108 項目であり、大項目についてはすべてがA評価となった。
- S評価となった特筆すべき事項に加え、業務の重点化や財務分析、経費縮減の取組、組織体制の見直しなどの取組等の業務運営の効率化、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上における着実な公共サービスの実施、自己収入増加への取組や資金の重点的な活用などの財務関連の取組、独立行政法人整理合理化計画を踏まえた措置等を総合的に評価した結果、総合評価はA評価とした。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化 実験用ウサギ	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 実験用ウサギについて、緊急時に対応するための凍結受精卵の生産・確保を行い、19 年度末に種畜供給業務を中止し、計画を前倒して実施。 	<ul style="list-style-type: none"> A(計画どおり順調に実施された)。
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 候補種雄牛等の生産・供給	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 遺伝的能力評価値に基づき、総合指数上位 1%以内の国内優良雌牛を活用して雄子牛を生産・導入するとともに、ドナー検定や未經産採卵技術等を活用して雄子牛を生産し、期待育種価の高い候補種雄牛 35 頭を選抜して確保するなど、計画通り順調に実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 13 年度から取り組んでいる畜産新技術を活用した新しい候補種雄牛生産システム(ドナー検定システム)により、国内の遺伝的能力評価における総合指数第一位の後代検定済種雄牛を作出し、また、インターブルの国際評価において、センター所有牛が、一定以上の信頼度が確保されている世界中の種雄牛約四万四千頭の中で乳脂量の遺伝的能力評価第 11 位にランク付けされたように、畜産新技術を活用しつつ効果的に期待育種価の高い候補種雄牛を生産・供給した結果、優れた成果が得られていることからS評価に値すると評価した(S)。
予算、収支計画及び 資金計画 財務内容の改善	3	<ul style="list-style-type: none"> 収入については、当初予算は運営費交付金及び施設整備費補助金とも計画通りであった。また、受託収入については業務の一環として受託を積極的に行ったことにより予算に対して約 167%、諸収入については農畜産物売代のうち家畜売払代(肉用牛)、製品売払代(牛乳)及び精液売払代(乳用牛)が当初の計画より伸びたことにより約 73%それぞれ増収になった。 	<ul style="list-style-type: none"> この項目に属する評価は、個別に評価を行った結果、年度計画どおり順調に実施されたと認められる。(A)

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 候補種雄牛等の生産・供給事業については、中期計画の中で、「国内の優良雌牛を活用した的確な計画交配の実施等により雄子牛を生産する」、「効果的に期待育種価の高い候補種雄牛を生産・供給する」とされており、平成 19 年度の業務実績報告書では、遺伝的能力評価値に基づき、総合指数上位 1%以内の国内優良雌牛を活用して雄子牛(48 頭)を生産・導入するとともに、ドナー検定や未經産採卵技術等を活用して雄子牛を生産し、期待育種価の高い候補種雄牛(35 頭)を選抜して確保するなど、「計画どおり順調に実施した」とされている。本事業について貴委員会の評価結果では、NTP(国内の遺伝的能力評価における総合指数)第1位の後代検定済種雄牛を作出したこと、インターブルの国際評価において、センター所有牛が遺伝的能力評価第 11 位にランク付けされたことにより、優れた成果が得られたとしてS評定(計画を大きく上回り、優れた成果が得られた)に値するとしている。しかしながら、この分野における国の設置する唯一の機関である本法人の成果として、最上級の評定に値するとの判断について、十分な説明がなされていない。今後の評価においては、法人に求められている能力水準を明確にした上で、当該能力水準を踏まえたその業績と評定の関連性について、十分な説明責任を果たす努力をすべきである。

法人名	独立行政法人水産大学校(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:藤 英俊)
目的	水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成を図ることを目的とする。
主要業務	1 水産に関する学理及び技術の教授及び研究。 2 1に掲げる業務に附帯する業務。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	水産分科会(分科会長:小野 征一郎)
ホームページ	法人: http://www.fish-u.ac.jp/ 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h19/index.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期 目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 (A:計画に対して業務が順調に進捗している。 B:計画に対して業務の進捗がやや遅れている。) 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)運営の効率化	/	/	/	/	A	A	
(2)教育研究業務の効率化	A	A	A	A	/	/	
(3)業務の効率化	/	/	/	/	A	A	
(4)事務の効率的処理	A	A	A	A	/	/	
2.国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)学理及び技術の教育	A	A	A	A	A	A	
(2)学理及び技術の研究	A	A	A	A	B	A	
(3)就職対策の充実	/	/	/	/	A	A	
(4)教育研究成果の利用促進	A	A	A	A	A	A	
(5)その他の活動	A	A	A	A	/	/	
(6)学生生活支援等	/	/	/	/	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(1)経費節減(業務経費及び一般管理費)	A	A	A	A	/	/	
(2)受託収入、競争的資金及び自己収入増加	A	A	A	A	/	/	
(3)資金の配分状況	A	A	A	A	/	/	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5.重要資産の譲渡等	-	-	-	-	-	A	
6.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7.その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び船舶整備計画	/	/	/	/	A	A	
(1)施設・船舶・設備等整備	A	A	A	A	/	/	
(2)人事計画	A	A	A	A	A	A	
(3)積立金の処分	/	/	/	/	-	-	
(4)情報公開、保護	/	/	/	/	A	A	
(5)環境対策・安全管理推進	/	/	/	/	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(所見)

- 「大項目の評価結果」すべてが「A」と評価されており、計画に対して業務が順調に進捗していると認められるから、総合評価を「A」とすることが妥当である。

(2)項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
水産に関する学理及び技術の教育	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 水産に関する体系的・総合的な教育 <ul style="list-style-type: none"> a. 独立行政法人整理合理化計画に基づき、平成20年度から水産情報経営学科を水産流通経営学科に改組するにあわせ、水産流通関連科目の充実強化を図った。 b. 水産業を巡る最新の情勢や新しい研究成果を適切に反映させるため、全科目の授業内容の再点検を行い、教育内容の充実を図った。 c. 他学科科目の円滑な履修を引き続き促進し、水産に関する総合的な教育を実施。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 必ずしも数が多い必要はないと思うが、一般的な科目との違いを強く出し、水大校らしい特色を明確にした科目群にしてほしい。また、学生にもそれがわかるようにしてほしい。

就職対策の充実	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 19 年度卒業・修了者の水産関連分野への就職率(内定者ベース)は、76.2%で、前年度に引き続き目標の75%以上を確保。 就職対策検討委員会等での協議・検討等に基づき、運営会議及び部科長会議において本校全体の就職対策方針の明確化を図り、教授会・学科会議等を通じて、すべての教職員に周知徹底。また、就職対策検討委員会等のメンバーが、それぞれ役割分担しつつ協力し合い、大専校全体での取組と学科での取組の効果的な連携を図った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 就職率及び水産関連分野への就職率は高く、学生への就職支援は適切に実施されていると評価できる。 専攻科修了生の水産業関連への就職率70%は少し低いのではないかと。本科生以上の努力が必要と思われる。
教育研究成果の利用の促進及び専門的知識の活用等	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 「水産大専校研究報告」を計画的に発行及び研究成果を分かりやすく紹介するパンフレット「水産大専校の最近の研究成果から」を作成・配布。ジャパン・インターナショナル・シーフードショーなど産学公交流イベント等に積極的に参加し、成果の公表・普及を図った。 広く国民一般を対象とした公開講座「知らなかった！マグロの資源と消費の現状」を平成 19 年 10 月に開催。最新鋭の練習船(新耕洋丸)の竣工にあわせて練習船の一般公開等を実施。また、引き続き、地元水族館において、周年にわたり、オープンラボを開催。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水産大専校研究報告の着実な充実が図られていることは評価できる。中期計画に謳っている「よりインパクトの高い発表媒体への発表に努める」に関する客観的な自己評価がない。いわゆる「インパクトファクター」だけがその指標ではないことは十分承知の上であるが、中期計画で謳っている以上、何らかの基準を設けて評価する必要があるのではないかと。
学生生活支援等	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 学生のインセンティブ向上のため、引き続き、各学科の学業成績優秀者を表彰。また、経済状況・学業成績を勘案し、公平・妥当性のある審査を行い、授業料免除制度を適切に適用したほか、規程の一部を改正し、学業成績優秀者に対する授業料免除を拡充。 学生生活支援の取組として、学科クラス担当教育職員等による生活相談、看護師による健康相談、臨床心理士によるメンタルヘルス対策を連携して実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学生生活支援の成果については、その対象となる学生及びその保護者にアンケート調査を行うなどして、具体的な証拠を業務報告書に添付して欲しい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26) (個別意見)

- 専攻科については、平成 19 年度に定員の見直しが行われたところであるが、さらに定員割れの状況が続いていることを踏まえ、今後の評価に当たっては、専攻科への進学希望者数や専攻科における教育ニーズなどを随時把握した上で、カリキュラム・プログラムの適切性や定員の適正規模について検証を促すような評価が必要である。
- 新耕洋丸は平成 19 年6月に竣工しており、中期計画では「特に、平成 19 年度竣工(予定)の耕洋丸代船については、その最新設備等の教育研究等への効率的かつ効果的な活用に努める。」ととされている。しかしながら、評価結果をみると、新造船についていかなる判断をしたかが明確でないまま、単にA評定と評価されている。今後の評価に当たっては、客観的なデータを明らかにした上で評価を行うべきである。
- 本法人の総人件費改革の取組については、給与水準等公表によると、平成 17 年度の基準値 1,436,682 千円に対し、19 年度 1,431,139 千円(1.1%の減少(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。))となっており、取組開始から2年を経過した時点で2%以上の削減に至っていないが、この削減状況が法人の具体的な削減計画上予定されたものであるとの事情はみられない。しかしながら、法人の取組の適切性についての検証状況及び今後の削減に向けた展望が、評価結果において明らかにされていない。今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。

法人名	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(平成18年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:堀江 武)
目的	1 農業及び食品産業に関する技術上の総合的な試験及び研究等を行うことにより、農業及び食品産業に関する技術の向上に寄与するとともに、民間等において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究の促進に関する業務を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資するほか、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図ることを目的とする。2 1のほか、農業機械化促進法(昭和28年法律第252号)に基づき、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験及び研究等の業務を行うことを目的とする。
主要業務	1 農業及び食品産業に関する多様な専門的知識を活用して行う技術上の総合的な試験及び研究並びに調査を行うこと。2 1に掲げるもののほか、農業生産に関する技術、農業工学に係る技術その他の農業に関する技術及び食品産業に関する技術についての試験及び研究並びに調査並びにこれらに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと(3に規定する業務に該当するもの及び農林水産省の所管する他の独立行政法人の業務に属するものを除く。)。3 家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布を行うこと。4 試験及び研究のため加工した食品並びにその原料又は材料の配布を行うこと。5 生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。6 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を政府等(政府及び独立行政法人をいう。以下同じ。))以外の者に委託して行い、その成果を普及すること(4に掲げる業務に該当するものを除く。)。7 政府等以外の者に対し、生物系特定産業技術に関する試験及び研究を国の試験研究機関又は試験及び研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことについてあつせんすること。8 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を行う政府等以外の者に対し、政府等から当該試験及び研究の素材として生物の個体又はその一部の配布を受けることについてあつせんすること。9 生物系特定産業技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。10 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うこと。11 農業機械化促進法第16条第1項に規定する業務を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業技術分科会(分科会長:小林 正彦)
ホームページ	法人: http://www.naro.affrc.go.jp/ 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h19/index.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	A	A	1. 小項目をS、A、B、C、Dの5段階評価。中項目以上は下位の評価単位を集計。 2. なお、詳細な評価手法は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は、平成18年4月に(独)農業・生物系特定産業技術研究機構、(独)農業工学研究所及び(独)食品総合研究所の3法人が統合したものである。紙面の都合上、統合前の3法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
<項目別評価>			
1.業務運営の効率化	A	A	
(1)評価・点検の実施	A	A	
(2)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	
(3)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	
(4)産学官連携、協力の促進・強化	A	A	
(5)海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化	B	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A	A	
(2)近代的農業経営に関する学理及び技術の教授	A	B	
(3)生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進	A	A	
(4)生物系特定産業技術に関する民間研究の支援	A	A	
(5)農業機械化の促進に関する業務の推進	A	A	
(6)行政との連携	S	A	
(7)研究成果の公表、普及の促進	A	A	
(8)専門研究分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	
4.短期借入金の限度額	—	—	
5.重要な財産の譲渡等	A	A	
6.剰余金の使途	—	—	
7.その他省令で定める業務運営に関する事項	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	
(3)情報の公開と保護	A	B	
(4)環境対策・安全管理の推進	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化 研究資源の効率的利用及び充実・高度化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 理事長トップダウンによる温暖化研究、有機農業研究、多収技術研究の検討を開始するなど、研究強化を図った。温暖化研究では、各研究所で実施する課題のコーディネーターとして研究管理監を機構本部に併任し、研究の効率化・加速化を図った。有機農業研究では、「農研機構における有機農業の在り方に関するワーキンググループ」を組織し、有機農業研究をめぐる問題状況、実施すべき研究課題などについて検討を進め、交付金プロジェクト研究につなげた。また、多収技術研究についてもバイオマス関連の重要な課題として検討を開始した。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 理事長のリーダーシップのもとで重点化の考え方が明確にされ、温暖化研究、有機農業研究などの課題で研究強化が行われている。また、高度化事業及び科研費などの競争的研究資金の獲得が伸びており、評価できる。効率化に向け、研究組織の見直しを行うための体制検討本部を設置し、小規模研究拠点の研究組織の見直しに係る基本的な考え方を整理した。今後も、共同利用施設の利用実績を上げるとともに保有資産見直しに適切に対応することを期待する。
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 人獣共通感染症、新興・再新興感染症等の防止技術と危害要因低減技術の開発	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 高病原性鳥インフルエンザについては、平成19年の国内発生から分離したウイルスの性状を迅速に解析し、これが中国青海湖由来のH5N1亜型ウイルスの系統で、鶏のみならずマウスに対しても高い病原性を持つことなど防疫に不可欠の知見を明らかにした。また、迅速な診断を可能にするためにPCR法によるHA及びNA亜型の迅速判定法の改良を進め、その有効性を明らかにした。さらに、H5N1亜型ウイルスがアイガモやガチョウの羽上皮細胞で増殖することを初めて明らかにし、羽毛を介した新しいウイルス感染経路があることを立証した。 プリオンの試験管内増幅法を改良し、スクレイビー感染ハムスターでPRPscの高感度検出法を確立した。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 重要課題の高病原性鳥インフルエンザやBSEについては、学術上重要な成果や実用的な成果を得ており、高く評価できる。特に鳥インフルエンザについて国内発生例の解析では乳類に対する感染性を明らかにしたこと、羽毛を介したウイルス伝播の可能性を示したことは、防疫上きわめて有用な知見である。また、スクレイビーの高感度検出法は、診断法開発や発症機序解明につながる成果である。その他、口蹄疫についてワクチン接種豚と自然感染豚の識別法を確立したこと、ブルセラ病やヨーネ病の検査技術の改良、試験データの集積など、重要感染症の防疫体制強化に資する成果をあげていることも高く評価できる。今後も、引き続き人獣共通感染症等の制圧のため、発症メカニズムの解明及び診断・予防技術の開発を着実に進めていくことを期待する。
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 農業及び農村の担い手として意欲のある多様な学生の確保に向け、幅広く情報提供、募集活動等を行うとともに、推薦制度の拡充、試験回数・会場の拡大など入学試験の見直しを行い、前期・後期・3月期入学試験を実施した。3回合わせた入学試験の応募者は39名で36名が合格、入学者は31名にとどまったが、新教育課程の特色について精力的に周知を図った結果、農学系以外の大学卒業者等を含む従来にはなかった多様な意欲のある入学者を確保することができた。 18年度までの入学者に対し、農業者による特別講義等により就農意欲の醸成を図るとともに、演習における先進経営の事例研究、卒業論文作成指導等を通じ、円滑な就農への指導等を行った。この結果、19年度卒業生の就農率は94.7%となった。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 卒業生の就農率は約95%と高く農業者育成という本来の目的を達成している点は、評価できる。しかしながら、入学者数は31名と目標(定員40名)の80%弱にとどまっている。本年度とった学生獲得のための諸措置とその効果を踏まえて改善を進め、次年度以降、既定の入学者数を確保することを期待する。また、入学者数が目標に達しなかったことに鑑み、教育手法や教育内容について、常に妥当性を確認し必要な場合は見直すことを期待する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

〔個別意見〕

- 本法人の中期計画期間は、平成18年度から22年度までの5年間となっている。本法人はその2年目に当たる19年度において、中期計画で自ら定めた「主要な研究拠点とは別に設置されている小規模な研究単位における事務事業について、研究資源の効率的・効果的な利用を図るため、近接する拠点での一元化等を図り、効率的な組織運営を行う。」ことについて、本格的な検討を開始したところである。このことについては、「すぐに着手できる福利厚生関係事務等の一元化については18年度に進めたところであるものの、さらなる効率化を図る上での基本計画は策定途上である。また、この取組が完了するのは次期の中期計画終了時となる27年度である。」旨の説明も受けたところである。しかし、貴委員会は、中期計画の当該事項について、当該事業年度に法人がどのような成果を挙げたかという点については言及がないまま、検討を開始したという事実を評価し、当該事項が評価されている項目全体の「研究資源の効率的利用及び充実・高度化」をA評定(計画に対して業務が順調に進捗している)と評価している。以上を踏まえると、検討にとどまるものを評価するだけでなく、その成果や現段階の計画の進捗状況も踏まえて評価を行うべきである。また、近接する拠点での事務事業の一元化、それを踏まえた組織の見直し等の取組を促していくような評価も必要である。
- 平成20年度より新たに開校した農業者大学校に係る今後の評価に当たっては、応募者の経年推移を注視し、農業研修教育に関するニーズなど具体的なデータを随時把握した上で、募集対象者の適切性や定員の適正規模について検証を促すような評価が必要である。

法人名	独立行政法人農業生物資源研究所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:石毛 光雄)
目的	生物資源の農業上の開発及び利用に関する基礎的な調査及び研究、昆虫その他の無脊椎動物の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、生物の農業上の利用に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと。2 昆虫その他の無脊椎動物(みつばちを除く。)の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。3 蚕糸に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。4 原蚕種並びに桑の接穂及び苗木の生産及び配布を行うこと。5 農作物の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うこと。これらの業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で林木の品質改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業技術分科会(分科会長:小林 正彦)
ホームページ	法人: http://www.nias.affrc.go.jp/index.html 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h19/index.html http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyouka/bunkakai/jisseki_hyouka/h19/top.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期 目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)評価・点検の実施と反映	A	A	B	B	B	A	
(2)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	B	B	A	A	
(3)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)産学官連携、協力の促進・強化	/	/	/	/	A	A	
(5)海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化	/	/	/	/	A	A	
(6)連携、協力の促進	A	A	A	A	/	/	
(7)管理事務業務の効率化	A	A	A	A	/	/	
(8)職員の資質の向上	A	A	A	A	/	/	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A×5	A×5	A×5	A×5	A	A	
(2)研究成果の公表、普及の促進	A	A	A	A	A	B	
(3)専門分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	B	B	B	B	A	A	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5.重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	-	-	-	-	-	-	
6.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	-	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	-	A	A	
(3)情報の公開と保護	/	/	/	/	A	A	
(4)環境対策・安全管理の推進	/	/	/	/	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評価に至った理由)

- 「1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、法人の主要な業務である研究開発を含む「2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画」及び「7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
評価・点検の実施と 反映	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 研究評価検討委員会で課題評価実施方針の見直しを図り、1次、2次評価検討会に加えて、新たに課題評価判定会を設置し、評価結果の分析や重点化課題の選定を行うこととした。 研究の質と量や達成度に加えて、研究成果の普及・利用状況の把握、費用対効果の視点や研究成果の波及効果を加味した評価方法へ見直し、評価基準を明示。 その結果、3課題(12%)がS、22課題(85%)がA、1課題(3%)がBと評価。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 課題評価判定会を設けるなど、体制や方法を見直し、自己評価・点検を実施しており、評価できる。研究の実用化に向け、段階ごとに成果を取りまとめ、評価を行い、評価結果を反映させていく適切な研究管理を実現することを期待する。また、その際は成果の普及利用状況や資源投入の有効性分析を活用して効果的効率的な業務運営を実現することを期待する。研究職員について、マニュアルに従い透明性の高い業績評価を実施し、管理職については処遇へ反映させ、また、一般職員の業績評価については試行を行うなど進展があったが、管理職以外の研究職員の業績評価の処遇への反映については特段の進展がなかった。
研究資源の効率的利用及び充実・高度化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 一般研究費については、中期計画課題遂行のため各研究センター・ユニット等の規模に応じて配分する「基本研究費」、特に重点的支援が必要と考える研究者等に対して柔軟に再配分可能な「研究領域長裁量研究費」、費用対効果の観点から特に高い成果を挙げた課題等に配分する「重点配分研究費」の3種目に分けて配分。 科学研究費補助金については、88件の応募に対し23件が採択され、採択率は26%。獲得金額は173百万円で18年度143百万円より増加。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 予算の重点配分、事業の重点実施を行ない、また、外部資金も獲得を大幅に増やしており、評価できる。引き続き外部資金獲得に向けて取り組むことを期待する。オープンラボとしてのマイクロアレイ解析室が設置され外部からの利用が行われているが、このような共有化、開放型研究施設の効率的利用を進めることを期待する。組織見直しでは、ニーズに対応して中期計画を変更して研究対象としたダイズゲノムについて、特命で設置していた研究チームを基盤研究領域に位置づけ、体制を整備することで重点的継続的な研究実施を可能にした。
海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> イネゲノム及びポスト・イネゲノムシーケンス研究等における国際協力、連携 カイコゲノム研究等における国際協力、連携 ブタゲノム研究等における国際協力、連携 	<ul style="list-style-type: none"> 国際シンポジウムの開催、最先端のゲノム情報データベースの構築、ゲノムリソースの開発、各種ゲノム研究の国際コンソーシアムへの積極的な参加等により、これまで培った国際的なイニシアティブを期待している。こうしたイニシアティブを活用し、一層の発展を期待する。
研究成果の公表、普及の促進	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> ホームページは、毎月約22万アクセスがあり、その内約12万アクセスがMaffin外からのもの。現在、ホームページのトップページをわかりやすい情報発信ができるよう、企画・改修作業中。 研究成果の発表は、査読のある原著論文で388報であり、インパクトファクターの合計値は1,029.148であった。目標数、インパクトファクター総合計値の目標ともに大幅に上回った。 国内特許出願30件と微増ではあるが目標値に近づきつつある。外国出願は16件、PCT出願4件を行った。出願中の特許の内、国内特許15件、外国特許42件が平成19年度中に特許登録された。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ、刊行物、イベントなどさまざまな手段により情報発信している。遺伝子組換え作物の市民参加型展示ほ場の開催、県民大学やお茶の水女子大学公開講座での講義など、農業生物資源研究所ならではの特色を生かした双方向コミュニケーションに努め、国民の理解を促進している。ホームページについては、アクセス数こそ増えているが、分かり難く、知りたい情報になかなかアクセスできないなど改善の余地が相当にあり、改修することを期待する。普及に移しうる成果については、現在は件数が少ないが、研究が進展する中期計画期間後半には達成できると見込まれる。原著論文数やIF値を含めたその他の指標はおおむね目標を達成したが、国内特許出願数は目標には達しなかった。良質な権利取得を期待する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 中期目標で示された研究支援部門の合理化に向けての取組について、業務実績報告書において所内の研究推進戦略会議における議論、労働力の流動化及び業者委託の実施等の取組が明らかにされているものの、これらの取組により具体的に合理化された要員や経費については明らかにされないまま、A評定(計画に対して業務が順調に進捗している)が付されており、根拠の説明が不十分である。今後の評価に当たっては、研究支援部門の合理化における特記すべき取組が何であり、その成果が何であるかについて着目して評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人農業環境技術研究所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:佐藤 洋平)
目的	農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究等を行うことにより、その生育環境の保全及び改善に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業技術分科会(分科会長:小林 正彦)
ホームページ	法人: http://www.niaes.affrc.go.jp/ 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h19/index.html http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyouka/bunkakai/jisseki_hyouka/h19/top.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、D5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)評価・点検の実施と反映	A	A	B	B	B	A	
(2)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(3)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)産学官連携、協力の促進・強化					A	A	
(5)海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化					A	A	
(4)連携・協力の促進	A	A	A	A			
(5)管理事務業務の効率化	A	A	A	A			
(6)職員の資質向上	A	A	A	A			
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A×3	A×3	A×3	A×3	A×6	A	
(2)専門研究分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	A	A	A	
(3)研究成果の公表、普及の促進	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	B	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5.重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	-	-	-	-	-	-	
6.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	-	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	-	A	A	
(3)情報の公開と保護					A	A	
(4)環境対策・安全管理の推進					B	B	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評価に至った理由)

- 「1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、法人の主要な業務である研究開発を含む「2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画」及び「7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
評価・点検の実施と反映	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 業務全般の実績の確認と評価を行うに当たり、自己評価会議を新たに設け、そこで業務実績の確認を行うとともに、問題点の明確化と対応策の検討を含む評価を行い、その結果を外部委員で構成する評議会に提示し、評価を受けることとした。従来は4月に行っていた評 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度の指摘を踏まえ、自己評価の主体が農業環境技術研究所にあることを明確化するとともに、反映できるタイミングで行うなど、自己評価方法を改善した。評価・点検結果をそのまま資源配分に反映するとの方針が明確になっており、実施されている。自己評価・点検

		<p>議会在年度内に開催し、自己評価結果を次年度計画に反映し易い仕組みに変更。</p> <ul style="list-style-type: none"> 普及に移しうる成果(全43件)について、利用状況の追跡調査を実施。A(経済活動等で活用されている):24件(56%)、B(近い将来、経済活動等で活用される可能性がある):13件(30%)、C(現時点で経済活動等にされていない):6件(14%) <p>など</p>	<p>に成果の普及利用状況や資源投入の有効性分析を加味し、効果的効率的な業務運営を実現することを期待する。研究職員について、マニュアルに従い透明性の高い業績評価を実施し、管理職については処遇へ反映させ、また、一般職員の業績評価については試行を行うなど進展があったが、管理職以外の研究職員の業績評価の処遇への反映については特段の進展がなかった。</p>
研究支援部門の効率化及び充実・高度化	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 研究管理データベースの構築 役員会や所議等各種会議議事録のグループウェアへの掲載により情報伝達の効率化の推進 メールやグループウェアの活用によるペーパーレス化の推進とコピー料金の揭示によるコスト意識の向上 調査及び研究業務の高度化に対応した専門技術・知識の習得を図るため、専門技術職の技術習得を推進 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> さまざまな取組みにより一般管理費を削減している。アウトソーシングを増やして効率化を加速することを期待する。研究所のデータベースを作成し、一部活用を開始したことならびに所内の研究情報の共有が進展したことは評価できる。技術専門職については業務の高度化を進めている。
海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> モンsoonアジア農業環境研究コンソーシアム(MARCO)の活動として、NIAES 国際シンポジウム「モンsoonアジア農業生態系における侵略的外来生物の実態と制御」をつくばで開催。 MARCO 活動の一環として、中国よりリモートセンシング関係の助教授を2か月間招へい。 東・東南アジア土壌科学連合、アジア・太平洋地域食糧肥料技術センター等との共催で、第8回東・東南アジア土壌科学連合会議「食料生産と環境保全との調和に向けた農業科学の挑戦」を開催し、9名の外国人若手研究者を招へいして、東・東南アジアの土壌科学研究機関や研究者との連携を強化。 国際機関が開催した会議への協力として、延べ8名の研究職員を派遣。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 共同研究の実施や独自の外国人研究者招へい、外国人研究者の受け入れなど国際研究機関や研究者との協力、連携は継続している。またIPCCから感謝状が贈られた事実は、農業環境技術研究所のこれまでの貢献の実績がIPCCのノーベル平和賞受賞につながったことを示している。他に先駆けてこの問題の重要性に目を向け、取り組んできたこれまでの業績が国際的に高く評価されたことは、誇るべき成果であろう。平成18年度に設立したモンsoonアジア農業環境コンソーシアム(MARCO)について、国際シンポジウムの開催、研究者の招へい等順調に活動を開始している。しかし、その理念・戦略の策定・明確化、他のコンソーシアムとの比較、効果の評価などが進んでいない。早急に全体像を示すなどにより関係研究者に対する農業環境技術研究所のイニシアティブを確保し、着実にモンsoonアジアにおける農業環境問題を解決していくことを期待する。
専門分野を活かしたその他の社会貢献	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 行政・各種団体・大学等からの依頼に応じて、研究者が有する高度な専門的知識が必要とされ他の機関では実施が困難な昆虫及び植物の分析・鑑定(20件)を実施するとともに、農業環境にかかわる様々な技術相談(330件)に対応。 講習会等については、3件を実施し、受講者数は計127名。 国、地方公共団体、他の独立行政法人、各種団体等から委嘱を受け委員会等に専門家を派遣。委員会等への参加件数(委員会数)は134件。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 専門的知識を必要とする昆虫や植物の分析・鑑定及び多数の技術相談に対応した。講習会の開催数、受講生の人数、行政が行う委員会等への専門家の派遣数は目標値を上回る実績をあげた。土壌保全対策事業の推進などの行政施策に貢献しており評価できる。OECDの共同研究プログラム管理委員会委員等の国際機関へ8名の委員等を派遣した。またIPCCから感謝状が贈られた事実は、農業環境技術研究所のこれまでの貢献の実績がIPCCのノーベル平和賞受賞につながったことを示している。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 中期目標で示された研究支援部門の合理化について、業務実績報告書において専門技術員の技術習得、人材派遣の活用及び研究施設等の保守管理の外部委託等の取組が明らかにされているものの、これらの取組により具体的に合理化された要員や経費については明らかにされないまま、A評価(計画に対して業務が順調に進捗している)が付されている(さまざまな取組により一般管理費を削減していることなどが別途、理由としてあげられている。)。しかしながら、法人全体の一般管理費の削減は、法人全体として中期目標に示された目標を達成するための取組の結果であり、研究支援部門独自の成果とは認められない。今後の評価に当たっては、研究支援部門の合理化における特記すべき取組が何であり、その成果が何であるかについて着目して評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人国際農林水産業研究センター(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:飯山 賢治)
目的	熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、これらの地域における農林水産業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習。2 1の地域における農林水産業に関する内外の資料の収集、整理及び提供。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業技術分科会(分科会長:小林 正彦)
ホームページ	法人: http://www.jircas.affrc.go.jp/index.sjis.html 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h19/index.html http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyouka/bunkakai/jisseki_hyouka/h19/top.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期 目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)評価・点検の実施と反映	A	A	B	B	A	B	
(2)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(3)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)産学官連携、協力の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
(5)管理事務業務の効率化	A	A	A	A			
(6)職員の資質向上	A	A	A	A			
(7)海外滞在職員等の安全と健康の確保	A	A	A	A			
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A×2	A×2	A×2	A×2	A×5	A	
(2)研究成果の公表、普及の促進	A	A	A	A	A	A	
(3)専門分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	A	S	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	B	A	A	B	A	A	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
5.重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	-	-	-	-	-	-	
6.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	-	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	-	A	A	
(3)情報の公開と保護					A	A	
(4)環境対策・安全管理の推進					A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評価に至った理由)

- 「1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、法人の主要な業務である研究開発を含む「2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画」及び「7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

(2)項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
評価・点検の実施と反映	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 「中期計画評価会議:分科会」、「研究成果情報検討委員会」、「中期計画評価会議:総括評価会」、「外部評価会議」を開催した。18年度と同様に、「外部評価会議」のみでなく「中期計画評価会議:分科会」(専門分野別に9分科会)にも外部評価者(25名)を配置し、より専門的かつ客観的な評価の実施を心がけた。 平成13年度から17年度に報告された研究成果情報のうち17課題について、普及・活用状 	<ul style="list-style-type: none"> 業務の運営状況や研究内容について、外部専門家・有識者を活用しつつ自己評価・点検を行う体制を構築したが、自らが改善すべき点は何なのか明確にしないまま将来の計画を記述してしまった事項が多いなど、自己評価・点検の実施には改善の余地がある。追跡調査やフォローアップ調査を行っているが、こうした調査結果や個別案件についての相手国の反応状況などをよく分析し、今後の効率的な研究

		況を評価。S:経済的効果・社会的影響が明確にみられる(0課題)、A:経済活動等で活用されている(6課題)、B:近い将来(数年以内)に経済活動等で活用が見込まれる(9課題)、C:現時点で経済活動等で活用されていない(2課題) など	実施につなげることを期待する。次年度予算への反映に向けた作業プロセス、評価結果の指摘事項等をプロジェクト推進計画へ反映させた実績が明確でない部分がある。費用対効果分析や、普及・利用状況調査を含め評価結果を理事長のイニシアティブにより迅速に業務運営に反映することを期待する。研究職員について、マニュアルに従い透明性の高い業績評価を実施し、管理職については処遇へ反映させたが、管理職以外の研究職員の業績評価の処遇への反映については特段の進展がなく、一般職員等の業績評価の試行も行われなかった。
研究資源の効率的利用及び充実・高度化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 理事長インセンティブ経費(平成19年度予算額5,000万円)により、競争的・協調的環境を醸成するために、新たな視点、枠組みによる活動を誘導。 平成20年度科学研究費補助金は、32件の応募を行い、5件の交付内定を受けた。科学技術振興調整費は、代表者として2件応募した。受託研究には21件が採択された。民間助成等の外部資金には12件の応募を行い、2件が採択された。 など	<ul style="list-style-type: none"> 理事長インセンティブ経費の理念や選定基準が明確ではなく、今後は重点化対象を明確にして取り組む必要がある。外部資金の獲得件数を伸ばしたことは評価できる。領域長とプロジェクトリーダーの責任分担については更なる改善の余地があり、今後、よく自己点検を行い、対策を検討して改善することを期待する。
研究成果の公表、普及の促進	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 学術雑誌、機関誌等に140報(査読あり)を発表し、中期計画上の数値目標(112報/年度)を達成。学会、シンポジウム等の口頭発表は234件。 J-FARDと共催してJIRCAS国際シンポジウム「ミレニアム開発目標の達成に向けた我が国農林水産研究者の貢献」を開催。国際ワークショップとして、「アフリカにおける環境ストレスに適応したイネの改良ワークショップ」等計5件を主催又は共催。 9件のプレスリリースを行い、新聞・雑誌・テレビ・ラジオの報道件数は、24件。 など	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ、刊行物、イベントなどさまざまな手段により情報発信している。また、国際農林水産業研究センターが蓄積してきている開発途上地域の農林水産業に関する情報等をデータベースとして ホームページで広く国民に公開した。国民との双方向コミュニケーションについては、熱帯・島嶼研究拠点の近くで市民講座を開くなど効率的に実施している。今後、これら事業の効果を踏まえ戦略的に対象を拡大し、幅広い国民の理解を得ることを期待する。普及に移しうる成果、国際シンポジウム・ワークショップの開催、論文数、プレスリリース、特許出願などの目標も達成した。
環境対策・安全管理の推進	7(4)	<ul style="list-style-type: none"> 1か月以上の出張者等延べ87名及び医療途上国への出張者延べ92名について、保険会社の緊急移送サービス契約及び緊急時の国外脱出サービス契約を締結。 通信事情の悪いギニア、ニジェール、ナイジェリア、モンゴルへ出張する者に衛星携帯電話を携帯させた。 外国出張者に係る事務手続き及び安全対策等の留意事項をまとめた「外国出張者の手引き」を作成。 など	<ul style="list-style-type: none"> 海外出張者の健康・安全の確保については、所要の健康診断(延26名)及び予防接種(延37名)を実施した。国際農林水産業研究センターによる危機管理マニュアル、必要な情報伝達・指導・管理の体制が整備されるとともに、特に通信事情の悪い国への出張者には衛星携帯電話を持たせるなど、対策を整えている。平成19年度には「外国出張者の手引き」を作成するなど、外国出張者に対する安全対策の強化を図っている。途上国等に派遣される職員が、重大事故や健康被害に遭うことなく活動を続けていることは評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

・該当なし

法人名	独立行政法人森林総合研究所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:鈴木 和夫)
目的	森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。2 森林及び林業に関する試験及び研究に必要な標本の生産及び配布を行うこと。3 林木の優良な種苗の生産及び配布を行うこと。4 1～3の業務に付帯する業務を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	林野分科会(分科会長:太田 猛彦)
ホームページ	法人: http://www.ffpri.affrc.go.jp/index-j.html 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h19/index.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	備考
<総合評価>	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は、平成19年4月に(独)森林総合研究所と(独)林木育種センターが統合したものである。紙面の都合上、統合前の両法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
<項目別評価>		
1.業務運営の効率化	A	
(1)経費の抑制	a	
(2)効率的・効果的な評価の実施及び活用	a	
(3)資源の効率的利用及び充実・高度化	a	
(4)管理業務の効率化	a	
(5)産学官連携・協力の促進・強化	b	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	
(1)試験及び研究並びに調査	s×2 a×16 b×1	
(2)行政機関等との連携	a	
(3)成果の公表及び普及の促進	a	
(4)専門分野を活かしたその他の社会貢献	a	
3.財務内容の改善	A	
(1)経費節減に係る取り組み	a	
(2)受託収入、競争的資金及び自己収入増加に係る取り組み	a	
(3)法人運営における資金の配分状況	a	
4.短期借入金の限度額	-	
5.剰余金の使途	-	
6.その他農林水産省令で定められている業務運営に関する事項等	A	
(1)施設及び設備に関する計画	a	
(2)人事に関する計画	a	
(3)環境対策・安全管理の推進	a	
(4)情報の公開と保護	a	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の評定)
<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会(以下「分科会」という。)、独立行政法人森林総合研究所(以下「研究所」という。)の平成19年度の業務の実績について、「独立行政法人森林総合研究所の業務の実績に関する評価基準」により、中期目標及び同目標に基づき作成された中期計画の達成度合いを客観的に判断するため評価単位を設定し、取り組むべき課題の達成状況を評価し、その結果を基本として総合評価を行った結果、「A」と評定した。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
経費の抑制	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 業務経費及び一般管理費について、業務の優先度に基づく執行や資金の使途ごとの支出限度額の設定による目標管理等、執行予算の管理体制を引き続き強化。旧林木育種センター及び育種場の会計システムサーバ5台と給与支払いシステムを廃止し、本所に一元化することで保守管理費を節減。資金の計画的効率的運用に努め、業務経費及び一般管理費全体で前年度比2.9%を節減。 	<ul style="list-style-type: none"> 数値目標は達成されており、引き続き相乗効果の発揮をはじめ各種取組に努められたい。

産学官連携・協力の促進・強化	1(5) <ul style="list-style-type: none"> 研究機関との連携・協力については、民間、大学、試験研究機関等との間で61件(平成18年度:53件)の共同研究を実施。また、受託研究は111件(同:86件)、大学等が行う科学研究費補助金による研究の分担者としては47件(同:43件)の受託・共同研究を進めるとともに、大学、公立・民間試験研究機関に255件(同:280件)の研究委託を行い、研究の効率的実施を図った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> いくつかの分野では中核機関となっていることが認められるが、森林・林業・木材産業に係る総合的な中央研究機関として、研究成果の発現を現場が渴望していることを念頭に、より幅広い分野において関係各機関との連携に強力なイニシアチブを発揮し、産学官の連携を積極的・戦略的に進められたい。 																								
林木の新品種の開発	2(1) <ul style="list-style-type: none"> 雄性不稔スギ品種1品種、花粉の少ないスギ品種10品種、花粉の少ないヒノキ品種39品種、アカマツ及びクロマツのマツノザイセンチュウ抵抗性品種あわせて30品種、計80品種を開発するとともに、人工交配及び検定等以下の業務を推進。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 目標を大きく上回る品種が開発でき、花粉症対策では採種園の構成に十分な品種数が得られたこと、また精英樹と同程度の成長を示す雄性不稔スギ等優れた形質を持つ品種を開発できたことは、長年にわたる地道な業務への取組によるものであり、また、花粉症問題に対する育種部門における成果として高く評価できる。また、個々の課題についても着実な進展が認められる。 																								
専門分野を活かしたその他の社会貢献	2(8) <ul style="list-style-type: none"> 林業用種子の発芽効率の鑑定(61件)、線虫検出検査(60件)、木材の鑑定(50件)、難燃剤を注入した木材の燃焼量測定試験(16件)、昆虫の鑑定(15件)、木材の材質試験、樹病検査、ポリフェノール分析試験など、計243件(平成18年度:185件)の依頼があり、その分析及び鑑定を実施。 研修生受け入れ数の推移 <table border="1" data-bbox="459 891 938 1104"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15年度</th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受託研修生</td> <td>109</td> <td>109</td> <td>95</td> <td>114</td> <td>92</td> </tr> <tr> <td>海外研修生(JICA等)</td> <td>79 (198)</td> <td>70 (228)</td> <td>60 (277)</td> <td>56 (239)</td> <td>49 (327)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>188 (307)</td> <td>179 (337)</td> <td>155 (372)</td> <td>170 (353)</td> <td>141 (419)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">など</p>		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	受託研修生	109	109	95	114	92	海外研修生(JICA等)	79 (198)	70 (228)	60 (277)	56 (239)	49 (327)	合計	188 (307)	179 (337)	155 (372)	170 (353)	141 (419)	<ul style="list-style-type: none"> 海外研修生の受け入れが年々減少しているようにみえる。予算措置を含めて、内外研修生の受け入れや国際協力体制について一層の整備を望みたい。
	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度																					
受託研修生	109	109	95	114	92																					
海外研修生(JICA等)	79 (198)	70 (228)	60 (277)	56 (239)	49 (327)																					
合計	188 (307)	179 (337)	155 (372)	170 (353)	141 (419)																					

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の総人件費改革の取組については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「削減に向けた取組状況や効果について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の役員の報酬等及び職員の給与水準に関する情報の公表によると、平成17年度の基準値6,272,070千円に対し、19年度6,224,284千円(1.5%の減少(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。))となっており、取組開始から2年を経過した時点で2%以上の削減に至っていないが、この削減状況が法人の具体的な削減計画上予定されたものであるとの事情はみられない。しかしながら、法人の取組の適切性についての検証状況及び今後の削減に向けた展望が、評価結果において明らかにされていない。今後の評価に当たっては、取組開始から経過年数に応じた達成状況を踏まえ、法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。

法人名	独立行政法人水産総合研究センター(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:川口 恭一)
目的	1 水産に関する技術の向上に寄与するための総合的な試験及び研究等を行うとともに、さけ類及びます類のふ化及び放流を行うことを目的とする。2 海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)第3条第1項に規定する海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査等を行うことを目的とする。
主要業務	1 水産に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。2 水産に関する試験及び研究に必要な種苗及び標本の生産及び配布を行うこと。3 栽培漁業に関する技術の開発を行うこと。4 さけ類及びます類のふ化及び放流(個体群の維持のためのものに限る。)を行うこと。5 海洋の新漁場における漁業生産の企業化その他の海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査を行うこと。(6に掲げるものを除く)6 海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化のための調査を行うこと。7 海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する情報及び資料の収集及び提供を行うこと。8 1～7の業務に付帯する業務を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	水産分科会(分科会長:小野 征一郎)
ホームページ	法人: http://www.fra.affrc.go.jp/ 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h19/index.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価(A:計画に対して業務が順調に進捗している。 B:計画に対して業務の進捗がやや遅れている。)。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は平成18年4月に(独)水産総合研究センターと(独)さけ・ます資源管理センターが統合したものである。紙面の都合上、統合前の両法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
<項目別評価>			
1.業務運営の効率化	A	A	
(1)効率的・効果的評価システムの確立と反映	A	A	
(2)資金等の効率的利用及び充実・高度化	A	A	
(3)研究開発支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	
(4)産学連携、協力促進強化	A	A	
(5)国際機関等との連携促進強化	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	
(1)効率的、効果的な研究開発等を進めるための配慮事項	A	A	
(2)研究開発等の重点的推進	A	A	
(3)行政との連携	A	A	
(4)成果の公表、普及・利活用の促進	A	A	
(5)専門を活かした社会貢献	A	A	
3.予算収支計画及び資金計画	A	A	
(1)予算及び収支計画等	A	A	
(2)短期借入金の限度額	-	-	
(3)重要資産の譲渡等	-	A	
(4)剰余金の使途	-	-	
4.その他業務運営に関する事項	A	A	
(1)施設及び船舶整備計画	A	A	
(2)職員の人事に関する計画	A	A	
(3)積立金処分	-	-	
(4)情報公開と保護	A	A	
(5)環境・安全管理推進	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 「大項目の評価結果」のすべてが「A」と評価されており、計画に対して業務が順調に進んでいると認められることから、総合評価を「A」とすることが妥当である。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究開発支援部門の効率化及び充実高度化	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 管理事務業務の効率化、高度化 本部においては、決裁事務を見直し、決裁者の数を減らして業務を効率化。研究所等においては、旅行命令者の権限の一部を事業所長等に委任し、業務を効率化。 アウトソーシングの促進 既の実施している各種業務に加えて、微生物等の同定・査定の業務等についてコスト比較を勘案しつつアウトソーシングを実施。 調査船の効率的運用 研究所から提出された平成20年度調査計画を本部で精査・調整したうえで、効率的な運行計 	<ul style="list-style-type: none"> 調査船の運航率は90%を超えるなど効率的に運用されている。調査船一隻が除籍されたが、自前の調査能力を保持することは重要であるため、今後とも慎重に検討し判断された。 研究開発業務のアウトソーシング業務には、調査検討など(計測、分析以外のもの)も含まれるが、コストのみでなく、業務内容の適切性も考慮してアウトソーシングを行うべきである。

		画を作成し、可能な限り共同調査及び多目的調査の実施に努めた。 など	
水産物の安定供給確保のための研究開発	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 環境変動がカタクチイワシ資源の再生産に及ぼす影響の定量的把握、イワシ類の産卵戦略の相違点の把握、スケトウダラ日本海北部系群の加入量に及ぼす諸要因の把握、スルメイカ日本海系群の資源変動と南下回遊ルートの変化の関係把握、及びサンマの加入量推定精度の向上等の成果を確実にあげた。 複数種の資源管理に向けて、漁獲統計、調査船調査、飼育実験などの分析結果をもとに、環境収容能力の推定や生態系モデルの構築が行われるとともに、管理手法の高度化に向けて、産卵や成長などの生物学的パラメータの推定、資源変動モデルの構築とシミュレーションによる分析の実施、及び漁業管理方策の社会経済的視点による分析法の開発等の成果をあげた。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 継続的かつ詳細な調査、管理法、シミュレーション、生物学的解析、最新手法の導入など、総合的に研究を進めており、水研センターらしい研究が多く、高く評価できる。小課題数や項目数が多いため総合点の平均となってしまうが、S評価に近いA評価である。
専門分野を活かしたその他の社会貢献	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な知識や技術を活かして 203 件の分析・鑑定を実施。 諸機関を対象として、KHV 病診断技術研修会等の講習会や研究会を 57 回開催。 センターが持つ高度な学術、技術を普及するため各種講習会等への講師派遣依頼には積極的に対応するとともに、国内外からの研修生も積極的に受け入れ。 FAO(国際食糧農業機関)、SEAFDEC(東南アジア漁業開発センター)、NPAFC(北太平洋遡河性魚類委員会)等へ職員を引き続き派遣し、諸会議への参加や専門家の海外派遣など積極的に対応。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 講習会や研究会が計画以上に実施されており、多数の研修生の受け入れや諸問題に対応する委員派遣など社会貢献が活発に行われており、高く評価できる。
施設及び船舶整備に関する計画	4(1)	<ul style="list-style-type: none"> 第二期中期計画中の施設整備5か年計画に基づき、中央水産研究所における遺伝子組み替え魚介類検査室新設工事を含め、本年度整備計画9案件中7案件は計画通りに完工。2案件については、施工開始後に岩盤の露出等の原因により工事が遅延したため、財務省に明許繰越工事の許諾を得て、平成 20 年5月末及び7月末完工予定。 西海区水産研究所の陽光丸代船建造等についての検討を進め、平成 20 年度予算要求を行った。その結果、総額 5,348,604 千円の国庫債務負担行為の内示を得た。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備5か年計画に基づき、施設整備が計画的に行われていることは評価できる。 センターの業務を遂行するためには、船舶は必要不可欠であり、老朽化した船舶の代船建造について国庫債務負担行為の内示を得たことは評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26) (個別意見)

- 本法人の総人件費改革の取組については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「削減に向けた取組状況や効果について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の給与水準等公表によると、平成 17 年度の基準値 7,729,554 千円に対し、19 年度 7,813,435 千円(0.4%の増加(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。))となっており、取組開始から2年を経過した時点で2%以上の削減に至っていないが、この削減状況が法人の具体的な削減計画に予定されたものとの事情はみられない。しかしながら、法人の取組の適切性についての検証状況及び今後の削減に向けた展望が、評価結果において明らかにされていない。今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。

法人名	独立行政法人農畜産業振興機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:木下寛之)
目的	主要な畜産物の価格の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行うほか、あわせて生糸の輸入に係る調整等に必要業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。
主要業務	1 指定乳製品及び指定食肉の買入れ、交換及び売渡しを行うこと。2 国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業、畜産業の振興に資するための事業についてその経費を補助すること。3 指定野菜の価格の著しい低落があった場合における生産者補給交付金及び生産者補給金の交付を行うこと。4 野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助すること。5 輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻し並びに甘味資源作物及び国内産糖交付金の交付を行うこと。6 輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売渡し並びにでん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付を行うこと。7 生糸の輸入、輸入によって保有する生糸の売渡し又は買換え並びに輸入申告に係る生糸の買入れ及び売戻しを行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業分科会(分科会長:松本 聡)
ホームページ	法人: http://alic.lin.go.jp 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h19/index.html
中期目標期間	4年6か月間(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. 小項目を a、b、c の3段階評価。中項目以上は下位の評価単位を集計。 2. なお、詳細な評価手法は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)事業費の削減	A	A	A	A	A	A	
(2)経費の抑制	A	A	A	A	A	A	
(3)業務執行の改善	A	A	A	A	A	A	
(4)業務運営能力等の向上	A	A	A	A	A	A	
(5)組織体制の整備	A	A	A	A	A	A	
(6)補助事業の効率化等	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)畜産関係業務	A	A	A	A	A	A	
(2)野菜関係業務	A	A	A	A	A	A	
(3)砂糖関係業務	A	A	A	A	A	A	
(4)でん粉関係業務	—	—	—	—	A	A	
(5)蚕糸関係業務	A	A	A	A	A	A	
(6)情報収集提供業務	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(1)事業費及び一般管理費節減に係る取り組み	A	A	A	A	A	A	
(2)資金の配分状況	A	A	A	A	A	A	
(3)余裕金の効率的な運用状況	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	A	A	A	A	A	A	
(1)運営費交付金	—	—	—	—	—	—	
(2)国内産糖価格調整事業	A	A	A	A	A	A	
(3)でん粉価格調整事業					A	A	
(4)生糸売買事業	A	A	A	A	A	A	
5.剰余金の使途	—	—	—	—	—	—	
6.重要な財産の譲渡等	—	—	—	—	—	—	
7.その他省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	—	—	—	—	—	—	
(2)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 中期計画の中項目の積み上げ結果(3段階評価)を踏まえつつ、業務運営に対する主な意見等、監事監査の結果等を勘案して評価を行った。この結果、平成19年度の業務は、中期計画が変更されており、総合評価はA評価とした。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化 当該事業年度に計画した具体的な削減額と実績との対比	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費(退職手当を除く)については、人件費の抑制等を通じて、平成14年度比で20%抑制。 平成15年度に策定した「効率化方針」に基づいた業務運営の効率化による経費の削減を図るため、平成19年度目標の達成に向けて、経費の支出状況を定期的に確認。 	a(達成度合いは90%以上であった)
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 ホームページの活用等	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 19年度のアクセス件数は519万4千件で、年度計画の目標値(140万件)の達成率は371%。 	a(達成度合いは100%以上であった)
その他省令で定める業務運営に関する事項			
職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む)	7(2)	<ul style="list-style-type: none"> 各部門の業務実績を毎月把握。 また、砂糖・でん粉に係る制度改正に適切に対応するため、本部組織を見直すとともに、鹿児島事務所を設置し、5事務所及び3出張所を廃止。こうした組織変更に対応し職員を適正に配置。 	a(方針通り順調に実施された)

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

〔個別意見〕

- 本法人の利益剰余金については、補給金等勘定(平成18年度末約252.8億円、19年度末約271.4億円)、畜産勘定(18年度末約41.4億円、19年度末約44.4億円)、野菜勘定(18年度末約1.2億円、19年度末約1.2億円)となっている。本法人の利益剰余金については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「利益剰余金の発生要因等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。」との指摘を行った。評価結果においては、当期総利益の発生要因等は明らかにされており、利益剰余金の発生要因の大部分は把握することが可能であるが、これまで生じた利益の累計である利益剰余金の分析がされることがより望ましい。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因等について業務実績報告書等で明らかにさせた上で、保有の必要性など業務運営の適切性の評価を行うべきである。
- 本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で131.2(事務・技術職員)と国家公務員の水準を大きく上回っている。これについては、評価結果において「国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成17年12月1日から人件費改革として取り組んでいる「給与構造の見直し」を着実に推進しているほか、平成19年度からは、新たな人事管理制度として、管理職ポストオブ制度、管理職への昇格抑制、昇給幅の抑制、業務専門職等を導入し、一層の人件費削減に取り組んだ。なお、平成19年度の地域・学歴別のラスパイレズ指数は、昨年の114.1から111.9へと2.2ポイント低下し、人件費の削減に積極的に取り組んでいる」と記載されている。しかしながら、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、給与水準が高い理由として、管理職割合の高さが挙げられているものの、この法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-ア(ア)、ウ)を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。
また、上記以外にも、別紙2(1-(1)-ウ-イ)の状況がみられるので、これも踏まえた評価に取り組まれない。

法人名	独立行政法人農業者年金基金(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:中川 坦)
目的	農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 農業者年金への加入申込者の加入資格の審査・決定、被保険者の管理、被保険者からの保険料の徴収、保険料等の運用、給付金を受けようとする者の受給要件の審査・決定・支給、年金受給権者の管理。 2 旧制度の給付金を受給しようとする者の受給要件の審査・決定・支給、年金受給者の管理。 3 農地等を借り受け、経営規模の拡大をめざす者に貸し付ける業務。 4 割賦売渡債権及び貸付金債権に係る管理業務。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業分科会(分科会長:松本 聡)
ホームページ	法人: http://www.nounen.go.jp/ 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h19/index.html
中期目標期間	4年6か月間(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. A、B、Cの3段階評価。 (必要に応じて、A評価とした場合には実績及び達成度等を総合的に勘案しS評価に、C評価とした場合には要因を分析しD評価にすることができると。)。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)運営経費の抑制	A	A	A	A	A	A	
(2)業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(3)組織運営の合理化	A	A	A	A	A	A	
(4)業務運営能力の向上等	A	A	A	A	A	A	
(5)評価・点検の実施	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)農業者年金事業	A	A	A	A	A	A	
(2)年金資産の運用	A	A	A	A	A	A	
(3)制度の普及推進	A	A	A	A	A	A	
3.財務内容の改善	A	A	A	A	A	A	
長期借入金					A	A	
4.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
5.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
6.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
7.その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 法人から提出された自己評価シート及び業務実績報告書等をもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、評価対象の全ての中項目について、A評価となった。これらを踏まえ、総合的に勘案した結果、全体として順調に業務が実施されていると判断し、総合評価はA評価とした。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 業務受託機関の業務量を把握し、毎年約60万件と膨大な量となっている「現況届」について、業務受託機関の意見を踏まえ、様式を改善。さらに、「農業者年金の現況届に係る事務処理上の留意事項」を業務受託機関の職員が容易に現況届の内容を理解できるよう改正し、事務処理能力の向上と業務量を軽減。 業務受託機関において申出書の処理状況が直接確認できるようにするため、電子情報提供システムに申出書処理状況管理システムを追加開発し、平成20年3月末から運用を開始。 情報セキュリティポリシーの実施状況の外部監査を行い、ウイルス対策に関する指摘を踏まえ、感染リスクを低減させるためウイルス検索を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務受託機関の意見を踏まえて現況届の様式が改善され、業務量の軽減が図られている。引き続き、業務量削減の観点から申出書等の様式の改善について検討することが望まれる。 申出書処理状況管理システムの運用が開始されるなど、電算システムの開発・整備については計画どおり順調に実施されている。今後とも、実施状況のフォローアップを確実に進行よう努められたい。
業務運営能力の向上等	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 新任職員を対象に農業者年金制度、中期計画、資格・給付業務の内容等に関する研修を実施し、制度等の理解が図られた。(対象職員21名全員参加) 	<ul style="list-style-type: none"> 業務運営能力の向上等については、計画どおり研修等を行うなど順調に実施されている。今後とも、研修内容の理解度の確認を行い、当該確認結果を次の研修に活用する

		<ul style="list-style-type: none"> 「加入者10万人早期達成3カ年計画」(以下「3か年計画」という。)の2年目に向けて、加入推進の手法についての研修を実施(参加者19名)。 資産運用の専門家を講師として4月から7月にかけて資産運用に関する研修を実施(参加者延べ151名)。 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>などの工夫をするとともに計画的に研修等を行うことにより、基金職員及び業務受託機関職員の業務運営能力の向上等に努められたい。</p>								
評価・点検の実施	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> 9月に農業者年金事業の実施状況、年金資産の運用状況、平成18年度計画実績及び評価を議題に、3月に農業者年金事業の実施状況、平成20年度計画、年金資産の運用状況等を議題とする運営評議会を開催し、委員の意見を踏まえ、 ① 加入推進部長への特別研修の成果を上げるため、理事長名による「加入推進取組のお願い」を全国の加入推進部長に送付 ② 農業者年金制度を広くPRするため、農業関係新聞3紙に広告を掲載。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 評価・点検の実施については、単なる数値目標の達成のみが本来の目的ではないことから、関係部署との密接な連携のもとに業務が円滑に遂行できるように、また、業務受託機関における適正な業務が行われるよう一層努められたい。 								
年金資産の運用	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 年金給付等準備金運用の基本方針(以下「基本方針」という。)に基づき、①被保険者ポートフォリオ、②受給権者ポートフォリオ、③被保険者危険準備金ポートフォリオ、④受給権者危険準備金ポートフォリオに区分し、以下のとおり運用。 ① 被保険者ポートフォリオ:基本方針に基づき、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産による運用。 ② 受給権者ポートフォリオ:基本方針に基づき、国内債券及び短期資産による運用。 ③ 被保険者危険準備金ポートフォリオ:基本方針に基づき、短期資産による運用。 ④ 受給権者危険準備金ポートフォリオ:基本方針に基づき、短期資産による運用。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 年金資産の運用に当たっては、安全性・効率性を重視するとともに、被保険者等に対する適時適格な運用結果の情報提供等に引き続き努められたい。なお、経年による運用環境の変化に応じ、資産構成割合の見直しが適切に行われている。 								
制度の普及推進	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 地域における加入推進体制をより強化するとともに都道府県段階の業務受託機関による指導強化を図るため、「3カ年計画」に基づいて「平成19年度加入推進特別対策」を実施し、地域における加入推進活動の指導的リーダーとなる加入推進部長(農業委員・JA役員など)を設け、加入推進部長を対象とした特別研修会を全国15会場で開催(参加人数1,487人)。 <p style="text-align: right;">など</p> <p>年度別新規加入者数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規加入者数</td> <td>2,296人</td> <td>4,173人</td> <td>181.8%</td> </tr> </tbody> </table>		18年度	19年度	対前年度比	新規加入者数	2,296人	4,173人	181.8%	<ul style="list-style-type: none"> 制度の普及推進については、平成19年度の新規加入者数が目標の9割に達しないため、評価指標に基づきb評価としたところであるが、平成19年度の新規加入者数が前々年度の2.5倍、前年度の1.8倍と過去の加入実績から大幅に増加していることを踏まえると、評価しうるものである。今後は、認定農業者や家族経営協定締結者などに加入を重点的に実施するなど、メリハリのきいた普及推進活動等を効率的・効果的に実施するなどの工夫により、「加入者10万人早期達成3カ年計画」を確実に達成されるよう努められたい。
	18年度	19年度	対前年度比								
新規加入者数	2,296人	4,173人	181.8%								

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で118.5(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。これについては、評価結果において「給与水準については、平成24年度までに対国家公務員地域別指数を100にする目標が設定されており、当該目標の達成に向けて引き続き取り組まれない。」と記載されている。しかしながら、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、給与水準が高い理由として、①職員の勤務地、②管理職割合の高さが挙げられているものの、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(ア)、(イ)、(ウ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人農林漁業信用基金(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:堤 芳夫)
目的	農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。このほか、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、及び漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的とする。
主要業務	1 農業信用基金協会等が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。2 林業者等が融資機関に対して負担する債務の保証を行うこと。3 漁業信用基金協会等が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。4 農業共済団体等の保険金又は共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。5 漁業共済団体等の共済金又は再共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業分科会(分科会長:松本 聡)
ホームページ	法人: http://www.affcf.com/ 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h19index.html
中期目標期間	4年6か月間(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. A、B、Cの3段階評価(必要に応じて、A評価については、業務の実績及び達成度合を総合的に勘案し、S評価に、C評価とした場合には、要因を分析し、D評価とすることができる。) 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)事業費の削減・効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)業務運営体制の効率化	B	A	A	A	A	A	
(3)経費支出の抑制	A	A	A	A	A	A	
(4)内部監査の充実	A	A	A	A	A	A	
(5)評価・点検の実施	A	A	A	A	A	A	
(6)情報処理システムの効率的・段階的な開発・運用	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)事務処理の迅速化	A	A	A	A	A	A	
(2)情報提供及び意見反映	A	A	A	A	A	A	
(3)保険料率・保証料率・貸付金利の設定	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	B	A	A	A	B	
(1)経費節減(業務経費一般管理費)	A	A	A	A	A	A	
(2)法人運営における資金の配分状況	A	-	-	-	-	A	
(3)業務収支の均衡	A	B	A	A	A	B	
(4)責任準備金の適切な計上	-	-	A	A	A	A	
4.長期借入金の条件	A	A	A	A	A	A	
5.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	A	
6.重要財産の譲渡等	A	A	-	-	-	A	
7.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
8.施設及び設備に関する計画	A	A	-	-	-	A	
9.人事に関する計画	B	A	A	A	A	A	
(1)人員に関する指標	A	A	A	A	A	A	
(2)人材の確保及び養成	B	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評価に至った理由)

- 法人の中期計画項目について、法人からの自己評価をもとに、評価基準に基づき評価を行った。その結果、一部の小項目にB評価はあったものの、総じて高い評価であることから、総合評価はA評価とした。今後とも役職員一体となった取組を通じ、農林漁業者の信用力補完という当該法人の重要な役割が十全に発揮されることを期待する。なお、本年度においてS評価、D評価となる項目はなかった。

(2)項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等												
事業費の削減・効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 事業費の削減(農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く) <table border="1"> <tr> <td>14年度予算(A)</td> <td>110,109 百万円</td> </tr> <tr> <td>19年度決算(B)</td> <td>76,397 百万円</td> </tr> <tr> <td>削減率(B-A)÷A</td> <td>▲ 30.6%</td> </tr> <tr> <td>参考</td> <td></td> </tr> <tr> <td>14年度決算(C)</td> <td>77,211 百万円</td> </tr> <tr> <td>削減率(B-C)÷C</td> <td>▲ 1.1%</td> </tr> </table> 削減要因(14年度予算対比) <ul style="list-style-type: none"> ①保険事業費(農業・漁業の保険金等)及び保証事業費(林業の代位弁済費等)が、それぞれ14.8%、35.6%の減となったこと。 ②貸付事業費(19年度580億円)については、農業・漁業の低利資金、林業の推進資金に係る貸付が、長引く低金利情勢により有利性が薄れたこと等を反映して、36.6%の減となったこと。 	14年度予算(A)	110,109 百万円	19年度決算(B)	76,397 百万円	削減率(B-A)÷A	▲ 30.6%	参考		14年度決算(C)	77,211 百万円	削減率(B-C)÷C	▲ 1.1%	<ul style="list-style-type: none"> 事業費の削減については、数値的に大幅な削減が行われているが、その太宗を占める貸付事業の減少については、認定農業者等担い手向け融資等の取組は行われているものの、長引く低金利情勢により低利資金の有利性が薄れたこと等外的要因による減少が大きなものとなっている。
14年度予算(A)	110,109 百万円														
19年度決算(B)	76,397 百万円														
削減率(B-A)÷A	▲ 30.6%														
参考															
14年度決算(C)	77,211 百万円														
削減率(B-C)÷C	▲ 1.1%														
内部監査の充実	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 信用基金における内部監査の形骸化を防ぐべく、内部監査体制の充実・強化を図るため、平成19年12月に内部監査規程及び内部監査マニュアルの全面改正を行い、内部監査の実施を担当する部署を監理室(新設)として、自己査定業務を含む信用基金の業務全般について内部管理態勢の評価や問題点の改善方法の提言等まで踏み込んだ監査を実施する体制を整備するとともに、内部監査を補完する仕組みとして、事務ミスの実態把握と管理を行うため、各業務ごとに事務リスクの自主点検を実施する仕組みを整備。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査の充実については、内部監査体制の充実・強化を図るため、平成19年12月に内部監査規程及び内部監査マニュアルの全面改正を行い、内部監査の実施を担当する部署を監理室(新設)として、自己査定業務を含む信用基金の業務全般について内部管理態勢の評価や問題点の改善方法の提言等まで踏み込んだ監査を実施する体制を整備する等内部監査体制の充実のための取組が行われている。 												
事務処理の迅速化	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 各業務に関し、実際の全処理件数に対する標準処理期間内に処理された件数の割合は、以下のとおりであり、全てについて目標(8割以上)を上回る結果となった。(処理状況(標準処理期間内の処理割合)) <ul style="list-style-type: none"> 農業 <ul style="list-style-type: none"> 保険通知の処理・保険料徴収:99% 保険金支払審査:100% など 林業 <ul style="list-style-type: none"> 保証審査:94% 代位弁済:89% など 漁業 <ul style="list-style-type: none"> 保険通知の処理・保険料徴収:100% 保険金支払審査:95% など 	<ul style="list-style-type: none"> 取組は適切である。 												
経費節減	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 事業費(農業・漁業災害補償に係る貸付事業を除く。)については、763億97百万円の支出であり、平成14年度予算対比で30.6%の削減。また、一般管理費については、19億39百万円の支出であり、平成14年度予算対比で27.1%の削減。 当期損益は、事業費は対前年度比で13億32百万円減少したが、政府事業交付金収入及び補助金等収益がそれぞれ対前年度比8億99百万円及び2億8百万円減少したこと、引当金等繰入が15億29百万円増加したこと等により、13億円の損失となった。この結果、利益剰余金(積立金)は、73億79百万円。 	<ul style="list-style-type: none"> 利益剰余金の増加要因は、主として外的要因の影響であると考えられるもの又は一般管理費の抑制によるものであり、経費の縮減に取り組んでいる。 												

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 求償権の回収について、貴委員会の評価結果においては、回収金収入の設定目標の達成度合が、対象となっている3業務(農業信用保険業務、林業信用保証業務、漁業信用保険業務)全体で93%ということでA評定(設定した目標が達成された)と評価している。しかしながら、3業務のうち、農業信用保険業務での達成度合が85%、林業信用保証業務での達成度合が72%であり、90%という数値目標を達成しておらず、当該2業務においては、A評定と判断できる基準を達していない。各業務において、勘定が区分されている法人の特性を考慮しても、全体の数値で90%を達成したことをもってA評定とするという説明にとどまらず、個別業務ごとに目標数値の妥当性を吟味した上で評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人緑資源機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:前田 直登(～平成19年9月30日)、町田 治之(平成19年10月1日～))
目的	農林業の生産条件、森林資源及び農業資源の状況等からみてこれらの資源の保全及び利用を図ることが必要と認められる地域において、豊富な森林資源を開発するために必要な林道の開設、改良等の事業を行うとともに、水源をかん養するために必要な森林の造成に係る事業及びこれと一体として農用地、土地改良施設等を整備する事業等を行い、もって農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進に資することを目的とする。
主要業務	1 農林水産大臣の定める基本計画に基づき、林道の開設又は改良の事業、及びその林道についての災害復旧事業を施行し、合わせて維持、修繕その他の管理。2 水源をかん養するため急速かつ計画的に森林の造成を行う必要がある地域内の土地につき、森林の造成に係る事業。3 2に該当する地域のうち政令で定める特定地域の区域内において、当該地域における農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進を図る見地から相当であると認められる事業(特定地域整備事業)。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	林野分科会(分科会長:太田 猛彦)
ホームページ	法人:— 評価結果: http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h19/index.html
中期目標期間	4年6月間(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	A	A	A	B	*	*	1. A+、A、B、C、Dの5段階評価。(15年度はA、B、Cの3段階評価) 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. H19年度及び第1期中期目標期間の総合評価は、評価を受けるべき機構は既に解散しているところであるが、不祥事案を引き起こし、遂には解散に至ったことについての機構の社会的責任の大きさを踏まえれば、今回、機構に代わり評価を受けることとされた法人に対して、機構に対する総合評価の趣旨を具体的に伝えることが重要であるとの考えで一致したことから、文章により示すこととしたとされている(下記2.(1)参照)。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	B	D	D	
(1)業務運営の効率化による経費の抑制	a	a	a	a	d	d	
(2)執行体制の整備	a	a	a	d	d	d	
(3)業務の効率的処理	a	a	a	d	d	d	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	B	-	-	
(1)水源林造成事業	A	A+	A	A	a	a	
(2)緑資源幹線林道事業	A	A	A	B	d	d	
(3)特定中山間保全整備事業	A	A	A	A	a	a	
(4)農用地総合整備事業	A	A	A	A	a	a	
(5)海外農業開発事業	A	A	A	A	a	a	
(6)情報提供の充実	A	a	a	a	b	b	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(1)財投借入金から段階的に脱却するとともに、出資金方式から補助金方式へ切り替えるための取組み(造林勘定)	a	a	a	a	a	a	
(2)収支相償を図るための取組み(造林勘定)	a	a	a	a	a	a	
(3)負担金等の徴収を確実に実施するための取組み(林道勘定)	a	a	a	a	a	a	
(4)収支相償を図るための取組み(林道勘定)	a	a	a	a	a	a	
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	C	C	
5.重要な財産の譲渡に関する計画	-	-	-	A	A	A	
6.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
(1)剰余金の処分(造林勘定)	-	-	-	-	-	-	
(2)剰余金の処分(林道等勘定)	-	-	-	-	-	-	
7.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	D	D	D	
(1)人事に関する計画	a	a	a	d	d	d	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

- 機構については、国民の信頼を甚だしく損なう事態を招き、更生の機会を与える意義はないとして廃止の方針が決定され、廃止法の制定・施行を経て解散するに至った。分科会は、昨年度の評価において、「機構の実施している事業に関する目的・結果について、その意義を認めつつも、事業を実施する主体としてはその適格性を欠くものと言わざるを得ない」と意見を述べたところであるが、その後、談合事件の裁判の判決において同事件の反社会性が指弾されたほか、事業実施主体の解散により、事業が実施されていた地域をはじめ各方面に多大な支障を生じさせている。機構は、託された業務の大半を中期計画に基づいて順調に推移させてきたほか、新技術や新工法も開発してきており評価すべき点もある。しかしながら、分科会としては、組織の廃止という遺憾な結果を自ら招いたことについて、機構が適正な業務運営を怠った責任の重大さを改めて指摘するものである。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化による経費の抑制	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度の一般管理費については、前年度と同様に計画的な要員の削減により人件費の削減を図った。また、前年度に引き続き通信運搬費、委託費、賃借料等の節減及び競争原理の活用による調達コストの削減を図った。この結果、一般管理費の削減目標の13%以上に対して、18.3%の削減を行った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本大項目(3評価単位)は業務運営の効率化に着眼して評価を行うものであるが、談合事案の発生及びその結果として組織の廃止に至ったことの結果責任は余りにも重大であり、共通の業務運営の効率化への取組を確認しつつも、厳しい評定とせざるを得ない。 法人から聴取したコンプライアンスの強化等改善措置による成果の発現に努めるとともに、他組織における先進的な取組は率先して取り入れるなど、十分な自覚をもって適正な業務運営に取り組まれない。
執行体制の整備	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 会計事務の効率化を図るために必要な会計処理システムが整備されたことに伴い体制を整備。 特定中山間保全整備事業で、全体実施設計を経て平成19年度に着工した邑智西部区域において、邑智西部建設事業所を現地に開設。 平成19年度から着手する南富良野区域においては、全体実施設計を効率的に進める観点から、現地に南富良野調査事務所を新設。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今年度に計画した機動的な組織の整備に努めてきたことを確認したが、事業執行型の法人としての生命線とも言える契約・入札業務の公正な運営を欠き、談合事件を引き起こして組織の解散に至ったことを踏まえれば、厳しい評定とせざるを得ない。 談合事件を受けて講じた改善処置による成果の発現を早期に求めるとともに、他組織における先進的な取組は率先して取り入れるなど、十分な自覚をもって取り組まれない。
緑資源幹線林道事業(事業の重点化の実施)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間中に10区間を完成させることとしており、平成15年度3区間、16年度1区間、17年度3区間、18年度2区間、19年度1区間の計10区間、計画どおり完成。 「あり方検討委員会」の検討結果が公表された時点から、関係者への説明や事前調整を始めるなど、相応の取り組みに着手しており、20区間のうち平成16年度4区間、17年度9区間、18年度5区間、計18区間の変更手続きを完了。20区間のうち、残り2区間については、これまで実施計画の変更に向けて、関係市町村及び道県との調整を行ってきたところであるが、緑資源幹線林道事業が平成19年度限りで廃止されることとなったため、実施計画の変更手続きを行わなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業効果の早期発現が求められていながら、談合事件の発生により事業が頓挫したことの影響は重い。
人事に関する計画	7(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度～平成19年度については、本部の組織整備や地方組織の統廃合や事業の進展状況を踏まえて、機動的に職員を適切に配置。平成18年度に発生した入札談合事件については、入札制度等改革委員会の中間取りまとめ結果を受けて、平成19年4月1日付けで組織規程の一部を改正し、より牽制体制を強化した組織及び人員の配置とした。機構の入札談合再発防止対策等委員会の検討内容の結果等を踏まえて、適切に対応。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 今期、談合事件を引き起こし、元役職員が有罪判決を受け、関係職員の処分も実施するなど、極めて遺憾である。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の業務実績に関する評価は、「独立行政法人緑資源機構の業務の実績に関する評価基準」(平成16年6月1日)に基づき評価が行われ、総合評価についても各評価単位と同様にA、B、Cによる評定が行われてきたところである。貴評価委員会が行った平成19年度の業務実績に関する総合評価においては、昨年度までのA、B、Cによる評定は用いず、文章で記載されており、これについて、本法人が不祥事から廃止に至ったことについての本法人の責任の大きさを踏まえ、総合評価の趣旨を具体的に伝えることが重要であるとの考えが示されている。しかしながら、これまでに廃止された法人(農業者大学校)に対して行われた総合評価が廃止前年度までの評価と同様の方法により行われたこと、また、評価の継続性の確保について配慮されていないことから、当委員会として、貴委員会の判断について異議なしとすることはできない。さらに、総合評価の内容は、本法人が適正な業務運営を怠った結果、組織の廃止に至ったことの結果の重大性について言及しているものの、中期目標に係る各事業の総合的な業績や不祥事が業績にどのような影響を与えたのかについて十分に言及されていない。これらについて客観的に分析を行った上で、貴委員会としての見解を国民に対し十分に説明すべきである。
- 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で114.1(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の勤務地や学歴構成、②その他法人固有の事情(単身赴任手当受給者比率が高いこと)が挙げられている。しかしながら、これら法人の説明に対する評価委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(ア)、(イ)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

⑧ 經 濟 產 業 省

法人名	独立行政法人経済産業研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:及川 耕造)
目的	内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究等を効率的かつ効果的に行うとともに、その成果を活用することにより、我が国の経済産業政策の立案に寄与するとともに、広く一般の経済及び産業に関する知識と理解の増進を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究を行うこと。2 1に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。3 内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する図書及び資料の収集、保管、編集及び提供を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	経済産業研究所分科会(分科会長:小野 俊彦)
ホームページ	法人: http://www.rieti.go.jp/jp/index.html 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g80901aj.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A ⁺	B	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 業務実績等を勘案し各項目に+または-を付することができる。 3. AAをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを明記する。 4. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1 業務運営の効率化	A ⁻	A ⁻	A ⁻	A	B	B	
2 サービスの質の向上	A	A	A ⁺	A ⁺	A	-	
(1) 調査及び研究業務						A	
(2) 政策提言・普及業務等						A	
3 財務内容	B ⁺	B ⁺	A ⁻	A ⁻	C	B	
4 短期借入金の限度額	-	-	-				
5 剰余金の使途	-	-	-				
6 その他業務運営に関する事項	A	A	A ⁻	A ⁻			

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)
<ul style="list-style-type: none"> 業務運営の効率化: マネジメントに関しては、ワークフローの可視化、内部監査導入等による制度整備等のマネジメントに必要な内部統制も進化し、効率化を図る努力が行われている。随意契約においては、随意契約比率は、前年度に比べて引き続き減少しており、次年度には随意契約比率も相当程度減少する見込みである。このような一貫した取組は評価できる。役職員の人件費についても、前年度比で大幅に減少するなど削減努力が見られ、その結果は評価できる。 サービスの質の向上(調査及び研究業務): アウトプット指標として、中期目標に掲げた研究所の各研究領域に係る研究成果をみても、ディスカッションペーパー、学術論文等数多く発表されている。その発表数等は中期計画に掲げた目標値を超えた優れたパフォーマンスを実現しているのみならず、前年度以上の実績となっている。同時に論文についても、経産省関係者からのアンケートからは、ニーズの反映度がA評価(3段階の最上位)、政策形成へのインパクトがA評価(5段階の上から2番目の水準)と高い成果を上げており、質的にも学術水準として高い評価を得た。 サービスの質の向上(政策提言・普及業務等): 政策提言・普及に係るアウトプット指標では、目標値を大幅に上回っており、発進力が高まっていると評価できる。また、他省庁、地方公共団体等多方面に対する活動評価アンケートの結果も高い水準の満足度を得られていることから、計画を上回る業績を上げたものと認められる。 財務内容: 第2期中期目標期間中を通じて行われる通商産業政策史編纂業務が、プロジェクト後半に多額の支出が予定されている等の次年度繰越があるが、欠損金はない。同時に基本的には予算内で処理されており、経営が安定していることが伺え、評価できる。収入に関しては、自己収入、競争的資金獲得が、目標額を上回る額を獲得しており、組織を上げての努力の結果と評価できる。 全体的評価: 平成19年度は、欧州のCEPRを始めとした世界の研究所とのネットワーク作りが進んだ年であり、国際的な政策研究機関としての声価を確立していく上でも大きな進捗があったことは、高く評価できる。 平成19年度はネットワーク作りの取組及び経済産業研究所の <ul style="list-style-type: none"> ①政策担当との人脈・ルートづくり・セット能力が高いこと ②大学等の他の研究機関と比べて海外研究員の招へいが容易であること ③官庁との関係から来るブランド力・安心感があること ④シンポジウムの場所づくりに係るノウハウが豊富であること という特徴を十分に活用した活動を行っている。これは、日本を代表する「戦略研究所」へのステップアップを図る第一歩として高く評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 流動的な雇用形態(任期付任用、非常勤、兼職等)の占める割合: 86%(目標: 50%) 随契比率 件数ベース: 60%(前年度比▲26%)、金額ベース: 62%(前年度比▲18%) 人件費総額: 基準年度比で約7%削減(前 	<ul style="list-style-type: none"> 流動的雇用形態の高さについては、知識管理上のデメリットが発生してくる可能性もあるので、今後のあり方について検討を期待。 随意契約比率は前年度に比べても順調に減少しており、平成19年度中から現在に至るまで契約のあり方を見直すなど、随意契約

		年度比▲8%) など	を減らすための努力を続けている。 <ul style="list-style-type: none"> 人件費総額は、非常勤職員等の多様な雇用形態を活用する等の結果、基準年度比で約7%の削減となっており、基準年度比5%の削減目標を達成している点は評価。
サービスの質の向上 (調査及び研究業務)	2 (1)	【調査及び研究業務】 <ul style="list-style-type: none"> 内部レビューを得た論文の公表数:98件(目標:55件) 学術誌、専門誌等で発表された論文数:51件(目標:32件) 国際シンポジウム、学会等で発表された論文数:121件(目標:72件) 	<ul style="list-style-type: none"> アウトプット指標として、中期目標に掲げた研究所の各研究領域に係る研究成果をみても、ディスカッションペーパー等数多く発表されている。その発表数等は中期計画に掲げた目標値を超えているのみならず、前年度以上の実績となっている。また、論文の質的にも学術水準として高い評価を得ていることから、中期計画を超えたパフォーマンスを実現しているものと評価できる。
サービスの質の向上 (政策提言・普及業務等)	2 (2)	【政策提言・普及業務】 <ul style="list-style-type: none"> 研究書の刊行総数:8冊(目標:4冊) シンポジウムの開催総数:14回(目標:6回) BBLの開催総数:64回(目標:50回) HPのヒット総件数:75万件(目標:40万件) 研究論文1本あたりのダウンロード平均総数:4748件(目標:2400件) 【資料収集管理、統計加工及び統計管理業務】 <ul style="list-style-type: none"> 昨今注目されている環境問題に関する「総合エネルギー統計の解説・2004年度改訂版」等について、アクセス数が増加 【政策研究・政策立案能力の向上支援業務】 <ul style="list-style-type: none"> シンポジウム、セミナー等の全参加者の年間平均満足度:81%(目標:66%) 省庁所属のコンサルティングフェローを特定の研究プロジェクトに所属させ、ファカルティフェロー等とのチームアップを行わせることによる政策研究能力及び政策立案能力の向上支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> 政策提言・普及業務について、シンポジウム・BBLの開催総数等のアウトプット指標は達成。中には、大幅にアウトプットを伸ばした項目もあり、前年度以上に発信力を高める努力をしていると評価できる。 多方面への活動評価アンケートの結果は前年度よりも下がっているが、全体としてはいずれの質問事項も、70%を超える満足度を示した点については、高く評価できる。 各データベースのアクセス数は前年度並みではあるが、環境問題で注目される「総合エネルギー統計の解説・2004年度改訂版」等については、アクセス数も増加し、充実をしていると判断される。 コンサルティングフェローの政策研究、立案能力向上に当たって、実際の調査・研究に当たらせるだけでなく、経済分析手法の取得に当たらせるという点は、専門性向上の点で具体性のある試みとして評価できる。
財務内容	3	<ul style="list-style-type: none"> 当期総利益:1506万円 自己収入実績:530万円(目標:455万円) 競争的資金等獲得実績:472万円(目標:200万円) 欠損金は未発生であり、当期総利益は、業務達成基準及び期間進行基準に基づく運営費交付金の収益が増加したこと及び自己収入が増加したことにより経常収益が増加したこと等により計上 剰余金は、経営効率化や自己収入の増加により発生 など 	<ul style="list-style-type: none"> 次年度繰越が発生しているが、欠損金もなく、基本的に予算内で処理されている。このことは、経営が安定していると評価できる。ただし、プロジェクトの立ち上げの遅れによる年度繰越の発生については、プロジェクト管理に係る予算の精度を上げるためにも改善の余地がある。 収入については、自己収入、競争的資金が、目標額を上回る額を獲得しており、組織を上げての努力の結果であると評価できる。政策研究機関として求められているミッションと、競争的資金を獲得することの間の資源配分バランスを考慮した上で、今後も獲得のための取組を続けていくことが望まれる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人工業所有権情報・研修館(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:清水 勇)
目的	発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、工業所有権の保護及び利用の促進を図ることを目的とする。
主要業務	1 発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、見本及びひな形を収集し、保管し、及び陳列し、並びにこれらを閲覧させ、又は観覧させること。2 審査及び審判に関する図書及び書類その他必要な文献を収集し、及び保管し、並びにこれらを閲覧させること。3 工業所有権の流通の促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。4 上記のほか、工業所有権に関する情報の活用を促進を図るため必要な情報の収集、整理及び提供を行うこと。5 工業所有権に関する相談に関すること。6 工業所有権に関する情報システムの整備及び管理を行うこと。7 特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと。8 1～7の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	工業所有権情報・研修館分科会(分科会長:早川 眞一郎)
ホームページ	法人: http://www.inpit.go.jp/index.html 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g80901aj.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	B	A	A	A	B	B	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。なお、平成17年度までは大項目のみの評価で、A、B、Cの3段階評価。また、「5.アウトカム」は15年度まではA、Bの2段階評価。 2. 「2.サービスの質の向上」について、17年度以前は小項目ごとに分科会委員の評価ポイント(5点満点)で評価。記載した数字は、中項目ごとのポイントの平均点。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	B	A	A	A	B	B	
(1)業務の効果的な実施					A		
(2)業務運営の合理化					B		
(3)業務の適正化					A		
(4)人件費削減の取組					B		
2.サービスの質の向上(情報提供)						B	
3.サービスの質の向上(流通)						B	
4.サービスの質の向上(人材育成)						B	
5.サービスの質の向上	A	A	A	A	B		
(1)工業所有権情報普及業務		4.7	4.9	A	A		
(2)工業所有権関係公報等閲覧業務	4.6	4.7	4.9	A	B		
(3)審査・審判関係図書等整備業務	4.6	4.7	4.9	A	B		
(4)工業所有権相談等業務	4.6	5	4.8	A	B		
(5)工業所有権情報流通等業務	4.1	4.6	4.7	A	B		
(6)情報システムの整備					B		
(7)知的財産関連人材の育成		4.9	4.9	A	A		
6.財務内容	B	B	B	B	B	B	
7.その他業務運営に関する重要事項					A	B	
(1)ユーザーフレンドリーな事業展開					A		
(2)特許庁との連携					B		
(3)広報・普及活動の強化					A		
8.アウトカム	B	A	A	A			

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 効率的な業務運営に努めるとともに、ユーザビリティを上げる努力が継続されている。ただし、知的立国の実現のため底上げを図らなければならないところも多く、引き続き効率的運営とユーザビリティの向上に努める必要がある。
- 何れの項目も堅実に達成してきていると評せる反面、質量または効率の観点からの改善は旧来の項目については限られた人的または財政的な資源の下では限界に近づいている印象。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省1階の公報閲覧スペースを研修スペースに変更するための検討を実施。 閲覧用機器の利用状況に応じて設置台数を見直し(171台→131台)。 民間事業者向け研修の一部について、民間 	<ul style="list-style-type: none"> 民間競争入札、一般競争入札への移行等、総じて効率的な運営に努力。 人件費、契約の適正化といった重要項目において目覚ましい成果を上げている。

		<p>競争入札に付する研修の業務範囲の検討を開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> 企画競争も含めて、可能な限り競争的契約に移行。 	
サービスの質の向上 (情報提供)	2	<p>(工業所有権情報普及業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> IPDL検索件数:77,899,393回(達成度111%)。 IPDL講習会を土日に開催。 特許連想検索システムのプロトタイプ版を7大学に提供し実証試験を開始。 <p>(工業所有権関係公報等閲覧業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公報テキスト検索サービスにおいて、全文テキスト検索機能を追加。 <p>(審査・審判関係図書等整備業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査・審判資料を購入・提供(内国図書698冊、外国図書72冊等)。 <p>(工業所有権相談等業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談件数:60,396件(前年度比104.6%) <p>(情報システムの整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネット出願ソフトにWindows Vista、Mac、Linuxを追加。 インターネット出願普及のための企業訪問(14社)、説明会(9ヶ所)を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ユーザビリティに細かく配慮している。 IPDL検索回数の目標達成度は111%と大幅に目標を超えている。 IPDLの利便性向上や講習会の土日開催などに努め、検索回数の達成に貢献。
サービスの質の向上 (流通)	3	<ul style="list-style-type: none"> 特許流通アドバイザーを自治体等に派遣し、企業訪問等を実施(企業訪問回数:22,530回(達成度141%))。 特許情報活用支援アドバイザーを自治体に派遣し、企業訪問を実施(企業訪問回数:9,615回(達成度192%))。 知的財産権取引業者データベースへの登録を促進(登録件数:89社(18年度:79社))。 	<ul style="list-style-type: none"> 積極的な取組が実を結んでいる。 累積成約件数のうち特許実施許諾件数が3,400件を超えていることは特筆に値する。 特許情報活用支援アドバイザーの企業訪問回数は約10,000回に達するなど、中小企業の知財デバйдを解消する活動を積極的に展開。
サービスの質の向上 (人材育成)	4	<ul style="list-style-type: none"> 特許庁職員等5,571名に研修実施。 行政機関職員等を支援するための研修及び公益法人職員を対象とした知的財産権研修を有料化し、自己収入を拡大。 要望を踏まえ、新たに検索エキスパート研修「意匠」の開催等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の継続実施による知財意識の底上げへの貢献が望まれる。 受講者の満足度が高い点を質的改善として評価。 新たなニーズへの対応、中小企業の知財デバйд解消に向けた活動を高く評価。
財務内容	6	<ul style="list-style-type: none"> 予算執行に係るヒアリングの実施、執行状況の報告により効率化の進捗管理を実施。 人材育成業務において好評な研修を充実させ、受講料収入による自己収入を確保。 19年度から、行政機関等の職員向け研修の実費徴収による有料化を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 人件費の着実な削減や自己収入の確保等により健全な財務内容を実現。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人日本貿易保険(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:今野 秀洋)
目的	対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を効率的かつ効果的に行うことを目的とする。
主要業務	1 貿易保険の事業を行うこと。2 1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	通商・貿易分科会日本貿易保険部会(会長:岩村 充)
ホームページ	法人: http://nexi.go.jp/ 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g80901aj.html
中期目標期間	4年(平成17年4月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	第1期中期目標期間	H17年度	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	B	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。ただし「財務基盤の充実」については+又は-の2段階評価。 2. 平成18年度は、大項目単位でも評価を実施。17年度以前は中項目単位のみ。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化					B	C	
(1) 業務運営の効率化	A	A	A	A	B	C	
(2) 次期システムの効率的な開発及び円滑な運用	A	A	A	B	B	B	
2. サービスの質の向上					A	A	
(1) 商品性の改善				A	A	A	
(2) サービスの向上	AA	AA	AA	A	A	A	
(3) 利用者のニーズの把握・反映やリスク分析・評価の高度化のための体制整備				A	A	B	
(4) 重点的政策分野への戦略化・重点化				A	A	A	
(5) 民間保険会社による参入の円滑化				A	A	A	
(6) ニーズの変化に対応したてん補リスクの質的量的な拡大	A	A	A				
(7) 回収の強化	A	A	A				
3. 財務内容					A	A	
(1) 財務基盤の充実	+	+	+	+	+	+	
(2) 債権管理・回収の強化				AA	A	A	
(3) 業務運営に係る収支相償	A	A	A				

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 資源の安定供給確保のための資源エネルギー総合保険の引受開始及び引受枠の拡大や、国の政策と連携等アフリカや産油国における事業の展開等サービスの向上がなされた。業務運営の効率化においては、随意契約の見直しについて、原則、一般競争入札等によることとし一部着手しているものの今年度については改善の余地が見られた。これらを総合的に評価し、今年度評価はBとする。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1 (1)	<ul style="list-style-type: none"> 人件費を含む業務費の削減について、中期目標期間4年間のうち3年目で、平成16年度実績比で約6.7%削減を達成(目標:平成20年度で平成16年度実績比10%を上回る削減)。 平成19年度末時点での役職員数143人(目標:155人)。 契約金額ベースにおける随意契約の割合は96%(18年度:98%)。など 	<ul style="list-style-type: none"> 業務費の10%削減や人員削減、システム統合等業務の効率化について、ほぼ目標どおり取り組んでいる。一方、随意契約の見直しについては、原則、20年度以降の実施に向けて一般競争入札等によることとし一部着手しているものの、今年度の調達については改善の余地が認められた。こうした点を踏まえ今年度評価はCとする。
商品性の改善	2 (1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年4月より組合包括保険の付保選択制を導入した引受を開始。 貿易保険利用者のニーズ等を踏まえた保険商品の改善及び開発を実施。など 	<ul style="list-style-type: none"> 資源の安定供給確保のための資源エネルギー総合保険・海外事業資金貸付保険の料率見直し等の商品性の改善、信用保険事故に係る保険金の査定期間の短縮等のサービスの質の向上、我が国の通商政策・資源エネルギー政策に沿った引受等の取組等、全体的に中期目標を超えた成果を達成しており、今年度評価はAとする。
サービスの向上	2 (2)	<ul style="list-style-type: none"> 支払保険金に係る平均査定期間の実績:28.4日(目標:50日以下)。 	<ul style="list-style-type: none"> 信用保険事故に係る保険金の査定について目標を大幅に上回る28.4日の実績を達

		<ul style="list-style-type: none"> インターネットによる貿易保険申込手続の機能拡充により利用者の利便性を向上。 お客様情報や営業秘密に関する情報管理の徹底を図るため「機密情報管理規則」を制定。 <p style="text-align: right;">など</p>	<p>成したほか、業務処理に係る数値目標を全て達成したこと、インターネットを通じた申込み等の機能拡充などユーザーサービスの向上に積極的に取り組んでいることに加え、情報管理の強化、内部統制強化についても規程の整備や研修により着実に取り組んでいることから、今年度評価は A とする。</p>
利用者のニーズの把握・反映やリスク分析・評価の高度化のための体制整備	2 (3)	<ul style="list-style-type: none"> 広報活動等を通じた利用者ニーズ等の把握及びそれを反映した商品性の抜本的改善。 保険引受案件の契約履行状況及び取引進捗状況を随時把握する期中モニタリングを平成 19 年 8 月より実施。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ホームページやメールマガジンを通じた情報発信の充実、顧客個別訪問や提案型営業による利用者のニーズ把握・反映、期中モニタリングの開始等、ほぼ目標に沿った取組を実施したことから、今年度評価は B とする。
重点的政策分野への戦略化・重点化	2 (4)	<ul style="list-style-type: none"> 対外取引の円滑化、資源エネルギーの安定供給確保の観点からエネルギー資源保有国を中心に 15 ヶ国の国別引受方針を見直し。 政府の資源外交の積極展開とも連携し、2 件の資源エネルギー総合保険を引受。 資源エネルギー総合保険の引受枠を拡大 (3000 億円→1 兆円)。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 我が国通商政策、産業政策、資源エネルギー政策等に沿った取組 (資源エネルギー総合保険の引受開始や引受枠の拡大等) を積極的に行っていることから、今年度評価は A とする。
民間保険会社による参入の円滑化	2 (5)	<ul style="list-style-type: none"> 販売委託先の民間保険会社に対し、各社別説明会のほか、個別相談、情報・ノウハウの提供を実施。 各社を通じた平成 19 年度引受保険金額は 2305 百万円と、前年度に比して 30% の伸び (18 年度: 1773 百万円)。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 民間保険会社との販売委託は前年度比 30% の伸びを示したほか、情報・ノウハウの円滑な提供を行う等、日本貿易保険に求められる円滑化の取組を十分に実施したことから、今年度評価は A とする。
財務内容	3	<ul style="list-style-type: none"> 業務運営の効率化、的確なリスク・マネジメントを通じた支出の抑制等により、経常利益 12.7 億円を計上。 債権回収実績率 71.4% (目標: 20%)。 非常事故債権回収額 543 億円 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 主要リスク国からの非常事故債権の回収が概ね終了したが、信用事故に係る債権回収について、新たに 4 社の民間回収業者を活用し、中期目標を上回る債権回収実績率 71.4% を達成するなど財政基盤の充実がなされていることから、今年度の評価は A とする。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見 (H20.11.26) (個別意見)

<ul style="list-style-type: none"> 該当なし
--

法人名	独立行政法人産業技術総合研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:吉川 弘之)
目的	鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと。2 地質の調査を行うこと。3 計量標準の設定、計量器の検定、検査、研究・開発及びこれらに関する業務並びに計量に関する教習を行うこと。4 1～3に掲げる業務に係る技術指導及び成果の普及を行うこと。5 産業技術強化法第二条第二項に規定する技術経営力の強化に寄与する人材を養成し、その資質の向上を図り、及びその活用を推進すること。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	産業技術分科会産業技術総合研究所部会(部会長:木村 孟)
ホームページ	法人: http://www.aist.go.jp/ 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g80901aj.html
中期目標期間	5年間(平成17年4月1日～平成22年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	B	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1 業務運営の効率化	A	A	A	A	B	C	
2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	A	A	A	A	A	A	
3 財務内容の改善に関する事項	B	B	B	B	B	B	
4 その他業務運営に関する重要な事項	A	A	B	A			

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)
<ul style="list-style-type: none"> いずれの分野の業務も中期計画、年度計画に沿い、ほぼ順調に遂行されており、本法人の平成19年度の業務実績は概ね計画を達成したものと認められる。また、成果を挙げるための取組及び研究成果には期待を上回るものがあつた。各分野ともに高い研究成果をあげており、その実績は高く評価できる。 全体的なパフォーマンスは非常に良い。マネジメントも極めて積極的、革新的に行われており、研究面でも近い将来実用化に結びつく研究成果が、非常に多く出されている。また、研究体制の絶えざる見直し、組織変革は我が国の研究機関の一つのモデルとなるものを提起し、実践してきており高く評価される。今後の課題は、数ある研究成果を如何にして、少しでも多く、次の産業に繋げていくかであろう。なお、研究開発マネジメントについての有効性の検証も今後必要と考えられる。 環境・安全マネジメント、予算施行に関し、内部統制も含め、問題となる事象が発生しており、早急にチェック体制の確立が必要。ただし、問題が発生後の対応は適切であり、今後の推移を見守りたい。20年度は適切な安全管理、会計処理等を実行して、本来の業務達成度によって適正な評価を受けられる体制を作られることを希望する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 合計11 研究ユニットの見直しを実施し、全体で56 研究ユニットから50 研究ユニットへと合理化し組織再編を実施。 政策ニーズに対応した特記センター「サービス工学研究センター」を新たに立ち上げ(平成20年4月1日設立)。 民間企業と合同で就職説明会を開催して優れた人材の確保に取り組み、及び、産総研女性研究者と出身大学の学生の懇談の場を持つ等によって女性研究者採用拡大を推進。 「産総研ネットワークシステムAIST-LAN」及び「イントラネットシステム」の最適化計画を策定し、ホームページで公表。 	<ul style="list-style-type: none"> 第一期同様、理事長と研究ユニットが直結したフラットな組織体制の下、研究組織の機動的な改廃が行われるなど、業務運営の効率化に向けた取り組みは、概ね着実に成果を挙げていると判断される。 しかしながら、研究管理部門に於いて発生した不適切な会計処理、特許生物寄託センターにおいて発生した内規違反の事案及びその直後の不適切な対応等、いくつかの内部統制における不適切な問題があつたことは、極めて残念である。ただし、その後速やかに責任者を処分するとともに、公表も迅速に行い再発防止のための措置が執られており、今後、再発防止の徹底が図られることを期待する。
サービスの質の向上	2	<ul style="list-style-type: none"> サービス工学研究センター、安全科学研究部門を新設。 第二種基礎研究のための学術誌を創刊。 イノベーション創出に向け産業変革イニシアティブを推進。 人材育成への取組を強化。 研究センターの見直し、新設を実施。 主要な研究実績 <ul style="list-style-type: none"> 遺伝子組換え植物を利用した物質生産プロセスの開発 低消費電力システムデバイス技術の開発 沿岸地域の活断層調査を実施し、活動した断層の連続性を明らかにした。 	<ul style="list-style-type: none"> 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項については、計画以上の成果を挙げていると判断できる。産総研のミッションが着実に実現されていると言える。 質の高い研究成果を創出・活用するための基盤たる体制整備や戦略・方策と、現実の研究成果とのバランスが優れている。 画期的ともいえるサービス工学研究センターの設立、さらには、第二種基礎研究のためのジャーナルの発刊など、極めて意欲的積極的な形成が行われている。 創業のために、遺伝子組換え植物を完全密閉型の工場で栽培することを試み、一部成功し

		<ul style="list-style-type: none"> ・バイオ・メディカル計量標準では、タンパク質定量法としてアミノ酸分析法を確立した。 ・情報公開窓口施設における研究成果資料を整備するとともに、WEB ページでの情報提供を積極的に実施(平成19 年度実績:約40,000 アクセス)。 	<p>た点は特筆すべきことである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活断層の調査は、我が国にとって喫緊の課題であるが、音波探査装置を高性能化し、これによって沿岸地域の活断層を調査しようとする試みは、その将来性が大いに期待される。 ・産業競争力の強化に向けて、計量標準整備が着実に実行された。人材の育成にも成果が挙げられている。また、成果普及のためのシンポジウム等が開催され、パンフレットも作成されて、普及に向けた努力がなされている。 ・第一期もこの点に関しては、極めて積極的であったが、第二期においてさらに積極的に様々な情報を開示しようとする努力のあとが見られる。情報の公開は、概ね着実に進められている。
財務内容	3	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度における剰余金は、平成20年3月3日に約2.25億円が承認され、「研究施設等整備積立金」として全額積み立てを行った。 ・自己収入(外部資金、知的所有権収入等)の増加に努めたが、平成19 年度は270.2 億円(決算確定前暫定額)と18 年度(331.6 億円)に比べ約61.4 億円の減収となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務内容の改善に関しては、着実に進展しているといえる。特段の問題は見当たらない。 ・利益剰余金がかかなり生じているが、これも経営努力の結果によるものであり、またその用途も明確にされていることから、問題ないと考える。 ・共同研究資金の向上や特許実績の大幅な増加などは評価される。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- ・ 本法人の保有資産である直方サイトについては、整理合理化計画において「平成 19 年度に売却の方向で検討する」と決定されていたところ、平成 20 年3月 10 日付で第2期中期計画の変更が行われ、平成 20 年度売却予定とされたところである。今後の評価に当たっては、整理合理化計画に配慮し、進捗の遅れや変更等がある場合には、当該事項に関する貴委員会の意見を明らかにした上で評価を行うべきである。
- ・ 本法人の平成 19 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 104.2(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。その理由として、同年度の役員の報酬等及び職員の給与の水準に関する情報の公表(以下「給与水準等公表」という。)における本法人自身の説明によると、①職員の勤務地や学歴構成、②その他法人固有の事情(給与を全国同一水準とすること等)が挙げられている。しかしながら、評価結果において、①についての言及はなされているが、②に関して、法人の説明の合理性の検証状況が明らかにされていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人製品評価技術基盤機構(平成13年4月1日設立)〈特定〉 (理事長:御園生 誠)
目的	工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 工業製品その他の物資に関する技術上の評価を行うこと。2 工業製品その他の物資に関する試験、分析、検査その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他の当該事業の適正な実施に必要な能力に関する評価を行うこと。3 工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供を行うこと。4 評価の技術に関する調査及び研究を行うこと。5 工業標準化法、ガス事業法、電気用品安全法等、各種法令に基づいた立ち入り検査等の実施
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	技術基盤分科会 製品評価技術基盤機構部会(部会長:平澤 洽)
ホームページ	法人: http://www.nite.go.jp/index.html 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g80901aj.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日~平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. H17年度以前は、サービスの質の向上に関する評価について、能動型業務と受動型業務に分けた上で評価を実施。 4. 平成18年度からは、財務内容の改善について大項目のみの評価に変更。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化					A	A	
(1)経費及び人件費の削減					A	A	
(2)組織、人員の配置					A	A	
(3)業務の電子化					B	B	
2. サービスの質の向上					A	A	
(1)バイオテクノロジー分野					AA×1 B×1	AA×1 B×1	
(2)化学物質管理分野					AA×1 A×3 B×1	AA×1 A×1 B×3	
(3)適合性認定分野					AA×1 A×1 B×1	A×2 B×1	
(4)生活安全分野					AA×1 A×1 B×2	AA×1 A×1 B×2	
(5)その他					B		
(6)能動的業務	A+	A	A	A			
(7)受動的業務	A-	A-	B+	A-			
3. 財務内容の改善	A	A	A	A	B	B	
(1)業務経費の効率化	A	A	A	A+			
(2)運営費交付金の抑制	A	A	A	A			
(3)財務内容の改善	A	A	A	A			
4. マネジメント	A	A	A	AA-	A	A	
(1)戦略的な人材育成					A	A	
(2)戦略的な広報					A	AA	
(3)マネジメントの改善					A	B	
5. コストパフォーマンス	A	A	A	A			

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 総合評価については、A評価とした。生活安全分野では大きな成果を上げており、AA評価とし、業務運営の効率化、バイオテクノロジー分野、化学物質管理分野、適合性認定分野、マネジメントの改善についてはA評価とし、財務内容の改善についてはB評価とした。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
外部能力の活用、機動的な内部組織の構築と人員配置	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> ゲノム解析業務に関する一部外部委託等のほか、講習業務の一括外部化を実施。 各地方支所における製品安全担当調査官の設置。 事故の種類に応じ3支所で専門的な調査を分担する体制に見直し。 	<ul style="list-style-type: none"> 製品事故情報収集件数が著しく増加する中での事故調査員の強化等有効な外部人材の活用が図られ、さらに支所の体制強化や効果的な人材資源の配分等が行われており、機動的な内部組織の構築と人員配置が実施されている。アウトソーシ

		など	グについては、各分野において積極的に推進している。
生物遺伝資源に係る情報等の提供業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 新規性の高い微生物を7,255株収集(計画比+45%)し、5,033株を保存。 国立感染症研究所から提供されたヒトインフルエンザウイルス分離株638株の遺伝子について塩基配列解析を行い、そのデータを取りまとめ。など 	<ul style="list-style-type: none"> 我が国を代表する微生物を中心とした中核的な生物遺伝資源機関として、微生物の収集・保存・提供を精力的に推進した。 ヒトインフルエンザウイルス分離株遺伝子の塩基配列データは、社会的にも多大な成果を収めた。
化学物質総合管理情報の整備・提供関係業務	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 計画に定めた約4,000物質の維持・更新のほか、約1,000の物質の整備を終了(中期計画:800物質程度)。 CHRIPについて、機能向上や講習会などによる利用促進を実施。など 	<ul style="list-style-type: none"> 化審法等の見直しの中でのリスク評価手法の開発、CHRIPの整備と充実等、積極的な活動を進めており、化学物質管理に対する情報基盤としての貢献度は高いものと評価する。
経済産業省に係る法令等に基づく認定業務	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> JNLA29件、JCSS90件、MLAP5件の登録・認定を実施。 JNLAに関し、区分追加の要望を踏まえ、136件のJISの改正内容を確認し、告示改正作業を支援。など 	<ul style="list-style-type: none"> 業務が拡大している中であって、人員の増加なく、外部審査員等を活用し、認定業務を迅速に効果的に実施している。
製品安全関係業務	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 製品事故情報の総受付件数が7,298件(前年度比178%)、現場調査と事故品確認の件数が1,099件(前年度比約190%)と著しく増加。 経済産業局及び消費生活センター等の連携強化のほか、国民生活センターとの間で情報の提供・共有化等について、連携・協力の推進に関する合意を取り交わし。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活用製品安全法改正に伴う事故情報収集件数が前年度比約1.8倍と大幅に増加している。このような中で、効果・効率的な人材活用をはかり、また国民生活センターをはじめ、関係機関との連携を強めつつ、事故調査、原因究明、再発防止に適切に迅速に対応しており、適切な運営と多大な成果を収めている。
財務内容の改善	3	<ul style="list-style-type: none"> 講習事業の損失が大きく影響し、経常損失は昨年度より増加し1.76億円(繰越積立金0.57億円を取り崩したことから、当期総損失は1.14億円)。 昨年度に引き続き、棚卸資産(貯蔵品)の減少と資金回収への取組を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成16年以降、経常収益が低下傾向にあり、運営費交付金の増加が困難な状況下、事業の選択と集中の一層の推進や受託事業収入の増加を図る必要がある。

3. 当委員会の平成19年度評価に関する意見 (H20.11.26) (個別意見)

- 生活安全分野の評定がAAとされていることに関連して以下のとおり指摘する。
貴委員会製品評価技術基盤機構部会において定められた「独立行政法人製品評価技術基盤機構の業務の実績に関する評価基準」によれば、AAとは「法人の実績について、質・量の両面において中期計画に照らし、極めて優れたパフォーマンスを実現」ということである。同分野における中期計画に示された定量的指標は「事故品確認・現場調査を年平均350件行う」のみであるが、人員の再配置や資金の重点化などの組織改編等により、当該定量的指標に比し平成19年度実績は1,099件と、3倍以上の実績を挙げており、また、事故情報収集件数の前年度比など、中期計画上で示されていない事項を援用して評価を行うなどの工夫も見られるところであり、具体的な事例を見ても今年度の評価としては首肯できる。その上で今後の業務運営を展望するとき、関連法令の改正や昨今の製品事故に対する国民の意識の高まり等を考慮すれば、今後も事故報告件数の増加傾向は続くことが予想されるが、今後の業務運営に対する評価の役割を踏まえると、当該定量的指標についての貴委員会の考え方が明らかに示されてしかるべきである。今後の業績評価においては、貴委員会は、昨今の状況や法人の業務執行体制の変化等を検証し、定量的指標の妥当性についても、その考え方を評価結果等の中で明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:村田 成二)
目的	石油代替エネルギーに関する技術及びエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関し、民間の能力を活用して行う研究開発、民間において行われる研究開発の促進、これらの技術の利用の促進等の業務を国際的に協調しつつ総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその企業化の促進を図り、もって内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに経済及び産業の発展に資すること。また、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動に参加すること、認証された排出削減量の取得に参加すること及び排出量取引に参加すること等により、我が国のエネルギーの利用及び産業活動に対する著しい制約を回避しつつ京都議定書の規定に基づく約束を履行することに寄与すること。
主要業務	1 次に掲げる技術であって、民間の能力を活用することによりその開発の効果的な実施を図ることができるものであり、かつ、その企業化の促進を図ることが国民経済上特に必要なものの開発を行うこと。イ 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律に掲げる石油代替エネルギーを発電に利用し、若しくは石油代替エネルギーを発生させる技術又はこれらの技術に係る電気を利用するための技術、ロ 石油代替エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用するための技術、ハ エネルギー使用合理化のための技術。2 民間の能力を活用することによりその効果的な実施を図ることができる鉱工業の技術に関する研究開発を行うこと。3 鉱工業技術に関する研究開発を助成すること。4 1に掲げる技術の有効性の海外における実証を行うこと。5 1ハに掲げる技術であって、その普及を図ることが特に必要なものの導入に要する資金に充てるための補助金の交付を行うこと。6 エネルギー使用合理化に関する情報の収集及び提供並びに1ハに掲げる技術に関する指導を行うこと。7 鉱工業技術に係る技術者の養成及び資質の向上を図るための研修を行うこと。8 産業技術力強化法に規定する技術経営力の強化に関する助言を行うこと。9 京都議定書に規定する排出削減単位の取得に通ずる行動、認証された排出削減量の取得及び排出量取引に参加すること。等
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	産業技術分科会新エネルギー・産業技術総合開発機構部会(部長:岸 輝雄)
ホームページ	法人: http://www.nedo.go.jp/ 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g80901aj.html
中期目標期間	4年6か月間(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 平成19年度以降は、「2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項」を3つに細分化し、評価を実施。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1 業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
2 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	A	A	A	A			
①研究開発関連業務					A	A	
②新エネルギー・省エネルギー導入普及関連業務等					A	A	
③クレジット取得関連業務					B	B	
3 財務内容の改善に関する事項	B	B	B	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 全体的な印象として、評価項目の各部門においてきめ細かな対応が進んでいると思われる。
- 目標以上を達成し、期待通りである。
- 19年度におけるNEDOの事業は、全体として、目標を十分に達成していると言える。
- 年度ごとに各部門の問題点を洗い出し、改善を積み重ねていくという姿勢が中期目標の項目を上回るという成果を上げている。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> • 新規出向職員向けサービス・倫理研修等の実務研修の回数を増強(平成19年度45回)。 • 石炭鉱害部を石炭事業部に統合。地方組織の再編。 • 新たに3分野の専門家をプログラムマネージャーとして採用し、技術領域を拡充。中小・ベンチャー企業等の研究開発成果の実用化推進のための技術経営の専門家、弁理士を活用したアドバイスを実施。 • プロジェクト実施者との情報共有、各種申請・届出等のやり取りを電子的に行うことを可能とするNEDOポータルを構築し、20年1月から本格運用開始。 • 退職手当除く一般管理費を特殊法人比で 	<ul style="list-style-type: none"> • 中期計画の目標を上回る実績をあげている分野もあり、効率的な業務運営が進められている。しかし、研究開発分野にも深い関わりを持ちうる環境保全の取り組みや業務の電子化などについては更に先進的な取り組みが求められよう。 • 業務の電子化については、NEDOポータルの取り組みは大変面白い。これからその真価が問われるものであると考えている。ただし、導入には多大な労力が必要であることは想像に難しくなく、高く評価したい。 • 業務全般にわたるPDSサイクルの確立はNEDO事業の成果を社会へ浸透させ、イノベーションを促進するための基本的な要

		<p>15.9%、総人件費は17年度比で4.3%減少。</p> <ul style="list-style-type: none"> • PDS (Plan-Do-See) の取組を、プロジェクトのライフサイクル、技術分野レベル、NEDO全体の運営レベルに至るまでの多層にわたって確立し、着実に運用。 	<p>件である。プロジェクトの展開からNEDO全体の運営レベルに至るまで多層に渡って目標に沿った形でPDSサイクルの確立と運用が図られている。</p>
サービスの質の向上【研究開発関連業務】	2 ①	<ul style="list-style-type: none"> • 提案公募事業 <ul style="list-style-type: none"> ①査読済みの論文数：217件。 ②競争的資金への登録制度数が4制度に、研究資金は138.8億円(19年度2制度91.3億円)に拡大。 • 中長期・ハイリスクの研究開発事業 <ul style="list-style-type: none"> ①国内特許920件、海外特許308件出願。 ②平成16年度から実施した事後評価で、合格100%、優良89%(中期計画上の目標：合格80%、優良60%)を達成。 • 実用化・企業化促進事業 <ul style="list-style-type: none"> 事業終了3年経過後の実用化達成率は25.8%。 	<ul style="list-style-type: none"> • 概ね、計画を上回る成果を挙げており、NEDOのミッションが着実に実現されていると言えよう。 • 論文数は217本で前年度を大きく下回っている。中期目標期間の最終年なので減少は理解できるが、特許は出ているので、もう少し頑張る余裕はあったように見える。競争的資金の拡大は評価できる。 • 特許出願については中期目標を達成しているし、最終年度としては良くやっている。
サービスの質の向上【新エネルギー・省エネルギー導入普及促進関連業務】	2 ②	<ul style="list-style-type: none"> • 「Cool Earth-エネルギー革新技術計画」の計画策定に参画、取り組むべき技術のうち、19技術について研究開発を推進。 • 過去の風況観測成果をまとめ、「日本型風力発電がトラン」を作成。 	<ul style="list-style-type: none"> • 計画策定において中心的役割を担ったことは高く評価できる。研究開発においても21技術の内、NEDOが19技術を推進する。省エネルギー、新エネルギー開発、二酸化炭素削減についても、率先して推進しており、高く評価できる。しかしながら、社会的責任と期待は非常に大きいことを常に認識して、更なる推進を期待する。
サービスの質の向上【京都メカスマクレジット取得事業】	2 ③	<ul style="list-style-type: none"> • 1,665.7万トン(CO2換算)のクレジット購入契約を締結(累積値：2,304.1万トン)。 	<ul style="list-style-type: none"> • クレジット取得関連業務全体で、制度運用の改善・充実策が実施されており、計画通りのクレジット収録が進められている。クレジット価格単価引き下げや、英国法準拠での契約、外貨建てでの提案なども進められており、事業を取り巻く環境の変化にもおおむね対応がなされている。
財務内容の改善その他	3	<ul style="list-style-type: none"> • 監査計画を作成し、計画的に監査を実施。平成19年度は、審査期間目標の遵守状況、処分制限財産・特許権の管理状況等について監査。 • 出資・貸付経過業務における鉱工業承継業務については、独法化時に承継した全ての株式の処分を完了。 • 石炭経過業務については、計画的に償還業務を実施。償還予定額(約1,141百万円)を計画どおりに回収。 • 白金台研修センター、鳥飼敷地等について売却等の方針を決定。 • 検査体制の強化に向けた各種研修の実施(22回、410名)。契約・検査専門職員の増強(34→59名)。 	<ul style="list-style-type: none"> • 内部監査の実施やコンプライアンス体制の整備は目標通り行っている。 • ほぼ、当初の計画通りの成果を挙げている。保有資産の売却は、社会の流れで仕方ないかも知れないが、継続して保有することで、近い将来、国の事業にとって価値あるものとなるものもあろう。一度手放したり壊したりしたものは戻るものでなく、細切れにされて環境を悪化させたりすることにもつながる。国の資産をどう活用するかについては、その場しのぎの対応でなく、きちんとしたグランドデザインが必要である。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で122.1(事務・技術職員)と国家公務員の水準を大きく上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の学歴構成、②その他法人固有の事情(指数比較対象職員が全体の27.9%と低いこと)が挙げられている。しかしながら、評価結果において、①及び②に関して、法人の説明の合理性の検証状況が明らかにされていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(イ)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人日本貿易振興機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:林 康夫)
目的	我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 貿易に関する調査をし、及びその成果を普及すること。2 我が国の産業及び商品の紹介及び宣伝を行うこと。3 貿易取引のあっせんを行うこと。4 貿易に関する出版物の刊行及び頒布その他の貿易に関する広報を行うこと。5 博覧会、見本市その他これらに準ずるものを開催し、若しくはこれらに参加し、又はその開催若しくは参加のあっせんを行うこと。6 アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する資料を収集すること。7 アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関し、文献その他の資料により調査研究を行い、又は現地調査を行うこと。8 6、7に掲げる業務に係る成果を定期的に、若しくは時宜に応じて、又は依頼に応じて、提供すること。9 6～8に掲げる業務に係る施設をアジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する調査研究を行う者の共用に供すること。10 1～9の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	通商・貿易分科会日本貿易振興機構部会(部長:田中 明彦)
ホームページ	法人: http://www.jetro.go.jp/indexj.html 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g80901aj.html
中期目標期間	4年間(平成19年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 平成19年度からは、サービスの質の向上について中項目を設定した上で、中項目のみの評価に変更。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化	A	A	A	B	A	B	
2. サービスの質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1) 対日投資拡大						A	
(2) 中小企業国際ビジネス支援						A	
(3) 途上国との取引拡大						A	
(4) 調査・研究等						A	
3. 財務内容	B	B	B	B	B	B	
4. その他	A	B	B	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 全体として業務の効率化、予算の削減に取り組みつつ、法人の目的としての対日投資拡大、輸出促進、開発途上国との貿易取引拡大、調査・研究等において優れた取組をしており、19年度では目標を上回る成果を達成。
- 一方、本部とアジア経済研究所の更なる連携、人材に関して更なる改善、保有資産について見直しの検討等について指摘。
- しかしながら、特に中小企業等に対する国際ビジネス支援等について、ジェトロの利用者からの評価が高い点や、19年度において目標を大幅に上回る項目が多数存在する等、その取組みについて高く評価できる。
- こうしたことから、総合評価は「A」と評価した。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 運営費交付金を充当する一般管理費について、前年度比▲16.61%、同業務経費について、前年度比▲4.85%の効率化。 第二期中期計画で定められた主要事業に即した組織とするため、本部、大阪本部、アジア経済研究所の組織再編を実施。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 効率化目標を上回る成果を達成。 主要事業に即した組織再編の実施、貿易情報センターの新体制ルールの作成、海外事務所の再配置の実施等、柔軟かつ機動的な組織運営に努めている。
国民に対するサービスの質の向上①(対日投資拡大)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 対日投資案件発掘支援件数 1,259 件(中期計画:年平均1,200 件以上)。 東京以外の地域への誘致成功件数は全体の半数(49.6%)。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 対日投資案件発掘支援件数が1,259 件と目標を達成。 地方自治体等の対日投資誘致活動への貢献は着実に実を結んでおり、投資環境のPR等の具体的な取組も含め質・量の両面において優れた成果を達成。
国民に対するサービスの質の向上②(我が国中小企業等の国際ビジネス支援)	2(2)	<p>(輸出促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 輸出商談件数 42,648 件(中期計画:年平均25,000 件以上)。 特に食品・農水産品分野(計画比+10,579 件)及びデザイン・地域伝統産品分野(計画比+4,400 件)における輸出支援を重点的に実施。 <p>(在外企業支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 役立ち度調査の結果、各事業において中期計画を上回る90%以上を達成(中期計画:4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7 	<p>(輸出促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農水産品等、単独では海外PRの難しい製品について、ジェトロが海外での認知度を高めるコーディネータの役割を果たしている。 輸出促進事業はジェトロの最も重要な仕事。特に中堅・中小企業に対する側面からの輸出促進支援等について各企業からの評価も高い。 <p>(在外企業支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外における知的財産権の保護、現地日系企業の事業環境の改善等について、ジェトロ

		割以上)。 (国際的企業連携支援) ・商談件数 3,454 件(中期計画:年平均 3,500 件以上)。 など	の政府機関としての役割を適切かつ効果的に遂行。 (国際的企業連携支援) ・地方企業と海外企業間の共同開発契約締結の実現等、地域経済の活性化に寄与。
国民に対するサービスの質の向上③(開発途上国との貿易取引拡大)	2 (3)	・開発途上国との貿易取引拡大に関する商談件数 4,862 件(平成 19 年度計画:2,150 件以上)。 ・役立ち度調査の結果、各事業において中期計画を上回る 90%以上を達成(中期計画:4 段階評価で上位 2つの評価を得る割合が 7割以上)。 など	・技術指導や日本の専門見本市への出展支援等によりケニア等からの対日輸入量の急増、当該国の輸出産業の成長に貢献。 ・開発途上国の産業育成事業は、負荷の大きい活動であり、強いミッションがないと継続が難しいと思われるが、意欲的かつ広範囲に有意義な活動を展開している。
国民に対するサービスの質の向上④(調査・研究等)	2 (4)	・役立ち度調査、外部専門家による査読評価、ウェブサイトへのアクセス件数、論文ダウンロード数など、中期計画で定められた目標を達成。 ・「東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)」の設立支援のため、15 カ国の研究機関等と協力して研究プロジェクト、人材育成事業、シンポジウム・セミナー事業を実施。 など	・「役立ち度」調査、外部専門家による査読、ウェブサイトへのアクセス件数、論文ダウンロード数のいずれにおいても評価できる成果を達成。 ・出版物の品質、研究成果は年々向上している。 ・海外情報の収集調査はジェトロの中心事業であり、企業単独では成し得ない重要な任務。優れたパフォーマンスを果たしている。
財務内容	3	・自己収入 46 億 1,971 万円(前年度比 +5,212 万円)。 ・中期計画で計画的に処分することが定められている 2つの旧 FAZ 支援センターのうち、境港 FAZ 支援センターの売却手続を完了。 など	・受益者負担単価の見直しや会員数の拡大努力等を実施し、前年度比で自己収入が着実に増加するなど、拡大に向けた取組が行われている。 ・FAZ 支援センターの再編について計画に基づき適切に対応。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26 及び H21.1.7)(個別意見)

- 第 2 期中期計画において設定されている定量的指標中、「我が国中小企業等の国際ビジネス支援」事業の定量的指標の一つである輸出商談件数について、目標が年間平均 25,000 件に対し平成 19 年度実績が 42,648 件と、実績が当該指標を大幅に上回っている状況が生じている。当該指標は過去の実績を踏まえて作成されているが、①過去の実績を踏まえた指標であるため、当該事業の需要予測等の反映状況や法人の実施能力等の勘案状況が不明確である点、②貴委員会日本貿易振興機構部会において定められた「独立行政法人日本貿易振興機構の業務の実績の評価基準」によれば、「中期計画において定められた数値目標については、当該目標値と実績値との乖離幅によって単純に評価するものではなく、その乖離した理由も含めて評価する」とされており、部会でも議論されているものの、乖離した理由が 19 年度評価結果では明らかにされていない点、などを踏まえ、法人の業務実績に対する適切な評価を行うため、実績が当該目標から大幅に乖離する事態が生じている場合には、当該乖離の理由を検証した上で必要に応じ当該目標の妥当性の再検討を行うなど、より適切な目標を設定するための取組を法人に促すべきである。
- 本法人の平成 19 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 123.7(事務・技術職員)と国家公務員の水準を大きく上回っている。これについては、評価結果において「国家公務員の給与水準とも適切な比較が行われている」と記載されている。しかしながら、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、給与水準が高い理由として、①職員の勤務地や学歴構成、②その他法人固有の事情(専門性の高い人材を登用する必要があること等)が挙げられているものの、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙 2(1-(1)-ア-ア)、(イ)、(エ)を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。また、上記以外にも、別紙 2(1-(1)-ウ-イ)の状況がみられるので、これも踏まえた評価に取り組まれない。
- 本法人の総人件費改革の取組については、給与水準等公表によると、平成 17 年度の基準値 13,664,699 千円に対し 19 年度 13,605,078 千円(1.1%の減少(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。))となっており、取組開始から 2 年を経過した時点で 2%以上の削減に至っていないが、この削減状況が法人の具体的な削減計画に予定されたものであるとの事情はみられない。しかしながら、法人の取組の適切性についての検証状況及び今後の削減に向けた展望が評価結果において明らかにされていない。今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5 年間で 5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。(別紙 2(2-イ)参照)
- 本法人においては、物品の購入等に当たり、虚偽の納品書等を納入業者に提出させたり、所定の研修を行わないまま物品が納入されていないのに納入されたこととしたりするなどの適正でない会計経理が行われており、適正な契約事務が十分履践されていなかったことが判明した。今後の評価に当たっては、契約事務の適正な実施を確保するため、今回の不正経理の発生原因や本法人の内部監査体制、本法人が講じた再発防止策等の検証結果を踏まえ、物品の購入に係る検収等、当該事務の実施について、厳格な評価を行い、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人原子力安全基盤機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:成合 英樹)
目的	原子力施設及び原子炉施設に関する検査等を行うとともに、原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価等を行うことにより、エネルギーとしての利用に関する安全の確保のための基盤の整備を図ることを目的とする。
主要業務	1 原子力施設及び原子炉施設に関する検査その他これに類する業務を行うこと。2 原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価を行うこと。3 原子力災害の予防、原子力災害の拡大の防止及び復旧に関する業務を行うこと。4 エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保に関する調査、試験、研究及び研修を行うこと。5 安全性確保に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。6 1～5に附帯する業務を行うこと。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	技術基盤分科会原子力安全基盤機構部会(部会長:大橋弘忠)
ホームページ	法人: http://www.jnes.go.jp/ 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g80901aj.html

中期目標期間 5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	備考
<総合評価>	B	B	A	B	B	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価(ただし、17年度まではA、B、Cの3段階評価)。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 評価項目の内容は平成19年度のもの。
<項目別評価>							
1 業務運営の効率化	B	B	B	A	B	A	
(1) 業務の効率化				A	B	A	
(2) 業務・システムの最適化について				B	B	B	
(3) 内部統制				A	A	A	
(4) 官民競争入札等の活用				B	B	A	
(5) 組織運営				A	A	—	
2 サービスの質の向上	B (A×3, B×7)	B (A×3, B×7)	A (A×7, B×3)	B (A×5, B×5)	B (A×6, B×4)	A (AA×1, A×4)	
3 財務内容	B	B	A	B	B	B	
4 その他業務運営に関する重要な事項	B	B	B	B	B	—	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 平成19年7月の新潟県中越沖地震に対応すべく、耐震安全に係る規制ニーズの増大を受け、直ちに組織の見直しに着手し「耐震安全部」を新設したこと、また、平成20年度の新検査制度導入へ対応するために検査業務部を組織改編したことなどは、規制ニーズの変化に対応して機動的・弾力的な組織運営ができています。
- 平成19年度は、柏崎刈羽原子力発電所が全て停止し全原子力発電所の電力の20%程度が供給出来なくなるなど、新潟県中越沖地震の影響による原子力施設の耐震安全性の確保が、極めて象徴的な出来事であった。この難局を乗り越えるため、これまでの知見では確認できなかったような事象を解明することが求められ、当該機構は新設した耐震安全部に全ての技術を集中させ、対応を図っており評価できるものであった。
- 一般競争入札の範囲の拡大による費用低減、月次決算の適正実施等により、効率化係数を満たした予算を遵守している。また、重要な財産を譲渡し、又は担保にしようとする事態及び欠損金の発生が無い。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務の効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 従来の年功序列的な人事制度を改正し、業務成績がより一層昇任・昇格に反映できるように制度を見直し。 事業者が行う新耐震指針に基づく既存施設(19サイト57施設)の耐震健全性評価に対するバックチェック解析に加え、平成19年10月に耐震安全部を新設。 業務システムについて、機能の改善及び統計管理機能の拡充に関するシステム化に着手。また、電子情報セキュリティ関連規程について、改正案の作成作業を完了。 	<ul style="list-style-type: none"> 人材の確保・活用に関して、中長期的視野に立脚した新規人材の採用と人事制度の刷新を積極的に進めており、将来の業務運営への布石ともなっている。組織運営については、柔軟で高度な組織運営が行われており、耐震安全部の新設、内部監査・外部評価を取り入れつつ、活発な意思疎通をとおして効率的な業務運営がなされていると評価できる。
業務・システムの最適化について	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 退職給付引当金計算業務をシステム化するなど最適化計画を実施。 原子力防災情報システムに関連する業務・システムの最適化計画を作成。 経済産業研修所の研修への参加。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティの確保、e-METI計画への対応において先駆的な取り組みを進めている。

内部統制	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 経営上の課題等についてのヒアリングを4回程度実施、幹部会を月1回計12回開催。 試験研究等外部評価委員会において、2回の本委員会、11回の分科会を開催、結果を取りまとめた。 平成19年度内部監査計画に従い、監査室による内部監査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 試験研究に関する外部評価を厳正に実施し、研究開発の実施、企画立案、長期計画検討に有用な知見を得ている。 耐震安全部の設置に見られるように、部を越えた組織改編が迅速に可能な体制となっていることは情報の共有化がしっかりとなされている証拠であり、経営機能はきわめて高いと評価される。
官民競争入札等の活用	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 少額随意契約金額基準の見直しを実施、全契約における随意契約の割合は契約件数で36.4%（18年度は47.1%）、契約金額で17.4%（18年度は47.2%）、予算額に比し契約ベースで約62億円（19年度支出ベースで8億円）の経費削減を図った。 契約に係る透明性の確保のため、少額随意契約基準以上のものについて公表するように規程を改正、19年11月以降の契約分から実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札の拡大等により多大の経費節減が行われており、高く評価できる。 業務経費等の適正化への努力は高く評価される。単に少額随意契約金額基準を見直したというだけでなく、その効果が随意契約の割合にもはっきり出ている。
サービスの質の向上	2	<ul style="list-style-type: none"> 法律に規定される検査等について、763件実施（14,889人日）。 「平成19年度新潟県中越沖地震後の東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所のプラント状況の確認に係る協力依頼について」に基づき、現地調査を実施（8月6日～10月2日、延べ188人日）。 柏崎刈羽原子力発電所3号機、北海道電力株式会社泊発電所1号機等の事故・故障事例について、詳細な解析を行い、安全性への潜在的影響の分析及び再発防止策の有効性評価を行い、定量的情報を原子力安全・保安院に提供。 新潟県中越沖地震による柏崎刈羽原子力発電所の被災への対応を実施（2,045人日）。 原子力安全・保安院が各発電所に配置した火災対策専門官の研修用テキストの作成及び全国20カ所のオフサイトセンターを使用した研修計画を立案（60人日）。 約49,000件の国内外の原子炉施設等の安全に関する情報を収集整理。 柏崎刈羽原子力発電所の被害状況等について海外規制機関等に情報を発信。原子力安全・保安院の招請に基づいてIAEAが派遣した調査ミッション（8月、1月）において原子力安全・保安院を支援（80人日）。 	<ul style="list-style-type: none"> 検査制度の見直しにおいて、新しい検査に関する手法の検討等、技術面・運用面からの多角的な検討を実施し、議論の着実な進捗に大きく貢献。関係機関へ説明を実施し、新制度の理解促進についても貢献していることから、A評価が妥当である。 新潟県中越沖地震の影響による原子力施設の耐震安全性の確保等について、当該機構は新設した耐震安全部において地震の原因究明・解析により、事業者が行う耐震バックチェックに対して国が行う妥当性確認を軌道に乗せることに多大な貢献。また、現地立入検査、地震による発電所の被害確認及び機器の健全性を評価する解析を実施、事業者が実施した解析で用いたプログラムのミスを発見する等の成果を上げており、AA評価が妥当である。 中越沖地震の発生により、火災対策専門官の研修を実施し、オフサイトセンターにおける自然災害時にも機能できる計画立案を行ったことは評価できる。また、防災訓練支援、研修、オフサイトセンターの維持管理など具体的な形で安心感の醸成に貢献したことから、A評価が妥当である。 高経年化、検査技術、健全性実証など幅広い分野で数多くの事業を進め安全規制の基盤整備に貢献、保安活動における人間・組織面の分析・評価に係る基盤整備、人的要因や組織要因による事故・トラブル・不適合事象の発生低減を目指した規制要件を完成させたことから、A評価が妥当である。 中越沖地震時に海外への情報発信を迅速に行い、情報の質の高さと速さから海外で高い評価を得た。IAEAの調査ミッションに対する支援業務なども的確に行われ、我が国の耐震設計の技術力の高さを世界中から認められていることから、A評価が妥当である。
財務内容	3	<ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札の範囲の拡大による費用低減、月次決算の適正実施等により、効率化係数を満たした予算を遵守。期末手持ち資金を大口定期預金で運用（平成19年度末大口定期預金残高10,000百万円）。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札の範囲の拡大による費用低減、月次決算の適正実施等により、効率化係数を満たした予算を遵守している。また、重要な財産を譲渡し、又は担保にしようとする事態及び欠損金の発生が無いことから、B評価が妥当である。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26) (個別意見)

- 本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性（平成18年11月27日）における当委員会からの指摘事項を踏まえ、本法人の現行中期目標において、
 - ① 安全情報の収集・分析・評価における、データ入力コスト削減等による効率化
 - ② 調査、試験及び研究等における、廃止を含めた積極的な見直しによる、経費縮減
 が掲げられているが、経費削減等の具体的な数値目標は示さないまま評価されている。今後の評価に当たっては、中期目標期間における経費削減等の評価によるべき数値を明記した上で評価を行うべきである。

- 本法人の平成 19 年度における給与水準は、対国家公務員指数（年齢勘案）で 120.9（事務・技術職員）と国家公務員の水準を大きく上回っている。
その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の勤務地や学歴構成、②法人固有の事情（優秀な専門技術者の然るべき処遇での採用等）が挙げられている。しかしながら、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。
今後の評価に当たっては、別紙 2（1-1）-ア-（ア）、（イ）、（エ）を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。
また、上記以外にも、別紙 2（1-1）-ウ-（ア）、1-1-ウ-（イ）の状況がみられるので、これらも踏まえた評価に取り組みたい。
- 本法人の総人件費改革の取組については、給与水準等公表によると、平成 17 年度の基準値 4,688,323 千円に対し 19 年度 4,672,156 千円（1.0%の減少（人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。））となっており、取組開始から 2 年を経過した時点で 2%以上の削減に至っていないが、この削減状況が法人の具体的な削減計画上予定されたものであるとの事情はみられない。しかしながら、業務実績報告書においては、「運営費交付金に係る部分のみで 1.9%削減」と給与水準公表における基準値及び実績値と異なる説明がされており、これを前提とした評価が行われているが、公表値を前提とした法人の取組状況については評価結果において明らかにされていない。
今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、公表値を前提とした法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5 年間で 5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促す評価を行うべきである。（別紙 2（2-ア）参照）

法人名	独立行政法人情報処理推進機構(平成16年1月5日設立)〈非特定〉 (理事長:藤原 武平太)
目的	プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進することを目的とする。
主要業務	1 情報処理を行う者の利便性の向上又は情報処理に関する安全性及び信頼性の確保に著しく寄与すると認められるプログラムであつて、その開発を特に促進する必要がある、かつ、企業等が自ら開発することが困難なものを開発すること。2 1のプログラムについて、対価を得て、普及すること。3 情報処理サービス業者等が金融機関から電子計算機の導入、プログラムの開発その他業務又は技術の改善又は向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。4 情報処理サービス業者等以外の者が金融機関からその事業活動の効率化に寄与するプログラムの開発又はプログラムの開発に関する業務を行う者の技術の向上に必要な資金を借り入れる場合における当該借入れに係る債務を保証すること。5 情報処理に関する安全性及び信頼性の確保を図るため、情報処理システムに関する技術上の評価を行うこと。6 情報処理に関する調査を行い、及びその成果を普及すること。7 情報関連人材育成事業を行う新事業支援機関に対する教材の開発・提供及び指導・助言を行うこと。8 情報処理技術者試験に関する試験事務。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	情報処理推進機構分科会(分科会長:松山 隆司)
ホームページ	法人: http://www.ipa.go.jp/ 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g80901aj.html
中期目標期間	4年3か月間(平成16年1月5日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	B	A	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. 15年度については設立年度であったため、「設立・体制整備」の項目を設け、期間が3か月間であったため、「サービスの質の向上」については中項目での評価を行っていない。また、「サービスの質の向上」については、16・17・19年度及び中期目標期間においては、大項目単位の評価は行っていない。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1. 設立・体制整備	A						
2. 業務運営の効率化	B	A	A	B	B	B	
3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上	A			A			
(1)ソフトウェア開発分野		B	B	B	B	B	
(2)情報セキュリティ対策の強化		AA	AA	A	A	A	
(3)ソフトウェア・エンジニアリングの推進		A	AA	A	A	A	
(4)情報技術(IT)人材の育成分野		A	A	A	A	A	
(5)情報発信等(シンクタンク機能を含む)				B			
4. 財務内容の改善に関する事項及びその他事業運営に関する重要な事項	B	A	A	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)
<ul style="list-style-type: none"> 「業務運営の効率化」、「財務内容」については概ね中期計画を達成する一方で、「サービスの質の向上」、中でも、IPAの主要3本柱の業務である「情報セキュリティ対策の強化」、「ソフトウェア・エンジニアリングの推進」、「情報技術(IT)人材の育成分野」については、質・量のいずれか的一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現したことから、機構における平成19年度評価の総合評価は「A」とした。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	2	<ul style="list-style-type: none"> 情報処理技術者試験の市場化テスト適用に伴い、四国支部、沖縄支部を廃止。 オープンソースソフトウェア活用基盤整備事業、中小ITベンチャー支援事業、未踏ソフトウェア創造事業については19年度を以て終了。 認可法人比で一般管理費(退職手当を除外)▲23.8%、継続事業費▲53.9%。 平成17年度比で人件費▲5.5%。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 組織の統廃合を積極的に進めるとともに、業務運営の効率化に関して着実に成果をあげていることを評価。 人件費削減は着実に進められており、また外部人材の活用も進んでいることを評価。 情報処理試験の市場化テストを実施し、4割のコスト削減、2地方支部を廃止し、組織のスリム化を図ったことを評価。
ソフトウェア開発分野	3 (1)	<ul style="list-style-type: none"> OSS活用推進のための基盤となるツールの開発やOSS活用のベストプラクティスの収集・提供を実施。 中小ITベンチャー支援事業での事業化率73.9%。 代位弁済率3.9%。 	<ul style="list-style-type: none"> OSS活用促進のための基盤となるツールの開発やOSS活用の収集・提供を行うとともに、国際協力の推進、市場のニーズにあったOSS人材の育成に取り組んでいることを評価。 平成19年度までに発掘した中小ITベンチャ

		<ul style="list-style-type: none"> 債務保証制度の見直しを図り、一般債務保証を廃止。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 一企業の事業化率は 73.9%となり、中期計画で掲げた目標(40%)を大幅に上回る。 債務保証事業は、審査力の強化に努め、代位弁済率を 3.9%に抑制。また、債務保証制度の見直しを図り、一般債務保証を廃止(19年度末)。
情報セキュリティ対策の強化	3 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ウイルス・不正アクセスの相談件数:9,498件。 脆弱性関連情報届出制度の定着のほか、情報システム等の脆弱性情報を提供。 国内外の関係機関と連携し、暗号技術の安全性に関する取組等を実施。 など 	<ul style="list-style-type: none"> ウイルス・不正アクセス等に関する対策情報の提供等の事後的な対応をはじめ、脆弱性関連情報の収集・分析・公開といった被害防止のための事前対策が着実に広がりを見せる等、国民への啓発活動を十分に行っているIPAは国民生活に必要な不可欠な存在。
ソフトウェア・エンジニアリングの推進	3 (3)	<ul style="list-style-type: none"> SEC 成果のツール化やデータベース化を行い、公開。 プロジェクトのトラブル事例を収集するとともに、その対策を示すことにより「開発リスクの見える化」手法を構築。 内外の関係機関との連携を推進し、ソフトウェアエンジニアリング分野の世界的拠点になることを目指し、共同研究・情報発信を推進。 など 	<ul style="list-style-type: none"> ソフトウェア・エンジニアリング分野の社会的課題に迅速に対応し、さらにそれらの「評価システム」、「組込みソフトウェアの品質向上を目指したコーディング作法」を提供するなど、質的に中期計画を大きく上回った成果をあげている。 SEC 成果のツール化、データベース化を行い、広く公開。利用者はこれらのツール等を無償で使用できるため、ソフトウェア開発現場におけるSEC 成果の利用が進み、ソフトウェア開発のプロセス改善に大きく寄与することが期待される。
情報技術(IT)人材の育成分野	3 (4)	<ul style="list-style-type: none"> IT スキル標準センター、情報処理技術者試験センター及び人材育成推進部の3部門を統合し、IT 人材育成本部を設立。 業界有識者による「IT スキル標準改訂委員会」を4回開催し、同委員会での承認を経て、「IT スキル標準 V3」を公開。 地域ソフトウェアセンターの財務面、事業面の分析等により同センターの経営状況を的確に把握し、積極的に指導・助言。 香川県、沖縄県において、情報処理技術者試験の会場確保等について民間競争入札を実施し、両試験地における今後3年間の実施コストを約4割削減。 など 	<ul style="list-style-type: none"> IT スキル標準と情報処理技術者試験との相互関連性の整備や、IT スキル標準の大改訂を行うとともに、未踏ソフトウェア開発支援による人材育成に取り組んでいる。 未踏ソフトウェア事業は我が国のクリエイター発掘事業として中期計画を大幅に超えた人材を発掘。発掘した人材の活用のため、海外事業課支援等のフォローアップも推進。 アジア共通統一試験の実施による国内外の質の高い人材の確保に大きく貢献するとともに、IT スキル標準のベトナムの資格認定制度への採用など、国際的な活動を積極的に行っており、中期計画を超え、優れたパフォーマンスを実現したことは高い評価。
財務内容	4	<ul style="list-style-type: none"> 情報処理技術者試験について、受験手数料が減少傾向にある中、試験業務経費等の削減に努め、中期目標期間を通じて黒字を維持。 「特定プログラム開発承継勘定」のプログラム譲渡債権は、機構設立時 4,567 百万円に対し、4,181 百万円を回収(回収率 91.5%)、平成 20 年1月5日に勘定を廃止し、それまで回収した 104 億円の国庫納付を予定。 積極的な経営改善、事業の活性化を推進した結果、地域ソフトウェアセンター18 社全体の平成 19 年度決算状況は、2.8 億円の黒字で、経営が改善。 リスク管理債権に関し、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、平成 15 年度以来、適正な管理・解消に取り組んだ結果、平成 19 年度期首の債権残高 1,207,718 千円から 1,066,125 千円へと 141,592 千円減少。 など 	<ul style="list-style-type: none"> 債務保証の状況については、審査力の強化により不良債権の発生を抑え、平成 19 年度の代位弁済率は 3.9%と年平均4%以下を維持しており、中期計画の目標を達成。 地域ソフトウェアセンターの財務面、事業面の分析、決算ヒアリングや中間仮決算等により地域ソフトウェアセンターの経営状況を的確に把握し、積極的に指導・助言を行い、経営改善及び事業の活性化に努めていることを評価。 剰余金、欠損金については発生要因を明らかにし、繰越欠損金については改善に向けて積極的な取組を行っている。また、リスク管理債権については専門担当者を配置して適正に管理。償却済債権の回収も継続して実施。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(平成16年2月29日設立)〈非特定〉 (理事長:掛札 勲)
目的	石油及び可燃性天然ガスの探鉱等並びに金属鉱物の探鉱に必要な資金の供給その他石油及び可燃性天然ガス資源並びに金属鉱物資源の開発を促進するために必要な業務並びに石油及び金属鉱物産物の備蓄に必要な業務を行い、もって石油等及び金属鉱物産物の安定的かつ低廉な供給に資するとともに、金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付けその他の業務を行い、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全並びに金属鉱業等の健全な発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 石油等の探鉱及び採取並びに可燃性天然ガスの液化に必要な資金並びに金属鉱物の探鉱に必要な資金を供給するための出資。2 金属鉱物の探鉱に必要な資金の貸付け。3 石油等の探鉱及び採取並びに可燃性天然ガスの液化に必要な資金並びに金属鉱物の採掘及びこれに附属する選鉱、製錬等に必要な資金に係る債務の保証。4 石油等の探鉱をする権利等の取得。5 石油等の探鉱及び採取に係る技術に関する指導並びに当該技術の実証並びに金属鉱物の探鉱、採掘、選鉱及び製錬に係る技術に関する実証。6 石油等及び金属鉱物の探鉱に必要な地質構造調査。7 金属鉱物の探鉱に必要な地質構造調査に必要な助成金の交付。8 金属鉱物資源の開発に関する情報又は資料の収集及び提供。9 金属鉱物の探鉱及びこれに必要な地質構造調査に必要な船舶の貸付け。10 国の委託を受けた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理。11 前号の業務に関連する石油の取得、保有及び譲渡。12 石油の備蓄の増強に必要な資金の貸付け並びに石油の備蓄の増強に必要な施設の設置に必要な資金の出資及び貸付け。13 金属鉱物産物の備蓄。14 金属鉱業等による鉱害の防止のための措置に必要な資金の貸付け。15 金属鉱業等による鉱害防止のために必要な資金の債務保証。16 金属鉱業等鉱害対策特別措置法の規定による鉱害防止積立金の管理。17 金属鉱業等鉱害対策特別措置法の規定により拠出される金銭の徴収及びその運用並びに必要な費用の支払い。18 金属鉱業等による鉱害の防止のための調査及び指導。19 地方公共団体の委託を受けた坑水又は廃水による鉱害を防止するためのその処理の用に供する施設の運営。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	資源分科会石油天然ガス・金属鉱物資源機構部会(部会長:橋川 武郎)
ホームページ	法人: http://www.jogmec.go.jp/index.html 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g80901aj.html
中期目標期間	4年1か月間(平成16年2月29日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	B	B	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 「1. 業務運営の効率化」の個別評価は、平成19年度評価のもの。
<項目別評価>							
1. 業務運営の効率化							
1 業務の効率化・経費の削減等							
2 柔軟かつフラットな組織の確立と迅速な意志決定							
3 定期的な業務の評価・見直し							
4 官民競争入札等の活用							
5 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備	B	B	A	B	B		
6 電子化・データベース化(システムの最適化)							
7 積極的な広報・情報提供の実施							
8 職員の専門知識・能力等の強化							
9 労働安全衛生・環境負荷の低減							
10 契約に関する事項							
11 役職員の給与等に関する事項							
2. サービスの質の向上(参考)	B	B	/	A	A	A	
1 (石油開発)	/	B	A	A	A	A	
2 (金属開発)	/	B	A	A	A	A	
3 (資源備蓄)	/	B	A	A	A	A	
4 (鉱害防止)	/	B	A	B	B	B	
3. 財務内容の改善	B	B	A	B	A	A	
独立行政法人移行・体制整備	B	/	/	/	/	/	
その他業務運営に関する重要事項	B	B	/	/	/	/	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 評定のウェイト付けについては、石油分野(開発、備蓄)及び金属分野(開発、鉱害防止)の業務の状況(各業務の件数等)を勘案し、サービスの質の向上(60%)を、石油分野35%、金属分野25%とした。さらに、石油分野については、機構支援プロジェクトの権益埋蔵量と備蓄量を勘案し、石油開発25%、備蓄10%とし、金属分野については、金属開発と鉱害防止の予算額を勘案し、金属開発20%、鉱害防止5%とした。
- 石油開発については、資源外交を強力に推進。また、出資・債務保証の上限比率の引き上げにより、新規探鉱出資案件8件が採択。いずれも非中東案件であり、供給源の多様化によりエネルギー安全保障の向上に寄与したことを高く評価。さらに、地質構造調査においても顕著な進展が見られたことを高く評価。
- 金属開発については、環境変化や我が国企業のニーズへの迅速な対応がなされていることを評価。
- 資源備蓄については、石油及び希少金属の備蓄において中期目標を大幅に上回るコスト削減を達成したことに加え、緊急時対応能力を強化したこと、アジア各国の石油備蓄体制の構築に向けて機構がイニシアティブを発揮したことを高く評価。
- 鉱害防止については、地方公共団体等への技術支援等を着実に実施。海外での鉱害防止技術に関する情報交換会の開催等、海外における鉱山開発を支援する新たな取り組みを評価。

- 財務内容の改善については、特許料収入をはじめとした自己収入の増大や資産の有効活用などに積極的に取り組んでいる点を高く評価。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務の効率化・経費の削減等	1.1	<ul style="list-style-type: none"> 効率化: 一般管理費△18%(目標:対14年度△18%)。 業務経費△4%(目標:同4%)。 	<ul style="list-style-type: none"> コスト面の制約などがある中、効率的な人材の配置・活用や、コストダウン努力により、中期目標・計画に掲げられたレベルが達成されている。
リスクマネー供給等 (出資・債務保証業務等)	2.1	<ul style="list-style-type: none"> 石油・天然ガスの探鉱出資等に係る上限比率の引き上げ(50%→75%)。探鉱出資新規案件8件。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度に支援上限比率の引き上げ実施がタイムリーになされ、出資対象8案件を採択するなど、高く評価できる。しかも、今回の採択案件は非中東地域のものである点も、エネルギーセキュリティーの観点から評価できる。
技術開発	2.1	<ul style="list-style-type: none"> 我が国が操業するベトナム洋上油田において、二酸化炭素圧入による原油回収率向上適用スタディを開始(19年10月)。 	<ul style="list-style-type: none"> メキシコ、ベトナムのCO₂EOR(炭酸ガス圧入による原油回収率向上)適用評価スタディ、リビアの随伴水処理等、機構の持つ技術が各国において応用されつつある点は高く評価できる。
リスクマネー供給	2.2	<ul style="list-style-type: none"> 海外探鉱資金:4プロジェクトに対し、21.6億円の融資実行。 国内探鉱資金(融資):7.3億円(菱刈鉱山(鹿児島))。 	<ul style="list-style-type: none"> 18年度の融資・債務保証制度の抜本的改正(貸付金利の引下げや保証制度の拡充)により、銅の分野において、昨年のチリの案件に続き、ペルーの大型案件(年産銅量6万tを生産予定:日本の需要の約5%に相当)への融資が行われたほか、亜鉛でも着実に実績が上がっている。
地質構造調査等	2.2	<ul style="list-style-type: none"> 「豪州・ボーダー地域(銅・亜鉛:19年5月)」、「チリ・チャナル地域の一部(銅:19年6月)」、「チリ・パタコネス地域(銅:20年2月)」を我が国企業へ入札により譲渡。 ベースメタルは我が国企業の関心が高い環太平洋地域を主とし、レアメタル及びウランはリスクの高い地域においても新規プロジェクトを発掘。その結果、11地域で新規プロジェクトの調査開始及びアフリカ案件、レアメタル案件等、17件の契約交渉を実施。また、継続プロジェクトは11地域で調査を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 19年度に、チリで2件、オーストラリアで1件の銅の共同調査プロジェクトを我が国企業に譲渡できた。世界的に探査プロジェクトの成功率が低下している中で、コンスタントに鉱床発見をしていることは、特筆に値する成果といえ、その技術力は高く評価できる。需要が高まるレアメタルやウランについて、新たにアフリカ、アジア、カナダ等で共同調査を開始したことは注目に値する。
国家備蓄石油5,100万KLの管理	2.3	<ul style="list-style-type: none"> 直接業務費△8.8%:1,477億円(11-14年度総額実績)→1,347億円(16-19年度総額実績)。 間接業務費△10.8%:33.9億円(14年度実績)→30.2億円(19年度実績)。 	<ul style="list-style-type: none"> 国家備蓄石油管理委託費について、新たな契約方式の導入や、民間タンク利用料削減交渉などにより、コスト削減目標を大幅に上回って達成された。また、備蓄の安全な管理のため、必要な訓練等も実施されている。
民間企業による石油・石油ガス備蓄への融資の効率化等	2.3	<ul style="list-style-type: none"> シンジケートローン方式により資金調達、備蓄義務企業へ6,491億円の融資実行(19年4月)。 20年度資金調達のアレンジャー選定に際し、入札方式を採用(20年2月)。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間備蓄融資資金の調達にシンジケートローン方式の対象金融機関の拡大、アレンジャー選定への入札方式の採用等により透明性や競争性を促進している点が高く評価できる(利子補給金等を約4億円(6.5%)削減)。
我が国企業による鉱害防止事業への金融支援等	2.4	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時災害復旧事業に係る融資制度を創設(貸付限度額を90%に引上げ):1,200万円の融資実行(1社1鉱山)。 坑廃水処理施設更新及び坑廃水処理事業等に係る貸付け:5.4億円(6社16鉱山)うち新規に1.4億円(2社6鉱山)。 鉱害防止積立金(19年度末現在):積立鉱山数98、積立金累計52億円、取り戻し額累計28億円、積立金残高24億円。 鉱害防止事業基金(19年度末現在):拠出鉱山数22、基金残高50億円。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに緊急時災害復旧事業に関する融資制度を創設し、確実かつ継続的に鉱害防止対策を実施していることは評価できる。 北上川の水質保全のため、松尾坑廃水処理施設に省エネ設備を新たに導入し、水質基準を維持したまま大幅なコスト削減(△13%)を実現。
自己収入の拡大	3	<ul style="list-style-type: none"> 19年度自己収入:29億円。 石油分野の特許料収入:8.1億円。 金属開発のプロジェクト評価:2,800万円。 有料講座・出版・広告:460万円。 	<ul style="list-style-type: none"> 出版物等の有料化、広告収入の獲得、知財の有効活用により、自己収入の拡大が図られたと評価する。特に、石油分野の技術開発成果を特許化し、世界のサービス会社等に実施許諾しており、特許収入は、独法トップであり、19年度は18年度実績を倍増させている。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26) (個別意見)

- 地下備蓄方式の石油ガス国家備蓄基地(波方基地、倉敷基地)については、第1期中期目標に基づき作成した第1期中期計画において、完成予定はそれぞれ平成 20 年 12 月、21 年7月、19 年度末における進捗率はそれぞれ 95±5%、90±5%とされていたが、事前調査では想定されなかった高透水帯の出現等により、建設工事に遅れが出ている。本法人の平成 19 年度計画では、この状況を反映し、完成予定はそれぞれ 22 年 12 月、24 年7月に、19 年度末における進捗率はそれぞれ 80±5%、50±5%となっている。
以上を踏まえ、これらの地下備蓄方式の石油ガス国家備蓄基地建設の 19 年度末における進捗率の実績をみると、それぞれ 78%、50%であり、第1期中期計画は下回り、年度計画を上回っている。
この実績について貴委員会は、国家備蓄石油・石油ガスの安全かつ適切な管理、石油ガス備蓄の着実な推進、レアメタル備蓄等を内容とする資源備蓄の項目の中で、A評定(中期目標を上回るペースでの極めて順調な進捗状況にある、又は中期目標に照らし、ほぼ順調な進捗状況にあり、その質的内容も高い)としており、地下備蓄方式の石油ガス国家備蓄基地の建設については、「工事の進捗に伴い発生する問題に対処しつつ、着実に建設を実施している」としている。
しかしながら、当委員会では、貴委員会における上述の備蓄基地建設事業に係る評価について、以下のとおり指摘する。
 - ① 本法人の評価判定方法の適切性に疑問がある。
(理由)
 - 貴委員会は、自ら定めた方針に基づき、管下の独立行政法人の年度評価は、当該法人の中期目標の進捗状況等を評価判定指標としているところである。しかしながら、本法人のこの事業については、この方法をとらず、制定過程に貴委員会が関与しない、本法人の 19 年度計画等を基に評価しており、その理由について、特段の説明がなされていない。
 - ② A評定としている理由が不十分である。
(理由)
 - 19 年度業務実績報告において「波方の工期については1年を超える延伸の可能性有り」とされており、更なる遅延もあり得るという状況が明らかである。
 - ③ 中期目標からの乖離についての説明が欠けている。
本法人は 19 年度が第1期中期目標期間の最終年度であったことから、当該中期目標期間において資源備蓄に係る第1期中期目標の内容の変更が行われていない以上、当該中期目標と業務の実績との間の乖離について、原因等の分析、説明が必要であったと考えるが、その点について、評価結果において明らかとなっていない。
以上指摘するので、今後、中期目標等に掲げる目標と業務の実績との間に乖離が生じる場合においては、これらを踏まえて厳正に評価を行うべきである。
- 本法人の平成 19 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 122.7(事務・技術職員)と国家公務員の水準を大きく上回っている。これについては、評価結果において「ラスパレス指数は 122.7 と高いが、これは、主として業務の専門性の高さに規定されたものである。その中で、平成 19 年度に同指数を 3.4 ポイント低下させたことは、評価できる。」と記載されている。しかしながら、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、給与水準が高い理由として、①職員の学歴構成、②その他法人固有の事情(業務の専門性の高さ)が挙げられているものの、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア(ア)、(イ)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。
また、上記以外にも、別紙2(1-(1)-ウ(イ))の状況がみられるので、これも踏まえた評価に取り組まれない。

法人名	独立行政法人中小企業基盤整備機構(平成16年7月1日設立)〈非特定〉 (理事長:鈴木 孝男)
目的	中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等の事業を行い、もって中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的とする。
主要業務	1 中小企業の創業・新事業展開の促進(専門家の派遣、ビジネスマッチング、ファンド出資、インキュベーション施設の賃貸等)に関する業務。2 中小企業の経営基盤の強化(中小企業大学校における人材育成、中心市街地・地域産業の活性化支援、工場等の共同化や商店街等における施設整備に対する融資の実施等)に関する業務。3 経営環境変化への対応の円滑化(中小企業を対象とした共済事業や再生支援事業の実施)に関する業務。4 政策情報の提供。5 経過業務(産業用地の分譲や旧繊維法に係る助成等)。
委員会名	経済産業省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	中小企業基盤整備機構分科会(分科会長:伊丹 敬之)
ホームページ	法人: http://www.smrj.go.jp/ 評価結果: http://www.meti.go.jp/report/data/g80901aj.html
中期目標期間	4年9か月間(平成16年7月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価(ただし、17年度まではA、B、Cの3段階評価)。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>					
1 業務運営の効率化	B	A	A	A	
2 サービスの質の向上	A	A	A	A:2 B:2	
3 財務内容	A	A	B	B	
4 業務運営に関する総括的・横断的事項	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 平成19年度は常勤職員22名を削減しながら、国の政策的な要請に基づき、中期計画に明記されていない新たな政策課題に積極的に対応している点は高く評価できる。
- ベンチャーフェア約64%、中小企業総合展49.4%、専門家派遣による課題解決率92%など、目標を大きく上回る成果を実現した。インキュベーションマネージャーの経営支援により企業の事業化件数が対前年度比12%増の127件となるとともに、インキュベーション施設からの卒業企業数が34社と昨年度に比べて倍増したことは計画を大きく上回る成果として高く評価できる。
- 倒産防止共済事業の加入件数は目標を3千件程度下回ったが、前年度より13.2%増加しており、また、小規模共済事業の加入件数は、約92千件の実績があり、残り1年で38千件の加入があれば、中期計画目標を達成することから、計画通りの実績である。
- 小規模企業共済勘定について、サブプライム問題を契機とする金融市場の混乱を受け、平成20年3月末時点で1,800億円の評価損が発生したが、除く7勘定すべてにおいて総利益を計上するとともに、欠損金を承継した5勘定について大幅な改善が図れた点を総合的に評価すると、中期計画通りの目標を達成した。
- 理事長が支部の所在地以外の地域を重点的に出張し、イベントなどの機会を通じてトップセールスを実施。あわせて地方自治体の首長を積極的に訪問したほか、各地の経済産業局、商工会、会議所、中央会、経済団体、新聞社、大学等のトップとも会談し連携を強化した。また、新聞等のメディアを積極的に活用し、機構の事業成果や取り組み内容を効果的に発信したことは、積極的なトップセールスの成果として高く評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> 19年度の職員の削減22名。 産業用地事務所(3カ所)及び開発所(3カ所)の廃止を1年前倒して実施。 人件費の削減について、役職員給与の見直し、人員の削減等により、18年度と比較して3.6%の削減。 18年度まで実施していた地域ブランド支援事業、IT推進アドバイザー及びビジネスアイデア支援モデル事業など、顧客ニーズなどを踏まえ事業を改廃。 中期計画に記載されていない「新財務会計・人事システム(SPAT)」を新たに開発することにより、迅速な業務執行状況の把握やチェック機能等の内部統制を強化。 旭川校におけるモデル事業(18年10月～20年3月)について、中間評価を踏まえて、モニタリングを強化し、実施者に対する助言・アドバイスを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費の削減目標(平成15年度と比較して▲30%)は、平成19年度実績において、平成15年度と比較して28.4%の削減を実現。また、人件費の削減については、平成18年度と比較して3.6%、平成17年度と比較して6.7%の削減を図るなど、年率1%削減の閣議決定の目標を大きく上回るコスト削減に向けた自己改革を着実に実施した点は高く評価できる。 産業用地事務所(3カ所)及び開発所(3カ所)について、平成19年12月24日行革推進本部で決定した「組織・業務全般の見直し」では、「平成20年度中に全廃し、地方支部に統合する」とされていたが、1年前倒して19年度中に実施した点は高く評価できる。 財務会計システムと人事システム(旅費・就業管理)を連動させ8勘定を統合管理できる『新財務会計・人事システム(SPAT)』を新たに開発することにより、事務

		<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費の削減 28.4%(対 15 年度)。 	<p>全般の効率化を図るとともに、迅速な業務執行状況等の把握やチェック機能等の内部統制を強化したことは高く評価することができる。</p>
サービスの質の向上	2	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業総合展等での具体的交渉実現目標（マッチング率 30%）を大幅クリア。 専門家継続派遣事業の課題解決率（目標 80%）92%、支援企業の売上高平均伸び率（目標 25%）31.5%を達成。 インキュベーションマネージャーによる経営支援で事業化件数増加（前年度比 12%増）、卒業企業数倍増（前年度比 54%増）。 中期計画に記載がない新連携支援で高い成果（認定案件の 64%で事業化を達成）。 中小企業の産学官連携の支援モデルを構築。 機構以外が運営するインキュベーション施設を含む全国のインキュベーション施設やインキュベーションマネージャーのネットワーク構築と支援効果の拡大。 政策ニーズの高い分野にも機動的に対応（モノづくり、グローバル化、事業継続等）。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施後 1 年以内に具体的な商談に至った割合がベンチャーフェア約 64%、中小企業総合展 49.4%、専門家派遣による課題解決率 92%など、目標を大きく上回る成果を実現した。インキュベーションマネージャーの経営支援により、企業の事業化件数が昨年度より増加するとともに、インキュベーション施設からの卒業企業数が昨年度に比べて倍増したことは計画を大きく上回る成果として高く評価できる。 中小企業大学校の研修事業について、次期中期目標期間中に大学校各校の企業向け研修に官民競争入札等の導入を決定したのは、積極的な試みが高く評価できる。 倒産防止共済事業の加入件数は目標に対して 3 千件程度下回ったが、18 年度の加入件数より 13.2%増加しており、また、小規模共済事業の加入件数は、19 年度約 92 千件の実績があり、残り 1 年で 3 8 千件の加入があれば、中期計画目標を達成することから、計画通りの実績である。 産業団地の分譲等に関して、3 年連続で年度計画目標を達成し、新たに 6 団地が完売するなど、中期計画通りの目標を達成した。
財務内容	3	<ul style="list-style-type: none"> 小規模企業共済勘定の繰越欠損金は、19 年度末で 6,756 億円と承継時より 2,607 億円削減。 工業再配置等特別勘定おける総利益 78 億円(18 年度 34 億円)。 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模企業共済勘定について、サブプライム問題を契機とする金融市場の混乱を受け、平成 20 年 3 月末時点で 1,800 億円の評価損が発生したが、除く 7 勘定すべてにおいて総利益を計上するとともに、欠損金を承継した 5 勘定について大幅な改善が図れた点を総合的に評価すると、中期計画通りの目標を達成した。
業務運営に関する統括的・横断的事項	4	<ul style="list-style-type: none"> 理事長によるトップセールスや新聞等を活用した事業成果の効果的に発信により、プレスリリース件数 204 件（前年度 28%増）、機構関連記事掲載 2,207 件（前年度比 51%増）、理事長インタビュー・理事長コラム等掲載 40 件（前年度比 37%増）が大幅に増加。 理事長が支部の所在地以外の地域を重点的に年間 3 割近く出張し（延べ 42 回、90 日）、イベントなどの機会を通じてトップセールスを実施。地方自治体の首長を積極的に訪問（18 知事、6 市長）したほか、各地の経済産業局、商工会、会議所、中央会、経済団体、新聞社、大学等のトップとも精力的に会談し、機構事業の円滑な遂行、相互の協力促進に向けて支援機関等との連携を強化。 	<ul style="list-style-type: none"> 理事長が支部の所在地以外の地域を重点的に年間 3 割近く出張し（延べ 42 回、90 日）、イベントなどの機会を通じてトップセールスを実施。そうした機会にあわせて、地方自治体の首長を積極的に訪問（18 知事、6 市長）したほか、各地の経済産業局、商工会、会議所、中央会、経済団体、新聞社、大学等のトップとも精力的に会談し、これら支援機関等との連携を強化。また、新聞等のメディアを積極的に活用し、機構の事業成果や取組内容を効果的に発信し、記事掲載件数が大幅に増加（2,207 件、前年度比 51%増）したことは、積極的なトップセールスの成果として高く評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26) (個別意見)

- 法人の評価結果における「その他（総括的・横断的事項）」の項目において、理事長が年間 3 割近く出張し、イベントなどの機会を通じてトップセールスを実施した点、地方公共団体の首長や関係団体等のトップとの精力的な会談により連携が強化された点、また支部を始めとする現場を積極的に視察した点などを踏まえ、評定を A（質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現）としている。しかしながら、トップセールスによる業務実績上の具体的な効果や視察の実施による組織運営上の具体的な改善効果など、努力がどのような成果を生んだのかが触れられていないため、A 評定とした根拠が不明確である。今後の評価に当たっては、理事長の行動というアウトプットのみではなく、それにより発生した具体的なアウトカムをも踏まえた評価を行うべきである。
- 中小企業倒産防止共済制度については、「サービスの質の向上③（経営環境の変化への対応）」の項目において、共済制度の加入実績等について評価を行っており、B 評定としている。当該項目における同制度の評価結果を見ると、平成 19 年度計画に示されている 20,000 件の加入目標が未達成であることには触れており、前年度比 13.2%増となっていることを評価している。しかしながら、中期計画に示されている中期目標期間中の加入目標 80,000 件については、19 年度末現在の加入実績が 56,000 件余りであり、中期計画に示された数値目標の達成状況や現状の分析等については触れていない。「質・量の両面において概ね中期計画を達成」が本法人の B 評定の意味するところであるが、中期計画において示された数値目標の達成状況を明らかにしないまま評価を行うことには疑問の余地がある。今後の評価に当たっては、中期計画に示された

数値目標等の達成状況を明らかにし、達成が困難なものについては、その原因を含む現状の分析や達成に向けての法人の対応等、今後の明確な展望を示した上で評価を行うべきである。

- 本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で126.2(事務・技術職員)と国家公務員の水準を大きく上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の学歴構成、②その他法人固有の事情(異動保障の受給者が多いこと)が挙げられている。しかしながら、評価結果において、①及び②に関して、法人の説明の合理性の検証状況が明らかにされていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(イ)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。また、上記以外にも、別紙2(1-(1)-ウ-(イ))の状況がみられるので、これも踏まえた評価に取り組まれない。

⑨ 国 土 交 通 省

法人名	独立行政法人土木研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:坂本 忠彦)
目的	土木技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資することを目的とする。
主要業務	1 土木技術に関する調査、試験、研究及び開発。2 土木技術に関する指導及び成果の普及。3 委託に基づく土木に係る建設技術に関する検定。4 1に掲げるもののほか、委託に基づく重要な河川工作物についての調査、試験、研究及び開発、並びに土木に係る建設資材及び建設工事用機械についての特別な調査、試験、研究及び開発。5 国の委託に基づく国土交通省の施行する建設工事で政令で定めるものに係る特殊な工作物の設計。6 前記1～5の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	土木研究所分科会(分科会長:高橋 保)
ホームページ	法人: http://www.pwri.go.jp 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h19jisseki.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	順調	極めて順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. 法人は平成18年4月に(独)土木研究所と(独)北海道開発土木研究所が統合したものである。紙面の都合上、統合前の両法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
<項目別評価>			
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上			
(1)研究開発の基本的方針	4点×2	4点×2	
(2)技術的課題に対する取組	3点	3点	
(3)他の研究機関との連携等	4点	4点	
(4)競争的研究資金等の積極的獲得	4点	4点	
(5)技術の指導及び研究成果の普及	4点×6 3点×1	5点×1 4点×5 3点×1	
(6)水災害・リスクマネジメント国際センターによる国際貢献	4点	5点	
(7)公共工事等における新技術の活用促進	3点	3点	
(8)技術力の向上及び技術の継承への貢献	3点	3点	
2.業務運営の効率化			
(1)組織運営における機動性の向上	3点	4点	
(2)研究評価体制の再構築、研究評価の実施及び研究者業績評価システムの構築	3点	3点	
(3)業務運営全体の効率化	3点	4点	
(4)施設、設備の効率的利用	4点	3点	
3.予算、収支計画及び資金計画			
(1)予算	3点	3点	
(2)収支計画			
(3)資金計画			
4.短期借入金の限度額	-	-	
5.重要な財産の処分等に関する計画	-	-	
6.剰余金の使途		-	
7.その他の主務省令で定める業務運営に関する事項			
(1)施設及び設備に関する計画	3点	3点	
(2)人事に関する計画	3点	3点	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.26)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 総じて年度計画を上回るペースで順調に成果が上がっている。特に、重点プロジェクト研究や戦略研究の成果が実地に取り入れられていることは評価できる。また、多発する自然災害への緊急対応等にも顕著な貢献が認められる。
- 新中期目標期間、2年間の年度計画に沿って着実に実施されている。特に、研究成果の向上と、その社会への還元への努力は評価できる。また、機動的で、柔軟な研究組織の構築は、良い成果を生む原動力になっていて、高く評価できる。
- 近い将来においてより広く顕在化してくると思われる構造物の健全度の問題、不安が先行している地球温暖化とその影響に対する科学的・技術的アプローチ、国際的な人材養成など、第2期中期に入ってより積極的な運営姿勢がみられ、独法化により研究所全体の意識改革が進んだと評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究開発の基本的方針	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 年度計画を上回る研究の重点化を実施(年度計画目標:17の重点プロジェクト研究と25の戦略研究の重点的、集中的実施、研究費全体の60%以上を充当。)、直ちに実用可能な研究成果が多数発現。 重点研究に社会的要請の強い課題を取り 	<ul style="list-style-type: none"> 要素としての重点プロジェクト研究と戦略研究の進展は認められるが、体系的な形の研究の実施が必要。 つくばと寒地の連携的・統合的研究が進むことを望む。 研究成果の社会的貢献をさらに強くアピールする

		<p>上げ、精力的に研究を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> つくばと寒地の研究連携を積極的かつ着実に推進。 	<p>ことを望む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 北海道のみならず世界の寒地の諸問題解決に対し意識を向けることを望む。
技術の指導及び研究成果の普及(技術の指導)	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の緊急対応やその他の技術指導を極めて多数かつ積極的に実施。 多発した災害に対し多くの職員を派遣し、復興技術の指導を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後とも、地域からの要請による試験調査等、あるいは講習会等での積極的な対応が必要。
技術の指導及び研究成果の普及(研究成果の国際的な普及等)	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> 国際会議への参加、海外研究機関との人的交流、海外で発生した災害への対応などに加えて、第1回アジア太平洋水サミットをリードする組織として会議の成功に貢献。 外国人研修により途上国支援に積極的な貢献。 海外における研究成果の発表を積極的に実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修を外国人技術者がどう評価しているかについての分析を行うとともに、帰国後のアフターケアにも力を入れることが必要。 海外の災害調査が土木研究所の研究にどのように位置づけられるかを示すことを望む。 国際的な発表の場でもリーダーとしての存在を主張するとともに、今後も日本の土木の分野の中心研究所としての役割を担うことを望む。
技術の指導及び研究成果の普及(知的財産の活用促進)	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> 研究型独立行政法人中でとくに顕著な特許等の実施化率を保持。 独立行政法人移行後の新規契約に係る特許等使用料が積極的な普及活動により過去最高の実績。 	<ul style="list-style-type: none"> 特許取得は、土木研究所の成果を目に見える形にできる場面なので、次年度以降も有力な特許技術の育成や特許等の申請の積極的な推進を望む。
水災害・リスクマネジメント国際センターによる国際貢献	1(6)	<ul style="list-style-type: none"> 文科省の21世紀気候変動予測革新プログラム開発への参画、GRIPS及びJICAとの連携による防災政策プログラム開講、アジア・太平洋水サミットへの参画、災害に対する現地調査実施、国際公募による外国人研究者の増員など、的確な研究戦略により ICHARM の機能を十分活用した活動を展開し、当該分野においてリーダーシップを発揮。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も、ICHARM 等の活動を活発に実施し、防災上の問題解決を総合的な課題として取り組むことを望む。 世界の水問題に対して先進的な発言と活躍を望む。 <p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ICHARM をはじめ国際交流・貢献に極めて積極的に取り組んでいる姿勢は高く評価できる。 ICHARM の行っている方法論の広域的な利用を望む。
組織運営における機動性の向上	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 構造物メンテナンス研究センターの設立準備、北海道開発局から土木研究所への業務移管に伴う組織改編準備など、ニーズに応じた再編準備をスムーズに実施。 研究ニーズに対応できる柔軟な組織運営体制の導入、つくばと寒地の一体的研究促進・効果の早期発現を促す理事長裁量研究予算枠の創設、知的財産権の取得や活用を図るサポート体制の構築。 	<ul style="list-style-type: none"> 組織再編の成果がどのように現れるかによって今後の評価が変化するので、目に見えて顕著な実績を挙げるように努力することが必要。 今後は、要素問題を解決するというよりシステム問題を解決するといった視点がより重要になると考えられるため、横断的な研究体制、弾力的な研究体制の構築のさらなる推進が必要。 現在、人々のライフスタイル、地域のあり方、財政の状況、国際的連携法などは大きく変化しているため、これまでの土木研究の枠を越えた新しい時代動向を見据えた組織・研究体制の方向を検討し、横断的な研究体制のより一層の整備を望む。 <p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 構造物メンテナンス研究センターの設置や、北海道開発局から寒地土木研究所への業務移管に伴う組織、研究課題の見直しなど、迅速な対応が評価できるが、そのことによる成果が明確になるように業務が遂行されるよう一層の努力が必要。 研究所の拠点がつくばと札幌の2箇所にある利点を生かせるよう、さらなる研究協力体制の整備を行い、共有できるもの、あるいはそれぞれ独自で持っているものについて明確な整理を望む。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 内部統制について、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「整理合理化計画Ⅲ-2-(1)-①「業務遂行体制の在り方」をも踏まえ、コンプライアンス体制の整備状況(倫理行動規程の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価の実施など)等についての評価を行うべきである。」との指摘を行ったところであるが、平成19年度の評価結果をみると、入札及び契約の適正化に係るコンプライアンス体制の評価については言及されているものの、それ以外のコンプライアンス体制の整備状況等については言及されていない。今後の評価に当たっては、当該取組に関する評価についても言及すべきである。

法人名	独立行政法人建築研究所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:山内 泰之)
目的	建築及び都市計画に係る技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及等を行うことにより、建築・都市計画技術の向上を図り、もって建築の発達及び改善並びに都市の健全な発展及び秩序ある整備に資することを目的とする。
主要業務	1 建築・都市計画技術に関する調査、試験、研究及び開発。2 建築・都市計画技術に関する指導及び成果の普及。3 委託に基づく建築・都市計画技術に関する検定。4 1に掲げるもののほか、委託に基づく建築物、その敷地及び建築資材についての特別な調査、試験、研究及び開発。5 国、地方公共団体その他政令で定める公共的団体の委託に基づく特殊な建築物の設計。6 地震工学に関する研修生(外国人研修生を含む。)の研修。7 前六号の業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	建築研究所分科会(分科会長:西川 孝夫)
ホームページ	法人: http://www.kenken.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h19jiseki.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	順調	順調	極めて順調	S	順調	順調	
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営における機動性向上	2点	2点	3点	A	3点	3点	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、15年度及び16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目別評価の項目1.(2)の()内は第2期中期計画における項目名を表す。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
(2)研究評価体制の構築及び研究開発における競争的環境の拡充 (2)研究評価の実施及び研究者業績評価システムの構築)	3点×2	3点×1 2点×1	4点×2	S×2	4点	3点	
(3)業務運営全体の効率化	2点×3	2点×3	3点×3	A×3	3点×3	3点×3	
(4)施設、設備の効率の利用	2点	2点	4点	S	3点	3点	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)研究開発の基本的方針	2点×2	3点×1 2点×1	4点×1 3点×1	S×1 A×1	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	
(2)他の研究機関等との連携等	3点×2	3点×2	4点×2	S×2	4点×2	4点×2	
(3)外部資金の活用					3点	3点	
(4)技術の指導	3点×2	3点×4	4点×4	S×4	4点×5	4点	
(5)研究成果等の普及	2点×2					4点×4	
(6)地震工学に関する研修	3点	3点	5点	SS	4点	5点	
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算							
(2)収支計画	2点	2点	3点	A	3点	3点	
(3)資金計画							
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	—	
5.重要財産の処分計画	—	—	—	—	—	—	
6.剰余金の使途	—	—	4点	S	—	—	
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設及び設備に関する計画	2点	2点	3点	A	3点	3点	
(2)人事に関する計画	2点	2点	3点	A	3点	3点	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.26)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 建築研究所は日本の都市、インフラ、人々のライフスタイルのあり方などに密接に関係する研究所であり、その役割は非常に重要であることから、民間が手がけにくいのが、国民生活に影響するテーマをいち早く見つけ、調査・研究に努められたい。
- 国際的な共同研究に関して、災害についての予防と復興対策及び地球温暖化対策など、アジアの諸国との交流や共同研究の推進について検討されたい。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究開発の基本的方針	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 重点的研究開発に対して、総研究費(外部資金除く)の78.1%を充当。 建築物の耐震化率向上を目指した耐震改修技術の開発、省エネルギー性能向上技術の研究、人口減少社会に対応した都市・居住空間の再編手法に関する研究など社会的要請の高い課題に関して研究を実施。 研究実施にあたり外部評価委員会を 	<ul style="list-style-type: none"> 世の中の変化のスピードが予想以上に早いので、研究としても先取りが極めて重要になっている。人口減少社会に関する研究は多様な解のあり方が導かれるとよい。震災後の復興とそれへの立ち上がりについての課題も続けられたい。京都議定書の6%減の義務などを考えると、環境に資する研究がもっとあってもよい。

		<p>施するなど課題の進捗状況を適切に評価、管理する体制を整備。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年の構造計算書偽装問題に端を発した構造計算書の精査作業や「違反建築是正計画支援委員会」や「建築基準・審査指針検討委員会」に参画し、平成 19 年6月の建築基準法令改正への技術的支援を実施。 	
他の研究機関等との連携等	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 外部の研究機関との共同研究(海外との共同研究を除く):42 件実施。 海外研究機関との協定に基づく共同研究を実施。 客員研究員又は交流研究員 37 名、重点研究支援協力員 3 名、海外研究員 21 名をそれぞれ受入。 	<ul style="list-style-type: none"> 共同研究件数は目標を達成しているものの、平成 16 年度以降から増えていないので、もう少し件数を増やしていく努力が望まれる。また、欧米諸国に比較して相対的に少ないアジア各国との共同研究推進については、特に災害対策と環境対策の観点から、一層努められたい。 昨年度に比して研究者受入数が減少していることから、より広い視点にたつての大学等との交流に向けた制度設計も視野に入れて検討されたい。
研究成果等の普及	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> ホームページの充実。 合計 21 回の研究成果発表会を開催。 論文発表数、査読付論文数とも目標件数を達成。 民間との共同研究に関わる4件の特許が登録。 国際会議に延べ 45 名の役職員を派遣。 11 件の国際会議の開催(共催を含む)。 海外からの研究者の受け入れ、海外研究機関への職員派遣などを積極的に実施。 74 地点に 202 台の強震計を設置、能登半島地震や新潟県中越沖で多くの貴重な強震記録を収集するとともに強震速報としてホームページ上で公開。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究成果の普及にあたっては一般の人々向け、実務者向けのテーマを別々に設定することについて検討されたい。また、防災や省エネ型のライフスタイルなど一般人になじみ、ニーズの多いテーマに関する広報について検討されたい。 数年前と比べて非常に上手に普及活動しており、引き続き努力されたい。特に、理系離れが言われている子供達に関心を持つようなことも視野に入れることを望む。 査読付き論文が前年度に比べて減少しているので、一層の努力をされたい。 知財関連の出願件数の増大に努められたい。また、研究成果が知的財産、特に特許の登録、ライセンス契約、ライセンス料の獲得という関係に発展するような形を目指すことが望ましい。 UNESCO プロジェクトの今後の取組みについて期待したい。また、ヨーロッパの先進的な環境ライフスタイル、地方都市のあり方等について検討されたい。 更なる観測記録の蓄積を進め積極的な公開をするとともに、観測記録のデータベース化に向け更に努力をされたい。
地震工学に関する研修生の研修及び国際協力活動	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 開発途上国から 39 名の研修生を受け入れ、国際地震工学研修を実施。 政策研究大学院大学と連携し、25 名の研修生に修士号学位(防災政策)を授与し、そのうち平成 18 年度に新設した津波防災コースの5名に対し初めての修士号学位を授与。 全世界で発生した大地震に関するデータベースの構築を深化。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際地震工学分野以外にも、環境分野でもアジア諸国等を対象とした研修についても検討されたい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人交通安全環境研究所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:大橋 徹郎)
目的	運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に係るものに関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 運輸技術のうち陸上輸送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係るものに関する試験、調査、研究及び開発、2 1に掲げる業務に係る成果の普及、3 道路運送車両法の規定に基づく自動車及び自動車の装置が保安基準に適合していないおそれの原因が設計又は製作の過程にあるかどうか並びに同法の規定による届出に係る改善措置の内容が適切であるかどうかの技術的な検証、4 道路運送車両法の規定に基づく自動車及び自動車の装置が保安基準に適合するかどうかの審査、5 前各号の業務に付帯する業務
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	交通関係研究所分科会(分科会長:角 洋一)
ホームページ	法人: http://www.ntsels.go.jp 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h19jiseki.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	順調	順調	極めて順調	S	極めて順調	極めて順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、15年度及び16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目別評価における項目1.から項目7.までは第1期中期計画における項目を表し、項目I.から項目VII.までは第2期中期計画における項目を表す。 5. 第1期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。 6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営	2点×2	3点×2	4点×2	S×2			
(2)人材活用	2点	3点	4点	S			
(3)業務の効率化	2点	2点	3点	A			
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)中期目標期間中に実施する研究	3点	3点	4点	S			
(2)重点研究領域における研究の推進	2点	3点	4点	S			
(3)研究者の資質向上	3点	3点	4点	S			
(4)研究者評価の実施	2点	2点	4点	S			
(5)研究交流の推進	3点×1 2点×1	3点×1 2点×1	4点×2	S			
(6)国際活動の活発化	3点	3点	4点	S			
(7)受託研究、受託試験の実施	3点	3点	5点	SS			
(8)施設・設備の外部による活用	2点	2点	3点	A			
(9)成果普及、活用促進	3点	3点	4点	S			
(10)自動車等の審査業務	2点	3点	4点	S			
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算	2点	2点	3点				
(2)収支計画	2点	2点	3点				
(3)資金計画	2点	2点	3点	A			
4.短期借入金の限度額	—	—	—				
5.重要財産の処分計画	—	—	—				
6.剰余金の使途	—	—	—				
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	2点	2点	4点	A			
(2)人事に関する計画	2点×2	2点×2	4点×1 3点×1	S			
I.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
1.質の高い研究成果の創出					5点×1 4点×5 3点×1	5点×1 4点×6	
2.自動車等の審査業務の確実な実施					4点×2 3点×1	4点×3	
3.自動車のリコールに係る技術的検証の実施					4点	4点	
4.自動車の国際基準調和活動への組織的対応					4点	4点	
5.組織横断的事項					4点	4点	
II.業務運営の効率化							
1.研究活動の効率的推進					4点	4点	
2.自動車等の審査業務の効率的推進					4点	4点	
3.管理・間接業務の効率化					3点	3点	

III. 予算、収支計画及び資金計画		3点	
IV. 短期借入金の限度額		—	
V. 重要財産の処分計画		—	
VI. 剰余金の使途		—	
VII. その他業務運営に関する事項		4点	4点

2. 府省評価委員会による平成 19 年度評価結果(H20.8.26)(主なものの要約)

1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 研究職員一人当たりの獲得金額において、行政、民間等外部からの受託研究・試験を多く獲得しており、また、競争的資金についても高い評価を受けて戦略的に獲得していることから、安全・環境といった社会的・行政的ニーズに対応した質・量両面で極めて高いレベルの研究成果を上げている。
- 研究と審査業務の双方に対して的確に業務運営がなされ、研究と審査部門の人事交流や人員構成の面でも活性化の工夫が行われており、44名の研究職員の中で人材の有効活用や連携の緻密化などにより効率的に高い成果を上げている。
- 国連における専門家会議等に対して積極的に活動し、そのような活動も重要業務として研究者評価項目に入れ、また、燃料電池自動車のような将来技術に関する各種基準を国際的に定める会議の議長を務めるなど、国際基準調和活動への貢献が図られるとともに、人材育成の成果が現れている。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
国土交通政策への貢献	I 1	<ul style="list-style-type: none"> 自動車、鉄道等の安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係る将来的な基準の策定等に資する検討課題等を20件提案。 基準等の策定に資する検討会への参画、調査及び研究等を20件の基準化予定項目について実施。 国連自動車基準調和国際フォーラム、国際研究調和プロジェクト、国際電気標準会議等の諸活動に我が国の代表として継続的に参画。 	<ul style="list-style-type: none"> 基準等の策定に資する成果を上げており、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。
受託研究等の獲得	I 1	<ul style="list-style-type: none"> 77件の受託研究・試験を実施、受託総額約15億円(研究職員1人当たり18件、約3,600万円)。 外部からの競争的資金を8課題獲得。 多数の受託課題を効率的に実施するため、契約研究員、派遣職員など非正規職員も戦力化して活用しつつ産学官連携の中核的役割を担った。 各課題の研究目標の確実な達成のため、緻密な計画、柔軟なチーム編成、研究者の実績評価などにより研究の活性化を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全・環境といった社会的・行政的ニーズに対応した質・量両面で極めて高いレベルの研究について、44名の研究職員の中で人材の有効活用や連携の緻密化などにより成果を上げることが認められ、中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。
戦略的・計画的な人材確保 研究者の育成及び職員の意欲向上	I 1	<ul style="list-style-type: none"> 30～40代の機械工学・電気工学分野の民間企業経験者3名を任期付研究員に採用、専門分野を有する客員研究員7名を招聘、等。 給与制度を改善し、研究者の業務実績評価結果に基づく実績主義・処遇への反映を本格的に実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 人材確保や職員の意欲向上への取組等が図られており、中期目標の達成に向け優れた実施状況にあると認められる。 人材確保に伴う人件費については、長期的計画が必要に思える。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の総人件費改革の取組については、役員報酬等及び職員の給与水準に関する情報の公表(以下「給与水準等公表」という。)によると、平成17年度の基準値828,351千円に対し19年度834,410千円(0.0%の増加(人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く。))となっており、取組開始から2年を経過した時点で2%以上の削減に至っていないが、この削減状況が法人の具体的な削減計画に予定されたものであるとの事情はみられない。しかしながら、業務実績報告書において公表値が明らかにされておらず、その上で「退職手当などを除いた削減対象人件費について、着実に削減が進んでいる。」との評価が行われており、公表値を前提とした法人の取組状況については評価結果において明らかにされていない。今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、公表値を前提とした法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。(別紙2(2-ア)参照)

法人名	独立行政法人海上技術安全研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:井上 四郎)
目的	船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発等を行うことにより、海上輸送の安全の確保及びその高度化を図るとともに、海洋開発及び海洋環境の保全に資することを目的とする。
主要業務	1 船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発。2 1に掲げる業務に係る成果の普及。3 1に掲げる技術に関する情報の収集、整理及び提供。4 前三号の業務に附随する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	交通関係研究所分科会(分科会長:角 洋一)
ホームページ	法人: http://www.nmri.go.jp 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h19jiseki.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	順調	順調	極めて順調	S	極めて順調	極めて順調	1. 極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価
<項目別評価>							2. 項目別評価は、15年度及び16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。
1.業務運営の効率化							3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。
(1)組織運営の改善	3点×2 2点×2	3点×3 2点×1	4点×3 3点×1	S×3 A×1			4. 項目別評価における項目1.から項目7.までは第1期中期計画における項目を表し、項目I.から項目VI.までは第2期中期計画における項目を表す。
(2)競争的環境の醸成	3点	3点	4点	S			5. 第1期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価
(3)一般管理費の縮減	3点	3点	4点	A			6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
(4)研究所の運営総経費に占める研究業務経費割合の拡大	3点	3点	4点	S			
(5)アウトソーシングの推進	2点	2点	3点	A			
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)研究対象領域の設定	2点	2点	4点	S			
(2)中期目標期間中に重点的に取り組む研究	3点	3点	4点	SS×1 S×1 A×1			
(3)効率的な研究実施	3点×1 2点×1	3点×1 2点×1	4点	S			
(4)研究交流の促進	3点×1 2点×1	3点×1 2点×1	4点	S			
(5)研究成果の普及、情報提供	3点	3点	4点	S			
(6)施設・設備の外部利用等	3点	3点	3点	S			
(7)国際活動の活性化	2点×2	3点×1 2点×1	4点	S			
3. 予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算	2点	3点					
(2)収支計画	3点	2点	4点				
(3)資金計画	2点	2点		S			
4.短期借入金限度額	—	—	—				
5.重要財産の処分計画	—	—	—				
6.剰余金の使途	—	2点	4点				
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	2点	2点	4点	S			
(2)人事に関する計画	2点×2	3点×1 2点×1	3点	A			
I.中期計画の期間							
II.基本方針							
III.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
1.戦略的企画と研究マネジメントの強化					4点	4点	
2.政策課題解決のために重点的に取り組む研究					5点×1 4点×3	5点×1 4点×3	
3.基礎研究活動の活性化					4点	4点	
4.国際活動の活性化					4点	5点	
5.研究開発成果の普及、活用の促進					4点	4点	
IV.業務運営の効率化							
1.柔軟かつ効率的な組織運営					4点	4点	
2.事業運営全般の効率化					3点	4点	
V.財務に関する事項					3点	3点	
VI.業務運営に関する重要事項					3点	4点	

2. 府省評価委員会による平成 19 年度評価結果(H20.8.26)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 理事長のリーダーシップが発揮され、わかりやすい二つの経営ビジョンを示して、長期的・短期的戦略により戦略的かつ計画的な経営が進められている。行政ニーズへの対応を中心に各種研究が確実に進められており、その成果の多くが IMO を通じて世界的に普及されていることは注目される。
- 共同研究・受託研究、競争的資金、所外発表、プログラム登録など各種数値目標は目標値を大幅に更新する数字を記録しており、研究所の活発な活動が伺える。
- 随意契約が許される低価格の調達に対して簡易な入札制度を導入して競争環境を拡大し、また、決裁の見直しや内部統制への取り組みなど、業務運営の効率化に対する高い問題意識と積極的な対応が評価される。
- 特に、国際・国内的に重要かつ喫緊の課題である環境保全に対して、省エネ対策からNOx 対策・流出油対策まで質の高い研究を迅速かつ広範に行うとともに、その成果を国際的な技術基準に反映させるなど、社会的・行政的ニーズに対応した質・量両面で極めて高いレベルの研究成果を上げている。さらに、従前よりこの研究所が活発な展開を見せている国際対応に関して、今年度は、行政と一体となったIMO 対応、シンポジウムの戦略的な開催、外国機関からの受託などこれまでにない展開を見せるとともに、国際的な成果を創出している。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
戦略的企画と研究マネジメントの強化	III1	<ul style="list-style-type: none"> • 経営ビジョンを設定し、中長期戦略(技術戦略・人材戦略)を策定。 • 「海の 10 モードプロジェクト」の研究を加速させるため、運営費交付金による研究費を重点的に配分。 • 研究連携統括副主幹を3名設置し、外部資金獲得実績の増加に貢献。 • 共同研究・受託研究 208 件実施(目標を 35%強超過)。競争的資金 36 件獲得(目標を 44%超過)。 など 	<ul style="list-style-type: none"> • 研究所の存在意義を明確に確立するとともに、多様な戦略的企画を策定し、研究管理にも妥当な対応が図られており、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。
多様化、高度化する環境保全の社会的要請に応える環境規制体系の構築及び環境対策の強化に資する研究	III2	<ul style="list-style-type: none"> • 船舶の抵抗低減を図るバブル法を開発、正味燃費が平均約5%改善できることを世界で初めて実船実験で実証。 • 海の 10 モードについて、波浪中抵抗増加計算精度の向上等を行い、従来手法より低コストかつ高精度な実海域性能評価を開発。 • 船舶からの NOx 排出対策に関して、船上計測の問題を解決する新たな計測技術を開発し、ISO 規格に採用。 など 	<ul style="list-style-type: none"> • 国際・国内的に重要かつ喫緊の課題である環境保全に対して、省エネ対策から NOx 対策・流出油対策まで質の高い研究を迅速かつ広範に行うとともに、その成果を国際的な技術基準に反映させるなど、社会的・行政的ニーズに対応した質・量両面で極めて高いレベルの研究成果を上げている。
国際活動の活性化	III4	<ul style="list-style-type: none"> • 外航海運からの温室効果ガス削減に向け、20 年3月のIMO/第 57 回海洋環境保護委員会(MEPC57)において、海技研が提唱した「海の 10 モード」を活用する実燃費指標の策定について我が国から提案、海技研は技術面から政府を全面支援し、各国支持をとりつけ、今後規則化の草案作成に向けて大きく進捗。 • IMO から硫黄酸化物規制の影響に関する調査を受託し、その成果が 20 年2月のばら積液体気体小委員会に技術情報として提出され、MEPC57 での規制案策定に寄与。 など 	<ul style="list-style-type: none"> • 技術基準に関する IMO での国際的な検討に際して、社会的・行政的ニーズに対応した質・量両面で極めて高いレベルの成果を上げており、中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。 • 成果を IMO による国際的枠組みに取り入れるためにも各国組織との連携強化に取り組むことを期待したい。
事業運営全般の効率化	IV2	<ul style="list-style-type: none"> • 少額随契の対象となる契約に対して簡易入札制度を正式に導入し、14 百万円の減額効果。 • 「随意契約見直し計画」に基づく取組により、競争性のある契約が 138.6%増加、競争性のない随意契約が 70.9%減少(件数ベース)。 • 専決の導入、決裁の廃止等により年間延べ 7,800 人の決裁を省略。 • 85 の研究テーマについて研究費内部監査を実施し、規則遵守の不徹底、不注意等 40 件を指摘し、直ちに是正。 など 	<ul style="list-style-type: none"> • プロジェクト管理から物品調達に係る競争環境の拡大や決裁見直しに至るまで様々な取組がなされ、成果を上げており、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人港湾空港技術研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:金澤 寛)
目的	港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾及び空港の整備等に資するとともに、港湾及び空港の整備に関する技術の向上を図ることを目的とする。
主要業務	1 次に掲げる事項に関する基礎的な調査、研究及び技術の開発(港湾の整備、利用及び保全に関すること、航路の整備及び保全に関すること、港湾内の公有水面の埋立て及び干拓に関すること、港湾内の海岸の整備、利用及び保全に関すること、飛行場の整備及び保全に関すること)。2 1の各事項に関する事業の実施に関する研究及び技術の開発。3 1及び2に掲げる業務に係る技術の指導及び成果の普及。4 1の各事項に関する情報の収集、整理及び提供。5 前四号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	港湾空港技術研究所分科会(分科会長:黒田 勝彦)
ホームページ	法人: http://www.pari.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h19jiseki.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	極めて順調	極めて順調	極めて順調	SS	極めて順調	極めて順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、15年度及び16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目別評価における項目1.から項目7.までは第1期中期計画における項目を表し、項目I.から項目IV.までは第2期中期計画における項目を表す。 5. 第1期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価 6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営	3点	3点	5点	SS			
(2)人材活用	3点×3	3点×3	5点×1 4点×2	S			
(3)業務運営	3点×1 2点×1	3点×1 2点×1	3点×2	A			
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)研究活動の推進	3点×4 2点×2	3点×5 2点×1	5点×1 4点×5	SS×1 S×3			
(2)他機関との有機的連携	3点×1 2点×2	3点×2 2点×1	4点×3	S			
(3)研究成果の公開・普及及び技術移転	3点×6	3点×6	5点×1 4点×5	SS			
(4)研究者評価	3点	3点	4点	S			
(5)国土交通大臣指示への対応	3点	3点	5点	S			
3.予算、収支計画及び資金計画	3点	2点	3点				
4.短期借入金の限度額	—	—	—	A			
5.重要財産の処分計画	—	—	—				
6.剰余金の使途	—	2点	3点				
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	3点	3点	3点	S			
(2)人事に関する計画	2点	2点	4点	A			
I.業務運営の効率化							
(1)戦略的な研究所運営					4点	4点	
(2)効率的な研究体制の整備					4点	4点	
(3)管理業務の効率化					4点	4点	
(4)非公務員化への適切な対応					3点	3点	
II.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)質の高い研究成果の創出					4点×6	4点×6	
(2)研究成果の広範な普及・活用					5点×1 4点×7	5点×1 4点×6 3点×1	
(3)人材の確保・育成					4点×2	4点×1 3点×1	
III.適切な予算執行					3点	3点	
IV.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画					3点	3点	
(2)人事に関する計画					3点	3点	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.26)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 各評価項目の年度計画は、中期計画を達成するための中間年度計画として妥当である。特に、災害時の調査には迅速に対応するとともにすぐさま日頃の研究成果を災害対策に活かすなど、国の迅速な防災政策の実施に貢献しており、独立行政法人ならではの役割を十二分に発揮している。また、査読付き論文の発表については、論文賞の受賞実績にみられるように、研究所の研

研究成果が学会等によって極めて高い評価を得ており、研究所の業務実績の成果が高いことが再確認された。こうした実績をあげるための研究の集中化、体制の適切な見直し等の検討が図られ、迅速に実施されているとともに、人事の交流や意見交換の場の積極的な創出などにより研究環境の充実が、極めて効果的であった成果であると考えられる。このまま順調に業務実績をあげてゆかれるとよい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
戦略的な 研究所運 営	I (1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年度に策定した「研究所運営の基本方針」に基づく迅速な意志決定と速やかな実行の推進、関係行政機関・民間団体との精力的な情報交換、人事交流。 研究所職員と理事長とのきめ細かな意見交換会の実施。など 	
効率的な 研究体制 の整備	I (2)	<ul style="list-style-type: none"> 羽田空港再拡張プロジェクトチームの編成。連携研究グループの編成等。 研究者の重点配置。 研究領域制の導入、平成 20 年度以降の組織変更方針の明確化等。 	<ul style="list-style-type: none"> 組織の統合や改編は社会の変化に対応して行うこともよいが、頻繁な組織の改編や職員数の減少は基礎的研究を継続的に実施する場合、非効率となる場合やきめ細かな研究に対応できるか懸念されるので十分考慮する必要がある。
非公務員 化への適 切な対応	I (4)	<ul style="list-style-type: none"> 研究者の内閣府科学技術政策担当部署への転出、異分野の民間企業研究者の客員研究官としての招聘、中央省庁幹部との幅広い意見交換などの実施。 上級の研究者を対象とした裁量労働制を継続実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 更に異分野の機関等との意見交換や人事交流により、新たな視点の研究を進めてはどうか。
研究の重 点的実施	II (1)	<ul style="list-style-type: none"> 重点研究課題に対する研究費の全研究費に対する配分比率 75.4%(目標値 60%程度以上)。 	<ul style="list-style-type: none"> 合理化計画に基づいて統合された際には、海洋に関する研究は重要な位置づけとなると考えられ、今後、その戦略を考えることが重要である。 CO2 の増大による対応策だけではなく、積極的に CO2 を削減する課題に取り組むことを期待する。 海岸やライフサイクルマネジメント等の分野については、(独)土木研究所や(独)水産工学研究所等との研究の連携が望まれる。
査読付論 文の発表	II (2)	<ul style="list-style-type: none"> 査読付論文発表 151 編(目標値 125 編)、うち英文論文 78 件(目標値 70 編程度)。 学会等による受賞 11 件、土木学会表彰については 12 部門中 4 部門で受賞。 	<ul style="list-style-type: none"> 査読付論文の発表への取組に対する研究所の積極的で多様な努力と、その結果である質の高い論文の発表は極めて高く評価でき、中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。
災害発生 時の迅速 な支援	II (2)	<ul style="list-style-type: none"> 研究所災害対策マニュアルに基づき、抜き打ちで予行演習を実施。 国内外で発生した地震・津波・高潮高波・海上流出油事故災害に積極的に研究所の専門家チームを速やかに派遣。など 	<ul style="list-style-type: none"> 各地への派遣時のノウハウを組織として蓄積するよう努力してはどうか。 「寄り回り波による被災」では災害発生後の迅速な支援を自治体から高く評価されており、引き続き自治体への技術支援を考慮されたい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26) (個別意見)

- 本法人の平成 19 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 101.5(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。これについては、評価結果において「給与については、研究所職員個々の給与等は国家公務員と同等の給与体系を採用するなど、給与水準の適正化に取り組んでおり、人件費の削減を実行している。」と記載されている。しかしながら、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、給与水準が高い理由として、法人固有の事情(調査対象職員数が少数)が挙げられているものの、この法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(ア)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。また、上記以外にも、別紙2(1-(1)-イ、1-(1)-ウ-(イ))の状況がみられるので、これらも踏まえた評価に取り組まされたい。

法人名	独立行政法人電子航法研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:平澤 愛祥)
目的	電子航法に関する試験、調査、研究及び開発等を行うことにより、交通の安全の確保とその円滑化を図ることを目的とする。
主要業務	1 電子航法に関する試験、調査、研究及び開発。2 1に掲げる業務に係る成果の普及。3 電子航法に関する情報の収集、整理及び提供。4 3の業務に附随する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	交通関係研究所分科会(分科会長:角 洋一)
ホームページ	法人: http://www.enri.go.jp/index.shtml 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h19jiseki.htm

中期目標期間 5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	順調	順調	極めて順調	S	極めて順調	極めて順調	1. 極めて順調、順調、概ね順調、努力の4段階評価。
<項目別評価>							2. 項目別評価は、15年度及び16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。
1.業務運営の効率化							3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。
(1)研究実施体制の効率化	2点	3点	4点	S			4. 項目別評価における項目1から項目7.までは第1期中期計画における項目を表し、項目Iから項目VII.までは第2期中期計画における項目を表す。
(2)人材活用に関する計画	2点	3点	4点	S			5. 第1期中期目標期間の評価では、項目3から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価
(3)業務運営の効率化	3点	2点	4点	S			6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
(4)施設・設備利用の効率化	2点	2点	3点				
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)重点研究開発課題の設定	3点	3点	4点				
(2)基盤的研究	2点	3点	4点				
(3)国の推進するプロジェクト等への参画	3点	3点	4点	SS			
(4)競争的資金	2点	3点	4点				
(5)研究者の資質向上	2点	3点	4点				
(6)共同研究・受託研究等	3点	3点	4点	S			
(7)国際交流・貢献	3点	3点	4点				
(8)人材交流	2点	2点	4点				
(9)研究成果の普及、成果の活用推進等	3点×2 2点×1	3点×2 2点×1	4点×2 3点×1	S			
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算	2点	2点	3点				
(2)収支計画	2点	2点	3点				
(3)資金計画	2点	2点	3点	A			
4.短期借入金の限度額	—	—	—				
5.重要財産の処分計画	—	—	—				
6.剰余金の使途	—	—	3点				
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	2点	—	—	A			
(2)人事に関する計画	2点×2	2点×2	3点×2	A			
I.業務運営の効率化							
(1)組織運営					4点	4点	
(2)人材活用					4点	4点	
(3)業務運営					4点	4点	
II.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)社会ニーズに対応した研究開発の重点化					4点×3	4点×3	
(2)基盤的研究					3点	4点	
(3)研究開発の実施過程における措置					4点	4点	
(4)共同研究・受託研究等					3点	4点	
(5)研究成果の普及、成果の活用促進等					4点×2	4点×2	
III.予算、収支計画及び資金計画					3点	4点	
IV.短期借入金の限度額					—	—	
V.重要財産の処分計画					—	—	
VI.剰余金の使途					—	—	
VII.その他業務運営に関する事項					3点	3点	

2. 府省評価委員会による平成 19 年度評価結果(H20.8.26)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 研究開発独立行政法人として、空域及び航空路の有効利用、混雑空港の容量拡大、予防安全技術・新技術による安全性・効率性向上に関わる研究開発など、特に国の政策支援業務に評価できる実施内容が多く、十分な成果が見られる。
- 国土交通省航空局が国際民間空港機関(ICAO)の地域監視機関(RMA)に認定され、その根拠として本研究所の存在と実績がある点は、本研究所の貢献が国際的に大きく評価されたものといえる。
- 小規模の組織であるが、学術的にも政策支援としても十分な成果を上げており、成果を上げるための、PDCA サイクルに基づく手順の設定が良好に機能している。
- 職員個人の力量が効果的に活かされており、組織と個人の関係について良好な運営ができています。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
人材活用	I (2)	<ul style="list-style-type: none"> 海外の研究者や女性研究者など多様な人材を積極的に採用。 各研究員が学会や国際会議等で積極的に論文発表や研究活動を進めた結果、4件の表彰を受賞。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 人材の活性化は所の活動を推進するために必要なことである。特に多彩な人材の採用と採用された人材の活躍は、他の職員においても意識の変革をよぶと思われる。また、職員の能力向上に対する活動を継続して行うことは重要である。本研究所が有する人材が停滞することなく、常に活性化される状況を作り出すことに今後も取り組んでほしい。
業務運営	I (3)	<ul style="list-style-type: none"> 人件費及び要員を増やすことなく、限られた人的資源の有効活用により管理部門の業務執行体制を強化。 内部統制構築に向けた所内の業務評価を終了させ、コンプライアンス強化に努めている。また、セキュリティ研修の実施等、情報管理体制の強化も実施。 一般管理費、業務経費、人件費について、年度計画の数値目標を達成。 随意契約の見直しを着実に実行し、一般競争入札 122 件(昨年度 55 件)、随意契約 9 件(同 69 件)。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理的費用や人件費などの抑制で数値目標を達成するとともに、他の独法に先駆けて内部統制構築に向けて取組を強化するなど、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。
社会ニーズに対応した研究開発の重点化	II (1)	<ul style="list-style-type: none"> 「①空域の有効利用及び航空路の容量拡大に関する研究開発」として重点研究開発 5 課題を実施。 「②混雑空港の容量拡大に関する研究開発」として重点研究開発 3 課題を実施。 「③予防安全技術・新技術による安全性・効率性向上に関する研究開発」として重点研究開発 6 課題を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発の成果に関して、施策や基準化への反映状況や予定等については行政と連携を図りながら、できる限り明確にするよう検討願いたい。
研究成果の普及、成果の活用促進等 ③国際協力等	II (5)	<ul style="list-style-type: none"> ICAO 等の国際会議に積極的に参加。 航空局が ICAO の地域監視機関として認められ、その前提として本研究所の存在と実績が ICAO から高い評価を得ている。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 種々の場での積極的な国際協力の活躍が見られ、昨年度よりもさらに連携が強化されていることから、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。 ICAO 等国際的な活動については、今後も大いに積極的に参加してリードしてほしい。 研究所の特殊性を生かした国際協力活動が行われていると思われる。日本を代表する機関として今後も活発な活動に期待したい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人航海訓練所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:湯本 宏)
目的	商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒等に対し航海訓練を行うことにより、船舶の運航に関する知識及び技能を習得させることを目的とする。
主要業務	1 商船に関する学部を置く国立大学、商船に関する学科を置く国立高等専門学校及び独立行政法人海技教育機構の学生及び生徒その他これらに準ずる者として国土交通大臣が指定する者に対する航海訓練。2 航海訓練に関する研究。3 前二号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	教育機関分科会(分科会長:杉山 武彦)
ホームページ	法人: http://www.kohkun.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h19jisseki.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	A	順調	順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、15年度及び16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目3の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	2点	2点	3点	A	3点	4点	
(2)人材の活用	2点	2点	3点	A	3点	3点	
(3)業務運営の効率化	2点×2	2点×2	3点×2	A×2	3点×3	4点×1 3点×2	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)航海訓練の実施	3点×2 2点×8	3点×1 2点×8 1点×1	4点×1 3点×9	A×4	3点×9	4点×3 3点×6	
(2)研究の実施	2点×2	2点×2	3点×2	A×2	3点×2	3点×2	
(3)成果の普及・活用促進	3点×1 2点×3	3点×1 2点×3	4点×1 3点×3	S×1 A×1	4点×1 3点×2	4点×3	
3.予算、収支計画及び資金計画(3.財務内容の改善)				A			
(1)自己収入の確保	2点	2点	3点		3点	3点	
(2)予算、収支計画及び資金計画	2点	2点	3点		3点	3点	
4.短期借入金の限度額	-	-	-		-	-	
5.重要財産の処分計画	-	2点	-		-	-	
6.剰余金の使途	-	-	-		-	3点	
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	2点	2点	-	A	3点	3点	
(2)人事に関する計画	2点	2点	3点	A	3点	3点	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.26)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 航海訓練所の本来の使命である教育、訓練については、海事教育機関としてのグローバル化、並びに業界のニーズの把握に努めるとともに、大きく変化する海事社会状況に応じて精一杯の努力を重ねており、全般的に中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。
- 組織運営の効率化や訓練品質向上へ組織一体となって積極的に取り組んでおり、業務運営全般において順調に推移している。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織運営の効率化の推進	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 「船員教育のあり方に関する検討会報告」に基づき、次の項目について関係機関と協議を開始。 実習委託費の引き上げ タービン練習船の代替え 船員教育機関との連携強化 交通政策審議会海事分科会中間とりまとめを踏まえ、帆船を活用した日本人船員(海技者)の確保・育成のための施策への取り組みを開始。 運航要員を3名縮減。 予備員率20%で実施できるような職員の配乗パターンを一部変更。 	<ul style="list-style-type: none"> 運航要員の合理化や、厳しい予備員率への取組みなど、効率的な運営が積極的に行われている。 教育機関として、大きな政策転換に適切に対応している。 (総合評価) <ul style="list-style-type: none"> 組織運営の効率化や訓練品質向上へ組織一体となって積極的に取り組んでおり、業務運営全般において順調に推移している。
航海訓練の実施	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 外国人船員指揮監督能力の強化及び安全・環境に係る管理能力の強化を目標に訓 	<ul style="list-style-type: none"> 英語訓練が目標以上に充実している。 構造転換の要請に精力的に対応している。

		<p>練内容を充実。</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界海事大学留学経験教官等が海事英語教材を作成。 内航業界の要望に対応し、六級海技士(航海)課程の航海訓練を実施。 外航業界の要望に即応して、フィリピン国M AAP校から 30 名の学生に2か月間の航海訓練を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> フィリピン国海事教育に積極的に関与・貢献している。 <p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 海事教育機関としてのグローバル化、並びに業界のニーズの把握に努めるとともに、大きく変化する海事社会状況に応じて精一杯の努力を重ねている。
自己点検・評価体制の確立	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 教育査察と並行して実施していた安全管理システム(SMS)の内部監査を、監査の独立性、透明性の向上を目的に、それぞれ単独で実施する体制に変更。 各船に対し年1回、合計5回の教育査察を実施し、査察結果を全所に周知。 内部評価委員会を3回開催し、業務内容の改善に努力。 倫理行動規程の制定、倫理委員会の設置など、内部統制、コンプライアンス体制の整備に向けた検討を開始。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部評価委員会による業務内容の改善は大変評価出来る取り組みである。教育査察やSMSの内部監査をしっかりと実施し体制を確立して頂きたい。
研修成果等海事に係る知見の普及・活用	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究諸報を2回発行。 ホームページに各研究成果の概要を掲載。 論文発表:5件(6件程度)、学会発表:15 件(6件程度)。 <p>※()内は目標件数</p>	<ul style="list-style-type: none"> 研究活動を積極的に行い、目標値を上回る成果を上げている。 <p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究件数が、年度計画に比し、若干足りなかったが、内容の精査、十分な準備のもと、次年度に実施されることを期待する。
海事思想普及等に関する業務	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 練習船の一般公開:28 回(103,099 名が見学)(年度計画目標:25 回程度)。 練習船見学会:20 回(1,209 名の児童・生徒が見学)(年度計画目標:20 回程度)。 海王丸において体験航海を実施:9回(159 名が参加)。 小学校、児童館を訪問し、訪問型海洋教室を9回実施。 練習帆船の体験乗船を5回(88 名が参加)、セイルドリル船上見学を4回(62 名が参加)実施。 マスメディア、ホームページ、広報誌等を通じ各種情報、業務成果などを広報。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般公開・見学会で 10 万人以上の見学者を集めるなど、海事思想の普及に向けてかなりの努力が認められ、将来的に船員就業希望者増につながると考えられる。 <p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 海洋基本法の制定に伴い、以前にも増して国民の海への関心を高めることが重要となっている。 航海訓練所は一般公開、見学会、体験航海、海洋教室などを通じて、10 万人以上の一般市民を集めており、その活動は海事思想の普及に対して特筆すべき貢献と言える。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成 19 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 106.7(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。これについては、評価結果において「国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しが行われている。」と記載されている。しかしながら、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、給与水準が高い理由として、法人固有の事情(調査対象職員数が少数)が挙げられているものの、この法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-ア(ア)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

また、上記以外にも、別紙2(1-(1)-ウ-イ)の状況がみられるので、これも踏まえた評価に取り組まれない。

法人名	独立行政法人海技教育機構(平成18年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:小堀 欣平)
目的	船員(船員であった者及び船員となろうとする者を含む。以下同じ。)に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授すること等により、船員の養成及び資質の向上を図り、もって安定的かつ安全な海上輸送の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 船員に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授。2 船舶の運航に関する高度の学術及び技能に関する研究。3 前二号の業務に附帯する業務。4 国土交通大臣の行う船舶の保安の確保に関する講習(国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第八条第二項の規定による同条第一項の講習)の実施。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	教育機関分科会(分科会長:杉山 武彦)
ホームページ	法人: http://www.mtea.ac.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h19jisseki.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	順調	順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価であり、項目別評価は、5、4、3、2、1の5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は平成18年4月に(独)海技大学校と(独)海員学校が統合したものである。紙面の都合上、統合前の両法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載。
<項目別評価>			
1.業務運営の効率化			
(1)組織運営の効率化	3点	3点	
(2)人材の活用	3点	4点	
(3)業務運営の効率化	3点×3	3点×3	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上			
(1)海技教育の実施	4点×1 3点×11	4点×5 3点×7	
(2)研究の実施	3点	4点	
(3)成果の普及・活用促進	4点×1 3点×2	4点×3	
3.予算			
(1)自己収入の確保	3点	3点	
(2)予算、収支計画及び資金計画	3点	3点	
4.短期借入金の限度額	—	—	
5.重要財産の処分等に関する計画	—	—	
6.剰余金の使途	—	—	
7.その他業務運営に関する事項			
(1)施設・設備に関する計画	—	—	
(2)人事に関する計画	3点	3点	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.26)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- ・ 中期計画・年度目標に基づき、海技教育機構の業務目的に添って積極的かつ着実な実施状況にあると認められる。
- ・ 業務運営の効率化を中心に、品質向上に向けた教育・訓練の充実など高く評価出来る結果に結びついている。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等																								
実務教育	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部のコースにおいて、ニーズが多く養成定員を上回る実績。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>教育コース名</th> <th>実績</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海運実務コース</td> <td>2,051名</td> <td>745名</td> </tr> <tr> <td>海事教育通信コース</td> <td>165名</td> <td>135名</td> </tr> <tr> <td>水先コース</td> <td>79名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>船舶保安管理者コース</td> <td>411名</td> <td>96名</td> </tr> <tr> <td>外航基幹職員養成コース</td> <td>16名</td> <td>20名</td> </tr> <tr> <td>国際協力コース</td> <td>48名</td> <td>50名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,770名</td> <td>1,046名</td> </tr> </tbody> </table>	教育コース名	実績	定員	海運実務コース	2,051名	745名	海事教育通信コース	165名	135名	水先コース	79名		船舶保安管理者コース	411名	96名	外航基幹職員養成コース	16名	20名	国際協力コース	48名	50名	合計	2,770名	1,046名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海運業界のニーズの把握に努め、各コースの教育に適切に反映されており、運航実務コースをはじめ、水先コース、船舶保安管理者コースなど、計画を大幅に上回る実績をあげている。 ・ コースにより、定員と実績の過不足が大きいため、計画の作成においては、事前調整に留意すべきである。
教育コース名	実績	定員																									
海運実務コース	2,051名	745名																									
海事教育通信コース	165名	135名																									
水先コース	79名																										
船舶保安管理者コース	411名	96名																									
外航基幹職員養成コース	16名	20名																									
国際協力コース	48名	50名																									
合計	2,770名	1,046名																									
合格率、就職率	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各課程の合格率は次のとおり目標を達成(()内は昨年実績)。 本科(四級海技士) 76.0%(66.2%) 専修科(四級海技士) 93.3%(92.3%) 海技専攻課程(三、四、五級海技士) 93.8%(93.8%) ・ 全課程の海事関連企業への就職率が昨年を上回り、目標を達成(()内は昨年実績)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な具体的取り組みにより、目標値並びに昨年実績を上回る成果を上げている。(総合評価) ・ あらゆる施策や積極的な取り組みが、高い合格率や就職率に結びついているので、更なる取り組みにより現状を維持・向上させて頂きたい。 																								

		本科 91.5%(85.1%) 専修科 96.7%(95.2%) 海技技術コース 92.9%(80.0%)	
成果の普及・活用促進	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人国際協力機構の要請により11カ国計11名の研修員及び館山海上技術学校において、東京海洋大学の教育実習生1名受け入れ。 9機関の関係委員会に、専門分野の委員として延べ35名を派遣。 	<ul style="list-style-type: none"> 海外への技術移転は、機構に求められている大きな役割の一つであるため、その積極的推進は評価できる。 目標値を上回る積極的な研修生の受け入れ、専門委員の関係委員会への派遣が行われている。
海事思想の普及等	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 目標を達成し、教育・研究成果及び開示思想の普及が図られている。 (実績) 公開講座、特別講演の開催 5回 練習船による体験航海 51回 (目標) 一般市民を対象とする公開講座や練習船による体験航海等を25回程度実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 公開講座や練習船による体験航海は、社会貢献であるとともに、海員就業希望者増にも資するものであるため、その積極的推進は評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

• 統合効果については、主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成16年12月10日)において、統合による船員養成事業及び船員再教育事業に対応した要員の縮減、経費の節減を図る旨の指摘がされている。業務実績報告書には、一般管理費及び業務経費の抑制や人件費の削減に関する記載はあるが、統合したことによる要員の縮減、経費の節減については明らかになっていない。今後の評価に当たっては、旧海技大と旧海員学校が統合したことによる要員の縮減、経費の節減についても評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人航空大学校(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:殿谷 正行)
目的	航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者を養成することにより、安定的な航空輸送の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者の養成。2 前号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	教育機関分科会(分科会長:杉山 武彦)
ホームページ	法人: http://www.kouku-dai.ac.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h19jissemi.htm
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	A	順調	順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、15年度及び16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目3の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	2点	2点	3点	A	3点	3点	
(2)人材の活用	2点	2点	3点	A	3点	4点	
(3)業務運営の効率化	3点×2 2点×2	3点×1 2点×2	4点×2 3点×1	S×1 A×3	3点×5	3点×5	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)教育の質の向上	3点×1 2点×5	3点×2 2点×4	4点×2 3点×4	S×1 A×5	3点×5	4点×1 3点×4	
(2)航空安全に係る教育等の充実	2点×3	2点×3	3点×3	A×3	3点×4	4点×1 3点×3	
(3)他機関との有機的連携	2点			A			
(3)航空技術安全行政への技術支援機能の充実					3点×2	3点×2	
(4)成果の活用・普及	2点×2	2点×2	3点×2	A×2	3点×2	4点×1 3点×1	
(5)企画調整機能の拡充					3点	3点	
3.予算、収支計画及び資金計画(3.財務内容の改善)	2点	2点	3点	A	3点	3点	
4.短期借入金の限度額	-	-	-		-	-	
5.重要財産の処分計画	-	-	-		-	-	
6.剰余金の使途	-	-	-		-	-	
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	2点	2点	3点	A	3点	3点	
(2)人事に関する計画	2点	2点	3点×2	A	3点×2	3点×2	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.26)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 航空大学校の事業は、安定的な航空輸送の確保を図ることを目的として、高質のパイロットを安定的に供給するものであり、その目的の達成に向けて的確に業務が実施されている。
- 特に、常勤職員の削減や国等との人事交流など業務運営の効率化などに向けた取り組みが着実に実施されている。また、民間操縦士養成機関との交流を深め、航空大学校の積極的な乗員養成に関するノウハウの提供や技術支援を行っていることは評価できる。更に、外部講師による安全教育の実施など、安全運航の確保に向けた取り組みは評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
人材の活用	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 職員の20%について国と人事交流(年度計画目標:10%程度)。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画を大きく上回る人事交流があった。
ヒューマンファクター問題への対応を含む航空安全に関する調査・研究	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> ヒューマンファクターに関するデータは、各校安全委員会が窓口となり継続的に収集。 安全管理規程を改訂(平成19年12月)し、ヒューマンファクターに関する事例を数多く収集する環境を整備。 	(総合評価) <ul style="list-style-type: none"> ヒューマンファクターへの取り組みを定着させるとともに、訓練の中にCRM・TEM等の導入を検討し、安全に対する体制の整備が必要と思われる。
受験者数の拡大、現行の入学試験の内容等の評価等	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ上から学校案内を閲覧出来るように電子パンフレット化を図るなど募集対策に努めた。 受験者数:653名、年間養成学生数:72名 JAL、ANA他3社の採用担当者と入社要件等について意見交換を実施(20年2月)。 17年度から導入した総合適性試験(筆記に 	<ul style="list-style-type: none"> 資質の高い学生を確保するため、より一層広報活動に努めたことにより653名の受験者を確保できた。

		<p>よる操縦士適性試験)の有効性に関し、当該成績と入学後の成績の相関について検証を進めている。</p>	
航空安全に係る教育等の充実	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 総合安全推進方針及び平成19年度安全業務計画に基づき、各校の安全委員会を中心に学生、教職員等の安全意識向上のための活動を推進。 本校において、訓練機の事故等が発生した場合に、スムーズな情報収集及び適切な対応策が講じられるよう、常設の「危機管理室」の整備を開始。 総合安全推進会議は、安全監査プログラムを策定し、各校に対する安全監査を実施。また、各校安全委員会から安全業務計画の進捗状況の報告を求め、その評価を実施。 飛行訓練移行前から学生に対する安全教育を実施。 テレビ会議システムを用い、外部講師による安全教育を実施。 各校安全委員会を毎月1回開催し、不具合対策や安全意識の向上について検討。 	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理室の整備や、安全運航の確保のために安全教育など様々な活動を積極的に推進している。
民間操縦士養成機関の育成・振興	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 民間操縦士養成機関連絡会議を開催し、ノウハウ等を積極的に提供するとともに、操縦士養成各機関における情報の共有化を実施。 操縦士養成課程を設置する旨公表した大学等に対しては技術的支援を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間教育機関への積極的な支援を評価する。(総合評価) 航空大学校の乗員養成に関するノウハウや技術支援の提供などをより一層行うことにより、民間操縦士養成機関への支援の充実を図ること。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で104.0(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。これについては、評価結果において「給与規程は、「一般職の職員の給与に関する法律」と同一の内容となっており、引き続き、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行うことで、適正な給与水準を維持していくこととしている。」と記載されている。しかしながら、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、給与水準が高い理由として、法人固有の事情(国からの出向者に対する手当支給による影響)が挙げられているものの、この法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(ア)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

また、上記以外にも、別紙2(1-(1)-ウ-(ア)、(イ))の状況がみられるので、これらも踏まえた評価に取り組またい。

法人名	自動車検査独立行政法人(平成14年7月1日設立)＜非特定＞ (理事長:橋口 寛信)
目的	自動車の検査に関する事務のうち、自動車が保安基準に適合するかどうかの審査を行うことにより、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図ることを目的とする。
主要業務	1 自動車が保安基準に適合するかどうかの審査。2 前号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	自動車検査分科会(分科会長:大聖 泰弘)
ホームページ	法人: http://www.navi.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h19jissemi.htm
中期目標期間	4年(平成19年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	順調	A	順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、15年度及び16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 第1期中期目標期間の評価では、項目3から項目6までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営	2点	2点	3点	3点	S		
(2)人材活用	2点	2点	3点	3点	A		
(3)業務の効率化	2点	2点	4点	3点	S		
(4)主要な業務・システムに係る監査と最適化計画の検討			—	3点	A		
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底	3点×2	3点×1 2点×1	4点×1 3点×1	3点×2	S		
(2)審査に係る利用者の方々の利便性の向上	2点×4	2点×3 1点×1	4点×1 3点×2 2点×1	3点×3 2点×1	B		
(3)適正かつ効率的な審査業務の実施の促進	2点×2	3点×1 2点×1	4点×2	4点×1 3点×1	S		
(4)国土交通省をはじめとした関係機関と連携した各種業務の実施	3点×1 2点×3	3点×1 2点×3	5点×1 4点×2 3点×1	4点×1 3点×3	S		
(5)国民の皆様の自動車の安全・環境問題への積極的参画に対する支援・協力	2点×3	2点×3	4点×1 3点×2	3点×3	A		
(6)自動車の安全・環境基準の変化への迅速かつ適切な対応の確保	2点×4	2点×4	3点×4	4点×1 3点×2	A		
(7)国際的視野に立った業務のあり方の検討	2点	2点	3点	3点	A		
(8)海外技術支援発展途上国等からの技術協力要請に応じた自動車検査に関する専門技術的な支援	2点	2点	3点	3点	A		
3.予算	2点	2点	3点	3点			
4.短期借入金	—	—	—	—	A		
5.重要財産の処分計画	—	—	—	—			
6.剰余金の使途	—	—	—	—			
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	2点	2点	3点	3点	A		
(2)人事に関する計画	2点×2	2点×2	3点×2	3点	A		
I.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
1.厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の						4点×1 3点×8	

徹底							
2.検査情報の電子化等による検査の高度化						5点×1 4点×2 -×1	
3.受検者等の安全性・利便性の向上						4点×1 3点×4	
4.自動車社会の秩序維持						4点×2 3点×3	
II.業務運営の効率化							
1.組織運営						4点×1 3点×1	
2.業務運営						3点×3	
3.主要な業務・システムに係る最適化計画の策定等						3点	
III.予算、収支計画及び資金計画						3点	
IV.短期借入金の限度額						-	
V.重要財産の処分計画						-	
VI.剰余金の使途						-	
VII.その他業務運営に関する事項							
1.施設及び設備に関する計画						3点	
2.人事に関する事項						3点	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.26)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 自動車検査独立行政法人は、厳正かつ公正・中立に保安基準適合性の審査業務を実施することが業務運営の大前提であり、この業務が確実に実施されるよう組織を挙げて全力で取り組んでいる。
- 審査結果の電子化等による検査の高度化に極めて精力的に取り組んでいるほか、不正改造車の排除、自動車社会の秩序の維持にも積極的に取り組んでいる。
- 検査コースの閉鎖時間の削減についても計画を上回る達成状況であり、法人の業務実績は順調であると評価。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
新規検査等の高度化による不正な二次架装及び不正受検の防止	I 2	<ul style="list-style-type: none"> 効率よく車両の状態を画像等として取得するとともに、自動車の長さ等の測定値を電子データとして取得する「3次元測定・画像取得装置」を31基導入。 検査結果等を電子的に記録・保存する装置を開発し、「自動車審査高度化施設」として先行導入。審査結果を2次元コード化して国に通知。標準通信仕様の作成等関係規定を整備。 	<ul style="list-style-type: none"> 「3次元測定・画像取得装置」の導入、「自動車審査高度化施設」の開発・導入等から、特筆すべき優れた実施状況にある。 今後全国的にこれらの導入を進めることは不正受検防止対策になると考えられる。
受検者等の事故防止対策の実施	I 3	<ul style="list-style-type: none"> 安全作業マニュアルの充実、「平成19年度安全衛生実施計画」の策定、自動方式検査機器に案内板及び音声誘導装置の装備、このうちマルチテストに最低地上高検知装置の整備など、施設等の改善。 職員への安全確認周知の徹底、受検者への注意喚起等、事故防止対策により職員等に対する事故防止対策の意識向上を図った。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 受検者等の事故件数が前年度から増加し、削減目標の達成に至っていないことから、増加の要因となっている受検者の有責事故の原因の分析等を行った上で対策を講じる必要がある。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 利益剰余金(平成18年度末約15.7億円、19年度末約1.4億円)について、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「利益剰余金の発生要因等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、業務運営の適切性の評価を行うべきである。」との指摘を行っているが、平成19年度の評価結果をみると、当期総利益の発生要因について、「主に外部要因」によるとの記載があるが、業務実績報告書等において、当該外部要因について必ずしも分かりやすい説明がされているとは言えない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因等をより明確にした上で評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:小幡 政人)
目的	鉄道の建設や、鉄道事業者、海上運送事業者などによる運輸施設の整備を促進するための助成などの支援を行うことを通じて、大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立等を図るとともに、運輸技術に関する基礎的研究を行うことにより、陸上運送、海上運送及び航空運送の円滑化を図ることを目的とする。
主要業務	1 新幹線鉄道等の鉄道施設の建設、貸付け等。2 船舶の共有建造等。3 高度船舶技術の研究開発及び実用化支援。4 運輸分野に関する基礎的研究。5 鉄道施設整備を行う鉄道事業者等に対する補助金等の交付。6 旧国鉄職員の年金等の給付に要する費用の支払等。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会(分科会長:家田 仁)
ホームページ	法人: http://www.jrnt.go.jp 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h19jisseki.htm
中期目標期間	4年6か月間(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	順調	順調	A	<p>1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。</p> <p>2. 項目別評価は、15年度及び16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。</p> <p>3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。</p> <p>4. ※印の項目に関しては、項目2.(4)と併せて評価している。また、*印の項目に関しては、項目1.(1)において評価している。</p> <p>5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。</p>
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)総括的業務	3点×1 2点×10 1点×1	2点×10	3点×9	3点×8	3点×8	A×2	
(2)鉄道建設業務	2点×5	3点×1 2点×4	4点×2 3点×2	4点×2 3点×2	4点×2 3点×2	S×2 A×2	
(3)船舶共有建造業務	2点×2	2点×2	3点	3点	3点	A	
(4)造船業構造転換業務	3点	2点				A	
(5)国鉄清算業務	2点	2点	3点	3点	3点	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)鉄道建設業務	3点×3 2点×5	3点×6 2点×3	5点×3 4点×4 3点×1	5点×1 4点×3 3点×4	4点×4 3点×4	SS×1 S×3 A×2	
(2)船舶共有建造業務	2点×4	2点×4	3点×2	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	A×2	
(3)鉄道助成業務	2点×6	2点×6	3点×3	3点×3	3点×3	A×2	
(4)技術支援、調査研究開発、国際協力等業務	3点×3 2点×13	3点×4 2点×12	5点×1 4点×4 3点×5	5点×1 4点×2 3点×7	4点×4 3点×6	SS×1 S×3 A×1	
(5)造船業構造転換業務	2点	2点	3点	3点		A	
(6)国鉄清算業務	3点×1 2点×1 1点×1	3点×1 2点×2	4点×2 3点×1	4点×2 3点×1	3点×2	S×2 A×1	
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算、収支計画及び資金計画	2点	2点	3点	3点	3点		
(2)総括的業務	3点×2	3点×2	4点×2	4点×2	3点×2	S	
(3)船舶共有建造業務	2点×4 1点×1	2点×5	4点×1 3点×2	4点×1 3点×2	4点×2 3点×1	S×1 A×2	
(4)改造融資業務等の適正な処理	2点	2点	3点	3点	3点	A	
(5)実用化助成業務				3点※	3点※		
(6)造船業構造転換業務	2点	2点	3点	3点	3点	A	
(7)内航海運活性化融資業務	2点	2点	3点	3点	3点	A	
4.短期借入金の限度額	2点	2点	3点	3点	3点		
5.重要財産の処分計画	—	—	—	—	—		
6.剰余金の使途	—	—	—	—	—		
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	—	—	—	—	—		
(2)人事に関する計画	2点	2点	3点*	3点*	3点*		
(3)契約に関する計画	2点	2点	3点	3点	3点		

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.26)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 鉄道建設について、トンネル、橋梁などの建設に際して、コストや工期の縮減などを旨とした新しい技術を積極的に開発すべく、機構が中心となって関係事業者、建設会社等の機関とのコーディネートを強力に展開した結果、評価に値する成果をあげた。

- 鉄道建設に関連し、我が国が世界に誇る高速鉄道技術の積極的な海外展開を側面支援する取組を進めている。
- 船舶共有建造において、大幅な省エネ効果のある SES の今後の普及に向け、意欲的・積極的に取り組んでいる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率性の高い業務運営	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 一般管理費：平成14年度予算比13.6%減。 • 事業費：同19.6%減。 • 人件費：平成17年度比9.6%減。 	<ul style="list-style-type: none"> • 技術力の向上と維持に影響が出ないように留意する必要がある。 • ラスパイレス指数が高い理由と今後の対応について十分な説明が必要である。その上で、人件費削減については、国民の視点に立った見直し等を行い、引き続き、給与水準の適正化の努力を図るべきである。
鉄道建設コスト縮減	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 創意・工夫により、目標を超える優れた鉄道建設コストの縮減を達成。 • ライフサイクルコストについては、新型結線き電用変圧器の開発と実用化により、10%の電力損失低減。 • ハイブリッド構造駅の採用により、6.4%のコスト縮減。 	<ul style="list-style-type: none"> • ライフサイクルコスト縮減事例に関しては、既存設備の更新時にも適用できないか。また、ライフサイクルコストを評価に入れた場合、更新寿命以前に新しい技術を導入することにより、かえって電力量ロスの削減によるコスト削減の可能性がないか検討することを望む。 • コスト縮減の評価方法自体についての見直しが必要。 • 最近の資材コスト上昇にどのように対応しているのか説明すべきである。
船舶共有建造業務を通じた国内海運政策への寄与	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> • 船舶共有建造業務の利用促進を図り、環境対策、燃費低減等の政策効果の高い船舶が着実に増加。 • 事業量実績値が2年連続で予算額を上回り、かつその中で政策効果のより高い船舶の割合が数値目標を100%達成。 	<ul style="list-style-type: none"> • SES はきわめて優れており波及効果も高く、さらに事業を進めることを望む。 <p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 船舶共有建造に関し、SES を対象とした船舶使用料の軽減措置は5年間の暫定的な措置とされていることから、今後の対策について検討するべきである。
鉄道建設分野等における海外技術協力	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> • カリフォルニア鉄道計画などの海外技術協力を実施。 • 派遣・受入れとも目標を大幅に超えて達成。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 車両や運行システムとも一体化して、システムとしてさらに積極的に海外普及に貢献すべきである。日本の技術の海外普及は、国民に夢を与え、理科離れ対策の観点からも望ましい。
船舶建造分野の技術力の活用	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> • 昨年に引き続き、SES の普及及び新たな開発を実施。 • SES の標準船型開発の技術支援等により、省エネと環境負荷の低減を実現した建造実績を上げる一方、SES 普及のための課題解決に積極的に取り組んだ結果、船種・船型の多様化、同型船の建造等を著しく促進。 	<ul style="list-style-type: none"> • 重点集中改革期間以降の SES 建造促進策について検討が必要である。 • 船型の効果が xx、プロペラの改善が yy、といった感じで、省エネルギーとなる基礎的な理由を定量的に説明すべきである。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26) (個別意見)

- 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で115.8(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の勤務地構成、②管理職割合の高さ、③その他法人固有の事情(高い頻度での広域異動、人材確保の観点等)が挙げられている。しかしながら、評価結果において、①、②及び③に関して、法人の説明の合理性の検証状況が明らかにされていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(イ)、(ウ)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人国際観光振興機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:間宮 忠敏)
目的	海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより、国際観光の振興を図ることを目的とする。
主要業務	1 外国人観光旅客の来訪を促進するための宣伝、2 外国人観光旅客に対する観光案内所の運営、3 通訳案内士法(昭和24年法律第210号)第11条第1項の規程による通訳案内士試験の実施に関する事務、4 国際観光に関する調査及び研究、5 国際観光に関する出版物の刊行、6 前各号の業務に附帯する業務、7 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成6年法律第79号)第11条に規定する業務
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	国際観光振興機構分科会(分科会長:佐藤 喜子光)
ホームページ	法人: http://www.jnto.go.jp/jpn/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h19jisseki.htm
中期目標期間	5年(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	順調	順調	S	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、15年度及び16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. ※印のある項目は「評価済み」との記載あり。記載されている項目数は、以下のとおり。 ・2.(2): H15年度及びH16年度各2項目、H17年度～H19年度各1項目 4. 項目2(3)の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5. 第1期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。 6. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	—	—	4点	4点	4点	S	
(1)組織運営	2点	2点	3点	3点	3点	A	
(2)職員の意欲向上と能力啓発	3点	2点	4点	4点	4点	S	
(3)業務運営の効率化の推進	3点×1 2点×1 1点×1	3点×1 2点×2	4点×2 3点×1	4点×2 3点×1	4点×2 3点×1	S	
(4)人件費削減の取組み				4点	4点	S	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)官民パートナーシップで諸外国との競争に立ち向かう外国人旅行者誘致活動	3点×1 2点×6	3点×2 2点×5	4点×4 3点×3	4点×4 3点×3	4点×4 3点×3	S×4 A×2	
(2)効率的・効果的な業務運営の促進	3点×1 2点×3 1点×1 ※	3点×1 2点×4 ※	4点×1 3点×5 ※	4点×1 3点×5 ※	4点×1 3点×5 ※	S×1 A×3	
(3)事業成果の公表(3)情報の公開	3点	3点	4点	4点	4点	S	
(4)附帯する業務	2点	2点	3点	3点	3点		
3.予算、収支計画及び資金計画							
(1)自己収入の確保	2点	2点	4点	4点	4点	S	
(2)予算(人件費の見積を含む。)	2点	2点	3点	3点	3点		
(3)収支計画及び資金計画	2点	2点	3点	3点	3点		
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—	—		
5.重要財産の処分計画	—	—	—	—	—		
6.剰余金の使途	—	—	—	—	—		
7.その他業務運営に関する事項							
(1)人事に関する計画	※	※	※	※	※	A	
(2)事業パートナーとの連携強化	※	※	※	※	※		
(3)査証発給手続きの簡素化・迅速化、輸送力の増強、入国手続きの簡素化等の施策に関する関係機関に対する要請	2点	2点	3点	3点	3点		

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.26)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 2010年に訪日外国人旅行者数を1,000万人にするとの我が国の目標達成に向けて、関係者と連携しながら各事業に積極的に取り組み、ビジット・ジャパン・キャンペーンの推進に貢献。
- 海外事務所の自主裁量権の拡大、積極的な国内広報の実施、ウェブサイトのコンテンツ拡充、通訳案内士試験の24時間受付電子申請システムの導入など、新たな取り組みを実施。
- 数値目標については、「v」案内所の指定件数を除きすべて達成。
- 意思決定の迅速化、人件費削減、運営費交付金対象業務経費の削減等により業務運営の効率化を推進。
- 昨年度指摘を受けた事項については、第2期中期目標への盛り込み等概ね対応済み。

以上から平成19年度における法人の業務評価は順調であると評価。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

- 今後とも海外観光宣伝事務所を中心としたネットワークやノウハウを活用すること等により、ビジット・ジャパン・キャンペーン事業への積極的な連携・貢献を図ること。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
「日本」の認知度を向上させるための観光宣伝事業の実施	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> ウェブサイト情報コンテンツの拡充、ウェブサイトのマーケティングへの活用、中国語ローカルサイトをリニューアル、フォトライブラリーの拡充。 メディア向け広報事業について、19 年度目標を上回る実績。 	<ul style="list-style-type: none"> ウェブサイトの情報コンテンツの大幅な見直し・拡充を行い、写真投稿、人気投票機能など参加型コミュニケーションツールも整備、さらには中国語圏への情報発信強化を行い、フォトライブラリーも拡充し、ウェブサイトアクセス数について目標を大幅に上回る実績となっており、メディア向け広報についても目標を上回るなど優れた実施状況にあると認められる。 ウェブサイトアクセス数及び広告費換算額の増加は評価できる。
外国人旅行者の受入体制の整備支援事業	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 既存の観光案内所だけでなく、主要駅、空港、宿泊施設等へ幅広く「v」案内所ネットワークへの参加を呼びかける等、案内所を拡大。 JNTO のウェブサイトにも「v」案内所の所在地情報を追加。 「v」案内所のより一層の拡充を図るため、国や自治体等との連携を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「V」案内所については、年度計画における数値目標を達成できなかったものの、すでに中期計画の目標は達成しており、平成 20 年6月末時点で9箇所を新規に指定するなど、今後の増加も見込めるため、着実な実施状況にあると認められる。今後更なる増加に取り組む必要がある。
在外公館、他の公的機関の海外事務所、民間企業の海外事業所等との連携の強化	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 海外事務所は日常業務において他の公的機関の海外事務所や民間企業の海外事務所等と緊密に協力、連携。 特に日本貿易振興機構(JETRO)、国際交流基金とは、両独法が取り組む海外での「日本食」、「日本語学習」等の普及事業において、その対象者が潜在的な訪日旅行者であることから、連携強化に注力。 	<ul style="list-style-type: none"> 韓国で2回、英国、フランス及び米国で各1回開催された現地推進会に参加した。また、ミュンヘン総領事館の出展事業への協力及びニューヨーク総領事館でのVJCのタペの開催をはじめ、JETRO と4件、日本航空と2件、日系スーパーと1件連携事業を実施するなど連携を強化し、優れた実施状況にあると認められる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26) (個別意見)

- 一般勘定において、平成 19 年度末で利益剰余金が約 1.7 億円計上されているが、利益剰余金の発生要因等が業務実績報告書で明らかにされていない。今後の評価に当たっては、利益剰余金の発生要因等を業務実績報告書で明らかにさせた上で業務運営の適切性の評価を行うべきである。
- 内部統制について、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「整理合理化計画Ⅲ-2-(1)-①「業務遂行体制の在り方」をも踏まえ、コンプライアンス体制の整備状況(倫理行動規程の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価の実施など)等についての評価を行うべきである。」との指摘を行ったところであるが、平成 19 年度の評価結果をみると、コンプライアンス体制の整備状況の評価が行われていない。今後の評価に当たっては、コンプライアンス体制の整備状況の評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人水資源機構（平成15年10月1日設立）〈非特定〉 （理事長：青山 俊樹）
目的	水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 水資源開発基本計画に基づく次の施設（当該施設のうち発電に係る部分を除く。）の新築（イの施設の新築にあつては、水の供給量を増大させないものに限る。）又は改築 イ ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設 ロ イの施設と密接な関連を有する施設。2 次の施設の操作、維持、修繕その他の管理（ハの施設の管理にあつては、委託に基づくものに限る。） イ 水源開発施設 ロ 愛知豊川用水施設 ハ 水資源開発促進法第三条第一項に規定する水資源開発水系における水資源の開発又は利用のための施設であつて、イ又はロの施設と一体的な管理を行うことが当該水資源開発水系における水資源の利用の合理化に資すると認められるもの。3 水資源開発施設又は愛知豊川用水施設についての災害復旧工事。4 1から3の業務に附帯する業務。5 1から4の業務の遂行に支障のない範囲内で行う委託に基づく業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	水資源機構分科会（分科会長：松尾 稔）
ホームページ	法人：http://www.water.go.jp 評価結果：http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h19jissemi.htm
中期目標期間	4年6か月間（平成15年10月1日～平成20年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	順調	順調	A	1.総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2.項目別評価は、15年度及び16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3.第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4.項目3の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5.なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)機動的な組織運営	3点	1点	3点	3点	4点	A	
(2)効率的な業務運営	2点	2点	3点	3点	3点	A	
(3)事務的経費の節減	2点	3点	4点			S	
(4)人件費の削減				4点	4点		
(5)事業費の縮減	2点	2点	3点	3点	3点	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)計画的で的確な事業の実施 ※18年度計画のみ(1)業務執行に係る基本姿勢	2点×3	3点×1 2点×1 0点×1	4点×2 3点×1	4点×1 3点×1 1点×1	4点×1 3点×2	S×1 A×2	
(2)的確な施設の管理	2点	3点×2 2点×1	4点×2	4点×2 3点×1	4点×1 3点×2	S×1 A×2	
(3)災害復旧工事の実施	—	3点	3点	3点	3点	A	
(4)総合的なコストの縮減	3点	3点	4点	4点	4点	S	
(5)環境保全への配慮	2点	2点	4点	4点	4点	S	
(6)危機管理	2点	2点	3点	3点	3点	A	
(7)工事及び施設管理の委託	2点	2点	3点	3点	3点	A	
(8)関係機関との連携(建設)		2点	3点	3点	3点	A	
(8)関係機関との連携(管理)	1点	2点	4点	3点	3点	A	
(9)説明責任の向上	2点	2点	3点	3点	3点	A	
(10)事業関連地域との連携促進	2点	2点	3点	3点	3点	A	
(11)技術力の維持・向上	2点	3点	4点	4点	4点	S	
3.予算、収支計画及び資金計画(財務内容の改善)						A	
(1)予算							
(2)収支計画	2点						
(3)資金計画							
4.短期借入金の限度額	2点	2点	3点	3点	3点		
5.重要な財産の処分等の計画	—						
6.剰余金の使途	—						
(1)一般積立金	—						
(2)その他積立金	—						
7.その他業務運営に関する事項	—	—	—	—	—	—	
(1)施設・設備に関する計画	—	2点	3点	3点	3点	A	
(2)人事に関する計画	2点	2点	3点	3点	3点	A	
(3)積立金の使途	2点	2点	3点	3点	3点	A	
(4)その他当該中期目標を達成するために必要な事項	2点	2点	3点	3点	3点	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20. 8. 26) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 平成19事業年度業務実績は、全体的な評価としては、中期目標の達成に向けて順調な実施状況にあると認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
機動的な組織運営	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 総合技術推進室(当時)にダム施工支援グループを設置。 新人事制度における18年度の評価結果を給与等に反映、評価結果に基づく昇任等。 新たにチームワーク力評価を導入。 	<ul style="list-style-type: none"> ダム施工支援グループにより、ダム現場に機動的な業務支援を実施したことなどが評価できる。 組織運営、人事の評価制度に新たな試みが見られ、スリム化した組織運営に支障が起きないよう努力していることが評価できる。
事務的経費の節減 人件費の削減	1(3) 1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 18年度末1,632名から53名の定員削減。 本給の自主的カット率:5% 14年度事務的経費予算比13.3%節減(約34億円)。 17年度人件費比5.4%節減。 	<ul style="list-style-type: none"> 着実な取り組みがなされ、制約が多いと思われる「人件費の削減」も含めて数値目標が達成されていることは評価できる。 平成17年度から自主的に実施してきた本給のカット率を4%から5%に上げて実施し、人件費の節減を着実に進めてきたことは評価できる。
計画的で的確な事業の実施 ・業務執行に係る基本姿勢(年度計画) ・新築・改築事業(ダム等事業)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 入札談合調査等委員会を新たに設置。 入札談合防止のための職員の綱紀の保持。 コンプライアンスの実効性確保のための経営トップの率先関与。 8事業の計画的な事業の進捗。 徳山ダムは平成20年度より管理に移行。 ダム長寿命化容量の確保を制度提案。 	<ul style="list-style-type: none"> 入札談合防止、コンプライアンス強化の一連の対策は妥当なもので評価できる。 ダム群として排砂のための容量をもつという考え方は、技術的な可能性を大きくしており評価できる。 徳山ダムの完成(概成)、滝沢ダムの進捗は大きく評価できる。 ダム長寿命化容量の新しい制度・提案など高く評価する。
的確な施設の管理 ・洪水被害の防止又は軽減	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 機構の13ダムで延べ25回の洪水調節操作を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 台風9号による関東全域の記録的な豪雨や、上陸3台風による洪水調節など、評価しうる。
総合的なコストの縮減	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 「水資源機構コスト構造改革プログラム」に基づくコスト縮減に取り組んだ結果、14年度比16.9%の総合コスト縮減率を達成(101億円)。 	<ul style="list-style-type: none"> 「水資源機構コスト構造改革プログラム」の施策を推進し、新工法を用いた維持管理、修繕、更新の費用、さらに調達方式の見直しも含めたトータルコスト意識をもって業務を運営することにより、中期計画の目標値15%を上回る16.9%の総合コスト縮減率を達成したことは高く評価してよい。

3. 当委員会の平成19年度評価に関する意見(H20. 11. 26) (個別意見)

- 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で116.8(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。これについては、評価結果において「平成17年度から自主的に実施してきた本給のカット率を19年度は5%に上げて実施(17年度は3%、18年度は4%)し、給与水準の適正化に取り組み、人件費の節減を着実に進めてきたことは評価できる。」と記載されている。しかしながら、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、給与水準が高い理由として、法人固有の事情(人材確保の観点)が挙げられているものの、この法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(7)、(8))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。また、上記以外にも、別紙2(1-(1)-ウ-(1))の状況がみられるので、これも踏まえた評価に取り組またい。

法人名	独立行政法人自動車事故対策機構(平成15年10月1日設立)<非特定> (理事長:金澤 悟)
目的	自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者に対しその身体的又は財産的被害の回復に資する支援等を行うことにより、自動車事故の発生の防止に資するとともに、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)による損害賠償の保障制度と相まって被害者の保護を増進することを目的とする。
主要業務	1 運行管理者への指導講習。2 運転者への適性診断。3 自動車事故被害者の治療施設の設置及び運営。4 介護料の支給。5 自動車事故被害者・遺児への生活資金貸付け。6 一部立替貸付け。7 自賠法による損害賠償保障の周知宣伝。8 自動車事故防止と被害者保護の調査研究。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	自動車事故対策機構分科会(分科会長:堀田 一吉)
ホームページ	法人: http://www.nasva.go.jp/index.html 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h19jiseki.htm
中期目標期間	5年(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	第1期中期目標期間	H19年度	備考
<総合評価>	概ね順調	順調	順調	順調	A	順調	
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、15年度及び16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価はSS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 第1期中期目標期間の評価では、項目3.から項目6.までを「財務内容の改善に関する事項」として一括して評価。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
(1)組織運営の効率化	1点	2点	3点	3点	A		
(2)人材の活用	1点	2点	4点	4点	S		
(3)業務運営の効率化	2点×14 1点×2	3点×3 2点×12 1点×1	4点×4 3点×10 2点×2	4点×7 3点×8 2点×1	S×6 A×3		
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)指導講習業務	2点×4 1点×2	3点×1 2点×5	4点×1 3点×5	4点×1 3点×5	S×1 A×4		
(2)適性診断業務	2点×5 1点×1	3点×1 2点×5	4点×2 3点×4	4点×1 3点×5	S×2 A×3		
(3)重度後遺障害者に対する援護	3点×1 2点×7	3点×2 2点×3 1点×3	4点×3 3点×3 2点×2	4点×3 3点×4 2点×1	S×2 A×1 B×1		
(4)交通遺児等に対する支援	2点	2点	3点	3点	A		
(5)広報活動	2点×2	2点×2	3点×2	3点×2			
(6)自動車損害賠償保障制度の周知宣伝	2点×2	2点×2	3点×2	3点×2	A		
(7)情報提供	2点×5 1点×1	3点×1 2点×5	4点×2 3点×4	4点×1 3点×5	S×1 A×3		
3.予算、収支計画及び資金計画	2点	2点	3点	3点			
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—	A		
5.重要財産の処分計画	—	—	—	—			
6.剰余金の使途	—	—	—	—			
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設・設備に関する計画	2点	2点	3点	3点	A		
(2)人事に関する計画	2点	3点	3点	3点	S		
I.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化						3点	
(2)人材の活用						3点	
(3)業務運営の効率化						5点×1 4点×2 3点×6 1点×1	
II.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)指導講習業務・適性診断業務						3点×2 2点×1	
(2)指導講習・適性診断の実施機関になろうとする民間団体等への支援						4点	
(3)療護施設の設置・運営						4点×2 3点×2	
(4)介護料支給等支援業務						3点×1 2点×1	
(5)交通遺児等への生活資金の貸付						4点×1 3点×1	
(6)自動車事故による被害者への情						4点	

報提供の充実								
(7)自動車アセスメント情報提供業務								4点×1 3点×5
(8)自動車事故対策に関する広報活動								3点
III. 予算、収支計画及び資金計画								3点
IV. 短期借入金の限度額								—
V. 重要財産の処分計画								—
VI. 剰余金の使途								—
VII. その他業務運営に関する事項								—
(1)施設・設備に関する計画								2点
(2)人事に関する計画								3点

2. 府省評価委員会による平成 19 年度評価結果(H20.8.26)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 個別項目の多くは中期目標の達成に向けて着実な実施状況もしくは優れた実施状況にある。特に運転適性診断のIT化、運輸安全マネジメントへの積極的取組など自動車事故防止対策の推進、自動車事故による重度後遺障害者の治療・療護を行う療護センターの確実な運営、またその療護センター機能の一般病院への委託や被害者等に対する各種情報提供を行う新たな相談窓口の開設など被害者支援の充実を進めた。これらを通じた平成19年度の業務運営は、順調であると認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
指導講習業務・適性診断業務	II(1)	<ul style="list-style-type: none"> アイカメラプログラムの不具合や利用者から得られた要望点を改善すべく、プログラムの修正に着手し、導入スケジュールを変更。 安全マネジメントコンサルティングを全国で 26 件実施。デジタル式タコグラフ・ドライブレコーダー講習会や安全マネジメント講習会を全国 50 支所で 108 回開催。 指導講習受講者の評価度は 4.38、適性診断受診者の評価度は 4.17、事業者の評価度 4.15。 	<ul style="list-style-type: none"> 指導講習の受講需要の増加に対応すべく前年度より 55 回増回し、受講者数が 15% 増加。 アイカメラプログラムの修正に着手したが、19 年度は担当職員を対象とした操作研修を実施することどまっている。 貸出機器利用促進により、貸出機器利用による受診者数が一般診断受診者の 21% を占める等効果が現れている。 アイカメラシミュレータは計画変更となったものの他の事項は順調に進められている。
療護施設の設置・運営	II(3)	<ul style="list-style-type: none"> 各療護センターで高度先進医療機器による治療を実施。一部で脳磁計の履行期限を延期。 「療護施設機能の一部の一般病院への委託に係る検討委員会」を設置し、一般競争入札により委託先病院を決定。 	<ul style="list-style-type: none"> 遷延性意識障害者に対し高度な治療・看護を実施し、目標を大きく上回る 27 人が脱却。適正な機器更新のため、今後は仕様内容を早期に固め、機器の導入を図る努力も必要。 スケジュール通り委託先病院を選定。
介護料支給等支援業務	II(4)	<ul style="list-style-type: none"> ニーズの高い介護用品を支給対象に追加。 重度後遺障害者の家族における介護支援効果に関する評価度は 4.27(前回 3.66)。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護料受給者宅で直接相談や情報提供等を行う訪問支援サービスを開始したが、計画通りには捗らなかった。更なる努力を期待。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 目的積立金について、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「当期総利益を計上していながら目的積立金を申請していない法人について、利益の発生要因を分析し目的積立金を申請していない理由等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。」との指摘を行ったところであるが、平成 19 年度の評価結果をみると、約 71 百万円の当期利益総利益を計上していながら目的積立金を申請していない理由等が業務実績報告書等で明らかにされていない。今後、財務内容の改善等に関する評価を行うに当たっては、当期総利益を計上しながら目的積立金を申請していない理由を明らかにさせるべきである。
- 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。
本法人の平成 19 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 108.8(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。
これについては、評価結果において「人件費の削減については、計画値を 0.7% 上回ったが、対国家公務員指数(ラスパイレス指数)においては、依然として国家公務員の水準を上回っていることから適正化に向けた取り組みを計画的に実施すべきである。」と記載されている。
しかしながら、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、給与水準が高い理由として、①職員の学歴構成、②管理職割合の高さが挙げられているものの、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。
今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(ア)、(イ)、(ウ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。
また、上記以外にも、別紙2(1-(1)-ウ-(ア))の状況がみられるので、これも踏まえた評価に取り組みたい。

法人名	独立行政法人空港周辺整備機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:竹内 壽太郎)
目的	周辺整備空港の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的とする。
主要業務	1 空港周辺整備計画に基づく緑地帯その他の緩衝地帯の造成、管理及び譲渡。2 空港周辺整備計画に基づく航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地の造成、管理及び譲渡。3 空港周辺整備計画に基づく周辺整備空港に係る第1種区域内から住居を移転する者のための住宅等の用に供する土地の造成、管理及び譲渡。4 周辺整備空港に係る住宅騒音防止工事に関する助成。5 周辺整備空港の設置者の委託による、建物等の移転又は除却により生ずる損失の補償及び土地の買入れに関する事務。6 1から5の業務に付随する業務。7 特定飛行場の設置者又は地方公共団体の委託による特定飛行場周辺地域の緑地帯その他の緩衝地帯の造成。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	空港周辺整備機構分科会(分科会長:盛岡 通)
ホームページ	法人: http://www.oeia.or.jp/index.html 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyoka/independ/h19jisseki.htm
中期目標期間	4年6か月間(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	順調	順調	S	1.総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2.項目別評価は、15年度及び16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3.第1期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 4.項目3の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5.なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	2点	2点	3点	3点	3点	S	
(2)人材の活用	2点	2点	4点	3点	3点	A	
(3)業務運営の効率化	3点×2 2点×1 1点×1	2点×3 3点×1	5点×1 4点×2 3点×1	4点×2	4点×2	SS×1 S×3	
2.国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上							
(1)業務の質の向上	2点×5	2点×4	3点×4	3点×4	3点×4	A×5	
(2)業務の確実な実施	3点×1 2点×4 1点×1	3点×3 2点×3	5点×1 3点×5	5点×1 4点×2 3点×3	4点×2 3点×4	SS×2 A×4	
(3)空港と周辺地域の共生	2点	2点	3点	3点	3点	A	
3.予算、収支計画及び資金計画 (財務内容の改善)						S	
(1)予算							
(2)収支計画	2点	2点	4点	4点	4点		
(3)資金計画							
4.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-		
5.重要な財産の処分等に関する計画	-	-	-	-	-		
6.剰余金の使途	-	-	-	-	-		
7.その他業務運営に関する事項							
(1)人事に関する計画	2点×2	3点×1 2点×1	4点×2	4点×2	4点×2 3点×1	S×2 A×1	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20. 8. 26) (主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- いずれの項目も3以上であり、高いレベルでの目標を達成している項目もある。努力や工夫も多くなされており、業務実績においては順調と評価できる。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化 ・事業費の抑制	1(3)	・住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業については、約54%(14年度比)の削減を達成。	・次期中期目標・計画にも掲げている民家防音工事に係る入札制度の導入等により、予算の削減に資するとともに、住民に不利益が生じない様、留意を期待する。 ・中期目標を大きく上回る削減を行い、昨年度よりさらに削減を行ったこと、事業費の削減率を大きく上回る削減は、優れた実施状況であると認められる。
・一般管理費の抑制	1(3)	・約31%削減(14年度比)	・中期目標を大きく上回る削減を行い、昨年度よりさらに削減を行ったこと、事業費の削減率を大きく上回る削減は、優れた実施状況であると認められる。
業務の確実な実施	2(2)	・5件整備(大阪:1件 福岡:4件)	・年度計画の2件を上回る5件の整備を実施し

・再開発整備事業		中期計画:7件 年度計画:2件	たことは、優れた実施状況であると認められる。
・民家防音事業	2(2)	・民家防音事業について、交付申請から交付額の確定までの期間を14年度実績比で約16%短縮。	・処理期間は従前に比してかなり短縮されたものの、より一層の短縮化を進める方策を望む。
・中村地区の移転補償事業	2(2)	・全ての移転補償対象数208棟のうち、18年度に契約締結した203棟を除いた残り5棟について移転補償契約を締結。	・移転補償契約をすべて締結出来たことは、優れた実施状況である。
予算、収支計画及び資金計画	3	・19年度末時点の繰越欠損金圧縮率約92%(15年10月比)。 中期計画:30% 年度計画:30%以上	・年度計画を大きく上回る欠損金の圧縮は、優れた実施状況である。
人事に関する計画	7(1)	・人員について、17年度比で9.9%削減。 中期計画:概ね2% 年度計画:2%以上 ・出向元(国、県など)に対し業務に必要な知識と経験を有する若い人材の派遣を要請。	・年度計画を大きく上回る人員の削減を行い、優れた実施状況である。 ・若返りを図り人件費を抑制したことは、優れた実施状況である。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見 (H20.11.26) (個別意見)

- ・民家防音事業については、本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成19年12月21日)において、「空調機工事単価及び空港周辺整備機構が委託している空調機の機能低下に係る調査等の業務委託費について、割高ではないかとの指摘も見られたことから、空調機工事単価及び調査項目を見直すとともに、当該工事及び業務委託に係る業務発注を競争入札とすることにより事業費の縮減を図るものとする。」と指摘しており、整理合理化計画においても、同様の措置を講じるものとされている。また、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「今後の評価結果に当たっては、他の特定飛行場における事業手法、個別単価等についても考慮した上で評価を行うべきである。」との指摘を行っているが、評価結果において、これらの点について言及されていない。今後の評価に当たっては、空調機工事単価及び調査項目の見直し並びに当該工事及び業務委託に係る業務発注を競争入札とすることについて評価を行うべきである。
- ・内部統制について、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「整理合理化計画Ⅲ-2-(1)-①「業務遂行体制の在り方」をも踏まえ、コンプライアンス体制の整備状況(倫理行動規程の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価の実施など)等についての評価を行うべきである。」との指摘を行ったところであるが、平成19年度の評価結果をみると、コンプライアンス体制の整備状況の評価が行われていない。今後の評価に当たっては、コンプライアンス体制の整備状況の評価を行うべきである。
- ・本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。
本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で109.1(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。これについては、評価結果において、「ラスパイレズ指数は、前年度からさらに低くなっており、平成15年度の123.7から109.1と改善されており、着実な実施状況である。」「ラスパイレズ指数について、比較条件を同一(大阪及び福岡の公務員給与との比較等)にした上で、比較を行う必要があると考える。」と記載されている。しかしながら、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、給与水準が高い理由として、法人固有の事情(業務の専門性)が挙げられているものの、この法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1)-(1)-ア-ア、(エ)を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。
また、上記以外にも、別紙2(1)-(1)-イ、1-(1)-ウ-イ)の状況がみられるので、これらも踏まえた評価に取り組またい。

法人名	独立行政法人海上災害防止センター(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:栗原 敏尚)
目的	海上災害の発生及び拡大の防止(以下「海上防災」という。)のための措置を実施する業務を行うとともに、海上防災のための措置に必要な船舶、機械器具及び資材の保有、海上防災のための措置に関する訓練等の業務並びに海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務を行うことにより、人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。
主要業務	1 海上保安庁長官の指示による排出特定油の防除のための措置の実施、当該措置に要した費用の徴収。2 船舶所有者その他の者の委託による、排出された油の広がり及び引き続き油の排出の防止並びに排出された油の除去、消防船による消火及び延焼の防止その他海上防災のための措置の実施。3 海上防災のための措置に必要な油回収船、油を回収するための機械器具、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材の保有、これらの船舶所有者その他の者の利用への供与。4 海上防災のための措置に関する訓練。5 海上防災のための措置に必要な機械器具及び資材並びに海上防災のための措置に関する技術についての調査及び研究、その成果の普及。6 海上防災のための措置に関する情報の収集、整理及び提供。7 船舶所有者その他の者の委託による、海上防災のための措置に関する指導及び助言。8 海外における海上防災のための措置に関する指導及び助言、海外からの研修員に対する海上防災のための措置に関する訓練の実施その他海上災害の防止に関する国際協力の推進に資する業務。9 1から8の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	海上災害防止センター分科会(分科会長:藤野 正隆)
ホームページ	法人: http://www.mdpc.or.jp 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h19jissemi.htm
中期目標期間	4年6か月間(平成15年10月1日～平成20年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	順調	順調	A	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、15年度及び16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. 第1期中期目標期間の評価は、SS、S、A、B、Cの5段階評価。 4. 項目3の()内は、中期目標期間の評価に係る項目。 5. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)組織運営の効率化	2点	2点	—	—	—	A	
(2)業務運営の効率化	2点×2	3点×2	4点×1 3点×1	4点×2 3点×2	4点×3	S×3 A×1	
(3)関係機関等との連携強化	2点	2点	3点	3点	3点	A	
(4)防災措置業務の効率的・効果的実施の検討	2点	1点	4点	4点	4点	S	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)海上防災措置実施事業	2点×2	2点×3	3点×2	3点×2	3点×2	A×3	
(2)機材事業	2点×2	2点×2	3点×2	3点×2	3点×2	A	
(3)海上防災訓練事業	2点×2	3点×1 2点×1	4点×1 3点×1	3点×2	4点×1 3点×1	A×2	
(4)調査研究等事業	2点×1 1点×1	3点×1 2点×1	3点×2	4点	3点	A×2	
(5)国際協力推進事業	3点×1 2点×1	3点×2	4点×1 3点×1	3点×2	3点×2	A×2	
3.予算、収支計画及び資金計画(財務内容の改善)	—	—	—			A	
(1)自己収入の確保	2点	2点	3点	3点	3点		
(2)予算							
(3)収支計画	2点	2点	—				
(4)資金計画							
4.短期借入金の限度額	—	—	—	—	—		
5.重要な財産の譲渡等の計画	—	—	—	—	—		
6.剰余金の使途	—	—	—	—	—		
7.その他業務運営に関する事項							
(1)施設整備に関する計画	—	2点	3点	3点	3点	A	
(2)人事に関する計画	2点×2	2点×2	3点×2	3点×2	3点×2	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20. 8. 26) (主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)
<ul style="list-style-type: none"> 法人の業務の実績について、一般管理費、人件費及び事業費の数値目標を大きく上回る削減の達成、自己収入の確保を図り、運営費交付金を受けることなく自主的な業務運営を行ったこと、HNS防除体制の構築に向けた積極的な取組を高く評価。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費・人件費・事業費の削減:中期計画の目標値を達成。 	<ul style="list-style-type: none"> 数値目標を大きく上回る削減を達成したことは高く評価できる。

		一般管理費 25.2%削減(14年度比) 人件費 8.25%削減(14年度比) 事業費 10.9%削減(14年度比)	
防災措置業務の効率的・効果的実施の検討	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> 日本財団の支援を受けつつ、センター自己資産によりHNS防除資機材を購入、25ヶ所の基地に配備。 HNS防除に関し必要な資格を有する要員を確保。 センター本部と各基地との間にHNS事故対応支援ネットワークを整備。 	<ul style="list-style-type: none"> HNS防災体制の構築に向け積極的に取り組んだことは高く評価できる。
海上防災訓練事業	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 標準コース12回(計496名)、消防実習コース8回(計260名)を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 標準コースの受講希望者が予定を大きく上回ったため、年間訓練計画を調整し、他の訓練(50回)を削減することなく、同コースを2回追加して実施している。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見 (H20.11.26) (個別意見)

- 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で113.5(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の勤務地構成、②その他法人固有の事情(業務の専門性)が挙げられている。しかしながら、評価結果において、②についての言及はなされているが、①に関して、法人の説明の合理性の検証状況が明らかにされていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(イ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人都市再生機構(平成16年7月1日設立)〈非特定〉 (理事長:小野 邦久)
目的	機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うことにより、社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び居住環境の向上を通じてこれらの都市の再生を図るとともに、都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行うことにより、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図り、もって都市の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 既に市街地を形成している区域における市街地の整備改善を図るための建築物の敷地の整備又は宅地の造成並びに整備した敷地又は造成した宅地の管理及び譲渡。2 既に市街地を形成している区域における良好な居住性能及び居住環境を有する利便性の高い中高層の賃貸住宅その他の国の施策上特にその供給を支援すべき賃貸住宅の敷地の整備、管理及び譲渡。3 既に市街地を形成している区域における市街地再開発事業、防災街区整備事業、土地区画整理事業、住宅街区整備事業及び流通業務団地造成事業。4 既に市街地を形成している区域における市街地再開発事業等に参加組合員としての参加。5 特定建築者に特定施設建築物の建設を行わせる市街地再開発事業に、他に特定建築者となろうとする者がいない場合における特定建築者としての特定施設建築物の建設並びにそれらの管理、増改築及び譲渡。6 既に市街地を形成している区域における市街地の整備改善に必要な調査、調整及び技術の提供。7 既に市街地を形成している区域における第一号から第三号までの業務の実施と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、管理及び譲渡。8 整備敷地等について、公募の方法により譲渡し、又は賃貸しようとしたにもかかわらず、条件を備えた応募者がいなかった場合における住宅又は施設の建設、並びにそれらの管理、増改築及び譲渡。9 地方公共団体からの委託に基づく都市公園の建設、設計及び工事の監督管理。10 機構が都市公団から承継、並びに機構が建設し、及び整備した賃貸住宅、公共の用に供する施設及び事務所、店舗等の用に供する施設の管理、増改築及び譲渡。11 賃貸住宅の建替え並びにこれにより新たに建設した賃貸住宅の管理、増改築及び譲渡。12 賃貸住宅の居住者の利便に供する施設の整備、管理及び譲渡。13 災害の発生により緊急に賃貸住宅を建設する必要がある場合における国土交通大臣の求め又は地方公共団体の要請に基づく当該賃貸住宅の建設並びにその管理、増改築及び譲渡。14 被災市街地復興特別措置法第二十二条第一項に規定する業務の実施。15 密集市街地整備法第三十条に規定する業務の実施。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	都市再生機構分科会(分科会長:小林 重敬)
ホームページ	法人: http://www.ur-net.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h19jisseki.htm
中期目標期間	4年9か月間(平成16年7月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 4. III3,4については、H16年度評価においては項目が設けられていない。したがって、16年度の項目IIIは、3 予算、4 収支計画、5 資金計画(項目1,2は同様)となっている。
<項目別評価>					
I 業務運営の効率化					
1 組織運営の効率化	2点	3点	3点	3点	
2 事業リスクの管理	2点	4点	4点	3点	
3 事業評価の実施	2点	4点	4点	4点	
4 一般管理・事業費の削減	2点	3点	3点	4点	
5 総合的なコストの削減	3点	3点	3点	4点	
6 入札及び契約の適正化の推進	2点	3点	3点	3点	
7 積極的な情報公開	2点	3点	3点	3点	
8 業務・システム最適化の実現		—	3点	3点	
II 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上					
1 都市機能の高度化及び都市の再生	3点×2 2点×5	4点×2 3点×3 2点×1	4点×2 3点×4	4点×1 3点×5	
2 良好な居住環境を備えた賃貸住宅等の確保等	2点×3 1点×1	4点×1 3点×2 2点×1	3点×3 2点×1	4点×1 3点×3	
3 新規に事業着手しないこととされた事業等	2点×4	4点×2 2点×1	4点×2 3点×1	4点×2 3点×1	
4 事業遂行に当たっての取組	2点×3	3点×3	4点×1 3点×2	3点×3	
III 予算、収支計画及び資金計画	3点	5点	5点	4点	
IV 短期借入金の限度額	—	—	—	—	
V 重要財産の譲渡、担保に供しようとするときの計画	—	—	—	—	
VI 剰余金の使途	—	—	—	—	
VII その他業務運営に関する事項					
1 施設、設備に関する計画	—	—	—	—	
2 人事に関する計画	2点	3点	3点	3点	
3 子会社・関連会社等の整理合理化	3点	4点	3点	2点	
4 中期目標期間を超える負債負担	—	—	—	—	

2. 府省評価委員会による平成 19 年度評価結果(H20.8.26)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- これまでの都市再生機構の業務運営については、繰越欠損金の削減、ニュータウン用地の計画的な処分など過去に負った負の遺産の整理、業務の見直しに伴う組織のスリム化、事業リスクの管理、事業評価の実施など経営の効率性・自主性を高めるための取組について一定の進捗が認められ、個別の評価項目においても点数が高くなっている。
- 業務改革の方針が明確に打ち出されたことについては評価できる。しかし、業務改革は緒に就いたばかりであり、負の遺産の整理を着実に推進するとともに、平成 19 年度に都市再生機構が策定した都市再生事業の実施に係る基準や「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」、随意契約見直し計画に基づく取組等が着実に進められることを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
入札及び契約の適正化の推進	I 6	<ul style="list-style-type: none"> • 19 年度は、随意契約の件数が増えているが、これは、本来機構が行うべき業務を代行・補完するための法人等との契約。 • 監事における契約状況のチェックが行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> • 随意契約から競争性のある契約への切り替えに当たっては、品質の低下を招かないよう、仕様書を詳細に定め、試行実施するなど十分な準備を行った上で実施すべき。
既存賃貸住宅ストック等の再生と活用	II 2	<ul style="list-style-type: none"> • 「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」を策定 	<ul style="list-style-type: none"> • 「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」に基づく事業の実施に当たっては、居住者の居住の安定の確保を図るよう留意されたい。また、ストックの再編に当たっては、単に売却するだけでなく、環境資産やコミュニティーが次世代に継承されていくように進めることが必要。
バリアフリー化の推進	II 4	<ul style="list-style-type: none"> • 新規に供給する機構賃貸住宅のバリアフリー化率:100% • 機構賃貸住宅ストック全体のバリアフリー化率は、18 年度末の 37%から 19 年度末は 39% 	<ul style="list-style-type: none"> • 住戸のバリアフリー化は評価できるが、住戸内だけではなく団地全体でのバリアフリー化に一層取り組みを図っていただきたい。
子会社・関連会社等の整理合理化	VII 3	<ul style="list-style-type: none"> • 経営が安定し、出資目的を達成した関連会社等については、株式売却等を行うため、出資者との協議に向けた準備を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> • 子会社・関連会社を約半数以下に整理を進めてきたことは、一定の評価ができるが、独立行政法人の子会社・関連会社との随意契約、職員の再就職などが繰り返し問題とされていることに照らし、次年度以降の見直しは、より具体化し、進めることを期待したい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26) (個別意見)

- 関連法人については、本法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性(平成 19 年 12 月 21 日)の「第 4 関連会社等に係る見直し」等において、①関連会社等の剰余金を含めた自己資本の水準を検証の上、機構の政策目的にふさわしい活用方を講ずること、②関連会社等と随意契約とする必要性、契約額の適正性等について検証した上で関連会社等を含めた機構全体の事業実施の在り方を抜本的に見直すこと、③関連会社等との随意契約を原則競争性のある契約方式へ移行すること、④財団法人住宅管理協会の組織形態の見直しなどによる透明性の確保を図ること等とされている。また、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「関連法人に対する業務委託の妥当性について評価を行うべきである。」との指摘を行っている。平成 19 年度の評価結果をみると、子会社・関連会社への業務委託に係る入札・契約方式を随意契約から競争性のある契約方式への移行及び財団法人住宅管理協会の組織形態の見直しの検討による透明性の確保に関する評価は行われているが、それ以外については評価が行われていない。今後の評価に当たっては、関連法人における剰余金の活用方策や関連会社等を含めた機構全体の事業実施の在り方の抜本的な見直しについても厳格な評価を行うべきである。
 - 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成 19 年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で 120.6(事務・技術職員)と国家公務員の水準を大きく上回っている。これについては、評価結果において「組織のスリム化等を進めることにより、給与水準の引下げを図り、平成 22 年度の年齢・地域・学歴を勘案した実質的な国家公務員指数を 113.4(見込)とすることとしている。」と記載されている。しかしながら、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、給与水準が高い理由として、①職員の勤務地や学歴構成、②管理職割合の高さ、③その他法人固有の事情(業務の専門性)が挙げられているものの、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙 2(1-(1)-ア(ア)、(イ)、(ウ)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。
- また、上記以外にも、別紙 2(1-(1)-ウ(イ))の状況がみられるので、これも踏まえた評価に取り組まれない。

法人名	独立行政法人奄美群島振興開発基金(平成16年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:中野 実)
目的	奄美群島振興開発計画に基づく事業に伴い必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とする。
主要業務	1 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証。2 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う中小規模の事業者(次号に規定する事業者を除く。)で銀行その他の金融機関から資金の融通を受けることを困難とするものに対する小口の事業資金の貸付。3 奄美群島において振興開発計画に基づく事業を行う事業者に対する事業資金の貸付。4 前三号の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会(委員長:木村 孟)
分科会名	奄美群島振興開発基金分科会(分科会長:來生 新)
ホームページ	法人: http://www.amami.go.jp/ 評価結果: http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h19jisseki.htm
中期目標期間	4年6か月間(平成16年10月1日～平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	概ね順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価。 2. 項目別評価は、16年度では、3、2、1、0の4段階評価であり、17年度以降は、5、4、3、2、1の5段階評価。 3. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>					
1.業務運営の効率化					
(1)業務運営体制の効率化	2点	3点	3点	3点	
(2)一般管理費の削減	3点	4点	4点	4点	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上					
(1)保証業務	2点×2	3点×2	4点×1 3点×1	3点×2	
(2)融資業務	2点×2	3点×2	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	
(3)保証業務、融資業務共通事項	3点×1 2点×1	4点×1 3点×1	3点×2	3点×2	
3.予算、収支計画及び資金計画					
(1)財務内容の改善	2点×3	4点×1 2点×2	4点×1 2点×1 1点×1	3点×1 2点×1 1点×1	
(2)予算					
(3)収支計画	2点	3点	3点	3点	
(4)資金計画					
4.短期借入金の限度額	2点	4点	4点	3点	
5.重要財産の処分計画	—	—	—	—	
6.剰余金の使途	—	—	—	—	
7.施設・設備に関する計画	—	—	—	—	
8.人事に関する計画	2点	3点	3点	3点	
9.その他業務運営に関する重要事項	2点	3点	3点	3点	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.26)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 中期計画の達成に向けた平成19年度計画の実施状況に係る総合評価は、概ね順調と考えられる。
- 項目別では、「業務運営の効率化に関する年度計画」については、一般管理費の削減について計画以上の実績となっているほか、債権管理体制の強化、評価・検討チームによる業務見直し等を行っている。
- 「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画」については、リスクに応じた保証・貸付条件の見直しを行ったほか、事務処理の迅速化、中小企業信用情報データベースの活用等に努めるとともに、利用者等の利便性向上のため、貸付金利の変更を適用日と同日にホームページへ掲載するなど情報提供に努め、さらに、借入申込書をホームページからダウンロードできるよう見直しを行うなど、計画どおりの実績となっている。
- 「予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画」については、リスク管理債権及び繰越欠損金は昨年度より減少し、融資業務に係るリスク管理債権については計画を達成しているものの、リスク管理債権割合、回収率等については計画未達成となっており、依然として多額のリスク管理債権及び繰越欠損金を抱えている。
- 債権管理体制の見直し、金融機関との協調等による経営・再生支援の取り組み、期中管理の徹底等により、リスク管理債権及び繰越欠損金は昨年度より減少しているものの、リスク管理債権割合、回収率等については計画未達成となっており、依然として多額のリスク管理債権及び繰越欠損金を抱えている状況にあることから、奄美群島振興開発基金の果たすべき役割、奄美群島内の事業者の実情等に十分留意しつつ、計画未達成事項の分析を踏まえた改善策を講じるとともに、引き続き、上記の取り組みを進め、財務の健全化に努める必要がある。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
一般管理費の削減	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 対 15 年度計画比 18.3%削減(年度計画目標値:12%程度削減)。 対国家公務員指数は平成 19 年度で 101.2。 	(総合評価) <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費の削減について計画以上の実績。
保証業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間(6日)内に事務処理を行った割合 81.4%(年度計画目標値:8割以上)。 職員向けの外部機関の研修を実施。 関係金融機関と群島内事業者の業況等を情報交換。 中小企業信用情報データベースシステムを活用し、申込事業者の財務諸表を分析。 一般保証において利用者のリスクに応じた保証料体系の検討を行い、保証料率の見直しを平成 20 年4月より実施。 「中小企業融資制度研究会」で制度の見直し等を協議。 「保証業務関係者会議」を開催し、意見の聴取・交換等の実施。 	(総合評価) <ul style="list-style-type: none"> 協議等を保証制度等の改善に活かしている リスクに応じた保証・貸付条件の見直しを行ったほか、事務処理の迅速化、中小企業信用情報データベースの活用等に努めるとともに、利用者等の利便性向上のため、貸付金利の変更を適用日と同日にホームページへ掲載するなど情報提供に努め、さらに、借入申込書をホームページからダウンロードできるよう見直しを行うなど、計画どおりの実績となっている。
融資業務	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 標準処理期間(9日)内に事務処理を行った割合 96.9%(年度計画目標値:8割以上)。 職員向けの外部機関の研修を実施。 関係金融機関と群島内事業者の業況等を情報交換。 中小企業信用情報データベースシステムを活用し、申込事業者の財務諸表を分析。 毎月農林漁業金融公庫及び国民生活金融公庫の金利情報を入手し、適切な金利設定に努めている。 利用者のリスクに見合った貸付金利体系の検討を行い、基本利率の一部見直しに併せてリスク区分に応じた段階的な金利設定を平成 20 年4月より実施。 「融資業務関係者会議」を開催し、意見を聴取・交換。 	(総合評価) <ul style="list-style-type: none"> 現在の融資条件の設定が適切であるかどうか、融資メニューの重点化等について内部で検討を行っている。 リスクに応じた保証・貸付条件の見直しを行ったほか、事務処理の迅速化、中小企業信用情報データベースの活用等に努めるとともに、利用者等の利便性向上のため、貸付金利の変更を適用日と同日にホームページへ掲載するなど情報提供に努め、さらに、借入申込書をホームページからダウンロードできるよう見直しを行うなど、計画どおりの実績となっている。
財務内容の改善	3(1)	(保証業務) <ul style="list-style-type: none"> リスク管理債権残高 4,847 百万円(年度計画比 626 百万円増加、前年度比 13 百万円減少)。 求償権回収率 3.8%(年度計画比 7.7 ポイント、前年比 1.4 ポイント下回る)。 リスク管理債権割合 41.8%(年度計画比 15.4 ポイント、前年度比 2.4 ポイント上回る)。 (融資業務) <ul style="list-style-type: none"> リスク管理債権残高 4,619 百万円(年度計画比 142 百万円減少、前年度比 207 百万円減少)。 リスク管理債権回収率 9.2%(年度計画比 1.7 ポイント下回る、前年度比 2.0 ポイント上回る)。 リスク管理債権割合 44.5%(年度計画比 3.7 ポイント上回る、前年度比 0.3 ポイント下回る)。 	(総合評価) <ul style="list-style-type: none"> 債権管理体制の見直し、金融機関との協調等による経営・再生支援の取り組み、期中管理の徹底等により、リスク管理債権及び繰越欠損金は昨年度より減少しているものの、リスク管理債権割合、回収率等については計画未達成となっており、依然として多額のリスク管理債権及び繰越欠損金を抱えている状況にあることから、奄美群島振興開発基金の果たすべき役割、奄美群島内の事業者の事情等に十分留意しつつ、計画未達成事項の分析を踏まえた改善策を講じるとともに、引き続き、上記の取り組みを進め、財務の健全化に努める必要がある。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

・該当なし

法人名	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（平成17年10月1日設立）〈非特定〉 （理事長：勢山 廣直）
目的	高速道路に係る道路資産の保有並びに東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下「会社」と総称する。）に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的とする。
主要業務	1 高速道路に係る道路資産の保有及び会社への貸付け。2 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。）。3 協定に基づく会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。）。4 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け。5 国から交付された補助金を財源とした、会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け。6 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け。7 会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成。8 会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務。9 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務。10 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理。11 10の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	日本高速道路保有・債務返済機構分科会（分科会長：杉山 雅洋）
ホームページ	法人：http://www.jehdra.go.jp/ 評価結果：http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h19jisseki.htm
中期目標期間	4年6か月間（平成17年10月1日～平成22年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H17年度	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	順調	順調	順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価であり、項目別評価は、5、4、3、2、1の5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>				
I 業務運営の効率化				
1 組織運営の効率化	3点	3点	4点	
2 業務リスクの管理	4点×2	4点×1 3点×1	4点×1 3点×1	
3 業務コストの縮減	3点	3点	3点	
4 積極的な情報公開	4点×2 3点×3	4点×1 3点×5	4点×1 3点×6	
5 業務評価の実施	—	3点	3点	
II 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上				
1 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け	3点×2	3点×2	3点×2	
2 承継債務、会社からの引受け債務の早期の確実な返済	4点×1 3点×3	3点×3	3点×3	
3 会社が負担した債務の引受け	3点×4	3点×2 2点×1	3点×2	
4 会社に対する首都高速道路、阪神高速道路の新設、改築等のための無利子貸付け	3点	3点	3点	
5 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け	3点	—	3点	
6 高速道路の新設、改築等に要する費用の縮減を助長するための仕組み	3点	4点	4点	
7 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行等	3点	3点	3点	
8 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に規定する業務	—	—	—	
9 本州四国連絡鉄道施設に係る業務	3点	3点	3点	
10 業務遂行に当たっての取組	4点×1 3点×4 2点×1	3点×5	3点×5	
III 予算、収支計画及び資金計画				
1 財務体質の強化	3点×3	3点×2	3点×2	
2 予算				
3 収支計画	3点	3点	3点	
4 資金計画				
IV 短期借入金の限度額	—	—	—	
V 重要財産の譲渡、担保に供しようとするときの計画	—	—	—	
VI 剰余金の使途	—	—	—	
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項				
1 施設、設備に関する計画	3点×1			
2 人事に関する計画	2点×1	3点×4	3点×4	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20. 8. 26) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 中期計画の達成に向けた平成19年度計画の実施状況に係る総合評価は順調と考えられる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織運営の効率化	I 1	<ul style="list-style-type: none"> • 組織の見直し等を図り、必要最小限の組織で効率的な組織運営に努力。 	<ul style="list-style-type: none"> • 組織の効率化を進めていく中で、広報業務の重要性に十分留意を図って行うべき。
積極的な情報公開	I 4	<ul style="list-style-type: none"> • 債務返済状況、セグメント情報、高速道路の収支状況等の高速道路事業関連情報を積極的に公開。 • 財投機関債を発行する都度、債権説明書をホームページに掲載。 	<ul style="list-style-type: none"> • セグメント情報等、投資家が必要とする情報を公開しており、今後も、機構として、より積極的な公開を期待したい。(総合評価) • 今後も、国民の理解と支持を得ていくため、公開内容の充実を図り、より積極的な公開を期待したい。
高速道路の利用促進	II 10	<ul style="list-style-type: none"> • 社会実験に関係したスマート IC の整備・運営や料金割引について関係機関と調整。 • 料金収入及び償還計画への影響等を確認し、利用促進のための企画割引を会社が26件実施。 	<ul style="list-style-type: none"> • 料金施策、利用促進策、新たな技術開発、環境施策等を会社に促すため、機構として、今後も積極的な取り組みを期待したい。
予算、収支計画、資金計画	III 2, 3, 4	<ul style="list-style-type: none"> • 随意契約又は指名競争だったものから一般競争入札へ移行したものは不動産登記業務等計14件。 • 19年度の契約については、随意契約又は指名競争から一般競争入札への移行、随意契約の理由等の公表の取り組みが行われており、調達における契約については、適切に実施。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「随意契約見直し計画」の趣旨を踏まえ、随意契約によるものが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等を採用し、引き続き、随意契約の適正化の推進に努める必要がある。
人件費に関する指標	VII 2	<ul style="list-style-type: none"> • 17年度年間換算額に比べ、6.5%の削減を行ったが、ラスパイレース指数は高い数値。 • ラスパイレース指数の高い要因は、本指標の算出に勤務地や学歴が考慮されていないことも一因であるが、その要因を勘案しても118.1と高い水準。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「行政改革の重要方針」(平成17.12.24閣議決定)を踏まえ、適材適所の人員配置を進める等、引き続き改善の努力を求めたい。

3. 当委員会の平成19年度評価に関する意見(H20. 11. 26) (個別意見)

- 本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で133.3(事務・技術職員)と国家公務員の水準を大きく上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、①職員の勤務地や学歴構成、②管理職割合の高さ、③その他法人固有の事情(専門性の高い統括業務に特化した組織であること等)が挙げられている。しかしながら、評価結果において、①についての言及はなされているが、②及び③に関して、法人の説明の合理性の検証状況が明らかにされていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-ウ)、(エ)を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人住宅金融支援機構（平成19年4月1日設立）〈非特定〉 （理事長：島田 精一）
目的	一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、国民の住生活を取り巻く環境の変化に対応した良質な住宅の建設等に必要な資金の調達等に関する情報の提供その他の援助の業務を行うほか、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要な資金の貸付けの業務を行うことにより、住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 住宅の建設、購入に必要な資金の貸付けに係る金融機関の貸付債権の譲受け。2 1の貸付債権で、その貸付債権について信託法第三条第一号に掲げる方法等による信託をし、当該信託の受益権を譲渡すること等を予定した貸付けに係るもののうち、住宅融資保険法第三条に規定する保険関係が成立した貸付けに係るものを担保とする債券等に係る債務の保証。3 住宅融資保険法による保険。4 住宅の建設、購入等をしようとする者等に対する必要な資金の調達等に関する情報の提供、相談その他の援助。5 災害復興建築物の建設、購入等に必要な資金の貸付け。6 災害予防代替建築物の建設、購入等に必要な資金等の貸付け。7 合理的土地利用建築物の建設等に必要な資金等の貸付け。8 子どもを育成する家庭、高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する賃貸住宅等の建設に必要な資金等の貸付け。9 高齢者の家庭に適した良好な居住性能等を有する住宅とすることを主たる目的とする住宅の改良に必要な資金等の貸付け。10 機構が1の業務により譲り受ける貸付債権に係る貸付けを受けた者等とあらかじめ契約を締結することによりその者が死亡した場合に支払われる生命保険の保険金等の当該貸付けに係る債務の弁済への充当。11 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第七十七条の規定による貸付け。12 勤労者財産形成促進法第十条第一項の規定による貸付け。13 独立行政法人雇用・能力開発機構法第十二条第一項の規定による委託に基づく勤労者財産形成促進法第九条第一項に規定する業務の一部。14 1から13の業務に附帯する業務。
委員会名	国土交通省独立行政法人評価委員会（委員長：木村 孟）
分科会名	住宅金融支援機構分科会（分科会長：村本 孜）
ホームページ	法人：http://www.jhf.go.jp/ 評価結果：http://www.mlit.go.jp/hyouka/independ/h19jisseki.htm

中期目標期間 5年間（平成19年4月1日～平成24年3月31日）

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	備考
<総合評価>	概ね順調	1. 総合評価は、極めて順調、順調、概ね順調、要努力の4段階評価であり、項目別評価は、5、4、3、2、1の5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>		
I 業務運営の効率化		
1 組織運営の効率化	3点	
2 一般管理費等の低減	4点×1 3点×1	
3 業務・システム最適化	3点	
4 入札及び計画の適正化	3点	
5 業務の点検	3点	
6 積極的な情報公開	4点	
II 国民に提供するサービスその他の業務の質の向上		
1 証券化支援業務	4点×2 3点×5 2点×1	
2 住宅融資保険業務	3点×2 2点×1	
3 住情報提供業務	4点×1 3点×2	
4 住宅資金融通業務	3点×3 2点×1	
5 団体信用生命保険等業務	2点	
III 予算、収支計画及び資金計画		
1 収支改善	2点	
2 繰越損失金の低減		
3 リスク管理の徹底	3点×5	
4 予算、収支計画及び資金計画	—	
IV 短期借入金の限度額	—	
V 重要財産の譲渡、担保に供しようとするときの計画	3点	
VI 剰余金の使途	—	
VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
1 施設、設備に関する計画	—	
2 人事に関する計画	4点×1 3点×1	
3 積立金の使途	—	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20. 8. 26) (主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 中期計画の達成に向けた平成19年度計画の実施状況に係る総合評価は概ね順調と考えられる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
証券化支援業務	II 1	<ul style="list-style-type: none"> • 買取型：返済期間20年以下と21年以上に分けた金利の設定。投資家に向けた定期的な情報提供、情報の充実、個別訪問の実施等。 • 保証型：信託受益権を特定債務保証の対象、借換融資を対象住宅ローンの対象とした。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 証券化支援事業の対象住宅ローンは、長期・固定金利型に限定されるものの、今後、さらなる商品性の見直し、営業努力の必要がある。 • 証券化コストの低減が肝要であり、住宅ローンを利用する消費者の利益の増進を図る必要がある。
住宅融資保険業務	II 2	<ul style="list-style-type: none"> • 20年3月に保険料率のモニタリングシステムの開発を完了。四半期毎のモニタリングの実施、結果の分析、信用リスク管理委員会への報告が可能。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 整備したモニタリング態勢に基づき付保割合等に応じた付保の基準及び保険料率の設定等の制度改善を早急に図る必要がある。
住宅資金融通業務	II 4	<ul style="list-style-type: none"> • 融資申込受付日から融資決定まで標準処理期間を設定。目標の8割以上処理に対し、子育て世帯向け、高齢者世帯向け貸付住宅融資は7割程度、高齢者住宅改良融資は5割程度。要因分析、対応策を整理。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 直接融資業務に関し、標準処理期間内に処理できるよう、引き続き制度利用希望者に対する必要書類の周知や事務処理の迅速化に取り組む必要がある。
団体信用生命保険等業務	II 5	<ul style="list-style-type: none"> • (財)公庫住宅融資保証協会が実施していた団体信用生命保険業務を機構設立と同時に承継、実施。統計帳票を削減。 	<p>(総合評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 加入者の平均年齢が上昇しており、今後の安定的な制度維持に向け、保険料のあり方を早急に検討し、必要な見直しを行う必要がある。
予算、収支計画及び資金計画	III 1	<ul style="list-style-type: none"> • 既往債権管理勘定は、財政融資資金の繰り上げ償還を着実に実施。 • 既往債権管理勘定以外の勘定の単年度収支は124億円の黒字。 	<ul style="list-style-type: none"> • 既往債権管理勘定以外の勘定の単年度収支は黒字となっているが、主要業務である証券化支援業務については、当初計画より実績が下回っており、今後さらなる営業努力が必要である。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見 (H20. 11. 26) (個別意見)

- 目的積立金について、平成19年度の評価結果をみると、財形住宅資金貸付勘定において約59.9億円、住宅資金貸付等勘定において約94.0億円の当期総利益を計上しながら目的積立金を申請していない理由等が業務実績報告書等で明らかにされていない。今後、財務内容の改善等に関する評価を行うに当たっては、当期総利益を計上しながら目的積立金を申請していない理由を明らかにさせるべきである。
- 本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で128.6(事務・技術職員)と国家公務員の水準を大きく上回っている。これについては、評価結果において「官民給与格差是正措置について、当機構では平成19年度から職員の本俸の現給保障を打ち切って完全実施するなど給与の見直しを着実に実行しており評価できる。また、機構独自の取り組みとして、複線型人事制度の導入、賞与の年間支給月数の引き下げ、平均定期昇給率を国家公務員の1/2の水準への引き下げを行っており、ラスパイレス指数の低下にも取り組んでいる」旨記載されている。しかしながら、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、給与水準が高い理由として、①職員の勤務地や学歴構成、②その他法人固有の事情(業務の専門性)が挙げられているものの、これら法人の説明に対する貴委員会としての認識が評価結果において示されていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(7)、(イ)、(エ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。また、上記以外にも、別紙2(1-(1)-ウ-(イ))の状況がみられるので、これも踏まえた評価に取り組みたい。

⑩ 環 境 省

法人名	独立行政法人国立環境研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:大塚 柳太郎)
目的	地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全(良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。)に関する調査及び研究を行うことにより、環境の保全に関する科学的知見を得、及び環境の保全に関する知識の普及を図ることを目的とする。
主要業務	1 環境の状況の把握に関する研究、人の活動が環境に及ぼす影響に関する研究、人の活動による環境の変化が人の健康に及ぼす影響に関する研究、環境への負荷を低減するための方策に関する研究その他環境の保全に関する調査及び研究(水俣病に関する総合的な調査及び研究を除く。) 2 環境の保全に関する国内及び国外の情報(水俣病に関するものを除く。)の収集、整理及び提供。 3 前二号の業務に附帯する業務。
委員会名	環境省独立行政法人評価委員会(委員長:松尾 友矩)
分科会名	国立環境研究所部会(部会長:高月 紘)
ホームページ	法人: http://www.nies.go.jp/ 評価結果: http://www.env.go.jp/council/15dokuho/gyomu/index.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 「3.財務内容の改善に関する事項」、「2.(7)物品一括購入における業務費削減努力」の※で記載した部分は、2.(3)で評価していることを示す。
<項目別評価>							
1.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)環境研究に関する業務	A	A	A	A	A	A	
(2)環境情報の収集、整理及び提供に関する業務	A	A	A	A	A	A	
(3)研究成果の積極的な発信と社会貢献の推進	/	/	/	/	A	A	
2.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)戦略的かつ機動的な組織の編成	A	A	A	A	A	A	
(2)人材の効率的な活用	A	A	A	A	A	A	
(3)財務の効率化	A	A	A	A	B	A	
(4)効率的な施設運用	A	A	A	A	A	A	
(5)情報技術等を活用した業務の効率化	/	/	/	/	A	A	
(6)業務における環境配慮	A	B	A	B	A	B	
(7)物品一括購入における業務費削減努力	/	/	A	※	/	/	
(8)業務運営の進行管理	A	A	A	A	A	A	
3.財務内容の改善に関する事項	※	※	※	※	※	※	
4.その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設・設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.28)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 環境研究については、適切な研究体制のもと、各種のプログラムが着実かつ適切に進められている。特にIPCC(気候変動に関する政府間パネル)のような活動における成果のように、長期的な視点に立つ地道な活動を継続していることは高く評価できる。
- 環境情報の収集・整理・提供について、精力的な取組がなされているが、年度目標を達成できなかった項目があり、正確かつ適切な情報をできるだけ広範囲で利用できるよう工夫することが望まれる。
- 研究成果の発信、社会貢献については、全般的に適切に取り組まれており、体系的で効率的な広報活動を展開したことは高く評価できる。
- 業務運営全般については改善努力が積み重ねられ、各種成果に結びついていると考えられ、適切に取り組まれている。
- 以上を踏まえ、第2期中期目標の達成に向け適切に成果を上げていると判断する。18年度の業務実績評価にて指摘した事項も可能な範囲で適切に措置されていると評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
重点研究プログラム	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化研究プログラム、循環型社会研究プログラム、環境リスク研究プログラム、アジア自然共生研究プログラムの4つのプログラムを年度計画に基づいて適切に実施。 外部評価委員会の評価を受け、高い評価を受けた。 	<ul style="list-style-type: none"> 運営交付金と同等かそれ以上の外部資金を獲得し、外部評価委員会で高い評価を得るなど、予定通りの成果を上げている。 今後、相対的には高い評価とならなかったプロジェクトの原因分析、改善を期待。
基盤的な調査・研究活動	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 年度計画に基づき、8分野において基盤的な調査・研究活動を実施。 競争的環境で基盤的研究の推進を図るため、所内公募制度を活用。 	<ul style="list-style-type: none"> 所内公募制度も適切に機能しており、総じて十分な研究成果が得られている。 引き続き、重点研究プログラムとの役割分担と連携の明確化等が図られることを期待。
研究課題の評価・反映	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 外部専門家による評価を実施し、評価結果の反映のため、所内で検討を行い、今後の研究の進め方をとりまとめ。 	<ul style="list-style-type: none"> 外部評価の結果が業務運営に反映される等適切な取組がなされている。 今後なされる追跡評価についても、具体的かつ客観的な方法について検討を始めることが望ましい。
環境研究・環境技術に関する情報の提供	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 国内外の環境研究・環境技術ニュース、環境技術レポート、環境データベースの情報を収集・更新。 関連サイトの利用件数: 月平均約1万件(19年10月～20年3月の平均) 	<ul style="list-style-type: none"> 環境情報ネットワークについては年度計画を大きく下回り、内容面やアクセス数を高める工夫と取り組みが必要。 必ずしも研究所の責任とは言えない要素があり、この点を勘案した評価とする。
財務の効率化	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 人件費は、2,320,399千円で、17年度決算額比2%以上の削減達成。 自己収入額は、3,712百万円で、見込額4,069百万円を下回った。 随意契約ができる場合の基準、契約に係る公表基準を国に準じた基準とした。 	<ul style="list-style-type: none"> 随意契約の見直し、一般競争も公表対象とするなど、総じて適切に対応されている。 自己収入が見込額を下回り、減少傾向にある点は分析し、一層の努力が必要。 入札及び契約の適正な実施等は、現時点では問題ないが、成果を見守る必要がある。
業務における環境配慮等	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> 2箇所の観測施設で自然公園法違反事例が発生。関係機関への報告等適切に対処し、所内への法令遵守の徹底を図った。 CO2排出量は対13年度比19.5%削減(計画目標14%削減)、廃棄物全量を対16年度比25%以上削減。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園法に違反した事案が発生したことは大変残念で、法令遵守の徹底を図る必要がある。 省エネルギー等、廃棄物等発生量については数値目標を大きく上回るなど適切に成果を上げている。
人事に関する計画	4(2)	<ul style="list-style-type: none"> 公募による採用、NIES 特別研究員等の採用、客員研究員の招聘など、多様な人材の確保し、重点研究プログラムへの重点的な配置を実施。 給与水準: 研究系職員 104.1%、事務系職員 97.0%(対国家公務員)。 	<ul style="list-style-type: none"> 公募による幅広い研究系職員の採用や客員研究員の委嘱等、適切な人材運用が行われていると評価。 給与水準は研究系職員が100%を上回る水準だが、任期付き職員を経て採用される特殊性を踏まえると適切な範囲内と考える。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人環境再生保全機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:田中 健次)
目的	公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。
主要業務	1 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく公害に係る健康被害の補償及び予防に関する業務を行うこと。2 民間団体の環境保全活動への支援及びこれらの活動の振興に必要な調査研究、情報の収集・整理・提供等を行うこと。3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用に対する助成を行うこと。4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく最終処分場の維持管理積立金の管理を行うこと。5 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく石綿健康被害者の救済に関する業務(被害者の認定、救済金の給付、拠出金の徴収)を行うこと。6 1~5からの業務の遂行に支障のない範囲内での環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修を行うこと。
委員会名	環境省独立行政法人評価委員会(委員長:松尾 友矩)
分科会名	環境再生保全機構部会(部会長:佐野 角夫)
ホームページ	法人: http://www.erca.go.jp/index.html 評価結果: http://www.env.go.jp/council/15dokuho/gyomu/index.html
中期目標期間	5年間(平成16年4月1日~平成21年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>					
1 業務運営の効率化	A	A	A	B	
(1) 組織運営の効率化	A	A	A	B	
(2) 業務運営の効率化	B	A	A	A	
(3) 経費の効率化・削減	A	A	A	B	
(4) 業務における環境配慮	B	A	A	A	
2 国民に対する提供するサービスその他業務の質の向上	A	A	A	A	
(1) 公害健康被害補償及び予防業務	A	A	A	A	
(2) 地球環境基金業務	B	A	A	A	
(3) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務	B	A	A	B	
(4) 維持管理積立金の管理業務	A	A	A	B	
(5) 石綿健康被害救済業務		a×1, b×1	A	A	
3 財務内容の改善	A	A	A	A	
(1) 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	A	A	A	A	
(2) 短期借入金の限度額	—	A	A	A	
4 その他業務運営に関する重要事項	A	A	A	A	
(1) 人事に関する事項	A	A	A	A	
(2) その他	A	A	A	—	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.27)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度は、中期計画に沿って国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上、財務内容の改善その他の業務運営に関する重要事項については、十分な成果をあげており、総合的にみて中期目標の達成に向け、適切な業務運営を行っているといえる。しかしながら、今後においては、業務運営の効率化、特に、内部統制体制の確立、人事管理制度の更なる改善などについて、速やかに取り組むとともに、現行の管理部門等の縮減を含めた組織のあり方の見直しについて、早急に着手する必要がある。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織運営の効率化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 緑地整備関係建設譲渡事業の終了による担当課の廃止に伴い、債権管理課に係を設置。 2名の削減及び人員配置の見直しを実施。 新人事評価制度に基づく人事評価を実施し、結果を夏季及び冬季の賞与に反映。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の削減を行うとともに、新人事評価に基づき、各部門の目標と個々の職員の業務計画を作成し、職員の意識の向上を図り、評価結果を賞与に反映させることにより、組織運営の効率化を進めている。
業務運営の効率化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 中期計画、年度計画の進捗状況を把握するため、半期毎に自己点検・自己評価を実施。 業務評価委員会を2回開催し、得られた意見・提言を業務運営に反映。 情報共有化システム等による情報・知識の共有化。 外部委託・外部機関の活用。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務の自己点検・自己評価の実施結果と機構の内部業務点検・助言委員会の意見・提言を業務運営に反映させ効率化を進めている。 情報共有化システムの活用による情報・知識の共有化、サービサーなどのアウトソーシングの有効利用等により、業務運営の効率化が図られていると評価できる。
経費の効率化・削減	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> 業務の効率化に努め、一般管理費は、平成15年度比で32.8%削減。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費、運営費交付金を充当する事業費及びサービサーへの委託費は、いずれも

		<ul style="list-style-type: none"> 石綿健康被害救済関係経費に係る一般管理費は、共通的な経費分担比率の低下などにより、平成18年度比で48.5%削減。 運営費交付金を充当する事業費は、業務の効率化に努め、平成15年度比で20.5%削減。 	<p>前年度の実績より増加している状況である。今後は、効率化・削減の具体的な内容を示しつつ、前年度との実績の比較においても極力抑制に努め、やむを得ず増加する場合には、十全な説明責任を果たすことを期待する。</p>
公害健康被害補償及び予防業務	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 汚染負荷量賦課金 徴収率:101.05%(15年度:100.36%)。 収納率:99.99%(15年度:99.99%)。 申告・納付説明会の開催:103会場。 申告督促による徴収:69事業所。 商工会議所への業務委託:156会議所。 賦課金専用HPへのアクセス数:28千件(前年度比120%)。 事務処理日数:164日(15年度:219日)。 公害健康被害予防事業は、地域住民の健康確保につながる事業に重点化。 予防事業に係るサイトのアクセス数:123千件(15年度75千件)。 	<ul style="list-style-type: none"> 全国156の商工会議所と連携を強化し、納付義務者への効果的な説明会を開催するとともに、問い合わせへの的確な対応に努め、徴収率・収納率ともに適切に目標を達成している。 HPのアクセス件数は大幅に増加する等、納付義務者へのサービス向上にも努めていることが評価できる。 事務処理日数は中期目標期間の削減目標である25%減を昨年度において達成し、引き続きこれを維持することができた。 運用収入の減少見込みに対して、助成事業の重点化等が適切に推進されている。
地球環境基金業務	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度助成金交付要望募集要領に「一つの活動に対する助成期間は原則として3年」とする旨を募集要領に明記。 助成金支給に係る処理期間を27.21日に短縮(15年度:31.24日)。 助成事業:176件採択(HPで公表)。 18年度の事後評結果をHPで公表、国内14団体・海外2団体を選定し、事後評価を実施。 調査事業については、国の政策目標に沿って重点化。 研修事業については、ニーズ把握・評価のためのアンケートを実施、回答者の70%以上が有意義であったと評価。 寄附金受入額:68,633千円。 	<ul style="list-style-type: none"> 助成の固定化を回避するとともに、対象分野及び対象地域の重点化が適切に推進されている。 第三者による評価専門委員会において事後評価結果をとりまとめHPで公表し、平成20年度募集からは、過去に助成を受けたことのない団体を対象とした「発展助成」を新設したこと等は評価できる。 処理期間の短縮、募集時期の早期化等利便性向上に向けた取組が推進されている。 研修事業についてはニーズの把握に努め、質の向上を図り高い評価を得ている。 民間寄附金の受入れについては、基金創設以降最大であった18年度の実績を大きく上回り、特に優れた成果が上がったものと評価できる。
維持管理積立金の管理業務	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 運用利息額等の通知を1,307件実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 積立金の管理を適正に行い、運用利息額等の通知をこれまで同様に行っている。
石綿健康被害救済業務	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> HPに申請手続、記載事例等を掲載。 申請・請求受付:1,425件、認定等決定:1,665件(18年度に受け付け審査中だった868件を含む)。 救済給付の支給額:約2,700百万円。 	<ul style="list-style-type: none"> 18年度からの累計認定申請5,350件に対し、9割弱の認定等の処理を行い、成果を上げたことは評価できる。
承継業務に係る債権・債務の適切な処理	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 貸倒償却:約7億円(前年度約15億円)。 返済懲還・法的処理・債権分割による債権回収:約65億円(前年度:約69億円)。 	<ul style="list-style-type: none"> 正常債権以外の債権回収額が、年度計画を大きく上回って回収できたことについて評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 公害健康被害補償予防業務勘定において、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)第62条に基づき本法人が徴収する特定賦課金のうち、徴収ができないため未収となっているものがあり、本法人は、平成19年度の財務諸表において「破産更生債権等」として約26.3億円を計上している。当該債権は、19年度にも約0.7億円増加しているが、昭和49年度以降減額することなく毎年積み上がっており、それと同額の貸倒引当金も同様に毎年積み上がっている状況である。これについて改めてみると、財務諸表上の処理としては、債権の一般原則としての時効による消滅と計上すべき債権との関係について整理すべき点があるものと考えられる。今後の評価に当たっては、貴委員会として、以上の点に関し、本法人に対し、会計処理について改めて検証した上で業務実績を報告させ、評価を行うべきである。
- 本法人の給与水準については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべきである。」との指摘を行っている。本法人の平成19年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で114.7(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。その理由として、同年度の役員の報酬等及び職員の給与の水準に関する情報の公表における本法人自身の説明によると、①職員の学歴構成、②管理職割合の高さが挙げられている。しかしながら、評価結果において、②についての言及はなされているが、①に関して、法人の説明の合理性の検証状況が明らかにされていない。今後の評価に当たっては、別紙2(1-(1)-ア-(イ))を踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

⑪ 防 衛 省

法人名	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構(平成14年4月1日設立)〈特定〉 (理事長:嶋口 武彦)
目的	駐留軍等及び諸機関のために労務に服する者(駐留軍等労働者)の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する業務を行うことにより、駐留軍等及び諸機関に必要な労働力の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 駐留軍等労働者の雇入れ、提供及び労務管理の実施(労働契約の締結、昇格その他の人事の決定を除く。)に関する業務を行うこと。2 駐留軍等労働者の給与の支給(額の決定、給与の支払を除く。)に関する業務を行うこと。3 駐留軍等労働者の福利厚生の実施(法令の規定により事業主、事業者又は船舶所有者でなければ行うことができないとされる事項、宿舎に供される行政財産の管理、表彰(永年勤続に係るものに限る。)を除く。)に関する業務を行うこと。
委員会名	防衛省独立行政法人評価委員会(委員長:東海 幹夫)
分科会名	-
ホームページ	法人: http://www.lmo.go.jp/ 評価結果: http://www.mod.go.jp/j/delibe/dokuritsu/gijiroku/index.html
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H15年度	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. A、B、C、Dの4段階評価。ただし、委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 平成19年1月9日に主務大臣が内閣総理大臣から防衛大臣に変更されている。平成17年度以前の評価は内閣府独立行政法人評価委員会の評価結果を記載している。 4. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取り扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 5. 府省評価委員会は、中期目標期間の業務の実績について評定を付さない取り扱いとしているため、第1期中期目標期間には「-」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1)業務の運営体制	A×3	A×3	A×3	-	A×5	A×4 B×1	
(2)経費の抑制	A×6	A×6	A×6	-	A	A	
(3)職員の意識の高揚	A×2	A×2	A×2	-			
2.国民に対して提供するサービス その他業務の質の向上							
(1)駐留軍等労働者の募集	A	A×3	A×3	-	A×2	A×2	
(2)駐留軍等労働者の福利厚生施策	A×2	A×2	A×2	-	A×3	A×3	
(3)駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件等に係る調査、分析、改善案の作成	A×3	A×2	A×2	-	A	A×1 B×1	
3.予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画	A	A	A	-	A	A	
4.短期借入金の限度額							
5.重要な財産の譲渡等							
6.剰余金の使途	A	A	A	-			
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1)施設設備に関する計画							
(2)人事に関する計画	A×2	A×2	A×2	-	A×2	A×2	
8.年度計画以外の業務実績等							
(1)随意契約の適正化						A	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.9.5)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 全体として年度計画に沿って的確に業務が実施されており、中期目標の達成に向けて着実に進捗しているものと認められる。
- 平成19年度は今中期目標期間の2年目であるが、中期目標を着実に達成すべく、機構の運営の効率化を図ることにより、年度計画に掲げている「年度平均4%の人員削減」を実施するとともに、「人件費概ね4%、物件費概ね2%の経費の抑制」について、平成20年度以降を見通し、その抑制率を大きく上回る経費の抑制を図っている。
- 本部事務所の機能が2箇所に分かれている状況については、業務運営の効率化及び機構法との関係で手続上の重大な課題を残している観点から望ましいものではなく、速やかに是正されたい。
- 今中期目標期間においても、支部の統合を含めての組織の見直し及び事務の効率化等を引き続き促進させ、その着実な実施によって、より一層の成果を上げていくことを期待する。また、計画に沿って事業を実施することにとどまらず、計画の前倒し着手に積極的に取り組み、成果の拡大を図ることを期待する。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務の運営体制	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度人員数380人に対して364人とし、16人削減。これにより前期中期目標期間の最終年度である平成17年度末の人員数396人に対して、各年度平均4%の削減率を達成。 経費抑制を図るため、本部事務所の移転先 	<ul style="list-style-type: none"> 機構全体で中期目標に定められた人員数(職員数)の削減が進んでいる。さらに経費の抑制との関係において、本部と支部の適正な人員配置にも留意をされたい。 本部事務所は、東京都港区から東京都大田区(本部として登記)に移転するとともに神奈

		<p>の検討、諸手続の準備を行った上、平成 20 年2月に本部事務所を東京都大田区及び神奈川県横浜市に移転。</p>	<p>川県横浜市(機構の本部業務を実質的に実施)に新たな事務所を設置した。しかしながら、(独)駐留軍等労働者労務管理機構法(機構法)第5条「主たる事務所を東京都に置く」という規定に適合しているかについて、国と機構との間で見解が異なっている。当委員会としては、機構法の枠内で業務を行うことが機構側の責務であり、機構役員会の決定等が国との関係において円滑になされていないと判断し、C評価とした。</p> <p style="text-align: right;">など</p>
<p>国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上(駐留軍等労働者の給与その他の勤務条件等に係る調査、分析、改善案の作成)</p>	<p>2(3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 民間企業における労働力確保のための施策の実態を調査するという観点から、「米軍基地が所在する関係都県の経済動向・雇用情勢」、「民間企業の労働力確保の現状と取り組み及び今後の見通し」等について調査・分析を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 本件の調査・分析は、日本銀行、厚生労働省資料の二次資料を用いた一般的分析に留まり、具体性に欠けるためB評価とした。例えば、この報告を受けて、機構が高齢者あるいは女性をいかに活用することができるか、加えて若年層をいかに惹き付けるかという観点からの考察が必要と考える。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 19 年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 平成 20 年2月に、主たる事務所を東京都港区から東京都大田区(本部として登記)に移転するとともに、神奈川県横浜市に新たな事務所(本法人の本部業務を実質的に実施)を設置したことについては、9月 16 日付けで防衛大臣から本法人に対し独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法(平成 11 年法律第 217 号)第5条の「主たる事務所を東京都に置く。」との規定に違反するおそれがあるとして、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 65 条第1項に基づく是正要求が出されている。今後の評価に当たっては、事務所の移転に関し、防衛大臣から本法人に対し是正要求が出されるに至った経緯及び対応状況を踏まえ、神奈川県横浜市に新たな事務所を設置した理由を明らかにした上で、評価すべきである。
- 目的積立金について、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「当期総利益を計上していないながら目的積立金を申請していない法人について、利益の発生要因を分析し目的積立金を申請していない理由等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。」との指摘を行ったところであるが、平成 19 年度の評価結果をみると、約 1.6 億円の当期総利益を計上しながら目的積立金を申請していない理由等が業務実績報告書等で明らかにされていない。今後、財務内容の改善等に関する評価を行うに当たっては、当期総利益を計上しながら目的積立金を申請していない理由を明らかにさせるべきである。

⑫ 法 務 省

法人名	日本司法支援センター(平成18年4月10日設立) (理事長:金平 輝子) ※平成18事業年度評価から、独立行政法人同様に評価を実施。
目的	内外の社会経済情勢の変化に伴い、法による紛争の解決が一層重要になることにかんがみ、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者(弁護士及び弁護士法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者をいう。)のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援(以下「総合法律支援」という。)に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的とする。
主要業務	1 法制度、相談機関・団体等(弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等)に関する情報を無料で提供する情報提供業務。2 資力の乏しい方に対し、無料法律相談を行い、必要な場合、法律の専門家を紹介し、裁判費用や弁護士又は司法書士の費用の立替えを行う民事法律扶助業務。3 国選弁護士等になるろうとする弁護士との契約、国選弁護士候補者の指名及び裁判所への通知、国選弁護士等に対する報酬・費用の支払いなどを行う国選弁護関連業務。4 法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消に向けた司法過疎対策業務。5 刑事手続への適切な関与や、損害・苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報提供、犯罪被害者等支援の情報収集、適切な相談窓口の紹介や関係機関・団体への取次、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士の紹介を行う犯罪被害者支援業務。
委員会名	日本司法支援センター評価委員会(委員長:山本 和彦)
分科会名	—
ホームページ	法人: http://www.houterasu.or.jp/ 評価結果: http://www.moj.go.jp/SHINGI/shien.html#gaiyo
中期目標期間	4年間(平成18年4月10日～平成22年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	備考
<総合評価>	—	—	1. A、B、Cの3段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>			
1. 総合法律支援の充実のための措置			
(1) 総括	A×1, B×2	A×1, B×2	
(2) 情報提供・関係機関連携強化	A	A	
(3) 民事法律扶助	B	A×1, B×1	
(4) 国選弁護士確保	B	B	
(5) 司法過疎対策	B	B	
(6) 犯罪被害者支援	A	A	
2. 業務運営の効率化			
(1) 総括	A	A	
(2) 情報提供・犯罪被害者支援・関係機関連携強化	A	A	
(3) 民事法律扶助・国選弁護士確保	B	A×1, B×1	
(4) 司法過疎対策	A	B	
3. 提供するサービスその他の業務の質の向上			
(1) 情報提供	A	A×1, B×1	
(2) 民事法律扶助	B	B	
(3) 国選弁護士確保	A	B	
(4) 犯罪被害者支援	A	A	
(5) 司法過疎対策	A	A	
(6) 関係機関連携強化	A	A	
4. 財務内容の改善	B	B	
5. 予算、収支計画及び資金計画	A	B	
6. 短期借入金の限度額	—	—	
7. 重要な財産の譲渡等	—	—	
8. 剰余金の使途	—	—	
9. その他業務運営に関する事項			
(1) 施設・設備に関する計画			
(2) 人事に関する計画	B	B	

2. 府省評価委員会による平成19年度評価結果(H20.8.29)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 中期目標期間終了時の体制整備の一応の完了を見据えながら、平成18年度に軌道に乗せた各種業務を円滑に遂行しつつ、現実の業務遂行の場面で更なる改善等が必要になった場合には、適切に改善に向けた取組を行うことが求められ、このような業務遂行、取組が行われたか否かを指標として評価。
- 業務実績を総括的にみると、おおむね順調に中期計画の履行が進捗しているが、昨年度に続き、一部で改善に向け更なる努力を要する面(支援センターの認知度が低いこと、依然として所要の常勤弁護士の確保に至っていないこと)もあった。
- 体制整備については、平成21年度の業務量拡大を見据えた対応が行われ、多様な雇用形態の活用、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程による人件費管理・人事評価がされており、地方協議会の開催等の取組を続けたほか、新たに顧問会議の設置を検討し、実現する予定である。これらの体制整備に関する取組は評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	日本司法支援センターの業務実績	府省評価委員会による評価結果等
総括	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ マスコミや交通広告等を利用したマスメディア広報、イベントの実施。地方公共団体等への広報誌の配布。 ・ ホームページの全面リニューアル。 ・ 内部監査規程等の策定。内部監査の実施。 ・ 各地方事務所において、1回以上の地方協議会の開催。 ・ 顧問会議設置の検討。 ・ 常勤弁護士(就職)説明会の開催(43回余)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援センターの認知度は低く、広報活動が十分とは評価できない状況。より効果的で効率的な広報活動を実施すべき。 ・ 監査の実施が一部の事務所のみ。今後も積極的に監査を進めることを期待。 ・ 国選弁護関連業務に関し、一部、費用の支出に不適切な面が見られた。今後も内部統制・ガバナンス強化のための取組が必要。 ・ 地方協議会は、関係機関との連携・協力関係の確保・強化にもつながっている。また、顧問会議の設置も評価できる。 ・ 常勤弁護士を72名確保。しかし、必ずしも十分であるとは言えず、常勤弁護士の確保に向けた一層の取組が必要。
民事法律扶助	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤弁護士の配置事務所:56か所。 ・ 旭川地方事務所の常勤弁護士による旭川地方裁判所稚内支部等の巡回。主として民事法律扶助事件の取扱い。 ・ 平成21年度までに民事法律扶助に対するニーズ調査を実施すべく、ニーズ調査の方法や対象について検討を重ね、3つの対象者層(一般市民、法律扶助利用者、高齢者層等)に対する調査を実施する旨の計画を立案。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤弁護士の活用や、契約弁護士、契約司法書士の確保にも努めたことは評価できる。しかしながら、いわゆるゼロワン地域はなお相当残っており、より多くの常勤弁護士を採用するなど、全国的に均質な民事法律扶助サービスの実現に向けた更なる取組を期待。 ・ 利用者のニーズに沿った民事法律扶助サービスを提供できるような調査を早期に実施し、調査結果を分析し、業務運営に反映すべき。
国選弁護人確保	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国選弁護人契約弁護士:13,427人(平成19年度末)。 ・ 岐阜地方事務所の常勤弁護士による岐阜地方裁判所御嵩支部の巡回。国選弁護事件に関する法律サービスの提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国選弁護人契約弁護士の数が増加していることは評価できる。 ・ 裁判員制度の実施及び被疑者国選弁護の対象事件の拡大という観点から見ると、いまだ十分とは言えず、より多くの常勤弁護士の確保が必要。新人弁護士の確保に取り組むとともに、中堅・ベテラン弁護士の確保のための取組を一層推進すべき。
司法過疎対策	1(5)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 司法過疎対応地域事務所:15か所(平成19年度新設9か所)。 ・ 旭川・岐阜地方事務所の常勤弁護士による稚内支部等・御嵩支部の巡回。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 司法過疎対応地域事務所9か所の新設、常勤弁護士による巡回サービスにより、一定の成果が上がっている。 ・ 実質的ゼロワン地域はなお相当残っており、その解消のための更なる取組を期待。
総括	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程の策定。 ・ 一般競争の導入、随意契約における企画競争、複数見積もり。 ・ 事業企画本部に常勤弁護士総合企画室を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な人員配置及び人件費管理が行われている。 ・ 一般競争手続の導入などにより、より安価な金額での契約に努めている。 ・ 常勤弁護士確保業務を効率的に行うための常勤弁護士総合企画室の設置は、適時適切な業務運営体制の見直しの一例として評価できる。
民事法律扶助・国選弁護人確保	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤弁護士(就職)説明会の開催(43回余)。 ・ 司法過疎地域事務所において受任する事件の依頼・相談対象範囲の拡大。 ・ 地方事務所等における一部の4号有償事件の取扱い実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 72名の常勤弁護士を確保したことは評価できるが、いまだに十分な数の常勤弁護士を採用するまでに至っておらず、一層努力すべき。 ・ 関連事件を受任できるようにした点は評価できるが、十分とは言えない。今後も事件受任の工夫に取り組むべき。
司法過疎対策	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤弁護士を配置した事務所(56か所)のうち、司法過疎対応地域事務所は15か所(うち平成19年度に9か所を新設)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援センターの業務の補完性と効果的・効率的な業務運営の観点から踏まえ、実質的ゼロワン地域の解消に向けて更なる事務所設置の実現を図ることが望ましい。
情報提供	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ FAQの随時更新等、約700問をHPで公開。 ・ ウェブによる利用者アンケートの実施。 ・ アンケート調査(5段階):満足度3.6。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ FAQの充実等、利用者が必要とする情報を迅速に提供するための取組がされている。 ・ 利用者の満足度について、客観的な調査方法に変更したことは評価できるが、回答率を引き上げる努力を行うとともに、利用者の満足度が向上に向けた更なる工夫が必要。
民事法律扶助	3(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 援助審査の合理化(少人数の審査委員による審査(原則2名)、審査の開催頻度の増加、書面審査の活用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 援助審査の審査委員の少人数化等の工夫はされているが、全体として援助申込みから審査実施までの期間は昨年度と同程度の期

			間を要している。援助申込みから審査を経て代理人が選任されるまでの期間を短縮するための、工夫、努力を期待。
国選弁護士確保	3(3)	<ul style="list-style-type: none"> 支部を含むすべての地方事務所において、おおむね所定の目標時間内に国選弁護士候補者等を指名・通知。 	<ul style="list-style-type: none"> 受任した複数の被告事件の公判期日への不出頭等の不祥事を起こした弁護士に対し、3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置を講じ、日本弁護士連合会との協議の場で措置事例を紹介し注意喚起を図った。
犯罪被害者支援	3(4)	<ul style="list-style-type: none"> 民間犯罪被害者支援団体の電話相談等経験者、警察出身者等を窓口対応専門職員として配置(12事務所)。 弁護士会会長からの推薦に基づき精通弁護士名簿を作成(H20.3.1現在1,261名)。 	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者やその支援に携わる者からの意見聴取は適切に行われている。 犯罪被害者支援に精通した弁護士も十分に確保されている。
財務内容の改善	4	<ul style="list-style-type: none"> 自己収入:約1億3,000万円。 地方公共団体からの補助金:250万円余り。 新規立替額:11,078,282千円。 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金や寄附金の収入について更なる努力を期待。 民事法律扶助に係る償還金について、立替金残高のうち回収不能として見込まれる金額の割合が前年度より悪化。償還金確保に向けた施策について早急な検討が必要。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26及びH21.1.7)(個別意見)

- 本法人の主要な業務の一つである国選弁護等関連業務においては、本法人の業務開始後、国選弁護士契約を締結している契約弁護士による複数の不祥事案が発生している。このような状況を踏まえ、理事長及び当該業務を担当する理事は、業務の適正な実施を確保する観点から、国選弁護士契約の締結、国選弁護士候補の指名・通知、国選弁護士に対する費用及び報酬の算定等、国選弁護等関連業務の実態について具体的かつ詳細に把握した上で、ガバナンス体制の強化を図る必要がある。また、監事は、このような状況を踏まえ業務の監査を行う必要がある。昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、契約弁護士が国選弁護士に選任された複数の被告事件において、公判期日への不出頭等により措置されるという事案に関して、類似の不祥事案の再発防止の取組としての評価を求めたところである。当該評価項目については、契約約款上の措置や日本弁護士連合会との協議の場における注意喚起等の取組が行われたことをも総合勘案しB評定としたとの説明を受けたが、評価表上は、その点が明確となっていない。今後の評価に当たっては、国民に対する評価表の分かりやすさを向上させるとの観点から、評定に至る貴委員会の考えを分かりやすく記述すべきである。
- 貴委員会の評価表からは、業務のコスト構造の観点からの評価は明らかではない。今後の評価に当たっては、例えば、コールセンターにおける電話等による情報提供件数と委託経費等の当該業務に要した費用との費用対効果分析を行うことにより、現在提供しているサービスの質を低下させることなく、より低コストで同等のサービスの提供を行うことができないかという観点からの評価も行い、その結果を明確に示すべきである。
- 本法人については、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「本法人は独立行政法人の随意契約に関する公表項目のうち、予定価格及び落札率については公表していない。また、随意契約の公表に係る事項について事業報告書等において記載されておらず、評価結果においても言及されていない。今後の評価に当たっては、随意契約に係る公表項目の実態について事業報告書等で明らかにさせるとともに、独立行政法人における取扱いを踏まえ、本法人における公表項目の妥当性について評価を行うべきである。」との指摘を行っている。予定価格及び落札率を明らかにしていないことについて、本法人の監事は、本法人が締結した契約のすべてに妥当する理由として、「予定価格を明らかにすると、それ以降の契約に際して予定価格が推認されるおそれがあるため」と説明しているが、貴委員会では、当該説明が本当に妥当するのかの検証を行っていない。今後の評価に当たっては、随意契約について、一律に予定価格及び落札率を公表していないことについて、事務所賃貸借契約等、同種の契約ごとにその妥当性について検証するなど、本法人が予定価格及び落札率を公表していない妥当性について検証すべきである。

⑬ 国立大学法人・
大学共同利用機関法人

法人名	国立大学法人(86法人)(平成16年4月1日設立) 大学共同利用機関法人(4法人)(平成16年4月1日設立)
目的	国立大学及び大学共同利用機関を設置すること。
主要業務	《国立大学法人》 1 国立大学を設置し、これを運営すること。2 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。3 当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。4 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。5 当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。6 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。 《大学共同利用機関法人》 1 大学共同利用機関を設置し、これを運営すること。2 大学共同利用機関の施設及び設備等を大学の教員その他の者で当該大学共同利用機関の行う研究と同一の研究に従事するものの利用に供すること。3 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。4 当該大学共同利用機関における研究の成果(第2号の規定による大学共同利用機関の施設及び設備等の利用に係る研究の成果を含む。次号において同じ。)を普及し、及びその活用を促進すること。5 当該大学共同利用機関における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。
委員会名	国立大学法人評価委員会(委員長:野依 良治)
分科会名	国立大学法人分科会(分科会長:荒川 正昭)、大学共同利用機関法人分科会(分科会長:飯吉 厚夫)
ホームページ	法人:資料3参照、評価結果: http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/08102007.htm
中期目標期間	6年間(平成16年4月1日～平成22年3月31日)

1. 国立大学法人評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度 (全93法人)	H17年度 (全95法人)	H18年度 (全91法人)	H19年度 (全91法人)	備考
<総合評価>	-	-	-	-	
<項目別評価>					
1. 業務運営の改善及び効率化					
特筆すべき進捗状況にある	7法人(8%)	11法人(12%)	4法人(4%)	8法人(9%)	1. 「特筆すべき進捗状況にある」、 「順調に進んでいる」、 「おおむね順調に進んでいる」、 「やや遅れている」、 「重大な改善事項がある」の5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 国立大学法人評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。 4. H17年度の法人数については、平成17年10月に統合・再編された旧富山3法人(旧富山大学、旧富山医科薬科大学、旧高岡短期大学。現富山大)及び旧筑波技術短期大学(現筑波技術大学)を含む。
順調に進んでいる	37法人(40%)	54法人(57%)	66法人(73%)	57法人(62%)	
おおむね順調に進んでいる	39法人(42%)	22法人(23%)	18法人(20%)	19法人(21%)	
やや遅れている	10法人(11%)	8法人(8%)	3法人(3%)	7法人(8%)	
重大な改善事項がある	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	
2. 財務内容の改善					
特筆すべき進捗状況にある	3法人(3%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	
順調に進んでいる	50法人(54%)	82法人(86%)	81法人(89%)	84法人(93%)	
おおむね順調に進んでいる	40法人(43%)	11法人(12%)	7法人(8%)	5法人(5%)	
やや遅れている	0法人(0%)	2法人(2%)	3法人(3%)	2法人(2%)	
重大な改善事項がある	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	
3. 自己点検・評価及び情報提供					
特筆すべき進捗状況にある	4法人(4%)	5法人(5%)	7法人(8%)	0法人(0%)	
順調に進んでいる	51法人(55%)	79法人(83%)	80法人(88%)	82法人(91%)	
おおむね順調に進んでいる	35法人(38%)	8法人(8%)	3法人(3%)	3法人(3%)	
やや遅れている	3法人(3%)	3法人(3%)	1法人(1%)	6法人(6%)	
重大な改善事項がある	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	
4. その他業務運営に関する重要事項					
特筆すべき進捗状況にある	1法人(1%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	
順調に進んでいる	52法人(56%)	84法人(88%)	80法人(88%)	76法人(84%)	
おおむね順調に進んでいる	37法人(40%)	9法人(9%)	10法人(11%)	12法人(13%)	
やや遅れている	3法人(3%)	2法人(2%)	1法人(1%)	3法人(3%)	
重大な改善事項がある	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	0法人(0%)	

2. 国立大学法人評価委員会による平成19年度評価結果(H20.10.9)(主なものの要約)

(1) 全体の状況

- 中期目標期間の4年目となる平成19年度においては、それぞれの法人において、学長・機構長のリーダーシップの下、各法人の基本的な理念や置かれた環境に応じて、工夫・改善を図りつつ、中期目標の達成に向けて意欲的に運営を進めている。一方、管理運営コストの削減に向けて、今後は管理運営組織のスリム化を検討していくことが期待される。
- 「業務運営の改善・効率化」については、基本的には順調な進捗状況にあり、一部の法人において進捗状況に遅れが見られるものの、教職員の評価結果を給与等処遇に反映させるなど、特筆すべき進捗状況にある法人も見られた。一方で、経営協議会の運営や学生収容定員の充足について、取組が不十分な法人も見られた。
- 「財務内容の改善」については、平成16～18年度に引き続き、多くの法人でその特色を活かしつつ、外部資金の獲得や経費節減に様々な工夫や努力を行った結果、具体的な成果が得られており、一部の法人において進捗状況に遅れが見られるものの、基本的には順調に進捗している。
- 「自己点検・評価及び情報提供」及び「その他業務運営(施設設備の整備・活用、安全管理等)」については、引き続き、基本的には順調に進捗しており、外部評価の実施や施設設備の有効活用等に積極的に取り組んでいる。一方で、研究費の不正使用防止等について、取組が不十分な法人も見られた。
- 教育研究等の質の向上の状況については、多くの法人において、教育活動の個性化・特色化、競争的環境の醸成と資源の戦略的配分、女性研究者や若手研究者の育成、産業界や地域社会等への貢献等に積極的に取り組んでいる。
- 全国共同利用の附置研究所及び研究施設においては、ユーザーや研究者コミュニティ等の意見を踏まえつつ、大型研究設備や

資料・データの提供、共同研究や研究集会の組織等を通じ、大学の枠を越えた共同利用・共同研究を実施している。

- 附属病院においては、医師不足問題や近年の診療報酬のマイナス改定により病院経営が極めて厳しい状況の中、教育研究診療の質向上、病院運営の効率化、地方公共団体や地域の医療機関との連携等に積極的に取り組んでいる。
- 大学共同利用機関法人においては、複数の大学共同利用機関が統合したメリットを活かし、従来の学問分野や組織の枠組みを越えて行ってきた新たな取組については、一定の効果を上げている。

(2) 項目別評価(一例)

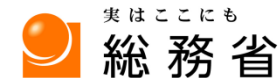
評価項目	(1との関連)	国立大学法人評価委員会による評価結果等
業務運営の改善及び効率化	1	<ul style="list-style-type: none"> • 経営協議会については、ほとんどの法人において適切な審議が行われ、学外委員の意見を法人運営の改善に反映しているが、6法人(電気通信大学、宮城教育大学、筑波技術大学、宇都宮大学、和歌山大学及び福岡教育大学)において、審議すべき事項が報告事項として扱われており適切な審議が行われていない。 • 学生収容定員の充足については、大学院博士課程若しくは専門職学位課程の充足率が90%を満たしていない法人が9法人(政策研究大学院大学、弘前大学、信州大学、秋田大学、旭川医科大学、和歌山大学、山梨大学、九州工業大学及び三重大学)ある。 • 教職員の個人評価については、多くの法人が制度の検討を進め、試行を行いつつ取組を進めており、これまでの17法人に加えて、新たに15法人(北海道大学、東京学芸大学、福井大学、山梨大学、信州大学、豊橋技術科学大学、島根大学、岡山大学、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、九州工業大学、長崎大学及び熊本大学)において、教職員のそれぞれの職務を踏まえた個人評価の本格実施とその結果の給与等処遇への反映を実施している。
財務内容の改善	2	<ul style="list-style-type: none"> • 外部資金の獲得に向け、多くの法人において法人内で教員のインセンティブを高める方策や外部資金の申請を支援する諸施策を講じるなど積極的な取組を進め、継続的に成果を上げている。また、経費の節減についても、各法人とも引き続き各種の方策を講じ、光熱水料の削減や複数年契約による各種契約費の削減など管理的経費の抑制に積極的に取り組んでいる。なお、これらの取組の成果が、外部資金比率の向上や一般管理費比率の低下等の財務指標に現れている例も見られた。 • 人件費管理については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)を踏まえ、各法人の中期計画において人件費削減の目標値が設定されており、すべての法人がその達成に向けて、着実に人件費の削減を行っている。
自己点検・評価及び情報提供	3	<ul style="list-style-type: none"> • 自己点検・評価については、教育研究、管理運営に必要な様々なデータベースシステムを整備し、ITを活用して中期計画・年度計画の進捗状況を定期的に管理し、実績報告書の作成作業等の効率化と負担の軽減を図っている法人も見られた。今後は、より多くの法人において、ITを活用して、中期計画・年度計画の進行管理及び評価作業の効率化と負担の軽減に向けて工夫改善が行われることが期待される。
その他業務運営(施設設備の整備・活用、安全管理等)	4	<ul style="list-style-type: none"> • 研究費の不正使用防止のための取組については、多くの法人において、危機管理に相応しい仕組み、未然の防止策及び事案の把握方法に関し、ガイドラインや関係規程の制定等、体制、ルールの整備を行っている。一方で、11法人(北海道教育大学、小樽商科大学、お茶の水女子大学、総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、福井大学、静岡大学、大阪大学、鳴門教育大学、鹿屋体育大学及び高エネルギー加速器研究機構)において、研究費の不正使用防止に向けて一部の規程や体制の整備がなされていないため、早急な対応が求められる。 • 危機管理については、すべての法人において、災害、事件・事故等に対する危機管理マニュアルの制定、対応部署の設置、予防訓練の実施等、全学的・総合的な危機管理体制の整備を進めている。今後は、各法人が置かれた環境に応じて、想定される事象ごとに、地域との連携を図りながら、予防的措置にも力を注ぎつつ、危機管理体制をより強固に構築していくことが期待される。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成19年度評価に関する意見(H20.11.26)(個別意見)

- 公的研究費の不正使用の防止のための体制・ルール等の整備状況についての評価を行っているが、一部の国立大学法人において公的研究費の不正使用が発覚している例があることなどを踏まえ、公的研究費の不正使用の防止のための取組状況について、引き続き評価を行うべきである。
- 法人運営に影響を及ぼすおそれのある各種事項に対する危機管理について、全学的・総合的な対応体制の整備状況について評価しているが、一部の国立大学法人において薬品管理等に係る法令違反が発覚している例があることなどを踏まえ、引き続き、各国立大学法人等が整備した危機管理に係る全学的・総合的な対応体制の運用状況について評価を行うべきである。
- 随意契約の適正化の一層の推進について、政府全体で取り組んでいることにかんがみ、一般競争入札の範囲の拡大、契約の見直し、契約に係る情報公開等について評価を行っているところであるが、今後の評価に当たっては、国立大学法人等が作成した随意契約見直し計画の実施状況についても評価を行うべきである。
- 昨年度当委員会が指摘した附属病院に関する評価については、収入増やコスト削減の取組における数値目標の設定状況、国立大学病院管理会計システム(HOMAS)又はこれに類する会計システム等により得られた各種統計データの活用状況を把握し、病院管理運営に関する実績等の評価を行っており、一部の法人に注目される取組がみられる。
今後の評価に当たっては、国立大学法人会計基準の実務上のガイドラインに当たる「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針の改訂により、より実態に即したセグメント情報の把握が可能になったことを踏まえ、引き続き、先進的な取組を行っている附属病院の例も参考にしつつ、各附属病院の経営効率化の取組を促進する観点から評価を行うべきである。

(参考1)

報道資料



MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

平成21年1月7日

独立行政法人の業務実績に関する二次評価結果 — 契約の適正化に係るもの —

— 政策評価・独立行政法人評価委員会による「年度意見」 —

「平成19年度における独立行政法人等の業務の実績に
関する評価の結果等についての意見」

独立行政法人の業務実績については、各年度終了後、各府省の独立行政法人評価委員会が評価(=一次評価)を行っています。

総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会(委員長:大橋洋治・全日本空輸(株)取締役会長、独立行政法人評価分科会長:富田俊基・中央大学法学部教授)は、一次評価の客観的かつ厳正な実施を確保するため、各府省の評価委員会の評価結果について横断的評価(=二次評価)を行い、各評価委員会に対して必要な意見を通知することとされています。

この評価結果は、各独立行政法人の平成19年度の業務実績に係る各府省の評価委員会の評価結果のうち、契約事務に関する事項についての評価結果を取りまとめたものです。

1 契約の適正化に係る二次評価意見について

- 平成19年秋以来の政府の入札・契約の一層の適正化の取組の中で、独立行政法人評価委員会の事後評価は契約事務の監視体制の更なる強化策の一つとして位置付け。
- これを受けて、各府省の評価委員会は、平成19年度の各独立行政法人の業務実績に係る事後評価の一環として取組。
- 政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成19年度の業務実績に係る二次評価を行うに当たり、入札・契約の適正化に係るものについての検証・評価を、通常の業務実績の評価とは分けて重点的に実施。
- 今回、取りまとめ、各府省の評価委員会等へ通知するものとして公表する二次評価結果は、契約の適正化にかかるもの。
(それ以外のものについては、去る平成20年11月26日に取りまとめ、公表済み。)

2 評価に当たっての基本的な考え方

取組の初年度であることから、今年度は特に次のような考え方を基本として検証・評価した。

① 契約事務に係る規程類についての評価がどのようになっているか。

<考え方>

契約事務に係る規程類は、事務の規範であり、評価の基準となるべきもの。定められている規定が適切かどうかの検証は、適切な評価を行うためには欠くことのできないステップ。

② 契約事務の実績の評価に当たり、政府や国民の問題意識に応じた説明を十分にしているか。

<考え方>

例えば、随意契約金額の増加等、政府の取組と逆行するようなデータや国民の関心事項となっている事案については、評価結果の中で、評価委員会として、検証・分析し、見解を明らかにすることは不可欠。

※ なお、当委員会は、平成20年9月5日付けで「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」を各府省評価委員会に提示している。今回の具体的な指摘は、当該関心事項に示された項目について、上述の基本的な考え方で検証・評価して取りまとめたものである。

3 評価意見の概要

3-1. 契約事務に係る規程類に関する評価意見

法人の現状

○予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)等、国の契約事務に係る規程類を基準として、相違をみると次のような事例がみられる。

- ・公告の方法に関する規定がないものや急を要する場合以外に公告期間を短縮できているもの(24法人)
- ・指名競争契約限度額に関する規定がない、または、国と異なっているもの(5法人)
- ・包括的随契条項があるもの(28法人)
- ・公益法人随契条項があるもの(4法人)
- ・予定価格の省略に関する規定が国と異なっているもの(18法人)

計49法人

※包括的随契条項:「その他随意契約とする特別の理由があるとき」など、随意契約とすることができることについて、包括的にしか定めていない条項
公益法人随契条項:公益法人であることのみを要件として随意契約とすることができる条項

一次評価にみられる課題	二次評価意見
<ul style="list-style-type: none">・規程類の整備内容の適切性について、評価結果において言及がない(15法人)・国の契約の基準と異なる規定が設けられていることの適切性について、評価結果において言及がない(42法人)	<ul style="list-style-type: none">・規程類の整備内容の適切性について厳格に評価すべき。・「法人の現状」に見られる事例について整理。例えば、包括的随契条項について、その適切性を検証すべきと指摘。

なお、今後の評価に当たっては、「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」(平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡)(※P.9参照)をも踏まえ、評価すべき。

3 評価意見の概要

3-2. 随意契約見直し計画の^{ちよく}実施・進捗状況に関する評価意見

法人の現状

○独立行政法人全体における競争性のない随意契約は金額ベースで9,829億円。平成18年度実績に比べ8ポイント減少。

区分	競争性のある契約	競争性のない随意契約	合計
平成18年度	1兆1,524億円 (52.4%)	1兆484億円 (47.6%)	2兆2,008億円
平成19年度	1兆4,907億円 (60.3%)	9,829億円 (39.7%)	2兆4,737億円

(注)

- 1 「随意契約見直し計画」は、原則として平成20年1月以降実施しており、19年度は第4四半期以降見直しが実施されている。
- 2 「平成19年度における独立行政法人の契約状況について」(平成20年7月4日総務省行政管理局)に基づき作成。

○各法人が定める随意契約見直し計画の実施状況等をみると、次のような事例がみられる。

- ・競争性のない随意契約の金額が平成18年度実績に比べ増加しているもの(22法人)
- ・随意契約見直し計画において、平成19年度中に措置することとしている事項がある法人(51法人)

一次評価にみられる課題	二次評価意見
<ul style="list-style-type: none"> ・競争性のない随意契約の金額が増加した理由について、評価結果において言及がない(20法人) ・平成19年度中に措置することとしている事項について、評価結果において言及がない(10法人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約見直し計画の実施・進捗状況について、随意契約の金額が増加している原因等も含め評価結果において明らかにすべき。

3 評価意見の概要

3-3. 関連法人との業務委託に関する評価意見

法人の現状

○関連法人を有する独立行政法人は42法人(19年度末現在)。このうち、関連法人と業務委託契約を締結しているもの38法人。
※関連法人とは、独立行政法人と人事、資金、取引等、一定の関係を有する法人であり、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等がある。

一次評価にみられる課題	二次評価意見
<ul style="list-style-type: none">・評価結果において関連法人との契約について言及がない(3法人)・評価結果において関連法人との契約の妥当性についての言及がない(4法人)	<ul style="list-style-type: none">・関連法人との契約について、契約方式や応募(応札)条件等を十分に検証した上、競争性・透明性の確保の観点から、関連法人に対する業務委託契約の妥当性について評価結果において明らかにすべき。

<課題がみられた一次評価の対象となっている法人>

平和祈念事業特別基金、国立印刷局、雇用・能力開発機構、農業生物資源研究所、水資源機構、住宅金融支援機構、国立環境研究所

<意見の例>

【厚生労働省所管 雇用・能力開発機構】

本法人には、平成19年度末現在で関連法人が3法人あり、昨年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「整理合理化計画Ⅲ-2-(1)-②「関連法人等との人・資金の流れの在り方」をも踏まえ、関連公益法人に対する業務委託の妥当性について評価を行うべきである」との指摘を行っている。しかしながら、財団法人雇用振興協会と雇用促進住宅の管理運営等について約294.20億円の業務委託契約がなされており、当該発注額が関連法人における事業収入の大部分を占めているにもかかわらず、評価結果において、関連法人への業務委託契約の妥当性について言及されていない。今後の評価に当たっては、整理合理化計画において「雇用促進住宅の管理運営に係る(財)雇用振興協会への委託業務については、随意契約を改め、平成20年度はブロック単位、平成21年度以降は都道府県単位ごとの競争性のある入札方式へ移行する」とされていることを踏まえ、真に競争性が確保されているかという観点から厳格に評価すべきである。

3 評価意見の概要

3-4. 一般競争入札における1者応札に関する評価意見

法人の現状

○独立行政法人における一般競争入札件数(24,168件)のうち、1者応札となっているもの10,768件(45%)。
事業類型別にみると、研究開発型の法人における1者応札の割合が最も高く60%、政策金融型が最も低く28%(P.7参照)。

一次評価にみられる課題	二次評価意見
<p>・評価結果において1者応札率が高い(※)ことについて言及がない(9法人)</p> <p>※ 一般競争入札のうち1者応札となっているものの割合が50%を超えており、かつ、同一の類型に属する法人全体における一般競争入札のうち1者応札となっているものの平均割合を超えていること。</p>	<p>・一般競争入札において1者応札率が高い法人については、法人の業務を勘案した上で、一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないかなど、競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ、改善方策の検討などを促すとともに、その結果を評価結果において明らかにすべき。</p>

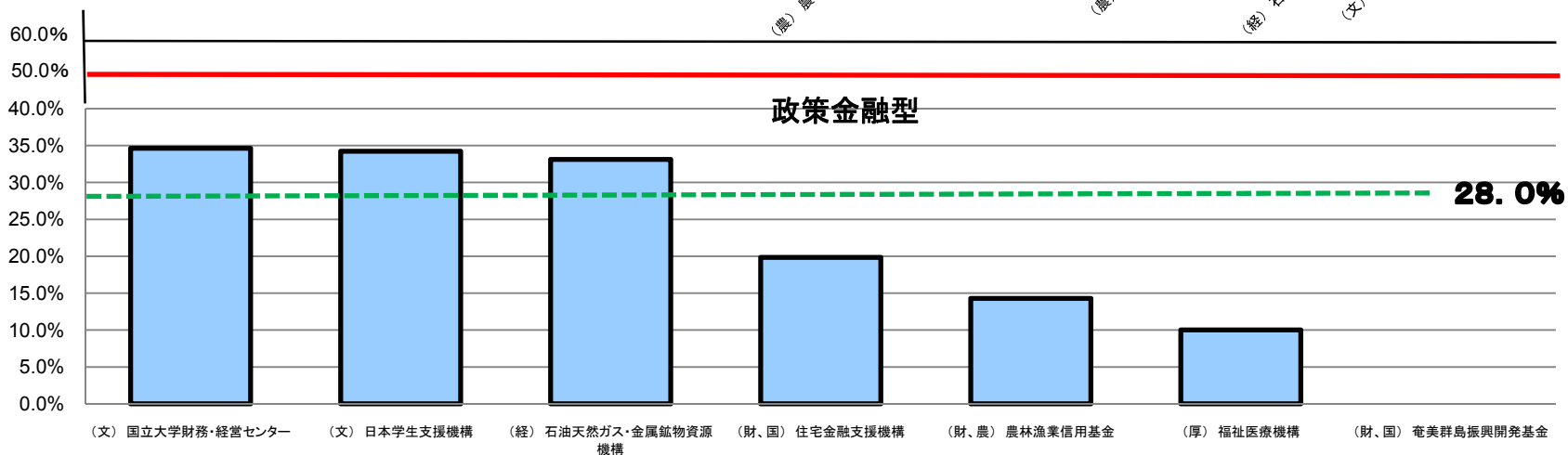
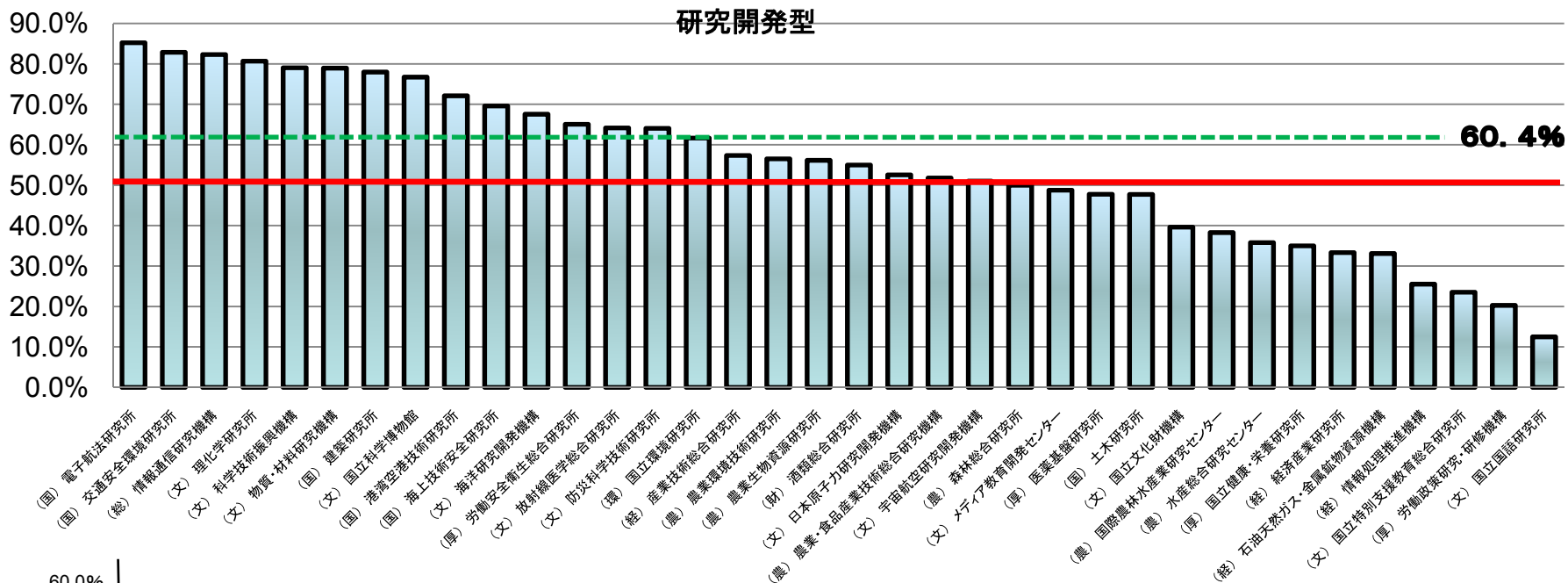
<課題がみられた一次評価の対象となっている法人>

沖縄科学技術研究基盤整備機構、国立印刷局、労働者健康福祉機構、交通安全環境研究所、
港湾空港技術研究所、電子航法研究所、水資源機構、海上災害防止センター、国立環境研究所

<意見の例>

【国土交通省所管 電子航法研究所】(研究開発型(平均1者応札率60.4%)。本法人の一般競争入札における1者応札率85.2%)

本法人については、①平成19年度における一般競争入札のうち応札者が1者の件数が2者以上の件数を超過(1者応札率が50%を超過)している、かつ、②本法人の1者応札率について本法人が該当する法人類型の平均の1者応札率を超過している。一般競争入札は契約の競争性・透明性を高めるという意義を有するものであり、特に、1者応札率が高い法人については競争性・透明性の確保の観点からの理由等の説明を踏まえた検証が必要であると考えますが、評価結果において言及されていない。今後の個々の契約の合規性等に係る評価に当たって、一般競争入札において1者応札率が高い法人については、法人の業務を勘案した上で、一般競争入札において制限的な応札条件が設定されていないかなど、競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ、改善方策の検討などを促すとともに、その結果を評価結果において明らかにすべきである。



今回、二次評価意見を述べるに当たり、①平成19年度における一般競争入札のうち1者応札率が50%を超えている法人を抽出、②6類型(※)ごとに平均1者応札率を算出後、①の法人のうち②をも上回っている法人を抽出(23法人)。

これらの法人は、事業の性質に起因する傾向を勘案してもなお、1者応札を招く傾向が推認できる。すなわち、「特に1者応札になるものが多い」ということになる。

※6類型：公共事業執行型、助成事業等執行型、資産債務型、研究開発型、特定事業執行型、政策金融型

3 評価意見の概要

4. その他個別の評価意見

意見の例

【経済産業省所管 日本貿易振興機構】

本法人においては、物品の購入等にあたり、虚偽の納品書等を納入業者に提出させたり、所定の検収を行わないまま物品が納入されていないのに納入されたこととしたりするなどの適正でない会計経理が行われており、適正な契約事務が十分履践されていなかったことが判明した。今後の評価に当たっては、契約事務の適正な実施を確保するため、今回の不正経理の発生原因や本法人の内部監査体制、本法人が講じた再発防止策等の検証結果を踏まえ、物品の購入に係る検収等、当該事務の実施について、厳格な評価を行い、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

(参考) 関連閣議決定等

「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)【抜粋】

Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(1) 随意契約の見直し

- ① 独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい。競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によることとし、各独立行政法人は、随意契約によることができる限度額等の基準について、国と同額の基準に設定するよう本年度中に措置する。
- ② 各法人が策定する随意契約見直し計画において、独立行政法人全体で、平成18年度に締結した競争性のない随意契約1兆円のうち、約7割(0.7兆円)を一般競争入札等に移行することとしており、これらを着実に実施することにより、競争性のない随意契約の比率を国並みに引き下げる。
- ③ 各独立行政法人は、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、真に競争性、透明性が確保される方法により実施する。
- ④ 随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする。
- ⑤ 各独立行政法人は、随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。
- ⑥ 総務省は、独立行政法人における随意契約見直しの取組状況を取りまとめ、公表する。

「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」(平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡)【抜粋】

- ① 一般競争入札における公告期間・公告方法等について、会計規程等において明確に定めること。また、公告期間の下限を国と同様の基準とすること。
- ② 指名競争入札限度額を国と同額の基準とすること。
- ③ 包括的随契条項又は公益法人随契条項を設定している場合、し意的な運用を排除するため、これらに係る基準をできる限り明確かつ具体的に定めること。
- ④ 予定価格の作成・省略に関する定めについて、会計規程等において明確に定めること。また、作成を省略する場合、省略する理由や対象範囲を明確かつ具体的に定め、省略できる基準を国と同額の基準とすること。
- ⑤ 総合評価方式や複数年度契約に関する規定について、会計規程等において明確に定めること。
- ⑥ 総合評価方式、企画競争及び公募を実施する場合、要領・マニュアル等の整備を行うこと。

独立行政法人等の給与水準及び総人件費改革に関する評価の結果について

1 給与水準関係

独立行政法人の給与水準に関しては、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）に基づき、①国家公務員と比べて給与水準の高い法人については、「その水準が高い理由及び講ずる措置について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行うとともに、社会的に理解が得られる水準とすること」（Ⅲ－1－(4)－①－イ）、②国の財政支出規模の大きい法人及び累積欠損のある法人については、「給与水準が適切なものかどうか検証の上、十分な説明責任を果たすものとし、国民の理解が得られないものについては、水準そのものの見直し等適切に対応すること」（Ⅲ－1－(4)－①－ウ）が求められている。

この整理合理化計画等を踏まえ、各法人は、平成 19 年度における役員の報酬等及び職員の給与の水準に関する情報の公表（以下「給与水準等公表」という。）に当たり、①国家公務員と比べて給与水準の高い法人については、その水準が高い理由及び講ずる措置を公表するとともに、給与水準是正の目標水準等を併せて公表、②国の財政支出規模の大きい法人及び累積欠損のある法人については、給与水準が適切なものかどうかの検証及び講ずる措置を公表することとされた。当該公表資料は、各府省の独立行政法人評価委員会（以下「府省評価委員会」という。）等による評価において活用されることが期待されている。

府省評価委員会については、「国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施すること」（行政改革の重要方針（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定。以下「重要方針」という。） 4－(1)－ウ－①－エ）、「給与水準について、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、（中略）評価委員会による事後評価において（中略）厳格にチェックする」（整理合理化計画Ⅲ－1－(4)－③）ことが求められており、当委員会についても二次評価を行うことが求められている。

このような状況を踏まえ、当委員会は、府省評価委員会等の評価結果につ

いて、次のような視点から横断的に分析を行った。

① 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックを行っているか。

- ・ 給与水準が高い理由についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。
- ・ 給与水準について講ずる措置についての法人の説明（法人の設定する目標水準を含む。）が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。
- ・ 給与水準が社会的な理解の得られる水準となっているか。

② 国の財政支出規模の大きい法人及び累積欠損のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。

分析の結果、給与水準に関する府省評価委員会等の評価結果について、以下のとおり改善が必要と考えられる点がみられた。

(1) 国家公務員と比べて給与水準の高い法人

平成 19 年度において、事務・技術職員の給与水準が対国家公務員指数（年齢勘案）で 100 を上回る法人は 103 法人（独立行政法人 102 法人及び日本司法支援センター。（2）において同じ。）中 68 法人となっており、このうち勤務地や学歴構成を勘案した指数がなお、100 を上回る法人は 51 法人であることが、給与水準等公表により明らかになっている。

（なお、研究職員については 42 法人中 17 法人、病院医師については 4 法人中 3 法人、病院看護師については 4 法人中 2 法人が、対国家公務員指数（年齢勘案）で 100 を上回っている。）

これら法人についての評価の状況は表 1（ ）のとおりである。

当該法人に係る評価結果について、当委員会として改善が必要と考えられる点は以下のとおりである。

ア 給与水準が高い理由についての、法人の説明に対する検証状況

(ア) 法人の説明に対する独立行政法人評価委員会としての認識

農畜産業振興機構、住宅金融支援機構、国際協力機構、国際交流

基金、日本貿易振興機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、理化学研究所、科学技術振興機構、原子力安全基盤機構、都市再生機構、日本原子力研究開発機構、国民生活センター、農業者年金基金、農林漁業信用基金（財務省独立行政法人評価委員会）、水資源機構、郵便貯金・簡易生命保険管理機構、労働安全衛生総合研究所、通関情報処理センター、緑資源機構、日本万国博覧会記念機構、雇用・能力開発機構、空港周辺整備機構、自動車事故対策機構、航海訓練所、情報通信研究機構、航空大学校及び港湾空港技術研究所については、給与水準が高い理由についての法人の説明に対する独立行政法人評価委員会としての認識が評価結果において示されていない。給与水準が高い理由については、法人自身の説明が公表されており、今後の評価に当たっては、以下の分析結果も踏まえ、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

(イ) 給与水準が高い理由として、職員の勤務地や学歴構成を法人が挙げている場合

住宅金融支援機構、国際協力機構、中小企業基盤整備機構、国際交流基金、日本貿易振興機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、理化学研究所、科学技術振興機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、原子力安全基盤機構、都市再生機構、福祉医療機構、国民生活センター、日本学術振興会、農業者年金基金、農林漁業信用基金（財務省独立行政法人評価委員会）、郵便貯金・簡易生命保険管理機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、環境再生保全機構、労働安全衛生総合研究所、通関情報処理センター、緑資源機構、海上災害防止センター、雇用・能力開発機構、自動車事故対策機構、情報通信研究機構、医薬基盤研究所及び大学評価・学位授与機構については、法人自身が給与水準の高い理由として職員の勤務地又は学歴構成を挙げているが、評価結果において法人の説明の合理性についての検証状況が明らかにされていない。

また、郵便貯金・簡易生命保険管理機構については、地域又は学歴を勘案した対国家公務員指数がなお 100 を上回っており、これらの理由だけで給与水準の高い理由が説明できないにもかかわらず、他の理由について法人から明確な説明がなされていない。

職員の勤務地や学歴については、これを勘案した対国家公務員指数（年齢・地域勘案、年齢・学歴勘案及び年齢・地域・学歴勘案）が公表されており、これを用いて法人の説明の合理性を定量的に検証することが可能であることから、今後の評価に当たっては、その検証を行い、評価結果において明らかにするとともに、職員の勤務地や学歴構成のみで給与水準の高さが説明できないにもかかわらず他の理由について法人から明確な説明がなされていない場合には、給与水準の高い理由についての一層の分析と説明を行うよう法人に促すべきである。

なお、職員の勤務地及び学歴構成が給与水準の高い理由として挙げられている場合に、事務所ごとの職員配置の見直しや給与支給基準における学歴勘案の在り方の見直し等に取り組むことを通じて給与水準の適正化を図る余地がないか、法人における検討を促すことは、望ましい評価の在り方として考えられるところである。

(ウ) 給与水準が高い理由として、管理職割合が高いことを法人が挙げている場合

日本高速道路保有・債務返済機構、農畜産業振興機構、国際協力機構、国際交流基金、宇宙航空研究開発機構、理化学研究所、科学技術振興機構、都市再生機構、日本原子力研究開発機構、国民生活センター、農業者年金基金、海洋研究開発機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、高齢・障害者雇用支援機構、雇用・能力開発機構、自動車事故対策機構及び医薬基盤研究所については、法人自身が給与水準の高い理由として管理職割合が高いことを挙げているが、評価結果において法人の説明の合理性についての検証状況が明らかにされていない。

管理職割合が高いことについては、給与水準の是正の観点から合理的な理由がある場合を除き改善すべきと考えられることから、今後の評価に当たっては、管理職割合の高い理由が合理的なものかどうか法人の説明を検証し、評価結果において明らかにするとともに、合理性が認められないものについては、管理職割合の改善に向けた取組を促すべきである。

(エ) 給与水準が高い理由として、その他法人固有の事情を挙げている場合

日本高速道路保有・債務返済機構、住宅金融支援機構、国際協力機構、中小企業基盤整備機構、国際交流基金、日本貿易振興機構、宇宙航空研究開発機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、理化学研究所、科学技術振興機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、原子力安全基盤機構、都市再生機構、日本原子力研究開発機構、日本学術振興会、労働政策研究・研修機構、水資源機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、労働安全衛生総合研究所、通関情報処理センター、緑資源機構、日本万国博覧会記念機構、酒類総合研究所、日本スポーツ振興センター、雇用・能力開発機構、空港周辺整備機構、航海訓練所、産業技術総合研究所、航空大学校及び港湾空港技術研究所については、法人自身が給与水準の高い理由として(イ) (ウ)に掲げた理由以外に法人固有の事情を挙げているが、評価結果において法人の説明の合理性についての検証状況が明らかにされていない。

法人固有の事情としては、例えば、高度な専門技能等を要する業務に対応した人材の確保が必要であることや住居手当を受給する者の割合が国と比べ高いことなどが挙げられているが、今後の評価に当たっては、これらの事情について給与水準の高い理由として国民の納得が得られるものとなっているかどうか法人の説明を検証し、評価結果において明らかにすべきである。

イ 給与水準に関し法人の設定した目標水準の妥当性についての検証状況

日本貿易保険、空港周辺整備機構、港湾空港技術研究所については、平成 22 年度以降における対国家公務員指数の目標水準が現状維持又は現状を上回るものとなっているが、評価結果においてこの妥当性についての検証状況が明らかにされていない。

給与水準の適正化に向けた法人の目標設定の状況や目標達成に向けて法人が講ずる措置についても、国民の納得が得られるものであることが必要であり、法人の説明内容の検証し、評価結果において明らかにすることが望まれる。

特に、目標水準が現状維持又は現状を上回る場合には、法人の取組の適切性について国民の納得を得ることはより困難と考えられることから、今後の評価に当たっては、法人が設定した目標水準の妥当性についても検証し、評価結果において明らかにするとともに、妥当性が認められないものについては、より適切な目標水準の設定を促すべきである。

ウ 給与水準が社会的な理解の得られる水準となっているかについての検証状況

(ア) 給与水準が前年度に比べ上昇している場合

国際協力機構、医薬品医療機器総合機構、原子力安全基盤機構、労働安全衛生総合研究所、日本万国博覧会記念機構、酒類総合研究所、自動車事故対策機構、交通安全環境研究所及び航空大学校については、平成 19 年度における対国家公務員指数（年齢勘案）が前年度に比べ上昇しているが、評価結果においてこの理由についての検証状況が明らかにされていない。

前年度と比較して給与水準が上昇している場合には、給与水準について社会的な理解を得ることがより困難と考えられることから、今後の評価に当たっては、その理由について評価結果において明らかにするとともに、給与水準の適正化に向けた法人の取組を促すべ

きである。

(イ) 給与水準の適正化に向けた法人の不断の取組を促す評価

各法人が給与水準の適正化に係る目標を設定し取組を行うこととしている中、府省評価委員会の評価は給与水準の適正化に向けた法人の取組を促すものとなることが期待される場所であるが、農畜産業振興機構、住宅金融支援機構、中小企業基盤整備機構、日本貿易振興機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、原子力安全基盤機構、都市再生機構、農林漁業信用基金（財務省独立行政法人評価委員会）、水資源機構、郵便貯金・簡易生命保険管理機構、通関情報処理センター、酒類総合研究所、空港周辺整備機構、交通安全環境研究所、航海訓練所、情報通信研究機構、航空大学校、電子航法研究所、大学評価・学位授与機構及び港湾空港技術研究所については、そのような観点からの評価が行われているか評価結果において、明らかにされていないことから、今後の評価に当たっては、給与水準の適正化に向けた法人の不断の取組を促す観点からの評価を行い、評価結果において明らかにすべきである。

(2) 国の財政支出規模の大きい法人及び累積欠損のある法人

平成 19 年度において、国の財政支出規模の大きい法人（※）は 103 法人中 84 法人、累積欠損のある法人は 103 法人中 22 法人となっている。このうち、事務・技術職員の給与水準が対国家公務員指数（年齢勘案）で 100 を上回る法人は、国の財政支出規模の大きい法人で 52 法人、累積欠損のある法人で 18 法人となっている。

（※国の財政支出額が 100 億円以上又は支出予算の総額に占める国の財政支出割合が 50%以上の法人（「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法について（ガイドライン）（平成 15 年 9 月 9 日策定、平成 20 年 3 月 18 日改定）」における定義による。）

国の財政支出規模の大きい法人及び累積欠損のある法人は、整理合理化計画に基づき、給与水準について十分な説明責任を果たすことが求められている。特に、給与水準が国家公務員と比べて高くなっている法人につい

ては、当該給与水準について国民の理解を得ることはより困難と考えられることから、府省評価委員会による評価においても、給与水準の適切性についてより慎重な検討が必要である。

これらの法人は、給与水準等公表の際に、給与水準が適切なものかどうかの検証及び当該検証に基づき講ずる措置について公表していることから、評価に当たっては、公表された法人の説明を踏まえた給与水準の適切性の検証を行うべきである。

2 総人件費改革関係

独立行政法人の総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）（以下「行政改革推進法」という。）及び重要方針に基づき、平成 17 年度からの 5 年間で 5 % 以上の削減を基本とする取組を行うことが求められており（※）、整理合理化計画においても、行政改革推進法の規定に沿って着実に削減に取り組むこととされている（整理合理化計画Ⅲ－1－(4)－①－ア）。

※運用に当たっては、以下のような取組がなされている。

- ・ 人件費（常勤の役職員に支給される報酬、給与、賞与、その他手当）の削減による方法のほか、人員（常勤の役職員）の削減による方法が認められており、法人ごとに、いずれの方法によるかを選択することとされている。
- ・ 人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象外。
- ・ 沖縄科学技術研究基盤整備機構及び日本司法支援センターについては、対象法人から除外。
- ・ 環境再生保全機構（石綿健康被害救済事業）、福祉医療機構（年金住宅融資債権の回収業務等）、医薬品医療機器総合機構（医薬品審査）及び工業・所有権情報研修館（特許庁から移管された情報システム関連業務等）については、()内の各業務に係る人員の増員後の人件費を基準額とするよう補正。
- ・ 整理合理化計画に基づき廃止等を行う独立行政法人が 5 % 以上の削減を達成している場合、当該法人の職員を受け入れる独立行政法人等において、当該職員の採用に係る人件費は対象外（今後、旧緑資源機構について適用予定）。
- ・ 研究開発法人における、①競争的資金により雇用される任期付職員、②受託研究・共同研究のため民間からの外部資金により雇用される任期付職員、③（i）国からの委託費・補助金により雇用される任期付研究者及び（ii）運営費交付金により雇用される任期付研究者（「第三期科学技術基本計画」（平成 18 年 3 月 28 日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術に従事する者及び若手研究者（平成 17 年度末において 37 歳以下の研究者をいう。）に限る。）（注）については、削減対象外（③については、研究開発システムの改革の推進等による

研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）の施行の日（平成 20 年 10 月 21 日）から適用）

（注）ただし、（ii）の増員については、削減対象人員を純減させた範囲内までとし、それらの増減を足し合わせた人件費（もしくは人数）が平成 17 年度におけるそれらの人件費（もしくは人数）を超えないこととする。

総人件費改革についての各法人の取組状況については、各法人の給与水準等公表の際に公表することとされており、当該公表資料は、府省評価委員会による評価において活用されることが期待されている。

府省評価委員会については、「各法人の人件費削減の取組状況（中略）に関し厳格な事後評価を実施すること」（重要方針 4－(1)－ウ－①－(エ)）が求められており、当委員会についても二次評価を行うことが求められている。

このような状況を踏まえ、当委員会は、府省評価委員会の評価結果について、次のような視点から横断的に分析を行った。

○ 取組開始から 2 年を経過した時点で 2 % 以上の削減に至っていない場合、特段の事情がない限り、取組が順調であるとは考えにくい。法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向けた法人の取組を促すものとなっているか。

平成 19 年度において、17 年度と比べ 2 % 以上の削減に至っていない法人は、人件費の削減を行うこととしている 84 法人のうち 18 法人、人員の削減を行うこととしている 17 法人のうち 3 法人であることが、給与水準等公表により明らかになっている。

これら法人についての評価の状況は表 2（ ）のとおりである。

当該法人に係る府省評価委員会の評価結果について、当委員会として分析を行った結果、改善が必要と考えられる点は以下のとおりである。

ア 総人件費改革の取組状況における基準値及び実績値について

医薬品医療機器総合機構、交通安全環境研究所、平和祈念事業特別基金、原子力安全基盤機構及び年金・健康保険福祉施設整理機構については、給与水準等公表において法人が公表している総人件費改革の

取組状況における人件費等の基準値及び実績値と異なる説明が業務実績報告書においてなされており、これを前提として評価が行われているが、公表値を前提とした法人の取組の検証状況については評価結果において明らかにされていない。

今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、公表値を前提とした法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。

イ 法人の取組の適切性についての検証状況

放射線医学総合研究所、医薬基盤研究所、国立病院機構、労働者健康福祉機構、水産総合研究センター、国立美術館、水産大学校、日本貿易振興機構、メディア教育開発センター、森林総合研究所、国際交流基金及び労働安全衛生総合研究所については、平成19年度時点の削減状況が法人の具体的な削減計画上予定されたものであるとの事情はみられないが、法人の取組の適切性についての検証状況及び今後の削減に向けた展望が、評価結果において明らかにされていない。

今後の評価に当たっては、取組開始からの経過年数に応じた達成状況を踏まえ、法人の取組状況の適切性について検証し、今後の削減計画等、5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望を評価結果において明らかにした上で、法人の取組を促すべきである。

第3節 平成20年度における中期目標期間終了時の見直しの状況

1 見直しをめぐる状況

平成20年度には、中期目標期間終了時の組織・業務全般にわたる見直しの対象となる法人はなかった。なお、平成20年度に中期目標期間の終了する法人は15法人であったが、平成18年度に3法人及び平成19年度に12法人について、それぞれの法人に係る見直しを実施済みである。

2 新中期目標等への反映

平成18年度及び19年度に見直しを行った法人のうち20年度末に中期目標期間が終了する15法人については、平成21年1月以降、勧告の方向性の指摘内容を踏まえ、所管府省及び法人において個々の法人に係る新中期目標・新中期計画の策定作業が行われた。政策評価・独立行政法人評価委員会では、当該新中期目標等の案が勧告の方向性の指摘内容を反映したものであるか注視し、必要があれば、中期目標期間終了後速やかに勧告を行うこととしており、平成21年2月24日及び3月30日に独立行政法人評価分科会を開催して新中期目標・新中期計画の審議を行ったが、結果として、上記の勧告の方向性におおむね沿っているものと認められたことから、勧告の実施には至っていない。

資料編

資料 1-1 独立行政法人通則法

平成 11 年法律第 103 号
最終改正 平成 21 年法律第 41 号
(一部未施行)

目次

第一章 総則

第一節 通則 (第一条—第十一条)

第二節 独立行政法人評価委員会 (第十二条)

第三節 設立 (第十三条—第十七条)

第二章 役員及び職員 (第十八条—第二十六条)

第三章 業務運営

第一節 業務 (第二十七条・第二十八条)

第二節 中期目標等 (第二十九条—第三十五条)

第四章 財務及び会計 (第三十六条—第五十条)

第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人 (第五十一条—第六十条)

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人 (第六十一条—第六十三条)

第六章 雑則 (第六十四条—第六十八条)

第七章 罰則 (第六十九条—第七十二条)

附則

第一章 総則

第一節 通則

(目的等)

第一条 この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律（以下「個別法」という。）と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 各独立行政法人の組織、運営及び管理については、個別法に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(定義)

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 この法律において「特定独立行政法人」とは、独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員

及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められるものとして個別法で定めるものをいう。

(業務の公共性、透明性及び自主性)

第三条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。

3 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

(名称)

第四条 各独立行政法人の名称は、個別法で定める。

(目的)

第五条 各独立行政法人の目的は、第二条第一項の目的の範囲内で、個別法で定める。

(法人格)

第六条 独立行政法人は、法人とする。

(事務所)

第七条 各独立行政法人は、主たる事務所を個別法で定める地に置く。

2 独立行政法人は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(財産的基礎)

第八条 独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。

2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。

(登記)

第九条 独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十条 独立行政法人でない者は、その名称中に、独立行政法人という文字を用いてはならない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第十一条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、独立行政法人について準用する。

第二節 独立行政法人評価委員会

(独立行政法人評価委員会)

第十二条 独立行政法人の主務省（当該独立行政法

人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。)に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

- 2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
 - 二 その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

第三節 設立

(設立の手續)

第十三条 各独立行政法人の設立に関する手續については、個別法に特別の定めがある場合を除くほか、この節の定めるところによる。

(法人の長及び監事となるべき者)

第十四条 主務大臣は、独立行政法人の長(以下「法人の長」という。)となるべき者及び監事となるべき者を指名する。

- 2 前項の規定により指名された法人の長又は監事となるべき者は、独立行政法人の成立の時において、この法律の規定により、それぞれ法人の長又は監事に任命されたものとする。
- 3 第二十条第一項の規定は、第一項の法人の長となるべき者の指名について準用する。

(設立委員)

第十五条 主務大臣は、設立委員を命じて、独立行政法人の設立に関する事務を処理させる。

- 2 設立委員は、独立行政法人の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者に引き継がなければならない。

(設立の登記)

第十六条 第十四条第一項の規定により指名された法人の長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第十七条 独立行政法人は、設立の登記をすることによって成立する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第十八条 各独立行政法人に、個別法で定めるところにより、役員として、法人の長一人及び監事を置く。

- 2 各独立行政法人には、前項に規定する役員のほか、個別法で定めるところにより、他の役員を置くことができる。
- 3 各独立行政法人の法人の長の名称、前項に規定

する役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個別法で定める。

(役員職務及び権限)

第十九条 法人の長は、独立行政法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 個別法で定める役員(法人の長を除く。)は、法人の長の定めるところにより、法人の長に事故があるときはその職務を代理し、法人の長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 前条第二項の規定により置かれる役員の職務及び権限は、個別法で定める。
- 4 監事は、独立行政法人の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員任命)

第二十条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、主務大臣が任命する。

- 一 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有する者
- 二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営することができる者

- 2 監事は、主務大臣が任命する。
- 3 第十八条第二項の規定により置かれる役員は、第一項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任命する。
- 4 法人の長は、前項の規定により役員を任命したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(役員任期)

第二十一条 役員任期は、個別法で定める。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格条項)

第二十二条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

(役員解任)

第二十三条 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

- 2 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。
 - 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - 二 職務上の義務違反があるとき。
- 3 前項に規定するもののほか、主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員(監事を除く。)の職務の執行が適当でないため当該独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であって、その

役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。

- 4 法人の長は、前二項の規定によりその任命に係る役員を解任したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(代表権の制限)

第二十四条 独立行政法人と法人の長その他の代表権を有する役員との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が当該独立行政法人を代表する。

(代理人の選任)

第二十五条 法人の長その他の代表権を有する役員は、当該独立行政法人の代表権を有しない役員又は職員のうちから、当該独立行政法人の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十六条 独立行政法人の職員は、法人の長が任命する。

第三章 業務運営

第一節 業務

(業務の範囲)

第二十七条 各独立行政法人の業務の範囲は、個別法で定める。

(業務方法書)

第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。以下同じ。）で定める。
- 3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

第二節 中期目標等

(中期目標)

第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）

二 業務運営の効率化に関する事項

三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

- 3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(中期計画)

第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 二 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金の限度額
 - 五 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 六 剰余金の使途
 - 七 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- 3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

- 5 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(年度計画)

第三十一条 独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（次項において「年度計画」という。）を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を公表しなければならない。

5 審議会は、第三項の規定により通知された評価の結果について、必要があると認めるときは、当該評価委員会に対し、意見を述べることができる。（中期目標に係る事業報告書）

第三十三条 独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第三十六条 独立行政法人の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

2 独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年の三月三十一日（一月一日から三月三十一日までの間に成立した独立行政法人にあつては、その年の三月三十一日）に終わるものとする。

(企業会計原則)

第三十七条 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(財務諸表等)

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあつては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。）を付けなければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(会計監査人の監査)

第三十九条 独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

(会計監査人の選任)

第四十条 会計監査人は、主務大臣が選任する。

(会計監査人の資格)

第四十一条 会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人でなければならない。

2 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人とな

ることができない。

(会計監査人の任期)

第四十二条 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての主務大臣の第三十八条第一項の承認の時までとする。

(会計監査人の解任)

第四十三条 主務大臣は、会計監査人が次の各号の一に該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。

三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(利益及び損失の処理)

第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項に規定する残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期計画」という。）の同条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。

4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 第一項の規定による積立金の処分については、個別法で定める。

(借入金等)

第四十五条 独立行政法人は、中期計画の第三十条第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、短期借入金を行うことができる。ただし、やむを得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 主務大臣は、第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

5 独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行を行うことができない。

(財源措置)

第四十六条 政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。

(余裕金の運用)

第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他主務大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託

(財産の処分等の制限)

第四十八条 独立行政法人は、主務省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(会計規程)

第四十九条 独立行政法人は、業務開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(主務省令への委任)

第五十条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、独立行政法人の財務及び会計に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人

(役員及び職員の身分)

第五十一条 特定独立行政法人の役員及び職員は、国家公務員とする。

(役員報酬等)

第五十二条 特定独立行政法人の役員に対する報酬

及び退職手当（以下「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

第五十三条 主務大臣は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

（役員の服務）

第五十四条 特定独立行政法人の役員（以下この条から第五十六条まで及び第六十九条において単に「役員」という。）は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項の規定は、次条第一項において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第十八条の四及び次条第六項の規定により権限の委任を受けた再就職等監視委員会で扱われる調査の際に求められる情報に関しては、適用しない。

3 役員は、前項の調査に際して再就職等監視委員会から陳述し、又は証言することを求められた場合には、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

4 役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

5 役員（非常勤の者を除く。次条において同じ。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

（役員の退職管理）

第五十四条の二 国家公務員法第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の四、第十八条の五第一項、第十八条の六、第百六条の二（第二項第三号を除く。）、第百六条の三、第百六条の四及び第百六条の十六から第百六条の二十七までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）、同法第百九条（第十四号から第十八号までに係る部分に限る。）並びに第百十二条の規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場合において、同法第十八条の二第一項中「標準職務遂行能力及

び採用昇任等基本方針に関する事務並びに職員の人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）、能率、厚生、服務、退職管理等に関する事務（第三条第二項の規定により人事院の所掌に属するものを除く。）」とあるのは「役員の退職管理に関する事務」と、同法第十八条の三第一項及び第百六条の十六中「第百六条の二から第百六条の四まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二から第百六条の四まで」と、同法第百六条の二第二項及び第四項、第百六条の三第二項並びに第百六条の四第二項中「前項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前項」と、同法第百六条の二第二項第二号及び第四項、第百六条の三第二項第一号、第百六条の四第一項並びに第百六条の二十三第一項中「退職手当通算予定職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、同法第百六条の二第二項第二号中「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条第一項において準用する次項」とあるのは「第四項に規定する退職手当通算予定職員を次項」と、同条第三項及び同法第百六条の二十四第二項中「前項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前項第二号」と、同法第百六条の二第四項中「第二項第二号」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第二項第二号」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、同法第百六条の三第二項第一号中「前条第四項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前条第四項」と、同法第百六条の四第三項中「前二項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前三項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前各項」と、同法第百六条の二十二中「第百六条の五」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の十六」と、同法第百六条の二十三第三項中「当該届出を行つた職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員（以下「管理職職員」という。）である場合には、速やかに」とあるのは「速やかに」と、同法第百六条の二十四中「前条第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する前条第一項」と、同法第百九条第十八号中「第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（独立行政法

人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（第十四号から前号まで）」と、同法第十二条第一号中「第百六条の二第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二第一項」と、同法第百十三条第一号中「第百六条の四第一項から第四項まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の四第一項から第四項まで」と、同条第二号中「第百六条の二十四第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第百六条の二十四第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 2 内閣総理大臣は、前項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関係があると認められる書類若しくはその写しの提出を求めることができる。
- 3 内閣総理大臣は、第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査に関し必要があると認めるときは、当該調査の対象である役員若しくは役員であった者に出頭を求めて質問し、又は当該役員の勤務する場所（役員として勤務していた場所を含む。）に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査し、若しくは関係人に質問することができる。
- 4 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 6 内閣総理大臣は、第二項及び第三項の規定による権限を再就職等監視委員会に委任する。

（役員の災害補償）

第五十五条 役員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた役員に対する福祉事業については、特定独立行政法人の職員の例による。

（役員に係る労働者災害補償保険法の適用除外）

第五十六条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定は、役員には適用しない。
（職員の給与）

第五十七条 特定独立行政法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならない。

- 2 特定独立行政法人は、その職員の給与の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の給与の支給の基準は、一般職の職員の給

与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

（職員の勤務時間等）

第五十八条 特定独立行政法人は、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 前項の規程は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）の適用を受ける国家公務員の勤務条件その他の事情を考慮したものでなければならない。

（職員に係る他の法律の適用除外等）

第五十九条 次に掲げる法律の規定は、特定独立行政法人の職員（以下この条において単に「職員」という。）には適用しない。

- 一 労働者災害補償保険法の規定
- 二 国家公務員法第十八条、第二十八条（第一項前段を除く。）、第六十二条から第七十条まで、第七十条の三第二項及び第七十条の四第二項、第七十五条第二項並びに第百六条の規定
- 三 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の規定
- 四 一般職の職員の給与に関する法律の規定
- 五 削除
- 六 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第五条第二項、第八条、第九条、第十六条から第十九条まで及び第二十四条から第二十六条までの規定
- 七 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の規定
- 八 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第七条から第九条までの規定
- 九 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第五条第二項及び第七条の規定

- 2 職員に関する国家公務員法の適用については、同法第二条第六項中「政府」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）」と、同条第七項中「政府又はその機関」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第三十四条第一項第五号中「内閣総理大臣」とあるのは「特定独立行政法人」と、同条第二項中「政令で定める」とあるのは「特定独立行政法人が定めて公表する」と、同法第六十条第一項中「場合には、人事院の承認を得て」とあるのは「場合には」と、「により人事院の承認を得て」とあるのは「により」と、同法第七十条の三第一項中「その所轄庁の長」とある

のは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十条の四第一項中「所轄庁の長」とあるのは「職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十八条第四号中「官制」とあるのは「組織」と、同法第八十条第四項中「給与に関する法律」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第八十一条の二第二項各号中「人事院規則で」とあるのは「特定独立行政法人の長が」と、同法第八十一条の三第二項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同法第百条第二項中「、所轄庁の長」とあるのは「、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、「の所轄庁の長」とあるのは「の属する特定独立行政法人の長」と、同法第百一条第一項中「政府」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人」と、同条第二項中「官庁」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第百三条第二項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第百四条中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とする。

3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条及び第六条第三項の規定の適用については、同法第五条第一項中「俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同条第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六条第三項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人は」とする。

4 職員に関する国家公務員の育児休業等に関する法律第十二条第一項、第十五条及び第二十二条の規定の適用については、同法第十二条第一項中「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあつては、第五号に掲げる勤務の形態）」とあるのは「五分の一勤務時間（当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間（以下この項において「週間勤務時間」という。）に五分の一を乗じて得た時間に端数処理（五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この項において同じ。）を行って得た時間をいう。第十五条において同じ。）に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間（週間勤務時間に十分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。同条において同じ。）を加えた時間から八分の一勤務時間（週間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を

行って得た時間をいう。）に五を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるように独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の長が定める勤務の形態」と、同法第十五条中「十九時間二十五分から十九時間三十五分」とあるのは「五分の一勤務時間に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間を加えた時間から十分の一勤務時間に五を乗じて得た時間」と、同法第二十二條中「第十五条から前条まで」とあるのは「第十五条及び前二条」とする。

5 職員に関する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条第三項第四号及び第三十九条第七項の規定の適用については、同法第十二条第三項第四号中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」と、同法第三十九条第八項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号」とする。

6 職員に関する船員法（昭和二十二年法律第百号）第七十四条第四項の規定の適用については、同項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」とする。

（国会への報告等）

第六十条 特定独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員（国家公務員法第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。）の数を主務大臣に報告しなければならない。

2 政府は、毎年、国会に対し、特定独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。

3 特定独立行政法人は、国家公務員法第三章第八節及び第四章（第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定を施行するために必要な事項として内閣総理大臣が定める事項を、内閣

総理大臣が定める日までに、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人

(役員の兼職禁止)

第六十一条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(準用)

第六十二条 第五十二条及び第五十三条の規定は、特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第五十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

(職員の給与等)

第六十三条 特定独立行政法人以外の独立行政法人の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

2 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。

第六章 雑則

(報告及び検査)

第六十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(違法行為等の是正)

第六十五条 主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、個別法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 独立行政法人は、前項の規定による主務大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該

措置の内容を主務大臣に報告しなければならない。
(解散)

第六十六条 独立行政法人の解散については、別に法律で定める。

(財務大臣との協議)

第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。

二 第三十条第一項、第四十五条第一項ただし書若しくは第二項ただし書又は第四十八条第一項の規定による認可をしようとするとき。

三 第四十四条第三項の規定による承認をしようとするとき。

四 第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(主務大臣等)

第六十八条 この法律における主務大臣、主務省及び主務省令は、個別法で定める。

第七章 罰則

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。次の各号に規定する行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、唆し、又はその幫助をした者も、同様とする。

一 正当な理由がないのに第五十四条第三項の規定に違反して陳述し、又は証言することを拒んだ者

二 第五十四条の二第二項の規定により証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者

三 第五十四条の二第二項の規定により証人として喚問を受け正当な理由がないのにこれに応じず、又は同項の規定により書類若しくはその写しの提出を求められ正当な理由がないのにこれに応じなかった者

四 第五十四条の二第二項の規定により書類又はその写しの提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写しを提出した者

五 第五十四条の二第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者（同条第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査の対象である役員又は役員であった者を除く。）

第六十九条の二 第五十四条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十条 第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合

には、その違反行為をした独立行政法人の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 この法律の規定により主務大臣又は内閣総理大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 第九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

五 第三十条第四項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

六 第三十三条の規定による事業報告書の提出をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書を提出したとき。

七 第三十八条第四項の規定に違反して財務諸表、事業報告書、決算報告書若しくは監事の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。

八 第四十七条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

九 第六十条第一項又は第六十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第七十二条 第十条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成一三年一月六日)

(名称の使用制限に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に独立行政法人という文字を用いている者については、第十条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(国の無利子貸付け等)

第四条 国は、当分の間、独立行政法人に対し、その施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合において、第四十五条第五項の規定は、適用しない。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により独立行政法人に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 独立行政法人が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

附 則 (平成十一年法律第一四一号から平成十九年法律第一〇八号まで) 略

附 則 (平成二〇年一月二日法律第八十九号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一月二日法律第九四号から平成二一年五月二九日法律第四一号)略

[次の法律は、未施行 施行日=平成二十二年四月一日]

○ 労働基準法の一部を改正する法律(平成二〇年法律第八十九号)抄

(国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法等の一部改正)

第六条 次に掲げる法律の規定中「第三十九条第七項」を「第三十九条第八項」に改める。

一・二 略

三 独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百号)第五十九条第五項

資料 1-2 独立行政法人の組織、運営及び管理
に係る共通的な事項に関する政令

平成 12 年政令第 316 号
最終改正 平成 21 年政令第 111 号

(総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会)

第一条 独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第三十二条第三項（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十六条、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十五条及び総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第四十八条において準用する場合を含む。）の政令で定める審議会は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会とする。

(会計監査人の監査を要しない独立行政法人の範囲)

第二条 通則法第三十九条に規定する政令で定める基準に達しない独立行政法人は、次の各号のいずれにも該当する独立行政法人（通則法第一条第一項に規定する個別法により長期借入金又は債券発行をすることができる独立行政法人を除く。）とする。

一 通則法第三十九条に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に係る事業年度の開始の日における資本金の額が百億円に達しないこと。

二 通則法第三十八条第一項の規定により主務大臣の承認を受けた最終の貸借対照表（以下この号において「最終の貸借対照表」という。）の負債の部に計上した金額の合計額（新たに設立された独立行政法人であって最終の貸借対照表がないものにあつては、当該独立行政法人の負債の金額に相当する金額として主務大臣の定める方法により算定した額）が二百億円に達しないこと。

(主務大臣への報告)

第三条 通則法第六十条第一項の規定による報告は、一月一日現在における同項に規定する常勤職員の数について、総務省令で定めるところにより、一月三十日までに行うものとする。

(常勤職員の範囲)

第四条 通則法第六十条第一項に規定する常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者

二 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和三十二年法律第二百五十七号）第七条第五項の規定により休職者とされた者

三 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和三十五年法律第百十七号）第二条第一項の規定により派遣された

者

四 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項の規定により育児休業をしている者又は同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員（同法第二十二号の規定による勤務をしている者を含む。）

五 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第二条第五項に規定する自己啓発等休業をしている者

(積立金の処分に係る承認の手続)

第五条 別表の第一欄に掲げる独立行政法人は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同表の第二欄に掲げる規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を当該規定に規定する大臣（以下「主務大臣」という。）に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の六月三十日までに、当該規定による承認を受けなければならない。

一 別表の第二欄に掲げる規定による承認を受けようとする金額

二 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の承認申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の別表の第三欄に掲げる命令で定める書類を添付しなければならない。

(国庫納付金の納付の手続)

第六条 別表の第一欄に掲げる独立行政法人は、同表の第四欄に掲げる規定に規定する残余があるときは、当該規定による納付金（以下「国庫納付金」という。）の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該国庫納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日までに、これを主務大臣に提出しなければならない。ただし、前条第一項の承認申請書を提出したときは、これに添付した同条第二項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 主務大臣は、前項の国庫納付金の計算書及び添付書類の提出があつたときは、遅滞なく、当該国庫納付金の計算書及び添付書類の写しを財務大臣に送付するものとする。

(国庫納付金の納付期限)

第七条 国庫納付金は、期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日までに納付しなければならない。

(国庫納付金の帰属する会計)

第八条 別表の第一欄に掲げる独立行政法人の国庫納付金は、同表の第五欄に掲げる会計に帰属する。
(教育公務員の範囲)

第九条 独立行政法人酒類総合研究所法(平成十一年法律第百六十四号) 第九条第一項、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法(平成十一年法律第百六十五号) 第九条第一項、独立行政法人大学入試センター法(平成十一年法律第百六十六号) 第十条第一項、独立行政法人国立国語研究所法(平成十一年法律第百七十一号) 第九条第一項、独立行政法人国立科学博物館法(平成十一年法律第百七十二号) 第九条第一項、独立行政法人物質・材料研究機構法(平成十一年法律第百七十三号) 第十条、独立行政法人防災科学技術研究所法(平成十一年法律第百七十四号) 第十条、独立行政法人放射線医学総合研究所法(平成十一年法律第百七十六号) 第九条、独立行政法人国立美術館法(平成十一年法律第百七十七号) 第九条第一項、独立行政法人国立文化財機構法(平成十一年法律第百七十八号) 第九条第一項、独立行政法人経済産業研究所法(平成十一年法律第二百号) 第十条第一項、独立行政法人産業技術総合研究所法(平成十一年法律第二百三号) 第十条第一項、独立行政法人製品評価技術基盤機構法(平成十一年法律第二百四号) 第十条第一項、独立行政法人造幣局法(平成十四年法律第四十号) 第十条第一項、独立行政法人国立印刷局法(平成十四年法律第四十一号) 第十条第一項、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第百四十五号) 第十二条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号) 第十条、独立行政法人日本学術振興会法(平成十四年法律第百五十九号) 第十一条第一項、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法(平成十四年法律第百六十一号) 第十三条、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成十四年法律第百六十二号) 第十一条、独立行政法人日本芸術文化振興会法(平成十四年法律第百六十三号) 第十条第一項、独立行政法人労働政策研究・研修機構法(平成十四年法律第百六十九号) 第九条第一項、独立行政法人日本貿易振興機構法(平成十四年法律第百七十二号) 第九条第一項、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第百九十二号) 第十条、独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号) 第十条第一項、独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成十五年法律第百十三号) 第九条第一項、独立行政法人大学評価・学位授与機構法(平成十五年法律第百十四号) 第十一条第一項、独立行政法人国立大学財務・経営センター法(平成十五年法律第百十五号) 第十条第一項及び独立行政法人医薬基盤研究所法(平成十六年法律第百三十五号) 第十条に規定する政令で定める教育公務員は、次に掲げる者とする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による公立の大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教又は講師の職にある者(当該大学においてその他の職を兼ねる者を含む。)
- 二 国立教育政策研究所の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者で前号に掲げる者に準ずるもの

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。(国の貸付金の償還期間等)
- 2 通則法附則第四条第二項に規定する政令で定める期間は、五年(二年の据置期間を含む。)とする。
- 3 前項に規定する期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号) 第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号) 第六条第一項の規定による貸付けの決定(以下「貸付決定」という。)ごとに、当該貸付決定に係る通則法附則第四条第一項の規定による国の貸付金(以下「国の貸付金」という。)の交付を完了した日(その日が当該貸付決定があった日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日)の翌日から起算する。
- 4 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。
- 5 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。
- 6 通則法附則第四条第五項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

附 則 (平成一二年政令第三三三号から平成二一年政令第一一一号まで) 略

別表(第五条、第六条、第八条関係) 略

資料2 独立行政法人一覧

(平成21年4月1日現在)

内閣府所管 4

- 国立公文書館
- 国民生活センター
- 北方領土問題対策協会
- 沖縄科学技術研究基盤整備機構

総務省所管 4

- 情報通信研究機構
- 統計センター
- 平和祈念事業特別基金
- 郵便貯金・簡易生命保険管理機構

外務省所管 2

- 国際協力機構
- 国際交流基金

財務省所管 4

- 酒類総合研究所
- 造幣局
- 国立印刷局
- 日本万国博覧会記念機構

文部科学省所管 24

- 国立特別支援教育総合研究所
- 大学入試センター
- 国立青少年教育振興機構
- 国立女性教育会館
- 国立国語研究所
- 国立科学博物館
- 物質・材料研究機構
- 防災科学技術研究所
- 放射線医学総合研究所
- 国立美術館
- 国立文化財機構
- 教員研修センター
- 科学技術振興機構
- 日本学術振興会
- 理化学研究所
- 宇宙航空研究開発機構
- 日本スポーツ振興センター
- 日本芸術文化振興会
- 日本学生支援機構
- 海洋研究開発機構
- 国立高等専門学校機構
- 大学評価・学位授与機構
- 国立大学財務・経営センター
- 日本原子力研究開発機構

厚生労働省所管 14

- 国立健康・栄養研究所
- 労働安全衛生総合研究所
- 勤労者退職金共済機構
- 高齢・障害者雇用支援機構
- 福祉医療機構
- 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 労働政策研究・研修機構
- 雇用・能力開発機構
- 労働者健康福祉機構
- 国立病院機構
- 医薬品医療機器総合機構
- 医薬基盤研究所
- 年金・健康保険福祉施設整理機構
- 年金積立金管理運用独立行政法人

農林水産省所管 13

- 農林水産消費安全技術センター
- 種苗管理センター
- 家畜改良センター
- 水産大学校
- 農業・食品産業技術総合研究機構
- 農業生物資源研究所
- 農業環境技術研究所
- 国際農林水産業研究センター
- 森林総合研究所
- 水産総合研究センター
- 農畜産業振興機構
- 農業者年金基金
- 農林漁業信用基金

経済産業省所管 11

- 経済産業研究所
- 工業所有権情報・研修館
- 日本貿易保険
- 産業技術総合研究所
- 製品評価技術基盤機構
- 新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 日本貿易振興機構
- 原子力安全基盤機構
- 情報処理推進機構
- 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 中小企業基盤整備機構

国土交通省所管 20

- 土木研究所
- 建築研究所
- 交通安全環境研究所
- 海上技術安全研究所
- 港湾空港技術研究所
- 電子航法研究所
- 航海訓練所
- 海技教育機構
- 航空大学校
- 自動車検査独立行政法人
- 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- 国際観光振興機構
- 水資源機構
- 自動車事故対策機構
- 空港周辺整備機構
- 海上災害防止センター
- 都市再生機構
- 奄美群島振興開発基金
- 日本高速道路保有・債務返済機構
- 住宅金融支援機構

環境省所管 2

- 国立環境研究所
- 環境再生保全機構

防衛省所管 1

- 駐留軍等労働者労務管理機構

合計 99 法人

(注1) ○印の法人は、特定独立行政法人(役職員が国家公務員の身分を有するもの(8法人))である。

(注2) 法人の名称の冒頭の「独立行政法人」は省略して表示している。

(別添) 独立行政法人国立病院機構 病院一覧

(平成21年4月1日現在)

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	ホームページ
北海道がんセンター	003-0804	北海道札幌市白石区菊水四条 2-3-54	011-811-9111	http://www.sap-cc.org/
札幌南病院	061-2276	北海道札幌市南区白川 1814	011-596-2211	http://www.hosp.go.jp/~msapporo/
西札幌病院	063-0005	北海道札幌市西区山の手 5条 7-1-1	011-611-8111	http://www.hosp.go.jp/~kokunisi/
函館病院	041-8512	北海道函館市川原町 18-16	0138-51-6281	http://www.hosp.go.jp/~hakodate/
道北病院	070-8644	北海道旭川市花咲町 7-4048	0166-51-3161	http://www.hosp.go.jp/~douhokuh/
帯広病院	080-8518	北海道帯広市西 18 条北 2-16	0155-33-3155	http://www.hosp.go.jp/~obihp/
八雲病院	049-3198	北海道二海郡八雲町宮園町 128	0137-63-2126	http://www.hosp.go.jp/~yakumo/
弘前病院	036-8545	青森県弘前市大字富野町 1	0172-32-4311	http://www2.networks.ne.jp/~hirosaki/
八戸病院	031-0003	青森県八戸市吹上 3-13-1	0178-45-6111	http://www.hosp.go.jp/~hatinohe/
青森病院	038-1331	青森県青森市浪岡大字女鹿沢字平野 155	0172-62-4055	http://www.aoi-mori.net/~aomori/index01.html
盛岡病院	020-0133	岩手県盛岡市青山 1-25-1	019-647-2195	http://www.hosp.go.jp/~morioka/
花巻病院	025-0033	岩手県花巻市諏訪 500	0198-24-0511	http://www.hosp.go.jp/~hanamaki/
岩手病院	021-0056	岩手県一関市山目字泥田山下 48	0191-25-2221	http://www.hosp.go.jp/~iwate/
釜石病院	026-0053	岩手県釜石市定内町 4-7-1	0193-23-7111	http://www.hosp.go.jp/~kamaisi/
仙台医療センター	983-8520	宮城県仙台市宮城野区宮城野 2-8-8	022-293-1111	http://www.snh.go.jp/
西多賀病院	982-8555	宮城県仙台市太白区鉤取本町 2-11-11	022-245-2111	http://www.hosp.go.jp/~nisitaga/
宮城病院	989-2202	宮城県亶理郡山元町高瀬字合戦原 100	0223-37-1131	http://www.mnh.go.jp/
あきた病院	018-1393	秋田県由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢 84-40	0184-73-2002	http://www.hosp.go.jp/~akita/
山形病院	990-0876	山形県山形市行才 126-2	023-684-5566	http://www.hosp.go.jp/~yamagata/
米沢病院	992-1202	山形県米沢市大字三沢 26100-1	0238-22-3210	http://www.omn.ne.jp/~kokuryou/
福島病院	962-8507	福島県須賀川市芦田塚 13	0248-75-2131	http://fukushima-hosp.com/
いわき病院	970-0224	福島県いわき市平豊間字兔渡路 291	0246-55-8261	http://www.hosp.go.jp/~iwaki/
水戸医療センター	311-3193	茨城県東茨城郡茨城町桜の郷 280	029-240-7711	http://www.hosp.go.jp/~mito-mc/
霞ヶ浦医療センター	300-8585	茨城県土浦市下高津 2-7-14	029-822-5050	http://www.hosp.go.jp/~kasumi/
茨城東病院	319-1113	茨城県那珂郡東海村照沼 825	029-282-1151	http://www.hosp.go.jp/~ibaraki/
栃木病院	320-8580	栃木県宇都宮市中戸祭 1-10-37	028-622-5241	http://www.hosp.go.jp/~tochigi/
宇都宮病院	329-1193	栃木県宇都宮市下岡本町 2160	028-673-2111	http://www.hosp.go.jp/~utsuno/
高崎病院	370-0829	群馬県高崎市高松町 36	027-322-5901	http://www.hosp.go.jp/~takasaki/
沼田病院	378-0051	群馬県沼田市上原町 1551-4	0278-23-2181	http://www.numata-hosp.jp/
西群馬病院	377-8511	群馬県渋川市金井 2854	0279-23-3030	http://www.hosp.go.jp/~wgunma/
西埼玉中央病院	359-1151	埼玉県所沢市若狭 2-1671	04-2948-1111	http://www.hosp.go.jp/~saitama/hospital/byouin_shoukai.html
埼玉病院	351-0102	埼玉県和光市諏訪 2-1	048-462-1101	http://www.hosp.go.jp/~saitamhp/
東埼玉病院	349-0196	埼玉県蓮田市大字黒浜 4147	048-768-1161	http://www.hosp.go.jp/~esaitama/
千葉医療センター	260-8606	千葉県千葉市中央区椿森 4-1-2	043-251-5311	http://www.hosp.go.jp/~chiba/
千葉東病院	260-8712	千葉県千葉市中央区仁戸名町 673	043-261-5171	http://www.hosp.go.jp/~chibae2/
下総精神医療センター	266-0007	千葉県千葉市緑区辺田町 578	043-291-1221	http://www.hosp.go.jp/~simofusa/
下志津病院	284-0003	千葉県四街道市鹿渡 934-5	043-422-2511	http://www.hosp.go.jp/~simosizu/
東京医療センター	152-8902	東京都目黒区東が丘 2-5-1	03-3411-0111	http://www.ntmc.go.jp/
災害医療センター	190-0014	東京都立川市緑町 3256	042-526-5511	http://www.hosp.go.jp/~tdmc/
東京病院	204-8585	東京都清瀬市竹丘 3-1-1	042-491-2111	http://www.hosp.go.jp/~tokyo/
村山医療センター	208-0011	東京都武蔵村山市学園 2-37-1	042-561-1221	http://www.murayama-hosp.jp/
横浜医療センター	245-8575	神奈川県横浜市戸塚区原宿 3-60-2	045-851-2621	http://www.yokohama-mc.com/
久里浜アルコール症センター	239-0841	神奈川県横須賀市野比 5-3-1	046-848-1550	http://www.kurihama-alcoholism-center.jp/
箱根病院	250-0032	神奈川県小田原市風祭 412	0465-22-3196	http://www.hosp.go.jp/~hakone/
相模原病院	228-8522	神奈川県相模原市桜台 18-1	042-742-8311	http://www.hosp.go.jp/~sagami/
神奈川病院	257-8585	神奈川県秦野市落合 666-1	0463-81-1771	http://kanagawa-hosp.org/
西新潟中央病院	950-2085	新潟県新潟市西区真砂 1-14-1	025-265-3171	http://www.masa.go.jp/
新潟病院	945-8585	新潟県柏崎市赤坂町 3-52	0257-22-2126	http://www.niigata-nh.go.jp/
さいがた病院	949-3193	新潟県上越市大潟区犀潟 468-1	025-534-3131	http://www.saigata-nh.go.jp/
甲府病院	400-8533	山梨県甲府市天神町 11-35	055-253-6131	http://www.kofu-hosp.com/

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	ホームページ
東長野病院	381-8567	長野県長野市上野 2-477	026-296-1111	http://www.hosp.go.jp/~enagano/index/topindex.htm
松本病院	399-8701	長野県松本市大字芳川村井町 1209	0263-58-4567	http://www.matubyou.jp/matumoto_index.htm
中信松本病院	399-0021	長野県松本市大字寿豊丘 811	0263-58-3121	http://www.matubyou.jp/tyuusin_matumoto/index_tyusin.htm
長野病院	386-8610	長野県上田市緑が丘 1-27-21	0268-22-1890	http://www.nagano-hosp.go.jp/
小諸高原病院	384-8540	長野県小諸市甲 4598	0267-22-0870	http://www.hosp.go.jp/~komoro/
富山病院	939-2692	富山県富山市婦中町新町 3145	076-469-2135	http://www.hosp.go.jp/~toyama/
北陸病院	939-1893	富山県南砺市信末 5963	0763-62-1340	http://www.hosp.go.jp/~hokuriku/
金沢医療センター	920-8650	石川県金沢市下石引町 1-1	076-262-4161	http://www.kanazawa-hosp.jp/
医王病院	920-0192	石川県金沢市岩出町二 73-1	076-258-1180	http://www.hosp.go.jp/~iou/
七尾病院	926-8531	石川県七尾市松百町八部 3-1	0767-53-1890	http://www.hosp.go.jp/~nanao/
石川病院	922-0405	石川県加賀市手塚町サ 150	0761-74-0700	http://www.hosp.go.jp/~isikawa/
長良医療センター	502-8558	岐阜県岐阜市長良 1300-7	058-232-7755	http://www.hosp.go.jp/~ngr/
静岡てんかん・神経医療センター	420-8688	静岡県静岡市葵区漆山 886	054-245-5446	http://www.hosp.go.jp/~szec2/
静岡富士病院	418-0103	静岡県富士宮市上井出 814	0544-54-0700	http://www.hosp.go.jp/~fuji/
天竜病院	434-8511	静岡県浜松市浜北区於呂 4201-2	053-583-3111	http://www.tenryu-hosp.jp/
静岡医療センター	411-8611	静岡県駿東郡清水町長沢 762-1	055-975-2000	http://www.hosp.go.jp/~tsh/top.html
名古屋医療センター	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸 4-1-1	052-951-1111	http://www.nnh.go.jp/
東名古屋病院	465-8620	愛知県名古屋市名東区梅森坂 5-101	052-801-1151	http://www.hosp.go.jp/~tomei/
東尾張病院	463-0802	愛知県名古屋市守山区大森北 2-1301	052-798-9711	http://www.hosp.go.jp/~eowari/
豊橋医療センター	440-8510	愛知県豊橋市飯村町字浜道上 50	0532-62-0301	http://www.hosp.go.jp/~tmc/
三重病院	514-0125	三重県津市大里窪田町 357	059-232-2531	http://www.mie-hosp.org/
鈴鹿病院	513-8501	三重県鈴鹿市加佐登 3-2-1	059-378-1321	http://www.hosp.go.jp/~suzukaww/
三重中央医療センター	514-1101	三重県津市久居明神町 2158-5	059-259-1211	http://www.miechuo-hosp.jp/
榊原病院	514-1292	三重県津市榊原町 777	059-252-0211	http://www.hosp.go.jp/~sakakihp/
福井病院	914-0195	福井県敦賀市桜ヶ丘町 33-1	0770-25-1600	http://www.hosp.go.jp/~fukui/
あわら病院	910-4272	福井県あわら市北潟 238-1	0776-79-1211	http://www.hosp.go.jp/~awara/
滋賀病院	527-8505	滋賀県東近江市五智町 255	0748-22-3030	http://www.hosp.go.jp/~snh/
紫香楽病院	529-1803	滋賀県甲賀市信楽町牧 997	0748-83-0101	http://www.hosp.go.jp/~sigaraki/
京都医療センター	612-8555	京都府京都市伏見区深草向畑町 1-1	075-641-9161	http://www.hosp.go.jp/~kyotolan/
宇多野病院	616-8255	京都府京都市右京区鳴滝音戸山町 8	075-461-5121	http://web.kyoto-inet.or.jp/org/utano/index.htm
舞鶴医療センター	625-8502	京都府舞鶴市字行永 2410	0773-62-2680	http://www.hosp.go.jp/~maizuru/
南京都病院	610-0113	京都府城陽市中芦原 11	0774-52-0065	http://www.hosp.go.jp/~skyoto/
大阪医療センター	540-0006	大阪府大阪市中央区法円坂 2-1-14	06-6942-1331	http://www.onh.go.jp/
近畿中央胸部疾患センター	591-8555	大阪府堺市北区長曾根町 1180	072-252-3021	http://www.hosp.go.jp/~kch/
刀根山病院	560-8552	大阪府豊中市刀根山 5-1-1	06-6853-2001	http://www.hosp.go.jp/~toneyama/
大阪南医療センター	586-8521	大阪府河内長野市木戸東町 2-1	0721-53-5761	http://www.ommedc.jp/
神戸医療センター	654-0155	兵庫県神戸市須磨区西落合 3-1-1	078-791-0111	http://www.kobemc.go.jp/
姫路医療センター	670-8520	兵庫県姫路市本町 68	079-225-3211	http://www.hosp.go.jp/~hmj/
兵庫青野原病院	675-1350	兵庫県小野市南青野	0794-66-2233	http://www.hosp.go.jp/~aono/
兵庫中央病院	669-1592	兵庫県三田市大原 1314	079-563-2121	http://www.hosp.go.jp/~hch/
奈良医療センター	630-8053	奈良県奈良市七条 2-789	0742-45-4591	http://www.hosp.go.jp/~westnara/
松籟荘病院	639-1042	奈良県大和郡山市小泉町 2815	0743-52-3081	http://www.hosp.go.jp/~shoraiso/
南和歌山医療センター	646-8558	和歌山県田辺市たきない町 27-1	0739-26-7050	http://www.hosp.go.jp/~swymhp2/
和歌山病院	644-0044	和歌山県日高郡美浜町大字和田 1138	0738-22-3256	http://www.wakayama-hosp.jp/
鳥取医療センター	689-0203	鳥取県鳥取市三津 876	0857-59-1111	http://www.hosp.go.jp/~nisorio/
米子医療センター	683-8518	鳥取県米子市車尾 4-17-1	0859-33-7111	http://www.nho-yonago.jp/
松江医療センター	690-8556	島根県松江市上乃木 5-8-31	0852-21-6131	http://www.hosp.go.jp/~matsue/
浜田医療センター	697-8511	島根県浜田市黒川町 3748	0855-22-2300	http://www.hosp.go.jp/~hamada/
岡山医療センター	701-1192	岡山県岡山市田益 1711-1	086-294-9911	http://www.hosp.go.jp/~okayama/
南岡山医療センター	701-0304	岡山県都窪郡早島町早島 4066	086-482-1121	http://www.sokayama.jp/
呉医療センター	737-0023	広島県呉市青山町 3-1	0823-22-3111	http://www.kure-nh.go.jp/
福山医療センター	720-8520	広島県福山市沖野上町 4-14-17	084-922-0001	http://www.fukuyama-hosp.go.jp/

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	ホームページ
広島西医療センター	739-0696	広島県大竹市玖波 4-1-1	0827-57-7151	http://www.hiro-nishi-nh.jp/
東広島医療センター	739-0041	広島県東広島市西条町寺家 513	082-423-2176	http://www.hiro-hosp.jp/
賀茂精神医療センター	739-2693	広島県東広島市黒瀬町南方 92	0823-82-3000	http://www.hosp.go.jp/~kamo/
関門医療センター	751-8501	山口県下関市後田町 1-1-1	0832-22-6216	http://www.hosp.go.jp/~simo/
山口宇部医療センター	755-0241	山口県宇部市東岐波 685	0836-58-2300	http://www.yamaguchi-hosp.jp/
岩国医療センター	740-8510	山口県岩国市黒磯町 2-5-1	0827-31-7121	http://www.iwakuni-nh.go.jp/
柳井病院	742-1352	山口県柳井市大字伊保庄 95	0820-27-0211	http://www.hosp.go.jp/~yanaihp/
東徳島病院	779-0193	徳島県板野郡板野町大寺字大向北 1-1	088-672-1171	http://www.hosp.go.jp/~eastt/
徳島病院	776-8585	徳島県吉野川市鴨島町敷地 1354	0883-24-2161	http://www.hosp.go.jp/~tokushima/
高松医療センター	761-0193	香川県高松市新田町乙 8	087-841-2146	http://www.hosp.go.jp/~takamath/
普通寺病院	765-8507	香川県善通寺市仙遊町 2-1-1	0877-62-2211	http://www.hosp.go.jp/~zentuujh/
香川小児病院	765-8501	香川県善通寺市善通寺町 2603	0877-62-0885	http://www.hosp.go.jp/~kagawasy/
四国がんセンター	791-0280	愛媛県松山市南梅本町甲 160	089-999-1111	http://www.shikoku-cc.go.jp/index.html
愛媛病院	791-0281	愛媛県東温市横河原 366	089-964-2411	http://www.ehime-nh.go.jp/
高知病院	780-8077	高知県高知市朝倉西町 1-2-25	088-844-3111	http://www.kochihp.com/
小倉医療センター	802-8533	福岡県北九州市小倉南区春ヶ丘 10-1	093-921-8881	http://www.kokura-hp.jp/
九州がんセンター	811-1395	福岡県福岡市南区野多目 3-1-1	092-541-3231	http://www.ia-nkcc.jp/
九州医療センター	810-8563	福岡県福岡市中央区地行浜 1-8-1	092-852-0700	http://www.kyumed.jp/
福岡病院	811-1394	福岡県福岡市南区屋形原 4-39-1	092-565-5534	http://www.hosp.go.jp/~mfukuoka/
大牟田病院	837-0911	福岡県大牟田市大字橋 1044-1	0944-58-1122	http://www.hosp.go.jp/~oomuta/
福岡東医療センター	811-3195	福岡県古賀市千鳥 1-1-1	092-943-2331	http://www.fe-med.jp/
佐賀病院	849-8577	佐賀県佐賀市日の出 1-20-1	0952-30-7141	http://www.hosp.go.jp/~saga/
肥前精神医療センター	842-0192	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津 160	0952-52-3231	http://www.hosp.go.jp/~hizen/
東佐賀病院	849-0101	佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀 7324	0942-94-2048	http://www.hosp.go.jp/~easttsaga/
嬉野医療センター	843-0393	佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿丙 2436	0954-43-1120	http://www.uresino.go.jp/
長崎病院	850-8523	長崎県長崎市桜木町 6-41	095-823-2261	http://www.hosp.go.jp/~sakuragi/
長崎医療センター	856-8562	長崎県大村市久原 2-1001-1	0957-52-3121	http://www.hosp.go.jp/~nagasaki/
長崎川棚医療センター	859-3615	長崎県東彼杵郡川棚町下組郷 2005-1	0956-82-3121	http://www.nkmc.jp/
熊本医療センター	860-0008	熊本県熊本市二の丸 1-5	096-353-6501	http://www.hosp.go.jp/~knh/
熊本南病院	869-0593	熊本県宇城市松橋町豊福 2338	0964-32-0826	http://www.hosp.go.jp/~kumanann/
菊池病院	861-1116	熊本県合志市福原 208	096-248-2111	http://www.hosp.go.jp/~kikutihp/
熊本再春荘病院	861-1196	熊本県合志市須屋 2659	096-242-1000	http://www.hosp.go.jp/~saisyun/
大分医療センター	870-0263	大分県大分市横田 2-11-45	097-593-1111	http://www.hosp.go.jp/~oita/
別府医療センター	874-0011	大分県別府市大字内竈 1473	0977-67-1111	http://www.beppu-iryuu.jp/
西別府病院	874-0840	大分県別府市大字鶴見 4548	0977-24-1221	http://www.nbnh.jp/
宮崎東病院	880-0911	宮崎県宮崎市大字田吉 4374-1	0985-56-2311	http://www.hosp.go.jp/~mhigashi/
都城病院	885-0014	宮崎県都城市祝吉町 5033-1	0986-23-4111	http://www.hosp.go.jp/~miyakon/
宮崎病院	889-1301	宮崎県児湯郡川南町大字川南 19403-4	0983-27-1036	http://www.hosp.go.jp/~miyazaki/
鹿児島医療センター	892-0853	鹿児島県鹿児島市城山町 8-1	099-223-1151	http://kagomc.jp/
指宿病院	891-0498	鹿児島県指宿市十二町 4145	0993-22-2231	http://www.hosp.go.jp/~ibusuki1/
南九州病院	899-5293	鹿児島県始良郡加治木町木田 1882	0995-62-2121	http://www.skyusyu.jp/
沖縄病院	901-2214	沖縄県宜野湾市我如古 3-20-14	098-898-2121	http://www.hosp.go.jp/~okihip/
琉球病院	904-1201	沖縄県国頭郡金武町字金武 7958-1	098-968-2133	http://www.hosp.go.jp/~ryukyu1/

(注) 各病院の名称には、「独立行政法人国立病院機構」が付されている。

資料3 国立大学法人等の一覧

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

〔国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)に基づく法人〕(90 法人)

● 国立大学法人(86 法人)

法人名	郵便番号	住所	電話番号	ホームページ
北海道大学	060-0808	北海道札幌市北区北 8 条西 5	011-716-2111	http://www.hokudai.ac.jp/
北海道教育大学	002-8501	北海道札幌市北区あいの里 5 条 3-1-3	011-778-0206	http://www.hokkyodai.ac.jp/
室蘭工業大学	050-8585	北海道室蘭市水元町 27-1	0143-46-5000	http://www.muroran-it.ac.jp/
小樽商科大学	047-8501	北海道小樽市緑 3-5-21	0134-27-5200	http://www.otaru-uc.ac.jp/
帯広畜産大学	080-8555	北海道帯広市稲田町西 2 線 11	0155-49-5216	http://www.obihiro.ac.jp/
旭川医科大学	078-8510	北海道旭川市緑が丘東 2 条 1-1-1	0166-65-2111	http://www.asahikawa-med.ac.jp/
北見工業大学	090-8507	北海道北見市公園町 165	0157-26-9113	http://www.kitami-it.ac.jp/
弘前大学	036-8560	青森県弘前市文京町 1	0172-36-2111	http://www.hirosaki-u.ac.jp/
岩手大学	020-8550	岩手県盛岡市上田 3-18-8	019-621-6006	http://www.iwate-u.ac.jp/
東北大学	980-8577	宮城県仙台市青葉区片平 2-1-1	022-717-7800	http://www.tohoku.ac.jp/
宮城教育大学	980-0845	宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉 149	022-214-3300	http://www.miyakyo-u.ac.jp/
秋田大学	010-8502	秋田県秋田市手形学園町 1-1	018-889-2207	http://www.akita-u.ac.jp/
山形大学	990-8560	山形県山形市小白川町 1-4-12	023-628-4006	http://www.yamagata-u.ac.jp/index-j.html
福島大学	960-1296	福島県福島市金谷川 1	024-548-5151	http://www.fukushima-u.ac.jp/
茨城大学	310-8512	茨城県水戸市文京 2-1-1	029-228-8007	http://www.ibaraki.ac.jp/
筑波大学	305-8577	茨城県つくば市天王台 1-1-1	029-853-2111	http://www.tsukuba.ac.jp/
筑波技術大学	305-8520	茨城県つくば市天久保 4-3-15	029-852-2931	http://www.tsukuba-tech.ac.jp/
宇都宮大学	321-8505	栃木県宇都宮市峰町 350	028-649-8649	http://www.utsunomiya-u.ac.jp/
群馬大学	371-8510	群馬県前橋市荒牧町 4-2	027-220-7111	http://www.gunma-u.ac.jp/
埼玉大学	338-8570	埼玉県さいたま市桜区下大久保 255	048-858-3005	http://www.saitama-u.ac.jp/
千葉大学	263-8522	千葉県千葉市稲毛区弥生町 1-33	043-251-1111	http://www.chiba-u.ac.jp/
東京大学	113-8654	東京都文京区本郷 7-3-1	03-3812-2111	http://www.u-tokyo.ac.jp/
東京医科歯科大学	113-8510	東京都文京区湯島 1-5-45	03-3813-6111	http://www.tmd.ac.jp/
東京外国語大学	183-8534	東京都府中市朝日町 3-11-1	042-330-5111	http://www.tufs.ac.jp/
東京学芸大学	184-8501	東京都小金井市貫井北町 4-1-1	042-329-7111	http://www.u-gakugei.ac.jp/
東京農工大学	183-8538	東京都府中市晴見町 3-8-1	042-367-5504	http://www.tuat.ac.jp/
東京芸術大学	110-8714	東京都台東区上野公園 12-8	050-5525-2013	http://www.geidai.ac.jp/
東京工業大学	152-8550	東京都目黒区大岡山 2-12-1	03-3726-1111	http://www.titech.ac.jp/
東京海洋大学	108-8477	東京都港区港南 4-5-7	03-5463-0400	http://www.kaiyodai.ac.jp/
お茶の水女子大学	112-8610	東京都文京区大塚 2-1-1	03-5978-5106	http://www.ocha.ac.jp/
電気通信大学	182-8585	東京都調布市調布ヶ丘 1-5-1	042-443-5000	http://www.uec.ac.jp/
一橋大学	186-8601	東京都国立市中 2-1	042-580-8000	http://www.hit-u.ac.jp/
横浜国立大学	240-8501	神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-1	045-339-3499	http://www.ynu.ac.jp/
新潟大学	950-2181	新潟県新潟市五十嵐 2 の町 8050	025-223-6161	http://www.niigata-u.ac.jp/
長岡技術科学大学	940-2188	新潟県長岡市上富岡町 1603-1	0258-46-6000	http://www.nagaokaut.ac.jp/
上越教育大学	943-8512	新潟県上越市山屋敷町 1 番地	025-522-2411	http://www.juen.ac.jp/
富山大学	930-8555	富山県富山市五福 3190	076-445-6011	http://www.u-toyama.ac.jp/
金沢大学	920-1192	石川県金沢市角間町	076-264-5111	http://www.kanazawa-u.ac.jp/
福井大学	910-8507	福井県福井市文京 3-9-1	0776-23-0500	http://www.fukui-u.ac.jp/
山梨大学	400-8510	山梨県甲府市武田 4-4-37	055-220-8004	http://www.yamanashi.ac.jp/
信州大学	390-8621	長野県松本市旭 3-1-1	0263-35-4600	http://www.shinshu-u.ac.jp/
岐阜大学	501-1193	岐阜県岐阜市柳戸 1-1	058-230-1111	http://www.gifu-u.ac.jp/
静岡大学	422-8529	静岡県静岡市駿河区大谷 836	054-237-1111	http://www.shizuoka.ac.jp/
浜松医科大学	431-3192	静岡県浜松市半田山 1-20-1	053-435-2111	http://www.hama-med.ac.jp/
名古屋大学	464-8601	愛知県名古屋市千種区不老町	052-789-2012	http://www.nagoya-u.ac.jp/
愛知教育大学	448-8542	愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢 1	0566-26-2111	http://www.aichi-edu.ac.jp/
名古屋工業大学	466-8555	愛知県名古屋市昭和区御器所町	052-735-5001	http://www.nitech.ac.jp/
豊橋技術科学大学	441-8580	愛知県豊橋市天伯町雲雀ヶ丘 1-1	0532-47-0111	http://www.tut.ac.jp/
三重大学	514-8507	三重県津市栗真町屋町 1577	059-232-1211	http://www.mie-u.ac.jp/
滋賀大学	522-8522	滋賀県彦根市馬場 1-1-1	0749-27-1005	http://www.shiga-u.ac.jp/
滋賀医科大学	520-2192	滋賀県大津市瀬田月輪町	077-548-2111	http://www.shiga-med.ac.jp/
京都大学	606-8501	京都府京都市左京区吉田本町	075-753-7531	http://www.kyoto-u.ac.jp/
京都教育大学	612-8522	京都府京都市伏見区深草藤森町 1	075-644-8106	http://www.kyokyo-u.ac.jp/
京都工芸繊維大学	606-8585	京都府京都市左京区松ヶ崎橋上町	075-724-7014	http://www.kit.ac.jp/
大阪大学	565-0871	大阪府吹田市山田丘 1-1	06-6877-5111	http://www.osaka-u.ac.jp/
大阪教育大学	582-8582	大阪府柏原市旭ヶ丘 4-698-1	072-976-3211	http://www.osaka-kyoiku.ac.jp/
兵庫教育大学	673-1494	兵庫県加東市下久米 942-1	0795-44-2010	http://www.hyogo-u.ac.jp/

法人名	郵便番号	住所	電話番号	ホームページ
神戸大学	657-8501	兵庫県神戸市灘区六甲台町 1-1	078-881-1212	http://www.kobe-u.ac.jp/
奈良教育大学	630-8528	奈良県奈良市高畑町	0742-27-9105	http://www.nara-edu.ac.jp/
奈良女子大学	630-8506	奈良県奈良市北魚屋東町	0742-20-3204	http://www.nara-wu.ac.jp/
和歌山大学	640-8510	和歌山県和歌山市栄谷 930	073-457-7007	http://www.wakayama-u.ac.jp/
鳥取大学	680-8550	鳥取県鳥取市湖山町南 4-101	0857-31-5007	http://www.tottori-u.ac.jp/
島根大学	690-8504	島根県松江市西川津町 1060	0852-32-6100	http://www.shimane-u.ac.jp/
岡山大学	700-8530	岡山県岡山市北区津島中 1-1-1	086-252-1111	http://www.okayama-u.ac.jp/
広島大学	739-8511	広島県東広島市鏡山 1-3-2	082-422-7111	http://www.hiroshima-u.ac.jp/index-j.html
山口大学	753-8511	山口県山口市吉田 1677-1	083-933-5000	http://www.yamaguchi-u.ac.jp/
徳島大学	770-8501	徳島県徳島市新蔵町 2-24	088-656-7000	http://www.tokushima-u.ac.jp/
鳴門教育大学	772-8502	徳島県鳴門市鳴門町高島字中島 748	088-687-6000	http://www.naruto-u.ac.jp/
香川大学	760-8521	香川県高松市幸町 1-1	087-832-1000	http://www.kagawa-u.ac.jp/
愛媛大学	790-8577	愛媛県松山市道後樋又 10-13	089-927-9000	http://www.ehime-u.ac.jp/
高知大学	780-8520	高知県高知市曙町 2-5-1	088-844-0111	http://www.kochi-u.ac.jp/JA/
福岡教育大学	811-4192	福岡県宗像市赤間文教町 1-1	0940-35-1200	http://www.fukuoka-edu.ac.jp/
九州大学	812-8581	福岡県福岡市東区箱崎 6-10-1	092-642-2111	http://www.kyushu-u.ac.jp/
九州工業大学	804-8550	福岡県北九州市戸畑区仙水町 1-1	093-884-3006	http://www.kyutech.ac.jp/top/index.asp
佐賀大学	840-8502	佐賀県佐賀市本庄町 1	0952-28-8113	http://www.saga-u.ac.jp/
長崎大学	852-8521	長崎県長崎市文教町 1-14	095-819-2016	http://www.nagasaki-u.ac.jp/
熊本大学	860-8555	熊本県熊本市黒髪 2-39-1	096-344-2111	http://www.kumamoto-u.ac.jp/
大分大学	870-1192	大分県大分市大字旦野原 700	097-569-3311	http://www.oita-u.ac.jp/
宮崎大学	889-2192	宮崎県宮崎市学園木花台西 1-1	0985-58-7111	http://www.miyazaki-u.ac.jp/
鹿児島大学	890-8580	鹿児島県鹿児島市郡元 1-21-24	099-285-7111	http://www.kagoshima-u.ac.jp/
鹿屋体育大学	891-2393	鹿児島県鹿屋市白水町 1	0994-46-4111	http://www.nifs-k.ac.jp/
琉球大学	903-0213	沖縄県中頭郡西原町字千原 1	098-895-2221	http://www.u-ryukyuu.ac.jp/
総合研究大学院大学	240-0193	神奈川県三浦郡葉山町(湘南国際村)	046-858-1500	http://www.soken.ac.jp/
政策研究大学院大学	106-8677	東京都港区六本木 7-22-1	03-6439-6000	http://www.grips.ac.jp/jp/
北陸先端科学技術大学院大学	923-1292	石川県能美市旭台 1-1	0761-51-1111	http://www.jaist.ac.jp/
奈良先端科学技術大学院大学	630-0192	奈良県生駒市高山町 8916-5	0743-72-5111	http://www.naist.jp/

(注1) 法人の名称に含まれる、「国立大学法人」の部分は省略して表示している。

(注2) 各国立大学法人の中期目標・中期計画(文部科学省ホームページ内) http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1260101.htm

● 大学共同利用機関法人(4法人)

法人名	郵便番号	住所	電話番号	ホームページ
人間文化研究機構	105-0001	東京都港区虎ノ門 4-3-13 神谷町セントラルプレイス 2 階 204 号	03-6402-9200	http://www.nihu.jp/
自然科学研究機構	105-0001	東京都港区虎ノ門 4-3-13 神谷町セントラルプレイス 2 階 202 号	03-5425-1300	http://www.nins.jp/
高エネルギー加速器研究機構	305-0801	茨城県つくば市大穂 1-1	029-864-1171	http://www.kek.jp/
情報・システム研究機構	105-0001	東京都港区虎ノ門 4-3-13 神谷町セントラルプレイス 2 階 201 号	03-6402-6200	http://www.rois.ac.jp/

(注3) 法人の名称に含まれる、「大学共同利用機関法人」の部分は省略して表示している。

(注4) 各大学共同利用機関法人の中期目標・中期計画(文部科学省ホームページ内)

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1260329.htm

[日本私立学校振興・共済事業団法(平成9年法律第48号)に基づく業務](1業務)

法人名	郵便番号	住所	電話番号	ホームページ
日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)	102-8145	東京都千代田区富士見 1-10-12	03-3230-1321	http://www.shigaku.go.jp/

日本私立学校振興・共済事業団の中期目標・中期計画

http://www.shigaku.go.jp/g_2ki_mokuhyo.htm(中期目標)

http://www.shigaku.go.jp/g_2ki_keikaku.htm(中期計画)

主務省名	特定	独立行政法人名	職員数								
			平成14.1.1	15.1.1	16.1.1	17.1.1	18.1.1	19.1.1	20.1.1	21.1.1	
内閣府	○	国立公文書館	41	43	42	42	42	42	41	41	
		国民生活センター			117	115	115	116	115	119	
		北方領土問題対策協会			19	19	19	19	19	18	
		沖縄科学技術研究基盤整備機構					14	93	140	171	
総務省		情報通信研究機構	430	432	423	460	465	461	441	430	
	○	統計センター			937	929	908	910	885	860	
		平和祈念事業特別基金			19	19	19	19	18	16	
外務省		郵便貯金・簡易生命保険管理機構							40	40	
		国際協力機構			1,329	1,328	1,327	1,326	1,326	1,664	
		国際交流基金			233	222	216	216	224	218	
財務省		酒類総合研究所	50	50	50	50	50	48	47	49	
	○	造幣局			1,217	1,171	1,143	1,115	1,076	1,037	
	○	国立印刷局			5,512	5,378	5,217	5,081	4,945	4,810	
文部科学省		日本万国博覧会記念機構			54	51	54	53	50	48	
		国立特別支援教育総合研究所	80	80	78	76	77	74	73	72	
		大学入試センター	103	101	105	108	103	104	102	101	
		国立青少年教育振興機構	63	62	62	62	63	607	590	552	
		国立青年の家	305	301	303	305	307				
		国立少年自然の家	265	265	265	265	264				
		国立女性教育会館	28	28	27	28	27	27	27	27	
		国立国語研究所	63	62	60	64	61	58	56	57	
		国立科学博物館	146	148	148	145	141	139	133	129	
		物質・材料研究機構	548	548	542	542	549	900	860	873	
		防災科学技術研究所	112	109	107	109	110	239	212	196	
		放射線医学総合研究所	364	366	365	357	360	526	533	511	
		国立美術館	113	113	121	128	127	125	125	125	
		国立文化財機構	209	217	221	227	226	218		345	
		国立博物館	126	126	125	126	125	126		346	
		文化財研究所									
		教員研修センター	53	53	51	52	51	50	48	46	
		科学技術振興機構			2,749	2,884	2,814	2,436	2,096	1,709	
		日本学術振興会			94	99	99	98	98	102	
		理化学研究所			2,623	2,825	3,229	3,446	3,298	3,107	
		宇宙航空研究開発機構			2,305	2,300	2,244	2,239	2,179	2,157	
		日本スポーツ振興センター			407	385	357	348	333	328	
		日本芸術文化振興会			326	321	318	306	305	299	
		日本学生支援機構				532	534	513	486	452	
		海洋研究開発機構				953	1,037	961	909	925	
		国立高等専門学校機構				6,671	6,661	6,689	6,584	6,454	
		大学評価・学位授与機構				141	144	139	140	145	
		国立大学財務・経営センター				26	25	22	24	24	
		メディア教育開発センター				94	92	93	86	71	
		日本原子力研究開発機構					4,853	4,715	4,659	4,683	
	厚生労働省		国立健康・栄養研究所	40	52	51	47	46	47	46	46
			労働安全衛生総合研究所	49	49	49	49	49			
			産業安全研究所								
			産業医学総合研究所	76	75	74	73	72	119	117	117
			勤労者退職金共済機構			269	270	267	262	257	257
			高齢・障害者雇用支援機構			736	708	715	714	714	714
			福祉医療機構			264	252	251	271	259	253
			国立重度知的障害者総合施設のぞみの園			310	305	299	345	335	336
			労働政策研究・研修機構			140	137	135	134	129	125
			雇用・能力開発機構				4,386	4,228	4,059	3,930	3,817
			労働者健康福祉機構				13,667	13,549	13,621	13,803	13,763
		○	国立病院機構				46,153	47,423	48,346	49,473	50,043
			医薬品医療機器総合機構				259	291	312	344	424
			医薬基盤研究所					81	86	85	83
			年金・健康保険福祉施設整理機構					34	36	37	38
		年金積立金管理運用						81	77	76	
	農林水産省	○	農林水産消費安全技術センター	453	454	512	509	498	474	688	688
		肥飼料検査所	137	139	150	151	152	148			
		農業検査所	65	64	69	71	72	72			

(次ページへ続く)

主務省名	特定	独立行政法人名	職員数								
			平成14.1.1	15.1.1	16.1.1	17.1.1	18.1.1	19.1.1	20.1.1	21.1.1	
農林水産省		種苗管理センター	330	329	333	334	327	324	314	308	
		家畜改良センター	932	926	928	921	908	897	883	869	
		水産大学校	196	193	192	191	192	192	193	190	
		農業・食品産業技術総合研究機構	農業・生物系特定産業技術研究機構	2,800	2,778	2,867	2,845	2,798	3,027	2,984	2,946
			農業工学研究所	131	134	130	131	130			
			食品総合研究所	131	128	125	125	128			
			農業者大学校	43	43	42	42	39			
		農業生物資源研究所	426	423	418	414	401	394	388	387	
		農業環境技術研究所	192	193	192	191	189	186	178	180	
		国際農林水産業研究センター	162	158	161	158	158	155	151	189	
		森林総合研究所	森林総合研究所	689	685	672	667	664	658	785	1,326
			林木育種センター	146	147	145	145	147	144		
		水産総合研究センター	さけ・ます資源管理センター	144	143	143	142	135	1,005	1,009	972
			水産総合研究センター	775	759	885	876	870			
			農畜産業振興機構			212	208	207	204	195	193
		農業者年金基金			85	82	80	78	77	77	
		農林漁業信用基金			125	123	119	117	112	106	
経済産業省		経済産業研究所	38	38	55	45	45	49	47	48	
		工業所有権情報・研修館	53	55	55	79	78	111	106	101	
		日本貿易保険	158	157	153	147	153	146	141	149	
		産業技術総合研究所	3,195	3,177	3,130	3,175	3,214	3,226	3,191	3,115	
		○ 製品評価技術基盤機構	407	408	421	434	424	416	411	405	
		新エネルギー・産業技術総合開発機構			1,262	1,256	1,256	1,046	958	944	
		日本貿易振興機構			1,671	1,645	1,609	1,663	1,628	1,578	
		原子力安全基盤機構			394	433	451	446	450	465	
		情報処理推進機構				210	206	197	192	180	
		石油天然ガス・金属鉱物資源機構				473	509	493	484	472	
		中小企業基盤整備機構				839	849	839	810	800	
	国土交通省		土木研究所	210	214	212	215	209	372	362	486
			北海道開発土木研究所	178	177	174	171	169			
			建築研究所	96	97	98	93	96	94	94	92
			交通安全環境研究所	99	102	100	99	98	96	99	101
		海上技術安全研究所	227	227	224	224	219	216	212	211	
		港湾空港技術研究所	112	110	108	107	110	110	103	106	
		電子航法研究所	64	64	64	65	63	60	60	60	
		航海訓練所	464	459	453	444	442	435	434	425	
		海技教育機構	海技大学校	84	82	82	79	79	213	207	203
			海員学校	148	148	147	144	137			
		航空大学校	123	123	120	121	119	118	118	116	
		自動車検査		874	873	874	871	860	859	851	
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構			1,891	1,861	1,830	1,799	1,768	1,694	
		国際観光振興機構			102	102	105	101	97	94	
		水資源機構			1,828	1,739	1,594	1,576	1,546	1,528	
		自動車事故対策機構			340	337	336	334	334	334	
		空港周辺整備機構			91	94	89	86	82	77	
		海上災害防止センター			30	29	29	31	29	29	
		都市再生機構				4,459	4,302	4,149	4,030	4,003	
		奄美群島振興開発基金				20	20	20	19	18	
		日本高速道路保有・債務返済機構					85	85	85	84	
		住宅金融支援機構							998	979	
環境省			国立環境研究所	256	263	272	274	262	253	249	243
		環境再生保全機構				125	114	156	154	152	
防衛省	○	駐留軍等労働者労務管理機構		406	400	399	392	374	364	337	
	計		16,928	17,751	46,065	125,052	130,805	131,375	131,952	132,015	

(注) 1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 法人名及び特定・非特定とは、21年1月現在のものを示す。

3 「職員数」は各年の1月1日現在の職員数(任期付きの常勤職員数を含む。)である。

4 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

5 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

6 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

(1) 事務・技術職員

主務省	法人名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与額(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)			
					平成19年度	平成20年度	対前年度差	平成19年度	平成20年度	対前年度差	
内閣府	◎ 国立公文書館	28	47.2	8,090	106.4	106.0	▲ 0.4	93.0	91.9	▲ 1.1	
	国立公文書館	98	42.9	7,913	119.2	117.4	▲ 1.8	107.0	105.4	▲ 1.6	
	北方領土問題対策協会	15	45.6	6,814	93.5	90.9	▲ 2.6	84.5	83.3	▲ 1.2	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	12	40.9	8,328	132.7	132.7	0.0	141.6	141.9	0.3	
総務省	情報通信研究機構	114	43.6	7,490	106.2	107.3	1.1	113.2	115.2	2.0	
	◎ 統計センター	649	42.4	6,226	91.5	92.9	1.4	84.4	85.5	1.1	
	平和祈念事業特別基金	7	52.2	9,415	115.8	116.9	1.1	99.5	99.1	▲ 0.4	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	35	42.2	7,667	115.9	114.7	▲ 1.2	101.6	100.0	▲ 1.6	
法務省	日本司法支援センター	326	39.2	5,182	84.3	85.6	1.3	84.7	85.8	1.1	
外務省	国際協力機構	921	40.3	8,297	128.5	133.0	4.5	112.5	114.5	2.0	
	国際交流基金	105	40.4	7,717	124.2	122.8	▲ 1.4	106.5	104.6	▲ 1.9	
財務省	酒類総合研究所	5	37.7	5,589	111.5	96.9	▲ 14.6	119.0	99.4	▲ 19.6	
	◎ 造幣局	333	45.2	6,937	95.5	97.3	1.8	93.1	94.5	1.4	
	◎ 国立印刷局	3,805	44.5	6,283	88.3	88.8	0.5	86.3	86.8	0.5	
	日本万国博覧会記念機構	39	41.2	7,400	112.6	115.1	2.5	110.8	114.1	3.3	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	20	39.9	5,805	95.5	93.1	▲ 2.4	95.6	94.9	▲ 0.7	
	大学入試センター	60	39.8	6,231	100.5	100.7	0.2	89.7	89.3	▲ 0.4	
	国立青少年教育振興機構	356	42.4	6,414	97.0	96.1	▲ 0.9	99.7	98.5	▲ 1.2	
	国立女性教育会館	13	44.2	6,151	90.0	85.9	▲ 4.1	95.4	91.7	▲ 3.7	
	国立国語研究所	11	40.1	6,062	100.4	95.8	▲ 4.6	99.5	95.4	▲ 4.1	
	国立科学博物館	39	38.9	6,002	102.4	100.2	▲ 2.2	90.6	89.5	▲ 1.1	
	物質・材料研究機構	70	38.3	5,602	96.2	98.0	1.8	95.3	97.5	2.2	
	防災科学技術研究所	27	42.6	6,979	105.9	105.7	▲ 0.2	105.3	105.4	0.1	
	放射線医学総合研究所	125	42.1	5,293	85.2	81.7	▲ 3.5	85.8	82.8	▲ 3.0	
	国立美術館	48	38.6	6,152	99.3	103.7	4.4	90.4	94.0	3.6	
	国立文化財機構	90	41.4	6,291	94.2	95.8	1.6	88.9	90.7	1.8	
	教員研修センター	35	45.7	6,995	93.6	93.9	0.3	90.8	91.4	0.6	
	科学技術振興機構	461	40.4	7,485	122.3	119.5	▲ 2.8	107.9	104.8	▲ 3.1	
	日本学術振興会	62	35.6	6,243	119.0	117.2	▲ 1.8	104.7	102.7	▲ 2.0	
	理化学研究所	295	43.0	7,776	122.4	115.4	▲ 7.0	119.6	112.2	▲ 7.4	
	宇宙航空研究開発機構	422	43.6	8,374	123.4	122.3	▲ 1.1	117.4	116.8	▲ 0.6	
	日本スポーツ振興センター	277	43.5	7,562	111.3	111.1	▲ 0.2	103.1	102.8	▲ 0.3	
	日本芸術文化振興会	211	46.4	7,364	98.2	100.6	2.4	86.3	88.2	1.9	
	日本学生支援機構	317	44.0	7,548	107.9	107.5	▲ 0.4	96.6	95.3	▲ 1.3	
	海洋研究開発機構	126	42.0	7,618	116.4	115.5	▲ 0.9	115.3	115.6	0.3	
	国立高等専門学校機構	1,826	42.8	5,537	82.8	83.2	0.4	87.7	88.3	0.6	
	大学評価・学位授与機構	79	34.1	4,969	102.8	99.1	▲ 3.7	102.3	99.5	▲ 2.8	
	国立大学財務・経営センター	16	39.7	6,604	106.2	109.3	3.1	93.0	96.9	3.9	
	メディア教育開発センター	36	45.2	6,891	97.2	96.0	▲ 1.2	98.8	97.4	▲ 1.4	
	日本原子力研究開発機構	2,750	44.2	8,208	119.7	118.4	▲ 1.3	126.3	125.2	▲ 1.1	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	7	44.9	7,649	93.6	104.8	11.2	87.8	95.1	7.3
		労働安全衛生総合研究所	9	40.1	5,952	114.4	95.1	▲ 19.3	112.7	94.4	▲ 18.3
勤労者退職金共済機構		201	43.7	7,696	110.1	110.5	0.4	99.0	99.2	0.2	
高齢・障害者雇用支援機構		203	40.2	6,919	114.6	111.6	▲ 3.0	104.9	102.8	▲ 2.1	
福祉医療機構		217	39.7	7,395	119.5	119.6	0.1	105.0	104.5	▲ 0.5	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		25	48.9	7,503	99.4	98.1	▲ 1.3	102.1	101.2	▲ 0.9	
労働政策研究・研修機構		57	45.1	8,739	118.9	121.3	2.4	103.9	104.8	0.9	
雇用・能力開発機構		1,151	45.7	7,880	109.8	109.1	▲ 0.7	110.5	110.1	▲ 0.4	
労働者健康福祉機構		1,114	44.2	6,851	100.5	99.2	▲ 1.3	102.7	101.7	▲ 1.0	
◎ 国立病院機構		2,401	42.4	6,486	97.5	97.7	0.2	101.8	102.1	0.3	
医薬品医療機器総合機構		225	38.9	7,391	121.3	122.2	0.9	103.1	104.4	1.3	
医薬基盤研究所		16	39.1	6,438	104.2	107.3	3.1	104.9	108.0	3.1	
年金・健康保険福祉施設整理機構		10	44.8	7,573	103.9	111.6	7.7	96.8	105.3	8.5	
年金積立金管理運用		59	42.7	7,985	116.6	116.9	0.3	100.0	99.6	▲ 0.4	
農林水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	559	41.7	6,512	100.1	99.3	▲ 0.8	100.5	100.2	▲ 0.3	
	種苗管理センター	229	42.5	6,541	98.5	98.8	0.3	103.9	104.5	0.6	
	家畜改良センター	277	41.3	6,250	98.7	98.5	▲ 0.2	105.6	105.5	▲ 0.1	
	水産大学校	34	42.6	5,828	87.3	88.1	0.8	93.8	94.8	1.0	
	農業・食品産業技術総合研究機構	553	42.7	6,414	96.1	96.4	0.3	98.8	99.5	0.7	
	農業生物資源研究所	63	39.8	5,996	95.9	97.7	1.8	96.6	98.8	2.2	
	農業環境技術研究所	25	39.8	5,927	96.1	96.2	0.1	95.9	97.1	1.2	
	国際農林水産業研究センター	58	44.3	7,567	98.2	106.7	8.5	97.7	105.4	7.7	
	森林総合研究所	681	42.7	6,945	97.6	104.3	6.7	100.1	107.3	7.2	
	水産総合研究センター	256	41.6	6,301	97.6	97.4	▲ 0.2	101.6	101.7	0.1	
	農畜産業振興機構	141	43.9	9,063	131.2	129.6	▲ 1.6	111.9	110.9	▲ 1.0	
	農業者年金基金	50	43.0	7,918	118.5	117.2	▲ 1.3	106.0	104.9	▲ 1.1	
	農林漁業信用基金	90	44.6	8,333	118.0	117.0	▲ 1.0	102.0	100.5	▲ 1.5	

主務省	法人名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与額(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)		
					平成19年度	平成20年度	対前年度差	平成19年度	平成20年度	対前年度差
経済産業省	経済産業研究所	19	41.6	6,454	94.9	99.5	4.6	81.4	85.5	4.1
	工業所有権情報・研修館	61	48.5	8,445	112.4	108.1	▲ 4.3	101.4	98.4	▲ 3.0
	日本貿易保険	89	43.7	9,044	134.1	129.4	▲ 4.7	114.2	109.0	▲ 5.2
	産業技術総合研究所	567	43.3	7,160	104.2	104.7	0.5	104.1	104.9	0.8
	◎ 製品評価技術基盤機構	314	45.6	7,720	104.7	105.1	0.4	97.8	98.1	0.3
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	366	42.9	7,124	122.1	105.0	▲ 17.1	119.3	104.0	▲ 15.3
	日本貿易振興機構	458	39.8	7,674	123.7	125.1	1.4	110.3	111.4	1.1
	原子力安全基盤機構	268	50.4	9,771	120.9	120.7	▲ 0.2	103.5	103.9	0.4
	情報処理推進機構	113	44.3	7,942	110.8	111.7	0.9	94.2	93.9	▲ 0.3
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	307	44.9	8,741	122.7	122.3	▲ 0.4	120.5	120.9	0.4
	中小企業基盤整備機構	613	44.2	8,772	126.2	125.3	▲ 0.9	116.4	115.4	▲ 1.0
国土交通省	土木研究所	94	41.8	6,369	94.3	96.4	2.1	95.6	99.5	3.9
	建築研究所	11	39.8	6,025	97.9	97.0	▲ 0.9	96.4	96.5	0.1
	交通安全環境研究所	44	38.3	6,235	108.6	104.7	▲ 3.9	108.1	105.4	▲ 2.7
	海上技術安全研究所	31	39.4	5,999	101.0	97.2	▲ 3.8	100.2	98.2	▲ 2.0
	港湾空港技術研究所	10	40.3	6,399	101.5	98.8	▲ 2.7	101.7	101.4	▲ 0.3
	電子航法研究所	11	41.4	6,923	103.5	109.3	5.8	101.9	109.7	7.8
	航海訓練所	13	38.8	6,188	106.7	101.2	▲ 5.5	104.2	99.5	▲ 4.7
	海技教育機構	60	47.2	7,151	92.9	94.7	1.8	96.3	97.8	1.5
	航空大学校	19	36.5	5,492	104.0	100.7	▲ 3.3	111.0	108.0	▲ 3.0
	自動車検査	538	36.8	5,471	96.0	97.5	1.5	98.9	100.2	1.3
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,244	48.2	8,886	115.8	115.1	▲ 0.7	115.3	115.2	▲ 0.1
	国際観光振興機構	39	44.5	7,683	107.9	109.7	1.8	91.7	93.3	1.6
	水資源機構	1,400	42.5	7,706	116.8	116.7	▲ 0.1	121.2	121.5	0.3
	自動車事故対策機構	214	46.5	8,179	108.8	110.1	1.3	107.4	109.3	1.9
	空港周辺整備機構	43	42.9	7,131	109.1	107.5	▲ 1.6	109.6	108.1	▲ 1.5
	海上災害防止センター	21	45.0	8,097	113.5	111.6	▲ 1.9	114.4	112.8	▲ 1.6
	都市再生機構	3,340	45.0	8,565	120.6	119.1	▲ 1.5	115.5	114.1	▲ 1.4
	奄美群島振興開発基金	16	39.5	6,061	101.2	101.4	0.2	107.6	108.2	0.6
	日本高速道路保有・債務返済機構	48	40.3	8,191	133.3	130.4	▲ 2.9	118.1	114.9	▲ 3.2
	住宅金融支援機構	861	41.8	8,419	128.6	128.4	▲ 0.2	117.8	117.3	▲ 0.5
環境省	国立環境研究所	37	46.7	7,621	97.0	100.8	3.8	94.5	99.2	4.7
	環境再生保全機構	87	45.5	8,266	114.7	113.9	▲ 0.8	111.2	111.6	0.4
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	226	41.1	5,802	88.9	90.8	1.9	90.6	92.7	2.1
	全法人(101法人)	34,557	43.4	7,306	107.3	107.0	▲ 0.3	105.5	105.1	▲ 0.4

(注) 1 「独立行政法人の役職員の給与水準(平成20年度)」(平成21年7月27日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)を示す。

3 「対国家公務員指数(年齢勘案)」は、各法人の事務・技術職員の給与を、国家公務員(行政職(一))の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウェイトとして用いて算出した指数である。

4 「対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)」は、民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無や学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数である。

(2) 研究職員

主務省	法人名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与額(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)			
					平成19年度	平成20年度	対前年度差	平成19年度	平成20年度	対前年度差	
内閣府	◎ 国立公文書館	1	—	—	70.4	78.9	▲ 8.5	69.0	77.0	▲ 8.0	
総務省	国立公文書館	250	45.1	8,570	94.7	94.1	▲ 0.6	110.0	109.7	▲ 0.3	
財務省	酒類総合研究所	30	45.9	8,778	96.7	95.9	▲ 0.8	104.9	109.0	▲ 4.1	
	◎ 造幣局	9	46.4	7,159	73.5	78.0	▲ 4.5	76.0	80.1	▲ 4.1	
文部科学省	◎ 国立印刷局	88	40.3	6,132	77.9	77.9	0.0	99.3	95.0	▲ 4.3	
	国立特別支援教育総合研究所	39	48.9	9,237	92.9	90.9	▲ 2.0	94.0	92.2	▲ 1.8	
	国立女性教育会館	3	48.2	6,450	65.2	61.8	▲ 3.4	78.0	73.6	▲ 4.4	
	国立国語研究所	34	47.0	8,452	88.5	87.3	▲ 1.2	91.5	93.0	▲ 1.5	
	国立科学博物館	67	50.0	9,608	94.0	94.3	0.3	91.8	92.1	0.3	
	物質・材料研究機構	374	45.8	9,379	102.0	102.0	0.0	103.0	104.1	▲ 1.1	
	防災科学技術研究所	55	47.4	9,535	100.5	100.7	0.2	103.4	105.8	▲ 2.4	
	放射線医学総合研究所	144	45.0	8,601	98.4	95.5	▲ 2.9	100.3	97.5	▲ 2.8	
	国立美術館	56	43.6	8,285	93.9	95.6	▲ 1.7	92.6	93.2	0.6	
	国立文化財機構	154	44.2	8,636	96.5	97.4	0.9	96.6	97.2	0.6	
	理化学研究所	335	45.3	10,185	112.4	112.2	▲ 0.2	112.3	111.1	▲ 1.2	
	宇宙航空研究開発機構	824	43.0	8,762	103.3	103.6	0.3	106.6	108.0	▲ 1.4	
	日本スポーツ振興センター	11	45.0	9,161	101.4	99.4	▲ 2.0	99.4	96.3	▲ 3.1	
	海洋研究開発機構	63	43.2	8,265	96.2	96.6	0.4	97.9	99.0	▲ 1.1	
	日本原子力研究開発機構	929	43.3	8,977	107.0	105.8	▲ 1.2	122.9	124.0	▲ 1.1	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	21	48.3	10,226	96.6	101.3	▲ 4.7	94.2	98.1	▲ 3.9
		労働安全衛生総合研究所	73	47.8	9,009	91.9	92.2	0.3	91.5	91.4	▲ 0.1
		高齢・障害者雇用支援機構	18	50.4	9,203	90.1	89.3	▲ 0.8	91.8	92.0	0.2
		労働政策研究・研修機構	25	46.5	9,549	101.5	101.4	▲ 0.1	100.1	100.0	▲ 0.1
		◎ 国立病院機構	6	48.0	7,941	84.2	81.7	▲ 2.5	85.0	78.8	▲ 6.2
農林水産省	医薬基盤研究所	24	45.9	8,497	96.1	92.8	▲ 3.3	96.6	95.5	▲ 1.1	
	◎ 農林水産消費安全技術センター	2	—	—	96.9	97.9	▲ 1.0	96.7	97.8	▲ 1.1	
	農業・食品産業技術総合研究機構	1,420	44.6	8,721	99.3	98.6	▲ 0.7	106.6	106.9	0.3	
	農業生物資源研究所	216	47.0	9,426	100.6	99.0	▲ 1.6	100.3	99.5	▲ 0.8	
	農業環境技術研究所	106	45.7	9,249	101.3	100.5	▲ 0.8	100.0	100.3	0.3	
	国際農林水産業研究センター	81	47.9	9,740	102.2	100.8	▲ 1.4	104.5	103.3	▲ 1.2	
	森林総合研究所	441	44.6	8,834	100.0	99.3	▲ 0.7	103.1	103.9	0.8	
	水産総合研究センター	455	45.9	8,586	92.2	92.7	0.5	102.8	103.5	0.7	
経済産業省	経済産業研究所	8	42.6	11,218	133.9	133.6	▲ 0.3	130.7	128.1	▲ 2.6	
	産業技術総合研究所	1,866	46.4	9,763	104.4	104.6	0.2	105.2	106.5	▲ 1.3	
	日本貿易振興機構	114	43.3	7,968	89.3	92.5	▲ 3.2	90.2	93.7	▲ 3.5	
国土交通省	土木研究所	283	40.9	7,255	97.9	91.9	▲ 6.0	109.0	105.6	▲ 3.4	
	建築研究所	43	46.7	9,530	103.9	101.1	▲ 2.8	102.9	101.6	▲ 1.3	
	交通安全環境研究所	30	48.6	9,622	98.4	97.1	▲ 1.3	97.7	97.7	0.0	
	海上技術安全研究所	132	46.5	9,367	101.1	100.7	▲ 0.4	104.4	104.4	0.0	
	港湾空港技術研究所	61	41.1	8,347	107.4	104.5	▲ 2.9	111.0	109.0	▲ 2.0	
環境省	電子航法研究所	33	42.7	8,824	104.2	105.6	▲ 1.4	105.2	106.3	▲ 1.1	
	国立環境研究所	145	47.8	9,979	104.1	103.2	▲ 0.9	103.0	103.2	0.2	
全法人(42法人)		9,069	45.0	9,040	101.3	100.8	▲ 0.5	106.0	106.5	0.5	

(注) 1 「独立行政法人の役職員の給与水準(平成20年度)」(平成21年7月27日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)を示す。

3 対象人員数が2人以下の法人については、個人情報保護の観点から、「平均年齢」及び「平均年間給与額」欄の記載を省略している。

4 「対国家公務員指数(年齢勘案)」は、各法人の研究職員の給与を、国家公務員(研究職)の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウェイトとして用いて算出した指数である。

5 「対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)」は、民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無や学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数である。

(3) 病院医師

主務省	法人名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与額(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)		
					平成19年度	平成20年度	対前年度差	平成19年度	平成20年度	対前年度差
財務省	◎ 国立印刷局	11	52.0	11,711	97.1	95.4	▲ 1.7	99.3	98.5	▲ 0.8
文科省	放射線医学総合研究所	15	50.5	12,353	100.6	102.4	▲ 1.8	100.0	102.2	▲ 2.2
厚生労働省	労働者健康福祉機構	1,222	46.8	13,221	117.6	117.3	▲ 0.3	111.3	111.8	0.5
	◎ 国立病院機構	3,591	46.1	13,106	116.0	116.8	0.8	108.2	109.8	▲ 1.6
全法人(4法人)		4,839	46.3	13,129	116.3	116.8	0.5	109.0	110.2	▲ 1.2

(注) 1 「独立行政法人の役職員の給与水準(平成20年度)」(平成21年7月27日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)を示す。

3 「対国家公務員指数(年齢勘案)」は、各法人の医師の給与を、国家公務員(医療職(一))の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウェイトとして用いて算出した指数である。

4 「対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)」は、民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無や学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数である。

(4) 病院看護師

主務省	法人名	対象人員数(人)	平均年齢(歳)	平均年間給与額(千円)	対国家公務員指数(年齢勘案)			対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)		
					平成19年度	平成20年度	対前年度差	平成19年度	平成20年度	対前年度差
財務省	◎ 国立印刷局	69	43.6	5,903	101.2	100.1	▲ 1.1	96.8	95.4	▲ 1.4
文科省	放射線医学総合研究所	32	46.4	5,741	91.4	93.9	▲ 2.5	89.5	91.9	▲ 2.4
厚生労働省	労働者健康福祉機構	4,995	37.1	5,405	104.5	103.4	▲ 1.1	102.6	103.4	0.8
	◎ 国立病院機構	24,236	37.5	4,942	94.1	94.0	▲ 0.1	92.5	93.9	▲ 1.4
全法人(4法人)		29,332	37.4	5,024	95.9	95.6	▲ 0.3	94.3	95.6	▲ 1.3

(注) 1 「独立行政法人の役職員の給与水準(平成20年度)」(平成21年7月27日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)を示す。

3 「対国家公務員指数(年齢勘案)」は、各法人の看護師の給与を、国家公務員(医療職(三))の給与と比較し、各法人の年齢階層別人員構成をウェイトとして用いて算出した指数である。

4 「対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)」は、民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無や学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数である。

独立行政法人による平成22年度対国家公務員指数の推計値等一覧

			(事務・技術)対国指数				講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準は正の目標水準及び具体的期限)	平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限
			年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴		年齢	年齢 + 地域 + 学歴		
1	内閣府	国立公文書館	106.0	94.8	102.6	91.9	当館の役職員の給与水準は、特定独立行政法人として国家公務員の身分を有していることから、国と全く同一の水準となっている。したがって、人事院勧告に基づく給与制度改革と同様の措置を講じているところである。 今後引き続き国の給与構造改革に準じた給与の見直しに取り組んでいくこととしている。	110.9	97	110.9 (年齢) 97 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
2	内閣府	国民生活センター	117.4	109.6	112.7	105.4	地域・学歴を勘案した対国家公務員指数について、国家公務員の給与水準との実質的な比較・検証を行い、昇給幅の抑制、管理職員及び補佐職員数の削減、管理職手当の縮減、特別手当の減額等の措置を講じていく。	114.6	102.8	115程度 (年齢) 103程度 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
3	内閣府	沖縄科学技術研究基盤整備機構	132.7	143.1	127.7	141.9	業務の実施に当たっては、派遣職員や任期付職員の活用等による組織のスリム化や業務運営の効率化に引き続き取り組むとともに、大学院大学の設置に向けた業務の拡大に伴い新規採用を行うなかで、給与水準の低下が進んでいるところである。さらに、今後の新規採用者の給与レベルを国家公務員相当とすることにより、一層の給与水準の引き下げに取り組むこととしている。	125.1	133.5	125.1 (年齢) 133.5 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
4	総務省	情報通信研究機構	107.3	115.1	108.1	115.2	従来から、給与体系を国に準拠させるとともに、転退職者の不補充等の取り組みを実施してきたところであるが、今後、管理職ポストの見直し等により、適正な給与水準となるよう努める。 (注) 地域を勘案した対国指数については、情報通信研究機構本部(東京都小金井市)職員の給与支給額の比較対象として、地域手当が支給されない地域(非支給地域)の国家公務員の給与支給額を用いているため、年齢のみを勘案した対国指数よりも高い数値となっている。なお、年齢・地域・学歴を勘案した対国指数について、本部職員に地域手当が支給されないと仮定して試算した平成22年度見込みは101.3となる。	105.3	112.2 (注)	105.3 (年齢) 112.2 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
5	総務省	平和祈念事業特別基金	116.9	103.5	112.1	99.1	当基金は東京都特別区にのみ事務所が所在しており、首都圏に在勤する国家公務員の平均給与額と比較した当基金の対国家公務員指数は103.5、さらに学歴を考慮すると99.1となり、これらの指数からみれば、概ね国家公務員と同水準であるものと考えられる。 しかしながら年齢のみの指数では、116.9となり、前年と比べ1.1の増となっている。これは、当基金が東京都特別区にのみ事務所が所在していること、職員が少数であるために異動者の個人的な状況に影響を受けやすく、20年度については、国からの出向者の異動に伴い、調査対象者が減り、管理職の割合が高くなったことが要因であるが、更に社会的に理解が得られる水準として適正かどうか検証し、必要に応じ適切な措置を講ずる。具体的には職員の多数を占める国家公務員からの出向者について関係省庁と調整することとした。 なお、平成22年度に見込まれる対国家公務員指数については、比較対象となる国家公務員の指数が不明なため、将来の具体的指数を予測することは困難ではあるが、地域を勘案した対国家公務員指数に対して100となるよう最大限努めるとともに地域・学歴を考慮した指数についても今回同様、引き続き100以下となるよう努めることとした。なお「独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律」により当基金は平成22年9月末までに解散することとされている。	107.2	97	100 (年齢) 100.0以下 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
6	総務省	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	114.7	100.7	113.0	100.0	当法人の給与水準は、対国家公務員(行政職(一))指数が114.7と高くなっている。 これは、東京都特別区(港区)1箇所だけに設置され、かつ国家公務員と同様に地域手当(当法人では調整手当としている。)を支給している当法人と地域手当未支給地を含む全国の平均で算出された国家公務員とで比較された指数となっているためである。 そこで、比較対象を合わせ、当法人と同じ地域(東京都特別区)に勤務する国家公務員に限定して比較すると指数は14.0減少し、100.7となる。 また、その他の理由として、若干ではあるが大卒以上の割合が国家公務員の全国の平均よりも高くなっており、地域手当と同様に比較対象を合せて比較すると指数は1.7減少する。 これらの要因を総合的に勘案(地域及び学歴を勘案)すると対国家公務員指数は、100.0となり、当法人の給与水準は、国家公務員とほぼ同水準となっている。 現在、当法人については、調整手当(地域手当)を100分12に据置しており、今後とも、国家公務員等の給与水準の推移を注視し、給与水準の適正化に努めることとする。	114	100	100.0以下 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
7	外務省	国際協力機構	133.0	119.6	127.7	114.5	今後、勤務地限定・職務限定職員の任用、給与制度一本化に伴う給与引下げ等に取り組み、地域・学歴修正後の対国家公務員指数を統合時点の水準(試算ベースで修正後115.7)より、平成23年度までに3年半で5.9ポイント以上引き下げる見込み。 1. 職務限定職員の任用 △1.2ポイント(23年度まで) 2. 勤務地限定職員の任用 △1ポイント(23年度まで) 3. 給与制度一本化に伴う給与引下げ △3.7ポイント(23年度まで)(注) 平成22年度に見込まれる対国家公務員指数: 128.1(地域・学歴勘案111.1) (注)平成20年10月1日の国際協力銀行(海外経済協力業務)の承継にあたって、旧JICAの制度をベースとして人事・給与制度を一本化した。これにより、給与が引き下がる国際協力銀行から移行した職員について、労働条件の激変緩和措置として移行期間(原則として現行中期目標期間である平成23年度まで)を設け、同期間中に順次給与を引き下げるもの。	128.1	111.1	126.8 (年齢) 109.8 年齢 + 地域 + 学歴	23年度

			(事務・技術)対国指数				講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準は正の目標水準及び具体的期限)	平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限
			年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴		年齢	年齢 + 地域 + 学歴		
8	外務省	国際交流基金	122.8	109.6	117.6	104.6	平成18年12月に導入した新しい給与制度において、以下のような施策を実施した。 ・本俸月額引下げ:平均△5.8%(国家公務員の平均引下げ率△4.8%から△1.0%上昇)⇒全体の給与水準の引下げ ・等級・職階制の改定:年次昇給の割合を引下げ⇒高齢者層の給与水準の引下げ ・役職手当の定額制の導入⇒平均役職手当額の引下げ ・役職離脱の仕組みの導入(参事・副参事職の設置)⇒高齢者層の給与水準の引下げ また、平成19年度には、同人事院勧告で国家公務員で実施された若手職員の本俸月額引き上げを実施しなかったとともに、管理職層の賞与支給月数を国家公務員以下に引き下げた。 これらの施策による対国家公務員指数の引下げ効果は平成19年度以降、年を追って現れてくる見込みであるが、今後とも新しい給与制度の適切な運用により対国家公務員指数の削減に取り組んでいく。以上の施策、及び対国家公務員指数の高い高齢者層の退職等により、平成22年度には123.2(地域・学歴換算指数は104.7)まで引き下げられる見込みである。	123.2	104.7	123.2 (年齢) 104.7 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
9	財務省	日本万国博覧会記念機構	115.1	114.8	113.9	114.1	平成18年度に本給表を国の改定に準じて改めるとともに、昇給額を一律に抑制する措置を講じた。また、平成19年度には人事院勧告に準じた若年層の本給の引上げを見送った。平成20年度には勤務評価における成績区分別人員分布率の基準及び勤続手当における成績率の見直しを行ったところである。さらに、出向者の異動に際しては、出向元との調整により、職員の若返りを図る等の措置を継続して実施しており、これらの取組による効果は、今後徐々に現れてくるものとする。 給与水準は正の目標水準及びその達成の具体的な期限については、当機構の給与水準は労働関係法規の適用を受けており、労使交渉を経て決定されるものであり、当該手続は未済であるが、右記の目標に向けて、引き続き対国家公務員指数の適減を図るため、毎年度見直しを検討していくこととする。	103.8	106.8	103.8 (年齢) 106.8 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
10	文部科学省	大学入試センター	100.7	89.1	100.0	89.3	・大学入試センター職員の給与は「一般職の職員の給与に関する法律」に準拠しており、国家公務員と同様の給与体系としている。 ・年齢階級による対国家公務員指数は100.7であるが、これはセンターの所在地が東京都特別区で、地域手当を国の1級地(東京都特別区)の支給率(18%)で支給しているためであり、1級地での比較(年齢+地域)で見ると89.1であり、適正な給与水準と考える。 ・センターの大卒者の比率は63.3%と、国の比率49.1%を上回っており、学歴区分の比較(年齢+学歴)では89.3となっている。 ・センターの管理職員の割合は11.1%である。国の行政職俸給表(一)適用者における管理職手当(俸給の特別調整額)の4種以上の受給者割合を見ると12.5%であり、センターにおける管理職員の割合は妥当であると考える。 ・以上のことからセンターの給与水準は適正であると見ており、今後も引き続き国の給与構造改革に準じた給与の見直しに取り組んでいく。 ※参照している国家公務員のデータは「平成20年対国家公務員給与等実態調査」から引用した。	100程度	100以下	100程度 (年齢) 100以下 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
11	文部科学省	国立科学博物館	100.2	89.5	99.7	89.5	当法人は国から移行した法人であり、俸給表、諸手当等の給与体系は国家公務員と同一であるが、引き続き国家公務員の給与制度を踏まえながら、組織体制の見直し等により適切な給与水準となるよう運用することとし、平成22年度までに対国家公務員指数が100程度となるよう努める。 なお、当法人の対国家公務員指数(年齢)は100.2となっているが、年齢・地域・学歴換算指数は89.5となり、年齢・地域・学歴換算指数は89.5となっているところであり、現時点においても適切な給与水準であると認識している。	100程度	100以下	100程度 (年齢)	22年度
12	文部科学省	防災科学技術研究所	105.7	106.2	104.5	105.4	俸給表及び諸手当等は国家公務員の給与に準じて定めている。 当研究所は事務系職員が30名程度の組織であり、対象者の異動による年度ごとの指数の変動が大きくなっている。 平成20年度においては、地域手当の異動保障を受けた職員及び単身赴任手当受給職員の割合が多かったため、対国家公務員指数が高くなっているところである。 今後とも国家公務員の給与制度を踏まえた給与構造の見直しを行うとともに、適正な人事管理に努め、退職者の補填については可能な限り若返りを図るなど計画的に人員費削減を行うことで給与水準を適正化していく。 なお、防災科学技術研究所は、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)において独立行政法人海洋研究開発機構と統合することとされている。	100	100	100.0 (年齢) 100.0 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
13	文部科学省	国立美術館	103.7	94.4	102.0	94.0	国家公務員の給与を考慮して、平成18年4月から俸給の水準を全体として平均4.8%引き下げた。平成22年度の対国家公務員指数は、年齢換算で100程度、年齢・地域・学歴換算で100以下になると見込まれる。今後も引き続き適正な給与水準となるよう努めるとともに、組織の見直し、職員の若返り等の方策の実施により、対国家公務員指数の抑制を図り、平成22年度までに対年齢換算の指数が100以下となるよう努める。	100程度	100以下	100以下	22年度
14	文部科学省	科学技術振興機構	119.5	108.7	115.5	104.8	優秀な人材確保の観点から民間企業等の状況及び組合との交渉も踏まえて、以下の措置を講ずることにより、給与水準の適正化を図っていく。 <給与削減の是正策> ① 本給の減額(国に準じ平均4.8%減を実施済) ② 各手当の減額 ・ 期末手当の減額(支給月数の縮減) ・ 役職手当の減額 ・ 地域調整手当の据置き (国の東京都特別区は平成17年度から5年間で6%上昇) ③ 平成19年人事院勧告の凍結を継続 ④ 管理職割合の縮減 <給与水準は正の目標水準及び具体的期限> 目標水準: 対国指数(年齢) 127.1(平成18年度) → 120未満 対国指数(年齢+地域+学歴) 115.9(平成18年度) → 110未満 具体的期限:平成22年度を目途。	119.5	104.8	120未満 (年齢) 110未満 年齢 + 地域 + 学歴	22年度

			(事務・技術)対国指数				講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準は正の目標水準及び具体的期限)	平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限
			年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴		年齢	年齢 + 地域 + 学歴		
15	文部科学省	日本学術振興会	117.2	104.9	115.1	102.7	1. 人事院勧告を踏まえた給与改定 人事院勧告を踏まえ国家公務員に準じた給与改定を実施している。 (主な改正 15年度△1.09%、17年度△0.3%、平成18年度△4.8%) 2. 給与体系等の見直し ・給与格付の引き下げ[平成16年7月、平成18年4月、平成20年4月] ・給与水準の引き下げ(俸給表の見直し)[平成18年度](△4.8%) ・管理職手当の見直し(本給月額20%→16%~20%)[平成18年度] ・管理職員ポストの削減(課長職△1)[平成19年度] ・職員員の昇給率抑制[平成20年1月~]を実施。 3. 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」 (平成18年法律第47号)による総人件費改革を着実に実施。 引き続き対国家公務員指数の削減に努める。	115	102.0	115.0 (年齢) 102.0 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
16	文部科学省	理化学研究所	115.4	113.8	111.6	112.2	1. 人事院勧告を踏まえた給与改定 人事院勧告を踏まえ国家公務員に準じた給与改定を実施。(主な改正15年度△1.09%、17年度△0.3%、19年度+0.29%(若年層限定)) 給与構造改革については、19年度より平均△4.8%、の給与改定を実施。 2. 手当の改正 役職手当について引下げと定額化を実施し、平成20年度末で経過措置が終了した。平成20年度期末手当は一般職において0.1ヶ月の削減を実施した。 3. 労使交渉 給与改定等については、今後も独立行政法人通則法による「職員の給与」等その趣旨を踏まえ、職員給与の適正な水準の確保に向けて労使交渉に取り組んでいく。 4. 少数精鋭主義の維持 対国家公務員指数の削減のためには、安い人件費で雇用可能な人材を複数名雇用し対処する方法もあるが、これまでと同等の業務運営の質を確保することが困難となるとともに、総人件費改革の観点も踏まえて、現状の少数精鋭主義を維持すべきと考えている。 5. 「勧告の方向性」(H19.12総務省政策評価・独法評価委員会)等への適切な対応 「給与水準の検証」、「取組状況の説明」等、平成20年4月からの新たな中期目標・中期計画にも盛り込んでおり、適切に対応する。 6. 対象職員の範囲 現在、対国家公務員指数の対象職員については殆どが定年制事務職員を対象としているが、理化学研究所では任期制職員を活用した円滑な業務運営を行なっていることをご理解頂き、関係省庁へ公務員と給与体系の異なる任期制職員も比較対象とするよう要望し、一部は認められたが、今後も引き続き要請する。 (注)今後の目標水準等 対国家公務員指数は相対的に決定されるものであることから将来の具体的な数値を予測することは困難であるが、労働組合及び関係省庁の協力も得つつ、上記の講ずる措置を実施することにより、平成22年度において120以下を目標とする。本年度は達成しているが、引き続き、国民の理解が得られるよう努める。	120以下(注)	—	120 (年齢)	22年度
17	文部科学省	宇宙航空研究開発機構	122.3	118.2	120.4	116.8	1. 手当の見直し (1)平成20年度において、期末手当の支給月数を0.065月削減した。 (2)平成21年度以降も、期末手当の支給月数の削減を検討している。 (3)平成21年度より特別調整手当を地域調整手当に改め、段階的に見直しを行っている。地域調整手当は一律5%に削減した。 (4)平成21年度より特勤手当に準ずる手当を廃止した。 (5)本府省手当に相当する手当は導入しない。 2. 労使交渉 給与改定等については、今後も、独立行政法人通則法による「職員の給与」等その趣旨を踏まえ、職員給与の適正な水準の確保に向けて労使交渉に取り組んでいく。 3. 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月 閣議決定)、「勧告の方向性」(平成19年12月 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会)にも適切に対応し、平成20年4月からの新たな中期計画に「給与水準の検証」、「取組状況の説明」等を盛り込み適切に対応している。 4. 総人件費の削減 平成22年度までに平成17年度の総人件費と比較し、5%以上削減し、その後も人件費改革の取組を継続する。(中期目標・中期計画にも明記) 5. 平成22年度に見込まれる指数(注) 対国家公務員指数は相対的に決定されるものであることから、将来の具体的な数値を予測することは困難であるが、労働組合、職員の協力も得つつ、上記の講ずる措置を実施することにより、平成22年度において120以下(地域・学歴勘案で114以下)を目標とし、平成20年度より削減努力に着手したところであるが、昨年の指数(平成19年度:123.4)に対し、本年の指数(平成20年度:122.3)まで1.1ポイントの削減を実現することができた。しかし他法人の削減状況等を勘案し、目標を1年前倒して平成21年度において指数を120以下とするよう、新たな手段等による削減を推進・加速し、今後とも国民の理解が得られるよう努める。	120以下(注)	114以下(注)	120 (年齢) 114 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
18	文部科学省	日本スポーツ振興センター	111.1	102.8	110.2	102.8	【具体的な改善策】 1. 国家公務員の給与構造改革に倣い、平成18年度に以下の改正を実施。 ・本給…従前の給与表を廃止し、国家公務員の給与表をベースとした給与表に改正。 (平均△4.8%) ・昇給…5段階評価とし、勤務成績を細かく昇給に反映。 2. 給与構造改革等において国家公務員では取り組んでいない以下の改正を平成18年度に実施。 ・管理職手当の減額(△4%~△1%) 3. 平成20年度に適正な給与水準の確保に向けて労使協議を踏まえて、期末勤続手当の支給割合の見直しを実施。 4. その他 年齢・地域・学歴以外の要因として、センターでは国家公務員と比較して職員宿舎が少ないため、住宅手当を受給する職員割合が29%となっており、国家公務員の23%を上回っていることから対国家公務員指数が高くなっている要因と考えられる。 なお、目標と乖離が生じた場合にはその要因分析を行ない、必要に応じた施策をさらに実施。 【給与水準は正の目標水準及び具体的期限】 目標水準:年齢勘案指数 111.1→110以下 地域学歴勘案指数 102.8→101以下 具体的期限:平成22年度を目途	110以下	101以下	110 (年齢) 101 年齢 + 地域 + 学歴	22年度

			(事務・技術)対国指数				講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準は正の目標水準及び具体的期限)	平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限
			年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴		年齢	年齢 + 地域 + 学歴		
19	文部科学省	日本芸術文化振興会	100.6	90.6	97.9	88.2	<p>○平成22年度における対国家公務員指数の目標</p> <p>年齢動向 100以下 年齢・地域・学歴動向 90以下</p> <p>○具体的改善策</p> <p>1. 組織の見直しによる業務の効率化及び管理職ポストの削減(平成21年4月)</p> <p>①総務部と経理部の整理統合(部長職△1)</p> <p>②基金部の再編</p> <p>③国立劇場調査養成部の再編</p> <p>2. 高齢者採用の促進による人件費の効率化</p> <p>○その他補正事項</p> <p>管理職の割合 18.5%(課長以上)</p> <p>当法人の給与水準は適正であると考えており、今後も引き続き、業務運営の効率化等に努める。</p>	100以下	90以下	100以下 90以下 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
20	文部科学省	日本学生支援機構	107.5	97.6	105.0	95.3	<p>【具体的取組み】</p> <p>・平成18年度 平成18年4月、国家公務員の給与構造「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、国家公務員の行政職俸給表(一)の見直しに準じ平成18年度における俸給表の水準を全体として平均4.8%引下げ、人件費の抑制に取組んだ。</p> <p>・平成19年度 平成19年度の年末一時金より、適正な給与水準の確保に向けた期末手当の引下げについて、実施済。</p> <p>・平成20年度 平成20年度賞与について、職員の期末手当の引下げを実施することにより国家公務員と同水準とした。</p> <p>【今後の取組み】</p> <p>・平成21年度以降においては、「独立行政法人日本学生支援機構の中期目標、中期計画」、独立行政法人日本学生支援機構年度計画において、平成22年度の人件費に関して、平成17年度の人件費に比べて5%以上削減するとともに、人件費改革の取組を平成23年度まで継続することとしており、併せて役員職員の給与についても、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う等の措置を講ずる。また、各事業の競争入札による民間委託の推進の結果を踏まえ、管理職を含め組織の簡素化を図るとともに、平成25年度までに、前中期計画開始時の職員数と比べ、1割程度の職員数を削減する。対国家公務員指数は相対的なものであり、今後の人事異動によって変動するため、具体的な数値の予測は困難であるが、上記の措置を講ずることにより、国家公務員の給与水準となるよう人件費の削減に努める。</p>	107.0以下	100.0以下	107.0以下 100.0以下 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
21	文部科学省	海洋研究開発機構	115.5	117.4	111.1	115.6	<p>1. 人事院勧告を踏まえた給与改定 独立行政法人へ移行した後も、人事院勧告を踏まえ国家公務員に準じた給与改定を実施してきている。 (主な改正: 平成17年度△0.3%、平成19年度△4.8%)</p> <p>2. 給与体系等の見直し 平成20年度より、期末手当の支給月数を削減(20年度△0.15月、21年度△0.15月、計0.3月)するとともに、管理職について役職手当の給付水準を改める。</p> <p>3. 総人件費の削減 平成22年度までに、平成17年度の人件費と比較し5%以上削減し、その後も人件費改革の取組を継続する。</p> <p>引き続き以上のような改善を実施しつつ、職員給与の適正な水準の確保に努める。</p> <p>なお、海洋研究開発機構は、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)において、独立行政法人防災科学技術研究所と統合することとされている。</p>	116.4未満	115.3未満	116.4 (年齢) 115.3 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
22	文部科学省	国立大学財務・経営センター	109.3	99.9	106.9	96.9	<p>「行政改革の重要方針」及び「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」を踏まえ、平成18年度以降の5年間で、平成17年度における額からその100分の5に相当する額以上を減少させることを基本として、人件費の削減に取り組みるとともに、役員職員の給与に關し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取り組み、法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合した適正な給与水準の確保に努める。</p> <p>当該法人の給与は、国家公務員の給与制度を準用しているものの、職員数が30名以下の小規模な組織であり、かつ人事交流による即戦力となる職員が大部分を占めているため、指数算出対象者は毎年10名前後となり、指数算出年度の対象者の構成(管理職と一般職員の比率)が指数に与える影響が大きくなることから、年度により指数の値が大きく変動する。</p> <p>なお、当該法人は、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)において、組織の見直しとして「大学評価・学位授与機構と統合する」とこととされている。</p> <p>(注)対国家公務員指数は相対的なものであり、今後の人事異動によって変動するため、具体的な数値の予測は困難であるが、上記措置により適正な給与水準となるよう努める。</p>	105.0(注)	100.0(注)	105.0 (年齢) 100.0 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
23	文部科学省	日本原子力研究開発機構	118.4	125.7	118.3	125.2	<p>当機構の人員構成は、平成20年度現在48～55歳の年齢帯に偏在しており、2年後の平成22年度には52～59歳の年齢帯に偏在することになるため今後指数の増加が予想される。しかしながら、以下の取組みにより指数の削減に努めている。</p> <p>○平成22年度に見込まれる対国家公務員指数(年齢動向118.9:年齢・地域・学歴動向126.0)</p> <p>○具体的改善策</p> <p>①給与構造改革の取組を継続し、引き続き本給上昇の抑制を図る。</p> <p>②給与構造改革における本給の改訂部分の一部(0.55%分)を引き続き削減するとともに、平成21年度で経過措置を終了する。</p> <p>③国家公務員が新設した本府省庁等については導入しない。</p> <p>④請手当等の水準について引き続き具体的な検討を行なう。</p> <p>⑤平成21年度以降管理職数の縮減を図る。</p> <p>○給与水準は正の目標水準及び具体的期限 人材確保の観点から類似の業務を営む民間企業との水準を注視しつつ指数の削減を図る。当面の目標として上記の施策を着実に履行し平成22年度に年齢動向指数を118.9以下とする。</p>	118.9	126.0	118.9 (年齢) 126.0 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
24	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	104.8	91.3	106.7	95.1	<p>当研究所における給与は国に準じた体系(国に準じた給与表等)を適用しているところであり、引き続き国の給与改正に準じた給与の見直しを行っていく。また、当研究所の給与水準は国家公務員との比較において、適切なものであると考えているが、今後、平均給与の水準をさらに抑制するため、人事異動を行う際には積極的に若い職員を配置し、平成22年度には平成19年度の指数である93.6を目標とし引き続き改善を図ることとする。</p>	93.6	87.8	概ね93.6 (年齢) 概ね87.8 年齢 + 地域 + 学歴	22年度

	(事務・技術)対国指数	(事務・技術)対国指数				(講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準は正の目標水準及び具体的期限))	平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限
		年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴		年齢	年齢 + 地域 + 学歴		
25	厚生労働省 勤労者退職金共済機構	110.5	97.7	110.4	99.2	年齢のみで比較した対国家公務員指数(年齢)は、110.5と国家公務員を上回っているが、当該機構の勤務地域は東京都特別区であり、学歴・勤務地域も加味した対国家公務員指数(年齢+地域+学歴)では99.2と国家公務員を下回っていることから、適正な給与水準にあるものと考えている。	106.7	96.0	100.0以下 年齢 + 地域	22年度
26	厚生労働省 高齢・障害者雇用支援機構	111.6	105.4	108.3	102.8	平成18・19年度に、俸給の大幅引下げ(役員△7%、職員平均△4.8%(中高年齢層最大約△7%))、昇給幅の細分化と昇給抑制、手当制度の見直し等の思い切った給与構造改革を実施した。その際地域手当についても、国が東京都地区において平成22年度に18%の支給割合とすることとしているのに対し機構においては7%に抑制した。その他の地域においても、国より低い支給割合としたり、国にあって機構では設定しない地域もある。 機構の事務職員は、その大部分は、機構本部に配置されて委託業務の企画・立案、厚生労働省との調整、委託先に対する指導・進捗管理等の業務を行っている。 機構本部においては各府省の本省と同様に、業務の企画・調整及び対外的な業務運営にかかる責任の明確化、相互牽制体制の確保等の必要から地方支分部局に比べ管理職の比率が高くなっているが、平成19年度実施の職務手当の定率制から定額制の変更について、概ね国よりも額を低く設定した。 さらに、国に新設された広域異動手当(平成19年度施行)及び本府省業務調整手当(平成21年度施行)に類似するものは設けていない。 厚生労働省独立行政法人評価委員会における平成19年度の業績評価は、19項目中S評価が2項目(効果的な業務運営体制の確立、障害者の技能に関する競技大会の開催)、A評価が15項目、B評価が2項目という高評価を得たところであり、引き続き職員のモラルの維持・向上、知識・技能の開発を図りつつ、給与水準の適正化に努めることとする考えである。 以上より、今後給与水準の差は解消するものと見込まれる。 さらに、団塊の世代の退職も勘案し、定量化が可能な項目について将来見通しの試算を行ったところ、平成22年度以降対国指数は109.8(在職地域・学歴構成による要因を勘案した対国指数は100.3)程度となり、これに職務手当の額を低く設定したことによる影響(0.3ポイント程度)を加味すると、対国指数は平成23年度以降、109.5(在職地域・学歴構成による要因を勘案した対国指数は100.0)程度となるものと見込まれる。 こうした取組みにより、平成23年度において在職地域・学歴構成による要因を勘案した対国指数を100.0ポイント程度とすることを目標に給与水準の適正化に努める。 (参考) 支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合:7.4% 管理職の割合:20.6%(平成21年4月1日現在) 大卒以上の高学歴者の割合:91.0%(平成21年4月1日現在)	109.8	100.3	100.0程度 年齢 + 地域 + 学歴	23年度
27	厚生労働省 福祉医療機構	119.6	107.1	116.6	104.5	■これまでに講じた措置 ・平成16年度において全職員の昇給を停止 ・平成17年1月に、国家公務員に先立って、職階と等級の明確化及び昇給カーブの抑制を目的とした本標準率表の引下げを実施(平均△5.3%) ・平成16～19年度にかけて、組織のスリム化の推進(部長△2、次長△1、課長△1、課長代理△8) ・平成20年度に課長ポストを更に4ポスト削減 ・年功的な給与処遇を改め、管理職の職務・職責を反映できるよう管理職に対する役職手当を定率制から定額制に移行 ■独立行政法人の給与水準に係る総点検の視点を踏まえた検証 ①国や民間給与との比較 当機構は福祉医療分野における政策金融を事業の中核として行っており、金融に関する専門性を有する公庫等の給与実態や民間における金融部門の給与実態を勘案しながら、必要な人材が確保できる水準としている。 ②法人の業績評価 当機構は平成19年度業務実績について、評価委員会の評価において20項目中19項目にA(中期目標を上回っている)評価を受けている。なお、平成16年度より導入した人事評価制度による評価結果を賞与、昇給に反映させている。 ③国の財政支出規模と支出予算の総額に占めるその割合 平成20年度支出予算の総額211,164百万円に対し国からの財政支出額40,582百万円であり、その割合は19.2%となっている。国からの財政支出額40,582百万円の内訳は、運営費交付金4,281百万円、退職手当共済事業に係る給付費補助金26,537百万円、福祉・医療貸付事業に係る利子補給金9,764百万円となっている。運営費交付金のうち給与、報酬等支給総額は2,076百万円(支出総額に占める割合:1.0%)であり、国からの財政支出を増加させる要因とはなっていない。 ④繰越欠損金額 平成19年度決算において繰越欠損金は発生していない。 ⑤支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合 平成20事業年度決算における支出総額209,581百万円に対し給与、報酬等支給総額2,076百万円であり、その割合は1.0%程度である。 ⑥管理職の割合 平成21年度公表における事務・技術職員数217人のうち管理職は43人であり、その割合は19.8%となっている。上記措置により管理職の割合は減少傾向にあり、給与水準引き下げの一要因となっている。 ⑦大卒以上の高学歴者の割合 同217人のうち大卒以上の職員数は186人であり、その割合は85.7%となっている。 ■今後講ずる措置 上記措置を講じてきた結果、年齢・地域・学歴差を勘案した国家公務員指数は減速傾向にあるが、引き続き以下の取り組みを実施することとしている。 ・給与水準の適正化に寄与すると考えられるポスト削減等の組織のスリム化を着実に実施(平成21年度は課長ポストを1ポスト削減) ・特別都市手当(国の地域手当に相当)について、国は平成18年度以降6%引き上げ、平成22年度に18%(東京都特別区)の支給割合となる予定であるが、当機構は引き続き12%に据置き、抑制を継続する。 ・国に新設された本府省業務調整手当に類似する手当は設けない。 ・今後とも国家公務員の給与と定額制等を注視しつつ、必要に応じた措置を適宜講ずることにより、平成24年度(平成25年度公表)における年齢・地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数を概ね100ポイントとするよう努める。	118.6	103.9	概ね100 年齢 + 地域 + 学歴	24年度

	(事務・技術)対国指数	講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準は正の目標水準及び具体的期限)				平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限
		年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴	年齢	年齢 + 地域 + 学歴		
28	厚生労働省 労働政策研究・研修機構	121.3	110.0	115.9	104.8	116.7	99.7	99.7 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
29	厚生労働省 雇用・能力開発機構	109.1	112.2	105.1	110.1	104.3	104.8	104.3 (年齢)	22年度
30	厚生労働省 医薬品医療機器総合機構	122.2	107.9	118.6	104.4	100に 近づける	100に 近づける	100に 近づける 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
31	厚生労働省 医薬基盤研究所	107.3	109.3	104.3	108.0	102.4	103.2	102.4 (年齢)	22年度
32	厚生労働省 年金・健康保険福祉施設整理 機構	111.6	103.4	112.0	105.3	106.7	99.4	100.0以下 年齢 + 地域	22年度
33	厚生労働省 年金積立金管理運用	116.9	102.5	113.5	99.6	115.6	99.1	100 年齢 + 地域 + 学歴	22年度

			(事務・技術)対国指数				講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準は正の目標水準及び具体的期限)	平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限
			年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴		年齢	年齢 + 地域 + 学歴		
34	農林水産省	農畜産業振興機構	129.6	116.0	124.4	110.9	1. 具体的な改善策 平成17年12月から実施している「給与構造の見直し」を着実に実施するとともに、平成19年度から「新たな人事管理制度」を実施することにより、人件費改革を更に進める。また、給与水準の適正性について検証し、その検証結果や取組状況について公表を行う。具体的な措置は、次のとおり。 ① 平成17年12月からの「給与構造の見直し」として、俸給月額について平成26年度まで等級別14%～2%引下げ、管理職の職務手当の引下げ、国家公務員に導入されている地域手当、広域異動手当等の不採用、管理職割合の引下げ等を着実に実施。 ② 「新たな人事管理制度」として、平成19年度から人事評価制度の導入や昇給幅の抑制(管理職は期限の定めなく、標準で4号俸から2号俸へ、非管理職は平成23年10月1日までの間、標準で4号俸から3号俸へ、昇給幅を圧縮)を実施するとともに、平成20年度からは、管理職への昇格者数の抑制(管理職の昇格は、前年度の管理職減員数の3分の1を限度とする)、管理職ポストオフ制度(定年退職前の一定期間一律に役職を離脱し、非管理職とする)、業務専門職(複線型の人事体系構築のため、特定の業務に従事し、管理職を補助する業務を行う)を導入し、実施している。 2. 給与水準は正の目標水準及び具体的期限 平成21年4月1日現在35.3%となっている管理職割合を、平成25年4月1日までに3分の1に引き下げるとともに、平成18年度に114.1となっている地域・学歴を勘案した対国家公務員指数を、平成24年度の中期目標期間終了時まで10ポイント低下させることとする(中期目標及び中期計画に明記)。 なお、平成22年度に見込まれる対国家公務員指数は127.5、地域・学歴勘案は108.5である。	127.5	108.5	104.1 年齢 + 地域 + 学歴	24年度
35	農林水産省	農業者年金基金	117.2	104.1	116.6	104.9	1. 具体的な改善策 ① 給与改定 給与構造改革を踏まえた措置として、平成18年度以降5年間で平均4.8%の引下げを行う方針の下、平成21年度以降においても各年度、平均約1%の引下げを実施。この引き下げに伴う国が措置した現給保障は行わず新旧俸給月額の差額は支給しない。このことに加え、今後の給与改定においては、国家公務員の給与改定を下回る給与改定等を継続して実施。 ② 管理職割合の引下げ 組織・業務体制の見直し等を行うことにより管理職ポストを削減し、中期目標の期間の最終年度(平成24年度)までに管理職割合を2割まで引き下げ(平成20年4月1日現在の割合24.0%)。 等指数の改善状況に応じて、給与改定及び管理職割合の引下げにより給与水準の適正化を図る。 2. 給与水準は正の目標水準及び具体的期限 平成18年度の対国家公務員地域別指数110.0について、中期目標の期間の終了時(平成24年度)までに10ポイント低下させる(中期計画に明記)。	116.2	103.5	100 年齢 + 地域	24年度
36	農林水産省	農林漁業信用基金	117.0	102.8	114.0	100.5	1. 具体的な改善策 ① 特別都市手当(国の地域手当に相当)を抑制 国の地域手当は平成18年度以降5年間で6%引き上げられる予定であるが、信用基金は地域・学歴を勘案した国家公務員との比較指標(法人基準年齢階層ラスバイレス指数)が100に達するまでは0.4%の引上げに留め、国と比し5.6%抑制する。 【これまでの抑制状況】 (18.3.31現在) (21.4.1現在) 国(東京特別区) 12% → 17%(+5%) 信用基金 6% → 6.4%(+0.4%(抑制)) ② 業務体制の見直し、非管理職のスタッフ職の導入などにより、現在4割の管理職割合を中期目標期間の終了時(平成24年度)までに3割まで引き下げし、職務手当(国の管理職手当に相当)の支給額を削減させる。 【管理職割合の引下げ目標】 19年度:4割 → 24年度:3割に引下げ(2割削減) ③ 昇任、昇格の運用改正 従来と比較して、平成20年4月1日から1～2年遅らせることとした。 ④ 職務手当(国の管理職手当に相当)の定額化 国と同様に、平成19年4月1日に率から定額化に移行する際、一部の役職について国以上に低率で定額化を行い、更に、平成20年1月からは、専門役以上の職務手当額を引き下げた。 【引下げ事例】 (19.4.1以前) (19.4.1～) ・調査役:職務手当率20% → 15%相当の定額化 (19.4.1～) (20.1.1～) ・専門役:57,900円 → 55,000円(5%削減) 2. 給与水準は正の目標水準及び具体的措置 給与水準については、平成18年度の地域・学歴を勘案した国家公務員との比較指標(法人基準年齢階層ラスバイレス指数)104.6について、中期目標期間の終了時(平成24年度)までに100まで低下させる(中期目標及び中期計画に明記)。	116.5	100.1	100 年齢 + 地域 + 学歴	24年度
37	農林水産省	国際農林水産業研究センター	106.7	106.6	104.4	105.4	当法人は国から移行した法人であり、俸給、諸手当等給与水準は、国家公務員の給与体系に準拠しているところであり、引き続き国の給与改定に沿って適正な給与水準となるよう努める。 旧緑資源機構からの承継職員に対し、国の一般職給与法に準拠した給与水準への引き下げを着実に実施していくことにより、対国家公務員指数の引き下げを図る。 (注)対国家公務員指数は相対的なものであり、今後の人事異動によって変動するため、具体的な数値の予測は困難であるが、上記の措置により適正な給与水準となるよう努める。	105程度	104程度	105程度 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
38	農林水産省	森林総合研究所	104.3	107.8	103.5	107.3	旧緑資源機構からの承継職員に対し、国の一般職給与法に準拠した給与水準への引き下げを着実に実施していくことにより、対国家公務員指数の引き下げを図る。 なお、上記措置により平成22年度に見込まれる対国家公務員指数は101.7、地域勘案は105.1、学歴勘案は100.1、地域学歴勘案は104.6である。	101.7	104.6	100 (年齢) 103 年齢 + 地域 + 学歴	23年度
39	経済産業省	工業所有権情報・研修館	108.1	96.3	108.2	98.4	・国家公務員との給与水準(年額)の比較指標が108.1となっているが、これは、国家公務員の給与水準が全国平均であるのに対し、当館の給与水準比較対象職員全員が東京都特別区(1級地)で勤務しているため、対国家公務員指数を引き上げる要因となっている。 ・東京都特別区(1級地)に在勤する国家公務員との比較では96.3となっており、また、地域・学歴を勘案した場合、98.4となっており、当館の職員の給与水準は同条件の国家公務員指数を下回っている。 ・なお、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づき、国家公務員に準じた取組として、5年間で5%以上の人件費削減を行う予定。 ・上記のとおり、当法人は国と同様の給与水準であると認識しており、これを維持することを目標とする。	111.9	100.9	111.9 (年齢) 100.9 年齢 + 地域 + 学歴	22年度

			(事務・技術)対国指数				講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準は正の目標水準及び具体的期限)	平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限
			年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴		年齢	年齢 + 地域 + 学歴		
40	経済産業省	日本貿易保険	129.4	114.4	124.0	109.0	日本貿易保険は株式会社化すること予定しており、独法期間中は、国からの出向者について出向ポストを見直すとともに、適正な給与水準の下でプロパー職員を採用するなどしながら職員のプロパー化を図る等して、対国家公務員指数の適切な水準を目指すこととする。	134.1	114.2	134.1 (年齢)	22年度
41	経済産業省	産業技術総合研究所	104.7	104.1	106.7	104.9	・「行革推進法第53条」及び「行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)」に基づき、第二期中期計画における総人件費削減への取組みを引き続き行う。 ・定期昇給抑制の抑制を行う。(平成22年度までの普通昇給号俸数について1号俸抑制する)	103.7	102.2	103.7 (年齢)	22年度
42	経済産業省	製品評価技術基盤機構	105.1	99.5	103.2	98.1	国と同様な給与体系をとっており、今後も同給与体系を継続することにより国と同水準を維持する予定。	104.5	97.6	104.5 (年齢)	22年度
43	経済産業省	新エネルギー・産業技術総合開発機構	105.0	104.8	103.5	104.0	・平成20年度ラスパイス指数は、当機構における多様な給与体系の大括り化の実施、給与水準の高い退職者の不補充等の人件費削減の取組を実施したことにより大幅に減少した。しかしながら、給与水準の高い定年退職者・自己都合退職者(死亡含む。)、出向者の一時的な減員の発生等平成20年度の特事情による減も含まれる。また、さらなる高度な研究開発マネジメントを実現するため、専門性が不可欠となる中間層の強化を図るべく、20年度より中途採用を開始したところである。 ・今後は引き続き、職員の昇給抑制、本府省業務調整手当相当の手当導入の見送り等、第二期中期計画における総人件費削減への取組を着実に実施して参りたい。	109	109	109 (年齢)	22年度
44	経済産業省	日本貿易振興機構	125.1	115.6	120.6	111.4	・給与構造改革として、現給保障なしで役職員の俸給を平均で5.35%削減することとしており、これを平成18年度より段階的に実施。給与構造改革前である平成17年度の対国家公務員指数(129.3)に比べ、平成19年度は5.6ポイント低下する結果となった。 ・また、さらなる削減を図るため、国家公務員の本府省手当に相当する制度の導入を見送ることとしたほか、平成21年度の国家公務員賞与支給率凍結を上回る削減措置を講ずる。 ・俸給水準の低減と実際の削減効果の関係については、各年代の人数、個別の昇給状況、退職の状況、公務員の平均給与の変動等の前提が複雑に影響するため一概には難しいが、引き続き給与水準の低減に向けた措置を講じていくことから、平成22年度にはさらなる指数低下が見込まれる。	121.0	107.1	121.0 (年齢)	22年度
45	経済産業省	原子力安全基盤機構	120.7	109.6	114.9	103.9	・原子力施設の許認可に際しての安全解析業務や検査業務である使用前検査及び定期検査の一部、定期安全管理審査業務を行っていることから、引き続き専門性が要求される。 ・今後は、設立時に採用した院卒者の退職などにより対国家公務員指数は下がる見込みである。	113.7	101.7	113.7 (年齢)	22年度
46	経済産業省	情報処理推進機構	111.7	98.0	107.5	93.9	・適正な人事管理に加え、退職者の補填について若返りを図る。 ・また、給与水準について国家公務員の給与構造改革等を踏まえた適切な見直しを実施し、平成22年度において年齢・地域・学歴を勘案した対国家公務員指数が100を超えないよう努力する。	109.1	92.3	109.1 (年齢)	22年度
47	経済産業省	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	122.3	122.8	118.0	120.9	・人件費の削減目標や給与水準(対国家公務員指数)の低減の計画的かつ着実な達成のため給与構造改革に取り組んでいる。具体的には平成18年度に俸給表の平均4.8%の引き下げ、昇給抑制措置、平成19年度に職責手当の定額化等を実施。 ・俸給表の引き下げについては、国家公務員が俸給月額について現給保障を実施しているところであるが、機構独自の取組みとして、平成19年7月以降、現給保障の引下げを行っている。 ・平成19年8月の人事院勧告に基づき、国家公務員が初任給を中心に若年層に限定した俸給月額の引上げを実施したが、機構は俸給表の改定を見送り、給与水準の抑制を図っている。 ・職員給与について、機構の業績評価を直接反映するものではないが、目標管理システムによる業績評価及びプロセスを評価する行動評価による人事考課を給与に反映させる人事制度を導入しており、適切な運営を図っていく。 ・俸給表の引き下げ、職責手当の定額化について現給保障の段階的引き下げを行っており、また、定年退職及び新卒採用による職員の入れ替え等により、今後、対国家公務員指数は低減する見込みである。 ・平成18年度126.1、平成19年度122.7であった対国家公務員指数は平成20年度で122.3となり、段階的に低減している(平成18年度に対し3.8ポイント低減)。今後の対国家公務員指数の目標として、平成20年度では122.3の対国家公務員指数を、平成22年度では概ね119程度となるよう引き続き給与構造改革に取り組む。	119	116	概ね119 (年齢)	22年度
48	経済産業省	中小企業基盤整備機構	125.3	118.6	121.1	115.4	・「定期昇給の抑制」「広域異動手当導入の当面見送り」「現給保障の段階的解消」及び「地域手当の適用率の当面据え置き」、その他新たな給与水準の抑制についての措置の検討。 ・「行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)」に基づき、国家公務員に準じた取組として、5年間で5%以上の人件費削減を着実に実施。(経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006により23年度まで継続実施)	122.7	112.6	122.7 (年齢)	22年度

			(事務・技術)対国指数				講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準は正の目標水準及び具体的期限)	平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限
			年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴		年齢	年齢 + 地域 + 学歴		
49	国土交通省	交通安全環境研究所	104.7	104.9	105.1	105.4	・俸給・諸手当等給与水準は、国家公務員の給与と同様であり、引き続き、国に準じて給与水準の適正な取組みを行っていく。	100.3	100.0	100.3 (年齢) 100.0 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
50	国土交通省	電子航法研究所	109.3	110.1	108.8	109.7	・俸給・諸手当等給与水準は、国家公務員の給与に準じて定めているところである。 ・引き続き国に準じた適正な取組みを行う。	101.0	101.2	101.0 (年齢) 101.2 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
51	国土交通省	航海訓練所	101.2	101.0	99.7	99.5	・当所の給与規程は、俸給、諸手当、昇給・昇格基準その他運用等で国の給与法と同一の内容。 ・調査対象人員が少数であり、異動のタイミング等により対国家公務員指数は高低が生じることが考えられるが、当所はその大半が国との交流職員であることから、人事交流時において入選の配慮を求めると引き続き努力を行っていく。(参考) ・支出総額に占める給与・報酬支給額の割合 52.4%(給与・報酬支給額 3,470,816千円、支出総額 6,621,127千円) ・管理職の割合 15.4%(事務・技術職員数 13名 管理職 2名) ・大卒以上の高学歴者の割合 30.8%(事務・技術職員数 13名 大卒者数 4名)	105.4	102.6	105.4 (年齢) 102.6 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
52	国土交通省	航空大学校	100.7	107.7	101.7	108.0	当校は、運輸省の附属機関として設立された後、平成13年4月に独立行政法人へ移行しており、職員給与については、国家公務員の給与に関する法律や人事院規則に準拠して支給されているが、都市部の官署に在籍していた国家公務員からの出向者があり、これらの職員に対する地域手当の異動保障や単身赴任手当等の支給が、対国家公務員指数(特に地域勘案、地域・学歴勘案)を押し上げる要因となっている。 今後、人員の計画的配置等により解消することを検討する。 なお、当校の指数算出の根拠となっている調査対象人員は少なく、指数算出のための母数が小さいため、人事異動に伴う属人的な事情の変化等により、指数が大きく左右されてしまうことがある。	100.5	107.2	100.5 (年齢) 107.2 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
53	国土交通省	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	115.1	114.8	115.2	115.2	1. 平成20年度においては、賞与の支給割合の引下げを行い、本社課長補佐手当は廃止した。 2. 平成21年度以降においては、本社課長補佐手当の廃止に伴う経過措置による支給割合の更なる縮減や管理職手当の見直し等を行い、また他の独立行政法人の取組みも参考にした職員採用形態の多様化により、平成22年度における対国家公務員指数を114程度に引き下げる。 3. 平成23年度以降も、手当等の見直しを引き続き行うとともに、他の独立行政法人の適正化への取り組みを参考とした上で当機構として何が実施可能かを検証し、可能なものから逐次実施する。	114.4	114.6	114程度	22年度
54	国土交通省	国際観光振興機構	109.7	96.8	106.1	93.3	国際観光振興機構の給与水準は、独立行政法人化により大幅な引き下げを行った。その結果、職員給与については、機構の事務所が東京特別区に所在し、地方組織が無いことから、対国家公務員指数(年齢)では109.7となっているものの、実態に即した(年齢+地域+学歴)で比較した場合は、すでに93.3と大きく下回っている状況である。 これらの状況を踏まえて、地域等の動向を注視しつつ、国家公務員の給与改定を考慮しながら、引き続き、平成22年における地域等を勘案した対国家公務員指数が100を上回らないよう、適切な措置を講じてまいりたい。	105	100	100 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
55	国土交通省	水資源機構	116.7	121.9	116.4	121.5	機構の給与水準については、全国規模での人事異動等の勤務実態を踏まえて決定してきましたが、利水者や国民の皆様のご理解が得られないものとなっていると認識し、以下に掲げる給与抑制等の措置を講じております。 ①職員本給のカット 平成17年度から職員の本給カット(本給が反映される諸手当及び業績手当を含む。)を実施しており、平成21年度においては本給の5%カットを実施しています。 なお、役員(理事長及び副理事長)については、本給(本給が反映される地域手当及び業績手当を含む。)の一部を自主返上しています。 ②業績手当の支給月数の減 業績手当については、平成15年12月期より支給月数の引下げを行っており、平成18年7月期までに合計で0.3月の引下げを行いました。 ③地域勤務型職員の制度 平成17年度から50歳以上の職員を対象とし、同一地域内での異動を行う職員については、本給(本給が反映される諸手当及び業績手当を含む。)を一律に減額する制度を導入しています。なお、平成21年度より、本制度は、年齢制限を撤廃して運用しています。 これらの取組により、平成22年度の対国家公務員指数を114.6とし、地域及び学歴を勘案した対国家公務員指数を118.9とすることとしていますが、引き続き着実に減額できるよう給与抑制措置を講じることとしています。 今後とも利水者や国民の皆様より一層のご理解が得られますよう、引き続き、給与水準の適正化に努めてまいります。	114.6	118.9	114.6 (年齢) 118.9 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
56	国土交通省	自動車事故対策機構	110.1	110.3	108.1	109.3	・人件費について、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)等に基づき、平成22年度末までに平成17年度比で5%以上の削減を行うこと等を踏まえ、平成21年度中に、全職員の俸給月額を5%程度引き下げる。 ・管理職の一般職への振替を含め機構全体の管理職の配置について見直しを行い、平成20年度に平成18年度比で10%以上に相当する管理職(194人中23人)の削減を実施したところであるが、引き続き、管理職の配置の見直し及び管理職の削減について検討する。 ・国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。	106.5	104.6	106.5 (年齢) 104.6 年齢 + 地域 + 学歴	22年度

			(事務・技術)対国指数				講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準は正の目標水準及び具体的期限)	平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限	
			年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴		年齢	年齢 + 地域 + 学歴			
57	国土交通省	空港周辺整備機構	107.5	109.3	106.3	108.1	<p>■これまでに給与水準適正化のために講じた措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・55歳以上の昇給停止を実施(H18.4.1施行) ・課長代理級の管理職手当を完全廃止(H19.4.1施行) ・部及び課の統廃合による管理職割合を減少(平成15年10月の独立行政法人移行時から実施) <p>■平成20年度に講じた措置</p> <p>国の支給額と制度差異がある管理職手当及び期末勤動手当の基礎額等に依る管理職加算率・職務加算率については、①国の平均支給月額と機構の平均支給月額に乖離があること、②52歳以上(主に管理職層)の年齢階層別対国家公務員指数(H19年度)が高いことから、管理職手当支給額、管理職加算率の引き下げを実施した。</p> <p>■今後の取組</p> <p>今後、「人事院勧告」及び「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」等の趣旨に則し、当機構職員の給与水準を適切なものとする。</p>	109.1	109.7	109.1 (年齢)	109.7 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
58	国土交通省	海上災害防止センター	111.6	111.6	111.5	112.8	<p>これまでに、役員報酬の減額、俸給表の引下げ(平均4.8%)、枠外昇給制度の廃止など、給与水準の是正を行ってきたところであり、今後もこれら取組みを継続するとともに、出向者数及び配置ポスト(現在、国からの出向者8名のうち4名が管理職)の見直しを図ること等により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度の対国家公務員指数を109.9(20年度比△1.7)以下 ・地域・学歴を定めた対国家公務員指数を109.1(20年度比△3.7)以下まで引き下げる予定である。 <p>また、職員の若返り(定年退職者を新規採用者で補充)を進めることにより、人件費の抑制を図る予定である。</p>	109.9	109.1	109.9 年齢 + 地域 + 学歴	109.1 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
59	国土交通省	都市再生機構	119.1	115.9	115.9	114.1	<p>1. 当機構においては、国の給与構造改革に準じて平成19年度より給与構造改革を実施し、概ね5年間で本給水準を4.8%引下げるとともに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①昇給額について最大約4割の縮減を実施 ②特に全職員の3/4を占める非管理職層(国に対して相対的に高い部分)について国を上回る大幅な引下げの実施(最大で本給額を約18%の引下げ) ③更に全職員について昇給を1号俸抑制する措置を4年間にわたって実施(H19.4～H23.3)などの改革を行いました。この改革を通じて、年功的な給与上昇を抑制するとともに、より職務・職責に応じた給与体系に転換しました。今後も年功的な給与上昇の抑制、職務・職責に応じた新たな給与体系の継続的な運用を進めるとともに、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)の趣旨を踏まえ、業務の見直しとあわせて組織のスリム化を進め、管理職数を削減することにより、給与水準の引下げを図ることとしています。 <p>2. これらにより、給与水準の適正化については、平成22年度の年齢・地域・学歴を勘案した実質的な対国家公務員指数を113.4(見込)とすることとしています。(なお、年齢のみを勘案した同指数は117.4(見込)。)</p>	117.4	113.4	117.4 (年齢)	113.4 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
60	国土交通省	奄美群島振興開発基金	101.4	108.2	99.5	108.2	<p>「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。さらに「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>※以下の措置を講じ、平成22年度において、平成17年度比△5%(年間1%程度削減)、更に人件費改革を23年度まで継続することにより平成17年度比△6%(同ペース)とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理職手当について、20%削減を維持する。 ・定期昇給等の見直しを行う。 	97.6	103.8	97.6 (年齢)	103.8 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
61	国土交通省	日本高速道路保有・償還返済機構	130.4	117.5	126.6	114.9	<p>平成17年10月の設立以来、民間で言えば本社の企画・財務部門に相当する組織として、即戦力となる優秀な人材の出向を得て、ノウハウの蓄積を図ってきました。</p> <p>こうした状況を踏まえ、組織体制については、平成20年度には、管理職の一部見直し(経理部企画審議役(部長級)を調査役(課長級)に据替え)の措置を講じてきたところですが、引き続きスタッフ管理職の見直しを含む管理職の削減などを進めていくこととしている。</p> <p>さらに今後は、人員配置については、これまでに蓄積したノウハウを活かしながら、専門職的な人材に任せることができる部分は任せる、若返りを図る、出向を通じ幅広い人材の確保を図るなど、適材適所の人員配置を進めることとしている。</p>	116程度	106程度	116程度 (年齢)	106程度 年齢 + 地域 + 学歴	22年度
62	国土交通省	住宅金融支援機構	128.4	120.1	124.7	117.3	<p>【措置の内容】</p> <p>給与水準の適正化については、当機構の前身である住宅金融公庫の時代から以下のとおり取り組んでいる。</p> <p>(1) 公庫における取組状況(平成18年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本俸を平均6%引き下げ(管理職は平成17年10月先行実施) ・平均昇給率を国家公務員の1/2程度に抑制 <p>(2) 機構における取組状況(平成19年度～)</p> <p><平成19年度></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本俸を平均5.03%引き下げ ・賞与の年間支給月数を3ヶ月引き下げ(4.75ヶ月→4.45ヶ月*) <p>*平成19年4月1日現在の年間支給月数ベース</p> <p><平成20年度以降></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務職(エリア転勤を条件とする職種)の本俸を平均5%引き下げ(平成20年度から一部実施、平成22年度から完全実施) <p>【現状における効果及び今後の対国家公務員指数の見込み】</p> <p>給与水準の適正化に向けた取り組みの結果、平成20年度は平成17年度の水準に比べ6.6ポイント(地域・学歴考慮後は8.7ポイント)低下している。</p> <p>これらにより、給与水準の適正化については、平成22年度の地域・学歴を勘案した実質的な対国家公務員指数は116程度となる見込みである。(なお、年齢のみを勘案した同指数は125程度の見込みである。)</p>	125程度	116程度	125程度 (年齢)	116程度 年齢 + 地域 + 学歴	22年度

	(事務・技術)対国指数				講ずる措置 (具体的な改善策、給与水準是正の目標水準及び具体的期限)	平成22年度に見込まれる (事務・技術)対国指数		目標 水準	目標 期限			
	年齢	年齢 + 地域	年齢 + 学歴	年齢 + 地域 + 学歴		年齢	年齢 + 地域 + 学歴					
63	環境省	国立環境研究所	100.8	100.1	99.4	99.2	(i)支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 3.0% (ii)管理職の割合 27.0% (iii)大卒以上の高学歴者の割合 43.2% 今後とも国の制度に留意しつつ、適正な給与水準を講じて参りたい。 <平成22年度に見込まれる対国家公務員指数> 対国家公務員100(年齢・地域・学歴勘案100)	100	100	100	22年度	
64	環境省	環境再生保全機構	113.9	113.1	110.1	111.6	1. 行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間に於ける人員の5%以上の削減については、前倒しで平成20年度に達成しているが、総人件費改革に基づく取組を、引き続き継続する。 2. また、給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを計画的かつ着実に実施することにより給与水準の低減を図る。 <具体的な改善策> (平成18年度に講じた措置) ① 一般職における賞与支給割合の引き下げ(▲0.15月) ② 役職手当の定額化(最大で月額19,000円の引き下げ) (平成19年度に講じた措置) ① 一般職における賞与支給割合の据置き(国は0.05月引き上げ) ② 俸給表改定の見送り ③ 初任給改定の見送り ④ 扶養手当引き上げの1年見送り(国は月額500円引き上げ) (平成20年度に講じた措置) 人事評価制度を活用し、賞与以外の給与にも法人の業績評価やその職員の勤務成績の反映を行うなど給与体系の見直しを進めた。 また、役職手当の定率制から定額制への移行、賞与支給割合の引き下げなどにより、給与水準の抑制に努めた。 (平成21年度に講じる措置) 業務の見直し等に併せて、管理職数の削減に努める。 <給与水準是正の目標水準及び具体的期限> 上記の措置を講ずることにより、平成18年度の対国家公務員指数119.3について、平成22年度までに対国家公務員指数を概ね112程度とし、地域差、学歴構成を勘案した指数は概ね109程度とする。 <参考> ○国の財政支出規模と支出予算の総額に占めるその割合22.54% (国からの財政支出額 26,040,207千円、支出予算の総額 115,549,928千円) ○繰越欠損金 なし	概ね112程度	概ね109程度	概ね112 (年齢)	概ね109 年齢 + 地域 + 学歴	22年度

(注)1.「独立行政法人の従業員の給与水準(平成20年度)」(平成21年7月27日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2. 独立行政法人の給与水準(事務・技術職員)が対国家公務員指数(年齢勘案)が100を上回る法人について、各独立行政法人が講ずるとしている給与水準改善策と各法人が独自に試算した平成22年度に見込まれる対国家公務員指数及び目標水準・目標期限を取りまとめたものである。

役員報酬の支給状況(役員報酬は支給総額を記載)

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参考)			
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)	
内閣府	◎ 国立公文書館	20,822	15,521	—	1,837	2	41	
	国民生活センター	17,988	15,087	—	13,339	4	120	
		14,668						
		14,085						
		◆350 ◆1,052						
	北方領土問題対策協会	※12,013	※4,095	—	989	2	18	
	※6,476	※6,096						
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	17,600	22,078	—	19,592	2	177	
総務省	情報通信研究機構	22,742	16,063	※10,023	49,098	7	429	
			※10,124	※4,753				
			15,913					
			14,700					
			※4,753					
			15,831					
	◎ 統計センター	19,341	15,353	—	10,166	3	866	
			15,311					
	平和祈念事業特別基金	16,669	14,853	—	1,245	2	15	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	21,446	※4,843	14,985	25,935,392	3	40	
			※10,272					
法務省	日本司法支援センター	※17,972	※14,610	—	30,895	3	616	
			※14,543					
			※324					
外務省	国際協力機構	22,159	19,101	※11,599	161,117	12	1,664	
			16,562	15,034				
			16,580	※6,067				
			16,695					
			16,610					
			16,505					
			16,577					
			※8,369					
			※7,962					
			※5,116					
		国際交流基金	19,839	16,414	—	17,757	2	217
	財務省	酒類総合研究所	14,339	13,768	—	1,249	2	45
◎ 造幣局		※7,064	17,462	14,849	30,638	6	987	
		※11,927	14,849	15,109				
			15,009					
◎ 国立印刷局		20,794	18,080	15,446	78,916	7	4,632	
			15,415	15,352				
			15,397					
			15,328					
通関情報処理センター		※8,751	※5,690	※5,754	6,130	5	106	
			※2,492	※862				
		※7,264						
		※7,564						
日本万国博覧会記念機構	17,727	※6,384	13,708	3,649	4	48		
		※7,581						
		15,203						
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	18,439	14,795	—	1,226	2	70	
	大学入試センター	17,610	15,135	—	10,974	3	98	
	国立青少年教育振興機構	17,905	12,899	※4,032	11,970	6	552	
			14,238	※7,358				
			14,322					
			14,213					
	国立女性教育会館	14,461	12,894	—	825	2	27	
	国立国語研究所	18,756	14,959	—	1,121	2	57	
	国立科学博物館	20,669	15,279	—	3,412	2	127	
	物質・材料研究機構	19,677	※6,760	15,561	18,828	5	559	
			16,213					
			17,272					
			※9,478					
	防災科学技術研究所	16,724	※5,726	13,599	11,015	3	149	
			※9,166					
放射線医学総合研究所	19,319	13,814	15,470	15,339	4	451		
		15,470						

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参考)		
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)
文 部 科学省	国立美術館	19,304	17,836	—	15,735	3	125
			17,794				
	国立文化財機構	18,348	18,129	—	11,604	4	339
			18,023				
			16,525				
	教員研修センター	18,492	14,911	13,879	1,767	3	46
	科学技術振興機構	17,614	15,912	12,439	114,118	6	754
			14,553				
			14,587				
			15,848				
	日本学術振興会	18,239	15,053	10,953	157,107	4	95
			15,475				
	理化学研究所	20,277	17,166	13,717	111,497	8	1,807
			16,292				
			15,767				
			15,871				
			※5,215				
		※10,475					
	宇宙航空研究開発機構	22,159	※9,575	14,960	239,895	11	1,980
			※7,623				
			15,366				
			16,996				
			16,028				
			15,753				
			15,901				
			14,378				
			15,524				
		※5,270					
	日本スポーツ振興センター	18,410	15,318	13,895	74,577	6	327
			※917				
			※12,927				
			※5,145				
※10,245							
15,447							
日本芸術文化振興会	18,411	15,298	14,012	16,865	5	302	
		15,499					
		15,341					
日本学生支援機構	※6,195	16,672	14,013	1,422,829	6	452	
	※10,498	※5,587					
		※10,806					
		16,366					
		16,394					
海洋研究開発機構	20,083	15,709	12,054	43,389	5	641	
		15,688					
		15,603					
国立高等専門学校機構	18,667	※5,004	—	85,053	6	6,448	
		※10,452					
		14,987					
		14,830					
		14,937					
13,942							
大学評価・学位授与機構	18,667	13,989	—	2,360	3	145	
		13,671					
国立大学財務・経営センター	16,871	※4,739	※6,333	187,366	2	23	
		※9,649					
メディア教育開発センター	16,872	13,943	—	1,999	2	71	
日本原子力研究開発機構	20,196	17,252	14,037	199,852	11	4,410	
		16,806					
		16,720					
		15,186					
		15,186					
		15,051					
		14,838					
14,679							
厚 生 労働省	国立健康・栄養研究所	19,109	17,480	—	791	2	46
		労働安全衛生総合研究所	17,424	14,079	14,123	2,793	4
	※4,994						
	※9,780						

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参考)		
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)
厚生 労働省	勤労者退職金共済機構	19,940	※5,808	13,771	540,854	6	257
			※11,229				
			15,357				
			15,412				
			※5,390				
			※9,335				
	高齢・障害者雇用支援機構	17,123	16,006	13,057	73,574	7	714
			※4,474				
			※9,541				
			※4,510				
			※7,547				
			14,005				
	福祉医療機構	16,865	16,925	13,899	211,164	6	250
			15,880				
			※5,273				
			※10,434				
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	13,301	10,543	-	4,361	3	256
			10,793				
	労働政策研究・研修機構	17,603	14,591	13,293	3,412	5	115
			※4,648				
			※9,809				
	雇用・能力開発機構	18,100	15,746	※8,055	610,359	7	3,808
			15,974	※5,277			
			16,633				
			16,627				
	労働者健康福祉機構	18,549	14,850	12,853	303,915	6	13,571
			※5,579				
			※8,749				
14,993							
※4,950							
◎ 国立病院機構	23,501	※10,080	14,304	844,329	7	50,043	
		14,930					
		19,418					
		※5,984					
		※10,833					
医薬品医療機器総合機構	15,515	16,421	14,132	29,294	5	427	
		16,469					
		16,552					
		※6,528					
医薬基盤研究所	18,374	-	-	13,674	1	73	
		-					
年金・健康保険福祉施設整理機構	22,568	-	-	86,978	1	38	
		-					
年金積立金管理運用	19,864	※5,440	※4,823	45,480	3	75	
		※10,805	※8,169				
農 林 水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	12,291	12,997	10,752	9,230	5	688
			12,330				
			10,618				
	種苗管理センター	16,467	13,490	-	3,594	3	304
			11,451				
	家畜改良センター	16,149	13,182	-	9,478	3	871
			11,396				
	水産大学校	16,655	14,741	-	3,025	2	188
			-				
	農業・食品産業技術総合研究機構	18,030	18,024	13,756	63,058	15	2,945
			15,828	13,438			
			15,346	12,193			
			※12,464				
			※2,876				
			16,766				
15,324							
12,863							
14,223							
14,299							
15,508							
14,732							

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参考)			
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)	
農 林 水産省	農業生物資源研究所	18,185	15,237	10,912	12,025	4	387	
			14,270					
	農業環境技術研究所	16,379	13,254	11,549	4,296	3	180	
	国際農林水産業研究センター	15,291	11,237	10,907	3,905	3	186	
	森林総合研究所	17,078	15,369	12,597	104,259	7	1,246	
			15,602					
			14,751					
			17,562					
			15,967					
			16,049					
	水産総合研究センター	※6,050	14,904	12,578	28,472	8	974	
		※9,968	14,845	12,690				
			13,499					
			15,290					
	農畜産業振興機構	19,305	17,756	13,845	366,072	10	192	
			16,789	13,873				
			16,794					
			16,031					
			15,848					
			16,222					
			16,018					
	農業者年金基金	※7,617	15,545	14,141	399,463	4	79	
		※9,249	15,612					
農林漁業信用基金	20,637	※1,117	13,467	224,665	9	112		
		※14,798	14,514					
		17,878						
		15,615						
		※12,854						
		16,022						
		※9,319						
	※2,813							
経 済 産業省	経済産業研究所	21,387	—	—	1,649	1	47	
	工業所有権情報・研修館	18,533	14,614	—	13,740	2	101	
	日本貿易保険	21,309	18,402	13,881	22,359	4	146	
			16,308					
	産業技術総合研究所	23,397	19,278	13,959	87,981	13	3,078	
				14,593				
			17,266					
			※6,503					
			※10,700					
			18,486					
			18,530					
			17,886					
			17,930					
			18,215					
			15,678					
			16,072					
			◆2,475					
			◆787					
	◆588							
	◆2,162							
	◎ 製品評価技術基盤機構	18,681	※5,601	10,366	9,212	4	401	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	19,837	◆1,927	◆1,762	15,005	258,483	8	947
				※9,025				
			※8,328					
			※9,899					
			※6,864					
			16,441					
			◆520					
			16,056					
			◆1,046					
			15,972					
			◆1,569					
日本貿易振興機構	22,314	※9,001	11,915	39,076	8	1,578		
			◆1,745					
			※8,516					
			◆1,679					
			13,123					
			◆2,894					
			※9,790					
			※6,888					
			16,855					
			※6,289					
			※9,868					
	12,780							
	◆2,894							

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参考)						
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)				
経 済 産 業 省	原子力安全基盤機構	22,088	19,759	17,040	23,786	6	467				
			18,992	16,052							
			17,719								
	情報処理推進機構	15,132	14,127	※7,796	11,825	4	179				
		◆3,759	◆946	※5,339							
			※8,791								
			※5,388								
			◆2,105								
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	17,453	15,099	15,404	1,657,387	10	469				
		◆4,158	◆3,572	15,401							
			17,003								
			17,143								
			17,060								
			13,923								
			◆2,836								
			◆787								
			13,750								
			※15,079								
			※1,976								
		中小企業基盤整備機構	※9,125	※7,110				※7,427	1,504,049	12	776
			※12,691	※9,560				※7,576			
			※8,719	15,119							
			※7,358	15,076							
	※8,906										
	※7,248										
	※6,329										
	※7,754										
	※6,325										
	※9,303										
	※4,986										
	※9,503										
	15,644										
	15,341										
	◆789										
	◆639										
	◆1,105										
	◆526										
国 土 交 通 省	土木研究所	18,348	15,193	13,771	13,215	4	485				
			※4,579								
			※10,469								
	建築研究所	14,700	13,256	15,028	2,293	3	91				
	交通安全環境研究所	17,314	14,923	—	3,686	2	97				
	海上技術安全研究所	17,645	14,893	13,748	4,505	4	210				
			14,949								
	港湾空港技術研究所	17,337	14,964	13,806	3,047	3	102				
	電子航法研究所	17,572	14,996	13,807	2,010	3	59				
	航海訓練所	18,940	14,783	13,239	6,652	4	425				
			※10,093								
	海技教育機構	16,945	※7,806	12,583	3,040	4	203				
			13,522								
			※4,769								
	航空大学校	15,619	—	10,028	3,002	2	116				
	自動車検査	※6,070	16,521	※4,445	14,273	5	855				
		※13,043	16,442	※9,621							
			※5,191								
			※6,630								
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	21,661	19,353	14,557	2,141,577	14	1,672				
			※12,704	※13,405							
			※5,129	※1,178							
			16,045	14,646							
		16,116									
		16,131									
		16,125									
		※10,585									
		※5,129									
		16,094									
		16,264									
	16,326										

主務省	法人名	常勤役員の年間報酬の状況(千円)			(参考)		
		法人の長	理事	監事	予算額 (百万円)	役員数 (人)	職員数 (人)
国土交通省	国際観光振興機構	18,720	※4,471	※5,152	3,601	5	95
			15,174	13,964			
			15,203				
			※4,531				
			※9,487				
	水資源機構	20,554	17,610	※5,382	264,576	9	1,523
			※5,043	※8,225			
			※11,167	14,492			
			15,869				
			※8,790				
			※5,455				
			14,707				
			※5,164				
			※9,737				
	自動車事故対策機構	18,236	15,339	13,742	15,037	6	334
			15,142	※4,265			
			※5,098	※8,437			
			※9,271				
	空港周辺整備機構	17,660	16,062	13,257	11,823	6	77
			14,733				
			14,808				
			14,557				
	海上災害防止センター	17,262	※379	13,154	2,964	4	29
			※12,350				
			14,504				
	都市再生機構	※7,253	18,490	※4,541	3,125,904	12	3,994
		※14,603	17,248	※4,526			
		※5,521	14,608				
		17,440	※9,747				
		※5,005	※9,684				
		16,122					
		16,108					
		16,086					
		※5,062					
		※10,995					
		※4,996					
		16,615					
	※6,299						
奄美群島振興開発基金	10,363	9,558	—	3,467	2	18	
日本高速道路保有・債務返済機構	23,069	※6,403	15,056	4,985,868	6	84	
		17,865	※4,762				
		※9,883	※10,382				
		※5,753					
		※9,847					
住宅金融支援機構	21,541	18,483	15,098	9,862,776	11	951	
		※5,502	15,014				
		※11,528	14,989				
		16,579					
		16,722					
		16,621					
		※6,144					
		※9,153					
		16,030					
環境省	国立環境研究所	18,262	15,611	—	14,229	3	242
			※4,531				
			※12,104				
	環境再生保全機構	16,174	13,131	14,371	115,550	5	146
		◆2,289	15,756				
			※8,739				
		※6,424					
	◆1,742						
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	19,214	12,835	※8,621	3,768	3	336

- (注) 1 「独立行政法人の役職員の給与水準(平成20年度)」(平成21年7月27日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
- 2 年間報酬は平成20年度に支給された実際の総額を記載しており、※は平成20年度の在籍期間が1年間に満たないことを示す。
- 3 「—」は該当する役員がないことを示す。
- 4 ◎は特定独立行政法人(公務員型)を示す。
- 5 「年間報酬」には、諸手当を含む。
- 6 「理事」には、副理事長等を含む。
- 7 「予算額」は、平成20年度計画(変更された場合には変更後の計画)に記載されている業務経費、施設整備費等を含む支出予算の総額である。
- 8 「役員数」は、平成21年3月31日現在の常勤役員数である。
- 9 「職員数」は、平成21年3月31日現在の常勤職員数である。

役員の退職手当の支給状況

(1) 理事長

主務省	法人名	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
		(千円)	年	月		
内閣府	国立公文書館	7,313	4	10	平成20年7月20日	1.0
文部科学省	国立美術館	17,738	7	0	平成20年3月31日	1.0
	国立青少年教育振興機構	15,096	7	0	平成20年3月31日	1.0
厚生労働省	高齢・障害者雇用支援機構	4,247	3	3	平成19年9月30日	1.0
	福祉医療機構	7,063	4	6	平成20年3月31日	1.0
	労働政策研究・研修機構	6,128	4	0	平成19年9月30日	1.0
	雇用・能力開発機構	5,833	3	9	平成20年2月29日	1.0
	医薬品医療機器総合機構	5,238	3	10	平成20年1月17日	1.0
農林水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	3,180	3	0	平成20年3月31日	1.0
		2,154	2	0	平成19年3月31日	1.0
	家畜改良センター	2,968	2	0	平成19年3月31日	1.0
	農畜産業振興機構	4,450	3	0	平成18年9月25日	1.0
	農業者年金基金	5,536	3	2	平成18年9月25日	1.0
経済産業省	情報処理推進機構	8,183	4	9	平成20年3月31日	1.0
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	3,941	2	3	平成20年3月31日	1.0
	中小企業基盤整備機構	6,744	4	0	平成20年6月30日	1.0
国土交通省	建築研究所	14,967	7	0	平成20年3月31日	1.0
	奄美群島振興開発基金	3,643	3	6	平成20年3月31日	1.0
環境省	環境再生保全機構	6,528	4	0	平成20年3月31日	1.0
理事長計		130,950				

(2) 理事(常勤)

主務省	法人名	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
		(千円)	年	月		
内閣府	北方領土問題対策協会	3,827	4	0	平成19年9月30日	1.0
総務省	平和祈念事業特別基金	5,159	4	0	平成19年9月30日	1.0
外務省	国際協力機構	6,686	4	0	平成19年9月30日	1.0
		5,782	4	0	平成19年9月30日	1.0
文部科学省	国立国語研究所	2,646	2	3	平成19年7月31日	1.0
	放射線医学総合研究所	3,495	3	0	平成20年3月31日	0.9
	日本学術振興会	5,068	6	6	平成19年9月30日	1.0
	宇宙航空研究開発機構	5,643	3	10	平成19年7月31日	1.0
		2,860	2	4	平成19年7月31日	0.9
		6,371	4	6	平成20年3月31日	1.0
		2,902	2	6	平成20年3月31日	0.9
	日本スポーツ振興センター	3,822	3	3	平成20年4月30日	1.0
	大学評価・学位授与機構	2,366	2	2	平成20年3月31日	1.0
	日本原子力研究開発機構	2,544	2	0	平成19年9月30日	1.0
		2,544	2	0	平成19年9月30日	1.0
		2,544	2	0	平成19年9月30日	1.0
	厚生労働省	労働安全衛生総合研究所	2,529	2	0	平成20年3月31日
		3,920	3	3	平成20年7月11日	1.0
勤労者退職金共済機構		3,319	2	10	平成19年6月14日	1.0
		2,147	1	10	平成19年7月31日	1.0
高齢・障害者雇用支援機構		5,424	4	0	平成19年9月6日	1.0
		4,680	4	0	平成20年6月30日	1.0
		1,170	1	0	平成20年6月30日	1.0
国立重度障害者総合施設のぞみの園		11,354	6	9	平成20年3月31日	1.0
		4,152	4	0	平成20年3月31日	1.0
労働政策研究・研修機構		5,950	4	9	平成20年6月30日	1.0
雇用・能力開発機構		4,441	3	7	平成19年9月6日	1.0
	2,538	2	0	平成20年2月29日	1.0	
労働者健康福祉機構	5,499	4	4	平成20年7月31日	1.0	
◎ 国立病院機構	6,501	4	0	平成20年3月31日	1.2	
農林水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	2,783	3	3	平成19年3月31日	1.0
	農業・食品産業技術総合研究所	2,352	2	0	平成20年3月31日	1.0
	農業環境技術研究所	3,354	3	0	平成20年3月31日	1.0
	農畜産業振興機構	5,248	3	10	平成19年7月31日	1.0
		3,447	2	6	平成20年3月31日	1.0
		4,835	3	10	平成19年7月31日	1.0
		4,276	3	6	平成19年3月31日	1.0
		2,529	2	0	平成19年9月30日	1.0
	農業者年金基金	2,439	2	0	平成19年9月30日	1.0
	農林漁業信用基金	4,160	2	10	平成18年7月31日	1.0

主務省	法人名	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
		(千円)	年	月		
経済 産業省	産業技術総合研究所	7,438	4	0	平成19年3月31日	0.9
		8,982	4	11	平成19年7月30日	0.9
	日本貿易振興機構	5,323	4	0	平成20年3月31日	1.0
		3,961	3	0	平成20年3月31日	1.0
		1,992	1	7	平成20年6月30日	1.0
	石油・天然ガス金属鉱物資源機構	2,517	2	0	平成20年9月30日	1.0
		2,619	1	9	平成20年3月31日	1.0
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	3,843	2	11	平成20年2月29日	1.0
		2,024	1	7	平成20年7月11日	1.0
	中小企業基盤整備機構	3,683	2	10	平成20年7月24日	1.0
		1,148	1	0	平成20年6月23日	1.0
2,505		2	0	平成20年8月31日	1.0	
		2,505	2	0	平成20年8月31日	1.0
国土 交通省	海上災害防止センター	2,046	1	10	平成20年4月14日	1.0
	住宅金融支援機構	381	0	4	平成19年7月16日	0.9
		1,143	1	0	平成20年3月31日	0.9
環境省	環境再生保全機構	2,277	1	10	平成20年3月31日	1.0
	理事計	217,693				

(3) 監事(常勤)

主務省	法人名	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率
		(千円)	年	月		
外務省	国際協力機構	5,227	4	0	平成19年9月30日	1.0
		3,506	3	1	平成20年12月13日	1.0
文部 科学省	宇宙航空研究開発機構	1,723	1	6	平成19年9月30日	1.0
	海洋研究開発機構	2,130	2	0	平成20年3月31日	1.0
	国立青少年教育振興機構	3,258	3	3	平成20年6月30日	1.0
厚生 労働省	勤労者退職金共済機構	2,118	2	0	平成19年9月30日	1.0
	年金積立金管理運用	2,548	2	4	平成20年7月18日	1.0
農林 水産省	農畜産業振興機構	3,442	3	0	平成18年9月30日	1.0
	農林漁業信用基金	4,273	3	6	平成19年3月31日	1.0
経済 産業省	情報処理推進機構	3,230	2	10	平成20年6月30日	1.0
	日本貿易振興機構	2,351	2	0	平成20年3月31日	1.0
	中小企業基盤整備機構	2,716	2	4	平成20年9月30日	1.0
	監事計	36,522				

- (注) 1 「独立行政法人の役職員の給与水準(平成20年度)」(平成21年7月27日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
- 2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)を示す。
- 3 公表時点において、退職手当支給額の総額が確定し、平成20年度中にその総額を支払い終えた者のみを記載している。
- 4 「理事」には副理事長等を含む。
- 5 「業績勘案率」とは、役員の退職手当の額を決定するに当たり、俸給月額に支給率を乗じた額に乘ずる率であり、各府省の独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定するものである。

(1) 人件費の削減を行う法人

主務省	法人名	達成度合いを測る基準額(a) (平成17年度実績)	平成20年度実績(b)	(b)-(a)	増減率	増減率 (補正值)
		(千円)	(千円)	(千円)	%	%
内閣府	国民生活センター	1,053,292	1,007,487	▲ 45,805	▲ 4.3	▲ 5.0
総務省	情報通信研究機構	4,098,259	3,810,797	▲ 287,462	▲ 7.0	▲ 7.7
	平和祈念事業特別基金	196,690	180,590	▲ 16,100	▲ 8.2	▲ 8.9
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構 *	417,861	411,705	▲ 6,156	▲ 1.5	▲ 2.2
外務省	国際協力機構	16,739,530	16,154,123	▲ 585,407	▲ 3.5	▲ 4.2
	国際交流基金	2,221,219	2,145,922	▲ 75,297	▲ 3.4	▲ 4.1
財務省	酒類総合研究所 ◇	422,521	390,838	▲ 31,683	▲ 7.5	▲ 8.2
	日本万国博覧会記念機構	482,041	445,133	▲ 36,908	▲ 7.7	▲ 8.4
文 部 科学省	国立特別支援教育総合研究所	664,822	621,312	▲ 43,510	▲ 6.5	▲ 7.2
	大学入試センター	812,241	768,290	▲ 43,951	▲ 5.4	▲ 6.1
	国立青少年教育振興機構	4,477,401	3,871,604	▲ 605,797	▲ 13.5	▲ 14.2
	国立女性教育会館	209,334	201,976	▲ 7,358	▲ 3.5	▲ 4.2
	国立国語研究所	519,023	493,586	▲ 25,437	▲ 4.9	▲ 5.6
	国立科学博物館 ◇	1,221,881	1,101,164	▲ 120,717	▲ 9.9	▲ 10.6
	物質・材料研究機構 ☆# ◇	5,450,049	5,357,446	▲ 92,603	▲ 1.7	▲ 2.4
	防災科学技術研究所 ☆# ◇	1,267,729	1,117,787	▲ 149,942	▲ 11.8	▲ 12.5
	放射線医学総合研究所 ☆◇	3,445,569	3,411,534	▲ 34,035	▲ 1.0	▲ 1.7
	国立美術館	1,016,067	976,216	▲ 39,851	▲ 3.9	▲ 4.6
	国立文化財機構	2,878,750	2,745,389	▲ 133,361	▲ 4.6	▲ 5.3
	教員研修センター	416,199	404,296	▲ 11,903	▲ 2.9	▲ 3.6
	科学技術振興機構 ☆◇	5,903,150	5,687,722	▲ 215,428	▲ 3.6	▲ 4.3
	日本学術振興会 ☆	734,615	699,214	▲ 35,401	▲ 4.8	▲ 5.5
	宇宙航空研究開発機構 ☆# ◇	17,870,864	17,250,880	▲ 619,984	▲ 3.5	▲ 4.2
	日本スポーツ振興センター	2,969,565	2,658,495	▲ 311,070	▲ 10.5	▲ 11.2
	日本芸術文化振興会	2,431,199	2,344,831	▲ 86,368	▲ 3.6	▲ 4.3
	日本学生支援機構	4,253,487	3,606,709	▲ 646,778	▲ 15.2	▲ 15.9
	海洋研究開発機構 ☆# ◇	5,802,460	4,619,165	▲ 1,183,295	▲ 20.4	▲ 21.1
	国立高等専門学校機構	48,837,144	45,930,418	▲ 2,906,726	▲ 6.0	▲ 6.7
	大学評価・学位授与機構	1,017,337	935,765	▲ 81,572	▲ 8.0	▲ 8.7
	国立大学財務・経営センター	252,248	216,786	▲ 35,462	▲ 14.1	▲ 14.8
	メディア教育開発センター	772,489	634,738	▲ 137,751	▲ 17.8	▲ 18.5
日本原子力研究開発機構 ☆# ◇	40,687,464	38,660,266	▲ 2,027,198	▲ 5.0	▲ 5.7	
厚 生 労働省	国立健康・栄養研究所 ◇	429,528	425,451	▲ 4,077	▲ 0.9	▲ 1.6
	労働安全衛生総合研究所 ◇	1,015,390	984,799	▲ 30,591	▲ 3.0	▲ 3.7
	勤労者退職金共済機構	2,148,430	1,962,252	▲ 186,178	▲ 8.7	▲ 9.4
	高齢・障害者雇用支援機構	5,429,682	5,070,947	▲ 358,735	▲ 6.6	▲ 7.3
	福祉医療機構	2,412,895	2,076,449	▲ 336,446	▲ 13.9	▲ 14.6
	労働政策研究・研修機構 ◇	1,201,763	1,112,961	▲ 88,802	▲ 7.4	▲ 8.1
	雇用・能力開発機構	34,203,169	29,252,907	▲ 4,950,262	▲ 14.5	▲ 15.2
	労働者健康福祉機構	101,685,384	102,232,141	546,757	0.5	▲ 0.2
	国立病院機構	304,525,998	314,203,948	9,677,950	3.2	2.5
	医薬品医療機器総合機構	545,454	607,436	61,982	11.4	10.7
	医薬基盤研究所 ◇	641,885	614,216	▲ 27,669	▲ 4.3	▲ 5.0
	年金積立金管理運用	803,974	702,967	▲ 101,007	▲ 12.6	▲ 13.3

主務省	法人名	達成度合いを測る基準額(a) (平成17年度実績)	平成20年度実績(b)	(b)-(a)	増減率	増減率 (補正值)
		(千円)	(千円)	(千円)	%	%
農 林 水産省	農林水産消費安全技術センター	4,886,806	4,598,145	▲ 288,661	▲ 5.9	▲ 6.6
	種苗管理センター	2,111,090	2,055,418	▲ 55,672	▲ 2.6	▲ 3.3
	家畜改良センター	5,317,225	5,184,752	▲ 132,473	▲ 2.5	▲ 3.2
	水産大学校	1,436,682	1,406,755	▲ 29,927	▲ 2.1	▲ 2.8
	農業・食品産業技術総合研究機構 ◇	23,135,042	22,319,616	▲ 815,426	▲ 3.5	▲ 4.2
	農業生物資源研究所 ◇	3,289,445	3,130,184	▲ 159,261	▲ 4.8	▲ 5.5
	農業環境技術研究所 ◇	1,557,363	1,472,743	▲ 84,620	▲ 5.4	▲ 6.1
	国際農林水産業研究センター ◇	1,376,381	1,327,469	▲ 48,912	▲ 3.6	▲ 4.3
	森林総合研究所 ◇	6,272,070	6,096,245	▲ 175,825	▲ 2.8	▲ 3.5
	水産総合研究センター ◇	7,667,558	7,447,094	▲ 220,464	▲ 2.9	▲ 3.6
	農畜産業振興機構	2,189,367	1,991,883	▲ 197,484	▲ 9.0	▲ 9.7
	農業者年金基金	754,840	676,083	▲ 78,757	▲ 10.4	▲ 11.1
	農林漁業信用基金	1,211,881	1,072,857	▲ 139,024	▲ 11.5	▲ 12.2
経 済 産業省	経済産業研究所	444,806	405,336	▲ 39,470	▲ 8.9	▲ 9.6
	工業所有権情報・研修館	1,043,901	946,906	▲ 96,995	▲ 9.3	▲ 10.0
	産業技術総合研究所 ☆◇	29,336,933	28,366,757	▲ 970,176	▲ 3.3	▲ 4.0
	新エネルギー・産業技術総合開発機構 ◇	6,614,531	6,012,434	▲ 602,097	▲ 9.1	▲ 9.8
	日本貿易振興機構	13,664,699	13,005,111	▲ 659,588	▲ 4.8	▲ 5.5
	原子力安全基盤機構	4,688,323	4,718,468	30,145	0.6	▲ 0.1
	情報処理推進機構 ☆	1,757,044	1,598,690	▲ 158,354	▲ 9.0	▲ 9.7
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	5,004,745	4,278,093	▲ 726,652	▲ 14.5	▲ 15.2
	中小企業基盤整備機構	7,982,538	7,346,225	▲ 636,313	▲ 8.0	▲ 8.7
国 土 交通省	土木研究所 ◇	3,708,094	3,510,446	▲ 197,648	▲ 5.3	▲ 6.0
	建築研究所 ◇	834,225	831,498	▲ 2,727	▲ 0.3	▲ 1.0
	交通安全環境研究所 ◇	819,557	796,277	▲ 23,280	▲ 2.8	▲ 3.5
	海上技術安全研究所 ◇	1,926,186	1,821,470	▲ 104,716	▲ 5.4	▲ 6.1
	港湾空港技術研究所 ◇	863,828	844,059	▲ 19,769	▲ 2.3	▲ 3.0
	電子航法研究所 ◇	606,377	554,832	▲ 51,545	▲ 8.5	▲ 9.2
	航海訓練所	3,744,390	3,470,816	▲ 273,574	▲ 7.3	▲ 8.0
	海技教育機構	1,739,035	1,663,145	▲ 75,890	▲ 4.4	▲ 5.1
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	16,603,447	14,548,181	▲ 2,055,266	▲ 12.4	▲ 13.1
	国際観光振興機構	1,132,559	1,035,116	▲ 97,443	▲ 8.6	▲ 9.3
	水資源機構	14,338,034	13,471,774	▲ 866,260	▲ 6.0	▲ 6.7
	自動車事故対策機構	2,909,116	2,749,250	▲ 159,866	▲ 5.5	▲ 6.2
	海上災害防止センター	310,515	288,661	▲ 21,854	▲ 7.0	▲ 7.7
	奄美群島振興開発基金	151,912	131,309	▲ 20,603	▲ 13.6	▲ 14.3
	日本高速道路保有・債務返済機構 △	946,338	846,209	▲ 100,129	▲ 10.6	▲ 11.3
	住宅金融支援機構 ◎	9,755,681	8,580,740	▲ 1,174,941	▲ 12.0	▲ 12.7
環境省	国立環境研究所 ◇	2,323,935	2,145,870	▲ 178,065	▲ 7.7	▲ 8.4
合計(83法人)		829,042,551	810,855,575	▲ 18,186,976	▲ 2.2	▲ 2.9

(2) 人員の削減を行う法人

主務省	法人名	達成度合いを測る基準額(a) (平成17年度実績)	平成20年度実績(b)	(b)-(a)	増減率
内閣府	国立公文書館	(人) 44	(人) 43	(人) ▲ 1	% ▲ 2.3
	北方領土問題対策協会	21	20	▲ 1	▲ 4.8
総務省	統計センター	912	869	▲ 43	▲ 4.7
財務省	造幣局	1,112	993	▲ 119	▲ 10.7
	国立印刷局	5,056	4,639	▲ 417	▲ 8.2
	通関情報処理センター (20年10月特殊会社として民営化) ※	127	111	▲ 16	▲ 12.6
文部科学省	理化学研究所 ☆#◇	2,233	1,815	▲ 418	▲ 18.7
厚生労働省	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	302	259	▲ 43	▲ 14.2
	年金・健康保険福祉施設整理機構	36	39	3	8.3
経済産業省	日本貿易保険	157	150	▲ 7	▲ 4.5
	製品評価技術基盤機構	429	405	▲ 24	▲ 5.6
国土交通省	航空大学校	124	118	▲ 6	▲ 4.8
	自動車検査	876	869	▲ 7	▲ 0.8
	空港周辺整備機構	95	83	▲ 12	▲ 12.6
	都市再生機構	4,326	4,006	▲ 320	▲ 7.4
環境省	環境再生保全機構	161	151	▲ 10	▲ 6.2
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	396	339	▲ 57	▲ 14.4
合計		16,407	14,909	▲ 1,498	▲ 9.1

(注) 1 「独立行政法人の役職員の給与水準（平成20年度）」（平成21年7月27日 総務省行政管理局）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 各法人は、中期目標・中期計画に定められた人件費の削減又は人員の純減を図ることとなるが、本表(a)欄に示した金額又は人数は、その取組の結果を実績に基づいて測定し、目標達成の進捗状況、達成度合いを判断する際の基準となるものである。

3 削減の対象となる人件費の範囲は、常勤の役員及び職員に支給される報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額である。

4 削減の対象となる人員の範囲は、常勤の役員及び職員である。

5 増減率（補正值）とは、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）により、削減対象の人件費から控除することとされている人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いて算出した削減率である。なお、人事院勧告を踏まえた給与改定分は、行政職（一）職員の年間平均給与の増減率を使用し、平成18年度は0%、平成19年度は+0.7%、平成20年度は0%となっている。

6 *は平成19年10月に設立された法人であり、基準額については、中期計画にあるとおり、「平成19年度の当該経費相当額（人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。）相当額を標準的な年間あたり経費に換算した額）」を算出した。

7 ☆は、競争的研究資金により任期付職員を雇用している法人であることを示す。競争的研究資金については、公募により交付先が決定され、あらかじめ人件費を見込むことができない。このため、同資金による人件費については削減対象とされていない。

8 #は、研究開発独立行政法人の受託研究者又は共同研究のための民間からの外部資金による任期付き職員を雇用している法人であることを示す。同資金については、あらかじめ人件費を見込むことができないことに加え、その政策的意義に鑑み、同資金による人件費については削減対象とはされていない。

9 ◇は、国からの委託費及び補助金により雇用される任期付職員、運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画（H18.3.28閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者及び若手研究者（平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。）を雇用している法人であることを示す。研究開発法人における当該人件費については、その政策的意義に鑑み、削減対象とはされていない。

10 ※は平成20年10月に特殊会社となった法人であることを示し、「平成20年度実績(b)」欄の人員数は、平成20年9月末時点の人員数を記載している。

11 △は平成17年度途中に設立された法人であり、基準額は設立から平成17年度末までの支給実績を基に推計している。

12 ◎は平成19年4月に設立された法人であり、基準額については、中期計画にあるとおり、「平成18年度の住宅金融公庫の人件費（機構が権利及び義務を承継した保証協会にかかる人件費を含む。）」を算出した。

13 酒類総合研究所（変更前の基準額は446,379千円）、物質・材料研究機構（同6,079,703千円）、防災科学技術研究所（同1,729,506千円）、放射線医学総合研究所（同3,699,484千円）、科学技術振興機構（同6,179,498千円）、理化学研究所（変更前の基準人員数は3,270人）、宇宙航空研究開発機構（変更前の基準額は19,852,480千円）、海洋研究開発機構（同6,994,522千円）、日本原子力研究開発機構（同42,199,962千円）、国立健康・栄養研究所（同443,674千円）、労働安全衛生総合研究所（同1,053,105千円）、医薬基盤研究所（同653,449千円）、農業・食品産業技術総合研究機構（同23,410,973千円）、農業生物資源研究所（同3,351,377千円）、農業環境技術研究所（同1,607,805千円）、国際農林水産業研究センター（同1,420,736千円）、水産総合研究センター（同7,729,554千円）、新エネルギー・産業技術総合開発機構（同6,714,871千円）、建築研究所（同871,524千円）、交通安全環境研究所（同828,351千円）、海上技術安全研究所（同1,980,651千円）、港湾空港技術研究所（同926,545千円）、電子航法研究所（同612,583千円）、国立環境研究所（同2,455,913千円）の基準額については、昨年度総括公表の額及び人員数から、国からの委託費及び補助金により雇用される任期付職員、運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画（H18.3.28閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者及び若手研究者（平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。）分を除算した額となっている。これらの人件費については、削減対象とされていない。

14 国際協力機構の基準額については、平成20年10月1日の国際協力銀行の海外経済協力業務の承継に伴う増員分(339人)を含んで算出したものとなっている。

- 15 国立美術館の基準額について、昨年度総括公表の際は総人件費改革の削減対象ではない非常勤監事2人の人件費を含んだ額(1,016,475千円)を記載していたため、当該人件費を控除した額(1,016,067千円)に修正した。
- 16 高齢・障害者雇用支援機構の基準額には、第1期中期計画上、「精神障害者の雇用の段階に応じた体系的支援プログラム」に係る人件費は事業開始(平成17年10月)後1年間の人件費を含むとされており、平成18年4月～同年9月までの実績を平成17年度の実績額5,282,594千円に加え記載している。
- 17 医薬品医療機器総合機構については、本表では、平成17年度の非審査人員に係る実績額(総人件費から審査経理区分の人件費を除いた額をいう。以下同じ。)を基準額として、非審査人員に係る実績額を記載しているが、平成18年12月25日総合科学技術会議意見具申において、医薬品審査の迅速化・効率化のため、機構の審査人員について3年間で概ね倍増とされたこと及び「対日直接投資の抜本的な拡大に向けた有識者会議の5つの提言」(平成20年5月19日対日投資有識者会議)において、デバイス・ラゲの解消に向けた取組として、医療機器の審査員(35人)を概ね5年で3倍増(100人程度)とするとされたことを踏まえ、21年度末の医薬品審査人員に係る人件費及び22年度末の医療機器審査人員に係る人件費を加えることにより、基準額の補正を行うこととしている。
- 18 国際農林水産業研究センター及び森林総合研究所は、平成20年4月1日の旧緑資源機構の業務承継に伴い増員となっているが、「廃止等を行う独立行政法人の職員の受入に協力する独立行政法人等に係る人件費一律削減措置の取扱い」(平成20年6月9日付け行政改革推進本部事務局他から各府省担当官あて通知文書)に基づき、人件費の5%以上の削減を達成した旧緑資源機構の職員分を除算した額となっている。これらの人件費については、削減対象とされていない。
- 19 工業所有権情報・研修館の基準額については、平成19年1月1日の業務移管に伴う増員分(34人)を含んで算出したものとなっている。
- 20 土木研究所の基準額については、平成20年4月1日の業務移管に伴う増員分(138人)を含み、さらに注15に示される任期付研究者等に係る人件費を除算した額を算出したものとなっている(変更前の基準額は2,900,065千円)。
- 21 沖縄科学技術研究基盤整備機構については、沖縄科学技術大学院大学の設置が目的とされ、関係閣僚申合せにより、その開学については、主任研究員が50人程度に達した時点を目途とするとされていることから、対象法人とはされていない。
- 22 日本司法支援センターについては、刑事訴訟法等の改正に伴う被疑者国選弁護対象事件の範囲の拡大により、21年度に大幅に事業量が増大が見込まれていることから、対象法人とはされていない。

給与、報酬等支給総額

主務省	法人名	平成19年度 (千円)	平成20年度 (千円)	対前年度比較増▲減	
				増減額(千円)	対前年度比(%)
内閣府	◎ 国立公文書館	397,905	407,086	9,181	2.3
	国立公文書館	1,004,862	1,007,487	2,625	0.3
	北方領土問題対策協会	168,521	162,489	▲ 6,032	▲ 3.6
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	978,660	1,185,039	206,379	21.1
総務省	情報通信研究機構	3,899,364	3,810,797	▲ 88,567	▲ 2.3
	◎ 統計センター	5,510,398	5,411,188	▲ 99,210	▲ 1.8
	平和祈念事業特別基金	197,891	180,590	▲ 17,301	▲ 8.7
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	204,725	409,940	—	—
法務省	日本司法支援センター	2,724,808	3,308,722	583,914	21.4
外務省	国際協力機構	16,576,770	16,154,123	▲ 422,647	▲ 2.5
	国際交流基金	2,201,146	2,145,922	▲ 55,224	▲ 2.5
財務省	酒類総合研究所	412,336	410,603	▲ 1,733	▲ 0.4
	◎ 造幣局	7,286,317	7,138,256	▲ 148,061	▲ 2.0
	◎ 国立印刷局	33,170,714	32,518,540	▲ 652,174	▲ 2.0
	通関情報処理センター	944,544	458,595	—	—
	日本万国博覧会記念機構	457,509	445,133	▲ 12,376	▲ 2.7
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	618,671	621,312	2,641	0.4
	大学入試センター	792,390	768,290	▲ 24,100	▲ 3.0
	国立青少年教育振興機構	4,134,540	3,871,604	▲ 262,936	▲ 6.4
	国立女性教育会館	202,740	201,976	▲ 764	▲ 0.4
	国立国語研究所	485,816	493,586	7,770	1.6
	国立科学博物館	1,166,460	1,107,997	▲ 58,463	▲ 5.0
	物質・材料研究機構	5,894,360	5,943,564	49,204	0.8
	防災科学技術研究所	1,533,932	1,433,520	▲ 100,412	▲ 6.5
	放射線医学総合研究所	3,889,931	3,751,395	▲ 138,536	▲ 3.6
	国立美術館	1,023,008	976,216	▲ 46,792	▲ 4.6
	国立文化財機構	2,773,688	2,745,389	▲ 28,299	▲ 1.0
	教員研修センター	410,999	404,296	▲ 6,703	▲ 1.6
	科学技術振興機構	14,047,003	11,416,127	▲ 2,630,876	▲ 18.7
	日本学術振興会	720,458	739,592	19,134	2.7
	理化学研究所	21,394,862	20,692,473	▲ 702,389	▲ 3.3
	宇宙航空研究開発機構	19,495,916	19,225,546	▲ 270,370	▲ 1.4
	日本スポーツ振興センター	2,743,508	2,658,495	▲ 85,013	▲ 3.1
	日本芸術文化振興会	2,390,335	2,344,831	▲ 45,504	▲ 1.9
	日本学生支援機構	3,856,824	3,606,709	▲ 250,115	▲ 6.5
	海洋研究開発機構	6,447,118	6,531,606	84,488	1.3
	国立高等専門学校機構	47,060,616	45,930,418	▲ 1,130,198	▲ 2.4
	大学評価・学位授与機構	927,788	935,765	7,977	0.9
	国立大学財務・経営センター	228,365	216,786	▲ 11,579	▲ 5.1
	メディア教育開発センター	767,502	634,738	▲ 132,764	▲ 17.3
	日本原子力研究開発機構	40,509,413	40,256,969	▲ 252,444	▲ 0.6
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	431,581	452,562	20,981
労働安全衛生総合研究所		1,043,773	1,031,749	▲ 12,024	▲ 1.2
勤労者退職金共済機構		2,018,865	1,962,252	▲ 56,613	▲ 2.8
高齢・障害者雇用支援機構		5,129,944	5,070,947	▲ 58,997	▲ 1.2
福祉医療機構		2,142,941	2,076,449	▲ 66,492	▲ 3.1
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		2,433,530	2,335,198	▲ 98,332	▲ 4.0
労働政策研究・研修機構		1,157,479	1,112,961	▲ 44,518	▲ 3.8
雇用・能力開発機構		30,899,385	29,252,907	▲ 1,646,478	▲ 5.3
労働者健康福祉機構		103,947,108	102,232,141	▲ 1,714,968	▲ 1.6
◎ 国立病院機構		312,968,784	314,203,948	1,235,164	0.4
医薬品医療機器総合機構		2,858,307	3,371,889	513,582	18.0
医薬基盤研究所		673,992	659,066	▲ 14,926	▲ 2.2
年金・健康保険福祉施設整理機構		231,045	245,664	14,619	6.3
年金積立金管理運用		713,846	702,967	▲ 10,879	▲ 1.5
農林水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	4,688,792	4,598,145	▲ 90,647	▲ 1.9
	種苗管理センター	2,080,561	2,055,418	▲ 25,143	▲ 1.2
	家畜改良センター	5,231,079	5,184,752	▲ 46,327	▲ 0.9
	水産大学校	1,431,139	1,406,755	▲ 24,384	▲ 1.7
	農業・食品産業技術総合研究機構	22,979,049	22,710,429	▲ 268,620	▲ 1.2

主務省	法人名	平成19年度 (千円)	平成20年度 (千円)	対前年度比較増▲減	
				増減額(千円)	対前年度比(%)
農 林 水産省	農業生物資源研究所	3,303,404	3,283,253	▲ 20,151	▲ 0.6
	農業環境技術研究所	1,548,556	1,524,692	▲ 23,864	▲ 1.5
	国際農林水産業研究センター	1,678,310	1,666,557	▲ 11,753	▲ 0.7
	森林総合研究所	11,855,902	10,602,110	▲ 1,253,792	▲ 10.6
	水産総合研究センター	7,813,435	7,565,401	▲ 248,034	▲ 3.2
	農畜産業振興機構	2,090,033	1,991,883	▲ 98,150	▲ 4.7
	農業者年金基金	710,667	676,083	▲ 34,584	▲ 4.9
	農林漁業信用基金	1,114,344	1,072,857	▲ 41,487	▲ 3.7
経 済 産業省	経済産業研究所	413,940	405,336	▲ 8,604	▲ 2.1
	工業所有権情報・研修館	1,016,110	946,906	▲ 69,204	▲ 6.8
	日本貿易保険	1,410,698	1,397,213	▲ 13,485	▲ 1.0
	産業技術総合研究所	29,303,466	28,697,182	▲ 606,284	▲ 2.1
	◎ 製品評価技術基盤機構	3,155,311	3,109,835	▲ 45,476	▲ 1.4
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	6,372,976	6,089,060	▲ 283,916	▲ 4.5
	日本貿易振興機構	13,605,078	13,005,111	▲ 599,967	▲ 4.4
	原子力安全基盤機構	4,672,156	4,718,468	46,312	1.0
	情報処理推進機構	1,666,784	1,602,394	▲ 64,390	▲ 3.9
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	4,460,168	4,278,093	▲ 182,075	▲ 4.1
	中小企業基盤整備機構	7,449,364	7,346,225	▲ 103,139	▲ 1.4
	国 土 交通省	土木研究所	2,830,039	3,557,201	727,162
建築研究所		848,121	843,613	▲ 4,508	▲ 0.5
交通安全環境研究所		834,410	838,519	4,109	0.5
海上技術安全研究所		1,894,665	1,857,923	▲ 36,742	▲ 1.9
港湾空港技術研究所		878,300	896,000	17,700	2.0
電子航法研究所		572,059	564,757	▲ 7,302	▲ 1.3
航海訓練所		3,558,842	3,470,816	▲ 88,026	▲ 2.5
海技教育機構		1,689,052	1,663,145	▲ 25,907	▲ 1.5
航空大学校		998,479	930,049	▲ 68,430	▲ 6.9
自動車検査		5,319,311	5,211,680	▲ 107,631	▲ 2.0
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		15,003,107	14,548,181	▲ 454,926	▲ 3.0
国際観光振興機構		1,087,591	1,035,116	▲ 52,475	▲ 4.8
水資源機構		13,665,159	13,471,774	▲ 193,385	▲ 1.4
自動車事故対策機構		2,813,191	2,749,250	▲ 63,941	▲ 2.3
空港周辺整備機構		750,450	688,485	▲ 61,965	▲ 8.3
海上災害防止センター		284,909	288,661	3,752	1.3
都市再生機構		32,565,977	31,973,841	▲ 592,136	▲ 1.8
奄美群島振興開発基金		139,701	131,309	▲ 8,392	▲ 6.0
日本高速道路保有・債務返済機構		884,740	846,209	▲ 38,531	▲ 4.4
住宅金融支援機構		8,882,943	8,580,740	▲ 302,203	▲ 3.4
環境省	国立環境研究所	2,328,835	2,277,848	▲ 50,987	▲ 2.2
	環境再生保全機構	1,193,643	1,127,561	▲ 66,082	▲ 5.5
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	2,270,852	2,082,269	▲ 188,583	▲ 8.3
合計	法人全体	967,648,991	952,943,515	▲ 14,424,743	▲ 1.5
	＃、※、*を除く法人	962,796,254	947,581,219	▲ 15,215,035	▲ 1.6

(注)1 「独立行政法人の役職員の給与水準（平成20年度）」（平成21年7月27日 総務省行政管理局）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 ◎は特定独立行政法人（公務員型）であることを示す。

3 「給与、報酬等支給総額」とは、常勤役職員に係る当該年度に支給した報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額である。

4 ＃は総人件費改革の対象外とされている法人であることを示す。

・ 沖縄科学技術研究基盤整備機構については、沖縄科学技術大学院大学（仮称）の設置が目的とされ、関係係僚申合せにより、平成24年度を目途に開学することとされており、今後も事業量が増大することから、対象法人とはされていない。

・ 日本司法支援センターについては、刑事訴訟法等の改正に伴う被疑者国選弁護対象事件の範囲の拡大により、21年度に大幅に事業量が増大することが見込まれていることから、対象法人とはされていない。

5 ※は平成19年10月1日に設立された法人であることを示し、19年度の支給総額は平成19年10月1日から平成20年3月31日までの額である。

6 *は平成20年10月1日に特殊会社になったことを示し、20年度の支給総額は平成20年4月1日から同年9月30日までの額である。

7 「対前年度比較増▲減」の「対前年度比」は、平成19年度と20年度とで支給総額が何パーセント変化したかを表す変化率である。

8 国際農林水産業研究センター及び森林総合研究所は平成20年4月1日に旧緑資源機構の業務承継を行った法人であり、平成19年度の支給総額は、承継前の当該法人と承継された旧緑資源機構の業務に係る平成19年度の支給額を合算した額である。

資料5-6(参考1)

最広義人件費

主務省	法人名	平成19年度 (千円)	平成20年度 (千円)	対前年度比較増▲減	
				増減額(千円)	対前年度比(%)
内閣府	◎ 国立公文書館	643,233	665,624	22,391	3.5
	国立公文書館	1,438,428	1,464,711	26,283	1.8
	北方領土問題対策協会	237,400	248,200	10,800	4.5
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	1,104,530	1,343,077	238,547	21.6
総務省	情報通信研究機構	8,392,167	8,717,411	325,244	3.9
	◎ 統計センター	8,085,332	7,330,093	▲ 755,239	▲ 9.3
	平和祈念事業特別基金	411,378	436,442	25,064	6.1
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	254,020	522,966	—	—
法務省	日本司法支援センター	4,022,523	4,862,963	840,440	20.9
外務省	国際協力機構	20,630,196	20,517,986	▲ 112,210	▲ 0.5
	国際交流基金	3,444,846	3,415,110	▲ 29,736	▲ 0.9
財務省	酒類総合研究所	578,547	569,221	▲ 9,326	▲ 1.6
	◎ 造幣局	10,832,743	10,563,584	▲ 269,159	▲ 2.5
	◎ 国立印刷局	46,229,599	45,127,112	▲ 1,102,487	▲ 2.4
	通関情報処理センター	1,169,350	564,372	—	—
	日本万国博覧会記念機構	566,501	561,101	▲ 5,400	▲ 1.0
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	845,015	758,359	▲ 86,656	▲ 10.3
	大学入試センター	1,021,829	1,005,116	▲ 16,713	▲ 1.6
	国立青少年教育振興機構	5,306,688	5,119,610	▲ 187,078	▲ 3.5
	国立女性教育会館	305,451	277,355	▲ 28,096	▲ 9.2
	国立国語研究所	633,738	668,910	35,172	5.5
	国立科学博物館	1,767,760	1,559,117	▲ 208,643	▲ 11.8
	物質・材料研究機構	8,685,708	8,789,073	103,365	1.2
	防災科学技術研究所	2,109,960	1,887,813	▲ 222,147	▲ 10.5
	放射線医学総合研究所	5,696,009	5,321,605	▲ 374,404	▲ 6.6
	国立美術館	1,563,770	1,413,238	▲ 150,532	▲ 9.6
	国立文化財機構	4,274,295	4,360,307	86,012	2.0
	教員研修センター	539,632	508,325	▲ 31,307	▲ 5.8
	科学技術振興機構	20,155,362	16,987,435	▲ 3,167,927	▲ 15.7
	日本学術振興会	1,301,492	1,286,297	▲ 15,195	▲ 1.2
	理化学研究所	30,408,910	29,953,554	▲ 455,356	▲ 1.5
	宇宙航空研究開発機構	26,620,038	27,208,269	588,231	2.2
	日本スポーツ振興センター	4,490,158	4,399,402	▲ 90,756	▲ 2.0
	日本芸術文化振興会	3,283,917	3,287,802	3,885	0.1
	日本学生支援機構	5,557,852	5,389,372	▲ 168,480	▲ 3.0
	海洋研究開発機構	8,877,675	9,199,308	321,633	3.6
	国立高等専門学校機構	62,667,921	60,692,294	▲ 1,975,627	▲ 3.2
	大学評価・学位授与機構	1,205,407	1,249,959	44,552	3.7
	国立大学財務・経営センター	287,191	283,700	▲ 3,491	▲ 1.2
	メディア教育開発センター	1,127,640	992,300	▲ 135,340	▲ 12.0
	日本原子力研究開発機構	56,215,844	54,909,406	▲ 1,306,438	▲ 2.3
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	667,722	706,514	38,792
労働安全衛生総合研究所		1,373,895	1,334,010	▲ 39,885	▲ 2.9
勤労者退職金共済機構		2,944,900	2,933,795	▲ 11,105	▲ 0.4
高齢・障害者雇用支援機構		8,698,161	8,492,096	▲ 206,065	▲ 2.4
福祉医療機構		3,272,410	3,039,519	▲ 232,891	▲ 7.1
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		3,255,985	3,166,612	▲ 89,373	▲ 2.7
労働政策研究・研修機構		1,693,961	1,742,517	48,556	2.9
雇用・能力開発機構		49,807,835	46,658,513	▲ 3,149,322	▲ 6.3
労働者健康福祉機構		145,578,787	142,047,678	▲ 3,531,109	▲ 2.4
◎ 国立病院機構		418,908,811	418,696,126	▲ 212,685	▲ 0.1
医薬品医療機器総合機構		4,571,364	5,385,579	814,215	17.8
医薬基盤研究所		1,237,679	1,388,225	150,546	12.2
年金・健康保険福祉施設整理機構		398,871	382,113	▲ 16,758	▲ 4.2
年金積立金管理運用	911,656	920,919	9,263	1.0	
農林水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	5,836,641	5,692,330	▲ 144,311	▲ 2.5
	種苗管理センター	2,503,806	2,531,560	27,754	1.1
	家畜改良センター	6,600,718	6,545,739	▲ 54,979	▲ 0.8
	水産大学校	1,799,377	1,813,275	13,898	0.8
	農業・食品産業技術総合研究機構	31,543,353	31,672,421	129,068	0.4

主務省	法人名	平成19年度 (千円)	平成20年度 (千円)	対前年度比較増▲減		
				増減額(千円)	対前年度比(%)	
農 林 水産省	農業生物資源研究所	4,972,360	4,967,034	▲ 5,326	▲ 0.1	
	農業環境技術研究所	2,362,589	2,286,418	▲ 76,171	▲ 3.2	
	国際農林水産業研究センター	2,329,843	2,324,399	▲ 5,444	▲ 0.2	
	森林総合研究所	16,854,138	14,350,666	▲ 2,503,472	▲ 14.9	
	水産総合研究センター	10,667,989	10,709,038	41,049	0.4	
	農畜産業振興機構	2,906,358	2,637,368	▲ 268,990	▲ 9.3	
	農業者年金基金	934,487	847,419	▲ 87,068	▲ 9.3	
	農林漁業信用基金	1,449,964	1,334,561	▲ 115,403	▲ 8.0	
経 済 産業省	経済産業研究所	853,865	828,595	▲ 25,270	▲ 3.0	
	工業所有権情報・研修館	1,558,801	1,504,334	▲ 54,467	▲ 3.5	
	日本貿易保険	1,711,029	1,761,292	50,263	2.9	
	産業技術総合研究所	46,353,683	45,608,416	▲ 745,267	▲ 1.6	
	◎ 製品評価技術基盤機構	5,034,904	5,064,077	29,173	0.6	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	7,632,081	7,478,815	▲ 153,266	▲ 2.0	
	日本貿易振興機構	18,760,454	17,811,890	▲ 948,564	▲ 5.1	
	原子力安全基盤機構	5,825,983	5,939,807	113,824	2.0	
	情報処理推進機構	2,769,664	2,864,548	94,884	3.4	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	7,087,160	7,639,008	551,848	7.8	
	中小企業基盤整備機構	11,572,924	11,425,396	▲ 147,528	▲ 1.3	
	国 土 交通省	土木研究所	3,649,907	4,366,600	716,693	19.6
		建築研究所	1,291,236	1,253,361	▲ 37,875	▲ 2.9
交通安全環境研究所		1,418,111	1,422,541	4,430	0.3	
海上技術安全研究所		2,487,928	2,512,941	25,013	1.0	
港湾空港技術研究所		1,309,772	1,338,086	28,314	2.2	
電子航法研究所		811,109	836,871	25,762	3.2	
航海訓練所		4,402,338	4,454,926	52,588	1.2	
海技教育機構		2,197,195	2,152,763	▲ 44,432	▲ 2.0	
航空大学校		1,487,372	1,402,550	▲ 84,822	▲ 5.7	
自動車検査		6,450,544	6,509,460	58,916	0.9	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		23,597,353	24,998,083	1,400,730	5.9	
国際観光振興機構		1,371,969	1,378,782	6,813	0.5	
水資源機構		18,894,835	18,527,776	▲ 367,059	▲ 1.9	
自動車事故対策機構		3,803,437	3,744,994	▲ 58,443	▲ 1.5	
空港周辺整備機構		917,874	879,674	▲ 38,200	▲ 4.2	
海上災害防止センター		360,415	377,515	17,100	4.7	
都市再生機構		45,252,158	41,580,394	▲ 3,671,764	▲ 8.1	
奄美群島振興開発基金		178,781	198,973	20,192	11.3	
日本高速道路保有・債務返済機構		1,044,117	1,002,286	▲ 41,831	▲ 4.0	
住宅金融支援機構		12,829,173	11,838,191	▲ 990,982	▲ 7.7	
環境省	国立環境研究所	4,728,886	4,985,546	256,660	5.4	
	環境再生保全機構	1,756,463	1,742,118	▲ 14,345	▲ 0.8	
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	2,606,995	2,420,374	▲ 186,621	▲ 7.2	
合計	法人全体	1,349,082,231	1,326,875,326	▲ 21,870,873	▲ 1.6	
	※、※、*を除く法人	1,342,531,808	1,319,581,948	▲ 22,949,860	▲ 1.7	

(注)1 「独立行政法人の役員員の給与水準(平成20年度)」(平成21年7月27日 総務省行政管理局)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 ◎は特定独立行政法人(公務員型)であることを示す。

3 「最広義人件費」とは、以下の金額の合計である。

- ・給与、報酬等支給総額(常勤役員に係る当該年度に支給した報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額)
- ・退職手当支給額(常勤役員に係る当該年度に支給した退職手当の支給額)
- ・非常勤役員等給与(非常勤役員、臨時職員等に支給した給与、諸手当、退職手当支給額の合計額)
- ・福利厚生費(すべての役員及び職員(非常勤職員等を含む。)に係る法定福利費と法定外福利費の合計額)

4 ※は平成19年10月1日に設立された法人であることを示し、19年度の支給総額は平成19年10月1日から平成20年3月31日までの額である。

5 *は平成20年10月1日に特殊会社になったことを示し、20年度の支給総額は平成20年4月1日から同年9月30日までの額である。

6 #は総人件費改革の対象外とされている法人であることを示す。

- ・沖縄科学技術研究基盤整備機構については、沖縄科学技術大学院大学(仮称)の設置が目的とされ、関係関係申合せにより、平成24年度を目途に開学することとされており、今後も事業量が增大することから、対象法人とはされていない。
- ・日本司法支援センターについては、刑事訴訟法等の改正に伴う被疑者国選弁護対象事件の範囲の拡大により、21年度に大幅に事業量が增大することが見込まれていることから、対象法人とはされていない。

7 「対前年度比較増▲減」の「対前年度比」は、平成19年度と20年度とで人件費が何パーセント変化したかを表す変化率である。

8 国際農林水産業研究センター及び森林総合研究所は平成20年4月1日に旧緑資源機構の業務承継を行った法人であり、平成19年度の支給総額は、承継前の当該法人と承継された旧緑資源機構の業務に係る平成19年度の支給額を合算した額である。

資料5-6(参考2)

最広義人件費の内訳

主務省	法人名	給与、報酬等 支給総額	構成比	退職手当支給 額	構成比	非常勤従業員 等給与	構成比	福利厚生費	構成比	最広義人件費	
		(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	
内閣府	◎ 国立公文書館	407,086	61.2	0	0.0	197,099	29.6	61,438	9.2	665,623	
	国民生活センター	1,007,487	68.8	181,227	12.4	129,861	8.9	146,136	10.0	1,464,711	
	北方領土問題対策協会	162,489	65.5	11,292	4.5	47,899	19.3	26,520	10.7	248,200	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構 #	1,185,039	88.2	2,822	0.2	11,549	0.9	143,667	10.7	1,343,077	
総務省	情報通信研究機構	3,810,797	43.7	251,834	2.9	3,949,912	45.3	704,868	8.1	8,717,411	
	◎ 統計センター	5,411,188	73.8	1,038,881	14.2	245,877	3.4	634,147	8.7	7,330,093	
	平和祈念事業特別基金	180,590	41.4	10,545	2.4	204,938	47.0	40,369	9.2	436,442	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	409,940	78.4	0	0.0	44,168	8.4	68,858	13.2	522,966	
法務省	日本司法支援センター #	3,308,722	68.0	16,212	0.3	958,142	19.7	579,887	11.9	4,862,963	
外務省	国際協力機構	16,154,123	78.7	1,301,328	6.3	751,218	3.7	2,311,317	11.3	20,517,986	
	国際交流基金	2,145,922	62.8	210,272	6.2	743,122	21.8	315,794	9.2	3,415,110	
財務省	酒類総合研究所	410,603	72.1	3,861	0.7	99,298	17.4	55,459	9.7	569,221	
	◎ 造幣局	7,138,256	67.6	1,340,849	12.7	326,574	3.1	1,757,905	16.6	10,563,584	
	◎ 国立印刷局	32,518,540	72.1	4,845,223	10.7	627,160	1.4	7,136,189	15.8	45,127,112	
	通関情報処理センター *	458,595	81.3	5,800	1.0	41,594	7.4	58,383	10.3	564,372	
	日本万国博覧会記念機構	445,133	79.3	0	0.0	45,889	8.2	70,079	12.5	561,101	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	621,312	81.9	21,381	2.8	38,730	5.1	76,936	10.1	758,359	
	大学入試センター	768,290	76.4	36,398	3.6	100,300	10.0	100,128	10.0	1,005,116	
	国立青少年教育振興機構	3,871,604	75.6	385,145	7.5	355,631	6.9	507,227	9.9	5,119,610	
	国立女性教育会館	201,976	72.8	520	0.2	46,278	16.7	28,581	10.3	277,355	
	国立国語研究所	493,586	73.8	74,687	11.2	34,662	5.2	65,975	9.9	668,910	
	国立科学博物館	1,107,997	71.1	21,330	1.4	267,914	17.2	161,876	10.4	1,559,117	
	物質・材料研究機構	5,943,564	67.6	434,460	4.9	1,566,880	17.8	844,169	9.6	8,789,073	
	防災科学技術研究所	1,433,520	75.9	42,824	2.3	225,186	11.9	186,283	9.9	1,887,813	
	放射線医学総合研究所	3,751,395	70.5	315,521	5.9	746,206	14.0	508,481	9.6	5,321,603	
	国立美術館	976,216	69.1	17,855	1.3	272,857	19.3	146,310	10.4	1,413,238	
	国立文化財機構	2,745,389	63.0	430,476	9.9	807,314	18.5	377,128	8.6	4,360,307	
	教員研修センター	404,296	79.5	25,186	5.0	30,317	6.0	48,526	9.5	508,325	
	科学技術振興機構	11,416,127	67.2	341,935	2.0	3,006,218	17.7	2,223,155	13.1	16,987,435	
	日本学術振興会	739,592	57.5	4,608	0.4	416,232	32.4	125,865	9.8	1,286,297	
	理化学研究所	20,692,473	69.1	567,728	1.9	5,229,123	17.5	3,464,230	11.6	29,953,554	
	宇宙航空研究開発機構	19,225,546	70.7	2,229,592	8.2	2,874,942	10.6	2,878,188	10.6	27,208,268	
	日本スポーツ振興センター	2,658,495	60.4	403,738	9.2	753,162	17.1	584,007	13.3	4,399,402	
	日本芸術文化振興会	2,344,831	71.3	304,773	9.3	220,622	6.7	417,576	12.7	3,287,802	
	日本学生支援機構	3,606,709	66.9	518,944	9.6	725,251	13.5	538,468	10.0	5,389,372	
	海洋研究開発機構	6,531,606	71.0	259,527	2.8	844,035	9.2	1,564,140	17.0	9,199,308	
	国立高等専門学校機構	45,930,418	75.7	6,631,861	10.9	2,363,889	3.9	5,766,124	9.5	60,692,292	
	大学評価・学位授与機構	935,765	74.9	33,338	2.7	164,326	13.1	116,530	9.3	1,249,959	
	国立大学財務・経営センター	216,786	76.4	2,207	0.8	36,717	12.9	27,990	9.9	283,700	
	メディア教育開発センター	634,738	64.0	106,713	10.8	159,548	16.1	91,301	9.2	992,300	
	日本原子力研究開発機構	40,256,969	73.3	4,138,365	7.5	2,169,612	4.0	8,344,460	15.2	54,909,406	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	452,562	64.1	37,562	5.3	153,776	21.8	62,614	8.9	706,514
		労働安全衛生総合研究所	1,031,749	77.3	156,887	11.8	20,231	1.5	125,143	9.4	1,334,010
勤労者退職金共済機構		1,962,252	66.9	400,719	13.7	233,997	8.0	336,826	11.5	2,933,795	
高齢・障害者雇用支援機構		5,070,947	59.7	151,642	1.8	1,962,170	23.1	1,307,337	15.4	8,492,096	
福祉医療機構		2,076,449	68.3	236,485	7.8	260,581	8.6	466,004	15.3	3,039,519	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		2,335,198	73.7	362,635	11.5	147,627	4.7	321,152	10.1	3,166,612	
労働政策研究・研修機構		1,112,961	63.9	160,130	9.2	236,418	13.6	233,006	13.4	1,742,515	
雇用・能力開発機構		29,252,907	62.7	4,953,948	10.6	5,988,340	12.8	6,463,318	13.9	46,658,513	
労働者健康福祉機構		102,232,141	72.0	8,557,095	6.0	15,603,473	11.0	15,654,970	11.0	142,047,678	
◎ 国立病院機構		314,203,948	75.0	22,817,734	5.4	24,899,090	5.9	56,775,354	13.6	418,696,126	
医薬品医療機器総合機構		3,371,889	62.6	20,740	0.4	1,416,871	26.3	576,079	10.7	5,385,579	
医薬基盤研究所		659,066	47.5	113,083	8.1	461,061	33.2	155,015	11.2	1,388,225	
年金・健康保険福祉施設整理機構		245,664	64.3	2,172	0.6	103,210	27.0	31,067	8.1	382,113	
年金積立金管理運用		702,967	76.3	92,617	10.1	23,181	2.5	102,154	11.1	920,919	
農林水産省	◎ 農林水産消費安全技術センター	4,598,145	80.8	484,387	8.5	46,435	0.8	563,363	9.9	5,692,330	
	種苗管理センター	2,055,418	81.2	103,594	4.1	95,316	3.7	277,232	11.0	2,531,560	
	家畜改良センター	5,184,752	79.2	472,632	7.2	159,187	2.4	729,167	11.1	6,545,739	
	水産大学校	1,406,755	77.6	183,241	10.1	37,090	2.0	186,189	10.3	1,813,275	
	農業・食品産業技術総合研究機構	22,710,429	71.7	2,768,149	8.7	2,957,473	9.3	3,236,370	10.2	31,672,421	
	農業生物資源研究所	3,283,253	66.1	241,252	4.9	932,142	18.8	510,387	10.3	4,967,034	
	農業環境技術研究所	1,524,692	66.7	237,733	10.4	299,414	13.1	224,579	9.8	2,286,418	
	国際農林水産業研究センター	1,666,557	71.7	108,676	4.7	304,120	13.1	245,046	10.5	2,324,399	
	森林総合研究所	10,602,110	73.9	1,469,013	10.2	524,534	3.7	1,755,009	12.2	14,350,666	

主務省	法人名	給与、報酬等 支給総額	構成比	退職手当支給 額	構成比	非常勤役職員 等給与	構成比	福利厚生費	構成比	最広義人件費
農 林 水産省	水産総合研究センター	7,565,401	70.6	828,337	7.7	1,201,938	11.2	1,113,362	10.4	10,709,038
	農畜産業振興機構	1,991,883	75.5	201,154	7.6	116,719	4.4	327,610	12.4	2,637,368
	農業者年金基金	676,083	79.8	31,864	3.8	29,717	3.5	109,755	13.0	847,419
	農林漁業信用基金	1,072,857	80.4	59,423	4.5	24,353	1.8	177,926	13.3	1,334,561
経 済 産業省	経済産業研究所	405,336	48.9	898	0.1	376,635	45.5	45,726	5.5	828,595
	工業所有権情報・研修館	946,906	62.9	0	0.0	406,194	27.0	151,234	10.1	1,504,334
	日本貿易保険	1,397,213	79.3	976	0.1	201,796	11.5	161,307	9.2	1,761,292
	産業技術総合研究所	28,697,182	62.9	2,972,103	6.5	9,586,622	21.0	4,352,509	9.5	45,608,416
	◎ 製品評価技術基盤機構	3,109,835	61.4	493,755	9.8	1,058,819	20.9	401,668	7.9	5,064,077
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	6,089,060	81.4	621,534	8.3	46,432	0.6	721,789	9.7	7,478,815
	日本貿易振興機構	13,005,111	73.0	988,379	5.5	2,327,126	13.1	1,491,274	8.4	17,811,890
	原子力安全基盤機構	4,718,468	79.4	78,941	1.3	522,355	8.8	620,043	10.4	5,939,807
	情報処理推進機構	1,602,394	55.9	76,546	2.7	1,014,814	35.4	170,794	6.0	2,864,548
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	4,278,093	56.0	368,748	4.8	2,183,607	28.6	808,558	10.6	7,639,008
中小企業基盤整備機構	7,346,225	64.3	701,662	6.1	2,129,309	18.6	1,248,200	10.9	11,425,396	
国 土 交通省	土木研究所	3,557,201	81.5	82,081	1.9	375,372	8.6	351,946	8.1	4,366,600
	建築研究所	843,613	67.3	78,826	6.3	204,511	16.3	126,411	10.1	1,253,361
	交通安全環境研究所	838,519	58.9	92,029	6.5	360,995	25.4	130,998	9.2	1,422,541
	海上技術安全研究所	1,857,923	73.9	197,719	7.9	212,621	8.5	244,678	9.7	2,512,941
	港湾空港技術研究所	896,000	67.0	99,917	7.5	215,741	16.1	126,428	9.4	1,338,086
	電子航法研究所	564,757	67.5	107,106	12.8	85,040	10.2	79,968	9.6	836,871
	航海訓練所	3,470,816	77.9	478,882	10.7	27,015	0.6	478,213	10.7	4,454,926
	海技教育機構	1,663,145	77.3	164,358	7.6	112,460	5.2	212,800	9.9	2,152,763
	航空大学校	930,049	66.3	249,836	17.8	101,724	7.3	120,941	8.6	1,402,550
	自動車検査	5,211,680	80.1	209,352	3.2	382,291	5.9	706,137	10.8	6,509,460
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	14,548,181	58.2	4,124,787	16.5	2,487,919	10.0	3,837,196	15.3	24,998,083
	国際観光振興機構	1,035,116	75.1	110,462	8.0	82,929	6.0	150,275	10.9	1,378,782
	水資源機構	13,471,774	72.7	946,468	5.1	815,550	4.4	3,293,984	17.8	18,527,776
	自動車事故対策機構	2,749,250	73.4	279,975	7.5	286,000	7.6	429,769	11.5	3,744,994
	空港周辺整備機構	688,485	78.3	32,544	3.7	47,283	5.4	111,362	12.7	879,674
	海上災害防止センター	288,661	76.5	22,492	6.0	25,214	6.7	41,148	10.9	377,515
	都市再生機構	31,973,841	76.9	2,598,254	6.2	779,232	1.9	6,229,067	15.0	41,580,394
	奄美群島振興開発基金	131,309	66.0	41,334	20.8	7,994	4.0	18,336	9.2	198,973
	日本高速道路保有・債務返済機構	846,209	84.4	7,574	0.8	25,294	2.5	123,210	12.3	1,002,286
	住宅金融支援機構	8,580,740	72.5	724,229	6.1	1,085,650	9.2	1,447,572	12.2	11,838,191
環境省	国立環境研究所	2,277,848	45.7	264,075	5.3	1,940,170	38.9	503,453	10.1	4,985,546
	環境再生保全機構	1,127,561	64.7	289,077	16.6	140,840	8.1	184,640	10.6	1,742,118
防衛省	◎ 駐留軍等労働者労務管理機構	2,082,269	86.0	58,802	2.4	33,977	1.4	245,326	10.1	2,420,374
合計	法人計	952,943,515	71.8	89,385,883	6.7	119,808,247	9.0	164,737,664	12.4	1,326,875,318
	※、*を除く法人	947,991,159	71.8	89,361,049	6.8	118,796,962	9.0	163,955,727	12.4	1,320,104,906

(注) 1 「独立行政法人の役職員の給与水準（平成20年度）」（平成21年7月27日 総務省行政管理局）に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 ◎は特定独立行政法人（公務員型）であることを示す。

3 「最広義人件費」とは、以下の金額の合計である。

- ・給与、報酬等支給総額（常勤役職員に係る当該年度に支給した報酬、給与、賞与、その他の手当の合計額）
- ・退職手当支給額（常勤役職員に係る当該年度に支給した退職手当の支給額）
- ・非常勤役職員等給与（非常勤役職員、臨時職員等に支給した給与、諸手当、退職手当支給額の合計額）
- ・福利厚生費（すべての役員及び職員（非常勤職員等を含む。）に係る法定福利費と法定外福利費の合計額）
- ・福利厚生費（すべての役員及び職員（非常勤職員等を含む。）に係る法定福利費と法定外福利費の合計額）

4 ※は総人件費改革の対象外とされている法人であることを示す。

- ・沖縄科学技術研究基盤整備機構については、沖縄科学技術大学院大学（仮称）の設置が目的とされ、関係閣僚申合せにより、平成24年度を目途に開学することとされており、今後も事業量が增大することから、対象法人とはされていない。
- ・日本司法支援センターについては、刑事訴訟法等の改正に伴う被疑者国選弁護対象事件の範囲の拡大により、21年度に大幅に事業量が增大することが見込まれていることから、対象法人とはされていない。

5 *は平成20年10月1日に特殊会社になったことを示し、20年度の支給総額は平成20年4月1日から同年9月30日までの額である。

6 四捨五入の関係から、合計額（最広義人件費）が一致しない場合がある。

主務省名	独立行政法人名	役員									
		理事長・理事			監事			合計			
		常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計	
内閣府	国立公文書館	2	0	2	0	2	2	2	2	4	
	国民生活センター	4	0	4	0	2	2	4	2	6	
	北方領土問題対策協会	2	5	7	0	2	2	2	7	9	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	2	0	2	0	2	2	2	2	4	
総務省	情報通信研究機構	6	0	6	1	1	2	7	1	8	
	統計センター	3	0	3	0	2	2	3	2	5	
	平和祈念事業特別基金	2	0	2	0	2	2	2	2	4	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	2	0	2	1	1	2	3	1	4	
外務省	国際協力機構	10	0	10	2	0	2	12	0	12	
	国際交流基金	2	1	3	0	2	2	2	3	5	
財務省	酒類総合研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4	
	造幣局	4	0	4	2	0	2	6	0	6	
	国立印刷局	5	0	5	2	0	2	7	0	7	
	日本万国博覧会記念機構	3	0	3	1	1	2	4	1	5	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4	
	大学入試センター	2	0	2	1	1	2	3	1	4	
	国立青少年教育振興機構	5	1	6	1	1	2	6	2	8	
	国立女性教育会館	2	0	2	0	2	2	2	2	4	
	国立国語研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4	
	国立科学博物館	2	0	2	0	2	2	2	2	4	
	物質・材料研究機構	4	0	4	1	1	2	5	1	6	
	防災科学技術研究所	2	0	2	1	1	2	3	1	4	
	放射線医学総合研究所	3	0	3	1	1	2	4	1	5	
	国立美術館	3	0	3	0	2	2	3	2	5	
	国立文化財機構	4	0	4	0	2	2	4	2	6	
	教員研修センター	2	0	2	1	1	2	3	1	4	
	科学技術振興機構	5	0	5	1	1	2	6	1	7	
	日本学術振興会	3	0	3	1	1	2	4	1	5	
	理化学研究所	6	0	6	2	0	2	8	0	8	
	宇宙航空研究開発機構	9	0	9	2	0	2	11	0	11	
	日本スポーツ振興センター	5	0	5	1	1	2	6	1	7	
	日本芸術文化振興会	4	0	4	1	1	2	5	1	6	
	日本学生支援機構	5	0	5	1	1	2	6	1	7	
	海洋研究開発機構	4	0	4	1	1	2	5	1	6	
	国立高等専門学校機構	6	1	7	0	2	2	6	3	9	
	大学評価・学位授与機構	3	0	3	0	2	2	3	2	5	
	国立大学財務・経営センター	2	0	2	0	2	2	2	2	4	
	メディア教育開発センター	2	1	3	0	2	2	2	3	5	
	日本原子力研究開発機構	9	0	9	2	0	2	11	0	11	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	2	0	2	0	2	2	2	2	4
		労働安全衛生総合研究所	3	0	3	1	1	2	4	1	5
勤労者退職金共済機構		5	0	5	1	1	2	6	1	7	
高齢・障害者雇用支援機構		6	0	6	1	1	2	7	1	8	
福祉医療機構		5	0	5	1	1	2	6	1	7	
国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園		3	0	3	0	2	2	3	2	5	
労働政策研究・研修機構		4	0	4	1	1	2	5	1	6	
雇用・能力開発機構		6	0	6	1	1	2	7	1	8	
労働者健康福祉機構		5	0	5	1	1	2	6	1	7	
国立病院機構		6	9	15	1	1	2	7	10	17	
医薬品医療機器総合機構		4	0	4	1	1	2	5	1	6	
医薬基盤研究所		1	1	2	0	2	2	1	3	4	
年金・健康保険福祉施設整理 機構		1	1	2	0	2	2	1	3	4	
年金積立金管理運用		2	0	2	1	0	1	3	0	3	
農林水産省		農林水産消費安全技術センター	4	0	4	1	1	2	5	1	6
		種苗管理センター	3	0	3	0	2	2	3	2	5
	家畜改良センター	3	2	5	0	2	2	3	4	7	

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

主務省名	独立行政法人名	役員									
		理事長・理事			監事			合計			
		常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計	
農林水産省	水産大学校	2	0	2	0	2	2	2	2	4	
	農業・食品産業技術総合研究機構	12	0	12	3	0	3	15	0	15	
	農業生物資源研究所	3	0	3	1	1	2	4	1	5	
	農業環境技術研究所	2	0	2	1	1	2	3	1	4	
	国際農林水産業研究センター	2	0	2	1	1	2	3	1	4	
	森林総合研究所	7	0	7	1	2	3	8	2	10	
	水産総合研究センター	6	0	6	2	0	2	8	0	8	
	農畜産業振興機構	8	0	8	2	0	2	10	0	10	
	農業者年金基金	3	0	3	1	1	2	4	1	5	
	農林漁業信用基金	7	0	7	2	0	2	9	0	9	
経済産業省	経済産業研究所	1	1	2	0	2	2	1	3	4	
	工業所有権情報・研修館	2	0	2	0	2	2	2	2	4	
	日本貿易保険	3	0	3	1	1	2	4	1	5	
	産業技術総合研究所	11	1	12	2	0	2	13	1	14	
	製品評価技術基盤機構	3	0	3	1	1	2	4	1	5	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	7	0	7	1	1	2	8	1	9	
	日本貿易振興機構	7	0	7	1	1	2	8	1	9	
	原子力安全基盤機構	4	0	4	2	0	2	6	0	6	
	情報処理推進機構	3	0	3	1	1	2	4	1	5	
	石油・天然ガス金属鉱物資源機構	8	0	8	2	0	2	10	0	10	
	中小企業基盤整備機構	9	1	10	3	0	3	12	1	13	
	国土交通省	土木研究所	3	0	3	1	1	2	4	1	5
		建築研究所	2	0	2	1	1	2	3	1	4
交通安全環境研究所		2	0	2	0	2	2	2	2	4	
海上技術安全研究所		3	0	3	1	1	2	4	1	5	
港湾空港技術研究所		2	0	2	1	1	2	3	1	4	
電子航法研究所		2	0	2	1	1	2	3	1	4	
航海訓練所		3	0	3	1	1	2	4	1	5	
海技教育機構		3	0	3	1	1	2	4	1	5	
航空大学校		1	0	1	1	1	2	2	1	3	
自動車検査		4	0	4	1	1	2	5	1	6	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		11	0	11	3	0	3	14	0	14	
国際観光振興機構		4	0	4	1	1	2	5	1	6	
水資源機構		7	0	7	2	0	2	9	0	9	
自動車事故対策機構		4	0	4	2	0	2	6	0	6	
空港周辺整備機構		5	0	5	1	1	2	6	1	7	
海上災害防止センター		3	0	3	1	1	2	4	1	5	
都市再生機構		9	0	9	3	0	3	12	0	12	
奄美群島振興開発基金		2	0	2	0	2	2	2	2	4	
日本高速道路保有・債務返済機構		4	0	4	2	0	2	6	0	6	
住宅金融支援機構		8	0	8	3	0	3	11	0	11	
環境省	国立環境研究所	3	0	3	0	2	2	3	2	5	
	環境再生保全機構	4	0	4	1	1	2	5	1	6	
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	2	0	2	1	1	2	3	1	4	
計	100法人	409	25	434	95	110	205	504	135	639	

(注) 1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 平成21年1月1日現在の状況である。

3 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

4 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

5 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

所管府省名	法人名	役員の状況											子会社等の役員の状況											
		役員数(人)									退職公務員・当該法人の退職者が役員に就いている子会社等の数	当該子会社等の役員数の計(人)												
		うち退職公務員			うち役員出向者			うち独立行政法人等の退職者				うち退職公務員			うち当該法人の退職者									
		常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計		常勤	非常勤	計	常勤	非常勤	計							
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	5	1	6	1	-	1	1	2(1)	-	2(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	農畜産業振興機構	10	-	10	3	-	3	4	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	農業者年金基金	4	1	5	1	1	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	農林漁業信用基金	9	-	9	4	-	4	3	1(1)	-	1(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	種苗管理センター	3	2	5	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	家畜改良センター	3	4	7	-	2	2	1	-	2(2)	2(2)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	農業・食品産業技術総合研究機構	15	-	15	4	-	4	5	6(1)	-	6(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	農業生物資源研究所	4	1	5	2	-	2	-	2(1)	-	2(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	農業環境技術研究所	3	1	4	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	国際農林水産業研究センター	3	1	4	-	-	-	-	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	森林総合研究所	8	2	10	2	1	3	2	5(1)	1(1)	6(2)	1	2	15	17	1	1	2	-	-	-	-	-	-
	水産総合研究センター	8	-	8	2	-	2	4	3(1)	-	3(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産大学校	2	2	4	-	-	-	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
経済産業省	経済産業研究所	1	3	4	1	2	3	-	1(1)	-	1(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	工業所有権情報・研修館	2	2	4	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	日本貿易保険	4	1	5	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	産業技術総合研究所	13	1	14	4	-	4	1	9(1)	-	9(1)	2	5	27	32	2	7	9	-	1(1)	1(1)	-	-	-
	製品評価技術基盤機構	4	1	5	1	-	1	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	8	1	9	2	-	2	2	2	-	2	11	18	240	258	14	13	27	-	-	-	-	-	-
	日本貿易振興機構	8	1	9	2	-	2	2	5(1)	-	5(1)	2	3	5	8	0	0	-	3	5	8	-	-	-
	原子力安全基盤機構	6	-	6	3	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	情報処理推進機構	4	1	5	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	10	-	10	4	-	4	-	5(1)	-	5(1)	22	108	94	202	25	6	31	6(2)	4	10(2)	-	-	-
	中小企業基盤整備機構	12	1	13	3	-	3	4	5(1)	-	5(1)	2	3	13	16	0	2	2	3	2	5	-	-	-
	国土交通省	土木研究所	4	1	5	1	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建築研究所		3	1	4	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
交通安全環境研究所		2	2	4	1	1	2	-	1(1)	-	1(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上技術安全研究所		4	1	5	2	-	2	-	1(1)	-	1(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
港湾空港技術研究所		3	1	4	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電子航法研究所		3	1	4	1	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
航海訓練所		4	1	5	1	-	1	1	3(1)	-	3(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海技教育機構		4	1	5	2	-	2	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
航空大学校		2	1	3	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車検査		5	1	6	1	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		14	-	14	3	-	3	4	4	-	4	2	4	5	9	0	2	2	4	5(2)	9(2)	-	-	-
国際観光振興機構		5	1	6	2	-	2	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水資源機構		9	-	9	4	-	4	1	2	-	2	3	10	20	30	0	4	4	9	6(2)	15(2)	-	-	-
自動車事故対策機構		6	-	6	3	-	3	1	2(2)	-	2(2)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
空港周辺整備機構		6	1	7	3	-	3	-	1(1)	-	1(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海上災害防止センター		4	1	5	2	-	2	-	1(1)	-	1(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都市再生機構		12	-	12	6	-	6	-	5(1)	-	5(1)	17	107	68	175	3	2	5	73(3)	5(1)	78(4)	-	-	-
奄美群島振興開発基金		2	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日本高速道路保有・債務返済機構		6	-	6	3	-	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
住宅金融支援機構	11	-	11	4	-	4	1	6(1)	-	6(1)	3	12	9	21	1	0	1	9(1)	5	14(1)	-	-	-	
環境省	国立環境研究所	3	2	5	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	環境再生保全機構	5	1	6	2	1	3	-	1(1)	-	1(1)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3	1	4	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	100法人	505	135	640	169	20	189	85	153(42)	12(6)	165(48)	106	392	836	1228	57	63	120	174(8)	79(14)	253(22)	-	-	-

(注1) 「独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表について」(平成20年12月25日 行政改革推進本部事務局、内閣官房及び総務省)による。

(注2) 「退職公務員」の範囲は、本省の課長・企画官相当職以上並びに施設等機関、特別の機関その他の附属機関及び地方支分部局の本府省課長・企画官相当職以上で退職した者(①国立大学・国立高等専門学校等の学長その他の教官等②退職後10年以上民間会社等の役員員歴のある者③退職後5年以上当該法人等の職員歴のある者及び役員出向者を除く。)とする。

(注3) 各法人の役員の状況のうち「独立行政法人等の退職者」は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)(以下「独立行政法人等情報公開法」という。)の対象法人の退職者である。

(注4) 複数府省共管の法人は、主たる所管府省にのみ掲載している。

(注5) 「独立行政法人等の退職者」の数には、当該法人の退職者及び法人の合併により合併前の法人の役員から退職せず合併後の法人の役員に就いたものを含む。

(注6) 退職公務員が独立行政法人等の役員に就任し退職した後独立行政法人等の役員となった場合は、双方の欄に記載するとともに、「独立行政法人等の退職者」の欄に()内書きで記載している。

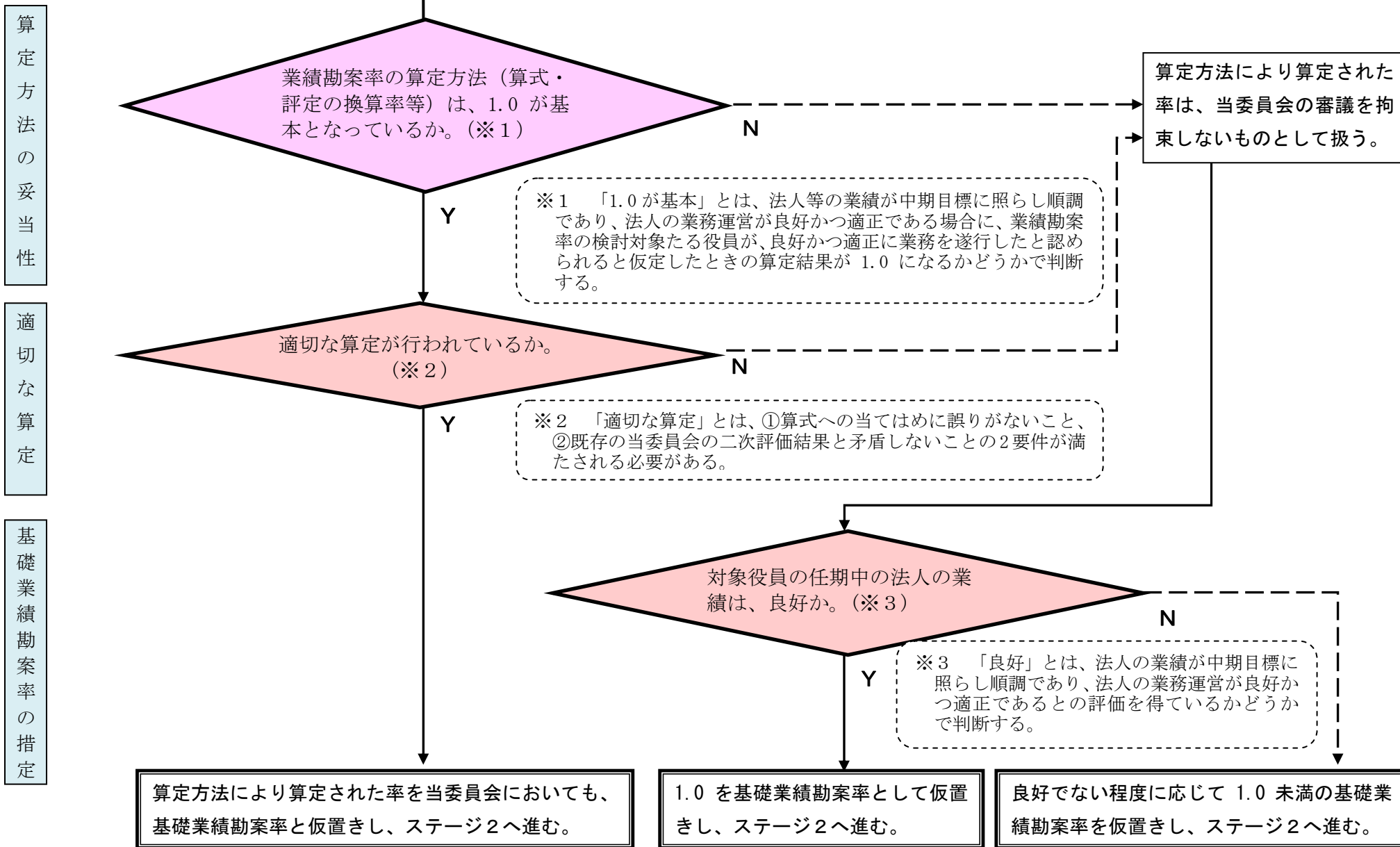
(注7) 退職公務員が法人役員に就任し退職した後子会社等の役員に就任した場合は、双方の欄に記載するとともに、「うち当該法人の退職者」の欄に()内書きで記載している。

役員退職金に係る業績勘案率に関する方針 (平成 16. 7. 23 独法分科会決定)	補足説明
役員退職金に係る各府省独立行政法人評価委員会からの業績勘案率の通知に対し、政策評価・独立行政法人評価委員会として意見を述べる際の当分科会の検討に当たっては、以下の方針とする。	
1. 業績勘案率は、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並にするという今般の退職金の見直しの趣旨にかんがみ、1.0 を基本とする。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「1.0 を基本とする」の意味は、独立行政法人において、中期目標の順調な達成など良好かつ適切な業績があげられた期間中に、対象となる役員が適切に職責を果たした場合に、業績勘案率が 1.0 となるという意味である。 ○ 各府省独立行政法人評価委員会（以下「各府省評価委」という。）は、それぞれが業績評価の結果等から業績勘案率を算定する方法（算式・評定の換算率等）を定めている。当分科会としては、その算定方法が方針と合わない場合は、それによって算定された数値（以下「基礎業績勘案率」という。）は当分科会の審議を拘束しないものとする。 ○ 当分科会としては、各府省評価委資料中の基礎業績勘案率を用いることができない場合は、これまで明らかになった評価結果等を踏まえて、1.0 以下の数値を設定する。
2. 各府省独立行政法人評価委員会からの通知が 1.0 を超える場合など厳格な検討が求められる場合には、当分科会としては、算定に当たっての客観性の確保、法人の業績又は担当業務の実績（以下「法人等の業績」という。）の反映重視を基本に、以下の観点から厳しく検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本来、各府省評価委及び当分科会の検討は厳格・適正を確保したものでなければならない。その上で、ここで特に「厳格な検討が求められる」としているのは、国の独立行政法人に対する国民の批判や期待を十分に踏まえて慎重な検討が要する場合を示そうとしたものである。 ○ したがって、例示された「各府省評価委から通知された業績勘案率が 1.0 を超える場合」以外には、例えば、退職役員の在職期間に係る法人等の業績が良好でない場合、退職役員の職責の範囲内において不適切な業務運営が行われた場合などがここでいう「厳格な検討が求められる場合」に該当すると考えられる。 ○ 「客観性の確保」とは、単に算定式と算定過程が明らかであることでは足りず、算定結果について客観的な妥当性が認められることである。
① 退職役員の在職期間に係る法人等の業績が、当該法人の過去の通常の業績とは明確に差があること及びその差を、客観的、具体的かつ明確に説明できるものとなっていること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 左は、1.0 を超える業績勘案率と結論する場合に、「厳格な検討」としては、過去の通常の業績との明確な対比が必要であることを示そうとしたものである。
② 業績勘案率算定時に在職期間に係る年度評価結果が確定していない場合、当該期間の法人等の業績を客観的・具体的根拠によって認定していること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法人等の業績の反映重視の結果として、原則として、対象となる役員の在職期間に係る当該法人の業績評価の結果が確定していることが望ましい。しかしながら、役員の在職期間が法人の会計年度の途中から始まったり、途中で終了した場合や、業績評価の結果が確定するのに相当の時間が見込まれるときであって、役員への退職手当の適正な支給の観点から業績勘案率の算定が急がれる場合がある。 左は、そのような場合に、業績評価の結果が確定していない期間について法人等の業績を客観的・具体的根拠によって認定すべきことを示そうとしたものである。

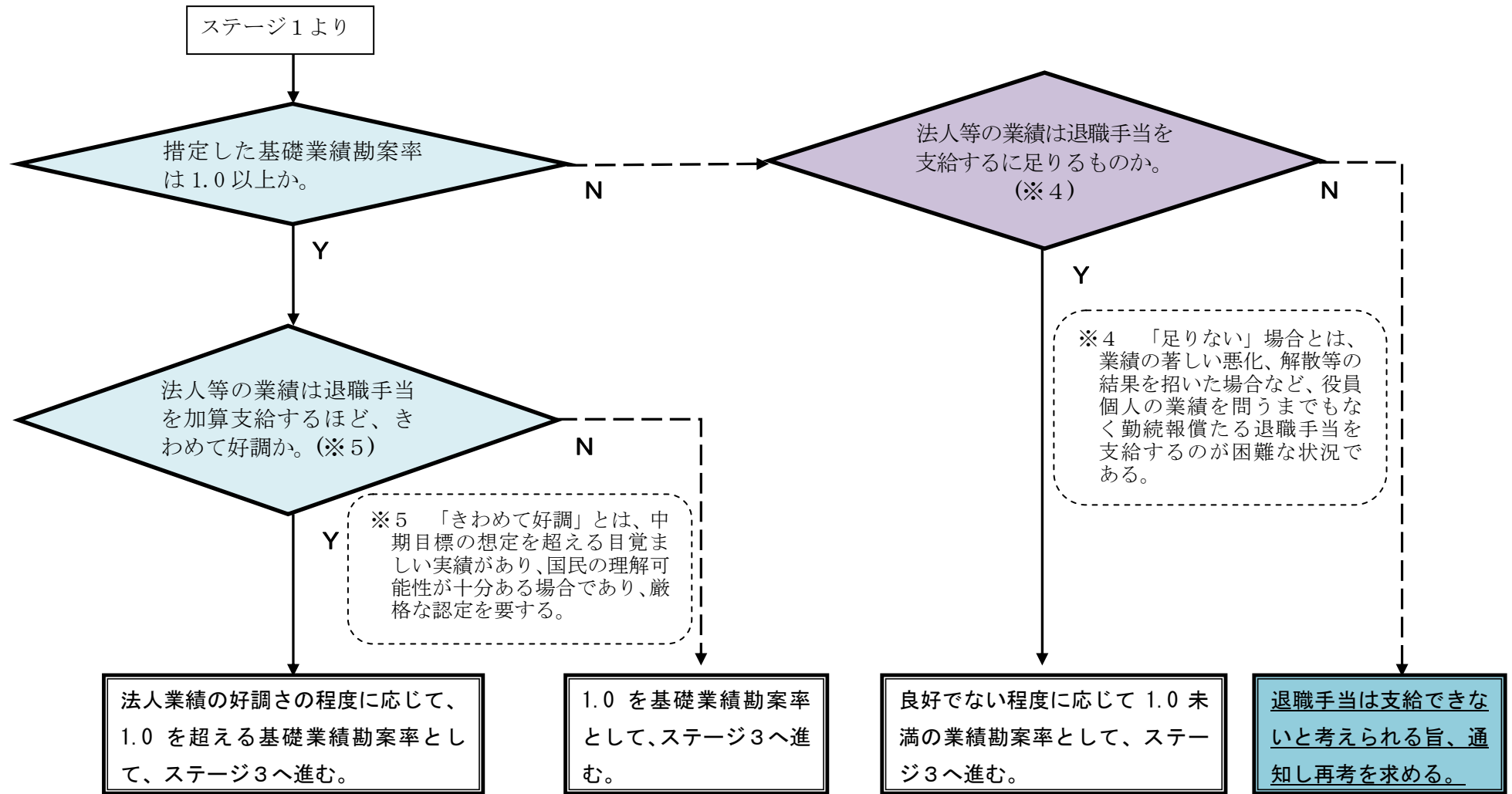
<p>③ 業績勘案率算定に当たっての法人の個々の評価結果のウェイト付けが適切であること。</p>	
<p>④ 在職時に受けた役員報酬に対する法人等の業績等の反映状況と整合的であること。</p>	<p>○ 現在の退職手当の算定は、在職時に受けた役員報酬の月額を基礎としている。また、役員報酬は、独立行政法人通則法第 52 条の規定に基づき、法人の業績の実績を考慮して定められる基準により、役員の実績を考慮しながら支給される。したがって、通常であれば、役員報酬に法人等の業績等は反映されており、結果として、退職手当も業績等と整合的であるはずである。しかしながら、既に役員の実績等を考慮して報酬を加減算してある場合に、退職手当の時点で業績勘案率をもって、さらに加減算すれば過度の考慮がなされる結果を招くおそれがある。</p> <p>左は、そのような場合には、過度の加減算がなされた結果を招かないように検討することも含むものである。</p>
<p>⑤ 退職役員の個人的な業績を考慮する場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 考慮の程度が付随的なものとなっており、法人等の業績に比べて重視しすぎていること。 ・ 過去の役員の実績とは差があったことを客観的・具体的根拠によって認定していること。 ・ 個人的な業績を考慮して業績勘案率を変動させる幅について、過去の役員の実績との差に対応した明確な基準が定められていること。また、客観的・具体的根拠によってその幅を決定していること。 ・ 役員任期中における、法人役員としての固有の業務に関する個人的な業績であること。 	<p>○ 左の「考慮の程度が付随的なものとなっており、法人等の業績に比べて重視しすぎている」とは、まず、法人の業績が十分であることが必要であることを示そうとするものである。</p> <p>このような考え方の根拠としては、独立行政法人の役員の実績についての次のような理解がある。すなわち、役員の実績手当は、通常の実例報酬のような役員の実績の単なる対価ではなく、少なくとも役員の実績への貢献に対する報償的な性格を有するものと考えられる。したがって、法人の業績不振等、法人自体が報償を十分に支給できる環境にない場合には、役員の実績にかかわらず、十全な支給はできないときがある。</p> <p>○ 左の「法人役員としての固有の業務に関する個人的な業績」とは、役員が、職務の範囲内で自らの活動により貢献した業績を示そうとするものである。</p>
<p>⑥ 法人等の特筆すべき活動等の要素を業績勘案率の算定に当たって考慮すべき特段の事情があるとされている場合、当該要素を考慮することが妥当であること。</p>	
<p>⑦ 退職役員の実職期間における目的積立金の額に照らして適切な水準であること。</p>	<p>○ 左は、法人等の業績を判断する指標の一つとして、経営努力の結果を示す目的積立金の有無、その金額の水準について勘案すべきことを示そうとするものである。</p>
<p>⑧ 理事長、理事、監事等の個々の職務に応じた形で算定されていること。</p>	<p>○ 理事長、理事、監事等の職務の評価に当たっては、退職役員の実績が明らかにされるべきである。また、その退職役員の実績に応じて講ずるべきと考えられる措置が適切に講じられる必要がある。</p> <p>○ 不祥事や事故等が起こった場合の事後処理や再発防止策を講ずることなどは、通常であれば、この職務内の措置として認識される。したがって、不祥事や事故等の発生に係る職務に応じた減算がなされるべき場合に、通常の実職期間が行われたことでは減算分を相殺するに至らないものと考えられる。</p>
<p>⑨ 各府省独立行政法人評価委員会において、客観的資料を基に、十分な体制、時間をもって審議されていること。業績勘案率は、結果として、業績に応じて弾力的なものであること。また、決定された業績勘案率及びその理由が公表されること。</p>	<p>○ 左は、各府省評価委における十分な検討の確保等の必要性を示そうとするものである。したがって、当分科会としては、業績勘案率の検討に当たって勘案すべき事項について、各府省評価委の検討結果が不明であったり、各府省評価委の検討後に発覚したりした場合などについて、十分な検討の確保がなされていないと認める場合、各府省評価委に対し意見の開陳や再検討を要請することになる。</p>

業績勘案率に係る基本的なチェックの手順

<ステージ1 算定方法の分析と基礎業績勘案率の仮置き>



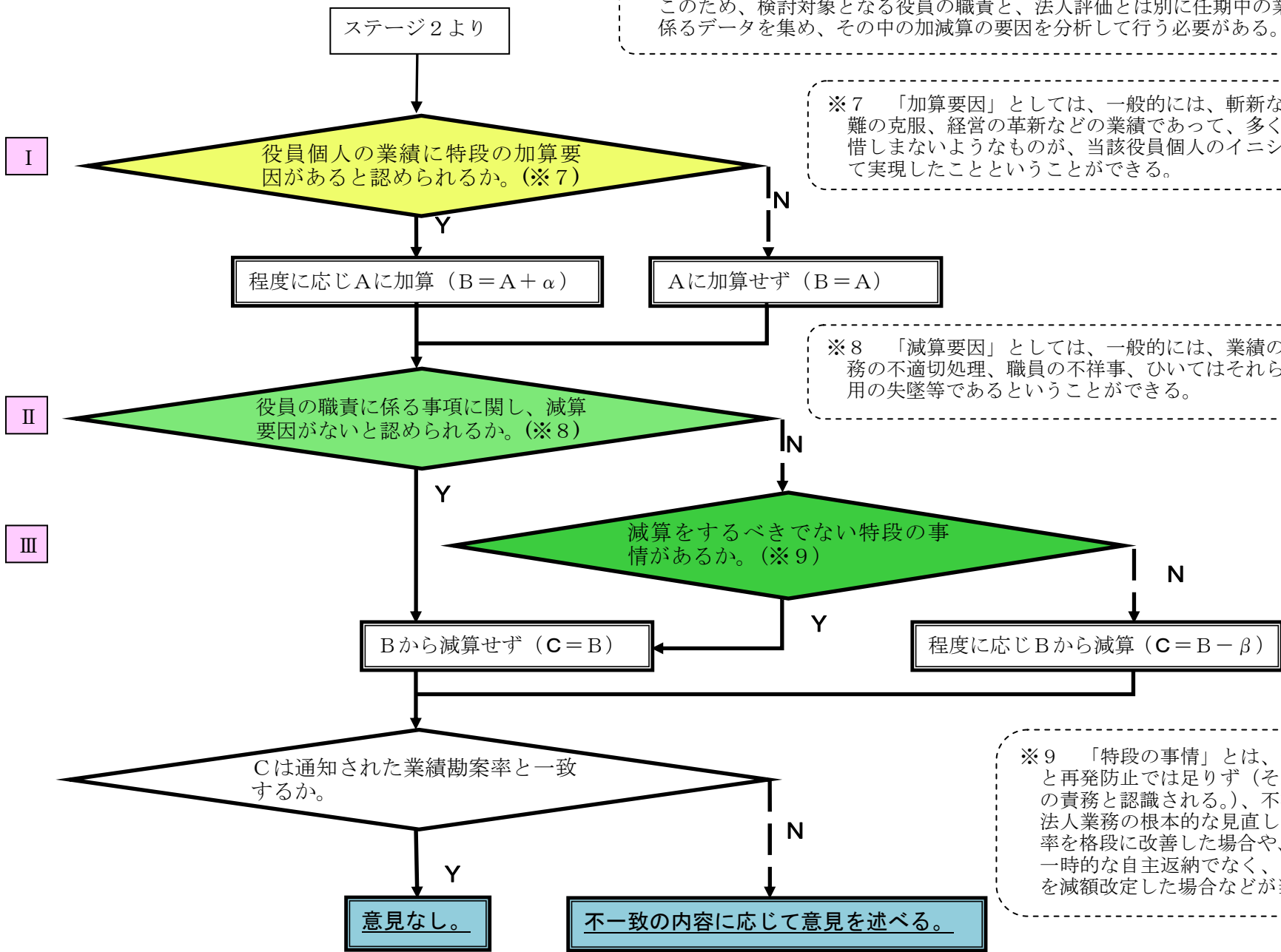
<ステージ2 仮置き基礎業績勘案率と退職手当支給の可能性等の検討>



ステージ2で得られた基礎業績勘案率を、ステージ3ではAと表記する。

<ステージ3 個人業績の勘案（3つのチェック）> (※6)

※6 適切な「個人業績の勘案」は、個別の適切な退職手当支給のための要点である。このため、検討対象となる役員の職責と、法人評価とは別に任期中の業績・事案等に係るデータを収集し、その中の加減算の要因を分析して行う必要がある。



※7 「加算要因」としては、一般的には、斬新な取組や長年の困難の克服、経営の革新などの業績であって、多くの国民が称賛を惜しまないようなものが、当該役員個人のイニシアティブによって実現したことということができる。

※8 「減算要因」としては、一般的には、業績の著しい悪化、業務の不適切処理、職員の不祥事、ひいてはそれらによる法人の信用の失墜等であるということができる。

※9 「特段の事情」とは、通常の原因分析と再発防止では足りず（それは役員の当然の責務と認識される。）、不祥事等を機会に法人業務の根本的な見直しなどを行い、効率を格段に改善した場合や、不祥事時点で、一時的な自主返納でなく、法人として報酬を減額改定した場合などが当たる。

財務諸表等に関する会計監査人等による監査の実施状況

主務省名	法人名	監査報告日	会計監査人等の名称	
内閣府	国立公文書館			
	国民生活センター			
	北方領土問題対策協会	平成20年6月16日	あずさ監査法人	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構			
総務省	情報通信研究機構	平成20年6月5日	監査法人トーマツ	
	統計センター ※	平成20年6月6日	あずさ監査法人	
	平和祈念事業特別基金	平成20年6月24日	新日本監査法人	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	平成20年6月27日	あずさ監査法人	
外務省	国際協力機構	平成20年6月19日	新日本監査法人	
	国際交流基金	平成20年6月27日	新日本監査法人	
財務省	酒類総合研究所			
	造幣局	平成20年6月5日	監査法人トーマツ	
	国立印刷局	平成20年6月12日	あずさ監査法人	
	通関情報処理センター	平成20年6月25日	新日本監査法人	
	日本万国博覧会記念機構	平成20年6月10日	監査法人トーマツ	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所			
	大学入試センター	平成20年6月11日	あずさ監査法人	
	国立青少年教育振興機構	平成20年6月16日	新日本監査法人	
	国立女性教育会館			
	国立国語研究所	平成20年6月20日	あずさ監査法人	
	国立科学博物館	平成20年6月16日	新日本監査法人	
	物質・材料研究機構	平成20年6月20日	あずさ監査法人	
	防災科学技術研究所	平成20年6月9日	あずさ監査法人	
	放射線医学総合研究所	平成20年6月30日	新日本監査法人	
	国立美術館	平成20年6月26日	新日本監査法人	
	国立文化財機構	平成20年6月23日	新日本監査法人	
	教員研修センター ※	平成20年6月5日	新日本監査法人	
	科学技術振興機構	平成20年6月9日	監査法人トーマツ	
	日本学術振興会 ※	平成20年6月12日	監査法人トーマツ	
	理化学研究所	平成20年6月20日	あずさ監査法人	
	宇宙航空研究開発機構	平成20年6月17日	あずさ監査法人	
	日本スポーツ振興センター	平成20年5月29日	新日本監査法人	
	日本芸術文化振興会	平成20年6月6日	監査法人トーマツ	
	日本学生支援機構	平成20年6月11日	新日本監査法人	
	海洋研究開発機構	平成20年6月18日	監査法人トーマツ	
	国立高等専門学校機構	平成20年6月23日	太陽ASG監査法人	
	大学評価・学位授与機構 ※	平成20年6月26日	新日本監査法人	
	国立大学財務・経営センター	平成20年6月26日	あずさ監査法人	
	メディア教育開発センター			
	日本原子力研究開発機構	平成20年6月20日	あずさ監査法人	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所		
		労働安全衛生総合研究所	平成20年6月27日	あずさ監査法人
勤労者退職金共済機構		平成20年6月17日	あずさ監査法人	
高齢・障害者雇用支援機構		平成20年6月13日	あずさ監査法人	
福祉医療機構		平成20年6月20日	新日本監査法人	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		平成20年5月30日	新日本監査法人	
労働政策研究・研修機構 ※		平成20年6月13日	あずさ監査法人	
雇用・能力開発機構		平成20年6月13日	あずさ監査法人	
労働者健康福祉機構		平成20年6月25日	あずさ監査法人	
国立病院機構		平成20年6月23日	新日本監査法人	
医薬品医療機器総合機構		平成20年6月25日	あずさ監査法人	
医薬基盤研究所		平成20年6月24日	監査法人トーマツ	
年金・健康保険福祉施設整理機構		平成20年6月20日	監査法人トーマツ	
年金積立金管理運用		平成20年6月18日	新日本監査法人	

(次のページへ続く)

(前ページから続く)

主務省名	法人名	監査報告日	会計監査人等の名称	
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	平成20年6月10日	あずさ監査法人	
	種苗管理センター			
	家畜改良センター	平成20年6月23日	新日本監査法人	
	水産大学校			
	農業・食品産業技術総合研究機構	平成20年6月16日	あずさ監査法人	
	農業生物資源研究所	平成20年6月10日	監査法人トーマツ	
	農業環境技術研究所	平成20年6月4日	あずさ監査法人	
	国際農林水産業研究センター ※	平成20年6月18日	新日本監査法人	
	森林総合研究所	平成20年6月11日	新日本監査法人	
	水産総合研究センター	平成20年6月11日	あずさ監査法人	
	農畜産業振興機構	平成20年6月16日	あずさ監査法人	
	農業者年金基金	平成20年6月13日	新日本監査法人	
	農林漁業信用基金	平成20年6月16日	あずさ監査法人	
	緑資源機構	平成20年6月5日	新日本監査法人	
経済産業省	経済産業研究所			
	工業所有権情報・研修館			
	日本貿易保険	平成20年6月19日	あずさ監査法人	
	産業技術総合研究所	平成20年6月17日	あずさ監査法人	
	製品評価技術基盤機構	平成20年6月9日	新日本監査法人	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	平成20年6月18日	あずさ監査法人	
	日本貿易振興機構	平成20年6月25日	あずさ監査法人	
	原子力安全基盤機構 ※	平成20年6月3日	あずさ監査法人	
	情報処理推進機構	平成20年6月23日	あずさ監査法人	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	平成20年6月13日	新日本監査法人	
	中小企業基盤整備機構	平成20年6月20日	新日本監査法人	
	国土交通省	土木研究所	平成20年6月19日	監査法人トーマツ
		建築研究所	平成20年6月20日	監査法人トーマツ
		交通安全環境研究所	平成20年6月30日	あずさ監査法人
海上技術安全研究所		平成20年6月18日	監査法人トーマツ	
港湾空港技術研究所		平成20年6月13日	監査法人トーマツ	
電子航法研究所				
航海訓練所				
海技教育機構		平成20年6月20日	あずさ監査法人	
航空大学校				
自動車検査		平成20年6月13日	新日本監査法人	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		平成20年6月19日	あずさ監査法人	
国際観光振興機構				
水資源機構		平成20年6月26日	あずさ監査法人	
自動車事故対策機構		平成20年6月20日	あずさ監査法人	
空港周辺整備機構		平成20年6月12日	あずさ監査法人	
海上災害防止センター		平成20年6月18日	監査法人トーマツ	
都市再生機構		平成20年6月20日	新日本監査法人	
奄美群島振興開発基金		平成20年5月30日	あずさ監査法人	
日本高速道路保有・債務返済機構		平成20年6月23日	監査法人トーマツ	
住宅金融支援機構	平成20年6月26日	あずさ監査法人		
環境省	国立環境研究所	平成20年6月24日	あずさ監査法人	
	環境再生保全機構	平成20年6月23日	あずさ監査法人	
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構			
計 (102法人)				

- (注) 1 各法人の監査報告書に基づき作成した。
- 2 資本金額が100億円以上の法人、負債金額が200億円以上の法人及び個別法に長期借入金又は債券発行の規定が置かれている法人が、会計監査人による監査を義務付けられている(通則法第39条及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成12年政令第316号)第2条)。
- なお、当該法人以外で、法人の任意により公認会計士又は監査法人による独立行政法人通則法第39条に準じた監査を受けている法人については、法人名に※を付している。
- 3 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
- 4 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
- 5 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

独立行政法人の資本金

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度		
内閣府	国立公文書館	7,180	7,180	7,180	7,180	7,180		
	国民生活センター	9,167	9,167	9,167	9,167	9,167		
	北方領土問題対策協会	276	276	276	276	276		
	沖縄科学技術研究基盤整備機構			527	1,357	1,357		
総務省	情報通信研究機構	62,740	156,477	164,037	167,497	171,337		
	統計センター	-	-	-	-	-		
	平和祈念事業特別基金	40,000	40,000	40,000	40,000	20,000		
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構					7,000		
外務省	国際協力機構	88,508	88,508	88,508	88,508	83,333		
	国際交流基金	110,971	110,971	112,971	112,971	112,971		
財務省	酒類総合研究所	9,833	9,833	9,833	9,833	9,833		
	造幣局	66,857	66,857	66,857	66,857	66,857		
	国立印刷局	300,800	300,800	300,800	300,800	300,800		
	通関情報処理センター	90	90	90	90	90		
	日本万国博覧会記念機構	121,978	121,978	121,978	121,978	121,978		
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	6,049	6,049	6,049	6,049	6,049		
	大学入試センター	11,592	11,592	11,592	11,592	11,592		
	国立青少年教育振興機構	国立オリンピック記念青少年総合センター	83,077	83,077	83,077	123,687	123,687	
		国立青年の家	21,436	21,436	21,436			
		国立少年自然の家	24,425	24,425	24,425			
	国立女性教育会館	3,615	3,615	3,615	3,615	3,615		
	国立国語研究所	-	10,615	10,615	10,615	10,615		
	国立科学博物館	73,943	73,943	73,943	73,943	73,943		
	物質・材料研究機構	76,459	76,459	76,459	76,459	76,459		
	防災科学技術研究所	40,366	58,903	58,903	58,903	58,903		
	放射線医学総合研究所	33,648	33,648	33,648	33,648	33,648		
	国立美術館	33,649	45,949	45,949	81,019	81,019		
	国立文化財機構	国立博物館	72,692	86,247	86,247	86,706	104,714	
		文化財研究所	17,167	17,167	17,167	17,167		
	教員研修センター	3,891	3,891	3,891	3,891	3,891		
	科学技術振興機構	190,382	191,882	192,882	193,482	193,882		
	日本学術振興会	1,064	1,064	1,064	1,064	1,064		
	理化学研究所	247,227	247,227	266,048	266,048	266,048		
	宇宙航空研究開発機構	544,408	544,408	544,408	544,408	544,408		
	日本スポーツ振興センター	195,356	195,356	195,356	203,955	226,140		
	日本芸術文化振興会	246,819	246,819	246,819	246,819	246,819		
	日本学生支援機構		100	100	100	100		
	海洋研究開発機構		84,215	84,215	84,215	84,215		
	国立高等専門学校機構		278,386	278,681	278,680	278,680		
	大学評価・学位授与機構		7,471	7,471	7,471	7,471		
	国立大学財務・経営センター		9,602	9,602	9,602	9,602		
	メディア教育開発センター		4,839	4,839	4,839	4,839		
	日本原子力研究開発機構			808,594	808,594	808,594		
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	-	-	-	-	-	
		労働安全衛生総合研究所	産業安全研究所	7,164	7,164	7,164	11,786	11,786
			産業医学総合研究所	4,967	4,967	4,967		
		勤労者退職金共済機構	-	-	-	-	-	
高齢・障害者雇用支援機構		12,228	12,228	12,228	12,228	12,228		
福祉医療機構		285,535	290,076	290,076	4,016,552	3,574,171		
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		15,102	15,189	15,189	15,189	15,189		
労働政策研究・研修機構		6,360	6,360	6,360	6,360	6,360		
雇用・能力開発機構		805,871	792,437	789,286	787,109	783,229		
労働者健康福祉機構			156,295	156,202	153,713	152,674		
国立病院機構			144,241	143,758	143,758	143,758		
医薬品医療機器総合機構			38,371	1,180	1,180	1,180		
医薬基盤研究所				53,112	54,489	55,689		
年金・健康保険福祉施設整理機構				189,737	179,241	147,911		
年金積立金管理運用					100	100		

(次のページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度		
農林水産省	農林水産消費技術センター	3,541	3,541	3,541	3,541			
	農林水産消費安全技術センター	1,671	1,671	1,671	1,671	10,386		
		肥飼料検査所	3,760	3,760	3,760	3,760		
		農薬検査所						
		種苗管理センター	9,702	9,702	9,702	9,702	9,702	
		家畜改良センター	48,228	48,228	48,228	48,228	48,228	
	森林総合研究所	森林総合研究所	47,391	47,391	47,391	47,391	49,587	
		林木育種センター	1,909	1,909	1,909	1,909		
		水産大学校	9,459	9,459	9,459	9,459	9,459	
	農業・食品産業技術総合研究機構	農業・生物系特定産業技術研究機構	291,553	291,553	291,553	314,751	315,419	
		農業工学研究所	20,752	20,752	20,752			
		食品総合研究所	8,998	8,998	8,998			
		農業生物資源研究所	40,319	40,319	40,319	40,319	40,319	
		農業環境技術研究所	34,353	34,353	34,353	34,353	34,353	
		国際農林水産業研究センター	8,470	8,470	8,470	8,470	8,470	
	水産総合研究センター	水産総合研究センター	55,072	55,072	55,072	60,196	60,196	
		さけ・ます資源管理センター	5,467	5,467	5,467			
		農畜産業振興機構	35,990	35,990	35,990	35,990	35,990	
		農業者年金基金	-	-	-	-	-	
		農林漁業信用基金	205,220	205,232	205,236	205,236	205,236	
	緑資源機構	620,990	639,286	653,051	667,031	680,719		
経済産業省	経済産業研究所	-	-	-	-	-		
	工業所有権情報・研修館	-	-	-	-	-		
	日本貿易保険	104,352	104,352	104,352	104,352	104,352		
	産業技術総合研究所	286,086	286,086	286,086	286,086	286,086		
	製品評価技術基盤機構	19,072	19,072	19,072	19,072	19,072		
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	149,903	162,978	170,019	143,711	143,711		
	日本貿易振興機構	115,202	115,202	115,202	88,344	83,590		
	原子力安全基盤機構	-	-	-	-	-		
	情報処理推進機構	85,802	84,124	84,131	84,131	35,981		
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	92,239	96,239	177,369	187,929	201,337		
	中小企業基盤整備機構		1,093,289	1,094,637	1,096,285	1,095,543		
	国土交通省	土木研究所	土木研究所	28,644	28,644	28,644	35,868	35,868
			北海道開発土木研究所	7,600	7,600	7,600		
建築研究所		20,384	20,384	20,384	20,384	20,384		
交通安全環境研究所		22,625	22,625	22,625	22,625	22,625		
海上技術安全研究所		38,352	38,352	38,352	38,352	38,352		
港湾空港技術研究所		14,053	14,053	14,053	14,053	14,053		
電子航法研究所		4,258	4,258	4,258	4,258	4,258		
航海訓練所		5,007	5,007	5,007	5,007	5,007		
海技教育機構		海技大学校	4,133	4,133	4,133	14,578	14,578	
		海員学校	11,544	11,544	11,544			
航空大学校		4,970	4,970	4,970	4,970	4,970		
自動車検査		12,031	12,031	12,031	12,031	12,031		
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		74,501	74,501	78,501	82,601	86,652		
国際観光振興機構		1,398	1,398	1,398	1,398	1,398		
水資源機構		9,060	9,060	9,060	9,060	9,060		
自動車事故対策機構		13,174	13,174	13,174	13,174	13,174		
空港周辺整備機構		1,400	1,400	1,400	1,400	1,400		
海上災害防止センター		486	486	486	486	486		
都市再生機構			855,201	884,301	916,401	948,501		
奄美群島振興開発基金			13,428	13,930	14,432	14,934		
日本高速道路保有・債務返済機構			4,463,875	4,596,575	4,728,075			
住宅金融支援機構					319,700			
環境省	国立環境研究所	38,666	38,666	38,666	38,666	38,666		
	環境再生保全機構		16,045	16,045	16,045	16,045		
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	977	977	977	977	977		
計 (102法人)		6,500,679	9,377,305	15,018,805	18,910,048	18,905,381		

(注)1 各年度の貸借対照表に基づき作成した。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

4 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

5 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

独立行政法人の平成17年度計画における予算額（収入）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他			
内閣府	国立公文書館	1,845	-	-	-	4	-	-	-	-	1,848
	駐留軍等労働者労務管理機構	4,523	-	-	408	-	-	-	-	-	4,930
	国民生活センター	3,235	-	-	-	253	-	-	-	-	3,488
	北方領土問題対策協会	658	197	-	-	83	-	-	-	-	938
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	2,553	-	605	-	-	-	-	-	-	3,158
総務省	情報通信研究機構	38,108	1,814	-	7,945	1,376	10,300	893	-	-	60,436
	消防研究所	1,085	-	-	100	15	-	-	100	-	1,300
	統計センター	10,144	-	-	6	-	-	-	-	-	10,150
	平和祈念事業特別基金	1,010	-	-	-	855	-	-	-	-	1,865
外務省	国際協力機構	160,077	-	1,097	4,163	3,180	-	-	-	-	168,516
	国際交流基金	13,730	-	-	-	2,665	-	-	-	396	16,791
財務省	酒類総合研究所	1,193	-	-	54	33	-	-	-	-	1,281
	造幣局	-	-	-	-	28,729	-	-	-	-	28,729
	国立印刷局	-	-	-	-	94,964	-	-	-	-	94,964
	通関情報処理センター	-	-	-	-	11,201	-	-	-	-	11,201
	日本万国博覧会記念機構	-	-	-	-	4,368	-	-	-	-	4,368
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	1,186	-	103	-	0	-	-	-	-	1,290
	大学入試センター	529	-	-	-	11,380	-	-	-	-	11,909
	国立オリンピック記念 青少年総合センター	3,961	-	241	-	909	-	-	-	-	5,111
	国立女性教育会館	701	-	35	1	57	-	-	-	-	794
	国立青年の家	4,194	-	700	-	117	-	-	-	-	5,011
	国立少年自然の家	3,942	-	547	-	112	-	-	-	-	4,601
	国立国語研究所	1,174	-	-	30	7	-	-	-	-	1,211
	国立科学博物館	3,379	-	975	-	246	-	-	-	-	4,600
	物質・材料研究機構	16,125	-	310	2,557	100	-	-	-	-	19,092
	防災科学技術研究所	8,745	-	2,482	511	3	-	-	-	-	11,741
	放射線医学総合研究所	13,301	-	290	1,734	1,640	-	-	-	-	16,965
	国立美術館	4,984	-	-	-	336	-	-	-	-	5,320
	国立博物館	6,622	-	-	-	681	-	-	-	-	7,303
	文化財研究所	3,046	-	-	26	21	-	-	-	-	3,093
	教員研修センター	1,957	-	174	-	140	-	-	-	-	2,271
	科学技術振興機構	99,611	-	-	542	11,194	1,030	-	107	-	112,485
	日本学術振興会	29,655	100,962	-	20	381	-	-	-	-	131,018
	理化学研究所	71,102	-	4,780	10,409	478	-	-	-	-	86,769
	宇宙航空研究開発機構	131,411	36,831	8,212	48,042	619	-	-	-	-	225,115
	日本スポーツ振興センター	5,023	2,575	618	8	38,495	-	525	-	464	47,708
	日本芸術文化振興会	12,085	-	585	62	4,664	-	-	-	-	17,396
	日本学生支援機構	22,704	23,729	-	-	14,553	538,460	244,744	-	-	844,191
	海洋研究開発機構	32,693	-	5,337	157	3,502	-	-	-	-	41,689
	国立高等専門学校機構	69,949	4,950	1,147	-	14,166	-	-	-	-	90,212
	大学評価・学位授与機構	2,189	-	-	-	212	-	-	-	-	2,400
	国立大学財務・経営センター	591	-	-	-	4,711	72,443	105,422	-	11,837	195,004
	メディア教育開発センター	2,419	-	-	-	45	-	-	-	-	2,464
日本原子力研究開発機構	76,747	-	6,350	7,367	4,366	-	-	-	-	94,831	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	803	-	-	232	52	-	-	-	-	1,087
	産業安全研究所	1,153	-	149	2	3	-	-	-	-	1,307
	産業医学総合研究所	1,375	-	344	14	6	-	-	-	-	1,739
	勤労者退職金共済機構	3,929	8,115	-	-	425,582	-	57,212	-	-	494,838
	高齢・障害者雇用支援機構	18,734	52,243	30	98	23,041	-	-	-	-	94,146
	福祉医療機構	5,061	64,787	-	-	121,139	-	9,981	-	-	200,968
	国立重度知的障害者 総合施設のぞみの園	2,701	-	101	-	1,789	-	-	-	-	4,591
	労働政策研究・研修機構	3,370	-	88	26	111	-	-	-	-	3,595
	雇用・能力開発機構	90,445	59,386	1,812	2,562	565,581	-	-	-	-	719,786
	労働者健康福祉機構	11,495	25,569	13,065	2	259,121	2,044	14,362	-	-	325,657
	国立病院機構	51,353	4,334	3,658	-	718,892	32,989	-	-	-	811,226
	医薬品医療機器総合機構	868	227	-	2,590	11,520	-	-	-	-	15,205
	医薬基盤研究所	11,474	-	103	113	215	1,000	158	-	-	13,063
	年金・健康保険福祉施設整理機構	-	-	-	-	6,945	2,914	-	-	-	9,859
農林水産省	農林水産消費技術センター	5,341	-	84	20	5	-	-	190	-	5,640
	種苗管理センター	3,142	-	244	58	146	-	-	32	-	3,622
	家畜改良センター	8,397	-	468	87	342	-	-	245	-	9,539
	肥飼料検査所	1,764	-	25	-	20	-	-	117	-	1,926
	農業検査所	852	-	-	-	-	-	-	-	-	852
	農業者大学校	532	-	53	-	56	-	-	-	-	641
	林木育種センター	2,024	-	125	13	7	-	-	-	-	2,169

（次ページへ続く）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計	
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他				
農林水産省	さけ・ます資源管理センター	1,747	-	220	14	1	-	-	12	-	1,994	
	水産大学校	2,117	-	3,071	37	459	-	-	152	-	5,835	
	農業・生物系特定産業技術研究機構	44,735	-	1,164	6,278	672	1	1,770	880	-	55,500	
	農業生物資源研究所	7,629	-	104	3,929	8	-	-	153	-	11,823	
	農業環境技術研究所	3,106	-	123	1,056	2	-	-	-	-	4,287	
	農業工学研究所	2,242	-	87	625	3	-	-	-	-	2,957	
	食品総合研究所	2,343	-	55	1,182	47	-	-	-	-	3,627	
	国際農林水産業研究センター	3,388	-	77	231	1	-	-	-	-	3,697	
	森林総合研究所	8,735	-	159	2,201	50	-	-	-	-	11,145	
	水産総合研究センター	15,413	-	1,086	4,512	2,331	-	-	683	-	24,025	
	農畜産業振興機構	2,356	149,215	-	-	91,891	75,438	25,207	-	-	344,107	
	農業者年金基金	4,091	151,640	-	-	16,870	38,842	-	-	-	211,443	
	農林漁業信用基金	-	2,720	-	3	156,394	63,468	-	-	-	222,585	
	緑資源機構	-	44,997	-	431	29,554	28,565	-	-	-	103,547	
経済産業省	経済産業研究所	1,919	-	-	100	1	-	-	-	-	2,020	
	工業所有権情報・研修館	12,915	-	-	-	159	-	-	-	-	13,074	
	日本貿易保険	-	-	-	-	10,603	-	16,792	-	-	27,395	
	産業技術総合研究所	67,432	-	6,375	22,498	3,980	-	-	-	-	100,285	
	製品評価技術基盤機構	7,682	-	184	1,082	1,344	-	-	-	-	10,292	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	172,240	55,128	-	80	45,787	10,300	2,425	-	-	285,960	
	日本貿易振興機構	24,463	3,077	-	10,684	3,777	-	-	-	-	42,001	
	原子力安全基盤機構	23,734	-	-	1,260	1,633	-	-	-	-	26,629	
	情報処理推進機構	5,263	-	-	637	6,241	600	-	-	-	12,742	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	39,533	2,329	-	146,969	8,083	519,293	316,579	-	-	1,032,786	
	中小企業基盤整備機構	22,288	221	1,392	1,657	668,197	3,850	617,709	-	-	1,315,313	
	国土交通省	土木研究所	4,674	-	403	721	35	-	-	-	-	5,833
		建築研究所	2,051	-	96	83	6	-	-	-	-	2,236
交通安全環境研究所		1,640	-	454	1,436	-	-	-	-	-	3,530	
海上技術安全研究所		3,202	-	325	184	1	-	-	-	-	3,712	
港湾空港技術研究所		1,441	-	500	620	20	-	-	160	-	2,741	
電子航法研究所		1,669	-	-	142	-	-	-	100	-	1,911	
北海道開発土木研究所		1,760	-	-	1,819	-	-	-	-	-	3,579	
海技大学校		1,109	-	-	-	52	-	-	-	-	1,161	
航海訓練所		6,894	-	-	-	18	-	-	-	-	6,912	
海員学校		1,823	-	163	-	36	-	-	-	-	2,022	
航空大学校		2,602	-	108	-	117	-	-	362	-	3,189	
自動車検査		8,934	-	2,139	-	1	-	-	707	-	11,781	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		784	248,917	-	18,749	1,385,404	642,520	-	-	-	2,296,374	
国際観光振興機構		2,295	-	-	-	1,694	-	-	-	-	3,989	
水資源機構		-	67,894	-	12,268	164,667	40,240	-	-	-	285,069	
自動車事故対策機構		9,005	3,280	830	-	1,432	-	1,043	-	-	15,590	
空港周辺整備機構		-	3,263	-	14,382	1,960	732	-	1,125	-	21,462	
海上災害防止センター		-	-	-	1,239	118	-	-	645	-	2,002	
都市再生機構		-	84,680	-	38,976	1,328,698	2,575,205	-	-	-	4,027,559	
奄美群島振興開発基金		-	-	-	-	543	1,132	3,132	-	-	4,807	
日本高速道路保有・債務返済機構		-	12,279	-	-	852,639	1,411,418	-	-	-	2,276,336	
環境省		国立環境研究所	9,254	615	415	3,845	-	-	-	-	-	14,129
		環境再生保全機構	2,668	20,370	-	71	83,385	19,500	-	320	-	126,313
計	合計(113法人)	1,630,175	1,236,344	74,467	389,960	7,264,348	6,092,284	1,417,954	6,090	12,698	18,124,319	

(注) 1 予算額は、各法人における平成17年度計画(年度当初額、平成17年度途中に設立された法人については設立時の額)による。

- 2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
- 3 国庫補助金等には、交付金、補給金、負担金等を含む。
- 4 海洋研究開発機構及び水産大学校の施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。
- 5 出資金・借入金等には、債券を含む。
- 6 その他欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資金より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入及び勘定間取引を計上している。
- 7 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
- 8 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

独立行政法人の平成18年度計画における予算額（収入）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						前年度繰越金	積立金取崩金	計	
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等				その他
内閣府	国立公文書館	1,869	—	—	—	4	—	—	—	1,873	
	駐留軍等労働者労務管理機構	4,307	—	—	336	—	—	—	—	4,643	
	国民生活センター	2,972	—	109	—	253	—	—	—	3,334	
	北方領土問題対策協会	654	192	—	84	87	—	—	—	1,017	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,148	—	3,530	—	0	—	—	—	7,678	
総務省	情報通信研究機構	36,964	1,334	453	6,090	1,542	7,200	587	—	54,174	
	統計センター	9,466	—	—	6	0	—	—	467	9,939	
	平和祈念事業特別基金	907	—	—	—	701	—	—	—	1,608	
外務省	国際協力機構	157,516	—	624	3,108	3,059	—	—	—	164,307	
	国際交流基金	13,389	—	—	—	2,794	—	—	1,069	17,252	
財務省	酒類総合研究所	1,275	—	—	36	35	—	—	—	1,346	
	造幣局	—	—	—	—	27,684	—	—	—	27,684	
	国立印刷局	—	—	—	—	102,596	—	—	—	102,596	
	通関情報処理センター	—	—	—	—	11,388	—	—	—	11,388	
	日本万国博覧会記念機構	—	—	—	—	4,263	—	—	—	4,263	
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	1,206	—	79	—	5	—	—	—	1,290	
	大学入試センター	497	—	—	—	10,988	—	—	—	11,485	
	国立青少年教育振興機構	11,522	—	1,269	—	1,138	—	—	—	13,929	
	国立女性教育会館	669	—	83	5	86	—	—	—	843	
	国立国語研究所	1,096	—	—	20	9	—	—	—	1,125	
	国立科学博物館	3,244	—	1,214	—	272	—	—	—	4,730	
	物質・材料研究機構	15,968	—	301	2,685	111	—	—	—	19,064	
	防災科学技術研究所	8,495	—	1,003	2,138	104	—	—	—	11,739	
	放射線医学総合研究所	13,140	—	380	750	1,937	—	—	—	16,207	
	国立美術館	6,779	—	—	—	524	—	—	—	7,303	
	国立博物館	6,103	—	—	—	1,046	—	—	—	7,149	
	文化財研究所	2,985	—	—	26	42	—	—	—	3,053	
	教員研修センター	1,611	—	192	—	140	—	—	—	1,943	
	科学技術振興機構	101,437	—	—	723	10,606	630	—	1	12	113,409
	日本学術振興会	29,364	108,154	—	16	387	—	—	—	—	137,921
	理化学研究所	67,921	1,587	3,955	12,638	472	—	—	—	—	86,573
	宇宙航空研究開発機構	138,293	33,207	8,602	46,503	634	—	—	—	—	227,240
	日本スポーツ振興センター	4,782	2,564	4,473	8	47,845	—	390	—	730	60,792
	日本芸術文化振興会	11,583	—	412	56	4,884	—	—	—	—	16,935
	日本学生支援機構	21,963	32,061	224	—	14,843	545,636	273,247	—	—	887,975
	海洋研究開発機構	35,734	—	678	157	3,552	—	—	—	—	40,120
	国立高等専門学校機構	70,065	—	1,472	—	14,519	—	—	—	—	86,056
	大学評価・学位授与機構	2,074	—	—	—	197	—	—	—	—	2,270
	国立大学財務・経営センター	546	—	—	—	8,151	66,100	106,024	—	818	181,639
	メディア教育開発センター	2,292	—	—	—	72	—	—	—	—	2,365
	日本原子力研究開発機構	161,838	1,241	26,588	6,983	3,744	—	—	—	—	200,394
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	908	—	—	149	84	—	—	—	1,141
労働安全衛生総合研究所		2,478	—	420	18	15	—	—	—	2,930	
勤労者退職金共済機構		3,797	8,130	—	—	446,169	—	5,951	—	464,047	
高齢・障害者雇用支援機構		18,336	48,654	40	49	21,077	—	—	—	88,156	
福祉医療機構		10,957	69,716	—	—	254,606	—	10,610	—	345,889	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		2,620	—	50	—	1,722	—	—	—	4,392	
労働政策研究・研修機構		3,338	—	97	7	259	—	—	—	3,702	
雇用・能力開発機構		86,153	43,227	1,812	2,054	537,207	—	—	—	670,454	
労働者健康福祉機構		11,281	19,214	11,977	52	260,765	4,163	12,285	—	319,738	
国立病院機構		50,609	0	17,646	—	728,452	25,300	—	—	822,006	
医薬品医療機器総合機構		656	193	—	2,522	10,770	—	—	—	14,141	
医薬基盤研究所		11,443	—	200	113	251	1,400	142	—	13,550	
年金・健康保険福祉施設整理機構		—	—	—	—	25,741	—	—	4,408	—	30,148
年金積立金管理運用		—	—	—	—	3,224,637	10,393,904	5,717,082	—	—	19,335,623
農林水産省		農林水産消費技術センター	5,565	—	100	0	12	—	—	—	5,677
	種苗管理センター	3,133	—	215	57	144	—	—	—	3,549	
	家畜改良センター	8,363	—	449	163	529	—	—	—	9,504	
	肥飼料検査所	1,772	—	36	0	24	—	—	—	1,832	
	農業検査所	829	—	—	0	0	—	—	—	829	
	林木育種センター	1,905	—	338	41	1	—	—	—	2,285	
	水産大学校	2,182	—	2,696	54	524	—	—	—	5,457	

（次ページへ続く）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計	
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他				
農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	50,463	—	2,040	7,797	766	801	400	—	—	62,267	
	農業生物資源研究所	7,467	—	451	3,691	14	—	—	—	—	11,623	
	農業環境技術研究所	3,280	—	153	931	3	—	—	—	—	4,367	
	国際農林水産業研究センター	3,237	—	47	197	1	—	—	—	—	3,482	
	森林総合研究所	8,443	—	154	1,459	60	—	—	—	—	10,116	
	水産総合研究センター	17,396	—	1,607	4,886	2,335	—	—	—	—	26,224	
	農畜産業振興機構	2,120	135,827	—	—	90,027	91,090	13,474	—	—	332,538	
	農業者年金基金	4,028	151,922	—	—	16,528	39,130	—	—	—	211,608	
	農林漁業信用基金	—	2,658	—	3	145,859	64,068	—	—	—	212,588	
	緑資源機構	—	44,152	—	529	27,575	29,080	—	—	—	101,336	
経済産業省	経済産業研究所	1,641	—	—	2	1	—	—	—	—	1,644	
	工業所有権情報・研修館	12,773	—	—	—	80	—	—	—	—	12,852	
	日本貿易保険	—	—	—	—	10,883	—	24,473	—	—	35,356	
	産業技術総合研究所	66,437	—	6,900	22,486	3,851	—	—	—	—	99,674	
	製品評価技術基盤機構	7,626	—	120	842	563	—	—	—	—	9,151	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	163,520	54,518	—	152	3,263	5,500	1,769	—	—	228,722	
	日本貿易振興機構	23,923	3,806	—	9,082	3,730	—	—	—	—	40,541	
	原子力安全基盤機構	23,604	—	—	—	1,419	—	—	3,614	—	28,638	
	情報処理推進機構	5,196	—	—	682	4,644	—	—	—	—	10,522	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	38,893	1,405	—	110,878	10,126	608,437	331,783	—	—	1,101,523	
	中小企業基盤整備機構	22,160	28,199	1,251	1,428	687,673	3,683	566,846	—	—	1,311,239	
	国土交通省	土木研究所	6,448	—	511	3,075	76	—	—	—	—	10,110
		建築研究所	2,028	—	93	160	23	—	—	—	—	2,304
		交通安全環境研究所	1,768	—	272	1,275	—	—	—	—	—	3,315
海上技術安全研究所		3,069	—	389	500	21	—	—	—	—	3,979	
港湾空港技術研究所		1,392	—	305	1,428	33	—	—	—	—	3,158	
電子航法研究所		1,687	—	50	249	—	—	—	—	—	1,986	
海技教育機構		2,932	—	—	17	107	—	—	—	—	3,056	
航海訓練所		6,654	—	126	9	24	—	—	—	—	6,812	
航空大学校		2,888	—	116	—	108	—	—	—	—	3,112	
自動車検査		8,922	—	1,929	—	1	—	—	905	—	11,757	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		761	218,128	—	20,575	1,242,444	510,700	—	—	—	1,992,608	
国際観光振興機構		2,267	—	—	—	1,693	—	—	—	—	3,960	
水資源機構		—	64,346	—	10,410	159,303	26,114	—	—	—	260,173	
自動車事故対策機構		8,689	3,369	830	—	1,469	—	1,039	—	—	15,395	
空港周辺整備機構		—	3,272	—	13,288	1,883	—	—	1,926	—	20,369	
海上災害防止センター		—	—	—	1,252	126	—	—	581	—	1,960	
都市再生機構		—	81,640	—	35,500	1,255,363	1,488,231	—	—	—	2,860,735	
奄美群島振興開発基金		—	—	—	—	468	712	3,135	—	—	4,315	
日本高速道路保有・債務返済機構		—	22	—	—	1,950,286	2,847,700	—	—	—	4,798,008	
環境省		国立環境研究所	9,616	—	415	4,055	14	—	—	—	—	14,100
	環境再生保全機構	2,422	19,535	—	75	77,690	18,200	—	1,497	—	119,418	
計	合計(104法人)	1,704,749	1,182,273	109,476	344,560	11,494,236	16,777,779	7,069,237	13,399	2,629	38,698,342	

(注) 1 平成18年4月1日現在の状況である。

2 予算額は、各法人における平成18年度計画(年度当初予算)による。

3 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

4 国庫補助金等には、交付金、補給金、負担金等を含む。

5 海洋研究開発機構及び水産大学校の施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。

6 出資金・借入金等には、債券を含む。

7 その他欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、承継債務負担金等収入、スポーツ振興投票事業準備金戻入、資本からの繰入額、資金より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入及び勘定間取引を計上している。

8 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

9 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

独立行政法人の平成19年度計画における予算額（収入）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他			
内閣府	国立公文書館	1,856	—	—	—	4	—	—	—	—	1,859
	国民生活センター	2,803	—	491	—	253	—	—	—	—	3,547
	北方領土問題対策協会	632	230	—	57	97	—	—	—	—	1,016
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,283	—	4,419	—	—	—	—	—	—	8,702
総務省	情報通信研究機構	36,266	1,019	—	4,359	1,205	6,500	300	—	—	49,649
	統計センター	9,067	—	—	15	0	—	—	1,173	—	10,255
	平和祈念事業特別基金	849	—	—	—	10,406	—	—	—	—	11,255
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	—	—	—	—	11,168,125	—	3,488,755	—	—	14,656,880
外務省	国際協力機構	155,626	—	1,616	2,990	658	—	—	—	0	160,889
	国際交流基金	13,049	—	—	—	3,126	—	—	—	—	16,175
財務省	酒類総合研究所	1,222	—	—	33	36	—	—	—	—	1,291
	造幣局	—	—	—	—	25,405	—	—	—	—	25,405
	国立印刷局	—	—	—	—	87,648	—	—	—	—	87,648
	通関情報処理センター	—	—	—	—	10,858	—	—	—	—	10,858
	日本万国博覧会記念機構	—	—	—	—	3,725	—	—	—	—	3,725
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	1,207	—	58	—	5	—	—	—	—	1,270
	大学入試センター	444	—	—	—	10,457	—	—	—	—	10,901
	国立青少年教育振興機構	10,913	—	200	—	1,185	—	—	—	—	12,298
	国立女性教育会館	724	—	117	5	89	—	—	—	—	935
	国立国語研究所	1,129	—	—	0	9	—	—	—	—	1,138
	国立科学博物館	3,222	—	—	—	284	—	—	—	—	3,506
	物質・材料研究機構	15,803	—	320	2,819	116	—	—	—	—	19,059
	防災科学技術研究所	8,369	—	150	2,142	107	—	—	—	—	10,768
	放射線医学総合研究所	12,851	—	364	193	2,147	—	—	—	—	15,555
	国立美術館	6,042	—	7,075	—	965	—	—	—	—	14,082
	国立文化財機構	9,042	—	711	26	1,098	—	—	—	—	10,877
	教員研修センター	1,511	—	192	—	142	—	—	—	—	1,845
	科学技術振興機構	103,463	—	—	405	8,594	430	—	43	—	112,935
	日本学術振興会	29,024	130,066	—	254	394	—	—	—	—	159,737
	理化学研究所	62,334	14,740	5,766	6,036	550	—	—	—	—	89,426
	宇宙航空研究開発機構	128,826	46,946	8,036	43,167	657	—	—	—	—	227,632
	日本スポーツ振興センター	5,375	2,564	1,512	—	43,534	—	351	—	970	54,306
	日本芸術文化振興会	11,482	—	801	9	4,777	—	—	—	—	17,069
	日本学生支援機構	21,446	47,703	—	—	15,763	675,899	298,502	—	—	1,059,312
	海洋研究開発機構	37,190	—	810	157	3,752	—	—	—	—	41,909
	国立高等専門学校機構	69,030	—	2,503	—	14,717	—	—	—	—	86,250
	大学評価・学位授与機構	1,996	—	—	—	329	—	—	—	—	2,324
	国立大学財務・経営センター	522	—	—	—	7,237	70,600	109,353	—	—	187,712
メディア教育開発センター	2,083	—	—	—	72	—	—	—	—	2,155	
日本原子力研究開発機構	163,224	3,072	23,431	2,397	13,906	—	—	—	—	206,031	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	812	—	—	150	85	—	—	—	—	1,047
	労働安全衛生総合研究所	2,513	—	396	16	11	—	—	—	—	2,938
	勤労者退職金共済機構	3,662	7,991	—	—	457,914	—	1,345	—	—	470,912
	高齢・障害者雇用支援機構	17,786	34,295	35	—	19,204	—	—	—	—	71,319
	福祉医療機構	10,056	67,926	—	—	242,275	—	11,091	—	—	331,348
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,553	—	68	—	1,621	—	—	—	—	4,242
	労働政策研究・研修機構	3,131	—	193	7	93	—	—	—	—	3,424
	雇用・能力開発機構	79,692	36,054	1,725	0	462,362	—	—	—	—	579,832
	労働者健康福祉機構	11,433	17,348	10,040	0	256,691	5,445	7,492	—	—	308,450
	国立病院機構	49,848	—	9,581	—	735,120	42,991	—	—	—	837,540
	医薬品医療機器総合機構	621	192	—	2,426	11,925	—	—	—	—	15,165
	医薬基盤研究所	11,333	—	264	234	256	1,200	129	—	—	13,417
	年金・健康保険福祉施設整理機構	—	—	—	—	30,585	—	—	28,417	—	59,002
年金積立金管理運用	—	—	—	—	4,010,115	14,397,125	5,228,631	—	—	23,635,871	
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	7,858	—	731	0	36	—	—	—	—	8,625
	種苗管理センター	2,985	—	208	57	271	—	—	—	—	3,522
	家畜改良センター	8,404	—	436	141	558	—	—	—	—	9,539
	水産大学校	2,186	—	2,515	58	524	—	—	—	—	5,283

（次ページへ続く）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計	
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他				
農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	49,803	—	1,505	7,797	1,111	1,201	302	—	—	61,718	
	農業生物資源研究所	7,526	—	217	3,690	14	—	—	—	—	11,447	
	農業環境技術研究所	3,142	—	100	931	3	—	—	—	—	4,176	
	国際農林水産業研究センター	3,275	—	74	197	7	—	—	—	—	3,554	
	森林総合研究所	10,317	—	256	1,404	62	—	—	—	—	12,038	
	水産総合研究センター	17,503	—	1,582	4,886	2,333	—	—	—	—	26,304	
	農畜産業振興機構	2,002	134,373	—	—	89,629	33,856	3,585	—	—	263,447	
	農業者年金基金	3,963	153,252	—	—	15,397	68,330	—	—	—	240,942	
	農林漁業信用基金	—	1,176	—	2	159,088	66,064	—	—	—	226,330	
	緑資源機構	—	44,053	—	446	27,308	29,088	—	—	—	100,895	
経済産業省	経済産業研究所	1,619	—	—	2	1	—	—	—	—	1,621	
	工業所有権情報・研修館	14,232	—	—	—	80	—	—	—	—	14,312	
	日本貿易保険	—	—	—	—	11,059	—	20,546	—	—	31,605	
	産業技術総合研究所	65,682	—	3,024	13,786	3,873	—	—	—	—	86,365	
	製品評価技術基盤機構	7,588	—	102	207	588	—	—	—	—	8,485	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	154,858	48,483	—	12,996	2,042	200	1,791	—	—	220,370	
	日本貿易振興機構	24,408	2,301	—	8,783	3,914	—	—	—	—	39,406	
	原子力安全基盤機構	22,876	—	—	—	1,504	—	—	—	—	24,380	
	情報処理推進機構	5,117	—	—	0	4,077	—	—	—	—	9,194	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	33,296	2,719	—	106,239	33,209	800,734	455,830	—	—	1,432,027	
	中小企業基盤整備機構	21,993	68	978	546	689,380	447	552,704	—	—	1,266,116	
	国土交通省	土木研究所	6,361	—	495	2,917	76	—	—	—	—	9,849
		建築研究所	2,045	—	90	160	35	—	—	—	—	2,330
交通安全環境研究所		1,770	—	372	1,974	—	—	—	—	—	4,116	
海上技術安全研究所		3,010	—	377	851	32	—	—	—	—	4,270	
港湾空港技術研究所		1,371	—	230	1,349	31	—	—	0	—	2,981	
電子航法研究所		1,684	—	55	283	—	—	—	0	—	2,022	
海技教育機構		2,817	—	0	24	119	—	—	—	—	2,960	
航海訓練所		6,518	—	296	9	25	—	—	—	—	6,848	
航空大学校		2,855	—	102	—	118	—	—	—	—	3,075	
自動車検査		7,753	—	1,887	—	2,173	—	—	—	—	11,813	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		738	195,565	—	39,065	1,304,345	465,851	—	—	—	2,005,565	
国際観光振興機構		2,111	—	—	—	1,694	—	—	—	—	3,805	
水資源機構		—	62,169	0	1,662	148,264	37,411	—	—	—	249,506	
自動車事故対策機構		8,429	3,132	510	—	1,574	—	942	—	—	14,586	
空港周辺整備機構		—	3,184	—	9,644	1,911	1,025	—	177	—	15,941	
海上災害防止センター		0	—	0	1,255	98	—	—	535	—	1,888	
都市再生機構		—	75,828	—	34,087	1,385,777	1,582,131	—	—	—	3,077,823	
奄美群島振興開発基金		—	—	—	—	440	802	3,046	—	—	4,288	
日本高速道路保有・債務返済機構		—	22	—	—	1,988,060	3,271,800	—	—	—	5,259,883	
住宅金融支援機構		—	275,000	—	—	1,749,583	4,367,738	5,163,855	—	—	11,556,177	
環境省	国立環境研究所	9,680	—	1,111	4,055	14	—	—	—	—	14,860	
	環境再生保全機構	2,392	19,391	—	—	80,646	16,100	—	1,758	—	120,288	
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	4,184	—	—	—	—	—	—	—	—	4,184	
計	合計(102法人)	1,660,696	1,430,862	98,127	327,400	25,381,772	25,942,968	15,348,550	32,103	970	70,223,452	

(注) 1 平成19年4月1日現在の状況(ただし、郵便貯金・簡易生命保険管理機構については平成20年1月1日現在の状況)である。

2 予算額は、各法人における平成19年度計画(年度当初予算)による。

3 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

4 国庫補助金等には、交付金、補給金、負担金等を含む。

5 海洋研究開発機構及び水産大学校の施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。

6 出資金・借入金等には、債券を含む。

7 その他欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資金より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入及び勘定間取引を計上している。

8 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

9 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

10 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

11 郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、平成19年10月1日に設立し、予算額は6か月分を計上している。

独立行政法人の平成20年度計画における予算額(収入)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計	
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他				
内閣府	国立公文書館	1,833	-	-	-	4	-	-	-	-	1,837	
	国民生活センター	2,951	-	354	-	144	-	-	-	-	3,449	
	北方領土問題対策協会	652	188	-	66	84	-	-	-	-	989	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,454	-	6,286	26	-	-	-	-	-	10,766	
総務省	情報通信研究機構	35,330	736	58	5,815	1,128	4,200	171	-	-	47,438	
	統計センター	9,399	-	-	14	753	-	-	-	-	10,166	
	平和祈念事業特別基金	750	-	-	-	10,302	-	-	-	-	11,052	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	-	-	-	-	20,945,759	-	4,989,768	-	-	25,935,528	
外務省	国際協力機構	153,786	-	3,084	2,819	732	-	-	-	697	161,117	
	国際交流基金	12,892	-	-	708	3,309	-	-	-	-	16,909	
財務省	酒類総合研究所	1,171	-	-	42	37	-	-	-	-	1,249	
	造幣局	-	-	-	-	32,050	-	-	-	-	32,050	
	国立印刷局	-	-	-	-	82,035	-	-	-	-	82,035	
	通関情報処理センター	-	-	-	-	5,692	-	-	-	-	5,692	
文部科学省	日本万国博覧会記念機構	-	-	-	-	3,709	-	-	-	-	3,709	
	国立特別支援教育総合研究所	1,176	-	48	-	3	-	-	-	-	1,227	
	大学入試センター	422	-	-	-	10,553	-	-	-	-	10,975	
	国立青少年教育振興機構	10,477	-	245	-	1,248	-	-	-	-	11,970	
	国立女性教育会館	645	-	82	5	93	-	-	-	-	825	
	国立国語研究所	1,111	-	-	0	9	-	-	-	-	1,120	
	国立科学博物館	3,125	-	-	-	287	-	-	-	-	3,412	
	物質・材料研究機構	15,429	-	320	2,960	119	-	-	-	-	18,828	
	防災科学技術研究所	8,433	-	36	2,145	400	-	-	-	-	11,015	
	放射線医学総合研究所	12,407	-	100	631	2,201	-	-	-	-	15,339	
	国立美術館	5,790	-	8,970	-	975	-	-	-	-	15,735	
	国立文化財機構	8,772	-	1,698	26	1,109	-	-	-	-	11,605	
	教員研修センター	1,439	-	192	-	136	-	-	-	-	1,767	
	科学技術振興機構	105,058	-	-	303	8,817	-	-	-	471	114,648	
	日本学術振興会	28,859	127,118	-	725	405	-	-	-	-	157,108	
	理化学研究所	60,139	23,321	7,500	6,482	562	-	-	-	-	98,003	
	宇宙航空研究開発機構	130,227	50,975	6,283	51,349	1,000	-	-	-	-	239,834	
	日本スポーツ振興センター	7,071	2,563	2,272	1	61,990	-	1,369	-	451	75,717	
	日本芸術文化振興会	11,023	-	874	55	4,913	-	-	-	-	16,865	
	日本学生支援機構	19,289	58,190	-	361	17,526	975,641	333,839	-	-	1,404,846	
	海洋研究開発機構	38,431	-	330	157	4,472	-	-	-	-	43,389	
	国立高等専門学校機構	67,659	-	2,587	-	14,807	-	-	-	-	85,053	
	大学評価・学位授与機構	1,896	-	-	266	198	-	-	-	-	2,360	
	国立大学財務・経営センター	496	-	-	-	14,043	67,400	105,149	278	-	187,366	
	メディア教育開発センター	1,927	-	-	-	72	-	-	-	-	1,999	
	日本原子力研究開発機構	168,697	4,611	12,827	1,164	12,554	-	-	-	-	199,852	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	791	-	-	51	57	-	-	-	-	899
労働安全衛生総合研究所		2,516	-	251	15	12	-	-	-	-	2,793	
勤労者退職金共済機構		3,519	7,547	-	-	514,007	-	1,331	-	-	526,403	
高齢・障害者雇用支援機構		17,458	27,222	33	-	17,486	-	-	-	-	62,198	
福祉医療機構		4,281	62,899	-	-	229,853	-	11,289	-	-	308,322	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		2,596	-	90	-	1,526	-	-	-	-	4,212	
労働政策研究・研修機構		3,045	-	267	7	93	-	-	-	-	3,413	
雇用・能力開発機構		76,910	32,875	1,724	0	504,235	-	-	-	-	615,745	
労働者健康福祉機構		10,666	16,340	8,832	0	260,505	5,214	5,484	-	-	307,042	
国立病院機構		47,854	-	6,491	-	749,674	59,486	-	-	-	863,506	
医薬品医療機器総合機構		611	193	-	2,339	13,575	-	-	-	-	16,718	
医薬基盤研究所		11,283	-	273	166	257	1,200	122	-	-	13,300	
年金・健康保険福祉施設整理機構		-	-	-	-	43,051	-	-	42,345	-	85,395	
年金積立金管理運用		-	-	-	-	4,228,891	11,047,755	5,358,555	-	-	20,635,201	
農林水産省		農林水産消費安全技術センター	7,405	-	698	0	36	0	380	485	-	9,004
		種苗管理センター	3,006	-	187	57	143	-	-	200	-	3,594
	家畜改良センター	8,072	-	392	141	583	-	-	290	-	9,478	
	水産大学校	2,100	-	193	58	524	-	-	151	-	3,026	

(次ページへ続く)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計	
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他				
農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	49,631	-	2,903	7,797	748	1,401	158	286	-	62,923	
	農業生物資源研究所	7,209	-	279	3,690	14	-	1,069	227	-	12,488	
	農業環境技術研究所	3,306	-	55	931	3	-	-	0	-	4,296	
	国際農林水産業研究センター	3,601	-	38	197	7	-	-	64	-	3,908	
	森林総合研究所	10,180	33,893	287	1,400	25,741	24,553	-	-	-	96,053	
	水産総合研究センター	17,273	-	3,128	4,886	2,332	-	-	853	-	28,472	
	農畜産業振興機構	2,284	106,841	-	-	86,695	53,273	32,960	-	-	282,054	
	農業者年金基金	3,890	125,455	-	-	15,013	270,406	-	-	-	414,763	
	農林漁業信用基金	-	1,830	-	3	144,677	71,376	-	-	-	217,886	
経済産業省	経済産業研究所	1,599	-	-	2	1	-	-	55	-	1,658	
	工業所有権情報・研修館	13,659	-	-	-	81	-	-	-	-	13,740	
	日本貿易保険	-	-	-	-	11,149	-	19,682	-	-	30,831	
	産業技術総合研究所	64,237	-	4,239	13,435	4,382	-	-	-	-	86,293	
	製品評価技術基盤機構	7,466	-	120	316	1,435	-	-	-	-	9,337	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	145,428	51,587	-	30,842	2,235	5,000	1,185	-	-	236,279	
	日本貿易振興機構	23,885	2,382	-	8,628	4,181	-	-	-	-	39,076	
	原子力安全基盤機構	22,506	-	-	-	1,280	-	-	-	-	23,786	
	情報処理推進機構	5,006	-	-	-	3,284	-	-	-	-	8,291	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	27,494	3,055	-	96,160	23,644	828,300	649,416	-	-	1,628,069	
	中小企業基盤整備機構	21,641	64	-	307	702,388	16,715	584,516	-	-	1,325,629	
	国土交通省	土木研究所	9,492	-	730	2,917	76	-	-	-	-	13,215
建築研究所		2,011	-	87	160	35	-	-	-	-	2,293	
交通安全環境研究所		1,730	-	430	1,526	-	-	-	-	-	3,686	
海上技術安全研究所		2,961	-	549	954	41	-	-	-	-	4,505	
港湾空港技術研究所		1,341	-	398	1,275	33	-	-	-	-	3,047	
電子航法研究所		1,640	-	87	283	-	-	-	-	-	2,010	
航海訓練所		6,567	-	52	7	26	-	-	-	-	6,652	
海技教育機構		2,745	-	118	35	142	-	-	-	-	3,040	
航空大学校		2,773	-	103	-	126	-	-	-	-	3,002	
自動車検査		1,544	-	4,058	-	8,670	-	-	-	-	14,273	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		620	208,527	-	41,816	930,927	559,751	324,619	-	-	2,066,260	
国際観光振興機構		2,017	-	-	-	1,585	-	-	-	-	3,602	
水資源機構		-	59,863	-	1,080	165,235	20,500	-	-	-	246,678	
自動車事故対策機構		8,105	3,118	997	-	1,750	-	896	-	-	14,866	
空港周辺整備機構		-	2,103	-	7,392	1,614	580	-	135	-	11,824	
海上災害防止センター		-	-	-	1,747	71	-	-	1,145	0	2,964	
都市再生機構		-	70,224	-	25,810	1,269,800	1,750,607	-	-	-	3,116,441	
奄美群島振興開発基金		-	-	-	-	466	802	2,839	-	-	4,107	
日本高速道路保有・債務返済機構		-	34	-	-	2,010,038	3,150,516	-	-	-	5,160,588	
住宅金融支援機構		-	205,000	-	-	1,559,713	3,907,760	4,838,319	-	-	10,510,792	
環境省		国立環境研究所	9,675	-	499	4,055	-	-	-	-	-	14,229
		環境再生保全機構	2,197	18,616	-	0	73,031	13,900	-	-	-	107,745
防衛省		駐留軍等労働者労務管理機構	3,768	-	-	-	-	-	-	-	-	3,768
合計(101法人)		1,624,810	1,307,370	92,734	336,605	34,861,407	22,836,336	17,263,116	46,985	1,148	78,370,512	

(注)1 平成20年4月1日現在の状況である。

2 予算額は、各法人における平成20年度計画(年度当初予算)による。

3 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

4 国庫補助金等には、交付金、補給金、負担金等を含む。

5 海洋研究開発機構及び水産総合研究センターの施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。

6 出資金・借入金等には、債券を含む。

7 その他欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資金より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入及び勘定間取引を計上している。

8 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

9 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

10 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

独立行政法人の平成21年度計画における予算額(収入)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計	
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他				
内閣府	国立公文書館	2,074	-	-	-	5	-	-	-	-	2,079	
	国民生活センター	3,202	-	-	-	144	-	-	-	-	3,346	
	北方領土問題対策協会	648	181	-	-	58	79	-	-	-	966	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,862	-	5,511	-	-	-	55	-	-	10,428	
総務省	情報通信研究機構	34,200	713	60	5,354	446	2,600	943	-	-	44,317	
	統計センター	10,350	-	-	15	748	-	-	-	-	11,113	
	平和祈念事業特別基金	698	-	-	-	3,876	-	-	-	-	4,574	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	-	-	-	-	19,021,422	-	4,909,057	-	-	23,930,479	
外務省	国際協力機構	155,850	-	2,770	2,693	607	-	-	-	817	162,737	
	国際交流基金	12,569	-	-	808	3,772	-	-	-	-	17,149	
財務省	酒類総合研究所	1,142	-	-	40	41	-	-	-	-	1,223	
	造幣局	-	-	-	-	48,144	-	-	-	-	48,144	
	国立印刷局	-	-	-	-	80,789	-	-	-	-	80,789	
	日本万国博覧会記念機構	-	-	-	-	4,040	-	-	-	-	4,040	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	1,260	-	48	-	3	-	-	-	-	1,311	
	大学入試センター	254	-	-	-	10,765	-	-	-	-	11,019	
	国立青少年教育振興機構	10,138	-	4,462	-	1,357	-	-	-	-	15,957	
	国立女性教育会館	630	-	278	5	97	-	-	-	-	1,010	
	国立国語研究所	509	-	-	0	5	-	-	-	-	514	
	国立科学博物館	3,120	-	-	-	315	-	-	-	-	3,435	
	物質・材料研究機構	15,049	-	278	2,204	124	-	-	-	-	17,655	
	防災科学技術研究所	8,230	-	121	2,149	400	-	-	-	-	10,900	
	放射線医学総合研究所	11,712	-	64	397	2,201	-	-	-	-	14,374	
	国立美術館	5,773	-	6,903	-	985	-	-	-	-	13,661	
	国立文化財機構	8,368	-	3,674	26	1,120	-	-	-	-	13,188	
	教員研修センター	1,382	-	192	-	137	-	-	-	-	1,711	
	科学技術振興機構	106,657	-	-	0	9,015	-	-	198	-	115,870	
	日本学術振興会	28,672	128,343	-	598	456	-	-	-	-	158,070	
	理化学研究所	59,190	28,897	7,017	8,982	608	-	-	-	-	104,693	
	宇宙航空研究開発機構	139,703	46,505	6,242	49,234	1,000	-	-	-	-	242,684	
	日本スポーツ振興センター	6,026	2,563	3,063	1	84,578	-	8,078	-	1,002	105,310	
	日本芸術文化振興会	10,985	-	900	10	4,433	-	-	-	-	16,328	
	日本学生支援機構	18,282	62,814	-	720	20,974	1,165,074	369,134	-	-	1,636,997	
	海洋研究開発機構	38,560	-	450	3,954	2,727	-	-	-	-	45,692	
	国立高等専門学校機構	66,982	-	1,955	-	14,971	-	-	-	-	83,908	
	大学評価・学位授与機構	1,858	-	-	0	274	-	-	-	-	2,131	
	国立大学財務・経営センター	482	-	-	-	14,573	59,500	99,354	-	-	173,910	
	日本原子力研究開発機構	169,111	6,169	9,038	1,137	12,255	-	-	-	-	197,710	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	789	-	-	45	47	-	-	-	-	881
		労働安全衛生総合研究所	2,536	-	248	14	-	-	12	-	-	2,810
勤労者退職金共済機構		3,270	7,465	-	-	508,943	-	1,181	-	-	520,859	
高齢・障害者雇用支援機構		17,756	25,552	61	-	16,942	-	-	-	-	60,311	
福祉医療機構		4,138	60,736	-	-	218,269	-	12,708	-	-	295,851	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		2,382	-	-	-	1,503	-	-	-	-	3,885	
労働政策研究・研修機構		2,892	-	316	-	100	-	-	-	-	3,308	
雇用・能力開発機構		72,955	31,253	1,724	0	476,317	-	-	-	-	582,249	
労働者健康福祉機構		10,694	18,977	2,747	0	267,734	4,146	5,899	-	-	310,197	
国立病院機構		45,972	-	3,217	-	759,345	50,500	-	-	-	859,033	
医薬品医療機器総合機構		570	588	-	2,310	31,092	-	-	-	-	34,558	
医薬基盤研究所		11,152	-	262	406	285	800	111	-	-	13,016	
年金・健康保険福祉施設整理機構		-	-	-	-	45,608	-	-	54,836	-	100,444	
年金積立金管理運用		-	-	-	-	3,856,595	371,400	4,739,803	-	-	8,967,798	
農林水産省		農林水産消費安全技術センター	7,544	-	134	0	28	-	-	343	-	8,049
		種苗管理センター	2,939	-	183	57	143	-	246	98	-	3,667
	家畜改良センター	8,160	-	345	141	629	-	-	163	-	9,438	
	水産大学校	2,042	-	327	58	536	-	-	130	-	3,093	

(次ページへ続く)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳							前年度繰越金	積立金取崩金	計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他			
農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	48,148	-	2,006	7,797	970	901	50	749	-	60,619
	農業生物資源研究所	7,210	-	175	3,690	1,624	-	-	195	-	12,894
	農業環境技術研究所	3,155	-	80	931	3	-	-	0	-	4,169
	国際農林水産業研究センター	3,756	-	84	197	7	-	-	81	-	4,126
	森林総合研究所	10,124	27,430	258	1,390	23,020	23,918	-	14	-	86,154
	水産総合研究センター	16,655	-	3,521	4,886	2,332	-	-	662	-	28,056
	農畜産業振興機構	2,222	106,840	-	-	83,628	64,469	83,263	-	-	340,419
	農業者年金基金	3,791	125,120	-	-	14,747	92,923	-	-	-	236,582
農林漁業信用基金	-	1,788	-	3	160,694	71,187	-	-	-	233,673	
経済産業省	経済産業研究所	1,577	-	-	3	1	-	-	72	-	1,653
	工業所有権情報・研修館	13,249	-	-	-	81	-	-	-	-	13,330
	日本貿易保険	-	-	-	-	14,022	-	67,916	-	-	81,938
	産業技術総合研究所	63,306	-	4,112	13,882	-	-	5,325	-	60	86,685
	製品評価技術基盤機構	7,392	-	265	248	1,973	-	-	-	-	9,880
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	141,484	39,357	-	43,322	2,325	10,500	667	-	-	237,656
	日本貿易振興機構	23,319	2,628	-	8,277	5,997	-	-	-	-	40,220
	原子力安全基盤機構	22,190	-	-	-	1,448	-	-	-	-	23,638
	情報処理推進機構	4,842	-	-	-	3,250	-	-	-	-	8,092
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	24,523	4,897	-	86,874	21,722	1,119,025	694,980	-	-	1,952,022
	中小企業基盤整備機構	21,303	881	-	4,199	727,023	1,957	612,551	-	-	1,367,914
	国土交通省	土木研究所	9,330	-	565	2,892	85	-	-	-	-
建築研究所		2,011	-	85	160	42	-	-	-	-	2,298
交通安全環境研究所		1,761	-	359	921	-	-	-	-	-	3,041
海上技術安全研究所		2,947	-	601	633	41	-	-	-	-	4,222
港湾空港技術研究所		1,337	-	326	1,205	35	-	-	730	-	3,633
電子航法研究所		1,618	-	125	503	-	-	-	0	-	2,246
航海訓練所		6,283	-	0	8	44	-	-	-	-	6,335
海技教育機構		2,752	-	71	28	175	-	-	-	-	3,026
航空大学校		2,660	-	99	-	127	-	-	-	-	2,886
自動車検査		1,373	-	3,720	-	9,055	-	-	-	-	14,147
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		610	223,229	-	47,797	910,861	562,000	325,562	-	-	2,070,059
国際観光振興機構		1,999	-	-	-	1,587	-	-	-	-	3,586
水資源機構		-	57,663	-	1,369	157,650	21,700	-	-	-	238,382
自動車事故対策機構		7,819	3,125	456	-	1,871	-	805	-	-	14,076
空港周辺整備機構		-	2,491	-	7,298	1,125	1,819	-	-	-	12,732
海上災害防止センター		-	-	-	1,651	100	-	-	1,299	-	3,051
都市再生機構		-	61,498	-	25,145	1,166,985	974,519	-	-	-	2,228,147
奄美群島振興開発基金		-	-	-	-	339	702	2,867	-	-	3,907
日本高速道路保有・債務返済機構		-	29	-	-	1,591,071	2,431,660	4,453	-	-	4,027,212
住宅金融支援機構		-	131,400	-	-	1,500,650	4,329,065	4,540,891	-	-	10,502,006
環境省	国立環境研究所	9,292	-	534	4,055	80	-	-	-	-	13,961
	環境再生保全機構	2,114	27,854	-	-	61,433	21,400	-	-	-	112,802
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	3,657	-	-	-	-	-	-	-	-	3,657
合計(99法人)		1,610,128	1,236,986	80,032	350,780	31,999,825	11,381,765	16,485,911	59,570	1,879	63,206,873

(注)1 平成21年4月1日現在の状況である。

- 2 予算額は、各法人における平成21年度計画(年度当初予算)による。
- 3 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
- 4 国庫補助金等には、交付金、補助金、負担金等を含む。
- 5 海洋研究開発機構及び水産総合研究センターの施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。
- 6 出資金・借入金等には、債券を含む。
- 7 その他欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資金より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入及び勘定間取引を計上している。
- 8 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
- 9 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
- 10 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

独立行政法人の平成17年度計画における予算額（支出）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
内閣府	国立公文書館	1,059	-	-	470	319	-	-	1,848
	駐留軍等労働者労務管理機構	682	-	408	2,822	1,019	-	-	4,930
	国民生活センター	1,685	-	-	1,417	386	-	-	3,488
	北方領土問題対策協会	645	-	-	239	54	-	-	938
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	2,044	605	-	200	310	-	-	3,158
総務省	情報通信研究機構	44,625	456	7,945	-	6,449	1,563	-	61,037
	消防研究所	547	-	100	554	99	-	-	1,300
	統計センター	2,558	-	6	7,449	137	-	-	10,150
	平和祈念事業特別基金	1,455	-	-	-	410	-	-	1,865
外務省	国際協力機構	150,116	1,097	4,163	7,574	3,071	2,871	-	168,892
	国際交流基金	12,674	-	-	2,629	1,809	-	-	17,112
財務省	酒類総合研究所	441	-	54	499	287	-	-	1,281
	造幣局	11,725	4,527	-	10,899	-	-	-	27,151
	国立印刷局	33,923	12,036	-	48,673	-	-	-	94,632
	通関情報処理センター	10,118	-	-	1,049	587	-	-	11,754
	日本万国博覧会記念機構	1,607	-	-	639	2,004	109	-	4,359
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	329	103	-	809	49	-	-	1,290
	大学入試センター	10,047	-	-	944	917	-	-	11,909
	国立オリンピック記念青少年総合センター	3,493	241	-	-	1,377	-	-	5,111
	国立女性教育会館	385	35	1	-	373	-	-	794
	国立青年の家	963	700	-	-	3,348	-	-	5,011
	国立少年自然の家	1,162	547	-	-	2,892	-	-	4,601
	国立国語研究所	408	-	30	605	168	-	-	1,211
	国立科学博物館	1,629	975	-	-	1,996	-	-	4,600
	物質・材料研究機構	10,372	310	2,557	5,853	-	-	-	19,092
	防災科学技術研究所	7,646	2,482	511	1,103	-	-	-	11,741
	放射線医学総合研究所	11,057	290	1,734	3,884	-	-	-	16,965
	国立美術館	2,996	-	-	1,240	1,084	-	-	5,320
	国立博物館	4,198	-	-	2,316	789	-	-	7,303
	文化財研究所	1,343	-	26	1,256	468	-	-	3,093
	教員研修センター	1,133	174	-	506	458	-	-	2,271
	科学技術振興機構	103,902	-	542	5,475	2,564	-	-	112,485
	日本学術振興会	28,485	-	20	874	334	101,305	-	131,018
	理化学研究所	60,670	4,780	10,409	7,854	3,056	-	-	86,769
	宇宙航空研究開発機構	123,373	8,212	48,042	-	8,657	36,831	-	225,155
	日本スポーツ振興センター	10,513	618	8	4,281	527	31,066	-	47,013
	日本芸術文化振興会	13,033	585	62	3,189	527	-	-	17,396
	日本学生支援機構	19,606	-	-	5,262	1,494	831,055	-	857,417
	海洋研究開発機構	32,028	5,337	157	3,346	821	-	-	41,689
	国立高等専門学校機構	68,010	1,147	-	-	14,987	6,068	-	90,212
	大学評価・学位授与機構	756	-	-	1,286	154	204	-	2,400
	国立大学財務・経営センター	564	-	-	291	130	194,019	-	195,004
	メディア教育開発センター	1,313	-	-	1,004	113	33	-	2,464
日本原子力研究開発機構	69,857	9,340	7,367	-	8,265	-	-	94,831	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	147	-	284	530	96	30	-	1,087
	産業安全研究所	469	149	2	567	120	-	-	1,307
	産業医学総合研究所	462	344	14	752	167	-	-	1,739
	勤労者退職金共済機構	7,080	-	-	2,919	150	484,689	-	494,838
	高齢・障害者雇用支援機構	85,397	30	98	6,711	1,220	-	-	93,456
	福祉医療機構	2,392	-	-	2,786	419	192,424	-	198,021
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	738	101	-	3,573	109	70	-	4,591
	労働政策研究・研修機構	1,377	88	-	1,562	567	-	-	3,595
	雇用・能力開発機構	663,065	1,812	2,562	46,207	3,080	2,114	-	718,839
	労働者健康福祉機構	280,979	13,064	2	15,600	8,739	4,276	-	322,660
	国立病院機構	672,010	44,378	-	-	-	78,873	-	795,260
	医薬品医療機器総合機構	8,090	-	-	3,335	1,861	-	-	13,287
	医薬基盤研究所	10,820	103	-	869	1,050	163	-	13,005
	年金・健康保険福祉施設整理機構	2,587	-	-	239	87	2,917	4,029	9,859
農林水産省	農林水産消費技術センター	650	84	20	4,355	531	-	-	5,640
	種苗管理センター	302	244	58	2,628	390	-	-	3,622
	家畜改良センター	1,711	468	87	6,531	742	-	-	9,539
	肥飼料検査所	278	25	-	1,418	205	-	-	1,926
	農薬検査所	188	13	-	601	50	-	-	852
	農業者大学校	136	53	-	367	85	-	-	641
	林木育種センター	372	125	13	1,298	354	6	-	2,169

（次ページへ続く）

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他			
農林水産省	さけ・ます資源管理センター	520	220	14	1,144	96	-	-	1,994	
	水産大学校	602	3,071	37	1,870	256	-	-	5,835	
	農業・生物系特定産業技術研究機構	19,835	1,164	6,278	25,489	2,922	-	-	55,688	
	農業生物資源研究所	2,991	104	3,929	4,304	495	-	-	11,823	
	農業環境技術研究所	920	123	1,056	1,982	406	-	-	4,487	
	農業工学研究所	660	87	625	1,435	167	-	-	2,974	
	食品総合研究所	680	55	1,182	1,414	329	-	-	3,660	
	国際農林水産業研究センター	1,450	77	231	1,785	154	-	-	3,697	
	森林総合研究所	1,212	159	2,201	6,438	1,135	-	-	11,145	
	水産総合研究センター	7,276	1,336	4,512	8,228	2,673	-	-	24,025	
	農畜産業振興機構	262,213	-	-	2,966	791	66,617	-	332,587	
	農業者年金基金	192,792	-	-	930	554	-	-	194,277	
	農林漁業信用基金	222,193	-	-	1,653	739	-	-	224,585	
	緑資源機構	46,962	-	431	8,511	1,193	47,840	-	104,937	
経済産業省	経済産業研究所	1,722	-	100	-	198	-	-	2,020	
	工業所有権情報・研修館	12,008	-	-	850	216	-	-	13,074	
	日本貿易保険	28,528	-	-	1,416	-	△ 2,549	-	27,395	
	産業技術総合研究所	59,449	6,375	19,719	-	-	14,742	-	100,285	
	製品評価技術基盤機構	2,965	184	1,082	-	4,966	1,212	-	10,409	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	213,036	440	80	-	16,292	56,758	-	286,605	
	日本貿易振興機構	29,683	-	10,004	-	2,314	-	-	42,001	
	原子力安全基盤機構	23,372	-	1,260	-	1,995	-	-	26,629	
	情報処理推進機構	10,654	-	637	-	2,298	-	-	13,590	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	40,793	-	146,969	-	1,851	796,000	-	985,614	
	中小企業基盤整備機構	700,820	-	1,591	-	1,483	644,546	-	1,348,440	
	国土交通省	土木研究所	2,569	403	700	1,781	380	-	-	5,833
		建築研究所	743	96	81	1,001	315	-	-	2,236
		交通安全環境研究所	587	454	1,436	934	119	-	-	3,530
海上技術安全研究所		635	325	184	2,449	119	-	-	3,712	
港湾空港技術研究所		281	500	620	1,223	117	-	-	2,741	
電子航法研究所		909	-	142	807	53	-	-	1,911	
北海道開発土木研究所		278	-	1,767	1,382	152	-	-	3,579	
海技大学校		217	-	-	874	70	-	-	1,161	
航海訓練所		2,017	-	-	4,696	199	-	-	6,912	
海員学校		280	163	-	1,298	281	-	-	2,022	
航空大学校		1,359	108	-	1,441	281	-	-	3,189	
自動車検査		1,711	2,139	-	6,028	1,296	-	607	11,781	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		671,336	-	13,131	25,081	9,500	1,306,079	-	2,025,127	
国際観光振興機構		1,878	-	391	1,426	304	-	-	3,999	
水資源機構		99,679	149	11,615	19,452	2,466	157,689	-	291,049	
自動車事故対策機構		8,936	830	-	3,547	1,225	382	-	14,920	
空港周辺整備機構		6,417	-	13,674	1,128	243	-	-	21,462	
海上災害防止センター		-	-	936	-	443	39	581	2,002	
都市再生機構		849,252	-	37,987	49,637	10,205	3,080,475	-	4,027,556	
奄美群島振興開発基金	47	-	-	185	72	4,090	-	4,394		
日本高速道路保有・債務返済機構	1,217	-	-	572	864	2,781,366	-	2,784,019		
環境省	国立環境研究所	5,863	415	3,845	2,928	463	615	-	14,129	
	環境再生保全機構	68,444	-	71	1,562	717	51,996	272	123,061	
計	合計(113法人)	6,212,416	134,655	375,800	439,186	165,918	10,978,583	5,489	18,312,094	

(注) 1 予算額は、各法人における平成17年度計画(年度当初額、平成17年度途中で設立された法人については設立時の額)による。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。

4 海洋研究開発機構及び水産大学校の施設整備費欄には、船舶建造費を含んでいる。

5 人件費には、業務経費又は一般管理費の内訳として記載されているものを含む。又、退職手当及び派遣職員経費を含む。

6 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

7 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

独立行政法人の平成18年度計画における予算額（支出）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他			
内閣府	国立公文書館	1,071	-	-	474	328	-	-	1,873	
	駐留軍等労働者労務管理機構	680	-	336	2,716	911	-	-	4,643	
	国民生活センター	1,702	109	-	1,278	244	-	-	3,334	
	北方領土問題対策協会	643	-	84	239	51	-	-	1,017	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	3,461	3,530	-	352	336	-	-	7,678	
総務省	情報通信研究機構	44,009	453	6,090	-	2,784	1,385	-	54,724	
	統計センター	2,154	-	6	7,576	203	-	-	9,939	
	平和祈念事業特別基金	1,207	-	-	-	401	-	-	1,608	
外務省	国際協力機構	147,669	624	3,108	7,285	2,964	2,750	-	164,400	
	国際交流基金	12,735	-	-	2,772	1,745	-	-	17,252	
財務省	酒類総合研究所	446	-	36	595	269	-	-	1,346	
	造幣局	11,321	4,313	-	11,300	-	-	-	26,934	
	国立印刷局	31,220	7,364	-	47,513	-	-	-	86,097	
	通関情報処理センター	10,107	-	-	1,015	444	-	-	11,565	
	日本万国博覧会記念機構	1,535	-	-	636	2,046	32	-	4,249	
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	326	79	-	838	47	-	-	1,290	
	大学入試センター	10,455	-	-	964	66	-	-	11,485	
	国立青少年教育振興機構	5,183	1,269	-	5,214	2,263	-	-	13,929	
	国立女性教育会館	412	83	5	-	343	-	-	843	
	国立国語研究所	472	-	20	574	59	-	-	1,125	
	国立科学博物館	1,645	1,214	-	-	1,871	-	-	4,730	
	物質・材料研究機構	9,123	301	2,685	5,992	964	-	-	19,064	
	防災科学技術研究所	6,467	1,003	2,138	1,951	181	-	-	11,739	
	放射線医学総合研究所	10,555	380	750	3,933	589	-	-	16,207	
	国立美術館	4,952	0	-	1,201	1,150	-	-	7,303	
	国立博物館	3,952	0	-	2,367	830	-	-	7,149	
	文化財研究所	1,439	-	26	1,320	268	-	-	3,053	
	教員研修センター	790	192	-	539	422	-	-	1,943	
	科学技術振興機構	104,998	-	723	5,257	2,431	-	-	113,409	
	日本学術振興会	28,249	-	16	849	304	108,503	-	137,921	
	理化学研究所	57,718	3,955	12,638	7,792	2,864	1,606	-	86,573	
	宇宙航空研究開発機構	130,841	8,602	46,503	-	8,087	33,207	-	227,240	
	日本スポーツ振興センター	10,236	4,473	8	4,173	519	40,819	-	60,228	
	日本芸術文化振興会	12,989	412	56	2,887	591	-	-	16,935	
	日本学生支援機構	18,891	224	-	5,123	1,407	891,516	-	917,161	
	海洋研究開発機構	35,069	678	157	3,310	907	-	-	40,120	
	国立高等専門学校機構	64,991	1,472	-	-	18,171	1,422	-	86,056	
	大学評価・学位授与機構	710	-	-	1,223	149	189	-	2,270	
	国立大学財務・経営センター	376	-	-	280	126	180,857	-	181,639	
	メディア教育開発センター	1,241	-	-	955	110	58	-	2,365	
	日本原子力研究開発機構	144,604	27,811	6,983	-	19,755	1,241	-	200,394	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	168	-	229	647	97	-	-	1,141
		労働安全衛生総合研究所	892	420	18	1,297	303	-	-	2,930
		勤労者退職金共済機構	6,982	-	-	3,161	110	453,794	-	464,047
		高齢・障害者雇用支援機構	84,853	40	49	6,956	1,193	-	-	93,090
福祉医療機構		7,684	-	-	3,242	555	200,605	-	212,087	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		724	50	-	3,456	112	50	-	4,392	
労働政策研究・研修機構		1,273	97	-	1,596	736	-	-	3,702	
雇用・能力開発機構		619,463	1,812	2,054	45,650	2,610	1,477	-	673,066	
労働者健康福祉機構		269,412	11,977	52	14,592	7,339	6,013	-	309,385	
国立病院機構		687,279	65,410	-	-	-	73,206	-	825,894	
医薬品医療機器総合機構		7,547	-	-	3,224	1,934	-	-	12,705	
医薬基盤研究所		11,186	200	-	909	1,011	128	-	13,432	
年金・健康保険福祉施設整理機構		7,259	-	-	423	51	0	22,415	30,148	
年金積立金管理運用		36,421	-	-	956	461	18,281,600	-	18,319,438	
農林水産省	農林水産消費技術センター	628	100	0	4,449	500	-	-	5,677	
	種苗管理センター	298	215	57	2,611	368	-	-	3,549	
	家畜改良センター	1,692	449	163	6,522	678	-	-	9,504	
	肥飼料検査所	240	36	0	1,332	224	-	-	1,832	
	農薬検査所	183	11	0	587	48	-	-	829	
	林木育種センター	542	338	41	1,209	155	-	-	2,285	
	水産大学校	595	2,696	54	1,871	240	-	-	5,457	

（次ページへ続く）

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他			
農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	20,105	2,040	7,797	29,019	3,354	-	-	62,315	
	農業生物資源研究所	2,896	451	3,691	4,112	473	-	-	11,623	
	農業環境技術研究所	886	153	931	2,005	392	-	-	4,367	
	国際農林水産業研究センター	1,407	47	197	1,687	144	-	-	3,482	
	森林総合研究所	1,173	154	1,459	6,265	1,065	-	-	10,116	
	水産総合研究センター	9,145	1,607	4,886	9,488	1,098	-	-	26,224	
	農畜産業振興機構	240,451	-	-	3,031	690	78,764	-	322,937	
	農業者年金基金	193,726	-	-	918	532	-	-	195,176	
	農林漁業信用基金	211,325	-	-	1,635	754	-	-	213,713	
	緑資源機構	46,777	-	529	8,559	1,156	45,151	-	102,172	
経済産業省	経済産業研究所	1,375	-	2	-	267	-	-	1,644	
	工業所有権情報・研修館	11,704	-	-	708	440	-	-	12,852	
	日本貿易保険	4,335	-	-	1,410	-	29,611	-	35,356	
	産業技術総合研究所	58,409	6,900	19,663	-	-	14,702	-	99,674	
	製品評価技術基盤機構	6,446	120	842	-	1,360	653	△ 270	9,151	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	164,255	-	152	-	11,446	55,824	-	231,678	
	日本貿易振興機構	29,899	-	8,539	-	2,103	-	-	40,541	
	原子力安全基盤機構	26,441	-	-	-	2,197	-	-	28,638	
	情報処理推進機構	7,022	-	682	-	2,217	-	-	9,921	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	40,233	-	110,878	-	1,667	945,426	-	1,098,204	
	中小企業基盤整備機構	699,863	-	1,378	-	1,768	569,448	-	1,272,455	
	国土交通省	土木研究所	2,639	511	2,985	3,387	588	-	-	10,110
		建築研究所	750	93	155	992	313	-	-	2,304
交通安全環境研究所		684	272	1,258	984	117	-	-	3,315	
海上技術安全研究所		626	389	479	2,366	119	-	-	3,979	
港湾空港技術研究所		278	305	1,403	1,060	111	-	-	3,158	
電子航法研究所		907	50	236	740	53	-	-	1,986	
海技教育機構		457	0	14	2,329	256	-	-	3,056	
航海訓練所		1,972	126	9	4,506	199	-	-	6,812	
航空大学校		1,311	116	-	1,416	269	-	-	3,112	
自動車検査		1,620	1,929	-	6,969	1,239	-	-	11,757	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		624,365	-	14,179	24,673	9,194	1,138,904	-	1,811,315	
国際観光振興機構		1,869	-	391	1,404	296	-	-	3,960	
水資源機構		95,723	546	10,171	19,296	2,437	140,459	-	268,632	
自動車事故対策機構		8,858	830	-	3,441	1,187	278	-	14,594	
空港周辺整備機構		6,398	-	12,695	1,036	240	-	-	20,369	
海上災害防止センター		0	0	944	-	443	38	535	1,960	
都市再生機構		855,623	-	34,692	46,382	9,967	1,981,565	-	2,928,230	
奄美群島振興開発基金		31	-	-	180	58	3,518	-	3,787	
日本高速道路保有・債務返済機構		2,993	-	-	1,121	1,126	4,814,750	-	4,819,990	
環境省		国立環境研究所	6,169	415	4,055	2,919	542	-	-	14,100
	環境再生保全機構	106,280	-	75	2,056	818	47,879	896	158,003	
計	合計(104法人)	6,179,391	169,446	330,452	441,277	158,620	30,147,428	23,576	37,450,188	

(注) 1 平成18年4月1日現在の状況である。

2 予算額は、各法人における平成18年度計画(年度当初予算)による。

3 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

4 業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。

5 海洋研究開発機構及び水産大学校の施設整備費欄には、船舶建造費を含んでいる。

6 人件費には、業務経費又は一般管理費の内訳として記載されているものを含む。又、退職手当及び派遣職員経費を含む。

7 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

8 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

独立行政法人の平成19年度計画における予算額（支出）

（単位：百万円）

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
内閣府	国立公文書館	1,048	-	-	472	340	-	-	1,859
	国民生活センター	1,542	491	-	1,279	235	-	-	3,547
	北方領土問題対策協会	632	-	57	265	61	-	-	1,016
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	3,558	4,419	-	365	359	-	-	8,702
総務省	情報通信研究機構	42,251	2,491	4,359	-	2,473	1,236	-	52,809
	統計センター	2,025	-	15	8,012	203	-	-	10,255
	平和祈念事業特別基金	10,871	-	-	-	384	-	-	11,255
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	11,167,542	0	-	290	85	3,488,755	-	14,656,671
外務省	国際協力機構	144,282	1,616	2,990	-	11,981	20	-	160,889
	国際交流基金	13,154	-	-	1,972	1,049	-	-	16,175
財務省	酒類総合研究所	442	-	33	555	261	-	-	1,291
	造幣局	10,111	5,362	-	10,520	-	-	-	25,993
	国立印刷局	28,325	13,894	-	45,407	-	-	-	87,626
	通関情報処理センター	9,238	-	-	976	466	-	-	10,680
	日本万国博覧会記念機構	1,027	-	-	635	2,010	32	-	3,705
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	365	58	-	847	-	-	-	1,270
	大学入試センター	9,878	-	-	959	64	-	-	10,901
	国立青少年教育振興機構	4,761	200	-	5,141	2,196	-	-	12,298
	国立女性教育会館	454	117	5	-	359	-	-	935
	国立国語研究所	462	-	0	619	57	-	-	1,138
	国立科学博物館	1,567	-	-	1,213	726	-	-	3,506
	物質・材料研究機構	8,981	320	2,819	5,992	946	-	-	19,059
	防災科学技術研究所	6,382	150	2,142	1,901	193	-	-	10,768
	放射線医学総合研究所	10,348	364	193	4,079	570	-	-	15,555
	国立美術館	3,590	7,075	-	1,331	2,086	-	-	14,082
	国立文化財機構	4,826	711	26	3,560	1,754	-	-	10,877
	教員研修センター	780	192	-	470	403	-	-	1,845
	科学技術振興機構	105,103	-	405	5,169	2,258	-	-	112,935
	日本学術振興会	27,919	-	254	866	276	130,422	-	159,737
	理化学研究所	52,213	5,766	6,036	7,733	2,731	14,946	-	89,426
	宇宙航空研究開発機構	121,793	8,036	43,167	-	7,690	46,946	-	227,632
	日本スポーツ振興センター	16,204	1,512	-	4,090	489	31,416	-	53,711
	日本芸術文化振興会	12,843	801	9	2,942	474	-	-	17,069
	日本学生支援機構	18,225	-	-	4,987	1,367	1,061,065	-	1,085,643
	海洋研究開発機構	36,784	810	157	3,260	897	-	-	41,909
	国立高等専門学校機構	62,431	2,503	-	-	19,734	1,582	-	86,250
	大学評価・学位授与機構	666	-	-	1,193	144	321	-	2,324
	国立大学財務・経営センター	395	-	-	278	122	186,917	-	187,712
メディア教育開発センター	1,130	-	-	861	106	58	-	2,155	
日本原子力研究開発機構	151,807	23,431	2,397	-	19,204	9,192	-	206,031	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	167	-	231	557	92	-	-	1,047
	労働安全衛生総合研究所	882	396	16	1,353	291	-	-	2,938
	勤労者退職金共済機構	7,274	-	-	2,683	99	460,856	-	470,912
	高齢・障害者雇用支援機構	71,167	35	-	6,602	1,132	-	-	78,936
	福祉医療機構	6,940	-	-	3,075	547	203,844	-	214,406
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	717	68	-	3,347	110	-	-	4,242
	労働政策研究・研修機構	1,124	193	-	1,566	542	-	-	3,424
	雇用・能力開発機構	532,409	1,725	0	42,354	2,480	398	-	579,365
	労働者健康福祉機構	267,483	10,040	0	14,176	7,480	6,513	-	305,692
	国立病院機構	685,091	57,045	-	-	-	76,942	-	819,078
	医薬品医療機器総合機構	8,319	-	-	3,649	2,260	-	-	14,228
	医薬基盤研究所	11,161	264	-	816	978	125	-	13,346
	年金・健康保険福祉施設整理機構	7,586	-	-	424	51	20,356	30,585	59,002
	年金積立金管理運用	42,736	-	-	1,005	381	24,070,918	-	24,115,040
	農林水産省	農林水産消費安全技術センター	1,040	731	0	6,106	748	-	-
種苗管理センター		295	208	57	2,477	356	5	123	3,522
家畜改良センター		1,738	436	141	6,567	657	-	-	9,539
水産大学校		589	2,515	58	1,889	233	-	-	5,283

（次ページへ続く）

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他			
農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	20,140	1,505	7,797	28,815	3,250	296	-	61,800	
	農業生物資源研究所	2,864	217	3,690	4,218	458	-	-	11,447	
	農業環境技術研究所	877	100	931	1,889	379	-	-	4,176	
	国際農林水産業研究センター	1,394	74	197	1,745	140	-	-	3,551	
	森林総合研究所	1,696	256	1,404	7,509	1,173	-	-	12,038	
	水産総合研究センター	9,030	1,582	4,886	9,772	1,064	△ 30	-	26,304	
	農畜産業振興機構	226,625	-	-	2,748	760	39,697	-	269,831	
	農業者年金基金	167,688	-	-	944	500	56,047	-	225,180	
	農林漁業信用基金	224,433	-	-	1,606	707	-	-	226,746	
	緑資源機構	46,761	-	446	8,290	1,126	43,789	-	100,411	
経済産業省	経済産業研究所	1,369	-	2	-	251	-	-	1,621	
	工業所有権情報・研修館	12,880	-	-	977	455	-	-	14,312	
	日本貿易保険	4,842	-	-	1,405	-	25,358	-	31,605	
	産業技術総合研究所	57,915	3,024	11,929	-	-	13,497	-	86,365	
	製品評価技術基盤機構	6,461	102	207	-	1,319	593	△ 197	8,485	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	149,693	-	12,996	-	9,607	49,550	-	221,846	
	日本貿易振興機構	28,804	-	8,242	-	2,360	-	-	39,406	
	原子力安全基盤機構	22,209	-	-	-	2,170	-	-	24,380	
	情報処理推進機構	6,965	-	0	-	2,144	-	-	9,109	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	52,604	-	106,239	-	1,677	1,268,656	-	1,429,174	
	中小企業基盤整備機構	720,054	-	546	-	1,774	638,087	-	1,360,459	
	国土交通省	土木研究所	2,480	495	2,832	3,490	552	-	-	9,849
		建築研究所	728	90	155	1,054	304	-	-	2,330
交通安全環境研究所		655	372	1,947	1,028	114	-	-	4,116	
海上技術安全研究所		610	377	823	2,346	114	-	-	4,270	
港湾空港技術研究所		258	230	1,324	1,064	105	-	-	2,981	
電子航法研究所		892	55	261	763	51	-	-	2,022	
海技教育機構		435	0	23	2,256	246	-	-	2,960	
航海訓練所		1,856	296	9	4,486	201	-	-	6,848	
航空大学校		1,233	102	-	1,457	283	-	-	3,075	
自動車検査		2,221	1,887	5	6,437	1,158	105	-	11,813	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		673,027	-	32,640	23,631	10,106	1,374,727	-	2,114,131	
国際観光振興機構		1,833	-	391	1,299	282	-	-	3,805	
水資源機構		79,377	304	1,625	18,870	2,664	156,312	-	259,152	
自動車事故対策機構		8,394	510	-	3,526	1,170	512	-	14,112	
空港周辺整備機構		5,611	-	9,134	955	241	-	-	15,941	
海上災害防止センター		0	0	932	-	442	38	477	1,888	
都市再生機構		861,356	-	33,269	46,501	9,931	2,131,752	-	3,082,809	
奄美群島振興開発基金		23	-	-	170	68	3,416	-	3,676	
日本高速道路保有・債務返済機構		3,149	-	-	1,057	1,043	5,373,867	-	5,379,115	
住宅金融支援機構		237,293	-	-	12,061	5,510	12,205,594	-	12,460,457	
環境省	国立環境研究所	6,215	1,111	4,055	2,951	528	-	-	14,860	
	環境再生保全機構	75,308	-	-	1,982	860	41,429	1,600	121,179	
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	658	-	-	2,642	884	-	-	4,184	
計	合計(102法人)	17,471,589	166,664	314,504	436,829	171,361	53,236,157	32,588	71,829,685	

(注) 1 平成19年4月1日現在の状況(ただし、郵便貯金・簡易生命保険管理機構については平成20年1月1日現在の状況)である。

2 予算額は、各法人における平成19年度計画(年度当初予算)による。

3 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

4 業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。

5 海洋研究開発機構及び水産大学校の施設整備費欄には、船舶建造費を含んでいる。

6 人件費には、業務経費又は一般管理費の内訳として記載されているものを含む。又、退職手当及び派遣職員経費を含む。

7 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

8 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

9 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

10 郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、平成19年10月1日に設立し、予算額は6か月分を計上している。

独立行政法人の平成20年度計画における予算額(支出)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他			
内閣府	国立公文書館	1,035	-	-	497	305	-	-	1,837	
	国民生活センター	1,534	354	-	1,333	228	-	-	3,449	
	北方領土問題対策協会	638	-	66	231	55	-	-	989	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	3,779	6,286	-	339	362	-	-	10,766	
総務省	情報通信研究機構	38,632	1,059	5,815	-	2,511	1,082	-	49,098	
	統計センター	2,135	-	14	7,657	360	-	-	10,166	
	平和祈念事業特別基金	10,726	-	-	-	326	-	-	11,052	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	20,944,932	-	-	574	116	4,989,768	-	25,935,392	
外務省	国際協力機構	142,997	3,084	2,819	-	12,097	120	-	161,117	
	国際交流基金	14,065	-	-	1,840	1,852	-	-	17,757	
財務省	酒類総合研究所	437	-	42	517	253	-	-	1,249	
	造幣局	17,855	2,410	-	10,374	-	-	-	30,639	
	国立印刷局	25,076	7,886	-	45,954	-	-	-	78,916	
	通関情報処理センター	5,399	-	-	487	244	-	-	6,130	
文部科学省	日本万国博覧会記念機構	1,120	-	-	596	1,902	32	-	3,650	
	国立特別支援教育総合研究所	359	48	-	820	-	-	-	1,227	
	大学入試センター	9,975	-	-	938	62	-	-	10,975	
	国立青少年教育振興機構	4,590	245	-	5,122	2,013	-	-	11,970	
	国立女性教育会館	397	82	5	-	341	-	-	825	
	国立国語研究所	456	-	0	608	56	-	-	1,120	
	国立科学博物館	1,577	-	-	1,197	638	-	-	3,412	
	物質・材料研究機構	8,823	320	2,960	5,847	878	-	-	18,828	
	防災科学技術研究所	6,882	36	2,145	1,764	187	-	-	11,015	
	放射線医学総合研究所	10,243	100	631	3,813	551	-	-	15,339	
	国立美術館	4,047	8,970	-	1,133	1,585	-	-	15,735	
	国立文化財機構	4,756	1,698	26	3,636	1,489	-	-	11,605	
	教員研修センター	689	192	-	524	362	-	-	1,767	
	科学技術振興機構	106,538	-	303	5,127	2,151	-	-	114,118	
	日本学術振興会	27,802	-	725	832	263	127,485	-	157,108	
	理化学研究所	49,985	7,500	6,482	7,752	2,728	23,557	-	98,003	
	宇宙航空研究開発機構	123,763	6,283	51,349	-	7,464	50,975	-	239,834	
	日本スポーツ振興センター	22,255	2,272	1	4,030	477	45,542	-	74,577	
	日本芸術文化振興会	12,523	874	55	2,944	469	-	-	16,865	
	日本学生支援機構	16,832	-	-	4,856	1,335	1,398,711	-	1,421,734	
	海洋研究開発機構	38,803	330	157	3,212	887	-	-	43,389	
	国立高等専門学校機構	62,486	2,587	-	-	18,343	1,637	-	85,053	
	大学評価・学位授与機構	623	-	266	1,141	140	190	-	2,360	
	国立大学財務・経営センター	400	-	-	272	119	186,575	-	187,366	
	メディア教育開発センター	1,022	-	-	816	103	58	-	1,999	
	日本原子力研究開発機構	155,527	12,827	1,164	-	18,148	12,187	-	199,852	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	157	-	103	550	89	-	-	899
		労働安全衛生総合研究所	873	251	15	1,373	281	-	-	2,793
		勤労者退職金共済機構	7,442	-	-	2,745	116	530,552	-	540,854
		高齢・障害者雇用支援機構	63,562	33	-	6,512	1,112	-	-	71,219
		福祉医療機構	6,123	-	-	3,055	519	201,107	-	210,804
		国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園	708	90	-	3,310	104	-	-	4,212
		労働政策研究・研修機構	1,103	267	-	1,518	525	-	-	3,413
雇用・能力開発機構		565,102	1,724	0	40,644	2,480	410	-	610,360	
労働者健康福祉機構		268,502	8,832	0	12,893	7,667	6,020	-	303,915	
国立病院機構		689,020	76,456	-	-	-	78,853	-	844,329	
医薬品医療機器総合機構		18,822	-	-	4,232	2,607	-	-	25,662	
医薬基盤研究所		11,163	272	-	1,059	1,057	122	-	13,674	
年金・健康保険福祉施設整理機構		7,307	-	-	424	47	34,566	43,051	85,395	
年金積立金管理運用		43,806	-	-	1,038	636	16,406,318	-	16,451,798	

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他			
農 林 水 産 省	農林水産消費安全技術センター	1,032	698	0	6,024	871	380	-	9,004	
	種苗管理センター	293	187	57	2,510	346	200	-	3,594	
	家畜改良センター	1,660	392	141	6,646	639	-	-	9,478	
	水産大学校	584	193	58	1,965	226	-	-	3,026	
	農業・食品産業技術総合研究機構	19,977	2,903	7,797	29,321	3,160	△ 98	-	63,058	
	農業生物資源研究所	2,841	279	3,690	4,155	454	606	-	12,025	
	農業環境技術研究所	870	55	931	2,071	368	-	-	4,296	
	国際農林水産業研究センター	1,502	38	197	2,022	145	-	-	3,905	
	森林総合研究所	34,666	287	1,400	14,021	2,256	41,542	-	94,171	
	水産総合研究センター	8,943	3,665	4,886	9,992	1,046	△ 60	-	28,472	
	農畜産業振興機構	245,316	-	-	2,722	683	38,707	-	287,428	
	農業者年金基金	164,402	-	-	901	802	233,358	-	399,463	
	農林漁業信用基金	222,531	-	-	1,443	691	-	-	224,665	
	経済産業省	経済産業研究所	1,397	-	2	-	259	-	-	1,658
	工業所有権情報・研修館	12,327	-	-	970	443	-	-	13,740	
	日本貿易保険	5,443	-	-	1,399	-	23,989	-	30,831	
	産業技術総合研究所	57,293	4,239	11,570	-	-	13,191	-	86,293	
	製品評価技術基盤機構	7,497	120	316	-	1,280	-	-	9,213	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	144,888	-	30,842	-	9,564	52,360	-	237,655	
	日本貿易振興機構	28,688	-	8,239	-	2,149	-	-	39,076	
	原子力安全基盤機構	21,780	-	-	-	2,006	-	-	23,786	
	情報処理推進機構	9,872	-	-	-	1,953	-	-	11,826	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	64,511	-	96,160	-	1,761	1,494,955	-	1,657,387	
	中小企業基盤整備機構	737,695	-	307	-	1,805	749,350	-	1,489,157	
国 土 交 通 省	土木研究所	4,616	730	2,832	4,380	658	-	-	13,215	
	建築研究所	713	87	155	1,038	300	-	-	2,293	
	交通安全環境研究所	630	430	1,495	1,023	108	-	-	3,686	
	海上技術安全研究所	602	549	925	2,316	113	-	-	4,505	
	港湾空港技術研究所	240	398	1,250	1,056	103	-	-	3,047	
	電子航法研究所	882	87	261	730	50	-	-	2,010	
	航海訓練所	1,783	52	7	4,604	206	-	-	6,652	
	海技教育機構	416	118	35	2,233	238	-	-	3,040	
	航空大学校	1,223	103	-	1,406	270	-	-	3,002	
	自動車検査	2,507	4,058	5	6,415	1,170	118	-	14,273	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	688,792	-	36,748	22,632	9,917	1,383,488	-	2,141,578	
	国際観光振興機構	1,174	-	849	1,303	276	-	-	3,602	
	水資源機構	80,329	179	856	18,019	2,714	150,994	-	253,090	
	自動車事故対策機構	8,293	997	-	3,466	1,162	1,629	-	15,547	
	空港周辺整備機構	3,750	-	6,938	899	237	-	-	11,824	
	海上災害防止センター	-	-	1,238	-	412	15	1,299	2,964	
	都市再生機構	800,558	-	25,093	46,163	11,071	2,243,020	-	3,125,904	
	奄美群島振興開発基金	18	-	-	168	64	3,217	-	3,467	
	日本高速道路保有・債務返済機構	3,269	-	-	1,030	1,035	5,153,555	-	5,158,889	
	住宅金融支援機構	221,209	-	-	10,974	5,895	9,624,698	-	9,862,776	
	環 境 省	国立環境研究所	6,119	499	4,055	3,042	514	-	-	14,229
		環境再生保全機構	73,117	-	0	1,864	732	33,838	-	109,550
	防 衛 省	駐留軍等労働者労務管理機構	601	-	-	2,475	754	-	-	3,831
合計(101法人)		27,262,252	174,711	324,478	429,534	169,546	45,338,919	44,350	73,743,791	

(注) 1 平成20年4月1日現在の状況である。

2 予算額は、各法人における平成20年度計画(年度当初予算)による。

3 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

4 業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。

5 海洋研究開発機構及び水産総合研究センターの施設整備費欄には、船舶建造費を含んでいる。

6 人件費には、業務経費又は一般管理費の内訳として記載されているものを含む。又、退職手当及び派遣職員経費を含む。

7 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

8 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

9 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

独立行政法人の平成21年度計画における予算額(支出)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他			
内閣府	国立公文書館	1,285	-	-	473	321	-	-	2,079	
	国民生活センター	1,787	-	-	1,337	221	-	-	3,345	
	北方領土問題対策協会	634	-	58	231	44	-	-	966	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	3,973	5,511	-	379	565	-	-	10,428	
総務省	情報通信研究機構	35,962	849	5,354	-	2,428	604	-	45,196	
	統計センター	2,911	-	15	7,839	348	-	-	11,113	
	平和祈念事業特別基金	4,254	-	-	-	320	-	-	4,574	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	19,019,772	-	-	564	118	4,909,057	-	23,929,511	
外務省	国際協力機構	145,383	2,770	2,693	-	11,875	16	-	162,737	
	国際交流基金	14,562	-	-	1,787	800	-	-	17,149	
財務省	酒類総合研究所	416	-	40	521	246	-	-	1,223	
	造幣局	34,793	2,950	-	10,250	-	-	-	47,993	
	国立印刷局	24,520	8,525	-	44,493	-	-	-	77,538	
	日本万国博覧会記念機構	1,232	-	-	610	1,925	67	-	3,834	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	351	48	-	913	-	-	-	1,311	
	大学入試センター	10,013	-	-	946	60	-	-	11,019	
	国立青少年教育振興機構	4,567	4,462	-	4,976	1,952	-	-	15,957	
	国立女性教育会館	374	278	5	-	353	-	-	1,010	
	国立国語研究所	105	-	0	387	22	-	-	514	
	国立科学博物館	1,548	-	-	1,181	706	-	-	3,435	
	物質・材料研究機構	8,499	278	2,204	5,835	838	-	-	17,655	
	防災科学技術研究所	6,498	121	2,149	1,951	181	-	-	10,900	
	放射線医学総合研究所	9,596	64	397	3,783	533	-	-	14,374	
	国立美術館	4,137	6,903	-	1,156	1,465	-	-	13,661	
	国立文化財機構	5,138	3,674	26	3,330	1,020	-	-	13,188	
	教員研修センター	675	192	-	499	345	-	-	1,711	
	科学技術振興機構	108,032	-	0	5,275	2,068	-	-	115,376	
	日本学術振興会	27,637	-	598	821	252	128,761	-	158,070	
	理化学研究所	49,334	7,017	8,982	7,578	2,634	29,149	-	104,693	
	宇宙航空研究開発機構	133,373	6,242	49,234	-	7,330	46,505	-	242,684	
	日本スポーツ振興センター	32,439	3,063	1	3,793	459	65,530	-	105,284	
	日本芸術文化振興会	12,210	900	10	2,866	342	-	-	16,328	
	日本学生支援機構	15,742	-	720	4,718	1,332	1,637,060	-	1,659,571	
	海洋研究開発機構	37,247	450	3,954	3,165	877	-	-	45,692	
	国立高等専門学校機構	67,799	1,955	-	-	12,340	1,814	-	83,908	
	大学評価・学位授与機構	569	-	-	1,160	136	266	-	2,131	
	国立大学財務・経営センター	104	-	-	276	104	170,372	-	170,857	
	日本原子力研究開発機構	158,093	9,050	1,137	-	17,406	12,024	-	197,710	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	156	-	87	551	87	-	-	881
		労働安全衛生総合研究所	864	248	14	1,410	273	-	-	2,810
		勤労者退職金共済機構	7,677	-	-	2,691	146	524,769	-	535,282
高齢・障害者雇用支援機構		58,810	61	-	6,647	1,139	-	-	66,656	
福祉医療機構		5,583	-	-	2,927	514	199,281	-	208,305	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		694	-	-	3,088	103	-	-	3,885	
労働政策研究・研修機構		1,033	316	-	1,451	509	-	-	3,308	
雇用・能力開発機構		529,004	1,724	0	39,199	2,447	395	-	572,769	
労働者健康福祉機構		279,247	2,747	0	13,600	7,254	4,981	-	307,828	
国立病院機構		723,251	70,139	-	-	-	72,456	-	865,845	
医薬品医療機器総合機構		23,441	-	-	5,790	1,660	-	-	30,891	
医薬基盤研究所		10,912	262	-	771	897	100	-	12,941	
年金・健康保険福祉施設整理機構		10,723	-	-	483	46	43,584	45,607	100,443	
年金積立金管理運用		44,988	-	-	982	336	5,111,210	-	5,157,516	

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省	独立行政法人	予算額の内訳						繰越金	計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他			
農 林 水 産 省	農林水産消費安全技術センター	1,025	134	0	5,769	1,121	-	-	8,049	
	種苗管理センター	291	183	57	2,454	337	344	0	3,667	
	家畜改良センター	1,650	345	141	6,680	622	-	-	9,438	
	水産大学校	580	327	58	1,907	221	-	-	3,093	
	農業・食品産業技術総合研究機構	19,314	2,006	7,797	28,561	3,079	40	-	60,797	
	農業生物資源研究所	3,869	175	3,690	4,162	434	-	-	12,331	
	農業環境技術研究所	864	80	931	1,935	358	-	-	4,169	
	国際農林水産業研究センター	1,493	84	197	2,207	141	-	-	4,123	
	森林総合研究所	29,035	258	1,390	13,224	2,059	40,617	-	86,583	
	水産総合研究センター	8,935	3,818	4,886	9,501	1,007	△ 91	-	28,056	
	農畜産業振興機構	288,780	-	-	2,677	674	51,512	-	343,642	
	農業者年金基金	157,623	-	-	858	776	62,340	-	221,597	
	農林漁業信用基金	233,496	-	-	1,431	670	-	-	235,598	
	経 済 産 業 省	経済産業研究所	1,374	-	3	-	229	-	-	1,606
工業所有権情報・研修館		11,939	-	-	961	430	-	-	13,330	
日本貿易保険		15,957	-	-	1,386	-	64,595	-	81,938	
産業技術総合研究所		57,622	4,112	12,007	-	-	12,944	-	86,685	
製品評価技術基盤機構		6,369	265	248	-	1,204	1,392	-	9,479	
新エネルギー・産業技術総合開発機構		146,976	-	43,322	-	9,036	43,107	-	242,441	
日本貿易振興機構		30,225	-	7,936	-	2,059	-	-	40,220	
原子力安全基盤機構		21,451	-	-	-	2,186	-	-	23,638	
情報処理推進機構		9,273	-	-	-	1,849	-	-	11,122	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構		47,346	-	86,874	-	1,750	1,827,636	-	1,963,605	
中小企業基盤整備機構		674,317	-	3,930	-	1,745	753,232	-	1,433,224	
国 土 交 通 省		土木研究所	4,569	565	2,808	4,292	639	-	-	12,872
		建築研究所	706	85	155	1,056	296	-	-	2,298
		交通安全環境研究所	624	359	892	1,062	104	-	-	3,041
	海上技術安全研究所	594	601	604	2,313	110	-	-	4,222	
	港湾空港技術研究所	238	1,056	1,180	1,056	103	-	-	3,633	
	電子航法研究所	956	125	465	651	49	-	-	2,246	
	航海訓練所	1,779	-	8	4,344	204	-	-	6,335	
	海技教育機構	396	71	28	2,264	267	-	-	3,026	
	航空大学校	1,242	99	-	1,297	248	-	-	2,886	
	自動車検査	2,765	3,720	5	6,387	1,148	124	-	14,147	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	728,192	-	44,103	22,012	9,398	1,330,476	-	2,134,181	
	国際観光振興機構	1,185	-	851	1,281	268	-	-	3,586	
	水資源機構	84,216	225	1,164	17,912	2,549	123,879	-	229,946	
	自動車事故対策機構	8,098	456	-	3,514	1,153	1,313	-	14,533	
	空港周辺整備機構	4,769	-	6,887	842	234	-	-	12,732	
	海上災害防止センター	-	-	1,239	-	407	15	1,391	3,051	
	都市再生機構	735,810	-	24,512	45,867	12,174	1,409,764	-	2,228,127	
	奄美群島振興開発基金	11	-	-	166	63	3,160	-	3,400	
	日本高速道路保有・債務返済機構	3,112	-	-	1,037	1,027	3,914,429	-	3,919,606	
	住宅金融支援機構	210,824	-	-	11,142	5,470	8,965,462	-	9,192,897	
	環 境 省	国立環境研究所	6,052	534	4,055	2,818	502	-	-	13,961
		環境再生保全機構	68,077	-	-	1,732	489	40,292	-	110,590
	防 衛 省	駐留軍等労働者労務管理機構	568	-	-	2,342	747	-	-	3,657
合計(99法人)		25,316,534	160,482	340,101	421,783	157,013	31,604,583	46,998	58,047,489	

(注) 1 平成21年4月1日現在の状況である。

2 予算額は、各法人における平成21年度計画(年度当初予算)による。

3 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

4 業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。

5 海洋研究開発機構及び水産総合研究センターの施設整備費欄には、船舶建造費を含んでいる。

6 人件費には、業務経費又は一般管理費の内訳として記載されているものを含む。又、退職手当及び派遣職員経費を含む。

7 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

8 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

9 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

平成21年度独立行政法人に対する財政支出

(単位:百万円)

法人名	20年度予算額 (当初)	21年度概算額	増	減
国立公文書館	1,833	2,074	241	13.2%
国民生活センター	3,305	3,202	△104	△3.1%
北方領土問題対策協会	840	829	△11	△1.3%
沖縄科学技術研究基盤整備機構	10,740	11,229	489	4.5%
平和記念事業特別基金	750	698	△52	△6.9%
統計センター	9,399	10,350	951	10.1%
情報通信研究機構	41,592	38,938	△2,653	△6.4%
国際交流基金	12,892	12,569	△324	△2.5%
国際協力機構	319,575	292,800	△26,776	△8.4%
酒類総合研究所	1,183	1,155	△29	△2.4%
国立科学博物館	3,125	3,120	△5	△0.2%
国立女性教育会館	645	630	△15	△2.4%
国立特別支援教育総合研究所	1,223	1,308	85	6.9%
教員研修センター	1,631	1,573	△58	△3.5%
大学入試センター	422	254	△168	△39.8%
科学技術振興機構	105,360	106,657	1,297	1.2%
日本学術振興会	156,004	156,840	836	0.5%
物質・材料研究機構	15,877	16,787	911	5.7%
理化学研究所	90,960	95,103	4,143	4.6%
放射線医学総合研究所	12,679	11,776	△903	△7.1%
防災科学技術研究所	8,469	8,351	△119	△1.4%
宇宙航空研究開発機構	237,454	241,059	3,605	1.5%
日本スポーツ振興センター	11,906	9,368	△2,538	△21.3%
日本芸術文化振興会	11,897	17,063	5,168	43.4%
国立国語研究所	1,111	510	△602	△54.1%
国立美術館	14,760	12,676	△2,084	△14.1%
国立文化財機構	10,469	12,042	1,572	15.0%
大学評価・学位授与機構	2,163	1,858	△305	△14.1%
国立大学財務・経営センター	496	482	△14	△2.8%
国立高等専門学校機構	69,401	68,078	△1,323	△1.9%
メディア教育開発センター	1,927	-	△1,927	△100.0%
日本学生支援機構	151,956	151,450	△506	△0.3%
海洋研究開発機構	40,166	40,283	118	0.3%
日本原子力研究開発機構	186,196	184,818	△1,378	△0.7%
国立青少年教育振興機構	10,722	10,367	△355	△14.1%
国立健康・栄養研究所	791	789	△2	△0.2%
勤労者退職金共済機構	11,066	10,735	△331	△3.0%
福祉医療機構	40,582	39,358	△1,225	△3.0%
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,686	2,382	△304	△11.3%
労働政策研究・研修機構	3,312	3,207	△105	△3.2%
高齢・障害者雇用支援機構	44,712	43,369	△1,343	△3.0%
雇用・能力開発機構	111,509	105,932	△5,577	△5.0%
労働者健康福祉機構	35,838	32,418	△3,421	△9.5%
医薬品医療機器総合機構	917	1,267	350	38.1%
国立病院機構	52,811	50,395	△2,416	△4.6%
医薬基盤研究所	12,755	12,214	△541	△4.2%
労働安全衛生総合研究所	2,767	2,784	17	0.6%

法人名	20年度予算額 (当初)	21年度概算額	増 減	
農林水産消費安全技術センター	8,103	7,678	△425	△5.2%
農畜産業振興機構	103,009	98,103	△4,906	△4.8%
種苗管理センター	3,194	3,123	△71	△2.2%
家畜改良センター	8,463	8,505	42	0.5%
農業者年金基金	129,345	128,912	△433	△0.3%
農業生物資源研究所	7,543	7,385	△158	△2.1%
農業環境技術研究所	3,448	3,324	△124	△3.6%
国際農林水産業研究センター	3,639	3,840	201	5.5%
農林漁業信用基金	2,330	2,888	558	24.0%
森林総合研究所	55,397	51,279	△4,119	△7.4%
水産大学校	2,293	2,369	76	3.3%
水産総合研究センター	20,496	20,266	△230	△1.1%
農業・食品産業技術総合研究機構	51,915	50,589	△1,326	△2.6%
経済産業研究所	1,599	1,577	△22	△1.4%
日本貿易振興機構	29,179	29,558	379	1.3%
産業技術総合研究所	65,614	67,017	1,403	2.1%
新エネルギー・産業技術総合開発機構	232,858	234,663	1,805	0.8%
製品評価技術基盤機構	7,556	7,536	△20	△0.3%
情報処理推進機構	5,006	4,842	△164	△3.3%
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	154,670	128,462	△26,208	△16.9%
原子力安全基盤機構	22,506	22,190	△316	△1.4%
工業所有権情報・研修館	13,659	13,249	△410	△3.0%
中小企業基盤整備機構	21,706	21,318	△388	△1.8%
土木研究所	10,277	9,950	△327	△3.2%
建築研究所	2,098	2,099	1	0.0%
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	109,868	103,290	6,578	△6.0%
国際観光振興機構	2,017	1,999	△18	△0.9%
交通安全環境研究所	2,203	2,163	△40	△1.8%
海上技術安全研究所	3,536	3,592	56	1.6%
航海訓練所	6,619	6,283	△336	△5.1%
港湾空港技術研究所	1,739	1,663	△76	△4.3%
航空大学校	2,876	2,760	△116	△4.1%
電子航法研究所	1,727	1,743	16	0.9%
水資源機構	59,863	57,663	△2,200	△3.7%
自動車事故対策機構	11,710	11,400	△310	△2.7%
自動車検査	5,603	5,092	△511	△9.1%
空港周辺整備機構	1,827	1,760	△67	△3.6%
奄美群島振興開発基金	300	300	-	0
都市再生機構	122,869	114,143	△8,726	△7.1%
日本高速道路保有・債務返済機構	76,941	77,463	522	0.7%
海技教育機構	2,863	2,824	△39	△1.4%
住宅金融支援機構	271,000	224,000	△47,000	△17.3%
気象研究所(平成22年1月1日新設)	858	888	30	3.5%
国立環境研究所	10,918	10,224	△694	△6.4%
環境再生保全機構	26,040	27,968	1,928	7.4%
駐留軍等労働者労務管理機構	3,768	3,657	△111	△3.0%
合計	3,559,927	3,422,743	△137,184	△3.9%

(注)

1. 「独立行政法人向け財政支出等について」(財務省平成20年12月)による。
2. 国際協力機構の20年度予算額については、20年10月1日付で国際協力銀行から移管された有償資金協力業務が、20年4月1日付で移管されたものとして取り扱っている。
3. 海洋研究開発機構の20年度予算額については、21年度概算額との比較対象のため組替えている。
4. 気象研究所の20年度予算額については、同法人が行う業務に係る気象庁気象研究所の20年度予算額を記載している。
5. 計数は、それぞれ四捨五入している。

独立行政法人の平成15年度決算（収入）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳								計	
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他	前年度繰越金		積立金取崩金
内閣府	国立公文書館	1,705	-	-	-	5	-	-	-	-	1,710
	駐留軍等労働者労務管理機構	4,710	-	-	368	0	-	-	-	-	5,078
	国民生活センター	1,258	-	-	-	148	-	-	-	-	1,406
総務省	北方領土問題対策協会	205	76	-	-	42	-	-	-	-	324
	通信総合研究所	20,909	-	5,962	12,668	50	4,755	-	-	-	44,344
	消防研究所	1,028	-	-	216	25	479	-	-	-	1,748
	統計センター	10,487	-	-	-	0	-	-	-	-	10,487
外務省	平和祈念事業特別基金	548	-	-	-	453	-	-	-	-	1,001
	国際協力機構	94,291	-	275	2,767	1,783	-	-	-	-	99,116
	国際交流基金	7,663	-	-	-	1,379	-	-	-	-	9,042
財務省	酒類総合研究所	1,309	-	-	49	43	-	-	-	-	1,401
	造幣局	-	-	-	-	31,445	-	-	-	-	31,445
	国立印刷局	-	-	-	-	97,678	-	-	-	-	97,678
	通関情報処理センター	-	-	-	-	5,092	-	-	-	-	5,092
文部科学省	日本万国博覧会記念機構	-	-	-	-	2,036	-	-	-	-	2,036
	国立特殊教育総合研究所	1,185	-	515	3	11	-	-	4	-	1,718
	大学入試センター	309	-	-	-	10,586	-	-	-	-	10,895
	国立オリンピック記念青少年総合センター	4,300	-	249	-	969	6	-	548	-	6,072
	国立女性教育会館	706	-	59	11	67	-	-	-	-	843
	国立青年の家	4,423	-	1,228	14	84	-	-	101	-	5,849
	国立少年自然の家	4,115	-	1,066	6	82	-	-	104	-	5,373
	国立国語研究所	1,200	-	-	183	15	-	-	-	-	1,398
	国立科学博物館	3,086	-	667	-	314	1,989	-	-	-	6,056
	物質・材料研究機構	16,500	-	291	4,568	144	1,768	-	-	-	23,271
	防災科学技術研究所	7,754	-	1,875	3,153	9	5,906	-	-	-	18,697
	航空宇宙技術研究所	9,710	-	-	229	95	3,437	-	-	-	13,470
	放射線医学総合研究所	13,700	-	620	1,598	1,103	3,954	-	-	-	20,975
	国立美術館	4,622	-	-	-	559	-	-	-	-	5,181
	国立博物館	5,128	-	39	-	1,009	-	-	-	-	6,176
	文化財研究所	3,086	-	-	188	53	-	-	-	-	3,328
	教員研修センター	2,281	-	174	-	207	-	-	-	-	2,662
	科学技術振興機構	55,574	1,469	661	1,492	5,747	1,701	-	431	-	67,075
	日本学術振興会	15,153	4,114	-	-	197	-	-	-	-	19,464
	理化学研究所	36,968	-	5,399	25,050	1,925	-	-	-	-	69,343
宇宙航空研究開発機構	73,034	35,705	2,872	29,981	829	-	-	-	-	142,420	
日本スポーツ振興センター	3,098	1,338	717	-	12,379	-	100	10,208	7	27,846	
日本芸術文化振興会	7,030	-	252	11	2,540	-	-	-	-	9,833	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	860	-	-	311	27	-	-	119	-	1,317
	産業安全研究所	1,110	-	119	3	6	-	-	-	-	1,237
	産業医学総合研究所	1,397	-	586	53	8	-	-	-	-	2,044
	勤労者退職金共済機構	2,440	3,429	-	-	224,224	-	701	-	-	230,794
	高齢・障害者雇用支援機構	9,817	33,215	-	32	5,214	-	-	-	-	48,278
	福祉医療機構	2,721	21,989	-	-	50,861	4,944	12,978	-	-	93,494
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	1	1	-	-	865	-	-	-	-	2,430
	労働政策研究・研修機構	1,950	-	-	19	53	-	-	-	-	2,022
	雇用・能力開発機構	12,786	6,471	81	138	109,037	-	-	-	-	128,513
	農林水産省	農林水産消費技術センター	5,480	-	731	59	17	-	-	159	-
種苗管理センター		2,987	-	350	59	628	-	-	127	-	4,151
家畜改良センター		9,000	-	377	147	513	-	-	-	-	10,037
肥飼料検査所		1,773	-	28	5	36	-	-	133	-	1,975
農薬検査所		755	-	-	-	-	1,785	-	-	-	2,540
農業者大学校		580	-	48	-	56	-	-	36	-	740
林木育種センター		2,052	-	130	20	-	-	3	-	-	2,205
さけ・ます資源管理センター		1,808	-	244	30	-	-	-	24	-	2,106
水産大学校		2,245	-	559	50	513	-	-	391	-	3,758
農業・生物系特定産業技術研究機構		42,125	-	1,121	4,850	593	-	960	6,734	-	56,382
農業生物資源研究所		7,872	-	104	4,709	13	2,859	-	-	-	15,557
農業環境技術研究所		3,467	-	62	878	2	-	-	-	-	4,410
農業工学研究所		2,142	-	64	516	9	-	-	-	-	2,732
食品総合研究所		2,278	-	243	1,201	47	-	-	-	-	3,770
国際農林水産業研究センター		3,369	-	151	222	2	264	-	-	-	4,008
森林総合研究所		8,797	-	168	1,818	67	-	-	-	-	10,849
水産総合研究センター		13,627	-	2,803	4,987	1,237	-	-	322	-	22,976
農畜産業振興機構		1,292	48,180	-	-	50,176	45,437	52,915	-	-	198,002
農業者年金基金		1,884	55,701	-	-	11,206	31,159	-	-	-	99,950
農林漁業信用基金		156	1,512	-	3	93,903	63,006	-	-	-	158,580
緑資源機構	-	25,797	-	379	25,060	17,851	-	-	-	69,086	
経済産業省	経済産業研究所	2,041	-	-	88	1	-	-	-	-	2,131
	工業所有権総合情報館	5,508	-	-	-	58	-	-	-	-	5,565
	日本貿易保険	-	-	-	-	9,288	-	44,577	35,279	-	89,144
	産業技術総合研究所	68,411	-	21,364	20,965	7,742	32,782	-	-	-	151,265
	製品評価技術基盤機構	7,832	-	35	916	2,053	-	-	-	-	10,836
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	82,000	85,895	-	11,908	39,662	5,241	2,218	-	-	226,924

（次ページへ続く）

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳								計	
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他	前年度繰越金		積立金取崩金
	日本貿易振興機構	14,769	1,284	-	4,273	3,357	-	-	-	-	23,683
	原子力安全基盤機構	12,220	-	-	49	29	-	-	-	-	12,298
	情報処理推進機構	1,655	-	-	267	3,266	49	-	-	-	5,238
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	980	5,891	-	72,325	8,467	5,226	3,502	-	-	96,391
国土交通省	土木研究所	4,763	-	637	1,033	145	627	-	-	-	7,205
	建築研究所	2,103	-	277	231	36	-	-	-	-	2,647
	交通安全環境研究所	2,373	-	263	2,238	4	-	-	-	-	4,878
	海上技術安全研究所	3,368	-	-	1,149	42	90	-	-	-	4,648
	港湾空港技術研究所	1,616	-	-	1,384	60	-	-	902	-	3,962
	電子航法研究所	1,682	-	-	313	3	-	-	-	-	1,997
	北海道開発土木研究所	1,978	-	1,301	2,910	8	-	-	76	-	6,273
	海技大学校	1,234	-	19	-	85	-	-	-	-	1,339
	航海訓練所	7,422	-	1,176	-	7	-	-	-	-	8,605
	海員学校	2,093	-	326	-	25	-	-	-	-	2,444
	航空大学校	2,997	-	51	-	140	-	-	-	-	3,188
	自動車検査	10,758	-	1,980	-	11	-	-	190	-	12,939
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	207	186,813	-	14,232	894,828	273,613	-	-	-	1,369,692
	国際観光振興機構	1,199	-	-	-	656	-	-	-	-	1,855
	水資源機構	-	41,133	-	9,078	79,277	37,496	-	-	-	166,984
	自動車事故対策機構	4,981	1,248	16	-	733	-	769	-	-	7,747
	空港周辺整備機構	-	1,265	-	5,206	726	780	-	-	-	7,977
	海上災害防止センター	-	-	-	601	89	-	-	-	-	690
環境省	国立環境研究所	10,290	-	1,035	4,737	223	-	-	-	-	16,285
計	合計(96法人)	818,326	562,526	59,370	256,947	1,804,497	547,204	118,743	55,888	7	4,225,072

- (注) 1 決算額は、各法人における平成15年度決算報告書による。
2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
3 国庫補助金等には、交付金、補給金、利子補給金、負担金等を含む。
4 水産総合研究センター及び航海訓練所の施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。
5 出資金・借入金等には、債券を含む。
6 その他の欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、被出資財産からの回収金、資本からの繰入額、資本より受入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入、学生海外研修旅費預り金及び勘定間取引等を計上している。
7 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
8 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

独立行政法人の平成16年度決算（収入）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳								計		
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他	前年度繰越金		積立金取崩金	
内閣府	国立公文書館	1,709	-	-	-	6	-	-	7	-	1,722	
	駐留軍等労働者労務管理機構	4,592	-	-	383	0	-	-	-	-	4,975	
	国民生活センター	2,520	-	-	-	220	-	-	21	-	2,762	
総務省	北方領土問題対策協会	660	157	-	88	84	-	-	-	-	989	
	情報通信研究機構	39,100	9,554	70	10,147	2,033	9,800	1,374	-	-	72,081	
	消防研究所	1,081	-	479	117	17	-	-	62	-	1,757	
	統計センター	9,849	-	-	9	0	-	-	47	-	9,905	
	平和祈念事業特別基金	1,028	-	-	-	894	-	-	-	-	1,921	
外務省	国際協力機構	162,030	-	721	3,798	3,838	-	-	-	-	170,387	
	国際交流基金	13,786	-	-	-	2,895	-	-	-	114	16,795	
財務省	酒類総合研究所	1,196	-	-	81	38	-	-	-	-	1,315	
	造幣局	-	-	-	-	33,725	-	-	-	-	33,725	
	国立印刷局	-	-	-	-	106,143	-	-	-	-	106,143	
	通関情報処理センター	-	-	-	-	10,717	-	-	-	-	10,717	
	日本万国博覧会記念機構	-	-	-	-	4,664	-	-	-	-	4,664	
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	1,179	-	140	1	7	-	-	87	-	1,414	
	大学入試センター	307	-	-	-	10,134	-	-	-	-	10,440	
	国立オリンピック記念青少年総合センター	3,972	-	248	7	1,094	10	-	726	-	6,057	
	国立女性教育会館	718	-	25	5	77	-	-	-	-	826	
	国立青年の家	4,106	524	648	15	129	-	-	101	-	5,523	
	国立少年自然の家	4,037	471	631	9	119	-	-	51	-	5,318	
	国立国語研究所	1,321	-	-	55	20	-	-	-	-	1,396	
	国立科学博物館	3,384	5,259	1,422	-	442	2,948	-	-	-	13,454	
	物質・材料研究機構	16,246	8,954	276	3,738	149	3,632	-	-	-	32,995	
	防災科学技術研究所	7,550	8,546	4,900	2,019	318	-	-	-	-	23,333	
	放射線医学総合研究所	13,520	5,720	310	1,869	1,891	979	-	-	-	24,289	
	国立美術館	5,158	-	-	-	548	-	-	-	-	5,707	
	国立博物館	5,956	-	2,159	-	1,046	-	-	-	-	9,160	
	文化財研究所	3,216	-	-	257	55	-	-	-	-	3,527	
	教員研修センター	2,106	-	174	1	177	-	-	-	-	2,458	
	科学技術振興機構	94,715	-	-	3,004	13,152	1,521	-	524	-	112,917	
	日本学術振興会	29,841	87,615	-	-	417	-	-	-	-	117,873	
	理化学研究所	69,192	-	5,559	10,213	905	-	-	-	-	85,869	
	宇宙航空研究開発機構	137,298	37,615	7,306	39,921	717	-	-	-	-	222,856	
	日本スポーツ振興センター	5,086	2,473	727	7	36,042	-	750	189	677	45,951	
	日本芸術文化振興会	12,053	-	656	103	4,605	-	-	-	-	17,417	
	日本学生支援機構	23,006	10,788	-	-	14,004	483,984	233,768	-	-	765,550	
	海洋研究開発機構	30,714	-	5,212	599	2,880	-	-	-	-	39,404	
	国立高等専門学校機構	71,179	-	4,480	-	13,105	-	-	-	-	88,764	
	大学評価・学位授与機構	2,189	-	-	-	96	-	-	-	-	2,285	
	国立大学財務・経営センター	563	-	-	-	40,506	54,404	104,391	-	-	199,864	
	メディア教育開発センター	2,508	-	-	-	122	-	-	-	-	2,630	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	794	-	-	248	40	-	-	154	-	1,235
		産業安全研究所	1,124	-	0	1	9	-	-	-	-	1,134
		産業医学総合研究所	1,391	-	420	36	8	-	-	-	-	1,854
		勤労者退職金共済機構	4,108	7,280	-	-	442,237	-	1,346	-	-	454,971
		高齢・障害者雇用支援機構	19,148	50,160	31	74	22,711	-	-	-	-	92,122
福祉医療機構		5,080	65,274	-	-	121,206	5,314	10,912	-	-	207,785	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		2,674	-	-	3	1,705	70	-	-	-	4,451	
労働政策研究・研修機構		3,524	-	81	17	139	-	-	-	-	3,762	
雇用・能力開発機構		94,596	42,064	1,660	2,455	452,064	-	-	-	-	592,839	
労働者健康福祉機構		11,226	17,760	14,870	12	254,259	1,352	11,875	-	-	311,354	
国立病院機構		52,075	1,221	2,320	-	713,104	36,844	-	-	-	805,564	
医薬品医療機器総合機構		10,039	234	-	2,527	8,126	600	-	-	-	21,527	
農林水産省		農林水産消費技術センター	5,285	-	142	58	14	-	-	336	-	5,835
		種苗管理センター	3,130	-	234	74	183	-	-	103	-	3,724
	家畜改良センター	8,403	-	2,371	224	637	-	-	620	-	12,255	
	肥飼料検査所	1,812	635	27	3	43	-	-	83	-	2,604	
	農薬検査所	824	-	2,343	-	-	-	-	-	-	3,167	
	農業者大学校	561	-	52	-	60	-	13	35	-	720	
	林木育種センター	2,067	-	132	17	-	-	0	-	-	2,215	
	さけ・ます資源管理センター	1,771	-	244	18	1	-	-	65	-	2,099	
	水産大学校	2,190	-	314	55	524	-	-	510	-	3,593	
	農業・生物系特定産業技術研究機構	44,541	8,392	729	5,418	889	-	960	711	-	61,641	
	農業生物資源研究所	7,876	4,096	508	4,362	22	-	-	-	-	16,864	
	農業環境技術研究所	3,264	960	106	921	1	-	-	-	-	5,252	
	農業工学研究所	2,199	120	54	907	12	-	-	-	-	3,292	
	食品総合研究所	2,324	-	416	1,544	56	-	-	-	-	4,340	
	国際農林水産業研究センター	3,166	958	31	243	5	-	-	-	-	4,403	
	森林総合研究所	8,867	-	817	1,910	79	-	-	-	-	11,674	
	水産総合研究センター	15,197	3,605	1,820	5,041	2,283	-	-	1,102	-	29,049	
	農畜産業振興機構	2,308	150,739	-	-	96,048	65,849	12,702	-	-	327,647	
	農業者年金基金	4,185	151,597	-	-	17,291	19,340	-	-	-	192,413	
	農林漁業信用基金	-	1,941	-	4	85,278	29,488	-	-	-	116,712	
緑資源機構	-	40,902	-	533	29,980	32,694	-	-	-	104,109		
経済産業省	経済産業研究所	1,919	-	-	2	0	-	-	-	-	1,921	
	工業所有権情報・研修館	9,605	-	-	-	80	-	-	-	-	9,685	
	日本貿易保険	-	-	-	-	9,186	-	18,080	19,358	-	46,624	
	産業技術総合研究所	68,218	79,139	16,069	22,601	5,781	65	-	-	-	191,873	
	製品評価技術基盤機構	7,722	-	180	842	2,274	-	-	-	-	11,019	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	172,747	47,003	-	4,349	50,975	9,422	8,949	-	-	293,446	

（次ページへ続く）

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳									計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他	前年度繰越金	積立金取崩金	
	日本貿易振興機構	24,834	2,517	-	7,442	4,860	-	-	-	-	39,654
	原子力安全基盤機構	24,086	-	-	559	1,548	-	-	-	-	26,192
	情報処理推進機構	5,250	-	-	661	8,507	72	-	-	-	14,490
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	40,619	5,368	-	118,026	6,955	323,563	304,753	-	-	799,285
	中小企業基盤整備機構	15,178	3,439	487	791	553,027	677	370,258	-	-	943,857
国土交通省	土木研究所	4,699	1,594	512	1,120	142	-	-	-	-	8,069
	建築研究所	2,080	-	429	217	37	-	-	-	-	2,763
	交通安全環境研究所	1,662	-	392	2,401	4	-	-	-	-	4,460
	海上技術安全研究所	3,089	-	243	1,091	47	-	-	-	-	4,471
	港湾空港技術研究所	1,586	650	200	1,335	55	-	-	253	-	4,079
	電子航法研究所	1,792	-	-	425	5	-	-	-	-	2,222
	北海道開発土木研究所	1,794	260	-	2,761	13	-	-	135	-	4,962
	海技大学校	1,230	-	-	17	119	-	-	-	-	1,366
	航海訓練所	6,666	-	1,137	-	210	-	-	-	-	8,012
	海員学校	1,974	-	212	-	35	-	-	-	-	2,222
	航空大学校	2,973	-	123	-	124	-	-	-	-	3,220
	自動車検査	8,947	-	1,920	-	26	-	-	1,597	-	12,490
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	762	245,851	-	6,448	1,122,818	597,421	-	-	-	1,973,299
	国際観光振興機構	2,243	-	-	-	1,118	-	-	-	-	3,360
	水資源機構	-	80,125	-	8,415	161,925	60,206	-	-	-	310,671
	自動車事故対策機構	9,170	2,594	1,466	-	1,623	-	1,123	-	-	15,977
	空港周辺整備機構	-	1,932	-	8,248	1,676	951	-	-	-	12,807
	海上災害防止センター	-	-	-	1,288	150	-	-	-	-	1,439
	都市再生機構	-	96,983	-	23,480	1,094,012	1,459,065	-	-	-	2,673,540
	奄美群島振興開発基金	-	-	-	-	263	320	1,478	-	-	2,062
環境省	国立環境研究所	9,929	-	1,479	4,682	-	1,305	-	-	-	17,395
	環境再生保全機構	3,097	23,514	-	198	98,672	7,998	-	-	-	133,480
計	合計(108法人)	1,548,291	1,316,583	90,714	320,550	5,683,312	3,209,894	1,082,732	26,877	791	13,279,753

- (注) 1 決算額は、各法人における平成16年度決算報告書による。
2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
3 国庫補助金等には、交付金、補給金、利子補給金、負担金等を含む。
4 海洋研究開発機構、水産総合研究センター及び航海訓練所の施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。
5 出資金・借入金等には、債券を含む。
6 その他の欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、被出資財産からの回収金、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資本より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入、学生海外研修旅費預り金及び勘定間取引等を計上している。
7 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
8 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

独立行政法人の平成17年度決算（収入）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳								計		
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他	前年度繰越金		積立金取崩金	
内閣府	国立公文書館	1,845	-	-	-	5	-	-	-	-	1,850	
	駐留軍等労働者労務管理機構	4,523	-	-	313	1	-	-	-	-	4,837	
	国民生活センター	3,235	-	-	-	205	-	-	-	-	3,440	
	北方領土問題対策協会	658	157	-	71	84	-	-	-	-	969	
総務省	沖縄科学技術研究基盤整備機構	2,553	-	330	-	500	-	-	-	-	3,383	
	情報通信研究機構	39,942	1,019	40	8,300	2,321	7,560	970	-	-	60,151	
	消防研究所	1,085	-	-	215	27	-	-	149	-	1,476	
	統計センター	10,144	-	-	4	10	-	-	-	-	10,158	
外務省	平和祈念事業特別基金	1,010	-	-	-	853	-	-	-	-	1,864	
	国際協力機構	160,077	-	914	3,129	3,852	-	-	-	-	167,971	
	国際交流基金	13,730	-	-	-	3,013	-	-	-	371	17,114	
財務省	酒類総合研究所	1,193	-	-	53	37	-	-	-	-	1,283	
	造幣局	-	-	-	-	29,028	-	-	-	-	29,028	
	国立印刷局	-	-	-	-	93,809	-	-	-	-	93,809	
	通関情報処理センター	-	-	-	-	10,709	-	-	-	-	10,709	
	日本万国博覧会記念機構	-	-	-	-	4,304	-	-	-	-	4,304	
	文部科学省	国立特殊教育総合研究所	1,186	4	103	5	9	-	-	4	-	1,311
		大学入試センター	529	-	-	-	11,051	-	-	-	-	11,580
		国立オリンピック記念青少年総合センター	3,961	-	241	32	981	5	-	722	-	5,943
		国立女性教育会館	701	-	35	15	79	-	-	-	-	831
		国立青年の家	4,194	-	701	65	124	-	-	81	-	5,165
国立少年自然の家		3,942	-	547	46	117	-	-	106	-	4,757	
国立国語研究所		1,174	-	-	29	11	-	-	-	-	1,214	
国立科学博物館		3,379	-	1,032	-	529	-	-	-	-	4,940	
物質・材料研究機構		16,125	-	310	3,606	187	-	-	-	-	20,229	
防災科学技術研究所		8,745	-	3,931	2,023	89	-	-	-	-	14,788	
放射線医学総合研究所		13,301	-	290	2,369	1,943	-	-	-	-	17,902	
国立美術館		4,984	-	-	-	777	-	-	-	-	5,761	
国立博物館		6,622	-	312	-	1,390	-	-	-	-	8,324	
文化財研究所		3,046	-	-	475	67	-	-	-	-	3,588	
教員研修センター		1,957	-	174	1	173	-	-	-	-	2,305	
科学技術振興機構		99,611	-	-	3,454	11,815	1,020	-	219	-	116,120	
日本学術振興会		29,655	98,742	-	20	439	-	-	-	-	128,855	
理化学研究所		71,102	-	5,290	12,481	540	-	-	-	-	89,413	
宇宙航空研究開発機構		131,411	35,328	9,239	32,817	695	-	-	-	-	209,490	
日本スポーツ振興センター		5,023	2,575	618	8	37,132	-	459	-	258	46,073	
日本芸術文化振興会		12,084	-	585	57	4,840	-	-	-	-	17,566	
日本学生支援機構		22,704	19,086	0	-	14,607	538,460	264,796	-	-	859,654	
海洋研究開発機構		32,693	-	5,811	1,252	2,718	-	-	-	-	42,474	
国立高等専門学校機構		69,949	14,851	9,416	-	15,096	-	-	-	-	109,312	
大学評価・学位授与機構		2,189	-	-	-	170	-	-	-	-	2,359	
国立大学財務・経営センター		591	-	-	-	1,430	71,227	104,867	-	11,168	189,282	
メディア教育開発センター		2,419	4	-	-	163	-	-	-	-	2,585	
日本原子力研究開発機構		76,747	-	6,003	12,551	4,756	-	-	-	-	100,057	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	865	-	-	108	129	-	-	188	-	1,291	
	産業安全研究所	1,153	-	149	3	5	-	-	-	-	1,310	
	産業医学総合研究所	1,375	-	337	7	6	-	-	-	-	1,724	
	勤労者退職金共済機構	3,929	7,189	-	-	546,054	-	1,518	-	-	558,690	
	高齢・障害者雇用支援機構	18,734	47,529	29	90	23,313	-	-	-	-	89,695	
	福祉医療機構	5,061	69,474	-	-	121,180	5,010	10,880	-	-	211,605	
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,701	-	101	4	1,662	50	-	-	-	4,518	
	労働政策研究・研修機構	3,370	-	87	17	122	-	-	-	-	3,597	
	雇用・能力開発機構	90,446	40,251	1,189	1,603	460,016	-	-	-	-	593,504	
	労働者健康福祉機構	11,495	12,868	13,062	3	259,092	3,288	7,720	-	-	307,527	
	国立病院機構	51,353	13,001	3,331	-	713,441	28,391	-	-	-	809,517	
	医薬品医療機器総合機構	868	226	-	2,443	8,142	-	-	-	-	11,680	
	医薬基盤研究所	11,474	-	48	95	301	1,000	158	-	-	13,076	
	年金・健康保険福祉施設整理機構	-	-	-	-	4,833	166	-	-	-	4,999	
	農林水産省	農林水産消費技術センター	5,341	-	34	61	11	-	-	190	-	5,637
		種苗管理センター	3,142	-	242	76	145	-	-	32	-	3,637
		家畜改良センター	8,397	-	469	234	766	-	-	395	-	10,261
肥飼料検査所		1,764	-	25	10	40	-	-	117	-	1,957	
農業検査所		852	-	0	0	0	0	-	29	-	881	
農業者大学校		533	-	54	-	52	-	12	32	-	682	
林木育種センター		2,024	-	124	14	-	-	7	-	-	2,169	
さけ・ます資源管理センター		1,748	-	220	22	2	-	-	12	-	2,003	
水産大学校		2,117	-	2,728	73	532	-	-	619	-	6,069	
農業・生物系特定産業技術研究機構		44,838	-	883	6,583	787	-	553	346	-	53,991	
農業生物資源研究所		7,629	-	104	4,290	19	-	-	153	-	12,195	
農業環境技術研究所		3,106	-	119	1,048	1	0	-	-	-	4,274	
農業工学研究所		2,242	-	87	992	10	-	-	-	-	3,331	
食品総合研究所		2,343	-	41	1,420	46	-	-	-	-	3,850	
国際農林水産業研究センター		3,388	-	77	215	7	-	-	-	-	3,687	
森林総合研究所		8,650	-	156	2,827	102	-	-	-	-	11,735	
水産総合研究センター		15,412	-	1,332	4,922	2,797	-	-	510	-	24,973	
農畜産業振興機構		2,356	147,661	-	-	92,678	77,982	10,616	-	-	331,292	
農業者年金基金		4,091	151,191	-	-	16,802	13,280	-	-	-	185,364	
農林漁業信用基金		-	2,670	-	4	91,979	19,257	-	-	-	113,910	
緑資源機構	-	46,213	-	577	29,803	28,565	-	-	-	105,157		
経済産業省	経済産業研究所	2,020	-	-	1	0	-	-	-	-	2,021	
	工業所有権情報・研修館	12,915	-	-	-	51	-	-	-	-	12,965	
	日本貿易保険	-	-	-	-	10,779	0	65,968	48,086	-	124,833	
	産業技術総合研究所	67,432	-	1,520	25,203	5,997	-	-	-	-	100,151	
	製品評価技術基盤機構	7,682	-	184	1,168	922	-	-	-	-	9,956	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	172,240	38,232	-	718	48,571	7,041	2,446	-	-	269,248	

（次ページへ続く）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳								計	
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他	前年度繰越金		積立金取崩金
	日本貿易振興機構	24,463	2,491	-	7,019	3,822	-	-	-	-	37,795
	原子力安全基盤機構	23,735	-	-	537	1,483	-	-	-	-	25,756
	情報処理推進機構	5,263	-	-	620	5,786	7	-	-	-	11,676
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	39,532	1,320	-	116,663	27,355	420,219	316,587	-	-	921,676
	中小企業基盤整備機構	22,288	91	1,262	1,238	965,805	1,818	561,613	-	-	1,554,116
国土交通省	土木研究所	4,674	-	403	1,176	179	-	-	-	-	6,432
	建築研究所	2,051	-	93	256	57	-	-	-	-	2,457
	交通安全環境研究所	1,640	-	570	1,964	6	-	-	-	-	4,180
	海上技術安全研究所	3,202	-	325	821	46	-	-	-	-	4,394
	港湾空港技術研究所	1,441	-	500	1,437	58	-	-	244	-	3,680
	電子航法研究所	1,669	-	-	210	6	-	-	100	-	1,984
	北海道開発土木研究所	1,760	-	-	2,706	13	-	-	191	-	4,669
	海技大学校	1,109	-	-	24	139	-	-	-	-	1,272
	航海訓練所	6,894	-	-	-	65	-	-	-	-	6,959
	海員学校	1,984	-	163	-	35	-	-	-	-	2,182
	航空大学校	2,603	-	102	-	127	-	-	362	-	3,194
	自動車検査	8,934	-	2,147	-	230	-	-	707	-	12,018
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	784	250,277	-	15,451	1,582,433	602,854	-	-	-	2,451,798
	国際観光振興機構	2,295	-	-	-	1,238	-	-	-	-	3,533
	水資源機構	-	79,623	-	12,405	172,005	43,351	-	-	-	307,384
	自動車事故対策機構	9,005	2,759	826	-	1,700	-	994	-	-	15,284
	空港周辺整備機構	-	2,717	-	11,138	4,052	-	-	-	-	17,908
	海上災害防止センター	-	-	-	1,310	101	-	-	-	-	1,411
	都市再生機構	-	103,330	-	34,470	1,898,202	4,444,620	-	-	-	6,480,622
	奄美群島振興開発基金	-	-	-	-	398	512	2,417	-	-	3,327
	日本高速道路保有・債務返済機構	-	12,379	-	-	984,686	1,350,948	-	-	-	2,348,013
環境省	国立環境研究所	9,964	1,844	415	3,938	80	-	-	-	-	16,241
	環境再生保全機構	2,668	59,060	-	88	94,746	5,498	-	923	-	162,982
計	合計(113法人)	1,633,063	1,264,162	79,460	351,693	8,446,734	7,672,129	1,352,581	54,517	11,797	20,866,129

(注) 1 決算額は、各法人における平成17年度決算報告書による。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 国庫補助金等には、交付金、補給金、利子補給金、負担金等を含む。

4 海洋研究開発機構、水産大学校の施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。

5 出資金・借入金等には、債券を含む。

6 その他の欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、被出資財産からの回収金、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資本より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入、学生海外研修旅費預り金及び勘定間取引等を計上している。

7 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

8 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

独立行政法人の平成18年度決算(収入)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳								前年度繰越金	積立金取崩金	計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他				
内閣府	国立公文書館	1,869	-	-	-	5	-	-	-	-	-	1,874
	駐留軍等労働者労務管理機構	4,307	-	-	-	6	-	-	-	-	-	4,314
	国民生活センター	2,972	-	107	-	208	-	0	0	0	0	3,287
	北方領土問題対策協会	654	156	-	66	82	-	-	-	-	-	958
総務省	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,148	-	1,228	-	-	-	1	-	-	-	5,377
	情報通信研究機構	36,964	1,033	441	6,574	2,359	3,460	607	-	-	-	51,440
	統計センター	9,466	-	-	25	0	-	-	81	-	-	9,572
外務省	平和祈念事業特別基金	907	-	-	-	844	-	-	-	-	-	1,751
	国際協力機構	157,516	-	461	2,753	3,609	-	-	-	-	-	164,338
財務省	国際交流基金	13,389	-	-	-	4,224	-	-	-	-	-	17,613
	酒類総合研究所	1,276	-	-	38	46	-	-	-	-	-	1,360
	造幣局	-	-	-	-	27,618	-	-	-	-	-	27,618
	国立印刷局	-	-	-	-	103,890	-	-	-	-	-	103,890
文部科学省	通関情報処理センター	-	-	-	-	10,689	-	48	-	-	-	10,737
	日本万国博覧会記念機構	-	-	-	-	4,366	-	-	-	-	-	4,366
文部科学省	国立特殊教育総合研究所	1,206	-	79	1	11	-	-	-	-	-	1,298
	大学入試センター	497	-	-	-	11,088	-	-	-	-	-	11,585
	国立青少年教育振興機構	11,522	-	1,269	-	1,095	18	280	-	-	-	14,184
	国立女性教育会館	669	-	83	21	91	0	-	-	-	-	863
	国立国語研究所	1,095	-	-	37	10	-	-	-	-	-	1,142
	国立科学博物館	3,244	-	2,764	-	644	-	-	-	-	-	6,652
	物質・材料研究機構	15,968	-	519	3,489	271	-	-	-	-	-	20,247
	防災科学技術研究所	8,495	-	761	2,096	86	-	-	-	-	-	11,438
	放射線医学総合研究所	13,140	-	380	1,455	2,264	-	-	-	-	-	17,238
	国立美術館	6,779	-	-	-	816	-	-	-	-	-	7,595
	国立博物館	6,103	-	-	-	1,478	51	-	-	-	-	7,633
	文化財研究所	2,985	-	-	626	63	8	10	-	-	-	3,693
	教員研修センター	1,611	-	237	1	151	-	-	-	-	-	2,000
	科学技術振興機構	101,437	-	-	2,616	11,299	622	612	59	12	116,657	
	日本学術振興会	29,364	109,228	-	166	498	-	-	-	-	-	139,255
	理化学研究所	67,921	2,718	3,544	13,640	659	-	-	-	-	-	88,482
	宇宙航空研究開発機構	138,293	33,260	9,300	50,183	-	-	1,241	-	-	-	232,277
	日本スポーツ振興センター	4,782	2,564	2,947	9	34,648	22,400	320	-	511	68,181	
	日本芸術文化振興会	11,583	-	412	32	5,154	-	-	-	-	-	17,181
	日本学生支援機構	21,963	30,207	119	-	15,933	545,636	288,435	-	-	-	902,293
	海洋研究開発機構	35,734	-	786	7,506	4,814	-	-	-	-	-	48,840
	国立高等専門学校機構	70,065	-	6,775	-	15,448	-	-	-	372	-	92,660
	大学評価・学位授与機構	2,074	-	-	-	232	-	-	-	-	-	2,306
	国立大学財務・経営センター	546	-	-	-	2,217	65,817	105,784	-	6,472	-	180,835
	メディア教育開発センター	2,292	-	-	-	218	-	-	-	-	-	2,510
	日本原子力研究開発機構	161,838	1,241	26,854	14,568	3,643	-	-	-	-	-	208,145
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	908	-	-	144	66	37	65	286	-	-
労働安全衛生総合研究所		2,478	-	398	38	0	-	9	-	-	-	2,923
勤労者退職金共済機構		3,797	7,149	-	-	513,519	-	1,169	-	-	-	525,634
高齢・障害者雇用支援機構		18,336	48,306	36	45	21,260	-	-	-	-	-	87,983
福祉医療機構		10,957	74,352	-	-	248,615	1,014	11,225	-	-	-	346,162
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		2,620	8	50	3	1,643	50	-	-	-	-	4,374
労働政策研究・研修機構		3,338	-	92	5	-	-	222	-	-	-	3,658
雇用・能力開発機構		86,153	38,788	1,557	1,248	443,109	-	0	-	-	-	570,855
労働者健康福祉機構		11,281	15,060	11,971	30	252,023	4,745	11,353	-	-	-	306,464
国立病院機構		50,609	-	14,883	-	721,116	14,300	-	-	-	-	800,907
医薬品医療機器総合機構		656	192	-	2,362	9,744	-	31	-	-	-	12,984
医薬基盤研究所		11,443	-	200	163	470	1,378	-	-	-	-	13,654
年金・健康保険福祉施設整理機構		-	-	-	-	27,241	-	-	4,263	-	-	31,504
年金積立金管理運用		-	-	-	-	3,968,523	13,631,152	5,887,196	-	-	-	23,486,871
農林水産省	農林水産消費技術センター	5,565	-	578	45	13	-	-	-	-	-	6,200
	種苗管理センター	3,133	-	211	83	151	-	-	-	-	-	3,577
	家畜改良センター	8,363	-	457	246	789	-	-	-	-	-	9,855
	肥飼料検査所	1,772	-	30	15	36	-	-	-	-	-	1,853
	農薬検査所	829	-	-	1	0	-	8	-	-	-	838
	林木育種センター	1,905	-	328	49	-	-	-	-	-	-	2,281
	水産大学校	2,182	-	2,953	111	545	-	-	-	-	-	5,792
	農業・食品産業技術総合研究機構	50,463	41	2,053	9,021	818	188	638	-	-	-	63,223
	農業生物資源研究所	7,467	-	439	3,964	25	-	-	23	-	-	11,918
	農業環境技術研究所	3,280	-	101	1,060	13	-	-	-	-	-	4,455
	国際農林水産業研究センター	3,237	-	47	146	24	-	-	-	-	-	3,453
	森林総合研究所	8,443	-	451	1,726	105	-	-	-	-	-	10,725
	水産総合研究センター	17,397	-	1,606	5,100	1,942	-	-	-	-	-	26,045
	農畜産業振興機構	2,120	132,617	-	-	71,195	38,776	52,312	-	-	-	297,020
	農業者年金基金	4,028	151,374	-	-	16,102	19,700	-	-	-	-	191,204
	農林漁業信用基金	-	2,605	-	8	71,625	10,305	-	-	-	-	84,543
	緑資源機構	-	48,411	-	548	29,315	28,879	-	-	-	-	107,153
経済産業省	経済産業研究所	1,641	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1,642
	工業所有権情報・研修館	12,773	-	-	-	99	-	-	-	-	-	12,872
	日本貿易保険	-	-	-	-	11,892	-	101,994	42,795	-	-	156,680
	産業技術総合研究所	66,437	-	7,275	27,609	5,548	-	-	-	-	-	106,869
	製品評価技術基盤機構	7,625	-	120	929	322	-	194	-	-	-	9,191
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	163,520	43,784	-	4,699	5,773	2,023	1,787	-	-	-	221,588

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳									計
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他	前年度繰越金	積立金取崩金	
	日本貿易振興機構	23,923	2,660	-	7,150	3,873	-	-	-	-	37,606
	原子力安全基盤機構	23,605	-	-	440	1,696	-	-	-	-	25,741
	情報処理推進機構	5,196	-	-	775	4,562	-	-	-	-	10,533
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	38,892	1,051	-	91,842	43,374	478,518	331,783	-	-	985,461
	中小企業基盤整備機構	22,160	28,044	1,479	1,349	776,674	2,025	574,423	-	-	1,406,154
国土交通省	土木研究所	6,448	-	591	3,427	207	-	-	-	-	10,673
	建築研究所	2,028	-	88	194	48	-	-	-	-	2,358
	交通安全環境研究所	1,768	-	256	2,020	-	-	28	-	-	4,072
	海上技術安全研究所	3,069	-	182	802	49	-	-	-	-	4,101
	港湾空港技術研究所	1,392	-	305	1,686	72	-	-	-	-	3,455
	電子航法研究所	1,687	-	44	270	5	-	-	-	-	2,007
	航海訓練所	6,654	-	126	7	56	-	-	-	-	6,843
	海技教育機構	2,932	-	-	35	144	-	-	-	-	3,111
	航空大学校	2,888	-	112	-	112	-	-	-	-	3,113
	自動車検査	8,922	-	2,312	-	14	-	-	905	-	12,153
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	761	234,170	-	17,252	1,385,669	462,756	-	-	-	2,100,608
	国際観光振興機構	2,267	-	-	-	1,289	-	-	-	-	3,556
	水資源機構	-	65,808	-	8,985	166,362	20,365	-	-	-	261,519
	自動車事故対策機構	8,689	2,842	819	-	1,869	-	921	-	-	15,140
	空港周辺整備機構	-	2,632	-	9,417	2,310	-	-	-	-	14,360
	海上災害防止センター	-	-	-	1,260	118	-	-	-	-	1,378
	都市再生機構	-	98,434	-	26,468	1,600,488	1,051,183	-	-	-	2,776,573
	奄美群島振興開発基金	-	-	-	-	388	702	2,340	-	-	3,430
	日本高速道路保有・債務返済機構	-	16	-	-	2,017,817	2,845,188	-	-	-	4,863,021
環境省	国立環境研究所	9,616	-	415	3,816	149	-	-	-	-	13,995
	環境再生保全機構	2,422	19,729	-	78	75,811	11,099	-	1,758	-	110,897
計	合計(104法人)	1,704,749	1,198,480	111,631	342,573	12,777,595	19,262,395	7,375,036	50,170	7,367	42,829,999

(注)1 決算額は、各法人における平成18年度決算報告書による。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 国庫補助金等には、交付金、補給金、利子補給金、負担金等を含む。

4 海洋研究開発機構、水産大学校の施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。

5 出資金・借入金等には、債券を含む。

6 その他の欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、被出資財産からの回収金、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資本より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入、学生海外研修旅費預り金及び勘定間取引等を計上している。

7 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

8 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

独立行政法人の平成19年度決算(収入)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳								計		
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他	前年度繰越金		積立金取崩金	
内閣府	国立公文書館	1,856	-	-	-	6	-	-	68	-	1,930	
	国民生活センター	2,803	-	123	-	158	-	-	-	-	3,084	
	北方領土問題対策協会	632	193	-	50	94	-	-	-	-	970	
総務省	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,283	-	1,861	-	39	-	-	-	-	6,183	
	情報通信研究機構	36,266	807	54	5,591	347	3,840	2,217	-	-	49,122	
	統計センター	9,067	-	-	21	0	-	-	842	-	9,930	
	平和祈念事業特別基金	849	-	-	-	6,943	-	-	-	-	7,792	
外務省	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	-	-	-	-	10,886,280	3,911,429	-	-	-	14,797,708	
	国際協力機構	155,626	-	1,041	2,766	1,475	-	-	-	-	160,907	
財務省	国際交流基金	13,049	-	-	253	3,624	-	-	-	12	16,938	
	酒類総合研究所	1,222	-	-	44	39	-	-	-	-	1,306	
	造幣局	-	-	-	-	25,515	-	-	-	-	25,515	
	国立印刷局	-	-	-	-	90,642	-	-	-	-	90,642	
	通関情報処理センター	-	-	-	-	10,307	-	24	-	-	10,331	
文部科学省	日本万国博覧会記念機構	-	-	-	-	3,706	-	-	-	-	3,706	
	国立特別支援教育総合研究所	1,207	10	58	4	10	-	-	40	-	1,329	
	大学入試センター	444	-	-	2	10,938	-	-	-	-	11,385	
	国立青少年教育振興機構	10,913	-	867	59	1,163	8	146	-	-	13,157	
	国立女性教育会館	724	-	116	19	109	0	3	-	-	971	
	国立国語研究所	1,129	-	-	49	17	-	-	-	-	1,195	
	国立科学博物館	3,222	-	-	-	831	-	-	-	-	4,053	
	物質・材料研究機構	15,803	930	308	3,342	313	-	-	-	-	20,697	
	防災科学技術研究所	8,369	-	6,529	760	210	-	-	-	-	15,868	
	放射線医学総合研究所	12,851	-	1,644	1,520	2,575	-	-	-	-	18,590	
	国立美術館	6,042	-	6,393	-	1,515	-	-	-	-	13,949	
	国立文化財機構	9,042	-	148	527	1,558	149	-	-	-	11,423	
	教員研修センター	1,511	-	192	1	150	-	-	-	-	1,854	
	科学技術振興機構	103,463	-	-	2,582	9,866	400	-	514	-	116,825	
	日本学術振興会	29,024	129,830	-	649	512	-	-	-	-	160,014	
	理化学研究所	62,334	16,062	2,313	9,821	1,018	-	-	-	22	91,570	
	宇宙航空研究開発機構	128,826	46,661	8,237	32,519	-	-	1,607	-	-	217,851	
	日本スポーツ振興センター	5,375	2,564	1,506	-	85,538	-	79	-	386	95,448	
	日本芸術文化振興会	11,482	-	801	56	5,022	-	-	-	-	17,361	
	日本学生支援機構	21,446	45,436	72	98	17,903	675,899	320,629	-	-	1,081,484	
	海洋研究開発機構	37,190	9	810	7,601	2,728	-	-	-	-	48,337	
	国立高等専門学校機構	69,030	-	6,914	-	16,475	-	-	-	-	92,442	
	大学評価・学位授与機構	1,996	-	-	0	370	-	-	-	-	2,366	
	国立大学財務・経営センター	522	-	-	12	7,494	68,569	107,060	-	3,063	186,720	
	メディア教育開発センター	2,083	-	-	-	182	-	-	-	-	2,265	
	日本原子力研究開発機構	163,224	3,072	23,373	16,846	3,627	-	9,420	-	-	219,563	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	812	-	-	127	56	34	27	69	-	1,125
労働安全衛生総合研究所		2,514	-	396	19	-	-	14	-	-	2,943	
勤労者退職金共済機構		3,662	7,312	-	-	497,436	-	1,240	-	-	509,650	
高齢・障害者雇用支援機構		17,786	33,288	35	-	19,821	-	-	-	-	70,930	
福祉医療機構		10,056	67,341	-	-	238,315	64	11,191	-	-	326,966	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		2,553	15	67	3	1,653	-	-	-	-	4,291	
労働政策研究・研修機構		3,131	-	180	0	-	-	70	-	-	3,381	
雇用・能力開発機構		79,692	31,192	1,315	1,411	433,788	-	-	-	-	547,398	
労働者健康福祉機構		11,433	17,515	10,040	33	258,325	5,168	7,934	-	-	310,448	
国立病院機構		49,848	-	6,204	-	744,138	14,985	4,442	-	-	819,618	
医薬品医療機器総合機構		621	20,654	-	2,276	11,369	-	47	-	-	34,968	
医薬基盤研究所		11,333	-	264	425	483	1,200	-	-	-	13,706	
年金・健康保険福祉施設整理機構		-	-	-	-	38,491	-	-	28,472	-	66,963	
年金積立金管理運用		-	-	-	-	△ 5,516,733	16,115,630	5,228,628	-	-	15,827,525	
農林水産省		農林水産消費安全技術センター	7,858	-	752	48	57	-	-	-	-	8,716
		種苗管理センター	2,985	9	205	82	139	-	255	-	-	3,675
	家畜改良センター	8,404	-	436	377	967	-	-	314	-	10,498	
	水産大学校	2,186	-	2,494	115	629	-	-	177	-	5,600	
	農業・食品産業技術総合研究機構	49,804	67	645	10,151	1,518	668	430	-	-	63,283	
	農業生物資源研究所	7,526	-	217	5,003	39	-	-	469	-	13,254	
	農業環境技術研究所	3,142	-	97	1,601	1	-	-	-	-	4,842	
	国際農林水産業研究センター	3,275	69	74	318	16	-	-	-	-	3,752	
	森林総合研究所	10,317	-	619	1,778	130	-	-	39	-	12,884	
	水産総合研究センター	17,502	-	1,044	4,734	2,264	-	-	447	-	25,991	
	農畜産業振興機構	2,002	132,693	-	-	118,926	24,296	373	-	-	278,290	
	農業者年金基金	3,963	152,699	-	-	15,620	54,100	-	-	-	226,381	
	農林漁業信用基金	-	1,105	-	5	81,296	8,715	-	-	-	91,122	
	緑資源機構	-	47,570	-	507	27,637	29,687	-	-	-	105,401	
	経済産業省	経済産業研究所	1,746	-	-	3	5	-	1	-	-	1,755
		工業所有権情報・研修館	14,232	-	-	-	89	-	-	-	-	14,321
日本貿易保険		-	-	-	-	12,690	-	43,864	33,781	-	90,334	
産業技術総合研究所		65,682	-	6,700	21,690	5,325	-	-	-	-	99,397	
製品評価技術基盤機構		7,588	-	102	590	845	-	-	-	-	9,125	
新エネルギー・産業技術総合開発機構		154,858	64,611	-	9,843	4,041	-	2,169	-	-	235,522	

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳							計		
		運営費交付金	国庫補助金等	施設整備費	受託収入	自己収入等	出資金・借入金等	その他			
	日本貿易振興機構	24,408	2,970	-	7,666	3,887	-	-	-	38,932	
	原子力安全基盤機構	22,877	-	-	247	1,684	-	-	-	24,808	
	情報処理推進機構	5,117	-	-	117	3,833	-	-	-	9,067	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	33,296	2,212	-	109,782	33,955	663,113	457,730	-	1,300,089	
	中小企業基盤整備機構	21,993	57	969	2,530	703,944	1,512	545,181	-	1,276,186	
国土交通省	土木研究所	6,361	-	572	3,142	144	-	-	-	10,219	
	建築研究所	2,045	-	117	166	56	-	-	-	2,384	
	交通安全環境研究所	1,770	-	339	1,613	17	-	-	-	3,740	
	海上技術安全研究所	3,010	-	585	963	45	-	-	-	4,603	
	港湾空港技術研究所	1,371	-	230	1,436	69	-	-	-	3,106	
	電子航法研究所	1,684	-	55	560	3	-	-	-	2,302	
	航海訓練所	6,518	-	295	7	56	-	-	-	6,876	
	海技教育機構	2,818	-	-	28	170	-	-	-	3,015	
	航空大学校	2,855	-	101	-	130	-	-	-	3,086	
	自動車検査	7,753	-	1,769	-	3,604	-	-	-	13,125	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	738	205,463	-	25,346	1,326,377	436,831	-	-	1,994,756	
	国際観光振興機構	2,111	-	-	-	1,562	-	-	-	3,673	
	水資源機構	-	62,868	-	1,605	153,450	36,613	-	-	254,536	
	自動車事故対策機構	8,429	2,950	-	-	2,098	992	-	-	14,469	
	空港周辺整備機構	-	3,011	-	6,360	1,126	-	-	-	10,497	
	海上災害防止センター	-	-	-	1,613	311	-	-	-	1,924	
	都市再生機構	-	89,352	-	22,517	1,708,694	1,124,562	-	-	2,945,125	
	奄美群島振興開発基金	-	-	-	-	294	802	2,382	-	3,478	
	日本高速道路保有・債務返済機構	-	2,867	-	-	2,012,034	3,213,752	-	-	5,228,652	
	住宅金融支援機構	-	275,050	-	-	1,948,557	3,106,383	4,519,376	-	9,849,366	
環境省	国立環境研究所	9,680	-	826	3,740	19	-	-	-	14,265	
	環境再生保全機構	2,392	26,466	-	10	74,332	11,500	-	2,336	117,036	
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	4,184	-	-	-	14	-	-	-	4,198	
計	合計(102法人)	1,660,826	1,494,980	101,104	335,779	16,179,140	29,510,901	11,266,539	67,568	3,486	60,620,349

(注)1 決算額は、各法人における平成19年度決算報告書による。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 国庫補助金等には、交付金、補給金、利子補給金、負担金等を含む。

4 海洋研究開発機構、水産大学校の施設整備費には、船舶建造費補助金を含む。

5 出資金・借入金等には、債券を含む。

6 その他の欄には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、被出資財産からの回収金、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資本より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入、学生海外研修旅費預り金及び勘定間取引等を計上している。

7 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

8 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

9 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

独立行政法人の平成15年度決算（支出）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
内閣府	国立公文書館	869	-	-	471	326	-	1,666	
	駐留軍等労働者労務管理機構	583	-	368	2,818	1,091	-	4,860	
	国民生活センター	547	-	-	650	115	-	1,312	
	北方領土問題対策協会	184	-	-	102	30	-	316	
総務省	通信総合研究所	13,608	8,822	12,668	3,344	3,228	15	41,685	
	消防研究所	468	451	216	473	70	-	1,678	
	統計センター	1,895	-	-	7,260	242	-	9,397	
	平和祈念事業特別基金	775	-	-	116	80	-	971	
外務省	国際協力機構	80,250	275	1,518	4,230	1,842	1,320	89,435	
	国際交流基金	5,904	135	-	1,329	938	-	8,307	
財務省	酒類総合研究所	409	-	49	486	272	-	1,216	
	造幣局	11,195	2,204	-	11,744	-	-	25,144	
	国立印刷局	33,466	8,593	-	51,012	-	-	93,071	
	通関情報処理センター	4,917	-	-	519	165	-	5,601	
文部科学省	日本万国博覧会記念機構	345	-	-	321	977	31	1,674	
	国立特殊教育総合研究所	278	496	3	744	80	-	1,601	
	大学入試センター	8,770	-	-	932	1,008	-	10,711	
	国立オリンピック記念青少年総合センター	3,585	249	-	620	781	-	5,235	
	国立女性教育会館	438	59	11	-	340	-	848	
	国立青年の家	1,296	1,228	14	-	3,210	-	5,748	
	国立少年自然の家	1,456	1,066	-	-	2,800	-	5,322	
	国立国語研究所	514	-	183	610	121	-	1,428	
	国立科学博物館	1,137	5,602	-	1,246	710	-	8,695	
	物質・材料研究機構	10,052	5,676	4,578	5,688	-	-	25,994	
	防災科学技術研究所	6,985	7,781	3,153	1,278	-	-	19,197	
	航空宇宙技術研究所	13,269	1,915	234	-	-	829	16,246	
	放射線医学総合研究所	10,815	5,009	1,598	3,957	-	-	21,379	
	国立美術館	2,962	-	-	1,103	994	-	5,060	
	国立博物館	2,537	39	-	2,181	628	-	5,385	
	文化財研究所	1,429	-	184	1,320	503	11	3,446	
	教員研修センター	1,013	174	-	476	769	-	2,432	
	科学技術振興機構	54,221	677	1,492	2,950	983	1,558	61,883	
	日本学術振興会	14,270	-	-	419	185	4,224	19,098	
	理化学研究所	29,160	5,399	24,824	4,090	466	-	63,940	
	宇宙航空研究開発機構	48,769	2,779	28,077	10,222	1,319	36,495	127,661	
	日本スポーツ振興センター	8,987	717	-	2,143	226	14,241	26,313	
	日本芸術文化振興会	7,275	252	6	1,579	239	-	9,351	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	257	-	220	588	95	3	1,163
		産業安全研究所	473	119	2	481	108	-	1,183
		産業医学総合研究所	462	586	52	733	166	-	1,999
		勤労者退職金共済機構	5,107	-	-	-	367	213,698	219,172
高齢・障害者雇用支援機構		51,930	-	21	3,301	573	-	55,824	
福祉医療機構		944	-	-	1,478	409	89,590	92,422	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		413	-	-	1,880	56	-	2,349	
労働政策研究・研修機構		542	-	-	801	307	-	1,651	
雇用・能力開発機構		81,744	-	138	8,093	279	400	90,654	
農林水産省		農林水産消費技術センター	682	731	59	4,203	538	-	6,212
	種苗管理センター	452	348	59	2,544	221	426	4,050	
	家畜改良センター	2,258	377	147	6,281	432	-	9,495	
	肥飼料検査所	306	28	5	1,312	208	-	1,857	
	農薬検査所	155	1,807	-	543	68	-	2,573	
	農業者大学校	137	48	-	411	89	-	685	
	林木育種センター	725	130	19	1,208	-	1	2,083	
	さけ・ます資源管理センター	533	244	30	1,188	97	-	2,092	
	水産大学校	642	559	50	1,769	222	-	3,242	
	農業・生物系特定産業技術研究機構	13,971	7,831	4,819	25,388	2,951	1	54,962	
	農業生物資源研究所	3,082	104	4,709	4,241	514	-	12,650	
	農業環境技術研究所	936	62	876	1,985	448	-	4,308	
	農業工学研究所	693	64	510	1,330	152	-	2,749	
	食品総合研究所	667	243	1,199	1,381	331	-	3,821	
	国際農林水産業研究センター	1,494	415	222	1,766	151	-	4,048	
	森林総合研究所	1,355	168	1,818	6,144	1,052	6	10,542	
	水産総合研究センター	5,732	3,125	4,987	7,461	1,028	-	22,333	
	農畜産業振興機構	172,625	-	-	1,361	333	24,315	198,634	
	農業者年金基金	90,021	-	-	464	236	-	90,721	
	農林漁業信用基金	153,057	-	-	751	260	-	154,068	
	緑資源機構	34,202	-	395	4,545	896	25,621	65,658	
	経済産業省	経済産業研究所	1,431	-	86	-	268	-	1,784
		工業所有権総合情報館	4,548	-	-	576	137	-	5,260
		日本貿易保険	4,589	-	-	-	-	65,197	69,786
		産業技術総合研究所	64,028	56,726	19,055	-	-	13,609	153,418
		製品評価技術基盤機構	3,542	35	931	-	4,488	1,389	10,386
		新エネルギー・産業技術総合開発機構	77,764	35	11,908	-	8,226	86,099	184,032

（次ページへ続く）

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他	
	日本貿易振興機構	18,124	-	3,950	-	1,368	-	23,442
	原子力安全基盤機構	10,327	-	49	-	1,417	-	11,793
	情報処理推進機構	1,680	-	222	-	772	-	2,674
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	5,228	-	80,563	-	103	9,029	94,923
国土交通省	土木研究所	2,562	1,265	1,002	1,890	394	-	7,112
	建築研究所	921	277	203	971	323	-	2,694
	交通安全環境研究所	1,070	263	2,223	945	64	-	4,565
	海上技術安全研究所	628	90	1,116	2,484	130	-	4,447
	港湾空港技術研究所	279	791	1,384	1,102	123	-	3,679
	電子航法研究所	912	-	302	654	49	-	1,918
	北海道開発土木研究所	370	1,301	2,858	1,462	140	-	6,130
	海技大学校	259	19	-	1,007	67	-	1,352
	航海訓練所	2,117	1,176	-	4,615	389	-	8,296
	海員学校	402	320	-	1,489	94	-	2,305
	航空大学校	1,150	51	-	1,394	301	-	2,896
	自動車検査	3,325	1,980	-	6,046	1,534	-	12,885
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	458,067	-	11,792	13,461	4,693	661,029	1,149,041
	国際観光振興機構	548	-	272	686	172	-	1,679
	水資源機構	87,128	-	4,974	10,094	1,483	89,554	193,234
	自動車事故対策機構	3,960	13	-	1,809	606	222	6,608
	空港周辺整備機構	2,346	-	4,875	532	112	-	7,864
	海上災害防止センター	-	-	367	-	254	24	645
環境省	国立環境研究所	6,396	2,339	4,708	2,753	464	-	16,661
計	合計(96法人)	1,773,931	143,268	252,353	274,034	65,496	1,338,937	3,848,015

(注) 1 決算額は、各法人における平成15年度決算報告書による。また、繰越金は除いて計上している。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。

4 水産総合研究センター及び航海訓練所の施設整備費には、船舶建造費を含む。

5 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

6 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

独立行政法人の平成16年度決算（支出）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
内閣府	国立公文書館	928	-	-	451	320	-	1,699	
	駐留軍等労働者労務管理機構	608	-	383	2,728	1,000	-	4,719	
	国民生活センター	981	-	-	1,407	259	-	2,648	
	北方領土問題対策協会	623	-	88	208	56	-	975	
総務省	情報通信研究機構	43,745	70	10,147	3,852	2,804	9,623	70,242	
	消防研究所	529	-	117	499	80	665	1,891	
	統計センター	1,721	-	9	7,595	238	-	9,564	
	平和祈念事業特別基金	1,359	-	-	228	151	-	1,738	
外務省	国際協力機構	154,144	755	3,623	7,908	3,603	2,649	172,682	
	国際交流基金	12,403	-	-	2,576	1,953	-	16,931	
財務省	酒類総合研究所	416	-	81	500	255	-	1,252	
	造幣局	14,443	2,744	-	11,211	-	-	28,399	
	国立印刷局	33,494	3,295	-	49,492	-	-	86,280	
	通関情報処理センター	9,590	-	-	1,046	410	-	11,046	
文部科学省	日本万国博覧会記念機構	1,206	-	-	634	2,022	508	4,369	
	国立特殊教育総合研究所	361	140	1	818	105	-	1,424	
	大学入試センター	7,947	-	-	962	1,101	-	10,010	
	国立オリンピック記念青少年総合センター	3,674	248	7	529	793	-	5,251	
	国立女性教育会館	454	25	5	-	334	-	818	
	国立青年の家	1,269	1,173	15	-	2,985	-	5,442	
	国立少年自然の家	1,375	1,102	-	-	2,735	-	5,212	
	国立国語研究所	464	-	55	622	128	150	1,419	
	国立科学博物館	2,110	1,422	-	1,235	973	5,259	10,999	
	物質・材料研究機構	10,916	276	3,739	5,891	-	8,954	29,777	
	防災科学技術研究所	6,296	13,445	2,019	1,136	-	-	22,896	
	放射線医学総合研究所	10,808	6,030	1,869	3,776	-	-	22,484	
	国立美術館	3,282	-	-	1,187	1,200	-	5,669	
	国立博物館	4,171	2,159	-	2,344	664	-	9,338	
	文化財研究所	1,414	14	250	1,307	470	10	3,465	
	教員研修センター	822	174	1	484	437	-	1,918	
	科学技術振興機構	98,381	-	2,941	5,324	2,475	-	109,121	
	日本学術振興会	28,643	-	-	915	366	87,881	117,805	
	理化学研究所	58,677	5,559	10,179	7,938	2,836	-	85,189	
	宇宙航空研究開発機構	105,144	7,093	33,536	18,709	3,629	37,479	205,590	
	日本スポーツ振興センター	13,766	727	7	4,551	414	27,832	47,298	
	日本芸術文化振興会	12,826	656	94	3,094	530	-	17,200	
	日本学生支援機構	19,464	-	-	5,238	1,538	723,029	749,269	
	海洋研究開発機構	28,050	5,198	597	3,259	749	-	37,853	
	国立高等専門学校機構	75,271	3,235	-	-	7,339	2,664	88,509	
	大学評価・学位授与機構	727	-	-	1,175	206	83	2,191	
	国立大学財務・経営センター	119	-	-	275	130	169,213	169,737	
	メディア教育開発センター	1,328	-	-	937	114	115	2,495	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	169	-	259	521	96	3	1,047
		産業安全研究所	479	0	1	486	107	-	1,072
		産業医学総合研究所	456	420	35	721	168	-	1,800
		勤労者退職金共済機構	9,256	-	-	532	140	439,496	449,424
高齢・障害者雇用支援機構		81,357	29	69	6,518	1,460	-	89,432	
福祉医療機構		2,332	-	-	2,707	416	198,945	204,400	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		810	-	3	3,659	112	-	4,584	
労働政策研究・研修機構		1,240	81	-	1,570	579	-	3,471	
雇用・能力開発機構		525,012	1,652	2,455	47,520	2,302	6,775	585,716	
労働者健康福祉機構		264,716	14,870	12	14,738	8,204	5,098	307,638	
国立病院機構		580,637	37,916	-	-	-	95,254	713,807	
医薬品医療機器総合機構		15,839	-	-	2,645	1,575	253	20,312	
農林水産省		農林水産消費技術センター	680	142	58	4,130	516	-	5,527
		種苗管理センター	471	234	74	2,574	243	50	3,646
	家畜改良センター	2,309	671	224	6,522	417	1,700	11,843	
	肥飼料検査所	324	662	3	1,224	193	-	2,406	
	農薬検査所	256	-	-	560	49	2,343	3,208	
	農業者大学校	126	52	-	413	82	-	673	
	林木育種センター	712	132	16	1,216	-	57	2,132	
	さけ・ます資源管理センター	523	244	17	1,216	97	-	2,098	
	水産大学校	642	314	55	1,750	213	-	2,974	
	農業・生物系特定産業技術研究機構	18,379	729	5,386	26,063	2,998	8,424	61,978	
	農業生物資源研究所	2,994	508	4,359	4,296	526	4,096	16,779	
	農業環境技術研究所	933	106	919	2,008	405	960	5,331	
	農業工学研究所	706	54	901	1,372	161	120	3,315	
	食品総合研究所	663	133	1,529	1,340	316	283	4,264	
	国際農林水産業研究センター	1,496	31	243	1,640	127	958	4,495	
	森林総合研究所	1,372	217	1,910	6,541	1,018	610	11,669	
	水産総合研究センター	8,903	1,820	5,039	8,041	1,154	3,605	28,563	
	農畜産業振興機構	276,174	-	-	2,873	617	46,435	326,099	
	農業者年金基金	173,828	-	-	929	508	-	175,266	
	農林漁業信用基金	113,400	-	-	1,539	695	-	115,635	
	緑資源機構	48,991	-	520	8,700	1,210	49,277	108,697	
	経済産業省	経済産業研究所	1,509	-	2	-	290	-	1,801
		工業所有権情報・研修館	8,299	-	-	694	171	-	9,164
日本貿易保険		4,447	-	-	-	-	33,622	38,069	
産業技術総合研究所		64,667	16,123	19,368	-	-	93,141	193,299	
製品評価技術基盤機構		3,059	180	982	-	4,926	1,693	10,839	
新エネルギー・産業技術総合開発機構		197,383	590	4,349	-	15,262	48,384	265,968	

（次ページへ続く）

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他	
	日本貿易振興機構	29,622	-	6,875	-	2,431	-	38,928
	原子力安全基盤機構	21,477	-	550	-	2,196	-	24,222
	情報処理推進機構	6,550	-	649	-	1,879	-	9,077
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	16,632	-	116,467	-	1,649	677,715	812,462
	中小企業基盤整備機構	426,571	-	812	-	1,552	446,000	874,935
国土交通省	土木研究所	2,545	512	1,088	1,976	380	1,618	8,118
	建築研究所	787	99	194	1,020	357	330	2,787
	交通安全環境研究所	159	392	2,376	948	64	461	4,401
	海上技術安全研究所	709	-	1,065	2,231	131	243	4,381
	港湾空港技術研究所	337	200	1,335	1,193	123	650	3,837
	電子航法研究所	883	-	416	742	47	-	2,088
	北海道開発土木研究所	276	-	2,708	1,371	145	260	4,760
	海技大学校	239	-	15	916	76	-	1,246
	航海訓練所	1,885	1,137	-	4,224	198	-	7,443
	海員学校	394	179	-	1,388	100	-	2,061
	航空大学校	1,180	123	-	1,352	285	-	2,941
	自動車検査	2,540	1,920	-	5,948	1,246	-	11,654
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	689,342	-	7,022	23,689	8,444	1,253,073	1,981,570
	国際観光振興機構	1,447	-	316	1,305	299	-	3,367
	水資源機構	121,455	-	6,880	19,724	2,110	157,117	307,286
	自動車事故対策機構	7,756	1,267	-	3,526	1,252	344	14,145
	空港周辺整備機構	4,366	-	7,524	1,089	216	-	13,195
	海上災害防止センター	-	-	874	-	430	40	1,343
	都市再生機構	722,368	-	26,531	31,626	7,506	1,892,540	2,680,570
	奄美群島振興開発基金	29	-	-	112	33	1,760	1,935
環境省	国立環境研究所	5,814	1,479	4,661	2,894	513	-	15,360
	環境再生保全機構	69,298	-	197	1,529	721	57,568	129,313
計	合計(108法人)	5,324,160	140,758	307,106	438,102	127,138	6,607,415	12,944,680

(注) 1 決算額は、各法人における平成16年度決算報告書による。また、繰越金は除いて計上している。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。

4 海洋研究開発機構、水産総合研究センター及び航海訓練所の施設整備費には、船舶建造費を含む。

5 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

6 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

独立行政法人の平成17年度決算（支出）

（単位：百万円）

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
内閣府	国立公文書館	1,004	-	-	431	303	-	1,738	
	駐留軍等労働者労務管理機構	631	-	313	2,765	803	-	4,512	
	国民生活センター	1,618	-	-	1,279	236	-	3,133	
	北方領土問題対策協会	590	-	68	218	52	-	930	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	1,237	330	-	123	322	500	2,512	
総務省	情報通信研究機構	43,714	56	8,310	-	6,314	1,563	59,957	
	消防研究所	605	-	215	565	106	-	1,491	
	統計センター	2,207	-	4	7,051	228	-	9,489	
	平和祈念事業特別基金	1,312	-	-	227	156	-	1,695	
外務省	国際協力機構	150,898	914	2,983	7,308	2,783	2,526	167,412	
	国際交流基金	12,991	-	-	2,661	1,819	-	17,472	
財務省	酒類総合研究所	441	-	53	578	310	-	1,383	
	造幣局	10,517	3,785	-	10,678	-	-	24,980	
	国立印刷局	29,859	8,874	-	47,170	-	-	85,903	
	通関情報処理センター	9,320	-	-	998	535	-	10,853	
文部科学省	日本万国博覧会記念機構	1,570	-	-	609	1,985	72	4,235	
	国立特殊教育総合研究所	347	102	5	803	64	4	1,324	
	大学入試センター	10,858	-	-	933	1,028	-	12,820	
	国立オリンピック記念青少年総合センター	3,763	241	32	542	933	-	5,511	
	国立女性教育会館	463	35	15	-	316	-	830	
	国立青年の家	1,318	701	65	-	3,006	-	5,090	
	国立少年自然の家	1,398	547	-	-	2,698	-	4,643	
	国立国語研究所	418	-	29	577	189	-	1,213	
	国立科学博物館	2,258	1,032	-	1,222	745	-	5,257	
	物質・材料研究機構	10,990	310	3,642	6,023	-	-	20,965	
	防災科学技術研究所	8,565	3,930	2,021	1,252	-	-	15,768	
	放射線医学総合研究所	12,704	290	2,369	3,773	-	-	19,136	
	国立美術館	3,835	-	-	1,197	979	-	6,011	
	国立博物館	5,900	808	-	2,257	1,001	-	9,966	
	文化財研究所	1,386	36	466	1,305	454	22	3,668	
	教員研修センター	840	174	1	497	452	-	1,964	
	科学技術振興機構	105,281	-	3,376	5,246	2,470	-	116,373	
	日本学術振興会	28,386	-	11	833	334	98,942	128,507	
	理化学研究所	61,981	5,283	12,443	7,776	2,607	-	90,090	
	宇宙航空研究開発機構	123,119	9,179	38,459	18,833	3,407	35,206	228,203	
	日本スポーツ振興センター	12,225	618	8	4,054	523	26,474	43,902	
	日本芸術文化振興会	12,813	585	50	2,986	447	-	16,881	
	日本学生支援機構	19,104	0	-	5,364	1,505	809,758	835,731	
	海洋研究開発機構	31,204	5,751	1,210	3,144	695	-	42,004	
	国立高等専門学校機構	65,353	9,416	-	-	17,496	16,670	108,935	
	大学評価・学位授与機構	733	-	-	1,241	205	151	2,330	
	国立大学財務・経営センター	128	-	-	289	129	188,658	189,205	
	メディア教育開発センター	1,348	-	-	902	111	156	2,518	
	日本原子力研究開発機構	56,523	11,533	13,759	23,670	5,361	-	110,845	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	169	-	222	515	96	3	1,005
		産業安全研究所	476	149	3	534	107	-	1,269
		産業医学総合研究所	458	335	6	710	165	-	1,673
		勤労者退職金共済機構	9,517	-	-	511	155	414,805	424,988
		高齢・障害者雇用支援機構	78,654	29	76	6,405	1,192	-	86,355
		福祉医療機構	2,468	-	-	2,595	399	201,213	206,675
		国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	800	101	2	3,370	116	70	4,459
労働政策研究・研修機構		1,274	87	-	1,474	545	-	3,379	
雇用・能力開発機構		534,627	1,161	1,603	45,025	2,100	1,378	585,895	
労働者健康福祉機構		262,535	13,062	3	14,498	7,804	5,596	303,499	
国立病院機構		662,652	45,116	-	-	-	87,062	794,830	
医薬品医療機器総合機構		6,555	-	-	2,840	1,716	5	11,116	
医薬基盤研究所		10,339	48	-	738	994	163	12,282	
年金・健康保険福祉施設整理機構		306	-	-	178	86	166	736	
農林水産消費技術センター		654	34	61	4,129	514	-	5,392	
農林水産省		種苗管理センター	457	242	76	2,597	250	0	3,623
	家畜改良センター	2,544	469	234	6,349	404	-	10,000	
	肥飼料検査所	318	25	10	1,336	179	-	1,869	
	農業検査所	221	22	0	565	53	-	860	
	農業者大学校	120	54	-	360	101	-	635	
	林木育種センター	680	124	13	1,247	-	5	2,070	
	さけ・ます資源管理センター	519	220	21	1,118	95	-	1,973	
	水産大学校	616	2,728	73	1,754	233	-	5,403	
	農業・生物系特定産業技術研究機構	18,685	883	6,544	24,907	2,979	15	54,013	
	農業生物資源研究所	3,064	104	4,265	4,091	437	-	11,961	
	農業環境技術研究所	950	119	1,047	1,895	397	-	4,408	
	農業工学研究所	690	87	986	1,333	161	-	3,258	
	食品総合研究所	684	41	1,419	1,298	285	-	3,726	
	国際農林水産業研究センター	1,470	77	215	1,679	138	-	3,579	
	森林総合研究所	1,336	156	2,827	6,367	1,016	32	11,733	
	水産総合研究センター	9,028	1,332	4,922	8,008	980	-	24,271	
	農畜産業振興機構	215,350	-	-	2,626	641	66,833	285,450	
	農業者年金基金	167,454	-	-	876	502	-	168,831	
	農林漁業信用基金	110,001	-	-	1,502	500	-	112,004	
	緑資源機構	48,129	-	558	8,657	1,177	47,743	106,265	
	経済産業省	経済産業研究所	1,675	-	1	-	283	-	1,959
		工業所有権情報・研修館	11,555	-	-	802	178	-	12,535
		日本貿易保険	27,847	-	-	1,399	-	52,793	82,039
産業技術総合研究所		60,169	1,845	22,032	-	-	13,628	97,674	
製品評価技術基盤機構		3,070	184	1,042	-	4,946	1,072	10,314	
新エネルギー・産業技術総合開発機構		222,332	390	718	-	15,615	39,684	278,740	

（次ページへ続く）

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他	
	日本貿易振興機構	28,702	-	6,588	-	2,104	-	37,393
	原子力安全基盤機構	21,346	-	538	-	1,737	-	23,621
	情報処理推進機構	6,907	-	606	-	1,798	-	9,311
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	39,556	-	119,013	-	1,699	684,016	844,284
	中小企業基盤整備機構	635,040	-	1,602	-	2,025	545,545	1,184,211
国土交通省	土木研究所	2,642	403	1,144	2,070	525	66	6,849
	建築研究所	815	93	225	1,001	338	-	2,472
	交通安全環境研究所	189	570	1,952	951	62	531	4,255
	海上技術安全研究所	707	325	794	2,513	118	-	4,457
	港湾空港技術研究所	377	500	1,437	1,215	123	-	3,650
	電子航法研究所	955	-	187	806	52	-	2,000
	北海道開発土木研究所	278	-	2,653	1,365	155	-	4,451
	海技大学校	260	-	24	845	72	-	1,200
	航海訓練所	2,127	-	-	4,404	197	-	6,728
	海員学校	432	134	-	1,339	146	-	2,051
	航空大学校	1,275	102	-	1,420	278	-	3,075
	自動車検査	1,622	2,147	-	5,935	1,132	-	10,837
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	631,270	-	13,810	22,025	8,162	1,298,759	1,974,025
	国際観光振興機構	1,054	-	623	1,405	302	-	3,383
	水資源機構	115,514	96	13,048	18,620	2,058	155,286	304,621
	自動車事故対策機構	7,720	826	-	3,419	1,210	272	13,447
	空港周辺整備機構	5,577	-	10,533	995	207	-	17,313
	海上災害防止センター	-	-	871	-	425	162	1,458
	都市再生機構	708,195	-	34,375	47,775	9,102	5,660,366	6,459,812
	奄美群島振興開発基金	44	-	-	184	69	3,280	3,576
日本高速道路保有・債務返済機構	386	-	-	523	689	2,757,003	2,758,600	
環境省	国立環境研究所	6,229	415	3,932	2,995	654	1,915	16,140
	環境再生保全機構	63,112	-	87	1,421	604	51,601	116,826
	計	5,614,534	139,365	352,928	464,894	146,689	13,271,770	19,990,177

(注) 1 決算額は、各法人における平成17年度決算報告書による。また、繰越金は除いて計上している。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。

4 海洋研究開発機構、水産大学校の施設整備費には、船舶建造費を含む。

5 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

6 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

独立行政法人の平成18年度決算(支出)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
内閣府	国立公文書館	1,009	-	-	446	299	-	1,755	
	駐留軍等労働者労務管理機構	630	777	-	2,613	-	-	4,021	
	国民生活センター	1,609	107	-	1,206	288	-	3,211	
	北方領土問題対策協会	596	-	66	216	48	-	926	
総務省	沖縄科学技術研究基盤整備機構	3,234	1,228	-	214	351	29	5,056	
	情報通信研究機構	37,746	441	6,574	-	2,565	1,385	48,714	
	統計センター	2,116	-	25	7,034	201	-	9,376	
外務省	平和祈念事業特別基金	1,309	-	-	231	164	-	1,704	
	国際協力機構	148,649	461	2,591	7,111	2,845	2,527	164,183	
財務省	国際交流基金	13,336	-	-	2,705	1,794	-	17,835	
	酒類総合研究所	429	-	38	516	267	-	1,250	
文部科学省	造幣局	10,835	4,003	-	11,216	-	-	26,054	
	国立印刷局	27,864	6,479	-	46,276	-	-	80,620	
	通関情報処理センター	9,290	-	-	964	404	-	10,658	
	日本万国博覧会記念機構	1,439	-	-	578	1,973	31	4,020	
	国立特殊教育総合研究所	328	65	1	755	61	-	1,211	
	大学入試センター	9,784	-	-	986	110	-	10,881	
厚生労働省	国立青少年教育振興機構	5,352	1,269	56	5,123	2,123	92	14,015	
	国立女性教育会館	434	53	21	-	326	-	835	
	国立国語研究所	423	-	31	580	112	0	1,146	
	国立科学博物館	1,707	2,764	-	1,183	600	-	6,253	
	物質・材料研究機構	8,902	519	3,489	5,975	-	-	18,885	
	防災科学技術研究所	5,897	760	2,063	1,966	178	-	10,864	
	放射線医学総合研究所	10,867	380	1,455	3,748	-	-	16,449	
	国立美術館	5,277	-	-	1,181	816	-	7,274	
	国立博物館	3,921	518	-	2,083	860	-	7,382	
	文化財研究所	1,260	516	590	1,302	463	13	4,144	
	教員研修センター	1,100	237	1	540	493	-	2,371	
	科学技術振興機構	112,058	-	2,484	5,081	2,162	-	121,786	
	日本学術振興会	27,843	-	146	832	304	109,050	138,174	
	理化学研究所	57,384	3,537	13,623	7,875	3,022	2,823	88,265	
	宇宙航空研究開発機構	123,072	9,299	47,627	18,318	3,074	33,215	234,606	
	日本スポーツ振興センター	11,656	2,947	9	3,696	506	51,610	70,424	
	日本芸術文化振興会	13,098	412	23	2,908	471	-	16,912	
	日本学生支援機構	18,695	74	-	5,413	1,435	891,290	916,907	
	海洋研究開発機構	33,264	784	7,257	3,068	984	-	45,357	
	国立高等専門学校機構	64,537	6,775	-	-	18,514	2,016	91,842	
	大学評価・学位授与機構	651	-	-	1,189	185	206	2,231	
	国立大学財務・経営センター	137	-	-	254	126	180,326	180,842	
	メディア教育開発センター	1,243	-	-	961	109	204	2,518	
	日本原子力研究開発機構	95,515	28,149	14,463	51,951	12,999	1,239	204,316	
	農林水産省	国立健康・栄養研究所	161	-	282	595	92	307	1,437
		労働安全衛生総合研究所	884	395	36	1,214	278	-	2,807
		勤労者退職金共済機構	438,103	-	-	557	193	1,169	440,022
高齢・障害者雇用支援機構		80,332	33	32	6,405	1,157	-	87,959	
福祉医療機構		7,373	-	-	2,844	431	203,473	214,121	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		766	50	2	3,184	88	100	4,190	
労働政策研究・研修機構		1,098	87	-	1,520	695	-	3,400	
雇用・能力開発機構		515,639	1,557	1,248	43,987	2,089	996	565,516	
労働者健康福祉機構		260,921	11,971	30	14,011	7,669	6,256	300,859	
国立病院機構		667,564	33,981	-	-	-	134,320	835,866	
医薬品医療機器総合機構		6,730	-	-	3,010	1,842	23	11,606	
医薬基盤研究所		11,457	200	-	856	998	127	13,638	
年金・健康保険福祉施設整理機構		1,374	-	-	331	38	1,288	3,031	
年金積立金管理運用		31,792	-	-	841	365	21,883,002	21,916,001	
経済産業省		農林水産消費技術センター	604	578	45	3,963	498	-	5,688
	種苗管理センター	463	211	83	2,525	208	-	3,489	
	家畜改良センター	2,176	457	246	6,247	398	-	9,524	
	肥飼料検査所	297	30	15	1,167	171	-	1,680	
	農薬検査所	182	9	1	561	49	7	810	
	林木育種センター	686	328	48	1,204	-	-	2,264	
	水産大学校	569	2,953	111	1,720	262	-	5,615	
	農業・食品産業技術総合研究機構	19,333	2,062	8,963	23,385	3,166	94	62,002	
	農業生物資源研究所	2,669	443	3,981	3,888	459	-	11,439	
	農業環境技術研究所	913	101	1,058	1,931	309	-	4,312	
	国際農林水産業研究センター	1,429	47	145	1,623	122	-	3,365	
	森林総合研究所	1,276	451	1,727	6,234	972	26	10,686	
	水産総合研究センター	8,887	1,606	5,100	9,125	535	-	25,253	
	農畜産業振興機構	182,839	-	-	2,726	599	78,869	265,033	
	農業者年金基金	172,094	-	-	860	476	-	173,430	
	農林漁業信用基金	86,653	-	-	1,386	484	-	88,522	
	緑資源機構	50,487	-	510	8,273	1,119	44,987	105,376	
経済産業省	経済産業研究所	1,260	-	-	-	250	-	1,509	
	工業所有権情報・研修館	10,762	-	-	711	400	-	11,874	
	日本貿易保険	4,337	0	0	1,426	0	150,918	156,680	
	産業技術総合研究所	59,299	8,233	24,193	-	-	13,331	105,057	
	製品評価技術基盤機構	6,915	120	927	-	1,324	-	9,287	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	193,791	-	4,699	-	9,776	45,138	253,405		

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他	
	日本貿易振興機構	29,128	-	6,862	-	2,061	-	38,051
	原子力安全基盤機構	25,971	-	440	-	2,114	-	28,525
	情報処理推進機構	6,798	-	744	-	1,941	-	9,483
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	48,627	-	93,798	-	1,482	817,978	916,885
	中小企業基盤整備機構	647,259	-	1,674	-	1,900	520,251	1,171,084
国土交通省	土木研究所	2,584	591	3,305	3,428	604	-	10,512
	建築研究所	704	88	182	1,035	302	-	2,311
	交通安全環境研究所	643	256	2,028	929	57	-	3,913
	海上技術安全研究所	656	182	774	2,334	118	-	4,064
	港湾空港技術研究所	270	305	1,659	1,045	121	-	3,400
	電子航法研究所	817	44	260	702	52	-	1,874
	航海訓練所	1,987	126	7	4,518	200	-	6,839
	海技教育機構	335	-	33	2,270	251	-	2,888
	航空大学校	1,250	112	-	1,377	271	-	3,011
	自動車検査	1,826	2,312	-	5,961	1,151	-	11,249
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	757,771	-	14,675	21,406	7,882	1,131,956	1,933,689
	国際観光振興機構	1,171	-	779	1,360	301	-	3,611
	水資源機構	90,746	246	7,555	17,489	2,021	139,609	257,667
	自動車事故対策機構	7,714	819	-	3,476	1,183	226	13,417
	空港周辺整備機構	5,206	-	8,928	887	196	-	15,217
	海上災害防止センター	-	-	787	-	427	15	1,229
	都市再生機構	736,378	-	25,256	46,206	8,867	2,106,586	2,923,293
	奄美群島振興開発基金	30	-	-	173	64	2,782	3,049
	日本高速道路保有・債務返済機構	2,859	-	-	1,050	510	4,796,404	4,800,823
環境省	国立環境研究所	5,667	415	3,873	2,812	492	133	13,392
	環境再生保全機構	65,934	-	77	1,601	632	47,491	115,735
計	合計(104法人)	6,148,942	143,953	329,811	486,663	133,944	33,403,918	40,607,237

(注)1 各法人における平成18年度決算報告書による。また、繰越金は除いて計上している。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。

4 洋研究開発機構、水産大学校の施設整備費には、船舶建造費を含む。

5 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

6 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

独立行政法人の平成19年度決算(支出)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計	
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他		
内閣府	国立公文書館	1,111	-	-	459	314	-	1,884	
	国民生活センター	1,441	117	-	1,300	343	0	3,201	
	北方領土問題対策協会	587	-	50	245	79	-	962	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	3,876	1,921	-	261	367	18	6,443	
総務省	情報通信研究機構	37,947	419	5,591	-	2,530	1,236	47,724	
	統計センター	1,909	-	21	7,590	195	-	9,715	
	平和祈念事業特別基金	7,394	-	-	227	135	-	7,757	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	10,875,759	-	-	233	48	3,911,429	14,787,468	
外務省	国際協力機構	143,590	1,041	2,560	3,757	8,531	-	159,480	
	国際交流基金	13,459	-	-	1,923	1,680	-	17,062	
財務省	酒類総合研究所	451	-	44	487	259	-	1,241	
	造幣局	9,734	4,735	-	10,548	-	-	25,016	
	国立印刷局	26,357	9,821	-	45,672	-	-	81,850	
	通関情報処理センター	8,250	-	-	947	477	-	9,674	
	日本万国博覧会記念機構	734	-	-	599	1,967	31	3,331	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	325	58	4	792	61	12	1,251	
	大学入試センター	9,963	-	2	944	106	-	11,015	
	国立青少年教育振興機構	5,428	867	59	4,918	1,681	-	12,954	
	国立女性教育会館	484	116	19	-	347	-	967	
	国立国語研究所	354	-	49	593	101	0	1,097	
	国立科学博物館	1,867	-	-	1,167	692	-	3,725	
	物質・材料研究機構	10,035	308	3,342	5,916	939	-	20,541	
	防災科学技術研究所	6,123	6,525	731	1,866	181	-	15,426	
	放射線医学総合研究所	10,865	1,632	1,520	4,022	459	637	18,499	
	国立美術館	3,797	6,393	-	1,267	1,960	-	13,417	
	国立文化財機構	5,667	148	486	3,483	1,191	-	10,975	
	教員研修センター	763	192	1	510	355	-	1,821	
	科学技術振興機構	99,826	-	2,470	5,023	2,197	-	109,516	
	日本学術振興会	27,303	-	636	830	276	127,878	156,923	
	理化学研究所	55,409	2,312	9,830	7,675	2,901	16,365	94,492	
	宇宙航空研究開発機構	114,601	8,194	31,941	18,859	3,147	46,653	223,394	
	日本スポーツ振興センター	21,269	1,506	-	3,690	574	67,520	94,559	
	日本芸術文化振興会	13,347	801	54	3,032	457	-	17,691	
	日本学生支援機構	18,580	72	-	4,985	1,487	1,062,060	1,087,184	
	海洋研究開発機構	37,549	789	8,200	3,089	960	9	50,596	
	国立高等専門学校機構	65,986	6,914	-	-	16,143	2,828	91,871	
	大学評価・学位授与機構	568	-	-	1,109	178	341	2,197	
	国立大学財務・経営センター	151	-	12	256	109	183,960	184,487	
	メディア教育開発センター	1,142	-	-	894	106	168	2,310	
	日本原子力研究開発機構	101,632	23,197	16,778	51,251	12,395	8,124	213,377	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	172	-	240	511	88	2	1,012
		労働安全衛生総合研究所	877	351	18	1,293	275	-	2,814
		勤労者退職金共済機構	8,917	-	-	541	192	475,665	485,315
		高齢・障害者雇用支援機構	64,642	34	-	6,339	1,057	-	72,072
		福祉医療機構	6,634	-	-	2,909	446	200,410	210,399
		国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	1,139	67	3	3,131	142	-	4,482
		労働政策研究・研修機構	931	180	-	1,472	501	-	3,085
雇用・能力開発機構		489,129	1,315	1,411	42,131	2,479	592	537,057	
労働者健康福祉機構		269,776	10,040	33	14,342	7,587	6,381	308,159	
国立病院機構		688,940	34,511	-	-	-	123,324	846,775	
医薬品医療機器総合機構		9,513	-	-	3,304	2,211	23	15,051	
医薬基盤研究所		11,318	264	-	806	989	126	13,503	
年金・健康保険福祉施設整理機構		1,322	-	-	381	33	65,228	66,963	
年金積立金管理運用		35,090	-	-	886	279	25,304,478	25,340,733	
農林水産省		農林水産消費安全技術センター	1,028	752	49	5,763	674	-	8,266
		種苗管理センター	461	205	82	2,405	179	255	3,587
		家畜改良センター	2,293	436	378	6,426	414	-	9,947
		水産大学校	553	2,494	115	1,759	261	-	5,182
		農業・食品産業技術総合研究機構	19,412	646	10,166	28,377	2,915	577	62,092
		農業生物資源研究所	2,855	217	4,998	4,021	458	-	12,549
	農業環境技術研究所	930	97	1,585	1,991	280	-	4,883	
	国際農林水産業研究センター	1,486	74	318	1,664	119	-	3,660	
	森林総合研究所	1,855	619	1,777	7,530	1,033	-	12,814	
	水産総合研究センター	9,345	1,044	4,734	9,456	494	-	25,074	
	農畜産業振興機構	200,860	-	-	2,694	612	39,899	244,064	
	農業者年金基金	210,851	-	-	900	496	-	212,247	
	農林漁業信用基金	90,621	-	-	1,425	514	-	92,560	
	緑資源機構	47,618	-	507	8,025	989	44,578	101,715	
	経済産業省	経済産業研究所	1,388	-	2	-	246	-	1,637
		工業所有権情報・研修館	11,515	-	-	928	419	-	12,862
		日本貿易保険	4,823	-	-	1,411	-	84,100	90,334
		産業技術総合研究所	60,608	6,578	18,836	-	-	13,265	99,288
製品評価技術基盤機構		6,307	102	591	-	1,222	556	8,777	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	152,727	-	9,843	-	9,594	65,677	237,841		

(次ページへ続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	決算の内訳						計
		業務経費	施設整備費	受託経費	人件費	一般管理費	その他	
	日本貿易振興機構	28,885	-	7,271	-	1,992	-	38,148
	原子力安全基盤機構	19,945	-	247	-	1,928	-	22,120
	情報処理推進機構	8,215	-	117	-	1,867	-	10,200
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	56,637	-	113,004	-	1,510	1,134,607	1,305,758
	中小企業基盤整備機構	672,204	-	2,787	-	1,845	728,572	1,405,407
国土交通省	土木研究所	2,527	572	3,027	3,344	582	-	10,051
	建築研究所	739	117	151	1,092	275	-	2,374
	交通安全環境研究所	148	339	1,515	1,000	80	437	3,519
	海上技術安全研究所	616	585	942	2,344	114	-	4,601
	港湾空港技術研究所	289	230	1,402	1,081	121	-	3,123
	電子航法研究所	922	55	525	739	51	-	2,292
	航海訓練所	1,899	295	7	4,364	201	-	6,766
	海技教育機構	430	-	28	2,160	242	-	2,860
	航空大学校	1,312	101	-	1,446	309	-	3,168
	自動車検査	2,095	1,645	8	6,000	1,165	-	10,913
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	619,185	-	20,593	20,484	8,326	1,043,788	1,712,375
	国際観光振興機構	1,092	-	1,033	1,284	271	-	3,681
	水資源機構	79,667	292	1,968	17,126	2,149	155,064	256,265
	自動車事故対策機構	7,774	-	-	3,489	1,167	418	12,848
	空港周辺整備機構	4,572	-	5,874	923	207	-	11,576
	海上災害防止センター	-	-	1,417	-	414	15	1,846
	都市再生機構	722,963	-	18,199	44,195	9,658	2,162,840	2,957,856
	奄美群島振興開発基金	22	-	-	173	61	2,840	3,096
	日本高速道路保有・債務返済機構	2,704	-	-	1,009	605	5,342,717	5,347,036
	住宅金融支援機構	190,139	-	-	11,504	4,659	11,066,100	11,272,403
環境省	国立環境研究所	6,233	826	3,673	2,739	447	-	13,916
	環境再生保全機構	60,776	-	10	1,580	628	41,130	104,124
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	592	-	-	2,588	855	-	4,035
計	合計(102法人)	16,654,151	143,161	323,884	493,904	144,855	53,532,933	71,292,249

(注) 1 各法人における平成19年度決算報告書による。また、繰越金は除いて計上している。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 業務経費の欄には、「業務経費」「事業費」等の名称で計上されているものを記載し、それ以外の業務に関する経費は「その他」に含めて記載している。

4 海洋研究開発機構、水産大学校の施設整備費には、船舶建造費を含む。

5 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

6 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

7 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

運営費交付金の収益化基準の採用状況(平成19年度)

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金の収益化基準		
		業務達成型	期間進行型	費用進行型
内閣府	国立公文書館	-	-	○
	国民生活センター	-	-	○
	北方領土問題対策協会	-	-	○
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	○ (研究事業費、大学院大学の設置準備に係る事業費)	○ (一般管理費)	-
総務省	情報通信研究機構	-	-	○
	統計センター	-	○ (退職手当及び業務部門の非常勤職員手当を除く人件費)	○ (左記以外の費用)
	平和祈念事業特別基金	○ (慰藉事業経費の一部)	○ (左記以外の経費)	-
外務省	国際協力機構	-	-	○
	国際交流基金	-	-	○
財務省	酒類総合研究所	○ (人件費のうち退職金)	○ (一般管理費の一部)	○ (人件費のうち退職金を除く金額、研究業務費及び一般管理費の一部)
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	-	-	○
	大学入試センター	-	-	○
	国立青少年教育振興機構	○ (退職一時金及び基金事業に係る経費)	○ (左記以外の費用)	-
	国立女性教育会館	○ (研修受入事業、交流事業、調査研究事業及び情報事業に係る物件費相当並びに退職手当に係る経費相当)	○ (人件費相当及び管理業務に係る物件費相当)	-
	国立国語研究所	-	-	○
	国立科学博物館	-	-	○
	物質・材料研究機構	-	-	○
	防災科学技術研究所	-	-	○
	放射線医学総合研究所	-	-	○
	国立美術館	○ (展覧業務、美術工芸等の収集、教育普及業務の一部に係る経費相当、退職手当及び公務災害補償費の支払い)	○ (人件費相当及び左記に掲げる業務以外の業務に係る経費相当)	-
	国立文化財機構	○ (人件費のうち退職手当並びに事業部門の経費及び管理部門の経費のうち特に指定するもの)	○ (人件費のうち役員給与、職員給与、法定福利費並びに管理部門の経費(特に指定するものを除く)及び減価償却費)	○ (人件費のうち公務災害補償費、財務費用、その他計画外の発生費用)
	教員研修センター	-	-	○
	科学技術振興機構	○ (業務費)	○ (一般管理費)	-
	日本学術振興会	○	-	-
	理化学研究所	-	-	○
	宇宙航空研究開発機構	-	-	○
	日本スポーツ振興センター	-	-	○
	日本芸術文化振興会	-	-	○
	日本学生支援機構	-	○	-
	海洋研究開発機構	-	-	○
	国立高等専門学校機構	○ (特別教育研究経費の一部)	○ (両記以外の費用)	○ (退職手当等の特殊要因経費及び特別教育研究経費の一部)
	大学評価・学位授与機構	-	-	○
	国立大学財務・経営センター	-	-	○
	メディア教育開発センター	○ (事業経費(プロジェクト等経費))	○ (一般管理費及び人件費のうち右記を除く金額)	○ (人件費のうち退職金)
	日本原子力研究開発機構	-	-	○

(次ページに続く)

(前ページから続く)

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金の収益化基準			
		業務達成型	期間進行型	費用進行型	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	-	-	○	
	労働安全衛生総合研究所	-	-	○	
	勤労者退職金共済機構	-	-	○	
	高齢・障害者雇用支援機構	-	-	○	
	福祉医療機構	-	-	○	
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	-	-	○	
	労働政策研究・研修機構	-	-	○	
	雇用・能力開発機構	-	-	○	
	労働者健康福祉機構	-	-	○	
	国立病院機構	○(業務達成基準)	-	-	
	医薬品医療機器総合機構	-	-	○	
	医薬基盤研究所	-	-	○	
	農林水産省	農林水産消費安全技術センター	-	-	○
		種苗管理センター	-	-	○
家畜改良センター		-	-	○	
水産大学校		-	-	○	
農業・食品産業技術総合研究機構		-	-	○	
農業生物資源研究所		-	-	○	
農業環境技術研究所		-	-	○	
国際農林水産業研究センター		-	-	○	
森林総合研究所		-	-	○	
水産総合研究センター		-	-	○	
農畜産業振興機構		-	-	○	
農業者年金基金		-	-	○	
農林漁業信用基金		-	-	○	
経済産業省		経済産業研究所	○	○	-
		(調査及び研究業務、政策提言・普及業務、資料収集管理業務)	(左記以外の経費)		
	工業所有権情報・研修館	-	-	○	
	産業技術総合研究所	-	-	○	
	製品評価技術基盤機構	-	-	○	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	-	-	○	
	日本貿易振興機構	-	-	○	
	原子力安全基盤機構	-	-	○	
	情報処理推進機構	-	-	○	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	-	-	○	
	中小企業基盤整備機構	-	-	○	
	国土交通省	土木研究所	-	-	○
		建築研究所	-	-	○
		交通安全環境研究所	-	-	○
海上技術安全研究所		-	-	○	
港湾空港技術研究所		-	-	○	
電子航法研究所		-	-	○	
航海訓練所		○	○	○	
		(練習船経費及び退職手当等)	(管理・業務部門経費及び人件費等)	(想定されない事故・緊急対応経費)	
海技教育機構		-	-	○	
航空大学校		-	-	○	
自動車検査		-	-	○	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		-	-	○	
国際観光振興機構		-	-	○	
自動車事故対策機構		-	-	○	
環境省	環境再生保全機構	-	-	○	
	国立環境研究所	-	-	○	
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	○	○	-	
	(退職準備研修費、疾病予防・健康増進事業費、退職手当等)	(人件費(給与費)、物件費、心の健康対策費等)			

- (注) 1 各法人の平成19年度の財務諸表(重要な会計方針の注記)による。
 2 運営費交付金を受け入れていない法人については本表から除いている。
 3 ()内には、該当する収益化基準を採用している経費の内訳を記載した。
 4 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
 5 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
 6 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

主務省名	独立行政法人名	法定勘定区分の状況		セグメント区分の状況			
		区分数	内容	区分類型	区分数	内容	
内閣府	国立公文書館	-	-	事業	2	国立公文書館、アジア歴史資料センター	
	国民生活センター	-	-	事業	6	広報交流業務、情報分析業務、相談調査業務等	
	北方領土問題対策協会	2	一般業務勘定、貸付業務勘定	-	-	-	
総務省	沖縄科学技術研究基盤整備機構	-	-	事業	1	研究事業	
	情報通信研究機構	6	一般勘定、基盤技術研究促進勘定、債務保証勘定等	事業	6	一般勘定を新世代ネットワーク構築技術の研究開発事業、ユニバーサルコミュニケーション基盤技術の研究開発事業、安心・安全のための情報通信技術の研究開発事業等に区分	
	平和祈念事業特別基金	-	-	事業	3	労苦継承事業、書状等贈呈事業、特別記念事業	
外務省	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	2	郵便貯金勘定、簡易生命保険勘定	-	-	-	
	国際協力機構	-	-	事業	3	運営費交付金事業、受託事業、自己資金事業	
財務省	国際交流基金	-	-	事業	5	文化芸術交流事業、日本語教育事業、日本研究・知的交流事業等	
	造幣局	-	-	事業	2	貨幣製造事業、その他の事業	
	国立印刷局	-	-	事業	2	セキュリティ製品事業、情報製品事業	
文部科学省	日本万国博覧会記念機構	2	第一号勘定(公園事業)、第二号勘定(基金事業)	-	-	-	
	国立特別支援教育総合研究所	-	-	事業	5	研究活動、研修事業、教育相談活動等	
	国立青少年教育振興機構	-	-	事業	2	青少年教育事業、基金事業	
	国立女性教育会館	-	-	事業	5	研修受入事業、交流事業、調査研究事業等	
	国立国語研究所	-	-	事業	2	調査研究事業、日本語情報資料収集事業	
	国立科学博物館	-	-	事業	3	展示事業、調査研究事業、教育・普及事業	
	物質・材料研究機構	-	-	事業	5	ナノ物質・材料、高信頼性材料等、萌芽研究等	
	防災科学技術研究所	-	-	事業	4	地震研究、火山研究、E-defense研究等	
	放射線医学総合研究所	-	-	事業	4	放射線に関するライフサイエンス研究、放射線安全研究、緊急被ばく医療研究等	
	国立美術館	-	-	施設	6	東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館、法人本部	
	国立文化財機構	-	-	施設	7	東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、九州国立博物館、東京文化財研究所、奈良文化財研究所、法人本部	
	科学技術振興機構	2	一般勘定、文献情報提供勘定	事業	6	新技術創出研究、企業化開発、科学技術情報流通促進等	
	理化学研究所	-	-	事業	4	研究事業、バイオリソース関連事業、成果普及事業等	
	宇宙航空研究開発機構	-	-	事業	7	自律基盤維持強化業務、宇宙開発利用業務、宇宙ステーション業務等	
	日本スポーツ振興センター	4	投票勘定、災害共済給付勘定、免責特約勘定等	事業	5	スポーツ振興投票事業、災害共済給付及び免責特約事業、スポーツ施設運営事業等	
	日本芸術文化振興会	-	-	事業 施設	8	1.「文部科学省令による区分」として、基金、国立劇場、新国立劇場 2.「事業区分別セグメント情報」として、基金事業、公演事業、研修事業等	
	日本学生支援機構	-	-	事業	3	奨学金貸与事業、留学生支援事業、学生生活支援事業	
	海洋研究開発機構	-	-	事業	2	研究開発事業、運用・展開事業	
	大学評価・学位授与機構	-	-	事業	5	国立大学法人評価事業等、機関別認証評価事業、学位授与事業等	
	国立大学財務・経営センター	2	一般勘定、施設整備勘定	事業	2	国立大学法人等に対する施設費貸付事業及び交付事業、国立大学法人等に対する財務経営支援事業	
	日本原子力研究開発機構	2	一般勘定、電源利用勘定	事業	5	原子力システム研究開発、量子ビーム利用研究開発、安全確保と核不拡散及び共通の科学技術基盤等	
	厚生労働省	労働安全衛生総合研究所	2	一般勘定、社会復帰促進等事業勘定	-	-	-
		雇用・能力開発機構	3	一般勘定、財形勘定、宿舍等勘定	事業	3	一般勘定を雇用保険事業経理、雇用促進融資事業経理、介護労働者福祉事業経理に区分
		勤労者退職金共済機構	4	一般の中小企業退職金共済事業等勘定、建設業退職金共済事業等勘定、清酒製造業退職金共済事業等勘定等	事業	3	給付経理、融資経理、特別給付経理
		高齢・障害者雇用支援機構	3	高齢・障害者雇用支援勘定、障害者職業能力開発勘定、障害者雇用納付金勘定	事業	2	高齢障害者雇用支援勘定を高齢者雇用支援事業 障害者雇用支援事業に区分
		福祉医療機構	14	一般勘定、共済勘定、保険勘定等	事業	14	一般勘定を4つに、共済勘定を2つに、保険勘定を2つに区分
		国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	-	-	事業	7	施設運営業務、知的障害者自立支援等調査・研究、知的障害者自立支援等情報提供等
労働政策研究・研修機構		3	一般勘定、労災勘定、雇用勘定	-	-	-	
労働者健康福祉機構		-	-	事業	8	労災病院事業、産業保健活動事業、未払賃金立替払事業等	
国立病院機構		-	-	事業	3	診療事業、教育研修事業、臨床研究事業	
医薬品医療機器総合機構		6	副作用救済勘定、感染救済勘定、審査等勘定等	事業	2	審査等勘定を審査等事業、安全対策等事業に区分	
医薬基盤研究所		3	開発振興勘定、研究振興勘定、承継勘定	事業	3	開発振興勘定を基盤的研究、生物資源研究、研究開発振興に区分	
年金・健康保険福祉施設整理機構		3	厚生年金勘定、国民年金勘定、健康保険勘定	-	-	-	
年金積立金管理運用		4	厚生年金勘定、国民年金勘定、総合勘定等	-	-	-	

(前ページから続く)

主務省名	独立行政法人名	法定勘定区分の状況		セグメント区分の状況			
		区分数	内容	区分類型	区分数	内容	
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	-	-	事業	6	肥料及び土壌改良資材関係、農業関係、飼料及び飼料添加物関係、食品等の調査・分析・情報提供業務関係、農林物資の検査・指導業務関係、農林物資の調査分析・講習業務関係	
	種苗管理センター	-	-	事業	5	栽培試験事業、種苗検査事業、種苗生産事業、調査研究事業、遺伝資源事業	
	家畜改良センター	-	-	事業	4	家畜改良事業、飼料作物種苗の生産及び配布事業、技術の開発実用化事業等	
	水産大学校	-	-	-	-	-	
	農業・食品産業技術総合研究機構	5	農業技術研究業務勘定、基礎的研究業務勘定、民間研究促進業務勘定等	事業施設	18	農業技術研究勘定を14の研究施設に、民間研究促進勘定を2つの事業に、農業機械化促進勘定を2つの事業に区分	
	農業生物資源研究所	-	-	事業	3	バイオリソース、ゲノム生体情報、バイオ活用	
	農業環境技術研究所	-	-	-	-	-	
	国際農林水産業研究センター	-	-	事業	4	生物資源利用研究事業、環境資源管理研究事業、環境変動対策研究事業等	
	森林総合研究所	-	-	事業	4	森林、林業、木材産業、林木育種	
	水産総合研究センター	2	試験研究・技術開発勘定、海洋水産資源開発勘定	-	-	-	
	農畜産業振興機構	8	畜産勘定、野菜勘定、砂糖勘定等	-	-	-	
	農業者年金基金	4	特例付加年金勘定、農業者老齢年金等勘定、旧年金勘定等	事業	8	特例付加年金勘定を3つに、農業者老齢年金等勘定を3つに、旧年金勘定を2つに区分	
	農林漁業信用基金	5	農業信用保険、林業信用保証等	事業	8	農業信用保険勘定を2つに、林業信用保証勘定を3つに、漁業信用保険勘定を3つに区分	
	緑資源機構	2	造林勘定、林道等勘定	事業	3	林道等勘定を林道整備経理、特定地域等整備経理、海外特別経理に区分	
経済産業省	産業技術総合研究所	-	-	事業	4	第1号業務(鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務)等4つに区分	
	製品評価技術基盤機構	-	-	事業	5	バイオテクノロジー分野、化学物質管理分野、適合性認定分野、生活安全分野、講習関係業務	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	7	一般勘定、電源利用勘定、エネルギー需給勘定、基盤技術研究促進勘定等	事業	4	研究開発関連業務及び新エネルギー・省エネルギー導入普及関連業務、クレジット取得関連業務、出資・貸付経過業務、石炭経過業務	
	日本貿易振興機構	-	-	事業	2	貿易・投資振興、開発途上国経済研究活動	
	原子力安全基盤機構	3	立地勘定、利用勘定、その他の勘定	事業	6	検査等、解析及び評価、原子力災害の予防等、調査試験等、情報の収集整理等、その他原子力安全の確保	
	情報処理推進機構	5	一般勘定、試験勘定、地域事業出資業務勘定等	事業	8	プログラム開発普及業務、情報処理技術者試験業務、事業運営業務等	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	5	石油天然ガス勘定、金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定、金属鉱業一般勘定等	事業	4	石油開発、金属開発、資源備蓄等	
	中小企業基盤整備機構	8	一般勘定、小規模企業共済勘定、中小企業倒産防止共済勘定等	事業	7	一般勘定を2つに、小規模企業共済勘定を3つに、中小企業倒産防止共済勘定を2つに区分	
	国土交通省	土木研究所	3	一般勘定、道路整備勘定、治水勘定	事業	6	一般勘定を3つの研究所に、道路整備勘定をつけば中央研究所に、治水勘定を2つの研究所に区分
		建築研究所	-	-	事業	7	構造グループ、環境グループ、国際地震工学センター
		交通安全環境研究所	2	一般勘定、審査勘定	-	-	-
		港湾空港技術研究所	-	-	事業	6	海洋・水工部、地盤・構造部、施工・制御技術部等
		電子航法研究所	2	一般勘定、空港整備勘定	-	-	-
		海技教育機構	-	-	事業	5	海技士教育科、技術教育科、その他等
航空大学校		2	一般勘定、空港整備勘定	-	-	-	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		5	建設勘定、海事勘定、基礎的研究等勘定等	事業	8	海事勘定を4つに、基礎的研究等勘定を2つに、助成勘定を2つに区分	
国際観光振興機構		2	一般勘定、交付金勘定	-	-	-	
水資源機構		-	-	事業施設	11	1「区分経理によるセグメント情報」として、3つに区分 2「施設の機能別分類によるセグメント情報」として、3つに区分 3「水系によるセグメント情報」として、5つに区分	
自動車事故対策機構		-	-	事業	3	貸付業務、療養業務及び一般業務	
空港周辺整備機構		-	-	事業	4	大阪固有事業、福岡固有事業、受託事業等	
海上災害防止センター		2	防災措置業務勘定、その他業務勘定	事業	5	防災措置、機材、消防船等	
都市再生機構		2	都市再生勘定、宅地造成等経過勘定	事業	5	都市再生勘定を2つに、宅地造成等経過勘定を3つに区分	
奄美群島振興開発基金	-	-	事業	2	保証業務、融資業務		
日本高速道路保有・債務返済機構	2	高速道路勘定、鉄道勘定	-	-	-		
住宅金融支援機構	5	証券化支援勘定、住宅融資保険勘定、財形住宅資金貸付勘定等	事業	4	証券化支援勘定を2つに、住宅資金貸付等勘定を2つに区分		
環境省	環境再生保全機構	4	公害健康被害補償予防業務勘定、石綿健康被害救済業務勘定、基金勘定、承継勘定	事業	5	公害健康被害補償予防業務勘定を2つに、基金勘定を3つに区分	
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	-	-	事業	3	労務管理の実施に関する業務等、給与の支給に関する業務等、福利厚生の実施に関する業務等	
計		152			342		

(注) 1 各法人の平成19年度の財務諸表(附属明細書)による。

2 セグメント区分の内容欄における「事業」は事業等別の、「施設」は施設別のセグメント区分を行っていることを示す。

3 セグメント区分には「法人共通」「全社」「全法人」「共通勘定」等の名称を使用しているものを含む。)を除いて記載している。

4 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

5 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

資産、負債及び純資産の状況(平成19年度)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	資産				資産計	負債				純資産計	
		土地	建物	貸付金	その他資産		長期借入金	債券	その他負債	負債計		
内閣府	国立公文書館	900	4,317	-	1,323	6,540	-	-	1,119	1,119	5,421	
	国民生活センター	6,340	1,167	-	2,226	9,733	-	-	1,256	1,256	8,477	
	北方領土問題対策協会	0	185	5,465	1,650	7,299	5,083	-	145	5,228	2,071	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	3,029	830	-	5,817	9,675	-	-	5,954	5,954	3,721	
総務省	情報通信研究機構	36,310	19,829	479	114,038	170,656	1,803	-	52,344	54,147	116,509	
	統計センター	-	-	-	4,425	4,425	-	-	2,922	2,922	1,503	
	平和祈念事業特別基金	-	19	-	37,005	37,024	-	-	14,566	14,566	22,458	
外務省	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	-	10	23,622,634	110,934,090	134,556,734	23,622,634	-	110,916,864	134,539,498	17,236	
	国際協力機構	19,748	34,190	6,977	45,837	106,753	-	-	32,286	32,286	74,467	
財務省	国際交流基金	195	10,258	-	101,962	112,415	-	-	2,261	2,261	110,154	
	酒類総合研究所	3,520	3,325	-	953	7,798	-	-	846	846	6,952	
	造幣局	45,807	14,725	-	51,857	112,390	-	-	29,521	29,521	82,869	
	国立印刷局	190,113	39,170	-	223,047	452,330	-	-	111,153	111,153	341,176	
文部科学省	通関情報処理センター	-	0	-	6,870	6,871	-	-	2,043	2,043	4,827	
	日本万国博覧会記念機構	97,687	3,033	-	48,092	148,812	-	-	7,211	7,211	141,602	
	国立特別支援教育総合研究所	3,960	2,540	-	747	7,248	-	-	443	443	6,804	
	大学入試センター	10,086	1,474	-	2,637	14,198	-	-	1,731	1,731	12,467	
	国立青少年教育振興機構	36,603	54,015	-	23,204	113,822	-	-	3,111	3,111	110,711	
	国立女性教育会館	141	2,081	-	212	2,435	-	-	151	151	2,283	
	国立国語研究所	4,800	5,037	-	547	10,384	-	-	361	361	10,022	
	国立科学博物館	53,778	18,210	-	8,269	80,257	-	-	2,755	2,755	77,501	
	物質材料研究機構	34,723	33,948	-	24,159	92,830	-	-	23,794	23,794	69,036	
	防災科学技術研究所	17,972	17,483	-	47,563	83,017	-	-	10,549	10,549	72,468	
	放射線医学総合研究所	8,910	16,981	-	17,119	43,010	-	-	16,710	16,710	26,300	
	国立美術館	14,447	61,150	-	53,349	128,947	-	-	2,543	2,543	126,403	
	国立文化財機構	44,411	45,827	-	103,810	194,047	-	-	5,395	5,395	188,653	
	教員研修センター	1,640	2,855	-	694	5,188	-	-	815	815	4,373	
	科学技術振興機構	14,394	30,973	-	90,540	135,907	-	-	50,643	50,643	85,265	
	日本学術振興会	-	242	-	7,134	7,376	-	-	4,705	4,705	2,671	
	理化学研究所	54,957	121,917	-	99,711	276,586	-	-	63,395	63,395	213,192	
	宇宙航空研究開発機構	72,111	53,679	-	586,526	712,317	-	-	295,804	295,804	416,513	
	日本スポーツ振興センター	141,311	46,462	-	70,165	257,938	9,500	-	31,983	41,483	216,455	
	日本芸術文化振興会	101,444	57,960	-	87,545	246,950	-	-	5,436	5,436	241,514	
	日本学生支援機構	16,257	41,498	5,063,239	168,421	5,289,414	4,718,493	491,000	10,520	5,220,013	69,401	
	海洋研究開発機構	7,780	11,892	-	81,833	101,505	-	-	20,362	20,362	81,142	
	国立高等専門学校機構	143,411	111,301	17	37,966	292,695	-	-	30,463	30,463	262,232	
	大学評価・学位授与機構	3,138	3,609	-	964	7,711	-	-	910	910	6,801	
	国立大学財務・経営センター	2,431	5,876	952,005	39,032	999,344	937,285	15,000	3,116	955,402	43,943	
	メディア教育開発センター	2,264	2,022	-	1,586	5,872	-	-	1,602	1,602	4,270	
	日本原子力研究開発機構	86,435	158,255	-	531,259	775,949	-	-	132,340	132,340	643,609	
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	-	-	-	339	339	-	-	288	288	51	
	労働安全衛生総合研究所	6,165	4,404	-	2,131	12,700	-	-	1,613	1,613	11,087	
	勤労者退職金共済機構	3,541	444	793	4,433,131	4,437,909	-	-	4,507,592	4,507,592	△ 69,683	
	高齢・障害者雇用支援機構	6,181	3,797	-	51,942	61,920	-	-	44,194	44,194	17,726	
	福祉医療機構	1,786	1,091	6,195,697	1,042,697	7,241,271	3,151,440	320,944	127,455	3,599,839	3,641,432	
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	8,656	4,403	-	1,645	14,703	-	-	929	929	13,774	
	労働政策研究・研修機構	3,573	2,395	1	1,340	7,309	-	-	942	942	6,367	
	労働者健康福祉機構	74,853	159,076	3,455	205,879	443,263	5,918	-	288,220	294,138	149,125	
	雇用・能力開発機構	296,796	360,997	906,870	144,065	1,708,729	174,025	771,759	62,621	1,008,406	700,323	
	国立病院機構	479,171	326,408	12	354,538	1,160,129	639,112	11,000	216,337	866,449	293,680	
	医薬品医療機器総合機構	-	-	-	48,637	48,637	-	-	43,770	43,770	4,867	
	医薬基盤研究所	4,662	10,283	623	11,776	27,343	658	-	3,537	4,195	23,148	
	年金・健康保険福祉施設整理機構	-	11	-	176,852	176,863	-	-	1,852	1,852	175,011	
	年金積立金管理運用	603	47	-	119,887,570	119,888,220	3,784,100	-	112,781,564	116,565,664	3,322,555	
	農林水産省	農林水産消費安全技術センター	5,415	1,467	-	7,079	13,962	-	-	4,021	4,021	9,940
		家畜改良センター	25,483	13,819	-	9,553	48,855	-	-	5,216	5,216	43,639
		国際農林水産業研究センター	4,702	2,842	-	1,574	9,118	-	-	999	999	8,119
種苗管理センター		5,218	3,390	-	2,226	10,834	-	-	829	829	10,005	
森林総合研究所		32,306	11,741	-	3,570	47,618	-	-	2,670	2,670	44,948	
水産総合研究センター		11,350	24,447	-	26,074	61,870	-	-	6,294	6,294	55,576	
水産大学校		1,754	5,329	-	9,226	16,309	-	-	1,924	1,924	14,385	
農業・食品産業技術総合研究機構		192,491	64,399	250	43,411	300,552	505	-	20,131	20,636	279,916	
農業環境技術研究所		25,200	6,858	-	2,921	34,979	-	-	1,463	1,463	33,516	
農業者年金基金		66	71	3,068	456,100	459,304	339,778	-	114,233	454,011	5,293	
農業生物資源研究所		23,775	12,750	-	6,485	43,009	-	-	5,299	5,299	37,711	
農畜産業振興機構		373	272	-	397,870	398,515	-	-	377,668	377,668	20,847	
農林漁業信用基金		881	173	88,715	207,651	297,420	13,546	-	59,654	73,200	224,221	
緑資源機構		1,946	198	119	1,453,642	1,455,905	329,101	33,799	337,155	700,055	755,850	

(次ページに続く)

主務省名	独立行政法人名	資産					負債				純資産 計
		土地	建物	貸付金	その他 資産	資産 計	長期 借入金	債券	その他 負債	負債 計	
経済 産業省	経済産業研究所	-	12	-	250	262	-	-	235	235	27
	工業所有権情報・研修館	-	-	-	6,595	6,595	-	-	6,583	6,583	12
	日本貿易保険	-	84	-	302,080	302,164	-	-	35,350	35,350	266,814
	産業技術総合研究所	114,447	144,609	-	106,765	365,821	-	-	47,439	47,439	318,382
	製品評価技術基盤機構	6,119	8,748	-	4,936	19,803	-	-	5,066	5,066	14,737
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	2,030	1,558	2,119	200,597	206,303	1,504	-	109,725	111,229	95,074
	日本貿易振興機構	30,638	14,781	1,750	44,705	91,874	-	-	9,097	9,097	82,777
	原子力安全基盤機構	-	-	-	19,402	19,402	-	-	18,406	18,406	996
	情報処理推進機構	-	356	-	50,887	51,242	-	-	16,007	16,007	35,235
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	3,424	5,153	14,235	1,091,209	1,114,022	27,543	-	805,435	832,978	281,044
	中小企業基盤整備機構	18,740	37,160	1,123,324	10,531,977	11,711,202	14,821	58,930	11,189,866	11,263,616	447,586
	土木研究所	20,627	7,004	-	8,960	36,591	-	-	3,991	3,991	32,599
	建築研究所	7,009	5,917	-	2,971	15,897	-	-	866	866	15,031
	国土 交通省	交通安全環境研究所	10,346	3,717	-	5,292	19,355	-	-	3,034	3,034
海上技術安全研究所		29,630	1,469	-	4,690	35,789	-	-	2,847	2,847	32,942
港湾空港技術研究所		6,170	4,340	-	2,933	13,443	-	-	1,659	1,659	11,784
電子航法研究所		3,083	841	-	1,842	5,766	-	-	1,764	1,764	4,002
航海訓練所		249	24	-	7,169	7,442	-	-	1,493	1,493	5,949
海技教育機構		6,707	4,805	-	1,896	13,408	-	-	1,317	1,317	12,091
航空大学校		3,047	1,322	-	1,123	5,492	-	-	860	860	4,632
自動車検査		366	12,954	-	12,881	26,202	-	-	9,806	9,806	16,396
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		462,955	63,896	177,973	12,293,173	12,997,998	3,939,319	1,132,675	5,598,833	10,670,827	2,327,171
国際観光振興機構		-	43	-	1,487	1,530	-	-	386	386	1,144
水資源機構		150,723	39,056	-	4,412,499	4,602,279	812,520	144,839	3,538,653	4,496,012	106,266
自動車事故対策機構		3,550	5,958	13,298	9,790	32,595	17,163	-	3,707	20,870	11,726
空港周辺整備機構		22	3,630	-	3,999	7,650	3,350	740	2,249	6,339	1,311
海上災害防止センター		-	595	-	6,109	6,704	49	-	1,814	1,863	4,841
都市再生機構		8,898,388	3,361,515	22,555	3,232,503	15,514,961	12,164,057	1,814,476	986,642	14,965,175	549,786
奄美群島振興開発基金		66	19	8,484	11,816	20,385	1,390	-	8,948	10,338	10,047
日本高速道路保有・債務返済機構		8,118,690	274,118	107,945	33,523,661	42,024,414	11,498,086	23,195,332	919,212	35,612,630	6,411,784
住宅金融支援機構	22,747	16,256	39,378,480	4,783,450	44,200,933	32,779,573	9,504,609	1,738,475	44,022,657	178,276	
環境省	国立環境研究所	14,330	17,620	-	10,261	42,212	-	-	9,467	9,467	32,745
	環境再生保全機構	90	83	24,767	299,432	324,372	105,212	26,997	121,063	253,273	71,099
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	842	197	0	1,020	2,059	0	0	713	713	1,346
	計	20,433,038	6,097,295	77,725,348	313,652,469	417,908,150	99,097,568	37,522,101	256,119,604	392,739,272	25,168,878

(注)1 各法人の平成19年度の財務諸表(貸借対照表)による。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 「長期借入金」及び「債券」には、期末日後1年内に返済又は償還が予定されているもの(ただし、短期借入金は除く。)を含めて集計している。

当期総利益(損失)の状況(平成19年度)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	経常費用	経常収益	臨時損失	臨時利益	法人税等	積立金 取崩額	当期総利益 (△損失)	
内閣府	国立公文書館	1,889	1,893	6	-	-	-	△2	
	国民生活センター	3,033	3,482	0	0	-	-	449	
	北方領土問題対策協会	936	1,044	0	0	-	-	108	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,071	4,177	2	-	-	-	104	
総務省	情報通信研究機構	47,925	42,861	1,362	1,179	30	1,839	△3,437	
	統計センター	9,735	10,634	1	1	-	-	899	
	平和祈念事業特別基金	7,641	1,939	4	6,216	-	-	510	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	10,406,763	10,416,999	-	-	-	-	10,236	
外務省	国際協力機構	157,900	153,146	16	7	-	4,803	39	
	国際交流基金	17,816	16,540	2	2	-	768	△508	
財務省	酒類総合研究所	1,204	1,208	2	-	-	-	3	
	造幣局	24,581	28,172	13	1	-	128	3,707	
	国立印刷局	71,874	81,950	16	2,364	-	-	12,424	
	通関情報処理センター	9,135	9,838	-	-	-	-	703	
	日本万国博覧会記念機構	3,386	3,537	-	-	-	-	150	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	1,209	1,210	0	-	-	-	1	
	大学入試センター	10,855	11,238	19	-	-	8	372	
	国立青少年教育振興機構	12,092	12,093	27	26	-	1	1	
	国立女性教育会館	1,000	1,001	-	-	-	-	1	
	国立国語研究所	1,110	1,115	1	1	-	-	5	
	国立科学博物館	3,589	3,594	5	-	-	0	0	
	物質・材料研究機構	21,182	21,282	276	208	-	-	32	
	防災科学技術研究所	9,644	9,717	54	-	-	17	36	
	放射線医学総合研究所	17,702	17,813	689	690	-	5	117	
	国立美術館	6,093	6,488	4	8	-	-	398	
	国立文化財機構	9,096	9,518	14	-	-	5	414	
	教員研修センター	1,667	1,668	0	-	-	-	1	
	科学技術振興機構	107,893	107,424	8,660	8,654	42	1	△516	
	日本学術振興会	156,928	158,649	12	-	-	-	1,709	
	理化学研究所	83,516	85,738	254	193	27	19	2,154	
	宇宙航空研究開発機構	237,031	243,758	3,072	13,828	23	-	17,460	
	日本スポーツ振興センター	75,394	94,698	4,378	97	-	201	15,225	
	日本芸術文化振興会	16,365	16,316	2	207	-	50	207	
	日本学生支援機構	117,381	122,630	-	-	-	-	5,249	
	海洋研究開発機構	51,273	51,339	43	48	11	-	60	
	国立高等専門学校機構	84,753	85,149	256	18	-	3	161	
	大学評価・学位授与機構	2,188	2,188	-	-	-	-	-	
	国立大学財務・経営センター	36,496	33,430	-	-	-	3,063	△3	
	メディア教育開発センター	2,396	2,408	-	-	-	-	12	
	日本原子力研究開発機構	166,380	166,222	1,957	242	56	-	△1,929	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	1,026	1,041	-	-	-	-	15
		労働安全衛生総合研究所	2,608	2,616	11	11	-	-	7
		勤労者退職金共済機構	657,915	511,364	7,041	0	-	-	△153,592
		高齢・障害者雇用支援機構	71,977	74,083	0	4,288	-	-	6,394
福祉医療機構		200,411	314,980	8,080	328	-	-	106,817	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		4,163	4,295	4	-	-	-	128	
労働政策研究・研修機構		2,915	2,914	0	0	-	-	△1	
雇用・能力開発機構		153,295	168,380	5	-	-	287	15,368	
労働者健康福祉機構		292,489	288,980	1,350	154	-	-	△4,705	
国立病院機構		770,005	798,928	5,396	366	-	-	23,892	
医薬品医療機器総合機構		15,950	16,962	0	-	-	-	1,011	
医薬基盤研究所		13,416	12,341	32	0	-	-	△1,108	
年金・健康保険福祉施設整理機構		20,325	37,405	-	1,086	-	-	18,166	
年金積立金管理運用		5,646,598	1,105	-	1	-	-	△5,645,492	
農林水産省		農林水産消費安全技術センター	7,640	7,640	7	8	-	18	19
		種苗管理センター	3,134	3,135	0	-	-	-	0
	家畜改良センター	9,227	9,236	0	5	-	27	41	
	水産大学校	2,783	2,831	48	1	-	0	2	
	農業・食品産業技術総合研究機構	59,916	59,550	403	589	80	418	158	
	農業生物資源研究所	12,334	12,317	32	33	-	86	69	
	農業環境技術研究所	4,810	4,776	4	4	-	49	15	
	国際農林水産業研究センター	3,557	3,568	4	2	-	0	11	
	森林総合研究所	12,228	12,273	65	-	-	68	47	

(次ページに続く)

(前ページから続く)

主務省名	独立行政法人名	経常費用	経常収益	臨時損失	臨時利益	法人税等	積立金 取崩額	当期総利益 (△損失)
	水産総合研究センター	24,075	24,066	95	20	-	117	33
	農畜産業振興機構	229,143	199,312	8	41,022	-	-	11,183
	農業者年金基金	171,931	170,518	0	-	-	-	△1,413
	農林漁業信用基金	16,262	14,956	-	6	-	-	△1,300
	緑資源機構	44,399	45,039	22	4,002	-	426	5,046
経済産業省	経済産業研究所	1,637	1,652	-	-	-	-	15
	工業所有権情報・研修館	12,202	12,209	0	-	-	-	7
	日本貿易保険	11,433	12,706	86,847	1,866	-	-	△83,709
	産業技術総合研究所	95,189	94,645	424	458	-	2,641	2,132
	製品評価技術基盤機構	9,001	8,825	151	156	-	57	△114
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	230,975	230,268	3	44	-	-	△666
	日本貿易振興機構	38,114	37,946	113	11	-	387	116
	原子力安全基盤機構	22,029	22,290	-	-	-	-	261
	情報処理推進機構	9,833	10,123	116	34	13	-	194
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	134,606	202,415	15	750	-	87	68,631
	中小企業基盤整備機構	894,388	720,576	6,703	6,517	62	2,826	△171,234
国土交通省	土木研究所	9,642	9,650	-	-	-	-	8
	建築研究所	2,285	2,317	5	5	-	-	33
	交通安全環境研究所	3,592	3,448	6	7	-	355	212
	海上技術安全研究所	3,978	4,027	76	28	-	37	38
	港湾空港技術研究所	2,791	2,879	-	-	-	10	98
	電子航法研究所	2,209	2,224	-	-	-	2	17
	航海訓練所	6,447	6,556	-	1	-	0	110
	海技教育機構	2,925	2,923	13	13	-	-	△2
	航空大学校	3,080	3,079	-	0	-	-	△0
	自動車検査	9,967	10,276	167	-	-	-	142
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	911,147	1,371,257	71	209	-	-	460,248
	国際観光振興機構	3,702	3,793	2	0	-	-	89
	水資源機構	138,572	143,035	20,695	20,695	-	363	4,826
	自動車事故対策機構	12,000	12,026	3	1	-	47	71
	空港周辺整備機構	11,550	11,897	-	-	-	-	347
	海上災害防止センター	1,749	1,816	0	-	12	-	55
	都市再生機構	1,489,136	1,595,898	33,328	703	-	-	74,137
	奄美群島振興開発基金	463	471	0	23	-	-	30
	日本高速道路保有・債務返済機構	1,504,307	1,899,712	4,062	8,712	-	-	400,056
	住宅金融支援機構	1,736,671	1,558,530	64	6,515	-	14,790	△156,901
環境省	国立環境研究所	13,210	13,112	30	30	-	82	△15
	環境再生保全機構	79,931	81,752	18	66	-	-	1,869
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	4,010	4,179	6	-	-	-	163
	計 (102法人)	27,868,425	22,947,228	196,671	132,760	356	34,091	△4,951,373

(注) 1 各法人の平成19年度の財務諸表(損益計算書)による。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

運営費交付金債務の状況

(百万円)

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金 交付年度及び交付額	各年度末における運営費交付金債務残高					交付金債務 残存率(19年度)		
			15年度	16年度	17年度	18年度	19年度			
内閣府	国立公文書館	15	1,705	43	-	-	-	-	-	
		16	1,709	-	-	-	-	-	-	
		17	1,845	-	-	112	112	112	6.1%	
		18	1,869	-	-	-	118	50	2.7%	
		19	1,856	-	-	-	-	45	2.4%	
	計					112	230	207		
	国民生活センター	15	1,258	98	43	43	43	-	-	
		16	2,520	-	151	98	98	-	-	
		17	3,235	-	-	358	219	-	-	
		18	2,972	-	-	-	216	-	-	
		19	2,803	-	-	-	-	-	-	
	計		98	195	499	576	-	-		
	北方領土問題対策協会	15	205	15	15	15	15	-	-	
		16	660	-	14	14	14	-	-	
		17	658	-	-	38	38	-	-	
		18	654	-	-	-	34	-	-	
		19	631	-	-	-	-	-	-	
計		15	29	66	100	-	-			
沖縄科学技術研究基盤整備機構	17	2,553	-	-	924	-	-	-		
	18	4,148	-	-	-	1,087	-	-		
	19	4,283	-	-	-	-	760	17.7%		
	計				924	1,087	760			
	計									
総務省	情報通信研究機構	15	19,602	766	-	-	-	-	-	
		16	38,335	-	1,834	-	-	-	-	
		17	38,108	-	-	-	-	-	-	
		18	36,964	-	-	-	2,837	428	1.2%	
		19	36,266	-	-	-	-	4,503	12.4%	
	計		766	1,834	-	2,837	4,503			
	統計センター	15	10,487	1,095	933	933	919	4,931	-	
		16	9,849	-	222	222	155	-	-	
		17	10,144	-	-	305	305	-	-	
		18	9,466	-	-	-	142	-	-	
		19	9,067	-	-	-	-	-	-	
	計		1,095	1,155	1,460	1,521	-	-		
	平和祈念事業特別基金	15	548	12	12	12	12	-	-	
		16	1,028	-	159	159	159	-	-	
		17	1,010	-	-	166	166	-	-	
		18	907	-	-	-	45	-	-	
		19	849	-	-	-	-	-	-	
計		12	171	338	382	-	-			
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	19	0	-	-	-	-	-	-		
	計									
外務省	国際協力機構	15	94,291	10,377	670	289	-	-	-	
		16	162,030	-	5,893	300	-	-	-	
		17	160,077	-	-	4,437	-	-	-	
		18	157,516	-	-	-	-	-	-	
		19	155,626	-	-	-	-	6,899	4.4%	
	計		10,377	6,563	5,027	-	6,899			
	国際交流基金	15	7,663	768	111	17	-	-	-	
		16	13,786	-	549	30	-	-	-	
		17	13,730	-	-	298	-	-	-	
		18	13,389	-	-	-	-	-	-	
		19	13,049	-	-	-	-	382	2.9%	
	計		768	660	345	-	382			
	財務省	酒類総合研究所	15	1,309	203	169	-	-	-	-
			16	1,196	-	92	-	-	-	-
			17	1,193	-	-	-	-	-	-
			18	1,276	-	-	-	108	91	7.1%
			19	1,222	-	-	-	-	80	6.5%
計		343	401	-	108	171				
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	15	1,185	87	-	-	-	-	-	
		16	1,179	-	3	-	-	-	-	
		17	1,186	-	-	-	-	-	-	
		18	1,206	-	-	-	40	-	-	
		19	1,207	-	-	-	-	76	6.3%	
	計		87	3	-	40	76			
	大学入試センター	15	309	13	4	-	-	-	-	
		16	307	-	-	-	-	-	-	
		17	529	-	-	-	-	-	-	
		18	497	-	-	-	-	-	-	
		19	444	-	-	-	-	-	-	
	計		13	4	-	-	-	-		
	国立青少年教育振興機構	国立オリンピック記念青少年総合センター	15	4,300	715	127	-	-	-	-
			16	3,972	-	584	-	-	-	-
			17	3,961	-	-	-	-	-	-
			計	12,233	726	722	-	-	-	-
			計							
	国立青年の家	15	4,423	60	-	-	-	-	-	
		16	4,106	-	36	-	-	-	-	
		17	4,194	-	-	-	-	-	-	
		計	12,723	60	36	-	-	-	-	
		計								
	国立少年自然の家	15	4,115	43	-	-	-	-	-	
		16	4,037	-	90	-	-	-	-	
		17	3,942	-	-	-	-	-	-	
		計	12,094	43	90	-	-	-	-	
		計								
国立青少年教育振興機構	18	11,522	-	-	-	108	108	0.9%		
	19	10,913	-	-	-	-	192	1.8%		
	計					108	300			
	国立女性教育会館	15	706	8	-	-	-	-	-	
		16	718	-	2	-	-	-	-	
17		701	-	-	-	-	-	-		
18		669	-	-	-	-	-	-		
19		724	-	-	-	-	-	-		
計		8	2	-	-	-	-			
国立国語研究所	15	1,200	-	-	-	-	-	-		
	16	1,321	-	-	-	-	-	-		
	17	1,174	-	-	-	-	-	-		
	18	1,096	-	-	-	21	-	-		
	19	1,129	-	-	-	-	121	10.7%		
計						21				
国立科学博物館	15	3,086	363	-	-	-	-	-		
	16	3,384	-	297	-	-	-	-		
	17	3,379	-	-	-	-	-	-		
	18	3,244	-	-	-	378	-	-		
	19	3,222	-	-	-	-	686	21.3%		
計		363	297	-	378	686				
物質・材料研究機構	15	16,500	1,290	294	-	-	-	-		
	16	16,246	-	734	-	-	-	-		
	17	16,125	-	-	-	-	-	-		
	18	15,968	-	-	-	1,363	-	-		
	19	15,803	-	-	-	-	1,416	9.0%		
計		1,541	1,133	-	1,363	1,416				
防災科学技術研究所	15	7,754	561	-	-	-	-	-		
	16	7,550	-	1,008	-	-	-	-		
	17	8,745	-	-	-	-	-	-		
	18	8,495	-	-	-	539	-	-		
	19	8,369	-	-	-	-	950	11.4%		
計		561	1,008	-	539	950				
放射線医学総合研究所	15	13,700	860	-	-	-	-	-		
	16	13,520	-	1,479	-	-	-	-		
	17	13,301	-	-	-	-	-	-		
	18	13,140	-	-	-	1,205	116	0.9%		
	19	12,851	-	-	-	-	972	7.6%		
計		868	1,479	-	1,205	1,088				
国立美術館	15	4,622	77	-	-	-	-	-		
	16	5,158	-	10	-	-	-	-		
	17	4,984	-	-	-	-	-	-		
	18	6,779	-	-	-	33	15	0.2%		
	19	6,042	-	-	-	-	172	2.8%		
計		77	10	-	33	187				

(百万円)

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金 交付年度及び交付額	各年度末における運営費交付金債務残高					交付金債務 残存率(19年度)		
			15年度	16年度	17年度	18年度	19年度			
厚生労働省	国立文化財機構	国立博物館	15 5,128	640	-	-	-	-	-	-
		16 5,956	-	1,065	-	-	-	-	-	
		17 6,622	-	-	-	-	-	-	-	
		18 6,103	-	-	-	-	783	-	-	
		計 640	1,065	-	-	783	-	-		
		文化財研究所	15 3,086	-	-	-	-	-	-	-
			16 3,219	-	6	-	-	-	-	-
			17 3,046	-	-	-	-	-	-	-
			18 2,985	-	-	-	-	9	-	-
			計 2	9	-	-	9	-	-	
		国立文化財機構	18 -	-	-	-	-	-	-	-
			19 9,042	-	-	-	-	-	752	8.3%
			計 752	-	-	-	-	-	752	-
		教員研修センター	15 2,281	-	-	-	-	-	-	-
			16 2,106	-	518	-	-	-	-	-
	17 1,957		-	-	858	-	-	-	-	
	18 1,811		-	-	-	-	-	-	-	
	19 1,511		-	-	-	-	-	32	2.1%	
	計 518	858	-	-	-	32	-			
	科学技術振興機構	15 55,574	4,233	1	1	-	-	-	-	
		16 94,715	-	7,140	1,088	-	-	-	-	
		17 99,611	-	-	5,328	-	-	-	-	
		18 101,437	-	-	-	-	-	-	-	
		19 103,463	-	-	-	-	-	6,143	5.9%	
	計 4,233	7,141	6,417	-	-	6,143	-			
	日本学術振興会	15 15,153	419	239	239	239	-	-	-	
		16 29,841	-	283	60	60	-	-	-	
		17 29,655	-	-	379	183	-	-	-	
		18 29,364	-	-	-	558	-	-	-	
		19 29,024	-	-	-	-	-	-	-	
	計 419	521	678	1,040	-	-	-			
	理化学研究所	15 36,968	4,360	-	-	-	-	-	-	
		16 69,182	-	4,961	37	37	-	-	-	
		17 71,102	-	-	4,140	19	-	-	-	
		18 67,921	-	-	-	4,216	-	-	-	
		19 62,334	-	-	-	-	-	-	-	
	計 4,360	4,961	4,177	4,273	-	-	-			
	宇宙航空研究開発機構	航空宇宙技術研究所	15 9,710	-	-	-	-	-	-	
		計 9,710	-	-	-	-	-	-		
		宇宙航空研究開発機構	15 73,034	14,012	2,725	-	-	-	-	
		16 137,298	-	22,515	1,989	162	-	-		
		17 131,411	-	-	12,081	727	-	-		
	18 138,293	-	-	-	9,770	-	-			
	19 128,826	-	-	-	-	-	-			
	計 14,012	25,240	14,069	10,659	-	-	-			
	日本スポーツ振興センター	15 3,098	290	101	101	101	-	-	-	
		16 5,086	-	-	-	-	-	-	-	
		17 5,023	-	-	296	296	-	-	-	
		18 4,782	-	-	-	290	-	-	-	
		19 5,375	-	-	-	-	-	-	-	
	計 290	101	397	687	-	-	-			
	日本芸術文化振興会	15 7,030	297	72	44	44	-	-	-	
		16 12,053	-	73	27	1	-	-	-	
		17 12,084	-	-	506	130	-	-	-	
		18 11,583	-	-	-	324	-	-	-	
		19 11,482	-	-	-	-	-	-	-	
	計 297	145	577	499	-	-	-			
	日本学生支援機構	15 23,006	-	-	-	-	-	-	-	
		16 22,704	-	-	-	-	-	-	-	
		17 21,963	-	-	-	-	-	-	-	
		18 21,446	-	-	-	-	-	-	-	
		19 21,446	-	-	-	-	-	-	-	
	計 -	-	-	-	-	-	-			
	海洋研究開発機構	16 30,714	-	1,225	158	-	-	-	-	
		17 32,693	-	-	1,559	5	1	0.0%		
		18 35,734	-	-	-	3,437	15	0.0%		
		19 37,190	-	-	-	-	2,984	8.0%		
		計 1,225	1,717	3,442	3,001	-	-			
	国立高等専門学校機構	16 71,179	1,032	873	584	584	-	0.8%		
		17 69,949	-	462	461	464	-	0.7%		
		18 70,065	-	-	942	943	-	1.3%		
		19 69,030	-	-	-	193	-	0.3%		
		計 1,032	1,335	1,987	2,184	-	-			
	大学評価・学位授与機構	16 2,189	-	102	102	102	102	4.7%		
		17 2,189	-	-	22	22	22	1.0%		
		18 2,074	-	-	-	68	68	3.3%		
		19 1,996	-	-	-	-	171	8.6%		
		計 102	125	193	363	-	-			
	国立大学財務・経営センター	16 563	-	41	35	33	33	5.9%		
		17 591	-	-	54	21	8	1.4%		
		18 546	-	-	-	66	60	11.0%		
		19 522	-	-	-	-	26	5.0%		
		計 41	88	120	128	-	-			
	メディア教育開発センター	16 2,508	-	44	44	32	-	-		
		17 2,419	-	-	77	82	-	-		
		18 2,292	-	-	-	-	70	3.1%		
		19 2,083	-	-	-	-	-	-		
		計 44	121	114	70	-	-			
	日本原子力研究開発機構	17 76,747	-	-	7,421	-	-	-		
		18 161,838	-	-	-	13,446	-	-		
		19 163,224	-	-	-	-	20,329	12.5%		
		計 7,421	13,446	-	-	20,329	-			
		15 913	52	48	-	-	-	-		
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	16 803	-	14	-	-	-	-	
			17 803	-	-	-	-	-	-	
			18 908	-	-	-	60	55	6.1%	
			19 812	-	-	-	-	47	5.8%	
			計 52	62	-	60	102	-		
		労働安全衛生総合研究所	産業安全研究所	15 1,110	48	48	-	-	-	-
				16 1,124	-	52	-	-	-	-
17 1,153				-	-	-	-	-	-	
産業医学総合研究所			15 1,397	46	35	-	-	-	-	
			16 1,391	-	46	-	-	-	-	
			17 1,375	-	-	-	-	-	-	
労働安全衛生総合研究所			18 2,478	152	168	-	-	103	73	2.9%
			19 2,514	-	-	-	-	45	1.8%	
			計 278	286	-	-	-	118	-	
勤労者退職金共済機構		15 2,441	94	61	51	16	-	-		
	16 4,074	-	305	246	29	-	-			
	17 3,929	-	-	33	32	-	-			
	18 3,797	-	-	-	91	-	-			
	19 3,662	-	-	-	-	-	-			
計 94	366	329	168	-	-					
高齢・障害者雇用支援機構	15 9,802	887	-	-	-	-	-			
	16 19,148	-	2,283	2,283	2,283	-	-			
	17 18,734	-	-	1,471	1,471	-	-			
	18 18,336	-	-	-	1,188	-	-			
	19 17,786	-	-	-	-	-	-			
計 887	2,283	3,755	4,943	-	-					
福祉医療機構	15 2,721	125	-	-	-	-	-			
	16 5,080	-	264	11	11	-	-			
	17 5,061	-	-	382	-	-	-			
	18 10,957	-	-	-	1,287	-	-			
	19 10,055	-	-	-	-	-	-			
計 125	264	394	1,299	-	-					
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	15 1,565	83	-	-	-	-	-			
	16 2,674	-	-	-	-	-	-			
	17 2,701	-	-	82	-	-	-			
	18 2,620	-	-	-	317	-	-			
	19 2,553	-	-	-	-	-	-			
計 83	-	82	317	-	-					
労働政策研究・研修機構	15 1,950	379	-	-	-	-	-			
	16 3,524	-	665	664	-	-	-			
	17 3,370	-	-	216	-	-	-			
	18 3,338	-	-	-	-	-	-			
	19 3,131	-	-	-	-	299	9.5%			
計 379	665	879	-	299	-					
雇用・能力開発機構	15 12,786	1,681	1,681	1,681	-	-	-			
	16 94,596	-	8,840	8,840	-	-	-			
	17 90,446	-	-	4,846	-	-	-			
	18 86,153	-	-	-	-	-	-			
	19 79,692	-	-	-	-	1,393	1.7%			
計 1,681	10,521	15,366	-	1,393	-					

(百万円)

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金 交付年度及び交付額	各年度末における運営費交付金債務残高					交付金債務 残存率(19年度)		
			15年度	16年度	17年度	18年度	19年度			
	労働者健康福祉機構	16	11,226		100					
		17	11,495			763	722	634	5.5%	
		18	11,281				312	312	2.8%	
		19	11,433					305	2.7%	
		計			100	763	1,033	1,251		
	国立病院機構	16	52,075							
		17	51,353							
		18	50,609				544	0		
		19	49,848					1,391	2.8%	
		計					544	1,391		
	医薬品医療機器総合機構	16	10,039		547	416				
		17	868			156	156			
		18	656				64	64	9.8%	
		19	621					27	4.3%	
		計			547	572	220	91		
	医薬基盤研究所	16				132	132			
		17	11,474			522	305	279	2.4%	
		18	11,443				251	251	2.2%	
		19	11,333					144	1.3%	
		計				654	688	806		
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	15	5,480	233	190					
		16	5,285		308					
		17	5,341							
		18	5,565				504	485		
		計			527	498		504	485	
	肥飼料検査所	15	1,773	120	117					
		16	1,812		199					
		17	1,764							
		18	1,772							
		計			202	316				
	農薬検査所	15	755	66	62					
		16	824		71					
		17	852							
		18	829							
		計			171	138				
	農林水産消費安全技術センター	19	7,858					452	5.8%	
		計						452		
	種苗管理センター	15	2,987	47	5					
		16	3,130		111					
		17	3,142							
		18	3,133				89	86	2.7%	
		計			99	116		89	171	
	家畜改良センター	15	8,680	234	222					
		16	8,403		149					
		17	8,397							
		18	8,363				322	290	3.5%	
		計			554	402		322	268	
	水産大学校	15	2,245	248	226					
		16	2,190		273					
		17	2,117							
		18	2,182				226	197	9.0%	
		計			510	619		226	183	
	農業・食品産業技術総合研究機構	農業・生物系特定産業技術研究機構	15	42,125	1,061	696				
			16	44,541		71				
			17	44,838						
			計	131,504	1,775	768				
			19	49,804				963	621	1.2%
		農業工学研究所	15	2,142	65	0				
			16	2,199		34				
			17	2,242						
			計	6,583	67	35				
			19	2,343						
	食品総合研究所	15	2,278	38	16					
		16	2,324		66					
		17	2,343							
		計	6,945	56	83					
		19	2,343							
	農業・食品産業技術総合研究機構	18	50,463				963	621	1.2%	
		19	49,804					1,346	2.7%	
		計					963	1,967		
		15	7,872	120	108					
		計		120	191		481	225	3.0%	
	農業生物資源研究所	16	7,876		83					
		17	7,629							
		18	7,467				481	482	6.4%	
		19	7,526					707		
		計		120	191		481	707		
	農業環境技術研究所	15	3,467	241	119					
		16	3,264		148					
		17	3,106							
		18	3,280				136	92	2.9%	
		計		349	267		136	92		
	国際農林水産業研究センター	15	3,369	8						
		16	3,166		67					
		17	3,388							
		18	3,237				82	64	2.0%	
		計					82	108	3.3%	
	森林総合研究所	森林総合研究所	15	8,797	159	67				
			16	8,716	252	166				
			17	8,484		2				
			18	8,443				41	0	
			計		318	168		41	62	0.6%
	林木育種センター	15	2,014	119	119					
		16	1,946		82					
		17	1,826							
		18	1,905							
		計		268	229					
	水産総合研究センター	水産総合研究センター	15	13,627	1,373					
			16	15,197		1,080				
			17	15,412						
			18	17,397				968	364	2.1%
			計		1,373	1,080		968	1,096	6.3%
		さけ・ます資源管理センター	15	1,808	15	12				
			16	1,771		1				
			17	1,748						
			計		78	13				
			19	1,748						
	農畜産業振興機構	15	1,292	125	101	101	101			
		16	2,308		262		262			
		17	2,356			419	363			
		18	2,120				148			
		計		125	363	782	874			
	農業者年金基金	15	1,884	234						
		16	4,185		487					
		17	4,091			618				
		18	4,028				753			
		計		234	487	618	753			
	農林漁業信用基金	15	156	16	16	16	16			
		16								
		17								
18										
計			16	16	16	16				

(百万円)

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金 交付年度及び交付額	各年度末における運営費交付金債務残高					交付金債務 残存率(19年度)	
			15年度	16年度	17年度	18年度	19年度		
経済産業省	経済産業研究所	15	1,723	893	-	-	-	-	-
		16	1,631	-	706	-	-	-	-
		17	1,314	-	-	-	-	-	-
		18	1,641	-	-	-	128	-	-
		19	1,618	-	-	-	-	109	6.7%
	計		893	706	-	128	109		
	工業所有権情報・研修館	15	5,508	302	302	-	-	-	-
		16	9,605	-	518	-	-	-	-
		17	12,915	-	-	-	-	-	-
		18	12,773	-	-	-	997	707	5.5%
		19	14,232	-	-	-	-	1,745	12.3%
	計		1,224	1,742	-	997	2,451		
	産業技術総合研究所	15	68,411	2,103	-	-	-	-	-
		16	68,218	-	-	-	-	-	-
		17	67,432	-	-	3,254	-	-	-
		18	66,437	-	-	-	5,089	-	-
		19	65,682	-	-	-	-	4,810	7.3%
	計		-	-	3,254	5,089	4,810		
	製品評価技術基盤機構	15	7,832	143	-	-	-	-	-
		16	7,722	-	36	-	-	-	-
		17	7,682	-	-	-	-	-	-
		18	7,626	-	-	-	153	-	-
		19	7,588	-	-	-	-	394	5.2%
	計		143	36	-	153	394		
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	15	82,000	29,366	-	-	-	-	-
		16	172,747	-	46,840	-	-	-	-
		17	172,240	-	-	37,990	-	-	-
18		163,520	-	-	-	5,613	-	-	
19		154,858	-	-	-	-	-	-	
計		29,366	46,840	37,990	5,613	-			
日本貿易振興機構	15	14,769	265	-	-	-	-	-	
	16	24,834	-	607	-	-	-	-	
	17	24,463	-	-	766	-	-	-	
	18	23,923	-	-	-	-	-	-	
	19	24,408	-	-	-	-	794	3.3%	
計		265	607	766	-	794			
原子力安全基盤機構	15	12,220	2,015	-	-	-	-	-	
	16	24,086	-	4,469	-	-	-	-	
	17	23,735	-	-	5,783	-	-	-	
	18	23,605	-	-	-	-	-	-	
	19	22,877	-	-	-	-	3,283	14.4%	
計		2,015	4,469	5,783	-	3,283			
情報処理推進機構	15	1,655	100	-	-	-	-	-	
	16	5,250	-	801	-	-	-	-	
	17	5,263	-	-	1,469	-	-	-	
	18	5,196	-	-	-	1,410	-	-	
	19	5,117	-	-	-	-	-	-	
計		100	801	1,469	1,410	-			
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	15	980	564	801	1,469	1,410	-	-	
	16	40,619	564	564	564	564	-	-	
	17	39,532	-	28,943	22,179	19,438	-	-	
	18	38,892	-	-	26,521	23,690	-	-	
	19	33,296	-	-	-	25,461	-	-	
計		564	29,507	49,264	69,153	-	-		
中小企業基盤整備機構	16	15,178	-	1,809	1,645	1,291	1,291	8.5%	
	17	22,288	-	-	664	445	134	0.6%	
	18	22,160	-	-	-	3,220	101	0.5%	
	19	21,993	-	-	-	-	3,130	14.2%	
	計		-	1,809	2,308	4,957	4,656		
国土交通省	土木研究所	15	4,763	821	1	-	-	-	-
		16	4,700	-	757	-	-	-	-
		17	4,674	-	-	-	-	-	-
		18	6,448	-	-	-	114	35	0.5%
		19	6,361	-	-	-	-	224	3.5%
	計		827	761	-	114	260		
	北海道開発土木研究所	15	1,978	59	59	-	-	-	-
		16	1,794	-	57	-	-	-	-
		17	1,760	-	-	-	-	-	-
		18	1,760	-	-	-	-	-	-
		19	1,760	-	-	-	-	-	-
	計		136	191	-	-	-	-	
	建築研究所	15	2,103	88	25	-	-	-	-
		16	2,080	-	74	-	-	-	-
		17	2,051	-	-	-	-	-	-
		18	2,028	-	-	-	32	-	-
		19	2,045	-	-	-	-	9	0.4%
	計		335	277	-	32	9		
	交通安全環境研究所	15	1,985	151	89	-	-	-	-
		16	1,662	-	165	-	-	-	-
		17	1,640	-	-	-	-	-	-
		18	1,768	-	-	-	172	74	4.2%
		19	1,770	-	-	-	-	105	5.9%
	計		305	363	-	172	179		
	海上技術安全研究所	15	3,368	128	92	-	-	-	-
		16	3,089	-	86	-	-	-	-
		17	3,202	-	-	-	-	-	-
		18	3,069	-	-	-	36	31	1.0%
		19	3,010	-	-	-	-	-	-
	計		417	444	-	36	31		
	港湾空港技術研究所	15	1,616	145	86	-	-	-	-
		16	1,596	-	55	-	-	-	-
		17	1,441	-	-	-	-	-	-
		18	1,392	-	-	-	23	8	0.6%
		19	1,371	-	-	-	-	0	0.0%
	計		253	244	-	23	8		
	電子航法研究所	15	1,682	69	69	-	-	-	-
		16	1,792	-	124	-	-	-	-
		17	1,669	-	-	-	-	-	-
18		1,687	-	-	-	130	34	2.0%	
19		1,684	-	-	-	-	90	5.3%	
計		193	317	-	130	124			
航海訓練所	15	7,422	307	-	-	-	-	-	
	16	6,666	-	219	-	-	-	-	
	17	6,894	-	-	-	-	-	-	
	18	6,654	-	-	-	104	0	0.0%	
	19	6,518	-	-	-	-	70	1.1%	
計		307	219	-	104	70			
海技教育機構	海技大専科	15	1,234	120	-	-	-	-	-
		16	1,230	-	238	-	-	-	-
		17	1,109	-	-	-	-	-	-
	計		120	238	-	-	-	-	
	海員学校	15	3,573	120	238	-	-	-	-
		16	1,974	59	33	-	-	-	-
		17	1,835	-	59	-	-	-	-
	計		144	165	-	-	-	-	
	海技教育機構	18	1,823	-	-	-	-	-	-
		18	2,932	-	-	-	277	-	-
19		2,818	-	-	-	-	384	13.6%	
計			-	-	-	277	384		
航空大専科	15	2,997	293	293	-	-	-	-	
	16	2,973	-	279	-	-	-	-	
	17	2,603	-	-	-	-	-	-	
	18	2,888	-	-	-	102	20	0.7%	
	19	2,855	-	-	-	-	-	-	
計		602	881	-	102	20			
自動車検査	15	10,758	1,689	22	11	-	-	-	
	16	8,947	-	869	-	-	-	-	
	17	8,934	-	-	1,113	-	-	-	
	18	8,922	-	-	-	-	-	-	
	19	7,753	-	-	-	-	262	3.4%	
計		1,689	892	1,124	-	262			
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	15	207	10	2	-	-	-	-	
	16	762	-	20	-	-	-	-	
	17	784	-	-	31	9	-	-	
	18	761	-	-	-	51	-	-	
	19	738	-	-	-	-	-	-	
計		10	22	31	60	-	-		
国際観光振興機構	15	1,199	92	-	-	-	-	-	
	16	2,243	-	112	-	-	-	-	
	17	2,295	-	-	133	-	-	-	
	18	2,267	-	-	-	122	-	-	
	19	2,111	-	-	-	-	-	-	
計		92	112	133	122	-	-		

(百万円)

主務省名	独立行政法人名	運営費交付金 交付年度及び交付額	各年度末における運営費交付金債務残高					交付金債務 残存率(19年度)	
			15年度	16年度	17年度	18年度	19年度		
	自動車事故対策機構	15	4,981	896	875	875	-	-	
		16	9,170	-	1,190	1,170	-	-	
		17	9,005	-	-	1,405	-	-	
		18	8,689	-	-	-	-	-	
		19	8,429	-	-	-	-	1,454	
		計	-	896	2,065	3,450	-	1,454	17.2%
環境省	国立環境研究所	15	9,401	682	-	-	-	-	
		16	9,255	-	712	-	-	-	
		17	9,255	-	-	-	-	-	
		18	9,616	-	-	-	641	201	
		19	9,680	-	-	-	-	712	
		計	-	682	712	-	641	913	2.1%
環境省	環境再生保全機構	16	3,097	-	923	276	-	62	
		17	2,668	-	-	1,482	703	2.3%	
		18	2,422	-	-	-	1,633	960	
		19	2,392	-	-	-	-	1,732	
		計	-	-	923	1,758	2,336	2,754	72.4%
		防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	15	4,710	20	2	-	-
16	4,592			-	32	-	-	-	
17	4,523			-	-	-	-	-	
18	4,307			-	-	-	27	0	
19	4,184			-	-	-	-	30	
計	-			20	34	-	27	30	0.7%
計	計	15	814,942	91,095	12,078	4,993	2,070	-	
		16	1,544,487	-	159,473	43,360	24,851	2,142	
		17	1,627,709	-	-	129,940	30,631	1,716	
		18	1,704,749	-	-	-	95,499	7,222	
		19	1,660,697	-	-	-	-	75,046	
		計	7,352,584	91,095	171,551	178,293	153,051	86,126	0.1%

(注)1 各法人の財務諸表(附属明細書)による。

2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。

3 運営費交付金を受け入れていない法人については本表から除いている。

4 医薬基盤研究所の16年度交付分に係る期末残高は、医薬品医療機器総合機構からの承継によるものである。

5 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。

6 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

7 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

目的積立金及び利益剰余金等の状況

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	19年度末時点における残高の状況					19年度利益の処分状況			目的積立金の内容
		① 目的積立 金	② 積立金	③ その他の 積立金等	④ 当期未処分 利益 (当期未処理 損失)	⑤=(左記合計) 利益剰余金 (欠損金)	⑥ 当期 総利益	⑦ うち、 目的積立 金積立額	⑧=⑦/⑥ 目的積立 金積立率 (%)	
内閣府	国立公文書館	-	4	-	△ 2	2	△ 2	-	-	
	国民生活センター	-	-	-	437	437	449	-	-	
	北方領土問題対策協会	-	741	-	108	849	108	-	-	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	-	157	-	104	261	104	-	-	
総務省	情報通信研究機構	-	621	2,970	△ 55,425	△ 51,834	△ 3,437	-	-	
	統計センター	-	603	-	899	1,503	899	-	-	
	平和祈念事業特別基金	-	433	-	510	943	510	-	-	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	-	-	-	10,236	10,236	10,236	-	-	
外務省	国際協力機構	-	-	2,320	39	2,359	39	-	-	
	国際交流基金	-	-	-	△ 508	△ 508	△ 508	-	-	
財務省	酒類総合研究所	-	1	1	3	5	3	-	-	
	造幣局	0	12,081	-	3,707	15,788	3,707	-	-	研修・研究・施設改善等積立金
	国立印刷局	-	28,125	-	12,424	40,549	12,424	-	-	
	通関情報処理センター	-	4,035	-	703	4,738	703	-	-	
	日本万国博覧会記念機構	-	887	-	150	1,038	150	-	-	
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	-	34	-	1	35	1	-	-	
	大学入試センター	-	702	168	372	1,242	372	-	-	
	国立青少年教育振興機構	-	40	2	1	44	1	-	-	
	国立女性教育会館	-	-	-	2	2	1	-	-	
	国立国語研究所	-	5	0	5	10	5	-	-	
	国立科学博物館	-	2	3	-	5	-	-	-	
	物質・材料研究機構	9	210	-	32	250	32	32	100%	研究促進対策等積立金
	防災科学技術研究所	-	62	22	36	120	36	-	-	
	放射線医学総合研究所	11	190	11	117	329	117	4	3%	研究促進開発等積立金
	国立美術館	-	278	382	398	1,057	398	-	-	
	国立文化財機構	-	287	17	414	719	414	-	-	
	教員研修センター	-	-	-	1	1	1	-	-	
	科学技術振興機構	-	-	1	△ 76,010	△ 76,008	△ 516	38	-7%	業務充実改善・施設改修等積立金
	日本学術振興会	-	91	-	1,709	1,800	1,709	-	-	
	理化学研究所	-	1,752	-	2,154	3,906	2,154	-	-	
	宇宙航空研究開発機構	-	-	-	16,832	16,832	17,460	-	-	
	日本スポーツ振興センター	-	2,911	3,550	△ 11,322	△ 4,861	15,225	-	-	
	日本芸術文化振興会	270	1,215	-	207	1,692	207	-	-	施設整備事業積立金
	日本学生支援機構	-	6,645	-	5,249	11,894	5,249	-	-	
	海洋研究開発機構	-	-	-	△ 346	△ 346	60	-	-	
	国立高等専門学校機構	152	129	-	161	442	161	118	73%	教育研究・福利厚生・地域貢献充実積立金
	大学評価・学位授与機構	-	-	-	0	-	0	-	-	
国立大学財務・経営センター	-	66	35,565	△ 3	35,628	△ 3	-	-		
メディア教育開発センター	-	110	-	12	122	12	-	-		
日本原子力研究開発機構	-	5,246	-	△ 2,351	2,895	△ 1,929	-	-		
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	-	36	-	15	51	15	-	-	
	労働安全衛生総合研究所	-	-	-	7	7	7	-	-	
	勤労者退職金共済機構	-	83,796	-	△ 153,592	△ 69,796	△ 153,592	-	-	
	高齢・障害者雇用支援機構	-	-	3	6,086	6,088	6,394	-	-	
	福祉医療機構	-	4,894	-	63,306	68,200	106,817	-	-	
	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	-	-	-	7	7	128	-	-	
	労働政策研究・研修機構	-	-	-	△ 1	△ 1	△ 1	-	-	
	雇用・能力開発機構	-	-	27,957	△ 12,085	15,872	15,368	-	-	
	労働者健康福祉機構	-	-	-	△ 28,739	△ 28,739	△ 4,705	-	-	
	国立病院機構	7,741	-	-	23,892	31,633	23,892	-	-	施設整備整備積立金
	医薬品医療機器総合機構	-	4,691	-	△ 409	4,282	1,011	-	-	
	医薬基盤研究所	-	240	-	△ 29,760	△ 29,520	△ 1,108	-	-	
	年金・健康保険福祉施設整理機構	-	-	-	32,086	32,086	18,166	-	-	
	年金積立金管理運用	-	11,587,555	-	△ 8,265,100	3,322,455	△ 5,645,492	-	-	

(次ページへ続く)

主務省名	独立行政法人名	19年度末時点における残高の状況				19年度利益の処分状況			目的積立金の内容
		① 目的積立 金	② 積立金	③ その他の 積立金等	④ 当期未処分 利益 (当期未処理 損失)	⑤=(左記合計) 利益剰余金 (欠損金)	⑥ 当期 総利益	⑦ うち、 目的積立 金積立額	
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	-	13	2	19	34	19	-	-
	種苗管理センター	-	1	-	0	1	0	-	-
	家畜改良センター	-	24	20	41	85	41	-	-
	水産大学校	-	12	0	2	15	2	-	-
	農業・食品産業技術総合研究機構	-	638	909	△ 27,249	△ 25,702	158	-	-
	農業生物資源研究所	-	54	252	69	375	69	-	-
	農業環境技術研究所	-	49	107	15	171	15	-	-
	国際農林水産業研究センター	-	14	1	11	25	11	-	-
	森林総合研究所	-	99	71	47	217	47	-	-
	水産総合研究センター	-	167	182	33	381	33	-	-
	農畜産業振興機構	-	29,555	-	△ 44,698	△ 15,143	11,183	-	-
	農業者年金基金	-	6,713	-	△ 1,413	5,300	△ 1,413	-	-
	農林漁業信用基金	-	8,680	-	△ 1,300	7,380	△ 1,300	-	-
	緑資源機構	-	1,874	2,885	5,046	9,805	5,046	-	-
経済産業省	経済産業研究所	-	12	-	15	27	15	-	-
	工業所有権情報・研修館	-	4	-	7	11	7	-	-
	日本貿易保険	-	80,934	24,585	△ 83,709	21,810	△ 83,709	-	-
	産業技術総合研究所	364	13,512	3,020	2,132	19,027	2,132	208	10%
	製品評価技術基盤機構	-	45	179	△ 114	110	△ 114	-	-
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	-	3,980	-	△ 52,390	△ 48,409	△ 666	-	-
	日本貿易振興機構	-	-	500	116	624	116	-	-
	原子力安全基盤機構	-	-	47	261	307	261	-	-
	情報処理推進機構	-	-	-	△ 972	△ 972	194	-	-
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	-	5,677	-	68,631	74,308	68,631	-	-
	中小企業基盤整備機構	-	38,745	3,060	△ 686,645	△ 644,834	△ 171,234	-	-
国土交通省	土木研究所	45	2	5	8	60	8	-	-
	建築研究所	-	19	-	33	52	33	3	9%
	交通安全環境研究所	-	215	341	208	764	212	-	-
	海上技術安全研究所	-	75	57	38	170	38	-	-
	港湾空港技術研究所	-	63	7	98	167	98	-	-
	電子航法研究所	-	3	2	17	23	17	3	18%
	航海訓練所	-	4	0	110	114	110	-	-
	海技教育機構	-	-	-	△ 334	△ 334	△ 2	-	-
	航空大学校	-	-	-	△ 0	△ 0	△ 0	-	-
	自動車検査	-	-	-	142	142	142	-	-
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	-	1,588,834	-	408,331	1,997,165	460,248	-	-
	国際観光振興機構	-	145	-	89	234	89	-	-
	水資源機構	-	40,629	53,242	4,826	98,697	4,826	-	-
	自動車事故対策機構	-	-	95	71	166	71	-	-
	空港周辺整備機構	-	-	-	△ 89	△ 89	347	-	-
	海上災害防止センター	-	2,179	-	55	2,234	55	-	-
	都市再生機構	-	-	-	△ 421,449	△ 421,449	74,137	-	-
	奄美群島振興開発基金	-	-	-	△ 4,886	△ 4,886	30	-	-
	日本高速道路保有・債務返済機構	-	436,994	-	399,214	836,209	400,056	-	-
住宅金融支援機構	349,510	43,235	-	△ 534,169	△ 141,424	△ 156,901	-	-	
環境省	国立環境研究所	-	135	108	△ 15	228	△ 15	-	-
	環境再生保全機構	-	1,823	-	△ 262	1,560	1,869	-	-
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	-	266	-	163	429	163	-	-
計 (102法人)		358,102	14,054,298	162,662	△ 9,423,077	5,151,986	△ 4,951,373	406	-

- (注) 1 各法人の平成19年度財務諸表(貸借対照表及び利益の処分(又は損失の処理)に関する書類)による。
2 「①目的積立金」及び「⑦うち、目的積立金積立額」は、独立行政法人通則法第44条第3項に基づく主務大臣の承認を受けた額を記載している。
3 「②積立金」は、同条第1項に基づく積立金の額を記載している。
4 「③その他の積立金等」は、①及び②以外の積立金等の額を記載しており、具体的には前中期目標期間繰越積立金及び各法人の個別法により積立が強制される積立金である。
5 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
6 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
7 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

行政サービス実施コストの状況(平成19年度)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	業務費用	損益外減価償却相当額	損益外減損損失相当額	引当外賞与見積額	引当外退職給付増加見積額	機会費用	(控除)法人税及び国庫納付額	計(行政サービス実施コスト)	
内閣府	国立公文書館	1,889	225	-	2	57	89	-	2,262	
	国民生活センター	2,875	133	-	△ 2	△ 71	103	-	3,039	
	北方領土問題対策協会	802	10	-	0	△ 20	16	-	808	
	沖縄科学技術研究基盤整備機構	4,046	19	-	0	7	48	△ 4	4,116	
総務省	情報通信研究機構	42,163	2,347	492	△ 6	51	4,843	△ 30	49,861	
	統計センター	9,715	-	-	△ 10	△ 579	403	-	9,529	
	平和祈念事業特別基金	6,952	-	41	1	10	255	-	7,258	
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	△ 10,236	-	-	-	6	45	-	△ 10,186	
外務省	国際協力機構	153,301	2,070	69	△ 16	△ 556	966	-	155,833	
	国際交流基金	13,990	582	-	△ 0	103	1,927	-	16,601	
財務省	酒類総合研究所	1,122	259	33	-	21	90	-	1,525	
	造幣局	△ 3,519	-	-	-	-	852	-	△ 2,667	
	国立印刷局	△ 12,424	-	173	-	1	3,835	-	△ 8,415	
	通関情報処理センター	△ 703	-	-	-	△ 70	1	-	△ 772	
文部科学省	日本万国博覧会記念機構	△ 74	-	-	-	13	1,555	-	1,495	
	国立特別支援教育総合研究所	1,188	176	-	-	△ 41	87	-	1,410	
	大学入試センター	△ 68	44	-	-	58	143	-	177	
	国立青少年教育振興機構	10,729	4,018	0	30	△ 144	1,544	-	16,178	
	国立女性教育会館	871	110	-	0	5	43	-	1,029	
	国立国語研究所	1,053	188	-	4	△ 50	129	-	1,324	
	国立科学博物館	2,798	2,078	0	△ 6	△ 36	1,182	-	6,016	
	物質・材料研究機構	17,447	2,695	-	8	54	1,462	-	21,667	
	防災科学技術研究所	8,735	5,035	47	4	△ 60	1,191	-	14,952	
	放射線医学総合研究所	14,379	1,546	-	△ 20	△ 238	353	-	16,020	
	国立美術館	4,569	2,357	-	4	△ 34	1,607	-	8,503	
	国立文化財機構	7,013	2,552	102	4	△ 42	2,430	-	12,060	
	教員研修センター	1,516	180	-	7	△ 3	56	-	1,756	
	科学技術振興機構	108,598	2,258	0	△ 31	△ 362	2,092	△ 42	112,514	
	日本学術振興会	155,839	36	-	0	65	11	0	155,952	
	理化学研究所	72,744	14,174	1	△ 43	△ 489	4,297	△ 27	90,657	
	宇宙航空研究開発機構	189,400	43,461	140	△ 5	△ 784	5,443	△ 23	237,632	
	日本スポーツ振興センター	△ 6,724	2,732	-	211	△ 878	2,633	△ 728	△ 2,755	
	日本芸術文化振興会	11,284	3,410	-	2	△ 81	3,203	0	17,816	
	日本学生支援機構	99,479	1,469	0	△ 10	16	23,529	-	124,483	
	海洋研究開発機構	35,981	6,176	-	△ 9	△ 501	1,232	△ 12	42,868	
	国立高等専門学校機構	69,185	9,714	-	165	△ 3,060	3,504	-	79,507	
	大学評価・学位授与機構	1,819	162	-	-	49	88	-	2,118	
	国立大学財務・経営センター	3,690	505	-	2	11	109	-	4,316	
	メディア教育開発センター	2,206	70	0	△ 13	55	54	-	2,372	
	日本原子力研究開発機構	144,558	68,957	342	△ 131	△ 6,109	10,222	△ 56	217,783	
	厚生労働省	国立健康・栄養研究所	803	-	-	2	△ 27	118	-	896
		労働安全衛生総合研究所	2,575	342	-	△ 4	△ 71	141	-	2,983
		勤労者退職金共済機構	164,744	-	14	△ 5	99	-	-	164,852
		高齢・障害者雇用支援機構	52,307	160	15	11	171	521	-	53,185
		福祉医療機構	△ 37,286	82	-	△ 41	△ 905	48,380	-	10,229
		国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	2,517	315	-	12	△ 243	177	-	2,777
労働政策研究・研修機構		2,844	102	-	△ 2	124	85	-	3,153	
雇用・能力開発機構		89,291	23,231	1,898	△ 158	3,993	8,892	-	127,146	
労働者健康福祉機構		35,207	631	1,507	△ 2	△ 1,096	2,549	△ 23	38,774	
国立病院機構		27,420	2,406	130	-	-	3,420	-	33,376	
医薬品医療機器総合機構		2,309	70	-	0	86	8	-	2,473	
医薬基盤研究所		12,945	602	-	△ 3	45	666	-	14,254	
年金・健康保険福祉施設整理機構		△ 18,166	21,862	-	-	6	2,124	-	5,826	
年金積立金管理運用		5,645,492	-	-	-	11	1	-	5,645,503	
農林水産省		農林水産消費安全技術センター	7,542	448	-	2	128	819	-	8,939
		種苗管理センター	2,904	169	76	△ 5	10	128	-	3,281
		家畜改良センター	7,884	1,039	0	2	58	558	-	9,541
	水産大学校	2,173	668	-	△ 1	117	170	-	3,126	
	農業・食品産業技術総合研究機構	49,881	4,923	245	△ 4	△ 1,647	3,863	△ 80	57,181	
	農業生物資源研究所	7,224	763	2	△ 3	324	479	-	8,788	
	農業環境技術研究所	3,208	284	-	△ 8	△ 47	426	-	3,864	
	国際農林水産業研究センター	3,234	263	-	△ 1	3	104	-	3,603	
	森林総合研究所	10,365	826	-	△ 0	926	558	-	12,674	
	水産総合研究センター	17,195	3,270	-	△ 44	216	739	-	21,375	
	農畜産業振興機構	63,998	1	-	△ 3	52	459	△ 8,287	56,220	
	農業者年金基金	157,205	-	7	△ 5	0	-	-	157,207	
	農林漁業信用基金	2,674	-	-	-	18	2,382	-	5,074	
	緑資源機構	28,449	-	△ 8	△ 100	45	9,298	-	37,684	

(次のページに続く)

(前ページから続く)

(単位:百万円)

主務省名	独立行政法人名	業務費用	損益外減価償却相当額	損益外減損損失相当額	引当外賞与見積額	引当外退職給付増加見積額	機会費用	(控除)法人税及び国庫納付額	計(行政サービス実施コスト)	
経済産業省	経済産業研究所	1,628	-	-	0	22	126	-	1,776	
	工業所有権情報・研修館	12,113	-	-	△ 3	△ 58	158	-	12,210	
	日本貿易保険	83,723	-	-	-	57	1,355	-	85,136	
	産業技術総合研究所	67,519	13,725	-	△ 136	△ 828	4,175	-	84,455	
	製品評価技術基盤機構	7,945	512	-	△ 3	△ 50	405	-	8,808	
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	225,716	45	-	△ 19	△ 158	1,849	△ 1,299	226,135	
	日本貿易振興機構	26,694	572	-	△ 19	1,798	1,082	-	30,128	
	原子力安全基盤機構	20,395	-	8	-	269	9	△ 1,807	18,874	
	情報処理推進機構	6,108	297	0	7	18	975	△ 13	7,392	
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	25,813	561	△ 292	△ 20	223	2,441	△ 55	28,670	
	中小企業基盤整備機構	188,991	945	6	△ 6	769	14,003	△ 62	204,646	
	国土交通省	土木研究所	6,369	1,292	-	△ 16	83	1,023	-	8,751
		建築研究所	2,115	462	-	△ 3	△ 24	517	-	3,066
		交通安全環境研究所	2,032	493	6,038	△ 6	△ 39	238	-	8,757
		海上技術安全研究所	3,083	647	-	△ 1	△ 45	427	-	4,111
		港湾空港技術研究所	1,284	588	-	△ 1	△ 63	170	-	1,978
電子航法研究所		1,646	60	-	△ 5	△ 13	51	-	1,739	
航海訓練所		6,384	616	-	△ 9	5	235	-	7,230	
海技教育機構		2,724	436	-	3	△ 17	164	-	3,310	
航空大学校		2,949	76	-	0	△ 53	70	-	3,043	
自動車検査		7,589	1,302	-	-	△ 232	2,905	-	11,565	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		△ 375,630	1,033	-	△ 1	59	4,120	-	△ 370,420	
国際観光振興機構		2,140	7	-	△ 0	175	12	-	2,333	
水資源機構		55,746	438	1,225	△ 23	35	127	-	57,547	
自動車事故対策機構		9,799	900	-	△ 6	31	372	-	11,096	
空港周辺整備機構		2,121	-	-	-	55	64	-	2,240	
海上災害防止センター		△ 50	-	-	-	9	7	△ 12	△ 46	
都市再生機構		19,531	-	-	-	116	14,502	-	34,149	
奄美群島振興開発基金		△ 30	-	-	-	-	187	-	157	
日本高速道路保有・債務返済機構		△ 399,568	1,403	-	-	9	73,356	-	△ 324,800	
住宅金融支援機構		253,907	-	-	-	8	4,023	-	257,938	
環境省	国立環境研究所	9,612	1,757	-	△ 3	43	422	-	11,830	
	環境再生保全機構	14,943	9	-	2	△ 38	204	-	15,120	
防衛省	駐留軍等労働者労務管理機構	4,002	5	-	7	101	12	-	4,127	
計(102法人)		7,814,469	270,386	12,311	△ 479	△ 8,963	298,523	△ 12,560	8,373,677	

- (注) 1 各法人の平成19年度の財務諸表(行政サービス実施コスト計算書)による。
2 百万円未満が記載されている法人については、百万円未満を四捨五入している。
3 年金・健康保険福祉施設整理機構の損益外減損損失相当額は、損益外販売用不動産評価替差額金の金額を記載している。
4 農林漁業信用基金の主務省は農林水産省及び財務省であるが、便宜上、農林水産省の欄に記載している。
5 奄美群島振興開発基金の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。
6 住宅金融支援機構の主務省は国土交通省及び財務省であるが、便宜上、国土交通省の欄に記載している。

(注)◎印は委員長(分科会長)、○印は委員長(分科会長)代理を示す。

委員会名	委員・臨時委員	氏名	現職
内閣府 本委員会	◎	委員 大森 彌	東京大学名誉教授
	○	委員 御厨 貴	東京大学先端科学技術研究センター教授
		委員 大隈 暁子	公認会計士
		委員 伊集院 礼子	ジャーナリスト
		委員 上野 俊彦	上智大学外国語学部教授
		委員 遠藤 統一	(株)リコー取締役副社長執行役員
		委員 大隈 暁子	公認会計士
		委員 大河内 美保	主婦連合会副会長
		委員 小町谷 育子	弁護士
		委員 長岡 美奈	公認会計士
		委員 野口 貴公美	中央大学法学部准教授
		委員 平澤 洽	東京大学名誉教授
		委員 外園 豊基	早稲田大学教育学部教授
		委員 山本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
		委員 渡邊 光一	国土館大学大学院客員教授
国立公文書館	◎	委員 御厨 貴	東京大学先端科学技術研究センター教授
	○	委員 大隈 暁子	公認会計士
		委員 小町谷 育子	弁護士
		委員 野口 貴公美	中央大学法学部准教授
国立生活センター分科会	◎	委員 外園 豊基	早稲田大学教育学部教授
	○	委員 山本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
		委員 伊集院 礼子	ジャーナリスト
		委員 大河内 美保	主婦連合会副会長
		委員 大森 彌	東京大学名誉教授
沖縄科学技術基盤整備機構	◎	委員 長岡 美奈	公認会計士
	○	委員 平澤 洽	東京大学名誉教授
		委員 遠藤 統一	(株)リコー取締役副社長執行役員
		委員 伊集院 礼子	ジャーナリスト
北方領土問題対策協会分科会		委員 長岡 美奈	公認会計士
	◎	委員 御厨 貴	東京大学先端科学技術研究センター教授
	○	委員 上野 俊彦	上智大学外国語学部教授
		委員 渡邊 光一	国土館大学大学院客員教授
		委員 大隈 暁子	公認会計士
総務省独立行政法人評価委員会 本委員会	◎	委員 森永 規彦	広島国際大学学長
	○	委員 亀井 昭宏	早稲田大学商学学術院教授
		委員 奥林 康司	摂南大学副学長兼経営情報学部長
		委員 釜江 廣志	東京経済大学経済学部教授
		委員 國井 秀子	リコーソフトウェア株式会社取締役会長
		委員 佐藤 修三	株式会社NTTデータビジネスブレインズ代表取締役社長
		委員 重川 純子	埼玉大学教育学部教授
		委員 下和田 功	帝京大学経済学部教授
		委員 高畑 文雄	早稲田大学理工学術院教授
		委員 椿 広計	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構統計数理研究所リスク解析戦略研究センター長
		委員 土井 美和子	株式会社東芝研究開発センター首席技監
		委員 二宮 充子	弁護士
		委員 根元 義章	東北大学理事
		委員 平田 康夫	株式会社国際電気通信基礎技術研究所代表取締役社長
	専門委員	青木 節子	慶應義塾大学総合政策学部教授
	専門委員	池内 克史	東京大学大学院 情報学環教授
	専門委員	磯部 哲	獨協大学法学部准教授
	専門委員	大場 亨	地理情報システム学会 自治体分科会主査
	専門委員	小笠原 直	公認会計士
	専門委員	梶川 融	太陽ASG有限責任監査法人 総括代表社員(CEO)
	専門委員	加納 貞彦	早稲田大学大学院国際情報通信研究科教授
	専門委員	小館 香椎子	日本女子大学学長特別補佐
	専門委員	小林 稔	和光大学経済経営学部教授
	専門委員	小巻 泰之	日本大学経済学部教授
	専門委員	佐野 真理子	主婦連合会事務局長
	専門委員	鈴木 清	公認会計士
	専門委員	鈴木 陽一	東北大学電気通信研究所副所長・教授
	専門委員	関口 博正	神奈川大学経営学部准教授
	専門委員	高柳 雄一	多摩六都科学館館長
	専門委員	田中 浩	名城大学理工学部教授
	専門委員	玉井 清	慶應義塾大学経済学部教授
	専門委員	津谷 典子	慶應義塾大学経済学部教授
	専門委員	東倉 洋一	国立情報学研究所副所長・企画推進本部長
	専門委員	時任 英人	倉敷芸術科学大学 産業科学技術学部教授
	専門委員	殿岡 裕章	明治安田生命保険相互会社 専務執行役員
専門委員	中島 厚志	みずほ総合研究所株式会社専務執行役員チーフエコノミスト	
専門委員	中須賀 真一	東京大学大学院工学系研究科教授	
専門委員	仲地 博	沖縄大学法経学部教授	
専門委員	永見 尊	慶應義塾大学商学部教授	

委員会名	委員	氏名	現職
	臨時委員	西尾 裕 郎	スカパー-JSAT(株)執行役員 技術運用本部 本部長代行
	専門委員	花 澤 隆	日本電信電話株式会社取締役研究企画部門長
	専門委員	日 笠 克 巳	三井生命保険株式会社保険計理人
	専門委員	藤 井 良 一	名古屋大学 理事・副総長
	専門委員	藤 原 まり子	株式会社博報堂生活総合研究所客員研究員
	専門委員	三 谷 政 昭	東京電機大学工学部情報通信工学科教授
	専門委員	椋 田 哲 史	社団法人日本経済団体連合会常任理事
	専門委員	武 藤 泰 明	早稲田大学スポーツ科学学術院教授
	専門委員	村 上 正 秀	筑波大学大学院システム情報工学研究科教授
	専門委員	森 末 暢 博	弁護士
	専門委員	安 田 明 生	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科特任教授
平和祈念事業特別基金分科会	○ 委員	亀 井 昭 宏	早稲田大学商学学術院教授
	○ 委員	奥 林 康 司	摂南大学副学長兼経営情報学部長
	委員	二 宮 充 子	弁護士
	専門委員	鈴 木 清 一	公認会計士
	専門委員	慶 應 義 塾 大 学 法 学 部 教 授	慶應義塾大学法学部教授
	専門委員	時 任 英 人	倉敷芸術科学大学産業科学技術学部教授
情報通信・宇宙開発分科会	○ 委員	仲 地 博	沖縄大学法経学部教授
	○ 委員	森 永 規 彦	広島国際大学学長
	○ 委員	高 畑 文 雄	早稲田大学理工学術院教授
	委員	國 井 秀 子	リコーソフトウェア株式会社取締役会長
	委員	土 井 美 和 子	株式会社東芝研究開発センター首席技監
	委員	根 元 義 章	東北大学理事
	委員	平 田 康 夫	株式会社国際電気通信基礎技術研究所代表取締役社長
	専門委員	立 木 節 子	慶應義塾大学総合政策学部教授
	専門委員	池 内 克 史	東京大学大学院情報学環教授
	専門委員	加 納 貞 彦	早稲田大学大学院国際情報通信研究科教授
	専門委員	小 館 香 椎 子	日本女子大学学長特別補佐
	専門委員	鈴 木 陽 二	東北大学電気通信研究所副所長・教授
	専門委員	関 口 博 正	神奈川大学経営学部准教授
	専門委員	高 柳 雄 一	多摩六都科学館館長
	専門委員	田 中 浩 一	名城大学理工学部教授
	専門委員	東 倉 洋 一	国立情報学研究所副所長・企画推進本部長
	専門委員	中 須 賀 真 一	東京大学大学院工学系研究科教授
	専門委員	永 見 尊 一	慶應義塾大学商学部教授
	専門委員	西尾 裕 郎	スカパー-JSAT(株)執行役員 技術運用本部 本部長代行
	専門委員	花 澤 隆	日本電信電話株式会社取締役研究企画部門長
	専門委員	藤 井 良 一	名古屋大学 理事・副総長
	専門委員	三 谷 政 昭	東京電機大学工学部情報通信工学科教授
	専門委員	椋 田 哲 史	社団法人日本経済団体連合会常任理事
	専門委員	武 藤 泰 明	早稲田大学スポーツ科学学術院教授
	専門委員	村 上 正 秀	筑波大学大学院システム情報工学研究科教授
	専門委員	安 田 明 生	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科特任教授
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会	○ 委員	下 和 田 功
○ 委員		釜 江 廣 志	東京経済大学経済学部教授
委員		重 川 純 子	埼玉大学教育学部教授
専門委員		梶 川 融	太陽ASG監査法人総括代表社員(CEO)
専門委員		佐 野 真 理 子	主婦連合会事務局長
専門委員		殿 岡 裕 章	明治安田生命保険相互会社 専務執行役
専門委員		中 島 厚 志	みずほ総合研究所株式会社専務執行役員チーフエコノミスト
専門委員		日 笠 克 巳	三井生命保険株式会社保険計理人
統計センタ分科会	○ 委員	佐 藤 修 三	(株)NTTデータビジネスブレインズ代表取締役社長
	委員	樺 広 計	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構統計数理研究所リスク解析戦略研究センター長
	専門委員	磯 部 哲 哉	獨協大学法学部准教授
	専門委員	大 塚 寛	地理情報システム学会自治体分科会主席
	専門委員	小 笠 原 直 一	公認会計士
	専門委員	小 林 稔	和光大学経済経営学部教授
	専門委員	小 卷 泰 之	日本大学経済学部教授
	専門委員	津 谷 典 子	慶應義塾大学経済学部教授
	専門委員	藤 原 まり子	株式会社博報堂生活総合研究所客員研究員
	専門委員	森 末 暢 博	弁護士
	外務省独立行政法人評価委員会	○ 委員	南 直 哉
○ 委員		井 口 武 雄	三井住友海上火災保険株式会社シニアアドバイザー
委員		青 山 伸 一	公認会計士
委員		縣 公 一 郎	早稲田大学政治経済学術院教授
委員		伊 藤 るり	国立大学法人一橋大学大学院社会学研究科教授
委員		伊 奈 久 喜	日本経済新聞社論説副主幹
委員		入 江 谷 子	愛知大学法学部准教授
委員		上 野 田 鶴 子	放送大学客員教授
委員		浦 田 秀 次 郎	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
委員		上 子 秋 生	立命館大学政策科学部教授
委員		新 海 尚 子	国立大学法人名古屋大学大学院国際開発研究科准教授
委員		建 島 哲 哉	独立行政法人国立美術館国立国際美術館館長
委員		手 納 美 枝	株式会社デルタポイントインターナショナル代表取締役
委員		榛 木 恵 子	特定非営利活動法人関西NGO協議会事務局長
委員		渡 邊 紹 裕	大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所 研究推進戦略センター戦略策定部門長
国際交流基		○ 委員	建 島 哲 哉

委員会名	委員・臨時委員	氏名	現職	
金分科会	○ 委員	手納 美枝	株式会社デルタポイントインターナショナル代表取締役	
	委員	青山 伸一	公認会計士	
	委員	縣 公一郎	早稲田大学政治経済学術院教授	
	委員	伊奈 久喜	日本経済新聞社論説副主幹	
	委員	上江 容子	愛知大学法学部准教授	
	委員	上野 田鶴子	放送大学客員教授	
	委員	上子 秋生	立命館大学政策科学部教授	
	委員	雨 直哉	東京電力株式会社顧問	
	国際協力機構分科会	○ 委員	井口 武雄	三井住友海上火災保険株式会社シニアアドバイザー
		委員	青山 伸一	公認会計士
		委員	縣 公一郎	早稲田大学政治経済学術院教授
		委員	伊藤 るり	国立大学法人一橋大学大学院社会学研究科教授
		委員	浦田 秀次郎	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
		委員	上子 秋生	立命館大学政策科学部教授
委員		新海 尚子	国立大学法人名古屋大学大学院国際開発研究科准教授	
委員		樺木 恵子	特定非営利活動法人関西NGO協議会事務局長	
委員		雨 直哉	東京電力株式会社顧問	
委員		渡邊 紹裕	大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所 研究推進戦略センター戦略策定部門長	
財務省独立 行政法人評 価委員会	○ 委員	奥村 洋彦	学習院大学経済学部教授	
	○ 委員	牟田 博光	国立大学法人東京工業大学理事・副学長	
	委員	乾 友彦	日本大学経済学部教授	
	委員	岩村 充	早稲田大学大学院商学研究科教授	
	委員	魚住 武司	国立大学法人東京大学名誉教授	
	委員	川口 有一郎	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授	
	委員	篠崎 和子	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科	
	委員	篠崎 由紀子	株式会社都市生活研究所代表取締役社長	
	委員	首藤 恵	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授	
	委員	寺沢 利雄	早稲田大学大学院アジア・国際経営戦略研究科講師	
	委員	橋本 介三	国立大学法人大阪大学名誉教授	
	委員	長谷部 由起子	学習院大学大学院法務研究科教授	
	委員	森田 朗	国立大学法人東京大学大学院公共政策学連携研究部教授	
	委員	家森 信善	国立大学法人名古屋大学大学院経済学研究科教授	
	委員	横山 彰	中央大学総合政策学部長	
	委員	米澤 康博	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授	
	委員	和気 洋子	慶應義塾大学商学部教授	
	臨時委員	阿部 啓也	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授	
	臨時委員	石橋 卓也	大和ハウス工業株式会社取締役専務執行役員本店長	
	臨時委員	泉田 洋一	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授	
	臨時委員	井戸川 員三	リンテック株式会社監査役	
	臨時委員	井上 定彦	公立大学法人島根県立大学総合政策学部教授	
	臨時委員	大前 孝太郎	慶應義塾大学総合政策学部准教授	
	臨時委員	北村 敬子	中央大学商学部教授	
	臨時委員	駒城 素子	国立大学法人お茶の水女子大学人間文化創成科学研究科自然・応用科学系教授	
	臨時委員	崎田 裕子	ジャーナリスト、環境カウンセラー	
	臨時委員	佐々田 美雪	大阪芸術大学芸術学部工芸学科教授	
	臨時委員	佐藤 友美子	財団法人サンリー文化財団上席研究フェロー	
	臨時委員	菅谷 実	慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授	
	臨時委員	高木 勇三	公認会計士 監査法人五大会長	
	臨時委員	立花 宏	社団法人日本経済団体連合会参与	
	臨時委員	中 裕	兵庫県立大学専門職大学院環境景観マニピュレーション研究科長 教授	
	臨時委員	中西 載慶	東京農業大学第一高等学校および同中等部校長東京農業大学教授(兼務)	
	臨時委員	新関 公子	国立大学法人東京芸術大学名誉教授	
	臨時委員	西田 隆行	新日本監査法人代表社員	
	臨時委員	西野 裕久	あずさ監査法人社員	
臨時委員	根本 祐	東洋大学大学院経済学研究科教授		
臨時委員	広重 美希	財団法人日本消費者協会出版啓発部啓発課長		
臨時委員	牧田 東一	桜美林大学法学政治学系、学系長 教授		
臨時委員	松川 雅典	弁護士法人淀屋橋・山上合同代表社員		
臨時委員	真屋 尚生	日本大学商学部教授		
臨時委員	宮内 忍	公認会計士		
臨時委員	守島 基博	国立大学法人一橋大学大学院商学研究科教授		
臨時委員	柳川 範之	国立大学法人東京大学大学院経済学研究科准教授		
農林漁業信 用基金分科会	○ 委員	首藤 恵	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授	
	○ 委員	乾 友彦	日本大学経済学部教授	
	臨時委員	泉田 洋一	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授	
	臨時委員	立花 宏	社団法人日本経済団体連合会参与	
造幣局分科会	○ 委員	真屋 尚生	日本大学商学部教授	
	○ 委員	奥村 洋彦	学習院大学経済学部教授	
	○ 委員	牟田 博光	国立大学法人東京工業大学理事・副学長	
	臨時委員	井上 定彦	公立大学法人島根県立大学総合政策学部教授	
	臨時委員	佐々田 美雪	大阪芸術大学芸術学部工芸学科教授	
	臨時委員	佐藤 友美子	財団法人サンリー文化財団上席研究フェロー	
国立印刷局 分科会	臨時委員	西田 隆行	新日本監査法人代表社員	
	臨時委員	松川 雅典	弁護士法人淀屋橋・山上合同代表社員	
	○ 委員	奥村 洋彦	学習院大学経済学部教授	
	○ 委員	岩村 充	早稲田大学大学院商学研究科教授	
	臨時委員	井上 定彦	公立大学法人島根県立大学総合政策学部教授	

委員会名	委員・臨時委員	氏名	現職	
日本万国博覧会記念機構分科会	臨時委員	駒城 素子	国立大学法人お茶の水女子大学人間文化創成科学研究科自然・応用科学系教授	
	臨時委員	高木 勇三	公認会計士、監査法人五大会長	
	臨時委員	新関 公子	国立大学法人東京芸術大学名誉教授	
	臨時委員	守島 基博	国立大学法人一橋大学大学院商学研究科教授	
	○ 委員	橋本 介三	国立大学法人大阪大学名誉教授	
	○ 委員	篠崎 由紀子	株式会社都市生活研究所代表取締役社長	
	臨時委員	石橋 卓也	大和ハウス工業株式会社取締役専務執行役員本店長	
	臨時委員	崎田 裕子	ジャーナリスト、環境カウンセラー	
	臨時委員	中瀬 勲	兵庫県立大学専門職大学院緑環境景観マネジメント研究科長、教授	
	臨時委員	西野 裕久	あずさ監査法人社員	
酒類総合研究所分科会	○ 委員	奥村 洋彦	桜美林大学法学政治学系、学系長・教授	
	○ 委員	魚住 武司	学習院大学経済学部教授	
	臨時委員	阿部 啓子	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授	
	臨時委員	西田 隆行	新日本監査法人代表社員	
	臨時委員	広重 美希	財団法人日本消費者協会出版啓発部啓発課長	
	臨時委員	守島 基博	国立大学法人一橋大学大学院商学研究科教授	
情報通信研究機構部会	○ 委員	森田 朗	国立大学法人東京大学大学院公共政策学連携研究部教授	
	○ 委員	和氣 洋子	慶應義塾大学商学部教授	
	臨時委員	菅谷 実	慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所教授	
中小企業基盤整備機構部会	○ 委員	米澤 康博	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授	
	○ 委員	長谷部 由起子	学習院大学大学院法務研究科教授	
	臨時委員	柳川 範之	国立大学法人東京大学大学院経済学研究科准教授	
農業・食品産業技術総合研究機構	○ 委員	寺沢 利雄	亜細亜大学大学院アジア・国際経営戦略研究科講師	
	○ 委員	篠崎 和子	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授	
	臨時委員	井戸川 員三	リソテック株式会社監査役	
奄美群島振興開発基金部会	○ 委員	横山 彰	中央大学総合政策学部部長	
	臨時委員	根本 祐二	東洋大学大学院経済学研究科教授	
住宅金融支援機構分科会	○ 委員	川口 有一郎	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授	
	○ 委員	家森 信善	国立大学法人名古屋大学大学院経済学研究科教授	
	臨時委員	大前 孝太郎	慶應義塾大学総合政策学部准教授	
	臨時委員	北村 敬子	中央大学商学部教授	
	臨時委員	宮内 忍	公認会計士	
文部科学省独立行政法人評価委員会	本委員会	委員	青木 昭明	財団法人ソニー教育財団副理事長
	委員	池田 弘一	アザビール株式会社代表取締役会長兼CEO	
	委員	石原 多賀子	金沢市教育委員会教育長	
	委員	板本 登	株式会社ニッセイ代表取締役社長	
	委員	上原 春男	NPO法人海洋温度差発電推進機構理事長	
	委員	荻上 紘一	独立行政法人大学評価・学位授与機構教授	
	委員	奥野 信宏	中京大学総合政策学部部長	
	委員	柿崎 平	株式会社日本総合研究所 席主任研究員	
	委員	榎谷 隆夫	日本公認会計士協会常務理事	
	委員	加藤 昌男	財団法人NHK放送研修センター 日本語センター 専門委員	
	委員	門永 宗之助	マッキンゼー・アンド・カンパニーインクジャパンディレクター	
	委員	栗原 和枝	東北大学多元物質科学研究所教授	
	委員	河野 栄子	DIC株式会社社外取締役	
	委員	小林 寛道	東京大学名誉教授	
	委員	佐野 慶子	日本公認会計士協会常務理事	
	委員	竹内 順一	財団法人永青文庫館長、茨城県陶芸美術館館長	
	委員	田淵 雪子	株式会社ニッセイ総合研究所政策評価チームコンサルタント 主席研究員	
	委員	都河 明子	東京大学男女共同参画オフィス特任教授兼コーディネーター	
	委員	時子山 ひろみ	日本女子大学家政学部教授	
	委員	鳥井 弘之	NPO法人テクノ未来塾理事長	
	委員	西村 紀	株式会社島津製作所技術顧問、大阪大学蛋白質研究所疾患プロテオミクス寄附研究部門特任教授	
	委員	船山 信子	上野学園大学音楽・文化学部教授	
	委員	富崎 恭憲	東洋大学文学部教授	
	委員	矢口 彰	財団法人日本デジタル道路地図協会専務理事	
	委員	山下 廣順	科学技術振興機構科学技術振興調整費プログラム主管	
	委員	山本 恒夫	八洲学園大学長、筑波大学名誉教授	
	初等中等教育分科会	委員	宮崎 英憲	東洋大学文学部教授
		委員	石原 多賀子	北陸大学名誉教授
		臨時委員	安藤 隆男	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授、筑波大学付属桐ヶ丘特別支援学校長 東京都自閉症協会理事
		臨時委員	今井 忠	東京都自閉症協会理事
臨時委員		菊池 龍三郎	茨城大学名誉教授	
臨時委員		杉本 由美子	神奈川県立座間養護学校長	
臨時委員		関 博徳	香川県人事委員会委員長	
臨時委員		館 昭	桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科長	
臨時委員		平野 次郎	放送ジャーナリスト、学習院女子大学特別専任教授	
臨時委員		古川 勝也	長崎県教育庁特別支援教育室長	
臨時委員		三上 裕三	聖徳大学人文学部教授	
臨時委員		村 林 守	三重中京大学現代法経学学部教授	
高等教育分科会		○ 委員	上原 春男	NPO法人海洋温度差発電推進機構理事長
		○ 委員	時子山 ひろみ	日本女子大学家政学部教授
		委員	荻上 紘一	独立行政法人大学評価・学位授与機構教授
	委員	奥野 信宏	中京大学総合政策学部部長	
	委員	佐野 慶子	日本公認会計士協会常務理事	

委員会名	委員・臨時委員	氏名	現職	
	臨時委員	秋山正樹	財団法人松下教育研究財団顧問	
	臨時委員	石堂正信	株式会社JR東日本リテールネット常務取締役	
	臨時委員	板谷謹悟	国立大学法人東北大学原子分子材料科学高等研究機構教授	
	臨時委員	井上光輝	豊橋技術科学大学工学部教授	
	臨時委員	桐村晋次	古河電気工業株式会社顧問	
	臨時委員	小松秀園	特定非営利活動法人日本イーラーニングコンソシアム会長、NTTラーニングシステムズ株式会社総合研修事業部企画調査室長	
	臨時委員	佐藤 淳	名古屋工業大学学長補佐、大学院工学研究科教授	
	臨時委員	佐藤 誠二	国立大学法人静岡大学人文学部長	
	臨時委員	高橋 雅江	日本女子大学理学部教授	
	臨時委員	館 昭	桜美林大学大学院大学アドミニストレーション研究科長	
	臨時委員	田中 清治	銀座ファースト法律事務所所長	
	臨時委員	椿原 治	社団法人日本工学教育協会専務理事	
	臨時委員	鳥養 映子	国立大学法人山梨大学大学院医学工学総合研究部教授	
	臨時委員	仲野 友治	国際教育交流協議会日本代表部エグゼクティブアドバイザー	
	臨時委員	中村 宏治	私立植草学園文化女子高等学校教諭	
	臨時委員	服部 拓也	社団法人日本原子力産業協会理事長	
	臨時委員	平野 次郎	放送ジャーナリスト、学習院女子大学特別専任教授	
	臨時委員	福井 次矢	聖路加国際病院長	
	臨時委員	古阪 幸代	明豊ファシリティワークス株式会社執行役員FMコンサルティング部長	
	臨時委員	益田 祐一	お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授	
	臨時委員	松本 喬	公認会計士、公認会計士松本喬事務所長、TDK株式会社監査役	
	臨時委員	松本 浩之	前東京工業高等専門学校長	
	臨時委員	森 公高	公認会計士、あずさ監査法人代表社員	
	臨時委員	吉田 晋	学校法人富士見丘学園理事長、日本私立中学高等学校連合会副会長	
	臨時委員	和田 義博	公認会計士(日本公認会計士協会前常務理事)	
	臨時委員	渡 辺 孝	芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科長	
	社会教育分科会	◎ 委員	山本 恒夫	八州学園大学学長・国立大学法人筑波大学名誉教授
		○ 委員	都河 明子	東京大学男女共同参画オフィス特任教授兼コーディネーター
		委員	柿崎 平	株式会社日本総合研究所上席主任研究員
		臨時委員	大宮 登	高崎経済大学副学長
		臨時委員	鈴山 雅子	三重県男女共同参画センター「フレんてみえ」所長
		臨時委員	高木 尚	丸亀市教育委員会教育委員
		臨時委員	高橋 興	青森中央学院大学経営法学部教授
		臨時委員	中川 志郎	ミュージアムパーク茨城県自然博物館名誉館長
		臨時委員	萩原 なつ子	立教大学社会学部教授、NPO法人日本NPOセンター常務理事
臨時委員		林 良博	東京大学総合研究博物館館長、東京大学大学院農学生命科学研究科教授	
臨時委員		堀 由紀子	新江ノ島水族館館長、岐阜県世界淡水魚園水族館館長	
臨時委員		松野 康子	元全国公立小中学校女性校長会会長	
臨時委員	村井 徹	株式会社日本人材開発センター主任講師		
臨時委員	山極 清子	株式会社資生堂人事部参与		
スポーツ・青少年分科会	委員	板本 登	株式会社ニッセイ代表取締役社長	
	委員	小林 寛道	東京大学名誉教授	
	臨時委員	勝方 信一	教育ジャーナリスト	
	臨時委員	北村 信彦	公認会計士	
	臨時委員	重 政子	NPO法人自然体験活動推進協議会副代表理事	
	臨時委員	高橋 和子	横浜国立大学教授	
	臨時委員	辰野 勇	株式会社モンベル代表取締役社長	
	臨時委員	田中ウルヴェ京	株式会社MJコンテス取締役	
	臨時委員	田邊 陽子	日本大学法学部准教授	
	臨時委員	古川 和	株式会社アクションラーニング研究所代表取締役NPO法人体験型科学教育 具有書理事	
	臨時委員	宮西 嘉樹	東京海上日動火災保険株式会社横浜支店長	
	臨時委員	矢崎 長朗	板橋区立高島第一小学校校長、全国学校安全教育研究会副会長	
科学技術・学術分科会	◎ 委員	門永 宗之助	マッキンゼー・アンド・カンパニー、インクジャパンディレクター	
	○ 委員	鳥井 弘之	NPO法人テック未来塾理事長	
	委員	青木 昭明	財団法人ソニー教育財団副理事長	
	委員	柿崎 平	株式会社日本総合研究所上席主任研究員	
	委員	板谷 隆夫	日本公認会計士協会常務理事	
	委員	栗原 和枝	東北大学多元物質科学研究所教授	
	委員	西村 紀	株式会社島津製作所技術顧問、大阪大学蛋白質研究所疾患プロテオミクス 寄附研究部門特任教授	
	委員	矢口 彰	財団法人日本デンタル道路地図協会専務理事	
	委員	山下 廣順	科学技術振興機構科学技術振興調整費プログラム主管	
	臨時委員	赤川 泉	東海大学海洋学部海洋生物学科教授	
	臨時委員	小豆島 明	横浜国立大学大学院工学研究院教授	
	臨時委員	石田 英之	株式会社東レリサーチセンター代表取締役副社長	
	臨時委員	岩井 善郎	福井大学大学院工学研究科教授	
	臨時委員	江名 輝彦	三菱商事株式会社顧問	
	臨時委員	遠藤 守信	信州大学工学部教授	
	臨時委員	大久保 修平	東京大学地震研究所長	
	臨時委員	大倉 久直	前茨城県立中央病院院長	
	臨時委員	太田 英美	新日鉄エンジニアリング株式会社代表取締役副社長	
	臨時委員	岡本 義朗	三菱UFJサーチ&コンサルティング株式会社主席研究員	
	臨時委員	岡山 博	東京大学大学院医学系研究科教授	
	臨時委員	梶 昭次郎	帝京大学理工学部教授	
	臨時委員	日下部 きよ子	東京女子医科大学医学部放射線科教授	
	臨時委員	黒木 登志夫	独立行政法人日本学術振興会学術システム研究センター副所長	
	臨時委員	小出 重幸	読売新聞社編集委員	
	臨時委員	小原 雄治	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構理事	

委員会名	委員・臨時委員	氏名	現職	
	臨時委員	酒井 邦夫	独立行政法人労働者健康福祉機構新潟労災病院院長	
	臨時委員	柴田 洋二	社団法人日本電機工業会原子力部長	
	臨時委員	島崎 邦彦	財団法人震災予防協会研究員	
	臨時委員	島村 誠	東日本旅客鉄道株式会社JR東日本研究開発センター防災研究所長	
	臨時委員	清水 勇	独立行政法人工業所有権情報・研修館理事長	
	臨時委員	鈴木 信邦	新日本製鐵株式会社技術開発本部技術開発企画部部長	
	臨時委員	瀬川 至朗	早稲田大学政治経済学術院教授、大学院政治学研究所ジャーナリズムコースプログラム・マネージャー	
	臨時委員	曾根 純一	日本電気株式会社中央研究所支配人	
	臨時委員	高井 治	名古屋大学教授	
	臨時委員	高尾 正敏	大阪大学大学院基礎工学研究科特任教授	
	臨時委員	高倉 かほる	前国際基督教大学教養学部理学科教授	
	臨時委員	高橋 徳行	トヨタ自動車株式会社常務役員	
	臨時委員	高橋 祐治	電気事業連合会原子力部長	
	臨時委員	膏 馨	京都大学防災研究所教授	
	臨時委員	田中 知	東京大学大学院工学系研究科教授	
	臨時委員	田中 成明	関西学院大学大学院司法研究科教授	
	臨時委員	知野 恵子	読売新聞東京本社編集委員	
	臨時委員	津田 尚輝	財団法人日本船舶技術研究協会理事長	
	臨時委員	土屋 俊	千葉大学文学部教授	
	臨時委員	土井 美和子	株式会社東芝研究開発センター首席技監	
	臨時委員	東 嶋 和子	科学ジャーナリスト	
	臨時委員	当麻 純一	財団法人電力中央研究所地球工学研究所長	
	臨時委員	永井 良三	東京大学大学院医学研究科教授	
	臨時委員	永田 京子	東京工業大学大学院社会理工学研究科准教授	
	臨時委員	中西 友子	東京大学大学院農学生命科学研究科教授	
	臨時委員	中村 雅美	日本経済新聞社編集委員	
	臨時委員	橋本 操	新日本製鐵株式会社フェロー・先端技術研究所	
	臨時委員	花輪 公雄	東北大学大学院理学研究科教授	
	臨時委員	平野 正雄	カーライル・グループマネージングディレクター・共同代表	
	臨時委員	松本 紘	京都大学総長	
	臨時委員	三木 俊克	山口大学大学院理工学研究科教授	
	臨時委員	水谷 惟恭	国立東京工業高等専門学校長	
	臨時委員	宮内 忍	公認会計士	
	臨時委員	室 伏 旭	東京大学名誉教授、秋田県立大学名誉教授	
	臨時委員	山地 憲治	東京大学大学院工学系研究科教授	
	臨時委員	山田 弘司	自然科学研究機構核融合科学研究所教授	
	臨時委員	和気 洋子	慶應義塾大学商学部教授	
	臨時委員	和田 義博	公認会計士(日本公認会計士協会前常務理事)	
	文化分科会	◎ 委員	船山 信子	上野学園大学音楽・文化学部教授
		○ 委員	竹内 順一	財団法人永青文庫館長、茨城県陶芸美術館館長
		委員	池田 弘一	アサヒビール株式会社代表取締役会長兼CEO
		委員	加藤 昌男	財団法人NHK放送研修センター日本語センター専門委員
		委員	河野 栄子	DIC株式会社社外取締役
		委員	田 刈 雪子	株式会社三菱総合研究所政策評価・ニフコンサルタンス首席研究員
		臨時委員	赤堀 侃司	白鷗大学教育学部教授
		臨時委員	安藤 紘平	映画監督、早稲田大学教授
		臨時委員	池上 徹彦	宇宙開発委員会委員
		臨時委員	大島 伸	株式会社講談社校閲局長
臨時委員		吉川 周平	京都市立芸術大学名誉教授	
臨時委員		才田 いずみ	東北大学大学院文学研究科教授	
臨時委員		坂本 薫	東京外国語大学留学生日本語教育センター教授	
臨時委員		佐々木 涼子	舞踊評論家、東京女子大学教授	
臨時委員		嶋田 実名子	花王株式会社コーポレートコミュニケーション部門CSR推進部長(兼)社会貢献部長	
臨時委員		武田 佐知子	大阪大学理事・副学長	
臨時委員		星野 紘	東京文化財研究所名誉研究員	
臨時委員		前田 富士男	慶應義塾大学アート・センター所長	
臨時委員		増澤 文武	財団法人元興寺文化財研究所名誉研究員	
臨時委員		宮島 博和	公認会計士	
臨時委員		山梨 俊夫	神奈川県立近代美術館館長	
臨時委員		山本 健一	演劇評論家	
厚生労働省 独立行政法人 評価委員会		◎ 委員	井原 哲夫	尚美学園大学総合政策学部教授
		○ 委員	猿田 享男	慶応義塾大学名誉教授
	委員	永井 良三	国立大学法人東京大学大学院医学系研究科内科学専攻教授	
	委員	赤川 正和	前社団法人日本水道協会専務理事	
	委員	田 極 春美	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社主任研究員	
	委員	石井 孝旨	石井公認会計士事務所所長	
	委員	今村 肇	東洋大学経済学部総合政策学教授	
	委員	岩 刈 勝好	東北福祉大学教授	
	委員	福島 紀子	慶応義塾大学薬学部教授/慶応義塾大学薬学部付属薬局局長	
	委員	大道 久	日本大学医学部教授	
	委員	川北 英隆	京都大学大学院経営管理研究部教授	
	委員	真野 俊樹	多摩大学教授/医療リスクマネジメントセンター所長	
	委員	樋口 鷹子	公認会計士	
	委員	篠原 榮一	公認会計士	
	委員	清水 涼子	関西大学会計専門職大学院教授(公認会計士)	
	委員	大島 道子	静岡英和学院大学人間社会学部地域福祉学教授	
	委員	鈴木 友和	公立学校共済組合近畿中央病院名誉院長	
	委員	住田 光生	至誠監査法人理事長	

委員会名	委員・臨時委員	氏名	現職	
	委員	武見 ゆかり	女子栄養大学教授	
	委員	田宮 菜奈子	国立大学法人筑波大学大学院人間総合科学研究科教授	
	委員	田村 昌三	国立大学法人横浜国立大学教授・国立大学法人東京大学名誉教授	
	委員	寺山 久美子	大河崎リハビリテーション大学副学長	
	委員	上野谷 加代子	同志社大学社会学部社会福祉学科教授	
	委員	堺 秀人	神奈川県病院事業管理者/病院事業庁長	
	委員	宮本 みち子	放送大学教養学部教授	
	委員	茂庭 竹生	東海大学工学部教授	
	委員	山口 修均	国立大学法人横浜国立大学経営学部教授	
	委員	竹原 均	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授	
	委員	渡辺 俊介	東京女子医科大学医学部教授	
	調査研究部会	◎委員	田村 昌三	国立大学法人横浜国立大学教授・国立大学法人東京大学名誉教授
		○委員	鈴木 友和	公立学校共済組合近畿中央病院名誉院長
		委員	岩淵 勝好	東北福祉大学教授
委員		清水 涼子	関西大学会計専門職大学院教授(公認会計士)	
委員		武見 ゆかり	女子栄養大学教授	
委員		田宮 菜奈子	国立大学法人筑波大学大学院人間総合科学研究科教授	
臨時委員		市川 厚	武庫川女子大学薬学部長/教授	
臨時委員		酒井 一博	財団法人労働科学研究所所長	
国立病院部会	○委員	中村 英夫	日本大学理工学部電子情報工学科教授	
	臨時委員	政安 静子	社会福祉法人新世会特別養護老人ホームいくり苑那珂副施設長	
	◎委員	猿田 享男	慶応義塾大学名誉教授	
	○委員	永井 良三	国立大学法人東京大学大学院医学系研究科内科学専攻教授	
	委員	田塚 春美	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社主任研究員	
	委員	大道 久	日本大学医学部教授	
	委員	住田 光生	至誠監査法人理事長	
	委員	渡辺 俊介	東京女子医科大学医学部教授	
労働部会	臨時委員	辻本 好子	NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長	
	臨時委員	夏目 誠	株式会社JR東日本リテールネット代表取締役社長	
	臨時委員	山田 史	日本赤十字社事業局長	
	◎委員	井原 哲夫	尚美学園大学総合政策学部教授	
	○委員	篠原 榮一	公認会計士	
	委員	今村 肇	東洋大学経済学部総合政策学科教授	
	委員	寺山 久美子	大河崎リハビリテーション大学副学長	
	委員	堺 秀人	神奈川県病院事業管理者/病院事業庁長	
医療・福祉部会	委員	宮本 みち子	放送大学教養学部教授	
	臨時委員	谷川 和生	東芝取締役執行役専務	
	臨時委員	小畑 史子	国立大学法人京都大学大学院地球環境学専攻准教授	
	臨時委員	川端 大二	川端人材開発研究所所長	
	臨時委員	松田 薫二	有限会社マツダ・ビジネス・コンサルティング・ソリューション代表取締役	
	臨時委員	本寺 大志	株式会社ヘイ コンサルティンググループ コンサルタント	
	◎委員	上野谷 加代子	同志社大学社会学部社会福祉学科教授	
	○委員	福島 紀子	慶応義塾大学薬学部教授/慶応義塾大学薬学部付属薬局薬局長	
水資源部会	委員	石井 孝宣	石井公認会計士事務所所長	
	委員	眞野 俊樹	多摩大学教授/医療リスクマネジメントセンター所長	
	委員	大島 道子	静岡英和学院大学人間社会学部地域福祉学科教授	
	臨時委員	浅野 信久	株式会社大和総研新規産業調査部部長	
	臨時委員	宗林 さおり	独立行政法人国民生活センター商品テスト部調査役	
	臨時委員	松原 由美	株式会社明治安田生活福祉研究所主任研究員	
	臨時委員	山村 健	社会福祉法人旭川荘専務理事	
	◎委員	御園 良彦	社団法人日本水道協会専務理事	
年金部会	○委員	茂庭 竹生	東海大学工学部名誉教授	
	臨時委員	松本 宏一郎	元日本タクトイル鉄管協会技監	
	委員	竹原 均	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授	
	○委員	川北 英隆	国立大学法人京都大学大学院経営管理研究部教授	
	委員	樋口 恵子	公認会計士	
	◎委員	山口 修	国立大学法人横浜国立大学経営学部教授	
	臨時委員	安達 茂夫	日本ファンド農業事業協同組合理事	
	臨時委員	大野 早苗	武蔵大学経済学部准教授	
農林水産省 独立行政法人 評価委員会	臨時委員	光多 長	国立大学法人鳥取大学地域学部特任教授	
	◎委員	松本 聰	国立大学法人東京大学名誉教授/秋田県立大学名誉教授	
	○委員	小野 征一郎	近畿大学水産研究所教授	
	委員	青柳 義朗	藤沢市監査委員	
	委員	安部 新一	宮城学院女子大学学芸学部生活文化学科教授	
	委員	石井 茂孝	財団法人野田産業科学研究所副理事長兼専務理事	
	委員	井上 眞理	国立大学法人九州大学大学院農学研究院教授	
	委員	内山 英世	あずさ監査法人東京事務所長	
	委員	太田 猛彦	国立大学法人東京大学名誉教授	
	委員	岡田 秀二	国立大学法人岩手大学農学部教授	
	委員	小川 和夫	国立大学法人東京大学大学院能率生命科学研究所教授	
	委員	榎川 融	太陽ASG有限責任監査法人総括代表社員	
	委員	小坂 智規	社団法人大日本水産会常務理事	
	委員	児玉 洋子	株式会社日本農業新聞編集局常務生活部部長	
	委員	小林 正彦	山梨県総合理工学研究機構総長	
	委員	佐々木 珠葉	日本生活協同組合連合会食の安全・エネルギー問題担当部長	
	委員	島本 美保子	法政大学社会学部教授	
	委員	夏目 篤子	全国地域婦人団体連絡協議会監査	
	委員	西澤 直子	石川県立大学生物資源工学研究所教授	
	委員	早坂 みどり	住空間工房代表	
	委員	平松 和昭	国立大学法人九州大学大学院農学研究所教授	

委員会名	委員・臨時委員	氏名	現職	
	委員	淵野 雄二郎	国立大学法人東京農工大学大学院教授	
	委員	前嶋 恒夫	全国農業協同組合中央会常務理事	
	委員	向井 文雄	社団法人全国和牛登録協会会長理事	
	委員	森田 明	宮城大学食産業学部フードビジネス学科講師	
	委員	安元 杏	主婦連合会常任委員	
	委員	横田 絵理	慶應義塾大学商学部教授	
	専門委員	綾部 園子	高崎健康福祉大学健康福祉学部教授	
	専門委員	荒井 修亮	国立大学法人京都大学大学院情報学研究科准教授	
	専門委員	石田 裕美	女子栄養大学栄養学部教授	
	専門委員	市田 知子	明治大学農学部准教授	
	専門委員	上田 宏	国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター共生生態系保全領域教授	
	専門委員	大下 誠一	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授	
	専門委員	岡 智	株式会社日刊木材新聞社顧問	
	専門委員	金井 幸雄	国立大学法人筑波大学大学院生命環境科学研究科教授	
	専門委員	加茂前 秀夫	国立大学法人東京農工大学大学院共生科学技術研究院教授	
	専門委員	川上 晴代	栃木県環境森林部林業振興課木材推進班主査(豊かな森林づくりレディーズネットワーク21会員)	
	専門委員	窪川 かおる	国立大学法人東京大学海洋研究所先端海洋システム研究センター海洋システム解析分野教授	
	専門委員	小崎 隆	公立大学法人首都大学東京都市環境学部教授	
	専門委員	小島 克己	国立大学法人東京大学アジア生物資源環境研究センター教授	
	専門委員	齋藤 啓造	香川県農業試験場長	
	専門委員	酒井 秀夫	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授	
	専門委員	白石 勝一	株式会社水産新潮社顧問	
	専門委員	田中 忠次	社団法人地域資源循環技術センター理事長	
	専門委員	田村 早苗	青森大学大学院環境科学研究科准教授	
	専門委員	鯖場 尊	十勝農業協同組合連合会農産部長	
	専門委員	堤 清樹	財団法人東京都内湾漁業環境整備協会主事	
	専門委員	戸澤 正彦	山梨県土地改良事業団体連合会専務理事	
	専門委員	中嶋 康博	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科准教授	
	専門委員	長戸 康郎	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授	
	専門委員	長村 智司	大阪テクノホルティ園芸専門学校校長	
	専門委員	馬場 治	国立大学法人東京海洋大学海洋科学部教授	
	専門委員	深見 元弘	国立大学法人宇都宮大学農学部教授	
	専門委員	福田 晋	国立大学法人九州大学大学院農学研究院准教授	
	専門委員	布施 伸枝	有限責任監査法人トーマツマネジャー	
	専門委員	古田 公人	国立大学法人東京大学名誉教授	
	専門委員	松井 徹	国立大学法人京都大学大学院農学研究科教授	
	専門委員	萬野 修三	有限会社上旭肉牛牧場代表取締役	
	専門委員	箕浦 正広	住友林業株式会社 筑波研究所副所長	
	専門委員	森田 慎二郎	東北文化学園大学医療福祉学部教授	
	専門委員	矢澤 進	国立大学法人京都大学名誉教授	
	専門委員	山尾 政博	国立大学法人広島大学大学院生物圏科学研究科教授	
	農業分科会	◎ 委員	松本 聰	国立大学法人東京大学名誉教授/秋田県立大学名誉教授
		○ 委員	向井 文雄	社団法人全国和牛登録協会会長理事
		委員	青柳 義朗	藤沢市監査委員
委員		安部 新一	宮城学院女子大学学芸学部教授	
委員		井上 眞理	国立大学法人九州大学大学院農学研究院教授	
委員		佐々木 珠美	日本生活協同組合連合会食の安全・エネルギー問題担当部長	
委員		夏目 智子	全国地域婦人団体連絡協議会監査	
委員		平松 和昭	国立大学法人九州大学大学院農学研究所教授	
委員		淵野 雄二郎	国立大学法人東京農工大学大学院教授	
委員		森田 明	宮城大学食産業学部フードビジネス学科講師	
委員		渡邊 紹裕	大学共同利用機関法人人間文化研究機構総合地球環境学研究所教授	
専門委員		石田 裕美	女子栄養大学栄養学部教授	
専門委員		岡 智	株式会社日刊木材新聞社顧問	
専門委員		加茂前 秀夫	国立大学法人東京農工大学大学院共生科学技術研究院教授	
専門委員		鯖場 尊	十勝農業協同組合連合会企画室長	
専門委員		戸澤 正彦	山梨県土地改良事業団体連合会専務理事	
専門委員		中嶋 康博	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科准教授	
専門委員		長村 智司	大阪テクノホルティ園芸専門学校校長	
専門委員		馬場 治	国立大学法人東京海洋大学海洋科学部教授	
専門委員		深見 元弘	国立大学法人宇都宮大学農学部教授	
専門委員	福田 晋	国立大学法人九州大学大学院農学研究院准教授		
専門委員	布施 伸枝	有限責任監査法人トーマツマネジャー		
専門委員	松井 徹	国立大学法人京都大学大学院農学研究科教授		
専門委員	萬野 修三	有限会社上旭肉牛牧場代表取締役		
専門委員	森田 慎二郎	東北文化学園大学医療福祉学部教授		
農業技術分科会	◎ 委員	小林 正彦	山梨県総合理工学研究機構総長	
	○ 委員	西澤 直子	石川県立大学生物資源工学研究所教授	
	委員	石井 茂孝	財団法人野田産業科学研究所副理事長兼専務理事	
	委員	樫川 融	太陽ASG有限責任監査法人総括代表社員	
	委員	児玉 洋子	株式会社日本農業新聞編集局常務生活部部長	
	委員	前嶋 恒夫	全国農業協同組合中央会常務理事	
	専門委員	綾部 園子	高崎健康福祉大学健康福祉学部教授	
	専門委員	市田 知子	明治大学農学部准教授	
	専門委員	大下 誠一	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授	
	専門委員	金井 幸雄	国立大学法人筑波大学大学院生命環境科学研究科教授	
	専門委員	小崎 隆	公立大学法人首都大学東京都市環境学部教授	

委員会名	委員・臨時委員	氏名	現職
林野分科会	専門委員	齋藤 啓造	香川県農業試験場長
	専門委員	田中 忠次	社団法人地域資源循環技術センター理事長
	専門委員	長戸 康郎	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	専門委員	朱 澤 進	国立大学法人京都大学名誉教授
	◎ 委員	太田 猛彦	国立大学法人東京大学名誉教授
	○ 委員	内山 英世	あずさ監査法人東京事務所長
	委員	岡田 秀二	国立大学法人岩手大学農学部教授
	委員	島本 美保子	法政大学社会学部教授
	委員	早坂 みどり	住空間工房代表
	専門委員	小島 克己	国立大学法人東京大学アジア生物資源環境研究センター教授
	専門委員	川上 晴代	栃木県環境森林部林業振興課木材推進班主査(豊かな森林づくりレディースネットワーク21 会員)
	専門委員	酒井 秀夫	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	専門委員	田村 早苗	青森大学大学院環境科学研究科准教授
	専門委員	戸澤 正彦	山梨県中地区農事団体連合会専務理事
	専門委員	古田 公人	国立大学法人東京大学名誉教授
	専門委員	箕浦 正広	住友林業株式会社筑波研究所副所長
	水産分科会	◎ 委員	小野 征一郎
○ 委員		小川 和夫	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科教授
委員		小坂 智規	社団法人大日本水産会常務理事
委員		横田 絵理	慶應義塾大学商学部教授
委員		安 元 亮	主婦連合会常任委員
専門委員		荒井 修亮	国立大学法人京都大学大学院情報学研究科准教授
専門委員		上田 宏	国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター共生生態系保全領域教授
専門委員		窪川 かおる	国立大学法人東京大学海洋研究所先端海洋システム研究センター海洋システム解析分野教授
専門委員		白石 勝一	株式会社水産新潮社顧問
専門委員		堤 清 樹	財団法人東京都内湾漁業環境整備協会主事
専門委員	山尾 政博	国立大学法人広島大学大学院生物圏科学研究科教授	
経済産業省 独立行政法人 評価委員会	◎ 委員	木村 孟	文部科学省顧問
	委員	青木 節子	慶應義塾大学総合政策学部教授
	委員	荒牧 知子	公認会計士
	委員	伊丹 敬之	東京理科大学大学院総合科学技術経営研究科教授
	委員	岩村 充	早稲田大学大学院商学研究科教授
	委員	内山 洋司	国立大学法人筑波大学大学院システム情報工学研究科教授
	委員	榎本 泰子	中央大学文学部教授
	委員	大橋 弘忠	国立大学法人東京大学大学院工学研究科教授
	委員	小野 俊彦	日新製鋼株式会社取締役相談役
	委員	梶川 融	太陽ASG有限責任監査法人総括代表社員
	委員	岸 輝雄	独立行政法人物質・材料研究機構理事長
	委員	小泉 明	首都大学東京大学院都市環境科学研究科教授
	委員	坂本 敦子	株式会社プライムタイム代表取締役
	委員	田中 明彦	国立大学法人東京大学大学院情報学環教授
	委員	鳥井 弘之	株式会社日本経済新聞社社友
	委員	中村 紀子	株式会社ポピンスコーポレーション代表取締役
	委員	早川 眞一郎	国立大学法人東京大学大学院総合文化研究科教授
	委員	平澤 洽	国立大学法人東京大学名誉教授
	委員	松山 隆司	国立大学法人京都大学大学院情報学研究科教授
	委員	室伏 きみ子	国立大学法人お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授
委員	森田 信男	早稲田大学理工学術院教授	
臨時委員	原 早苗	国立大学法人埼玉大学非常勤講師	
経済産業研究 所分科会	◎ 委員	小野 俊彦	日新製鋼株式会社取締役相談役
	臨時委員	小笠原 直	監査法人アグンティア 法人代表・代表社員
	臨時委員	古城 佳子	国立大学法人東京大学大学院総合文化研究科教授
工業所有権 情報・研修 館分科会	◎ 委員	早川 眞一郎	国立大学法人東京大学大学院総合文化研究科教授
	臨時委員	生方 眞哉	株式会社生方製作所代表取締役会長
	臨時委員	高田 仁	国立大学法人九州大学大学院経済学研究院准教授
	臨時委員	松田 嘉夫	弁理士
通商・貿易 分科会日本 貿易保険部 会	◎ 委員	岩村 充	早稲田大学大学院商学研究科教授
	臨時委員	阿部 正弘	三菱商事株式会社顧問
	臨時委員	清水 幸比古	日揮株式会社常務執行役員
	臨時委員	伴 英康	モルガン・スタンレー証券株式会社エグゼクティブディレクター
臨時委員	横田 絵理	慶應義塾大学商学部教授	
通商・貿易 分科会日本 貿易振興機 構部会	◎ 委員	田中 明彦	国立大学法人東京大学大学院情報学環教授
	臨時委員	相原 元八郎	三井物産株式会社顧問
	臨時委員	秋元 眞理子	株式会社旭リサーチセンター主幹研究員
	臨時委員	柴田 昌治	日本カイン株式会社代表取締役会長
	臨時委員	松浦 正則	(株)松浦機械製作所代表取締役会長
専門委員	リチャード ダイク	ティーンエスジャパン株式会社代表取締役	
産業技術分 科会産業技 術総合研究 所部会	◎ 委員	木村 孟	文部科学省顧問
	委員	室伏 きみ子	国立大学法人お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授
	臨時委員	赤池 学	株式会社ユニバーサルデザイン総合研究所代表取締役
	臨時委員	手柴 貞夫	協和発酵キリン株式会社技術顧問
	臨時委員	谷川 徹	国立大学法人九州大学産学連携センター教授
臨時委員	松重 和美	国立大学法人京都大学大学院工学研究科教授	
産業技術分 科会新エネ ルギー・産 業技術総合	◎ 委員	岸 輝雄	独立行政法人物質・材料研究機構理事長
	委員	室伏 きみ子	国立大学法人お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授
	臨時委員	石谷 久	一般社団法人新エネルギー導入促進協議会代表理事・東京大学名誉教授
	臨時委員	末吉 竹二郎	国連環境計画・金融イニシアチブ・アジア太平洋地区特別顧問

委員会名	委員・臨時委員	氏名	現職
開発機構部会	臨時委員	竹中 登二	アステラス製薬株式会社代表取締役共同会長
	臨時委員	西岡 秀三	独立行政法人国立環境研究所特別客員研究員
	臨時委員	松田 修一	早稲田大学ビジネススクール経営専門職大学院教授
	臨時委員	谷田部 雅嗣	日本放送協会解説委員
	臨時委員	渡辺 孝	芝浦工業大学大学院工学マネジメント研究科長・教授
産業技術分科会 日本原子力研究開発機構部会	◎ 委員	内山 洋司	国立大学法人筑波大学大学院システム情報工学研究科教授
	臨時委員	浅田 浄江	ウイメンズ・エナジー・ネットワーク(WEN)代表/消費生活アドバイザー
	臨時委員	柴田 洋二	社団法人日本電機工業会原子力部長
	臨時委員	高橋 祐治	電気事業連合会原子力部長
	臨時委員	山崎 晴雄	公立大学法人首都大学東京都市環境学部地理環境コース教授
技術基盤分科会 製品評価技術基盤機構部会	◎ 委員	平澤 洽	国立大学法人東京大学名誉教授
	臨時委員	大橋 守	社団法人日本鉄鋼連盟標準化センター事務局長
	臨時委員	富田 房男	放送大学北海道学習センター所長
	臨時委員	西山 徹	味の素株式会社技術特別顧問
	臨時委員	藤本 瞭	早稲田大学理工学術院総合研究所教授
	臨時委員	神田 直哉	住友化学株式会社取締役副社長
	臨時委員	宮村 鐵夫	中央大学理工学部教授
技術基盤分科会 原子力安全基盤機構部会	◎ 委員	大橋 弘忠	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科システム創成学専攻教授
	臨時委員	遠藤 怜	株式会社シャムコ代表取締役副社長
	臨時委員	小笠原 直	監査法人アヴァンティア 法人代表・代表社員
	臨時委員	班目 春樹	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻教授
資源分科会 石油天然ガス・金属鉱物資源機構部会	臨時委員	梅津 良昭	国立大学法人東北大学名誉教授
	臨時委員	浦辺 徹郎	国立大学法人東京大学大学院理学系研究科教授
	◎ 委員	小西 彰衛	あずさ監査法人代表社員
資源分科会 水資源機構部会	◎ 委員	森田 信男	早稲田大学理工学術院教授
	臨時委員	橋川 武郎	一橋大学商学研究科教授
	臨時委員	森本 宜久	電気事業連合会副会長
情報処理推進機構分科会	◎ 委員	小泉 明	首都大学東京大学院都市環境科学研究科教授
	臨時委員	榎木 誠	日本経済新聞社編集委員
	臨時委員	山谷 修作	東洋大学経済学部教授
	◎ 委員	松山 隆司	国立大学法人京都大学大学院情報学研究科教授
中小企業基盤整備機構分科会	臨時委員	阿草 清滋	国立大学法人名古屋大学大学院情報科学研究科教授
	臨時委員	太田 民夫	株式会社日経BP読者サービスセンター代表取締役社長
	臨時委員	榎木 好明	パナソニック株式会社顧問
	臨時委員	徳田 英幸	慶應義塾大学環境情報学部長
	委員	伊丹 敬之	東京理科大学大学院総合科学技術経営研究科教授
国土交通省 独立行政法人 評価委員会	臨時委員	荒牧 知子	公認会計士
	臨時委員	加護野 忠男	国立大学法人神戸大学大学院経営学研究科教授
	臨時委員	佐藤 博樹	国立大学法人東京大学社会科学研究所教授
	臨時委員	杉浦 滋彦	理工協産株式会社代表取締役社長
	臨時委員	渡邊 佳英	大崎電気工業株式会社代表取締役会長
本委員会	◎ 委員	木村 孟	文部科学省顧問
	○ 委員	杉山 武彦	国立大学法人一橋大学学長・大学院商学研究科教授
	委員	秋岡 榮子	経済エッセイスト
	委員	家田 仁	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	委員	石津 寿恵	明治大学経営学部教授
	委員	後 千代	早稲田大学パブリックサービス研究所客員研究員
	委員	角 紀代恵	立教大学法学部教授
	委員	來生 新	元国立大学法人横浜国立大学副学長
	委員	北村 信彦	公認会計士
	委員	黒田 勝彦	国立大学法人神戸大学名誉教授、神戸市立工業高等専門学校校長
	委員	工藤 裕子	中央大学法学部教授
	委員	小林 重敬	東京都市大学教授
	委員	佐伯 浩	国立大学法人北海道大学総長
	委員	佐藤 喜子光	平安女学院大学国際観光学部教授
	委員	角 洋一	国立大学法人横浜国立大学大学院工学研究院教授
	委員	杉山 雅洋	早稲田大学商学学術院教授
	委員	大聖 泰弘	早稲田大学大学院創造理工学研究科教授
	委員	高橋 保	国立大学法人京都大学名誉教授、財団法人防災研究協会理事
	委員	高山 朋子	東京経済大学経営学部教授
	委員	長沢 美智子	弁護士
	委員	中村 玲子	国立大学法人政策研究大学院大学教授
	委員	西川 孝夫	首都大学東京名誉教授
	委員	福井 康子	都市経済研究所取締役
	委員	藤野 正隆	国立大学法人東京大学名誉教授
	委員	堀田 一吉	慶応義塾大学商学部教授
	委員	松尾 稔	国立大学法人名古屋大学名誉教授、財団法人科学技術交流財団理事長
	委員	村本 夜	成城大学社会イノベーション学部長
	委員	盛岡 通	関西大学都市工学部教授
	委員	吉田 千鶴子	日本航空インターナショナル客室安全推進部長
	臨時委員	浅野 正一郎	国立情報学研究所教授
	臨時委員	浅見 泰司	国立大学法人東京大学空間情報科学研究センター教授
	臨時委員	五十嵐 誠	日本郵船株式会社代表取締役専務経営委員
	臨時委員	石川 幹子	国立大学法人東京大学大学院工学研究科教授
臨時委員	石田 東生	国立大学法人筑波大学大学院システム情報工学研究科教授	

委員会名	委員	氏名	現職
	臨時委員	磯部 雅彦	国立大学法人東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
	臨時委員	井上 和也	国立大学法人京都大学名誉教授
	臨時委員	今村 文彦	東北大学工学研究科付属災害制御研究センター教授
	臨時委員	岩貞 るみこ	モータージャーナリスト、エッセイスト
	臨時委員	上田 孝行	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	臨時委員	上村 多恵子	社団法人京都経済同友会常任幹事
	臨時委員	大内 学	元全日空システム企画株式会社顧問
	臨時委員	大垣 尚司	立命館大学大学院教授
	臨時委員	大森 文彦	弁護士
	臨時委員	岡田 勝也	国土館大学理工学部教授
	臨時委員	帯野 久美子	株式会社インターアクト・ジャパン代表取締役
	臨時委員	鏡 敏弘	株式会社商船三井専務執行役員
	臨時委員	加賀屋 誠一	国立大学法人北海道大学大学院工学研究科教授
	臨時委員	梶川 融	太陽ASG監査法人総括代表社員
	臨時委員	河端 二郎	石油海事協会専務理事
	臨時委員	黒田 克司	公認会計士・日本公認会計士協会副会長
	臨時委員	桑島 進	国立大学法人東京海洋大学名誉教授
	臨時委員	小池 俊雄	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	臨時委員	河野 通方	独立行政法人大学評価・学位授与機構教授
	臨時委員	児玉 桂子	日本社会事業大学社会福祉学部教授
	臨時委員	小塚 莊一郎	上智大学法科大学院教授
	臨時委員	小林 天心	観光進化研究所代表
	臨時委員	坂井 昇	国立大学法人岐阜大学医学部名誉教授
	臨時委員	重信 千代乃	株式会社重信設計専務取締役
	臨時委員	篠原文也	政治解説者・ジャーナリスト
	臨時委員	島田 一彦	弁護士
	臨時委員	鳥 信彦	ジャーナリスト
	臨時委員	菅原 進一	東京理科大学総合研究機構教授
	臨時委員	杉浦 精一	財団法人日本自動車研究所専務理事
	臨時委員	鈴木 真二	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	臨時委員	埜野 廣文	たをの海運株式会社代表取締役社長
	臨時委員	高田 博行	公認会計士
	臨時委員	高田 正彦	元エアーニッポン株式会社常勤監査役
	臨時委員	豊田 耕治	財団法人新日本検定協会顧問
	臨時委員	長澤 徹明	国立大学法人北海道大学大学院農学研究院教授
	臨時委員	中田 信哉	神奈川大学経済学部教授
	臨時委員	永田 邦和	国立大学法人鹿児島大学法文学部経済情報学科准教授
	臨時委員	西浦 みどり	国立大学法人山口大学客員教授
	臨時委員	西村 幸夫	国立大学法人東京大学先端科学技術研究センター教授
	臨時委員	日向野 幹也	立教大学経営学部教授
	臨時委員	深田 晶恵	有限会社生活設計塾クルー取締役
	臨時委員	藤野 陽三	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	臨時委員	古川 修	芝浦工業大学システム工学部教授
	臨時委員	北條 正樹	国立大学法人京都大学大学院工学研究科教授
	臨時委員	堀野 定雄	神奈川大学工学部准教授
	臨時委員	松尾 亜紀子	慶應義塾大学理工学部准教授
	臨時委員	水尾 衣里	名城大学人間学部教授
	臨時委員	三井所 清典	建築家・芝浦工業大学名誉教授
	臨時委員	宮下 國生	大阪産業大学経営学部長
	臨時委員	宮本 昌幸	明星大学理工学部教授
	臨時委員	廻 洋子	淑徳大学国際コミュニケーション学部教授
	臨時委員	森野 美德	都市ジャーナリスト
	臨時委員	野城 智也	国立大学法人東京大学生産技術研究所教授
	臨時委員	安河内 恵子	国立大学法人九州工業大学大学院情報工学研究院准教授
	臨時委員	山内 弘隆	国立大学法人一橋大学大学院商学研究科教授
	臨時委員	大和 裕幸	国立大学法人東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
	臨時委員	山岸 哲	財団法人山階鳥類研究所所長
	臨時委員	山田 一郎	財団法人空港環境整備協会理事
	臨時委員	山田 正	中央大学理工学部教授
	臨時委員	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授
土木研究所 分科会	委員	家田 仁	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	委員	高橋 保	国立大学法人京都大学名誉教授、財団法人防災研究協会理事
	委員	高山 朋子	東京経済大学経営学部教授
	委員	長沢 美智子	弁護士
	委員	中村 玲子	国立大学法人政策研究大学院大学教授
	委員	佐伯 浩	国立大学法人北海道大学総長
	臨時委員	井上 和也	国立大学法人京都大学名誉教授
	臨時委員	鳥 信彦	ジャーナリスト
	臨時委員	藤野 陽三	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	臨時委員	加賀屋 誠一	国立大学法人北海道大学大学院工学研究科教授

委員会名	委員・臨時委員	氏名	現職
建築研究所 分科会	臨時委員	長澤 徹明	国立大学法人北海道大学大学院農学研究院教授
	臨時委員	山田 正	中央大学理工学部教授
	委員	西川 孝夫	首都大学東京名誉教授
	委員	小林 重敬	東京都市大学教授
	委員	高山 朋子	東京経済大学経営学部教授
	委員	長沢 美智子	弁護士
	委員	中村 玲子	国立大学法人政策研究大学院大学教授
	臨時委員	巖 信彦	ジャーナリスト
	臨時委員	菅原 進一	東京理科大学総合研究機構教授
	臨時委員	三井所 清典	建築家・芝浦工業大学名誉教授
交通関係研 究所分科会	委員	來生 新	元国立大学法人横浜国立大学副学長
	委員	北村 信彦	公認会計士
	委員	角 洋一	国立大学法人横浜国立大学大学院工学研究院教授
	臨時委員	浅野 正一郎	国立情報学研究所教授
	臨時委員	河野 通方	独立行政法人大学評価 学位授与機構教授
	臨時委員	小池 俊雄	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	臨時委員	松尾 亜紀子	慶應義塾大学理工学部准教授
	臨時委員	宮本 昌幸	明星大学理工学部教授
	臨時委員	大和 裕幸	国立大学法人東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
	港湾空港技 術研究所分 科会	委員	來生 新
委員		北村 信彦	公認会計士
委員		黒田 勝彦	国立大学法人神戸大学名誉教授、神戸市立工業高等専門学校校長
臨時委員		今村 文彦	東北大学工学研究科付属災害制御研究センター教授
臨時委員		上村 多恵子	社団法人京都経済同友会常任幹事
臨時委員		磯部 雅彦	国立大学法人東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
教育機関分 科会		委員	杉山 武彦
	委員	石津 寿恵	明治大学経営学部教授
	委員	工藤 裕子	中央大学法学部教授
	臨時委員	五十嵐 誠	日本郵船株式会社代表取締役専務経営委員
	臨時委員	桑島 進	国立大学法人東京海洋大学名誉教授
	臨時委員	鈴木 真二	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	臨時委員	埜野 廣文	たをの海運株式会社代表取締役社長
	臨時委員	豊田 耕治	財団法人新日本検定協会顧問
	臨時委員	高田 正彦	元エアーニッポン株式会社常勤監査役
	臨時委員	宮下 國生	大阪産業大学経営学部長
	臨時委員	廻 洋子	淑徳大学国際コミュニケーション学部教授
	委員	吉田 千鶴子	日本航空インターナショナル客室安全推進部長
	自動車検査 分科会	委員	石津 寿恵
委員		來生 新	元国立大学法人横浜国立大学副学長
委員		大聖 泰弘	早稲田大学大学院創造理工学研究科教授
臨時委員		岩貞 るみこ	モータージャーナリスト、エッセイスト
臨時委員		杉浦 精二	財団法人日本自動車研究所専務理事
臨時委員		島田 一彦	弁護士
臨時委員		古川 一修	芝浦工業大学システム工学部教授
鉄道建設・ 運輸施設整 備支援機構 分科会	委員	家田 仁	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	委員	石津 寿恵	明治大学経営学部教授
	委員	工藤 裕子	中央大学法学部教授
	委員	角 洋一	国立大学法人横浜国立大学大学院工学研究院教授
	臨時委員	上田 孝行	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	臨時委員	岡田 勝也	国士舘大学理工学部教授
	臨時委員	北條 正樹	国立大学法人京都大学大学院工学研究科教授
臨時委員	宮下 國生	大阪産業大学経営学部長	
国際観光振 興機構分科 会	委員	後 千代	早稲田大学パブリックサービス研究所客員研究員
	委員	工藤 裕子	中央大学法学部教授
	委員	佐藤 喜子光	平安女学院大学国際観光学部教授
	臨時委員	篠原文也	政治解説者・ジャーナリスト
	臨時委員	帯野 久美子	株式会社インターアクト・ジャパン代表取締役
	臨時委員	小林 天心	観光進化研究所代表
	臨時委員	西浦 みどり	国立大学法人山口大学客員教授
臨時委員	西村 幸夫	国立大学法人東京大学先端科学技術研究センター教授	
水資源機構 分科会	委員	後 千代	早稲田大学パブリックサービス研究所客員研究員
	委員	松尾 稔	国立大学法人名古屋大学名誉教授、財団法人科学技術交流財団理事長
	臨時委員	井上 和也	国立大学法人京都大学名誉教授
	臨時委員	石川 幹子	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科教授
	臨時委員	森野 美徳	都市ジャーナリスト
	臨時委員	山岸 哲	財団法人山階鳥類研究所所長
自動車事故 対策機構分 科会	委員	北村 信彦	公認会計士
	委員	福井 康子	都市経済研究所取締役
	委員	堀田 二吉	慶應義塾大学商学部教授
	臨時委員	坂井 昇	国立大学法人岐阜大学医学部名誉教授

委員会名	委員・臨時委員	氏名	現職	
空港周辺整備機構分科会	臨時委員	島田 一彦	弁護士	
	臨時委員	中田 信哉	神奈川県立経済学部教授	
	臨時委員	堀野 定雄	神奈川県立工学部准教授	
	委員	北村 信彦	公認会計士	
	委員	杉山 武彦	国立大学法人一橋大学学長・大学院商学研究科教授	
	委員	盛岡 通	関西大学都市工学部教授	
	臨時委員	石田 東生	国立大学法人筑波大学大学院システム情報工学研究科教授	
	臨時委員	大内 学	元全日空システム企画株式会社顧問	
	臨時委員	廻 洋子	淑徳大学国際コミュニケーション学部教授	
	臨時委員	安河内 恵子	国立大学法人九州工業大学大学院情報工学研究科准教授	
	臨時委員	山田 一郎	財団法人空港環境整備協会理事	
	海上災害防止センター分科会	委員	藤野 正隆	国立大学法人東京大学名誉教授
		委員	北村 信彦	公認会計士
		委員	工藤 裕子	中央大学法学部教授
委員		杉山 武彦	国立大学法人一橋大学学長・大学院商学研究科教授	
臨時委員		鏡 敏弘	株式会社商船三井専務執行役員	
臨時委員		河端 一郎	石油海事協会専務理事	
臨時委員		小塚 荘一郎	上智大学法科大学院教授	
臨時委員		宮下 國生	大阪産業大学経営学部長	
都市再生機構分科会	委員	來生 新	元国立大学法人横浜国立大学副学長	
	委員	小林 重敬	東京都市大学教授	
	委員	長沢 美智子	弁護士	
	臨時委員	浅見 泰司	国立大学法人東京大学空間情報科学研究センター教授	
	臨時委員	黒田 克司	公認会計士・日本公認会計士協会副会長	
	臨時委員	鳶 信彦	ジャーナリスト	
	臨時委員	児玉 桂子	日本社会事業大学社会福祉学部教授	
	臨時委員	野城 智也	国立大学法人東京大学生産技術研究所教授	
奄美群島振興開発基金分科会	委員	後 千代	早稲田大学パブリックサービス研究所客員研究員	
	委員	來生 新	元国立大学法人横浜国立大学副学長	
	委員	長沢 美智子	弁護士	
	臨時委員	重信 千代乃	株式会社重信設計専務取締役	
	臨時委員	高田 博行	公認会計士	
	臨時委員	永田 邦和	国立大学法人鹿児島大学法文学部経済情報学科准教授	
	臨時委員	日向野 幹也	立教大学経営学部教授	
	日本高速道路保有・債務返済機構分科会	委員	角 紀代恵	立教大学法学部教授
委員		杉山 武彦	国立大学法人一橋大学学長・大学院商学研究科教授	
委員		杉山 雅洋	早稲田大学商学学術院教授	
委員		秋岡 榮子	経済エッセイスト	
臨時委員		石田 東生	国立大学法人筑波大学大学院システム情報工学研究科教授	
臨時委員		梶 川 融	太陽ASG監査法人総括代表社員	
臨時委員		水尾 衣里	名城大学人間学部教授	
臨時委員		山内 弘隆	国立大学法人一橋大学大学院商学研究科教授	
住宅金融支援機構分科会	委員	後 千代	早稲田大学パブリックサービス研究所客員研究員	
	委員	角 紀代恵	立教大学法学部教授	
	委員	村本 孜	成城大学社会イノベーション学部長	
	臨時委員	浅見 泰司	国立大学法人東京大学空間情報科学研究センター教授	
	臨時委員	大垣 尚司	立命館大学大学院教授	
	臨時委員	大森 文彦	弁護士	
	臨時委員	深田 晶恵	有限会社生活設計塾クルー取締役	
	臨時委員	吉野 直行	慶應義塾大学経済学部教授	
環境省	本委員会	◎ 委員	松尾 友矩	東洋大学学長
		委員	高月 紘	石川県立大学生物資源工学研究所教授
		◎ 委員	佐野 角夫	ソニエ(株)社長
		委員	有田 芳子	主婦連合会環境部長
		委員	森野 園子	大阪大学名誉教授
		委員	西間 三馨	国立病院機構福岡病院名誉院長
		委員	沖 陽子	岡山大学大学院環境学研究科教授
		臨時委員	佐和 隆光	立命館大学大学院政策科学研究科教授
		臨時委員	高木 勇三	公認会計士
		臨時委員	三橋 規宏	千葉商科大学政策情報学部教授
	臨時委員	小池 勲夫	琉球大学監事	
	臨時委員	磯部 力	立教大学法学部教授	
	臨時委員	能谷 洋一	東京農業大学地域環境科学部教授	
	臨時委員	秋原 なつ子	立教大学社会学部教授	
	国立環境研究所部会	委員	松尾 友矩	東洋大学学長
		◎ 委員	高月 紘	石川県立大学生物資源工学研究所教授
		委員	西間 三馨	国立病院機構福岡病院名誉院長
		委員	沖 陽子	岡山大学大学院環境学研究科教授
		◎ 臨時委員	佐和 隆光	立命館大学大学院政策科学研究科教授
		臨時委員	高木 勇三	公認会計士
臨時委員		三橋 規宏	千葉商科大学政策情報学部教授	
臨時委員		小池 勲夫	琉球大学監事	
臨時委員		磯部 力	立教大学法学部教授	

委員会名	委員・臨時委員	氏名	現職	
環境再生保全機構部会	臨時委員	熊谷 洋一	東京農工大学地域環境科学部教授	
	臨時委員	松尾 友矩	東洋大学長	
	◎ 委員	佐野 角夫	ソニー(株)社友	
	委員	桑野 園子	大阪大学名誉教授	
	委員	有田 芳子	主婦連合会環境部長	
	委員	西間 三馨	国立病院機構福岡病院名誉院長	
	○ 臨時委員	高木 勇三	公認会計士	
	臨時委員	磯部 力	立教大学法学部教授	
	臨時委員	秋原 なつ子	立教大学社会学部教授	
	防衛省独立行政法人評価委員会	◎ 委員	東海 幹夫	青山学院大学経営学部教授
○ 委員		新井 誠	筑波大学ビジネス科学研究科教授	
委員		中村 義人	東洋大学経営学部教授・公認会計士	
委員		内藤 恵	慶應義塾大学法学部教授	
日本司法支援センター評価委員会	委員	井野 勢津子	SAPジャパン株式会社代表取締役最高財務責任者	
	委員	岡田 七口ミ	消費生活専門相談員	
	委員	小林 純子	弁理士	
	委員	鳴津 昭	(財)地域総合整備財団(ふるさと財団)理事長	
	委員	高部 道彦	弁護士	
	委員	田中 康郎	札幌高等裁判所長官	
	委員	知久 公子	司法書士	
	委員	宮野 定夫	公認会計士	
	◎ 委員	山本 和彦	一橋大学教授	
	○ 委員	吉川 精一	弁護士	
	国立大学法人評議会	◎ 委員	野依 良治	独立行政法人理化学研究所理事長
		○ 委員	飯吉 厚夫	中部大学総長
		委員	荒川 正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医学センター長、 新潟県福祉保健部・病院局参与
委員		池端 雪浦	前東京外国語大学長	
委員		江上 節子	東日本旅客鉄道株式会社顧問、 大正製薬(株)監査役	
委員		勝方 信一	教育ジャーナリスト	
委員		唐木 幸子	オリンパス株式会社研究開発センター研究開発本部基礎技術部長	
委員		草間 朋子	大分県立看護科学大学長	
委員		後藤 祥子	日本女子大学長・理事長	
委員		柘植 綾夫	芝浦工業大学長	
委員		寺島 実郎	株式会社三井物産戦略研究所所長、 財団法人日本総合研究所理事長	
委員		鳥居 泰彦	慶應義塾学事顧問、 日本私立学校振興・共済事業団理事長	
委員		長田 豊臣	学校法人立命館理事長、 大学基準協会長	
委員		南雲 光男	日本サービス・流通労働組合連合顧問	
委員		蛭田 史郎	旭化成株式会社社長、 経団連教育問題委員会共同委員長	
委員		宮内 忍	宮内公認会計士事務所所長	
委員		宮原 秀夫	独立行政法人情報通信研究機構理事長	
委員		森脇 道子	自由が丘産能短期大学長	
臨時委員		館 昭	桜美林大学大学院国際学研究所教授	
臨時委員		山本 清	独立行政法人国立大学財務・経営センター研究部長	
臨時委員		和田 義博	和田義博会計事務所所長	
国立大学法人分科会		◎ 委員	荒川 正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医学センター長、 新潟県福祉保健部・病院局参与
		○ 委員	寺島 実郎	株式会社三井物産戦略研究所所長、 財団法人日本総合研究所理事長
	委員	池端 雪浦	前東京外国語大学長	
	委員	江上 節子	東日本旅客鉄道株式会社顧問、 大正製薬(株)監査役	
	委員	勝方 信一	教育ジャーナリスト	
	委員	鳥居 泰彦	慶應義塾学事顧問、 日本私立学校振興・共済事業団理事長	
	委員	南雲 光男	日本サービス・流通労働組合連合顧問	
	委員	蛭田 史郎	旭化成株式会社社長、 経団連教育問題委員会共同委員長	
	委員	宮内 忍	宮内公認会計士事務所所長	
	委員	宮原 秀夫	独立行政法人情報通信研究機構理事長	
	委員	森脇 道子	自由が丘産能短期大学長	
	臨時委員	館 昭	桜美林大学大学院国際学研究所教授	
	臨時委員	山本 清	独立行政法人国立大学財務・経営センター研究部長	
国立大学法人分科会業務及び財務等審議専門部会	◎ 委員	荒川 正昭	新潟県健康づくり・スポーツ医学センター長、 新潟県福祉保健部・病院局参与	
	○ 委員	宮内 忍	宮内公認会計士事務所所長	
	委員	宮原 秀夫	独立行政法人情報通信研究機構理事長	
	臨時委員	館 昭	桜美林大学大学院国際学研究所教授	
	臨時委員	山本 清	独立行政法人国立大学財務・経営センター研究部長	
大学共同利用機関法人分科会	◎ 委員	飯吉 厚夫	中部大学総長	
	○ 委員	後藤 祥子	日本女子大学長・理事長	
	委員	唐木 幸子	オリンパス株式会社研究開発センター研究開発本部基礎技術部長	
	委員	草間 朋子	大分県立看護科学大学長	
委員	柘植 綾夫	芝浦工業大学長		

委員会名	委員・臨時委員	氏名	現職	
	委員	長田 豊臣	学校法人立命館理事長、 大学基準協会会長	
	臨時委員	和田 義博	和田義博会計事務所所長	
	専門委員	岡部 洋一	放送大学副学長	
	専門委員	岡本 義朗	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社主席研究員	
	専門委員	佐野 慶子	日本公認会計士協会常務理事	
	専門委員	中村 雅美	日本経済新聞社編集委員	
	専門委員	中村 道治	株式会社日立製作所フェロー	
	専門委員	西岡 秀三	独立行政法人国立環境研究所特別客員研究員	
	専門委員	吉本 高志	独立行政法人大学入試センター理事長	
	専門委員	和田 元	同志社大学研究開発推進機構長・工学部教授	
	大学共同利用機関法人分科会業務及び財務等審議専門部会	◎ 委員	草間 朋子	大分県立看護科学大学長
		○ 臨時委員	和田 義博	和田義博会計事務所所長
		専門委員	岡本 義朗	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社主席研究員
		専門委員	佐野 慶子	日本公認会計士協会常務理事

資料 23 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて

平成 15 年 8 月 1 日
閣 議 決 定

独立行政法人制度は、主務大臣が示した中期目標に基づき、当該法人がその達成のための中期計画を定めて自律的・自主的に業務を遂行すること、独立行政法人評価委員会が業務実績等を厳格に事後評価すること、並びにこうした評価等に基づき事務及び事業の不断の見直しを行うことを通じて、適正かつ効率的な運営を確保する仕組みである。

独立行政法人制度を有効に機能させるため、主務大臣は、その所掌範囲全体における骨格的な政策目標を明確にし、その中で独立行政法人が担う役割の位置付けを明らかにするとともに、各独立行政法人の「存在意義」を国民に対し説明しなければならない。

特に、特殊法人及び認可法人において組織・業務の自己増殖、不要不急な業務の拡張といった問題点が指摘されてきたことを踏まえ、独立行政法人においては、中期目標期間終了の都度、組織及び業務全般の見直しを行うことが制度の中核と位置付けられている。この仕組みにより、各主務大臣及び独立行政法人は、経済社会情勢等を勘案し行政主体が担う必要性が乏しくなった事務及び事業の廃止あるいは民営化を行い、また、時宜に応じた業務運営に改めるなど、組織及び業務の在り方全般について機動的・弾力的な対応を行うことが求められている。

主務大臣は、以下に定めるところにより、「民間にできることは民間に委ねる」との観点から、独立行政法人の組織・業務全般について極力整理縮小する方向で見直すこととする。

1. 審議会の勧告と見直し内容の予算への反映

独立行政法人の中期目標期間終了時の主要な事務及び事業の改廃に関し、独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第 32 条第 3 項に規定する政令で定める審議会(総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「審議会」という。)は、主務大臣に勧告ができることとされている。他方、次の中期目標期間の開始時から法人が見直し結果を反映して業務を実施し、又は廃止の場合の円滑な経過措置を実施していくためには、当該開始年度に係る国の予算に見直し内容を反映させる必要がある。

したがって、審議会は、あらかじめ勧告を行うに当たっての視点を示すため、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針(以下「勧告方針」という。)を作成するものとする。その際、別紙「中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しに係る基準」(以下「基準」という。)1(独立行政法人の業務全般にわたる見直しの視点)に掲げる視点のそれぞれについて、具体的な検討に資するチェック事項を示さなければならない。また、審議会は、今後の独立行政法人制度の運用状況等を踏まえ、必要に応じ基準1に掲げる視点以外にも必要な視点及び当該視点の具体的な検討に資するチェック事項を検討し、示すことにより、勧告方針を適宜改定するものとする。

2. 概算要求及び概算決定に向けた取組

主務大臣は、1. の勧告方針に即して審議会が勧告又は勧告の方向性等の指摘を行うこととなることを踏まえ、基準2(事務及び事業の改廃に係る具体的措置)及び3(組織形態の見直しに係る具体的措置)に掲げる具体的措置を盛り込んだ独立行政法人の組織・業務全般の見直しについての当初案を作成し、その実現に向けて当該独立行政法人に係る国の予算の要求を行うこととする。

また、審議会は、見直し内容が中期目標期間の開始年度に係る予算に反映できるよう早期に、具体的には当該独立行政法人に係る国の予算の編成作業に間に合うタイミングで、主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性等の指摘を行うものとする。

主務大臣は、予算編成の過程において、審議会による勧告の方向性等の指摘の趣旨が最大限いかされるように見直し内容を検討し、概算要求を行った見直し案に対して所要の修正を加えた上、予算概算決定の時までに、行政改革推進本部に説明し、その議を経た上で決定するものとする。その際、行政改革推進本部は審議会の意見を聴かなければならない。

3. 概算決定後、次の中期目標期間開始までの取組

2. において決定した見直し内容を踏まえ、主務大臣及び独立行政法人は中期目標・中期計画等を策定するほか、独立行政法人の個別法の改正・廃止が必要な場合、主務大臣は国会に所要の法律案を提出することとする。

見直し内容の具体化に当たっては、通則法第 59 条により読み替えられる国家公務員法第 78 条の規定等の趣旨を踏まえつつ、職員の雇用の安定、労働条件等に配慮し、円滑な実施を図る。

4. 中期目標期間終了時における勧告及び主務大臣の見直し

審議会は、1. から 3. までの過程で検討、決定した内容を踏まえて、中期目標期間終了後遅滞なく通則法第 35 条第 3 項に基づく勧告を行うこととし、主務大臣は、当該決定内容及び勧告を踏まえて見直し内容を正式に決定するものとする。

別紙 中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しに係る基準

1 独立行政法人の業務全般にわたる見直しの視点

(1) 事務及び事業の在り方に関する視点

- ① 国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等
 - i) 政策目的の達成状況
 - ii) 社会経済情勢の変化の状況
 - iii) 国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地との関係
 - iv) 利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲の状況

② 事務及び事業を制度的独占により行う必要性

(2) 事務及び事業を現在担っている実施主体の適切性に関する視点

- i) 現行の実施主体の設立目的、ほかの事務及び事業との関係
- ii) 現行の実施主体の財務状況
- iii) 関連する事務及び事業の実施主体との分担関係
- iv) 現行の実施主体の組織形態、人事との関係

(3) 事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する視点

- i) 効率化、質の向上等の達成状況
- ii) 効率化、質の向上等に係る指標の動向
- iii) 勘定区分の機能状況
- iv) 受益者負担の在り方

(4) 事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点

2 事務及び事業の改廃に係る具体的措置

- ・ 事務及び事業の廃止
- ・ 民間又は地方公共団体への移管
- ・ 事務及び事業に関する制度的独占の廃止
- ・ 自主財源による事務及び事業や受託による事務及び事業への移行、事務及び事業に係る補助金等依存度の更なる縮減
- ・ 事務及び事業の他の独立行政法人又は国への移管
- ・ 事務及び事業の一部又は全部の民間委託、民間委託の範囲の拡大
- ・ 事務及び事業の戦略化・重点化又は整理縮小
- ・ 事務及び事業の運営の合理化・適正化

- ・市場テスト(事務及び事業について民間その他の組織からの入札を募集し、独立行政法人が実施するよりも当該組織が実施した方がコストと品質の面で優れていれば当該組織に委託することとする。)その他事務及び事業についての改善措置の試行的実施等

3 独立行政法人の組織形態に関する見直しに係る具体的措置

- (1) 業務の大部分又は主たる業務が廃止され、又は民間その他の運営主体に移管された独立行政法人について、当該法人を廃止した場合にどのような問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該法人を廃止する。
法人を廃止しない場合であっても、業務の大部分又は主たる業務の廃止又は他の運営主体への移管に伴い、当該法人の組織を大幅にスリム化する。
- (2) 業務の採算性が高く、かつ国の関与の必要性が乏しい法人、企業の経営による方が業務をより効率的に継続実施できる法人又は民間でも同種の業務の実施が可能な独立行政法人について、当該法人を民営化した場合にどのような具体的問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該法人を民営化する。
法人を民営化しない場合であっても、業務の大部分について民営化することに伴い、当該法人の組織を大幅にスリム化する。
- (3) 特定独立行政法人について、その業務を国家公務員の身分を有しない者が担う場合にどのような問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合、当該法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人とする。

検証した上で、評価の質の更なる向上のため研さんを積むことが求められている。当委員会としては、このような認識に立ち、各府省の独立行政法人評価委員会による研さんの努力に協力する観点から、評価のあるべき方向について、引き続き国民の目線で厳しい指摘を行うべく、検討を行うこととする。

以上のような中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価の具体的な取組について、当委員会としては、下記の方針に基づきこれを行うこととする。

記

- 1 中期目標期間終了時の見直しに関する当面の取組方針
中期目標期間終了時の見直しの対象となる法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性においては、上記の問題意識及び基本的な方針に沿った厳しい指摘を行うこととし、行政減量・効率化有識者会議との一層緊密な連携を図りつつ、「独立行政法人見直しの3原則」を含む別添1「経済財政改革の基本方針 2007」(平成 19 年6月 19 日閣議決定。以下「基本方針 2007」という。)や関連する閣議決定その他政府の種々の改革方針を踏まえるとともに、規制改革会議や官民競争入札等監視委員会など独立行政法人の業務の見直しに関連する諸機関における議論の動向を踏まえて検討を行うこととする。
また、検討の具体的な視点については、特殊法人等から移行して設立された法人の見直しを初めて行うに当たって独立行政法人の組織・業務全般の見直しの視点を網羅的に取りまとめた別添2「平成 18 年度における独立行政法人の組織・業務全般の見直し方針」(平成 18 年7月 18 日政策評価・独立行政法人評価委員会決定。以下「18 年度見直し方針」という。)を基本としつつ、必要な読み替えを行った上で適用することとする。

2 業務実績評価に関する当面の取組方針 略

※別添1・2 略

資料 24 独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針

平成 19 年7月 11 日
政策評価・独立行政法人評価委員会

独立行政法人制度においては、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業の担い手となる独立行政法人について、その自主性を確保し、効率的かつ効果的な業務運営の実現を図るとともに、業務実績に関する厳格な事後評価と組織・業務全般に関する定期的な見直しを行う仕組みが確立されている。しかしながら、昨今、一部の独立行政法人の業務に関連する不祥事案が相次いで明るみになっており、遺憾ながら、個別の独立行政法人に対する国民の信頼が失われるだけでなく、制度全体が不信の目で見られ、その根幹が揺らぎかねない事態になりつつある。

こうした状況を踏まえると、中期目標期間終了時における組織・業務全般に関する見直しを行うに当たっては、制度に対する国民の信頼回復につながるような厳しい取組が不可欠であり、当委員会としても、各法人の事務・事業について、聖域を設けることなく、これまで以上に厳しい態度で見直しを行うこととする。特に、信頼が著しく損なわれた法人や、過去においては必要であったとしても現時点では独立行政法人が行う必要性や合理性が薄れたと考えられるような事務・事業を担う法人については、当該事務・事業の廃止や担当組織の解体、体制変更にも踏み込んだ検討を躊躇することなく行うこととする。

また、業務実績評価に関し、各府省の独立行政法人評価委員会における取組が不十分ではないかとの指摘が国会での議論やマスコミ報道等でなされていることも事実である。各府省の独立行政法人評価委員会においては、この現状を虚心坦懐に受け止め、従来の評価の客観性・厳格性について

独立行政法人整理合理化計画のポイント

平成20年1月
行政改革推進本部事務局

注)この資料は、平成19年12月24日に閣議決定した「独立行政法人整理合理化計画」のポイントを、行政改革推進本部事務局の責任においてまとめたものです。

独立行政法人整理合理化計画

独法制度創設後6年が経過し、原点に立ち返り101法人を抜本的見直し

個別法人の見直し

法人の廃止・民営化等

6法人

(条件付き廃止を含む)

法人の統合

16法人→6法人

(他機関への移管を含む)

非公務員化

2法人

(今後検討するものを含む)

事務・事業の見直し

222/342事務・事業
(65%)

横断的事項の見直し

業務運営の効率化

- 随意契約の徹底見直し
- 保有資産の売却、国庫返納等
- 官民競争入札等の導入
- 給与水準の適正化

業務運営の自律化

- 内閣としての一元的関与
 - ← 役員の人事管理、事後評価への関与
- 関連法人等との関係の透明化・適正化
 - ← 再就職・契約状況のディスクロージャー
 - ← 再就職の在り方の検証

法人の削減 101法人→85法人
財政支出削減額(20年度) 1,569億円

人・モノ・カネの流れの透明化・適正化

国民生活にとって必要なサービスを確保しつつ、無駄を徹底して排除

個別独立行政法人の見直し：考え方と効果

法人の廃止・民営化等

(条件付き廃止を含む)

6法人

- ①事務・事業の見直しを踏まえ、組織を存続する必要が認められないものは廃止
- ②事業性が認められ、民間主体又は全額政府出資の特殊会社で実施させることができるものは民営化、全額政府出資の特殊会社化

【廃止】日本万国博覧会記念機構(財務省)、メディア教育開発センター(文部科学省)
緑資源機構(農林水産省)

【民営化等】通関情報処理センター(財務省)、日本貿易保険(経済産業省)、海上災害防止センター(国土交通省)

法人の統合

(他機関への移管を含む)

16法人を6法人に

類似業務を行っている法人、融合効果の見込める研究開発型の独立行政法人、小規模な法人であって業務運営の効率化等が図られるものについては、他法人との統合や他機関への移管

【例】農業生物資源研究所・農業環境技術研究所・種苗管理センター(農林水産省)
交通安全環境研究所・海上技術安全研究所・港湾空港技術研究所・電子航法研究所
(国土交通省)

非公務員化

(今後検討するものを含む)

2法人

役職員に国家公務員の身分を与えることが不可欠と認められないときは、特定独立行政法人の役職員を非公務員化

【例】統計センター(総務省)、国立病院機構(厚生労働省) <平成20年度に検討>

主要な事務・事業の見直し

事務・事業数222

(注)全体の事務・事業数342

国民にとって真に不可欠な事務・事業以外は廃止すべきであり、引き続き独法が行うこととされる事務・事業についても規模の適正化・効率化等を推進

- 【例】
- ◆造幣局・国立印刷局(財務省) : 通貨製造への重点化(金・銀盃、白書印刷等からの撤退)
 - ◆日本スポーツ振興センター(文部科学省) : 繰越欠損金の解消。totoの在り方の見直し
 - ◆雇用・能力開発機構(厚生労働省) : 私のごと館の完全民間委託、生涯職業能力開発促進センターを廃止

見直しの効果

□「官から民へ」

民営化・民間委託の拡大により、「官から民へ」の流れを加速。よりきめ細かく、安価なサービスが提供

□事務・事業の重点化・効率化

徹底した効率化をすることで、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展のために真に必要な行政サービスを提供

□安全・安心の確保

消費者保護行政、医療等国民に密着するサービスの質の向上を図り、消費者の利便性の向上とともに、国民の安全・安心が確保

□分野横断的な研究開発の展開

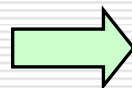
研究開発型独法の大膽な統合により、既存の発想・分野を越えた研究開発を展開。科学技術の発展に寄与

□真に不可欠な事業は適切に実施

法人の廃止・民営化等

【廃止】

日本万国博覧会記念機構(財務省)



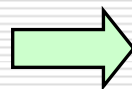
◎大阪府の納得が得られれば、22年度までに独立行政法人としては廃止

メディア教育開発センター(文部科学省)



◎20年度末に法人を廃止。事業の一部を放送大学学園において実施

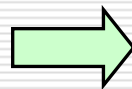
緑資源機構(農林水産省)



◎19年度限りで廃止

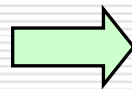
【民営化等】

通関情報処理センター(財務省)



◎特殊会社化

日本貿易保険(経済産業省)



◎政府全額出資の特殊会社化

海上災害防止センター(国土交通省)



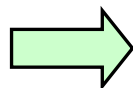
◎指定法人化

法人の統合（例）

16法人を6法人に統合（他機関への移管を含む）

例えば、研究開発型独法の大膽な統合により、既存の発想・分野を越えた研究開発を展開

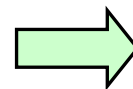
交通安全環境研究所
海上技術安全研究所
港湾空港技術研究所
電子航法研究所
（国土交通省）



新たな研究所

我が国の交通の安全その他の分野の研究を横断的・効率的に実施

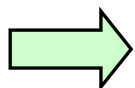
大学評価・学位授与機構
国立大学財務・経営センター
（文部科学省）



新たな法人

大学関連業務を効率的に実施

農業生物資源研究所
農業環境技術研究所
種苗管理センター
（農林水産省）



新たな法人

DNA、種苗から生態系に至る研究及び知的活用を一体的に実施

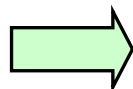
国立健康・栄養研究所
医薬基盤研究所
（厚生労働省）



新たな研究所

国民の健康の増進を多角的に研究

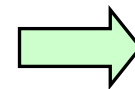
防災科学技術研究所
海洋研究開発機構
（文部科学省）



新たな研究所

防災と海洋に関する研究を効果的・総合的に推進

労働者健康福祉機構
労働安全衛生総合研究所
（厚生労働省）



新たな法人

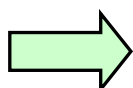
労働者の健康・安全に関し総合的な取組を実施

非公務員化

合計約5万人が非公務員に
（国立病院機構が非公務員化を行う場合）

公務員型の特定独立行政法人から非公務員型の独立行政法人に移行

統計センター（総務省）
約900人



非公務員
<21年度に実施>

国立病院機構（厚生労働省）
約4万8000人



非公務員
<平成20年度に検討>

主要な事務・事業等の見直し（例）

【消費者行政】

国民生活センター等（内閣府・農林水産省・厚生労働省・経済産業省）

消費生活情報提供ネットワークシステムの刷新による情報収集・分析機能の強化。関係省庁、独立行政法人とのネットワーク化による迅速な情報提供

【教育・スポーツ振興】

日本スポーツ振興センター（文部科学省）

toto事業の繰越欠損金を早期解消。21年度末を目途に実施体制の在り方も含め見直し・結論

【科学技術振興】

理化学研究所（文部科学省）

バイオ・ミメティックコントロール（生物の動きを模倣するロボット等の動き）研究事業の廃止

【産業・中小企業振興】

中小企業基盤整備機構（経済産業省）

ビジネスマッチング事業は、全国レベルのものに重点化

【農林水産関係】

農畜産業振興機構（農林水産省）

保有資金の規模拡大の抑制、蚕糸関係業務の廃止

【社会福祉・雇用対策】

雇用・能力開発機構（厚生労働省）

私のしごと館の運営の包括的民間委託、生涯職業能力開発促進センターを廃止、法人形態の在り方の検討

【国際協力・貿易・観光振興】

国際協力機構（外務省）

海外の19事務所について、国際協力銀行の一部との統合に際して一本化

日本貿易振興機構（経済産業省）

国際観光振興機構（国土交通省）

海外事務所の連携強化

【公共投資】

都市再生機構（国土交通省）

市街地再開発事業の施行等に伴う賃貸住宅の新規供給は原則廃止。関連会社等との随意契約について原則すべて競争性ある契約に移行

【環境対策・エネルギー対策】

環境再生保全機構（環境省）

地球環境基金業務のうち助成事業について、環境政策上のニーズの高い課題に重点化

新エネルギー・産業技術総合開発機構（経済産業省）

新・省エネルギー導入普及業務で全ての事業メニューに終期設定

【その他】

造幣局・国立印刷局（財務省）

金・銀盃、装身具の製造（造幣局）、市販用白書・自動車保管場所標章の印刷（国立印刷局）から撤退

横断的な見直し事項

業務運営の効率化施策

随意契約の徹底見直し

競争性のない随意契約 約7割減

- 随意契約によることができる限度額の基準等を国と同様に
- 随意契約見直し計画に基づき、競争性のない随意契約1兆円を約7割(0.7兆円)減(18年契約実績ベース)
⇒金額ベースで48%→14%と国並みに

保有資産の売却、国庫返納等

6100億円

(処分対象資産の簿価。事務局まとめ)

- 保養所をはじめ、土地・建物等の売却、国庫返納等を推進
- 事業に土地・建物等が必要な場合にも、証券化等による資産圧縮を検討
- 金融資産についても圧縮を推進

【例】雇用能力開発機構(雇用促進住宅 4570億円)、国立印刷局(大手町敷地 850億円)

給与水準の見直し

人件費総額5年5%を削減

- 人件費総額を行政改革推進法の規定に沿って着実に削減
- 給与水準の高い法人は、社会的に理解が得られる水準に
- 能力・実績を給与に反映

官民競争入札等の積極導入

29事業で新規導入

- 新たに20法人、29事業を対象

業務運営の自律化施策

ガバナンスの強化

内閣としての一元的関与等

- 理事長、監事、評価委員会委員の任命に内閣が一元的関与
- 理事長の公募制を含めた適材適所の人材登用
- 役職員の職務執行の在り方を含め内部統制の在り方を検討
- 現行の府省ごとの評価体制について、内閣全体として一元的な評価機関により評価する仕組みとする等の方向で検討

関連法人等との関係の透明化・適正化

- 関連法人への再就職の状況、関連法人との契約の状況を一体としてディスクロージャー
- 国から独法への再就職、独法から関連法人への再就職について、その在り方を検証

官民競争入札等の導入（例）

【施設の管理・運営】

国際協力機構（外務省）

「海外移住資料館の管理・運営」

国立美術館（文科省）

「美術館等の管理運営」

日本貿易振興機構（経産省）

「ビジネスライブラリー・アジア経済研究所図書館の運営」

【研修】

中小企業基盤整備機構（経産省）

「中小企業大学校の企業向け研修」

【国家試験等】

大学入試センター（文科省）

「試験実施業務」

国際観光振興機構（国交省）

「通訳案内士試験実施業務」

【相談】

高齢・障害者雇用支援機構（厚労省）

「高齢期雇用就業支援コーナー事業」

【広報・普及啓発】

国際観光振興機構（国交省）

「海外観光宣伝事務所の旅行博等出展業務」

【徴収】

環境再生保全機構（環境省）

「公害健康被害補償業務の徴収関連業務」

資料 25-2 独立行政法人整理合理化計画

平成 19 年 12 月 24 日
閣 議 決 定

目次

- I. 前文
 - II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき措置
 - III. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置
 - IV. その他
- 別表 各独立行政法人について講ずべき措置

I. 前文

1. 独立行政法人整理合理化計画策定の意義

独立行政法人は、制度導入以来6年が経過した。この間、人件費の削減、財政支出の削減、自己収入の増加、透明性の確保等の成果がある一方、一部でいわゆる官製談合の舞台となるなど、国民の信頼回復が喫緊の課題となっている。このため、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展のため必要なサービスを確保しつつ、政府における無駄を徹底して排除するよう取り組んでいく必要がある。

2. 計画策定の経緯

「経済財政改革の基本方針 2007」(平成 19 年6月 19 日閣議決定)において、101 の独立行政法人について原点に立ち返って見直し、年内を目途に「独立行政法人整理合理化計画」を策定する旨が決定された。これを受け、行政減量・効率化有識者会議(以下「有識者会議」という。)を5回開催し、この議論に基づき「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(以下「基本方針」という。)を8月 10 日に閣議決定した。

8月末までに主務大臣から所管する独立行政法人についての整理合理化案が提出されたことを受け、有識者会議において、9月以降、14 回の会議を開催し、49 法人についてヒアリングを実施したほか、政策評価・独立行政法人評価委員会、規制改革会議、官民競争入札等監理委員会及び資産債務改革の実行等に関する専門調査会(以下「専門調査会」という。)における独立行政法人見直しの関連議論につき報告を聴取した。また、並行して、行政改革推進本部事務局において、インターネット等を通じた国民の意見募集も行った。11 月 27 日に有識者会議で「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る指摘事項」が取りまとめられた。

政府は、これに基づき、独立行政法人整理合理化計画を以下のとおり定め、同計画を着実に実行することとする。

II. 各独立行政法人の事務・事業及び組織等について講ずべき措置

1. 検討の基本的な考え方

(1) 事務・事業の見直し等

国民にとって真に不可欠な事務・事業以外は廃止すべきであり、引き続き独立行政法人が行うこととされる事務・事業についても規模の適正化・効率化等を推進する。

(2) 法人の廃止、民営化等

① 事務・事業の見直しを踏まえ、組織を存続する必要が認められないものは廃止する。

② 事務・事業自体は国が関与する必要があるが事業性の認められる法人等の事務・事業であって、効率的・機動的な経営の実施が可能となるなど、民間主体又は全額政府出資の特殊会社で実施させることができるものについては、民営化、全額政府出資の特殊会社化を行う。

(3) 統合、他機関・地方への移管

類似業務を行っている法人、融合効果の見込める研究開発型の独立行政法人、小規模な法人であって

業務運営の効率化等が図られるものについては、他法人との統合や他機関・地方への移管を行う(他の主務大臣の所管に係る法人の行う関連業務(研究開発・政策研究業務、病院業務、国際業務など。)を含む。)

(4) 非公務員化

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号。以下「行政改革推進法」という。)第 52 条の規定に基づき、役職員に国家公務員の身分を与えることが必要と認められないときは、特定独立行政法人の役職員の非公務員化を行う。

2. 各独立行政法人について講ずべき措置

各独立行政法人について講ずべき措置は、別表のとおりである。

III. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

1. 独立行政法人の効率化に関する措置

(1) 随意契約の見直し

① 独立行政法人の契約は、原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によることとし、各独立行政法人は、随意契約によることができる限度額等の基準について、国と同額の基準に設定するよう本年度中に措置する。

② 各法人が策定する随意契約見直し計画において、独立行政法人全体で、平成 18 年度に締結した競争性のない随意契約1兆円のうち、約7割(0.7 兆円)を一般競争入札等に移行することとしており、これらを着実に実施することにより、競争性のない随意契約の比率を国並みに引き下げる。

③ 各独立行政法人は、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、真に競争性、透明性が確保される方法により実施する。

④ 随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする。

⑤ 各独立行政法人は、随意契約見直し計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。

⑥ 総務省は、独立行政法人における随意契約見直しの取組状況を取りまとめ、公表する。

(2) 保有資産の見直し

① 各独立行政法人は、基本方針及び専門調査会の議論等を踏まえ、保有する合理的理由が認められない土地・建物等の実物資産の売却、国庫返納等を着実に推進し、適切な形で財政貢献を行う。このため、所要の条件整備を行う。

② 各独立行政法人は、上記の売却等対象資産以外の実物資産についても、引き続き、資産の利用度等のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを実施する。その際、継続する事務・事業に当該資産が必要と判断される場合であっても、証券化等による資産圧縮について検討する。

③ 各独立行政法人は、不要となった金融資産の売却やそれに伴う積立金の国庫返納を行うとともに、既存貸付金の売却・証券化の検討・促進や不良化している貸付けの早期処分等により金融債権について圧縮の方向で見直しを行う。また、金融資産の運用については、運用の効率性の向上に向けて、運用体制の確立と運用方針の明確化を図る。

④ 保有資産の見直しの状況については、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ

れ適切にチェックする。

(3) 官民競争入札等の積極的な適用

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供する財・サービスの質の維持・向上と経費削減を図る。

(4) 給与水準の適正化等

① 独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与等について、独立行政法人が公的主体と位置付けられることや財政支出を受けていることも踏まえ、以下の点について対応する。

ア 各独立行政法人は、人件費総額について、行政改革推進法の規定に沿って着実に削減に取り組むこと。

イ 主務大臣は、国家公務員と比べて給与水準の高い法人に対して、その水準が高い理由及び講ずる措置について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行うとともに、社会的に理解が得られる水準とするよう要請すること。

ウ 主務大臣は、国の財政支出規模の大きい法人及び累積欠損のある法人に対して、給与水準が適切なものかどうかを検証の上、十分な説明責任を果たすものとし、国民の理解が得られないものについては、水準そのものの見直し等適切に対応するよう要請すること。

エ 主務大臣は、各独立行政法人に対して、独立行政法人の長の報酬を各府省事務次官の給与の範囲内とするよう要請すること。

オ 各独立行政法人の長を除く理事及び監事等の報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、法人の長と同様に、個別の額を公表すること。

② 各独立行政法人は、能力・実績主義の活用により、役員の報酬及び職員の給与等にその業績及び勤務成績等を一層反映させる。特に、役員については、当該役員の各期の業績が適切に報酬額に反映されることが必要である。

③ 給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。

2. 独立行政法人の自律化に関する措置

(1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

① 業務遂行体制の在り方

ア 各独立行政法人は、役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。また、主務大臣は各独立行政法人の長について、また、各独立行政法人の長は当該法人の役員について、職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であっても、当該役員に引き続き職務を行わせることが適当でないときとは解任事由となり得ることを再確認する。

イ 各独立行政法人は、民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、独立行政法人における役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。

ウ 独立行政法人における監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。

エ 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。

オ 各独立行政法人は、その業務・マネジメントに関

し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させる。

カ 独立行政法人の長の任命について、内閣の一元的関与を強化するとともに、監事及び評価委員会の委員の任命についても内閣の一元的関与を図ることを速やかに実施する。

② 関連法人等との人・資金の流れの在り方

ア 国から独立行政法人への再就職については、従来の総量規制(長の1/2、役員1/2)は達成されたところであるが、引き続き、その在り方を検証する。

イ また、独立行政法人から関連法人等への再就職についても、いわゆる官製談合問題などの問題が露呈したことから、その在り方を検証する。

ウ 独立行政法人の長等の役員については、公募制の積極的活用等により、適材適所の人材登用を徹底する。

エ 各独立行政法人は、独立行政法人と関連法人との間における人と資金の流れについて、透明性を確保するため、独立行政法人から関連法人への再就職の状況及び独立行政法人と関連法人との間の補助・取引等の状況について、一体としての情報開示を実施する。総務省は、各法人の情報公開状況を総覧可能な状況に置くものとする。

オ 各独立行政法人は、関連法人への再就職に関連して不適正な契約の発生等がある場合には、その責任において、人と資金の流れについて適正化を図る。

カ 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、情報開示の状況について、監事及び会計監査人による監査で厳格にチェックするとともに、評価委員会において事後評価を行う。

③ 管理会計の活用及び情報開示の在り方

ア 各独立行政法人は、管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にしつつ、費用対効果の分析を適切に行うこと等により、経営の効率化を図る。

イ 各独立行政法人は、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。

ウ 総務省は、事業報告書について、主要な損益の発生要因等を明らかにするなど、独立行政法人の運営状況等について国民に分かりやすい形での情報開示を行うため、標準的な様式を定める。

④ 監事監査等の在り方

ア 主務大臣は、監事の機能を強化するため、在任期間の延長を検討するほか、責任の明確化の観点から、決算関連業務を考慮した任命を行う。また、規模の小さい法人の負担等を考慮する必要はあるものの、常勤監事を置くよう努める。その際、マネジメントの肥大化を招くことのないよう、配慮すべきである。

イ 監事の独立性、専門性強化の観点から、その任命について内閣の一元的関与を図る。

ウ 各独立行政法人の監事は、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、給与水準の状況、内部統制の状況及び情報開示の状況について、監査で厳格にチェックする。また、このために必要な監査体制を適切に整備する。

エ 各独立行政法人の監事は、相互間の情報交換・連携を強化する。

オ 評価委員会は、監事による監査の状況を踏まえ、連携して評価に当たる。

カ 監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。

⑤ 外部監査の在り方

ア 会計監査人は、随意契約の適正化を含めた入札・契約状況及び内部統制の状況について、独

立行政法人の財務諸表等について行う監査の中で厳格にチェックする。

イ 主務大臣は、会計監査人の独立性の確保のため、選任の透明性を確保するとともに、その責任を明確化する。

⑥ 事後評価の在り方

ア 主務大臣は、中期目標について、その達成度を厳格かつ客観的に評価するため、法人の業務の全般にわたり可能な限り網羅的かつ定量的な指標を設定するなど、法人が達成すべき内容や水準を明確化及び具体化する。また、中期目標の達成状況等に応じて、当期又は次期の中期目標の内容や期間について必要に応じ柔軟に検討する。

イ 評価委員会は、関連法人を有する独立行政法人について、連結財務諸表、個別財務諸表等の情報を関連法人に関するものを含めて的確に把握した上で評価を実施する。

ウ 評価委員会の評価については、評定区分を統一する。その上で、評価基準の統一を検討する。

エ 評価委員会は、独立行政法人の評価の際、業務・マネジメント等に係る国民の意見募集を行い、その評価に適切に反映させる。

オ 各独立行政法人は、評価結果を役職員の給与・退職金等の水準、そのマネジメント体制等に反映させる。

カ 現行の各府省ごとの評価体制について、内閣全体として一元的な評価機関により評価する仕組みに改めるとともに、各独立行政法人の長及び監事の人事について、評価機関が評価結果を反映させて関与する仕組みとする方向で早急に検討を進め、平成 20 年のできるだけ早期に結論を得る。

⑦ 情報開示の在り方

ア 独立行政法人に関する情報開示については、国民の理解が得られるよう、分かりやすく説明する意識を徹底する。

イ 国民の情報へのアクセスの円滑化のため、例えば、財務諸表上のデータについて一覧性ある形で情報開示するほか、独立行政法人のウェブサイトにおける情報へのアクセスを容易化する。

ウ 独立行政法人の業務及びマネジメントに係るベストプラクティスを公表する。

(2) 国から独立行政法人への財政支出

国から独立行政法人への財政支出は、3.5 兆円（平成 19 年度当初予算ベース）であるが、事務・事業の見直し、随意契約の見直し等による費用削減を図ることはもとより、寄附金募集の拡大に向けた取組の強化など、自己収入の増大に向けた取組を推進することを通じて、中期的には国への財政依存度を下げることが目指す。

IV. その他

1. 今後の課題

Ⅱ 及びⅢで継続検討とされた課題については、原則として1年以内に結論を得るよう努める。

2. 整理合理化計画の実施

(1) Ⅱ 及びⅢで取り組むこととされた事項について、原則として平成 22 年度末までに措置する。

(2) 各独立行政法人の取組状況について、評価委員会等関連会議におけるそれぞれの活動の中でフォローアップを実施する。

また、全体の取組状況について、関係府省の協力を得て有識者会議によるフォローアップを実施する。

3. 雇用問題への対処

独立行政法人の廃止（大幅な職員数の削減を伴う事務・事業の廃止を含む。）等に伴う職員の雇用問題について、以下のとおり対処する。

(1) 廃止等を行う独立行政法人における労使協議及び独立行政法人にまたがる労使の団体間における個々の法人の労使の独立性・自立性を尊重した協議を進めること。

(2) 他の独立行政法人（特に同一の主務大臣の所管に係る法人）及び政府関係機関等における受入れ措置等により、横断的な雇用確保に努力すること。

(3) 廃止等を行う独立行政法人の職員の受入れに協力する独立行政法人等について、行政改革推進法に規定する人件費一律削減措置の適用関係を整理すること。

4. その他

以上のほか、独立行政法人の整理合理化に関し、会計検査院の決算検査報告、研究開発を担う独立行政法人に係る総合科学技術会議の方針等において指摘等された事項について、引き続き、所要の施策の検討を進める。

(別表)

各独立行政法人について講ずべき措置

注)本計画に記載していない事項で、各府省が8月に提出した独立行政法人整理合理化案に記載しているもの及び各法人の中期目標期間終了時の見直しとして決定しているものについては、主務府省において責任を持って所要の措置を講じるものとする。

【内閣府】

国立 公文 書館	事務及び事業の見直し
	【民間委託の推進】 ○公文書等の保存・管理に係るデータ入力・作成、システム保守等の業務について、民間委託を推進し、効率化を図る。
	組織の見直し
	【組織体制の整備】 ○公文書制度の充実を図る観点から、諸外国の国立公文書館の実情に関する調査等も踏まえつつ、体制等の在り方について検討する。
国民 生活 センタ ー	事務及び事業の見直し
	【情報分析事業】 ○警戒すべき情報をいち早く発見できる業務の体制を構築することや緊急な情報が即時に提供されるようにすることなど業務の在り方を見直すこととする。これらの見直しについては、可能なものから早急に実施するとともに、パイオネットの設計に当たっては、業務体系を再構築した上で行うこととする。 ○その上で、全国消費生活情報ネットワーク・システム(パイオネット)を刷新し、苦情相談情報の収集期間の短縮と分析能力の向上を図るとともに、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、「早期警戒指標」を整備し、消費者、関係省庁、関係独立行政法人等への迅速な情報提供を行う。 ○事故情報データベースを整備し、インターネットを活用する等、広範囲の消費者被害情報を収集するとともに、情報分析能力を強化し、消費者啓発を充実する。
	【相談調査事業】 ○消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のために、裁判外紛争解決制度の整備については、認証紛争解決事業者の発展を阻害しないこと、法的効果の付与の必要性、国民生活センターが対象とする紛争の範囲等について十分に検討することとする。 ○消費者相談業務について、直接相談を実施しつつ、地方消費生活センターからの経由相談の解決能力の向上を図ることとする。
	【商品テスト事業】 ○我が国全体として必要な商品テストが確実かつ効率的に実施されるよう、消費者の生活実態に即して必要な商品テストを行うとともに、関係機関との連携強化、外部化を進め、企画立案業務を強化する。あわせて、商品テストの実施機関等の情報の収集・提供を行う。
	【教育研修事業】 ○消費生活専門相談員資格認定制度について、資格更新時に研修を受講させるなど制度の本来の趣旨・目的を踏まえた見直しを行うこととし、平成20年度内に一定の結論を得る。 ○研修施設・宿泊施設等の相模原事務所の企画・管理・運営業務について民間競争入札を実施、企業・消費者向けの教育・研修事業については

	官民競争入札を実施し、有効活用を図る。 ○研修業務の効果的かつ効率的な実施の観点から、消費者行政に携わる地方公共団体職員や消費生活相談員を対象とした研修に重点化を図るものとする。 【国民生活センターの在り方の検討】 ○消費者・生活者の視点に立った行政への転換を進めていく中で、国民生活センターが、消費者問題全体に取り組む中心的な存在となるよう、今後の在り方について、国民生活審議会の意見も聞きつつ検討し、平成19年度内に結論を得る。 ○国民生活センターが担う情報の収集・分析、相談、商品テスト等の業務全般に関し、関係機関との役割分担・連携等の具体的な方策について、内閣府が中心・中核となって関係省庁等と十分に協議し、関係者間で双方向に情報を交換することにより関係者が必要な情報を共有し、適切な役割分担の下で、それぞれの役割を有機的に果たさせるための情報及び組織のネットワークを確立する。
	運営の効率化及び自律化
	【東京事務所】 ○東京事務所において実施する業務を精査しつつ、移転を含め、その在り方について検討する。
	北方 領土 問題 対策 協会
沖繩 科学 技術 研究 基盤 整備 機構	運営の効率化及び自律化
	【保有資産の見直し】 ○平成19年度内に東京本部、平成20年度内に札幌事務所を移転することにより、一般管理費の削減を行う。
	事務及び事業の見直し 【大学院大学の設置準備】 ○設置準備業務の体制の整備を行い、教育研究分野等の大学院大学の在り方等について早急に具体化を図るものとする。 ○その上で、大学院大学の設置に向けた諸準備を着実に進めることとし、次期中期目標・中期計画においては、開学までに必要な、①大学院大学の教育課程、研究・教育組織、組織規程等の検討、②開学時に必要な主任研究者の採用、③研究施設等大学院大学施設の整備等の準備活動について、具体的かつ明確な目標を示すとともに、毎年度具体的かつ明確な計画を策定し、その進捗よく状況の検証を行うものとする。 【研究開発の推進】 ○世界最高水準の大学院大学を開学することが使命であることにかんがみ、これにふさわしい研究者を確保するための研究者の採用基準を明確にするものとする。また、研究の成果について、使命に照らし十分な成果が上がっているかとの観点から、厳格な評価を行うものとする。
	運営の効率化及び自律化 【内部統制・ガバナンス強化】

	<p>○世界最高水準の大学院大学の設置のため、業務内容及び運営体制が高度に国際的なものとなっている中、独立行政法人としての適切かつ効率的な運営を確保するため、引き続き、コンプライアンス体制の整備等、内部統制・ガバナンスの充実を図る。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○競争的研究資金の獲得等、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。</p> <p>【保有資産の有効活用】</p> <p>○沖縄科学技術研究基盤整備機構の本部等として利用しているシーサイドハウスについて、有効な資産活用が行われるよう引き続き検討を行うものとする。</p>
--	--

	<p>○上記の評価結果を公表し、国民への説明責任を果たすとともに、実施している研究の必要性、成果等について、研究成果による市場効果など、国民に分かりやすい形で示す。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○平成22年度末までに民間企業等からの共同研究資金を平成17年度実績よりも2割以上増額させる。</p>
統計センター	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【官民競争入札等の適用】</p> <p>○大規模周期調査の符号格付業務について、官民競争入札等の導入などの民間開放等を積極的に推進する。</p> <p>【受託製表業務】</p> <p>○本来統計センターが担うこととされている国勢の基本に関する統計調査の製表業務を圧迫しない範囲内で受託製表業務を実施する。その際、コスト管理を徹底するものとする。</p> <p>【製表等の技術研究業務】</p> <p>○符号格付業務の自動化の研究及び未回答事項の機械的な補完方法の研究に重点化する。その際、できる限り具体的かつ定量的な研究成果の目標等を設定し、その達成度の評価に基づき着実な技術研究の遂行を図る。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【非公務員化】</p> <p>○統計法(平成19年法律第53号)の全面施行に合わせ、平成21年度に非公務員化する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○各調査別・各工程別(受付、符号格付等)に業務量・コストの現状を把握・分析するとともに、当該分析を踏まえた経費・要員の具体的な効率化に係る数値目標を設定することにより、統計データの品質確保を図りつつ、徹底したスリム化・低コスト化を推進する。</p>
平和祈念事業特別基金	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【国への円滑な移行等】</p> <p>○平成22年9月30日までの法人廃止までの間、現行の各事業について着実かつ効率的・効果的な実施を図るとともに、資料等の記録・保存等の事業について国への円滑な移行等のための準備作業を適切に進める。</p>

【総務省】

情報通信研究機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【研究開発業務】</p> <p>○情報通信政策において情報通信研究機構に担わせるべきものを明らかにすることにより、情報通信研究機構として必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。</p> <p>【民間基盤技術研究促進業務】</p> <p>○繰越欠損金の改善が見られるまでの間は、新規採択を抑制することとし、次期中期目標期間終了時まで、廃止を含めた検討を行う。</p> <p>【債務保証業務】</p> <p>○放送のデジタル化、ブロードバンド整備の進捗よく状況や業務実績等を勘案し、平成22年度末までに、業務を継続させる必要性について検討する。その結果を踏まえ、債務保証業務等を実施するために設置された基金の規模について、適正なものとなるよう見直しを行う。</p> <p>【利子補給業務】</p> <p>○「政策金融改革に係る制度設計」(平成18年6月27日政策金融改革推進本部決定・行政改革推進本部決定)に基づき、株式会社日本政策投資銀行の活用にあたっては、他の民間金融機関とのイコールフットイングを確保する。</p> <p>【無線機器の型式検定業務】</p> <p>○総務省が実施する一般競争入札において民間事業者が応札した場合には、当該民間事業者の継続的な受託能力の状況等を踏まえ、次年度以降の情報通信研究機構の入札への参加の取りやめについて検討を行う。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○適正かつ機動的な人員配置の実施、アウトソーシングの一層の推進等を通じて、全職員数に対する管理部門の比率の低減を図る。</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○地方拠点について、平成22年度末までに、更なる廃止・集約化を検討する。また、つくばリサーチセンターの必要性について見直しを行い、その結果、廃止が適当との結論に至った場合には、可能な限り早期に売却等の処分を行う。</p> <p>○海外拠点について、平成22年度末までに、タイ自然言語ラボラトリー及びシンガポール無線通信ラボラトリーについて見直し、廃止・集約化を検討する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【情報公開】</p> <p>○研究課題を取り巻くニーズの反映のため、事前、中間及び事後の各段階において、外部の有識者等の意見も踏まえた研究の評価を行う。</p>

【外務省】

国際協力機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【海外移住に対する援助、指導等業務】</p> <p>○海外移住資料館の管理・運営業務について、我が国政府による移住者・日系人支援事業に関する調査及び知識の普及の拠点としての位置付けに留意し、そのために必要な業務遂行能力を勘案しつつ、民間競争入札を平成21年度から実施する。</p> <p>【国民等の協力活動の促進及び助長業務】</p> <p>○国際協力人材センターの業務について、平成20年度に実施する企画競争入札による民間委託の状況も踏まえ、平成21年度から民間競争入札を実施する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所等】</p> <p>○東京国際センター八王子別館については、平成19年度中に処分についての結論を出す。</p> <p>○海外の19事務所について、平成20年10月の国際協力銀行の一部との統合に際して一本化して効率的な運営体制を実現する。</p> <p>○ボリビア国農業総合試験場・パラグアイ国農業総合試験場について、平成22年3月に相手国側に</p>

	<p>譲渡する計画に沿って着実に調整を進める。</p> <p>○広尾センター、箱根研修所の立地や保有形態の在り方について、事業の目的、資産の有効活用に向けた取組、利用状況、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ、具体的なスケジュールを示して検討する。</p>
	<p>効率化・自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○国際協力銀行の一部との統合を機に、業務面の一体化、組織面の一体化、人事・給与制度の一本化を進めつつ、組織・業務の効率化を図る。</p> <p>【自己収入の増加】</p> <p>○他機関が招へいた研修員の受入れなど、国内機関の宿泊施設の有効利用を促進し、自己収入の増加を図る。</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○平成23年度末までに、保養所を売却する。</p> <p>○平成23年度末までに、職員住宅の一部を処分する。</p>
国際交流基金	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【文化芸術交流】</p> <p>○芸術交流分野の国内向け助成(美術交流国内展助成、国内公演助成、国内映画祭助成)について、平成21年度中に廃止する。</p> <p>【日本語研修事業】</p> <p>○司書日本語研修事業及び豪州・ニュー・ジーランド初中等日本語教師研修事業について、平成20年度中に廃止する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所等】</p> <p>○京都支部図書館について、平成20年度中に廃止する。</p>
	<p>効率化・自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○決裁規定等の各種内規の見直しを進めるとともに、内部監査を充実させる。</p>

	<p>相償を図る。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【人員削減】</p> <p>○職員数については、平成22年度までに平成17年度末と比較して10%を上回る削減を行う。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○東京支局について、豊島区の存置の意向等を踏まえつつ、国の資産債務改革、土地の機会費用等の観点から、有効活用の可能性について検討する。</p> <p>○庁舎分室のうち東京支局大塚寮については、次期中期目標期間中に、旅費規程上の宿泊料を支給すること等による廃止の可能性について検討する。</p> <p>○保養所について、次期中期目標期間中に段階的に廃止する。</p> <p>○職員宿舎について、次期中期目標期間中に必要戸数を精査しつつ、建設後の経年劣化も踏まえ、職員宿舎の廃止・集約化に係る計画を策定し、可能なものから、廃止・集約する。</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○職員に対するコンプライアンスに関する研修の実施、監事による監査体制の強化等、コンプライアンスの確保に一層積極的に取り組む。</p>
国立印刷局	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【情報製品事業】</p> <p>○民間と競合する市販用白書の印刷、自動車保管場所標章の印刷などから撤退する。</p> <p>○官報については、守秘性を考慮の上、問題のない入力事務について、一般競争入札によりアウトソーシングを行うなど、業務のスリム化を図る。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【人員削減】</p> <p>○職員数については、平成22年度までに平成17年度末と比較して10%を上回る削減を行う。</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○小田原健康管理センターは、平成19年度をもって廃止する。</p> <p>○東京病院については、次期中期目標期間中に他の医療機関等への移譲に向けて取り組むこととする。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○虎の門工場の資産処分について、将来の課題として前向きに検討する。</p> <p>○大手町敷地について、東京都、周辺地権者等と連携した連鎖型再開発についての検討を踏まえて、保有資産の資産価値に十分配慮しながら、透明性・公平性を確保しつつ、手続を進め、結論を得るものとする。</p> <p>○保養所について、次期中期目標期間中に段階的に廃止する。</p> <p>○職員宿舎について、次期中期目標期間中に必要戸数を精査しつつ、建設後の経年劣化も踏まえ、職員宿舎の廃止・集約化に係る計画を策定し、可能なものから、廃止・集約する。</p> <p>○出張所等については、次期中期目標期間中に、中国地方・四国地方各一カ所に集約・統合する。</p> <p>○市ヶ谷センターについて、研修施設の利用状況、博物館の入館者数、機会費用等を総合的に勘案し、市ヶ谷センターの機能の移転の可否について検討する。</p> <p>○久我山運動場については、杉並区民も利用可能としていることを踏まえつつ、在り方を検討する。</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○職員に対するコンプライアンスに関する研修の実</p>

【財務省】

酒類総合研究所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【分析・鑑定業務】</p> <p>○酒類の高度な分析・鑑定のうち、特定成分の分析など、独立行政法人が直接実施する必要性が高くない業務については、民間事業者等に委託する。</p> <p>【研究・調査業務】</p> <p>○他省庁の研究機関等における調査研究との相互補完や連携を図る観点から、適切な研究課題について共同研究を積極的に推進する。</p> <p>【講習等業務及び品質評価業務】</p> <p>○酒類業の健全な発達に資するための講習及び品質評価に係る単独主催業務については、酒類業界との共働を推進する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○組織体制の一層の合理化を図る。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○手数料水準の見直し等を通じ、自己収入の増加を図る。</p>
造幣局	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【貨幣製造業務以外の製造業務等】</p> <p>○民間と競合する一般向け商品である金・銀盃及び装身具の製造などから撤退する。</p> <p>【品位証明業務】</p> <p>○品位証明業務並びに地金及び鉱物の分析業務については、アクションプログラムに基づき、収支</p>

	施、監事による監査体制の強化等、コンプライアンスの確保に一層積極的に取り組む。
通関情報処理センター	事務及び事業の見直し
	【利用料の引き下げ】 ○平成20年度以降順次運用が開始される次期システムの利用料について、経費削減効果を確実に反映した料金を設定する。
	組織の見直し
	【法人形態の見直し】 ○特殊会社として民営化する。
	運営の効率化及び自律化 ○民営化(特殊会社化)に当たっては、株式会社としてのマネジメントに加え、第三者機関による体制も含め、効率性の向上や内部統制を担保するための仕組みを検討する。
日本万国博覧会記念機構	事務及び事業の見直し
	【基金事業】 ○大阪府との合意を得て、環境・公園に関連する事業等への助成に重点化するほか、万博記念公園の施設整備や低廉な公園入場料維持のため、公園事業への繰入れを増やすこととする。
	組織の見直し
	【法人形態の見直し】 ○国、大阪府と独立行政法人という形で共同運営をしてきた経緯があり、今後の組織の在り方については、大阪府とともに検討し、納得が得られれば、平成22年度までに独立行政法人としては廃止する。
	運営の効率化及び自律化 【保有資産の見直し】 ○収益性を重視した土地の有効活用を図る。ネーミングライツの売却については、利用団体の意向を踏まえつつ、引き続き検討を行う。 【業務運営体制の整備】 ○業務を更に民間委託し、コスト削減及び業務の効率化を図る。

	援教育総合研究所へ提出させる。また、終了1年後に受講者及び受講者の任命権者に対してアンケート調査を実施することにより事後の研修内容の改善につなげる。 ○上記結果を公表し、国民への説明責任にこたえらるとともに、成果が期待できないと評価された研修については、廃止し、より重要度の高いものに重点化することにより研修の質の底上げを図る。 【研修事業】 ○平成20年度より一部研修を廃止(13研修→10研修)する。 【個別教育相談業務】 ○保護者等からの個別の教育相談については原則的に廃止し、都道府県等にゆだねるべき教育相談については、平成20年度中に引継ぎを完了する。 ○平成19年度中に「教育相談年報」及び「教育相談マニュアル」等の情報普及活動に伴う出版物については、HP上での公開・頒布を原則とする。
	運営の効率化及び自律化 【自己収入の増大】 ○競争的資金の獲得、施設利用料の増大、寄附金の増大、間接経費・受託収入等のその他収入について、定量的な目標を平成20年度中に策定し、経営の効率化を図る。
大学入試センター	事務及び事業の見直し
	【大学入試センター試験の実施事業】 ○秘密保持など入試の持つ性格に十分配慮しつつ、随意契約の見直しを含め業務の効率化を図り、その一環として平成21年度中に民間競争入札を実施する。 ○調査研究の一環として試験的に実施してきた法科大学院適性試験について、その成果を踏まえ、新たな実施主体において当該試験を継承して実施する体制が整えられた後、終了するべく、平成20年度中を目途に具体的な案を策定する。 【大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究事業】 ○平成20年度中に大学入試センター試験及び新たな教育制度に対応した入試の実施方法並びにそれらの改善策に関する調査研究テーマに特化する。 ○「国公立大学ガイドブック」の作成、進路指導関係セミナーの各業務の在り方について、業務の効率化又は自己収入の増大の観点からの廃止又は有料化も含め、平成20年度中に検討し、結論を得る。
	運営の効率化及び自律化 【保有資産の見直し】 ○現在地での施設・土地の必要性及びその有効活用について、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等も考慮の上で、平成22年度中に検討し、結論を得る。
国立青少年教育振興機構	【組織体制の整備】 ○各教育拠点の組織の見直し(2課体制から次長制(課長級1名体制)への移行)を実施し、平成22年度までに27施設で管理職ポストを削減。
	運営の効率化及び自律化 【保有資産の見直し】 ○国立オリンピック記念青少年総合センターについて、ネーミングライツの導入の可能性について検討を行い、平成20年度に結論を得る。 ○青少年交流の家及び青少年自然の家について、稼働率向上のための対策を策定することとし、平成20年度内に結論を得る。 ○青少年交流の家及び青少年自然の家について、青少年教育上の役割を踏まえつつ、現在地に立

【文部科学省】

国立特別支援教育総合研究所	事務及び事業の見直し
	【研究事業評価システムの見直し】 ○教育現場等のニーズの一層の反映及び真に必要なとされる研究への重点化を図るため、研究課題の企画立案(事前)・実施時(中間)、研究成果(事後)を取りまとめる各段階において、ホームページ上で教育関係者や保護者等広く国民から直接意見を聴取することが可能な研究評価システムを平成20年度から導入する。 ○上記評価結果を公表し、国民への説明責任にこたえらるとともに、成果が期待できないと評価された研究課題については廃止し、より重要度の高いものに重点化することにより研究の質の底上げを図る。 【研修事業評価システムの見直し】 ○教育現場等のニーズの一層の反映及び真に必要なとされる研修への重点化を図るため、研修内容の企画立案(事前)・実施時(中間)、実施後(事後)において、ホームページ上で教育関係者や保護者等広く国民から直接意見を聴取することが可能な研修評価システムを平成20年度から導入する。 ○平成19年度中に研修開始前に受講者及び任命権者に対し、研修内容を踏まえた教育現場への還元のための事前計画書について年間目標を具体的に設定させるとともに、受講者においては、国立特別支援教育総合研究所及び受講者の任命権者、任命権者においては、国立特別支

	<p>地することが必要不可欠かどうかを十分吟味するとともに、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性を考慮の上で、青少年教育事業の実施状況や稼働率等を基に有用性・有効性等を総合的に検証し、その結果を踏まえ、平成22年度までに、施設の廃止・統合、共同利用等の必要な整理合理化を行う。</p> <p>○その際、原則として、稼働率が5割を下回り今後もその向上が期待できないものについては、他の施設による代替可能性など地域の実情を考慮の上、廃止・統合の対象とする。</p> <p>【自己収入の増大】 ○外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。</p>
国立女性教育会館	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【女性教育関係事業】 ○女性のキャリア形成支援のためのプログラムに関する調査研究及びカンボジア女性教育研修につき、平成19年度で廃止する。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】 ○法人の行う研修、調査研究に係る企画実施機能の強化、業務の効率化を図るため、業務体制の見直し点検を実施し、チーム制など業務横断的な執行体制を整備することとし、その具体的在り方について平成20年度内に結論を得る。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】 ○外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。</p>
国立国語研究所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【日本語コーパス事業】 ○民間事業者等との共同事業とすることについて平成20年度中に検討し、結論を得る。</p> <p>【病院の言葉を分かりやすくするプロジェクト】 ○平成20年度中に廃止する。</p> <p>【外来語言い換え提案事業】 ○平成20年度中に廃止する。</p> <p>【日本語教育事業】 ○他の公的日本語教育機関との役割見直し等を行い、事業の廃止を含め平成20年度中に検討し、結論を得る。</p> <p>【漢字情報データベース事業】 ○平成20年度中に廃止する。</p> <p>【図書館事業】 ○平成20年度中に廃止する。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し等】 ○大学共同利用機関法人に移管する。</p> <p>【電話対応グループ】 ○平成20年度中にHP上でFAQ(よくある質問に対する回答)を掲載するとともに、各担当グループ名及び連絡先を記載することに伴い廃止する。</p>
国立科学博物館	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【資料収集・保管、展示・学習支援活動】 ○学習支援活動として実施してきたティーチャーズセンターについて、国内の各博物館等で同種の事業が定着してきたことにかんがみモデル事業としてのティーチャーズセンターの活動は平成20年度を目途に終了し、より先導的・モデル的事业に重点化する。</p> <p>【民間競争入札の適用】 ○国立科学博物館の施設管理・運營業務(展示業務の企画等を除く。)について、民間競争入札を実施することとし、対象業務の範囲、実施予定時期等について検討を行い、平成20年度末までに結論を得る。</p>

	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】 ○限られた資源の中、調査研究と資料収集・保管、展示・学習支援活動を一体的に実施し、さらなる成果を上げるため、部課等の再編を含めた組織の見直しを図り、人件費削減と的確な職務の遂行、組織全体及び職員の潜在力を引き出す効果的な組織の在り方について検討し、平成20年度内に結論を得る。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】 ○特に大学等の研究では十分な対応が困難な、標本資料に基づく実証的研究、生物多様性国家戦略や科学技術基本計画等の国の施策に基づいた分野横断的研究を、効率的、効果的及び確実に遂行するため、外部評価を導入することとし、平成20年度内に、その具体的在り方について結論を得る。</p> <p>【自己収入の増大】 ○外部資金の活用を引き続き図るとともに、入場料収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。</p> <p>【霞ヶ浦地区】 ○霞ヶ浦地区について、処分及び有効活用等、多様な観点に基づき、資産の見直しの検討を行う。</p>
物質・材料研究機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【研究開発事業の重点化・役割の明確化】 ○科学技術政策において物質・材料研究機構に担わせるべきものを明らかにすることにより、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。</p> <p>○生体材料研究のうち人工臓器開発事業を平成20年度中に廃止する。</p> <p>○超鉄鋼の研究については計画的に縮小し、平成20年度中に外部資金による運営等により効率的・効果的な実施を図る。</p> <p>○液体ヘリウムの供給体制を見直してその再利用を促進し、コスト削減、資源の有効活用を平成20年度中に図る。</p> <p>○ナノテクノロジーを活用した物質・材料研究を推進するための民間企業との共同研究、事業の一部を企業と共同で運営する体制を平成20年度中に整備する(民間企業からの機器の無償提供、オペレータの派遣等)。</p> <p>○平成20年度中に民間企業に対して、物質・材料研究機構内の共同研究の場を提供することにより、情報循環や共同研究を活性化し、物質・材料研究機構の研究成果の実用化を促進する。</p> <p>【研究開発事業評価システムの見直し】 ○平成20年度中に各研究課題について客観的定量的なデータを用いた事前・中間・事後評価システムを構築し、これらの結果をホームページ上で公表し、国民への説明責任にこたえとともに成果が期待できないと評価された研究については、廃止し、より重要度の高い研究に重点化することにより、質の底上げを図る。</p> <p>【民間委託の推進等】 ○平成20年度中に省エネルギー、CO2削減を促進するためのESCO事業や外国人研究者の支援事業について外部委託を進めることにより、民間活力を活用した業務の効率化を図る。</p> <p>○平成19年度から少額契約案件において、インターネットを活用した購買システムに登録されている業者から発注等を行うことによる調達業務の合理化を進める。</p>

	<p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○目黒地区事務所での実施業務をつくば地区に集約し、跡地の売却に取り組むべく検討し、平成20年度中に結論を得る。</p> <p>○平成19年度中にナノテク総合支援プロジェクトセンター(東京)の見直しを図り、ナノテクノロジー・ネットワークの中核的な運営機関とし、つくば地区への運営機能の集約を促進する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○民間企業との連携強化や国の競争的資金等による外部資金の獲得増加、共用設備の利用に際しての課金制度の導入などを通じて、自己収入の増加を図るとともに、知的財産に関する特許出願・権利化の精査により特許経費の削減を進めるため定量的な目標を平成20年度中に策定する。</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○既に導入している上長が行う業績評価に基づき、各職員の業績評価を勤勉手当に反映させる人事処遇制度について平成20年度中に必要な見直しを行った上で推進する。</p> <p>○招へい経費の節減等により、一層の経費の節減を図るため、平成20年度中に新たな措置を講ずる。</p>
防災科学技術研究所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【研究開発事業の重点化・役割の明確化】</p> <p>○科学技術政策において防災科学技術研究所に担わせるべきものを明らかにすることにより、必要な研究に重点化する。その際、類似業務を行う他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。</p> <p>○平成20年度から特に萌芽的な基礎研究について社会の研究ニーズを反映することとし、真に求められる研究分野に特化し推進する。</p> <p>【研究開発事業評価システムの見直し】</p> <p>○各研究課題について客観的定量的なデータを用いた事前・中間・事後評価を行い、これらの結果をホームページ上で公表し、国民への説明責任にこたえとともに、成果が期待できないと評価された研究については、廃止し、質の底上げを図る。</p> <p>【波浪等観測事業】</p> <p>○平成19年度中に廃止する。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○海洋研究開発機構と統合する。</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○平成19年度中に平塚実験場を廃止する。</p> <p>○平成19年度中につくば本所内地表面乱流実験施設を廃止する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度中に策定する。</p> <p>○平成19年度から施設・設備等の利活用を一層促進する。</p>
放射線医学総合研究所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【研究開発事業の重点化・役割の明確化】</p> <p>○科学技術政策において放射線医学総合研究所に担わせるべきものを明らかにすることにより、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。</p> <p>【研究開発事業評価システムの見直し】</p> <p>○各研究課題について客観的・具体的なデータを用いた事前・中間・事後評価を行い、これらの結</p>

	<p>果をホームページ上で公表し、国民への説明責任にこたえとともに成果が期待できないと評価された研究については、廃止し、より重要度の高い研究に重点化することにより質の底上げを図る。</p> <p>【研修事業計画の見直し】</p> <p>○研修コースへの参加状況や社会ニーズを適切に分析し、参加率が低いなどニーズの低いコースについては、随時研修内容の改善や研修コース自体の廃止を含めて平成20年度中に見直しを行う。</p> <p>【民間委託の推進等】</p> <p>○定型業務の民間委託を引き続き実施するとともに、外部委託が可能な業務について継続的に検討し積極的に民間委託を実施する。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与計算業務を平成20年度当初に民間に委託する。 ・実験動物の所内生産供給のうち定型的な実験動物の所内生産供給を平成19年度以降、順次外部委託し現行中期目標計画中に完了する。
	<p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○平成19年度中にプルトニウム内部被ばく研究の廃止に伴い、プルトニウム吸入ばく露施設設備を廃止する。</p> <p>○茨城県等の地元の了解を得た上で那珂湊支所を廃止する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○重粒子線がん治療の更なる推進、知的財産の活用や企業等との共同研究を積極的に推進することにより自己収入の増大を図るため定量的な目標を平成20年度中に策定する。</p> <p>具体的には以下の方法により、自己収入の拡大を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治療計画や照射ビーム制御手法の改良による治療の効率化とともに、現在検討中の治療エリアの増築により、治療患者数の増加を図り、臨床医学収入の拡大を図る。 ・特許取得及び知的財産の管理を戦略的に進め、技術移転機関等のサポートを得ることにより特許収入やノウハウ提供等の技術移転を増し、自己収入の増加を図る。 ・企業等との共同開発が期待できる研究開発に関しては、積極的に企業等との共同研究を企画・推進し、共同研究資金の調達など外部資金の確保を図る。
国立美術館	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【民間競争入札の適用】</p> <p>○東京国立近代美術館等の管理・運営業務(展示事業の企画等を除く。)について、民間競争入札を実施する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○平成20年度から、各館において個別に行っている出版物の編集・発行業務について、可能なものから本部において一元的に実施する。</p> <p>○企画機能強化のため、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5館共同の展覧会の開催を調整・実施する。 ・各館における展覧会企画等について連絡・調整を行う。 ・各館の企画・連携の在り方を検討し、平成20年度内に結論を得る。 <p>【自己収入の増大】</p> <p>○外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。</p>

国立文化財機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【民間競争入札の適用】</p> <p>○東京国立博物館等の施設管理・運營業務(展示事業の企画等を除く。)について、民間競争入札を実施する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○各館における展覧会企画等について連絡・調整を行い、企画機能強化を図ることとし、その具体的な在り方について平成20年度内に結論を得る。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。</p>
教員研修センター	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【学校教育関係職員に対する研修】</p> <p>○研修事業について、国として真に実施すべき研修を実施するよう絶えず見直しを図る。以下については、できる限り早急に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託等により実施する研修について、実情に応じて、廃止・隔年実施等の見直しを行う。 ・海外派遣研修について、平成22年度までに存廃及び内容について見直しを行う。 <p>【民間委託の推進】</p> <p>○施設の管理・運營業務について、引き続き民間委託を図る。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【経費節減】</p> <p>○委託等により実施する研修に必要な経費について、平成22年度までに地方公共団体の負担を1/2から全額とする。</p>
科学技術振興機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【新技術創出研究事業、企業化開発事業、研究開発交流支援事業】</p> <p>○助成を行った研究課題について、追跡調査等成果把握の仕組み、成果公開・発信の仕組み及び日本版バイ・ドール規程を適用しない特許について成果の機構への還元の仕組みを平成19年度末までに構築する。</p> <p>○競争的資金の不合理な重複及び過度の集中の排除や不正使用及び不正受給の防止のため、研究機関監査室、プログラム調整室、告発窓口やPD(プログラムディレクター)、PO(プログラムオフィサー)が一体的・効果的に機能する仕組みを平成19年度末までに構築するものとする。また、資金配分額が多い機関を中心に行うサンプリング調査等については、同調査の対象とする課題の選定基準等を作成する。さらに、平成20年1月から稼働する予定の府省共通研究開発管理システムを活用する。</p> <p>○審査・配分に係る業務の人員・体制について、競争的資金の制度・目的に応じた効率化の取組を継続的に進める。</p> <p>○政策ニーズ、応募件数、採択率等を踏まえ、競争的資金の個別事業の必要性を不断に見直すこととする。</p> <p>○平成20年度応募分から、「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の状況報告書」の提出を応募要件とする。</p> <p>【科学技術情報流通促進事業】</p> <p>○平成21年度単年度黒字化達成後、公益性を考慮しつつ平成30年度までの新たな改善計画を策定(第Ⅱ期経営改善計画中に前倒し策定を予定)し、平成30年度時点で経常利益率20%の高収益体質の確立を目指すことにより、累積欠損金の解消を加速させる。</p>

	<p>○利用者ニーズの高い新商品の投入、積極的な営業活動の展開等により、増収を図るとともに、システム関連経費の見直し、収益性の悪い商品の廃止(廃止基準の策定)及び人件費等の削減等により、大幅に経費を削減する。</p> <p>○科学技術情報流通促進事業(一般勘定)のデータベースについては科学技術情報政策上の必要性、利用者からのニーズ等を勘案しつつ評価し、その必要性が低いと認められる事業につき見直しを行う。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○東京本部について、自ら保有し、現地に立地することが必要不可欠であることについて、各事業への影響、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性を考慮の上で、説明責任を果たすべく、具体的なスケジュールを示して検討する。</p> <p>○JSTイノベーションプラザ及びサテライトについて、外部有識者による評価等を踏まえて、成果が低調でかつ改善の見通しが立たないものは、廃止する等の見直しを行う。</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○海外事務所については、政策ニーズや費用対効果の観点から説明がつかない事務所については、廃止等見直しを行う。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【科学技術理解増進事業】</p> <p>○日本科学未来館の収支改善に向けて、来館者数、自己収入、事業効果等に関する数値目標を盛り込んだ「業務の効率化及び自己収入の増加方策プログラム」を着実に実施する。</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○区分所有している茅野(車山)の研修施設については、稼働率が低迷していることから、平成20年度末までに持分を売却するとともに、伊東の研修施設については、設置目的に照らした利用状況を踏まえつつ、持分の売却を含めた在り方を検討する。</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○管理職の割合を縮減し、給与水準の引下げを図る。</p> <p>【随意契約の見直し】</p> <p>○分任契約担当者の増設や一括発注の推奨、前渡資金事務所の効率的な活用等随意契約の見直しの取組を行う。</p>
	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【学術研究の助成(科学研究費補助金)等助成事業】</p> <p>○助成を行った研究課題について、大型の課題に対する追跡調査等成果把握の仕組み、成果公開・普及の仕組みを平成19年度末までに構築する。</p> <p>○競争的資金の不合理な重複、過度の集中、不正使用及び不正受給を防止するため、具体的取組や組織体制の整備を含めた仕組みを平成19年度末までに構築するものとする。また、平成20年1月から稼働する予定の府省共通研究開発管理システムを活用する。</p> <p>○審査・配分に係る業務の人員・体制について、競争的資金の制度・目的に応じた効率化の取組を引き続き進める。</p> <p>○審査・評価業務の効率化を図り、応募者及び審査者双方の利便性の向上を図るため、応募手続及び審査業務を完全電子化する。</p> <p>○平成20年度応募分から、「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の状況報告書」の提出を応募要件とする。</p>
日本学術振興会	

	<p>とする。</p> <p>【研究者養成のための資金の支給】</p> <p>○特別研究員(21世紀COEプログラム)については、順次廃止し、より重点化された拠点への支援に重点化する。</p> <p>○特別研究員事業の対象を大学院博士課程在学者(DC)の支援に重点化する。また、大学等の研究に関する人材養成を促進するため、海外特別研究員事業と海外での研さん機会を付与する事業を一体的に実施し、その効果が最大限発揮できるよう事業を重点化する。</p> <p>【学術の国際交流事業の促進事業】</p> <p>○日本人の若手研究者に海外での研さん機会を付与する事業に重点を置くため、外国人特別研究員事業の規模を縮小し、効果的に研究者養成が実施できるよう見直しを行う。</p> <p>○外国との研究交流を目的とする拠点大学交流事業については、日本学術振興会が経費を全額負担しているが、国の財政依存度を引き下げするため、平成23年度までの間に段階的に廃止し、公募により相手方に対等な負担を求める方式による事業へと転換する。また、効率的かつ効果的な業務運営の観点から、事業開始から長期間経過した事業や応募件数の少ない小規模事業については、費用対効果の検証を行うなど不断の見直しを行う。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○海外研究連絡センター(カイロ、ナイロビ)については、効率的な業務運営の観点から、独立行政法人評価委員会による評価等を踏まえながら、活動状況の検証に努め、廃止等見直しを検討する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○複数の評定者による客観的な勤務評定による職員の処遇への反映について、平成20年度より本格的に実施する。</p> <p>○「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において削減対象とされた人件費については、平成22年度までに平成17年度予算の人件費と比較し、5%以上削減する。また、業務の効率化の観点から、業務委託を積極的に推進する。</p> <p>【随意契約の見直し】</p> <p>○平成20年1月1日より、国の随意契約の基準を全面的に実施する。</p>
理化学研究所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【使命の明確化等】</p> <p>○使命の明確化を図り、幅広い分野を対象として基礎研究から応用研究までを実施するという特性をいかした、科学技術政策全体の中で理化学研究所が担うべき研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との役割分担等の明確化を図る。</p> <p>○実施している研究の必要性、成果等について、多額の公的な研究資金が投入されていることや研究成果は社会に還元されるべきものであることを十分認識した上で、国民に分かりやすい形で示す。</p> <p>【新たな研究領域を開拓する独創的・萌芽的研究等研究開発事業】</p> <p>○当初の目標を達成した事業は廃止するという方針を中期目標等で明確化する。また、この方針に沿って平成20年9月末にバイオ・ミメティックコントロール研究事業(フロンティア研究システムのバイオ・ミメティックコントロール研究センター)、</p>

	<p>平成20年3月末にゲノム科学総合研究事業(横浜研究所のゲノム科学総合研究センター)を廃止する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○平成20年4月に中央研究所とフロンティア研究システムとを統合する。</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○海外の研究拠点について、共同研究が終了した際には速やかに廃止する。</p> <p>○駒込分所について、次期中期目標期間中に廃止する。その結果生ずることとなる遊休資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、処分を行う。</p> <p>○板橋分所について、次期中期目標期間中に、当該分所が担っている機能の代替措置の可能性、当該資産を保有することの国の資産債務改革の趣旨から見た適切性等を検討し、所要の結論を得る。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の拡大】</p> <p>○各種の施設について、利用料に係る適正な受益者負担を検討した上で、利用が容易となる仕組みを構築し、外部利用を更に促進する。</p> <p>【研究成果の社会への還元】</p> <p>○研究成果については、積極的に社会への還元に努める。</p> <p>○知的財産権等の実施許諾による収入の拡大に努める。この一環として、例えば、特許の実施化率等の更なる向上等を目指す。</p>
宇宙航空研究開発機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【自律的宇宙開発利用活動のための技術基盤維持・強化等宇宙開発事業】</p> <p>○宇宙開発プロジェクトの進行管理については、開発スケジュールの見直し、リスクの低減方策等コスト管理への取組、計画の継続の可否等といった視点を含めて行う。</p> <p>○H-IIAロケット標準型の民間移管に伴い、次期中期目標期間終了時まで、民間企業に対する指導監督業務等の在り方を見直し等により、関係の経費及び人員の削減を行う。</p> <p>○今後のロケット開発に当たっても、民間移管が行われる際には、同様の措置を講ずる。</p> <p>【宇宙開発利用による社会経済への貢献等衛星開発事業】</p> <p>○実用化が可能となったものから、順次、民間における開発にゆだねることとし、国が独立行政法人に実施させるべきものに重点化する。</p> <p>【社会的要請にこたえる航空科学技術の研究開発等航空分野研究開発事業】</p> <p>○国が独立行政法人に実施させるべき先端的かつ基盤的な研究開発に重点化するものとし、平成19年度に垂直離着陸用ファンエンジンに係る研究開発を廃止する等、民間に対し技術移転を行うことが可能なレベルに達したものについては順次廃止する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○東京事務所(千代田区丸の内)及び大手町分室(千代田区大手町)については、関係府省等との調整部門など現在地に置く必要がある部門以外のものを本部(調布市)等に統合する。</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○次期中期目標期間終了時(平成24年度末)までに、横浜監督員分室及び汐留分室を廃止するとともに、平成19年度中に三陸大気球観測所を廃止する。さらに、これにとどまらず、今後も極力集</p>

	<p>約化を行う。</p> <p>○見直し、重点化等に伴い、関係の経費及び人員を削減する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【施設・設備の外部への供用】</p> <p>○保有する施設・設備については、利用料に係る適正な受益者負担や、利用の容易さ等を考慮しつつ、外部への供用を更に促進する。</p> <p>【研究成果の社会への還元】</p> <p>○研究開発の成果については、各事業に多額の公的資金が投入されていることから、積極的に社会への還元を努める。</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○事業所等の廃止に伴い生ずる遊休資産を処分する。</p> <p>○野木レーダーステーションについて、売却に向けた努力を継続する。</p> <p>○鳩山宿舎について、平成19年度中に売却処分する。</p>
日本スポーツ振興センター	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【スポーツ振興投票業務】</p> <p>○スポーツ振興投票事業について、日本スポーツ振興センターは、売上げ向上等に最大限努力し、繰越欠損金をできる限り早期に解消するとともに、スポーツ振興に対する助成の確保に努めるものとする。</p> <p>○その上で、スポーツ振興くじの売上げ状況を注視しつつ、繰越欠損金解消の見通しがおおむね立つと考えられる平成21年度末を目途に、スポーツ振興投票事業の実施体制の在り方も含め見直しを検討し、結論を得る。</p> <p>○なお、その間にあっても、スポーツ振興くじの売上げの低迷により、繰越欠損金が増加し、債務の返済の見通しが立たないと見込まれる場合には、国民負担に及ぶことがないよう、スポーツ振興投票事業について原点に立ち返った抜本的な見直しを行う。</p> <p>【スポーツ振興のための助成業務】</p> <p>○助成区分ごとに達成すべき内容や水準を可能な限り具体的かつ定量的に示した上で、厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を助成業務の効率化及び適正化に反映させる。</p> <p>【災害共済給付業務、学校安全普及業務、食に関する普及充実業務及び衛生管理に関する業務】</p> <p>○災害共済給付業務については、更なる合理化を行うとともに、次期中期目標期間終了時まで、支所の業務等の在り方について検討を行い所要の結論を得る。</p> <p>○学校安全普及業務、食に関する支援業務及び衛生管理に関する支援業務については、「学校安全支援業務(仮称)」に一本化し、災害共済給付業務の実施により得られる事故情報分析やそれに基づく関連情報の提供など災害共済給付業務に関連するものに重点化する。なお、「学校安全支援業務(仮称)」については、次期中期目標期間終了時まで、各事業の在り方について、必要性・有効性を厳格に検証した上で、所要の結論を得る。</p> <p>【スポーツ施設の運営・提供等に関する業務】</p> <p>○国立競技場、国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンターについては、管理・運営業務のうち、指導監督を除く業務について民間競争入札を実施する。なお、入札対象範囲の拡大等について、民間競争入札の検証結果等も踏まえた上で検討する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【資産の有効活用等】</p>

	<p>○国立競技場、国立スポーツ科学センター及びナショナルトレーニングセンターについては、ネーミングライツの導入、施設利用料の見直し等により、自己収入の増加を図る。</p> <p>○その他の保有資産については、不断の見直しを行い、必要に応じ遊休資産の処分等を行う。なお、習志野及び所沢の各職員宿舎については、平成20年度の売却を検討する。</p>
日本芸術文化振興会	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【芸術文化振興のための助成事業の一元化】</p> <p>○文化庁の助成事業に関する事務を日本芸術文化振興会に移管した上で、日本芸術文化振興会の助成事業(舞台芸術振興事業、芸術文化振興基金)と、文化庁の助成事業(芸術創造活動重点支援事業、文化芸術振興費補助金)とを統合・一元化する。なお、その際、全体の助成規模が拡大しないものとし、また、文化庁の助成事業担当職員を削減する。</p> <p>【伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修の見直し】</p> <p>○伝統芸能の伝承者の養成については、民間団体の実施動向も踏まえ、国として支援が必要な分野に限定する。この一環として、「大衆芸能(寄席囃子)」の養成について、現行中期目標期間の終了時までには休止するものとし、今後実施する養成についても、対象分野の存廃に係る定量的な方針を策定・公表した上で、毎年度、ニーズ把握を行い、その結果に基づき、対象分野・規模を不断に見直す。</p> <p>○現代舞台芸術の研修については、その目的、位置付け及び期待する成果を中期目標等で明確にした上で、成果の検証を厳密に行い、その結果に基づき、研修分野・規模を不断に見直す。</p> <p>【国立劇場等の管理運営業務に係る外部委託の拡大等】</p> <p>○外部委託の範囲を拡大し、一層の経費削減を図る。</p> <p>○特定の公益法人に随意契約により継続して委託している新国立劇場及び国立劇場おきなわの管理運営業務については、会計検査院による指摘(「特殊法人等から移行した独立行政法人の業務運営の状況について」(平成19年9月))に基づき、経費削減に資する効果の検証を厳密に行った上で、当該契約内容を見直し、更に効率化を図るとともに、透明性を確保する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【施設の有効活用等】</p> <p>○国民の鑑賞機会を増加させる観点から、すべての劇場について、稼働率を向上させるため、貸劇場公演の日数を増やすことも含め、公演回数増加を図るとともに、公演の映像記録について、必要な著作権等の処理を行った上で劇場上映や映像記録の販売等を行うなど有効に活用する。同時に、これらにより自己収入の増加にも努める。</p>
日本学生支援機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【奨学金貸与事業】</p> <p>○延滞債権の回収率向上を図るための抜本的な対策を平成20年度中に策定することとし、所要の措置を講じる。</p> <p>○3%の貸付上限金利について、教育政策の観点等から、見直しを検討する。</p> <p>【留学生支援事業】</p> <p>○東京国際交流館のプラザ平成の企画・管理・運営業務及び広島国際交流会館の管理・運営業務に係る民間競争入札を導入する。また、プラザ平成については、平成20年度末までに廃止も含</p>

	<p>め在り方につき結論を得る。</p> <p>【学生生活支援事業】</p> <p>○学生生活支援事業については、大学等の自主的な取組を促すため、障害のある学生の修学支援を始め、各大学等における取組が十分ではなく、公共上の見地から必要な事業内容を厳選して実施する。</p> <p>【市場化テストの拡大】</p> <p>○国際交流会館については、平成20年度に広島国際交流会館において落札者による管理・運営業務を実施することに加えて、同年度に新たに大阪第二国際交流会館において民間競争入札を実施し、21年度から落札者による管理・運営業務を実施する。これらの民間競争入札の検証結果等も踏まえ、残る11館の国際交流会館における民間競争入札を更に推進する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○日本語教育センターの私費外国人留学生に係る学生数の半減に伴う運営体制の見直し等を行う。</p> <p>【人員、組織の徹底したスリム化】</p> <p>○奨学金の回収業務をはじめとする各事業について積極的に競争入札による民間委託を推進し、その結果をも踏まえ、組織の簡素化を図るとともに、次期中期計画終了時(平成25年度)までに、現行中期計画開始時の職員数と比べ、1割程度の職員数を削減する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○東京日本語教育センターについては、周辺環境や建ぺい率・容積率規制等に留意するとともに、施設の機能、地元自治体との関係、大学への進学を希望する学生を教育するという施設の性格等を踏まえつつ、有効活用の方策について、具体的なスケジュールを示して検討する。</p> <p>○市谷事務所の立地や保有形態の在り方について、事業の在り方、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を総合的に勘案しつつ、具体的なスケジュールを示して検討する。</p> <p>○国際交流会館について、地元自治体との密接な連携を重視するとともに、地域の国際交流拠点としての役割を踏まえつつ、有効活用の方策について、具体的なスケジュールを示して検討する。</p> <p>○高円寺宿舎については、奨学金の貸付債権に係る貸倒引当金の財源であることを考慮しつつ、利用率、老朽化等を踏まえ、関係機関とも相談のうえ、売却を含めた資産の在り方について平成20年度中に結論を得よう検討する。</p>
海洋研究開発機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【使命の明確化等】</p> <p>○使命の明確化を図り、海洋に関する基礎的研究開発、海洋に関する学術研究に関する協力等を総合的に実施しているという特性をいかした、海洋科学技術政策全体の中で海洋研究開発機構が担うべき研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との役割分担の明確化を図る。</p> <p>○実施している研究の必要性、成果等について、多額の公的な研究資金が投入されていることや研究成果は社会に還元されるべきものであることを十分認識した上で、国民に分かりやすい形で示す。</p> <p>【研究開発プロジェクトの進行管理】</p> <p>○開発スケジュールの見直し、リスクの低減方策等コスト管理への取組、計画の継続の可否等といった視点を含めて行う。特に、統合国際深海掘削</p>

	<p>計画(IODP)に基づく深海地球ドリリング計画については、進行管理を徹底するとともに、進捗よく状況や成果等を国民に分かりやすい形で示す。</p> <p>【科学技術に関する研究開発又は学術研究を行う者への施設・設備の供用事業】</p> <p>○「地球シミュレータ」の今後の更新に当たっては、主として海洋地球科学分野における研究ニーズに必要な性能を維持するのみにとどめ、また、既製のスーパーコンピュータのリース調達により更新経費を抑制し、運用経費の低減を図るなど歳出削減に努める。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○防災科学技術研究所と統合する。</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○海洋研究開発機構が保有する船舶(7隻)において実施される学術研究の課題の申請受付・審査・決定については、東京大学海洋研究所において一元的に実施する。これに伴い、機構の予算及び要員も含め関係組織を見直し、業務全体の効率化を図る。</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○今後展開予定の「地震・津波観測監視システム」の運用開始に対応して、室戸岬沖海底ネットワークシステムを廃止する。</p> <p>○むつ研究所については、利用状況が低調となっている研究交流棟の宿泊施設を廃止するとともに、当該箇所に事務棟の共通管理部門を移設し事務棟を廃止することにより、経費の削減及び資産の有効活用を図る。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○海洋研究開発機構が保有する船舶のうち、東京大学海洋研究所より移管された学術研究船(2隻)については、その運航業務の外部委託化を計画的に進め、特に、次期中期目標期間中に1隻について外部委託を行う。</p> <p>【研究成果の社会への還元】</p> <p>○研究開発の成果については、積極的に社会への還元を努める。</p>
国立高等専門学校機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【国立高等専門学校の配置の在り方の見直し】</p> <p>○入学志願者数の動向やニーズを踏まえた配置の在り方を検討し、所要の結論を得る。</p> <p>【専攻科の見直し】</p> <p>○職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するという国立高等専門学校の設置目的やニーズを踏まえ、本科卒業後の編入学先として国立の技術科学大学が設置されていることや、一般大学へ編入学する者も半数近く存在することとの関係を整理し、役割や位置付けを明確化した上で、必要な教育研究機能等を検討し、所要の結論を得る。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○事務職員については、本部における資金管理等業務の一元化や各学校事務部における2課体制への移行を確実に進めることにより、削減する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○実施する研究については、共同研究、受託研究等の受入れなどにより、外部資金の獲得に積極的に取り組む。</p>
大学評価・学位授与	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【認証評価業務】</p> <p>○民間の認証評価機関のみでも対応可能となった分野から、順次、廃止又は休止する。また、それ</p>

機構	<p>までの間にあっても、業務全体の効率化を図るとともに、すべての高等教育機関を対象とする認証評価制度の普及・啓発のための先導的な取組に関する部分を除き、民間と同様に原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、運営費交付金を段階的に縮減する。</p> <p>【認証評価業務・国立大学法人評価業務】</p> <p>○民間の認証評価機関が行ったものも含め、認証評価のために整えた資料・データ等の国立大学法人評価への利活用を認め、国立大学法人側の負担の最小限化及び大学評価・学位授与機構の業務の効率化を図る。</p> <p>【学位授与業務】</p> <p>○業務の効率化を図り、原則として手数料収入で学位審査経費を賄うよう運営する。手数料収入の約3倍の運営費交付金を充当して実施している学位授与基準の検討等の周辺業務について、申請ニーズに応じた学位授与基準の検討を行うなど効率化・合理化を図り、計画的に経費の縮減を進める。</p> <p>【調査研究業務】</p> <p>○国が独立行政法人に実施させるべきものに限定し、経費の削減及び業務の効率化を図る。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○国立大学財務・経営センターと統合する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【資産の有効活用】</p> <p>○小平第二住宅について、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。</p>
国立大学財務・経営センター	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【融資等業務】</p> <p>○融資等業務に密接に関連する業務に特化することとしたことに伴い、平成21年3月までに寄附金の受入れ及び配分事業を廃止する。</p> <p>○財政投融资資金によるほか、民間資金の活用の観点から、現在進めている病院PFI事業(パイロットモデル)の結果及び国立大学法人による検討を踏まえ、病院PFI導入を推進するとともに、小規模な設備の整備については、民間金融機関からの資金導入について検討することとし、平成20年度内に一定の結論を得る。</p> <p>【キャンパス・イノベーションセンターの管理・運営】</p> <p>○キャンパス・イノベーションセンターの管理・運営業務の廃止に伴い、当該施設の売却や他機関等への移管等その活用方法について、平成20年度末までに結論を得る。</p> <p>【学術総合センターの共用会議室の管理運営】</p> <p>○平成21年3月までに学術総合センターの共用会議室の管理運営の在り方について検討する。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○大学評価・学位授与機構と統合する。</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○平成18年度に行った事務・事業の見直し結果等を踏まえ、引き続き、業務の重点化や効率化に取り組むとともに、人件費削減を推進するため、部課等の再編や人員配置の合理化等について検討を行う。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【経費節減】</p> <p>○運営費交付金を充当して行う業務について、既存事業の見直し、効率化を図る。このため、一般管理費(退職手当を除く。)に関し、計画的な削減に努め、中期目標の期間中、毎事業年度につ</p>

	<p>き3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費(退職手当を除く。)について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。</p> <p>○大学共同利用施設の管理運営費等について業務の効率化を図ることとし、その具体的成果について、引き続き毎年度公表することとする。</p>
メディア教育開発センター	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○メディア教育開発センターの事務及び事業については、独立行政法人において実施する必要性が薄れたと考えられることから、現行中期目標期間終了時において、廃止する。</p> <p>○なお、日本の大学教育の国際競争力の向上のためICT活用教育を推進することは必要であるとの観点から、これまでメディア教育開発センターが行ってきた事務及び事業については、内容を精査した上で、メディア教育開発センターが放送大学と緊密な連携協力を図ってきた経緯も踏まえ、放送大学学園において実施するものとし、そのための所要の措置を講ずる。</p> <p>組織の見直し</p> <p>同上</p>
日本原子力研究開発機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【原子力システムの研究開発等研究開発業務】</p> <p>○機構の行う研究開発は、実証・実用段階に達したものは民間主体に移転しているところであり、これまでの軽水炉再処理開発技術については、平成27年度末までに民間に移転する。</p> <p>○「ふげん」、「自由電子レーザー(FEL)」、「むつ地区燃料・廃棄物取扱棟」等の施設の廃止については、平成20年度末までに着手年度及び完了年度を決定する。</p> <p>【展示・理解促進活動】</p> <p>○展示施設については、地域住民の理解と信頼の醸成を効果的に実施するため、平成19年度末までに数値目標等を盛り込んだアクションプランを策定し、展示施設の利用効率等の向上を図るとともに、有料化の是非について検討する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【J-PARCの運営の効率化】</p> <p>○大強度陽子加速器施設(J-PARC)については、平成19年度末を目標に経費の圧縮等運営の効率化の方向性について結論を得る。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○共同研究資金の獲得、競争的資金の獲得、施設利用料の増大、寄附金の増大、間接経費・受託収入、売電収入等のその他収入についてそれぞれ定量的な目標を平成20年度中に策定し、経営の効率化を図る。</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○使用されていない宿舎、宿舎跡地については、平成19年度末までに売却等方針を決定する。また、昭和30年代に建設され老朽化した宿舎及び入居率が低調な宿舎、「那珂核融合研究所の未利用地(西地区)」については、平成20年度末までに売却等方針を決定する。</p> <p>○青山、下北、櫛川、土岐等分室については、利用実績等を勘案し、平成20年度中に廃止・売却を含め、その在り方について検討を行う。</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○コンプライアンス・内部統制については、これまでの取組を再考し、効果を上げていない取組を見直すとともに独自の取組を開始して、機構のコンプライアンス・内部統制向上に向けた姿勢をより鮮明にする。具体的には、各拠点におけるチェックシート作成による許認可の確認を行うとともに、</p>

	引き続きPDCAサイクルの実施、客観的評価の実施、ISOの積極的取得、品質保証活動等の取組を進め、一層の強化を図る。
--	--

【厚生労働省】

国立健康・栄養研究所	事務及び事業の見直し
	【国民の健康・栄養・食生活に関する調査研究業務】 ○民間団体、大学、地方公共団体、他府省等における調査研究との相互補完を図る観点から、重複・類似する研究の排除に努めるとともに、国の生活習慣病対策等の施策に、より高い反映・効果が見込まれる研究に重点化する。
	【国民健康・栄養調査の集計業務】 ○調査集計に要する期間の短縮化や経費節減の推進状況について、毎年、数値的に検証・公表を行うとともに、その結果に基づき、具体的目標の見直しを不断に推進する。
	【収去食品の試験業務】 ○特別用途食品を利用する国民の信頼に寄与するため、整理合理化後の体制も踏まえ、民間の登録試験機関の活用につき、検討する。
	○内閣府において、「消費者・生活者の視点に立った行政への転換を進めていく中で、国民生活センターが、消費者問題全体に取り組む中心的な存在となるよう、今後の在り方について、国民生活審議会の意見も聞きつつ検討し、平成19年度内に結論を得る。」としていたことから、この検討に合わせて国立健康・栄養研究所と国民生活センターとの情報共有等、具体的な連携の在り方について検討し、平成19年度内に結論を得る。
	組織の見直し
	【法人形態の見直し】 ○国民の健康の増進について、より多角的に研究を進める観点から、独立行政法人医薬基盤研究所と統合する。
	【組織体制の整備】 ○外部の協力研究員の一層の活用を図る。
	運営の効率化及び自律化
	【自己収入の増大】 ○生活習慣病研究等に係る外部の競争的研究資金の獲得や知的財産の有効活用などにより、自己収入の一層の増加を図る。
【業務運営体制の整備】 ○大学や民間企業等との人事交流を促進する。	
労働安全衛生総合研究所	事務及び事業の見直し
	【労働安全衛生に関する調査研究業務】 ○労働安全衛生研究のうち、他の研究機関において研究体制の整備や研究実績の集積等が見られるものについては、速やかに廃止する。
	組織の見直し
	【法人形態の見直し】 ○労働安全衛生に係る研究業務等の一層の総合化を図る観点から、独立行政法人労働者健康福祉機構と統合する。
	運営の効率化及び自律化
	【自己収入の増大】 ○受託研究等による自己収入の充実を図る。
【業務運営体制の整備】 ○外部評価会議等の評価を踏まえ、研究内容について、民間企業、大学、地方公共団体、他の独立行政法人等の研究機関との重複を排除するとともに、次年度の研究費配分への反映等を行うことにより、効率的な研究マネジメントを実施する。	
勤労者退	事務及び事業の見直し
	【中小企業退職金共済事業】

職金共済機構	○未請求退職金の発生防止のための具体的な対策を早急に講ずるとともに、次期中期目標等において、未請求の期間が5年に達する前の退職金受給資格者の未請求退職金について、具体的な縮減目標と縮減計画を定めて着実に取組を実施する。また、既に5年以上経過しているものについても連絡先の把握等のための方策について検討するなどの取組を具体的な取組目標と取組計画を定めて着実に進める。これらの対策について、毎年度取組の進捗状況の評価を行う。
	【建設業退職金共済事業等】 ○退職金共済手帳長期未更新者の実態を把握するとともに、既に受給資格がありながら未請求となっている退職金を確実に支給していくための取組を強化し、次期中期目標等において、具体的な取組目標と取組計画を定めて着実に実施するとともに、毎年度、取組の進捗状況の評価を行う。
	○退職金支給要件である掛金納付月数の緩和を検討するとともに、利益剰余金の在り方について、厚生労働省及び勤労者退職金共済機構において、外部有識者の意見も聴取しつつ検討する。
	○清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業についても、建設業退職金共済事業と同様に退職金の確実な支給に取り組む。
	組織の見直し
	【組織体制の整備】 ○法人のガバナンスの確立を図るため、役職員の人員配置や組織の在り方など、内部統制の強化を含む業務運営体制の抜本的な見直しを行い、具体的な取組を次期中期目標に定める。
	○適格退職年金からの移行業務の終了時に、担当組織の廃止を図る。
	運営の効率化及び自律化
	【累積欠損金の解消】 ○累積欠損金の確実な解消を図るとともに、各退職金共済事業の予定運用利回りを必要に応じて随時、的確に変更する。
	【保有資産の見直し】 ○機構本部について現在地に所在することが必要不可欠かどうかについて十分吟味し、移転の可能性等について、次期中期計画期間中に、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性等を考慮の上、早急に検討を行う。
○松戸宿舎及び越谷宿舎については、建物調査の結果も踏まえつつ、次期中期計画期間中のできるだけ早期に売却等の方向で検討する。	
○川越職員宿舎土地について、平成19年度内に処分を行う。	
【業務実施体制の効率化等】 ○業務・システム最適化計画の実施に合わせて、資産運用業務及びシステム管理業務の一元化を確実に進行。	
○各退職金共済業務に共通する加入受付業務、退職金給付業務等の業務手順等の共通化等、電話対応業務の一元化の検討などにより、業務実施体制の効率化や人員及び経費の縮減を図る。	
高齢・障害者雇用支援機構	事務及び事業の見直し
	【高齢者雇用に関する事業主等に対する援助業務】 ○65歳までの雇用確保措置の導入や定着の推進のための相談援助業務は、対象を小規模企業へ重点化し、効果的かつ効率的な事業手法に転換を図る。
○再就職支援コンサルタント業務を廃止する。	
【高齢期における職業生活設計に関する助言又は	

	<p>指導業務(高齢期雇用就業支援コーナー) ○利用ニーズの少ない地域では廃止する等業務の見直し及び箇所数の削減を行い、存続するコーナーの一部に民間競争入札を導入する。また、次期中期目標期間中に、民間競争入札の範囲の拡大等を検討し、業務実績等を踏まえ、廃止を含めた業務の在り方を検討する。</p> <p>【高齢者雇用支援業務】 ○65歳までの雇用確保措置の義務付けが完全実施される平成25年度以降については、諸般の状況を勘案し、現行の枠組みによる実施が合理的かつ効果的・効率的か、次期中期目標期間終了時までには検討し、結論を得る。</p> <p>【障害者に対する職業リハビリテーション業務】 ○福祉から雇用への政策展開を踏まえた機構の役割の明確化や関係機関との連携強化を図り、利用者の機会の均等・公平の観点から、就労支援ニーズを的確に把握し、適正なサービス供給目標、成果目標等を定める。</p> <p>【障害者職業センターの設置運營業務、障害者職業能力開発校の運營業務】 ○障害者職業総合センターは、新たな職業リハビリテーション技術の開発、その成果の普及及び活用状況の把握、共有化等の更なる活用を図る。 ○広域障害者職業センター・障害者職業能力開発校は、本来の設置目的に沿った機能の発揮のための運営の改善を図る。 ○地域障害者職業センターは、関係機関とのネットワーク構築、人材育成、助言等に取り組むとともに、発達障害者等への専門的支援を始め、地域における支援機関の整備状況等を踏まえ、他の機関では支援が困難な障害者に対する職業リハビリテーションサービスの提供に重点化する。また、OA講習を廃止し、管理事務は事務処理を集約化する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所等の見直し】 ○駐在事務所(5か所)は廃止し、必要な業務は本部が実施する。 ○次期中期目標期間中に、東京本部を幕張本部に集約することを検討し、結論を得る。 ○せき髄損傷者職業センターを廃止する。</p> <p>【組織体制の整備】 ○高齢者雇用に関する給付金支給業務の実施体制を縮小する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【随意契約の見直し】 ○各都道府県の雇用開発協会等及び(社)全国重度障害者雇用事業所協会への委託業務に係る随意契約を改め、競争性のある契約形態へ移行する。</p>
福祉医療機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【福祉医療貸付事業】 ○福祉医療貸付事業については、新規融資額の削減目標について次期中期目標等に具体的に明示する。 ○福祉貸付については、貸付対象の重点化及び融資率の引下げについて次期中期目標等において明示するとともに、協調融資の速やかな拡大を図る。 ○医療貸付の対象の一層の重点化を検討し、速やかに結論を得る。</p> <p>【年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業】 ○年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業について、平成20年度から運営費交付金を廃止する。</p> <p>【承継年金住宅融資等債権管理回収業務】</p>

	<p>○承継年金住宅融資等債権管理回収業務について、平成20年度から運営費交付金を廃止する。</p> <p>【承継教育資金貸付けあっせん業務】 ○承継教育資金貸付けあっせん業務について、平成20年度から業務を休止する。</p> <p>【長寿・子育て・障害者基金事業】 ○長寿・子育て・障害者基金事業について、助成対象団体・法人の固定化を防止し、政府から出資された基金で幅広く助成配分するため、助成事業の選定に当たって、その必要性や効果を十分に吟味し、また、毎年度において重点助成分野の見直しを行う等、固定化回避の観点から採択基準を見直す。 ○各基金の運用については、最大限の助成金が確保されるよう、運用方法の見直し等により、その運用の効率化を図る。</p> <p>【福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業(WAMNET事業)】 ○福祉医療経営指導事業については、経営改善支援事業への重点化及び福祉保健医療情報サービス事業(WAMNET事業)については、システムの効率化による費用の縮減や民間委託の推進を図る。</p> <p>【心身障害者扶養保険事業】 ○繰越欠損金の速やかな解消を図るための具体的な措置を定める。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】 ○貸付業務については、福祉医療分野における着実な基盤整備の推進、国民の福祉の増進を図る観点から、福祉医療政策の動向、他の機関による政策融資の運営状況を注視しつつ、移管を含め組織の在り方を検討する。</p> <p>【組織体制の整備】 ○各業務の業務量を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを図る。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】 ○業務・システム最適化計画を踏まえ、情報システムに係る費用の削減を図る。また、各事業の申請や届出等の電子化等による効率化を図る。</p> <p>【自己収入の増大】 ○適切な受益者負担の観点から、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業に係る料金体系の見直しなど、自己収入の増加を図る。</p> <p>【保有資産の見直し】 ○戸塚宿舍、宝塚宿舍等(7件)を速やかに売却するとともに、公庫総合運動場については、平成20年10月に向け、共有法人と協議を行い、整理について検討する。</p>
国立 重度知的障害者総合施設の園	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【施設利用者の自立支援のための取組】 ○重度の知的障害者に対するモデル的支援の確立に努める。 ○次期中期目標においては、施設利用者の状況、地域における受入れ体制整備の見込み等を踏まえ、実現可能性も勘案した上で到達目標を設定する。</p> <p>【調査・研究及び情報提供、養成・研修並びに援助・助言の業務】 ○次期中期目標において、実施すべき支援内容について明確にするとともに、その成果を客観的に評価できる具体的な目標を設定する。</p>
労働政策研究	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【労働政策研究業務】 ○労働政策研究事業について、民間企業、大学等</p>

<p>研修機構</p>	<p>の政策研究機関における研究と重複するものは行わないとの観点から、研究内容を一層厳選して実施する。</p> <p>【研究者等の海外からの招へい・海外派遣業務】 ○研究者等の海外からの招へい・海外派遣事業について、労働政策研究への直接的な効果が高いものに重点化することとし、招へい・派遣数の縮減を図る。</p> <p>【労働行政担当職員研修業務】 ○労働基準監督官等の研修について、民間の一層の活用による効率化を図る。 ○労働大学校の施設の管理・運営業務を、民間競争入札の対象とする。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】 ○職員研修の強化などにより、内部統制の徹底を図る。</p>
<p>雇用・能力開発機構</p>	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【職業能力開発業務(職業訓練業務)及び関連業務】 ○職業訓練業務については、民間で実施していない訓練に特化し、PDCAサイクルにより、訓練コースの改廃等を通じた効率化を図る。</p> <p>【雇用開発業務(助成金支給業務)】 ○助成金支給業務については、予算に比して助成件数や助成金額等の実績の乏しい助成金を廃止するなど、助成金の削減・抑制を図る。</p> <p>【勤労者財産形成業務】 ○勤労者財産形成業務については、利用件数の減少等の状況を踏まえ、事業項目の廃止縮減等、財形融資制度の見直しを行うとともに組織の移管を図る。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】 ○法人形態の在り方については、雇用のセーフティネットとしての職業能力開発施設の設置・運営業務について、ものづくり分野を重点に、地域の民間では実施していないものに特化するとの観点から、その必要性について評価を行い、その結果を踏まえ、法人自体の存廃について1年を目途に検討を行う。</p> <p>【組織体制の抜本的見直し】 ○私のしごと館については、運営を包括的に民間に委託し、第三者委員会による外部評価を実施し、その結果を踏まえて、1年以内に存廃を含めその在り方について検討を行う。 ○生涯職業能力開発促進センター(アビリティガーデン)については、廃止する。 ○職業能力開発総合大学校については、今後の指導員需要に応じ、訓練科の再編、定員の削減等運営の在り方を抜本的に見直す。 ○大胆な業務の見直しを行うことにより、全体としてできる限り大幅な職員削減を行い、組織のスリム化を図る。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【雇用促進住宅の売却の加速化、随意契約の見直し等】 ○雇用促進住宅の売却については、進ちょく状況が十分でない現状が見られることから、中期目標に定められた廃止予定住宅数について、全住宅数の2分の1程度に前倒して廃止決定するとともに、売却業務を民間等に委託するなど、売却を加速化するための具体的方策を速やかに講ずる。 ○雇用促進住宅の管理運営に係る(財)雇用振興協会への委託業務については、随意契約を改め、平成20年度はブロック単位、平成21年度以</p>

	<p>降は都道府県単位ごとの競争性のある入札方式へ移行するとともに、計画修繕の廃止などを通じ、委託額の大幅な削減を図る。 ○公務員入居者の速やかな完全退去を促す。</p> <p>【保有資産の見直し】 ○機構が保有する職員宿舎については、すべて構造・耐用年数にかかわらず整理を進め、平成23年度末までに設立時と比して4割を超える施設の廃止を行う。木造(戸建て)宿舎について、最終的に原則廃止する。あわせて、宿舎を含めた資産全体の管理体制を早急に整備する。</p> <p>【職業能力開発業務における自己収入の増大】 ○自己負担の増額等の費用負担の見直しを実施する。</p>
<p>労働者健康福祉機構</p>	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【労災病院業務】 ○労災病院について、次期中期目標期間開始後、2年程度を目途に個々の病院ごとに、政策医療、地域医療事情、経営状況等を総合的に検証し、その結果を公表し、必要な措置を講ずる。 その際、近隣に国立病院がある場合は、都道府県が策定する新たな医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、個々の病院単位で労災病院と国立病院との診療連携の構築について検討を行う。 その上で、厚生労働省全体として、次期中期目標期間終了時まで、厚生労働省所管の独法が運営する病院全体を通じ、病院配置の再編を含む総合的な検討を行う。</p> <p>【医業未収金の徴収業務】 ○医業未収金の徴収業務について、すべての労災病院に係る同業務を本部において一括して民間競争入札を実施する。</p> <p>【労災疾病研究センター業務】 ○労災疾病研究センター業務について、専門医等研究スタッフの配置状況、臨床研究対象の患者数等を勘案した集約化を検討する。</p> <p>【産業保健推進センター業務】 ○産業保健推進センター業務について、管理部門等の集約化及び効率化を図る。 ○小規模事業場産業保健活動支援助成金事業については、効果的・効率的な助成方策の検討など、これまでの勧告を踏まえ、必要な措置を講ずる。</p> <p>【海外勤務健康管理センター等業務】 ○全ての業務を廃止する。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】 ○独立行政法人労働安全衛生総合研究所と統合する。</p> <p>【組織体制の整備】 ○労災リハビリテーション工学センターを廃止する。 ○海外勤務健康管理センターを廃止する。 ○労災リハビリテーション作業所は、在所者の退所先の確保を図りつつ縮小廃止する。 ○法人形態の見直し及び業務の見直しに伴い、組織の再編を行う。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】 ○繰越欠損金の解消に向けた抜本的な改革を検討し、投資の効率化、人件費の削減その他の必要な措置を講ずることにより、平成20年度に収支相償させるとともに、平成28年度までを目途に繰越欠損金を解消する。 ○(財)労働福祉共済会への委託業務については、随意契約を改め、競争性のある契約形態へ移行する。</p>

	<p>【保有資産の見直し】 ○利用予定のない労災保険会館、宿泊施設等は速やかに売却する。</p>
国立病院機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【診療事業、臨床研究事業、教育研修事業】 ○国立病院について、次期中期目標期間開始後、2年程度を目途に個々の病院ごとに、政策医療、地域医療事情、経営状況等を総合的に検証し、その結果を公表し、病床数の適正化を含め、必要な措置を講ずる。 その際、近隣に労災病院がある場合は、都道府県が策定する新たな医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、個々の病院単位で国立病院と労災病院との診療連携の構築について検討を行う。 その上で、厚生労働省全体として、次期中期目標期間終了時まで、厚生労働省所管の独法が運営する病院全体を通じ、病院配置の再編成を含む総合的な検討を行う。 ○国立病院機構におけるネットワークの再構築、診療情報データベースの早期確立及び民間を含めた利用促進を図る。</p> <p>【医業未収金の徴収業務】 ○医業未収金の徴収業務について、複数の病院の業務を適切な規模に統合した上で、民間競争入札を実施する。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【非公務員化】 ○非公務員化について、平成20年度中に結論が得られるよう、そのための所要の検証等を行う。</p> <p>【組織体制の整備】 ○常勤監事による監査機能の強化を図る。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】 ○管理会計の活用等を通じ、国立病院における政策医療の実施に必要なとされるコストの適切な把握に努める。 ○長期債務残高の存在や老朽化する病院施設・医療機器設備の更新等に要する将来の資金需要等にかんがみ、医療機器の共同利用等により投資を抑制するなど、事務事業の厳格な効率化を図る。</p> <p>【保有資産の見直し】 ○再編成により廃止した国立病院等の遊休資産について、売却、貸付等による有効活用に努める。</p>
医薬品医療機器総合機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【新医薬品審査】 ○ドラッグ・ラグ2.5年を平成23年度に解消するとの目標に向け、審査の迅速化・質の向上に係る年度別の達成目標及び工程表(アクション・プラン)を作成し、毎年度その進捗状況について評価・検証等を行い、達成状況を踏まえて必要な見直しを行う。 ○アクション・プランについては、次期中期目標期間中に到来するドラッグ・ラグ解消の目標年度終了後、速やかにその成果の検証を行う。</p> <p>【新医療機器審査】 ○デバイス・ラグの現状把握、原因分析を行うとともに、その結果を踏まえ、審査プロセスの標準化、マネジメントの強化及び業務の効率化等の必要な措置を講じ、審査の迅速化を図る。</p> <p>【安全対策業務】 ○医薬品や医療機器の安全性に係る情報の迅速かつタイムリーな収集・分析・提供等の安全対策業務については、一層の効率的かつ着実な実施を図るため、次期中期目標等において、各事業の成果をより的確に把握できる指標を設定する。</p>

	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】 ○次期中期目標期間中に、本部事務所移転の適否を含めた検討を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】 ○各業務について、職員数の変動を踏まえた、効果的かつ効率的な業務運営を徹底する。</p>
医薬基盤研究所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【研究開発振興事業】 ○実用化研究支援事業については、欠損金を生じさせないよう、事業手法の変更等について検討を行う。</p> <p>【基盤的技術研究・生物資源研究】 ○民間団体、大学、地方公共団体、他府省等の研究機関の研究開発との重複について、より厳格にチェックを行う等必要な措置を講ずる。</p> <p>【承継事業】 ○多額の繰越欠損金を抱えている承継事業の速やかな整理に向け、出資者とも協議しつつ、必要に応じ、出資先の解散整理、特許権の売却その他の所要の措置を講ずる。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】 ○健康・栄養・食生活に関する研究との連携を図る観点から、独立行政法人国立健康・栄養研究所と統合する。 ○民間団体、大学、地方公共団体、他府省等の研究機関における研究の状況を総合的に勘案し、医薬基盤研究所の研究プロジェクト組織などに関し、国が真に担う必要性につき精査し、検討する。</p> <p>【組織体制の整備】 ○プロジェクト研究員、協力研究員の一層の活用により、人件費の抑制を図る。 ○常勤監事による監査機能の強化を図る。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】 ○給与や経理業務など間接部門の業務の民間委託について検討する。 ○研究費不正防止に関する規程等を整備する。</p>
年金・健康保険福祉施設整理機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【年金福祉施設等に係る業務】 ○年金福祉施設等の譲渡・廃止を加速化するとともに、年金福祉施設等の解体経費等の縮減などにより、早期に国庫納付額の増加を図る。</p> <p>【厚生年金病院・社会保険病院の取扱い】 ○厚生年金病院・社会保険病院に係る整理合理化計画の策定が、当初の見込み又は事務的に必要な時期から大幅に遅れ、現段階でも未だ十分な検討や実態把握が完了していない現状を踏まえ、厚生労働省は、速やかに整理合理化計画の策定を図るとともに、平成22年9月までの法人存続期限となっている年金・健康保険福祉施設整理機構においては、今後の国からの現物出資に係る早期の計画的整理の完了に向けた所要の準備を推進する。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】 ○業務量を踏まえつつ、組織体制及び人員配置の見直しを図る。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】 ○外部の有識者等で構成される委員会の一層の活用を図り、年金福祉施設等の譲渡・廃止の加速化を促す。</p>

年金積立金管理運用独立行政法人	事務及び事業の見直し
	【年金積立金の管理・運用業務】 ○年金積立金の管理運用は、年金制度の長期的・安定的な運営に資する、重い責任を負った業務であることにかんがみ、株式及び債券の自主運用等におけるリスク分散など、運用委員会の専門性を十分に活用しつつ適切な管理運用を推進するとともに、広報活動を通じて事業成果に対する説明責任の所在の明確化を一層推進する。
	組織の見直し
	【組織体制の整備】 ○常勤監事等による監査機能の強化を図る。
	運営の効率化及び自律化
【業務運営体制の整備】 ○資産管理機関の見直しによる経費削減等の取組を通じ、年金積立金の管理運用業務の一層の効率化を図る。 ○職員の研修、利益相反管理の強化等により、更なる内部統制の徹底を図る。	
【保有資産の見直し】 ○日野宿舍等(2件)の存廃について検討し、事務所移転時を目的に、結論を得る。	

【農林水産省】

農林水産消費安全技術センター	事務及び事業の見直し
	【食品等関係事業】 ○平成21年2月28日限りで、生糸のJAS規格による格付業務を廃止する。 ○内閣府において、「消費者・生活者の視点に立った行政への転換を進めていく中で、国民生活センターが、消費者問題全体に取り組む中心的な存在となるよう、今後の在り方について、国民生活審議会の意見も聞きつつ検討し、平成19年度内に結論を得る。」としていることから、この検討に合わせて農林水産消費安全技術センターと国民生活センターとの情報共有等、具体的な連携の在り方について検討し、平成19年度内に結論を得る。
	組織の見直し
	【非公務員化】 ○現中期目標期間終了時に改めて検討対象とする。
	【支部・事業所等の見直し】 ○平成22年度末までに札幌センター小樽事務所を廃止する。 ○神戸センター大阪事務所及び岡山事務所を平成20年度末に廃止し、神戸センターに統合する。
運営の効率化及び自律化	
【保有資産の見直し】 ○平成21年度の新神戸センターへの移転に合わせて、平成20年度に現神戸センターを売却する。	
種苗管理センター	事務及び事業の見直し
	【農作物の種苗の検査】 ○種苗業者が災害対策用に保管する園芸種子の検査業務を廃止する。
	【ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布】 ○ばれいしょ原原種生産の部分的な民間移行を検討する。
	組織の見直し
	【法人形態の見直し】 ○先端研究分野で共通する農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これらの先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用とを結び付けるため、これらの研究所と種苗管理センターとを一体化し統合する(平成23年4

	月)。 【支部・事業所等の見直し】 ○金谷農場及び知覧農場を廃止し、西日本農場に再編・統合する。 【組織体制の整備】 ○八岳農場のばれいしょ原原種生産配布業務の廃止に伴い用地を返還する。
	運営の効率化及び自律化
	【自己収入の増大】 ○配布後に余剰となったばれいしょ原原種及び規格外品についても、種いも等として販売し自己収入をあげるることについて、関係機関と協議する。
	【業務運営体制の整備】 ○コンプライアンス委員会を設置する。
	家畜改良センター
家畜改良センター	【家畜の改良増殖】 ○実験用ウサギの種畜供給業務を廃止する。 ○みつばちに係る業務を廃止する。
	【民間競争入札の適用】 ○中央畜産研修施設の管理・運営業務について、平成21年度より民間競争入札を導入する。
	運営の効率化及び自律化
	【業務運営体制の整備】 ○コンプライアンス委員会を設置する。
	水産大学校
水産大学校	【水産に関する学理及び技術の教授及び研究】 ○設置目的に沿った重点化等による講座数の削減等を平成21年度以降に実施する。
	組織の見直し
	【組織体制の整備】 ○平成20年度から水産情報経営学科を水産流通経営学科に改組する。
	運営の効率化及び自律化
	【業務運営体制の整備】 ○競争入札等推進委員会を設置する。
農業・食品産業技術総合研究機構	事務及び事業の見直し
	【農業・食品産業技術研究等業務(試験及び研究並びに調査)、農業機械化促進業務】 ○農林水産省が地域ごとに設置する地域研究・普及連絡会議に参画し、研究課題設定において都道府県、大学、民間企業などとの役割分担を徹底する。 ○民間企業等における研究動向や研究成果の受益見込み等を踏まえ、独法が取り組むべき研究課題の重点化に向けた点検を平成20年度中に実施する。 ○育種技術や資源等を活用した実用的な品種開発のうち、民間での取組が効果的なものについては、民間育種を支援する観点から企業との連携を強化する。
	【特例業務(株式の処分、債権の管理及び回収)】 ○平成27年度までに業務を廃止する。
	組織の見直し
	【組織体制の整備】 ○民間との連携強化を図るため、対外的な研究・情報交流の場の提供、産学官連携コーディネーターの設置等、民間との共同研究の促進の条件整備を行う。
運営の効率化及び自律化	
【保有資産の見直し】 ○畜産草地研究所の研究員宿舍 ①研修生の受入れや外部研究者等の長期間の招へいにより、利用率の向上を図る。 ○農業者大学校 ①本校本館用地について、平成21年3月に本部所在地への移転完了後、速やかに売却する。	

	<p>②本校体育館用地について、平成19年度内に売却する。</p> <p>③零石拠点について、平成20年3月に廃止後、速やかに売却する。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○知的財産権について実施(利用)料率を見直す。</p>
農業生物資源研究所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【生物資源の農業上の開発・利用に関する技術上の基礎的な調査・研究】</p> <p>○他の研究開発型の独立行政法人、大学、都道府県及び民間との役割分担を図りつつ、生物資源のゲノム研究を加速し、その成果を新たな生物産業の創出に向けた方向で、研究課題の重点化に向けた点検を平成20年度中に実施する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○先端研究分野で共通する農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これらの先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用とを結び付けるため、これらの研究所と種苗管理センターとを一体化し統合する(平成23年4月)。</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○松本研究拠点、岡谷研究拠点の事務・事業をつくばに再編統合するとともに、松本地区は平成20年度末、岡谷地区は平成22年度末に廃止する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○寄宿舎について、共同研究の更なる推進、指導者の招へいにより利用率の向上を図る。</p> <p>○庁舎等(松本地区)を平成20年度以降に売却する。</p> <p>○共同実験室等(岡谷地区)を平成22年度末に原状回復の上、借地を返却する。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○民間との共同研究による知的財産権の取得を促進するとともに、特許権等の譲渡・許諾料率の見直し、ジーンバンク事業の配布価格の見直しを実施する。</p>
	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査研究】</p> <p>○他の研究開発型の独立行政法人、大学、都道府県及び民間との役割分担を図りつつ、農業生産環境の安全性を確保するための研究課題の重点化に向けた点検を平成20年度中に実施する。</p>
農業環境技術研究所	<p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○先端研究分野で共通する農業生物資源研究所と農業環境技術研究所を統合するとともに、これらの先端研究と種苗に関する知的財産の保護・活用とを結び付けるため、これらの研究所と種苗管理センターとを一体化し統合する(平成23年4月)。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○土地や建物の利用計画のない期間において、外部に貸し付けることが可能となるよう規程を整備し、財産貸付収入の増加を図る。</p> <p>○知的財産権の積極的な利活用を図るとともに、共同研究で外部資金を受け入れることができるよう規程を改正する(平成20年度施行)。</p>
	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【緑資源機構からの事業の承継】</p> <p>○緑資源機構の海外農業開発関連業務を国際農林水産業研究センターの設置目的の範囲内で</p>
国際農林水産業研	

研究センター	<p>承継する。</p> <p>【開発途上地域の農林水産業に関する技術上の試験研究】</p> <p>○海外における研究動向や研究成果の受益見込み等を踏まえ、他の研究開発型の独立行政法人、大学との役割分担を図りつつ、研究課題の重点化に向けた点検を平成20年度中に実施する。</p> <p>○中国現地調整業務を廃止する。</p> <p>○南米現地調整業務を廃止し、情報収集等業務を民間委託する。</p> <p>○東南アジア現地調整業務の合理化を図り、賃金等を削減する。</p> <p>【民間委託の推進】</p> <p>○研究成果の広報を国民に分かりやすく、かつ、効率的に実施するために、広報誌の編集等を外部委託する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○平成22年度までに、事業用車13台中8台を削減する。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○自己収入の増大を図るため、刊行物の有料化を図る。</p>
	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【緑資源機構からの事業の承継】</p> <p>○緑資源機構の水源地造成事業、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業、緑資源幹線林道に係る債権債務管理及び保全管理業務を承継する。</p> <p>【研究の推進】</p> <p>○林業研究開発推進ブロック会議等を通じて、都道府県、大学、民間企業などの関係機関との連携を推進するとともに、課題設定においても役割分担を徹底する。</p> <p>○平成20年度に研究課題の重点化に向けた点検を実施する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の見直し】</p> <p>○全国93か所に設置している試験林の3割減及び全国4か所に設置している増殖保存園の要員配置についての見直しを前倒しで実施する。</p>
森林総合研究所	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○コンプライアンス委員会を設置する。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○出版物について対価徴収を行う。</p>
	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【水産に関する技術の向上に寄与するための総合的な試験及び研究等】</p> <p>○水産業関係研究開発推進ブロック会議等を通じて、都道府県、大学、民間企業などの関係機関との連携を推進するとともに、課題設定においても役割分担を徹底する。</p> <p>○平成20年度に研究課題の重点化に向けた点検を実施する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○平成20年度以降の調査船の全体運航計画を見直し、平成19年度中に調査船1隻を縮減する。</p>
水産総合研究センター	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○外部アドバイス制の導入や船員による点検・修理の実施によりドック費用を削減する。</p> <p>○通信回線契約の見直しにより経費削減を図る。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○各種利用料の見直しを行う。</p>

農畜産業振興機構	事務及び事業の見直し
	【畜産関係業務】 ○事業実施主体の公募方式を導入する。 ○保有資金について、これまでの支出実績等を踏まえ、国からの交付金を極力抑制し、保有資金の規模拡大を抑制する。 【野菜関係業務】 ○重要野菜等緊急需給調整事業及び指定野菜価格安定対策事業について、農畜産業振興機構への機能・実施体制の集約を行う。 【蚕糸関係業務】 ○現行の中期目標期間の終了時に、廃止する。 【糖価調整業務】 ○国産てん菜糖に対する交付金の交付対象数量に上限を設定する。 【情報収集提供業務】 ○調査テーマの重点化や情報収集提供を行う組織体制の再編等により、業務の徹底した効率化を図る。
	組織の見直し
	【支部・事業所等の見直し】 ○東京、千葉、横浜、名古屋、大阪、岡山、福岡、宮崎の各事務所等を廃止する。また、札幌、鹿児島、那覇の各事務所については、次期中期目標期間中に、その業務実績等を踏まえ、その在り方について検討し、必要に応じ見直しを行う。
	運営の効率化及び自律化 【業務運営体制の整備】 ○コンプライアンス委員会を設置する。
農業者年金基金	事務及び事業の見直し
	【農業者年金事業】 ○委託業務 ①特別相談活動事業を廃止する。 ②個々の委託先における業務の実施状況や効果の検証を行った上で、それぞれの委託費を、業務実態等を踏まえた適正な額とし、委託費全体の削減を図る。 ③制度普及活動については、経済性・有効性を高める観点から、効果の高い活動事例を活用した普及活動を積極的に推進すること等により重点化し、メリハリの効いた効率的な普及活動を実現する。
	組織の見直し
	【支部・事業所等の見直し】 ○北海道(札幌市)と九州(熊本市)にある地方連絡事務所を平成22年度までに廃止する。
	運営の効率化及び自律化 【業務運営体制の整備】 ○コンプライアンス委員会を設置する。 ○契約審査委員会を設置する。 【保有資産の見直し】 ○柏職員宿舎については、平成20年度乃至平成21年度に売却する。
農林漁業信用基金	事務及び事業の見直し
	【林業寄託業務】 ○平成20年度から施業転換資金部分を廃止し、貸付枠を38億円から20億円以下に縮減する。 ○寄託原資の調達について、後年度負担・政府保証を抑制する観点から、平成20年度より民間からの長期借入方式から政府の出資方式へ段階的に移行する。 【農業信用保険業務】 ○平成20年度から保険料率の見直しを実施する。 【漁業信用保険業務】 ○平成20年度から保険料率の見直しを実施する。 【林業信用保証業務】 ○平成20年度から100%保証の対象をより政策性の
	組織の見直し
	【法人形態の見直し】 ○平成19年度限りで法人を廃止する。 【組織体制の整備】 ○経過措置期間に限り森林総合研究所に承継する地方事務所については、各事業の廃止時のスケジュールに合わせ、必要最小限の実施体制へ再編する。
	運営の効率化及び自律化 【保有資産の見直し】 ○奈良水源林整備事務所は、現在の場所に立地

緑資源機構	高いものに限定し、部分保証の対象を拡大する。 【漁業信用保険業務】 ○平成20年度から経営安定資金に部分保証(80%)を導入する。 【農業・漁業災害補償関係業務】 ○共済団体等に対する貸付けについて、民間による融資を促すための積極的な情報開示を行うとともに、民間融資の活用及びセーフティーネットとしての法人の役割について周知・指導を行う。
	組織の見直し
	【組織体制の整備】 ○平成20年度末までに検討することとされている国の農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計の統合の検討状況を踏まえ、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る両部署を統合する。
	運営の効率化及び自律化 【業務運営体制の整備】 ○契約審査委員会を設置する。 ○コンプライアンス委員会を設置する。 【保有資産の見直し】 ○職員用宿舎について、平成19年度末までに、他の独立行政法人や国との共同利用について検討する。
	事務及び事業の見直し
緑資源機構	【緑資源幹線林道事業】 ○独立行政法人の事業としては廃止する。 【水源林造成事業】 ○費用便益分析の方法の在り方について抜本的に検討するとともに、水源林造成事業が国有林野事業の一部を移管する独立行政法人に承継される予定の平成22年4月の前までに、事業の在り方がより適切なものとなるよう抜本的に見直す。 ○具体的には、事業効果に関する知見の蓄積を図りつつ、その結果を踏まえ、費用便益分析を含む評価手法について見直しを検討するほか、今後の新規契約については、公益的機能を高度に発揮させる観点から、事業のリモデルを行い、契約内容・施業方法を抜本的に見直すこととし、設法が予定されている国有林野事業の一部を移管する独立行政法人へ本事業が継承されるまでの間に、検証を行いつつ、その検証結果に基づき、同独立行政法人においてその本格的な導入を行う等の措置を講じる。 【特定中山間保全整備事業】 ○現在実施中の区域の事業完了をもって廃止する。 【農用地総合整備事業】 ○現在実施中の区域の事業完了をもって廃止する。 【海外農業開発事業】 ○独立行政法人国際農林水産業研究センターにおいて、現在実施中の事業終了により、開発途上にある海外の地域における農業に関する試験・研究等の業務の中に再編・統合する。
	組織の見直し
	【法人形態の見直し】 ○平成19年度限りで法人を廃止する。 【組織体制の整備】 ○経過措置期間に限り森林総合研究所に承継する地方事務所については、各事業の廃止時のスケジュールに合わせ、必要最小限の実施体制へ再編する。
	運営の効率化及び自律化 【保有資産の見直し】 ○奈良水源林整備事務所は、現在の場所に立地

	<p>する必要性等、建物の老朽化をも考慮しつつ検討する。</p> <p>○宮ノ森分室は、平成20年度内に売却する。</p> <p>○宿舍のうち、成城ほか5件については現在の場所に保有する利便性、必要性等も含め検討を行い、職員宿舍第1号(杉並区)ほか7件については事業の縮小に伴い処分の検討を行い、職員宿舍第1号(札幌市)ほか1件については平成19年度内に売却し、熊本ほか1件については平成20年度内に売却する。</p> <p>○いずみ倉庫については、借り上げとの費用対効果を含め検討する。</p>
--	--

保険	<p>○経済協力開発機構の加盟国への輸出に係る短期の貿易保険その他の貿易保険への民間事業者の参入の一層の促進を図る。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○経営の自由度と効率性を高めるため、全額政府出資の特殊会社に移行する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【随意契約の見直し】</p> <p>○関連公益法人である(財)貿易保険機構への委託業務について、業務の内容を抜本的に見直した上で、随意契約での委託を改め、一般競争入札により実施する。</p>

【経済産業省】

経済産業研究所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【調査研究業務】</p> <p>○政策担当者が参加した学術的な研究や当該担当者の政策立案能力向上に寄与する研究といった他の研究機関と比べて優位性を有する研究に重点化する。</p> <p>○統計データシステムRIETI経済情報システムについて、情報技術の活用等により一般からも情報が入手できるようになりつつあることもかんがみ、平成19年度中に廃止する。</p> <p>○データベースのシステム運營業務及び中国語ホームページの維持管理業務について、民間競争入札を実施する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○計量分析・データ室を廃止する。</p> <p>○他の研究機関との共同で効率的に研究を行うための体制を整備する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○大学等外部との共同研究等による外部資金の活用、研究プロジェクトの厳選、成果進行基準による予算執行による研究コストの節減、合理化を図る。</p> <p>○競争的資金の獲得や書籍の販売強化等による自己収入の拡大を図る。</p>
工業所有権情報・研修館	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【工業所有権情報関連業務】</p> <p>○特許庁で構築中の新業務システムの運用開始(平成22年度及び平成25年度予定)に合わせ、電子出願ソフト開発事業及び公報システム開発事業を廃止するとともに、整理標準化事業を段階的に廃止する。</p> <p>【工業所有権情報流通業務】</p> <p>○平成20年度末に地域特許流通啓発事業及び特許流通人材育成事業(実務編)を廃止する。</p> <p>【人材育成業務】</p> <p>○民間事業者向け研修業務の一部について、民間競争入札を実施する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○地方閲覧室については、都道府県の知的所有権センターとの重複状況や特許電子図書館の普及を踏まえ適宜縮小するとともに、平成22年度末までに廃止する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○平成20年度以降、地方自治体職員、独立行政法人職員等を対象とした知的財産権研修及び知的財産権政策研修を有料化する。</p>
日本貿易	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【貿易保険業務】</p>

産業技術総合研究所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【使命(ミッション)の明確化】</p> <p>○科学技術政策において産業技術総合研究所に担わせるべきものを明らかにすることにより、産業技術総合研究所として必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。</p> <p>【国民の広汎な意見の反映】</p> <p>○科学技術と一般社会を繋ぐサイエンスカフェや出前講座等の対話型活動の強化を行い、国民の広範な意見を研究活動に取り入れる。</p> <p>【中小企業人材育成事業】</p> <p>○平成19年度限りで廃止する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○秋葉原サイトについて、同サイトで現在実施している関連プロジェクトが終了した際、廃止することを原則とし、第2期中期計画が終了する平成21年度末までに事業の見直しを行う。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○関西センター大阪扇町サイトは平成20年度、中国センターは平成21年度、直方サイトは平成19年度に売却の方向で検討する。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○受託事業や資金提供型共同研究の積極的な獲得、IPインテグレーション等の特許実施料を拡大させる取組により自己収入を増大させる。</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○危険物病原体等の管理を適切に実施するため、コンプライアンスを徹底させるための体制整備を実施する。</p> <p>○新たに研究テーマデータベースを構築し、研究テーマに関する情報の一元管理の整備を構築する。</p> <p>○研究開発独法にふさわしい管理会計の在り方を検討し、研究所の自律的な運営や効率化等に資する財務会計情報の充実を図る。</p>
製品評価技術基盤機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【生活安全分野】</p> <p>○内閣府において、「消費者・生活者の視点に立った行政への転換を進めていく中で、国民生活センターが、消費者問題全体に取り組む中心的な存在となるよう、今後の在り方について、国民生活審議会の意見も聞きつつ検討し、平成19年度内に結論を得る。」としていることから、この検討に合わせて製品評価技術基盤機構と国民生活センターとの情報共有等、具体的な連携の在り方について検討し、平成19年度内に結論を得る。</p> <p>【化学物質安全管理分野】</p> <p>○化学物質総合管理情報データベースの更新に必要なデータのうち、外部の公開情報の収集作</p>

	<p>業について、今中期期間中に外部委託を実施する。</p> <p>【計量・標準分野】</p> <p>○外部委託を実施していない分野の技能試験について、自らの費用負担において外部事業者の能力向上に最大限努め、その成果が確認でき次第、外部委託を実施する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【非公務員化】</p> <p>○現中期目標期間終了時に改めて検討対象とする。</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○限られた資源で最大の効果を発揮させる観点から、各地方支所の設置目的と果たすべき機能、役割、近隣支所との業務分担の在り方等を随時検証し、その検証結果に基づき所要の見直しを行うものとする。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の見直し】</p> <p>○累次の消費生活用製品安全法の改正等による業務量の増大について、事故調査員制度の積極的活用等により対応する。</p> <p>○製品事故の原因究明能力の一層の向上等を図るため、機構が保有する多様かつ高度な技術的知見、人材、設備等の一体的な活用を更に進める。このため、各部門間の連携、機動的な人員配置等をより強化する。</p>
新エネルギー・産業技術総合開発機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【研究開発業務】</p> <p>○次期中期目標期間中に業務の枠組みを含めた事業の再編整理、研究テーマの重点化等を行い、必要な実施体制の見直しを行う。</p> <p>○企画型の研究開発事業の立案及びテーマ公募型研究開発事業の案件採択時において、費用対効果分析の実施を徹底するよう努める。</p> <p>【基盤技術研究促進事業】</p> <p>○次期中期目標期間中に事業の廃止を含めた検討を行うとともに、研究委託先等への現地調査の励行や必要に応じ売上げ等の納付態勢の実施の取組により資金回収の徹底を図る。</p> <p>【産業技術フェローシップ事業】</p> <p>○フェローシップ終了者の追跡調査等により事業成果を的確に把握し、事業目的に即した成果が得られているか検証するとともに、当該結果を公表する。</p> <p>【新エネルギー・省エネルギー導入普及業務】</p> <p>○すべての事業メニューについて、次期中期目標期間中に継続の必要性や事業成果について検証し、必要性や成果が乏しいメニューを廃止するとともに、継続実施する事業メニュー及び新たに実施する事業メニューについて、必ず終期を設定する。</p> <p>【京都メカニズムクレジット取得関連業務】</p> <p>○計画的にクレジットを取得するとともに、国の財政支出の効率化の観点から、取得に係る予算総額の低減を含めた、効率的かつ着実なクレジットの取得に努める。</p> <p>○毎年度のクレジット取得量及び取得コストの実績について排出権の市場動向等を踏まえた検証及び評価を受けるとともに、できる限り速やかに公表する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○事務事業の見直し、石炭経過業務の縮小、内部管理部門と事業実施部門の連携推進、各種申請の電子化の拡大等を踏まえ、数値目標を設定し組織体制の合理化を図る。</p>

	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○鳥飼敷地、福岡地行敷地、祖師谷宿舎、桜新町倉庫は、平成22年度を目途に、太宰府敷地、筑紫野敷地、研究施設については次期中期目標期間中に売却等を行う。</p> <p>○白金台研修センターについて、平成22年度末までに周辺地価の状況、代替施設の確保状況、周辺住民の理解及び協力等を踏まえつつ売却の可能性及び時期を含め検討し結論を得る。</p>
日本貿易振興機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【対日投資拡大業務】</p> <p>○地域経済活性化に資する案件を除き、原則として初期投資額が3,000万円超の経済波及効果の大きな案件に重点化する。</p> <p>○外資系企業意識調査事業、Invest Japanニュースレター事業について、廃止する。対日投資ハンドブック発行事業について、民営化する。外国企業誘致担当者育成事業について、官民競争入札等を導入する。</p> <p>【我が国中小企業等の国際ビジネス支援業務】</p> <p>○見本市・イベント研究会開催事業について、廃止する。国際インターンシップ支援事業について、民営化する。見本市・展示会情報総合ウェブサイトの管理・運営業務について、官民競争入札等を導入する。</p> <p>【開発途上国との貿易拡大業務】</p> <p>○ASEAN・インド物流円滑化支援事業について、廃止する。環境関連ミッション受入事業について、官民競争入札等を導入する。</p> <p>【調査・研究等業務】</p> <p>○日米中経済ワークショップ開催事業、見本市情報誌発行事業及び貿易アドバイザー試験事業について、廃止する。ビジネス日本語能力テスト事業について、民営化する。ビジネスライブラリー及びアジア経済研究所図書館の運営業務について、官民競争入札を導入する。</p> <p>○アジア経済研究所の研究をアジア地域等の貿易の拡大と経済協力の促進に資するための政策提言、政策提言のための分析、分析を支える基礎的・総合的研究に特化し、研究対象分野を「開発途上国の持続的発展に関する研究」に重点化する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○国内事務所について、原則3名から2名体制とし、うち1名は地方負担とする。</p> <p>○海外事務所の見直しについては、スクラップアンドビルドを原則とする。</p> <p>○国際観光振興機構等の海外事務所との業務連携を強化する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○FAZ支援センター(大阪りんくう)について、平成22年度内に売却する。</p> <p>○職員宿舎について、平成22年度までに集約化を行う。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○自治体や企業・業界団体等からの受託事業を拡大するとともに、有料サービスメニューの拡大により国以外からの収入を拡大し、国への財政依存度を低減させる。</p>
原子力安全基盤機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【燃料及び炉心安全性確認試験】</p> <p>○国内加工MOX燃料特性試験を平成20年度から廃止する。</p> <p>【核燃料施設検査技術等整備事業】</p>

	<p>○再処理施設におけるリスク評価手順整備のためのPSAの予備解析数を平成20年度から縮小する。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○事業の重点化と効率化を図るため、当該法人に係る重点課題等に対する第三者の意見等を聴取し、その結果を踏まえ、平成20年度に大幅な組織再編を行うこととする。</p> <p>○新検査制度等による業務量の増加等に対しては、効率的な人員の運用(配置)により対応するものとする。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【情報公開】</p> <p>○寄せられた意見・問い合わせを担当部署に迅速に回し、速やかに対応を検討するとともに、必要に応じ差し出し者に対し速やかにかつ的確に回答する。</p> <p>【業務運営体制の見直し】</p> <p>○現在の各種研修制度の充実強化に努めるとともに、新規卒卒者・ポスドク等の採用の強化を図る。</p>
情報処理推進機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【ソフトウェア開発業務】</p> <p>○オープンソースソフトウェア活用基盤整備事業、中小ITベンチャー支援事業、未踏ソフトウェア創造事業につき、平成19年度で廃止するものとする。</p> <p>○中小企業経営革新ベンチャー支援事業は、平成21年度で終了するものとする。</p> <p>○オープンソフトウェア利用促進事業は、平成22年度で終了するものとする。</p> <p>【情報処理技術者試験業務】</p> <p>○情報処理技術者試験の試験会場の確保・試験運営業務について、次期中期目標期間中に全支部で民間競争入札を実施する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○民間競争入札の結果を踏まえ、問題がない場合には、次期中期目標期間中に支部を全廃するものとする。</p>
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【国家備蓄基地管理業務】</p> <p>○国家備蓄基地操業委託契約については、平成22年度までに少なくとも1カ所、次期中期目標期間中にすべての備蓄基地について、一般競争入札(公募に応募した者を対象に総合評価落札方式を行う場合を含む)を導入することを検討する。入札に際しては、それぞれの備蓄基地を受託管理している現行の操業サービス会社以外の事業者も参加が可能となるよう、入札参加資格要件を必要最小限のものとする。また、透明性・公正性が確保されるよう法令遵守体制を整備する。</p> <p>【鉱害防止対策業務】</p> <p>○旧松尾鉱山新中和処理施設の運転管理については、平成20年度までに一般競争入札等を導入するものとする。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の売却】</p> <p>○箱根研修施設については、平成22年度までに売却するものとする。</p> <p>○旧松尾鉱山新中和処理施設の運営管理業務に係る倉庫については、平成22年度を目途に売却等処分の方で交渉するものとする。</p>

	<p>○職員宿舎については、現在実施している処分手続きを早期に進め、平成20年度までに売却、買い換えを完了する。</p>
中小企業基盤整備機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【経営相談・助言事業及びハンズオン支援事業】</p> <p>○都道府県等中小企業支援センター等の地域の中小企業支援機関(以下「地域支援機関」という)の支援や地方が行うことができない全国レベルのモデル事業など真に必要な事業に係るものに役割を特化する。</p> <p>【ビジネスマッチング事業】</p> <p>○地域支援機関や民間機関と連携し、地方が行うことができない全国レベルのマッチングの機会の提供など真に必要なものに特化する。</p> <p>【インキュベーション施設の整備事業】</p> <p>○地域支援機関等による整備が困難なインキュベーション施設に限り、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律及び中心市街地の活性化に関する法律に基づき整備する。</p> <p>【中小企業大学の研修事業】</p> <p>○次期中期目標期間中に大学各校の企業向け研修について、官民競争入札等を導入する。</p> <p>【戦略的基盤技術高度化支援事業】</p> <p>○平成20年度を最終年度とする現在実施中の研究開発が完了することをもって、当該法人からの研究開発委託を廃止する。</p> <p>【小規模企業共済事業】</p> <p>○次期中期目標期間中に繰越欠損金を解消する削減計画を作成する。</p> <p>【中小企業倒産防止共済事業】</p> <p>○目標を設定し、貸付債権の回収率の向上を図るものとする。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○次期中期目標期間中に合理化を図り、組織及び人員の合理化目標を次期中期計画に盛り込む。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○職員宿舎について、平成19年度中に廃止・集約化に係る計画を策定の上、次期中期目標期間中に売却することを検討する。</p> <p>○試作開発型事業促進施設について、経過業務期間終了後の売却に向け施設を購入する者が具備すべき条件等の具体的な検討を行う。</p> <p>○インキュベーション施設について、社会経済環境の変化に応じて処分の必要性も含め検討する。</p> <p>○工業用水道施設について、早期移管に向け、交渉を行う。</p> <p>○虎ノ門事務所について、賃借面積の縮小を含む見直しにより、賃借料の削減に努める。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○中小企業等の負担に配慮しつつ、各種研修の受講料、専門家の派遣料について適切な受益者負担に向けて見直しに努めるとともに、インキュベーション施設等の賃貸料等について収支均衡に向けた見直しを行うなどにより、自己収入の確保を図る。</p>

【国土交通省】

土木研究所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【研究開発の重点化・役割分担の明確化】</p> <p>○土木研究所として必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。</p>
-------	--

	<p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○中期計画達成状況を平成22年度までに明らかにした上で、別海実験場及び湧別実験場を廃止する。</p> <p>○平成21年度に朝霧環境材料観測施設について、敷地利用の集約化を図った上で、一部廃止する。</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○平成21年度までに既存の研究組織を統廃合し、既設構造物の適切な維持管理など新たな社会的ニーズに応じた研究組織を設置する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○競争的資金の獲得のため、応募に際しての指導・助言体制の強化等の取組により、自己収入の増大を図る。</p> <p>○特許権等の知的財産の利用環境の整備等による特許料収入等の確保や保有する施設の外部機関への貸付け等の取組により、自己収入の増大を図る。</p>
建築研究所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【研究開発の重点化・役割分担の明確化】</p> <p>○建築研究所として必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。</p> <p>○第2期中期計画期間の中間年度(平成20年度)に、社会的要請を再検討し、重点的研究開発課題を見直す。</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○研究者の資質の向上を図るため、研究者の業績を評価するシステムについて、平成19年度中に、評価システムの運用上の課題整理を行い、平成20年度から導入する。</p> <p>【民間委託の推進】</p> <p>○平成21年度に車両運転管理業務について競争入札により外部委託する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○平成20年度までに、屋外火災実験場観測制御室を廃止する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○事務運営の効率化を図るため、平成19年度中に、決裁の電子化の導入に関する運用上の課題整理を行い、平成20年度に簡易な決裁について電子決裁に移行する。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○競争的資金の獲得のため、応募に際しての指導・助言体制の強化等の取組により、自己収入の増大を図る。</p> <p>○特許等の出願を奨励し、積極的に技術指導を実施することや実験施設の貸出し等による取組により自己収入の増大を図る。</p>
交通安全環境研究所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【研究開発の重点化・役割分担の明確化】</p> <p>○4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)の統合により新たに設立される独立行政法人は、我が国の交通分野の研究開発を担う中核機関として、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。</p> <p>○統合に合わせて、自動車審査・リコール関係業務を、車検業務を実施する自動車検査独立行政法人に移管する。</p>
	<p>組織の見直し</p>

	<p>【法人形態の見直し】</p> <p>○交通分野の4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)について、1法人に統合する。なお、自動車審査・リコール関係部署は、交通分野4研究機関の統合に合わせて、車検業務を実施する自動車検査独立行政法人に移管する。</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○以下の研究施設については、当該施設を利用した研究調査が終了していることから、平成21年度までに廃止する。</p> <p>①照明実験施設</p> <p>②写真解析施設</p> <p>○以下の研究設備については、利用頻度が低下していることから、廃止することとし、その廃止時期・方法について平成20年度中に結論を得る。</p> <p>①重連車両模擬試験設備</p> <p>②慣性モーメント測定設備</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○所内フォーラムの実施や審査担当者に対する所内資格認定制度の活用により、職員に対する指導、研修の一層の充実・強化を図る。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○共同研究・受託研究の増加、知財収入の増加、競争的資金の獲得等により自己収入の増大を図る。</p>
海上技術安全研究所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【研究開発の重点化・役割分担の明確化】</p> <p>○4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)の統合により新たに設立される独立行政法人は、我が国の交通分野の研究開発を担う中核機関として、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。</p> <p>【船舶に係る技術に関する研究開発】</p> <p>○要素技術が確立しており、海上技術安全研究所の役割は終了していることから、以下の研究については、平成19年度で廃止する。</p> <p>①新材料研究開発の研究</p> <p>②CO2深海貯留研究</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○交通分野の4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)について、1法人に統合する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○知財専門家の活用により、業界の潜在的なニーズ調査を踏まえ、現有知財の有効活用の検討など戦略的な知財の登録・活用や休眠知財の掘り起こしを実施する。</p> <p>○船舶の設計・開発に活用でき、省エネルギーの観点から最適な船体構造等計算プログラムなどの販売により知財収入の増加を図る。</p> <p>○民間からの委託研究の受託に積極的に取り組むことにより自己収入の増大を図る。</p>
港湾空港技術研究所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【研究開発の重点化・役割分担の明確化】</p> <p>○4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)の統合により新たに設立される独立行政法人は、我が国の交通分野の研究開発を担う中核機関として、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。</p>

	<p>○平成21年度までに外部評価委員会の意見を踏まえつつ、重点化すべき研究等について見直しを行うとともに、平成22年度末までに津波防災対策や国際基準の策定等の国際貢献に資する研究に研究資源を重点化する。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○交通分野の4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)について、1法人に統合する。</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○平成22年度末までに施工・制御技術部の廃止を含め、研究部を再編する。</p> <p>○平成22年度末までに行政職職員の人員を平成18年度に比べ2割削減する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○外部競争的資金の獲得のための体制である所内アドバイザー制度について、民間研究機関等外部機関との共同研究・受託研究を更に推進するため、平成22年度までに共同研究・受託研究に関しても拡充し、自己収入の増大を図る。</p> <p>○特許等の知的財産権について講演会やホームページ上での広報等によりその活用を促進する、寄附金について募集の仕組みを工夫するなどの取組により、自己収入の増大を図る。</p>
電子航法研究所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【研究開発の重点化・役割分担の明確化】</p> <p>○4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)の統合により新たに設立される独立行政法人は、我が国の交通分野の研究開発を担う中核機関として、必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。</p> <p>【電子航法に関する研究開発】</p> <p>○「新航空管制システムの構築に関する基礎研究」は平成19年度で廃止し、航空交通管理手法の開発等、迅速かつ的確な解決が求められる重要な政策課題に特化する。</p> <p>○航法システム開発分野の以下の2研究課題を廃止し、当該分野において最も重要な課題である安全性に関する研究に特化する。</p> <p>①静止衛星型衛星航法補強システム衛星航法補強システムの2周波対応に関する研究(平成19年度廃止)</p> <p>②高カテゴリGBASのオペラビリティ向上とGNSS新信号対応に関する研究(平成20年度廃止)</p> <p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○交通分野の4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)について、1法人に統合する。</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○航空交通管理に関する研究において、海外等の外部人材を積極的に活用する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○内部統制検討委員会を立ち上げるとともに、情報セキュリティ研修や著作権講習会を実施する等、当該機能を強化する。</p> <p>○業務・事業に適した管理会計の在り方について検討し、組織及び研究開発のマネジメントを充実させる。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○共同研究、受託研究について数値目標(年間20</p>

	<p>件)を設定し、自己収入の増大を図る。</p> <p>航海訓練所</p> <p>事務及び事業の見直し</p> <p>【社船実習の活用】</p> <p>○現在、航海訓練所は、商船系大学、商船高等専門学校及び海技教育機構から乗船実習を受託し、一元的にこれを実施しているが、船社のニーズの多様化を踏まえ、一定の要件を備えた社船における実習については、航海訓練所における実習と同等の乗船履歴として認めることとし、平成20年度中に措置する。</p> <p>【帆船実習の在り方】</p> <p>○航海訓練所が、商船系大学、商船高等専門学校及び海技教育機構からの委託により実施している乗船実習の一部において、現在、帆船実習が義務付けられているが、平成20年度中に、水産系大学、海上保安庁等の例と同様に、帆船実習の義務付けを廃止するとともに、帆船実習の時期・期間の見直し等の措置を講ずる。</p> <p>【遠洋航海等を希望しない学生への措置】</p> <p>○現在、海技資格の取得には、一定期間の航海実習を行うことが義務付けられている。この航海訓練所が行う航海実習のうち、最後の6ヶ月の遠洋航海等においては、陸上就職が内定しているなど、その開始時点において遠洋航海等を希望しない者も含まれている。こうした学生が卒業に困難を来すことのないよう、必要な措置について関係府省と協議し、平成20年度中に結論を得る。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所の見直し】</p> <p>○連絡調整室(東京)を平成20年度中に廃止する。</p> <p>【船隊構成の見直し】</p> <p>○内航船員教育を効率的に実施するため、大型タービン練習船を代替するに当たっては、その費用をできる限り抑制するよう努めつつ、平成23年度までに、小型練習船への代替を実現する等運営合理化を積極的に実施する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○航海訓練所における航海訓練費用については、現在ほぼ全額が国費負担となっているため、航海訓練所に対する訓練委託費の見直しについて、平成20年度中に委託機関との間で協議する。</p> <p>○今後、事業規模の大きい外航海運会社については、自ら運航する船舶による航海訓練の実施または航海訓練費用の一部負担のいずれかを求めることとする等、航海訓練に係る官民分担の在り方について検討し、平成20年度中に結論を得る。</p>
海技教育機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【船員再教育事業】</p> <p>○上級海技士資格取得コースのうち、1級及び2級海技士コースを平成20年度から廃止する。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○海技大学の児島分校については、その機能を海技大学本校等へ統合し、校舎は廃止する。</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○平成18年4月の海技大学校と海員学校の統合を踏まえ、本部における管理機能を強化し、法人の一層の効率的運営を図るため、本部と各学校(9校)の人員配置の見直しを行う。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○実務教育の実施に当たっては、当該教育に係る実費及び海運業界の状況等を勘案しつつ、適切な受益者負担を導入する。</p>

	<p>○海上技術短期大学校及び海上技術学校の授業料については、人材確保上教育機関として魅力を失わないことに配慮しつつ、将来的に公立の高等学校の水準を確保するべく、段階的に引き上げる。</p>
航空大学校	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【航空機操縦士養成事業】</p> <p>○操縦士の養成については、民間での養成も行われている現状にかんがみ、航空大学校においては、民間養成機関への技術支援にも重点を置くこととし、平成20年度以降、逐次必要な措置を実施する。</p> <p>○将来において、民間養成機関の成熟状況を見極めつつ、航空大学校の業務の在り方について検討を開始し、平成22年度に結論を得る。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【職員数の削減】</p> <p>○平成22年度までに職員を対平成17年度末比で10%程度削減する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○航空大学校の授業料については、広く人材を发掘し育成する観点にも配慮しつつ、受益者負担の拡大の可能性について検討し、平成20年までに結論を得て、以降速やかに措置する。</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○航空大学校が支出する経費について、学生教育・訓練に直接的に関わる経費、間接的に関わる経費、その他経費に分類して整理することにより、コスト構造の明確化を図り、各コストの増減傾向等を分析する。これを踏まえ、適切な教育コストを把握・抑制し、管理運営の効率化を推進する。</p>
自動車検査	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【自動車検査・審査業務等の一元化】</p> <p>○交通分野の4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)の統合に合わせて、交通安全環境研究所から自動車審査・リコール関係業務を移管する。</p> <p>【自動車検査業務】</p> <p>○法人における業務の縮減の観点から、民間指定整備工場による指定整備率の向上を図る(平成22年度までに、平成17年度実績に比べ5ポイント[72%→77%]向上の見込み)。</p> <p>【民間競争入札の適用】</p> <p>○「中央実習センター」(東京都)の管理・運営業務について、民間競争入札を実施し、平成21年度から落札者による事業を実施する。</p> <p>○自動車検査業務(保安基準適合性審査)に用いる検査機器の保守管理業務(関東検査部管内23事務所で行われるもの)について、民間競争入札を実施し、平成21年度から落札者による事業を実施する。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の見直し】</p> <p>○交通分野の4研究機関(交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所)の統合に合わせて、交通安全環境研究所から自動車審査・リコール関係部署を移管する。その際、当該部署の人員・運営費交付金について、移管後の規模が移管前の規模を超えることがないよう、組織体制の見直し・業務運営の効率化を行う。</p> <p>○年度末等の繁忙期においても業務に支障を来さないよう工夫しつつ、指定整備率の向上等による業務量の減少を踏まえ、平成22年度までに、大</p>

	<p>都市部を中心に検査コース数を7コース程度削減する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○要員配置の見直し、審査業務の高度化、新基準の導入、自動車の技術革新等に対応すべく、新たな研修カリキュラムを設ける等、職員に対する研修を充実させる。</p>
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【鉄道建設等業務】</p> <p>○現在実施しているコスト削減策の効果を検証した上で、一層のコスト削減に努めるとともに、コスト削減の取組・効果については、ホームページなど国民に分かりやすい形で公開する。</p> <p>○整備新幹線の建設に係る進捗状況について、ホームページなど国民に分かりやすい形で随時、適切に公表する。</p> <p>○鉄道建設に係る受託業務については、鉄道事業者による建設が技術的に困難な場合など支援を行う必要性が高いものに限定する。このため、外部有識者からなる第三者委員会を新たに設置して具体的な受託基準を策定し、当該基準に適合しているか同委員会で審議した上で受託工事の実施を判断する。</p> <p>○受託工事に係るコスト削減の状況やその効果について第三者委員会で検証し、その結果をホームページなどで公表する。</p> <p>【船舶共有建造等業務】</p> <p>○平成21年度までを重点集中改革期間とする「内航海運効率化のための鉄道建設・運輸施設整備支援機構船舶勘定見直し方針」(平成16年12月20日国土交通省、鉄道建設・運輸施設整備支援機構)(以下、「見直し方針」という。)に基づく取組を推進し、見直し方針の目標を確実に達成することを目指す。</p> <p>○重点集中改革期間終了後の業務の在り方については、同期間における取組の成果を検証した上で、内航海運活性化に向けた政策全体の中での位置付け、政策目標、政策手段の有効性等を改めて検討し、所要の見直しを行う。</p> <p>【高度船舶技術開発等業務】</p> <p>○利子補給及び債務保証を廃止する。</p> <p>○債務保証の財政的基盤となっている基金を廃止し、その資金の抛出者等関係者の合意が得られた場合には、実用化助成に重点的に活用する。実用化助成の実施に当たっては、内航船舶の効率的な運航に資することに配慮し、実用化された場合の波及効果を踏まえた助成を行う。</p> <p>【基礎的研究業務】</p> <p>○氏名、経歴等を伏せ、計画だけで審査を行う「マスキング評価」などの方策を導入し、一層の公正・透明性のある研究課題の採択を行う。また、国土交通省所管の研究所で実施している研究内容も把握した上で採択し、研究内容の重複を避ける。</p> <p>○研究費の不正使用等の防止に関する取組の充実や、研究成果の長期的なフォローアップによる社会への還元状況の検証を行う。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○箱根分室を平成20年度内に売却する。</p> <p>○麻布分室を売却するものとし、売却時期等について速やかに検討する。</p> <p>○松戸宿舎C棟等を平成20年以降に売却する。</p> <p>○習志野台宿舎B棟等について、次期中期計画に盛り込まれた業務の進捗状況、入居状況等を勘案しながら、集約化を図る。</p>

国際観光振興機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【海外宣伝事業】</p> <p>○市場別の事業計画を策定・公表し、それに基づき海外での情報収集・発信の更なる推進、現地旅行会社等へのプロモーション活動の強化等に取り組み、国際観光振興機構の海外における機能強化を図る。</p> <p>○海外観光宣伝事務所の業務については、次期中期目標等において、事務所ごとのパフォーマンスを示す明確な指標を設定するとともに、業務実績やセグメント情報等の公表の充実を図ることにより、活動内容や事業の成果について客観的な説明を行う。</p> <p>【国内受入体制整備支援事業】</p> <p>○ビジット・ジャパン案内所指定・支援業務については、地方運輸局や地方公共団体、業界団体等関係機関との役割分担や各案内所に求められるサービス内容を踏まえ、次期中期目標期間終了時までには事業の在り方を検討する。</p> <p>【国際コンベンション誘致事業】</p> <p>○国として誘致することとしている大規模な会議や、地域活性化への効果が期待される会議等に誘致活動の対象を重点化し、次期中期目標等において、取り組むべき目標を明確にした上で、優先度を付けて効率的に実施する。</p> <p>【アウトカム指標の設定に向けた取組】</p> <p>○国の政策目標である外国人旅行者の増加への貢献等の活動成果がより明確となるようなアウトカム指標の設定に向け、次期中期目標等において実効性のある取組内容を明記し、着実に実施する。</p> <p>【民間競争入札の適用】</p> <p>○海外観光宣伝事務所が行う旅行博覧会や展示会等への出展業務(出展申込み、共同出展者の募集に係る連絡業務、ブースデザイン案の作成・施工、ブースアテンド業務等)について、平成21年度実施分から、全13か所の事務所のうち1事務所において、民間競争入札を実施する。</p> <p>○通訳案内士試験業務(筆記試験問題案作成、試験申込み受付、試験会場の確保、試験運営等の試験実施業務)について、平成21年度試験分から、民間競争入札を実施する。(試験会場の確保業務は原則すべての試験会場について実施)</p> <p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○ビジット・ジャパン・キャンペーン(VJC)事業を着実に推進していくため、国際観光振興機構とVJC実施本部事務局の組織・機能を一元化する。その際、海外宣伝事業担当部門は民間からの出向者・中途採用者を積極的に活用するなど、現在のVJC実施本部事務局が発揮している機能が維持できる体制を整備する。</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○組織の改編や官民競争入札等の導入等を通じて本部をスリム化し、海外観光宣伝事務所へ経営資源を重点的に配分する。その際、海外観光宣伝事務所の組織体制を整備するため、民間からの出向者・中途採用者や現地採用職員を積極的に活用する。</p> <p>○国からの出向者については、プロパー職員の育成状況等を踏まえ、段階的に縮小する。</p> <p>○事務所数や配置の適正性について、市場の動向に即して不断の見直しを行う。</p> <p>○日本貿易振興機構等の海外事務所との業務連携を強化する。</p>
水資源機	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【建設事業】</p>

構	<p>○現在計画策定中又は本体工事に着工していないダム等の建設については、次期再評価時において、水需要の動向を踏まえた必要性、費用対効果、事業進捗の進み等について、予断を持つことなく厳格な評価を実施し、事業の実施が必要と認められるもののみ継続する。</p> <p>○現在建設中の事業については、特定事業先行調整費制度の活用、利水者等の関係者間との連携強化により、事業費及び事業の進捗状況を適切に管理し、円滑な業務執行を図る。</p> <p>【管理業務】</p> <p>○監視システムの全施設導入等による一層の機械化・電子化を推進するとともに、権利調整等の水資源機構職員にしかできない業務内容を精査し、コストの検証をした上で民間委託の範囲を拡大することにより、人件費を始めとする管理コストの削減を図る。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○本支社のスリム化や近隣事務所の統合を行うとともに、総合技術推進室と現場事務所が一体となった効率的、機動的な業務の実施を推進する。</p> <p>○本社、支社・局、事務所ごとの要員配置計画を作成し、計画的に要員配置の見直しを行う。また、当該計画とあわせ出先機関の統廃合を進めること等により、その配置についても計画的に見直しを行う。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備・情報公開】</p> <p>○水資源機構発注の水門設備工事に係る入札談合行為に旧水資源開発公社の元役員が関与していたことにより国民の信頼を著しく損ねたこと等を踏まえ、以下の措置を講ずることにより、内部統制を抜本的に強化し、体制の整備と信頼の回復を図る。</p> <p>①当面の取組(既の実施中の取組を含む。)として、全職員、退職者等を対象とした談合防止に係る説明会の開催等による法令遵守の徹底、一般競争入札方式の拡大による競争性・透明性の強化、ペナルティの強化(指名停止期間の延長)等を図る。</p> <p>②内部統制体制の整備を図るため、倫理行動指針の策定、倫理委員会の設置、コンプライアンス推進責任者の選任、コンプライアンス専門窓口の設置、リスク管理体制の整備、監事の機能強化等を行う。</p> <p>○コスト削減に向けた方針等を策定し、達成目標等を明確化することにより、コスト削減に努めるとともに、コスト削減の取組・効果については、ホームページなど国民に分かりやすい形で公表する。その際、建設事業・管理業務ともに、事業実施主体間でのコスト比較を検討する。</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○本社宿舎については、平成24年度までに高円寺等の既存宿舎用地等を処分することにより、本社近傍(さいたま市)に新宿舎を建設して集約化する。さらに、新宿舎の建設による集約化により、平成25年度以降に本社から遠距離となっている宿舎の処分を検討する。</p> <p>○本社以外の宿舎については、平成24年度までに未利用宿舎及び将来未利用になる宿舎を売却等により処分する。また、低利用宿舎は、再編・整備、それに伴う処分等の可否について検討を行う。</p> <p>○本社等の会議所については、原則として売却等の処分を行う。</p>
自動	事務及び事業の見直し

車事故対策機構	<p>【生活資金貸付】 ○債権回収経費について、平成20年度に平成18年度末比で20%程度を目途に経費の一層の削減を進める。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】 ○管理職の一般職への振替を含め機構全体の管理職の配置について見直しを行い、平成20年度中に、平成18年度末比で10%に相当する管理職(194人中19人)を削減する。</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【随意契約の見直し】 ○4カ所ある療護センターの警備・清掃等の施設管理業務については、平成20年度から、一般競争入札を導入する。</p> <p>【自己収入の増大】 ○療護センターが保有する高度先進医療機器の利用促進を図るため、地域医療機関との連携を図り、中期目標期間の年度毎に11,000件以上の外部検査を受託する。 ○指導講習業務・適性診断業務について、IT化による事務の効率化等により経費の節減を図りつつ、受講者数・受診者数の増加努力や受益者の実費負担率の向上により、自己収入比率を平成23年度までに50%以上(平成18年度実績41.6%)に引き上げる。</p>
	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【緑地造成事業】 ○平成20年度に予定している大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮減する方向で検討する。</p> <p>【再開発整備事業】 ○第1種区域(第2種区域を除く)で行っている事業については、一定の経過措置期間終了後、事業を廃止する。 ○今後の再開発整備事業は、第2種区域に限定して実施することとし、あわせて、更なる民間事業者の活用等による実施を検討する。</p> <p>【代替地造成事業】 ○代替地造成事業については、周辺地方公共団体等関係者に対する一定の周知期間を置いた上で、平成21年度に廃止する。</p> <p>【民家防音事業】 ○工事積算方法の簡略化等により事務手続の迅速化・効率化を図る。また、当該事業における空調機工事単価及び空調機の機能低下に係る調査等の業務委託費について、単価及び調査項目を見直すとともに、競争入札とすることにより事業費の縮減を図る。 ○事業の在り方については、平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、抜本的に見直す。</p> <p>【移転補償事業】 ○機構が行う移転補償事業については、平成20年度に予定している大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの中で、事業を縮減する方向で検討する。</p> <p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】 ○組織・定員について、平成20年度に、以下の措置を講じる。 ①部の廃止、統合 大阪事業本部において事業第二部を廃止し、事業第一部と統合し、事業部とする。 ②課の廃止 大阪事業本部において移転補償課を廃止する。</p>

空港周辺整備機構

	<p>③定員削減 部長1名、職員2名、合計3名の定員削減を図る。 ○平成20年度中に空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しを行うこととしており、このような抜本的な見直しと将来の事業量の推移を踏まえ、関係地方公共団体とも協議を行いつつ、独立行政法人以外での形態を含めた組織の在り方について検討を行い、平成22年度までに結論を得る。</p>
海上災害防止センター	<p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】 ○海上災害防止センターの業務については、事故船舶所有者等が防除措置を講じない場合等においても迅速かつ効果的な防除措置を講ずる観点から、以下の3点の枠組みを維持した上で、独立行政法人の業務としては廃止し、法令に基づき特定の業務を行うものとして国により指定された公益法人の業務として実施する方向で検討し、次期中期目標期間中に、必要な措置を講ずる。 ①緊急時における海上保安庁長官の指示等に基づく確実な排出油等の防除措置の実施 ②上記①に要した費用のうち、事故船舶所有者等から徴収できない分についての国費による補てん ③防災基金への国の関与</p>
都市再生機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【都市再生事業】 ○都市再生機構が行う都市再生事業は、現在計画実行中のものを除き、防災性の向上や環境の改善、地方の都市再生など公の政策目的に資するものに限定する。 ○都市再生機構が行うべき都市再生事業の機構施行としての事業実施や参加組合員としての事業参加については、当該手法で事業を実施する必要性、事業の採算性、賃貸住宅政策上の必要性等があるものに限定することとし、それらを判断するための基準を平成19年度内に明確化する。 ○機構施行としての事業実施又は参加組合員としての事業参加の決定に当たり、上記の基準への適合について検証した上で、直近に開催される外部有識者からなる事業評価監視委員会に報告し、同委員会において検証結果の評価を行うとともに、都市再生機構は、評価結果を公表することにより説明責任を果たす。 ○上記のほか、地域のまちづくりの方針との関係で支障がない事業については、売却を進め、民間の事業機会創出のバックアップに努める。</p> <p>【賃貸住宅事業】 ○賃貸住宅ストックの有効活用を図るとともに、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の趣旨も踏まえ、募集時の優先入居や福祉施設の誘致により、高齢者、子育て世帯等の政策的に配慮が必要な者への適切な賃貸住宅の供給に重点化する。 ○すべての賃貸住宅団地を対象に、居住者の居住の安定に配慮した上で、賃貸住宅の削減目標や団地ごとに建替え、リニューアル、規模縮小、売却等の方向性を明確にした再編計画を平成19年内に策定し、できる限り規模の適正化に努める。なお、保有する資産を売却するに当たっては、適正な価格で売却するよう努める。 ○独立行政法人都市再生機構法第26条第1項第2号の要件を厳格に運用し建替事業を厳選した上で、賃貸住宅の削減戸数を明確にする。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○市街地再開発事業の施行等に伴う賃貸住宅の新規供給については、原則として行わないものとする。 ○賃貸住宅事業について、国民への説明責任を果たすため、減額家賃適用入居者の数、家賃減額の総額等を公表する。 ○UR営業センターにおけるすべての業務及びUR営業センターに近接するエリア内の団地の「現地案内所」における現地案内業務について、民間競争入札を実施する。 <p>【ニュータウン事業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ニュータウン事業についてはこれまでの計画を前倒して供給・処分を完了するよう努め、特定公園施設業務についてはこれまでの計画を前倒して業務を完了するよう努める。
<p>組織の見直し</p> <p>【組織の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市再生機構の政策目的に沿って業務の見直しを行った上で、これらの業務に即した組織形態を検討し、3年後に結論を得ることとする。 <p>【組織体制の整備・情報公開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関連会社等と随意契約とする必要性、契約額の適正性等について改めて検証した上で、関連会社等を含めた都市再生機構全体の事業実施の在り方を抜本的に見直すとともに、契約に係る情報を公表することにより透明性を確保する。 ○(財)住宅管理協会については、組織形態を見直すことにより連結決算を行うなど、都市再生機構との関係等について情報を公表し、透明性を確保する。 ○ニュータウン事業縮小に伴い、体制を縮小する。
<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【関連会社等との随意契約の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関連会社等との随意契約について、原則すべて競争性のある契約方式への移行を図る。 ○都市再生機構においては平成18年度末において4,955億円の繰越欠損金をかかえているにもかかわらず、関連会社等の中には剰余金を生じているものもあり、関連会社等との随意契約の見直しとあわせ、関連会社等の剰余金を含めた自己資本の水準を検証の上、機構の政策目的にふさわしい活用方策を講ずるものとする。 <p>【組織体制の整備・情報公開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業リスクの管理を徹底し、その精度を向上させる。 ○人員について、平成20年度末目標4,000人体制から平成25年度末までに更に2割削減する。 <p>【保有資産の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事務所再編計画を策定し、不要となった事務所は処分を行う。その際、本社及び新宿アイランドタワーについては、リースバックでの対応も検討する。 ○研修センターについて、現在地に立地することが必要不可欠かどうかを十分吟味するとともに、売却等の可能性について、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性を考慮の上で、具体的なスケジュールを示して検討する。 ○証券化対象割賦債権の対象拡大の可能性について、早急に検討を進める。 ○分室については、平成19年度末までに売却する。ただし、再開発予定地区にある分室については、当該地区の事業進捗により存廃を決定する。 ○保養所については、平成20年度末までに一括して処分する。 ○宿舍については、平成20年度末までに、平成21年度以降5年間の宿舍再編計画を策定し、不要

<ul style="list-style-type: none"> ○倉庫については、平成20年度以降に倉庫再編計画を策定し、不要倉庫は処分する。 ○賃貸事業用事務所等施設については、従前権利者との関係等売却の前提条件を整理した物件から随時売却を進める。 ○居住環境整備賃貸敷地(民間供給支援型を除く。)については、借地人から買受けの申出があり、敷地利用上の制限がなく、地方公共団体等との必要な調整が整ったものは売却を実施する。 ○分譲住宅団地内賃貸施設については、賃借人の意向等を踏まえつつ、売却等処分を推進する。 ○平成19年度にニュータウン等事業の一部の事業用定期借地について、環境が整い次第、証券化を進める。 ○ニュータウン地区内の利便施設について、賃借人である施設運営会社との協議が整い次第、売却する。
<p>奄美群島振興開発基金</p> <p>事務及び事業の見直し</p> <p>【融資業務・債務保証業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○奄美群島振興開発基金の根拠法である奄美群島振興開発特別措置法が平成20年度末に期限切れとなることを踏まえ、平成21年度以降の奄美群島の振興開発の在り方等と一体的に、他の金融機関等との関係や役割分担の在り方を含め抜本的な見直しについて検討する。見直しに当たっては、平成21年度以降の奄美群島の振興開発の在り方等に係わる奄美群島振興開発審議会の審議、今年度において実施されている鹿児島県の総合調査等における奄美群島振興開発基金による金融措置の効果の検討及び今後の在り方の検討等を踏まえつつ行う。 ○上記見直しの結果、平成21年度以降も業務を継続する場合は、以下の事項について速やかに実施する。 ○融資業務及び債務保証業務について、奄美群島振興開発基金の果たすべき役割、奄美群島内事業者の状況、近年の利用実績の分析等を踏まえ、民間金融機関、信用保証協会、政策金融機関等で対応できない、又は奄美群島振興開発基金が行う方が効果的・効率的なメニューや案件に特化することとし、それ以外のメニュー等については廃止する。 ○融資業務については、利用頻度の少ない、又は一般金融機関でも十分対応可能な融資メニュー等について、今後の奄美群島の振興開発の在り方等の検討の中で廃止、縮小、統合等を含め検討し、平成20年度までに結論を得る。この中で、短期運転資金については、特に奄美群島の振興開発に必要なものに限定する方向で検討する。 ○債務保証業務については、保証限度額及び民間金融機関との適切なリスク分担の在り方について、今後の奄美群島の振興開発の在り方等の検討の中で、保証のカバー率を引き下げる等の方向で見直しを行い、平成20年度までに結論を得る。
<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ガバナンスの充実に向け、コンプライアンスの徹底を図り、内部検査体制、情報開示の充実等に努め、実効ある業務実施体制を構築する。 ○審査の厳格化、債権管理・回収の強化等により資産の健全性を向上させるとともに、自己収入の増加、一般管理費の抑制等により収支改善を推進することにより、単年度収支の改善及び累積欠損金の着実な削減による財務の健全化を図る。

	<p>○中小企業信用情報データベースの活用等による審査の厳格化、期中管理の強化等による新規延滞債権発生抑制、効果的な法的措置の促進、督促の励行等管理・回収の強化による回収金の増額、経営支援・再生支援等による債権の優良化等により、リスク管理債権の削減に努める。</p>
日本 高速 道路 保有・ 債務 返済 機構	<p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○現在、経過的に東京都に置かれている主たる事務所の神奈川県への早期移転について、国の行政機能等の地方への早期移転の実現、日本高速道路保有・債務返済機構における金融関連業務のノウハウの蓄積、賃料負担軽減を含む経済合理性等の観点から総合的に勘案しつつ、現中期目標期間終了時までには検討する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○対外的に理解の得られるラスパイレス指数の達成のため、日本高速道路保有・債務返済機構の業務内容に応じた適材適所の人員配置を各出向元の協力を得ながら推進し、組織運営の効率化を徹底する。</p> <p>また、このような取組を通して、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において定められた人件費5%以上削減（平成18年度～平成22年度）を、平成21年度までに前倒して達成する。</p> <p>○役職者の割合が高くなっていることがラスパイレス指数を高めている一因であることにかんがみ、管理職の削減、配置の適正化を含めた組織体制の見直しを図ることとし、現中期目標期間中に具体的な見直し計画を策定する。</p> <p>○内部統制委員会の更なる活用等による内部統制機能の強化を図るとともに、役職員の法令遵守等の意識向上のための講習会を実施する。</p> <p>○債務返済計画を踏まえた適切な債務の残高の管理や業務運営に関する透明性を確保する。</p>
住宅 金融 支援 機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【証券化支援業務】</p> <p>○住宅金融支援機構が提供する証券化支援ローンに関しては、業務運営の効率化による調達コストの低減及び標準的な指標銘柄たる機構MBSの継続的・安定的発行を通じ証券化市場の育成・拡大に引き続き努める一方で、民間金融機関のリスク評価、負担能力を育成し、将来的な金利変動による国民経済のコストを縮小する観点から、保証型スキームに関し、オリジネーターである民間金融機関の利用者に対する審査の的確性を確保しつつ活用を促す方策等の検討を行う。</p> <p>また、8,000万円を超える融資等、融資選別の防止に伴う費用の吸収や住宅政策目的の達成のために推進する必要があるとは認められない融資の証券化については、対象としないこととする。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【法人形態の見直し】</p> <p>○住宅金融支援機構は、一般個人向け直接融資から撤退するなど民間金融機関の支援・補完に徹しているが、今後、更に、環境対応住宅政策の推進、住宅の耐震化、高齢者・子育て世帯等の社会政策的な配慮などの新たな住宅政策の方向性を踏まえ、特殊会社化を含め機構の在り方を検討し、2年後に結論を得ることとする。</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○市場動向や国民ニーズ、証券化支援業務の普及状況等を踏まえつつ、業務の一層の効率化の観点から、支店の機能を含めた組織の在り方につ</p>

	<p>いて、機動的に見直しを実施する。</p> <p>○一般個人向け直接融資からの撤退に伴い、既往債権管理事務が縮小されることに対応し、関係部局を縮小するとともに、証券化支援業務を主要業務とした組織の重点化を行う。</p> <p>○業務運営の効率化により計画的な人員の抑制を図り、平成23年度末までに常勤職員数を平成19年度に比べ10%以上削減する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○北海道支店北5条宿舍(1号)ほか2件の宿舍については、平成19年度中に処分する。</p> <p>○本店本町ほか57件の宿舍について、平成19年度中に宿舍整理計画を策定し、平成20年度以降、計画に基づき不要宿舍を売却する。</p> <p>○公庫総合運動場については、株式会社日本政策金融公庫が設立される平成20年10月に向け、共有他法人との協議を行い、処分について検討する。</p>

【環境省】

国立 環境 研究 所	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【研究開発の重点化・役割分担の明確化】</p> <p>○国立環境研究所として必要な研究に重点化する。その際、他の研究開発型の独立行政法人、大学及び民間との相違・役割分担等の明確化を図る。</p> <p>○第2期中期計画の中間年度(20年度)に、進捗よく状況や社会的要請の変化を踏まえ、中核研究プロジェクトを見直す。</p> <p>【環境情報の収集・整理・提供に関する業務】</p> <p>○平成19年度中に、EICネット(Environmental Information & Communication Network)について国立環境研究所としての情報提供業務を廃止する。</p>
	<p>組織の見直し</p> <p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○平成20年度中に東京事務所を廃止する。</p> <p>○平成20年度中に大型実験施設等について、利用状況や成果発信に係る状況を踏まえ、一部廃止を含む見直し計画を策定する。この中で、奥日光フィールド研究ステーションについてはできるだけ早期に廃止する方向で検討する。</p>
	<p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○平成19年末までに、国に合わせた随意契約の基準額を設定する。</p> <p>○平成20年度中に、民間委託について見直しを行い、車両運転業務及び車両整備業務については民間委託を行う。</p> <p>【自己収入の増大】</p> <p>○競争的な外部研究資金を中心に、国立環境研究所の目的、使命に合致した資金について一層の確保に努めるなどの取組により、自己収入の増大を図る。</p>
環境 再生 保全 機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【公害健康被害補償業務】</p> <p>○公害健康被害補償業務について、次期中期目標期間から、汚染負荷量賦課金の納付憑憑、申告書の審査処理事務の一部等について、現在、商工会議所へ委託している徴収業務と合わせて、民間競争入札を導入する。</p> <p>【公害健康被害予防事業】</p> <p>○公害健康被害予防事業について、次期中期目標期間から、定量的な指標による事業実施効果の測定及び把握に努め、客観的データに基づいた事業の評価・分析を行い、その結果を踏まえた</p>

	<p>事業内容に改善する。</p> <p>○平成22年度までの予定で「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査(そらプロジェクト)」が実施されていることを踏まえ、事業の本来の目的に照らした適切な事業実施方法を検討し、平成23年度以降速やかに見直しを行う。</p> <p>【地球環境基金業務】</p> <p>○地球環境基金業務のうち助成業務について、環境政策上のニーズの高い課題に重点化する。また、助成先の固定化防止の観点から、採択基準を見直す。</p> <p>○地球環境基金業務のうち振興事業について、モデル事業の廃止、研修講座の一部廃止、情報提供事業及び研修講座における競争入札等の導入の拡大により、経費縮減を図る。</p> <p>○地球環境基金業務について、募金獲得活動等による自己収入の増大などにより、運営費交付金に依存しない業務運営に向けた取組について検討し、次期中期目標等において具体的な目標を設定した上で、必要な措置を講ずる。</p> <p>【最終処分場維持管理積立金管理業務】</p> <p>○最終処分場維持管理積立金について、資金の性質、積立て及び取戻しの状況に応じた最善の運用方法により運用する。</p>
	組織の見直し
	<p>【支部・事業所等の見直し】</p> <p>○大阪支部について、業務運営の効率化を図る観点から、次期中期目標期間中に廃止する。</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○石綿による健康被害の救済に関する法律附則第6条に規定されている政府の見直しにあわせ、環境再生保全機構においては、石綿健康被害救済部を中心に組織全体を見直す。その際、石綿健康被害救済業務に必要な人員について、石綿健康被害者の迅速な救済の確保を前提にしつつ、既存業務の合理化により確保するなど、組織の肥大化防止に十分配慮するものとする。</p>
	運営の効率化及び自律化
	<p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○債権管理回収業務について、当初の最終約定期限を超えた債権のうち平成25年度までに完済の見込めない債権の回収方法を検討し、サービスの活用等、適切な措置を講ずることにより、回収率の向上及び回収額の増大を目指す。</p> <p>【保有資産の見直し】</p> <p>○戸塚宿舎について、次期中期目標期間中に売却する。</p>

	○機構情報システムに関する機器等の運用管理業務について民間競争入札を行う。
	組織の見直し
	<p>【非公務員化】</p> <p>○現中期目標期間終了時に改めて検討対象とする。</p> <p>【本部の移転】</p> <p>○賃借料の年間約1億円の削減を図るため、平成19年度中に本部事務所を移転する。</p> <p>【支所・事業所等の見直し】</p> <p>○駐留軍再編の動向等を踏まえつつ、平成21年度に那覇支部及びコザ支部の統合、平成22年度までに富士支部及び座間支部の統合を行うものとする。</p>
	運営の効率化及び自律化
	<p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○今中期目標期間中に、サーバの本部集中化、電子決裁の導入による意思決定の迅速化及び文書管理機能の導入による情報資産の一元管理を行う。</p>

【防衛省】

駐留軍等労働者労務管理機構	<p>事務及び事業の見直し</p> <p>【福利厚生業務】</p> <p>○ほう賞事業については、その在り方等を見直すことについて、今中期目標期間中に関係者と協議するものとする。</p> <p>○駐留軍等労働者の保護衣及び制服は、平成8年の日米間の合意に基づき、99品目を機構各支部が現地米軍の要求に沿って購入しているが、経費削減等の観点から、制服の規格を統一するなど、この合意を見直すことについて、今中期目標期間中に米軍と協議を行っていく。さらに、その結果を踏まえ、本部での一括契約を実施する。</p> <p>【労務管理・労務給与・福利厚生業務】</p> <p>○駐留軍等労働者から提出される書類の受付、入力及び帳票類等の仕分などの定型的業務につき、平成20年度に本部、岩国支部及びコザ支部で外部委託し、その結果を検証した上で平成22年度までに全支部で実施するものとする。</p>
---------------	---

資料26 平成19年度業務実績評価の取組について

平成20年7月14日
政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会

1 考え方等

- 年度業務実績評価の取組については、17年度業務実績評価までは毎年度方針等を策定・公表してきたところであるが、18年度業務実績評価からは中長期的にも対応できるよう、昨年7月に「業務実績評価に関する当面の取組方針」(以下「当面の取組方針」という。)を委員会決定したところである。平成19年度業務実績評価についても基本的には当面の取組方針に基づき評価を行う。
 - 昨年末に「独立行政法人整理合理化計画」(以下「整理合理化計画」という。)が閣議決定されるなど政府における新たな取組がはじまっていることから評価に際してはこうした取組にも的確に対応する必要がある。
 - 当面の取組方針では、評価に際し政府の種々の改革方針を踏まえることとしており、方針自体の改訂の必要はないと考えられる。しかしながら、以下のとおり19年度業務実績評価において特に配意すべき事項がある。
 - i 府省評価委員会の評価結果が、国民に分かりやすい、納得できるものとなっているか。法人及び府省評価委員会は、評価に際し、業務実績等必要な事項について十分に説明責任を果たそうとしているか(注1)。
 - ii 府省評価委員会が評価を行うに当たり、その評価の基準となる目標・計画の設定が適当であったかどうかの検証はなされているか。
 - iii 府省評価委員会及び法人の取組が、十分に整理合理化計画等の昨今の政府の取組や方針の考え方を踏まえているか(注2)。
 - iv 府省評価委員会及び法人の取組が、事務・事業の厳しい検証や将来見通しを考慮した評価を通じて、既往の方針に留まらない更なる事務・事業の効率化や無駄の排除を追求しようとするものになっているか。
 - v 府省評価委員会の評価に際し、昨年来、法人に関し、政府が決定・強化した取組や方針(随意契約の見直し(注3)、保有資産の見直し、給与水準の適正化等、官民競争入札等の積極的な適用、関連法人等との関係の透明化・適正化、監事監査等の強化)を踏まえて、必要な検討が行われているか。
- (注) 1 「十分に説明責任を果たしているかどうか」の検証には、「府省評価委員会の評価結果が、事務・事業の重要度や社会的な関心の度合いを踏まえて適切な説明をしているか。」「必要な情報・データを集め、根拠を示した上で評価をしているか。」といったチェックを含み、その際、府省評価委員会の評価プロセスの把握にも努める。
- 2 整理合理化計画における評価委員会関係の記載は別紙1参照。
 - 3 随意契約の評価については、別紙2参照。

2 当面の作業において着目する事項

- 年度業務実績評価において着目すべき事項については、8月末に提出される評価結果等の分析等を行うことにより具体的な検討を行うことになるが、当面の作業においては以下の事項に着目する。
 - i 欠損金、剰余金、不良債権及び交付金債務
 - ii 既往の勧告の方向性・年度評価に対する意見における指摘事項
 - iii 府省評価委員会の既往の評定・評価結果
 - iv 独立行政法人の新規業務、大幅な制度改正及び統合法人の組織運営
 - v 類似の業務を行っている法人等がある業務
 - vi 整理合理化計画等で決定された取組(随意契約の

見直し、保有資産の見直し、給与水準の適正化等、官民競争入札等の積極的な適用、関連法人等との関係の透明化・適正化、監事監査等の強化)

※ 別紙1・2(略)

資料27 入札・契約の適正化に係る評価における関心事項

平成20年9月5日
政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会
随意契約等評価臨時検討チーム

入札・契約の適正化に係る政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会の評価における関心事項は以下のとおりである。

同関心事項のうち、「Ⅱ 個々の契約に係る評価」については、各府省評価委員会において追加的評価を行う場合には、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第32条第3項に基づく各府省評価委員会から当委員会に対する通知については、別途、追加・補足の通知を可とする。

また、「Ⅰ 契約に係る規程類、体制の整備状況等に係る評価」については、通常の年度評価の枠組みの中で評価することが適当と考えるが、各府省評価委員会において、「Ⅱ」に係る評価に伴い追加的評価(体制の機能性の追加的評価等)が必要となる場合、更には、本関心事項に基づき入札・契約に係る事項全体について改めて評価を行う場合においても、上記と同様、別途の通知を可とする。

当委員会では、これらの評価結果(通知)を踏まえ評価することとする。

I 契約に係る規程類、体制の整備状況等に係る評価

- 1 契約方式、契約事務手続、公表事項等、契約に係る規程類の整備の有無、及び規定内容を把握した上で、整備内容の適切性について評価を行っているか。
- 2 契約事務に係る執行体制を把握し、当該体制が契約の適正実施確保の上で適切なものとなっているかについて評価を行っているか。
 - 内部審査体制や第三者による審査体制が整備されていない場合、法人の業務特性(専門性を有する試験・研究法人等)、契約事務量等を勘案し、これらの体制を整備する必要性について評価を行っているか。また、整備されている場合、競争性・透明性確保の観点から有効に機能しているかについて評価を行っているか。
- 3 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について把握した上で、これらの実施状況等について評価を行っているか。
 - また、計画どおりに進んでいない場合、その原因を把握・分析しているか。

Ⅱ 個々の契約に係る評価

- 監事による個々の契約の合規性等に係るチェックプロセス(チェック体制、抽出方法、抽出件数、個別・具体的チェック方法等)や入札監視委員会などの第三者によるチェックプロセスを把握した上で、関連公益法人との間で随意契約を締結しているもの、落札率が高いもの、応札者が1者のみであるものなどがある場合において、契約における競争性・透明性の確保の観点から、必要に応じ、評価委員会自らが監事等によるチェックプロセスのフォローを行っているか。

資料 28 独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点

平成 21 年 3 月 30 日
政策評価・独立行政法人評価委員会

政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「当委員会」という。)は、各府省の独立行政法人評価委員会(以下「府省評価委員会」という。)が行う独立行政法人(以下「法人」という。)の業務の実績に関する評価の結果について、当面、以下の視点から二次評価を実施し、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 32 条第 5 項(第 34 条第 3 項で準用される場合を含む。)に基づく意見を述べることにする。

第 1 基本的な視点

府省評価委員会の評価においては、対象となる個別の法人の業務の目的、内容、性格に応じて様々な評価の視点からの議論が行われるが、当委員会における議論の蓄積を含む独立行政法人制度の施行後 7 年間の運用実績を踏まえると、少なくとも次の 3 点については、評価において共通に求められる基本的な視点といえることができる。

- 1 法人の業務に係る政策目的を踏まえて、その業績を評価していること。
- 2 評価に際しては、常に、効率性、生産性等の向上による業績の増進、業務の対象となる国民に対するサービスの質の向上を志向していること。
- 3 法人の業務の内容、業績の分析とそれに基づく評価、課題と展望を国民に分かりやすく説明することにより、法人業務に対する国民の理解を深めることを志向していること。

当委員会としては、評価を行うことにより、法人の業務に係る政策目的が達成され、ひいては国民生活の向上が図られるべきであることを念頭に置き、上述 3 つの視点について、常に問題意識を持ちながら、府省評価委員会の評価結果の適正性が確保されているかについて評価を行うこととする。その際、当該評価が以下の各法人に共通する個別の視点について適切に扱っているかを関心事項とする。

第 2 各法人に共通する個別的な視点

1 政府方針等

- 法律、閣議決定及びその他政府の種々の改革方針(以下「政府方針」という。)において、法人が当該年度に取り組むこととされている事項についての評価や、府省評価委員会が取り組むこととされている評価が、的確に行われているか。
- 当委員会が主務大臣に通知した勧告の方向性のうち、当該年度において取り組むこととされている事項や、当委員会が府省評価委員会に通知した年度業務実績評価意見において指摘した事項についての評価が的確に行われているか。
- 当委員会がこれまで府省評価委員会に示してきた業務実績評価に関する関心事項等を踏まえた評価の取組が行われているか。
- 法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項等を踏まえた評価が行われているか。

2 財務状況

- (1) 当期総利益(又は当期総損失)
 - 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。
- (2) 利益剰余金(又は繰越欠損金)

- 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。

- 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか(既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む)。

さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうかについて評価が行われているか。

(3) 運営費交付金債務

- 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。
- 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が適切に行われているか。

3 保有資産の管理・運用等

(1) 非金融資産

- 固定資産等の活用状況等についての評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。
- 「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)で処分等することとされた資産についての処分等の取組状況が明らかにされているか。その上で取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。

(2) 金融資産

ア 資金の運用

- 資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。(ii については事前に明らかにされているか。)
 - i 資金運用の実績
 - ii 資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等)、資産構成、運用実績を評価するための基準(以下「運用方針等」という。)
- 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。

イ 債権の管理等

- 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。
- 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。
- 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われているか。

4 人件費管理

(1) 給与水準

- 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。
 - ・ 給与水準の高い理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明

が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。

- ・法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。

- 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。

(2) 総人件費

- 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。

(3) その他

- 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。

5 契約

(1) 契約に係る規程類、体制

- 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。
- 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。

(2) 随意契約見直し計画

- 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的な取組状況について、必要な評価が行われているか。

(3) 個々の契約

- 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。

6 内部統制

- 内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等）に係る取組についての評価が行われているか。

7 関連法人

- 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。

当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。

- 関連法人に対する出資、出えん、負担金等（以下「出資等」という。）について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。

（注）関連法人：特定関連会社、関連会社及び関連公益法人（「独立行政法人会計基準」（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会）第103連結の範囲、第114関連会社等に対する持分法の適用、第125関連公益法人等の範囲参照）

8 中期目標期間終了時の見直しを前提にした評価

- 中期目標期間終了時において、主務大臣が行う法人の組織・業務の全般にわたる見直しを前提にした評価が行われているか。

9 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価

- 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。

【本視点の適用時期等】

- 本視点は、平成20年度の業務の実績に係る評価から適用する。
- 本視点の委員会決定に伴い、「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」（平成19年7月11日政策評価・独立行政法人評価委員会決定）の記の2（業務実績評価に関する当面の取組方針）は廃止する。

資料 29 平成 20 年度業務実績評価の具体的取組について

平成 21 年 3 月 30 日
政策評価・独立行政法人評価委員会
独立行政法人評価分科会

平成 20 年度における独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の実績に関する二次評価については、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年 3 月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「当委員会」という。）に沿って行うこととするが、具体的な取組に当たって、特に留意すべき事項、統一すべき事項等については、以下によるものとする。

「第 1 基本的な視点」関係

1-1-1 次の点について特に留意する。

- 新中期目標の初年度に当たる法人について、設定されている中期目標と、当該目標に係る業務によって達成・貢献することが求められている政策目的との関係（又は政策の中での位置付け）についての分析

- 効率性、生産性、サービスの質の向上に係る取組とその成果の検証

- 評価の基準の客観性・明確性

- 分析、結論に至る考え方・理由・根拠及び評価の結果についての説明の分かりやすさ

1-1-2 次のアプローチを注視する。

- 評価を通じて、法人に対して、業務運営の改善・向上等を促すアプローチ

「第 2 各法人に共通する個別的な視点」関係

「1 政府方針等」について

2-1-1 次の点について特に留意する。

- 平成 20 年度が実質的に初年度に当たる「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）についての法人の取組状況

- 当委員会が主務大臣に通知した勧告の方向性のうち、平成 20 年度において取り組むこととされている事項についての法人の取組状況

- 平成 19 年度業務実績評価における各法人に共通する個別的な視点に関する指摘事項への対応

2-1-2 独立行政法人評価に関係する主な政府方針の例は次のとおり。

- 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）

- 「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）

- 整理合理化計画

- 「随意契約の適正化の一層の推進について」（平成 19 年 11 月 2 日公共調達適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）

2-1-3 当委員会がこれまで示してきた関心事項等は次のとおり。

- 「平成 13 年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第 2 次意見」（平成 14 年 12 月 26 日政策評価・独立行政法人評価委員会）

- 「研究会報告書」（平成 16 年 6 月 30 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会）（研究開発関係法人の評価における関心事項、教育・指導・訓練関係法人の評価における関心事項、公共用物・施設設置運営関係法人の評価における関心事項、振興助成・融資関係法人の評価における関心事項、平成 15 年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項（「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係））

● 「平成 16 年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項」(「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係)(平成 17 年 7 月 11 日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会財務内容の改善等についての評価方法の在り方に関する研究会)

● 「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」(平成 20 年 9 月 5 日独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チーム)

2-1-4 なお、整理合理化計画において各府省の独立行政法人評価委員会が取り組むこととされている次の事項については取組状況を把握する。

● 法人の監事との連携状況(内容、評価に対する反映)

● 国民からの意見募集(方法、評価に対する反映)

「2 財務状況」について

2-2-1 当期総利益又は当期総損失については、次の点に特に留意する。

● 1億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析

● 経常損益では損失を計上していたものが最終的に利益計上となった場合において、その経緯の分析

● 1億円以上の当期総損失がある場合において、その発生要因と業務運営上の問題の有無の分析

2-2-2 利益剰余金又は繰越欠損金については、次の点に特に留意する。

● 法人又は特定の勘定で、年度末現在に 100 億円以上の繰越欠損金を計上している場合において、当該繰越欠損金の解消計画の策定状況及び当該解消計画の進捗状況とそれらに係る分析

● 法人又は特定の勘定で、年度末現在に 100 億円以上の利益剰余金を計上している場合において、当該利益剰余金の発生要因と業務運営上の問題の有無についての分析

2-2-3 運営費交付金債務は、平成 20 年度に交付された運営費交付金の執行率が 90%以下の法人・勘定の分析について、特に留意する。

「3 保有資産の管理・運用等」について

2-3-1 個別法に基づく事業としての資金運用及びそれ以外の資金運用で時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性のあるものの評価の取組が十分かについて特に留意する。

2-3-2 非金融資産については、次の点に特に留意する。

● 財務諸表における減損又はその兆候の注記を把握した上での、減損又はその兆候に至った固定資産(注)について、減損等の要因と法人の業務運営との関連の分析・評価

● 整理合理化計画で処分等することとされた資産について、処分等の取組の評価

(注) 「独立行政法人会計基準」(平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会)によれば、下記の場合に減損の兆候を認め財務諸表に注記するとともに、一定の場合に減損を認識し財務諸表に計上することとされている。

- ・ 固定資産が使用されている業務の実績の著しい低下
- ・ 固定資産の使用可能性を著しく低下させる変化
- ・ 業務運営環境の著しい悪化
- ・ 市場価格の著しい下落
- ・ 固定資産の全部又は一部を使用しないという決定を行ったこと

2-3-3 債権の管理等については、次の点に特に留意する。

● 融資等業務による債権及び融資等業務以外の債権で貸借対照表計上額が 100 億円以上のものについて回収状況等の評価

● 融資等業務以外の債権のうち、関連法人に対する貸付金は、当該貸付の必要性についての評価

「4 人件費管理」について

2-4-1 福利厚生費について、次のような法人の活動の必要性にかんがみ、当該活動の評価の取組が十分かについて特に留意する。

● 「独立行政法人のレクリエーション経費について」(平成 20 年 8 月 4 日行政管理局長通知)において、レクリエーション経費について求められている国におけるレクリエーション経費の取扱いに準じた予算執行、予算編成作業

● レクリエーション経費以外の福利厚生費(法定外福利費)について、経済社会情勢の変化を踏まえた、事務・事業の公共性・効率性及び国民の信頼確保の観点からの法人の見直し等の活動

2-4-2 給与水準の厳格なチェックに当たっては、国と異なる諸手当の適切性について、特に留意する。

「5 契約」について

2-5-1 契約手続の執行体制や審査体制の整備状況に関する評価の取組が十分かについて、特に留意する。その際、次の点に留意する。

● 審査体制の整備方針(整備していない場合は整備しないこととした方針)

● 契約事務における一連のプロセス

● 執行、審査の担当者(機関)の相互のけん制

● 審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制の実効性確保の考え方

2-5-2 法人の契約の適正性の確保の観点から、随意契約についての評価の取組が十分かについて、特に留意する。その際、次の点に留意する。

● 「随意契約見直し計画」の進捗状況及び計画の効果についての分析・評価

● 随意契約の金額、件数及びこれらの割合の対平成 19 年度比の増減。増加している場合の要因分析と評価

● 随意契約の相手方が第三者に再委託している状況の把握。再委託理由と随意契約理由との関係。法人と随意契約の相手方との継続的な関係の有無。法人による承認等の手続の履践状況

2-5-3 法人の契約の適正性の確保の観点から、一般競争入札であって一者応札となった契約についての評価の取組が十分かについて、特に留意する。その際、次の点に留意する。

● 応札条件。応札者の範囲拡大のための取組

● 第三者に再委託している状況の把握。当該契約に係る一般競争入札の導入事情。法人と契約の相手方との継続的な関係の有無。法人による承認等の手続の履践状況

2-5-4 契約方式等に係る規程類については、「独立行政法人における契約の適正化(依頼)」(平成 20 年 11 月 14 日総務省行政管理局長事務連絡)において講ずることとされている措置の状況について、特に留意する。

「6 内部統制」について

2-6-1 次のアプローチを注視する。

● 「第 2 各法人に共通する個別的な視点」の「2 財務状況」から「5 契約」までの取組に限らず、整理合理化計画を踏まえて内部統制の向上のためにとられた措置の把握、評価

● 法人の規模、特性等に応じた内部統制の在り方の検討を促す評価

「7 関連法人」について

2-7-1 次の点に特に留意する。(なお、関連法人に対する業務委託については、「5 契約」において対応)

● 出資等に関する規程等の整備状況とその内容(出資目的を達成した場合における措置等が明記されている)

か)の適切性についての評価

- 出資目的の達成度、出資先の経営状況を踏まえた上で、出資を継続する必要性についての評価
- 出資先の経営状況の分析と出資先に対する法人の指導状況についての評価

「8 中期目標期間終了時の見直しを前提にした評価」について

2-8-1 次の点に特に留意する。

- 中期目標において、目標期間中に取り組むこととされている事項のうち、取組時期等が明記されていないものについて、目標達成に向けた各年度における具体的な取組状況の評価

2-8-2 次のアプローチを注視する。

- 業務実績の評価にとどまらず、業務の必要性や新たな業務運営体制の考察に踏み込むアプローチ

「9 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価」について

2-9-1 次のアプローチを注視する。

- 法人業務に対する国民のニーズを把握して、業務改善を図る取組を促すアプローチ
- 法人における職員の積極的な貢献を促すための取組（例えば、法人の姿勢やミッションを職員に徹底する取組や能力開発のための取組等）を促すアプローチ